序　章　　「自己点検・評価に関するこれまでの取り組みと今後にむけて」

京都産業大学は、2005（平成 17）年に創立 40 周年を迎えたのを機に、10 年後の創立 50 周年（2015（平成 27）年）に、本学が社会の負託に応えるべく、どのような姿であってしかるべきであるか、目指すべき本学の将来像を画いた中・長期ビジョン、すなわち、「グランドデザイン」を策定した。教育、研究、学生支援、キャンパス計画、財政、管理運営など、大学運営に関わる全ての領域について、学内で総点検を行なったうえで、策定したものであり、現在その実施、推進過程にある。

また、その「グランドデザイン」策定とあわせて、本学はコミュニケーション・スローガンとして“ＰＯＷＥＲ　ＵＮＩＶ.”を掲げた。これは、「自由だが鍛えられる大学、厳しいが成長できる大学」として、未来に繋がる確かな“力”を“ＰＯＷＥＲ”という言葉に集約させ、さまざまなＰＯＷＥＲを培っていく大学でありたいという願いを込めたものである。

このスローガンの策定に当たっては、事前に学外で本学のイメージ調査を実施し、そのイメージ調査を踏まえて、学内で検討を重ねた。これは、まさしく自己点検・評価の理念である改革・改善に向かって自大学を見つめなおす作業でもあった。いわば、このスローガン策定そのものも自己点検・評価作業の１つであった、といえる。

本学での自己点検・評価活動の足跡をたどると、その活動は、1992（平成４）年に、外国語学部、理学部において自己点検・自己評価活動に着手したのを皮切りに、以後、経済学部、経営学部、法学部、工学部などの学部に加え、一般教育研究センターなど（現在は、全学共通教育センター、体育教育研究センターに組織変更）、日本文化研究所などの４つの研究所と鳥インフルエンザ研究センターを付設し、それぞれが個別に点検・評価活動に取り組んできた。

自己点検・評価報告書の作成については、本学自己点検・評価運営委員会により、1998（平成 10）年、及び 2000（平成 13）年に『京都産業大学の現状と課題　－自己点検・評価報告―』と題する報告書を作成した。さらに翌 2001（平成 14）年に（財）大学基準協会へ相互評価を申請し、大学基準に適合している旨の認定を受けた。その際に同協会から勧告２点および問題点に関する助言４点の指摘を受けたが、本学は、指摘された問題点を真摯に受け止めて改善に努め、2004（平成 16）年には（財）大学基準協会への認証申請してはいないが、独自に自己点検・評価報告書をまとめ、その後に『改善報告書』(2005（平成 17）年７月報告）を作成して、(財）大学基準協会に提出した。この自己点検・評価報告書は、『京都産業大学の現状と課題　2004－自己点検・評価報告―』として、学内外にＷｅｂにて公開されている。

本学は、認証評価の本来の目的である「大学の自己改善力」の強化を図り、この自己点検・評価の活動を「大学の改善・改革を行うための手段」として、ＰＤＣＡ（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活性化させ、全学的に気を引き締めて、「学士課程教育」の充実をはかり、大学としての質保証を目指す決意である。

本　章

第１章　理念・目的

■　大学全体

（１）京都産業大学の理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学は、1965（昭和 40）年、戦後日本の大学と精神文化の荒廃に憂慮された、宇宙物理学者荒木俊馬博士の手によって、理学部と経済学部の２学部で創設され、現在８学部 18 学科、８研究科からなる一拠点総合大学となっている。本学が掲げた大学創造の基本理念は、教育と研究を社会から切り離さず、大学を社会のなかの存在と位置づけることである。この姿勢が、「京都産業大学」としての大学名に込められている。創設された理学部には創設者の専門領域である物理学科があり、これが 2008（平成 20）年ノーベル物理学賞受賞者益川敏英教授を本学教授として迎え入れていた母胎であるが、この物理学科とともに、当時世界最速の電子計算機 TOSBAC-3400 を導入し、1969（昭和 44）年には日本で最初の計算機学科を開設した。本学は、その後も、実学系の学部を開設してきた。

「建学の精神」に掲げられた教育目標は、「将来の社会を担って立つ人材の育成」である。その人材とは、人倫の道をふみはずすことなく、社会的義務を立派に果たし、全世界の人々から尊敬される日本人として、全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもち、日本古来の美しい道徳的伝統を精神的基盤とし、東西両洋の豊かな文化教養を身につけ、絶えず変動する国内情勢に関して十分な知識をもち、その科学的分析によって正しい情勢判断のできる能力を備えた人間であって、「如何なる時局に当面しても、常に独自の見解を堅持し自己の信念を貫き得る人間」である。

大学の使命は、「知の創造と継承」、「優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進」（1998（平成 10）年大学審議会答申）であるが、「京都産業大学教育研究総合施策――教育研究のエクセレンス化に向けて――」（2003（平成 15）年１月）において坂井東洋男学長は、本学の目指すべき大学を「専門的素養をもった教養人の育成を重視し、最先端の研究の志向と高度な専門的職業能力の育成のために大学院の充実を図り、地域社会に開かれた生涯教育機会の提供を進める大学」と規定した。

「知の創造」「独創的な学術研究の推進」は、大学と大学教員に課せられた使命であって、本学は、国内はもとより世界的なレベルで評価をうける研究の場となることを志向している。

また、人材養成としての機能においては、本学「建学の精神」で謳われた「将来の社会を担って立つ人材」の育成が本学の使命であり、そのための学部教育の充実を図ることはもちろん、高度専門職業能力をもった人材を養成するために大学院修士課程の拡充を図り、

本学の卒業生が研究者としてさらに多く本学を含めた大学の教壇に立てるように指導支援することも重視している。

（１）－２　大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学の理念・目的・教育目標をもっとも端的な形で示す内容となっている「建学の精神」は、本学建物の各入口、教員室、図書館などにパネルで掲示し、常時、学生・教職員・来訪者の目に止まるようにしている。学外からは、インターネットを通してその内容が分かるようにホームページに掲載している。

また、「建学の精神」を具体化して、歴代の学長がその教学施策をいかに進めるかを示す「教学の理念」も、ホームページに掲載している。

本学の創設者荒木俊馬博士の生涯と本学創設の経緯について記された『学祖　荒木俊馬先生と京都産業大学――建学の心をたずねて――』（124 頁）を刊行し、ホームページでも読めるようにしている。

さらに、本学創設に際してその理念・目的が述べられている荒木俊馬総長による「開学式挨拶」、第１回・第２回・第３回の「入学式告示」、第１回・第２回の「卒業式祝辞」をまとめて掲載した冊子「京都産業大学　教学之源流」を編集して、新入生に配布している。

以上のような掲示や出版物による周知方法に加えて、2006（平成 18）年度から、全学共通教育科目として「大学の歴史と京都産業大学」を開講し、世界と日本における大学の歴史、現代の高等教育の現状と課題等の「大学論」とともに、本学誕生の時代背景と建学の目的、「建学の精神」の意味するもの、創設者荒木俊馬総長の生涯と業績等「京都産業大学論」からなる内容を講義し、学生に本学がいかなる背景のもとに、どのような狙いと意図、使命をもって創設されたかを説き起こしている。

全学的な取り組みとしては、全国各地で開催する「京都産業大学ＤＡＹ」や、本学で開催する「オープンキャンパス」、高校生に対する「模擬授業」などがあり、その中で、理念・目的・教育目標等の周知を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本学「建学の精神」の内容は、創立から 44 年が経過しようとする 21 世紀の今日において、いささかも古びてはいない。むしろグローバル化の進展する現在、ますます輝きを増すものとなっていると評価できる。さまざまな国や民族の人々と交わり、地球規模で活躍する人材は、自らの文化的アイデンティティを確立することなしに育成できないからである。日本や東洋の伝統文化と西洋の知的伝統を身につけ、正しい倫理観をもち、科学的知見に基づく判断力をもった人材の育成が求められるのであり、これが本学の使命であって、「建学の精神」を今後も高く掲げ、これを実質化していくことがさらに求められる。

本学創立 40 周年にあたる 2005（平成 17）年に、本学教職員約 100 名の手によってまとめられた『創立 50 周年（2015 年）を目指した「グランドデザイン」』（本学中長期将来構想）

においても、「『建学の精神』に立ち返る」、「社会の負託に応え得る大学」「一拠点総合大学」を今後の改革方向の基本線と定めて、教学改革・研究改革・学生支援・社会貢献・キャンパス計画・管理運営・財政改革の施策を検討立案した。

今日、大学教育が「学士課程教育」として位置づけられ、専門教育とともに「教養教育」の重要性が指摘され、大学生としての「学士力」の養成が求められている。

本学は、大学の大衆化が進展した 1971（昭和 46）年に、他大学に先駆けて、教養課程一般教育科目にコース制を設け、授業テーマを科目名にして、専門教育科目と組み合わせるクサビ型に履修するシステムを編み出した。各学部共通の教養科目である「人間科学教育科目」の 2008（平成 20）年度開講数は、半期科目を含めて 240 科目となっており、充実した内容となっている。

また、各学部学科の専門科目についても、一拠点総合大学の利点を活かして、他学部の関連科目を履修できるように教育課程を編成している。

本学は、「将来の社会を担う人材の育成」という「建学の精神」にもとづいて、豊かな人間的能力（ヒューマンスキル）、概念的・論理的能力（コンセプチュアルスキル）、技術的・実践的能力（テクニカルスキル）からなる「根幹的実力」養成をキャリア教育と位置づけ、専門教育と教養教育と併せて、入学から卒業までの全課程においてキャリア形成支援教育を実施してきた。キャリア教育の育成目標であるこの「根幹的実力」は、今日、学士課程教育に求められる「社会人基礎力」「ジェネリックスキル」などと同等の教育目標と言える。

現在の大学院在籍者は、前期・修士課程 106 名、博士課程 26 名、法務研究科大学院 166 名で、同規模の学生数をもつ他大学に比して、大学院学生数がかなり少ない。「最先端の研究の志向と高度な専門的職業能力の育成のための大学院の充実」が抜本的に図られなければならない。

高度職業人の養成のための大学院については、2002（平成 14）年度にはマネジメント研究科修士課程、2004（平成 16）年度には、同研究科博士課程と法科大学院が開設されている。また、2007（平成 19）年には社会人を対象とした経済学研究科通信教育課程が開設されており、軌道に乗っている。

本学卒業生が研究者として大学の教壇に立てるように指導支援することは、「知の創造と継承」を使命とする大学にとってゆるがせにできない。すでに 2002（平成 14）年４月に、「本学大学院博士課程を修了した者または本学学部を卒業し他大学大学院博士課程を修了した者」で優秀な研究能力を有すると認められた場合、本学の「特約講師」（最長期間３年）として処遇し、将来大学等の学術研究機関への就職を支援する制度が立ち上がっており、この制度が積極的に活用されている。

研究分野では、残念ながら「ＣＯＥプログラム」の採択には至っていないが、科学研究費補助金については、申請件数、採択件数ともに増加傾向にあり、戦略的研究基盤形成支援事業等、各種の競争的支援事業にも採択されている。

大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性についてであるが、「建学の精

神」は、本学創設の理念、目的、教育目標を 350 字余りでコンパクトに凝集したもので、これを読めば、本学の建学の理念が把握できる内容になっている。しかし、凝集した内容であるだけに、それだけでは、本学がいかなる背景のもとに、どのような狙いと意図、使命をもって創設されたかを知るには不十分である。

より詳しく本学の理念・目的・教育目標を知るには、さらに荒木俊馬総長の臨場感溢れる言葉の詰まった「教学の源流」や、「学祖　荒木俊馬先生と京都産業大学――建学の心をたずねて――」を紐解く必要がある。これらの文献は、インターネットを介して読むこともできるが、そのためには、学生がそれにアクセスする必要がある。

また、共通科目として開講している「大学の歴史と京都産業大学」科目は、春学期のみの開講であり、履修者数は入学生数約 3,000 名の一割強の 300 名余りに過ぎない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

今後、学則に明記された各学部学科の教育目標に沿ったアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの彫琢とその実現に向けた改革改善が求められる。

一拠点総合大学のメリットを活かしたフレキシブルなカリキュラムにむけて、さらに改革を図っていく必要がある。現在、13 のテーマ別融合プログラムが走っているが、これを整理し、学部間の融合プログラムの充実を図り、将来的には副専攻制の実現に向けた検討を進める必要がある。

また、教養教育の更なる充実に向けて、その実施組織である全学共通教育センターの運営方式についても、一部の教員に任せるのではなく、全学部が主体的に関与できるように、各学部カリキュラムに責任をもつ教員の参画を求めるなどして、文字通り、全学的な運営が図れるように改める必要があり、この方向での検討が進んでいる。

キャリア教育については、全学から多くの教員、職員が関与しているが、さらにその数を増やす必要がある。

大学院を充実させる方策については、学部１年次からの大学院進学指導の強化、既に一部の学部で行われている３年次からの飛び入学や学内推薦入試の拡充を図るとともに、将来的に学部・修士一貫教育（５～６年）で高度専門職業人の養成を行うことを検討する。そのために学部と大学院を連結するジョイント・カリキュラム（３・４年次に大学院科目を履修し大学院に入った時に大学院科目として認定）を構想する。また、国の政策「留学生 30 万人計画」を承けて、外国人留学生の獲得を図るために、必要な施策を検討する。

研究活動の充実についても、2002（平成 14）年度に設置された研究機構を通して、学内研究所の研究支援と教員の研究活動活性化に向けての支援（総合研究支援制度）を引き続き強化する。

大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法については、学生に対してインターネットにアクセスさせるための仕掛けを工夫する。さらに、全学共通教育科目「大学の歴史と京都産業大学」科目を、秋学期にも開講するなど、その実施方法についても検討していく。

さらに多くの学生の履修が可能になる方策を考える必要がある。

（２）京都産業大学の理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

本学の理念・目的・教育目標を検証する恒常的な全学的な制度、仕組みは、自己点検・評価委員会以外には、現在のところ存在しない。ただ、2004（平成 16）年４月に開設された本学法務研究科（ロースクール）には、マスコミ界、一般企業、他大学、卒業生等の委員からなる外部評価委員会があり、専門職大学院としての法務研究科の教育研究活動に関して、外部の目から点検評価する制度である。

また、本学創立 40 周年にあたる 2005（平成 17）年には、約 100 名の教職員の参加によって、10 年後の創立 50 周年を目指した本学のグランドデザイン（将来構想）の策定作業を行ったが、その際、本学の教育理念・目的・教育目標について、全面的に見直しを行った。

〔点検・評価〕

本学の教育研究活動、さらには根本的に本学の理念・目的・教育目標が実際に現実の社会において適合したものであるかどうかを検証することは、必要不可欠な作業である。その意味で、本学ロースクールに見られるように、外部評価委員会を設けることは、重要である。また、グランドデザイン策定作業は、実質的に本学の理念・目的・教育目標を検証する作業でもあった。

〔改善方策〕

本学の理念・目的・教育目標を検証するための外部評価委員会を立ち上げることが求められるが、グランドデザイン策定のように、今後、全学的な規模で定期的に本学の将来構想を検討するようにする必要がある。

しかしまた、現実には、学生の志願率や就職率の動向、また卒業生の社会のなかでの評価等によっても、本学の理念・目的・教育目標は、日々、検証にかけられていると言える。これらの動向や実態を調査して、常に本学の理念・目的・教育目標を検証する仕組みが求められる。

１　学部等の理念・目的

Ａ　経済学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

建学の精神は「将来の日本の社会を担って立つ人材の育成」である。

この建学の精神にもとづき、経済学部の教育目標は次のように設定されている。「世界と日本の経済社会の変化は目まぐるしく、様々な面で高い能力をもつ人材が求められている。経済学部では、建学の精神を踏まえ、次のような人材の育成を目指す。それは、健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の養成です。」

この目標を達成するために、①徹底した基礎的導入教育、②段階的な学修プログラム、③系統的な学修を可能にする専門コース制、④１年次から４年次まで一貫した少人数教育の実施、⑤グローバル化・情報化に適応する能力の強化、⑥経済学の枠を越えて、学生の興味や関心に応じた総合的な学修が可能なプログラム、以上６つの特徴をもつカリキュラムを提供している。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

経済学部の教育目標は先ず受験生を対象とする冊子『大学案内』において、わかりやすく紹介している。そして、入学時には、『学部履修要項』のトップページに記載するとともに、オリエンテーションを通して説明している。また、在学生に対しては、学期直前のガイダンスや、専門コース制・演習Ⅰ募集の説明会や質問会において、教育目標に基づく履修内容の解説を繰り返し行っている。さらに、学生の保証人を対象にした地方および本学において開催する教育懇談会（「京都産業大学ＤＡＹ」）においても、教育目標およびそれに関わる具体的な教育プログラムを説明している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2005（平成 17）年３月に策定された『創立 50 周年（2015 年）を目指した「グランドデザイン」』では学部教育としても「格調高い人格形成の上に、日本・京都文化に通じ、国際的教養を身につけ、国内外で国際的視野に立って活躍できる人材の育成」が謳われている。

経済学部は、2006（平成 18）年、カリキュラム改革と合わせて、その教育目標について、本学のこの方針を踏まえて見直しを行ったが、それまでの教育目標に大きな変更を加える必要のないことを確認し、一部の字句の変更にとどめ、上記のような目標を設定している。

ただし、教育目標は、その達成のために運営されるカリキュラムの中に、具体的な形として反映させることによって、その真価が問われる。

経済学部は、教育目標をより適切かつ有効に実現し、激変する 21 世紀の潮流・社会の要請に合致させるべく、2006（平成 18）年、これまで運営してきた経済学部カリキュラムを抜本的に見直すための審議を行い、新たな経済学部カリキュラムを、2007（平成 19）年度より運営実施するに至っている。その見直しに際して議論された最大の問題は、経済学の基礎的な導入教育を終えた２年次生以降の学部生に対して、学部専門科目の学修を適切に提供して、いかにしてその学修効果を高めることができるかという点にあった。

これまでの学部生には、学部専門科目の履修について「履修モデル」というガイドラインを提示して専門分野の学修の手助けをするというカリキュラム運営が行われてきたが、時代の進展とともにこのガイドラインのもつ有効性に限界が生じ始めたため、その具体的な解決策として、新たに「専門コース制」を導入する等、包括的な改革となった。それは、まさに経済学部の限られた教員組織・教育施設の下でその教育目標を最大限に具現化したものと評価している。

本学部の卒業生に対する社会的評価は高く、国内外の企業、国・地方自治体において経済人・公務員として活躍しているが、現在、この新しいカリキュラムに沿ってさらなる教育効果を上げて“優れた経済人”を育成するよう、努力しているところである。

なお、本学の「建学の精神」や経済学部の「教育目標」については、入学前や入学後の配布物やそれに基づく説明を通して、学生をはじめ保証人に理解されていると判断している。

ただし、単なる説明に留まるだけでは、教育目標およびそれの具体的実施内容を周知するには限界がある。経済学部生に周知徹底させるには、それぞれの具体的な学修プログラムに教育目標を反映させるきめ細かい対応も必要である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

経済学部の教育目標は、当面、変更を必要としない。ただし、この目標およびそれを実現する具体的な教育課程については、常にカリキュラム委員会でチェックをしながら、改善すべき点は改善するという方針で臨むことが肝要である。

教育目標とそれを具体化したカリキュラムを周知させるには、現在実施されている方法で十分だと考えられるが、学生による「授業の相互評価」アンケート等により周知の有効性をチェックしていく。

なお、新カリキュラムにもとづく第１期卒業生は、2010（平成 22）年度に送り出す。将来的には、彼らが卒業した後に、教育目標とカリキュラムを点検し、必要な改善策を検討すべきであると考える。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学部では、理念・目的・教育目標について、経済学部カリキュラム委員会において取り上げ検討した後に、学部教授会において審議している。

また、学部教育目標は、毎年度春学期開始前のオリエンテーションおよびガイダンスを経済学部が開催する際に、学部生全員に配布する『学部履修要項』の冊子に掲載されることから、事前に毎年度の学部長およびカリキュラム委員会において、学部履修要項の内容と教育目標等についても点検することとしている。

〔点検・評価〕

2006（平成 18）年には、カリキュラム改革が学部カリキュラム委員会においては検討された。このカリキュラム改革とともに、学部教育目標について過去にまで遡って検討することになった。しかし、カリキュラム委員会では従来の教育目標を抜本的に変更する必要はないとの結論に至り、字句の一部修正に留めることを確認し、学部教授会の承認をえた。

学部のカリキュラムや、そのカリキュラムを実際に運営する細かな事項について、精力的に検討する機能をもつ学部カリキュラム委員会において、教育目標の妥当性についても慣例として検証してきたことは、大筋において適切な対応であると判断される。

〔改善方策〕

学部の教育目標の妥当性を検証する仕組みがないとはいえ、それを代替する機能を学部は有している。全学的に理念・目的・目標を検証する組織を立ち上げる計画があれば、経済学部もこれに連動することになる。

現在はカリキュラム委員会において妥当性の検証を行っているが、将来は、学部内に独立の小委員会を設けて、恒常的に検証できる仕組みを作りたい。

Ｂ　経営学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

経営学部は、現在、「経営諸科学を学ぶ中で獲得した知識や考え方を基盤にして、組織運営の様々な局面で発生する問題を多様な視角から捉えて、それに対する解決の方策を見出して、意思決定を行うと共に、それを実行出来る能力をもった人材の育成」を行うことを教育目標としている。組織は多様な人々の協働によって作られているから、意思決定はそ

れらの人々の調整の上で行われる必要がある。したがって、このような能力には、調整の能力をも包含していることは、いうまでもない。そうした調整の能力を含めて、本学部は「マネジメント能力」とよんでいるが、本学部が目指すのは、そのような「マネジメント能力」をもった人材の育成である。

この経営学部の「教育目標」を踏まえて、３つの学科ではそれぞれの教育目標を以下のように定めている。

＜経営学科＞

企業や様々な組織の戦略や組織構造、経営行動についてのさらに専門的な知識や考え方を身につけて、企業や様々な組織の経営を担える人材の育成。

＜ソーシャル・マネジメント学科＞

社会のいろいろな分野についての知識と経営諸科学の知識や考え方を融合させて、社会的な問題の解決を意識しつつ企業や様々な組織の経営を担える人材の育成。

＜会計ファイナンス学科＞

会計とファイナンスについてのさらに専門的な知識や考え方を身に付け、企業や様々な組織の経営を担える人材や会計・ファイナンスの専門職業人として活躍出来る人材の育成。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学では、学則の中で各学部の教育目標を明示しており、経営学部の教育目標もそこに掲げられている。また、毎年作成され、学生に配布される「経営学部履修要項」の冒頭に、「教育目標」とそれに基づく教育のあり方についての文章を掲載しているので、それらを通して周知され得るようになっている。それと同時に、１年次入学の際に開かれるオリエンテーションや全１年次生が参加する「経営学部入門リレー講義」の冒頭でも、学部長が学部の「教育目標」を必ず語ることにしており、それを通しても学生への周知を図っている。毎年秋に開かれる保護者との懇談会においても、学部長が「教育目標」を保護者に説明している。さらに、学部のＷｅｂページや各種のパンフレットにも「マネジメント能力をもった人材の育成」が本学部の最も重要な目標であることを記している。このようにして、学生・教職員はもとより、受験生・保護者の方々に対しても本学部の教育目標が周知されるようにしている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本学部が現在の教育目標を設定したのは、2007（平成 19）年からであった。それまでは、1967（昭和 42）年の設置以来、本学部は「経営諸科学の研鑽を通じていかなる環境のもとでもなお自ら考え、判断し、行動しうる人材、すなわち『バランスのとれたものの見方や考え方が出来る、問題発見型・問題解決型の人材』の育成」を教育目標として掲げていた。しかし、これは極めて一般的な人材像を提示しているにすぎず、「経営学部」の人材育成の

独自性はこれによっては明確にはならないから、より経営学の内容に即した人材育成目標を作るべきであるという議論が、学部の自己点検・自己評価を進める過程で起こってきた。その背景には、20 世紀末から急速に進行した社会の変化が影響していた。これによって、多様な組織活動の重要性が増し、それらを動かしていける能力を有した人材に対するニーズが高まった。かつて「管理の科学」として出発した「経営学」も、そうした社会の変化を受けてしだいに変質し、世紀の転換期には「組織の科学」という方向を鮮明にするようになってきた。そうした状況を踏まえて、「経営学部」としては、多様な組織をマネジメントし得る能力をもった人材の育成を明確に打ち出すべきであるという声が大きくなった。そこで、2004（平成 16）年に本学部では、「教育目標」にあった「バランスのとれたものの見方や考え方が出来る、問題発見型・問題解決型の人材」を「『マネジメント能力にあふれた人材』とも言い換える」という表現で、学部の目指すべき方向性を指し示したものの、これでも必ずしも学部の独自性が明確ではないため、2007（平成 19）年に２学科増設を核とする学部改革を行ったのを機に、上記のように「『マネジメント能力』をもった人材の育成」を標榜することにしたのである。

21 世紀に入って社会はますます複雑さの度合いを増しており、組織の多様性もさらに増してきている。それゆえ、そうした様々な組織の運営を担える人材、すなわち我々のいう「『マネジメント能力』をもった人材」の必要性は増すことはあっても減退することはない状況である。したがって、本学部の教育目標はそうした社会ニーズにもっとも適切に対応したものであるということが出来る。

このように、社会における組織の多様性の増大とそれに伴う「『マネジメント能力』をもった人材」に対する需要の拡大に対応して、本学部は教育目標を最近改訂したばかりであり、現段階では、それが社会のニーズと大幅にずれているとは考えていない。むしろ、経営学部としては、自らの方向性を極めて明確に示しているという意味で、他大学の同種学部よりも一歩先んじ得たと考えている。とはいえ、昨今、社会の動きは過去には考えられなかったほどに急速化しており、教育目標についてもそうした急速な社会の変化を見据えつつ、的確にそれに対応出来るようにしていかなければならないことはいうまでもない。したがって、「最近修正した」ことにこだわることなく、普段に教育目標のあり方を見直していく体制と意識を学部内に備えておくことは、不可欠であると考える。もちろん、教育目標をそうした変化に即時的に対応させることがよいかどうかについては、議論があるであろう。理念・目標というものは、本来たびたび変わるべきでないものであるとも言えるからである。しかし、他面で教育機関としての大学、そしてその中での学部のあり方が社会的ニーズを常に反映させたものであらねばならないこともまた事実である。この両者の折り合いをどのように取っていくべきかは非常に難しいが、少なくとも社会のニーズから隔絶した目標になってしまわないように、常に検証を行う必要があることには異論はあるまい。とりわけ、経営学部は実学的教育を基盤としているが故に、この常なる検証の必要性はよりいっそう大きい。

このように教育目標の普段の検証作業は継続させねばならないが、それと同時に、必要となるのは、そうした教育目標が単なるお題目に終わらないようにしていくことである。この点については、実は、問題が多々あると言わねばならない。既述のように、本学部では、学則での明記、履修要項への記載、種々の行事の際の説明等を通して「教育目標」の周知を図っている。しかし、これらが有効に作用しているかというと、残念ながら必ずしもそうは言えない面があるからである。「履修要項」等に掲載されている文章については、昨今の学生は十分に目を通さないようになっており、また、学部長や教員の語りかけにしても、すべての学生に十分訴求し得ていないきらいがあるからである。Ｗｅｂ等についても同じようなことは言えるであろう。というよりも、そもそも、Ｗｅｂは外部発信機能が中心であるから、学部生が本学部のＷｅｂを頻繁にみるということはあまり想像しにくい。したがって、Ｗｅｂに掲載されている部分については、あくまで入学前に遡及させるという意味合いにしか、現在はなっていないように思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

「教育目標」については上述のように現時点ではとくに改善を加える必要性はないと考えられるが、その周知方法については、かなり改善を行わねばならないであろう。そのことを強く意識しつつ、今後も検証作業を行っていく。現在は、この「教育目標」を語るのは、もっぱら学部長の役割となっているが、今後は学部を構成するすべての教員が、自らの講義や演習を通して本学部の目指すところを学生に訴えていくようにしていくことが必要であると考える。もちろん、現在でもそれは部分的には行われているが、教員間の意思疎通を図り、それを全教員に広げていくことが重要な改善策になると思われるのである。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経営学部では、従来、「将来構想委員会」を兼ねる形で「自己点検・自己評価委員会」が常設されており、この委員会で「教育目標」の妥当性を検証する作業が行われていた。しかし、2006（平成 18）年に学部改組の作業に入ったため、「将来構想委員会」はその作業が一段落するまで休止することとなり、同委員会がもっていた「自己点検・自己評価委員会」の機能は「学部運営委員会」がしばらく引き継ぐこととした。この「学部運営委員会」は経営学部の教学面での業務執行の中心機関で、学科増設等の作業の中核を担ってきた。当然、その作業の過程で本学部の「教育目標」の検証もこの委員会が担い、2007（平成 19）年に「教育目標」の修正を行った際にも同委員会が主導した。しかし、学部改組も一段落付いたので、2008（平成 20）年には学科再編を含む過去３年間の学部の改革状況を点検・評価するために、「経営学部自己点検・自己評価委員会」を再度別置した。その結果、現在

は「教育目標」の妥当性の検証は、同委員会で行われている。

〔点検・評価〕

一時的に「学部運営委員会」が「教育目標」の妥当性を検証する機能を引き継ぎ、それを土台として新たな「教育目標」の策定を行ったことは、学部改革を進める上で大きな効果があったと言える。ただ、「学部運営委員会」はあくまで執行機能を担っている機関であるから、恒常的にそうした検証機能を保持し続けることは、客観性の面からも問題があろう。その意味で、2008（平成 20）年から「自己点検・自己評価委員会」を再度別置して、同委員会にその機能を移した。これによって、より客観的な立場から検証が継続的に行われることになるものと期待される。

〔改善方策〕

上記のように一時的に「学部運営委員会」が検証機能を引き継いだことによって、「教育目標」の修正がすみやかに行われたことは事実であるが、これはあくまで一時的なものであり、長期的には独立的な機関が検証機能を担うことが望ましいのはいうまでもない。その意味で、2008（平成 20）年から「自己点検・自己評価委員会」がこの機能を担うようにした。今後は同委員会がこの検証作業を行っていくことになるが、それにあたっては、同委員会が主体となって、全教員の意見交換会を開催し、教員間にもよりいっそう「教育目標」の共通理解が形成出来るようにする必要がある。

C　法学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法学部の理念は、今日のような激変しモラルが崩壊しつつある現代社会において、法を踏まえた適切な判断力とともに法を支える公共心をもった人材による良き社会の実現にある。そのために、法学部の目的は、法的思考力（リーガルマインド）と公共心の涵養を通じた市民的教養の形成および職業人としての基本的素養の修得を目指すことである。そして、その教育目標は、単なる専門的な法曹を目指す者の準備教育だけでなく、見識と社会性、責任感を兼ね備えた職業人ならびに市民を育成することにある。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

法学部においては、履修プログラム制と呼ぶ独自のカリキュラム編成によって、法学部の理念・目的・教育目標に即した人材養成の実現を試みている。同プログラムは７種類あ

り、２年次にプログラム登録を行う。登録は自由選択であり、プログラムの履修は卒業要件にしていない。学生は、このプログラムの選択とその履修を通じて、法学部の理念・目的・教育目標に接することができる。

これらを周知する方法として、履修要項の発行・配布、入学者および２・３・４年次生に対する履修ガイダンス・説明会の実施を毎年春と秋に行っている。

法学部生は、これらの要項や説明会を通じて、学生の可能性と自主性を尊重し、学生１人ひとりの興味や将来の進路に合わせて系統的に専門性を高めていくことができるという履修プログラムの長所を十分理解するとともに、実質的な法学部の理念・目的・教育目標を理解する。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2004（平成 16）年４月に法科大学院の設立に伴い、法学部の教育的目標を新たに見定める必要が生じた。そのために、法学部内の関連委員会および教授会で議論し検討した結果、上記の教育目標（法的思考力と公共心の涵養を通じた市民的教養の形成および職業人としての基本的素養の修得）に加えて、次の２つを教育目標とした。１つは、法曹教育を行う法科大学院に進学するための法曹準備教育、もう１つは、法曹以外の法学的専門職の職業観養成である。

前者の法曹準備教育は、履修プログラムの中の法曹・司法書士専修プログラムに関連し、新たな制度を設ける必要はなかった。他方、後者の法学的専門職の職業観養成については、その実施方法として、他学部との協力の下、2007（平成 19）年度に３つの新たなテーマ別融合プログラムを法学部主管として開設した。それらは、弁理士資格の取得を目標に理系学部の専門科目も取り入れた知財エキスパートプログラム、司法通訳人を目標に外国語学部の専門科目を取り入れた司法外国語プログラム、社会保険労務士の資格取得を目標に経営学部の専門科目を取り入れた人事・労務プログラムである。これらのプログラムは、かねてから京都産業大学が推進してきた融合教育の一環と位置づけることができる。

このことは、従来、法学部が正面から取り上げてこなかった法学関連の資格取得に新たに焦点を当てたという意味で画期的な教育システムであると言える。

法学部の理念、目的および教育目標は、法学部生に十分理解されていると評価できる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

テーマ別融合プログラム（知財エキスパート、司法外国語、人事・労務）について、履修生が４年次生になっていないので、今後この新たな試みの成果を検証する必要がある。

法学部は、日本および国際社会双方における近年の大きく複雑な変化とそこから生じる新たな社会的課題に迅速に対応するために、以上の改善方策だけでなく、根本的な改善策を検討するに至った。それは、新学科構想であり、具体的には、伝統的な法学理論教育をベースに政策論的実践的な教育を行う法政策学科の設立である。

法政策学科も、法律学科と同様に、学生の自主性を尊重した履修プログラム制（人間の安全保障、社会安全、社会政策、行政、法政歴史）を採用する予定である。新学科構想は、2008（平成 20）年度申請、2009（平成 21）年度実施の予定で進んでいる。

今後とも、法学部履修要項の発行・配布および説明会の実施をより改善しつつ継続して行うこととする。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

法学部の理念、目的、教育目標の妥当性を検証する委員会として、自己点検・評価委員会が存在する。しかし、当該委員会の事実上の活動が、５年ごとの自己点検評価報告書の作成に限られている現状から、このような包括的問題の提起および検討は、もっぱら学部長のイニシアティブによって臨時の特別委員会およびその下部機関である作業部会を設置して、実施している。当該委員会・作業部会は、関連分野の教員に加えて、既存の自己点検・評価委員会、企画委員会、カリキュラム委員会等出身委員から構成され、法学部の理念等の根本的課題が検討される。教授会が、その委員会の答申を受けて、裁可する仕組みとなっている。

今回の新学科構想に関連して、法学部の理念等の見直しおよび新学科の新たな教育目標等の検証も、新学科準備委員会およびその下部機関である新学科作業部会が 2007（平成 19）年度に臨時に設立されて、実施された。

〔点検・評価〕

自己点検・評価委員会の活動範囲が限定されていることは、問題があると思われる。他方、学部長のイニシアティブによる臨時の特別委員会の設置は、社会状況に応じ時宜を得て行われる点において、高く評価できる。その反面、学部長が社会的変容、社会の大学に対するニーズおよび大学・学部の将来あるべき姿に常に目配りしていなければならず、そのことが学部長への過重負担となりかねない。

〔改善方策〕

学部長のイニシアティブの融通性や有益性を保持しつつ、学部長の任務の軽減を図るために、本来機能すべき自己点検・評価委員会が、他の関連委員会（企画、履修指導委員会等）と連動して、法学部の理念等の検証および将来構想も常に見直すように心がけなければならない。このような連動の方向を検討していく。

また、臨時の特別委員会を設置して検証システムとしてきたが、常設の機関を設立して検証することによって、法学部の将来像を構想することも検討する必要がある。

D　外国語学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

外国語学部は、開学より２年後の 1967（昭和 42）年度に、経営学部、法学部とともに設立された。設立当初は、英米語学科・ドイツ語学科・フランス語学科・中国語学科・言語学科（ロシア語専修・スペイン語専修・インドネシア語専修・言語学専修）の５学科４専修であったが、少し遅れてイタリア語専修が増設され、30 余年間５学科５専修体制で運営されてきた。本学に、新たな人文科学の文化学部が増設された 2000（平成 12）年度に、大規模な外国語学部のカリキュラム改革を実施し、言語学科言語専修が廃止され５学科４専修となった。その間の国際社会のグローバル化の進展を背景に、2008（平成 20）年度に、国際関係学科が増設され、６学科４専修となり、現在に至っている。学科および専修に増減はあったものの、総合大学の中にあって６学科８専攻語を擁し、人文科学と社会科学が融合する学部として運営されている。

本学部は、設立以来一貫して、優れた語学力を基盤に高い教養を身につけ、将来、国の内外で活躍できる人材を育成することを教育目標としている。

グローバリゼーションが進展する今日、異文化理解や国際協力を実現するためには、「ことばの壁」を乗り越えなくてはならない。本学部では、専攻する外国語の優れた運用能力を獲得するとともに、その言語が話される国や地域の社会、歴史、文化や広く国際社会への理解を深めることを目的とする。また同時に、外国語を学ぶことは、私たちの母語である日本語や日本の文化・社会を見つめ直す機会を与えてくれることでもあり、国際社会において自らの考えを堂々と主張できる人材の養成を目指している。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

①学内に向けては、『外国語学部履修要項』に加えて、本学の「教学の理念」、「学則第２章第２条２本学の各学部・各学科の目的」および「外国語学部の教育目標」に明記されている。外国語学部のホームページ上にも掲載している。外国語学部の「目的・教育目標」については、学部全体として、入学時のオリエンテーション、２・３・４年次生向けの年２回の履修ガイダンス、２・３年次生向けの学年末の演習ガイダンス、全学部生向けの年２回の留学説明会等を実施して、履修に臨むことを指導している。学部としてとくに力を注いでいるのは、各学科・専修単位で実施する新入生オリエンテーションである。その後も継続的に、低学年生向けの学年末の学科・専修履修説明会やセメスター毎の学科・専修留学説明会等を実施して、キャリアプランに基づく体系的・計画的履修を促している。４年間を通した一連の履修指導の成果として、所期の職業に就き国内外で活躍する卒業生の

割合は、確実に増加している。

これらの外国語学部卒業生の活躍を通して、在学生にメッセージを伝える試みも始めた。外国語学部のホームページにこれに特化したサイトを設け、卒業生に在学生にあてたメッセージを寄稿してもらう他、卒業生本人を招いて外国語学部講演会で親しく話してもらうなどしている。

②学外に向けては、外国語学部のホームページの他に、学部広報パンフレットとして『京都産業大学外国語学部』ガイドを外国語学部事務室が編集・出版している。学部・学科・専修の目的と教育目標を巻頭に置き、６学科４専修をひとつずつ取り上げて、在学生の学生生活や卒業生の活躍を紹介している。また、オープンキャンパスや高校での模擬授業等の機会にも、大学の理念・外国語学部の目的・各学科専修の到達目標・在学生の実践や卒業生の活躍等の紹介を積極的に行い、志望校・志望学部・志望学科専修を決定する資料に供している。さらに広く社会に対しても、外国語学部の教育改革と連動して、随時、学外会場を利用した講演会を開いている。これらの活動を通して、本学部の大学教育に対する姿勢と具体的な取り組みの周知を図っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

外国語学部設立から今日までの 40 余年間にわたる学部改革の歩みは、ひとえにグローバリゼーションの進展に対応し、また時代の要請に応える人材育成を目指すものであった。2000（平成 12）年における最初の改革では、言語学科言語専修が廃止され、グローバル化に対応して「国際関係科目」を全学部生の必修科目とした。その３年後に取り組んだ第二の改革では、学生による主体的な学びを促すため、３年次生に対する語学科目を必修から選択に改め、またキャリア意識の向上を図るため社会科学系の開講科目を増やした。そして、その５年後の第三の改革では、国際関係学科を創設するとともに、語学運用能力のさらなる向上を目指して３年次生に対する語学科目の一部を選択必修化させた。この結果、国際社会での活躍に必要な高度な語学力と多角的な専門の知識を１つの学部で網羅して教授研究することが可能になり、グローバル社会を支える国際人の育成がさらに強化されることとなった。

理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性については、学内の場合、外国語学部生の履修行動に沿って点検すると、１・２年次生は週５回の専攻語インテンシブ科目の授業を中心に受講しているので、日頃から教育実践の中で国際人としての自立を促し、学生個々の学修状況を把握する機会が確保できている。３年次生については、2008（平成 20）年度入学者から、週２回の専攻語コミュニケーション論科目の授業が選択必修化されているが、それ以前の入学者には３年次に専攻語の選択必修科目がなく、演習科目を履修している一部の学生の学修状況が把握できているに過ぎない。４年次生についても、演習科目履修学生については、学修状況とあわせて進路決定状況が把握されている。

卒業生の活躍を通して在学生にメッセージを伝える試みは、卒業生本人に直接会って質

問もできる講演会は学生から評価を得ており、これを契機に具体的な進路目標を設定し学修意欲を向上させる１・２年次生が少なからず存在する。

また学外においては、外国語学部の広報活動を点検すると、ホームページの更新やサイトの新設、広報パンフレットの編集や出版等、広報にかかる事務作業量が増加している。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

外国語学部は、設立以来、時代の変化と社会の要請にこたえるべく、学部の中に将来構想委員会等を設けて、大学教育の人材養成のあり方を検討してきた。今後も随時見直しと改革を提言できる制度を工夫し、全学的構想の中で時代にかなった人材養成をすみやかに実現していく。

学内に向けての周知の方法とその有効性については、在学生に対してセメスター毎に履修状況を検証し、低単位指導を実施しているが、これとは別に、学年ごとに学生のキャリアプランの実現に向けた学修の進捗状況についても、全学部生を対象に検証する必要がある。１・２年次生はもとより、３年次生に対してとくにその必要が高い。４年次生については、履修実態とあわせて進路決定状況についても全体像を把握する必要がある。そのためには、３・４年次生全体の演習科目の受講率を引き上げる対策が急がれる。

卒業生と在学生とのパイプを太くする。そのためには、学部として卒業生との関係強化策を用意する必要があり、啓蒙活動や広報活動への積極的な支援・協力を働きかける。

学外に向けては外国語学部の広報活動を強化し、学部ホームページは全学で組織的に管理運営する体制を整える。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

外国語学部設立以来、国際社会のグローバル化への対応と同時に、情報化の進展に伴い、社会のニーズも、学生の学修・研究への興味もいっそう多種多様になってきている。加えて、少子高齢化社会を迎えた我が国において、教育の在り方そのものが根本から問い直されるに至っている。このような時代の諸要請・学生の要望に対応すべく、外国語学部においては 1988（昭和 63）年度に、「将来構想委員会」を設立し、学部専門教育におけるカリキュラム（通称「旧カリキュラム」）の見直しに着手した。その後の学部内・学内の意見調整等に時間を要したが、結局、2000（平成 12）年度より新たなカリキュラム（通称「新カリキュラム」）を実施した。その経過を踏まえて、2003（平成 15）年度からそれをさらに改訂したカリキュラム（通称「新新カリキュラム」）を実施してきた。

『創立 50 周年（2015 年）を目指した「グランドデザイン」（案）』の「教育改革」の中に、人文科学系の再編があり、外国語学部と文化学部の再編がアクションプランとして明記さ

れている。これを受けて、2008（平成 20）年４月、国際政治や外交・世界経済等を専門に扱う学問分野として、外国語学部に国際関係学科が開設された。

〔点検・評価〕

外国語学部の改革に要した時間について点検すると、日本社会の国際化の要請に対する最初の見直しは、学部設立の 20 年後から将来構想委員会の下で着手したが、それが教育内容の改革として実現するまでに、実に 10 年の時間を要した。それから国際社会のグローバル化の要請に対する第二の改革までは３年である。さらにＮＧＯ活動、環境問題への対処などトランスナショナルな活動を視野に入れた人材養成に対する第三の改革はその５年後である。最初の改革に時間がかかったのは、それが 20 世紀後半の社会情勢を踏まえた「学部内改革」であったことによる。第二・第三の改革が比較的短期間のうちに実現できたのは、21 世紀に入り社会変化が加速したことを受けて、全体構想の中で行われた「全学的改革」であったことが挙げられる。

本学の中・長期ビジョンである「グランドデザイン」にもとづき、学部の枠を超えて改革が実行されるため、外国語学部の改革に要する時間が、従来と比較して格段に短縮されて、社会変化に即応した迅速な教育改革が可能になった。

〔改善方策〕

①認識の共有化

「グランドデザイン」の具体的な内容が、本学部の構成員全体に浸透しているかというと、必ずしもそうとは言えない現状であり、周知徹底する方策を検討する。

②各委員会の活性化

トップダウン方式だけで改革が進むのではなく、各学部・各部署の委員会で浮かび上がってくる課題が改革の芽として貴重であることは論を待たない。ボトムアップ方式が機能するような組織上の工夫を行っていく。

Ｅ　文化学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学部は「国際文化学科」のみからなるが、学部の名称は「文化学部」である。ここに学部の基本的な理念がある。それは、まず「文化」を問題の中心に据え、次に「文化の相互関係」としての「国際文化学」をアプローチの重要な側面とし、それをふまえて「文化」を見直すというように相互に深化させることを学部の目的としているからである。また英語の学科名は Department of Intercultural Studies であるが、これは「国家」という

枠組を越えて、地球上の「文化」をその相互関係においてとらえることを主な目的とするからである。「国際文化学」とは世界各地の文化の個別的研究だけではとらえきれない、文化と文化の関係を複合的にとらえ、それによってそれぞれの文化をよりよく理解することを目指すものであると規定している。

これを教育という面からみると、教員は、学生たちが「文化」をまず最も身近な自分自身の生き方の問題として捉え、これを家族、地域社会、本学の位置する京都、さらには日本、アジア、そしてついには世界全体へと関心を広げ、「比較の目」を養い、そこからまた自分の方向へ逆照射するというような「もののみかた」を育てていくことを願っている。つまり国際文化学が「文化」と「関係」という２つの異なった相をもつように、文化学部の教育は「もののみかた」を養い、自己形成をしながら国際理解・国際貢献へ向かうという２つの方向をめざしているのである。

以上のような学部の理念・目的・教育目標は、国際化がますます進み、ボーダレス社会の新たな問題が生じつつある現在においては、まさに社会のニーズにこたえようとするものである。同時に、自己のアイデンティティを見失いがちな学生たちが生き方の指針を見出すための場を提供するものでもある。

これを実現するための具体的な教育目標としては、（ⅰ）グローバルな文化的視野の養成、（ⅱ）新しいアジア観の追求、（ⅲ）インタラクティブな人材の育成、（ⅳ）英語運用能力の強化、（ⅴ）情報処理能力の形成の５つを掲げている。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

新学部設立の準備をしているときは、教員の間で学部の理念・目的・教育目標等について十分な検討をし、またこれを高校等に周知してもらうためにさまざまな活動を行った。たとえば教員全員が高校訪問を行い、多くの高校で出張講義もした。しかし本学部は、受験生を得ることで満足したわけではなく、学部の理念・目的・教育目標を周知させる対象は、現在在籍している学生であり、本学部で教育を受けた彼ら自身を通じて、その保護者、出身高校、そして社会にも周知されるようになると考えている。とくに新入生にたいしては導入教育と位置づけている講義等において、ことあるごとに「文化学部国際文化学科」の名称について説明し、理解させるようにしている。教育目標にかかげた「インタラクティブな人材」とは、本学部の期待に応えて、教員とともに積極的に学部を創り上げようする人材でもある。実際、このような人材が現に社会に出て活躍し、本学部の外部からの評価を高めてくれている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2000（平成 12）年に新学部がスタートし、2004（平成 16）年３月以来すでに５期生まで卒業生を送り出してきた。本学部への入学志願者は初年度から予想以上に多く、その後も

年により若干の変動はあるが、安定した数の受験者を確保している。したがって、学部設立の理念と目的は、外部から評価されているということができ、これを変更する必要はないと思われる。しかし具体的な５つの教育目標は必ずしも十分達成しているとは言えない。「新しいアジア観の追求」についてはアジアを専門とする専任教員数がまだ十分とはいえず、演習の開講数も少ないので、結果的に「アジア文化コース」を選択する学生が少ない。「英語運用能力の強化」については、英語の必修科目が２年次で終わってしまうので、その後英語に触れる機会が少ない学生の場合には、入学時と比べて英語の運用能力が低下していく場合がある。「情報処理能力の形成」については、情報処理は、すでに高校で必修科目になっており、本学部で専門科目として養うべき情報処理能力とはどういうものかを検討する時期がきている。

本学部の理念・目的・教育目標等を周知させるための方法は対外的なものから学部内的なものにシフトしてきたが、それだけでいいわけではない。高校との連携をいっそう緊密にし、本学部にふさわしい人材を獲得するための努力が必要である。また入学した学生のなかには、学部の理念・目的・教育目標等を理解することなく、単位を収得したというだけで卒業する学生もいる。あるいはミスマッチのためか、退学する学生もいる。

一方、教員についていえば、一部の教員は学部の理念・目的・教育目標をよく理解し、たいへん熱心に学部運営に当たっているが、教員の間に温度差があることは否定できない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

学部開設以来、本学部では常に学生の声に耳を傾けてきた。それは理念・目的を実現するためにはよりよいカリキュラムを提供する必要があるからであった。とくに２年目の終わりには全学生からアンケートをとり、その結果をカリキュラムの改善に反映させてきた。その後も隔年にアンケートをとっている。今後も継続してアンケートをとり、まずなによりも学生の意見を尊重して、改善・改革を行う予定である。しかし、それは理念・目的を変えるものではないし、学生の甘えを認めるものでもない。常に学生とともに学部を創っていくという初心に帰り、真摯な態度で改革に取り組むという姿勢を持ち続けるためである。

教育目標は当然カリキュラム構成や履修規程に反映されているのであるが、教員は就任時にそれらを十分に理解するように研鑽する必要がある。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部・学科の「理念・目的・教育目標」については、学部設立時に文科省へ提出した申請書の一部を教授会構成員に配布し、その妥当性を再認識・再確認する機会を与えているが、時代の変化によって学部のあり方にも変化が必要な場合には、「理念・目的」等を再検

討するにやぶさかではない。

〔点検・評価〕

学部が設置されて以来常に「理念・目的・教育目標」の妥当性を検討し、カリキュラム改善を行ってきた。来年は学部開設 10 周年に当たるので、過去 10 年を振り返り、次の 10 年の見通しを立てる時期に来ている。

将来にわたって文化学部が国際文化学科の１学科のみであり続けるのかどうかは、今後の大きな問題であるが、現在までまだ本格的な議論がなされてきたとはいえない。

〔改善方策〕

学部の「理念・目的・教育目標」の達成のためにこれまでも努力してきたが、それがほんとうに教育の現場で生かされているかどうかを検討することが必要であり、「文化学部国際文化学科」というありかたが本当に時代の要請にこたえているものがどうか、外部からの評価・助言を得る必要がある。

Ｆ　理学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

「建学の精神」は本学の基本的理念である。その一部を抜粋すると、「・・・・文化教養を身につけ、絶えず変動する国内情勢に関して十分な知識をもち、その科学的分析によって正しい情勢判断のできる能力を備え、・・・・自己の信念を貫き得る人間を育成することである。」と述べられている。理学部の教育もこの基本理念に基づいて行われている。学問の研究は今も絶えずダイナミックに発展し変化を続けており、それに伴い教育内容・目標は絶えず検証され改良を重ねなければならない。

理学部の目的は、京都産業大学学則第２章第２条の２において「あらゆる事物の根底に潜む真理を探求するとともに、その基礎的な研究を通して高度な科学技術を理解し、問題の発掘と解決能力を養うことにより、複雑で多様な社会の変化に対応できる人材の養成を目的とする」と謳われている。この目的を達成するための教育システムは、次の点を特色としている。

①段階的かつ系統的に無理なく学修できるカリキュラムの編成

②各自の興味に応じ、個性を伸ばすための特別研究等における教員とのコミュニケーション

③刻々と移り変わるコンピュータ社会に即応した情報教育の充実

2008（平成 20）年度よりコンピュータ理工学部が新設されたのに伴って、コンピュータ科学科は新規入学者の募集を中止した。今後、理学部は数理科学科および物理科学科の２

学科体制に移行していくことになる。またコンピュータ科学科から３名、工学部通信科学科から１名の教員が数理科学科に移籍し、自然科学に軸足を置きながら応用面に強い関心をもつスタッフが新たに理学部に加わった。これにより、実践的応用を含めた斬新な教育内容の充実を計ることが期待できる。また、物理科学科は「天体・宇宙科学」および「物質科学」の分野を重点的に強化し、学生や社会の要請に応えようとしている。学科を超えて理学部としての人材育成のために、「理学部専門教養科目」として位置づけられている科目群および「科学の機会」等を設けており、常に現代社会の強いニーズにも応える努力をしている。 さらに、本学部の教育体制の一環として、より高度な専門知識を修得し、探求を進めたいと希望する学生に対して、大学院理学研究科博士前期課程、後期課程が設置されている。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

学部の理念・目的・教育目標等は「理学部履修要項」に掲載されており、理学部学生に周知されるようになっている。2008（平成 20）年度より、建学の精神、理学部の理念・目的・教育目標および様々なアドバイスを掲載した「理学のツボ」という小冊子を理学部学生全員に配布している。また各学科とも、新入生に対するオリエンテーションのためのプログラム（研究室訪問、在学生を交えた歓迎会等）を充実させ、理学部の理念・目的・教育目標およびカリキュラムの総合的な説明を行っている。新たに採用された教員に対しては、ＦＤ委員会による研修が義務づけられ、理念・目的・教育目標が周知される。社会に対する周知としては、「京都産業大学ガイド」（総務部広報室担当）、「京都産業大学大学案内」（入学センター担当）に理学部の理念・目的・教育目標が掲載されている。また、「サイエンス＆テクノロジー」（連携室担当）を定期的に発行し、理学部の理念・目的を社会との連携として、より明示的に示している。 この冊子はＷｅｂ上でも閲覧することができる。理学部のホームページにも理学部の理念・目的・教育目標が示されている。 また、本学を紹介したＤＶＤでも開示されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

学部の理念・目的・教育目標に基づいたカリキュラムは、「ものごとの理」を明らかにする理学部の高等専門教育、人材育成の目的のために適切である。柔軟な判断力を持ち社会に旅立つ学生のことを考えたカリキュラムを含むものであると同時に、相当数の大学院進学者と教員志望者に対しても充実したカリキュラム編成が行われている。数理科学科、物理科学科の研究教育分野には、現代の社会の進歩の基盤になった分野が多数存在する。今後も、先端技術、情報技術の進歩において理学的素養を身につけた技術者、研究者は必要であり、彼らの果たす社会的役割は大きいといえよう。基礎科学としての理学部教育の充実と確立が社会のニーズに応えることはいうまでもない。実践的な教育カリキュラムを組

み、他学科のカリキュラムを受講できるような努力をしてきたこと、また学科間にまたがる理学部専門教養科目を設けていることは評価できる。

学部の理念・目的・教育目標等の周知には学内向けと社会に対するものがある。学内向けに行われている周知はきめ細かく、とくに新入生に対するガイダンスを通しての周知は評価できる。大学の１つの使命に社会との連携があり、社会にこの理念・目的・教育目標が目に見える形で発信し続ける必要があるが、現状では「京都産業大学ガイド」、「京都産業大学大学案内」、「サイエンス＆テクノロジー」、ホームページがその手段となっている。これらはいずれも本学からの一方向的な発信であり、双方向による開示ではない。その意味で社会に対する周知は、現状では必ずしも十分とはいえない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

「サイエンスパートナーシッププログラム」（※）のように、地域社会との双方向の交流を通して学部の理念・目的・教育目標を実践的に開示していく必要がある。さらに、インターンシップ、学校ボランティアの学生を増やすことにより、理念・目的・教育目標の開示が社会に対して浸透していくことが望ましい。このような実践を通じて、理学部と社会との双方向の連携を推進することが今後の課題であり、検討を行っていく。

（※サイエンスパートナーシッププログラム：文部科学省からの支援を受け、大学等研究機関が主体となって高等学校等と連携し、理数系科目について体験的な学修を実施する取り組み）

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

理学部の理念・目的・教育目標の妥当性を恒常的に検証する場は、現状では教授会や学科会議が考えられる。

〔点検・評価〕

理学部の理念・目的・教育目標は教授会で審議されており、その際に妥当性は検証されている。また学科会議では、様々な機会に各学科の理念・目的・教育目標の妥当性が徹底的に議論されており、この点では評価できる。しかしながら、理学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する恒常的な仕組みは整備されておらず、理学部全体の取り組みとしては立ち後れている。

〔改善方策〕

今後も各学科会議で理学部の理念・目的・教育目標を検証する機会を積極的に設けると

ともに、教授会の場で、理念・目的・教育目標の妥当性を検証する小委員会を設けるなど恒常的に検証できる仕組みを整備することを検討する。

Ｇ　工学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

生物工学・生命科学は、21 世紀の科学・産業界をリードする研究分野である。本学部の教育目標は、この分野の急速な進歩に対応し得る知識と技術を持ち、さらに新しい研究・技術分野を切り開く創造力と指導力をもった人材を育成することである。この教育目標を達成するため、専門分野の根幹をなす基礎知識の修得、先端的知見・技術の発展に即応できる能力の養成、国際時代に対応できる知識と語学（とくに英語）能力の養成、社会・組織の中で指導力を発揮できる人格の養成、変貌する社会・時代の中にあって自己を見失わず豊かな生を全うできる人間性の涵養、を指導要点としたカリキュラム編成をとっている。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

入学案内、学生便覧、履修要項等の刊行物あるいはＷｅｂサイトに学部の教育理念・目標を掲載して、受験生およびその関係者ならびに学部生への周知を図っている。また、本学主催のオープンキャンパスでは、学部独自のイベントを開催し、高校生等に教育内容の周知を図っている。さらに、各学期初めの授業科目履修ガイダンス時に学科主任あるいは学科教務委員から学生に対して適宜口頭で説明・確認している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

1989（平成元）年の学部発足以来、生物工学・生命科学の進歩は実に目覚しく、新しい研究課題・研究分野が次々に生まれつつある。また一方では、社会のニーズと入学する学生の興味・資質の多様化が年々進行しつつある。研究の進展と時代の変化に対応して、本学部では授業科目の再編・改廃・新設と教育指導体制の見直しを不断に心懸け実施してきた。これによって社会の負託に応える人材を輩出してきた。

限られた教育研究スタッフ・体制の下では、急速に進展・変化する最近の諸状況に対応することが次第に困難になりつつある。

学部の教育理念・目標を周知させるための方法として、上記が有効であると考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

この問題を抜本的に解決するために、学部の大幅な改組・拡充による新しい学部の設置

を計画している。すなわち、本学が現在構築しつつある大学改革構想の一環として、これまでの生物工学科１学科を発展させて、３学科からなる総合生命科学部を立ち上げる計画案を検討している。

学生の目的意識・勉学意欲をさらに高める意味で、さらに別の方法で周知の徹底を試みることが必要であろう。周知の方策に関する具体的な改善策について、前項で記した学部改組計画の進展の中で議論している。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部内に自己点検・自己評価委員会およびカリキュラム委員会を設置し、学部の教育目標等の妥当性とそれを実際に進めるための教育内容の妥当性を検証している。また、全学で設置されている全学自己点検・評価運営委員会およびＦＤ委員会に、学部から委員を選出し、全学的な自己点検・評価事業、ＦＤ推進事業の中で、本学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証している。

〔点検・評価〕

全学自己点検・評価運営委員会との連携のもとに、学部独自の委員会を組織し、定期的に理念・目的等の検証を行ってきた。とくに急激に進むバイオテクノロジーの世界に対応した学部教育のあり方をより明確にし、発展させるために、新しい学部の設置を計画するに至っている。

〔改善方策〕

「総合生命科学部設置準備委員会」において、新学部の理念等の根本的なテーマを検討している段階にある。また現在までに設置され、運営内容の検証のための組織等は、新学部においても継承していく。

Ｈ　コンピュータ理工学部

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学には、コンピュータや情報関連技術を扱う学科として、理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科があった。コンピュータ科学科では、「自然の真理を探究して普遍の法則を導き、世界の発展に貢献できる人材を育む」ことを基本的な理念とし、「プログラ

ムの基礎とともに、優れた応用能力を育む」教育を目指してきた。また、情報通信工学科では、「テクノロジーの最先端に挑戦し、未来を支えるエンジニア・研究者を養成する」ことを基本的な理念とし、「情報工学と通信工学の両分野における知識と技術を修得させ、21世紀における技術革新の流れに対応できる応用力、創造力、柔軟な思考力をもった人材を育成する」教育を目指してきた。両学科では、これらの教育を通じて、情報の基礎科学や関連技術を身につけた人材を育成してきた。しかしながら、コンピュータやネットワークが社会基盤として当然の前提条件となってきた現在では、これらは、単に計算やデータ処理・データ通信の道具として用いられるだけではなく、これまでに無かったような様々な利用形態が急速に広がってきている。これに伴い、新たな利用形態のもとでのコンピュータや情報関連技術者の不足が懸念されている。とくに、コンピュータや情報関連技術の基礎知識をしっかりと身につけ、急速に進展する情報関連分野に対応できる高度な専門知識と技術や応用力を備えた人材に対する需要が高まっている。

このような状況の下で、急速に進展する情報化社会のニーズに応えるために、コンピュータ科学科と情報通信工学科をベースにして、これらを有機的に再編成する形でコンピュータ理工学部を 2008（平成 20）年度に設置した。情報関連分野の広がりは極めて多岐にわたるが、コンピュータ理工学部では、情報科学の基礎分野、急速に利用が広がっているネットワーク関連分野、今後益々必要になると考えられる人間と様々な情報関連システムとの係わりを扱う分野を重視した教育を行う。これらに対応して、「コンピュータサイエンス学科」、「ネットワークメディア学科」、「インテリジェントシステム学科」の３学科を設けている。

コンピュータサイエンス学科では、「高度情報化社会を支える科学とテクノロジー」分野の教育を目指して、コンピュータシステムや情報システムとそれらを支える情報科学の基礎理論や基盤技術を中心に取り上げる。ネットワークメディア学科では、「グローバル社会のための情報ネットワーク」分野の教育を目指して、Ｗｅｂアプリケーションやマルチメディアコンテンツ等のネットワーク利用技術を中心に取り上げる。インテリジェントシステム学科では、「人と人・人とＩＴ環境とのコミュニケーション」分野の教育を目指して、ユビキタスやヒューマンインタフェース、知能情報処理、人間科学・脳科学を中心に取り上げる。

コンピュータ理工学部では、情報科学の基礎知識と基礎技術をしっかり修得させ、理学的素養と工学的素養をバランス良く身につけ、実社会において有用な領域で将来にわたり活躍できる人材を育成することを主目標としている。このため、３学科とも、情報関連の専門学校に見られるようなマニュアル的知識の詰め込み教育ではなく、以下の３点を重視した教育を行っている。

（ⅰ）情報の基礎科目を充実させ、情報科学の基礎的概念・知識・原理を理解させる。

（ⅱ）実験や演習を通して、それらの基礎知識を実際に利用する能力を育成する。

（ⅲ）卒業研究において、自らそれらの知識を生かして新しいテーマや分野に取り組む

ことを体験させることにより応用能力を育成する。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

コンピュータ科学科と情報通信工学科の両学科ともに、その理念・目的・教育目標等の周知の方法として、在学生に対しては、各々「理学部履修要項」、「工学部履修要項」の中や新入生ガイダンスの際に、各学科の理念・目的・教育目標を始めとしてカリキュラムの総合的な説明を行ってきた。また、対外的には、「京都産業大学案内」の中や、理学部や工学部のホームページ、オープンキャンパス時の学部・学科紹介でもこれらを示してきた。さらに、高等学校からの依頼を受け、学内や高等学校へ出張して模擬授業を行う際などにも、これらを示してきた。また、両学科の教員による研究に関しては、理工学部の研究紹介冊子である「サイエンス＆テクノロジー」や「研究・技術シーズ集」の中で紹介しており、研究内容の積極的な発信も社会との連携に役だってきた。

コンピュータ理工学部でも、従来コンピュータ科学科と情報通信工学科が行ってきた周知方法を踏襲している。これらに加えて 2007（平成 19）年 10 月には、コンピュータ理工学部開設記念シンポジウムを開催し、本学部の理念・目的・教育目標等を公表した。2008（平成 20）年には、本学部を紹介する冊子を作成して配布すると共に、10 月に再度コンピュータ理工学部開設記念シンポジウムを開催した。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

コンピュータ科学科では、上記の教育理念・目標の元に、基礎科学としての情報科学やプログラミングを教育すると同時に、それらの知識を実社会に実践的に活かしていく応用力を育成するために、実践的なカリキュラムを組み、他学科や他学部開講科目も受講できるようにし、理学的素養を身に着けた技術者を育成してきたことは評価に値する。

情報通信工学科では、上記の教育理念・目標の元に、情報工学と通信工学の両分野の知識と技術を修得させ、これらの分野の技術革新に対応できる人材を育成してきた。卒業生の多くが情報通信産業に就職しており、教育理念・目的にかなった人材を養成しているといえる。また、卒業生の活躍状況からみて、情報通信工学科の教育目標が時代の要求に合致していたといえる。

卒業生の就職状況は、教育理念・目標の適切性を評価する上で重要な要素であるが、両学科とも就職率は 100％に近く、両学科の教育理念・目標は適切であったと評価できる。

このように、本学では、理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科でコンピュータに関する教育を行っていたため、情報科学の基礎教育やプログラミング教育が一部重複して行われていた。また、コンピュータやネットワークが社会基盤として当然の前提条件となってきた現在、新しい利用形態に対応できる人材の育成が必要になってきている。両学科ともカリキュラムの改定等で、このような人材の育成を行うべく努力をしてきたが、

必ずしも十分な対応が出来ていたとは言えない面もあった。

そこで、コンピュータ科学科と情報通信工学科では、2004（平成 16）年以降これからの情報関連分野の教育の有り方について検討を重ね、コンピュータ科学科と情報通信工学科をベースにして情報関係の新しい学部として独立することを『創立 50 周年（2015 年）を目指した「グランドデザイン」』の中に盛り込んだ。その後、この新しい学部で取り扱うべき分野をより詳細に検討し、情報科学の基礎や基盤技術の分野をより充実させ、新しい情報ネットワークの分野を取り入れ、さらに、人間とＩＴ環境とのコミュニケーションを扱うコンピュータ理工学部を 2008（平成 20）年４月に発足させた。これらの分野を扱うために、コンピュータ理工学部の発足に際しては、2008（平成 20）年４月に新たに 13 名の教員を採用している。このことは、意欲的な取り組みであると評価できる。

学部の理念・目的・教育目標等を周知することは重要である。ホームページや説明会、模擬授業、「京都産業大学案内」等の各種資料やパンフレット類の配布は、旧来より行われている方法であるが、大学からの情報発信手法として有効であると考える。また、コンピュータ理工学部の発足に関連して開催した開設記念シンポジウムでは、メディアへの広告も行い、定員の倍近い応募者があり、広報戦略として高い効果があったと考える。

一方で、これらの手法は、主として大学から社会へ情報を発信する方法であり、社会からのフィードバックを得にくいという問題点もある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

上述のように、コンピュータ科学科と情報通信工学科の教育目標をより時代に即したものとするために、両学科をベースにして、コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に発足した。本学部は発足したばかりであり、現在は１年生しか在籍していない。今後、本学部の教育理念・目的に沿う形で構築した本学部のカリキュラムが意図通りに機能しているか等について、学生の成績、授業評価アンケート、就職状況等を見ながら検証していきたいと考える。

また、より高度な専門知識と技術を身につけＩＴの先端領域をリードしていける人材を育成するためには、大学院の設置が必須である。このため、現在の工学研究科情報通信工学専攻をベースにして、コンピュータ理工学研究科を発足させるべく準備を進めて行く予定である。

大学の１つの使命に地域社会との連携がある。そのために、地域社会にこの理念・目的・教育目標を目に見える形で発信し続ける義務がある。そのために、ホームページ、「京都産業大学大学案内」、「サイエンス＆テクノロジー」がある。これらはいずれも大学からの発信であり、大学からの言葉である。これらの効果を高めるためには、これらの内容をより魅力的な内容にしていく努力を続けることが重要である。一方で、これらの手法は、社会と大学の連携の言葉が示す双方向による開示にはなっていない面もある。「サイエンスパートナーシッププログラム」に見られるように、地域社会との双方向の交流を通して学部の

理念・目的・教育目標を実践的に開示していく方法を進める必要がある。さらに、インターシップ、学校ボランティアの学生を増やすことにより、理念・目的・教育目標の開示が間接的に社会に対して行われる。このような実践により、初めて一歩進んだ意味での地域社会との連携が生まれ、「ブランドとしての大学」の存在価値が見出せることになる。このように、学外に理念・目的・教育目標を根気強く発信続けることは、必要不可欠なことで重要な責務である。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

全学自己点検・評価運営委員会の下に、学部・学科の自己点検・評価委員会を設置し、その中で学部・学科の理念・目的・教育目標の妥当性の検証を行っている。コンピュータ科学科と情報通信工学科では、中教審の答申や産業界からの提言に注意を払うとともに、本学進路センターからの就職情報や特別研究で学生の希望の把握に努めてきた。また、「授業の相互評価アンケート」を通して授業の改善に役立ててきた。さらに、本学をはじめとして各地で開催する「京都産業大学ＤＡＹ」において学生の父兄や卒業生からの意見を吸い上げると共に、入試センターが行う高等学校訪問等で受験動向の把握に努めてきた。

これらの取り組みは全学的なものであり、コンピュータ理工学部でも同様の方法を取り入れている。さらに、本学部の発足に際しては、複数の外部評価を受け、本学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証した。

〔点検・評価〕

理念・目的・教育目標の妥当性の検証を１つの指標に基づいて行うことは不可能に近く、さまざまな角度からの検証を必要とする。たとえば、産業界からの大学に対する要請や大学の役割に対する社会的認識、卒業生が社会に出た後長期にわたって活躍しているか、学生の就職率や就職を希望する職種、学生の授業に対する理解度や満足度、カリキュラムが学部・学科の理念・目的・教育目標に即して効果を上げているか、学生の父兄の意向、入試動向等が考えられる。これらに対して、コンピュータ科学科と情報通信工学科では上述のような取り組みを行ってきた。これらの取り組みにより得られた情報に基づき、本学における情報関連分野の教育の在り方について検討を進めた結果、両学科をベースにして2008（平成 20）年４月にコンピュータ理工学部の開設につながった。この意味で、両学科のこれまでの取り組みは評価できるものと考える。なお、コンピュータ理工学部の発足に際して行った外部評価では、いわゆる「理系離れ」に関する現状分析の指摘を受け、それを勘案して本学部の理念・目的・教育目標やカリキュラムを策定した。

〔改善方策〕

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に発足したばかりであり、最初の卒業生が出る 2011（平成 23）年度末が、本学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証し見直すのによい機会であると考える。

前述のように、妥当性の検証には様々な角度からの検討が必要であると考えるが、最終的には卒業生が社会で活躍し本学部を卒業したことに誇りを持てることが重要であると考える。したがって、短期間での検証は難しいと考えるが、本学部の理念・目的・教育目標等に関して、より多くの卒業生と継続的に意見を交わす機会を設けていくことが重要であると考える。

Ⅰ　全学共通教育センター

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学の教学の理念は、「建学の精神」に示す通り、将来の社会を担って立つ人材を育成することである。その人材とは、人間の道を踏みはずすことなく、社会的義務を果たし、内外の人々に、信頼され尊敬される日本人として、人類の平和と幸福のために寄与する志をもっている人間のことである。そしてこのような人間は、日本古来の道徳的な伝統を精神的な基盤として、東洋・西洋の教養を身につけ、流動的な内外の情勢等に関する知識や情報を蓄え、その科学的な分析により的確に判断でき、いかなる状況に直面しても、大局的な展望と現実的な対策を立てて、誠実に自己の信念を貫くものだと「建学の精神」に謳っている。

この理念が実現できるように、2004（平成 16）年４月に設置された全学共通教育センター（以下、本センターと称す）では、幅広い教養を備えたゼネラリストの育成を目的に、「人間科学教育」「体育教育」「言語教育」の３つから構成された全学共通教育科目を設けている。

具体的に述べると、「人間科学教育科目」は、思想・歴史・文学・心理等の「人文的分野」、法や政治、経済のしくみを学ぶ「社会的分野」、科学・宇宙・生物・情報技術の「自然的分野」、そして、伝統文化や言語に関わる領域や最新の課題を多目的視野から学ぶ「総合的分野」の４つの分野から構成される。そして学部、学科に応じて体系的な学修が行えるように、1965（昭和 40）年開学以来、一般教育科目としてユニークなカリキュラムを形作り、それに随時修正を加えてきた。現在、セメスター制をとって春秋両学期合計で約 280 以上の科目を開講している。

「体育教育科目」は、からだの機能と運動（身体運動）との関わりについて学ぶことを目的に「健康科学科目」と「スポーツ科学科目」から構成されている。それぞれに講義、実習および演習の形態で開講して、理論と実践の両面から学ぶ。また、多様な学生に対応

すべくスポーツ指導者育成のための科目群も開設している。

「言語教育科目」は、「英語教育」と「外国語教育」とから構成されている。「英語教育」では、「読む」「聞く」「話す」を中心に、国際公用語である英語の運用能力を養い、ビデオや映画を教材にした、文化に関する理解を深める授業も組んでいる。さらに「英語教育」では、2006（平成 18）年４月からＣＡＬＬ教育を導入し、低レベル層の底上げを図っている。そして「外国語教育」は、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、インドネシア語、イタリア語、韓国・朝鮮語、ベトナム語の９つの外国語科目を開講して全学生を対象に教育し、国際化しかつ情報化した現代社会を見据えて、高度な語学力の実力養成を目ざしている。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本センターの理念・目的・教育目標等の周知については、「講義要項（シラバス）」を作成し、学生に配布するとともに、大学のホームページにも公開している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

2003（平成 15）年度末の一般教育研究センターおよび語学教育研究センターの廃止にあたり、人間科学教育科目カリキュラム小委員会および語学教育科目カリキュラム小委員会において、教養教育の在り方について総合的に議論された答申書が上申された。

既設科目の開講数や教養教育と専門教育との体系性、教養教育を兼担する学部教員の持ちコマ数等、検討し改善すべきさまざまな課題がある。

（１）－２

共通教育科目のシラバスは冊子がＡ４サイズであり、センター科目は開講数も多いため大部のものとなり、携帯に不便であり、随時参照しにくい。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

2004（平成 16）年４月に、共通教育科目を継続的に検討するよう学長から諮問を受けて発足した人間科学教育科目、体育教育科目、英語教育科目、外国語教育科目の４つの各カリキュラム委員会において、従来の内容を抜本的に再検討し、より良い教育の実施に向け、協議を進めつつある。

（１）－２

シラバスの冊子をよりコンパクトなものにできないか、教学センターと全学的な組織である教務委員会において検討している。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本センターの理念・目的・教育目標の妥当性を検証する組織は、本センター自己点検・自己評価委員会であり、各カリキュラム委員長がそれぞれの委員会の自己点検・自己評価を担当し統括している。すなわち、人間科学教育科目カリキュラム委員長は、人間科学教育科目カリキュラム委員会・体育教育科目カリキュラム委員会・情報教育科目カリキュラム委員会の自己点検・自己評価を取りまとめている。また言語教育科目カリキュラム委員長は、英語教育科目カリキュラム委員会・外国語教育科目カリキュラム委員会を取りまとめている。

〔点検・評価〕

現時点で、本センター全体の理念・目的・教育目標の妥当性を検証するための組織的取り組みは行っていない。組織的な取り組みは行っていないものの、自己点検の際に、本センター長（教員）およびセンター長補佐（職員）が、その妥当性を検討している。

〔改善方策〕

本センター長を委員長に据えて、本センターカリキュラム委員長、学部カリキュラム委員長、教学センター長等からなる全学共通カリキュラム推進委員会の設置を柱とした本センター運営とカリキュラム編成の改善策を検討しているが、ここにおいて理念や目的等を検証していく。なお、全学共通カリキュラム推進委員会の上層委員会として、学長を委員長とし各学部長等を構成メンバーとする全学共通カリキュラム委員会の設置も構想している。

Ｊ　体育教育研究センター

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

京都産業大学の体育教育研究センター（以下「本センター」と称す）は、本学が創設された 1965（昭和 40）年度から、大学設置基準の大綱化が実施された 1993（平成５）年度まで教養部に所属し、保健体育の理論と実技を担当してきた。1986（昭和 61）年４月に研究機関として「現代体育研究所」が設立されたが、この研究所の研究成果に基づいて、人間性豊かな人材育成を念頭に、積極的に誠実な、そして責任ある生活態度の修得を目的にしてきた。

大綱化以降も、先の理念を基に健康科学の立場から個人の健康感を柱に１人ひとりが主

体的にその課題を取り上げ、そして人間形成の基本となる倫理・哲学・心理学・生理学等の諸学問を合い入れながら、生涯にわたっての基本的健康管理の科学的理論（講義と演習）と体育実習（実技）を教授し、常に高い理念を目標に積極的に授業を展開している。

2004（平成 16）年４月より、全学共通教育センターの設置に伴い、体育教育研究センターは改組されたが、本センターの理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的に変化はない。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

理念・目的・教育目標等の周知については、「講義要項（シラバス）」を作成し、学生に配布するとともに大学のホームページにも公開している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

「健康科学実習」は、新入生を対象にクラスを指定するが、選択科目であるため、最終的には３割程度の学生しか履修しない。これは事前登録制を実施している場合の数字であるが、事前登録制をとらず、学生に自由に登録させる方式に改めると、「健康科学実習」を履修する学生はさらに減少することが予想される。

この科目は、体力づくりはもちろんのこと、仲間づくり、ストレス解消目的等精神教育にもウエイトを置いていることで一応の評価を得ている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

「健康科学実習」の必修化は無理としても、せめて事前登録制を維持しながら、できるだけ多くの新入学生が履修できるような仕組みを検討していく。

さらに学生時代のみならず社会人となってからも継続してできる「健康上の運動」という視点から、新たに科目構成を検討することが望まれる。まずは、学生のニーズをさぐる必要があろう。ジャズダンス、エアロビクス、太極拳のほか、さまざまなストレッチの方法を教授する科目に対するニーズが予想されるので、新たな科目の検討を行っていく。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

体育教育研究センターの理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みは、自己点検・自己評価委員会にゆだねられている。

〔点検・評価〕

これは本来、体育教育研究センター教授会が取り組むべき課題であるが、いずれ教授会の議題として取り上げ、６名全員で体育教育研究センターの将来展望も含めて議論する必要があると考えられる。

〔改善方策〕

体育教育研究センターにおいて検証する仕組みを検討する。

２　大学院の理念・目的

Ａ　経済学研究科

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

経済学研究科は、「自らを厳しく律しつつ、創造性に富み、社会的な義務を怠らずに、国際社会で活躍できる人材の育成」という学長の教学の理念にのっとり、「多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって、現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析･考察でき、かつ的確な解決策が提示できる、高度専門職業人や研究者の養成を目的とする」ことを教育目標に掲げている。

こうした理念・教育目標に基づき、経済学に関する研究者および高度専門職業人を養成することを目的として、1969（昭和 44）年に経済学研究科修士（博士前期）課程が、さらに 1971（昭和 46）年に同科博士課程が、開設された。当初、経済学部と経営学部によって設立されたが、2002（平成 14）年に経営学部のマネジメント研究科が新たに開設され、本研究科は経済学プロパーの性格を鮮明にすることとなった。以後今日まで、世界と日本の経済社会の激しい変化の中、様々な面でより高度の能力をもつ人材を育成する教育目標の達成に向けて、さまざまな努力が重ねられてきた。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本研究科の教育目標は、学生をはじめ一般人にも配布される冊子・「大学院案内」にさらに具体的に記述されているが、受験申し込み開始の直前に応募予定者に入試ガイダンスを開催し、入試要項その他パンフレットに基づき充分な口頭説明と質疑応答の場を設けている。また入学時には、「大学院履修要綱」に記載するとともにオリエンテーションを通じて説明し、さらに個別に指導教授と一対一で研究テーマの選定からそれに最も適した科目の履修および修学手順と方法等全般にわたる相談と指導を実施し、教育目標等の周知を効果

的に行う努力を続けている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

日本社会はいうまでもなく世界で加速する経済問題の広がりと深化に対応するため、本研究科の運営について次のような措置をとっている。すなわち、①ミクロ・マクロ経済学の理解を再確認しレベルアップを図るため、ハイレベルでありながら基礎から学べる経済学基礎科目を設置し、②経済学の多岐にわたる理論および応用分野について高度な研究が可能なように指導教員を配置し、③少人数クラスで徹底指導できる体制を整えて、研究者および経済アナリスト・会計職・専修免許取得教員等高度専門職業人の養成を目指している。

経済学の多岐にわたる分野から各自の興味ある科目を選択した研究科生は、高次の研究能力と卓越した職業能力を涵養するために、教育目標に基づき各教員から適切な密度の濃い指導を受けることができる点は大きな長所である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

本研究科の教育理念・目標は研究科開設以来、一貫している。また、教員は研究科生に対してマンツーマンの指導を行っており、教育上の問題や改善すべき課題があれば指導教員から個別指導・支援を受けることができる。また研究科全体に及ぶ課題であれば研究科会議等で話し合い、改善への情報のフィードバックが常に行われている。こうした長所をさらに伸ばし、変化し多様化する研究ニーズに合致した教育を行っていくためにも、今後とも継続して自己点検・評価に積極的に取り組んでいく。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学研究科では、自己点検評価委員会のほかに、研究科会議とその下部機構である将来構想検討委員会を常設委員会として設置し、本研究科に関する諸問題を集中的に議論している。そして具体的な課題・方策については、研究科長が議長を務める研究科会議に提言して審議・決定している。

〔点検・評価〕

教育目標の妥当性の検証は、本研究科に所属する数名の教授によって構成される自己点検評価委員会によって行われる。そして、検討すべき課題が生ずれば、将来構想検討委員会で具体的に議論され、その検討結果と施策が研究科教員全員で構成される研究科会議で審議される。

このように、経済学研究科の理念・目標等は常に検証・論議される仕組みが作られてお

り、経済社会の変化に対応できる体制となっている。

〔改善方策〕

教育理念・目標等の妥当性を検証する仕組みは機能しており、当面は現状の組織・やり方を踏襲していくことにより、さらなる改善を図っていくこととしたい。

B　マネジメント研究科

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

大学院マネジメント研究科は「あらゆる組織を対象としたマネジメントについての科学を総合し、それに基づいて、マネジメントについての高次の教育を行うことで、高度なマネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人を養成すること」を目的として、2002（平成 14）年４月に設置された。設置当初は修士課程だけであったが、2004（平成 16）年４月にはこの修士課程の目的を基盤として、「より高度なマネジメント能力をもった高度専門職業人を養成」することを目的として博士後期課程を設置した（これによって従来の修士課程は博士前期課程となった)。

爾来、この設置時の目的は現在に至るまで維持されている。本研究科が、設置に当たってこうした目的を掲げたのは、20 世紀の最後の４半世紀以来急速に進んだグローバル化と情報化、そしてそれに伴う社会の複雑化の中で、多様な領域において組織運営についての高度な専門能力が必要とされるようになっていたからで、その状況は現在においても変化していない。というよりもむしろ社会の多様化・複雑化はますます進展しており、それに対応して様々な領域で新たなる組織が出現してきている。その結果、組織のマネジメントを担う事が出来る人材に対する需要は本研究科設置時以上に強まっているとみてよい。言い換えれば、本研究科の教育目標は、今においてより一層意味をもつようになっていると言えるであろう。

なお、本研究科では、「より高度なマネジメント能力をもった高度専門職業人の養成」の基盤を、学部段階で経営諸科学についての教育を受けた人材に限定せず、多様な分野での教育を受けた人材や職業的背景をもつ人材にも広げている。すなわち、バックグラウンドを問わず、本研究科に受け入れることにしているのである。これは上述のように、様々な領域における組織活動の広がりを真摯に受け止めたからであり、この面でも本研究科の目的は社会のニーズに的確に対応し得ていると言える。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学では学則に構成学部・研究科の教育目標を掲載しており、本研究科の教育目標もそこ

に掲げてある。それと同時に、本研究科のＷｅｂにおいても冒頭にその教育目標を掲げているほか、本研究科独自製作のパンフレットをはじめ、各種パンフレット等を通じてその周知を図っている。また、各年度の入学生ガイダンスにおいて、研究科長が教育目標について必ず訓話するようにしており、さらに個々の授業において教員からもそれが伝えられるようにしている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本研究科は設置後、日が浅いため、その教育の目的と社会的ニーズとの乖離は生じていないと考えられる。というよりも、現状でも触れたように、社会の複雑化がますます進展する中で、むしろ本研究科が掲げている「高度なマネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人」の養成に対する需要は高まりはすれ、減少することはないであろう。

とはいえ、こうした本研究科の教育目標が十分に周知徹底されているかという点では問題がある。対外的にはＷｅｂとパンフレット等を通じて本研究科の内容を発信しているが、それだけでは十分な広報効果を発揮していないと見られるからである。他方、学内に対しても、本研究科の教育目標が十分に浸透しているわけではないのが実状であろう。もちろん、本研究科の学生には浸透していることは間違いないが、学内の他学部・他研究科の教職員・学生にまで本研究科の教育目標が理解されるに至っていないと言わざるを得ないのである。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現時点では、本研究科の教育目標に変更ないし修正を加える必要があるとは思えない。しかし、その周知・浸透については大きな改善が必要であろう。本研究科では 2008（平成 20）年度に独自のパンフレットを作成して、それを学内はもちろん、他大学・各地の商工会議所等に送付することを始めた。このパンフレットには当然本研究科の教育目標を掲げており、これによって外部的な周知を図ろうとしているのであるが、こうしたことは今後も継続して行う。

その他、Ｗｅｂ上においてもより目に着くように改善していかねばならないと考えている。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科には全学自己点検自己評価運営委員会委員が置かれているが、研究科独自の自己点検自己評価運営委員会は設置しておらず、本研究科の自己点検・自己評価については、経営学部の自己点検・自己評価委員会で行うことになっている。したがって、本研究科の教育目標の妥当性も同委員会で検証されることになっている。

〔点検・評価〕

現在は経営学部の自己点検・自己評価委員会が検証作業を行っているが、それでは研究科の独自な問題を検出するには十分ではないといえるかもしれない。しかし、人的構成から言って、同種の委員会を基礎学部と研究科に置くことが果たして有効であるかという議論も当然ある。現行では、後者の考えを基盤として仕組みを構築しているといえる。

〔改善方策〕

将来的には、研究科独自の自己点検・自己評価委員会を設置し、教育目標についても検証していくことが望ましい。

C　法学研究科

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本研究科は、本学建学の精神に基づき、法学および政治学の研究と教授を通じて日本および世界の文化の発展に寄与し、国家社会の貢献する人材を育成することを目的として設けられた。1972（昭和 47）年度に修士（博士前期）課程、1974（昭和 49）年に博士（博士後期）課程が開設された。爾来、法学および政治学に関する理論と応用の研究と教授を通じた、研究者と高度専門職業人の養成を教育目標として現在に至る。

（１）－２　研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本研究科の理念・目的・教育目標については『京都産業大学大学院案内 研究科紹介編』の該当部分に記載し、学内外に広く知らしめている。また併せて頒布される『京都産業大学大学院案内 教員・研究紹介編』において各教員毎の教育・研究への取り組みについて詳述している。とくに 2009（平成 21）年度受験者向け広報においては、マネジメント研究科と共同で新たに設置する「ジョイント・プログラム（税務エキスパート）」について別個に広報用冊子を作成し周知に努めている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本研究科の理念・目的は適切である。それに基づく教育目標と人材養成に関しては、とりわけ法科大学院設置という状況を受けて、見直しと改革の必要性如何の検討が求められたところであるが、本研究科がその歴史の中で貫いてきた健全なアカデミズムと真摯かつ誠実な学問的姿勢は、専門職大学院の設置を受けてさらにその意義を増していると考えられる。ただ、研究者を志す学生が少数にとどまり、多くは専門職業人を目指しているという現状との関連において、税理士等の専門職を念頭に置いた教育指導体制を構築していく必要を認識し、その方向に向けた改革を行いつつあり、また広報活動においても、専門職

を目指す受験者を主な対象としている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

高度専門職業人の養成を念頭に置いたカリキュラム編成は、従来から「英文契約書作成」等の科目設定による実務的英語教育の充実という視点からこれを行ってきたところであるが、さらに専門職に向けた教育指導体制の確立の第一歩として、2009（平成 21）年度より「ジョイント・プログラム（税務エキスパート)」を設置する。博士前期課程の税理士志望者を対象として、法学研究科とマネジメント研究科のカリキュラムを接続し、３年で両研究科の課程の修了を目指すプログラムである。修士号取得による税理士試験の科目免除の速やかな達成とともに、志望を明確にもった学生に対し集中的指導を施すことにより学問的成果を挙げることが期待される。今後とも、アカデミズムと学問的水準の維持を図りつつ、学問的誠実さを伴った専門職養成のための方途を、税務分野以外の知的財産分野等に関しても検討していく予定である。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科の理念・目的・教育目標の妥当性は、必要に応じ法学研究科会議で審議される。教育研究体制の立案・整備・改革に関する実務は、専任教員６名で構成される法学研究科運営委員会がこれを担当しており（そのうち２名は研究科長とともに全学大学院委員会の構成員となっており、全学的な大学院運営・改革との連動が密に保たれている)、改革案等は運営委員会の議を経て研究科会議に提案される。

〔点検・評価〕

法学研究科運営委員会は、とりわけ法科大学院設置後の法学研究科の方向性を定める必要性の認識に基づき、研究科長から独立した機関として改組されたものである。それ以前は、委員長は研究科長が兼ねており、研究科の運営にかかわる実務は実質的に研究科長が担当するかたちとなっていたが、運営委員会の設置により改革案の立案等を円滑に行い、十分な検討を経ることが可能となっている。

〔改善方策〕

将来にわたり、法学研究科に求められる社会的需要は益々多様化していくことが予測される。そのなかで、基礎教育機関としての学部との連関のあり方、大学院における社会人教育のあり方等を含めた本研究科の位置づけを改めて検討していくことを通じ、研究科の理念・目的・教育目標の妥当性が新たに問われることとなろう。そのため、課題毎の作業部会設置等更なる研究科運営体制の充実を検討している。

D　外国語学研究科

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本研究科は、学校教育法第 99 条および大学院設置基準第３条第１項・同第４条第１項の内容に即して各専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、研究者および高度専門職業人を養成することを目指し、もって社会・文化の発展に貢献しようとするものである。

外国語学研究科は 1977（昭和 52）年度に中国語学と言語学の２専攻の修士課程、2005（平成 17）年度に英米語学専攻の修士課程を設置した。その目的は、外国の言語を言語学的に研究し、学問的な研究能力を養成するとともに、実際的な運用や外国語教育においても役立つ理論と実践方法の研究・教育にある。３専攻はともに充実した指導陣のもとに、徹底した個人指導体制によって、広い視野に立って学識を深め、専攻分野における高度の専門能力を養うことを目指している。そして、言語に関する専門的な知識を修得することによって、言語研究や教育、社会貢献の可能な諸分野で活躍できる有能な人材の育成を心掛けている。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本研究科の設置の理念、設置の目的、および教育目標の周知のために、大学院案内の内容の充実、大学院進学希望者を対象にしたガイダンスの開催、学部ゼミ指導教員への広報活動、学部専門教育と大学院授業の一貫した連繋授業形態の構築を心掛けている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

以上の理念・目的・教育目標に沿って考えれば、外国語学研究科は博士前期・後期両課程を備えた研究科であることが望ましい。しかし現状は修士課程のみに止まっている。このため、修士課程修了者の進路等に制約が生じ、理念・目的・教育目標が充分に達成されているとは言い難いのが実状である。なお、2005（平成 17）年度の英米語学専攻の新設によって、更なる研究科の有機的な発展が可能になり、とくに英語教育分野の実践的な教育目標と修了生の主要な進路となる教育界での活躍が大いに期待できる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

2005（平成 17）年度の英米語学専攻の新設で言語学、英米語学、中国語学の各専攻院生で研究への良い意味でのライバル精神が芽生えるが、その一方で、３専攻間での有機的な連繋授業形態の構築も必須である。さらに、より高度な研究を希望する者のために博士課

程の設置という発展的な将来展望を検討していく。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現時点では、研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みは導入されていない。

〔点検・評価〕

現在、外国語学研究科には１名の自己点検・評価委員がいるが、研究科内には学部にあるような独自の自己点検・評価委員会は存在しない。研究科には３専攻あることからも、今後は大学院研究科内にも独自の自己点検・評価委員会を設け、研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証したい。

〔改善方策〕

研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証するためには、その実践を可能にする院生数の確保が重要である。そのためにも早急に入学定員を満たすための施策を検討して実践することが重要である。

Ｅ　理学研究科

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

理学研究科（修士課程）が設置されたのは 1969（昭和 44）年であり、経済学研究科と同様、京都産業大学大学院の中でも最も古い歴史をもつ。２年後（1971（昭和 46）年）には博士課程も設置され、現在に至っている。

理学研究科の目的は、京都産業大学大学院学則第２条の２に示されている。そこでは、“専攻分野である数学と物理学は、科学的真理を求め未知の領域を切り開くことに第一の価値を見出す学問であり、その結果は新技術の開発に結びつくものである。これら基礎的で、かつ応用に不可欠な学問をより深く学び、研究し、高度な専門知識を駆使できる研究者や専門家の養成を目的とする”と謳われている。このように、数学と物理学という基礎的な２つの分野のみを理学研究科の専攻分野としてもつ私立大学は、他に見当たらない。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

理学研究科の理念・目的・教育目標等の周知方法としては、配布物としての「京都産業大学大学院案内　研究科紹介編」「京都産業大学大学院案内　教員・研究紹介編」と、大学院理学研究科のホームページを通じた情報提供があげられる。「京都産業大学大学院案内　研究科紹介編」では、理学研究科（数学専攻、物理学専攻）の紹介がなされており、「京都産業大学大学院案内　教員・研究紹介編」では、理学研究科に属する各教員の研究内容に関する紹介が行われている。大学案内や入試要項は、関西の主要大学を含め全国の約 300 大学（学部）宛てに送付されている。また、さまざまな形式での大学院入学試験（一般（秋季・春季)、社会人、外国人留学生）に関連して、大学のホームページ上での周知を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

理学研究科の理念・目的については、大学基準協会が定めている使命および目的に合致している。

理学研究科の教育目標については、大学基準協会の定めている「修士・博士課程基準」の中で、“当該大学・大学院の設立趣旨や理念・目的、さらにはそれぞれを構成する学問分野や専攻領域の特性に基づき、学術研究の高度化や国際化、社会との連携、生涯学習への対応にも配慮しつつ、教育研究上の到達目標を明確に定めるとともに、その中でいかなる人材を育成しようとするのかを具体的に明示する必要がある”という部分に照らして点検・検証する必要がある。京都産業大学はその設立時の初代学長の研究分野が、理学系（天文学）であった、という特色を生かす形で、現在、口径が 1.3mの光学赤外線望遠鏡を有する教育・研究用天文台の建設計画が進められている。この宇宙・天文分野をはじめとして、理学研究科の中には京都産業大学に特徴的な専攻分野が存在する。今後とも、こうした専攻分野の特徴を生かした人材育成の目標を明確にすること、またその教育目標を積極的に学内外に周知徹底していくべきだと考えられる。しかしながら、その周知方法、とくに研究科ホームページを通じての情報提供は、現状はあまり有効に機能していない。

年度		2004（平成 16）		2005（平成 17）		2006（平成 18）		2007（平成 19）		2008（平成 20）	
専攻		数学	物理学	数学	物理学	数学	物理学	数学	物理学	数学	物理学
前期	１年	4	7	2	5	7	5	2	6	4	3
	２年	0	8	4	7	2	5	6	5	2	6
後期	１年	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0
	２年	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0
	３年	2	0	2	1	0	2	0	3	0	3
専攻別計		6	17	8	15	9	15	8	16	7	12
合計		23		23		24		24		19	

理学研究科の現状について、以下のような傾向が読み取れる。

（ｉ）理学研究科の収容定員（修士（博士前期）課程：各専攻 10 名、計 20 名、博士後期課程：各専攻９名、計 18 名）に対する充足率をみると、修士課程では数学専攻が 40%～110%、物理学専攻が 60%～120%、博士後期課程では数学専攻が０%～22%、物理学専攻が 22%～56%となり、いずれの専攻も修士課程の充足率に比べて、博士後期課程の充足率が悪い。

（ⅱ）2008（平成 20）年度の物理学専攻（修士課程）の学生数が前年度に比べて 60%減少している。これは、京都産業大学大学院への進学率が低下した、ということを単純に意味するばかりではなく、他の旧国公立系大学院へ進学する割合が増加してきた、という事情を考慮する必要がある。実際、物理科学科の場合、2007（平成 19）年度の学部卒業生の中には、東京大、京都大、名古屋大等の旧国公立系の大学院へ進学者が多数（８名）出ており、学部卒業生中に占める大学院への進学者の割合そのものは、学年全体の２割程度（11名）になっており、本来なら内部進学するはずの人数が外部へ流出する状況がみてとれる。数学専攻においても事情は同様である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

研究科の理念・目的についてはとくに問題がなく、改善すべき点は見当たらない。

研究科の教育目標、とくにどういう人材を養成すべきか、という点に関しては、京都産業大学の特色を基にして、その具体的な到達目標（研究者ばかりでなく、教育や一般企業へ就職する場合も含む）を常に検討し、学内外に周知徹底する必要があると思われる。とくに研究科ホームページを通じての情報発信はこれからさらに重要になると思われる。現在、物理学専攻では、学部も含めたホームページによる情報開示方法について、検討が行われている。

学部から大学院への進学者数の減少に歯止めをかけるための対策は、京都産業大学独自の専門分野をつくり、その特色を広く学外にアピールすることだろう。物理科学科では、ここ数年間で学部専任教員が入れ替わる事情や、教育・研究用天文台の建設計画が進んでいる状況を背景として、学部カリキュラムの見直しを行っている。数理科学科でも、応用数理系科目の強化を図っている。理学研究科においても、学部カリキュラムと連動した特徴ある専攻分野をつくることによって、京都産業大学以外の大学院へ進学する学生を、内部進学へと導けるのではないか、と考える。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を常日頃から検証することが可能な場としては、

大学院全体としては大学院委員会の場、理学研究科としては研究科会議の場が考えられる。大学全体の学部教育に対しては、その他に議論する場としてファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）推進委員会が存在するが、大学院に関してはそれに対応する組織が現状では存在しない。一方、４年ごとに大学全体として、「自己点検・評価」を行っており、その中で研究科に関しても理念・目的・教育目標に対して検証がなされ、その評価結果は大学のホームページを通じて、広く一般に公開されている。

〔点検・評価〕

上記のそれぞれの会議（大学院委員会、研究科会議）では、４年ごとの「自己点検・評価」以外には研究科の理念・目的・教育目標の妥当性は検証されていない。

〔改善方策〕

大学院委員会や研究科会議の場、あるいはＦＤ推進委員会の中に大学院教育に関する小委員会を設けるなどして、恒常的に検証できる仕組みを作っておくことが必要である。また、その検証結果はすみやかに研究科のホームページに開示されることが望ましい。

Ｆ　工学研究科

（１）理念・目的等

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　情報通信工学専攻の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

情報通信工学専攻においては、工学研究科の理念･目的の大枠の下に、社会の要請に即応できる、情報通信分野における応用力豊かな優れた研究者、ならびに高度な専門的知識・能力をもつ職業人の養成を目標としており、目的は適切である。

情報通信工学は古典的な情報通信“工学”という概念を超えて、より広く社会へ浸透しつつあり、またその学問的発展と社会的影響力は拡大、深化しつつある。そのような現状に鑑みて、情報系大学院としての上記の理念、目的、教育目標の有効性はますます高まっている。

（１）－２　情報通信工学専攻の理念・目的・教育目標の周知の方法とその有効性

専攻の理念・目的・教育目標を、“周知”させるという努力は明示的ではないが、このような目標自体、専攻において十分共有されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

“職業人の養成”という目標は、修士（博士前期）課程教育を通じて、一定の水準を満

たし、人材養成の面で社会への還元がなされていると評価できる。他方、研究者養成という側面では、博士後期課程の充実がさらに必要である。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

後期（博士）課程教育の充実の為には、先端的研究についての議論を喚起させるために、教授陣の増員とその相互交流を活発化させる必要がある。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　生物工学専攻の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

学士課程で培われた学識を基礎として、その専門性をいっそう向上させる課程として博士前期課程（修士課程）を位置づける。とりわけ、目覚ましい科学技術の進展と学術研究の新たな展開、および社会の多様なニーズに適確に対応する高度専門職業人や知識基盤社会を支える知的人材の養成を目的としている。さらに、博士後期課程（博士課程）においては、より高度な教育・研究活動を通じて、高度な専門知識と創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ人材の育成を目的としている。

（１）－２　生物工学専攻の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

大学全体として大学院案内を「教員・研究紹介編」と「研究科紹介編」に分けて毎年発行し、本研究科についても詳しく紹介している。また毎年５月または６月に他学部を含めた学部学生に対して、大学院の説明会を開催している。この説明会には、恒常的に数十名の学生が参加している。さらに大学院入学者および在学者に対して、春および秋学期の開始時にガイダンスを開いて、理念・目的・教育目標および教育内容の周知を図っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

1993（平成５）年に大学院工学研究科博士前期課程生物工学専攻（各学年の定員は８名）が設置され、その後、1995（平成７）年には博士後期課程（各学年の定員は４名）が設置され現在に至っている。上記の理念・目的を果たすべく、教育・研究に真摯に取り組んできた。その結果、上記の人材養成という目的の質的なレベルにおいては、その理念に沿った成果が得られていると考えている。

大学院生の充足率は博士前期課程では年により変動するが、ほぼ100%に達するようになり、課程として定着してきた。定員が少ないため、少人数教育が可能であり、質的レベルを保つ上では有利な点となっている。しかしながら、博士後期課程の定員充足率は依然十分ではなく、人材養成機関として、改善すべき点をもっている。個々の点については以下に記す。

本学の学生においては、大学院の認知度が高く、低学年時から大学院への進学の意志をもつ学生が目立つ。ただし、他大学の学生へのアピールが十分でないため、他大学からの受験者が極めて少ない。さらに、他の国公立大学を志向する本学学生も依然として存在する。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

本大学院をより活性化し、より多くの大学院生を受け入れるには、質的な問題として、より魅力的な研究を展開し、研究成果をあげ、本研究科の知名度をあげる努力をする必要がある。そのためには、若手研究者の採用、実験科学に適した教員配置を考える必要があろう。また、高度専門職業人の養成という観点からの教育のあり方を検討する必要があろう。さらに、ＴＡ制度や学会参加等に対する経済的支援制度を立ち上げ、旧国公立大学の大学院と同程度まで経済的負担をおさえているが、学生への周知が十分でない。また博士後期課程の院生に対するより充実した支援が望まれる。

本研究科の教育目標等とその実践については他大学への周知を図る必要がある。また、生命科学系の新学部開設と連動して大学院の拡大が予定されているので、このことのＰＲも重要であろう。

（２）理念・目的等の検証

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　情報通信工学専攻の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

既に述べたように、情報通信工学専攻においては、工学部情報通信工学科発足後ほぼ 20 年を経て、時代とともに深化、拡大する“広義の”情報学、ネットワークの時代に即応した人材養成のために、如何に対応するか？に対して、一貫して専攻教授会等において議論が続けられてきた。

〔点検・評価〕

以上の努力の上に、“この問題は、理念･目的という大枠の次元というよりは、むしろその現代的な発展としてコンピュータ-通信というネットワークの時代に即応したカリキュラムおよび研究領域の全般的な見直し、拡大という形で実現されるべきである。”との結論に至った。このような構想に基づいて学部・大学院の再編を視野に入れた改革を大学に提言した。

〔改善方策〕

情報通信工学の分野においては、技術革新とその社会的影響力を強めている変動に対応し、さらに適応できる高度専門技術者を育成するために、より幅広い情報通信関連分野を

カバーする教育研究態勢を確立することが必要である。この目的のために、工学部情報通信工学科が、３学科を擁するコンピュータ理工学部に発展的に改組され、2008（平成 20）年度より発足した。この新学部の完成年度において、新大学院を発足させることが見込まれており、現在検討が進んでいる。その結果として、大学院の教育、研究が当初の理念に沿って、質的、量的にさらに展開・発展させることが期待される。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　生物工学専攻の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

全学の大学院委員会に研究科長および専攻の選出の大学院委員が参加し、大学院全体の理念・目的・教育目標の妥当性の議論と検証および工学研究科におけるそれらの妥当性の検証を行っている。また、研究科として全学の自己点検・評価運営委員会に委員を送り出すとともに、研究科内に研究科長と大学院委員によって構成される工学研究科自己点検・評価委員会を設置している。

〔点検・評価〕

上記の各委員会において、その都度、社会情勢の変化および研究の発展との関係における本研究科の理念・目的・教育目標の妥当性の検証を行い、大学院カリキュラムの整備、修正に反映させている。

〔改善方策〕

今後工学研究科から新しい大学院研究科への再編が予定されている。このため新研究科における教育、研究の理念等の妥当性を検証する組織を早急に立ち上げる必要がある。

Ｇ　法務研究科（法科大学院）

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

京都産業大学の建学の精神、教学の理念は「人づくり」である。要するに自らを厳しく律しつつ、創造性に富み、社会的な義務を怠らずに、国内はもとより世界に通用し活躍できる人材を育成することである。そのために幅広い専門知識や高度な技能の修得に加えて豊かな人間性、確たる倫理意識の確立を重視している。

法務研究科において養成しようとしている法曹像は、この本学建学の精神であり教学の理念である「人づくり」に根ざすところの、日本社会を改革する使命感と意欲を持ち、法

秩序の担い手としての責任を自覚し、有能であることにおいて格調と品位をもつ実戦的法曹であると同時に、十分な基礎的学力を身につけるとともに、得意とする分野を身につけた法曹である。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

法務研究科が養成しようとする法曹像については、毎年刷新される法科大学院パンフレットや履修要項、入学試験要項、ホームページ等を用いて教員ならびに学生、受験生に明らかにし、また学生には、学期初めに行うガイダンス、非常勤講師の先生方には、年１度の懇談会を通じて伝えるよう努力している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

法務研究科が養成しようとして掲げる法曹像は抽象的に表現されている印象を免れず、教員間においても必ずしも統一的な理解の下に指導が行われているとはいえない面があるのは事実である。しかし、他方でそのことが社会の変革にも対応することに責任をもって法秩序を維持できる柔軟性のある法曹の養成にもつながるとも考えられる。しかし、当然のことながらそれが教員各位の独善に陥らないことは大切であり、自己点検・評価等を通じて情報の共有を行い、理念の具体的到達目標を構築することが必要である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

法務研究科が養成しようとしている法曹像について、学生と教員との密接なコミュニケーションによって、教育理念に適合する法曹養成を行うようにしているが、教員間でその情報の共有が必ずしも十分といえない部分について改善を図りたい。自己改革に関する規程、とくに大学院法務研究科自己点検・自己評価委員会規程等も整備したが、これをいかに現実の取り組みに転化させていくかが今後の課題である。具体的には、次のとおりである。①各教員および組織全体でのＦＤ活動に向けた継続的努力をより一層実質化する（なお、大学全体で行う４年に１度の自己点検・評価報告の機会だけではなく、今後、毎年、独自に点検と評価を行う）。②そのために、自己改革に係る活動記録の整理・保管とその活用をより一層推進する。③これまで以上に、情報公開を心がけ、公開可能な情報のうち、各種の改善に役立つと思われる情報は原則として院生や学外に発信し、第三者評価を積極的に活用する。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

研究科内にＦＤ委員会を設置し、随時、委員会を開催し、ＦＤ活動の充実に努めている。

授業参観について、授業自動収録を行っている科目に関しては、各教員が必要に応じて、収録されたものを参照している。全学では、期日を決めて授業参観を実施しているので、その期間の授業参観を奨励している。オムニバスの科目を設けている場合は、コーディネーターの教員が全回出席しているので、十数回の授業参観を行うことになる。

また、本研究科では、独自の外部評価委員会を設置しており、研究科長と数名の教員が参加し、年に数回の意見交換を行っている。外部評価委員会は、「京都産業大学法科大学院外部評価委員会規程」に基づき、本研究科が社会的使命を果たすことができるよう、本研究科の教育の充実等に関する検証、提言、報告等を行う機関である。運営に当たっては、開催時期にもよるが、授業評価アンケート、入試統計、定期試験結果、新司法試験合否結果等の資料を提供する一方、同委員会委員長からの要望に応えるよう、学生、新司法試験合格者からの意見聴取や授業参観の場を提供しつつ、前述の目的を達成できるよう活発な議論を交わしているところである。

〔点検・評価〕

様々な形で本学教員全体の教育レベルを高める取り組みを行っているが、最も大きな問題点として、これらの多数の活動の結果を組織全体に対してフィードバックする制度が充分に整備されていたとは言えない点があげられる。あわせて、様々なＦＤ活動の内容が適切かどうかを自己点検するためのシステムが欠けている点も問題である。

〔改善方策〕

ＦＤ委員会の活動の成果を、以下のような形で教員全体が共有するとともに、その結果を個々の教員が自己の授業の向上につなげることができるシステムを導入する。

ア．ＦＤ委員会の開催を定期化する。

イ．個々の教員に対する授業参観を義務づけるとともに、授業参観の結果をアンケートの形で客観化する。

さらに、上記のようなシステムを採用したとしても、これをもとに具体的な授業の改善が図られなければ意味がない。この点を実現するために、以下のように、ＦＤ活動およびＦＤ委員会の活動自体を客観的見地から点検・評価するシステムを用意する。

ウ．年度ごとにＦＤ活動の報告書を作成し、これによってＦＤ委員会および法務研究科全体で、活動が具体的な改善につながっているかどうかを継続的に検証する。

エ．法務研究科会議ならびに外部評価委員会にＦＤ委員会の活動記録の提出を義務づけ、

これによってＦＤ委員会の活動を客観的に点検・評価する機会を用意する。

Ｈ　経済学研究科（通信教育課程）

（１）理念・目的等

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本通信教育課程は、社会人（大学卒業後、社会において２年以上の勤務経験を有する者）を対象に、通信教育を通して各自が関心をもつ経済政策領域を学ぶことによって、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析し政策立案できる、高度の判断力と実践力を備えた人材の養成を目的としている（本学大学院学則第２条２）。

現代日本の経済社会は経済のグローバル化、少子高齢化、高度情報化、経済格差の拡大等、急速な変化と多様性が進展しつつある。その結果、大学を卒業した社会人にも、それぞれの職場において、これまで以上に客観的な洞察力と問題解決能力が求められるようになっている。他方、社会のさまざまな分野で活躍し、問題意識を明確にもった社会人の側からも、働きながらさらにより高次な教育・研究の場で自己研鑽する場として、通信制大学院開設の要望が大きくなっていた。

本課程は、高度な判断力と実践力をもった専門的職業人をめぐるこうした需給両面の要請に対応して、経済学研究科の通信教育課程としてはわが国で初めて、2007（平成 19）年４月に設立されたものである。

したがって、本課程で養成する人材はその設立目的の通り、社会の第一線で働きながら課題をかかえて学びかつ成長・発展を目指す社会人であり、たまたま現状で就業していない場合であっても、これまでの社会での経験を生かして問題意識を深めてスキルアップを図り、生涯学習の一環として生きがいを見出し、学習効果を再び社会に還元しようとするものである。

また、経済社会で活躍している人の中には、必ずしも大学で経済学を学んだ経験を有していない場合もある。本課程は、経済学研究者を専門的に養成するのではなく、生涯学習の一環としてあるいは企業内の再教育・研修等リカレント教育に代わるものとして、専門性を一層向上させ高度な学識と的確な総合判断力をもって経済活動の現場での課題解決に生かすことのできる職業人の育成に重点を置いている。このため経済学部出身者だけを対象とするのではなく、導入教育支援を充実することにより広く門戸を開放し、大学院での経済学を通じた再教育により経済分析能力を向上させ、社会人としての実体験とノウハウを生かして、経済社会の発展に寄与する専門的職業人としての人材を養成することを目的としている。

このような人材養成は、現実の経済問題と大学での研究を関連付ける産学連携の１つの形であり、有為の人材を社会に還元することにつながり、本学の建学の精神を具現化する

取り組みでもある。

（１）－２　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

上記の目的は電子媒体としては本学の経済学研究科通信教育課程のホームページに掲載されているほか、冊子形態の『京都産業大学ガイド』、『京都産業大学大学院案内』、また本課程独自の紹介パンフレットにも掲載されて一般に公開されている。さらに本課程への入学希望者が手にする『入学試験要項』と、入学後に渡される『履修要項』にも明記されている。また、入学試験の一環として行われる口頭試問においては、すべての受験生に対して研究科長が必ず上記の設置目的を説明した上で、質問に入ることを慣例としている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

後述の通り、本課程への受験者数は設置初年度の 2007（平成 19）年に 13 名、２年目の 2008（平成 20）年には 15 名と、最初から定員を上回っている。まだわずか２年間の実績であるため安易な評価は避けなければならないが、少なくともいまのところは本課程の目的が社会人のニーズに合致した「兆候」と考えられ、変更する必要は認められない。

本課程の設置目的の周知の方法についても、上記の方法はごく一般的ではあるが、（１）－１のような受験者数を考慮すると、対外面では現在のところかなりの有効性を備えていると考えられる。また、すでに本課程で学んでいる受講生についても、スクーリングや懇親会の席上の会話を通して、本課程の設置目的が十分受講生に認識されていると判断される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１についてはいまだ完成年度をむかえていないので、とくに改善すべき点は見当たらない。

周知の方法とその有効性については、2008（平成 20）年度の本学の『同窓会報』に本課程の設置が報道された。会報の紙面は限られているため制約はあるが、今後可能な限りこれを拡充して、本学卒業生への設置目的の広報を要望すべきであろう。本課程の設置に先立って、ＦＳ（実現可能性評価）の一環として一部の本学卒業生にアンケート調査を実施したところ、357 名のアンケート回答者のうち 48%が通信制大学院に興味を示した。すなわち、本学卒業生は本課程への大きな潜在需要とみなされるからである。

（２）理念・目的等の検証

〔現状説明〕

（２）－１　大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本通信教育課程の目的は運営方法とともに、毎月開催される研究科会議における教員間

の意見交換や、受講生とのスクーリングや交流会における意見交換で話し合われ、検証されている。

〔点検・評価〕

現段階でこの目的を変更すべき必要性は認められず、また目的の妥当性を検証するには、上記のような会議で適時話し合われる仕組みが妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階で改善すべき問題点は見当たらない。

第２章　教育研究組織

■　大学全体

〔到達目標〕

いかなる国家社会においても、大学は最高の研究・教育の機関であり、大学の使命は、将来の社会を担って立つ人材の育成にあるという創設者初代総長荒木俊馬博士の建学の精神に基づいて、これまで 43 年間にわたり大学および学部・研究科さらには研究所を組織してきた。今後も基本的にはこの精神に基づきながら、時代のニーズに合致した学部・研究科さらには研究所を戦略的見地から組織していくことが目標である。さらに 2015（平成 27）年の創立 50 周年に向け、躍動感あふれる個性的な大学へと第二の創生を果たすことを目指した中・長期ビジョンである「グランドデザイン」に基づいて教育研究組織を再編成することも目標として挙げられている。具体的には「建学の精神に立ち返ること」「社会の負託に応え得る大学であること」「一拠点の総合大学」という３つの柱をもとに、絶えず既存の教育研究組織の現状を見直しながら新たな教育研究組織を構想していくことが到達目標になる。

〔現状説明〕

（ａ）学部・学科

現在本学は、学部の教育研究の基本組織として、経済学部（経済学科）、経営学部（経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科）、法学部（法律学科）、外国語学部（英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科、言語学科〈ロシア語専修〉〈スペイン語専修〉〈インドネシア語専修〉〈イタリア語専修〉、国際関係学科）、文化学部（国際文化学科）、理学部（数理科学科、物理科学科、コンピュータ科学科）、工学部情（報通信工学科、生物工学科）、コンピュータ理工学部（コンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科、インテリジェントシステム学科）、の８学部 20 学科で構成されている。

このうち経営学部は、2007（平成 19）年には従来の経営学部経営学科という１学部１学科体制から１学部３学科体制に組織替えを行っている。ソーシャル・マネジメント学科では、従来の経営学科では扱えないようなマネジメントの問題が社会に数多く生まれていることから、こうした社会的課題に対応できる知識と視野を、幅広い学問分野を学ぶなかで身につけ、実際に問題解決に取り組める人材の育成をめざそうとしている。また会計ファイナンス学科では、金融領域の知識と資金の調達や運用等会計領域のスキルを身につけながら税理士や公認会計士等の職業会計人や会計的素養をもったビジネスマンの育成を目指そうとしている。

外国語学部では 2008（平成 20）年から人文科学系の学部における社会科学系の学科として、国際関係学科を新たに設置している。この新学科は、英語に堪能で国際社会の急速な

変貌と一層複雑化した国際情勢に十分に対応できる人材の育成という今日の日本の社会的な要請に応える目的で新設された。同じ 2008（平成 20）年から、従来の理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科をベースにし、コンピュータとネットワークの最先端領域にアプローチするコンピュータ理工学部を新設している。コンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科、インテリジェントシステム学科の３つの学科を通じて、ＩＴ社会の未来を担うエンジニア・研究者の育成をめざしている。さらに 2009（平成 21）年からは法学部に法政策学科が新たに新設されることになっている。この法政策学科は、安心・安全をキーワードに安心して暮らせる社会の実現を目指して法律の知識と政治の知識を活かしながら社会の多様な問題を発見し解決できる能力を育成することを目的にしている。

（ｂ）大学院・高度専門職大学院

大学院の教育研究の基本組織としては、経済学研究科経済学専攻（博士課程－前期・後期)、マネジメント研究科マネジメント専攻（博士課程－前期・後期)、法学研究科法律学専攻（博士課程－前期・後期)、外国語学研究科英米語学専攻（修士課程)、中国語学専攻（修士課程)、言語学専攻（修士課程)、理学研究科数学専攻（博士課程－前期・後期)、物理学専攻（博士課程－前期・後期)、工学研究科情報通信工学専攻（博士課程－前期・後期)、生物工学専攻（博士課程－前期・後期)、法務研究科（法科大学院）法務専攻（専門職学位課程)、経済学研究科（通信教育課程）経済学専攻（修士課程）の計８研究科 12 専攻を設置している。

このうちマネジメント研究科マネジメント専攻については、2002（平成 14）年に修士課程を設置し 2004（平成 16）年に博士後期課程を設置している。マネジメント研究科は、あらゆる組織を対象としたマネジメントについての諸科学を総合し、それに基づいて、マネジメントについての高次の教育を行うことで、マネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人の養成を目的とする研究科である。本学マネジメント研究科修士（マネジメント）と同時にミズーリ大学セントルイス校のＭＢＡを２年間で取得するためのデュアル・ディグリー・プログラムを開始し今年度最初の修了生が出ている。また 2009（平成 21）年からは、企業広報の専門家を育成するため、コーポレート・コミュニケーション・コースが新設される。

また 2007（平成 19）年に全国で初めて経済学研究科（通信教育課程）経済学専攻（修士課程）を新設した。この社会人対象の経済学研究科（通信教育課程）の目的は、通信教育を通して各自が関心をもつ経済政策領域を学ぶことによって、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析し政策立案できる、高度の判断力と実践力を備えた人材の養成である。

（ｃ）研究所

本学における研究活動をさらに活性化するために研究機構を置き、本学専任教員が行う学内外の研究者との共同研究を推進し、支援するとともに、日本文化研究所、世界問題研究所、先端科学技術研究所、総合学術研究所の４研究所の総合的な運営および調整を行っ

ている。そして各研究所では、学際的、総合的な共同研究調査、研究調査に必要な資料、参考文献等の収集および管理、国内外の大学および研究機関との学術・研究交流、学術誌の刊行、研究発表会、講演会およびシンポジウムの開催等の事業を行っている。

日本文化研究所は、日本の文化、経済・産業、社会等を重点とする学際的、総合的な共同研究調査を推進し、地域活性化に貢献するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。世界問題研究所は、世界が直面する政治、経済の対立と調和の問題に関する学際的、総合的な共同研究調査を推進し、日本の国際的な貢献に資するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。先端科学技術研究所は、先端科学分野の研究プロジェクトを推進し、学術の進歩発展に寄与するとともに、産学連携を推進し、わが国の科学技術向上に資することを目的としている。さらに本学の建学の精神に照らして、地域のみならず人類全体の健全な生活維持のため、また幸福に寄与するため、鳥インフルエンザ研究センターを設置し、鳥インフルエンザ撲滅を目指した対策の確立を当面の目標として取り組んでいる。総合学術研究所は、各専門領域および学際領域におけるプロジェクト方式による研究を推進し、本学の研究活動の強化および教育研究分野への展開に資するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としており、人文科学、社会科学、理工学系、複合領域の４部門を置いている。

〔点検・評価〕

学部や大学院については、京都産業大学グランドデザインで示された３つの柱の１つでもある「建学の精神に立ち返ること」を基本に新学部や新学科が構想されている。たとえば本学創設時には情報化を先取りするような多くの試みがなされたが、そうした情報教育の強みを強化するために 2008（平成 20）年コンピュータ理工学部が新設された。また開学当初には、海外に雄飛する人材の育成を旗印に国際関係の研究や教育が充実していたが、この伝統をより確かなものにすべく 2008（平成 20）年に外国語学部に国際関係学科が新設されている。

本学創設 50 周年（2015 年）に向けたグランドデザインのなかで教育改革として人文科学系の再編、自然科学系の再編、社会科学系の再構築が俎上に乗っているが、まだ学部の再編や再構築は緒に就いたばかりである。さらに社会科学系学部では、入学定員が 600 名を超え収容定員が 2,400 名という大規模学部がほとんどである。きめ細やかな教育体制を構築していくためには、教員組織数の適正化や少人数教育体制に向けてのさらなる工夫と努力が必要である。

〔改善方策〕

本学が高等教育機関として外部評価に耐える大学であり続け、全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもった人間を育成することができる大学として存続発展していくためには、いまどのような学部学科や研究科さらには研究所が求められ、どのような教育研究

方法がベストかについて恒常的に評価検討することが必要である。ここ数年新設された学部学科や研究科のなかには、既存の学部内の各種委員会やプロジェクトチームの議論のなかから構想が出てきたケースもあれば、学長の諮問機関として一時的に組織された新学部・新研究科設置するための検討委員会で議論されたケースもある。今後も教育研究組織の検証を行う場合、このようなボトムアップ的要素とトップダウン的要素の両方が併存している体制が理想であろう。こうした体制に向けての改善努力の一環として学長室の改革推進担当という部署を置き、学部や大学院の改組、教学改革等の改革案に対して全学的な検討を行う大学改革推進会議（構成員は学長、副学長２名、常務理事、事務局長、および当該課題関係部署の所属長）が組織されている。

１　学部等における教育研究組織

Ａ　経済学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

経済学部の教育目標は、「健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成」を目指すことである。

経済学部は、経済学科の１学科から構成されている。しかし、わが国経済のグローバル化・情報化・複雑化が進展し、現代社会からの大学への人材育成面において社会的基礎力の養成・教養と専門性の兼備等の要請が強まるのにともない、上記の教育目標を達成するためには、従来型の経済学科のみの教育・研究組織では不十分であり、時代の潮流・社会の要請にも十分に対応できる、次のような新たな教育システムを構築することが肝要であるとの判断に至った。すなわち、2007（平成 19）年度に、経済学部では、①徹底した基礎的導入教育、②段階的な学修プログラム、③系統的な学修を可能にする専門コース制、④１年次から４年次まで一貫した少人数教育の実施、⑤グローバル化・情報化に適応する能力の強化、⑥経済学の枠を越えて、学生の興味や関心に応じた総合的な学修が可能なプログラムを主要な内容とする、カリキュラム改革を実施した。とくに、その核となる専門コース制の導入は、単一学科でありながら２年次秋学期から「公共政策」「産業経済」「国際経済」の３つのコースから１つの領域に絞らせて、専門的に集中して学ばせようという仕組みであり、各コース間のバランスを保持しながら、各コースの特徴を活かした科目配置を行い、各専門分野の専任教員がその教育に当たっている。

また、いずれの専門コースの履修もその前段階として、１年次に経済学の基礎知識を十分に修得することが肝要との考えから、「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」と「入

門セミナー」との連動という徹底した基礎的導入教育を実施し、全ての専任教員がこれに参加する体制をとっている。しかも、専門コース制を補完するために、１年次から４年次まで一貫した演習Ⅰ－Ⅳを含む少人数クラスを開講しており、その担当に全ての専任教員が携わっている。さらに、経済学の枠を越えた学修の機会を提供するために、各コース別に他学部科目を履修することができるように「コース充実履修モデル」を立上げている。経済学の枠を越えた学修は、「“優れた経済人”の育成」には重要な機会であると認識している。幸いにも、本学は一拠点総合大学であることから、この利点をフルに活用し、他学部科目の履修に加えて、共通教育科目、テーマ別融合教育科目も履修することが可能になっている。

なお、経済学部を母体に２つの大学院・経済学研究科が併設されている。１つは、一般学生を主な対象とする経済学研究科博士前期課程・後期課程（通学制）と、いま１つは社会人対象の経済学研究科修士課程（通信教育課程）である。前者は、経済学部の専任教員が講義担当や研究指導を併任しており、後者については経済学部の専任教員のうち 14 名の専任教員が講義担当や研究指導を併任している。

また、大学院を目指す学生のための経済学研究科との橋渡し科目と位置づけられる、やや高度な経済理論の学べる「経済学アドバンストセミナー」を開講して、経済理論専門の教員が担当している。

〔点検・評価〕

経済学部は、１学科でありながら３つの「公共政策」「産業経済」「国際経済」の専門コースを設けるなど、大学の教育研究組織として整合性を保つ中で、独自性を打ち出しながら、その教育目標を達成するために、2008（平成 20）年５月１日現在、専任教員 37 名に、非常勤講師 14 名が邁進している。

基礎的な経済学科目、演習等少人数科目、各コースの主要な講義科目には、主に専任教員によって担われているだけでなく、１学科であることから、学部教員および事務職員の機能的な連携協力がうまくかみ合うことによって、学部組織が効果的に運営されている。

専任教員は、特別な事情は別にして、各学期において、週３日を講義日として出講することとし、そのうち少なくとも１日は１時限目の講義時間を担当することにしている。これは学生の視点に立った講義時間割の編成を可能にするために必要な措置である。また、基礎的導入教育の運営には、「経済学入門」と「入門セミナー」の担当者間の連携が欠かせないが、専任教員の全員が関わることによって、それを可能としている。なお、新任人事においては、各専門コースのバランスと新しい学生ニーズに対応した科目担当者の採用が検討されるが、同時に基礎的導入教育の講義が行えることも重要な選考事項となっている。

学部の教育組織として健全な運営が行われるためには、大学院経済学研究科との連携や専任教員の研究活動を阻害しない配慮も重要である。そこで、月１回の学部教授会や、その他学部の各種委員会、専任教員を対象にした学部研究会の開催を水曜日午後に設定して、専

任教員間の教育面および研究面における相互の意見交換が集中的かつ効率的に行っている。

このように経済学部は、その教育目標を見据えつつ、多様化する現代日本社会に適応できる人材育成を目指すに相応しく、専門領域を学ばせながらも、弾力的な教育研究組織となっており、適任の教員が配置されている。

〔改善方策〕

学部の教育面からみた組織は、教育目標との関連で大きな課題を抱えているとはいえない。しかしながら、その教育目標を具現化したカリキュウラムを通して、実際に「“優れた経済人”の育成」が達成されないようでは、その組織も含めて抜本的な見直しをしなければならない。そのために、カリキュラム委員会を中心に、常に時代の潮流・社会の要請や、学生による評価・卒業生への社会的な評価への目配りを怠らないことが肝要である。

「“優れた経済人”の育成」に向けた教育を実現するためには、教員の研究活動も重要である。大学論集への投稿・研究基礎費の使用・在外研究の活用等全学的な制度・仕組みだけでなく、科研費・研究委託費等外部資金の獲得等外部の制度を活用している。経済学部を母体とする経済学研究科では、ＯＲＣにチャレンジして経済学部教員の 15 名が「実験経済学」「中国経済」「地域経済」「経済学史」プロジェクトに参画してきたが、研究面でも組織として専任教員の研究をバックアップするような企画を立ち上げ、専任教員間に学問的刺戟を与える機会を提供することを検討する必要がある。例えば、研究成果を迅速に公開し対外的な意見交換も容易にするため、インターネットを活用することを検討している。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学部の教育研究組織の妥当性を検証する恒常的な全学的な制度および仕組みは、現在のところ存在していない。ただし、経済学部の教育組織や教育目標に関連したカリキュラムの内容・運営方法等についてはカリキュラム委員会が検討し、さらに学部教授会が最終的な審議を行っている。それを人的に可能とする人事については学部人事委員会が昇任人事および新任人事を中心に厳正に審議して、学部教授会に最終的に報告している。

さらに、従来から経済学部開講科目について、受講生を対象に「学生による授業の相互評価」のアンケートを実施し、科目担当者にフィードバックするシステムが全学的に機能している。また、経済学部でも自己申告による教員評価個人調査票の提出が行われてきた。さらに、2008（平成 20）年度より、正式に教育業績の提出が全学的に実施されることになり、経済学部でも自己申告による教育業績が提出されるようになった。これ以外に、毎年４月に専任教員に対する自己申告による研究業績の提出も行われている。

〔点検・評価〕

これまで学部教授会やカリキュラム委員会によって経済学部の教育研究組織および教育システムの検討が行われることになっている。事実、経済学部では、必要があれば、教育面ではカリキュラム委員会において検討され、最終的には学部教授会において重要事項を審議してきた。

これに加えて、上記のような調査および書類提出の実施により、構成員である専任教員の基礎的情報を組織として整備することが行われるようになった。ただし、経済学部で教育研究組織の点検についてはどのように具体的に利用していくか、今後、検討していく必要がある。

〔改善方策〕

すでにこれまで、経済学部教授会において、経済学部の教育研究組織について、不定期ではあるが必要に応じて議論を行ってきている。しかしながら、教育研究組織に関する一層の有意義な議論を可能にするためには、上記の教員評価・教育業績・研究業績等について、学部全体を総括する資料として利用することが望ましい。

B　経営学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

経営学部の教育目標は、一言で言えば「マネジメント能力をもった人材の育成」ということになるが、これは単に企業の経営を担える人材のことだけを指すのではない。企業以外の多様な組織の運営を担える人材をも想定している。とくに、21 世紀に入って社会の様々な問題を発掘してその解決を目指す組織が営利・非営利を問わず増大してきていることを考えれば、そうした社会的な問題の発見と解決に挑む組織の運営を担える人材の育成は、社会の重要な課題であるという認識から、2007（平成 19）年に経営学部では、従来の経営学科に加えてソーシャル・マネジメント学科を設置し、さらに組織運営の中での会計・財務の専門的知識をもった人材の必要性の増大を考慮して会計ファイナンス学科を設置した。これによって、経営学部は３学科体制をとることになった。

2008（平成 20）年４月現在の経営学部の専任教員は特定任用教授と客員教授を含めて計 45 人である。

本学部では学科毎に入学試験を行っておらず、１年次には経営学部として経営諸科学の基礎を学び、それによって基盤的なマネジメント能力を身に付けた上で２年次から学科に分属するという形をとっている。この１年次の専門基礎科目については、各学科所属の教員が担当し、さらに基礎セミナーと外書セミナーという導入科目も各学科の専任教員がほ

ぼ全員で受けもっている。

2002（平成 14）年には本学部の目指す「マネジメント能力の育成」をより高度に行うために本学部を基礎学部として大学院マネジメント研究科修士課程（後に博士前期課程）を設置し、さらに 2004（平成 16）年には同研究科博士後期課程を設置した。同研究科はバックグラウンドを特に問わずマネジメント教育を行うことを基本としているが、当然に本学部の出身者に対してはよりいっそう体系的なマネジメント教育を行うことも目的としている。そうした連携をより明確にするために、2008（平成 20）年には、博士前期課程の領域構成を本学部の学科構成と同じように改めた。

なお、本学部教員の研究を促進するために、本学部教員が主体となって京都産業大学マネジメント研究会を 2004（平成 16）年に組織した。同研究会は機関誌『京都マネジメント・レビュー』を毎年２号発行して、本学部教員等の研究成果の発表を行っている。2008（平成 20）年９月までに発行された『京都マネジメント・レビュー』は 13 号に及んでいる。また、本学部では 2008（平成 20）年から毎月研究例会を開催し、教員全員が分担して個々の研究テーマの発表を行い、相互の啓発を行っている。

〔点検・評価〕

2008（平成 20）年は３学科体制に入って２年目で、現段階ではまだその問題点が十分に見えてきているわけではないが、各学科、とくに経営学科とソーシャル・マネジメント学科との違いは必ずしも学生に明確に理解されているわけではない。他方、会計ファイナンス学科については、他の２学科とははっきりと違いが認識されているようであるが、それはかえって同学科への進学希望者を限定することにもなってしまっている。しかも、同学科ではファイナンスの位置づけが学生には理解しにくいようで、それも希望者を限定させることになっているように思われる。したがって、今後はこれら３学科の教育内容をよりいっそう明確にして、学生に伝えていく必要があろう。それとともに、定員についても学生の希望動向を踏まえて今後検討していかねばならないと考えられる。

教員の配置についてはややバランスが欠けているきらいがある。とくに会計ファイナンス学科の教員は少なすぎると言える。この点については、2008（平成 20）年段階で新規採用を計画しているが、さらに増員していく必要があろう。

なお、研究については、マネジメント研究会による『京都マネジメント・レビュー』の発行や学部研究例会の定例化によって、教員相互の研究に対する啓発は進んでいるが、『京都マネジメント・レビュー』への発表数は必ずしも多いとは言えないし、研究例会もやや義務化している面がある。それゆえ、より自発的な研究発表を促して、研究についての相互啓発をより活性化する必要もあるであろう。

〔改善方策〕

学科の教育内容の明確化のためには、学科所属の教員間で講義体系や教育内容について

今まで以上に議論を深めることが重要である。ソーシャル・マネジメント学科と会計ファイナンス学科については、現在はまだ完成途上にあるので、講義体系の改変は出来ないが、現状の分析を行いつつ、完成後の学科の教育内容を早急に検討していかねばならない。

他方、経営学科については、経営諸科学の新たな方向を見極め、より現代的な講義体系の構築について議論を深め、その実行に取りかかる必要がある。

会計ファイナンス学科はとくに、大学院マネジメント研究科との連携をより強くし、会計専門職の養成が円滑に進むようにすることが重要であろう。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

2008（平成 20）年に本学部では過去２年間、学部の教学面での業務執行の中心機関である「学部運営委員会」が担っていた自己点検・自己評価の機能を再度独立させて、自己点検・自己評価委員会を設置した。この委員会が、３学科体制への移行後の本学部のあり方を検証することになっており、その中で教育研究組織の妥当性も検証されていくようになっている。

〔点検・評価〕

過去２年は３学科体制の基盤構築とその始動を円滑ならしめることに注力するために、自己点検・自己評価委員会の機能は運営委員会が兼務してきた。それによって３学科体制は好調に始動したが、この間に教育研究組織の妥当性を検証することについては、やや積極性にかけていたことは否めない。しかし、今般、再度その機能を独立させて自己点検・自己評価委員会に委ねたので、より一層客観的かつ積極的な検証が行われることが期待出来る。

〔改善方策〕

自己点検・自己評価委員会が、出来るだけ有効な情報を獲得し、より深い検証作業が出来るように、教員間の意見交換会を開いていくことが必要であろう。当然、そこには全教員の参加が必要で、学部長および運営委員会はそれが可能となるよう、積極的に支援していかねばならない。

C　法学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

現在、法学部は法律学科の１学科で構成され、専任教員の専攻分野は、実定法、基礎法、政治学にわたっている。法学部としての組織理念は、法学部学生が法的思考力および公共心を修得するために、法の諸相を幅広くバランスよく学修させるということである。その意味において、法律学科は、専攻分野が相互に連動しつつバランスよく構成されていると考えられる。

〔点検・評価〕

問題として、１学科に総勢 3,000 名近い学生が所属し、学生相互の連帯意識が希薄化する傾向にあることが指摘できる。また、法学部としての専門科目の多さに加えて、社会状況に適合した科目の新設および融合教育の導入による専門科目の更なる拡大は、学生側に履修上の迷いおよび科目選択の困難さを生じさせる可能性も考えられる。

研究組織としても、教員の増大化および専攻の専門細分化に伴い、全体としての研究者交流の沈滞化とともに専攻別教員の緊密化が懸念される。

〔改善方策〕

法学部は、学生の履修上の迷いおよび科目選択上の困難さに対応するために、2003（平成 15）年度以降、常設の履修相談室を開設している。また、学生数の多さによる法律学科の規模の大きさに鑑み、学生間の連帯意識を喚起するための効果的な方策として、ゼミ代表を幹事とするゼミネット協議会（法学部全ゼミのネットワーク組織）が設立され、ゼミ紹介の説明会や、学生の視点に立った講演会を開催したりしている。このゼミネット協議会による更なる活動の質的・量的拡大を目指したい。

法学部の研究組織としての適切性を一層向上させるために、教員間において多様な研究分野を横断する意思疎通を図る必要がある。そのような認識の下、2005（平成 17）年度以降、専任教員の研究業績を、自己申告した研究業績のファイルを教員控室に設置することによって公開している。

さらに、法学部は、法学部の理念および目的をより適切に実現するために、2009（平成 21）年度に法政策学科の新設を構想している。そのことによって、法学部の組織構成の充実を図るものとする。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

法学部においては、自己点検・評価委員会が教育研究組織としての妥当性を総合的に検証する役割を果たしている。企画委員会は、そのような検証も踏まえて、学部の様々な制度的改革を立案する。それらの案は、教授会による審議・承認を経て、実施されることとなる。また、履修相談委員会は、学生による履修相談に対応するとともに、そこに見出される様々な改善点について、適宜、関連の教員および委員会に情報提供を行っている。

さらに、法学部の教育研究組織の効率化・機能化を検討するために、法学部は、独自に先端法学教育研究センター準備委員会を 2008（平成 20）年度に新たに設立した。

〔点検・評価〕

自己点検・評価委員会、企画委員会、履修相談委員会の間での意思疎通は、順調に行われている。他方、先端法学教育研究センター準備委員会は、設置したばかりで具体的な成果はまだ現れていない。

〔改善方策〕

今後、上記の関連委員会の連動性を今後とも確保し、有機的に連携して検証作業を行っていくことが重要であると考える。また、先端法学教育研究センター準備委員会は、法学部の将来像を描く重要な委員会であり、大いにその成果が期待される。

Ｄ　外国語学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

前章において述べたように、外国語学部は、専攻語の高度な運用能力を育てるのみならず、政治・経済・法律・国際社会から文化・歴史・風土・文学等多岐にわたる分野での教育を実践し、言語と文化・国際関係に関する研究を深めると同時に、異文化間の相互理解を通して日本人としてのアイデンティティーを確立し、全地球規模で活躍する人材を育成することを目的としている。

その理念・目的を達成するために、外国語学部は 2008（平成 20）年度より、英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科、言語学科（ロシア語専修、スペイン語専修、インドネシア語専修、イタリア語専修）、国際関係学科の６学科４専修体制を取り、８専攻語に関する語学とその関連分野を専門とする教員、国際関係分野を専門とする教員に加え、言語学、日本語学を専門とする教員を有して、教育研究に取り組んでいる。

2008（平成 20）年５月現在、外国語学部に所属する専任教員は 65 名で、その内訳は英米語学科 16 名（言語学・日本語学を専門とする教員を含む)、ドイツ語学科７名、フランス語学科７名、中国語学科９名、ロシア語専修４名、スペイン語専修３名、インドネシア語専修３名、イタリア語専修３名、国際関係学科 13 名となっている。

〔点検・評価〕

上述のように、外国語学部は、2008（平成 20）年度より、８専攻語に関する語学とその関連分野の教員から成る学科・専修と、国際関係分野を専門とする教員による学科から成る体制を取っているが、この構成は、外国語学部開設以来の伝統を守りながら、外国語学部に対する新しい社会的な要請に応えるためのものであり、妥当と言える。

しかし、言語学、日本語学を専門とする教員が便宜上、英米語学科に所属する形をとっているが、この点は学部、学科の潤滑な運営を妨げる原因となることもある。

〔改善方策〕

昨今の大学全体を取り巻く社会状況をふまえ、教員全員が、現在の外国語学部の構成上の利点すなわち人文科学系と社会科学系の教員が融合する点を生かしてさらなる教育研究の活性化を図り、今後の外国語学部のあり方についても積極的に考える姿勢を持ち続けることが必要であろう。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

外国語学部においては、教授会、主任会議、そして自己点検・自己評価委員会が、この問題に関する議論の場となる。

〔点検・評価〕

上述のように、外国語学部では教授会、主任会議、そして自己点検・自己評価委員会において、学部の教育研究組織としての妥当性を多角的に検証してきたのであり、その検証結果は、2008（平成 20）年度からの国際関係学科の新設等に生かされていると言える。

〔改善方策〕

今後も、教授会を中心として、主任会議、自己点検・自己評価委員会、さらにはカリキュラム委員会、運営協議会等の各委員会が問題意識を共有して、多様、多角的な視点から教育研究組織としての妥当性を検証する体制を維持し、さらに詳細に議論を進めていく。

Ｅ　文化学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

文化学部は国際文化学科のみの小規模学部であり、専任教員 30 名でスタートしたが、完成年度の 2004（平成 16）年４月から新たに 18 名の教員が３つの教育研究センター（旧共通教育研究センター、さらに古くは教養部）から本学部へ配置換えとなった。その後停年退職、新規採用等による若干の変動はあったが、2008（平成 20）年現在は 55 名である。その内訳は教授 39（内客員教授５）名、准教授７名、専任講師６（内特約講師１）名、助教３名である。これには連合教職大学院出講のみで本学部の授業を担当しない教授１名も含まれる。多くの教員が全学共通教育科目を担当している。

教員の新規採用にあたっては、いわゆる後任人事は行わず、人事委員会が責任をもって必要な分野を決定し、公募をかけ、厳正な審査によって人材を補充している。なお学部長を委員長とする人事委員会はきわめて重要な役割を担っているので、毎年選挙によって教授のなかから３名を選んでいる。

〔点検・評価〕

上記のように、学部教育に対するかかわりかたは教員によって大きな差があり、これがまた学部に対する帰属意識の相違となって現れている。学部の理念・目的等についても理解の差があり、学部改革の方向についても意識の違いが見られるのはやむをえない。教員によっては年を経るにつれて専門科目の担当が増え、それに応じて全学共通教育科目の担当が減少している。このようないわば「学部専門科目重視」が共通教育科目の軽視につながらないかどうか、検討する必要がある。

近年新規採用された教員は比較的年齢層が低いが、他方では多くの教員が停年に近い年齢層に属し、中堅層が少ない。そのために大学・学部の委員が特定の教員に集中しがちであるという問題がある。

〔改善方策〕

学部の理念・目的等についてできるだけ教員が共通認識をもつように、教員全員がＦＤ活動や様々な催しものに積極的に参加をするように求める。全学の委員と学部内の委員をできるだけ多くの教員に配分し、役割の集中化を避ける。とくにカリキュラム委員会にはローテーションで若手の教員にも積極的に参加を求めることとする。カリキュラム委員会では、学部の「理念・目的」と現実のカリキュラムの間に整合性があるかどうか、開講科目と担当者の関係が適切であるかどうか等を常に検証する。さらに中・長期的な問題については、学部運営委員会を十分に機能させ、さらなる 10 年に向けての改善策を講じていく。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本学では自己点検制度・教員評価制度を採用しているが、本学部でもこれに順じて自己点検評価委員を中心に教育研究組織の妥当性を検証している。また人事委員が教員評価委員会委員を兼務し、学部における評価項目の設定を行った。さらに学部の将来を長期的かつ慎重に考えるために学部運営委員会を重視し、必要に応じてその下に小委員会を設け、具体案を立案する態勢をとっている。

〔点検・評価〕

自己点検制度・教員評価制度はまだ始まったばかりで、その成果の確認にはまだ時間が必要である。

〔改善方策〕

点検にせよ評価にせよ、それが形骸に終わらないようにするための工夫が必要である。上記の結果が具体的に出たあとで適切な改善方策をとる予定である。例えば、外部評価を取り入れるのも、今後の課題として検討する必要がある。

Ｆ　理学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

＜数理科学科＞

数理科学科は1965（昭和40）年理学部数学科として開設された。社会的教育ニーズへの対応として、情報科学を含む応用数学にも力をいれてきた。また、2002（平成14）年度より高等学校の情報教員免許のコースを開設した。これらに応じて、学科名称をより実態に即した名称に変えることになり、2003（平成15）年度から数理科学科と名称変更した。

教員数は2008（平成20）年４月１日現在、教授13名（内、客員教授１名）、准教授３名であり、2004（平成16）年度に比較して増加している。これは、新規採用２名と、コンピュータ理工学部設置に伴う学部・学科の再編成での教員４名の異動によるものである。また、学生の収容定員180名（１学年45名）である。教員の平均年齢は依然として高いが、世代交代が進みつつある。

専門科目のほとんどは専任教員でカバー（必修、選択必修科目は100％）されているが、応用系の選択科目（通年２科目）と教職科目（通年２科目）を非常勤講師に依頼している。また、教員以外にも１、２学年配当の必修科目（または、その演習）にＴＡを５名、コン

ピュータ関連の実習科目に若干の補助員を配属している。

学生の進路としては教職希望者が３分の２を占めている。本学科では「数学」の中学、高等学校一種免許と「情報」の高等学校一種免許が取得できる。そのうち少数の者が教職の道に進んでいるが、最近その数が増加しつつある。大部分の卒業生は一般企業に就職しているが、学生の勉学を助けるため、修学環境改善委員を置き、学生への助言を与えている。

理学部の理念・目的にさらに合致するために、2008（平成20）年度から基礎数理科学、応用数理科学２コース制（緩いコース制）を敷いている。基礎数理科学コースは教員・大学院進学を目指す学生、応用数理科学コースは一般企業等に就職する学生へ向けたものである。

学科内にワーキンググループ（基礎数理、応用数理の２グループ）を設置し、教育研究組織、カリキュラムの整備等の将来計画を検討している。

＜物理科学科＞

物理学科は 1965（昭和 40）年大学創立時から開設されたが、2003（平成 15）年度からは、学科の特徴を分かりやすくアピールし、現代社会のニーズと学生の多様な要望に対応しやすくするため、物理科学科に名称変更して改革を進めることとした。開設当初の理念・目的をさらに発展させ、実験と理論に立脚した物理学的な考え方の育成、さらに柔軟な思考力と総合的判断力、物理学的感性の涵養を理念・目的とすることになった。現在は、宇宙・天文学、地球環境・化学、物性物理学、理論物理学のような、物理学の多様な分野をカバーし、専門科目、共通教育科目、教職科目等を開講している。教員の平均年齢は依然として高いが、現在、世代交代が進みつつある。学生の収容定員は 180 名（１学年 45 名）となっている。学生の勉学を助けるため、修学環境改善委員を置き、オフィスアワーを設け、基礎科目でＴＡを置いている。卒業後の進路として、大学院へ進学する学生の割合が高いことが特徴である。また、中学・高校の教員免許取得を希望する学生も多い。

〔点検・評価〕

＜数理科学科＞

教職志望者のためのサポート（数学理科教育研究会と理系教職メーリングリストの運営、教員採用試験対策セミナー、教職コンペティションの実施）を積極的に行っており大学からのサポートも受けており、総体的に良い評価を受けている。一部の仕事が特定のスタッフに集中していた従来の傾向がかなり緩和され、学科全体でのサポートができるようになってきている。

教職の情報免許関連の科目の担当者は数学免許関連の科目を制度上担当できないので、数学専門基礎科目を担当できるスタッフが少なくなっている。

スタッフ全体の年齢バランスは以前に比べてかなり改善されたが、依然として平均年齢は高い。また、分野別の教員数がアンバランスになっている。

＜物理科学科＞

教育においては、少人数クラスと、学生・教員間の距離の近さによるきめ細かい指導ができていることが特徴である。専門の必修科目と演習、およびリメディアル教育はすべて専任教員が担当している。近年、勉学・環境・精神面等で問題をかかえる学生が多く、学生への学科レベルでの対応も行っている点は評価できる。ただし、学生の学力低下の状況の中で、少なくない数の学生が進級に困難を抱えるなど、２極化が進んでいる。これらの学生に対して、必ずしも効果的な教育を施すことができているとは言えない。この面での検討をさらに続けていく必要がある。大学運営に係わる各種委員会が非常に多く、専任教員には大きな負担となっていて、委員会の整理統合が望まれる。

〔改善方策〕

＜数理科学科＞

教職志望者のためのサポートを教員全員で行う体制作りをさらに進める。理工系の他学部・他学科と協力して教職科目を無駄なく開講できるような組織を築く必要がある。若手の教員の増加で、活力のある教育研究を推進し得る組織の構築が少しずつ進んできているが、更なる改善が必要である。中堅の即戦力となり数学解析分野の核になるスタッフが是非とも必要である。応用系のスタッフが増加したので、情報免許関連の科目の担当者と数学免許関連の科目の担当者の見直しを行い、基礎数理コースのスタッフの強化を行う。また、数理科学科の将来像やカリキュラム等を議論するワーキンググループの答申を受けて、数理科学科の将来計画を策定、実施する。

＜物理科学科＞

１・２年次の専門基礎教育カリキュラムと教員の配置の見直しを引き続き行い、きめ細かい指導をさらに推進する。また、学修相談を専門的に受け付けるスタッフの導入を検討する。学科、学部にまたがる共通科目の開講を慎重に検討する。新設される予定の天文台を用いた教育・研究を活発に推進する。専門基礎教育を基に、宇宙・天文系と、物理科学系のふたつのコースへスムーズに進んでいくカリキュラムを策定する。これらのコースを将来発展させることも視野に置く。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

理学部においては、教育研究組織の妥当性の検証のみを議論する場はない。機会があるごとに、教授会、学科会議、またはカリキュラム改革等に伴って設けられるカリキュラム委員会がこの問題に関する議論の場となっている。両学科とも、学科内でカリキュラムや教育研究組織の妥当性については毎年検討を続けている。

〔点検・評価〕

数理科学科、物理科学科ともに、ここ数年間、学科構成やカリキュラム改革を優先させて、これを軌道に乗せることを第一目標に進んできた。教育研究組織の妥当性を検証する際にも、カリキュラム改革と連携させながら行う必要がある。恒常的な教育研究組織の妥当性を検証する仕組みは無いものの、教授会や各学科内で真摯な議論が行われてきたことは評価できる。

〔改善方策〕

今後とも教授会や学科会議等を中心として、カリキュラム委員会やワーキンググループを立ち上げ、教育研究組織の妥当性を考える仕組みを構築することが望ましい。

G　工学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

専任教員は生物工学科 15 名であり、その内訳は教授 13 名、特約講師２名である。年代構成は 60 歳代５名、50 歳代６名、40 歳代２名、30 歳代２名である。学外の非常勤講師は 13 名である。学科内の教育分野として、分子機能科学、細胞機能科学、植物遺伝・育種学、生物保全科学の４つに、それぞれ緩くグループ化され、授業編成、科目配分、非常勤講師への連絡等を分担している。教育研究体制としては、大学の方針として、講座制でなく、分野ごとに専任教員を採用している。現在では、広く生物工学分野に関連した研究を展開しているが、各人がそれぞれの分野で精力的に研究している。

〔点検・評価〕

生物工学科学生定員数は１学年 57 名であり、実質 70 名近い学生数である。専任教員 15 名と 13 名の非常勤講師で運営し、これまでの実績をあげていることは評価に値することであろう。しかしながら、学生数に対する教員数の少なさは、理想的な教育と研究のバランスを考慮すると大きな問題点でもある。２セメ～５セメでの演習、実験科目の重視、また、６セメ～８セメでの特別研究の分担が大きな原因である。しかし、この方針は学科目標の根幹であり、これを遵守することが学科の長所といえる。また、教職課程に対応した科目の増加と専門科目の見直し等で、常に担当科目の過重負担の状況である。さらに、生物工学分野の変化は激しく、その応用範囲も急速に拡大している。専門科目の内容の一新も念頭におかねばならない。さらに、一部、共通教育科目や教職科目、また大学院の担当もこのメンバーで担当している。専門科目、大学院科目を含めた時間割編成が難しい現状である。研究については、各分野で熱心に行っていて、科学研究費、各種財団助成による研究、

また企業との共同研究等は学内でもっとも活発な学科のひとつである。

〔改善方策〕

先にあげた専任教員の負担の問題は根本的に増員か科目整理のいずれかで改善できる。理想的には増員または機構改革であろう。もともと、工学系の学科は少数定員の専門特化型が多い。現在、学部、学科改革を検討しており、将来、総合生命科学部を開設し、生命システム学科、生命資源環境学科、動物医科学科の３学科を設け、教員を増員し、範囲を拡大した学部、学科の改革に取り組んでいる。また、他学部、他学科との授業の相互乗り入れを行う。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教授会、自己点検・自己評価委員会等において、この問題に関する直接的、間接的に議論を行っている。

〔点検・評価〕

専任教員は、1997（平成 9）年度より発表論文はすべてその別刷りを工学部事務室に保管し、教員の研究活性度の点検・評価を行っている。我国の大学においては、教員の研究活性度をこのように明確な形で評価するシステムを定めた学部・学科は少ないと思われる。また、教授会、自己点検・自己評価委員会、カリキュラム委員会等の各委員会相互の意見交換を行い、教育研究組織の点検・評価を行っている。

〔改善方策〕

今後は、教授会、自己点検・自己評価委員会、カリキュラム委員会等の各委員会相互の意見交換を密接に行い、問題意識を共有して、教育研究組織の妥当性を考える仕組みを構築する。

Ｈ　コンピュータ理工学部

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

＜工学部情報通信工学科＞

専任教員13名であり、その内訳は、教授12名、准教授１名である。年代構成は60歳代７名、50歳代３名、40歳代２名、30歳代１名である。これら教員は学科の教育研究分野であ

る情報通信工学およびそれに深く関連した分野を専門領域としており、学科の教育理念・目的に沿って構成されている。学外の非常勤講師は５名である。

学科内の教育分野として、物理・光工学、数理・知能工学、情報工学、通信工学の４コースに緩くグループ化され、授業編成、科目の配分、非常勤講師への連絡等を分担している。教育研究体制としては、大学の方針として、講座制でなく、分野ごとに専任を採用している。現在では、広く情報通信分野に関連した研究に散開しているが、各人がそれぞれの分野で精力的に研究している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

コンピュータ科学科は1969（昭和44）年理学部応用数学科として開設された。1971（昭和46）年、計算機科学科に名称を変更、計算機科学への社会的要請に対応した。2001（平成13）年度より高等学校の情報教員免許のコースを開設した。学科名称をより現代的な名称に変えることになり、2003（平成15）年度からコンピュータ科学科と名称変更した。2008（平成20）年度４月のコンピュータ理工学部の開設に伴い、６名の教員がコンピュータ理工学部へ移籍し、３名の教員が理学部数理科学科に移籍しており、現在、理学部コンピュータ科学科の教員を兼担している。教員数は2008（平成20）年４月１日現在、教授13名、准教授３名、講師２名であり、学生定員は１学年55名である。専門科目のほとんどは専任教員が担当しているが、先端科学特論等を非常勤講師に依頼している。「数学」の中学、高等学校一種免許と「情報」の高等学校一種免許が取得できる。また、コンピュータプログラミング・ワーキンググループを設置し、当学科独自の教材を作成している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の専任教員32名であり、その内訳は、教授19名、准教授６名、専任講師４名、そして、助教３名である。年代構成は60歳代８名、50歳代６名、40歳代６名、30歳代12名である。学外の非常勤講師は０名である。

学部内にはコンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科、およびインテリジェントシステム学科の３学科がある。主な教育分野として各学科は、コンピュータシステムとその理論と技術、インターネットとメディア、知識情報処理と脳科学の分野を目指し、それぞれを専門分野とする教員で構成している。教育研究体制としては、大学の方針として、講座制でなく、分野ごとに専任を採用している。なお、学生の学科への分属は２学年からであり、本年度が初年度であるため、まだ分属していない。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

１学科学生定員58名であり、実質１学年で70名近い学生数である。この学生数に対し専任教員13名と５名の非常勤講師で学科を運営し、これまでの実績をあげていることは評価に値するであろう。しかしながら、その実績の維持には研究活動の犠牲が伴ったことも否定できない。この意味でやはり理想的な教育と研究のバランスという面から見れば、学生

数に対する教員数は大きな問題点であった。具体的には下記のような状況にある。

情報通信分野の変化は激しく、その応用範囲も急速に拡大している。専門科目の内容の一新も念頭におかねばならない。既に、基礎科目の補習、教職課程に対応した専門科目の見直し等を実施しており、さらに、一部の共通教育科目や教職科目、大学院の担当もこのメンバーで担当している。

研究については、各分野で熱心に行っていて、科学研究費、各種財団助成による研究、また、企業との共同研究等は学内で最も活発な学科の１つである。

２、３年次生での演習、実験科目の重視、３、４年次生での少人数の特別研究が学科目標の根幹であり、これを遵守することが学科の長所といえる。また、基礎科目の補習により高校の新教育課程に対応しており、教職課程に対応した専門科目の開講により教員免許の取得が可能になっている。しかし、上記の科目を限られた教員で分担しているため、教員は常に担当科目の過重負担の状況である。過重負担の具体的な問題点として、たとえば、時間割作成において、演習、実験等に共通時間をさかれるため、専門科目、大学院科目の編成が難しく、さらに補講ができないという事態を生じている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

コンピュータ科学科はコンピュータ科学の急速な発展を踏まえ、2003（平成15）年にカリキュラムを改訂、学問的社会的要請に対応した。また新任人事を行い、ヒューマンインタフェースの分野の強化を図った（これは後にコンピュータ理工学部の内容に反映されることになった)。当時、工学部情報通信工学科との棲み分け、独自の特色等が検討されたが、2008（平成20）年にコンピュータ理工学部が開設され、コンピュータ科学科の応用色の強い分野はそちらに移行されることになった。その一方で理学部数理科学科においても応用数理コース構想が立ち上がり、数理理論色の強い分野はそちらで発展させることになった。

＜コンピュータ理工学部＞

学部全体の学生定員135名であり、2008（平成20）年度（初年度）１学年の学生数は149名である。2008（平成20）年は初年度であるため、学生は１学年のみであり、授業として、数学、物理、コンピュータ演習等をコンピュータを利用して行っている。

研究については、各分野で熱心に行っていて、科学研究費、各種財団助成による研究、また、企業との共同研究等は学内でもっとも活発な学部のひとつである。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

先にあげた専任教員の負担の問題は根本的に増員か科目整理のいずれかで改善できる。他学部、他学科との授業相互乗り入れ、科目整理や見直しを視野に入れながら、新設学部の増設を含む、機構改革を考える必要がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

現在は、学生の新規募集を停止しているが、現在在学中の学生への教育は、コンピュー

タ理工学部の開設および理学部応用数理コース構想の際の議論を反映させ、情報関連分野の高度専門技術者の育成を目指した教育を行っている。学生への細かいケアを増やし、留年生や低単位学生との面談等も丁寧に行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

初年度１ヶ月を経過したのみであり、今後の状況を注意深く見守り、問題点の把握に努めていき、問題点が明確になり次第それらに積極的に対処する。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

教育研究組織の検証については、本学の方針と教授会や各種委員会での検討があげられる。また、各教員には教員評価制度があり、年１回の評価報告書を提出し、学部の評価委員会の指導を受ける。

＜コンピュータ理工学部＞

教育研究組織の検証については、本学の方針と教授会や各種委員会での検討があげられる。また、各教員には教員評価制度があり、年１回の評価報告書を提出し、学部の評価委員会の指導を受けることになる。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

本学には中長期計画として、とくにデザインがあり、その方針により、コンピュータ理工学部が 2008（平成 20）年度に開設された。情報通信工学科の教員はコンピュータ理工学部に所属し、同時に、情報通信工学科を担当する。また、学科の教授会はコンピュータ理工学部で行っている。これにより、学科内の各学年における連続性が保たれ、また新しい提案や意見が出ていることは評価できる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

上記の工学部情報通信工学科の点検を参照。

＜コンピュータ理工学部＞

本学には中長期計画として、とくにデザインがあり、その方針により、コンピュータ理工学部が本年度に開設された。その理由には、最近の技術進歩と理学部、工学部に対する社会的評価の変化のため、新しい学部像の創出がある。この目的と理念に沿うように教育研究組織が発足した。教育研究目標として学部に３学科を置き、それぞれに重要で最新の分野を設定し、人材を確保していることは評価に値する。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

改善方策の実施は全てコンピュータ理工学部に委ねるが、コンピュータ理工学部は初年度１ヶ月を経過したのみであり、今後の計画とその実施状況を注意深く見守る。

＜理学部コンピュータ科学科＞

上記の工学部情報通信工学科の点検を参照。

＜コンピュータ理工学部＞

初年度半年を経過したのみであり、今後の計画とその実施状況を注意深く見守る。

Ⅰ　全学共通教育センター

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

全学部の学生を対象に、共通教育科目に係るカリキュラムを実施することを目的として、2004（平成 16）年４月１日に「全学共通教育センター運営委員会」を設け、全学的見地から教養教育のカリキュラム編成を行っている。また、各教育科目のカリキュラムを審議・検討するための作業部会として、人間科学教育科目運営委員会および言語教育科目運営委員会を設置するとともに、人間科学教育科目運営委員会の下部組織として、人間科学教育科目カリキュラム委員会、体育教育科目カリキュラム委員会、および情報教育科目カリキュラム委員会を設置している。そして、言語教育科目運営委員会の下部組織として、英語教育科目カリキュラム委員会と外国語教育科目カリキュラム委員会を設置している。

〔点検・評価〕

これらのカリキュラム委員会を設置したことにより、教養教育の充実と各学部の教育目標に見合った開講科目の開設が可能となった。

また、専任教員が配属されていたかつての一般教育研究センターと異なり、各学部から選ばれた２年任期制の委員で構成する本センターの各カリキュラム委員会では、カリキュラム全体について熟知し、数年以上の長期にわたる教科構想や人事構成等について責任ある対応が不十分である。

〔改善方策〕

全学的・社会的ニーズに適応した開講科目が学部と関連した領域である場合には、学部に開講を要請する等、各学部との相互協力により、教養教育の充実を推し進める。

また、カリキュラムを提供するために、教養教育に見識と情熱のある特別委員を任命し、複数任期でこれに従事してもらうことができないか検討している。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本センターに属する２つの運営委員会、すなわち人間科学教育科目運営委員会と言語教育科目運営委員会において、カリキュラム編成と運営の妥当性を検証している。

〔点検・評価〕

「カリキュラム委員会」（学長室所管）と「全学共通教育センター運営委員会」（本センター所管）は、ほぼ同じメンバーであり、審議事項がほぼ同じ内容であるにもかかわらず、フレキシブルカリキュラムに関わる内容については、カリキュラム委員会にゆだねられる一方で、その科目担当者の決定が全学共通教育センター運営委員会にゆだねられていることなど、組織としての効率性を阻害する側面が見受けられる。

また、「フレキシブルカリキュラム推進小委員会」（教学センター所管）が、学部の枠をこえた科目群を提供し、学部の枠をこえて履修できることを目標にしたカリキュラムの編成と運営にあたっている。本センターもフレキシブルカリキュラムを提供しているので、関係する人間科学教育科目運営委員会および言語教育科目運営委員会（いずれも本センター所管）の統合・整理も検討の課題となっている。

〔改善方策〕

フレキシブルカリキュラム推進小委員会において、フレキシブルカリキュラムの運営体制の見直しをして、カリキュラム委員会と全学共通教育センター運営委員会を発展的に解消し、新たな組織「全学共通カリキュラム委員会（仮称）」を設置すること、フレキシブルカリキュラム推進小委員会と人間科学教育科目運営委員会・言語教育科目運営委員会を発展的に解消し、「全学共通カリキュラム推進委員会（仮称）」の設置することについて、本センターと教学センターが連携しながら、2009（平成 21）年度の設置に向け進めている。

この見直しによって、全学的見地からなる共通教育科目の効率的な運営組織が期待される。

Ｊ　体育教育研究センター

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

体育教育研究センターは「体育教育」を担う教育研究組織であり、全学共通教育センターに準ずる組織として取り扱われる。全学的な見地から体育教育のカリキュラム編成を行っている。

〔点検・評価〕

昨年まで９名いた専任教員は、現在、６名に減少し、５年後には３名になる。センター組織を維持するには、「将来の体育教育をどうするか」について、中・長期的な構想を示すことが必要である。

〔改善方策〕

体育教育の将来構想を提示するために、体育教育研究センター教員（６名）と文化学部体育系教員（４名）が集まって協議する場（既存の「連絡会」）を定期的に開催することが必要である。連絡会の定期的な開催について検討していく。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

体育教育研究センターの妥当性を検証する仕組みは、体育教育研究センターの自己点検・自己評価委員会である。

〔点検・評価〕

体育教育研究センターの教員総数は６名で、センター長は全学共通教育センター長が兼務している。問題は、現在６名であるが、将来、教員数が減少する体育教育研究センターに教授会を置くべきか否かという点である。

教授会メンバーは高齢化が進んでおり、総合大学の体育教育を担う教育研究組織としては、必ずしも十分とは言えない。将来的には、時間の経過とともに専任教員の数は減少する一方であり、体育教育に支障が出る可能性がある。

〔改善方策〕

体育教育の将来構想を提示するように、抜本的に体育教育の見直しのできる組織の立ち上げを検討していく。

２　大学院における教育研究組織

Ａ　経済学研究科

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本研究科は教学の理念にのっとり、専門分野である経済学に関する理論および応用を研

究し教授することによって研究者および高度専門職業人を養成することを教育目標とし、高度な経済分析能力をもつとともに将来の社会を担って立つ人材を育成することを目的としている。複雑化する経済社会問題と学生の多様な研究ニーズに応えるため、経済理論・実証分析・歴史・産業・政策・国際関連等にわたる各種分野からなる教員を揃え、かつ学生をより細やかに積極的に教育支援するため、マンツーマンの指導が可能な体制をとっている。

このため組織としては、経済学部で授業担当している教員の兼担である 36 名の研究科教員により指導がなされている。この研究科教員から選任された研究科長（任期２年）の下で、全員による研究科会議が構成され、この場で教育その他にわたる全ての問題が審議・意思決定される。

博士後期課程については、前期課程教員のうち 20 名の教員より後期研究科会議が構成されており、研究科長を議長として後期課程に関連する課題の審議を行う。教員は、会議による審議・報告とともに相互間の指導情報の共有を通じて、教育目標と研究科生指導との整合性を保ち、効率・効果的な指導体制を組んでいる。

〔点検・評価〕

研究科の教育は、研究科生の研究目的に合わせて研究指導教員は学生と１対１で対応しており、研究論文のテーマに最適な科目を履修するよう指導している。開講科目としては経済学部の授業編成と対応して、さらに高度な学生の研究ニーズにマッチした科目を充実している。また他の大学院・研究科との単位互換制度も 10 単位まで認めており、教育目標に沿った科目が配置されて教育の理念・目標に合致した構成となっている。

〔改善方策〕

研究科の教育組織を教育目標との関連でみた場合、特段大きな課題を残している点はない。しかし今後とも変動する経済環境に対応して、学生の多様化し高度化する研究ニーズに応えていくためにも、経済政策面でのきめ細かな人員配置と実証分析を含めた研究体制の充実と情報発信能力を高く維持していく努力が求められている。このためには教員の人員補充や研究支援も必要となるが、今後とも学部と協調して最適な組織構成に取り組んでいくことにより、改善を確かなものとしたい。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学研究科の教育研究組織の妥当性をもっぱら検証する組織として大学院自己点検・評価委員会がある。またこれ以外に教育研究に関する課題が生じた場合には、研究科会議およびその下部組織である将来構想検討委員会・人事委員会において検討・審議され、必

要に応じて適切な施策がとられる仕組みとなっている。

〔点検・評価〕

経済学研究科の教育目標達成に不足する教育分野が生じた場合には、学部による新任人事と研究科会議における昇任と増員措置が必要となる。幸いこれまで学部の採用人事および研究科での昇任人事は順調であり、教員不足による経済研究分野未充足による支障は生じておらず、教育研究組織の量的な妥当性は保たれてきた。また質的な面では、研究活動の活性化のため、教員相互の経済学研究会を開催して活発な研究発表が随時なされている。

当面、現在の研究科会議を中心とした検証組織の活用を続けていくことになる。

〔改善方策〕

研究科会議は原則として月に一度開かれている。また、人事委員会等も必要に応じて開催されている。今後ともこれら会議・委員会を臨機応変に開催すると共に、自己点検・評価を行うことにより、教育目標にマッチした教育研究活動をより詳細・積極的に展開できるよう、議論を喚起し、教育研究組織の妥当性を検証する仕組みを改善する努力を続けていきたい。

B　マネジメント研究科

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

大学院マネジメント研究科には、学部との整合性を保ちながら、掲げられた目的と関連させて２つの課程（博士前期課程と博士後期課程）が設けられている。そして、掲げられた目的の実現を目指して、教育研究組織が構築されている。

まず、博士前期課程は、「あらゆる組織を対象としたマネジメントについての科学を総合し、それに基づいて、マネジメントについての高次の教育を行うことで、高度なマネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人を養成すること」を目的に、学部の学科との連続性に配慮しつつ、３つの分野と２つのコア・パースペクティブとから構成されている。本研究科は、マネジメント能力を戦略マネジメント能力、ナレッジ・情報マネジメント能力、協働マネジメント能力の融合であると考え、それらに関わる専門科目（特論）を戦略・組織（教授：８名　准教授：９名　講師：１名）、ソーシャル・マネジメント（教授：２名　准教授：４名　客員教授：１名　非常勤講師：１名）、会計ファイナンス（教授：７名　准教授：２名　非常勤講師：１名）の３つの分野に配置するとともに、３つの能力と相互に関わらしめた教育を展開している。さらに、歴史志向（教授：２名）、システム志向（教授：１名）という２つのコア・パースペクティブを用意し、多面的視点からマネジメントを考

えることができるよう工夫している。

次に、博士後期課程（教授：12 名　非常勤講師：１名）は、上に述べた博士前期課程を基盤にし、「より高度なマネジメント能力をもった高度専門職業人を養成」することを目的として、戦略マネジメント能力、ナレッジ・情報マネジメント能力、協働マネジメント能力に関わるより高度な専門科目（特殊研究）を配置し、それらの履修を通してさらに高次のマネジメント能力が身に付くように教育を行っている。

以上の構造を前提に、研究科長のもと、各分野・コア・パースペクティブに専門に応じて教員が配備され、グループを構成しており、これが、マネジメント研究科の教育研究組織のベースになっている。それぞれのグループには責任者が置かれ、その責任者のもと研究科全体の目的に沿いながら、各分野・コア・パースペクティブの教育に関するＰＤＣＡを回している。

最後に、上記の教育研究組織をベースにして、２つのプログラムが動いている。１つはデュアル・ディグリー・プログラムであり、他の１つがジョイント・プログラム（税務エキスパート）である。

デュアル・ディグリー・プログラムは、京都産業大学大学院マネジメント研究科と米国ミズーリ大学セントルイス校 College of Business Administration との間で実施され、１年間の留学（１年次秋学期から２年次春学期）を行うことで、両大学の単位互換制度を活かし、修了と同時に最短２年で２つの学位を取得しようとするものである。このプログラムにあっては、院生の指導教授が責任者になり、研究科長のもと相手大学との連携を保ちながら実施している。

ジョイント・プログラム（税務エキスパート）はマネジメント研究科と本学法学研究科とがジョイントしたもので、税務エキスパートの育成を目指して 2009（平成 21）年度に開始される。このプログラムの選択が許可された院生は、通常は４年かかるマネジメントと法学との２つの修士号取得期間を１年短縮して、３年にすることができる。このプログラムにあっては、院生の指導教授が責任者となり、研究科長のもと法学研究科と連携をしながら実施することになっている。

〔点検・評価〕

教育研究組織の点検・評価は、基本的には、構造上の問題とそれに対するスタッフィングの問題とに２分される。さらに、デュアル・ディグリー・プログラムとジョイント・プログラム（税務エキスパート）との問題が上乗せされる。そこで、ここでの点検・評価も、このような観点にもとづいて進めることにする。

（ｉ）構造に関する点検・評価

ここでは、マネジメント能力をどうみるか、そして、その能力をどのような分野で育成するかということが問題になろう。

まずはマネジメント能力の問題である。ここでは、現在必要だと考えられているマネジ

メント能力を、戦略マネジメント能力、ナレッジ・情報マネジメント能力、協働マネジメント能力の融合であるとする考え方で、マネジメント能力を３つの要素で束ねようとするものである。本研究科が設立された 2002（平成 14）年度以来継承されてきたものであり、今なお、先端に位置する考え方であるといってよい。

次は分野の問題である。本研究科設立にあたっては、５分野（ヒューマン・リソーシズ、プロダクション、マーケティング、アカウンティング、コーポレート・ファイナンス＆エコノミクス）３志向（歴史、国際、システム）が設定された。しかし、従来、経営学科のみであった学部に２学科（ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科）が新設され、学部との整合性がそれを機に図られ、2008（平成 20）年度から３分野２志向に改められた。なかでもソーシャル・マネジメント分野は最近の社会動向を見据えたものであり、おおいに期待される。しかし、この仕組みはスタートしたばかりで、全体を評価するには時期尚早の感がある。

（ⅱ）スタッフィングに関する点検・評価

３分野のうち、ソーシャル・マネジメント分野の教授が少ないのが気にかかる。さらに、博士後期課程にはソーシャル・マネジメント分野の教員がまったく配属されていない。もっとも、この分野は新しく、社会的に人材が不足しているのが大きな原因だといってもよい。

（ⅲ）デュアル・ディグリー・プログラム

このプログラムは、2006（平成 18）年度から開始され、本研究科側からの派遣実績はないが、ミズーリ大学セントルイス校 College of Business Administration 側からの派遣実績がある。すなわち、2006（平成 18）年度に１名が派遣され、2008（平成 20）年９月、本学の修士号授与によりデュアル・ディグリーが完成した。以降、ミズーリ大学から、2007（平成 19）年度および 2008（平成 20）年度に、毎年１名の院生が推薦されてきたが、個人的事情によりいずれも本人が辞退している。

本研究科側からの実績がないのが気になるが、ミズーリ大学の方にはニーズが確実にあることが実績から窺える。2008（平成 20）年９月にデュアル・ディグリーを得た院生は米国で貿易業に従事しており、本人の視野がさらに広がったことをこのプログラムで得た成果としてあげている。

（ⅳ）ジョイント・プログラム（税務エキスパート）

このプログラムは 2009（平成 21）年度から開始されるもので、2008（平成 20）年９月に初回の秋季の入試がすでに実施された。実績は以下の通りである。

・マネジメント研究科側からの受験者２名、内１名合格。

・法学研究科側からの受験者１名、合格者なし。

秋季に実施された入試実績からは、このプログラムへのニーズが窺える。くわえて、2009（平成 21）年２月に春季の入試がもう一度予定されており、さらなる受験者が期待される。

〔改善方策〕

以上、点検・評価してきた項目の中で、改善すべきで、しかも、マネジメント研究科として実行可能なものが２つある。

（ｉ）今後、あらゆる分野で、ソーシャル・マネジメントに関するニーズがますます高まることが予想される。しかし、このような分野の高度な教育研究機関がごく限られているのが現状であり、本研究科は貴重な存在であるといえる。そこで、ソーシャル・マネジメントを展開している現場との連携を積極的に図り、現場との間に好循環が生まれる工夫を検討するのも一計である。

（ⅱ）デュアル・ディグリーに関して、ミズーリ大学側にニーズがあることは実績が物語っている。そして、派遣されてきた院生と本学の院生とが机を並べて研究すること自体、両者にとって意味のあることである。しかし、一方、本研究科側に対するニーズが顕在化しないままでいるのは、宝の持ち腐れになりかねない。潜在しているニーズを掘り起こすことを検討する必要があろう。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

４年に１度実施される全学の自己点検・評価を兼ねて、研究科長のもと、マネジメント研究科に設置されている大学院全学自己点検・評価運営委員会委員を中心にした自己点検・評価チームを編成して教育研究組織の妥当性を中期的観点から検証している。そして、マネジメント研究科構成員全員で検証結果を共有し、爾後の改善に役立てるべく、検証結果を冊子やＷｅｂで公開している。

また、上記の中期的検証結果を踏まえて、本研究科に設置された教務委員が、研究科長のもとで短期的なＰＤＣＡを回している。

〔点検・評価〕

上記の検証は４年サイクルの中期的なものであり、組織的に常時実施されているわけではない。もちろん、教育研究組織は教育研究のインフラであり、それに対して、常時軽々に変更を加えるべきものではないと考えられる。しかし、実施されている教育研究組織が、マネジメント研究科の理念・目的に沿って合理的に動いているか否かを組織的にチェックすることは重要なことであろう。

〔改善方策〕

教育研究組織が、マネジメント研究科の理念・目的に沿って合理的に動いているか否かを、中長期的観点から組織的にチェックするための実行可能な方法を検討する必要があろう。

C　法学研究科

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本研究科の担当教員は 34 名であり、32 名は法学部専任教員、２名は法務研究科専任教員である。また担当教員は、博士後期課程指導教員 13 名、博士前期課程指導教員７名、博士前期課程授業担当教員 14 名に分かれている。授業は専ら以上の担当教員により行われており、本研究科の理念･目的等についての十分理解した上での教育研究が実施されている。

〔点検・評価〕

本研究科は伝統的に教員と学生の１対１の指導体制により、研究者および高度専門職業人を送り出してきた。その体制は今後とも継続させていくべきであると考えられる。しかし、学生の希望進路の多様化、とりわけ税理士等専門職を希望する学生の増加は、第１章（１）－１で言及したように、学生の需要に即した教育指導体制の確立を要請しており、そのことは本研究科の教育研究組織にも見直しを迫っているように思われる。

〔改善方策〕

特定の専門職を念頭に置いた教育指導体制の整備は、それを推し進める場合、当該分野の担当教員に教育指導上の大きな負担を課すことになる。研究科の理念･目的に沿った教育研究体制を維持しつつも、必要に応じ新設科目の担当に非常勤教員を充てるなどの措置が求められる。実際、2009（平成 21）年度に新設される税法関連科目では学外の教員に担当を依頼する予定である。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科の教育研究組織の妥当性検証の仕組みは、第１章（２）－１で述べたところと基本的に同様である。すなわち、それは必要に応じ法学研究科会議で審議されるが、教育研究体制の立案・整備・改革に関する実務は、専任教員６名で構成される法学研究科運営委員会がこれを担当しており（そのうち２名は研究科長とともに大学院委員会の構成員となっており、全学的な大学院運営・改革との連動が密に保たれている)、改革案等は運営委員会の議を経て研究科会議に提案される。

〔点検・評価〕

第１章（２）－１で述べたように、上記法学研究科運営委員会は、改革案の立案等を円

滑に行い、十分な検討を経ることが可能な機関となっている。

〔改善方策〕

専門職を念頭に置いた教育指導体制の確立にあたっては、本研究科の良き伝統としての１対１の指導体制の維持を図っていく必要があると思われる。マネジメント研究科との「ジョイント･プログラム（税務エキスパート)」が 2009（平成 21）年度より始動するほか、他の専門職分野に同様の体制が拡大していくことが予測される現在の状況において、それを推進することを前提としつつ一定の慎重な対応も必要となるだろう。この点をさらに検討したい。

Ｄ　外国語学研究科

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本研究科は、英米語学専攻、中国語学専攻と言語学専攻からなるが、学校教育法第 99 条および大学院設置基準第３条第１項・同第４条第１項の内容を踏まえ、それぞれの専門分野における学術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて研究者および高度専門職業人を養成することを目指すとともに、教育、研究指導の充実によって広く社会、文化の発展に寄与することも心掛けている。

〔点検・評価〕

本研究科の理念の達成と目的等の実践のために、教員と院生間の個人教授的な体制で有機的に運用されている。教員の専門分野も考慮して、院生は研究課題を提示し、各院生に１名の指導教授がつくことで、各院生の個人的な研究の興味を引き出すことが可能であり、現時点では非常に効率的に成果が発揮できる体制といえる。このような体制は小規模ながら良い効果が出る状況にある。

〔改善方策〕

大学院の授業形態のみならず、大学等の一般的な授業形態は複数の学生とともに効率的に授業ができることが理想であり、その点からすれば、各専攻に在籍する院生の少なさは研究科の充実した組織構成と上記の理想的な設置の理念・目的等の関連性の観点からは欠点と言える。そこで、より多くの院生確保を最重要課題に位置づけ、その実現によって、充実した教育組織の構築と理念・目的等のギャップを少しでも埋めることが可能になるであろう。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現状では、学部共通の教員評価委員会、および研究科の各専攻におけるカリキュラム検討を通して、教育研究組織の妥当性を検討することになっている。

〔点検・評価〕

課題は２つあり、第一は本研究科の指導教員が専任ではなく、学部との兼任であるため、授業の負担（teaching load）が多少過重になっていること。第二に、本研究科の院生数が恒常的に定員割れの状態にあることである。

〔改善方策〕

課題のうち、第二に関しては、早急な院生数の確保が重要であり、そのための施策が必要である。

Ｅ　理学研究科

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

理学研究科は現在、数学専攻と物理学専攻の２専攻で構成されている。2004（平成 16）年度以降の教員数推移は下表の通りである。下表において後期指導教授は、博士前期課程の指導教授でもある)。また、(　) 内の数字は客員、特任教授の数を示す。研究科の理念・目的等の関連では、数学、物理学それぞれの専攻において、広い視野に立って精深な学識を授けられるような幅広い研究分野の教員を有している。これらの教員が博士前期（修士）課程、博士後期課程のそれぞれにおいて、特論、演習（または実験・演習)、研究を行うことができる体制にある。

年度	専攻	後期指導教授	前期指導教授	授業担当	計
2004	数学	8（1）	6	3	17（1）
	物理	9（1）	11（5）	0	20（6）
（平成16）	合計	17（2）	17（5）	3	37（7）
2005	数学	8（1）	8	1	17（1）
	物理	11（1）	8（5）	0	19（6）
（平成17）	合計	19（2）	16（5）	1	36（7）
2006	数学	8（1）	8	0	16（1）
	物理	11（1）	6（3）	1	18（4）
（平成18）	合計	19（2）	14（3）	1	34（5）
2007	数学	8（1）	7	1	16（1）
	物理	10	6（2）	0	16（2）
（平成19）	合計	18（1）	13（2）	1	32（3）

〔点検・評価〕

それぞれの専攻とも、専攻を構成するに十分な教員数や、専攻分野数をもっていると判断される。しかしながら、現在、在籍している（とくに博士後期課程の）大学院生数が減少しているため、実際に開講されない講義・演習・実験、受講者が１名しかいない講義・演習・実験が存在する。また物理学専攻においては、博士後期課程の指導教授の平均年齢が高く、今後数年間のうちに、その半分近くが退職する予定である。

〔改善方策〕

大学院生の在籍学生数（とくに博士後期課程の学生数）を増加させる何らかの対策をとる必要がある。また博士後期課程の指導教授に関しては、研究科内で人事検討委員会を設けて、研究科の教育目標を十分議論した上で、必要な人材を研究科内に計画的に配置していく必要がある。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教育研究組織を恒常的に（例えば１年に１度）検証するために特化した仕組みは、大学院に関してはとくに設けられていない。京都産業大学大学院理学研究科履修規程第２条２項によれば、前期課程の授業科目、単位数および担当教員ならびに後期課程の研究指導および担当教員等は、毎年研究科会議で定めることとなっている。大学院委員会の中で検討することは可能である。

〔点検・評価〕

自己点検・評価報告書の作成時に、理学研究科においても教育研究組織の妥当性の評価を行っており（前回は 2004（平成 16）年度)、その結果は大学のホームページを通じて公開されている。

〔改善方策〕

教育研究組織の妥当性に関しては、大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みと同じく、大学院委員会、あるいは研究科会議の場で恒常的に検討を行い、その結果を速やかに、ホームページ等を通じて開示することが望ましい。

Ｆ　工学研究科

（１）教育研究組織

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

情報通信工学専攻（博士前期課程）においては、情報と通信、両分野における急速な技術の発展に適応できる力を養うために、光通信光学系、電波通信工学系、情報システム工学系および数理情報工学系の４分野を設けている。各系において、指導教授は独自の研究に関係した講義内容で開講しているが、院生はそれら複数の開講科目を受講することにより、各分野の発展状況に柔軟に対応し、学問の境界領域への理解を深めさせている。さらにこの見地から。共通関連科目として情報通信工学特別セミナーを設けている。情報通信工学特別セミナーでは、関連する各分野の最新の話題をセミナー形式で講述・討論を行っている。

〔点検・評価〕

上記の如く、時代の要求、社会の要請に即応できる、応用力豊かな優れた研究者ならびに高度な専門的知識・能力をもつ職業人を養成している。

〔改善方策〕

高速に進歩する情報通信工学に即応する教育研究組織としての人材の登用や移動等の流れが不可欠である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

生物工学専攻の専任教員はなく、全員が工学部生物工学科との兼任である。大学院担当の指導教授は、前、後期課程指導教授 ともに 12 名である。本研究科の教育研究に関わる事項については、研究科、専攻科会議で審議決定される。大学院担当の指導教授によって組織され、科長は工学部長が兼任している。また、全学の研究科における教育研究に関わる事項については、研究科から選ばれた委員による大学院委員会で審議決定される。

〔点検・評価〕

現状は、研究科担当教員が全員、学部との兼任である。これには長所もあるが、問題もないわけではない。現在は大学院生の定員が少ないので、現在の教員数で個別指導が可能ではある。しかし学生の研究目的や対象が多様化する傾向もあり、将来、きめ細かな対応が困難になることが予想される。

〔改善方策〕

大学院生の多様な研究希望を考慮し、授業担当教員を増員すべきである。将来的には、生物工学専攻以外の専攻科の増設をも視野に入れて、工学研究科の教育研究の組織改革を検討している。現在、研究科改革に取り組んでおり、将来的には総合生命科学研究科を設置し、生命システム学専攻、生命資源環境学専攻、動物医科学専攻の３専攻を設け、教員を増員し、範囲を拡大し研究科の改革を検討している。今後は、大学院を主として担当する研究科専任教員も必要になろう。

（２）教育研究組織の検証

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

高速に進歩する情報通信工学においては、本専攻科のような教員数の少ない教育研究組織において、その組織の妥当性を検証する仕組みを導入している状況にはない。

〔点検・評価〕

常にその時期に見合った教育のあり方については、教員同士は議論を重ねているが、自分が所属する組織の妥当性を客観的に検証することはできても、それを改変することは困難である。

〔改善方法〕

真に教育研究組織の妥当性の検証を実現させるためには、その状況を認識している第三者による検証が必要である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

生物工学専攻においては、教育研究組織の妥当性のみを総合的に検証する議論の場はない。しかし、研究科会議、専攻科会議、自己点検・自己評価委員会が、この問題に関する議論の場となり、直接的、間接的に議論されている。

〔点検・評価〕

生物工学専攻の専任教員は、1997（平成 9）年度より発表論文はすべてその別刷りを工学部事務室に保管し、教員の研究活性度の点検・評価を行っている。我国の大学においては、教員の研究活性度をこのように明確な形で評価するシステムを定めた学部・学科は少ないと思われる。また、研究科会議、専攻科会議、教授会、自己点検・自己評価委員会、カリキュラム委員会等の各委員会相互の意見交換を行い、教育研究組織の点検・評価を行っている。

〔改善方策〕

今後は、研究科会議、専攻会議、教授会、自己点検・自己評価委員会、カリキュラム委員会等の各委員会相互の意見交換を密接に行い、問題意識を共有して、教育研究組織の妥当性を考える仕組みを構築していくことが重要であると考える。また、第三者評価の導入についても検討を始める必要があると考える。

Ｇ　法務研究科（法科大学院）

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本学の組織上、各研究科は大学院の傘下に入る。このことは、専門職大学院である法務研究科においても例外ではない。したがって研究科での定例的な決定事項は、大学院長が組織する大学院委員会の議に付された後、部局長会において承認を受けることが常である。ただし、経営的判断が必要な重要事項は、大学院担当理事を経て常任理事会・理事会の判断を仰ぐこととなる。

なお、組織上では、他の研究科と同様に大学院長の傘下にはあるが、法務研究科の意志は

尊重され、専門職大学院としての自主性・独立性をもって運営しており、法務研究科としての理念や目的を損なうことはない。

他の大学組織との関係では、法学部・法学研究科と本研究科との間で、相互の授業を補完し合う関係を築いている。

〔点検・評価〕

入試および広報の事務的な業務については、大学院事務室において管理されているが、実質的な運営は法務研究科の教職員が中心となって行っている。全ての業務を独立して管理・運営している法科大学院からすれば、特殊な形態であり、制限される部分がないとは言い切れない。しかしながら、入試業務に限って言えば、大学院事務室が関与することで、よりチェック機能が働くというメリットがあるといえる。

〔改善方策〕

広報業務については、他の研究科との兼ね合いもあり、大学院事務室が取り纏めてきた経緯があるが、急激な入試環境の変化により受験生が減少している状況にあるので、全学の広報業務担当部署の支援のもと法務研究科独自の判断により計画・運用することが望ましいと考える。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

自己改革を目的とした組織体制は、内部では自己点検・評価委員会、教員評価委員会、研究科会議、そして第三者評価を担う外部評価委員会、院生の組織する院生会がある。

①内部組織

今年度（2008（平成 20）年４月１日）から、従来の多くの各種委員会を整理統合し、とくに、自己改革を強力に推進するために、科長と主要な委員会の委員長、そして広報担当者をメンバーとする運営委員会を設置した。当委員会は、多様な意見のボトムアップ、決定事項のトップダウンの要として位置づけられており、法務研究科の中心的機能を担うものである。本委員会の設置に伴い、本年度からは、当委員会で議論して作成した成案を研究科会議に提示し、さらに論議を尽くしたうえで機関決定している。

なお、上記のような本委員会の性質に加え、自己改革の効率的な進展を実現するため、運営委員会の設置からしばらくの間、本委員会に、自己点検・評価委員会、および教員評価委員会の機能を伴わせる扱いをとってきた。

②第三者評価を自己改革に活かす改善

本研究科は、独自の外部評価委員会を設置しており、これまで研究科長と数名の教員が参加し、年に数回の意見交換を行ってきた。同委員会は、「京都産業大学法科大学院外部評

価委員会規程」に基づき、本研究科が社会的使命を果たすことができるよう、本研究科の教育の充実等に関する検証、提言、報告等を行う機関である。運営にあたっては、開催時期にもよるが、授業評価アンケート、入試統計、定期試験結果、新司法試験合否結果等の資料を提供する一方、同委員会からの要望に応えられるよう、学生、新司法試験合格者からの意見聴取や授業参観の場を提供してきた。

〔点検・評価〕

自己点検・評価委員会、教員評価委員会の活動の不活発さ、外部評価委員会での評価を改革に生かすことの不十分さ等、十分に自己改革を推進してきたとはいえない現状があった。

専門職大学院設置基準の第一条で定められているとおり、「設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに務めなければならない」し、しかも、法務研究科に託された、より良い法曹人を養成するという目標を達成できるよう、日々、ＦＤ活動も含めて自己改革せねばならないことは当然のことである。

本学における自己改革が不十分となった主因はガバナンス能力の低下にあるが、詳細にみると、①自己点検・評価報告書の作成は大学の４年毎の作成時期に合わせ、１年毎の作成ではないために、継続的な改革の意識を徹底させることができなかったこと、②実務家教員と研究者教員との連携が不十分であり、議論ではどちらかと言えば研究者教員が中心となっていたこと、③記録の整備が伴っていなかったこと、④教員には情報の共有化が十分に図られていない部分があったこと、⑤諸活動に消極的な教員が存在していたこと、⑥外部評価委員に手渡すペーパーベースの資料が膨大なものになり、とても全部を熟読してもらうことができない状態に陥っていたこと、⑦院生に対する組織的対応が十分ではなかったこと等が挙げられる。

〔改善方策〕

①内部組織

自己点検・評価委員会の機能は、独立した立場から法務研究科の他のシステムを評価する点に求められる。また、教員評価委員会の機能も、独立した立場から法務研究科の教員を評価する点に求められる。この点に照らすと、自己点検・評価委員会および教員評価委員会は、運営委員会から独立させることが組織上望ましい。そこで、自己点検・評価委員会および教員評価委員会を、それぞれ独立の委員会として設置した。

②第三者評価を自己改革に活かす改善

外部評価委員会の活動を、本研究科の自己改革に効果的に結び付けるために、今年度から運営委員会のメンバーが外部評価委員会開催時に参加し、事前にあるいは開催当日に要望のあった資料等を渡したうえで、直接に各課題について口頭での説明を行うとともに、外部評価委員からの評価を聞き、レポートを提出して頂き、各委員長が自己の委員会の議論にその評価を反映することとした。

H　経済学研究科（通信教育課程）

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１　当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本課程は既存の通学制「経済学研究科」に並立して設置された修士課程のみの大学院である。担当教員は１名を除いて通学制の「経済学研究科」の教員が兼務し、かつすべての教員が政策分野ないしはそれに近い分野を専攻する教員から構成されている。

このような組織構成は、本課程が社会人を対象に、各自が関心をもつ経済政策領域を学ぶことによって、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析し政策立案できる高度の判断力と実践力を備えた人材の養成を目的としている点から設定されている。

受講生は、入学以前に比較すると研究活動に時間を割かざるを得ず、現実社会での活動と大学院での研究のバランスをとりながら、研究を遂行する必要がある。そのために、受講生が社会に仕事と生活の拠点を置きながら経済学を学べるカリキュラムとスタッフを整えた。研究成果はあまり短期では効果が小さく、逆にあまり長期では仕事との両立の負担が大きくなる。このため本課程では２年間で１つのまとまった研究成果を出し、上記の目的を達成しうるように修士課程の大学院としたのである。

〔点検・評価〕

本課程の目的と社会人が受講生である点を考慮して上記の組織は構成されており、現状では適切と判断される。

〔改善方策〕

現段階で改善すべき問題点は見当たらない。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本課程の設置目的に合わせて、所属全教員から成る研究科会議を設置し、会議を原則月１回開催し、またメーリングリストを利用して教員間の情報および意見交換を随時行っており、それらにおいて随時教育研究組織の妥当性が話し合われている。

〔点検・評価〕

概ね満足すべき状況にある。

〔改善方策〕

現在のところ改善の必要性を認めない。

Ⅰ　研究所

（１）教育研究組織

〔現状説明〕

（１）－１当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織構成と理念・目的等との関連

本学には上記８学部・８研究科の教育研究組織のほか、本学の教育活動の基盤となりうる研究活動を支えるために研究機構を設置し、機構内に日本文化研究所、世界問題研究所、先端科学技術研究所、総合学術研究所および鳥インフルエンザ研究センターを設置し、共同研究プロジェクト等の推進を図っている。

機構内の４つの研究所ならびに研究センターの概要は、次のとおりとなっている。

日本文化研究所の設置目的は、「日本の文化、経済・産業、社会等を重点とする学際的、総合的な共同研究調査を推進し、地域活性化に貢献するとともに、学術の進歩発展に寄与すること」であり、本目的に応じた共同研究プロジェクトを公募により採択し、共同研究活動を実施。

世界問題研究所の設置目的は、「世界が直面する政治、経済の対立と調和の問題に関する学際的、総合的な共同研究調査を推進し、もって日本の国際的な貢献に資するとともに、学術の進歩発展に寄与すること」であり、本目的に応じた共同研究プロジェクトを公募により採択し、共同研究活動を実施。

先端科学技術研究所の設置目的は、「先端科学分野の研究を推進し、学術の進歩発展に寄与すること」であり、本目的に応じた共同研究プロジェクトを公募により採択し、共同研究活動を実施。

総合学術研究所には、（ⅰ）人文科学部門、（ⅱ）社会科学部門、（ⅲ）理工学系部門、（ⅳ）複合領域部門の４部門を設置し、学際的、総合的な共同研究プロジェクトを公募により採択し、共同研究活動を実施。なお、2007（平成 19）年度から活動を一時中断している。

鳥インフルエンザ研究センターでは、（ⅰ）生態学研究部門、（ⅱ）病原体解析研究部門、（ⅲ）防疫研究部門を設置し、鳥インフルエンザ等感染症に関する研究調査活動を実施している。

これら４研究所１研究センターでの研究活動では、主に、共同研究プロジェクトを実施しているが、これらの他、研究機構においては個人研究費制度をはじめ研究者個人による研究活動の支援制度を設けている。2007（平成 19）年度からは、本学独自の「総合研究支援制度」を導入し、個人、共同の区別なく、研究計画書の評価によって研究費の支援を行い、研究活動の活性化と研究業績の創出に向けた取り組みを行う等、幅広い研究領域・形態への支援を実現している。

〔点検・評価〕

300 名を超える専任教員に対し、4 研究所 1 研究センターで実施している研究プロジェクト数が 2006（平成 18）年度・2007（平成 19）年度ともに 6 テーマに留まっている。これらは各研究所の設置目的から、広い研究分野からの応募が可能というわけにはいかず、対象者が限られていることと、共同研究という形態を条件としていることから、当該研究プロジェクトへの応募件数が伸び悩んでいると考えられる。また、唯一、学際領域、複合領域等の分野での研究活動を支援している総合学術研究所の活動が一時中断している点等は、早急に是正しなければならない点である。

また、前述の問題点において、とくに共同研究者を求める点については、本学が私学であるがゆえに、科目制をとっていることなどから、学部学科単位等で考えれば同一分野の研究者が存在することになるが、実際には同一分野・テーマでの研究者を見出すことは難しく、結果として、自ずと個人研究に注力する傾向が強くなっていると推察される。

このような状況の中、研究活動の活性化を誘引するために実施している総合研究支援制度は、その研究の形態に関わらず研究支援を行うこととしているため、一定の効果を挙げている。

〔改善方策〕

現在の研究所における問題点は、次の点が考えられる。

①日本文化研究所、世界問題研究所、先端科学技術研究所の 3 研究所では、3 年に 1 回の公募を行っており、申請可能時期が限られている点

②研究プロジェクトは共同研究でなければならず、研究組織における本学専任教員と客員教員の比率が制限されていること。

③研究所の設立目的から想定される研究分野が限定的となってしまうこと。

これらの問題を解決するために、

①各研究所のプロジェクト研究の公募数および時期を増やすこと。

②共同研究組織の構成条件の見直しを行うこと。

③研究領域に制限の少ない総合学術研究所の運用を見直すこと。

が挙げられる。

一方、総合研究支援制度では、多くの研究課題に対して研究費の支援が行えているが、現在は研究活動の活性化に重点を置き支援しており、研究活動を行った結果得られる研究業績までを考慮できていない。今後、総合研究支援制度の実施目的および支援内容等についての見直しが急務であると思われる。

（２）教育研究組織の検証

〔現状説明〕

（２）－１　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現在、各研究所の共同研究プロジェクトについては、公募により申請書（計画書）を募り、研究機構評価委員会にて申請書を審議し、その研究内容と研究所としての活動についての整合性を図りつつ、研究成果が期待できる共同研究プロジェクトを採択している。また、それぞれの研究成果については、紀要や所報として公開しており、その掲載の是非に当たっては、プロジェクトメンバー内での相互評価（査読）を行って決定している。

一方、研究機構全体のことについて審議する機関としては、学長をトップとして、研究機構運営委員会が設置されており、研究機構全体の活動についての自己点検・評価が可能となっている。

〔点検・評価〕

各研究所における共同研究プロジェクトの審査に当たっては、研究機構評価委員会にて２段階の評価を行い、最終審査は研究機構運営委員会にて実施しており、その評価については、公平性が担保されている。しかし、採択されたプロジェクトの進捗管理や研究成果の紀要等への掲載等の判断については実質的にプロジェクトメンバー内に一任されており、第三者からの評価を受けていない状況となっている点があり、この点については今後の改善点となる。

一方、研究機構が管轄する研究制度等の改正等については、研究機構運営委員会にて審議を行い、全学的な視点での制度改正が行われている等、日常的な運営に対する改善活動は十分に機能している。しかしながら、研究組織そのものの見直し等についての審議は行っておらず、今後の研究組織のあり方についての議論を行うことが重要となってくる。

〔改善方策〕

今後、各研究所の共同研究プロジェクトについては、一定の時期に中間報告書の提出を求め、その計画と進捗状況についての精査を行う等、研究機構評価委員会にて中間審査を行うことを検討する必要がある。また、研究機構評価委員会のメンバーについても、外部委員を導入することなども検討し、より公平性と透明性の高い研究活動支援を行っていくことが重要であると思われる。ただし、大学での基礎研究を支援するという立場から、研究成果の評価方法または評価指標の立案については、慎重な議論が必要と考えており、研究活動を推進するための評価となるよう、多くの工夫が必要であることも確かである。

第３章　教育内容・方法

■　大学全体

〔到達目標〕

本学は建学の精神に基づく人材の育成を目的にしている。そのために学士課程および修士課程・博士課程・専門職課程の教育内容・方法の充実に努めている。

学士課程の教育内容・方法について、その具体的な目標とする項目をあげると、

①社会の負託に応える、②人間性を涵養する、③幅広い教養を身につける、

④各専門分野において豊かな知識を身につける、⑤真の国際人となる、

⑥科学的な思考方法を身につける、⑦主体的に物事に取り組む姿勢を身につける、

⑧柔軟で総合的な判断力を育む、⑨旺盛な創造性を育む

という点である。各学部あるいは全学共通教育センターにおいて、目標とする項目に対する軽重の差があるものの、以上の項目が全学的な到達目標である。

このなかでも、とくに本学が開学以来、教育の内容や方法において重視しているのは、①の社会の負託に応える人材の育成、および③の各所属の専門教育だけでなく幅広い教養を身につけた人材の育成という点である。この２点が本学の教育内容や教育方法の到達目標に設定され、この到達目標に向けて実施されている教育内容や方法は、他大学にみられない本学の特徴となっている。

前者の社会の負託にこたえる人材という点では、全国に先駆けてキャリア形成支援教育を展開し、独創的な教育方法を開発している。このキャリア形成支援教育は、就職支援というよりも、社会人としての「根幹力」の養成を目的として、人間性・主体性・判断力・創造力等を育成するという全学的な目標に寄与している。これが結果的に「就職に強い」という傾向をもたらしている。

後者の幅広い教養を身につけた人材という点では、開学以来、一貫して教養科目を専門科目と同様に重視している。本学では教養科目は全学共通教育科目という名称を用い、学部ごとの縦割りではなく、全学に共通する科目として全学部に開かれた科目として重視している。さらに開学時から「くさび型方式」という名称で、教養科目と専門科目とを４年間を通じてバランスよく履修できるようにしている。さらに一拠点総合大学という利点を生かして、他学部の専門科目あるいは専門入門科目を履修できる体制をとっている。各学部の教員も自学部の専門科目を担当するだけでなく、教養教育も担当する体制が組まれている。

修士課程・博士課程・専門職課程の教育内容・方法について、その具体的な目標とする項目をあげると、

①社会に貢献する人材の育成、②知識基盤社会を支える知的人材の養成、

③高度職業専門人の育成、④研究者の養成

という点である。学士課程と同様、各研究科において目標とする項目に軽重の差があるものの、全学的には以上の項目が到達目標である。

本学では、修士課程・博士課程・専門職課程も学士課程と同様に、社会に貢献する人材の育成を最も重視している。したがって、各研究科における研究課題は社会的な要請の強いテーマが選択され、それによって社会の負託に応える専門人の育成を行っている。

１　学士課程の教育内容・方法

■　大学全体

１）学部等における教育課程等

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

教育課程の体系性を維持することと同時に、学生が主体的に取り組めるような教育課程の構築をめざして、とくに初年次教育の充実、基礎導入教育の徹底、基本的素養の修得を重視し、さらに一般教養的授業科目だけでなくテーマ別融合教育科目を設置して、総合的な判断力と思考力、そして豊かな人間性を涵養するための教育課程をつくっている。全学部とも倫理性を培う教育については、全学共通教育センターに委ねているが、各学部の教育課程のなかに位置づけている。さらに理系学部においては教育課程の体系性だけでなく系統性も重視され、系統的なカリキュラム編成がなされている。

〔点検・評価〕

教育課程の編成は大学設置基準第 19 条第 1 項に合致するように改善されてきた。教養科目は学部により若干の増減があるものの、卒業に必要な 124 単位のうち平均して約 30 単位を修得するようになっている。全体的に教養教育や専門教育がバランスよく配置されている反面、学生にとって教育課程の体系性の把握が困難となっている側面をもっている。しかしながら、全学部が重視している授業科目と少人数クラスとの関連や連携は、出席率や定期試験合格率の向上に現れ、それが全体的な学修効果に結びついている。本学のカリキュラムは学校教育法第 83 条の趣旨に沿っているが、専任教員のみで時代のニーズに合わせて迅速に対応することが困難になっている。この点は専門教育だけでなく、現代社会が求める豊かな人間性を涵養するために必要な教養教育に対する検討が必要とされる要因となっている。本学のカリキュラムはまた、学生による選択自由度の高いものとなっているが、目標が明確でない学生にとっては、教育課程の体系性および方向性が見えにくいものとなっている。教育目標がすべての学生に徹底されていないこともあり、学生の主体的な履修行動を、さらに引き出すような改善が望まれる。

〔改善方策〕

教育課程の体系性に関する説明は、オリエンテーションやガイダンスで行われているが、学生の目的意識の明確化と学修の方向付けをする方策を検討しなければならない。さらに

系統的な履修を促進するためには、学生に提示する履修モデルをさらに改善しなければならない。基礎導入教育の重要性は今後もさらに高まって行くので、改善をしていく。教育支援のハード面は進捗しているので、今後はソフト面をさらに充実させる。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

基礎導入教育の充実によってカリキュラム上の接続が図られている。とくに英語（全学共通教育センター）や数学（経済学部）に関しては、入学時に簡単なテストを実施し、この結果に基づいて能力別クラスを編成し、基礎導入科目をスムーズに履修できるような体制を整えている。また日本語クラスの充実や少人数クラスの編成、さらに実習科目の導入によって、初年次教育の充実を図っている。教員間での初年次教育への関心は高まりつつあり、学内において初年次教育をテーマにシンポジウムを開催して、学部を超えて情報交換を行っている。理系学部においては１年次春学期においてリメディアル科目を開講している。さらに全学部において早期の合格者に対しては、大学入学後の学修が円滑に運ぶように入学前教育を実施している。

〔点検・評価〕

基礎導入教育や初年次教育は一定の効果が出ているものの、学力レベルの異なる学生が同一内容を繰り返し学修することになるので、反応にバラツキが出ている。したがって学生のレベルに応じた基礎導入教育や初年次教育が求められている。また入学前教育は学部によって求める内容が異なり、未だ不十分な面もみられるので、学部共通部分と学部固有部分に整理をして、共通部分については全学的に実施し、固有部分については各学部において実施していく方向で検討することが必要である。

〔改善方策〕

学生の理解度に応じた導入基礎教育や初年次教育を行っていく。主体性や意欲に乏しい学生に対する初年次教育は、キャリア教育研究開発センターが中心となってプログラムをつくり、学部・学科等の縦割りの壁を越えて体系的に提供する。これを全学的な制度として定着させていく方法を検討する。高校の科目と大学の科目との関連性について学生の理解が深まるような教育体制を検討する。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

キャリア教育研究開発センターを中心とする取り組みが先駆的に実施されている。本学では 2004（平成 16）年度からインターンシップと学内での学修を組み合わせた「日本型コープ教育」を展開している。しかしながら学部専門教育においてインターンシップが取り入

れられたのは 2008（平成 20）年度からである。

〔点検・評価〕

キャリア教育研究開発センターを中心に全学的に効果をあげているが、過去数年は履修希望者が横ばい状態にある。現在のインターンシップ教育は専門教育との関連がわかりづらい側面をもっているので、停滞気味にあると考えられる。インターンシップ教育の効果をあげるには、専門教育との関連で考えていくことが今後の課題である。

〔改善方策〕

インターンシップ先のさらなる開拓と授業内容の検討をする。全学的なカリキュラム委員会において、インターンシップと専門教育との関連を検討する。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

2004（平成 16）年度から導入されたセメスター制が定着することによって、通年４単位科目が基本的に２単位の学期完結科目となった。このセメスター制の導入によって科目のテーマが設定しやすくなっている。学生の履修も半年ごとで見直すことが可能となり、幅広く柔軟に学修することが可能となっている。

〔点検・評価〕

セメスター制を実施しているため、通年教育を必要とする科目については、そのつながりを重視する履修指導が行われ、履修の便宜を図っている。しかしながら授業回数が十分に確保できないという状況も生まれている。現状では必要に応じて休日開講を実施しているが、今後は学年暦を見直す等抜本的な改善が求められる。

〔改善方策〕

セメスター制を円滑に実施していくため、授業回数の確保をめざして、休日開講はもとより長期休暇の短縮も検討する。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

大学設置基準第 28 条第２項ならびに第 29 条に則って、本学が教育上有益と認めるときは、他大学または短期大学で修得した単位を、留学において修得した単位と合わせて 60 単位を限度として、本学で修得した単位とみなしている。さらに本学は「大学コンソーシアム京都」の単位互換制度に参加しているので、学生は年間４単位までコンソーシアムの科目を登録し履修できる。

〔点検・評価〕

留学において修得した単位を認定する制度は整っているが、一部の学部を除いて、学生の留学に対する姿勢が積極的ではない。これは単位互換や単位認定等の制度的な側面だけが影響を与えているのではないものの、改善を必要とする。

〔改善方策〕

海外の大学との単位互換や認定を推進し、学生の留学への意欲を引き出す方策をとる。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

専門科目については、学部によってバラツキがあるものの、ほぼ 70～90％の割合で専任教員が担当している。原則的に、社会状況の急激な変化や国際化の進展に応じて、専任教員では対応できない科目について、非常勤講師が担当している。また学内での兼担教員担当科目も、教養科目や融合科目（専門入門科目）で多くみられる。

〔点検・評価〕

開設授業科目の専・兼比率には問題がない。とくに学生の履修上の便宜という点から問題は発生していない。兼任教員に委ねている科目は、専任教員では対応が困難な科目、たとえば社会の急激な変動に早急に対応しなければならない科目や、国際化の進展によってネイティブスピーカーが担当しなければならない科目等である。

〔改善方策〕

学問の体系性を重視する観点から、今後も専任教員の充実を図る。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

社会人学生や外国人留学生に対して、学部によって異なるものの、社会人学生に対して社会人向けのカリキュラムを組み、外国人留学生に対して日本語科目や英語で行う科目で構成されたプログラム等を開講している。また学部ごとに外国人留学生に対して基礎導入科目等について履修指導を行っている。外国人留学生は国際交流センターで各種のアドバイスが受けることができ、居住施設である国際交流会館では日本人学生とともに生活をして、学業に励む環境を整えている。

〔点検・評価〕

一部の外国人留学生で低単位や日本語能力の不足等の問題が発生している。これらの問題に対する制度的な取り組みが必要とされている。

〔改善方策〕

外国人留学生に対する履修指導の徹底を図ると同時に、外国人留学生の低単位や日本語能力の不足に対して制度的な取り組みをしていく。

※「カリキュラムと国家試験」の「国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性」および、「医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習」の「医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性」については、該当がないため記載しない。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

2000（平成 12）年度から春学期・秋学期のセメスターごとに無記名の「授業の相互評価」アンケートをとっている。教員が学生の意見を聞き、それを授業にフィードバックさせている。授業の教育効果に関しては、教員間で情報交換がなされ、各学部の担当者会議で検討されている。また検定試験の結果を教育効果の測定に利用している学部もある。卒業生の進路状況は、学士課程の専門を生かした職業に就く割合が低いというのが現状である。しかし種々の企業から、本学の卒業生は建学の精神を体現した人材であるという評価が下されている。

〔点検・評価〕

アンケートの実施自体に問題はないが、無記名であるために、その回答が学生の意欲に大きく左右されている。したがってアンケート結果を授業の改善に利用するときには注意を必要とする。アンケート実施の方法や時期等について、さらなる検討が必要であり、アンケート以外の教育効果の測定法を検討することも必要である。教育効果の測定に検定試験を利用している学部においては、その情報を教員間で共有し、学修指導に十分に生かされている。

〔改善方策〕

評価アンケートの実施方法や結果公表等、今後も検討し、さらなる改善をする。学生の理解度を絶えずチェックする方法が教育効果の測定としては望ましいが、これは授業の進捗度とのバランスを配慮して行わなければならない。この方策について検討をする。検定試験の結果は教育効果の測定に有効に生かされているが、その後の学修指導に十分に生かされていない。学生の進路に合わせた指導体制を構築する。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

2002（平成 14）年からＧＰＡを導入している。履修中止（ドロップ）制度も導入して、ＧＰＡの算出にあたって学生が不利にならないように配慮している。ただしＧＰＡは留学申請の際の合否基準に利用されているが、卒業要件にはしていない。成績評価の基準を明確にするために、シラバスに評価方法を明示している。学生の履修登録は原則として各学期の上限単位を 24 単位として、４年間を通じて履修登録に偏りがないようにしている。

〔点検・評価〕

成績評価基準を明確にすることによって、学生自身が学修について考えるようになっている。しかし学生の多様化が進んでいるため、学生によって成績評価基準の受け取り方が異なる。一律の評価法は透明性や公平性を保つ上で必要であるが、成績評価基準を明らかにすると同時に、学生の様々なレベルにあった履修指導が必要である。能力別クラスをつくるのは効果的な方策であるが、安易に能力別クラスをつくるべきではない。なぜなら能力別クラスで低位に位置づけられた学生のモティベーションは著しく減退しているからである。

〔改善方策〕

ＧＰＡを実質化していくには、厳密な成績評価が必要であることはいうまでもないが、試験実施後の履修指導こそが必要である。目下のところ、各学部において補完的な授業の開講や、履修ガイダンス時にアドバイスが与えられているが、将来的には科目内容に踏み込んだ履修指導を実施していくことを検討する。さらに単位の実質化を図るために、カリキュラム担当者会議等で授業内容のチェックを行い、適正に行われているかどうかを検証する。

（３）履修指導

〔現状説明〕

各学部で履修モデルの提示を行っている。留年者に対しては履修相談の機会を設け、教員がアドバイスする制度を設けている。留年者に対して特別の配慮をするというよりも、留年者を出さない措置をとっている。留年者は低学年次でのつまずきがきっかけとなっていることが多く、各学部とも基礎導入教育に力を入れている。法学部では常設の履修相談室を設けて、履修指導に一定の成果をあげている。

〔点検・評価〕

履修モデルは学生の方向性を示す場合に有効に機能しているが、学生の主体的学修が前提となっているため、履修モデルを有効に生かせていない学生もいる。また低学年次での基礎導入教育は有効であるが、学生の質が変化しているため、基礎導入教育以前の段階ともいえる「動機付け」の重要性が高まっている。動機付けを促進するために、きめ細かな履

修指導が必要とされている。

〔改善方策〕

低学年次生に科目内容等に関する理解を深めてもらうため、ガイダンスやオリエンテーションをさらに充実させる。学生の質の変化に対応した学修支援のあり方を検討し、きめ細かな履修指導体制の実現をめざす。一定の成果をあげている法学部の履修相談室のような場を全学部において設置する。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

「授業の相互評価」アンケート調査が実施され、学生による授業評価がなされている。アンケートの対象となる科目は、全科目の 70%にのぼる。このアンケート調査結果は全学ＦＤ委員会によって集計・分析され、全教員に配布されている。教員はこの調査結果に基づいて授業改善を行っている。2004（平成 16）年度から教員が相互に授業を参観し、意見交換を行う制度が始まり、組織的な情報共有を進めている。シラバスは冊子とＷｅｂ版を提供して、学生の利便性を高めている。シラバスは授業内容・計画、履修上の注意、授業の到達目標、評価方法、教材の５項目からなり、とくに授業内容・計画については、15 回の授業内容を詳細に示すことで、学生がその内容を的確に理解できるようになっている。

〔点検・評価〕

全学ＦＤ委員会の取り組みは実績を上げつつあるが、ＦＤに対する全学的な関心は高いものの、全教員を巻き込んだものとして展開しているとは言い難い状況にある。

大規模教室教育では、授業の相互評価アンケートの結果が有効性をもち、改善が進められているが、学修の動機付け等の面では、さらに組織的な取り組みをしていかなければならない。教育改善に取り組む場合の教員間の情報共有化を推進する必要がある。シラバスについては、詳細なシラバスが作成されているにもかかわらず、その内容を十分に理解していない学生も見受けられる。

〔改善方策〕

ＦＤ活動については全学的な取り組みと同時に、学部独自のＦＤ活動の検討を行う。学生による評価アンケートについて、教育改善のためにアンケート調査方法の改善と調査結果の有効活用を検討する。さらに教員間での教育改善に向けた情報交換をするため、学部を超えた研究会やシンポジウムの開催を実施する。全学生にシラバスの内容を理解させるために、平易な用語で記述する工夫を行い、シラバスの浸透を初年次教育の一環と位置づけて履修指導を行う。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

教育の質を高めるために、少人数教育の充実に力を入れている。さらにマルチメディア教育を展開して、そのための適切な環境を整備している。とくに最近５年間で新築された校舎（建て替えも含める）では、すべての教室に学内ＬＡＮ接続のＰＣ、ＤＶＤデッキ、プロジェクターとスクリーンを備え、その利用率も高く学修効果を上げている。

〔点検・評価〕

学生の質が変化するのにともない、少人数教育のニーズは高まっている。学生の要望に応えて授業形態を柔軟で幅広いものにするために、ＩＴ環境は全学的に整備する必要がある。また授業という形態ではないが、理学部では毎週２回程度定期的にランチタイムトークを開催して、学生と教員との交流を深めることによって成果をあげている。

〔改善方策〕

授業改善をめざして、少人数教育のさらなる充実を図り、ＩＴ環境をより一層整備していく。対面双方向性を基調にした授業展開が望ましいことはいうまでもないが、マルチメディアを活用して、この対面双方向性に近づく質の高い授業を実現していく。この対面双方向性が実現されるのは授業という場だけではない。理学部のランチタイムトークのような場や機会を全学的に導入していくことを検討する。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際化に対しては、17 カ国 34 大学と国際交流協定を締結し、交換留学や派遣留学を積極的に推進している。また学生の留学を奨励するため、交換留学や派遣留学以外に、学生が自由に留学先を選ぶ認定留学制度を実施している。国際化に対応して語学や文化的観点に偏らない国際的視野を育むために、特定の科目の履修を推薦する等の配慮をしている。国内での教育交流については、他大学と合同ゼミを開催している学部もあり、積極的に他大学の学生と交流し、知見を深めている。研究面では国内外の大学との研究交流を行い、随時、研究成果を発信している。また海外の著名な研究者を招いて講演会を開催し、本学の教員が中心となって学会の開催を行う等、活発な研究交流を行っている。

（ｉ）教育・研究の国際化に関する基本理念

京都産業大学の建学の精神は、全世界の人々から尊敬され、国際社会で活躍できる人材を育成することである。国際社会で活躍するためには、日本の歴史を学び、世界における日本と日本人の役割を認識して、他民族の文化および世界情勢を理解し世界各国の人々と

垣根なく交流しなければならない。世界共通言語である英語または他言語を用いて、自分の考えを論理だって展開することが出来、リーダーシップを取って問題を解決できる能力をもつ人材を育成することが、大学の重要な使命であると認識している。

この目標を実現するために、交流協定校を拡大し、カリキュラムの改善や留学制度の充実、宿舎等の設備や経済的支援の充実によって、多様な国籍の留学生の受け入れ促進および学生の海外派遣を推進し、学生の学びのモチベーションを高める。また、海外の大学との教育・研究交流の活発化と外国人研究者の受け入れを促進して、国際競争力のある研究拠点の育成を推進していく。

（ⅱ）教育・研究の国際化を目指す基本方針

①国際化推進体制

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針を決定するため、国際交流センター長を委員長とし、各学部を代表する国際交流推進委員から構成される国際交流推進委員会が設置されている。国際交流推進委員会では、交流協定校の審議、留学生受け入れと派遣の審議、国際化を促進するためのカリキュラムや様々な国際交流プログラムの企画検討等を行う。また、学長を委員長とし、国際交流センター長、国際交流センター事務長、事務局長、教学センター長、総務部長、大学院長等を構成委員とする国際交流委員会を設置し、国際交流の推進の基本方針、奨学金や留学支援金等の経済支援の充実や宿舎等の設備の充実等について審議決定を行う。国際交流を推進する事務組織として、本学では 1998（平成10）年に国際交流センターを設置した。

②交流協定校の拡大と教育カリキュラムの改善

受け入れ留学生とは、長期留学生としての私費外国人留学生（正規生）と短期留学生としての交換留学生がある。世界各国の大学と交流協定を締結し、協定校からの交換留学生の受け入れを促進する。海外から優秀な留学生をより多く受け入れ、留学生との交流を通して、本学学生に日本と海外の国々との関係や価値観の多様性を認知させ、国際社会における日本と日本人の役割について具体的に体感させる。優秀な留学生を集めるための教育プログラムを開発し、本学学生との国際交流と相互の知的刺激を推進する。留学生のための日本語教育カリキュラムの改善と、とくに欧米からの留学生と海外留学を目指す本学学生のために、英語で行われる授業（グローバルジャパンプログラム等）を企画し実施する。

③海外留学派遣推進

交換・派遣・認定留学生の選抜と短期語学実習（春期および夏期）への派遣および海外における教育プログラムの開発と実施を行う。

④本学における国際交流プログラムの企画と実施

学生の国際的なコミュニケーション能力を育成し国際交流を促進するため、日本語・英語スピーチコンテスト、日本語・英語ディベートコンテスト等をはじめとして、本学におけるさまざまな教育プログラムの実施や本学に留学している外国人留学生との交流プログラムを企画し実施する。

⑤海外の大学との教育・研究交流の推進

本学の特色ある教育や研究部門と海外の大学との連携によって、より活発な教育研究の共同連携が実施されるように、海外からの研究者の受け入れと本学教職員の留学制度を確立し促進する。

⑥大学内システムの国際化の推進

海外の大学、留学生とのコミュニケーション、事務の円滑化を図るため、外国語に堪能なスタッフの採用を促進している。海外の大学と本学間での交流協定締結を実施し、留学生とのコミュニケーションと事務の円滑化を図るため、国際交流に関する経験を積んだエキスパートを登用している。

交流協定締結

受け入れ留学生の多様化を促進し、本学学生を派遣する大学をより広く選択できるようにするために、交流協定校の数の拡大方針を取ってきた。2003（平成 15）年度までの交流協定校は 19 校であったが、2004（平成 16）年度以降に 15 校と交流協定を締結し、現在は世界 17 カ国 34 校と交流協定を締結している（表：交流協定校一覧)。2004（平成 16）年以降新たに協定を締結した大学は、アジア・太平洋圏ではガジャマダ大学（2006（平成 18）年２月４日)、復旦大学（2004（平成 16）年 12 月 22 日)、香港中文大学（2006（平成 18）年２月４日)、ハルビン師範大学（2007（平成 19）年５月 11 日)、慶熙大学（2005（平成 17）年 12 月９日)、梨花女子大学（2004（平成 16）年 12 月 13 日)、エディス・コーワン大学（2006（平成 18）年５月８日)、アルゴマ大学カレッジ（2007（平成 19）年４月 23 日)、トンプソン・リバース大学（2007（平成 19）年５月 30 日）の９校であり、ヨーロッパでは、ユヴァスキュラ大学（2008（平成 20）年２月 29 日)、ノルマンディー・ビジネス・スクール（2006（平成 18）年６月 12 日)、リヨン・カトリック大学（ESDES）(2005（平成 17）年４月 28 日)、ライプチヒ大学（2005（平成 17）年４月 18 日)、ケルン大学（2005（平成 17）年８月５日)、サレント大学（2007（平成 19）年 11 月９日）の６校である。

母国語が英語圏以外の大学である、アイスランド大学（アイスランド)、ユヴァスキュラ大学（フィンランド)、ノルマンディー・ビジネス・スクール（フランス）でも、留学生が多く集まるインターナショナルな環境で英語による教育プログラムを履修できる点が優れている。

交流協定校一覧　（2008（平成 20）年３月現在／17 カ国 34 大学）

No.	国名	協定校	協定内容				
			交換	派遣	短期	教員	職員
1	アイスランド	アイスランド大学	○	×	×	×	×
2	アメリカ合衆国	カリフォルニア大学 リバーサイド校	○	○	○	○	○
3		サンディエゴ州立大学	○	○	×	×	×
4		ニューヨーク州立大学 ストーニーブルック校	○	○	×	○	○
5		ミズーリ大学セントルイス校	マネジメント研究科共同学位プログラム（ディアルディグリー）				
6		ノースカロライナ大学 グリーンズボロー校 （ディズニー）	ディズニー国際 インターンシッププログラム				
6		ノースカロライナ大学 グリーンズボロー校	○	×	×	×	×
7	イギリス	オックスフォード ブルックス大学	×	○	○	×	×
8		ケント大学	○	×	×	×	×
9	オーストラリア	エディス・コーワン大学	○	○	○	×	×
10	カナダ	アルゴマ大学カレッジ	○	×	×	×	×
11		トンプソンリバーズ大学	○	○	×	×	×
12	ニュージーランド	マセイ大学	○	○	○	○	○
13	フィンランド	ユヴァスキュラ大学	○	×	×	○	○
14	フランス	ノルマンディー・ビジネス・スクール	○	×	×	×	×
15		リヨンカトリック大学（ILCF）	×	○	○	×	×
15		リヨンカトリック大学（ESDES）	○	×	×	○	×
16	ドイツ	ライプチヒ大学	×	○	○	×	×
17		パッサウ大学	○	×	×	×	×
18		ケルン大学	○	×	×	○	○
19	メキシコ	メキシコ国立自治大学	×	○	×	○	×
20	スペイン	アルカラ大学	×	○	○	○	○

21	イタリア	ペルージャ外国人大学	○	○	○	×	×
22		シエナ外国人大学	×	○	×	×	×
23		サレント大学	○	×	×	○	×
24	ロシア	プーシキン記念ロシア語大学	○	○	○	×	×
25	インドネシア	パジャジャラン大学	×	○	×	○	○
26		ガジャマダ大学	○	×	×	○	×
27	中国	蘇州大学	○	○	○	○	○
28		対外経済貿易大学	×	○	○	×	×
29		復旦大学	×	×	○	○	○
30		香港中文大学	○	×	×	×	×
31		ハルビン師範大学	○	×	×	○	○
32	台湾	輔仁大学	○	×	×	○	○
33	韓国	慶熙大学	○	×	×	○	○
34		梨花女子大学	○	○	○	○	×
合計	17 カ国	34 大学					

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

留学生教育プログラム

①交換留学生アドバイザー制度

この制度は 2007（平成 19）年から導入している。受け入れた交換留学生のアドバイザーとして、それぞれの交換留学生の留学と学修目的、専門分野にふさわしい教員が受け入れ学部の学部長より推薦され、交換留学生の勉学と日本文化の理解を進めるためにアドバイスする。アドバイザーの重要な役割として、ゼミや担当授業に交換留学生を参加させ、本学学生の教育における交流を促進する。

②外国人留学生を対象とした言語教育科目－日本語教育プログラム

外国人留学生と見なされる学生（正規生）のみ履修できる日本語科目で、留学生の日本語レベルに応じてクラス分けしている。「日本語」、「語彙・読解」、「口語表現」、「作文」、「読解と文章表現」、「日本語コミュニケーション」等の科目がある。また、交換留学生を対象とした総合日本語科目も開講されている。

③グローバル・ジャパン・プログラム（ＧＪＰ：Global Japan Program）

英語で行われる授業で、日本の経済、経営、文化、歴史、科学等の内容を学ぶ。本学学生も履修可能な授業であり、留学生と同じクラスで学ぶことでより活発な交流を行っている。本学学生は英語力を養いながら、日本について理解を深め、同時に留学生との交流を

もつ機会となる。

④短期日本語・日本文化集中講座（ＩＪＰ：Intensive Japanese Program）

約１ヶ月間のプログラムで、日本語授業と日本文化体験（茶道、華道、書道、武道、日本工芸等）を行う。香港中文大学新亜書院とアメリカカリフォルニア大学リバーサイド校から毎年約 20 名ずつ受け入れている。留学生はカンバセーションパートナーの本学学生とランチタイムを利用した会話や交流パーティ、日本文化体験ツアー等のイベントを通して交流することができる。

⑤国際交流会館

本学学生と留学生がともに暮らし、日常生活を通じて異文化交流を図ることによって、教育的効果を高めることが、国際交流会館の設置の目的である。単に留学生や海外の大学・研究機関等の研究者の居住施設にとどまることなく、本学における、さらには京都における国際的な学術・文化交流の拠点として機能を果たす教学施設として位置づけている。現在、国際交流会館は交換留学生（39 名）、私費外国人留学生（19 名）および日本人チューター（６人）の合計 64 人が入寮している。

派遣プログラム

①交流協定校への交換・派遣留学

交流協定校に、交換留学生、派遣留学生を派遣している（表：交流協定校一覧）。

②ＥＢＪ留学プログラム

経済（Ｅ）・経営（Ｂ）・法学部（Ｊ）の学生を対象に、実践を交えて問題の提起から解決までを学修するプログラムである。春学期の約６ヶ月間、カリフォルニア大学リバーサイド校で英語の学修と課題の研究を行い、日米間のビジネスや文化の違いを学んでいる。

③認定留学制度

京都産業大との国際交流協定にもとづくプログラム以外で、学生が海外の大学等の高等教育機関と留学手続きを取り、教授会の承認を得て留学をする制度である。留学期間は半年から１年間で、留学先での修得単位は、学部の審査の上で卒業単位に認定される。

④短期語学実習

夏季・春季休暇を利用して、約１ヶ月間海外の協定大学で語学実習を行っている。実習先で修得した単位は、卒業単位として認定している。夏季・春季短期語学実習では、ホームステイ等で生活全般における自己管理能力の向上も目指している。

⑤海外インターンシッププログラム

アメリカ合衆国のノースカロライナ大学グリーンズボロー校との共同で、数ヶ月の語学実習の後、ディズニー国際インターンシップ（１年間）を実施している。毎年、外国語学部、法学部、文化学部から数名の学生が参加している。なお、休学留学の位置付けとなるため、プログラム終了後の単位は認定されない。

⑥外国語学部独自の海外実習

外国語学部では、独自に海外の語学実習と専門の英語教授法やフィールドワークを組み

合わせた授業科目を開発して、専門科目の中に「英語教育海外セミナー」（選択）・「海外フィールド・リサーチ」（必修）を開講している。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

学部学生の交換・派遣・認定留学の状況

2007（平成 19）年度では、交換留学 21 名（学部生 19 名＋大学院生２名)、派遣留学 29 名、認定留学 65 名、短期語学実習 144 名（約１カ月間・外国語学部の英語教育海外セミナーを含む)、休学留学 75 名の合計 338 名を海外留学に送り出した。交換・派遣・認定留学制度を利用して留学する学部学生数は、2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度まで毎年約 100 名でほぼ一定であった（表：留学種別の留学状況)。学部別では、交換留学生を派遣しているのは、2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度までの合計で外国語学部が最も多く合計 43 名であり、文化学部６名、法学部１名であった。

交換留学生の派遣条件として、英語では TOFEL550 点以上や、その他の語学力も一定以上の水準を求められるため、外国語学部以外の学部学生が海外の大学で一般授業を履修できる交換留学生として認定されるのは、難しかったと考えられる。派遣留学生は、外国語学部 104 名、法学部 23 名、経済学部 15 名、経営学部 14 名、文化学部 10 名の順であった。法学部、経済学部、経営学部派遣留学生は、本学のＥＢＪプログラムを利用してアメリカ合衆国のカリフォルニア大学リバーサイド校に留学した。認定留学生は、外国語学部 198 名、経営学部９名、経済学部６名、文化学部７名、法学部２名であった。

留学種別の留学状況（過去４ヵ年）

種別	学部	学科	専修	派遣年度				総計
				2004	2005	2006	2007	
交換	法学部	法律学科		0	0	1	0	1
	外国語学部	英米語学科		1	1	0	3	5
		ドイツ語学科		3	1	1	3	8
		中国語学科		3	6	5	6	20
		言語学科	ロシア語専修	0	0	0	1	1
			インドネシア語専修	0	0	0	1	1
			イタリア語専修	2	2	2	2	8
	外国語学部 合計			9	10	8	16	43
	文化学部	国際文化学科		1	0	2	3	6
	合計			10	10	11	19	50

種別	学部 学科		専修	派遣年度				総計
				2004	2005	2006	2007	
派遣	経済学部	経済学科		2	6	1	6	15
	経営学部	経営学科		6	4	2	2	14
	法学部	法律学科		4	6	13	0	23
	外国語学部	英米語学科		6	3	2	1	12
		ドイツ語学科		5	1	6	0	12
		フランス語学科		6	4	5	5	20
		中国語学科		3	1	4	0	8
		言語学科	ロシア語専修	3	4	1	2	10
			スペイン語専修	6	5	4	2	17
			インドネシア語専修	2	0	1	2	5
			イタリア語専修	3	5	6	6	20
	外国語学部 合計			34	23	29	18	104
	文化学部	国際文化学科		4	1	2	3	10
	合計			50	40	47	29	166
認定	経済学部	経済学科		3	0	3	0	6
	経営学部	経営学科		0	1	3	5	9
	法学部	法律学科		0	0	1	1	2
	外国語学部	英米語学科		7	4	12	10	33
		ドイツ語学科		7	13	4	3	27
		フランス語学科		4	1	8	5	18
		中国語学科		13	14	7	18	52
		言語学科	ロシア語専修	2	3	8	2	15
			スペイン語専修	2	6	6	5	19
			インドネシア語専修	1	8	5	2	16
			イタリア語専修	2	3	2	11	18
	外国語学部 合計			38	52	52	56	198
	文化学部	国際文化学科		0	0	4	3	7
	合計			41	53	63	65	222
交換・派遣・認定留学生合計				***101***	***103***	***121***	***113***	***438***

国別の留学生派遣状況

学部学生の留学先で、学生数が最も多かったのはアメリカ合衆国で、2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度にかけては合計 82 名であり、中国への留学は 68 名で２番目であった（表：国別留学先）。

国別留学先（過去４ヵ年）

留学先国名	派遣年度				総計
	2004	2005	2006	2007	
アメリカ合衆国	17	20	26	19	82
中国	16	18	12	22	68
ドイツ	14	15	11	7	47
イタリア	7	10	10	19	46
フランス	10	5	11	10	36
ロシア	4	6	9	4	23
インドネシア	2	8	6	4	21
ニュージーランド	9	2	5	5	21
メキシコ	6	3	5	4	18
オーストラリア	1	2	5	8	16
スペイン	2	7	3	3	15
台湾	3	4	5	3	15
イギリス	6	3	4	0	13
カナダ	3	0	5	3	11
アイルランド	0	0	2	2	4
韓国	0	0	2	2	4
アルゼンチン	0	0	1	0	1
総計	***101***	***103***	***122***	***115***	***441***

短期語学実習

夏季短期語学実習先		2008 年度参加者
アメリカ合衆国	カリフォルニア大学リバーサイド校	20
イギリス	オックスフォードブルックス大学	10
ロシア	プーシキン記念ロシア語大学	10
ドイツ	ライプチヒ大学	0
中国	蘇州大学（隔年実施）	0
	対外経済貿易大学（隔年実施）	9
ニュージーランド	マセイ大学	0
スペイン	アルカラ大学	5
フランス	リヨン・カトリック大学	4
イタリア	ペルージャ外国人大学	7
オーストラリア	エディス・コーワン大学	17
合計		82
春季短期語学実習先		2008 年度参加者
オーストラリア	タスマニア大学	30
韓国	梨花女子大学	6
中国	復旦大学（インターンシップも含む）	0
合計		36

受け入れ留学生数の状況（過去４ヵ年）

学生区分	学部	入学年度				総計
		2004	2005	2006	2007	
交換留学生	文化学部	8	7	14	13	42
	経営学部	0	4	5	6	15
	外国語学部	1	2	0	6	9
	経済学部	0	1	0	0	1
	法学部	0	0	0	1	1
	理学部	0	0	0	0	0
	工学部	1	0	0	0	1
交換留学生	合計	10	14	19	26	69
科目等履修生	経済学部	0	1	0	0	1
科目等履修生	合計	0	1	0	0	1
外国政府等派遣留学生※１	経済学部	0	0	0	1	1
外国政府等派遣留学生	合計	0	0	0	1	1
聴講生※２	文化学部	1	0	0	0	1
	外国語学部	0	1	1	1	3
聴講生	合計	1	1	1	1	4
総 計		***11***	***16***	***20***	***28***	***75***

※１．外国政府等派遣留学生（2007（平成 19）年度１名）は、アメリカ・フルブライトフェローによる受入れ留学生である。

※２．聴講生のうち、毎年１名（外国語学部受入れ）は、本学同窓会交換留学プログラムによる受入れ留学生である。

私費外国人留学生（正規生）（表　学部別）（過去４ヵ年）

学部	入学年度				総計
	2004	2005	2006	2007	
経済学部	8	18	18	12	56
経営学部	12	19	19	8	58
法学部	4	11	4	8	27
外国語学部	4	4	3	1	12
文化学部	0	2	1	2	5
理学部	0	0	0	0	0
工学部	1	2	0	0	3
合計	29	56	45	31	161

私費外国人留学生の場合は、社会科学系の学部に集中する傾向がみられる。
外国人留学生数を国籍別でみた場合、中国が多数を占めていることがわかる。

国籍別受け入れ留学生の状況（私費外国人留学生と交換留学生）過去４ヵ年）

国　籍	入学年度				総計
	2004	2005	2006	2007	
中国	35	67	59	33	194
台湾	5	6	2	4	17
米国	2	4	3	2	11
フランス	0	2	3	4	9
韓国	1	0	1	6	8
イタリア	1	2	2	2	7
ドイツ	0	0	3	4	7
ニュージーランド	1	1	3	1	6
アイスランド	0	0	0	3	3
モンゴル	1	0	0	2	3
イギリス	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	1	0	1	2
コートジボワール	0	1	0	0	1
タイ	0	1	0	0	1
ベトナム	0	0	0	1	1
ロシア	0	0	0	1	1
総　計	***46***	***85***	***76***	***66***	***273***

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

国際化が急速に進んでいるにもかかわらず、海外留学生は多くない。外国語学部でさえ、交換・派遣・認定の留学生数は在学生総数の約４分の１にとどまっている。教員によるサポート体制の強化と同時に、原因を取り除くことが急務である。国内大学との教育交流は徐々に活発になってきているものの、未だ全学的な動きにはなっていない。国内外の大学との研究交流も活発に行われるようになってきているものの、資金的な面で継続性に欠けるものが多い。制度化するには、なお多くの課題を抱えている。

（ｉ）長　所

①留学支援金制度と各種留学プログラム

本学から海外へ派遣する学生に対しては、留学支援金を支給し留学を支援している。また、各学部によって異なるが、在学留学できるように単位を認定している。短期語学実習やＥＢＪ（経済･経営・法学部）プログラム経験者から、交換留学生として選抜される学生

も何人か出ており、これらの教育プログラムによって学生が確実に成長している。さらに、交換留学経験者の中から、外国政府の奨学金を獲得して海外の企業に採用される学生もおり、本学の留学プログラムを利用して、学生が格段に成長した。

②危機管理

派遣学生のための危機管理を、2008（平成 20）年度より民間会社に委託した。その結果、派遣先で事故、疾病等によって本人に危機が起こったときは、現地会社を通じていち早くその変化をつかみ、本学の緊急事故対策本部へ連絡をとり、迅速かつ適切な対応を行うことによって、学生の安全を図ることができる。

（ⅱ）問題点

①派遣

交換留学協定校数および学術交流協定校がまだ十分とは言えない。少子化の影響を受けて、全般的に学修意欲の低下が見られる。さらに、経済状況の悪化により、海外に留学する学生数が低下している。英語圏の協定校への交換留学に必要な TOEFL PBT550 点以上の英語力を有する学生が少なく、結果として英語圏への交換留学生派遣が少なくなっている。同様に、ドイツ語圏に派遣される学生も減少傾向にある。また、本学には韓国語学科がないため、韓国に派遣する学生が少ない。

研究交流を行う協定校数も足りない。現在までの交流協定校の推薦と締結は、主に人文科学系および社会科学系教員が中心となって行ってきた。したがって、本学からの留学生派遣も人文科学系および社会科学系の学生が中心となっていて、自然科学系学部（工学部、理学部）から交換留学する学生は全くいなかった。また、在学留学するための単位認定制度が自然科学系学部には整備されておらず、留学が困難な状況となっている。

②留学生受け入れ

近年、日本留学生試験の成績と面接試験のみで入学してくる社会科学系の外国人留学生の入学後の成績不振が目立っており、日本留学生試験と入学後の成績の相関関係がなくなっている状況である。授業についていくことができないレベルであったり、経済的に苦しいためアルバイトに追われて十分な学修時間をとれない学生もいる。

③留学生用の宿舎

留学生用の宿舎となっている国際交流会館内外の施設・設備等について、耐用年数により老朽化したものも多く、インターネットも整備されていない。また、留学生が快適な生活を送るために、防犯設備の設置、設備備品の補修、機器の買い替えおよび消耗品等の入れ替えを行う等、会館内の環境整備が必要となっている。また、国際交流会館の収用定員は約 60 名で、現在留学生の希望者すべてを受け入れることができない状況にある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

海外留学生を増加させるには、留学への動機付けがまず必要である。そのためには留学経験が専門教育に結びつくこと等、留学経験が生かされるような仕組みをつくることが必

要であり、その検討を行う。研究面では、全学的な取り組みとして競争的資金の獲得を図っていく。

①交換留学生の受け入れ促進

海外の協定校数をさらに拡大して、留学生の受け入れをさらに活発にする。本学学生との教室における交流を通じて、本学学生の国際感覚を養う。優秀で勉学意欲のある学生と交流することで、本学学生を知的に刺激し、勉学意欲を向上させる。

交流協定校にとどまらず、優秀で多様な国籍の留学生を本学に受け入れるため、外国人特別生の受け入れ制度を推進する。

②留学生の経済支援と環境の整備

留学生の勉学が支障なく行われるよう生活補助のためのオリエンテーションの実施、奨学金支給、留学生に必要となる情報を提供し、留学生と本学学生、教員との交流を図り、本学における留学生受け入れと教育のサポート、留学生と本学学生および教職員、地域の人々との国際交流の推進を行う。

③宿舎と国際交流の場の整備

留学生および海外からの研究者用の宿舎として、国際交流会館を用意している。国際交流会館には、海外からの留学生と研究者だけでなく、本学学生が留学生のサポートのため入寮しており、交流パーティ等を企画・実施して、国際交流会館は国際交流を実践する場としても、大きな役割を担っている。サタデージャンボリー等、地域住民と留学生、本学学生の交流イベントの企画等も実施している。

将来的には、交換留学生（非正規生）の受入数の増加と私費留学生の入寮のニーズに対応するため、民間アパート等を留学生専用宿舎として、大学が借り上げる形態を調査・検討する。

④交換・派遣・認定留学生の選抜と海外留学支援

長期海外留学のための奨学金の支給、海外における短期語学実習参加者の送り出し、留学生の危機管理等を行う。留学生の留学中の勉学のアドバイス等を学部の教員がアドバイザーとなり教育指導を行う。

交換留学生として派遣される学生数が増加しないため、英語の授業をはじめとして丁寧に指導してくれる海外の大学と協定を結び、学生を育てる。外国語学部以外の学部学生の英語力向上のため、「留学英語」（TOEFL 対策講座）等全学共通教育科目中に開講することも検討する。本学で簡易に実施できる TOEFL-ITP テストを年間複数回行い、英語力を伸ばすように学生を奨励する。

本学で実施している、英語スピーチコンテスト、日本語・英語ディベートコンテストへの参加を学部ごとに奨励し、学生の英語力、また発表力の向上を目指す。

理系学生の派遣留学を促進するため、３年次４年次で履修する特別研究を海外の協定校で実施し、それを単位認定できるように制度化することを、理工系学部で検討することが必要である。

⑤学術協定の締結と研究者の受け入れ

海外の大学との学術交流、外国人研究者との共同研究を促進するため、外国人研究者の国際交流会館への入寮を支援する。

⑥留学生の学修状況の把握

留学生が本学カリキュラムで、効果的に学ぶことができているか、現状の把握とカリキュラムの改善について検討する。留学生の学修状況を教学センターと共同して把握し、低単位指導等によって、留学生をサポートする。また、学生チューターにより、留学生の学修を支援する。国際交流センターは留学生の問題をいち早く把握し、担当部署、指導教員、ボランティアのチューター学生等への連絡を行い支援する。

⑦私費外国人留学生（正規生）の学業奨励制度と入試制度の検討

優秀な留学生を選抜するための入試制度を検討する。現在実施している全国統一の留学生日本語試験だけでなく、本学独自に日本語レベル、とくに記述力を図る試験を課し、授業内容を理解できるだけの日本語能力を見極める必要性がある。

入試制度の検討とともに良い成績を収めた留学生には、学業成績奨励金等の奨学金を支給する制度を検討する。

⑧英語による授業の整備

グローバル・ジャパン・プログラム（ＧＪＰ）における英語による専門教育の授業科目の増加を目指す。

英語による学位の取得が可能になるように、各学部単位での検討を要請する。

Ａ　経済学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

「将来の社会を担って立つ人材の育成」という建学の精神、および現在の経済学部の教育目標「健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成」にしたがい、学士教育の到達目標は、①経済の基礎知識をもち、経済学的思考を実践できる。②社会のグローバル化・情報化に対応できる語学力および情報スキルをもつ。③経済学の枠をこえて、関連分野についても一定の知識をもつ、人材に学生を育成するところにある。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

教育目標は、教育課程の中に具体的な形として反映されることによって、その真価が発

揮される。経済学部は、大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」(1998（平成 10）年 10 月 16 日）の第２章１「課題探求型能力の育成」－（１）「学部教育の再構築」等を参考にしながら、わが国の時代の潮流・社会の要請も見据えて、2006（平成 18）年、それまでの経済学部カリキュラムを抜本的に見直し、新しい経済学部カリキュラムを 2007（平成 19）年度より実施するに至っている。

その基本方針は、教養教育を重視するとともに、専門教育については基礎･基本を重視しつつ、さらに専門性を絞りその分野での高度の知的能力を養成することに重点を置くこととし、その柱として「専門コース制」を導入した点が特徴となっている。

今回のカリキュラム改革は、①１年次生に対して、より充実した経済学の基礎導入教育プログラムを継続して行うこと、②２年次生以上の学生には、段階的で系統的な学修を具体的に実現できるように専門コース制を導入していること、③１年次から４年次までの一貫した少人数教育を行うこと、④グローバル化・情報化に適応した教育を行うこと、⑤経済学の枠を越えた分野の学修を積極的に勧める履修単位の修得条件に工夫を加えること等、包括的なものとなった。

以上のような教育課程の改革の下、経済学部では2008 （平成20）年度では、春秋セメスター合計で、年間324 の共通教育科目（うち人間科学教育科目184、言語教育科目128、体育教育科目12）と115 の専門科目を開設している。経済学部ではその教育目標を踏まえて、次のような教育課程を編成している。

まず、１年次における「基礎導入教育」を徹底している。経済学部で独自に開発した電子教材『e-Learning 経済学入門』を基本として、講義科目「マクロ経済学入門」「ミクロ経済学入門」と演習科目「入門セミナー」を連携した教育プログラムを構築している。

次に、経済学を体系的に無理なく学修できるよう、基礎的科目を２年次に学び、個別的専門分野を３・４年次生に履修するよう学年配当を定めた科目配置を行い（段階的履修）ながら、２年次秋学期には学生にコースごとに選択必修科目群および他学部関連科目が設定されている「公共政策」「産業経済」「国際経済」の３つのコースから１つの専門コースを選択させ、学生の興味・将来像に応じた系統的履修が可能となっている（専門コース制・系統的履修）。

さらに、１年次の「入門セミナー」に始まり、２年次秋学期の「３セメ基礎セミナー」、２年次春学期・３年次・４年次秋学期の「演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開講する等、少人数教室での学生と教員のフェース・ツー・フェースのきめ細やかな学修も開設している。

その上、経済のグローバル化に対応する能力を育成する目的のために、１年次より選択必修の「外国語科目」、２年次以降は外国語経済書講読や経済学英語講義等の科目が用意されている。とくに、外国語経済書講読に関しては、従来の英語・独語・仏語に加えて、中国語と韓国朝鮮語を新規追加している。経済の情報化の進展にともない、経済分野での利用目的に特化したコンピュータ教育を実践している。経済データ処理実習、経済統計論、計量分析実習といった科目により、分析・判断のツールを修得して社会でさらに活躍しう

る人材の育成に取り組んでいる（グローバル化・情報化への能力強化）。

総合的判断力を培う目的から、「テーマ別融合教育科目」を設定し、他学部の専門教育科目等を取り込んでいる（総合的判断力の育成）。

このように、経済学部では、①基礎導入教育の徹底、②専門コースごとの段階的履修・系統的履修の実現、③少人数教育の重視、④グローバル化・情報化社会必須の能力育成、⑤総合的判断力の育成、という基本的な考え方にもとづき体系的にカリキュラムを組み、「健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成」という教育目標の達成を目指している。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

経済学部の教育目標のひとつである「健全な人格形成」をするには、共通教育科目の果たす役割は重要である。専門教育に進むためには、まず教養豊かな人柄と健康な身体というバランスのとれた人格を陶冶する必要がある。経済学部では、教育課程においてその重要性に鑑み、人間科学教育科目・言語教育科目・体育教育科目からなる共通教育科目を28単位以上修得することを義務付けている。とくに、国際社会において「グローバルな視野に立つ」人材を育成するために、教養教育としての語学を重視し８単位を選択必修として課している。

また、大学での学びの意義を理解し、卒業後の進路を意識させて学問的な興味を喚起するために、人間科学教育科目として「大学の歴史と京都産業大学」「学問論」「現代社会における職業観」「キャリア・デザイン基礎・応用」「インターンシップ」等の科目を設置している。

さらに、大学では記述答案作成、レポート・卒業論文作成、研究発表等が課せられ、高等学校までとは比較にならないほどリテラシー能力が必要となる。その技能修得のために、人間教育科目として「日本語表現」「コンピュータ基礎実習」等の科目も履修できるようになっている。

なお、共通教育科目として「現代社会と人権」という区分で「人権のあゆみ」「人権を考える」「部落問題論」等が開講されており、こうした正課の科目とは別途に新入生に対して、入学時の学部オリエンテーションにおいても人権について担当委員から説明を実施している。併せて、情報倫理教育を2006（平成18）年度から毎年、経済学部でも新入生を対象に実施しており、これは、情報化社会で十分に活躍できる人材育成に向けてその情報倫理感を醸成するためのものである。

同時に、経済学部では専門教育科目についても、基礎導入教育を行っている。経済学部では必修科目として１時間目の「ミクロ経済学入門」ないし「マクロ経済学入門」と、２時間目の小人数クラスに細分した「入門セミナー」、自宅での予習・復習を『e-learning』を媒介にリンクさせて、経済学の基礎学修を徹底するとともに、この少人数クラスがその

まま「語学クラス」となるよう時間割が編成されている。これにより学生にとっては①効率的な時間割が組め、②効率的ではあるが画一的となりがちな大人数クラスの弊害を除去し、③１時間目から同じクラスメートによる授業のため友達が出来やすく、④大学導入時におけるもう１つの必修科目である「語学」のクラスとも連動することにより、大学導入教育段階での「つまづき」を防止することを目指している。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

経済学部では、急速に進展する技術革新、グローバル化、情報化、産業構造の変化等に適切に対処しうるよう、①１年次の徹底した「基礎導入教育」、②基礎から発展への「段階的学修」、③系統的な学修を進める「専門コース制」、④グローバル化・情報化に適応する能力の強化、⑤興味や関心に応じ、経済学の枠を超えた「総合的な学修」、⑥１年次から４年次まで一貫した「少人数教育の重視」の６つを柱としたカリキュラムにもとづいた専門教育を行っている。とくに、専門コース制を導入して、２年次秋学期から学生の関心・将来の進路に合わせた専門領域を深く学べる専門科目を中心に、他の専門科目とテーマ別融合教育科目（学部充実履修モデル）を組み合わせた、系統的なカリキュラムを編成・実施している点が特徴なっている。

①１年次の徹底した「基礎導入教育」

１年次生のほとんどは、経済学を初めて学ぶことから、電子教材『e-Learning』を媒介に中人数クラスの「ミクロ・マクロ経済学」と少人数クラスの「入門セミナー」をリンクさせて、経済学の基礎教育を徹底的に行い、その後の各種経済専門科目をスムーズに学修できるようにするものである。

②基礎から発展への「段階的学修」

経済学部では、１年次の「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」の導入科目に続いて、２年次に「マクロ経済学」「ミクロ経済学」「金融論」「財政学」「国際経済学」「統計学総論」といった基礎的科目を開講し、３・４年次に「数理経済学」「公共経済学」「地方財政論」「国際金融論」「計量経済学」といったより専門的な応用・発展科目を配置している。また、個別テーマの「演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を２年次秋学期～４年次に開講している。

このように、経済学部の専門科目については、導入・基礎から応用・発展へと段階的には学修できるよう配当学年を定めている。

③系統的な学修を進める「専門コース制」

１年次の基礎導入教育を学修した後、２年次秋学期から専門コース制の下で学修が進められる。「公共政策」「産業経済」「国際経済」の３コースのうち、学生各自が２年次から選択するが、各専門コースには、次のような独自の選択必修科目が用意されている。

政府の公共的な政策を学ぶ「公共政策コース」では、「財政学」「経済政策」「労働経済学」（以上、２年次配当）や、「公共経済論」「不平等の経済学」「社会保障論」「環

境経済学」「都市経済論」「農業政策」「地方財政論」（以上、３・４年次配当）等を設置している。

企業および産業に関わる多角的な議論を学ぶ「産業経済コース」では、「企業経済論」「経営学」「日本経済論」「日本経済史」（以上、１・２年次配当）や、「ファイナンス論」「中小企業論」「産業組織論」「産業政策」「地域開発論」「産業社会学」「流通経済論」「産業連関論」（以上、３・４年次配当）等を開講している。

国際取引に関わる事象をグローバルな視点で学ぶ「国際経済コース」では、「国際経済学」「開発経済学」（以上、２年次配当）や、「国際金融論」「国際投資論」「国際経済事情」「西洋経済史」「中国経済論」「アジア経済論」「中南米経済論」「ヨーロッパ経済論」「アメリカ経済論」「アフリカ経済論」「中近東経済論」「エネルギー資源論」「経済体制論」（以上、３・４年次配当）等が配置されている。

このように、選択したコースの専門科目群から最低40単位を含めて専門科目を系統的・集中的に選択・履修することによって、学生がその関心や卒業の進路にあわせて効率的な学修ができるように、配慮されている。

④グローバル化・情報化に適応する能力の強化

経済のグローバル化の進展を踏まえて、「アジア経済論」「中国経済論」「アメリカ経済論」「中南米経済論」等各国・地域の経済事情に関する科目に加えて、「外国語経済書講読」（従来の英語・独語・仏語に加えて、中国語・韓国朝鮮語を2007（平成19）年度・2008（平成20）年度から新規に開講）や「経済学英語講義」等外国語を通して経済領域を学修する専門科目も用意されている。

また、情報化に対して、経済分野での利用目的に特化したデータ処理・コンピュータ教育を実践している。例えば、２年次には「情報処理論」「経済データ処理実習」、３年次には「経済統計論」「計量分析実習」といった科目により実際にパソコンを用いた実習科目が受講できる。単なるデータ処理技術だけではなく、「統計学総論」「計量経済学」といった科目によって理論的背景についてもサポートしている。以上のような教育システムによって、分析・判断のツールを修得して、社会でさらに活躍しうる人材の育成に取り組んでいる。

⑤興味や関心に応じ、経済学の枠を超えた「総合的な学修」

経済学部では、専門コースを中心とした専門教育科目に加えて、全学的な「テーマ別融合プログラム」や他学部専門科目で構成する「学部教育充実の履修モデル」を並行して学修することを通して、経済分野であっても経済学の枠を超えた総合的な判断力を養成できるように、カリキュラムに幅を持たせている。

⑥１年次から４年次まで一貫した「少人数教育の重視」

少人数教育を重視し、各年次生・各セメスターに小クラスを設けている。これによって発表や討論を通じて経済学の基礎知識や各自のテーマに沿った専門知識と思考方法を身につけさせると同時に、教員と学生、学生相互間の人間的接触を通して切磋琢磨し、かつ相

互の絆を形成するのに役立っている。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

一般教養的授業科目に相当し、言語教育科目・人間科学教育科目・体育教育科目から構成される共通教育科目は、言語教育科目８単位の選択必修を含めて 28 単位以上修得することを課す等、経済学部の専門科目を補完する関係にある。そして、１・２年次生で言語・人間科学・体育の教育科目を含めた共通教育科目を相対的に多く履修し、３・４年次生で専門科目を相対的に多く履修するという「くさび型方式」を採用している。

具体的な言語教育科目としては、「英語」分野と「英語以外」の分野 （ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・インドネシア語・イタリア語・韓国朝鮮語）とで、それぞれ多くの科目が設置されている。

人間科学教育科目としては、「日本の歴史と文化」分野や「芸術と文学」分野、「思想と人間」分野、「人間の心と言語」分野、「グローバル社会の課題」分野、「法と経済の社会」分野、「現代社会と人権」分野、「環境と人間」分野、「科学と人間」分野、「導入教育」分野等に区分されて、それぞれの区分ごとに多くの科目が開講されている。

体育教育科目としては、「健康科学」分野と「スポーツ科学」分野があり、それぞれ複数科目が設置されている。

これ以外に、社会の高度化・複雑化・専門化が進む現代社会において「主体的に対応して、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力の育成」を実現するために、学部の枠を超えて設定された本学独自のカリキュラム、「フレキシブルカリキュウラム」がある。そして、実際にそれを具体化したものとして「テーマ別融合プログラム」が設置されている。具体的には、「資格取得」カテゴリーでは「図書館司書」「学芸員」等のプログラムが、「スキルアップ」カテゴリーでは「情報スキルの養成」「外国語ステップアップ」等のプログラムが、「キャリアデザイン」カテゴリーでは「スポーツ指導者育成」「日本語教員養成」「キャリア形成支援」等のプログラムが、「専門職」カテゴリーでは「司法外国語」「知財エキスパート」等のプログラムが、「学部教育充実」カテゴリーでは経済学部生限定の履修モデルがそれぞれ用意されて、学生の多様な将来目標に応える仕組みになっている。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

経済の国際化を超えてグローバル化の進展に対応して、「グローバルな視野に立ち」「国際社会で活躍できる」人材の育成を目的とする教学に理念・学部の教育目標に対応して、経済学部生には前述のごとく外国語教育として８単位選択必修を課すとともに、その対象となる言語も英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・インドネシア語・イタ

リア語・ロシア語・韓国朝鮮語・ベトナム語の10言語に広げている。また、さらに語学力を高めたいと希望する学生は「テーマ別融合プログラム」の外国語ステップアップ・プログラムを活用することができる。

さらに、学部専門教育科目においても、すでに述べたように国際経済や世界各国の経済事情に関する授業を数多く設けるだけでなく、英語以外にドイツ語・フランス語の外国語経済書講読Ⅰ・Ⅱ、中国語・韓国朝鮮語の経済書講読、英語による専門科目講義（「経済学英語講義」）等を開講し、国際化・グローバル化に対処しうる学生の能力を高めることを目指している。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

最新のカリキュラムにおいては、経済学部の学生に、外国語科目、経済学部専門科目以外に、一般教養科目を学修することを課している。すなわち、経済学部の学生の卒業要件として、①一般教養的科目に相当する共通教育科目から選択必修科目「外国語科目」８単位を含めて28単位以上を、②経済学部専門科目から必修科目「マクロ経済学入門」・「ミクロ経済学入門」４単位と各自が選択した専門コースの40単位の選択必修を含めて68単位以上を、③共通教育科目、テーマ別融合科目および専門教育科目をあわせて124単位以上を、それぞれ修得することを求めている。

このカリキュラムは、共通教育科目では従来、選択必修科目「外国語科目」８単位に過ぎなかった要件を28単位までに拡大して、一般教養的科目の履修をうながし、国際性に加えて豊かな人間性・高い倫理感を養う等限定的ながらも効果的な学修を促すとともに、専門教育科目でも経済領域の学修についてはこれまで「現代経済学」「公共政策」「産業と企業」「国際経済」ごとの履修モデルを提示して学生の自主的な選択に委ねていたものを、「公共政策」「産業経済」「国際経済」の専門コースを選ばせ、コース内で40単位の選択必修を課することによって、高度化・複雑化する現代社会に対して深い専門的な知識・思考方法も備えた人材を育成しようと意図したカリキュウラムとなっている。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

経済学部では全教員が一体となり組織的に基礎導入教育を始めて６年目になる。この導入教育の重要性は早くから意識され、組織的な取り組みは、2002（平成14）年４月から始まった。まず、経済学入門教育の充実と内容の統一化を目指すために、「e-Learning」を導入することが承認され、専任教員６名から構成される「e-Learning」導入委員会により、コンテンツの作成にとりかかった。また、その後の教授会において、入門教育の効果を高めるために、小クラス「入門セミナー」を中クラス「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」の補完・演習の時間と位置づけ、全ての学部教員が専門分野にかかわらず「入門セミナー」を担当することが承認された。そして授業時間を連続化し、語学クラスまで含め

た統一的クラス構成とし、「ミクロ経済学入門」・「マクロ経済学入門」と「入門セミナー」の授業間・教員間に有機的連携をもつ教育支援体制が決定された。

そして、実際に2003（平成15）年４月から、「e-Learning」のＷｅｂ化による同一内容・同一進捗の「ミクロ経済学入門」・「マクロ経済学入門」と「入門セミナー」の授業が始まり、2003（平成15）年度入学生から学部教員・職員総力を挙げた基礎教育支援の新しい組織的な取り組みが展開されている。

この取り組みは、経済学部教授会の審議・決定のもと、理論専攻はもちろん政策・統計・歴史専攻を含めた学部所属の専任教員全員が参加することで運営されている。中核をなす「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」担当者は相互に密接に連絡を取り合っており、学部長をヘッドとしカリキュラム委員長をコーディネーターとする「担当者会議」を開催して、同じ内容と進捗の授業を効果的に行えるよう常に意見交換している。この会議ではさらに、「e-Learning」の内容改訂をはじめ広範囲の活動を行うと同時に「入門セミナー」担当の教員との縦の連携も密にして、補完授業の状況に関する情報の共有も図っている。

なお、2003（平成15）年度末に、「ミクロ・マクロ経済学入門」を講義する中規模教室および「入門セミナー」を行う演習室にはすべてにＰＣとプロジェクターが設置され、ＬＡＮを利用した授業間の有機的連携と教員の組織的対応の緊密化が可能となった。

また、教養教育については、これまで外国語の８単位選択必修のみを課していたが、教養教育の重要性に鑑み、昨年度のカリキュラム改革において外国語の８単位選択必修を含めて共通教育科目28単位以上を最低修得単位数とした。しかも、これらの共通教育科目については、全学共通教育センターの担当教員に全面的に委ねているものの、「世界の中の日本経済」「税のしくみ」「日本の経済思想」「日常生活と地域社会」「京都の産業」「京の伝統産業学」「地域経済と社会変動」等経済学に関連する科目や、「日本語表現」という導入教育、「インターンシップ３」「インターンシップ５」「オン／オフ･キャンパス・フュージョン」等のキャリア支援科目を経済学部教員が担当する形で積極的に協力している。

また、教養教育の要となる共通教育科目の方針決定ならびに運営体制は、運営等具体案を検討する人間科学教育科目運営委員会・言語教育科目運営委員会・フレキシブルカリキュラム推進小委員会および、基本方針を検討する全学共通教育センター運営委員会・（全学）カリキュラム委員会からなっており、経済学部からはカリキュラム委員長等専任教員が教育科目運営委員会委員・言語教育科目運営委員会委員・フレキシブルカリキュラム推進小委員会委員として、学部長が全学共通教育センター運営委員会委員および（全学）カリキュラム委員会委員として､それぞれ参加してカリキュラムの充実について検討している。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

科目は大きく「共通教育科目」と「専門教育科目」（2007（平成19）年度以降入学者には「テーマ別融合教育科目」が加わる）に分かれている。共通教育科目では「外国語教育科目」（英語を含む）８単位が選択必修である。専門教育科目では「ミクロ経済学入門」

（２単位）と「マクロ経済学入門」（２単位）が必修である。

また、共通教育科目から選択必修科目「外国語科目」８単位を含む28単位以上を、学部専門教育科目は選択コースに応じた選択必修科目（コース科目・小クラス科目）群から40単位以上を含めて68単位以上を修得することが求められている。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（１）－１

経済学部では、これまで教育課程の改革を実施してきた。1991（平成３）年の大学設置基準の大綱化に伴いカリキュラムを大幅に改革した。その後 2000（平成 12） 年度には経済学部からの発案から全学的にセメスター制を導入した。また、2007（平成 19）年度より「専門コース制」を導入する等、教育課程の更なる充実を図っている。

今回は、複雑化する経済社会に対して、専門分野を深く学修させる専門コース制を具体化することによって、段階的履修および系統的履修のための科目配置をはじめ、国際化・情報化等経済社会の変化に対応した科目の開設・充実等、経済学部の教育課程の編成は、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するもの」とした大学設置基準第19条第１項に合致している。

ただし、経済学部では体系的な教育課程を編成しているものの、初年次の学生にとっては専門教育科目間および他学部科目との関連等、その体系性が理解し難い側面があるかもしれない。

また、他学部関連科目の履修を広く認めているが、それぞれの学部で段階的履修を経て開設されている科目を興味だけで受講しても、準備不足であれば学修効果は期待できない。

（１）－２

経済学部の学生には、バランスのとれた人格に陶冶するだけでなく、専門科目を学修するためにも幅の広い視野からものごとが考察できるように、１年次を中心に共通教育科目を積極的に学ばせるよう配慮しており、取り組んでいる。また、人権に関する共通教育科目や、新入生に対するガイダンス・情報倫理教育を通して、学生の倫理性を培う教育を実施している。

さらに、専門教育課程においても、講義科目・中人数クラス「経済学入門」と少人数クラス科目「入門セミナー」とが連携する基礎導入教育は、学部教員全員の組織的支援と語学教員の協力があって初めて成立するが、その効果は学期末試験の合格率の向上に現れている。１時間目の中人数クラス「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」の出席率は70～80%にまで高まり、そのまま同じクラスメートで少人数クラス科目「入門セミナー」を受け、結果的に理解度が向上したことによるものと思われる。こうした大学での１時限目から登校するという生活リズムは、共通教育科目にも及んだものと予想され、2003（平成15）年度末の全般的成績で判断すると、従来20%を越えていた低単位者割合が１年次生では10%半ばにまで低下する等の効果を発揮している。規律正しい学生生活と学修態度は、

基礎教育の効果を高める教育と位置づけることができよう。

（1）－3

経済学部のカリキュラムは、専門コース制（系統的な学修）を基軸に、基礎導入教育や、段階的学修、グローバル化・情報化に対応した教育、総合的な学修、少人数教育を組み合わせることによって、21 世紀において急速に進展する技術革新、グローバル化、情報化、産業構造の変化等に適切に対処しうる能力を備え、現代日本経済社会で活躍できる人材を輩出できると考えている。まさに、専門教育的授業科目は、経済学部の教育目標である「健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”の育成」に適合していると判断される。とくに、2007（平成 19）年度より導入された「専門コース制」では、各コースに選択必修科目群が設定されている。コース選択を学生に行わせることによって多様なニーズに柔軟に対応しつつ、卒業要件と関連する科目の選択必修によって系統的な履修を実行する試みとして位置づけられよう。

併せて、学校教育法第 83 条である「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」との趣旨に沿ったものであると評価できる。

ただし、経済社会の変化は激しく、学生の興味も多様化するとともに社会から大学に求められる教育内容も多岐にわたっている。こうした要請に対して新たな専門教育科目を立ち上げる努力を続けてはいるものの、学部教員37名だけで全てにおいて迅速に対応することは難しい状態である。

（1）－4

言語教育科目・人間科学教育科目・体育教育科目からなる共通教育科目 300 余科目の開講、そのうち言語教育科目８単位の含めた 28 単位以上の選択必修、および１・２年次生で言語・人間科学・体育の教育科目を含めた共通教育科目を相対的に多く履修させる「くさび型教育」を行う等、経済学部の学生は、専門である経済学についての素養を培う以外に、豊かな人間性と高い倫理感をもった人材育成の少なからぬ効果を発揮していると判断される。とくに、今回のカリキュラム改革により、経済学部の学生は共通教育科目 28 単位を選択必修としたことは、専門となる経済諸問題についても、教養教育を通して多角的な視野から観察し、的確な判断ができる能力を育成できるよう、配慮したものであると評価されよう。

また、「現代社会が直面する諸課題に対応する知識・技能の修得」「１つの専門分野では解決できない課題に対する学際的な領域の理解」「自ら専攻する学問分野の理解を助けるとともに、専攻する学問分野の違いを超えての複合的視点の涵養」をコンセプトとする「テーマ別融合プログラム」を構成する共通教育科目を履修できるようになっており、総合的な判断力を培うだけでなく、幅広く深い教養や豊かな人間性を養うことができるようになっている。

さらに、「入門セミナー」は、専門教育科目ではあるが、基礎導入教育の重要性に鑑み、

１年次生をクラス分けして自動履修登録を実施し、同時に大学で学ぶにあたって必須となる基礎的な「知の技法」を修得することも目指しており、大学での幅広く深い教養と判断力を培う大きな役割を果たしている。

さらに、経済学部生も、「テーマ別融合プログラム」を履修することにより、経済学以外に、現代社会から要請の強いスポーツ指導・司法通訳・知財・司書等の専門家に必要な、独自な専門知識・技能も学べるように工夫している。同時に、経済学に、経営学・法学等他学部科目を組み合わせることによって、環境問題や各種の不平等問題等の現代社会の抱える複雑な諸課題を学際的に捉えることのできる能力も得られるようにしている。

ただし、「テーマ別融合プログラム」はやや多様になり、学生にとって理解しにくく、その履修が複雑である等の課題もある。

（１）－５

経済学部では、共通教育科目として英語等 10 言語の外国語教育科目８単位選択必修にとどまらず、「テーマ別融合プログラム」として「ハイレベルの語学運用能力を身につける」外国語ステップアップ・プログラムを推奨する等、外国語能力の育成には十分、かつ学生の選考・意欲・能力に応じた適切な措置を講じている。

また、学部専門教育科目として５言語の経済書講読や英語による講義（「経済学英語講義」）の自由選択というカリキュラムを用意して、基礎的なコミューケーション能力の育成に加えて、さらに発展的な言語能力を高めることを通して「グローバルな視野に立ち」「国際社会で活躍できる」人材を育成するという経済学部の教育目標を達成することを具現化しようとしている。

とくに、４年間での学修で、経済学をベースとした語学能力をさらに向上させるためにも、１つの外国語だけを語学として修得して卒業するカリキュラムを用意している。経済学部では、学部専門語学教育として、外国語（英語・独語・仏語・中国語・韓国朝鮮語の５ケ国語）経済書講読Ⅰ・Ⅱ（ただし、中国語・韓国朝鮮語を除く）を開設している。とくに、中国語と韓国朝鮮語は、現在の経済社会の変化に対応して新規開設された、画期的なものと評価している。

ただし、外国語経済書講読の受講生の語学力にややばらつきがあり、講義の運営に苦慮している。今後は、受講に際して当該語学力の一定水準以上を条件する等、限定することも検討したい。

（１）－６

卒業要件最低単位数 124 単位に対して、外国語科目８単位を含め共通教育科目最低 28 単位選択必修は、国際性に加えて豊かな人間性・高い倫理感を養う上で過大でも過小でもなく、量的に適切であると判断している。また、専門分野において必修４単位・コース選択必修 40 単位を含めた専門教育科目選択必修 68 単位以上は全体に占める割合として 50%を確保しており、経済学領域の専門性を深める点からみても、その量的配分は妥当である。しかも、卒業要件最低単位数 124 単位のうち、残る最低 30 単位は共通教育科目、経済学部

専門科目、「テーマ別融合プログラム」（経済学領域と深いつながりのある他学部開講専門科目を含む）から学生の学修意欲・将来進路に応じて自由に選択できるように配慮されており、量的バランスからみて学生の多様な要望・志向だけでなく、経済社会からの要請に十分に対応できるものと判断している。

（1）－7

基礎導入教育の実施後、出席率は、例えば中規模教室での「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」の 2004（平成 16）年７月時点・2008（平成 20）年７月時点のいずれも 70～80%（実施前には同じ科目の出席率は 30%台）に達する等、「ミクロ・マクロ経済学入門」「入門セミナー」「外国語科目」の出席率が向上してきた。さらに、語学をはじめ共通教育科目や専門教育科目の授業に対する学生の取り組みが積極化し、低単位者の比率が15%以下（実施前入学者は 20%強であった）に低下する等、基礎導入教育による学修成果も上がりつつある（なお、経済学部では、各年次の累積修得単位数が次の数値以下の場合を低単位とする。１年次生＝25 単位以下、２年次生＝52 単位以下、３年次生＝80 単位以下、４年次生＝124 単位未満）。しかも、基礎導入教育を受けた年次生の卒業率も、実施前の 2003（平成 15）年度～2005（平成 17）年度が 80%～82%であったものが、2006（平成 18）年度 83.1%、2007（平成 19）年度 87.0%と改善に向いつつあり、６年前に実施に踏み切った基礎導入教育は、教育効果を上げていると判断できる。

また、基礎導入教育については、学部長・カリキュラム委員長を核にして「マクロ・ミクロ経済学入門」担当者および「入門セミナー」担当者等ほぼ経済学部専任教員が一丸となって取り組む体制が構築され、具体的に参考書の刊行・「e-Learning」の内容改訂等の実績を上げている。ただし、近年、「入門セミナー」クラスと語学クラスとの編成・連携に齟齬が生じる等、解決しなければならない課題もある。

教養教育の中心となる共通教育の実施・運営に向けても、経済学部はかなりの教員が科目を兼担する等協力体制と、方針決定や運営についても経済学部教員が全学組織の委員として検討する等の体制が確立されている。ただし、共通教育科目に関する複数の委員会組織が存在し、迅速な意思決定や全体の調整等が困難になる、等の課題もある。

（1）－8

共通教育科目について「外国語教育科目」を含め選択必修 28 単位を設けることによって、教養教育と専門教育とのバランスに配慮している。

専門教育科目のうち必修は、学生にとって最低限必要とされる４単位にとどめ、学生のニーズに柔軟に応えられるものとなっている。ただし、学生は２年次秋学期から自分の関心・進路に合わせて選択した専門コース制により40単位の範囲で専門領域の学修を行い、演習における学修とともに、専門性をも深めることができるよう、配慮している。

このような、経済学部専門科目68単位以上を含めた卒業要件124単位についての必修・選択の配分は、一定の教養と経済学の基礎知識を担保するとともに、同時に複雑化し専門的な知識・分析能力を求める経済社会に対して専門性も兼ね備えた学生を輩出することを可

能にするものと判断される。すなわち、こうした必修・選択の配分は、偏りすぎる学修を防ぐとともに、過度の拘束による学生の進路・関心・意思を阻害する学修にも陥らない、バランスの良いものとなっている。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

2007（平成 19）年度よりカリキュラムが抜本的に改革された。しかし、教育目標を十分に達成するためには、つねに学生の要望等を真摯に汲み取り、時間割やクラス編成面での対応を怠ってはならない。

また、経済学部の教育目標を具現化したカリキュラムを学生に十分に理解してもらい、教育効果を上げるには学生に教育課程の狙い・仕組みを十分に理解してもらう必要がある。そのために、経済学部の教育目標との対応関係における、学士課程カリキュラムの体系性についての入学時のガイダンスでの説明や、１年次生向けの小クラスの「入門セミナー」における各担当教員からの補足説明を徹底する必要がある。また、１年次生向けの専門課程での科目紹介を兼ねた、学部教員による「日本経済リレー講義」を活用して、学生の目的意識の明確化と勉学の方向づけを強めたい。さらに、２年次春学期終了時点で秋学期から始まる「専門コース制」の説明会を、演習の質問会（２年生が演習の先輩・担当者に当該ゼミについて詳しい情報を聞き出すイベント）と連続して行う等努力しているが、今後とも学生には経済学部のカリキュラムの周知徹底を図るために『履修要項』等で理解しやすい表現に改める等、更なる対応策が必要である。

2007（平成19）年度からは、「公共政策コース」「産業経済コース」「国際経済コース」の３コースより成る「専門コース制」が導入され、コースごとに選択必修科目群および他学部関連科目が設定されており、学生の興味・将来像に応じた系統的履修が可能となっている。しかし、他学部関連科目の履修を効果あるものにするために、「専門コース制」の下で「自由選択科目」の取り組みを深め、基礎的段階から他学部関連科目も含めた体系的カリキュラムの充実を目指していくことも考えられる。

（１）－２

経済学部の全教員が組織的に基礎導入教育に携わり、学生の経済学の基本を学ばせるためには、それをコントロールする媒体が必要である。このため独自の「e-Learning」を作成してほぼ同一内容・同一進捗を維持するとともに、それら教育情報を共有できるように学内ＬＡＮ（情報ネットワーク）を利用している。学生に理解されにくかった授業は、教科内容の改善と「e-Learning」の改訂により常に修正をしていくことが求められている。こうした努力を今後とも続けていくことにより、基礎導入教育の充実を図っていく。

（１）－３

激しい経済社会の変化や新たなニーズに対応して新規科目を立ち上げる必要性があるものの、現状では短期的対応策として、「経済人特別講義」「現代証券市場論」「経済協力

論」のように当該分野の第一線で活躍している社会人を講師として招聘する努力を行い、補完しているが、今後ともこうした取り組みを強化したい。

（1）－4

これまで以上に一般教養的科目が重要であることを認識して、2007（平成 19）年度以降から入学した学生に対して、共通教育科目 28 単位以上を卒業要件として課すことや「テーマ別融合プログラム」を学修できることを通して、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するように配慮してきた。

ただし、一部学生には教養教育科目の重要性を十分に意識しておらず、また「テーマ別融合プログラム」の意義の理解も未だに不十分である。今後、入学時に学生に向けて、人間性・倫理性の涵養には教養教育科目の重要性や「テーマ別融合プログラム」の意義の説明に時間を割くとともに、「テーマ別融合プログラム」の見直しにも係わっていきたい。

（1）－5

外国語経済書講読の受講生の語学力のややばらつきに対しては、今後、受講に際して当該語学力の一定水準以上を条件にする等、限定することも検討する必要があろう。

また、「グローバルな視野に立つ」人材育成という学部教育目標の実現には、さらに国際的な知識・思考方法の学びを高めたいと希望する学生に対して「テーマ別融合プログラム」の外国語ステップアップ・プログラムの活用を勧めるとともに、外国語学部・文化学部の協力を得て新たな関連科目を開講することも検討することも必要になろう。このことにより学生自身の高い学修目標達成に向けて実現する努力を喚起するとともに、外国語能力をより一層向上することが期待される。

（1）－6

最新のカリキュラムは、共通教育科目では従来、選択必修科目「外国語科目」８単位に過ぎなかった要件を 28 単位までに拡大して、一般教養的科目の履修をうながし、国際性に加えて豊かな人間性・高い倫理感を養う等限定的ながらも効果的な学修を促すとともに、専門教育科目でも経済領域の学修についてはこれまで「現代経済学」「公共政策」「産業と企業」「国際経済」ごとの履修モデルを提示して学生の自主的な選択に委ねていたものを、「公共政策」「産業経済」「国際経済」の専門コースを選ばせ、コース内で 40 単位の選択必修を課することにしている。当面、大枠を改善する必要はない。ただし、時代の進展・社会の要請に応じて新規科目を立ち上げることは考えられる。社会からの要請と、学生の要望に重視しながら、科目の新設・廃止を含めて一般教養科目・外国語科目、専門教育科目の量的配分を変えることが必要となろう。

（1）－7

今年度は、基礎導入教育の核となる「e-Learning」のコンテンツに関連して、それをベースに「ミクロ・マクロ経済学入門」向け参考書が刊行されると同時に、「e-Learning」のコンテンツそのものの改定・充実も実現している。今後とも、基礎導入教育のさらなる充実を目指して、「経済学入門」担当者や「入門セミナー」担当者の連携を蜜にしつつ、

基礎教育のきめ細かく分かりやすい授業を実施していく。また、現在、課題となっている「入門セミナー」クラスと語学クラスとの連携を回復・充実を図るよう、全学共通教育センターと密接に連絡をとり、改善策を模索していきたい。

共通教育科目の具体的な編成を行う組織等については、組織をコンパクトにして「各学部専門教育や共通教育科目との融合・連携」のさらなる強化を目指して、迅速な意思決定と全学的に調整機能も発揮できる体制を構築するために、抜本的に見直しつつある。

（1）－8

これまでの履修モデルの改善策として位置づけられ、2007（平成 19）年度より導入された「専門コース制」では、「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」の必修４単位に加えて、各コースに設置されているコース科目および小クラス科目から選択必修 40 単位が設定された。このコースの選択を学生に行わせることによって多様なニーズに柔軟に対応しつつ、科目の選択必修によって系統的な履修を可能にするが、今後、経済社会の変化や学生ニーズの変容に注視しつつ、新規開講も含めて各コースの専門科目の配置だけでなく、選択必修単位数の見直しを行うことも考えられる。

（2）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（2）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

ＡＯ入試および協定校推薦入試により経済学部合格・入学予定の高校３年生を対象に、入学時まで英語・数学の勉学や、経済関連の読書を課し、提出した解答・レポートを添削して送り返す、という緩やかな形の高・大の接続授業を行っている。

本学は、2006（平成18）年度より附属中学校・高等学校を設置した。本年度から、高等学校２年生のうち本学の経済学部・経営学部志望生徒を対象に『経済と経営の世界Ⅰ』を毎週１時間、本学の教室で経済学部・経営学部教員によりスタートしており、来年度は同じく３年生対象に『経済と経営の世界Ⅱ』が開講される予定である。

さらに、既述したように、経済学部では基礎導入教育として、１年次生の経済学入門科目を充実させることによって、入学生が大学教育に円滑に入れるようにしている。

また、入学時に簡単な数学のテストを行い、入学生の自己採点によって「経済数学」か「経済数学入門」の履修の判断材料を提供して、スムーズに経済学を学べるようにしている。

〔点検・評価〕

附属高等学校との接続授業は、大学の施設で大学教員による授業であることに加えて、実際の学部の演習を見学できる等、高校生からは好評である。協定校との接続授業も本学入学への意識を強めるとともに、大学での学修意欲を高めるためにも有効であると判断している。

また、大学入学後、「導入教育」科目・「情報技術」科目を開講して、大学での学修姿

勢やリテラシーが学べるよう配慮しており、受講生の評価も高い。

１年次配当の「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」科目は、後期中等教育から専門教育への橋渡しの役割を担っている。さらに数学の苦手な学生向けの「経済数学入門」を開講するとともに、入学時の簡単な数学テストを行い判断基準を与えて、最適な科目選択をすることによって、学生の数学嫌いも取り除かれるよう工夫がなされている。

少人数クラス「入門セミナー」の編成によって、後期中等教育での学修スタイルが踏襲され、大学の講義スタイルへの戸惑いが、かなり解消され、大学生活への円滑なスタートを実現する、大きな一助となっている。

しかしながら、「経済学入門」「入門セミナー」では学力レベルの異なる学生が存在し、学生の学修成果にバラツキがみられ、学修面で若干の問題が残っている。

〔改善方策〕

今後も附属校・協定校との接続授業は続けていく。

また、導入教育での学生の学力レベルや学修内容の理解度が相違する課題については、能力別クラス編成も一案であるが、その前に「入門セミナー」において学生のグループによる発表を課することによって、学生同士の「教え合い」「学び合い」を通して相互にレベルアップを図る等、授業の展開を工夫することも一案である。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

経済学部では、当初から正規科目として導入し、学生もこれらのインターンシップ科目を積極的に活用しており、経済学部からの参加者数は、2003（平成 15）年度 46 名、2004（平成 16）年度 54 名、2005（平成 17）年度 64 名、2006（平成 18）年度 69 名と増加の一途をたどり、2007（平成 19）年度には 109 名に上っている。

これら一連のインターンシップ科目は、５月～７月の土曜日午後をプレ・インターンシップ、８月をインターンシップ、９月の土曜午後をアフター・インターンシップとして開講しており、経済学部学生の専門科目等の正課科目とは時間的に重ならないように配慮されている。

また、本学ではインターンシップ科目を専任教員が担当する方針を貫いているが、経済学部の担当教員数は 2003（平成 15）年度４名、2004（平成 16）年度５名、2005（平成 17）年度５名、2006（平成 18）年度６名、2007（平成 19）年度７名と増えている。

これまで、学内には学生の文化団体の１つとしてボランティアサークル が存在し、経済学部の学生もそれに参加する等してボランティア活動に参加してきた。だが、2005（平成 18）年度に障害者が経済学部生として入学したことがきっかけとなり、「ボランティア活動

事務室」と連携しながら、ノートテイカー、とくに専門科目のノートテイカーの重要性が認識されて、40 人～50 人の学生が活躍している。また、これら以外にも、総数の確認はできないものの、かなりの学生が地域・学校等のボランティアとして参加していると思われる。

〔点検・評価〕

経済学部では、年々増加するインターンシップ参加学生の評価はきわめて高く、職業意識の醸成や、進路の明確化、学修への意欲向上等、一定の効果を上げている。また、関心ある学生が参加しやすいように、その開講時期も他の科目と競合しない時期・時間帯に開講し、かつ経済学部を含めた本学の専任教員が担当する体制を基本としており、システムとしてきわめて適切であると判断できる。

ただし、最近、参加者は増加しているものの、インターンシップが一般化したこともあって学生からみて魅力が薄れたのか、応募者の頭打ち傾向がみられる。また、必ずしも志望通りインターンシップ先での就業体験ができないケースも増加しつつある。

また、ボランティア活動については、これまでやや関心が薄かった経済学部の学生も近年、教員を通しての情報提供・支援依頼に対して、積極的に対応するようになってきた。ただ、ボランティア活動に関心を持ちながら、行動に移せない学生も多いのが現状である。

〔改善方策〕

今後は、インターンシップの魅力を高めるための授業内容の改善を図るとともに、ミスマッチを防止するためにもインターンシップ先のさらなる開拓を進める必要がある。現在、キャリア教育研究開発センターが中心になりインターンシップ先のさらなる開拓を進めるとともに、一部のインターンシップ科目について、授業内容の再検討が加えられている。

また、ボランティア活動については、経済学部の教員自らがその意義と役割を十分に理解して、学生とともに積極的に参加する姿勢を示す等、教員による学生への働きかけを強めていくことも考えられる。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本学では2000（平成12）年度からセメスター制へ移行した。インターンシップや語学等の実習科目や講義科目だけでなく、演習もセメスター制となっている。

本学では授業科目と単位については大学設置基準第21条に沿って、定めている。

具体的には、

（ｉ）講義科目…教室でのパワーポイント・配布資料や板書を併用した講義を主とする科目であり、１週２時間の授業に対して、予習時間の２時間、復習時間の２時間を必要とす

るものとして、１セメスター15週をもって２単位となる。経済学部生が受講する語学を除く共通教育や専門教育の講義科目が該当する。

（ⅱ）演習科目…教員による講義および、学生による発表や学生同士・学生・教員間の質疑応答等を主な内容とする科目であり、教室での１週２時間の授業に対して、予習時間の２時間、復習時間の２時間を必要とするものとして、15週をもって２単位となる。経済学部生が受講する専門科目の演習やセミナー科目や共通教育のインターンシップ科目はこれに該当する。

（ⅲ）実習科目…学生による発声・翻訳、実技等を主とする科目で、教室での１週２時間の授業に対して、予習時間の・復習時間を合わせて１時間を必要とするものとして、15週をもって１単位となる。経済学部生が受講する共通科目の体育・健康、語学の科目が該当する。

こうした学修を前提にして、試験に合格（60点以上）することにより、修業年限（最低４年間）で卒業に必要な単位数を修得することになる。

〔点検・評価〕

各授業科目（講義、演習、実習）の単位算定については、大学設置基準第21条に則って定め、かつそのことを各年度初めに学生の配布される『履修要項』に明示されており、妥当であると判断している。

セメスター制にともなう講義科目２単位制導入により科目登録・成績評価等学生・教職員とも負担は増加しているが、従来までの通年４単位の場合よりもﾃｰﾏを絞って学修することができ、教育効果は上がっている。学生も同一時間帯に春学期と秋学期で異なる科目の履修が可能となり、その自主的な選択の機会が広がる等学修意欲も向上している。また、講義科目全体がセメスター制をとっているので、学生にとって単位計算が容易なものとなっている。

授業、とくに講義科目は、セメスター制によって、通年制の場合よりも内容的に充実しわかりやすくする等工夫がなされている。多くの教員がパワーポイントを利用して講義を行うようになり、円滑に講義が進められている。

ただし、講義内容や学生の理解の進捗度によってはセメスター制・２単位制に馴染みにくいことがあり、また科目数の多さから『講義要綱』が大部になり、学生の学問的な関心が散漫になることも懸念されている。

〔改善方策〕

現時点では、授業科目と単位計算については、改善を必要としていない。

ただし、セメスター制・２単位制にともない生じる副次的な課題に対しては、『講義要綱』のコンパクト化やガイダンスでの周知徹底等改善策を考えたい。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

経済学部は学則にしたがい、申請手続きがあった場合、実際の履修科目および授業時間数をベースに経済学部の履修科目単位数に適切に置き換え、教授会の承認等を経て60単位を限度に「Ｎ認定」（成績表および成績証明書に「認定」を意味するＮを表記）している。

1999（平成11）年度より「大学コンソーシアム京都」に加盟する40の大学や短期大学との間で単位互換制度が行われている。年間受講単位は年間４単位までで修得した単位は、共通教育科目（「大学コンソーシアム京都」の科目）の単位として「Ｎ認定」される。ただし、これも先述の上限60単位に含まれる。

海外の大学への留学に関わる単位認定については、交流提携校との間に交換留学および派遣留学制度が設けられている（短期の語学実習も含まれる）。現在、その交流提携校は17カ国34校にのぼる。このうち、派遣留学には、英語圏への留学ではあるがTOEFL等一定のハードルが課せられることがなく目的意識が明確で意欲の高い経済学部生等であれば留学できる「ＥＢＪプログラム」も含まれている。もちろん、留学には、交流提携校への交換留学および派遣留学以外に、学生が自ら入学許可証を取得した大学に留学する認定留学もある。

経済学部では「経済学部在学留学に関する申し合せ事項」にしたがい、「留学指導委員会」（学部長、教務委員、国際交流推進委員、留学指導委員等から構成）の指導・審議の下、留学の手続き・許可・書類提出（申請）に基づき、留学によって修得した単位のうち、教授会の承認を経て先述の60単位を限度にして、専門教育科目に該当するものは「外国留学特殊科目」として、一般教育科目または語学プログラムに該当するものは「外国留学科目」として「Ｎ認定」され、本学の卒業必要単位として算入される。

また、本学では、学則で「教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、所属学部に定めるところにより」前述の国内外の大学等での学修の単位認定を含めて60単位を限度に「Ｎ認定」できることになっている。

経済学部では学則に沿って「経済学部入学前の修得単位等の認定に関する取扱内規」を定め、この内規にしたがい、当該授業科目または学修の内容による科目区分で、入学前修得単位数と同じ単位数を、書類の提出（申請）、教授会での審査・決定を経て、「入学前修得単位等科目」として上限48単位まで「Ｎ認定」することができる。なお、この単位は前述の60単位に含まれる。

〔点検・評価〕

国内外の大学等での受講機会は、学生にとって本学の開講科目を補うというだけでなく、学生の視野を広げることになり、学修意欲を高める上で大きな効果がある。実際に、経済

学部では、参加人数は年々増加傾向にあり、とくに海外留学した学生は大きな成果を上げて帰国している。

また、入学前に他大学等で履修した授業科目を単位認定することは、進路変更する学生をはじめ社会人・主婦等多彩なキャリアを有する入学者を迎え入れて、多様な学生が相互に刺激し合う方策としてきわめて有効である。

経済学部では、これら国内外の大学等での学修の互換単位認定および入学前の既修得単位認定は、大学設置基準第28条・29条・30条に沿って定めており、かつ本学卒業要件最低単位124単位の50%を下回っていることから、適切であると判断される。

〔改善方策〕

経済社会の高度化・複雑化・グローバル化の進展にともない、国内外の大学等での受講機会は、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の多様なニーズに対応する上でますます重要になろう。また、大学は多様なキャリアを有する学生を迎えることは、今後も社会からの要請によりますます強まると予想される。ただし、国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の範囲は大学設置基準第29条で定めた上限であり、実際に学生の単位互換の利用状況は増加傾向にあるものの、改善の必要性はない。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

経済学部では、2008（平成 20）年度春学期に専門教育科目 73 科目、共通教育科目 196 科目、テーマ別融合教育科目 44 科目、教職課程教育科目 11 科目が開講されている。そのうち専任教員担当科目比率は、専門教育科目 84%、共通教育科目 52%、テーマ別融合教育科目 67%、教職課程教育科目 55%となっている。

また、2008（平成 20）年度秋学期に専門教育科目 68 科目、共通教育科目 161 科目、テーマ別融合教育科目 48 科目、教職課程教育科目 11 科目が開講されており、そのうち専任教員担当科目比率は、専門教育科目 78%、共通教育科目 64%、テーマ別融合教育科目 68%、教職課程教育科目 55%となっている。

このように経済学部生が履修できる教育科目は、いずれの区分でも半数以上が本学の専任教員が担当している。とくに、専門教育科目では 80%前後を専任教員が担当しているが、１年次の導入基礎教育関連科目のマクロ経済学入門・ミクロ経済学入門・入門セミナーおよび２年次秋学期以降開講の演習Ⅰ～Ⅳは全ての授業は専任教員が原則として必ず担当することになっている。

1　開設授業科目における専兼比率(春学期)

（表３）

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
経済学部	経済学科	専門教育	専任担当科目数（A）	2.0		61.2
			兼任担当科目数（B）	0.0		11.8
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）	100.0		83.8
		共通教育	専任担当科目数（A）		24.2	101.8
			兼任担当科目数（B）		48.2	94.6
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）		33.4	51.8
		テーマ別 融合教育	専任担当科目数（A）			29.6
			兼任担当科目数（B）			14.4
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）			67.3
		教職課程教育	専任担当科目数（A）			6.0
			兼任担当科目数（B）			5.0
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）			54.5

1　開設授業科目における専兼比率(秋学期)

（表３）

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
経済学部	経済学科	専門教育	専任担当科目数（A）	2.0		53.3
			兼任担当科目数（B）	0.0		14.7
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）	100.0		78.4
		共通教育	専任担当科目数（A）		24.0	102.9
			兼任担当科目数（B）		39.4	58.5
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）		37.9	63.8
		テーマ別 融合教育	専任担当科目数（A）			32.6
			兼任担当科目数（B）			15.4
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）			67.9
		教職課程教育	専任担当科目数（A）			6.0
			兼任担当科目数（B）			5.0
			専兼比率　% （A／（A＋B）*100）			54.5

これに対して、他大学等の兼任教員が担当している専門教育科目は、「経済データ処理実習」「経済数学入門」の一部および選択科目等 20%前後に過ぎない。また、兼任教員による専門教育科目の中には、現実社会の最新の経済動向や表面には現れないトピックスを紹介してもらうことによって学生の経済社会の理解を深め、学修意欲の向上を図る狙いから、各産業・行政機関に属する部長クラス以上のビジネス・パーソンを特別講師として招聘して実施される科目がある。この科目は本学が各界に講師を依頼する「経済人特別講義」と、野村証券派遣講師による「現代証券市場論」および国際協力銀行派遣講師による「経

済協力論」である。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

経済学部の専門教育に関する教育課程は学部の教授会・カリキュラム委員会において審議・決定される。また、経済学部の専門教育科目の８割前後を経済学部の専任教員が担当しているものの、選択科目を中心に一部の専門科目は他学部または他大学等の専門性により優れた兼任教員に担当しており、「経済データ処理実習」「経済数学入門」等のリピート数の多い科目に限定して専任教員とともに一部クラスを兼任教員が分担する形で担当している。

しかし、こうした兼任教員によるカリキュラムの編成等の教育課程への関与はない。むしろ、授業を依頼するにあたっては、経済学部全体のカリキュラム中でのその授業の位置づけ・狙いをあらかじめ理解した上でシラバスを設定し、実際に授業を展開するよう申し入れている。

また、専門教育科目では「経済データ処理実習」等実践的内容が含まれるか、または「経済数学入門」等のように複数クラスに分かれて専任教員と兼任教員で分担するような科目については、兼任教員に対して意見を交換する機会を設け、兼任教員からの助言を教育課程へ生かすよう努めている。同時に、これらの複数クラス科目については、必ず経済学部の専任教員がクラス科目を担当し、授業内容の編成や統一を図り、学生からの質問に随時答えられるように、責任体制を明確にしている。

なお、専門教育科目ではないが、テーマ別融合教育科目に属する各コース充実履修モデルに含まれる他学部関連科目については、他学部の専任教員が担当している。本学は全学部が１つのキャンパスに集中していることから、経済学部学生は他学部の講義科目も受講しやすい状況にある。現状では、経営学部・法学部が中心であるが、理学部・工学部・外国語学部に及んでいる。経済学部では、カリキュラムの独立性を保ちながら、履修者制限や先修条件等、各学部の学部長・カリキュラム委員長同士が連絡を密にしながら、調整も行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本学全体はいうまでもなく、経済学部においても、建学の精神、学部の教育目標を達成するために出来得る限り専任教員による授業を原則としている。その結果、経済学部では、専門教育科目、共通教育科目、テーマ別融合教育科目、教職課程教育科目いずれの専任教員担当科目比率も、春・秋両学期とも過半を越えている。

また、経済学部では専任教員は講義や演習等平均５コマ以上を必ず担当することになっている。しかも、定年退職者の担当科目の補充ではなしに、カリキュラム改革上必要な専門分野の新任教員を積極的に公募採用する等努力してきた。その結果、経済学部では専門教育科目の８割以上を何らかの形で専任教員が担当できる状況を実現していることは評価されてよい。とくに、大学への円滑な学びのための基礎導入教育および、学生の自主的研

究を行う演習については100%経済学部の専任教員が担当している。その結果、学生の履修指導を円滑に行えるだけでなく、学部の方針やカリキュラムの微修正には素早く対応できる体制となっている。

ただし、選択科目で専門家の少ない科目や、履修者が多くリピート科目にする等の対応が必要な科目については、他大学等の兼任教員に担当を依頼することになる。

なお、一部の専門コースにおいて専任教員比率が他コースに比してやや低いことが懸念される。

経済学部の教育目標・カリキュラムならびに具体的な運営については、経済学部専任教員で構成される教授会およびその下部組織であるカリキュラム委員会が担っており、他学部・他大学の兼任教員は原則として関与できない。また、時間割編成や試験実施等についても本学全体の教学センターとの調整を重ねて、経済学部教授会で決定しており、兼任教員は関与できない。

ただし、兼任教員については出講日・時限、試験実施日等の要望に配慮するとともに、クラスの運営や実践的内容についてのその指摘・助言等を活用できるように、意見交換を行っている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教育の充実には少人数教育がよいことはいうまでもない。とくに、長期的に教育の充実を図る分野においては、専任教員の増員が望まれる。とくに、経済学部ではコース制充実のためにも、今後、経済学部全体の合意の上で、長期的に専門コースの専任教員を採用する必要があろう。

学際的な学問分野の進歩が著しい状況で、時代に即応した多様なニーズに応え、社会が必要とする人材を育成していくには、他大学等の兼任教員による科目担当は活用されるべきであろう。

ただし、外国語科目や情報科目、実践的内容のともなう一部専門教育科目等で専任教員と兼任教員が分担する科目については、必ず専任教員を１名配置し科目の責任体制を確立する等の十分な配慮を継続するとともに、兼任教員からの指摘・助言を真摯に受け止め、必要に応じて教育課程へ反映させていく努力を怠ってはならない。

なお、経済学部では、テーマ別融合科目のうち学部専門コース充実履修モデルを学生が活用しやすくできるよう、他学部との連携を強め、他学部関連科目の充実に向けて見直しを進める必要があろう。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

入学定員については、社会人学生と帰国生徒はともに若干名、外国人留学生は経済学部経営学部・法学部の３学部で12名となっている。実際の入学状況をみると、経済学部では、社会人学生と帰国生徒の学生はここ５年間、受験者・合格者はあったものの、入学者はゼロであった。これに対して、外国人留学生は2004（平成16）年度７名、2005（平成17）年16名、2006（平成18）年14名、2007（平成19）年８名、2008（平成20）年11名と、2004（平成16）年度を除き毎年10名以上が入学している。

経済学部ではこれら社会人学生や帰国生徒に対して教育課程編成上で特別の措置はとられていない。外国人留学生も同様である。ただし、外国人留学生に対しては各教員が担当科目において指導に配慮している。また、外国人留学生の窓口となっている「国際交流センター」では、各種のアドバイスが受けられるような態勢が整えられており、経済学部でも専任教員１人が外国人留学生指導教員として経済学部の学修面で相談に乗り指導を行うとともに、課外で留学生に対して講義のフォローアップを行っている。

さらに、私費外国人留学生に対して、経済的負担を軽減し、学業に専念できるように学費の減免や学業成績が優秀な外国人留学生に対しては奨学金給付などの優遇措置がとられている。また、大学の近隣に居住施設として「国際交流会館」があり、日本人学生とともに生活して、学業に励むような環境が整えられている。

〔点検・評価〕

社会人学生・帰国生徒・外国人留学生の受け入れは、学部での多様な学生の集まりを通して、学生相互の人間的・学問的な刺激につながることから、積極的に受け入れてきた。

入学者として外国人留学生、とくに中国からの留学生が多くなっているが、経済学部では大学での学修が十分に可能な日本語能力と素養を備えた学生を入学試験で選抜しているので、教育課程編成上の特段の配慮が必要とは考えていない。ただし、入学後は、専任教員による外国人留学生に対する指導を行っており、教育指導上の配慮は十分になされている。

〔改善方策〕

社会人学生や外国人留学生は今後、文部科学省等の「留学生30万人計画」が発表されたこともあって、増加することが予想される。また、今後とも積極的に受け入れるべきであると考える。

したがって、さらなる受け入れ体制を整備することが必要となることも想定される。また、場合によっては適切な教育課程の編成および、教育指導のさらなる強化等について、今後も議論を重ね、対応策を講じていきたい。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育上の効果を測定するには、①履修学生による授業のアンケート調査、②授業で随時行う小テスト、③定期試験の成績データ、④シラバスと実際の授業展開との比較、等の方法がある。

①履修学生による「授業の相互評価」アンケートの調査

本学では、2000（平成 12）年度より春学期と秋学期に１回ずつ、学生による「授業の相互評価」アンケートを実施して教育上の効果を測定し、授業の改善に役立てるものとして位置づけている。具体的には、経済学部を含めて全学的にセメスターごとのＦＤ週間に、原則として全科目を対象に、学生による無記名のアンケートの実施である。アンケート内容は、「授業の良い点」「授業の改善すべき点」「その他意見」の記述アンケート部分と、「受講の点検（シラバスを読んだか、授業への出席状況、授業への取り組み）」「授業の環境（設備・教室の大きさ、他の学生の授業への取り組み）」「授業の点検（授業の目標・計画性、内容への興味度、内容の理解度、担当教員の工夫、授業集中確保への教員の配慮、教員の熱意、授業の満足度）」の５段階評価部分とからなっている。アンケート用紙回収には回収ボックスを用意する等、提出者が特定できないように工夫されている。

ほぼ２ケ月後に、科目ごとにアンケート結果は集計・分析され、当該担当教員に知らされ、教員はそれぞれ教育上の効果を確認し、授業にフィードバックできるようになっている。

なお、経済学部独自の項目として、授業中の私語に関する調査を付け加えている。

②授業で随時行う小テスト

全科目ではないが、多くの授業科目においてマークカードや小テスト用紙、ＩＴソフトを使用して、毎回ないし随時小テストを実施している。これは、成績評価の平常点として利用されるだけでなく、授業途中での教育効果をみる上でも大いに活用され、次回授業での補足説明以外にも、今後における授業展開の改善に役立つものである。

③定期試験の成績データ

定期試験は、授業が完結した後、各学生の授業の理解度を試し、学生の成績評価を行うために実施される。しかし、同時にその成績の平均点や得点分布等のデータおよび、設問ごとの正答率・得点率は、当該授業科目の学生全体の理解度を示すものであり、教育上の効果を測定する判断材料となっている。

④シラバスと実際の授業展開との比較

シラバス（講義要綱）は当該授業の到達目標、要旨、授業日程ごとの授業内容、使用テキスト、評価方法等が記載され、学生に対して熟読した上、受講するよう勧めている。シラバスを基準に教員は常に実際の授業が予定通り展開されているかどうか比較・確認でき、教育上の効果を維持・向上できる。

なお、これらの測定方法は、小テスト（各専任教員の自主性に委ねられている）を除き、全学的な合意の下、経済学部の専任教員全員が教授会で了承ないし合意した上で実施しているものである。

（１）－２　卒業生の進路状況

ほとんど学生にとって大学での学修の最大の目標は、卒業後の進路、それも大学院等希望する分野への入学・勉学、ないし第一希望の業界・企業・職種への就職にある。

経済学部の 2007（平成 19）年度の卒業生数 679 名で、就職希望者 590 名のうち就職した者は 570 名であった。就職者の業種別内訳は、金融保険業が一番多く 161 名であり、ついで卸売・小売業の 125 名が多く、製造業の 87 名であった。以下、情報通信業 36 名、サービス業 28 名、建設業 17 名、公務 15 名等となっている。

卒業生の就職以外の進路としては、大学および大学院進学が 10 名、専門学校進学 11 名、海外留学３名、通信教育受講・資格取得９名、公務員・教員採用試験再受験 22 名、アルバイト・パート 26 名、家事手伝い・その他が８名となっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

経済学部では、専任教員は、①履修学生による授業のアンケート調査には全員参加しており、②授業で随時行う小テスト、③定期試験の成績データ、④シラバスと実際の授業展開との比較については、教員により若干の違いがあるが、概ねこれらの方法を併用して教育上の効果を測定しており、大きな問題はない。

とくに、５段階評価アンケートについては、担当授業科目の平均点が同規模授業科目全体の平均点と比較でき、教育上の効果の観点から全体の中でどのような位置にあるのかが確認できるために、授業改善の項目が特定できるとともに、改善のための工夫に役立っている。また、一部授業を除き、ほぼ実施される定期試験の結果については、経済学部では教授会での合意の下、成績評価の厳格と教育効果の測定の両面から、成績評価に関するデータが、科目ごとに各担当教員に改めて通知されるとともに、全科目について学部長に知らされ、さらなる教育効果向上のために、授業改善や、成績評価の厳格化等に活用されている。

ただし、「授業の相互評価」アンケートは無記名であり、また授業に熱心な学生も不熱心な学生も同様に扱ってしまうこと、記述アンケート部分では授業とは全く関連しないことが指摘され、教育上の効果測定に役立たない等、課題があることも事実である。

また、必修科目である「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」では毎回小テストをし、学生の学力把握に努めている。それ以外でも、個人的に小テストを課し、学生の能力をできるだけ早く把握するように、心掛けている教員が多数いる。

卒業後の進路状況については毎年調査している。その結果、経済学部の2007（平成19）年度の就職率は96.6％であった。なお、男女別の就職率は男子学生で96.5％、女子学生で97.4％であった。こうした高い就職率からみて、2007（平成19）年度は経済状況が比較的

に好調であったことを勘案しても、４年間の学修効果を積み上げて、ほとんどの学生は、最大の目標である進路についてほぼ達成していると判断される。

ただし、企業の採用条件・基準が厳しいため途中で就職活動をやめたり、公務員浪人を余儀なくされる学生もおり、学生の目標とする進路を100％実現することはかなり難しい。その理由として、入学時から小クラスの授業で繰り返し指導している卒業後の具体的な進路計画や、就職の厳しさについて１・２年次生にはなかなか理解せずに、３年次生からの就職セミナー等で、ようやく就職活動のことを実感するという現状が指摘できよう。また、自分の適性を認識していない学生の多いことも原因として考えられよう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

「授業の相互評価アンケート」から教育上の効果を正確に測定し、かつ授業改善に結びつけるために、５段階評価のアンケート項目および記述アンケートの内容を若干手直しすることを含めて今後、検討する必要であろう。また、学生の評価は重要ではあるが、履修学生によるアンケートだけで授業の教育効果を判断することは難しいことから、授業で随時行う小テストや、定期試験の成績データ、シラバスと実際の授業展開との比較等他の方法とバランスよく併用する等して、教育上の効果を測定することが重要となる。

進路について計画性をもたない、あるいは自分の適性がわからない学生に対しては、「キャリア・デザイン」「インターンシップ」等キャリア支援科目の受講を促すとともに、改めて自己発見レポートを見直し、自分の適性を早く意識させるよう、小クラスの担当教員を通して指導することも考えられる。また、実際の経済社会・産業の現実を学生に理解させるために、ビジネス・パーソンによる「経済人特別講義」等外部講師による講義を増やすことも検討しなければならない。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

『京都産業大学学則』では「授業科目修了の認定は試験による。試験は授業科目試験による。授業科目試験は、学期末または学年末に行う。試験方法は、筆記試験または口述試験による。ただし、教授会においてこれに代る方法を認めた授業科目については、この限りでない。」とし、「試験の成績は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。」となっている。

なお、『京都産業大学履修一般規程』では「原則として、授業回数の３分の２以上出席しなければ、単位の認定を行わない。」とも定めている。

経済学部では『経済学部履修要項』において、この本学の成績評価法・評価基準を明示して学生に周知徹底を図るとともに、これら『学則』『一般規程』にしたがい、ほとんどの授業科目の試験方法としては、筆記試験（口術試験はほとんど行われていない）以外に、

レポート試験・実技試験を行って60点以上を合格とし、また主に演習等小クラスの授業については出席不良の場合、不可・不合格としている。なお、各授業科目の成績評価について担当教員が予めシラバスに示した具体的なやり方（試験方法や、複数の方法の場合の配分等）にもとづき成績評価を行っている。

また、『京都産業大学履修規程』には「履修した科目の評価、点数および成績評価加重平均（以下「ＧＰＡ」という。）を表記する。ただし、認定単位については合格を「N」と表示するのみとする。

「ＧＰＡ＝（（科目のグレードポイント×単位数）の和）÷（科目の単位数の和）」と定められており、経済学部においても入学者にこの制度の意義・仕組みを説明し、教員も意義を理解して成績評価するよう求めている。

しかも、経済学部独自のものとして、教授会において原則として各講義科目の合格率を50～90%の範囲にするように合意し、講義科目による合格率に極端な差異が出ないようにしている。また、春学期・秋学期の講義科目については、定期試験終了後、正答ないし解答のポイントとその解説および配点について掲示して、学生に復習させるとともには、採点基準も知らせている。また、セメスター終了後、試験結果が科目ごとの合格率、平均点等を明らかにして、担当教員が改めて担当科目の成績評価を確認できるようにしている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

経済学部では、新たなカリキュラム導入までは１年次生から４年次生まで各セメスターにおいて履修登録できる上限は24単位であった。2006（平成18）年度に導入された新カリキュラムは、基本的には旧カリキュラムと同じである。しかし、新カリキュラムでは４年次春・秋学期のみ28単位に引き上げた。

また、教育職員免許状・司書・司書教諭の資格に必要な所定科目や、インターンシップ・単位互換等登録確定が時期的に遅れる科目については上限の24単位には含めていない。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

経済学部では、１年次生については「マクロ経済学入門」「ミクロ経済学入門」と「入門セミナー」を連携させて基礎導入教育を実施している。この基礎導入教育は、１年次における高校から大学への学修移行を円滑にするとともに、経済学の基本を学修することを狙いに、導入された教育システムである。また、１年次生には、共通教育科目を多く学修する狙いから、「経済数学入門」「経済数学」「経済史入門」「日本経済リレー講義」等基礎的な専門教育科目に絞って設置している。

２年次生には、経済理論をさらに学ぶ「ミクロ経済学」「マクロ経済学」や、各専門コースで共通して必要な「３セメ基礎セミナー」「経済データ処理実習」「外国語（英語等５ケ国語）経済書講読」小クラス科目と、各専門コースを学ぶに必要な基礎的な必修選択

科目を中心に配当している。また、秋学期から演習も開始される。

３・４年次生になると、各専門コースを詳しく学ぶ応用分野ないし各論の専門科目がほとんどを占める。演習も、３年次から本格化して、４年次秋学期の演習では４年間の学修の集大成として卒業論文を課している。

また、専門コースについて広く学ぶ狙いから他コースの専門科目や、「学部教育充実モデル」に沿った他学部開講科目をテーマ別融合教育科目として学べるように配慮されている。なお、同時に、大学院レベルの授業である「アドバンストセミナー」（マクロ、ミクロ）が開講されており、高度の経済理論を学修できるようになっている。

同時に、こうしたカリキュラムに基づいても標準的な学修成果があげられず、一定基準以上の修得単位に満たず低単位に陥る学生に対しては、各セメスター開始直後に本人および保証人宛に通知して、セミナー・演習担当教員またはカリキュラム委員が面談を実施して、生活相談・履修指導を行っている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

経済学部では、本学の成績評価方法・評価基準のとおり筆記試験やレポート試験等を実施して100点満点で評価した結果、シラバスに示した授業内容・到達目標と比較して過半以上の60点以上を理解している者に対して「合格」を与えるという基準は、十分に適切であると思われる。

また、経済学部では、学部合意の合格率の50～90％の範囲についてすべての教員が遵守しており、科目による難易度の差異を小さくする等、効果が現われている。さらに、学期末筆記試験終了後における解答のポイントとその解説、配点等の掲示は、学生に採点基準を公開することになり、教員の成績評価の透明性・公正性・厳格性につながっている。

なお、2002（平成14）年度からＧＰＡを導入し、成績を国際比較に耐えるものになったが、経済学部でも、教員は、学生の外国の大学院進学や海外短期留学の選考だけでなく、学業成績優秀者や各種奨学金選考にもＧＰＡが利用されることもあって、平均点や合格率だけでなくその得点分布についても意識して成績評価している。

また、もし学生が自己の成績評価に納得できない場合には、担当教員に（事務室を通して）成績評価調査を申請することができる。この制度は、透明性・公正性の観点からして有効な制度だと考えられる。

経済学部において各セメスター履修登録上限24単位は、卒業に必要な単位数124単位と、学生が大学での授業時間と自宅での予習・復習等主体的な学修時間とを総合的に考慮して定めたものであり、過多でなく過少でもなく適切であると判断される。

また、教育職員免許状・司書・司書教諭の資格に必要な所定科目と、インターンシップ・単位互換等登録確定が時期的に遅れる科目を履修登録上限の24単位には含めないことや、専門コース制導入によるコース選択必修40単位を勘案した４年次春・秋学期の28単位上限という設定については、４年間での資格取得や、学生に不利益を与えないための措置とし

て、妥当であるといえよう。

なお、ＧＰＡ制度以降、試験放棄はポイント零となることから、安易な履修登録に歯止めがかかるという効果も出ている。

経済学部の教育課程は、「基礎導入教育」「専門コース制」を基軸に、学年が進むにつれて教養科目から専門科目へという「くさび型」教育、専門教育分野における基礎科目から発展・応用科目へという「段階的学修」を経て、無理なく円滑に幅広い教養と、経済分野の基礎知識と高度な専門性を学び、卒業時には「健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法と知識を基礎に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”」として、経済学部の学生を送り出せるように配慮されており、効果を上げつつある。

また、学修が遅れがちなケースについては、毎学期40名～60名前後の学生および保証人と教員が面談して指導する等、学生の質確保に積極的に取り組んでおり、卒業率向上に役立っているといえる。

ただし、生活相談・履修指導に応じない学生や、担当教員の指導に限界があるケースもあり、課題も残されている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

講義科目による難易度の差異を小さくし、成績評価の公平性や厳格性を担保するために合格率の範囲設定については、今後も続けていきたい。ただし、合格率の範囲として50～90％が適切かどうかについては検討を加える必要がある。

また、筆記試験の解答のポイントとその解説等の公開については、試験の透明性・公平性の確保と、学生の学修面でのプラス効果との観点から、今後ともこの試みは続けていきたい。ただし、教員の採点基準について説明不足もみられることから、筆記試験の解答のポイントとその解説等の掲示については、これまで以上に問題の狙いや採点基準の明確にする等、充実に向けた工夫も必要であり、カリキュラム委員会においてレポート試験の採点基準等の取り扱いを含めて、検討を重ねていきたい。

１セメスターで24単位、１年間で48単位という履修登録上限については、適切であり、現時点では変更する必要はない。

ただし、学生に計画的に学修させるため、１年次生からしっかりと指導する必要がある。とくに、入学式後のオリエンテーションや、導入基礎教育の要となる「入門セミナー」で学生に計画的な学修の重要性を指摘して、学生の学修意識向上に学部全体で支援し、段階的学修にスムーズに乗っていけるよう、組織的な対応策を強めていく必要がある。

今後も、低単位学生を中心に計画的な学修を勧める履修指導がさらに重要となってくる。

経済学部の教育課程は、各年次において無理なく学び、卒業できるよう工夫するとともに、低単位学生については面談する等配慮している。しかし、それでも留年を余儀なくされる学生がいる。

こうした学生に対応できるように、学部・学生部共同で専任教員が現代の学生志向・気質等を学ぶ機会を設けているが、学修に遅れがちな学生、とくに不健康な生活パターンに陥った学生や、引きこもり学生については、さらに学生部・学生相談室と共同して学生の自主性をうまく引き出せる細かな指導ができるよう、連携ないし体制を強化していきたい。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

本学部のカリキュラムの特徴は、既述したように「基礎導入教育」「段階的学修」「専門コース制」「グローバル化・情報化に適応できる能力の強化」「総合的な学修」「少人数教育の重視」である。

学生には、その教育効果を上げることを目指して、これらの経済学部のカリキュラムの狙いと特徴について判りやすく記載した『経済学部履修要項』と『講義要項』を配布するとともに、入学時や学期始めのオリエンテーション・ガイダンスにおいても説明している。また、その後の履修登録期間には再三再四の説明に加えて、学修の窓口相談や先輩学生による学修相談も行い、その周知徹底を図っている。また、２年次秋学期からは専門コースが始まり、演習も選択しなければならないことから、２年次生を対象に秋学期開始直前の午前中に専門コースの説明会を開催するとともに、午後にはすでに配布した『演習紹介パンフレット』をもとに、先輩学生や担当教員による「ゼミ質問会」を開催している。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

経済学部では、留年者に対する特別の措置よりは、むしろ留年を防ぐために、低単位学生に対する履修相談に力を注いでいる。これは、セミナー・演習所属の低単位学生にはその担当教員が、それ以外の低単位学生には専任教員であるカリキュラム委員が面談して、学修上の問題点等を聴取し具体的なアドバイスをする制度である。

また、留年者は１年次生時の生活上・学修上のつまずきが原因となることが多いことから、「基礎導入教育」を留年者を未然に防ぐ教育上の措置と位置づけて行っている。

さらに、専門コースでの選択必修の設定にともない選択必修科目40単位の未履修を未然に防ぐなどの措置として、４年次の各セメスターの履修登録上限単位数を28単位に設定している。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

『京都産業大学学則』第 31 条により科目等履修生、聴講生等として許可されれば、経済学部では、その希望する授業科目について演習等一部を除き原則的に受講を許可している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

入学時から『経済学部履修要項』『講義要項』『演習紹介パンフレット』の配布や、再三にわたる履修ガイダンスおよび窓口相談等により、多くの学生は経済学部のカリキュラムの内容を理解しており、履修上の指導は一定の効果を上げていると判断される。

ただし、一部学生、とくにガイダンスにも出席しないだけでなく、『経済学部履修要項』『講義要項』も読まずに、履修登録している学生もみうけられ、課題となっている。

経済学部では、留年者に対する特別の措置そのものは講じていない。ただし、徹底した低単位指導や基礎導入教育の実施等、留年者を未然に防ぐ教育上の措置を講じており、これら両制度により留年率の減少等、教育効果を上げている。

ただし、低下したとはいえ、留年率は10%台後半の水準にあり、留年者が課題であることに変わりはない。

経済学部では、毎学期、科目等履修生、聴講生等に対して演習等一部を除いた、ほとんどの専門教育科目の受講を許可する措置をとっており、科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の点では十分に適切であると判断される。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

各学期のはじめのガイダンスを従来にも増して充実させるとともに、『経済学部履修要項』を学生が常に携帯できるように、分冊化を含めてその内容を検討する。

低単位指導や基礎導入教育システム以外に、将来的には一定水準以下のＧＰＡを基準にして学生に注意、警告、休学・退学勧告を出す等の措置をとることを学部のカリキュラム委員会や教授会で審議し、検討すべきであろう。

科目等履修生・聴講生への教育上の配慮に関しては、現時点ではこれ以上の改善の必要がないと考える。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

本学では、教育エクセレンス支援センター運営委員会（委員長・学長）の下、ＦＤ推進委員会（委員長・副学長）が組織されて、2000（平成 12）年から各種研修会（大学内外の研修会やフォーラムも含む）、春・秋両学期の全学ＦＤ週間の「授業の相互評価」アンケート・全学一斉授業公開（参観推奨科目の指定とワークショップの開催も含む）等へと拡充されながら、全学的に実施されてきている。

このＦＤ委員会には経済学部からも専任教員が委員として参加しているだけでなく、経済学部においてもこれまで他学部・他教育センターと歩調を合わせてこれらＦＤ活動に一貫して取り組んできた。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

シラバスは、学生が履修登録や実際の授業、あるいは試験時等で学生の情報源になる重要なものである。現在、Ｗｅｂ履修登録での利便性に配慮して、シラバスは冊子とＷｅｂ版の両方が用意されている。いずれも、授業内容・計画、履修上の注意、授業の到達目標、評価方法、教材の５項目からなり、統一した書式となっている。とくに、授業内容・計画については15回の講義内容を詳細に示すことで、学生が毎回の授業から何を学ぶのかを分かりやすく伝えると同時に、教員が実際の授業展開と比較して毎回の授業の改善を図る手段となるものでもある。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

全学的取り組みとして2000（平成12）年度より実施されている「授業の相互評価」アンケートは、現在、「受講の点検（シラバスを読んだか、授業への出席状況、授業への取り組み）」「授業の環境（設備・教室の大きさ、他の学生の授業への取り組み）」「授業の点検（授業の目標・計画性、内容への興味度、内容の理解度、担当教員の工夫、授業集中確保への教員の配慮、教員の熱意、授業の満足度）」12 項目５段階評価に加え、評価できる点と改善すべき点についての記述評価が内容となっている。このアンケートを春・秋両学期のＦＤ週間に原則として全授業科目（ただし、演習等小クラスは担当教員の判断に委ねられている）を対象に実施することになっている。

また、その結果は、担当教員にＷｅｂ（記述評価は別途手渡し）を通して知らされ、各授業の改善に役立てられることになっている。

なお、2005（平成 17）年度より「授業の相互評価」アンケートの項目の一部を教員評価にも用いることで、教員のインセンティブをより高める制度設計がなされている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

上述の「相互評価」アンケートは、全学ＦＤ委員会によって集計・分析され、その結果は担当する教員に知らされている。またそのデータを活用する上で、春・秋両学期のＦＤ週間には全授業を対象にしつつ推奨授業を中心に教員の相互参観を行い、全学的に評価の高い授業についての参観・ワークショップの開催を行うことにより、教員の個人的な努力に加えて制度的にも教育改善を後押ししている。さらに、ＦＤ委員会による教員の「ＦＤ活動の理解度」や、「ＦＤ実践の工夫・問題点」に関する調査も実施しており、その結果に基づいて『授業改善のヒントー京都産業大学の試みー』を刊行する等、経済学部も含めた本学教員に関する課題や改善例について組織的な情報共有を進めている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

経済学部では、ほとんどの教員がこれら全学的な「授業の相互評価」アンケート・公開授

業等のＦＤ活動の取り組みに参加しており、少なからぬ成果を上げている。とくに「授業の相互評価」アンケートの結果をベースに授業改善を継続するだけでなく、「大学コンソーシアム京都」で開催される「ＦＤフォーラム」や、学内での「公開授業」からは授業改善に関する刺激を受けており、こうした組織的な取り組みにより授業改善の効果が現れている。

ただし、学内の授業アンケート、公開授業にはほとんどの教員が参加しているとはいえ、とくに大学外での研修会やフォーラムへの参加者は未だに少ないことが課題といえよう。

なお、学修の活性化のためには教員による動機付けやきめ細かい評価が必要となるため、多人数講義はリピートにして教員の目の届く学生数の規模の授業を増やす努力もなされている。

シラバスに関しては、ほとんどの教員がその意義を理解して、統一した書式にしたがい作成している。また、シラバスの内容・計画に沿って、授業を進めるとともに、毎回の授業にも改善・工夫を加えている。しかも、試験等の評価方法もシラバス通り実施し成績評価している。これに対して、シラバスが分厚いこともあって、学生の活用度が低いことが懸念される。

経済学部では「授業の相互評価」アンケート実施率が、ここ４年間で 87%程度へと大きく上昇している事実にみられるように、ほぼ全教員が「授業の相互評価」アンケートに参加し、その調査結果を参考に授業の改善に努めていることは高く評価できる。

しかし、1 クラス 20 名前後の少人数授業では、実施は教員の裁量に任されているために、実施率が低い。

経済学部では、春・秋両学期のＦＤ週間には推奨授業を含めて全授業を対象に授業を公開している。ただし、心理的な抵抗があるのか、授業参観する者やワークショップへの参加者が少ないのが現状である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

今後は、学生の理解度ならびに教育効果をさらに引き上げるために、学外の研修会やフォーラムへの参加を含めて、具体的な授業改善に向けた継続的な取り組みを強めていきたい。

経済学部では、今後も上記のシラバスの作成と活用を継続するとともに、教員の協力を得て各学期始めに担当授業のシラバスだけを印刷したものを配布する等して、改めて学生の活用度を高める等の工夫を図りたい。

学生による授業評価をさらに活用するためには、学生にとって評価しやすいようにアンケート調査項目を見直す等、組織的な努力を継続することが今後も求められる。

経済学部に限定して、例えば、参観結果の感想として長所だけの指摘に限定する等、授業参観への心理的な垣根を低める工夫が必要である。また、『授業改善のヒント集－続刊－』（仮称）の刊行ども考えられる。

また、アンケートの一部を取り入れた教員評価について、施行方法等の改善を進めることによって、教員のＦＤ活動への動機付けを一層高めていくことも考えられてよい。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

経済学部の専門教育科目の授業形態としては、講義科目および、演習・セミナー等の演習科目、経済データ処理実習・経済統計論・計量分析実習等一部コンピュータによる実習を行う科目等がある。それぞれの授業形態についても複数開講ないし履修人員に一定の制限を設けて、教育効果が十分に発揮できる多様な授業方法が可能になるように工夫するとともに、演習等小クラス科目については受講希望者が必ず受講できるように多数のクラスを用意している。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

2004(平成16）年度から演習室(収容人数30～48 人)と情報処理教室(35 および40 人)、小規模（191 人)・中規模教室（389 人）を備えた新経済学部・経営学部棟（５号館）が完成し、授業に供用されている。この新校舎はすべての教室に学内ＬＡＮ接続のＰＣ、ＤＶＤデッキ、プロジェクターとスクリーンを備え、多様なメディアを活用できる適切な環境になっている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学では全学の機能を一箇所に集中する一拠点総合大学を特徴のひとつとして謳っていることもあり、経済学部では遠隔授業による授業科目の単位認定は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

経済学部の入学定員は 600 名・編入学定員 15 名である。かつては、専任教員が少なく、授業科目間に成績評価のバラツキがあったことから、大人数クラスがあったが、建物改築時に大教室をなくし100～300 人の中・小教室と演習室を増やしたこと、また専任教員数を2000（平成 12）年度には26 名から2008（平成 20）年度には37 名まで増加したこと、講義科目では履修学生が 500 名を超えた場合、授業を複数開講または履修制限を実施して、より柔軟で幅広い授業方法が可能となる体制が構築できている。

また、学生の要望に対応できて、きめ細かな教育を実現するために、小人数授業の充実に力を入れている。１年次生には「入門セミナー」を全員が履修できるだけでなく、２年次生春学期には「３セメ基礎セミナー」、２年次生秋学期からは「演習Ⅰ～Ⅳ」と、１年次生から４年次生まで少人数制の授業を履修する機会が提供され、希望者が受講できるように多数開講している。これらは教員の増強によって実現されている。ちなみに、専任教員数１人あたりの学生数も減少し、2008（平成 20）年度には約 80 名を下回るに至った。

さらに、履修学生各自がコンピュータを使用する授業についても、希望者が多い場合、

全員履修できるようクラス編成を行って対応している。

ただし、演習についてはテーマ等により一部ゼミに多数の希望者が集まり、希望の演習を受講できない学生が生じている。

経済学部では、ほとんどの教員が学内ＬＡＮ接続のＰＣ、ＤＶＤデッキ、プロジェクターとスクリーン等多様なメディアを活用してパワーポイント・ＤＶＤを随時見せる等、学生の関心と理解を高める授業を実際に展開して、教育効果を上げている。また、これら機器のバックアップ・トラブルには情報センターだけでなく、教員と共同して事務部門が対応している。

また、演習等小クラスの授業では教員だけでなく学生にも実際に活用させて、教育効果を上げている。

経済学部では遠隔授業による授業科目を必要としていない。

ただし、「マクロ経済学入門」「ミクロ経済学入門」の授業内容は『e-learning』向けに教材化されており、学生はインターネットに繋がるＰＣがあればどこにいても授業と同じ内容のスライドと解説文で反復学修ができる。また、科目によっては、授業内容や教材をＷｅｂ上に公開し、自宅での学修を可能にしているもの等があり、インターネット環境を有効に活用して場所の制約を受けない学修機会を提供している。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

今後とも、講義課目については、さらに充実した授業方法がとれるように履修登録の上限を 500 人より少なくする等、検討を進めたい。また、演習希望者が各ゼミ間に分散するように、それ以外のゼミの魅力度アップを工夫するとともに、現在実施の『演習紹介パンフレット』『ゼミ質問会』『演習申し込み』においての正確な情報を提供できるように工夫したい。

また、演習・セミナー等小クラスでの授業科目では学生と教員とのコミュニケーションの取り方に工夫が必要となろう。小クラスの効果的な授業方法については、教員個々人での対処にとどまらず、教員間での情報共有等といった経済学部としての組織的な対策の検討も進めていきたい。

メディアの導入については、当面の改善すべき課題は見当たらないが、常に最新の環境でマルチメディア教育を実現するためにＰＣ・ＡＶ環境等の更新を行うことが必要である。

「遠隔授業」に関しては今後とも積極的に取り組むことは考えておらず、現時点ではとくに該当するものはないと考える。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際化に対応し、国際交流を積極的に行っている。建学の精神に「世界に通用する人材

の養成」と謳われているように、建学当初より国際化が大きな柱であった。この基本方針は堅持されてきたし、その必要性はますます強まっている。「通用する」とは信頼されるということであり、そのための真の国際人を養成することである。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本学での外国人留学生の受入れと本学学生の海外留学生派遣との２つの活動がある。まず、 経済学部における外国人留学生数は、2004（平成 16）年度 29 名、2005（平成 17）年度 45 名、2006（平成 18）年度 50 名、2007（平成 19）年度 48 名である。つぎに、大学が管理している留学制度（認定・交換・派遣留学）への経済学部からの参加者は、2004（平成 16）年度４名、2005（平成 17）年度６名、2006（平成 18）年度４名、2007（平成 19）年度６名である。

一方、研究に関しては、教育と同様に、経済学研究科での外国人研究者の受入れと、京都産業大学からの海外派遣および在外研究の活動がある。まず、受け入れ外国人研究者数（最長受け入れ期間：６ヶ月、最短受け入れ期間：１日）では、2004（平成 16）年度 11 名、2005（平成 17）年度４名、2006（平成 18）年度４名、2007（平成 19）年度５名である。つぎに、経済学部からの大学の制度を利用した在外研究員数は 2006（平成 18）年度１名である。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

教育面においてはインターゼミという形式で交流が行われている。本学部の複数のゼミが、関学とのディベートのための合同ゼミを開催した。また、４ゼミが日本政策学生会議（ＩＳＦＪ）に参加していた。この学生会議は、５月～11 月までの間に論文を作成し、12 月に最終論文の発表を行うという活動を展開している。昨年度には、26 大学、62 ゼミの約 600 人が参加した。このように、積極的に他大学の学生と交流し、知見を深めている。

研究面においては、私立大学学術研究高度化推進事業（ＯＲＣ：オープン・リサーチ・センター）の４プロジェクトを中心に、国内外の大学との研究交流を行った。

国際交流は、とりわけ、ＯＲＣの「中国経済プロジェクト」と「実験経済学プロジェクト」において実施されてきた。各プロジェクトは、それぞれホームページを立ち上げ、随時、研究成果の発信をしてきた。

研究成果公開型プロジェクトとして、「中国経済」（2001（平成 13）年度～2007（平成 19）年度）、「地域経済」（2001（平成 13）年度～2005（平成 17）年度）、「経済学説史」（2001（平成 13）年度～2005（平成 17）年度）の３プロジェクトがあり、研究者養成型プロジェクトとして、「実験経済学（１期目のテーマ）」／「経済実験による研究と教育（２期目のテーマ）」（2001（平成 13）年度～2008（平成 20）年度）の１つのプロジェクトである。

このうち、中国経済プロジェクトは中国の社会科学研究所および著名大学との交流を行い、公開討論会やセミナーに中国から多くの研究者を招聘した。実験経済学（経済実験による研究と教育）プロジェクトにおいては、日本国内のみならず世界から研究者を招聘し、

研究交流を推進してきた。

とくに、実験経済学（経済実験による教育と研究）プロジェクトでは、2004（平成 16）年 12 月には林原共済会（岡山県）と京都産業大学との共催により、研究発表、研究交流を目的として 2002（平成 14）年度ノーベル経済学賞受賞者であるバーノン・スミス教授（ジョージ・メイソン大学）を中心に多数の著名研究者を招いて、国際会議 ″Experiments in Economic Sciences: New Approaches to Solving Real-world Problems″ を開催した。招待講演者の大半は外国から招聘したこの分野の研究者であった。

また、経済実験を広範囲に行うため、内外の機関と協力してきた。海外では、オーストラリア、アメリカ、 カナダ、 スイスの研究者との協力を行い、国内では、東京大学人工物工学研究センターと交流を行っている。 国境と専門にとらわれることなく人材と研究の両面で内外の研究者集団との連携を進めるとともに，新しい実験経済学研究の拠点として内外の教育研究機関の実験経済学研究を支援している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

インターゼミによる交流は、教育面で成果をあげている。今後も継続して展開することが望まれる。

研究面における各プロジェクトも研究交流を推進することによって研究成果をあげてきた。今後も継続して推進するべきであると考える。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

教育と研究の国際化という観点から、参加者の一層の増加が望ましい。

インターゼミによる教育の面での交流は、できるだけ、多くのゼミに拡大されるべきであろう。ただ、ゼミには固有の研究課題があるので、それに応じた討論相手やインターゼミ組織が存在しなければ、なかなか難しいであろう。この場合の改善策としては、個別の大学のレベルを超えた大学間の連携が必要となる。

研究面についていえば、ＯＲＣの例に見られるように、幸いにして文部科学省、京都産業大学、そして外部組織の資金によって、内外研究交流が可能になった。今後、さらに内外交流を推進するためには、資金の獲得という難問がある。そのための全学的な取り組みが望まれる。

Ｂ　経営学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

経営学部は、経営諸科学を学ぶ中で獲得した知識や考え方を基盤にして、組織運営の様々な局面で発生する問題を多様な視角から捉えて、それに対する解決の方策を見いだして、意思決定を行うとともに、それを実行できる能力をもった人材、いわば「マネジメント能

力」をもった人材を輩出する。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

学部の教育目標を実現するために、経営学部では１年次にはとくに専攻学科を決定することなく経営学部の学生として、幅広く経営諸科学の基礎について学ぶイントロダクトリー科目を設置している。イントロダクトリー科目は「経営学（歴史)」、「経営学（理論)」、「マーケティング基礎」、「マーケティング応用」、「経営情報概論Ａ」、「経営情報概論Ｂ」、「健康マネジメント概論Ａ」、「健康マネジメント概論Ｂ」、「簿記Ｉ」、「アカウンティングＩ」、「ファイナンス概論」の計 11 科目 22 単位で、これらのうち６科目 12 単位を卒業要件の選択必修単位とすることにより学生に対し１年次での履修を促している。また必修単位ではないが１年次の春学期に「基礎セミナー」、秋学期に「外書セミナー」を設置し、少人数で専任教員の指導の下で経営学部、ひいては、大学での学びの姿勢を身に付けられるようにしている。

こうして経営諸科学の基礎と経営学部での学びの姿勢を身に付けた上で、２年次から「経営学科」、「ソーシャル・マネジメント学科」、「会計ファイナンス学科」の３学科に分かれて多様な社会のあり方を踏まえた専門科目を履修するようになっている。多様化する社会の中で、十全に「マネジメント能力」を発揮するためには、様々な分野にかかわる専門的な知識や考え方も身につける必要があり、そうした多様な分野の専門的な知識や考え方と経営諸科学の知識や考え方とを融合させることで、「マネジメント能力」はより一層強力なものになると考えるからである。

なお、本学部では、２年次に配置する科目をインターミディエイト科目、すなわち専門基礎科目と３年次に配置されている専門科目との中継ぎをする科目というように位置づけており、それらを履修して一定程度の知識や考え方を固めた上で、より専門的な科目が履修できるように配慮している。このインターミディエイト科目と３年次に配当される専門科目との関連については、それぞれの学科教員全員の議論を基に設定されており、３学科とも十分に体系だったものとなっている。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

既述したように経営学部では、基礎教育として１年次においては、経営諸科学を基礎から学び、後の学科選択を決定するためのベースとなる知識を固めるイントロダクトリー科目を設置している。

また、コア科目として、学部の講義体系と教員の研究領域を概観できるように教員が順次リレー方式で授業を行う「経営学部入門リレー講義」、春学期に大学生活に早く馴染んで

もらうことを意図して、経営学部の大まかな授業構成の解説、パワーポイントやワードをはじめとしたパソコンソフトの使用方法、ディスカッション等を少人数のゼミ形式で学ぶ「基礎セミナー」、秋学期には英語を用いて経営諸科学の事項を学ぶことを目的として設置された「外書セミナー」を設置している。

このように経営学部では、専門基礎教育に力を入れているが、とくに「基礎セミナー」と「外書セミナー」では、少人数教育の利点を活かして、「情報倫理」を初めとして、大学生としての生活倫理、さらに社会における倫理についても教育を行っている。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

学校教育法第 83 条では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」とされている。経営学部は、その専門とするところは、企業をはじめとする様々な組織の経営事象の解明とそれを円滑ならしめる知識や考え方の探求であるので、それに必要となる専門科目を配置している。その科目配置を行うに当たっては、本学部では、まず学部の専門性をよりかみ砕いて分かりやすく説明するために、教育目標を「マネジメント能力をもった人材の育成」と設定した。そして、これを実現するためにさらに専門性を深めた３つの学科を設置し、それぞれの学科の専門性の追求に必要な科目を配置した。ただ、どの学科においても、基本は「マネジメント能力」と関わる必要があるので、まず１年次には学科分離をせず、経営諸科学の基礎科目を配置している。これによって、専門基礎をしっかりと身に付けることが出来るようになっているのである。もちろん、そうした専門性の追求の傍らで、第 83 条が示すように広く知識を得ることも大学生活で重要な課題であるが、これについては、全学的に開講されている共通教育科目が１年次から取れるようになっているので、それを併せて履修することでいわゆる教養も身に付けることが出来るようになっている。

こうして基礎教育を受けた後、経営学部では専門的知識を深めるために、学生は２年次から３つの学科、すなわち、「経営学科」、「ソーシャル・マネジメント学科」、「会計ファイナンス学科」で学ぶようになっている。これらの学科は、その専門性をより明確にするために、それぞれさらに２～３の領域を設定しており、それらの専門知識を培養するために必要な科目を設けている。

経営学科を構成するのは、「戦略・組織分析領域」、「マーケティング領域」、「コミュニケーション・マネジメント領域」の３つの領域であるが、その内「戦略・組織分析領域」では、大きく３種類の科目を配置している。すなわち経営戦略を理解するための科目、経営組織を理解するための科目、そして経営史を理解するための科目である。それぞれ、戦略観、組織観、そして歴史観を深めることを目指し、さらに、これらを横断する「技術マネジメント」や「ベンチャー・ビジネス」等の発展的な科目も設置されている。他方、「マー

ケティング領域」でも、大きく３種類の科目を配置している。すなわち消費者を理解するための科目、流通を理解するための科目、そして、顧客接点での企業間競争を理解するための科目がそれである。これによって、企業が消費者のニーズを把握し、そのニーズを満足させるような製品やサービスを他社と差別化させながら、適確に届ける仕組みを学ぶことが出来るようになっている。最後の「コミュニケーション・マネジメント領域」では、大きく２種類の科目を設けている。すなわち情報や知識の創造を理解するための科目、および情報や知識の伝達（つまり、コミュニケーション）を理解するための科目である。これによって、企業活動における情報の大切さを理解したうえで、それらを人と人、または組織と組織の間でどのように効果的に伝えていくのかについて学ぶことが出来るようにしている。

ソーシャル・マネジメント学科を構成するのは「公共領域」、「社会領域」、「ヘルス・ケア領域」の３領域であるが、この学科では、他の学科とは異なりこれら３つの領域にまたがる科目、すなわち「経営と社会」、「ソーシャル・マネジメント概論」、「公共経営概論」を学科選択必修科目に指定している。その上で、各領域ごとに以下の通り専門科目を配置している。「公共領域」においては、企業や行政がどのように社会の問題と関わっていくべきかを学ぶために、企業行動の倫理に関わる科目や環境に対する取り組みを考える科目、働く人々と企業との関係や組織同士の関係を論じる科目、メディアやジャーナリズムとの関係を考える科目等を配置しており、「社会領域」においては、社会のあり方とその中で生じている様々な問題を的確にとらえて解決するための組織運営に関わる科目および社会学関係の科目やＮＰＯのマネジメントに関わる科目を配置している。また、「ヘルス・ケア領域」においては、医療の組織に関わる科目と健康維持に関わる科目、さらに介護・福祉に関わる科目を学ぶことによって、主に社会や個人の健全性を維持するために必要な組織の運営についての知識や考え方を身に付けることが出来るようにしている。

会計ファイナンス学科においては学問領域を「会計領域」と「ファイナンス領域」の２つの領域に分け、領域ごとに関連科目を配置している。すなわち「会計領域」では、外部の関係者への情報提供を目的とする財務会計、企業内部の関係者への情報提供を目的とする管理会計、そして納税に関する情報提供を目的とする税務会計、公認会計士の企業財務監査に関する会計監査等の分野に対応した科目を配置しており、また、高度化する社会に対応すべく、公会計、非営利法人の会計や、経済のグローバル化に対応可能なように国際的な会計にも配慮した科目も設置している。他方、「ファイナンス領域」においては、企業のファイナンスを中心に資金の調達方法、運用方法、リスクマネジメントについて学ぶ科目を配置すると共に、家計のファイナンスについても「ファイナンシャル・プランニング」を設ける等、ファイナンスのすべての分野に目配りした科目配置を行っている。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

現状では、経営学部において一般教養的科目は設置していない。全学的な組織である全

学共通教育センターによって、一般教養的授業科目が設置されている。一般教養的授業科目は共通教育科目として一般教育科目、外国語科目および保健体育科目から構成されているが、本学部では管轄していない。ただ、本学部では、他の同種学部と比べると歴史関係の専門科目を手厚く配置しており、その面から幅広く深い教養や長期的な観点から総合的な判断力を培えるような状況は一定程度備えている。具体的には、イントロダクトリー科目として配置している「経営学（歴史)」、経営学科に配置されている「経営史（日本)」、「経営史（国際比較)」、「現代経営史」、ソーシャル・マネジメント学科に配置されている「フィランソロピー史」、「健康管理史Ａ・Ｂ」がそれで、これほど多くの歴史系科目を配置している経営学系の学部は私学ではまれであろう。これらは、もちろん専門に関わる歴史を講じているのであるが、単に狭い専門性だけを追求しているのではなく、より長いスパンでものごとをみつめていくことの重要性をそれぞれの科目で説いている。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学は開学以来国際的に活躍できる人材の育成に力を注いできており、経営学部もそれを受けて夙に自学部生が外国語の能力を身に付けるよう勧めてきた。ただ、本学では外国語教育は全学共通教育センターで選択必修科目として一元的に提供されており、本学部も基盤的な外国語の能力育成については、その枠組みに依ってきた。とはいえ、本学部では、グローバル化がますます進展する中で、ビジネス活動や様々な組織活動がさらに国際的広がりをもってきたことを踏まえて、国際的共通言語としての英語能力向上を重視してきた。そこで、共通教育センターが提供する言語教育科目の内、１言語で履修する科目としては本学部は英語だけを指定している。それと同時に、本学部の１年次教育における基礎科目として設定されているセミナー科目の内で、秋学期に配当している科目を外書セミナーとし、英語文献の講読を通して英語能力が身に付くように措置している。この外書セミナーは必修科目としてはいないが、この科目の単位を修得することを２年次より始まる演習に入るための先修条件のひとつとしており、ほぼすべての１年次生が履修している。このように、経営学部では外国語、とくに英語の能力を身に付けられるように特段の配慮を行っている。

なお、英語については、さらに高学年でもその能力を磨けるように、2008（平成 20）年度から学部共通科目として「英語で学ぶ経営学Ⅰ・Ⅱ」を開講した。本学部を基礎学部として設置されている大学院マネジメント研究科では、アメリカのミズーリ大学セントルイス校との間にデュアル・ディグリー・プログラムを設けているが、この「英語で学ぶ経営学Ⅰ・Ⅱ」はそのプログラムへチャレンジしたいと考える学生に英語能力を向上させることで、道を開くことも想定している。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

経営学部の卒業要件単位は 124 単位である。その内訳は学科によって若干異なり、以下のようになっている。

経営学科・会計ファイナンス学科

科目区分			最低修得単位数		
共通教育科目	人間科学教育科目・言語教育科目・体育教育科目	選択		16	124
	言語教育科目	選択必修	8		
テーマ別融合教育科目		選択			
専門教育科目	イントロダクトリー科目	選択必修	12	72	
	学科専門教育科目	選択	30		
	演習科目・他学科専門教育科目・学部基盤科目	選択			

ソーシャル・マネジメント学科

科目区分			最低修得単位数		
共通教育科目	人間科学教育科目・言語教育科目・体育教育科目	選択		16	124
	言語教育科目	選択必修	8		
テーマ別融合教育科目		選択			
専門教育科目	イントロダクトリー科目	選択必修	12	72	
	学科専門教育科目	選択必修	4	30	
		選択			
	演習科目・他学科専門教育科目・学部基盤科目	選択			

このように経営学科・会計ファイナンス学科とソーシャル・マネジメント学科とでは、専門教育科目の選択必修の有無で若干要件が異なるが、基本的には外国語科目８単位、一般教養的科目８単位、専門教育的授業科目 72 単位を最低修得した上で、残り 36 単位はそれらのどの科目から修得してもよいようになっている。すなわち、学生はこの残り 36 単位については、専門性の追求意欲や広い知識欲求等に基づいて、自己判断で選択できるようになっている。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学部ではカリキュラム編成およびその運営については、学部教務委員会が設置されてそれを担っている。ただ、同委員会が行うのはあくまで学部の専門教育についてであり、言語教育および教養教育については、全学共通教育センターが所管している。したがって、言語教育・教養教育に関わる事象が生じた時は、学部教務委員会が同センターと交渉して解決する仕組みになっている。

学部教務委員会のメンバーは、従来１学科制をとっていた時は、主要な専門分野から１人ずつ選ばれていたが、３学科体制に入って以降は、学科から１名が選ばれている。さらに学部選出の全学教務委員と学部長がオブザーバーとして加わって、学部教務委員会が構成される。各学科から選ばれた教務委員は、必要な事項については適宜学科に持ち帰り、学科会議の議を受けて、学部教務委員会で全学部的な視点に立って議論を行い、決定を行う。こうしたプロセスの中で、学部の専門基礎科目についても検討が行われると共に、担当者の決定および適切な時間配置が決定されるようになっている。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

経営学部において設定している 124 単位以上の卒業最低修得単位数の内、経営学科と会計ファイナンス学科では、共通教育科目である言語教育科目の８単位以上、学部専門教育科目であるイントロダクトリー科目の 12 単位以上の計 20 単位以上が､必修となっている。他方、ソーシャル・マネジメント学科では、この他に２年次配当の４単位が必修となっている。したがって、経営学科と会計ファイナンス学科においては学生は残り 104 単位を、ソーシャル・マネジメント学科では 100 単位を選択出来ることになる。これらの内、３学科とも８単位は共通教育科目で、さらに経営学科と会計ファイナンス学科においては 30 単位を自学科開講専門科目、22 単位を他学科開講専門科目を含む経営学部開講科目で修得しなければならず、ソーシャル・マネジメント学科では 26 単位を自学科開講専門科目、22 単位を他学科開講専門科目を含む経営学部開講科目で修得しなければならない。このように、共通教育科目と専門科目とにおいて、最低修得単位が規定されているが、学生はその枠内で自由な選択が出来るようになっている。

〔点検・評価（上記８項目を含む)〕

経営学部の教育課程については、概ね適切に編成されており、またその運営も適切であると考えられる。科目の配置や内容についても、学部の教育目標の達成のために、妥当なものとなっているとみてよい。

ただ、本学では、一般教養的授業科目や言語教育科目は、学部とは別に全学共通教育センターによって所管されており、学部の意向が十分に伝わらないきらいがある。とくに、言語教育について、経営学部ではその性格上、国際共通言語としての英語の能力向上を重視しているが、本学では言語教育科目として多様な言語が設定されており、経営学部の意

図するところが十分に実現できていない。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

経営学部は 2007（平成 19）年度に従来の１学科体制から３学科体制に移行した。その時点で、大幅に科目配置や授業内容等を見直した。それゆえ、現段階では教育課程について大きな改善を要する状態にあるとは考えていない。

新設の２学科については、まだ進行中であり大幅に手を加えることは出来ない状態にあるが、学部教務委員会が率先して状況分析を行い、直すべき所は直すように務めることが肝要であろう。さしあたっては、次年度から新設２学科の完成を視野に入れて、その後の教育課程のあり方を議論していく必要があろう。

一般教養的科目と経営学部専門科目との関係については、今後、それが十分に検討し得る仕組みを、全学的な枠組みの中で構築していくことが必要であろう。とくに、言語教育については、本学部の意図が達成できるように調整する仕組みを検討していく。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

経営学部では１年次において、２年次以降の専門分野へ円滑に移行することを目的としたイントロダクトリー科目を設置している。その他には、コア科目として以下の科目を設置している。１つは、学部全体の講義体系や教員の研究領域を把握するために、各教員が順次リレー方式で授業を行う「経営学部入門リレー講義」である。２つめは、春学期において大学生活になじむことを意図し、経営学部の大まかな授業構成の解説、パワーポイントやワードをはじめとしたパソコンツールの使用方法の学修、ディスカッション等を少人数で行う「基礎セミナー」である。３つめは、秋学期において少人数で英語文献を輪読しながら経営学的知識の充実を図る「外書セミナー」である。

〔点検・評価〕

「基礎セミナー」や「外書セミナー」に関しては、上記に述べた学修内容のみならず、少人数授業ならではの発表やディスカッションの実施を通じて、大学教育へ馴染むことに寄与していると思われる。「経営学部入門リレー講義」に関しては、多数の教員を抱える経営学部の教員を学生に認知してもらう点と広範な領域の専門分野を１講義で概観できることにより、それ以後、専門的に学修する領域の選択に役立っている。

〔改善方策〕

「基礎セミナー」や「外書セミナー」は、担当教員によって内容や教育方法に違いがみ

られるため、すべての学生に一律の教育効果が得られているとは言えない。この平準化の問題点に関しては、今後学修内容や教育方法のすり合わせを教員間で行うことによって、解決すべき問題だといえる。

この問題はあるとはいえ、「基礎セミナー」や「外書セミナー」を受講することで、新入生は教員との直接的な触れ合いの中から、専門教育への目覚めを得ることが出来るようになっており、これらの科目の意義は大きい。それゆえに、今後も教員間の連絡を密にしつつ、これらの科目のもつそうした利点をさらに大きなものにしていくことが必要であろう。

「経営学部入門リレー講義」に関しては、担当教員が１回ごとの講義で変わるため、学生サイドとして講義自体に愛着を持つことが困難になっている。だが、この問題は講義方法の性質からもたらされるものであり、他の授業によってカバーしていく問題だと言えよう。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

京都産業大学では、キャリア教育研究開発センターを担当部署として全学的にインターンシップによる単位認定を実施しており、経営学部も当該制度を活用している。内容は、国内外 100 以上の企業、団体と提携し、毎年多くの経営学部生が、就業体験を通じて実社会を体験している。本学のインターンシップは、単なる就業体験にとどまらない、「気づき」の教育であり、進路選択に役立つだけでなく、新たな発見やキャリア開発の機会をつくる場とすることを意図している。国内インターンシップでは、製造業、サービス業、マスコミ、非営利団体等、多岐にわたる業種の中から選択が可能である。具体的には、農林水産、建設、製造、卸・小売り、金融、運輸、マスコミ・出版・広告、ホテル、サービス、ＮＰＯ、その他団体等を挙げることができる。

ボランティアに関しては、セルフ・カルティベーションという科目を設け、単位認定を行っている。この科目では、ＮＰＯ団体への参加、ゴミ拾い、幼稚園へのボランティア活動等を、学生自身の計画に基づいて実行することによって、教室では得ることのできない社会体験を学生に提供することを目的としている。

〔点検・評価〕

インターンシップに関しては、ガイダンスやビジネスマナーについての講義を行った後に、募集企業との面接を実施し、実際のインターンシップを体験することになる。いきなり企業に派遣されるのではなく、準備を事前に行っているので、企業等からの評価を得ている。

ボランティアに関しては、セルフ・カルティベーション科目として単位修得が可能なため、単位目的でボランティアを行う学生が 2007（平成 19）年度までは散見された。単位目的でボランティアを行うこと自体は悪いことではないのだが、責任感の欠けた学生がボラ

ンティア先に迷惑をかける例が発生した。それゆえ、2008（平成 20）年度からは、以前から継続してボランティア活動をしている学生のみエントリーを許可する措置を採用した。この措置を取ったことにより、責任感の欠けた学生がボランティア活動をすることはなくなったが、受講者が大幅に減少することとなった。

〔改善方策〕

インターンシップにおける体験内容は、その企業によって当然異なってくる。たとえば、営業に同行することを通じて貴重な体験ができた学生もいれば、単純作業を延々とやらされて不満をもつ学生も存在する。インターンシップは、全学機関であるキャリア教育研究開発センターが担当部署であるため、当該部署が提携企業側と交渉を行い、インターンシップ内容を検討する必要がある。

ボランティアに関しては、全学の受講者人数が半期で２～３名であるため、セルフ・カルティベーション科目として継続させる意義があるかどうかが現在検討されている。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法に関しては、学則第５章第 15 条により以下のように定められている。

「講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。これらの規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業料目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」

経営学部もこの規定にしたがって、単位の計算を行っている。ただ、本学部では、実験、実習、実技に関わる科目は開講されていない。また、本学部では１年次～３年次に少人数の演習科目を手厚く配置し、最終学年には「卒業研究」を配置しているが、これらについても上記のように時間数を基本に単位計算を行っており、「卒業研究」に特段の取り扱いを行ってはいない。経営学は実学的性格を強く要求されるために、演習等で企業や工場を訪問することがしばしばあるが、大方は教室での授業であり、それを基本に単位計算を行っている。

〔点検・評価〕

現在のところ、上記の制度は機能していると言え、とくに問題は認められない。

〔改善方策〕

経営学部は大学における全学規程にしたがっているので、経営学部独自の方策を取る必要はないと考える。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

本学部生が国外の大学等で行う学修および、その単位認定については、「経営学部学生の在学留学に係わる事項の取り扱いに関する内規」を制定しており、それによって単位認定を行っている。それによると、認定単位数は 60 単位を上限とすること、成績評価はN認定で行われることになっている。科目名称については、専門科目に読み替え可能な場合は当該専門科目として読み替え（ただし演習は除く）、専門領域・隣接科目ではあるが読替に該当する科目が本学部にない場合や、特殊な範囲を深く学修する科目等の場合は、「外国留学特殊科目」という名称を用い選択科目とし、専門科目に該当しない場合は、「外国留学科目」という名称で共通教育科目とすることになっている。単位の換算方法は、授業時間数に応じることになっており、講義科目の場合、1 年間の実質授業時間 45 時間で 4 単位を、実験・実技・実習の場合は、同時間で 2 単位を目安として換算が行われる。

本学部生が入学前に修得した単位の認定については、「京都産業大学経営学部　入学前の修得単位等の認定に関する取扱内規」が制定されており、同内規にしたがって行われている。同内規によると、対象となるのは、学生が本学入学前に大学または短期大学で修得した単位、および短期大学または高等専門学校の専攻科で行った学修と 1991（平成３）年文部省告示第 68 号に定める学修となっている。

国外の大学等で修得した単位および入学前に修得した単位については、これらの内規に従って計算され、教授会での審議をへて認定されている。

この他、国内の大学等での修得単位については、本学は「大学コンソーシアム京都」加盟校との単位互換制度をもっているが、これは経営学部のみではなく、全学的な枠組みの中で行われている。

〔点検・評価〕

本学部の国外大学等での修得単位認定および入学前修得単位の認定は適切に行われていると考える。

〔改善方策〕

本学部の国外大学等での修得単位認定および入学前修得単位の認定については、規程に従って適切に運営されており、特段改善の必要はないと考える。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

2008（平成 20）年現在で、経営学部が開講している専門科目は 159 科目であるが、リピート科目等があるのでそれらを数えると開講科目は総計で 396 科目となる。この内、経営学部専任教員が担当しているのは 366 科目であり、その全科目に対する割合は 92.4%である。

なお、経営学部の専任教員が担当していない 30 科目の内、法学部の専任教員が兼担で担当している科目が５科目、経済学部の専任教員が兼担で担当している科目が 10 科目あるので、それらを除くと、本学外部の非常勤教員が担当しているのは 15 科目であり、その全開講科目に対する割合は 3.8%である。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

兼任教員が必要となるのは、既存科目の担当者がなんらかの理由でその科目を担当できなくなった場合か、もしくはカリキュラムの必要上新規科目を起こすことが不可欠であるが、差し当たって専任教員の手当がつかない場合と、少人数での教育の必要上多数のリピート科目を設定しなければならない場合である。その内、新規科目を起こす必要がある場合は、各学科または領域担当教員間で必要な科目が出され、それを学部教務委員会で検討した上で、教授会においてその科目の開講が決定される。その後、学部教務委員会で兼任教員の選定が行われ、教授会の議を経て採用の上申が行われる。他方、専任教員が担当できなくなった時やリピート開講の必要が出た時は、学部教務委員会で兼任教員の選定が行われ、教授会の議を経て採用の上申が行われる。いずれの場合にも兼任教員が選定されると、担当依頼の際、学部長ないしは学部教務委員長から担当科目についての内容について説明が行われ、それに基づいてシラバスを作成してもらい、それによって授業を行ってもらうことになる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

全科目の中で専任教員が担当している割合は 92.4%とかなり高い。もちろん、本来は 100%が望ましいのであろうが、科目の性格や少人数教育の必要性等を考えると、この比率は妥当なものといえるであろう。

兼任教員の教育課程への関与については、現段階では、学部側が設定した枠内で授業を担当してもらっているので、受動的な関与に留まっている。ただ、それぞれの領域担当者が適宜、兼任教員との対話の機会を設けて意見を聴取しており、その意見を学部のカリキュラム編成にも反映させることが出来るようになっているので、現段階で差し当たっての問題は生じていない。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

本来、大学教育は専任教員が担うべきであるから、その意味では若干とは言え兼任教員、とりわけ本学以外の教員に科目の担当をしてもらっていることは問題がないとはいえないであろう。しかし、新規科目の立ち上げの場合等全く兼任教員に依存しないということは不可能であり、本学部の本学以外の非常勤教員への兼任依存率が 3.8%であるのは、やむを得ないことと考えている。ただ、出来るだけ専任教員が担当し得る科目については、専任教員が負担するように努力することが必要であることはいうまでもない。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

経営学部では、外国人留学生が本学部での学修に円滑に取り組めるように、毎年１回４月末から５月初頭の時期に、学部長・国際交流委員および教務委員長等の教員および経営学部事務スタッフと留学生が一堂に会する「外国人留学生と教職員のつどい」を開いている。その場を通じて、とくに入学直後の留学生がもつ不安や疑問、困難に直面している問題を聞き取り、その結果をすみやかに教育プログラムに反映させるようにしている。

それと同時に、本学部では、2007（平成 19）年度から大学院マネジメント研究科に在学している外国人院生をチューターに採用し、低単位の留学生の指導を行わせる「外国人留学生支援プログラム」を運営している。

なお、本学部では新入学生がスムーズに学生生活を行えるようにすることを目的の１つとして、１年次の春学期に「基礎セミナー」、秋学期に「外書セミナー」を配置している。この内、春学期については、日本人学生との交流をスムーズに行えるように、外国人留学生もすべてのクラスに分散させている。しかし、秋学期の「外書セミナー」については、日本語能力の向上に重点をおいて、外国人留学生だけを集めたクラスを設定している。その担当者には、出来るだけ外国人教員をあて、留学生の生活面や学修面での相談にも的確に対応できるようにしている。この外国人留学生向けのクラスへの参加は、強制ではなく、本人の希望により、一般のクラスを選択することも出来る。

このように、経営学部では、外国人留学生の生活・学修を支援するための配慮を行っている。

〔点検・評価〕

経営学部は、本学の中でも最も多くの外国人留学生を受け入れている学部である。それだけに、低単位等も含めて、様々な問題を処理しなければならない。とりわけ、学修面での問題処理は重要な意味をもっている。ここ数年、成績が芳しくなく、履修継続が困難になる留学生が数人出てきている。その大きな原因は、授業についていけないところにあり、そのために、留学生支援プログラムをスタートさせた。このプログラムでは、院生がかな

り積極的に指導を行っており、留学生側がそれに真剣に応じれば、良好な結果を出している。しかし、低単位の留学生すべてが、そのように対応しているわけではなく、そのため院生の指導が十分になされ得ない場合もある。その点は、今後低単位の留学生に対して働きかけを行うことで、是正していかねばならないであろう。

秋学期の「外書セミナー」での外国人留学生向けクラスの設置は、担当教員の指導が行き渡っていることもあって、うまく機能している。

〔改善方策〕

現在は留学生との懇談会は年１回しか行っていないが、きめ細かに留学生の状況を把握するためには、もう少し、その頻度を高める必要があろう。

院生チューターによる低単位留学生の指導には、教員ももう少し深く関与することで、実効性をより高めていかねばならない。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

授業の効果を判断するためには、具体的に以下の方法がある。第１に、年に２回（６月・１２月）実施する学生の授業評価の調査である。アンケート項目の解析は委託業者によって行われ、教員にデータのフィードバックが行われる。第２に、教員自身が単位修得の認定のために行う中間テストおよび定期試験である。教員はこれらの試験結果を概観することによって、自身が行った講義内容がどの程度学生に理解されているかを認識することができる。

有効性に関していうと、第１の調査に関しては、アンケート調査の客観的な結果が教員にフィードバックされるので、授業内容の改善を意図する教員はその内容に無関心ではいられないだろう。また、５段階評価を用いた量的評価のみならず、自由記述欄における授業の感想やコメントは、教員が自分の授業を見直す機会を提供しているのではないかと考えられる。第２に、中間テストや定期試験の結果に関しては、実際に採点する教員が、どの部分を学生が理解できていないかを知る１つの機会になっている。だが、この機会を積極的に利用する心構えを教員が持ち合わせているかどうかは、教員個々に差があると思われる。

（１）－２　卒業生の進路状況

厚生労働省による 2008（平成 20）年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（調査時期 2008（平成 20）年 12 月１日）によると、大学の就職内定率は 81.6％で、前年同期を 2.0 ポイント上回っており、求人状況がわずかながら好転していることがみてとれる。男女別にみると、男子は 81.8％（前年同期を 0.9 ポイント上回る）、女子は 81.4％（前年同期を 3.2 ポイント上回る）という状況である。本学の 2008（平成 20）年３月卒業生の就職実績

に関するデータを概観すると、全学で卒業者 2,739 名のうち就職者 2,263 名であり、卒業生に対する就職率は 82.6%となっている。経営学部に目を転じてみると、卒業者 651 名のうち、就職者 572 名であり、卒業生に対する就職率は 87.9%になっている。よって、厚生労働省や本学全体のデータと比較して、経営学部の卒業生の内定率は高いということが言える。

だが、以上のデータは就職を希望しない学生も含まれており、就職希望者ベースのデータをみると状況が異なってくる。本学の 2008（平成 20）年３月卒業生の就職希望者ベースの実績データを概観すると、全学で就職希望者 2,334 名のうち、就職者 2,263 名で希望者に対する就職率は 97.0%の値を示している。同様に、経営学部のデータをみると、就職希望者 587 名のうち、就職者：572 名で希望者に対する就職率は 97.4%である。このデータをみる限り、就職を希望する経営学部の学生のうち、就職ができなかった学生は 2.6%しかいないと判断できる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度に実施された授業アンケートについて、以下では具体的なデータをもとにみていくことにする。

2006（平成 18）年度教員参加率

経営学部	春学期			秋学期		
	専任教員	その他	計	専任教員	その他	計
現員	33	16	49	34	12	46
参加者	27	14	41	33	10	43
参加率	82%	88%	84%	97%	83%	93%

2007（平成 19）年度教員参加率

経営学部	春学期			秋学期		
	専任教員	その他	計	専任教員	その他	計
現員	45	15	60	45	10	55
参加者	42	7	49	42	7	49
参加率	93%	47%	82%	93%	70%	89%

2006（平成 18）、2007（平成 19）年度の両年とも専任教員のアンケート参加率は 90%を超えるようになっており、授業アンケートを行う体制が整ってきていると判断できる。アンケート調査の実施は、教授会等全員が集まる会議で、実行を促す努力が続けられており、この数値は妥当だと判断できる。なお、専任教員以外の実施率がやや低い傾向にあるため、アンケート調査の意義を非常勤教員に対しても伝えていく必要があるかと思われる。

2006（平成 18）年度クラス実施率

	春学期			秋学期		
経営学部	対象数	実施数	比率 （実施数／対象数）	対象数	実施数	比率 （実施数／対象数）
	186	109	59%	194	129	66%

2007（平成 19）年度クラス実施率

	春学期			秋学期		
経営学部	対象数	実施数	比率 （実施数／対象数）	対象数	実施数	比率 （実施数／対象数）
	211	156	74%	207	114	55%

先ほどの表では、専任教員がアンケート調査を実施している率の高さが確認できたが、2006（平成 18)、2007（平成 19）年度のクラス実施率をみると、すべてのクラス（講義）においてアンケート調査が実施されている傾向にはないことが分かる。具体的な数値としては、2006（平成 18）年度春学期、秋学期でそれぞれ 59%、66%であり、2007（平成 19）年度春学期、秋学期でそれぞれ 74%、55%である。この結果は、演習（ゼミ）や卒業演習等の少人数クラスでは、調査自体に疑問を感じた教員が、アンケート調査を行わなかったことを原因とするのであろう。

2006（平成 18）年度 参加学生数

	春学期					秋学期				
経営学部	教室規模				合計	教室規模				合計
	小	中	大	超大		小	中	大	超大	
登録数	2,256	589	11,533	6,456	20,834	2,529	828	10,224	5,309	18,890
実施数	739	174	3,226	1,423	5,562	1,013	304	2,500	862	4,679
率（%）	33%	30%	28%	22%	27%	40%	37%	24%	16%	25%

2007（平成 19）年度 参加学生数

	春学期					秋学期				
経営学部	教室規模				合計	教室規模				合計
	小	中	大	超大		小	中	大	超大	
登録数	2,628	779	15,485	3,655	22,547	2,584	774	13,154	3,675	20,187
実施数	1388	272	4,387	554	6,601	711	269	2,634	764	4,378
率（%）	53%	35%	28%	15%	29%	28%	35%	20%	21%	22%

アンケート調査に参加した学生数についてみてみると、合計の参加学生数が 25%前後にとどまっていることが分かる。この値の低さは、調査時における出席状況、もしくは提出状況等の要因によるものだと考えられる。よって、学生にもアンケート調査に参加する意義を訴えていく必要があるのではないかと思われる。

次に、試験形態、単位評価方法、学生とのコミュニケーション等の教育効果の測定に関しては、個々の教員に委ねられている。これらの事項について、学部で組織的に管理が行われているわけではない。間接的な形ながら、教授会や学部の各種の委員会等の会議で、教育方法や効果測定について議論されることがある。

次に、本学部の卒業後の進路状況についてであるが、就職希望者に対する就職者の比率である 97.4%という値は、ほぼ 100%であり客観的にみて高い数値だと考えられる。だが、以下の２点の課題を抱えているといえるだろう。１つは、就職率の数値は高いものの、就職者のすべてが希望する就職先に決まっているかというとそうではない点である。それゆえ、就職率という値からは判明しない就職先に対する学生本人の満足度を高める必要があるのかもしれない。もう１つは、就職を希望しているにもかかわらず、就職先が決まらなかった 2.6%の学生に対する処置である。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

アンケート調査に関する現状を整理すると、以下の３点にまとめることができる。①専任教員の実施率は高いが、それ以外の教員の実施率はやや落ちる、②すべてのクラスで調査が行われているわけではない、③学生の参加率は 25%前後にとどまる。①に関する課題としては、教授会に参加しない講義担当者に対して、アンケート調査の意義を訴えることが専任教員の実施率の数値の改善につながるのではないかと思われる。②に関しては、基礎・外書セミナーを除く少人数の演習クラスでアンケート調査を行う意味はあまりないと考えられる。なぜなら、演習クラスでは教員と学生の信頼関係が構築されている場合が多く、評価項目に関して正確に測定できているかという妥当性の問題があるためである。よって、アンケート調査を行うサンプルをクラス構成員や教室の大きさ等で選定し、クラス実施率の数値の改善を図る必要があるのではないだろうか。③に関しては、教員サイドだけでなく、学生サイドに対してもアンケート調査の意義を伝えれば、数値の向上が見込めるかもしれない。アンケート調査を行ったあと、どのような経路でその数値がフィードバックされているかを学生に認知してもらうことが１つの方法ではないかと思われる。

次に、試験形態、単位評価方法、学生とのコミュニケーション等の教育効果の測定に関していうと、個々の教員に委ねられているために、なかなか具体的な改善方法が見つからないという現状がある。これまでは、ファカルティー・デベロップメント（ＦＤ）活動等を通じて、個々の教員の教育能力を向上させる試みを学部で行ってきたわけだが、このような地道な活動を継続的に行う必要があると考えられる。

希望する就職先に決まらない、もしくは就職を希望しているのに就職先がなかった学生

を出さないためには、教員側から学生に対して、なるべく早い時期から就職活動に関する重要性を意識付けすることが可能な対策として考えられる。というのも、学生生活の早い時期から「働くこと」や「希望するキャリア」について考えている学生の方が、そうでない学生よりも準備期間が長い分、就職活動が円滑に進み、希望する企業に就職できる傾向があるように思われるためである。また、早い時期から就職について考えることにより、就職先の多様性が増す可能性があるかもしれない。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

授業における成績評価は、基本的に個々の教員の裁量に委ねられている。例外事項として、経営学部の基盤科目に位置付けられるイントロダクトリー科目については、担当する複数の教員が成績評価（合格率を含む）について話し合った上で成績評価が行われている。少人数科目は別にして 200 人以上を超える科目については、合格率がおおむね 70～85%の範囲でおさめるのが適切である、という認識を教員がもつように、教授会で確認されている。同時に、成績評価の分布についても極端な偏りが出ないようにするという合意が教員間で共有されているといえる。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

経営学部では､各学期における登録可能な上限単位数を１年生から３年生までは 22 単位、４年生は 24 単位に設定している。この登録可能な上限単位数は、他学部と比べて若干低い設定になっている。

これについては、他学部の上限単位を見て、不満を有する学生もいる。しかし、経営学部としては、学生がゆとりをもって授業に参加し、その内容をしっかりと身に付けていけるようにこの上限を設定しており、単位の実質化を達成するためには、１学期間に履修する単位数としては、これが妥当であると考えている。仮にこの上限単位数をすべて取得したとすると、４年間で 180 単位となり、卒業要件単位数 124 単位を 56 単位超えることになるので、かなりの余裕があるし、この他にも「大学コンソーシアム京都」で履修する単位互換科目については、４単位はこの上限外で卒業要件単位に加えることができる。その意味で、運用上も適切性を有していると考える。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

経営学部では、各学年の初めに低単位に陥った学生の抽出を行っている。その基準は、１年次終了時取得単位 17 単位以下､２年次 47 単位以下､３年次終了時 77 単位以下である。これらの学生に対しては、成績表交付時に学部事務室に来るように連絡すると共に、個別

に呼び、教員が面談して単位履修の指導を行うことによって、以後の勉学への取り組み意欲を喚起するように努めている。こうした指導を通して、経営学部では学生の意欲の向上と質の確保に適切に対処していると考えている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

成績評価は教員として最も重要な役割の１つであり、教育の根幹にかかわるものなので、今後も継続的に、成績評価に関する学部教員の認識を、教授会等の場で確認し啓発し合っていく必要があろう。なお、すべての科目において公平性の高い成績評価が行われているという現状にないことは注意を要する。合格率が極端に高かったり、評価が甘い科目が存在し、他科目履修者に不公平感をもたらすような事態が生じている。

本学部が他学部よりも少なめに登録可能な上限単位数を設定しているのは、学生が理解能力を超えた過剰な科目数を履修することは望ましくない、という考えが背景に存在するためである。つまり、過剰な科目数を履修すると、予習復習を含めて十分な学修ができなくなることを懸念しているのである。履修可能な科目数を制限することによって、じっくり勉強し着実にその内容を身につけることを意図したこの方針は、それなりに効果を挙げているといえる。だが、他学部生と比較した際、経営学部生に不公平感が存在するのは事実である。

個別に学生と面談し、生活態度までも含めたきめ細かな指導を行っていることは、教育機関として評価できる点だと思われる。この地道な作業を継続することで、卒業時における学生の質が向上することを期待したい。だが、卒業時の学生の質を検証する仕組みが構築されていないことには注意を要する。ただし、それを誠実に行おうとするならば、卒業試験を課すなりして、新たなシステムを組み込む必要が出てくる。しかし、それは、現在の経営学部の教員数や教育配置の状況、卒業試験の科目構成やその内容、試験問題の作成と採点・評価等、多数の観点から、実現は非常に困難だと思われる。それゆえ、現在は、現行の個別面談の質を向上させ、きめ細かな指導を地道に続けていく方を選択している。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

成績評価の甘い科目を減らしていく試みとして、本学部では、科目の相対化と教員への啓発のために、現在教授会において各教員の成績評価の公開が行われている。この試みは、継続的に行われる予定である。また、授業内容の多様化が進む中で、成績評価の在り方もその影響を免れることはできない。授業内容に応じた成績評価が存在するためである。よって、今後、学部運営委員会等で、学部全体のカリキュラムを踏まえた上で、成績評価をどうすべきなのかといった議論を深める必要があるだろう。

単位修得数に関する不満が学生側にある点は、考慮していく必要性があるとは思われるが、今後あえて登録可能単位数を拡大する必要があるとは考えられない。履修可能な登録科目を制限することによって、より濃密に履修科目に取り組めることができると考えるた

めである。安易な科目登録を避け、しっかりとした計画に沿って科目選択を行うためには、履修科目数制限が必要だと思われるのである。

学生の質を確保するためには、上記のように個別に学生と面談することのほかに、何らかの対策を取る必要があるのかもしれない。社会が、質の保証を強く求め出していることからみて、上に述べた卒業試験を行う等何らかの対策が検討されるべき時期に来ているとも判断できる。ただ、これは全学的な問題とも関係するので、その調整が必要であろう。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

学生に対する履修指導は、本学全体のプログラムに沿いながら進められている。加えて、経営学部ではいくつかのプログラムを設定している。①１年次入学当初に、学部に所属する全教員によって行われるガイダンスである。これは、新入生を 20 人ほどの小グループに分け、各グループに１人の教員がはりつきながら、大学教育の概要（高校教育との違い）、勉強のやり方、講義履修の方法等を半日を費やしながら指導するものである。②１年次の春学期にはほぼ全員が履修することになっている基礎セミナーという授業が用意されており、半年間かけて勉強の方法、プレゼンテーションの方法、議論の方法等、大学で学ぶ上で基本的事項となる内容を中心に学修する。③２年次からは、各教員がそれぞれ開講する演習（ゼミナール）を通じた少人数教育が行われる。履修指導については、ゼミナールの担当教員がゼミ生の履修指導を行うことになっている。ゼミに参加していない学生については、代表となる学部教務教員が相談に乗る体制を整えている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

経営学部では、年々留年者数が増加傾向にある。これは、成績評価の厳格化が進んだことが１つの要因として挙げられるが、現在のところ補習等の留年者に対する特段の教育上の配慮を行ってはいない。だが、１～３年次において低単位履修者に対して面談・指導を行い、留年者の防止に努めている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

経営学部では、151 の講義科目で科目等履修生・聴講生に講義を提供している（すべて２単位科目）。科目等履修生に関しては、定期試験を受験することができ、一定の合格点数をとることで「単位」が認定される。また、単位認定された科目は「大学評価・学位授与機構」に申請し、科目の内容等が同機構の定める要件のすべてを満たすことで「学位」修得単位に繰り込むことも可能である。また、高校生の場合、本学入学前に本制度で修得した単位は、本学入学後卒業に必要な単位数に充当することが可能である。一方、聴講生の場合は、授業を聴講するのみで単位認定のための定期試験を受験することはできない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

全教員による新入生ガイダンスの前に、学生全員を集めたガイダンスが大学のプログラムに沿って行われているが、新入生はそのガイダンスのみで理解できない場合が多い。とりわけ、科目内容やどのクラスを履修していけばよいのかという点については、細かな指導が必要になる。その点で、全教員による少人数のガイダンスを二段構えで設けていることは、新入生に対して配慮しているといえるだろう。ゼミを通じての履修指導に関していうと、個々の教員によって指導内容に差があり、組織的に成果を挙げられているわけではない。ゼミに参加していない学生に関しては、学部教務委員が相談に乗る制度が存在するが、これを利用している学生は少数である。

留年者と一言でいっても、その留年に至る原因は様々である。進路の関係から自主留年をする学生もいれば、低学年時に単位の修得につまずいた結果として留年する学生もいる。また、それまでは単位修得に関して問題がなかったが、最終年次において健康上の面等何らかの要因によって卒業要件単位を修得できなかった学生もいる。このように留年にあたっての個々の状況が異なるので、一様な対応は困難である。そのために、学部としての対処措置に関して決定的な対策がとれていないのが現状である。

科目等履修生・聴講生に関しては、151 科目の講義を開放しているが、現状ではその利用数は限られたものとなっている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

全教員による新入生ガイダンスは、教員と少人数の学生によって構成されるので、入学当初に全く状況が分からず、とかく孤立化して履修に齟齬をきたしがちな新入生の数を減らす効果がある。したがって、この制度は今後も継続する価値があるだろう。２年次からのゼミナールにおける履修指導は、教員間の協議を深めながら、系統だった履修を行えるように個々の教員が努力すべき課題だといえる。学部教務委員による相談制度については、学生側の認知が足りない部分もあってほとんど機能していないため、制度自体を学生側にアピールすべきだと思われる。

学力不足による留年者に対しては、補習等の教育的な措置をとることによって、低単位者の学修効果を高める努力をすべきなのはいうまでもない。だが、学力不足を起因とする留年者に関しては、現在取り組んでいる低学年時のフォローを手厚く行うことによって、留年候補者自体を削減する努力を続けるべきであろう。また、厳格な成績評価を行いながら、教育内容を見直し、学生の理解度を高めるような改善を行う必要があるだろう。

科目等履修生・聴講生の増加に向けて、制度の告知を行うことが必要である等の検討を加えるべきだと思われる。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

学生が単位修得のみを目的とするのではなく、学修内容に関心を払うことができるように、経営学部では各教員の合意のもと、少人数による授業を増加させている。少人数による授業においては、参加意識が求められることになり、学修意欲の喚起に寄与すると判断されるためである。この方針に従って、経営学部では、１年生から基礎セミナー・外書セミナー、２・３年生における演習（ゼミナール）、４年生時での卒業研究と少人数クラスを設置している。さらに、一般の専門科目においても、人数を限定してケース分析の授業を設け、少人数教育を重視している。これらの結果、学生が希望すれば４年間にわたって少人数クラスで授業を受講する体制が徐々に整ってきていると言え、学修の活性化につながっている。また、通常の講義においてもレポートを課して、学生自ら調査・研究を行い学修の活性化を図る教員もいる。

ＦＤに関しては、経営学部では 1995（平成７）年度から、教員各自の教育の創意工夫を議論する意見交換会の開催という形式でＦＤ活動を開始した。その後、これは 2001（平成13）年度からは、「教育の情報化に関する研究会」に引き継がれ、現在のＦＤ研究会に発展している。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

経営学部の教員がシラバスを作成する際には、大学所定のフォーマットに従いながら記入する。そのため、内容に関してあまり漏れのない体裁の整ったシラバスが作成されているといえる。大学所定のフォーマットは、講義内容と計画を順に記入する形式になっているため、具体性が高く詳細なものになっている。教員が行う講義もほぼその順序が守られながら行われると言ってよいだろう。ただし、学生側がそのシラバスを熟読した上で、履修科目を決定しているかどうかは疑問である。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価調査（アンケート調査）は、上記のように現在全学的に行われている。繰り返すと、授業評価調査は、講義終了近くになって実施されており、学生の授業評価、理解度、満足度が測定される。アンケート項目の解析は委託業者によって行われ、教員にデータのフィードバックが行われている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の主な手段は、前述したように学生による授業評価調査である。この実施結果は、

個々の教員にそれぞれフィードバックされるため、教員はその結果を踏まえながら、次回の講義設計を行っている。このようなシステムが根付いてきたのは、ここ数年のことである。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

ゼミ形式の授業を４年間通じて受講できる体制を整えていることは、学生の勉学に対する意欲を喚起する上で、大きな役割を果たしている。とはいえ、経営学部ではすべての学生がゼミ形式の授業を受講しているわけではない。２年生でみると、約 15%～20%の学生がゼミに参加していないという現状がある。これは、ゼミ形式の授業が自由選択であることが１つの要因だと考えられる。同時に、２年次からゼミ形式の授業を受けるためには、１年次における一定の履修条件を課していることも、ゼミ参加をしていない学生がいる理由として考えられる。

ＦＤに関しては、経営学部では年に数回ＦＤ研究会を開催しており、近年の教育手法やツールについての知見を深める場になっている。ただ、さまざまな理由により、全教員がＦＤ研究会にそろう機会が減ってきている。この状況を克服し、学部全体でＦＤ活動をどのようにして持続させていくかが今後の課題といえよう。

大学所定のシラバスは、授業計画を設計する際に、その全体像を意識せざるを得ないものとなっているため、体系的な授業内容を提供するのに効果を挙げているといえる。また、教員もなるべくシラバス通りに授業を行っている。成績評価を行う際にも、シラバスに記した基準に沿って実行されている。だが、シラバスはあくまで授業計画であり、クラスに参加する学生の理解度や関心によって、変更せざるを得ない場合も生じる。このような場合に、シラバスの順守を重んじすぎると、教育成果が乏しいものになる可能性がある。たとえば、学生の理解度が不十分である際に、無理やり先に進めてしまうのは教育効果の点からみて、適切であるとは言い難い。

教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムとしての授業評価制度は、現在有効に活用されていると言え、問題点はとくに見当たらない。ただし、授業評価結果の活用は個々の教員に任されているために、授業改善を心がける教員の姿勢が求められるといえよう。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

ゼミ形式の授業や少人数限定の講義を増やしている経営学部の現状は、他大学と比べて遜色のないものだといえる。だが、学生の学修の活性化に向けて、個々の教員の指導方法を改善していくことは今後ますます必要になろう。また、経営学部ではゼミの選択時期として、１年次の末を設定しているが、そこで履修条件を満たしていなかったり、面接試験で落ちた学生に対して、２年次の末に再チャレンジの機会を与えている。このように、少人数教育の徹底に向けて、制度を少しずつ柔軟に変化させてきており、この試みは継続すべきであろう。

ＦＤに関しては、全教員が研究会に参加する状況を作り出すことが課題である。また、

外部講師を招聘したり、経営学部の教員を他大学に派遣したりして、ＦＤへの取り組みを多面的に行っていく必要がある。

シラバスは達成目標を示したものであり、その目標に至る過程を詳細に示したものである。よって、シラバスを順守することが、担当教員が想定していた最もよい教育成果を挙げる手段であることは疑いない。だが、想定外の事態が生じた場合、シラバスの順守にこだわることなく、柔軟に学生の現状に対応する能力が教員に求められる。よって、教員はシラバスを羅針盤にしつつも、学生の理解度をチェックしながら授業を進めるべきだと思われる。また、学生はシラバスを熟読した上で、履修科目を決定するような意識付けを学部として徹底させる必要があるだろう。

アンケート調査に関する改善施策をまとめると、①教授会に参加しない講義担当者に対して、アンケート調査の意義を訴え参加を要請すること、②アンケート調査を実施するクラスの基準を再考すること、③調査に答える学生に対して、アンケート調査の意義を伝えることによって回答率を向上させることが挙げられる。

教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムとしての授業評価制度は、個々の教員が次回の講義計画や講義内容に活用して、初めて意味をなす。よって、この評価結果を活用するように、教員の意識付けを学科会議や教授会で行っていく必要があろう。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

授業の形態として挙げられるのは、①通常の講義形式、②ケースメソッドを利用する方式、③ビジネスゲームを利用する方式、④コンピュータ上で分析や実習を行う方式、⑤少人数教室による討論方式等様々なものがある。さらに近年では、インターネット等を利用した遠隔授業も新たな形式として挙げることができよう。１つのクラスで１つの授業方式に限定されず、これらの形式を混ぜながら行うことも可能である。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

通常、教員が講義を行う際には、教室に設置されたパソコンソフトであるパワーポイントが用いられることが多い。整理された情報をパワーポイント上でまとめつつ、補足情報を口頭で伝える方式は学生の理解度の向上に寄与しているといえる。また、講義を行う際に、ビデオ、ＤＶＤ、インターネット等を活用しながら、学生の理解を深める試みは活発に行われている。視覚的に映像やフィルムをみることによって、文字情報のみでは伝わらない内容を理解させることができるため、これらの傾向は好ましいと考えられる。さらに、データを分析することを主眼とする講義では、SPSS や SAS 等の統計分析ソフトを用いて会計情報やアンケートを分析・解釈することも実施されている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、経営学部では若干の統計に関わる科目において、ネットワークを通じたいわゆる「e-learning」で授業を行っている。この分野では、学生が直接データ処理を行うことで理解を深め、分析能力を身に付けることが重要なので、この方式は有効性をもっているといえる。ただ、経営学の理論をこの形式で行うことの有効性はまだ未知数であり、そのため、統計関係以外ではこの形式は採用されていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

現在、講義内容および教員によって、様々な授業形式が用いられている。情報機器の進歩に伴って多様な授業形式が可能になり、学生の授業意欲の喚起に結びついていると思われる。

多様なメディアを活用することによって、講義時間内に伝達可能な情報量が増大したように思われる。情報量の増大だけでなく、学生の理解度に寄与している。また、メディアを活用することによって、双方向の授業が可能になることもある。たとえば、教員側から学生側への伝達のみでなく、学生がパワーポイントで発表することによって、教員と学生の双方向の授業が可能になる。このように多様なメディアを有効に活用することによって、受け身の姿勢で講義を受けるという過去の状況が改善されてきていると思われる。

遠隔授業に関しては、経営学部では現在はまだ全面的に採用するところまでは議論がなされていない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

多様な授業形態やメディアが利用されている現状は、科目を選択する学生側からみて、多様性が増して好ましいと考えられる。しかし、経営学部の教員は、多様な授業形式やメディアを用いるだけでなく、教育効果も踏まえながら、教員間で情報を共有し議論を重ねる必要があろう。また、どんな授業形態やメディアを用いるにしろ、学生側のコミットメントが高くなければ意味のないものになるので、その点の配慮をしていくべきだろう。

遠隔授業に関しては、遠隔授業が理論等の授業においても、生の講義と同等の教育効果をもつことが確認されれば、実施の方向に向かうこともあるかもしれない。その点については、今後議論を深めていく必要があろう。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

あらゆる面でグローバル化が進んでいる現代社会においても、それが最も先鋭的に現れているのがビジネスの領域である。そのビジネスをめぐっての教育・研究を中心に置いて

いる経営学部であるから、当然、教育・研究両面で国際的な展開を行うことが強く求められる。それゆえ、本学部では国際交流には前向きに取り組むことを基本方針としており、国際ビジネスに関わる科目を増加させると共に、他方で、留学生の受け入れや提携校との交流に積極的に対応してきた。

現在、本学部で開講している国際関係の科目は以下の通りである。

科目名	開講年
経営史（国際比較）	2001（平成 13）年度
国際会計	1999（平成 11）年度
国際金融Ａ	2008（平成 20）年度
国際金融Ｂ	2008（平成 20）年度
国際経営論	1974（昭和 49）年度
国際財務管理論	2007（平成 19）年度
ヨーロッパ企業論Ａ・Ｂ	1987（昭和 62）年度
マネジメント特講（アジア企業論Ａ）	2008（平成 20）年度
マネジメント特講（アジア企業論Ｂ）	2008（平成 20）年度

また、本学部では欧米の大学や大学院への留学を考えていたり、留学から帰って後さらに語学力を維持・発展させながら経営学の知識を固めたいという学生のために、以下の英語科目を開講している。

科目名	開講年
マーケティング・トピックス（英語講義）	2000（平成 12）年度
英語で学ぶ経営学Ⅰ・Ⅱ	2008（平成 20）年度

さらに留学の基盤となる英語能力を本学部の学生が身に付けるようにするために、本学部では、TOEIC 点数の上位者に対して奨励金を支給する制度も設ける等、本学部では学部生の海外留学を積極的に支援している。

外国人留学生については、年ごとにやや変動があるが、本学部の受け入れ数は以下のようになっている。これは、本学の中でも最も多く、本学部が本学の国際化に大きな位置を占めていることを表している。

年度	受験者数	合格者数	全学合格者数	割合
2004（平成 16）年度	45	8	32	25.0
2005（平成 17）年度	55	16	56	28.6
2006（平成 18）年度	43	14	49	28.6
2007（平成 19）年度	42	9	29	31.0
2008（平成 20）年度	43	21	44	47.7

なお、研究面では、個々の教員による海外調査や在外研究が積極的に行われている。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教育面で国際交流を緊密化させる措置としては、全学的には派遣留学制度が各種用意されており、学生はそれを利用して留学を行っているが、その枠組みの中で本学部は法学部・経済学部と共に、カリフォルニア州立大学リバーサイド校と連携して同校へ半年間学生を派遣するＥＢＪプログラムを行っている。また、大学院マネジメント研究科でデュアル・ディグリー・プログラムを行っていることから、その相手先であるミズーリ大学セントルイス校のアンダー・グラジュエートの学生が２年に１回行っている日本ツアーに本学来訪プログラムを組み込み、本学部学生が彼らと交流する場を作っている。

一方、研究面で国際交流を緊密化させる措置としては、全学的に行われている在外研究制度や、海外学会での発表・論文投稿への経済的支援等を利用して、所属教員が積極的に海外で活動することを奨励している。また、外国人教員の受け入れも行われており、2007（平成 19）年度にはイタリア人教員、韓国人教員、中国人教員がそれぞれ１名ずつ在籍している。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

国内の他大学との組織的な交流は、本学部独自に行っているわけではないが、全学的には 32 校の海外の大学と交流協定校をもっており、本学部もその枠組みを利用している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本学部が教育研究面での国際交流に前向きに取り組もうとしているのは適切だと言える。ただ、残念なことにそれはまだ十分に実を結んでいない。

学部としては学生が積極的に海外へ留学してその知見を広め、幅広い判断力を養えるようになることを勧めているが、本学部から留学を目指す学生は必ずしも多いとは言えない。経営学部生の 2007（平成 19）年度における派遣留学実績は、認定留学が５名（中国／アイルランド／ニュージーランド／アメリカ）、ＥＢＪプログラムによる留学が２名（アメリカ）、夏期短期語学実習による留学が６名（アメリカ）となっている。この他、18 名の学生が同年にこうした公的制度を利用せずに私費で留学しているが、それでも留学した学生数は 31 名にすぎず、全在籍学生が 3,000 名に及ぼうという学部としては、見劣りがするのが現状

である。こうした状況が生じる原因のひとつは、本学の公的な留学制度が学生のニーズに応えきれていない点にあると考えられる。とくに、ＥＢＪプログラムは留学期間が半年間と短く、語学力を修得するには時間的に不十分であると考える学生が多く、ＥＢＪプログラムに興味を示しても、結局断念するか、私費留学に切り替えるかすることが多い。

他方、留学生の受け入れは、本学部は本学の中では多いが、受け入れ学生のほとんどはアジア、より具体的には中国からの留学生である。真の国際化は世界のあらゆる国や地域との交流が出来て初めて可能となるものである。その意味で、本学部も積極的にアジアのその他の地域や欧米の学生を受け入れるようにしていくことが必要である。

研究面で言えば、2007（平成 19）年度は経営学部教員がデンマークの協定校へ在外研究で赴いている。ただし、海外大学との研究交流や派遣実績はまだまだ途上段階にある。また、国内の他大学との教育研究交流も組織的とは言いがたい状況である。これら大学との研究面での交流は、今後ますます深化させるべきであろう。しかし、国内外との研究交流を何処まで組織化できるかという問題は、議論の余地を残すだろう。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

国際交流を緊密化させていくうえでの基本方針は極めて適切であり、変える余地はないと思われる。改善すべきは、制度的な問題を摘出し、その解消を図っていくことである。

学部として、教育面で国際交流を緊密化させていくためには、とくにＥＢＪ留学制度への応募者を増加させるようにしていくことがまずもって必要であろう。その際、改善の具体的方策として考えられるのは、留学期間の延長であろう。

一方、留学生の受け入れについては、アジア圏のみならず他の地域からの受入を拡大させていくことが求められる。そのためには、学部教員がもつ海外の研究者とのネットワークを利用しつつ、学部の存在性をアピールしていくことが必要である。

Ｃ　法学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

法学部学士課程の到達目標は、建学の理念としての「人づくり教育」に則り、法学・政治学の専門教育を通じた人間の育成を行うことにある。それは、専門教育を単なる知識の伝達に終わらせず、何のために法学・政治学を学ぶかを理解し、主体性をもって取り組む姿勢を学生に与えることを通じて達成される。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

本学法学部の教育目標が、「教養と正義感をもった専門人の育成」であること（それは「専攻に係る専門の学芸を教授する」ことを通じた「豊かな人間性」の涵養に言及している大学設置基準第 19 条の理念と合致している）は本学が独自で実施した自己点検の報告書である『京都産業大学の現状と課題　2004』（以下では「自己点検報告書」と略記する）において述べたとおりであり、それは現在に至るまで一貫して追求されているところである。それをより具体的にいえば、本学法学部は、①法的思考力と公共心の涵養を通じた市民的教養の形成および職業人としての基本的素養の修得、②法曹準備教育、③法曹以外の法学的専門職の職業観養成をもって、法学部の教育的任務と位置づけている。

法学部学生（2008（平成 20）年度入学生）の卒業要件は、共通教育科目 24 単位以上（言語教育科目８単位（選択必修）を含む）と専門教育科目＋テーマ別融合教育科目（テーマ別融合プログラムを構成する科目および専門教育科目の入門的な科目をこのように呼んでいるが、2009（平成 21）年度に向けて大きく手直しされる予定である）80 単位以上を満たした上で総計 124 単位以上を修得することとなっている。共通教育科目の最低修得単位数は、従来言語教育科目の８単位のみとしていたところ、2007（平成 19）年度入学者以降は人間教育科目と体育教育科目を含めて 24 単位に改めた。このことにより、専門教育科目のみに偏らず、専攻分野以外の幅広い学問分野に触れることが制度の枠組として保障されたといえる。教養教育の重要性を意識した上での制度改革であるが、それは専門教育の比重をその分軽くしたことを意味しない。共通教育科目およびテーマ別融合教育科目は、法学部教育課程の体系上、専門教育科目に本格的に取り組む前提として、また、専門教育科目履修の傍ら他分野に触れることにより法学・政治学を学ぶための視野の拡大を図るよすがとして位置づけられる。

このようにカリキュラム上の制度枠組の整備を行ったとはいえ、自己点検報告書で述べた「体系性とは、・・大学側から与えられるものであるよりも、自らの志望に従い、学ぶ側からつくり出すもの」であるという基本的認識は変更していない。専門教育科目に関しては、民法I（概論・総則・物権）および刑法I（総論）の計８単位が必修である他は全て選択科目（2009（平成21）年度開設の法政策学科では、必修科目２科目に加えて憲法A（統治機構論）、公共政策概論、日本近現代法史（新設科目）、法社会学Aおよび４年次演習から４単位を選択必修とすることとしている）であり、また他学部の専門教育科目を履修した場合には、テーマ別融合教育科目に含めるかたちで18単位までを卒業要件単位として数えることができる。このように履修は可能な限りフレキシブルに行うことができ、「個々の学生が自分の人間形成に役立つであろう科目を選択し受講していく。首尾一貫して自己に忠実であることが、体系性を生み出す」（自己点検報告書）ことが期待される。とはいえ、学生

の志望する進路が多様であること、および、履修を効率的に行っていくには一定の指針が必要であることから、法学部では従来より、進路別の履修指針として履修プログラム制を実施してきている。すなわち、①法曹・司法書士専修、②公務員職専修、③企業関係法専修、④国際ビジネス法専修、⑤国際協力専修、⑥公共政策専修がそれである。各プログラム毎に最重点科目、重点科目、関連科目が配置され、学生は志望進路に従って体系性をもった履修計画を立てることができる。

法学部では2009（平成21）年度に法政策学科を開設し、旧来の法律学科と合わせ２学科の体制をとる予定であるが、法政策学科でも履修プログラム制を採用することとしている。法政策学科で設けるプログラムは①人間の安全保障、②社会安全、③社会政策、④行政、⑤法政歴史の５つであり、それとともに法律学科のプログラムも再編して５つにまとめ、行政および法政歴史については２学科共通とする。このような拡大・再編により、プログラム制は、とりわけ法政策学科において、志望進路別という側面とともに、履修者が追求しようとする問題意識に沿った分類という側面を有することとなった。これにより体系的履修の指針としてのプログラムの性格がより強化されるということができる。さらに、法政策学科においては、各プログラム毎に当該プログラム固有の科目（当該プログラム登録者で所定の科目を履修済みのもののみが履修できる科目）として、フィールド・リサーチを設け、プログラム履修の総仕上げとしての地位を与えることとしている。プログラム履修の目標となる科目を設定することによって、学生にプログラムへの帰属意識を喚起し、体系的履修をより強く促す仕組みがカリキュラムに組み込まれたということができる。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

前々項で述べたように、専門教育を通じた人間の育成が本法学部の目指すところであることに照らせば、「基礎教育および倫理性を培う教育」は自ずから専門教育に組み込まれなければならない。すなわち、専門教育としての基礎からの段階を踏んだ体系的履修を行っていくことが人間の育成につながり、倫理性の涵養をもたらす、そのような教育課程でなければならない。

基礎教育に対応する専門教育科目には、１年次配当科目として、憲法Ａ（統治機構論）、民法Ⅰ（概論・総則・物権）、民法Ⅱ（債権各論）、刑法Ⅰ（総論）、裁判法、政治学入門、プレップセミナーおよび自由演習がある。講義科目のうち民法Ⅰと刑法Ⅰは必修科目であるが、それ以外の科目も各専門分野の体系において入門的役割を担うものであるとともに、扇の要のように体系的履修の出発点としての重要な位置づけが与えられている。プレップセミナーは１年次生を対象とした演習科目であり、法学・政治学を学ぶための基礎となる能力＝「読む・書く・話す・調べる」を学生から引き出し、専門教育科目の本格的履修に備えるとともに、将来の社会人としての資質形成につなげていくことを目的として設置されている。初年度に少人数の演習科目を設置することで、早い段階において専門科目履修に対する学生の意欲と主体性を養える。この科目は必修ではないが、１年次生を全員収容

できるだけのクラス数を開講し、懇切な履修ガイダンスを行って、履修を強く奨励している。2009（平成 21）年度開設の法政策学科においてもプレップセミナーは導入される。自由演習は、３年次に本格的な演習に入る前の段階で少人数教育を保障する趣旨で設けられてきたものであるが、意欲のある２年次生の演習への参加を認めるようカリキュラムを改正したのを機会に、内容の自由度を増し、１年次生を対象とすることも可能としたものである。

倫理性を培う教育という点では、規範の学である広義の法学はそれ自体倫理的側面をもつ。先に述べたように、本学法学部は学生が法学・政治学を単なる知識として受け取るだけでなく、主体的に取り組んでいく姿勢を養うことを到達目標としている。すなわち、法学・政治学の学修に主体的に取り組むことは自ずから主体的な倫理的判断を不断に求められ、答えていく過程でもあるのである。そのことは、とりわけ上記の少人数教育の場で典型的に行われる。少人数教育の場は一連の演習科目だけではなく、とくに憲法、民法、刑法の３分野において設けられている双方向講義においても、教員と受講者との相互のコミュニケーションを基調として授業が進められている。また、多人数になりがちな講義科目においても、教員が教壇を降りて受講者との対話を試みる等、学生の主体的参加を確保すべく努力が行われている。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

本学法学部では、「専攻に係る専門の学芸」教授のための専門教育科目として、以下のような科目を設置している。

講義科目は、（A）実定法、（B）基礎法、（C）政治学の３分野に大別される。（A）実定法への入門的講義科目として必修の２科目の他１年次配当の科目が位置づけられる。現行の開講科目は以下の通りである。

（A）実定法

・憲法：憲法A（統治機構論）、憲法B（基本的人権論）、憲法C（司法審査論）、憲法双方向講義

・行政法：行政法総論A、行政法総論B、行政救済法、実践行政法

・国際法：国際法A（総論）、国際法B（国家管轄権）、国際法C（国際人権法）、国際法D（国際責任・紛争処理）、国際法E（国際安全保障法）、国際法F（国際人道法）、国際法G（国際機構法）

・税法：税法A（所得税法）、税法B（法人税法）、税法C（国際租税法）

・社会法：雇用関係法、労使関係法、社会保険法、社会福祉法、人事・労務の実務、人事・労務インターンシップ、実践労働法演習

・民法：民法Ⅰ（概論・総則・物権）、民法Ⅱ（債権各論）、民法Ⅲ（債権総論・担保物権）、民法Ⅳ（親族・相続）、契約法発展、不法行為法発展、民法双方向講義

・民事手続法：裁判法、民事紛争処理論

・商法：商法概論、会社法Ⅰ、会社法Ⅱ、企業組織法、企業ファイナンス法、有価証券法、保険法、海商法、
・国際取引法：国際取引法Ⅰ（総論）、国際取引法Ⅱ（国際法務）、国際取引法Ⅲ（英米）、国際取引法Ⅳ（アジア・民事）、国際取引法Ⅴ（アジア・商事）、国際取引法Ⅵ（ＥＣ）、英文契約書作成
・知的財産法：知的財産法I（特許法・実用新案法）、知的財産法Ⅱ（商標法・意匠法）、知的財産法Ⅲ（著作権法・不正競争防止法・その他）、産業社会と知的財産、知的財産実務演習、知的財産実習
・登記法：登記法、土地家屋の調査と表示の登記
・国際私法：国際私法
・経済法：経済法
・刑事法：刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策

（Ｂ）基礎法

英米法Ⅰ（公法）、英米法Ⅱ（私法）、ドイツ法Ⅰ、ドイツ法Ⅱ、日本法制史、東洋法制史、西洋法制史、法哲学、法社会学

（Ｃ）政治学

政治学入門、公共政策概論、国際協力概論、政治学原論Ａ、政治学原論Ｂ、比較政治学Ａ、比較政治学Ｂ、国際政治学Ａ、国際政治学Ｂ、行政学Ａ、行政学Ｂ、日本外交史Ａ、日本外交史Ｂ、西洋外交史Ａ、西洋外交史Ｂ、アジア外交史Ａ、アジア外交史Ｂ、日本政治史Ａ、日本政治史Ｂ、西洋政治史Ａ、西洋政治史Ｂ、ナショナリズム論、日本政治思想史、西洋政治思想史、公共政策と市民社会、人間の安全保障論、地方自治未来論、総合安全保障論

以上に加え、公法、民法、商法、刑法および政治学において特殊講義を設け、通常の講義では必ずしも詳しく触れることができないが各分野で重要な諸問題について掘り下げる場としている。

次に演習・外国書講読科目として、次のような科目が置かれている。

演習：２年次演習、３年次演習、４年次演習、自由演習、プレップセミナー

外国書講読：英書、独書、露書、仏書、伊書、中書講読が各々、法学および政治学分野で設置されている。

2009（平成 21）年度に法政策学科を開設するに際し、講義科目では都市と法政策、社会安全政策等 20 科目近くを新設することとしており、また少人数の発展的科目として履修プログラム毎にフィールド・リサーチをおくこととしている（ （１）－１参照）。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学において、科目は各学部の専門教育科目と、共通教育科目およびテーマ別融合教育

科目に分けられる。共通教育科目およびテーマ別融合教育科目は、（１）－１で述べたように、法学部教育課程の体系上、専門教育科目に本格的に取り組む前提として、また、専門教育科目履修の傍ら他分野に触れることにより法学・政治学を学ぶための視野の拡大を図るよすがとして位置づけられる。

法学部（2008（平成 20）年度入学者）の場合、卒業必要単位数 124 のうち、80 単位はテーマ別融合教育科目を含む専門教育科目から修得することが必要とされている。したがって、共通教育科目の修得単位は最大 44 まで卒業要件単位数に含めることができる。そして専門教育科目の最低単位数 80 のうち、18 単位までをテーマ別融合教育科目（他学部専門教育科目を含む）をもって当てることができる。すなわち、最大で卒業要件単位数の半数に、法学部専門教育科目以外での修得単位を充当することができる。

共通教育科目は人間科学教育科目、言語教育科目および体育教育科目に分類される。人間教育科目は科目の性格により総合的分野、人文的分野、社会的分野および自然的分野に分けられ、さらに各科目が日本の歴史と文化（21 科目）、世界の歴史と文化（19 科目）、芸術と文学（23 科目）、歴史と人間（12 科目）、人間の心と言語（15 科目）、グローバル社会の課題（12 科目）、法と経済の社会（９科目）、現代社会と人権（26 科目）、環境と人間（11 科目）、科学と人間（38 科目）、導入教育（６科目）、情報技術（１科目）の 12 のカテゴリーのいずれかに分類されている。言語教育科目は英語（コア科目・テーマ科目）、英語以外（独・仏・中・西・インドネシア・伊・韓・露・ベトナム）、日本語（外国人留学生対象）に、体育教育科目は健康科学科目（５科目）とスポーツ科学科目（７科目）に分類される。

他学部専門科目については、経済・経営・外国語・文化・理・工・コンピュータ理工の各学部の専門教育科目の履修について、法学部としてはとくに制限を課していない。

（１）－５　外国語科目の編成における学部･学科等の理念･目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

共通教育科目中の言語教育科目のうち英語教育科目または英語以外の外国語教育科目いずれか１カ国語８単位もしくは英語と英語以外４単位ずつ、合わせて８単位の修得を必須としている。また（１）－３で述べたように、英・独・仏・露・伊・中の法学・政治学外国書講読を配置しているほか、自由演習の中に外国書を教材とするものを設けており、また外国人専任教員（米国籍）の授業（英米法Ⅱ、英文契約書作成、演習）は英語で行われる等、外国語能力向上に積極的に取り組もうとする学生に十分な機会を与えている。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

（１）－３および（１）－４で述べた通り、専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目は、量的に十分用意されており、かつその配分においても不均衡は生じていないと考えられる。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

基礎教育と教養教育の運営に関し、共通教育科目については「全学共通教育センター」および「体育教育研究センター」が当たっている。前者は人間教育科目および言語教育科目、後者は体育教育科目の設置・運営主体となる。全学共通教育センターが設置する科目は、同センター所属教員によって担当される他、各学部の教員もその多くを担当している。同センターの運営は、学長を委員長とし、全学共通教育センター長を副委員長とする全学共通教育センター運営委員会がこれを行っている。同委員会は学長、全学共通教育センター長の他、副学長、教学センター長、各学部長、人間科学教育科目運営委員長および言語教育科目運営委員長で構成されている。同委員会の下に人間科学教育科目運営委員会と言語教育科目運営委員会がおかれ、両委員会には各学部から委員を送っている。すなわち、体育教育科目を除く共通教育科目に関しては、各学部教員がその多くを担当するとともに、各学部が出す委員が運営に当たる体制がとられている。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

（１）－１および（１）－５でも述べたように、法学部（2008（平成 20）年度入学者）では、共通教育科目中の言語教育科目８単位の修得を必須としている他、専門教育科目のうち民法Ⅰ（概論・総則・物権）および刑法Ⅰ（総論）を必修科目としている。2009（平成 21）年度開設の法政策学科においては、必修科目２科目に加えて憲法Ａ（統治機構論）、公共政策概論、日本近現代法史（新設科目）、法社会学Ａおよび４年次演習から４単位を選択必修とすることとしているが、必修その他の履修の制約は最低限度に止めており、学生の主体的な履修を促すという基本的姿勢は変わらない。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

まず、「多くの教員が、どのような高度な専門教育も、それが学生の人間的陶冶に資さなければ意味がないということを認識している」という、自己点検報告書における指摘は現在においてもなお有効であることを確認しておきたい。その基本的認識を前提として、法学部では履修の自由をできるだけ広く認め、履修プログラム制による補助を行いつつ学生の主体的履修を促してきた。この基本的方針は新設される法政策学科を含めてなお継続すべきであると考える。

法学部専門教育科目カリキュラムの客観的体系性は、（１）－３で示したように確保されている。しかし、学生個々人にとっては、その関心や志望進路等に即して自ら主体的に履修を行うことなくしては、体系そのものが空疎なものとなりかねない。その意味で、履修プログラム制はあくまで主体的履修を促すための指針でなければならない。法政策学科開設に至る議論の中で、プログラム制の強化ないしコース制の導入も論じられないではなかったが、従来のプログラム制の性格はそのままとし、フィールド・リサーチを設けて、体系的履修をより強く促す仕掛けを作るにとどめた。他方でプログラム制は学部横断的、

学際的履修プログラムであるテーマ別融合プログラムの設置という方向でも発展している。法学部はこの全学的な動きに積極的に呼応し、司法通訳を主な進路として想定する「司法外国語プログラム」、社会保険労務士を想定する「人事・労務プログラム」および弁理士を想定する「知財エキスパートプログラム」を主管学部として設置して、その本格的運営を2008（平成20）年度より始めている。

このような教育目標が全ての学生において認識されかつ徹底されているかといえば、それは必ずしも肯定的に答えられない状況は存在する。学生の履修行動はいわゆる易きに流れがちであり、ともすれば何ら一貫性のない履修で単位数だけを揃えるという学生も一定数存在している。

（1）－2で述べたように本学法学部の教育課程は「専門教育としての基礎からの段階を踏んだ体系的履修を行っていくことが人間の育成につながり、倫理性の涵養をもたらす」ものであるべきであるとすれば、その基礎教育の最初の要となる科目がプレップセミナーである。（1）－2で述べたように、プレップセミナーは法学・政治学を学ぶための基礎となる「読む・書く・話す・調べる」という能力を養うことを趣旨としている。従来、プレップセミナーはシラバスを１つに統一しつつ、具体的な進め方については各教員の裁量に基本的に委ねるという方式をとってきた。各教員がこの科目の趣旨を十分に理解した上で授業に臨むことを確保し、かつその内容を高めていくために、担当者会議やレジュメの公開等を通じて各教員の経験が担当者全体で共有される体制をつくってきた。また、学生には1年次の春学期中に詳しいガイダンスを行い、各教員の授業予定を示して、関心に沿った選択をする機会を与えてきた。その方式は一応成功してきたと考えている。しかし、科目の趣旨からして、この科目は従来の秋学期よりも春学期に開講する方が望ましく、また教材や授業の進め方に一定の統一性をもたせるのが望ましい。

（1）－4で述べたように、法学部では卒業に必要な単位の半数を法学部専門教育科目以外の履修により修得した単位で充当することができる。それに対応すべき共通教育科目およびテーマ別融合教育科目は、十分広い分野にわたって量的にも十分に供給されている。またこれも（1）－4で述べたように、共通教育科目およびテーマ別融合教育科目（他学部科目を含む）は、法学部の専門教育と密接に関連するものとして位置づけられており、現行の６つの履修プログラムにおいても、それらの多くの科目が関連科目および基礎科目としてプログラム構成科目の一部となっている。それと同時に、共通教育科目の運営に当たって法学部を含む各学部教員が参加することができる体制がしかれ、現在のところまず円滑に機能している。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

学生の主体的な履修行動を促すためには、何らかの仕掛けが必要である。法政策学科で予定されている履修プログラム毎のフィールド・リサーチの設置は、プログラムに沿った体系的履修を促す仕掛けであり、それは必ずしも各学生の主体的履修行動を直接もたらす

とはいえないが、まずプログラムに沿った自覚的履修を行うことから始めて、履修相談室[本章２）教育方法等（３）履修指導で詳述]での相談等を利用しながら自らの進路や関心に応じた調整を加えていく、という方向に向かうレールを敷くという効果は期待できる。法政策学科における実際の運用を見極めつつ法律学科のプログラム制を見直していくということを今後行っていくべきである。

さらに学生の大学生としての自覚を促す仕掛けとして、高大接続を推進していくべきである。高大接続の項目で述べるように、法学部では京都産業大学附属高等学校の生徒（２年生、３年生）に対し法学Ⅰ（２年生対象)、法学Ⅱの２科目を今年度より提供し始めている。そのうち、法学Ⅰは、法学教育というよりも大学への準備教育として位置づけ、大学生としての勉学に対する姿勢等を入学前の段階で理解させることを目的の１つとすることとしている。法学の準備教育として位置づけられる法学Ⅱを経て大学に入学することで、大学入学以後のとまどいや不適応といった事態を予防するとともに、当初から大学生としての自覚を伴った学生として大学生活を開始できる。附属高校でのこの試みが成功すれば、さらに付属校以外にも接続授業を拡大していくことも考えられる。

基礎教育の重要性は、今後益々大きくなっていく。その意味でプレップセミナーのより効果的な運用を図っていくことは不可欠である。プレップセミナーの春学期開講には、クラス設定の方法や教材の統一等、検討すべき課題が多いが、これはできるだけ早期に実現を図りたい。

法学部の教育課程における専門教育科目とそれ以外の科目との密接な関連を、とくに学生の履修行動において具体化させるためには、とりわけ共通教育科目の履修行動について、プログラム登録を行う２年次以降に限らず１年次の段階から、何らかの指針を提供していくことを検討すべきである。履修相談室での相談で一定の対処は可能であるが、履修相談室に相談に訪れる学生は既にそれなりに自己の抱える問題を自覚し、解決しようとしている者なのであり、学生全体の履修行動の改善のためには、何らかの仕掛けが必要になってくると思われるので、検討を続けたい。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

本学では、2007（平成 19）年度に附属高等学校および中学校を設置したのを機会として、附属高校の生徒で卒業後本学への進学を希望する者（２年生および３年生）を主な対象とした高・大接続授業を行うこととし、附属高校１期生が２年生となった 2008（平成 20）年度より実施している。法学部では、主として法学部進学を希望する者を対象に２年生向けに法学Ⅰ、３年生向けに法学Ⅱ（いずれも通年）を提供する。これらの科目は、高校生に対する授業を介したアプローチを行うことにより、入学までに法学部として望ましい学力や

学ぶ姿勢を身につけさせることを目標として運営していく予定である。

附属高校以外の高校生に対する入学前教育は、現在までのところ、附属高校生に対する教育ほど包括的には行われていない。わずかに求めに応じて、高校に教員が出かけ、大学紹介かたがた、模擬授業を行う程度である。また連携校からの入学予定生徒に対して、読書課題を課し、その感想文を添削したりすることがある程度である。また入学後も、１年次配当科目に導入教育としての意味合いも帯びさせているが、それ以外はとくに導入教育といえるほどのものを設けていない。

〔点検・評価〕

本報告書執筆時点においては、上記法学Ⅰの半ばを終えたところであり、本格的な点検・評価を行う段階ではない。ただ、法学Ⅰおよび法学Ⅱにつき、前者は大学入学の準備教育として位置づけ、後者は法学の入門教育として位置づけるというコンセンサスは成立しており、この位置づけは適切であると考えられる。したがって、法学Ⅱは実定法を専門とする教員が担当するのに対し法学Ⅰはそれ以外の教員が担当し、法学Ⅰでは、大学とは何か、大学で学ぶとはどういうことか、といったいわば大学論や、国民論、民族論といった法学・政治学を学ぶ上で土台となる社会学上の諸問題をとりあげ、また読み、書く能力の向上を図ることを趣旨として授業を組み立てていくこととなる。

附属高校生以外の高校生に対する導入教育は、まことに不充分な状態である。まずは高校での勉学を最後まで全うするよう求めているといえる。

〔改善方策〕

高大接続の試みは、法学部に関する限り附属高等学校のみを対象として始まったばかりである。当面は授業の運営を行いつつ浮かび上がってくる問題点に対処していく中で、想定されている各科目の位置づけ等についても必要な限りにおいて修正を加えていくこととなるだろう。そしてその経験に基づいて対象を付属校以外に拡大していく可能性についても検討を重ねていきたい。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本学では既に全学的にインターンシップに対する積極的取り組みを行っており、インターンシップ１～６のほか、４年間にわたり座学とインターンシップを組み合わせた学修を行うオン／オフ・キャンパス・フュージョン１～４も順調に運営されており、法学部生も多数参加しているほか、法学部教員も指導にかかわっている。

学部専門教育科目としてのインターンシップへの取り組みは比較的新しく、2008（平成

20）年度に、社会保険労務士事務所等を主な実習先とした人事・労務インターンシップが始めて開講された。2009（平成 21）年度からは、弁理士事務所等を主な実習先とする知的財産実習が開講予定である。これらの科目は「テーマ別融合プログラム」と称する学際的履修プログラムを構成する「人事・労務プログラム」および「知財エキスパートプログラム」の基幹的科目として設置されたものであり、各プログラムに登録した者を対象とした科目（登録者であれば他学部生も履修可）である。さらに 2009（平成 21）年度開設の法政策学科では、インターンシップを含めた広義の実習科目としてフィールド・リサーチを、各履修プログラム毎に開講する予定である。

〔点検・評価〕

全学的なインターンシップへの取り組みはこれまで成功を収めており、とくにオン／オフ・キャンパス・フュージョンは特徴的な科目として注目に値する。ただ、全学的な取り組みの限界として、各学部に所属する学生にとって専門教育との関連でインターンシップがどのような効果をもたらしうるのかが必ずしも明らかでないという問題点がある。法学部が設置している２科目については、各々の履修プログラムが目標として設定している進路に沿った実習先を確保して行われるものであり、その点で、専門教育の座学において学んだ事柄の実践という直接的連関が保障されている。もっとも、法学部のインターンシップ科目は 2008（平成 20）年度から始まったばかりである。

〔改善方策〕

法学部として上記２科目を運営していく中で経験を蓄積し、学生に対する教育的効果を最大限に引き出せる取り組みを継続していく予定である。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

法学部専門教育科目は、講義、演習、講読のいずれの形態の科目についても、90 分の授業時間に予習および復習の時間を含め、15 回あたり２単位という設定にしている。４単位科目は原則として週２回開講で１セメスター内に完了するかたちとしている。

〔点検・評価〕

15 回あたり２単位という計算方法に関しては、国内の各大学にほぼ共通の方式であり、それ自体に問題はない。現在、４単位科目は可能な限り２単位に分割し、時間割編成上の制約を除くとともに学生の履修の便宜を図っている。ただ、とりわけ月曜日の休日の増加に伴い、セメスターあたりの授業回数が十分確保できない状況が生じてきているので、学

年暦編成に際し必要に応じて休日開講を実施し、調整を図っている。

〔改善方策〕

セメスターあたりの授業回数を確実に 15 回確保するためには、夏期休暇の短縮等、思い切った全学的な措置が必要となってくるように思われる。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

在学中における国内外大学等での学修の単位認定に関し、国内については、本学は大学として「大学コンソーシアム京都」の単位互換制度に参加している。これは京都地域の大学・短大のほとんどが参加している組織であり、各大学から多くの科目が単位互換用に公開されている。学生は年間4単位まで登録し、履修することができる。認定された単位は、共通教育科目として卒業に必要な単位数に算入することができる。毎年、多くの法学部生がこの制度を利用している。また本学学則第18条の２第１項および第３－５項により、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学において授業科目を履修し単位を修得することおよび短期大学または高等専門学校の専攻科における学修および1991（平成３）年文部省告示第68号に定める学修を行うことができ、下記の留学において修得した単位と合わせて60単位を限度として本学で修得した単位とみなすことができるとされている。

国外の大学との間では、以下のような「在学留学」制度に基づく単位互換の制度がある。いずれも留学先での修得単位のうち60単位を限度として本学の卒業に必要な単位に算入することができる。

・交換留学：本学と交流協定を締結している海外の大学との間で留学生を交換し、単位を相互に認定しあう方式である。
・派遣留学：本学学生が交流協定校に派遣されるが、交換というかたちがとられない場合を指す。受入先の大学校で履修した単位が、本学で卒業に必要な単位として認定される。
・認定留学：海外の任意の大学に本学の許可を得て留学することを指す。現地での修得単位は審査の上、本学で卒業に必要な単位として認定される。

また夏季および春季の短期語学実習も実施されており、合わせて11カ国14 大学で語学実習を受けることができる。合格点を得た場合は、実習先の授業時間数に応じ共通教育科目の海外実習科目として２－４単位が与えられる。

学則第 18 条の２第６項および第７項により、本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または単位大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）または、短期大学または高等専門学校の専攻科において行った学修を、本学で修得した単位または本学における授業科目の履修とみなすこと

ができ、上記の在学中における国内外の大学等における修得単位と合わせて 60 単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

〔点検・評価〕

上記の制度は、国内外を問わず学外の環境に身を置き、よき刺激を受けることを奨励し、また入学前の学修努力を一定の範囲で評価して入学後の学修を効率的に行うことを保障する、という意味において大きな意義を有していると考えられる。ただ、制度的には問題はないとしても、法学部生の中にとくに留学に対する積極的姿勢が必ずしも見られないということは懸念の材料である。そのため、協定校のひとつであるカリフォルニア大学リバーサイド校との間で、本学経済・経営・法学部生のみを対象としたプログラムを設定し、積極的利用を呼びかけているが、参加数は必ずしも多いとはいえない状況である。

〔改善方策〕

本学の社会科学系学部生には、往々にして語学が不得手である者が多いことは事実である。しかし、一部には非常に能力が高く、米国人教員による英語での専門科目の授業に十分ついていく者も存在している。学生の語学能力向上の一助とすべく、京都産業大学法学会（法学部教員および学生・大学院生を会員として会費により運営され、『産大法学』の刊行等を行っている）で、語学学校の学費補助の制度を設けており、一定の利用実績は上がっているが、さらに留学等への意欲を引き出す措置を検討していくべきである。例えば、留学を経験した法学部生が勉学や就職活動において、どのような成果を挙げたのかについて、広報するように務めたい。留学経験者がその経験がどのように役立ったのかを在学生の前で述べる講演会の企画等が考えられる。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

2008（平成 20）年度開講の法学部専門教育科目中、法学部専任教員以外の教員が担当している科目は、講義科目では 110 科目中非常勤講師担当科目が８、兼担教員担当科目が 12（法科大学院教員担当科目 11、外国語学部教員１）であり、法学部専任教員の担当する科目の割合は約82%である。その他、外国書講読科目の開講数13のうち非常勤講師担当が２、１年次対象の演習科目プレップセミナーの開講数 25 のうち非常勤講師担当が１、兼担教員（法科大学院）担当が１、自由演習の開講数 13 のうち非常勤講師担当が５となっている。法学部専任教員が担当していない講義科目のうち、２科目は特殊講義であり、原則として毎年度内容と担当者を異にして開かれているものである。またその他の５科目は 2009（平成 21）年度以降、新任教員を含む法学部専任教員が担当することが決まっている。自由演習の非常勤比率が高いのは、毎年度恒例として京都弁護士会より２名の講師の自由演習担

当としての派遣を受けていることと、従来登記法担当の非常勤講師（司法書士）が担当していたものを事情により２名の非常勤講師（弁護士）で分担することとなったことによるものである。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

2008（平成 20）年度法学部の専門教育科目を担当する非常勤講師の内訳は他大学教員、弁護士および司法書士であり、兼担教員は本学外国語学部専任教員１名を除くほかは本学法科大学院専任教員である。このうち、2009（平成 21）年度には非常勤講師担当科目３科目と兼担教員担当科目２科目を法学部専任教員担当に変更することが決まっている。法科大学院開設以来、法科大学院との間では相互に授業担当を行う関係が継続してきており、法学部専門教育科目全体としては法科大学院教員の担当科目は減少する方向にあるが、専攻分野によっては当面継続して法科大学院教員の担当を必要とするところもあり、この関係はなお継続していく予定である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

各部教育の主要部分は当該学部専任教員が担当すべきであるという原則に照らせば、本学法学部の場合その原則にほぼ合致していると考えられる。兼任教員の関与は、特殊講義や自由演習といった、特殊な専門領域を取り扱う、あるいは講義内容の多彩さが特色である科目を除けば、必要最小限に抑えられている。法科大学院との相互依存関係については、将来的には徐々にその程度を低くしていくべきであるが、現在の担当教員はその殆どが元法学部専任教員であったベテラン教員であり、法学部の状況をよく理解しているという点で、少なくとも担当を委ねるということ自体に不安材料はない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

法学部専門教育科目をできる限り法学部専任教員で賄うという方針は、各科目の性格を考慮に入れつつ今後とも継続していかねばならない。2009（平成 21）年度の法政策学科開設に伴い、科目が 20 近く新設されるが、いずれも専任教員による担当であり、その一方 2009（平成 21）年度にかけて非常勤講師担当科目は減少することとなっている。人事面の手当も含め、法学部の陣容を今後とも充実させていくことが重要である。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

本学法学部では、社会人学生、外国人留学生および帰国生徒に関して、特別の入試制度を備えているが、教育課程において特別の配慮を行ってはいない。入学後は一般の学生の

中に入って学修を行うことが教育上望ましいとの考えに基づくものである。もっとも、外国人留学生の日本語能力向上に関しては、全学のレベルで、共通教育科目の言語教育科目中に外国人留学生向けの科目として日本語科目が 38 用意され、選択必修科目を交えて３年次までフォローする体制がつくられている。

法学部ではその反面、科目設定や学生の個別的な相談・指導においてきめ細やかな配慮を行っている。１年次生対象のプレップセミナーは、その１クラスを外国人留学生向けとして、履修指導や相談の場として活用できるようにしているほか、専門教育科目「日本の法律」は、外国人留学生を主な対象として、法学部教員がリレー方式で英語により（または英語への通訳を交えて）日本法を紹介し、日本法の理解に資することを趣旨としている。また、学部として設けている履修相談室は、社会人、外国人留学生、帰国生徒を含む全ての学生に開かれており、平日は担当の教員および学生が常駐して、随時相談に訪れることができる体制が整えられている。

〔点検・評価〕

現在のところ、上記の対応が明らかに不十分であるということを示す事情等は出てきていない。とくに社会人および帰国生徒については、今後ともこの体制を継続していくことで問題が生じてくる可能性は極めて低いと思われる。ただ、外国人留学生に関しては、一部に低単位の状況が続く事例が見られる等、今後特別の対処を必要とする問題が浮かび上がってくる懸念は存在している。

〔改善方策〕

外国人留学生の学修への配慮は、低単位状況が入管との関連で問題となる可能性もあるだけに、今後個別の対応を強化し、さらに何らかの制度的対応を行うことが必要となってくるかもしれない。留学に伴う言語上、経済上のリスクは基本的に本人が負うべきものであるとはいえ、少なくとも日常の接触の中で各教員が親身になって配慮を行っていく必要がある。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

ここにいう「教育上の効果」とは、「教員の教育活動による学生への働きかけが、学生個人あるいは学生全体に、総体としてどのような改善をもたらしたか」という意味として理解する。個々の学生の個別の授業についての理解度をどのように測定するかという問題は、次項「成績評価法」においてふれる。

学生個人への教育上の効果の測定は、個別の成績表を作成し、学生本人と保護者に配布

することによって行われている。成績表には、2002（平成14） 年度から全学的に、グレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）を記載しており、国外への留学生の派遣の際等、ひろく活用されている。

学生個人への教育上の効果の測定に関連して、法学部では系統的な履修行動を促すためのプログラム制を導入しているので、学生が選択したプログラムの達成の度合を検証する仕組みが必要である。従来から、各プログラムの要件を満たした者のうち成績優秀者に対して法学会が表彰を行っていたが、2003（平成15） 年度入学生以降は、プログラムの要件を満たしたもの全員に対して「プログラム修了証」を交付することとして、履修努力が形に残るようにしている。

学生全体への教育上の効果の測定は、原則として、授業の際の成績評価を通じて個々の教員が行っている。またその前提として、シラバスに「講義目的」、「授業内容・授業計画」、「授業の到達目標」、「評価方法」を記載し、受講生に情報を提供している。また全学規模で行われている授業評価アンケートや履修相談室やオフィスアワー等、個々の学生の理解度を把握し、学修を促進するための補助的な仕組みも整備されている。

（１）－２　卒業生の進路状況

2007（平成 19）年度卒業生（2008（平成 20）年３月卒業）の進路状況は以下のとおりである。卒業生数 606 名のうち、就職内定者は、民間企業 395 名、官公庁 62 名、教員０名、その他０名であり、進学予定者は、自大学院３名、他大学院５名、その他８名である。就職・進学以外の進路を予定するものが他に 133 名いる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

ＧＰＡは、学生個人の成績の概略を一目でみることができ、学期ごとの推移を知ることも容易であり、世界的にも広く利用されているため留学・進学の際にも活用できる。活用のしかた次第では、有用な制度であると考えられる。

なお学生が履修科目を決定するに当たって、不本意な科目の履修と受験を強いることになる事態を避けるため、履修中止（ドロップ）制度が導入されており、ＧＰＡを実行性あるものとして運用する取り組みが行われるようになった。

学生全体への教育効果の測定を個々の教員の授業での成績評価の際に行うという現行の方法は、授業内容そのものが主として教員の裁量に委ねられている以上、基本的に維持されるべきものである。この基本線についての教員間の合意は、従来から存在している。

問題があるとすれば、測定方法の客観性の確保、すなわち個々の教員によるばらつきをどのように制御するかであろう。しかしこの点については、原則として、個々の教員が専門家として培ってきた経験から、ある幅の範囲で適切な基準での評価が行われている。この点で、法学部においては、専門家集団としての健全で常識的なコンセンサスが機能している。

だがそれだけではなく、より客観性と教員相互の情報共有やスキルアップを図るため、ＦＤ委員会を中心に情報提供を行ったり、授業に関する反省会（プレップセミナー）が実施されている。教育エクセレンス支援センターが実施する「授業の相互評価アンケート」も利用のしかた次第では有用でありうるが、個々の学生の成績との相関分析がなされない等、正確性に問題があり、また設問等の適切性も再検討の余地がある。

卒業生の進路の多くは民間企業であるが、法学部の性格からすれば、公務員等の公的機関に進む者がもっと増えてよいと思われる。また４年間で卒業できない留年者の比率が相変わらず高く、この点も常に問題となっている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

ＧＰＡがある程度の定着し、実際に運用されている現在、今後最も重要になると思われるのは、組織的なＦＤの展開である。法学部内にＦＤ委員会が設置され、一定程度のＦＤ活動が実施されてはいるが、まだまだ改善の余地はある。また、昨今の急激な高等教育論の発展や他大学の教育改革の進展、そして何より大学進学者の質量の変化を考えたとき、既存の教育方法・教育効果測定法をそのまま墨守することが適切な態度だとは考えにくい。さらに情報を共有しスキルアップの機会が得られるよう、組織的な取り組みをより積極的に推進すべきであろう。

民間就職を希望する者へのサポートをさらに充実したものにすることはもちろん必要である。だが、公務員等の公的機関に進む者へのサポートを、飛躍的に高める必要がある。具体的には公務員試験等へのバックアップや進路指導体制の充実があげられる。2009（平成 21）年度に開設される法政策学科でも、公的機関への進路を重視しようと考えており、これを機にさらなる発展の方策を考える必要がある。

また同時に、留年者の減少を図る必要があるが、これはたんに就職の局面だけではなく、たとえば初年次教育の時点での大学生活への適応等、カリキュラム・就学システム全般との関連を考える必要があり、さらに検討を要する。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

そもそも成績評価方法は、各々の授業内容と深く関連を有しており、科目の性質や当該授業を担当する教員の手法に依存する部分が大きいため、ここでは一般的な傾向を述べるにとどまる。

まず、シラバスにはすべての科目につき、「講義目的」、「授業内容・授業計画」とならんで「授業の到達目標」、「評価方法」が示され、予め成績評価に関する情報が受講生には提示される。

なお成績評価は、学期末に行われるのが常であるが、講義科目と演習科目では、事情を

異にするところがある。

講義科目では、一般に学期末試験による評価が大きなウエイトを占める。だが、授業時に行う小テストや、レポートの成績を加味する等、多様な評価方法を組み合わせる場合も少なくない。

演習科目では、学生に課題を与えてレポートを提出させたり、授業中に順次報告させたりしているので、それらの成果を評価する平常点方式が一般的である。

各科目につき、「シラバスでの情報提供」→「シラバスに沿った授業の実施」→「学期末における成績評価（多様な手法を複合させる場合を含む）」という一連の流れがすでに形作られており、厳格な成績評価を行う基礎的な仕組みは確立されている。また成績評価法および成績評価基準についても、各科目の性質に応じた適切な評価が実施されているとともに、各教員によりさらに新たな工夫も積み重ねられている。例えば、授業中に当該科目の成績評価法や成績評価基準を公表し、その通り実行する教員もいる。少なくともそのようにすべきだという意識は共有されている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修登録につき、登録できる単位数に上限が設けられている(原則として各学期 24 単位)。これにより、受講生は過剰な単位登録を行うことなく、受講科目につき適切な学修時間を確保することができる。

また「履修中止（ドロップ）制度」が設けられている。これは、「授業を受けたものの、授業内容が勉強したいものと違っていた場合」、「授業のスピードについていけるだけの事前知識が不足していた場合」等の理由がある場合、不合格となることでＧＰＡが下がることを回避するため、授業期間の途中に履修を中止することのできる制度である。これにより、受講生は、興味のない授業を形式的に受けざるを得ないような事態を回避することができるようになっている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

「学生の質」を学力ととらえなるならば、入学時より卒業まで合計124単位のカリキュラムが体系的に整備されており、そのために履修指導の仕組みの整備、成績評価法の確立と適切な運用、さらにはＦＤへの組織的取り組み等、一定の適切な取り組みが行われている。この点で、卒業時の学生の質については、法学部のカリキュラム全体がその保証装置として機能しているといえる。

各年次については、単位数を基準とする留年等の組織的な制度は用いられていないが、必修科目の設置（１年次履修、「民法I」「刑法I」）、ならびに履修登録単位数の制限（各学期24単位、１学年48単位）が、間接的に質保証の一部を担っているとはいえる。

また「プレップセミナー」（１年次）、「２年次演習」、「３年次演習」、「４年次演

習」と段階的に展開される少人数教育も、学生の発達段階を考慮した少人数教育システムと言いうるものであり、各年次における適切な学修到達を考慮するものである。

ただし、いずれにおいても、履修相談室で随時各学生の相談に応じており、きめ細かな指導が可能な体制が組織的にとられている。

なお、「学生の質」を点数化された学力外の要因をも含むと解するのであれば、上記の各種演習や個別の履修相談を通じて培われる社会性やコミュニケーション能力も、卒業時点での学生への付加価値として小さくない意味をもっている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

シラバスを起点として、授業を実施し、成績を評価するという一連の流れを前提するなら、そもそもシラバスにおいて適切な情報が学生に提供されているのか、またどのような情報をどこまで事前に提示することが適切なのか、また個々の科目の性質や担当教員の個性による教育方法の異同、等々、幾つも考えるべき問題が存在する。現時点では、これらの問題を意識しながら、個々の教員が現場で試行錯誤しながらよりよい方法を模索している状態である。組織としては、専門家集団としての健全な常識が機能しており、全体としては適切な評価が行われているといってよい。

次に、法学部の学期末試験では、学問分野の性質上、論述形式の試験になることが多く、法学・政治学においては、論理的な思考の結果をいかに説得的に表現できるかは、最重要の教育目的の１つである。このような試験は、性質からして採点には手間がかかるが、受験者が数百名にのぼる講義科目が少なくないにもかかわらず、各教員は多大な労力を払って採点に取り組んでいる。さらには、これらに小テストやレポートを組み合わせる場合も少なくなく、このような場合にはさらに教員の負担は増加するが、学生への教育効果を第一義に考える観点から教員の努力が続けられている。

また学期末試験の問題点としては、受験者数がきわめて多く、厳正な評価の実施にあたり教員に過大な負担を課していることがあげられる。しかし、そのなかで個々の教員は適正な評価に努めている。なお、少人数科目はもとより、大人数科目においても、期末試験だけではなく、小テストやレポート等、多様な材料を用いた評価を試みる場合が多くなってきており、そのため、個々の教員の負担はさらに増加する傾向にある。この点をサポートし、厳格な成績評価を行うために、従来からティーチング・アシスタントの活用等が行われている。

修得単位に関しては、2007（平成19）年度の各年次における実績は次とおり。

	修得単位数	人数	割合
１年	～10	35 名	4.9%
	11～20	53 名	7.4%
	21～30	117 名	16.3%
	31～40	257 名	35.8%
	41～	256 名	35.7%
	合計	718 名	
２年	～20	23 名	3.3%
	21～40	56 名	8.0%
	41～60	163 名	23.2%
	61～80	280 名	39.8%
	81～	181 名	25.7%
	合計	703 名	
３年	～30	20 名	3.0%
	31～60	38 名	5.7%
	61～90	93 名	13.9%
	91～120	328 名	48.9%
	121～	192 名	28.6%
	合計	671 名	
４年	～60	35 名	4.3%
	61～80	33 名	4.0%
	81～100	46 名	5.6%
	101～120	73 名	8.9%
	121～	634 名	77.2%
	合計	821 名	

卒業要件単位数が124単位であることから考えると、平均して各年次に少なくとも30単位程度を修得することが望ましい。データをみると、１年次が31単位以上が71.5%、２年次が61単位以上が65.7%、３年次が77.5%、４年次で121単位以上が77.2%となっており、これら70%台の数字を適正とみるか、小さいとみるかは、議論の分かれるところであるが、単位の実質化を図る措置はある程度機能していると考えてよいと思われる。

しかしながら、低単位修得者の問題はなお多数存在しており、その対策は今後の重要な検討課題である。

一般論としては、「各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途」は組織的なかたちで整備されていない。

１年次に設定されている必修科目は、一部の学生については、複数回受講しても単位が修得できず、のちのち卒業の足かせになる場合もあり、問題となっている。また各学年次に配当される演習でも、受講生の学力にかなりばらつきがあり、同学年の学生について同程度の到達度を求めるのが現実的に困難な場合もある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

教員間で教学に関する適切なコミュニケーションが日常的に行われ、専門家集団としての健全な理性が機能しているのは、わが法学部の重要な特徴のひとつである。この特徴はさらに維持され、発展させられることが望ましい。

今後の改善方策としては、このような土壌から生まれてくるさまざまな改革案や試行錯誤に、より手厚いサポートを差し出す仕組みを整えることである。どのよう手法をとるにせよ、成績評価を厳格化しようとすれば、そのための労力は増加する。ひとりの教員が膨大な学生を指導しなければならない私学では、ひとりの教員単独の努力ではおのずから限界がある。ティーチング・アシスタントや試験監督要員の増員等、具体的な形でサポート体制をより充実させてゆくことが肝要である。

履修登録単位数の上限設定と履修中止制度は、基本的には有効に機能していると思われる。他方で、なお低単位修得者が多数残存し、そうした者たちへの指導については決め手が見出されていない。今後は、たんなる履修指導の枠を超えて、カリキュラム改革やＦＤ活動とも関連させながら、根本的な取り組みを追求していきたい。

また、各年次における単位修得に偏りが生ずることなく、留年をできるだけ避けるため、きめ細かい履修指導を通常より実施するとともに、それを可能にする充実した体制づくりが不可欠である。修学に困難をきたす学生においては、従来にも増して、抱える問題の多様化・複雑化が顕著であり、従来の大学教育の常識が通用しなくなっている面もある。これらを勘案しつつ、根本的な形でカリキュラム等の見直しを進めてゆくことも重要な課題である。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

学生に対する履修指導は、法学部では組織的な取り組みを中心として行っている。具体的には、2003 （平成15）年度より常設の履修相談室を設け、ここで恒常的な履修相談の仕組みを整えている。運営は、履修相談委員会が担当しており、委員会は複数の専任教員によって構成され、学生履修アドバイザー（大学院生も含む）とともに、業務に当たっている。

法学部の建物内に履修相談のための教室が一室確保され、そこには指導のためのパソコン、学生便覧、講義要項（他学部も含む）、各種参考資料が配置され、講義用資料を配布するための専用棚も配備されている。教員ないし学生履修アドバイザーが常駐し、学生からの学修上のさまざまな相談に懇切な対応を行っている。

また同時に、個々の教員による履修相談の取り組みも行われている。具体的には、演習等の少人数授業での個別の相談や、オフィスアワーの設定である。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

留年者に対する教育上の配慮に関しては、３年次生の演習Ｉ担当教員による個別の相談が行われており、現行ではこの形での対応が基本である。また、履修相談室においては、教員および大学院生の学生履修アドバイザーが、学修上の助言、あるいは先輩としての助言を行っている。ただし、留年者の中には生活上・精神上の事情で大学に出て来れない学生もおり、この場合は、個別の事情に応じて、教学センター職員、専任教員、その他専門スタッフ（心理カウンセラー）等との連携により対応することが可能となっている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生等が履修していることは、担当教員には予め知らされるので、求めに応じて適切に指導している。履修相談室および教学センターとも連携しつつ、対応している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

履修相談室については、相変わらず、履修相談室への来室者は学期始めに集中し、学期途中は総じて少ない。その時期にこの仕組みをいかに活用するか、さしあたり有効な打開策が見出せていない。

他方、学生が気軽に相談できる場所があること自体は肯定的に評価されており、一定の効果があると思われる。

個々の教員による履修指導は、個々のケースにより千差万別であるが、演習等を通してよく見知った教員による指導は現在でもやはり重要な意味をもつ。学生からの履修相談については、たんなる修学の範疇を超えた問題がかかわっている場合もあり、この点で個々の教員の献身的な努力に期待せざるをえない場面も、現在では少なくない。

留年者のなかには、学修云々以前の問題として、そもそも大学へ寄りつかず、また授業にも積極的に参加してない場合が少なくない。このような場合、指導をしようにも、学生との面談自体が困難な場合もあり、問題の解決を一層困難にしている。あるいは他に、精神医学上の問題、経済的問題、家庭問題、等々、たんなる「怠け」や「遊び」という理由によらない場合もあり、たんなる「留年者」とひとくくりにできない事情もある。

科目等履修生、聴講生等は、一般の受講生とは異なる状況におかれ、異なる受講目的をもっている。そうした特殊事情に応じたきめ細かな対応ができるところまでは行っていない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

履修相談室については、学生がより気軽に利用できる体制を整えるとともに、学生履修アドバイザーの研修等、相談機能についてもより充実させることを検討する。現在、すで

に参考図書の設置や自習室としての機能をもたせる等改善が試みられているところである。

個々の教員による履修相談についても、従来通りの親身な指導を継続していきたい。しかし他方で、学生の抱える修学上の問題の背後には精神医学的な問題や経済的な問題等が控えている場合もあり、法学部スタッフを超えた各種の専門家や部局との適切な連携システムの構築も視野にいれていく必要があろう。

留年については、個々の学生によりさまざまな事情が考えられ、指導は容易ではない。具体的な解決法としては、短期的には、教員が教学センターや各種の専門家と連携しつつ、きめ細かなサポートと指導を行うことが必要であろう。

長期的には、教学システム全般についての見直しが検討課題になろう。とりわけ、留年者の多くが入学直後の学修の躓きをきっかけとして大学から足が遠のくと言われており、この点で、初年次教育についてさらに検討をしていく必要がある。

担当教員は、授業時に、科目等履修生、聴講生等を呼び出し、受講目的を把握するとともに、質問等に答えるようにするべきである。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

法学部では、従来より全学ＦＤ推進委員会の企画のもとに実施される「授業の相互評価アンケート」に参加しており、これに基づくＦＤ活動に参加している。また法学部スタッフからも常にこの委員会へ委員を提供しており、ＦＤのノウハウ等のフィードバックを受けている。また一斉公開授業週間にも参加し、授業の公開を行った。

法学部内にＦＤ委員会がおかれ、学部内のＦＤ関連の問題につき、企画・検討を行っている。具体的な活動としては、法学部の初年次教育の核となっているプレップセミナーにつき、授業実施後の反省会を開催したり、教育内容についての企画を検討している。また、学内外でのＦＤ関連行事（教育エクセレンス支援センター主催の講演会等や「大学コンソーシアム京都」主催のシンポジウム）にも、法学部教員の参加を案内し、情報を提供している。

さらに 2007（平成 19）年度以降は、2009（平成 21）年度に開設される「法政策学科」の準備会合が頻繁にもたれ、そのなかで、教育の理念やカリキュラムの在り方につき真摯な検討が組織的かつ継続的に展開され、スタッフ間で教育に関する相互理解が深まり、実質的にＦＤの効果があった。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

シラバスの作成については、教員全員が作成し公表している。各科目の項目は、講義目的（要旨）、授業内容・授業計画、履修上の注意、授業の到達目標、評価方法、教材に分けられている。以前より項目が増え、各項目に記載される情報量も以前より明らかに増加

している。現在のところ、講義各回の授業項目・内容が示されているシラバス作成教員は限られているが、これも増加の傾向にある。成績評価基準についての記載も大まかな項目は述べられているが、その評価割合についての記載があるものはまだ少ない。なおすべてのシラバスは、Ｗｅｂ上で公開されており、学外からでも随時アクセスできるようになっている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

本学では2000（平成12）　年以来、教育エクセレンス支援センターが主催する「授業の相互評価」アンケートを実施しており、法学部もそれに参加してきた。原則として年２回実施されることになっている。アンケート結果のデータは科目担当者に返却され、次年度の科目設計や教育手法の改善の資料として活用されている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

当該学期の講義や演習を実施し、成績評価を行い、「授業の相互評価アンケート」等を参考としつつ、次年度の授業設計を行い、その検討結果の一部をシラバスとして次年度の受講生に提示し、さらにそれに沿って実際に講義や演習を実施する、という一連のプロセスを、これまでも各教員は行ってきた。ここでは、当該科目を担当する個々の教員が、「教育の計画」、「その実施」および「その反省」、さらに「反省に基づく教育改善」という一連のサイクルを、各自の裁量の範囲内で個々に試行錯誤しつつ、独自のノウハウを構築している。

組織的な取り組みとしては、とりわけプレップセミナーについて、年度末にＦＤ委員会の主催により担当者会議を開催し、当該年度の教育活動についての反省と情報交換を行い、各種の情報や情勢の共有化を図ることにより、次年度の科目設計に活用している。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

「授業の相互評価アンケート」の実施は毎学期恒例となっており、その結果が個々の教員に返却されることにより授業改善が行われている。

学内外でのＦＤ関連行事は、数多く開催されるようになっており、ＦＤ関連の情報を取得できる機会も増えている。ただし、教員の参加については、やや特定の教員にかたよっており、ひろく自主的な参加が見られるとは言い難い。しかしそれでも、そうした特定の教員を経由することでさまざまな情報やノウハウが他の教員にも伝わり、間接的な効果は見られる。

法学部ＦＤ委員会の活動については、まだ発足して日時が定まっていないこと、他の委員会の業務との整理が明確ではないこと、等の理由から十分な展開がなされているとは言い難い。法学部の教育にとって実のあるＦＤの在り方についてさらに検討を行う必要がある。

新学科設置に伴う教員間での教学をめぐるさまざまな論議は、法学部における組織的ＦＤ活動としても機能したといえ、教育活動をめぐる教員間の相互理解は飛躍的に深まった。

シラバスに関しては教員の全員が作成しており、項目のおよそすべてについて記載がなされている。また、詳細なシラバスを作成する教員が増加しつつあることは、評価できよう。教学をめぐる教員と学生の重要なコミュニケーション手段の１つとして、各教科の個性や特性を勘案しつつ、より有効な教育効果が得られるよう、適切なシラバスの作成へ向けて努力することが求められる。

別の問題として、学生がシラバスを十分に読まないまま履修を行っている場合が珍しくない、ということがあげられる。友人関係や単位修得の容易さ等を基準に科目選択を行う場合が散見され、進路や問題意識に従った系統な学修という意識が定着していない。

学生による授業評価について、教員においては、学生の修学意識や満足度等、自らの教育を反省する機会となり、学生においては自らの学修態度や履修状況をあらためて振り返る機会となる。とりわけ、教員と学生の個人的なコミュニケーションが取りにくい大人数の講義においては、学生が意見や要望を直接教員に表明できる重要なツールでもある。

アンケートの結果は個々の教員にデータとして返却される。それをどのように活用するかは、原則として個々の教員に委ねられているが、適切に運用されていると考える。この問題を組織的にどう検討するかはこれからの課題である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

一定程度のＦＤはすでに実施されている。だが現行のＦＤにおける教育改善は、おもに個々の教員レベルでの教育方法の改善という次元を中心にしており、組織的・制度的な次元で十分な展開がなされているとは言い難い。

個々の教員による改善の努力は継続的に実施されており、「授業の相互評価アンケート」の実施や、成績評価法の多様化、さらにはティーチング・アシスタントの雇用等、さまざまな広範な広がりを見せている。しかしその一方で、大学の大衆化および少子化にともなう学生の気質・学力の変化は、近年類をみないほどの大きな変化を見せており、個々の教員による努力を超えた対応を要するものとなっている。この点で、法学部の教育全体を見渡したうえで教育改善をより高度に展開するための組織的な仕組みをさらに検討してゆく必要がある。

シラバスにおいては、教学に関する教員と学生のコミュニケーションの重要な一部であるとの認識にたち、適正な記述を心がけるよう、教員の側には一層の意識の共有が望まれる。他方で、当該年度の４月からの授業のためのシラバスを、過年度末の１月ごろに作成しなければならず、学期末から定期試験への忙しい時期に次年度の計画を立てることも問題である。

シラバスを読んだうえで系統的に科目の履修することを考えるのは、たんに学修を容易かつ適切なものにするという意味合いだけではなく、同時に自らの進路や人生観を考えることにもつながり、大学生活の重要な一部というべきである。この点で、シラバスには、たんなる情報提供という以上の教材としての意味合いもある。この点を活用すべく、たと

えばシラバスの系統的な読み方やシラバスを用いて各科目の体系性を説明する等、初年次教育のなかで試みることも考えてよいと思われる。

学生による授業評価においては、原則として、個々の教員がアンケートの結果を踏まえ、教育改善を行っている。問題点としては、個々の教員に委ねられている結果、どのような結果に対してどのような改善策が取られたのかが外部から分かりにくくなっており、アンケートの活用状況を客観的に把握しにくい点がある。

別の問題として、学生の回答の信頼性の問題もある。多数の回答のなかには、なおざりに書かれた回答も少なくなく、より効果的なアンケートのあり方についても検討を要すると思われる。なおアンケート結果の一部は、教員評価のデータとしても用いられている。

個々の教員における努力はなされているものの、それを法学部のカリキュラムおよび教育実践のなかで位置づけることはなされていない。しかしながら、「教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立」は、厳密にいえば各科目に関する多様な統計的データを基に、それを解釈・分析し、それを踏まえて次年度の教育改善を行う仕組みを組織的に展開することを意味する。このような仕組みの確立は、おそらく法学部スタッフのみでは困難であり、全学的な支援組織との関連等、多様な要因を考慮しつつ、推進されねばならない。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

基本的には現在でも、大人数のクラスでは伝統的な講義形式を、少人数クラスでは学生との質疑応答を中心とする演習形式を、それぞれ採用する場合が多い。しかしながら、そうした従来の教育形式のもつ問題点を克服すべく、さまざまな試みが活発に行われるようになってきている。具体的には、「双方向講義」という、講義形式でありながら、学生との質疑応答等のコミュニケーションを重視する授業が複数開講され、意欲ある学生に高度な教育を提供する機会となっている。また個々の教員においても、講義時間毎に小テストを実施したり、学生の発言機会を設けたり、等々、教員の一方的な語りに終始しない教育方法が模索されている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

法学部内にマルチメディア教室が設置されており、パソコンを使ったリサーチ、課題作成等が、通常の教育内容の一部をなすにいたっている。マルチメディア教室を使用する科目数も増えており、また単発でこれを利用する授業もある。

１年次に開講される「プレップセミナー」では、スタディスキルの向上を目的としており、教育現場におけるマルチメディア利用の基礎固めも進んでいる。

各教室にもパソコン等の情報機器が次第に整備されるようになっており、多様なメディアを使った教育の可能性が飛躍的に広がりつつある。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

そのような科目は存在せず、運用されていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

法学・政治学教育では伝統的に講義は大人数で行われており、本学でも基本的にそれを踏襲している。ただし、近年は講義科目のなかに「双方向講義」が導入されてソクラテスメソッドを意識した授業が展開されており、ある程度の改革は進められている。その一方で、なお履修登録者が 500 名を超えるような講義が幾つも存在している。

演習形式の授業についても、１年次のプレップセミナーについては毎年担当スタッフの反省会を開催しており積極的な教育改善が進められているし、２年次演習が３年次演習と合同で開講されるようになる等、少人数教育の改革も漸次進められている。

講義科目・演習科目を通じて一般に、学生の発言をできるだけ設け、教員の一方的な説明だけに終わらないような教育方法を模索する傾向が広く見られる。この点での教員の努力は多とされるべきである。またそれに合わせ、小テストやレポート、プレゼンテーション等、評価の素材も多様化しており、複合的な評価が試みられつつある。いずれも適切な方向性といえよう。

メディアの活用においては、各教室への情報機器の整備はかなり進んでいるが、いまだすべての教室に十分な設備が整っているわけではない。設備があっても様式が古く利用がしにくい等、ばらつきがある。また教員だけではなく、学生各自がパソコンを利用して授業を受けることが可能な教室はごく限られている。

現時点では、本学部において遠隔授業はほとんど実施していない。ただし、moodle やメーリングリスト、メール等のシステムによって、課題の提出や情報提供を行っている場合はある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

講義については、一般論として、やはり受講生の数が多すぎると言わざるをえない。双方向講義の導入はそうした状況に対する１つの重要な対策ではあったが、さらに他の講義についても、よりきめ細かい教育が可能となるよう対策を講ずるべきである。

演習については、かねてより少人数教育の中心として機能してきたところである。だが、学生の学力やニーズの多様化・複雑化にあわせ、教員が対応しなければならない問題も多様化しており、ここでもさらにきめ細かい教育が可能となるよう知恵を出す必要がある。たとえば、プレップセミナーで実施されている担当者の反省会等はその手がかりとなるかもしれない。

メディアの運用に関しては、何よりまずは環境を十分に整える必要がある。各教室に必要不可欠な設備を過不足なく設置し、また学生各自がパソコンを利用できる教室環境も広く整えたい。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内学との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

基本的に従来と同様に、国内外との教育研究交流は積極的に奨励されている。学生に対して広く外国語の学修や、国外での勉学の機会を得ることを奨励している。実際、毎年数名の学生が長期・短期の留学をアメリカ合衆国やオーストラリア等で実施している。また教員に対しても、研究・教育上に必要な国際交流を推奨している。とくに毎年１～２名の長期の在外研究員を送り出しており、活発な国際交流を行っているとともに、法学部の学術水準の維持・向上に大きな貢献をなしている。

とくに教育面において、留学生への配慮を意識している。たとえば、毎年５月ごろには、履修相談室主催で、新入生の留学生を中心とする「留学生懇親会」を開催している。また初年次教育においてとくに「留学生プレップセミナー」を設け、スムーズに法学部での学修に入り込めるよう、懇切な指導を行っている。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

国際レベルでの教育研究交流は、本学においては、全学ベースで進められている。法学部としては、全学的な動向に積極的に呼応するとともに、個々の教員が進める教育研究の国際交流を学部としてバックアップする体制を整えている。例えば、台湾の輔仁大学は本学の協定校である。同大学の法学系教授が本学に滞在する時、法学部の研究室を利用し、法学部教員と交流した。その交流がもとになって、法学研究科の院生が交換留学生として、同大学に留学することになった。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

実施されていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

教員・学生のいずれにしても、積極的な国際交流が奨励されており、この方針は適切である。留学生懇親会は毎年盛会であり、参加した留学生からも好評を得ている。「留学生プレップセミナー」も、受講した留学生には好評である。

法学部として国際レベルでの教育研究交流を積極的に進めようとする姿勢を保つことができている。専任教員には複数の外国人を含んでおり、国際交流に熱心な教員が多いことも、この積極性を育んでいる。１人の米国人教員は、学期の間に必ず外国に出かけ、教育研究の国際交流に努めている。それがまだ学部としての交流につながっていないが、必要に応じて、レベルアップできる基盤は構築できている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

一般論としては、教学の国際化・国際交流は奨励されているものの、問題がないわけではない。「留学生懇親会」にしても「留学生プレップセミナー」にしても、いずれも好評ではあるものの、あくまで個別的な事象にすぎず、カリキュラム全体で留学生をバックアップする形にはなっていない。懇親会によって留学生同士、あるいは日本人学生と、懇意になったとしても、それで法学部での学修が容易になるわけではないし、プレップを終了したとしても、２年次以降にそれを継続的に発展させるカリキュラムが容易されているわけではない。

京産大法学部で学修する以上、初年次にある程度のサポートをすれば、２年次以降は日本人学生と同様の環境で学修せよとするのは、一般論としては正しい。しかしながら、結局は日本での学修になじめず、低単位にあえぐ留学生が後を絶たない現状を前にして、抜本的な対策を講ずる必要がないのか、改めて検討する余地はあると考えられる。

教育研究の国際化につき、教員間に大きな異論はないと思われ、また外国人教員を複数擁すること、国際レベルでの交流に堪え得る学術水準を有すること等を考慮して、今後積極的な施策を講ずることが望まれる。

法学部が国内外の大学との組織的な教育研究交流を行うべき機運は熟している。国際交流に熱心な教員が多く、またもともと外国人教員も数名いるからである。また法学研究科院生も、これまで数名が留学に出ている。こうした機運を実践に移していくことを検討する。

Ｄ　外国語学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

外国語学部は、８つの専攻語を対象とする言語系の学科・専修に、2008（平成 20）年４月新たに社会科学系の国際関係学科を加え、６学科・４専修体制で、言語・文化・国際社会の仕組み等を幅広く学べる専門教育を展開している。21 世紀の「地球社会」で活躍する人材に必要なグローバル・リテラシー（国際対話能力）（故小渕首相の「21 世紀日本の構想」懇談会報告書）を、世界から自在に情報を入手し理解する「世界へアクセスする能力」、および国際人として「世界と対話する能力」と捉え、国際社会への理解と問題解決への行動力を兼ね備えた人材を社会に送り出すことを目指している。

６学科・４専修が設定している具体的な到達目標は、以下の通りである。

＜英米語学科＞

英米文化圏の知識を身につけ、英語力を高める。習熟度別・進路目的別に対応した多様な専門教育科目を開講し、キャリアプランに沿った高度なコミュニケーション能力を養う。

＜ドイツ語学科＞

ＥＵをリードするドイツの文化や言語を基礎から学び、高年次にはドイツ語でのディベート等にも取り組み、実践力を鍛える。

＜フランス語学科＞

国際機関でも使われているフランス語を自在に操れる力を養成する。オリジナルの教材を用いた教育を展開し、重点をコミュニケーション能力の育成に置く。

＜中国語学科＞

中国語のエキスパートとして、日本と中国の架け橋になる。２年次で普通話（中国の公用語、北京語）を 3,000 語までマスターして、３・４年次では進路に応じてさらに高度なコミュニケーション能力を磨く。

＜言語学科ロシア語専修＞

アジアとヨーロッパを結ぶ大国ロシアの言語と社会、政治システム、文化、歴史等について理解を深める。

＜言語学科スペイン語専修＞

世界の約 20 カ国で話されているスペイン語圏の文化や社会・歴史を学びつつ、国連の公用語でもあるスペイン語の運用能力を磨く。

＜言語学科インドネシア語専修＞

東南アジアの主要言語であるインドネシア語の専門家を養成する。日本では数少ないインドネシア語のネイティブ教員による専門教育で、高度なコミュニケーション能力を養う。

＜言語学科イタリア語専修＞

イタリア語を自由に使ってコミュニケーションできる能力を養う。イタリアの言語とあわせて、ファッションや建築等、世界に誇る芸術、文化への考察を深める。

＜国際関係学科＞

国際関係学を学び、国際問題について、英語で専門的な議論ができる語学力を修得する。海外でのフィールド・リサーチにも挑み、世界で通用する実践力を磨く。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

外国語学部の教育課程は、21 世紀の「地球社会」を支える国際人を養成することを目標に、優れた語学力、異文化間の相互理解力と国際社会への深い洞察力を段階的に伸長させるための専門教育科目、豊かな人間性と高い倫理意識を確立するための共通教育科目、学生の自主的な目的意識に基づいて選択される 2007（平成 19）年度から新設の「テーマ別融合教育」の三部門から体系的に編成されている。

また、これに加えて英語・ドイツ語・フランス語・中国語の教職課程が設置されている。

専門教育科目は、2008（平成 20）年度から、英米語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・インドネシア語・イタリア語の言語系の５学科４専修のものと、国際関係学科のものに区分されている。

①英米語学科・ドイツ語学科・フランス語学科・中国語学科・言語学科（ロシア語専修・スペイン語専修・インドネシア語専修・イタリア語専修）の専門教育科目

専攻語科目・国際関係科目・関連科目・特別英語・演習の５つに区分された科目群から構成されている。「専攻語科目」は専門教育の核となる科目であり、専攻語の語学力を漸進的に養成する「インテンシブ科目」、「コミュニケーション論科目」と、各専攻語圏の言語理論と言語使用の実態や言葉の背景にある各国の社会・文化・文学・歴史を理解する「専攻語学基幹科目」を中心にすえている。加えて、国際理解を深め国際協力に資する人材を育成するために「国際関係科目」を設けている。このほかに、学生が個性を活かしてキャリアに直結する高度な専門知識を多様に修得できるように、学科・専修や学部間の壁を取り払って「関連科目」を設けている。さらに、英語技能の向上を希望する学生を対象に、「特別英語」を設置している。これらすべてを総合的に展開できる科目として「演習」が設けられている。

②国際関係学科の専門教育科目

外国語科目・国際関係科目・トランスナショナル科目・地域科目・演習・フィールド-リサーチ・関連科目・特別英語の八つに区分された科目群から構成されている。英語教育を徹底するために、「外国語科目」として、英米語学科の協力のもとで実施する英語の「インテンシブ科目」と、国際関係学科独自の「国際関係英語科目」を設けている。「国際関係科目」、「トランスナショナル科目」、「地域科目」の３つは、専門教育の柱となる科目であり、国際関係学を多角的に教授研究する。２年次にはアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドのいずれかに約３週間滞在して「海外フィールド・リサーチ」を実施して、国際社会に対する意識を高め、行動力を磨く。このほかに、言語系学科・専修と同様に、「演習」、「関連科目」、「特別英語」が設けられている。

共通教育科目としては、４年間の学びの基礎教育と広い分野の教養教育を教授する人間科学教育科目と、コミュニケーションツールとしての語学運用能力を培う言語教育科目と、心身の健康の向上と維持をめざす体育教育科目の３種類の授業科目があり、全学の学生を対象にして開設されている。

①人間科学教育科目

４つの分野（総合的分野・人文的分野・社会的分野・自然的分野）が混在する 12 区分（日本の歴史と文化・世界の歴史と文化・芸術と文学・思想と人間・人間の心と言語・グローバル社会の課題・法と経済の社会・現代社会と人権・環境と人間・科学と人間・導入教育・情報技術）で構成され、約 200（国際関係学科は約 150）にのぼる多彩な授業科目を開講している。この中から学生は各自の関心に沿って、主体的に科目を選択して履修する。

②言語教育科目

英語、英語以外、日本語の３区分で構成され、約 130 に達する授業科目を開講している。言語系の学科・専修にあっては、英米語学科以外の学生は英語を必修し、英米語学科の学生は英語以外の１言語を選択必修する。国際関係学科にあっては、英語を含む 10 の言語か

ら１言語を選択必修する。外国人留学生の場合には、日本語を必修する。また、交換留学生を対象に、総合日本語科目が設けられている。

③体育教育科目

「健康科学科目」と「スポーツ科学科目」の２区分で構成され、各区分に４つずつ合計８授業科目を開講している。「健康科学科目」の中には、「エイズと社会」の授業科目があり、本学以外の学生にも広く提供されている。「スポーツ科学科目」の中の「スポーツ科学実習」の授業科目では、馬術等本学の特性を生かした豊富な選択肢の中から１競技を選択して履修することができる。

テーマ別融合教育は、学生１人ひとりが学部の枠を超えて柔軟に学びを広げ、社会の変化に対応して、主体的に将来の課題を探求し、その課題に対して広い視野から総合的に判断する力を培う目的で、2007（平成 19）年度より導入されている。現在、５つのカテゴリーの下に、13 の「テーマ別融合プログラム」を開講しており、外国語学部に係わるものには、資格取得を目指すプログラムに、「図書館司書」、「学芸員」、「司書教諭」の３つがあり、スキルアップのためのプログラムとして、「情報スキルの養成」、「外国語ステップアップ」、「ＧＪＰ（グローバル・ジャパン・プログラム）」の３つがあり、キャリアデザインのために、「スポーツ指導者育成」、「日本語教員養成」、「キャリア形成支援」、「教職ベーシック」の４つのプログラムがあり、専門職のプログラムには、「司法外国語」、「知財エキスパート」および「人事・労務」の３つがある。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

外国語学部のカリキュラムでは、基礎教育も倫理性を培う教育も、全学の共通教育科目の「人間科学教育科目」の中で実施している。

①基礎教育

外国語を専攻する本学部学生にとっての基礎教育とは、とりもなおさず、母国語である日本語の読み書き能力、なかでも文章表現能力であると言える。これを培う目的で、「導入教育」の区分の中に、総合的分野の「日本語表現」科目（２単位）が１年次生に限り、自由選択科目として配当されている。

②倫理性を培う教育

倫理性を培う教育としては、「思想と人間」区分の中の「生命倫理」科目（総合的分野）、宗教に関する科目および西洋と日本の伝統思想に関する科目（人文的分野）、「世界の歴史と文化」区分の中の東洋の伝統思想に関する科目と仏教に関する科目（人文的分野）、「現代社会と人権」区分の中の人権に関する科目と同和教育に関する科目（社会的分野）およびマスコミに関する科目（総合的分野）、「環境と人間」区分の中の「環境倫理」科目（総合的分野）、「科学と人間」区分の中の「生物と生命」科目（自然的分野）等がある。同和教育の科目が２年次生以上に配当されている以外は、すべて１年次生から履修できる２単位の自由選択科目である。

新入生を対象とした情報教育（ＭＯＳ）の中で、最低限の情報倫理は指導している。

職業倫理については、「テーマ別融合教育」の専門職のプログラム等で個別に教授している。たとえば、「司法外国語」では、通訳人としての職業倫理を養成する。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

外国語学部の専門教育的授業科目は、上述の「評価の視点」（１）－１ですでにみてきたように、外国語学部の目的・教育目標を達成するために、この８年間に組織改革と教育内容改革を相次いで断行し、2008（平成 20）年度から、言語系の学科・専修の専門教育科目と国際関係学科の専門教育科目の２本立てで開講されている。

まず、言語系の学科・専修の専門教育科目について現状を説明する。

言語系学科・専修の専門教育科目は、５つに区分されている。①専攻語科目（必修科目・選択必修科目・自由科目、54 単位以上)、②国際関係科目（必修科目・自由科目、２単位以上)、③関連科目（自由科目)、④特別英語（自由科目)、⑤演習（自由科目）である。

各区分の授業科目と、それらの必修・選択の区別と各年次への配当は、以下の通り。

①専攻語科目

①－１　必修科目

①－１　(ｱ) １年次生配当

インテンシブ専攻語ＩＡ～ＩＥ（春学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

ただし英米語学科のみ：２科目２セット４単位、１科目１セット１単位

インテンシブ専攻語ⅡＡ～ⅡＥ（秋学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

ただし英米語学科のみ：２科目２セット４単位、１科目１セット１単位

専攻語圏の概説Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目４単位

①－１　(ｲ) １・２年次生配当

情報専攻語Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目２単位

①－１　(ｳ) ２年次生配当

インテンシブ専攻語ⅢＡ～ⅢＥ（春学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

ただし英米語学科のみ：２科目２セット４単位、１科目１セット１単位

インテンシブ専攻語ⅣＡ～ⅣＥ（秋学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

ただし英米語学科のみ：２科目２セット４単位、１科目１セット１単位

①－２　選択必修科目

①－２　(ｱ) ２年次生以上配当

「専攻語学基幹科目」の科目群の中から 10 科目 20 単位以上を選択必修する。

＜英米語学科＞「英語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 34 科目を開設

＜ドイツ語学科＞「ドイツ語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 32 科目を開設

＜フランス語学科＞「フランス語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 26 科目を開設

＜中国語学科＞「中国語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 26 科目を開設
＜ロシア語専修＞「ロシア語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 24 科目を開設
＜スペイン語専修＞「スペイン語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 26 科目を開設
＜インドネシア語専修＞「インドネシア語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 26 科目を開設
＜イタリア語専修＞「イタリア語学概論Ⅰ・Ⅱ」を始め 24 科目を開設
①－２　(ｲ) ３年次生以上配当
「専攻語コミュニケーション論Ａ～Ｐ」の中から４科目８単位以上を選択必修する。
①－３　自由選択科目
①－３　(ｱ) ２年次生以上配当
＜英米語・国際関係学科以外の学科・専修＞「検定専攻語（上級）Ⅰ・Ⅱ」
②国際関係科目
②－１　必修科目
②－１　(ｱ) １年次生配当
「国際関係入門」１科目２単位
②－２　自由選択科目
「国際関係科目」として「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」等 68 科目を開設
③関連科目
③－１　自由選択科目
③－１　(ｱ) ２・３・４年次生配当
「言語学・日本語学科目」として「言語文化論」、「広東語」等 36 科目を開設
「文学・文化科目」として「東洋史」、「西洋史」等 38 科目を開設
「社会科学科目」として「エアラインビジネス論」等 108 科目を開設
「教科教育法・教授法科目」として「英語科教育法」等６科目を開設
所属する学科・専修以外の「専攻語学基幹科目」
③－１　(ｲ) ３年次生以上配当
所属する学科・専修以外の「専攻語コミュニケーション論Ａ～Ｐ」
所属する学科・専修以外の「専攻語科目」の自由選択科目
④特別英語
④－１　自由選択科目
④－１　(ｱ) １・２年次生以上配当
「特別英語」として「発音クリニックⅠ・Ⅱ」、「ビジネス英語Ⅰ・Ⅱ」、「ディスカッション英語Ⅰ・Ⅱ」等 31 科目を開設
⑤演習
⑤－１　自由選択科目
⑤－１　(ｱ) ３年次生配当　「演習Ａ」
⑤－１　(ｲ) ４年次生配当　「演習Ｂ」

併設されている教職課程

＜英米語学科＞中学校教諭および高等学校教諭一種免許状「英語」

＜ドイツ語学科＞中学校教諭および高等学校教諭一種免許状「ドイツ語」

＜フランス語学科＞中学校教諭および高等学校教諭一種免許状「フランス語」

＜中国語学科＞中学校教諭および高等学校教諭一種免許状「中国語」

上記の言語系５学科４専修の専門教育的授業科目と、外国語学部・言語系５学科４専修の目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性については、以下の通り。

①専攻語科目として６種類の科目がある。

８つの専攻語の運用能力を入門基礎レベルから高度に応用できる水準へ漸進的に養成するために、４種類の科目を開設している。１・２年次生配当の「インテンシブ科目」は、専攻語を週５回、その内４回はネイティブ教員と日本人教員がペアとなって２回ずつ担当する集中型実習科目であり、合計 20 科目 20 単位を必修する。１・２年次生配当の「情報科目」は、情報処理教室を利用し専攻語情報の処理を実習する科目であり、２科目２単位を必修する。３年次生配当の「コミュニケーション論科目」は、講義と語学演習を組み合わせたテーマ設定科目であり、16 科目の中から合計４科目８単位を選択必修し、各自の希望進路にそって応用力を展開する。専攻語の到達度を測定する目的で、英語以外の７つの専攻語で「検定（上級）科目」を開設し、２年次生以上配当の自由選択である。

８つの専攻語圏の言語・文学・文化・歴史等に関する深い専門知識を修得するために、２種類の科目を開設している。１年次生配当の「概説科目」は、２科目４単位の必修であり、導入教育としてすべての分野を網羅的に概説する。２年次生以上に配当の「専攻語学基幹科目」は、講義科目であり、言語系５学科４専修ごとに開設されている 34 科目から 24 科目の中から、10 科目 20 単位を選択必修する。

②国際関係科目には、必修と自由選択の２種類の科目がある。

国際関係に関する専門的な知識を広く深く学ぶために、導入教育として、１年次生配当の「国際関係入門」を半年で１科目２単位必修する。これ以外の 68 にのぼる国際関係の科目は、１・２・３年次生以上に配当されており、学生個々の『キャリアプラン』に沿って、何科目でも自由に選択できる。

③関連科目には、５種類の科目がある。

所属の学科・専修以外の「専攻語科目」の内で必修ではない科目、すなわち「専攻語学基幹科目」、「コミュニケーション論科目」、「検定（上級）科目」は、「関連科目」として自由に選択できる。外国語学部で開設している「言語学・日本語学科目」と「教科教育法・教授法科目」に加えて、他学部で開設されている「文学・文化科目」と「社会科学科目」も、「関連科目」として自由に選択できる。

言語系学科・専修のカリキュラムには、進路に沿った体系的・計画的な履修を支援するために、『キャリアプラン』として４つの履修モデルが設けてある。「語学スペシャリスト」プログラム、「国際行政・国際ビジネス」プログラム、「マネジメント」プログラム、「教員

養成」プログラムである。このプログラムにあわせて、外国語学部生が他学部の専門教育科目を履修するための導入教育として、「やさしい経営学」、「やさしい会計学」等を開設している。「エアライン関連科目」は、航空会社出身の特定任用教員等が担当するエアライン・観光業界の必須知識を修得する講義科目で、「エアラインビジネス論」等６科目を開講している。「語学スペシャリスト」プログラムと関連して、外国人を対象とする司法や行政に携わる人のために「司法外国語」プログラムが、2007（平成 19）年度からテーマ別融合教育の中で、外国語学部と法学部の連携により開設されている。

④特別英語には、１種類 31 科目がある。

すべての外国語学部生を対象に、１年次生秋学期から目的にあわせて習熟度別の少人数クラスで、より実践的な英語力を修得する実習科目として開講している。

⑤演習には、２種類の科目があり、４単位の通年科目である。

３年次生に「演習Ａ」を配置し、４年次生に「演習Ｂ」を配置している。学科・専修の枠を超えて、各学年で募集し、１クラス 20 人をめどに授業を展開している。

つぎに、国際関係学科の専門教育科目について現状を説明する。

国際関係学科の専門教育科目は、８つに区分されている。①外国語科目（必修科目、34 単位)、②国際関係科目（必修科目・選択必修科目・自由科目、14 単位以上)、③トランスナショナル科目（自由科目)、④地域科目（自由科目)、⑤演習（自由科目)、⑥フィールド・リサーチ（必修科目・自由科目、２単位以上)、⑦関連科目（自由科目)、⑧特別英語（自由科目）である。

各区分の授業科目と、それらの必修・選択の区別と各年次への配当は、以下の通り。

①外国語科目

①－１　必修科目

①－１　(ｱ) １年次生配当

インテンシブ・英米語ＩＡ～ＩＥ（春学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

インテンシブ・英米語ⅡＡ～ⅡＥ（秋学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

情報・英米語Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目２単位

①－１　(ｲ) ２年次生配当

インテンシブ・英米語ⅢＡ～ⅢＥ（春学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

インテンシブ・英米語ⅣＡ～ⅣＥ（秋学期）３科目１セット３単位、２科目１セット２単位

リーディング国際関係英語Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目４単位

①－１　(ｳ) ３年次生配当

ディスカッション国際関係英語Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目４単位

ライティング国際関係英語Ⅰ（春学期)・Ⅱ（秋学期）２科目４単位

②国際関係科目

②－１　必修科目

②－１　(ｱ) １年次生配当

「国際関係入門」１科目２単位

国際関係学概説Ⅰ（春学期）・Ⅱ（秋学期）２科目４単位

②－２　選択必修科目

②－２　(ｱ) １年次生配当

「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」、「国際関係史Ⅰ・Ⅱ」、「国際法概論Ⅰ・Ⅱ」、「国際経済論Ⅰ・Ⅱ」、から４科目８単位以上を選択必修する。

②－３　自由選択科目

②－３　(ｱ) ２年次生以上配当

「国際情勢論Ⅰ・Ⅱ」、「国際法特論Ⅰ・Ⅱ」、「国際連合論Ⅰ・Ⅱ」、「安全保障論Ⅰ・Ⅱ」、「国際金融概論Ⅰ・Ⅱ」、「国際貿易概論Ⅰ・Ⅱ」、「国際経営論Ⅰ・Ⅱ」、「国際資源エネルギー論Ⅰ・Ⅱ」の 16 科目を開設

③トランスナショナル科目

③－１　自由選択科目

③－１　(ｱ) ２年次生以上配当

「国際社会学Ⅰ・Ⅱ」、「国際開発論Ⅰ・Ⅱ」、「国際社会と人権Ⅰ・Ⅱ」、「国際社会と環境Ⅰ・Ⅱ」、「国際社会と女性Ⅰ・Ⅱ」、「国際コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ」、「国際ＮＧＯ論Ⅰ・Ⅱ」の 14 科目を開設

④地域科目

④－１　自由選択科目

④－１　(ｱ) ２年次生以上配当

「北米論Ⅰ・Ⅱ」、「中南米論Ⅰ・Ⅱ」、「ロシア論Ⅰ・Ⅱ」、「中・東欧論Ⅰ・Ⅱ」、「ヨーロッパ論Ⅰ・Ⅱ」、「ＥＵ論Ⅰ・Ⅱ」、「東アジア論Ⅰ・Ⅱ」、「東南アジア論Ⅰ・Ⅱ」、「南アジア論Ⅰ・Ⅱ」、「中東論Ⅰ・Ⅱ」、「アフリカ論Ⅰ・Ⅱ」、「日本と国際社会Ⅰ・Ⅱ」、の 24 科目を開設

⑤フィールド・リサーチ

⑤－１　必修科目

⑤－１　(ｱ) ２年次生配当

「海外フィールド・リサーチ」１科目２単位

⑤－２　自由選択科目

⑤－２　(ｱ) ２年次生配当

「国内フィールド・リサーチ」

⑥演習、⑦関連科目、⑧特別英語については、言語系の５学科４専修と同じ。

上記の国際関係学科の専門教育的授業科目と、外国語学部・国際関係学科の目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性については、以下の通り。

①外国語科目として、３種類の科目があり、34 単位を必修する。

１・２年次生配当の「インテンシブ・英米語」は、英米語学科と協力体制を組んで、英

語を週５回、ネイティブ教員と日本人教員が３人１組となって担当する集中型実習科目であり、合計 20 科目 20 単位を必修する。１年次生配当の「情報英米語」は、情報処理教室を利用し英語の情報処理を実習する科目であり、２科目２単位を必修する。国際政治・国際法・国際経済等の専門的な議論ができる英語の応用力を培うために、「国際関係英語」を開講している。専門知識の講義と「読み書き議論する」スキルの修得を組み合わせた複合科目で、２年次生配当の「リーディング国際関係英語」は日本人教員が担当し、３年次生配当の「ライティング国際関係英語」と「ディスカッション国際英語」は、ネイティブ教員が担当して、合計３科目 12 単位を必修する。

②国際関係科目には、必修と選択必修と自由選択の３種類の科目がある。

国際関係に関する専門的な知識を広く深く学ぶために、導入教育として、１年次生配当の「国際関係入門」を半年で１科目２単位を必修する。同じく１年次生配当必修の「国際関係学概説」は、１クラス 15 人前後の少人数制授業科目で、春学期と秋学期で５名ずつの教員が担当し、国際関係学の基礎知識に加え、レポートの書き方や大学生活の過ごし方等を幅広く教授する。これと平行して、１年次生以上に配当の「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」、「国際関係史Ⅰ・Ⅱ」、「国際法概論Ⅰ・Ⅱ」、「国際経済論Ⅰ・Ⅱ」の中から８単位以上を選択必修する。この他の国際関係科目は２年次生以上配当で、16 科目の中から自由に選択できる。

③トランスナショナル科目は、自由選択である。

現代の国際社会がかかえる多面的・重層的な問題の解決には、各国ごとの単独的な対応では不可能であり、政治・経済・社会のあらゆる側面からのトランスナショナル（超国家的、超国境的）な対応が求められている。多国籍企業や国際ＮＧＯ等の活動が増大するにつれ、経済面においてトランスナショナルな活動が不可欠となり、文化面でも新しいトランスナショナルな価値観が形成され始めている。14 科目が開講され専門的な知識を教授する。

④地域科目は、自由選択である。

北米、中南米、ロシア、中・東欧、ヨーロッパ、ＥＵ、東アジア、東南アジア、南アジア、中東、アフリカ、これらに「日本と国際社会」をあわせて、24 科目を開講している。

⑤フィールド・リサーチには、必修と自由選択の２種類の科目がある。

国際社会におけるコミュニケーションの基本となる英語力と実践的な課題解決力を養うために、２年次生配当の「海外フィールド・リサーチ」を１科目２単位を必修する。春休みにアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドで３週間のフィールドワークに挑戦し、帰国後レポートを作成する。同じく２年次生配当の「国内フィールド・リサーチ」は、自由選択である。

⑥演習には、２種類の科目があり、４単位の通年科目である。

３年次生に「演習Ａ」を配置し、４年次生に「演習Ｂ」を配置している。国際関係学科で開設する演習の中から受講し、１クラス 20 人をめどに授業を展開している。

⑦関連科目については、言語系５学科４専修と同じ。

国際関係学科のカリキュラムでは、進路に沿った体系的・計画的な履修を支援するために、『キャリアプラン』として「国際行政・国際ビジネス」プログラムを推奨しており、そ

の履修モデルが設けてある。これ以外の「語学スペシャリスト」プログラム、「マネジメント」プログラム、「教員養成」プログラムについては、英米語学科と同じ。

⑧特別英語については、言語系５学科４専修と同じ。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学の一般教養的授業科目は、外国語科目や保健体育科目と同様に、一拠点総合大学のメリットを活かし、全学生を対象に開講されている。一般教養教育を人間科学教育として捉え、人文・社会・自然・総合の４つの分野で、言語系学科専修は約 200（国際関係学科は約 150）にのぼる授業科目を、12 のテーマに区分して開設している。その内訳は以下の通り。

	総合的分野	人文的分野	社会的分野	自然的分野
日本の歴史と文化	（言語）10 科目 （国際）７科目	11 科目		
世界の歴史と文化	５科目	（言語）14 科目 （国際）10 科目		
芸術と文化		（言語）23 科目 （国際）20 科目		
思想と人間	３科目	（言語）８科目 （国際）６科目	１科目	
人間の心と言語	（言語）11 科目 （国際）９科目	４科目		
グローバル社会の課題			（言語）12 科目 （国際）８科目	
法と経済の社会			（言語）９科目 （国際）８科目	
現代社会と人権	（言語）５科目 （国際）２科目	６科目	15 科目	
環境と人間	（言語）11 科目 （国際）10 科目			
科学と人間				（言語）38 科目 （国際）30 科目
導入教育	６科目			
情報技術				２科目
合計	（言語）51 科目 （国際）42 科目	（言語）66 科目 （国際）57 科目	（言語）37 科目 （国際）32 科目	（言語）40 科目 （国際）32 科目

（１）－５　外国語科目の編成における学部･学科等の理念･目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語学部にあっては、教養教育としての外国語科目は、専門教育の専攻語学科目と補完的な関係にある。したがって、１年次生に配当される４単位の必修科目は、学科・専修によって異なっている。

①＜英米語学科＞

ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・インドネシア語・イタリア語・韓国朝鮮語・ベトナム語の中から１言語を選び、「たのしく学ぶ外国語Ａ・Ｂ」をペアで週２回、春学期と秋学期で合計４単位を修得する。

②＜ドイツ語学科＞＜フランス語学科＞＜中国語学科＞＜言語学科ロシア語専修＞＜言語学科スペイン語専修＞＜言語学科インドネシア語専修＞＜言語学科イタリア語専修＞

英語１言語を、コア科目である「英語オーラルコミュニケーション」･「英語リーディングスキル」をペアで週２回、入学時のプレイスメントテスト結果に基づき５段階の習熟度別クラスで、春・秋学期で４単位を修得する。

③＜国際関係学科＞

英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・インドネシア語・イタリア語・韓国朝鮮語・ベトナム語の中から１言語を選び、週２回、春・秋学期で合計４単位を修得する。

④外国人留学生

日本語の選択必修科目を週２回、入学時のプレイスメントテスト結果に基づき習熟度別クラスで、春・秋学期で４単位を修得する。入学時のプレイスメントテスト結果次第で、日本語に換えて母国語以外の外国語を履修することも可能である。

このほかに、外国語科目の自由選択科目として、９つの言語について多彩な授業科目が開講されている。その内訳は以下の通り。

英語	ドイツ語	ﾌﾗﾝｽ語	中国語	ﾛｼｱ語	ｽﾍﾟｲﾝ語	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ語	ｲﾀﾘｱ語	韓国朝鮮語	合計
36 科目	16 科目	20 科目	20 科目	8 科目	14 科目	8 科目	16 科目	14 科目	152 科目

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

外国語学部の教育課程においては、卒業に必要な最低単位数 124 単位のうち、80 単位以上を専門教育科目から修得し、20 単位を全学の共通教育科目から修得する。残りの 24 単位は、専門教育・共通教育・テーマ別融合教育から自由に修得する。これを表にしたのが表（一）である。

表（一）外国語学部の教育課程

科目区分	単位数	合計
共通教育科目	20 単位	124 単位以上
テーマ別融合教育科目		
専門教育科目	80 単位	

共通教育科目の下位区分の内訳は表（二）の通りである。

表（二）共通教育科目

下位科目区分	単位数	合計
人間科学教育科目		20 単位以上
言語教育科目	４単位	
体育教育科目		

専門教育科目のカリキュラムは、言語系５学科４専修と国際関係学科の２種類があり、おのおのの下位区分の内訳は表（三）・表（四）の通りである。

表（三）言語系５学科４専修の専門教育科目

下位科目区分	単位数	合計
専攻語科目	54 単位	80 単位以上
国際関係科目	２単位	
関連科目		
特別英語		
演習		

表（四）国際関係学科の専門教育科目

下位科目区分	単位数	合計
外国語科目	34 単位	80 単位以上
国際関係科目	14 単位	
トランスナショナル科目		
地域科目		
演習		
フィールド・リサーチ	２単位	
関連科目		
特別英語		

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学の基礎教育と教養教育は、全学の共通教育の中に位置づけられており、これらを統括する組織として全学共通教育センターがある。

①責任体制

最高の議決機関として、全学共通教育センター運営委員会が存在する。学長を運営委員長、全学共通教育センター長を副委員長とし、副学長・教務部長・各学部長等を委員として構成されている。この下に、人間科学教育科目運営委員会と言語教育科目運営委員会の２つの運営委員会が置かれている。

２つの運営委員会の下に、合計５つのカリキュラム委員会が置かれ、それぞれの下に担当教員連絡会がおかれている。名称は以下の通り。

①－１　人間科学教育科目運営委員会の下に、３つのカリキュラム委員会がある。

(ｱ) 人間科学教育科目カリキュラム委員会（委員長は人間科学教育主任）

→人間科学教育科目担当教員連絡会

(ｲ) 体育教育科目カリキュラム委員会（委員長は体育教育主任）

→体育教育科目担当教員連絡会

(ｳ) 情報教育科目カリキュラム委員会（委員長は情報教育主任）

→情報教育科目担当教員連絡会

②－２　言語教育科目運営委員会の下に、２つのカリキュラム委員会がある。

(ｴ) 英語教育科目カリキュラム委員会（委員長は英語教育主任）

→英語教育科目担当教員連絡会（外国語学部と文化学部の全学共通カリキュラム英語担当教員）

(ｵ) 外国語教育科目カリキュラム委員会（委員長は外国語教育主任）

→外国語教育科目担当教員連絡会として以下の８つの連絡会がある。

ドイツ語担当教員連絡会
フランス語担当教員連絡会
中国語担当教員連絡会
スペイン語担当教員連絡会
ロシア語担当教員連絡会
インドネシア語担当教員連絡会
イタリア語担当教員連絡会
日本語担当教員連絡会

これらの委員会が、絶えず基礎教育と教養教育の点検・見直しを実施している。

外国語学部の大半の教員は、英語教育か外国語教育か人間科学教育に携わっている。少数ながら、全学共通教育に現時点までまったく関わったことがない教員もいる。

②実践状況

全学共通教育センター運営委員会は、春学期に１回、秋学期に２～３回開かれている。

カリキュラム委員会の仕事は、カリキュラムの編成と人的配置がメインである。基本的に毎月１回の頻度で委員会を開催している。

担当教員連絡会の仕事は、カリキュラム委員会の提案を審議することがメインである。それ以外に、必要が生じるたびに連絡会を招集している。言語教育科目においては、語学単位で非常勤講師を交えた連絡会を春学期の始めに開いている。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

外国語学部のカリキュラム編成における必修科目・選択必修科目の配分を、全学の共通教育科目と外国語学部の専門教育に分けて示すと、以下のようになる。

共通教育科目には、言語教育科目に必修・選択必修科目が１年次生に配当されている。

表（一）共通教育科目の必修・選択必修科目

下位科目区分	１年次生配当
言語教育科目	４単位
合計	４単位

専門教育科目のカリキュラムは、言語系５学科４専修・国際関係学科の２種類があり、おのおのの必修科目と選択必修科目の内訳は表（二）・表（三）・表（四）・表（五）の通りである。

表（二）言語系５学科４専修の必修科目

下位科目区分		１年次生配当	２年次生配当	合計
専攻語科目	インテンシブ	10 単位	10 単位	26 単位
	概説	４単位		
	情報	２単位		
国際関係科目	国際関係入門	２単位		２単位
合計	＜英米語学科＞	18 単位	10 単位	28 単位
	＜それ以外＞	16 単位	12 単位	28 単位

表（三）言語系５学科４専修の選択必修科目

下位科目区分		２年次生以上	３年次生以上	合計
専攻語科目	専攻語学基幹科目	20 単位以上		20 単位
	コミュニケーション論		８単位以上	８単位
合計		20 単位以上	８単位以上	28 単位

表（四）国際関係学科の必修科目

		1年次生	2年次生	3年次生	合計
外国語科目	インテンシブ	10単位	10単位		34単位
	情報	2単位			
	国際関係英語		4単位	8単位	
国際関係科目	国際関係入門	2単位			6単位
	概説	4単位			
フィールド・リサーチ			2単位		2単位
合計		18単位	16単位	8単位	42単位

表（五）国際関係学科の選択必修科目

下位科目区分	1年次生以上
国際関係科目	8単位以上
合計	8単位以上

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（1）－1

教育目標を実現できる学士課程としてのカリキュラムを体系的に編成するために、全学規模で「専門性」と「教養性」の両面にわたって、開設授業科目の配置を工夫し、大小の改革を積み重ね、2007（平成 19）年度より、すべての開設科目を柔軟に組み合わせて編成する「フレキシブルカリキュラム」制度が導入されている。

①教育改革とカリキュラムの体系性

外国語学部の専門教育・教養教育双方の授業科目において、組織改革と教育内容改革が段階的に進められた結果、当学部のカリキュラム体系が個性化・多様化しただけでなく、他学部のカリキュラム体系の多様化にも少なからず貢献している。言語系の学科・専修だけであった外国語学部の専門教育科目に社会科学系の国際関係学科が増えて、文字通り人文科学と社会科学の融合したカリキュラム体系が実現した。教養教育科目では、とくに「言語教育科目」の教学体制と授業科目の大規模な改編を外国語学部が主導して行い、この「言語教育科目」に接続してさらに「外国語ステップアップ」プログラムを「テーマ別融合教育」に提供している。

②カリキュラム編成の柔軟性

本学の一拠点総合大学のメリットを最大限に活かし、学部間の専門教育の融合、学部の枠を超えた教養教育と専門教育の融合が図られている。その試みの一例として、本学独自の「テーマ別融合教育」は、３つの教育目的をもった授業科目を、13 の「テーマ別融合プログラム」の下で開設し、本学部も積極的に参画している。第一の目的は、社会の変化に即応して既存の学問分野の枠を超えて学際的分野の授業科目を開講したり、新たな分野を

創設して教育内容を開発したりする。「キャリア形成支援」プログラムは、後者の目的で全学を挙げて開発している教育内容である。第二の目的は、社会的ニーズの高い資格取得に必要な専門教育科目を全学生対象に開講する。「司法外国語」プログラムは、外国語学部と法学部が連携して授業科目を開設している。第三の目的は、教養教育の上に更なるスキルアップを図り、他学部の専門教育の履修も可能にし、将来的に副専攻の道を探る。「外国語ステップアップ」プログラムは、外国語学部が牽引して授業科目を開設している。

③専任教員による専門教育と教養教育の担当状況

現行の教育課程の長所は、総合大学の中にあって、広い教養教育を全学規模で教授研究できる一方、６学科４専修の外国語学部では、深く高度な専門教育を少人数授業で教授研究できることである。問題点は、教える側が教養教育か専門教育かのどちらか一方の教授研究に偏りがちで、学ぶ側の履修行動を全体として把握するのが難しいことである。

（１）－２

①基礎教育としての日本語表現教育

本学が入学時に新入生に対して実施する『自己発見レポート』の集計報告書によると、英語試験の平均点のほうが国語試験の平均点を上回るという傾向が顕著に見られる。「導入教育」区分の中で開講されている「日本語表現」科目は、全学で人気の高い科目であり、これとリンクした学内エッセイコンテストもある。ただ、全学の１年次生全員が受講できるほどのクラス数は、開講されてはいない。

②倫理性を培う教育

倫理性を培う教育については、人文科学・社会科学・自然科学・総合の全分野から多様なアプローチで展開されている。伝統的な倫理思想の流れを知ることは倫理教育の基礎科目として重要である。現実の社会では、情報技術の発展につれ、情報を取り扱うメディアの在り方や企業の経済活動から公共機関の日常活動に至るまで、人々は厳しいまなざしを向けるようになっている。マスコミの倫理性に加えて、個人情報保護、企業や公共機関の情報開示等、情報社会に付随する倫理課題があらたに浮上してきている。科学技術の進歩とともに、環境問題のほかに、臓器移植、体外受精、遺伝子組み換えやクローン等、人類がかつて経験したことのない生命倫理の問題も生まれている。また、節度を失った利益追求が日常的に告発され、商業倫理の欠如が顕著になっている。現代人が直面するこれらの倫理課題をあつかうタイムリーな授業科目が求められる。次の時代の担い手である学生の倫理性を培うには、時代を先取りした授業内容もまた必要であろう。

（１）－３

①専門分野の二系列化

設立当初より都合３回にわたる組織改革と教育内容の改革を経て、外国語学部は、教育内容を言語科学の一極から国際関係学を加えた二極体制へと移行させてきた。これは、時代に即応するだけでなく、先取りした上での教育改革として評価できる反面、一学部に二系列の学科が並存することに付随する合意形成課題や事務作業量の増大など、問題なしと

しない。

②言語系学科・専修の専門教育科目

長年来の課題である８専攻語間のカリキュラムの統一性・一貫性については、2000（平成 12）年から二度の改革を経て大幅に改善された。外国語学部全体で開講する科目群は、１年次生からの「国際関係科目」、２年次生からの「関連科目」、「特別英語」、３年次生からの「演習」まで増やした。この措置により、外国語学部の学生全員に国際社会の複雑・多様化に対応できる基礎知識と専門知識の教授が可能になった。また、長年の課題であった、履修希望者に英語技能の学修機会を提供するシステムの構築が実現できた。専攻語の履修を前提としない「演習」の授業も開設可能になり、社会科学と人文科学の融合が促進された。さらに、「関連科目」の中には、他学科・専修や他学部の開設科目も含まれるようになり、「学内コンソーシアム」も着実に進んでいる。

これに対して、各専攻語の学年毎に開講する科目群は、１・２年次生配当の専攻語の「インテンシブ科目」、「概説」、「情報」だけに減らした。３年次生の専攻語の必修については、試行錯誤を重ねている。2000（平成 12）年度に必修であったが、2003（平成 13）年度より選択科目になっていた「コミュニケーション論」を、2008（平成 20）年度からは選択必修とし、語学運用能力を強化する方向に進んでいる。

③国際関係学科の専門教育科目

社会科学系の独自性が目立つが、地域論を中心に言語系の専門教育科目との統一性・一貫性も図られ、外国語学部全体で開講する科目群を増やす方向で開講されている。また、「海外フィールド・リサーチ」等学外で展開する授業科目が、個性化を図る方向で開講されている。

「外国語科目」は今やリングワ・フランカとなっている英語を必修とするが、特定の地域論をさらに詳しく研究する場合には、英語以外の７専攻語の語学力も必要であろう。この意味では、言語系の学科・専修との連携を強化して、研究の条件を整えることが必要であると言える。

④カリキュラム編成の柔軟性と履修効果

学部・学科・専修の枠を超えて授業科目を開講したことで、個々の学生の学びが柔軟に広がり、学内の転学部や学部内の転学科の申請を減らす効果が期待できる。柔軟なカリキュラム編成は、学生が主体的に自由に選択できる授業科目を拡大させた一方で、体系的で計画的な履修を個別に指導する必要性を生み出している。「専門教育」においては、なおのこと履修指導が重要である。

⑤カリキュラムの統一性・一貫性と学科・専修内の深い絆

外国語学部の６学科４専修体制は、総合大学の中にあって、少人数の授業科目が比較的多く、学科や専修内に深い人間関係が構築でき、履修効果が上がるというメリットがある。だが反面、統一性・一貫性に向けた専門教育科目の再編成によって、従来のような専攻語教員と学生の強い絆や、４年間を通して学生１人ひとりの学修・生活両面での状況を把握することが、高学年で多少難しくなってきている。このため、高学年に対して履修効果の

増進策を別途講じる必要があるかもしれない。

（1）－4

①「人間科学教育科目」

「フレキシブルカリキュラム」制度の導入により、2007（平成 19）年度から一般教養的授業科目は、それまでの「一般教育科目」から「人間科学教育科目」として再編され、授業科目は、人文・社会・自然・総合の４分野構成であったのを、12 の区分の下に４つの分野が混在するテーマ別構成に改めた。「導入教育」と「情報教育」も、「人間科学教育科目」の中に組み込まれている。開講科目は、本学のスケール・メリットを活かし、学問分野を広くカバーし、総合的分野が全体の４分の１を占めるほか、本学ならではの授業科目がどの分野にも開講されている。

授業科目の編成は、知的好奇心をかき立てつつ主体的に履修し、広い視野から総合的に思考し判断する基礎を築くことに主眼が置かれている。開講科目数の多さを誇るだけでなく、受講する学生の置かれている社会状況を踏まえて、時代の検証に耐えられる授業科目を厳選して開設することも必要であろう。

②キャリア支援教育プログラムの大学教育全体への波及効果

本学独自のキャリア支援教育プログラムは、文部科学省から『特色ある大学教育改革の支援』に選定され、総合的な取り組みの授業科目として「総合的分野」のもとで開設していたのを、「フレキシブルカリキュラム」の導入後は、「テーマ別融合教育」に移行して、「キャリア形成支援プログラム」として開設されている。キャリア支援教育の特徴は、大学での教育を「一専攻プラス教養」に限定するのではなく、４年間を通した幅広い「複合的な学びのプロセス」と捉えて、学生に国内・国外で実地研修する機会を設けている点である。外国語学部学生の中で「オン／オフ・キャンパス・フュージョン」と呼ばれる授業を受講して、夏期・春期休暇中に国外でインターンシップに参加した学生たちからは、専攻語の専門教育とリンクした社会実践を体験できる授業科目として、好評を博している。キャリア形成の現地研修は、個々の学生に社会人としての自立に必要な専門知識や教養とは何かを自覚させる効果があり、キャリア形成を仲介にして専門教育と教養教育の連係が進んでいる。

（1）－5

教養教育としての外国語科目は、教学体制を刷新して、2005（平成 17）年度から新しいカリキュラムの授業科目が開講されている。

①英語の授業科目

既習の英語については、入学時にプレイスメントテストを実施している。コア科目では、これをもとに５段階の習熟度別クラスで少人数授業を展開し、学期末の統一試験で効果を測定し、その結果に基づき次のセメスターには再びクラス替えを行う。従来に比べて、授業内容・効果の測定・成績評価すべてにおいて合理性と効率性が追求されている。この上にさらに自由選択科目を履修することもできる。外国語学部の学生には、専門教育の中に開設されている「特別英語」の科目を履修する学生が多い。

②英語以外の外国語の授業科目

目的にあわせて、週２回か週４回かどちらかを選んで履修することができる。入門段階から、「浅く学ぶコース」と「深く学ぶコース」を分けて開設しているのが特徴である。

（週２回のたのしく学ぶ外国語）

英語以外の外国語を初めて学ぶ学生を対象に、ネイティブ教員が担当する会話を主とする科目と、日本人教員が担当する文法を主とする科目が週２回開講され、学期末の統一試験で成果が測定される。春・秋学期で基礎を修了するが、従来に比べて、授業内容・成果の測定・成績評価において統一性が追求されている。再履修学生のためのクラスも開講されており、さらに自由選択科目を履修することもできる。

（週４回のエキスパート外国語）

英語以外の外国語を初めて学ぶ学生を対象に、ネイティブ教員が担当する科目と、日本人教員が担当する科目が週４回開講され、学期末の統一試験で成果が測定される。春学期で基礎を修了し、秋学期で中級に進む。授業内容・授業方法は外国語学部教員が中心になって専攻語の授業内容・授業方法に準拠して展開している。この上にさらに「外国語ステップアップ」プログラムの授業科目を履修することができ、外国語学部の専攻語の授業科目も一部開講されている。

③履修希望者の多寡と言語別の開設クラス数

本学の外国語科目は、開設している言語が英語を含めて 10 言語にのぼる多様さが長所である。その反面、履修希望者が一部の言語に片寄る傾向もみられる。

英語は、ほぼ全学の１年次生が受講することになり、１科目につき開設するクラス数が最も多い。英語以外では、中国語の履修者が最も多く、１科目につき 30 近いクラスを用意する必要がある。当然の事ながら、学生の第一希望に添えない場合もあり、定員を超えて履修希望者が集まった授業科目は抽選を行って対処しているのが現状である。

（１）－６

①専門教育的授業科目の量的配分

卒業に必要な最低単位数 124 単位に対して、専門教育科目からの最低修得単位数 80 単位以上は、一貫している。これは全体の 64.5%にあたる。ただし、その内訳については、1991（平成３）年６月の大学設置基準の改正以来、二度の見直しと改革を行った。2008（平成 20）年度国際関係学科の新設に伴い、再度調整を行った。言語系の学科・専修では、80 単位のうち専攻語科目から 54 単位（全体の 43.54%）を修得する。国際関係学科では、80 単位のうち外国語科目から 34 単位（全体の 27.41%）、国際関係科目から 14 単位（全体の 11.29%）を修得する。２つの系列間の比率の違いは、それぞれの教育目標に照らして、妥当な数値であると考える。

②一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分

2007（平成 19）年度のフレキシブルカリキュラムの導入により、卒業に必要な最低単位数 124 単位に対して、共通教育科目（人間科学教育科目・言語教育科目・体育教育科目）

から最低 20 単位以上を修得することになった。これは全体の 16.13%にあたる。その内訳は、言語教育科目から４単位を修得する以外は、自由選択である。コンピューター基礎実習（初級）については、2004（平成 17）年度入学者までは、１単位が１年次生に配当されていたが、2005（平成 18）年度以降は、基礎実習（初級）レベルは高校までのカリキュラムでカバーされるに及んで、自由選択になった。１年次生の共通教育科目の履修負担が大幅に軽減されて、４年間を通して教養教育にじっくりと取り組む余裕が生まれた。

③上記以外の科目の量的配分

専門教育科目と共通教育科目から合計 100 単位を修得する。これは全体の 80.65%にあたる。残りの 24 単位（19.35%）は、本学の「テーマ別融合教育科目」を含め、専門教育科目からでも、共通教育科目からでも修得でき、全体として自由に選択できる幅が増えた。

（１）－７

①基礎教育の実施・運営

本学の基礎教育は、全学の共通教育科目の中で「導入教育」に区分されている。外国語学部学生にとっての基礎教育は、日本語の文章表現力であると位置付けて、総合的分野の「日本語表現」科目を１年次生に推奨している。ただし、外国語学部の１年次生 430 名全員の履修には、１クラス 25 名として 17 クラスが必要であるのに対して、担当できる専任教員となると、日本語を母語とする教員に限定されるため、毎年 10 名前後の担当者を教授会で決定している。

②教養教育の実施・運営

2003（平成 15）年度に、従来の４センター方式から現行の運営委員会方式に移行した。両者の違いは、従来はセンター専属の教員が運営責任者であったが、新組織は全学共通教育センターに一本化されて、運営責任者が、学長を委員長とする全学共通教育センター運営委員会になった点である。具体的な運営は、授業科目を担当する教員が代表委員を選出して構成する５つのカリキュラム委員会（人間科学教育科目カリキュラム委員会・体育教育科目カリキュラム委員会・情報教育科目カリキュラム委員会・英語教育科目カリキュラム委員会・外国語教育科目カリキュラム委員会）があたっている。

②－１　一般教養教育の実施・運営

本学の一般教養教育は、人間科学教育として開設されている。人間科学教育主任が委員長をつとめる人間科学教育科目カリキュラム委員会が、各学部から選出された委員各１名に、教職課程センター長と若干名の学長が指名する委員を加えて、毎月１回の頻度で開催されている。審議事項は、各学部に持ち帰り各学部教授会の審議を経て当該カリキュラム委員会に報告される。人文・社会・自然・総合の４分野の 200 にわたる開設授業科目の承認等は、各学部で手分けして検討する以外に適当な手段が見つからない。

②－２　外国語教育の実施・運営

本学の教養教育としての外国語教育の運営は、紆余曲折があり、問題が山積していたが、体制を一新して、英語およびその他の外国語の授業科目の編成を扱う組織として、「英語教

育科目カリキュラム委員会」と「外国語教育科目カリキュラム委員会」が立ち上げられた。全学の各学部に所属している外国語科目担当可能な教員を総動員して、2005（平成 17）年度から新しいカリキュラムのもとで授業が展開されている。

授業担当者における専門教育と教養教育の間の壁を取り払った教養教育改革の一環である。従来の完全な二極化が解消され、教員相互の交流が進み、外国語教育が再生のきっかけをつかんだ事は評価できる。

（1）－8

①言語系の学科・専修のカリキュラムにおける、必修・選択の量的配分

教養教育では必修科目が、１年次に４科目４単位課されているだけで、負担は軽い。

専門教育では、必修と選択必修が 28 単位ずつである。これは専門教育の最低修得単位数 80 単位の 70%を二分した数値である。

各年次の量的配分は、以下の通り。

１年次生が必修するのは、英米語学科が 22 単位、それ以外の学科・専修が 20 単位。

２年次生が必修するのは、英米語学科が 10 単位、それ以外の学科・専修が 12 単位。

２年次生以上が選択必修するのは、20 単位。

３年次生以上が選択必修するのは、８単位。

以上の数値では、１年次生の必修の量が突出している。専攻語の語学実習科目に加え、講義科目として、専攻語圏の概説や国際関係入門がある。２年次生になると、必修の専攻語の語学実習科目は１年次生と同量であるが、選択必修の専攻語圏の講義科目が増える。３年次生に必修科目はなく、専攻語の演習プラス講義科目を選択必修する。講義科目の必修・選択必修が 26 単位、専攻語の必修・選択必修が 30 単位である。これは専門教育の最低修得単位数 80 単位の 32.5%と 37.5%にあたり、専攻語が５％多いだけで、ほぼ均等に配分されている。国外で語学実習する機会が多いことを考慮すれば、講義科目を必修・選択必修に割り当てることは妥当であろう。

②国際関係学科のカリキュラムにおける、必修・選択の量的配分

教養教育では必修科目が、１年次に４科目４単位課されているだけで、負担は軽い。

専門教育では必修科目が 42 単位、選択必修科目が８単位である。これは専門教育の最低修得単位数 80 単位の 62.5%にあたる。

各年次の量的配分は、以下の通り。

１年次生が必修するのは 18 単位。

１年次生以上が選択必修するのが８単位。

２年次生が必修するのは 16 単位。

３年次生が必修するのは８単位。

以上の数値では、１年次生と２年次生で必修の量はほぼ同じであるが、２年次生になると海外フィールド・リサーチを含め、国際関係に特化した英語の授業科目の割合が増え、３年次生になっても引き続き必修する。外国語科目の必修は合計 34 単位ある。これは専門

教育の最低修得単位数 80 単位の 42.5%にあたる。国際関係の講義科目は、1 年次生の必修が 6 単位で、1 年次生からの選択必修が 8 単位、合計 14 単位である。これは専門教育の最低修得単位数 80 単位の 17.5%に過ぎず、自由選択の幅を大きく残してある。英語の必修の量が突出しているのが、本学の国際関係学科のセールスポイントの 1 つである。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

①柔軟なカリキュラム体系の編成

現行の「フレキシブル・カリキュラム」制度をさらに伸ばす。ただし、激変する社会のニーズに即応して人材の養成を実現するために、全学の開設科目は更なる融合を加速する必要がある。なかでも学部間の専門教育科目の相互乗り入れは緊急課題である。

②専任教員による専門教育科目と教養教育科目の両分野の担当

「フレキシブルカリキュラム」制度が導入された 2007（平成 19）年度から、専任教員は専門教育科目のほかに、何らかの形で、全学の共通教育の授業科目を担当することが求められている。外国語学部では、教養教育・導入教育・高大接続教育・留学生に対する日本語を含む外国語教育、それに本学独自の「テーマ別融合プログラム」それぞれに専任教員を配置して授業科目を担当している。今後は現状の上に、専任の全教員によるバランスのとれた　分担に向けて、漸次改善を推し進める。

③「テーマ別融合プログラム」の改訂

2007（平成 19）年度に「テーマ別融合プログラム」を導入してから今日まで、13 の「テーマ別融合プログラム」の再編と教育内容の改訂作業が続けられている。当学部は、引き続きこの作業に積極的に参画していく。

（１）－２

①基礎教育

外国語学部生の国語力を補強するために、基礎教育として「日本語表現」科目をこれまでの自由選択から必修にすることが検討されている。実現のために必要なクラス数を担当できる教員を確保する。

②倫理性を培う教育

これまでの倫理教育の上に、新たな課題に取り組む。今日の社会で問題となっている企業のモラルハザード（倫理の欠如）やコンプライアンス（法令遵守）は、急速な社会のグローバル化と密接に関係している。国家を超えて企業が活動するとき、異文化社会との倫理性の共有はいかにあるべきなのか。グローバル化社会に必要な倫理教育について再吟味する。

情報倫理については､引き続き新入生を対象とした情報教育を強化し､その中で周知を図る。

（１）－３

①専門教育における外国語学部・文化学部間の融合

８専攻語からなる言語系の学科・専修は、単独の外国語大学に匹敵する規模を誇ってい

る。このような個性ある学科・専修が多数存在していることは、長所といえよう。他方、現代社会の８専攻語に対する需要に差があることも事実であり、６学科４専修の定員も、100 名（英米語学科）・80 名（国際関係学科）・50 名（ドイツ語学科・フランス語学科・中国語学科）・25 名（言語学科４専修）の４サイズが存在する。外国語学部は、本学の中・長期ビジョンの「グランドデザイン」の中で、文化学部の教育内容との摺り合わせも含め、教育内容を見直す努力を継続しながら、学部全体として統一性・一貫性のあるカリキュラムを実施していく。

②専門教育科目の長所と短所の検証

言語系学科・専修の専門教育科目については、2000（平成 12）年度の「新カリキュラム」の実施から４年後にあたる 2004（平成 16）年３月末までに、２年次生・３年次生・４年次生毎に、全学部でアンケートを実施し、その分析結果から判明した「新カリキュラム」の長所短所を踏まえて、「新新カリキュラム」の一部手直しを行って現在に至っている。2008（平成 20）年度に国際関係学科の専門教育科目が開設されたのを機に、言語系学科・専修の教育内容に対する新たな要望が学生や教員から出ることが予測される。

言語系学科・専修のカリキュラムはもとより、国際関係学科のカリキュラムについても、実施から４年後にあたる 2012（平成 24）年３月末までに、全学科生を対象としたアンケートを実施する等して、その長所と短所を検証する。その上で、文化学部との再編を見据えた外国語学部の更なる組織改革・教育内容の改革に備えるべきであろう。

③キャリアプランと履修モデルの整備

柔軟な学びが可能なカリキュラムの中で、個々の学生が希望する進路に沿って体系的に履修できるように、「キャリアプラン」として「語学スペシャリスト」、「国際行政・国際ビジネス」、「マネジメント」、「教員養成」の４種類の履修モデルを提示しているが、社会状況に照らして、随時履修モデルを改訂し、相応しい授業科目の開設、授業内容の開発、授業形態の見直しや授業方法の向上を推し進めて、時代の要求にこたえていく。

④学部としてのきめ細かい履修指導・効果検証の仕組み

これまでの「低単位指導」のほかに、学生個々に対する連絡や指導を強化する。履修効果をさらに上げるために、低学年では週５回ある専攻語の「インテンシブ」科目の授業をベースにして指導を行い、高学年では「演習」の授業をベースにして行う２段階方式を模索している。

（１）－４

現今の 12 区分テーマ別構成は、従来の４分野構成に比べ、社会変化に即応した改編が可能な優れたシステムである。システムの運営・管理については、人間科学教育に相応しい授業科目の選定等を行う組織として「人間科学教育科目カリキュラム委員会」が設けられている。そこで新設のテーマ別融合プログラムとの差別化をいかに図っていくのかを、議論していく。

（１）－５

①英語の授業科目

英語は履修者が多く、１科目につき必要な開設クラス数に見合った教員の確保と同時に、

教育の質の担保も需要な課題である。専任教員が指導しながらCALL教室での授業展開を図っている現段階を、さらに徹底させる。

②英語以外の外国語の授業科目

英語以外の９言語については、2005（平成 17）年度の新カリキュラム実施から３年後の2007（平成 19）年３月末に、カリキュラム委員会での申し合わせに従って見直し作業を進めた結果、当面この授業科目の編成で統一試験を実施することが確認されている。「外国語ステップアップ」プログラムにおいても、ベトナム語を除く８言語が足並みをそろえて授業科目を開講することで一致をみている。今後も、総合大学の中で９言語の外国語科目を展開していくために、言語間での話し合いは不可決であり、プログラムの刷新に努める。また、本学独自の教材の開発に取り組む。

（１）－６

2007（平成 19）年度のフレキシブルカリキュラムの導入によって、専門教育科目と共通教育科目の量的配分が、それ以前に比べて大幅に改善された。今後の「テーマ別融合科目」の改編を見ながら、専門教育科目の比率を検討する。

（１）－７

①基礎教育の実施・運営

外国語学部にとって、１年次生を対象にした「日本語表現」科目は基礎教育として重要である。引き続き、専任の日本語ネイティブ教員によりこの科目を担当していく。その一方で、高校との接続教育があり、高校２年生・３年生の２学年を対象とした「ドイツ語」・「フランス語」・「中国語」科目の担当も一部を専任教員が負担しなければならず、外国語学部の基礎教育を担当できる教員の確保が急務である。

②教養教育の実施・運営

現行の全学共通教育センターの５つのカリキュラム委員会（人間科学教育科目カリキュラム委員会・体育教育科目カリキュラム委員会・情報教育科目カリキュラム委員会・英語教育科目カリキュラム委員会・外国語教育科目カリキュラム委員会）の方式を伸ばしていく。とくに５委員会の連携を強化する。

②－１　一般教養教育の実施・運営

人間科学教育科目カリキュラム委員会が取り扱う科目の範囲が広く、各学部から１名ずつ委員が送り出されても、カリキュラム委員会で実質的な議論をするのは、実際の所、極めて困難である。カリキュラム委員会の構成委員が、人文・社会・自然・総合の４分野すべてをカバーする体制を構築する。

②－２　外国語教育の実施・運営

②－２－１　英語教育

全学共通教育としての英語のコア科目である「英語オーラルコミュニケーション」・「英語リーディングスキル」の開設クラス数は多いが、そのすべてを統括するのに必要な専任教員の数は十分とはいえず、また、非常勤講師が多くなると授業内容・授業方法等でクラ

ス間の差が生じやすい。全学共通教育としての英語教育の質の保証のために専任の担当教員を確保する。

②－２－２　英語以外の外国語教育

外国語教育として現在８つの担当教員連絡会がある。外国語学部としても、これらの担当教員連絡会や外国語教育科目カリキュラム委員会を通じて、全学共通教育としての９言語の外国語教育科目の実施状況を正確に把握し、専任教員の確保、カリキュラムの改善に、今後も継続的に協力する。

（１）－８

①言語系の学科・専修のカリキュラムにおける、必修・選択の量的配分

１年次生と２年次生には、必修の専攻語の修得状況を検証するために、外部試験の受験が義務付けられている。2008（平成 20）年度から、３年次生に対する専攻語の科目を、選択から選択必修にもどした。必修の量において、講義科目のほうが専攻語学科目を上回っていた状況が、これにより改善された。この措置の効果を検証するべく、３年次生にも外部の能力測定試験の受験を義務付ける。測定結果を踏まえて、専攻語の必修・選択の量的配分を再検討する。

②国際関係学科のカリキュラムにおける、必修・選択の量的配分

国際関係学科の外国語科目の必修が 34 単位あり、英米語学科の 30 単位を４単位上回っている。２つの学科のカリキュラム効果を比較するために、外部の英語能力測定試験を３年次生にも実施する。測定結果を踏まえて、外国語の必修の量的配分を検討する。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

①2008（平成 20）年度から、本学附属高校２年生で、本学への進学を検討・予定している者を対象に、社会系・国際系・理工系の３つの系に分けて、高・大の接続教育が実施されている。外国語学部では、外国語学部または文化学部への進学を検討している者に対するドイツ語・フランス語・中国語の３言語の導入教育に加わっている。2008（平成 20）年度の受講実績は以下の通りである。

表（一）　2008（平成 20）年度附属高校２年生の接続教育（国際系）

科目名	受講者数	担当専任教員
附属科目「ドイツ語Ⅰ」	７名	日本人教員（文化学部）
附属科目「フランス語Ⅰ」	15 名	ネイティブ教員（外国語学部）
附属科目「中国語Ⅰ」	35 名	日本人教員（日本文化研究所）

②ＡＯまたは各種推薦入試の合格者に対し、各学科専修が独自に、数回の課題を与え、入学前教育を行っている。

③英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科、および国際関係学科では、15 名から 25 名程度のクラスごとに、言語学科のロシア語専修、スペイン語専修、インドネシア語専修、イタリア語専修では 25 名程度の新入生を対象に、１年次必修のインテンシブ科目や概説科目の一部を、情報教育や図書館ガイダンス、授業ノートのとり方やレポートの書き方等の導入教育に当て、自発的な語学・専門教育の学修等へスムーズに移行できるよう配慮している。

〔点検・評価〕

①附属高校生に対する接続教育

大学の言語・文化系の専門教育への導入という意味では、初級レベルの外国語を学ぶことに止まらず、文化や国際関係の講義科目も開設することが提案されている。

また、接続授業は、学部長からの推薦を受けた専任教員によって担当されているが、国際系の接続授業は、外国語学部と文化学部の学部長間の協議によって担当者が調整されている。ドイツ語・フランス語・中国語の接続授業担当部署では、接続授業の分担が割り当てられた結果、それ以外の専門教育・共通教育・テーマ別融合教育科目の授業担当計画に困難がきたされている事例が見られる。

②入学前教育

各学科専修の専任教員が、直接、入学予定者の学修状況を知ることができることは利点であるが、専任教員の負担の大きさも指摘されている。

③新入生に対する導入教育

少人数のクラス編成により、ある程度の割合の学生には、各学科専修への帰属意識が育まれ、友人関係も構築され、積極的な学修態度の形成につながっている。しかし、大学生活そのものに困難を抱え、修学意欲が著しく低下している一部の学生に対しては、教員の働きかけだけでは限界がある。

〔改善方策〕

①附属高校生に対する接続教育

国際系接続授業の実施について、学部長のほかに両学部の担当教員を交えた運営委員会を設置し、科目の設置運営、担当者の選出方法改善等を審議する。

②入学前教育

より効果的な入学前教育のあり方を検討し、外部機関への委託についても検討する。

③新入生に対する導入教育

１年次必修のインテンシブ科目に、語学以外の学修項目をどれだけ取り込むのが適切か、学部内で議論を重ねていく。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

2008（平成 20）年５月現在、本学では、テーマ別融合プログラム・キャリア形成支援科目として、下記４グループ６種類のインターンシップ授業科目が開設されている。

（ｉ）Ａグループ：「大学コンソーシアム京都」のプログラムの一環として行われる「インターンシップ１」（ビジネスコース：２単位）、「インターンシップ２」（パブリックコース：２単位）

（ⅱ）Ｂグループ：本学独自の「インターンシップ３」（国内：４単位）、「インターンシップ４」（海外：４単位）

（ⅲ）Ｃグループ：企業や行政機関が独自に行うインターンシップや「ハイパー・キャンパス・システム」を利用して参加するインターンシップをサポートする「インターンシップ５」（２単位）

（ⅳ）Ｄグループ：京都をエリアとする地域コーオプ型「インターンシップ６」（２単位）

本学部学生の 2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度の各インターンシップの参加状況は以下の通りとなっている。

「インターンシップ１」	2006（平成 18）年度	１名	2007（平成 19）年度	０名
「インターンシップ２」		１名		３名
「インターンシップ３」		13 名		15 名
「インターンシップ４」		11 名		５名
「インターンシップ５」		６名		５名

また、コーオプ型の４年継続履修科目「オン/オフ・キャンパス・フュージョン（Ｏ／ＯＣＦ）」では、オン・キャンパス（授業）でグループワーク等を通じて社会の仕組みや動向を視野に入れたキャリアデザインの策定、考察を行い、オフ・キャンパスでインターンシップやフィールドワークを行うという連鎖的行程を４年間積み重ねることにより、本格的な社会人基礎力を養い、学修とインターンシップの相互活性化・相互実質化を図る方式で授業運営が行われている。[2004（平成 16）年度「現代ＧＰ」に採択]

本学部の 2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度の「Ｏ／ＯＣＦ」受講者は次のとおりである。

「Ｏ／ＯＣＦ１」（１年次生：２単位）ベーシック・インターンシップ

2006（平成 18）年度　27 名　　2007（平成 19）年度　32 名

「Ｏ／ＯＣＦ２」（２年次生：４単位）ウォーミングアップ・インターンシップ

2006（平成 18）年度　33 名　　2007（平成 19）年度　19 名

「Ｏ／ＯＣＦ３」（３年次生：４単位）ＯＪＴインターンシップ
2006（平成 18）年度　15 名　　2007（平成 19）年度　15 名
「Ｏ／ＯＣＦ４」（４年次生：４単位）ブラッシュアップ・インターンシップ
2006（平成 18）年度　　６名　　2007（平成 19）年度　８名

〔点検・評価〕

2005（平成 17）年４月のキャリア教育研究開発センターの開設以降、本学のキャリア形成支援プログラムにはいくつかの独創的な工夫の形跡が認められ、インターンシップ授業科目においても年々充実が図られている。しかし、人文系のオリエンテーションの強い本学部学生のインターンシップへの参加状況は、経済学部、経営学部等の学生に比べて相対的に低いといえる。ただ、「Ｏ／ＯＣＦ」受講者数を全学比においてみるかぎり、本学部学生のインターンシップへの参加意欲が必ずしも低いとはいえないことも付記しておきたい。一般に就業体験実習が８月～９月の夏季休暇中の２週間～１か月に設定されていることから、この時期を語学留学等の海外渡航体験に充当する学生が多い本学部の特殊事情がインターンシップへの参加が低調な一因であると考えられる。

ボランティアに関しては、共通教育科目「セルフ・カルティベーション２」の受講者は実際に行ったボランティア活動に基づいて２単位を認定される。

〔改善方策〕

①学修の実績を生かしたキャリア形成を行い、将来国内外で活躍する上で必要な課題発見・解決能力、多角的・複層的な視点に基づく柔軟な発想力などの社会人基礎力を養うために、また、主体的な実習、実社会体験を通じて、現実認識や進路に対する展望を明確にし、ミスマッチのない進路選択をするために、さらには、より高度な外国語運用力修得の必要性を学生が自ら認識し、積極的な学修姿勢を身につけるためにも、インターンシップやボランティア活動を通じて実社会の動向や今日的課題を認識することの意味は、本学部の学生においてはとりわけ大きいといえる。本学部の学生のインターンシップ授業科目の受講が低調な原因を精査し、主体的なインターンシップ参加をいかに促すか等を学部の課題として検討する必要がある。

②本学部学生のニーズに合ったインターンシップの受け入れ先の開拓に向けてなお一層の情報収集に努め、積極的な参加を促すための体制を整備する。

③日本の現状ではインターンシップの受け入れ態勢が十分に機能していない側面が多分にあるといえることから、インターンシップを推進するためにも、今後、キャリア教育研究開発センター等を通じて受け入れ態勢のさらなる充実を求めていく必要がある。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

各授業科目を、その特徴・内容や履修形態にもとづき分類して、各々の授業科目の単位計算方法を示すと、以下のようになる。

①語学実習科目は、１科目につき１単位が割り当てられている。

教養教育の外国語科目の英語およびそれ以外の９言語の授業科目

専門教育の専攻語科目のインテンシブ科目、情報、検定専攻語（上級）、特別英語の科目

②講義科目は、１科目につき２単位が割り当てられている。

教養教育の人間科学教育科目

専門教育の専攻語学基幹科目、概説、国際関係科目、トランスナショナル科目、地域科目等

③語学の演習・実習と講義の複合科目は、１科目につき２単位が割り当てられている。

専門教育の専攻語コミュニケーション論、国際関係英語、フィールド・リサーチ

④演習科目は、通年１科目４単位が割り当てられている。

〔点検・評価〕

専攻語の語学力を２年間で漸進的に一定のレベルに到達させるために、１・２年次生の４セメスター間には週５回のインテンシブ科目が必修となっている。ただ、学生には毎日の予習と復習にも相当の時間をかけることが求められることから、インテンシブ科目が語学実習科目であり１単位が割り当てられている現行の単位計算方法への疑問の声も上がっている。

〔改善方策〕

講義科目および演習が１科目２単位であることは妥当であり、学生にも納得されている。他方、１科目１単位の語学実習科目については、上記のように学生からの疑問の声もあり、予習・復習を含めた学習の実態を踏まえながら、今後現行の単位計算方法の妥当性を検証していきたい。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

①国内の大学等での学修の単位認定

「大学コンソーシアム京都」単位互換制度：本学（本学部）の２年次以上の学生は、年間４単位まで、「大学コンソーシアム京都」の単位互換協定大学ならびに短期大学の提供科目

の受講を出願の上、履修することができ、修得した単位は共通教育科目の通年集中講義科目として当該年度末に認定される。この制度で修得した単位数は、本学部が定める履修登録制限単位数には含まれない。本学部学生の最近３年間の単位互換制度利用者数は下表のとおりである。

「大学コンソーシアム京都」単位互換制度利用者数（2006～2008 年度）

学　科	2006 年度	2007 年度	2008 年度
英米語学科	9	16	15
ドイツ語学科	9	4	4
フランス語学科	11	8	10
中国語学科	11	18	10
言語学科	11	12	5
合　計	51	58	44

②国外の大学等での学修の単位認定

在学留学制度に基づく単位認定：国際交流センターのもとに統合されている在学留学制度（本学学則第 18 条の２第１項）に基づく交換留学、派遣留学、認定留学および夏季短期語学実習等により、外国の大学等の高等機関で修得した単位は、１年間留学の場合は 48 単位、１学期間留学の場合は 24 単位を限度に、本学の卒業要件単位として認定することができる。履修した科目の種類により、専門教育科目の外国留学特殊科目（専攻語科目）、もしくは共通教育科目の外国語科目（外国語科目）として認定される。

③外国語検定試験合格者等の単位認定制度

（A）専攻言語の検定試験合格者の単位認定制度（外国語学部専門科目）

語学力の向上意欲を高め、自主的な学修を促してその指標とするために、次の各専攻言語の合格者について、所定の基準を設けて、それをクリアしている場合には外国語学部専門科目（「資格○○語認定科目」：選択科目）として単位を認定する。（編転入学生、各語を母語とする外国人留学生は除く； 2008（平成 20）年度より実施）

ドイツ語

試験種類＼単位数	2単位	4単位	6単位	8単位
ドイツ語技能検定試験（独検）	2級	—	準1級	1級
Goethe Institut の検定試験	ZD	Goethe-Zertifikat B2/ZDfB	ZMP	ZOP 以上
オーストリア政府公認ドイツ語検定試験	ZD	—	MD/PWD	OD/WD
大学入試に必要なドイツ語能力検定試験	—	—	—	DSH
外国語としてのドイツ語検定試験	—	—	Test DaF	—

フランス語

試験種類＼単位数	2単位	4単位	6単位	8単位
実用フランス語技能検定試験（仏検）	準2級	2級	準1級	1級
DELF DALF	DELF A2	DELF B1	DELF B2	DALF C1/C2
TCF	200～299 点	300～399 点	400～499 点	500～699 点
TEF	204～360 点	361～540 点	541～698 点	699～900 点

中国語

試験種類＼単位数	2単位	4単位	6単位	8単位
中国語検定試験	2級	準1級	—	1級
ＨＳＫ漢語水平考試	5級	6級	7級	8級

ロシア語

試験種類＼単位数	2単位	4単位	6単位	8単位
ロシア語能力検定試験	3級	—	2級	1級
ТРКИ	—	I серт. ур.	II серт. ур.	III, IV серт. ур
ТРКИ-ИРЯП	Пред. ур.	Порог. ур.	Пост. ур.	—

スペイン語

単位数 / 試験種類	２単位	４単位	６単位	８単位
スペイン語技能検定	３級	―	２級	１級
DELE	―	Intermedio	―	Avanzado

インドネシア語

単位数 / 試験種類	２単位	４単位	６単位	８単位
インドネシア語技能検定試験	Ｃ級	―	Ｂ級	Ａ級

イタリア語

単位数 / 試験種類	２単位	４単位	６単位	８単位
実用イタリア語検定	３級	―	２級	１級
CILS	―	Livello UNO	Livello DUE	Livello TRE/QUATTRO
CELI	CELI 1	CELI 2	CELI 3	CELI 4/5

また、英語および英語以外の外国語検定試験合格者について、一定の基準をクリアしている場合には、それぞれ、下表の認定基準に従って、最低修得単位数 124 単位のうち８単位を限度に、共通教育科目の卒業要件単位として認定している。（編転入学生、当該外国語を母語とする外国人留学生は除く）

（Ｂ）英語検定試験合格者等の単位認定制度（共通教育科目）

検定試験の種類	２単位	４単位	６単位	８単位
TOEIC	500～579 点	580～679 点	680～749 点	750 点～
TOEFL (Internet-based test)	44～58 点	59～71 点	72～82 点	83 点～
TOEFL (computer-based test)	130～169 点	170～199 点	200～219 点	220 点～
TOEFL (paper-based test)	447～496 点	497～532 点	533～556 点	557 点～
実用英語技能検定	２級	準１級	―	１級

（C）英語以外の外国語検定試験合格者の単位認定制度（共通教育科目）

（外国語学部学生の専攻語検定試験合格については単位認定申請ができない）

検定試験の種類	2単位	4単位	6単位	8単位
ドイツ語技能検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
実用フランス語技能検定試験	4級	3級	準2級	2級 準1級 1級
中国語検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
ロシア語能力検定試験	4級	3級	2級	1級
スペイン語技能検定	5級	4級	3級	2級 1級
インドネシア語 技能検定試験	E級	D級	C級	B級 A級
実用イタリア語検定	5級	4級	3級	2級 1級
ハングル能力検定試験	4級	3級	準2級	2級 1級

④入学前の既修得単位認定

本学部では、英米語学科で15名、その他の学科・専修で若干名の定員で、3年次編・転入学を認めている。編・転入学前の教育機関での既修得単位は、編・転入学前に在籍した大学等の科目内容と本学部の科目内容とを照合し、20 単位をインテンシブ科目に、4単位を概説科目に、4単位を専攻語基幹科目に、4単位を国際関係科目に、そして32単位を共通教育科目に配当して、換算し、合計 64 単位の認定を行っている。また、英語に関して、入学前に修得した実用英語検定（2級）、TOEIC、TOEFL（一定水準以上を保証するスコア）のスコアが有効期限内であれば、共通教育科目として単位認定される。

〔点検・評価〕

①〔現状説明〕の項に記した「大学コンソーシアム京都」の単位互換制度、在学留学制度に基づく単位認定、外国語検定試験合格者等の単位認定制度は、大学設置基準第28条第2項ならびに第29条に定められた「前条第1項および第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない」限度内を厳守して実施されており、各制度の所轄である、本学部ならびに全学共通教育センターの規程に基づいて、厳正に単位認定の審査、処理を行った上、適正な単位認定を行っている。

②上記の各制度は、いずれも、学生がより高度で本格的な技能、知識の修得をめざすための明確な指標として機能し、学修意欲の鼓舞に資しているといえ、自発的な学修姿勢を促す上で、また、教育成果を測定する上で、今後とも顕著な効果が期待できる。

③入学前既修得単位認定に係る規程に基づいて、本学部では、2007（平成 19）年度には英米語学科に３名、インドネシア語専修に２名、2008（平成 20）年度は英米語学科に５名、フランス語学科に１名、ロシア語専修に１名の編・転入者を受け入れており、編・転入学生は各学科・専修における学修に順応している。

〔改善方策〕

今後ますます進むであろう学生の質と個々の学生の学修ニーズの多様化や大学教育に求められる新しい要請を視野に入れて、現状把握と制度の適正性の検証に努め、活力ある学生の育成を旨とする単位互換・単位認定制度のあり方を検討し、「e ラーニングシステムの共有共用化」の実践促進など、教育の今日的な要請に見合った新企画の導入、運営に努めていく。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

本学部が 2008（平成 20）年度に開講する専門教育科目数は、合計 687 科目（993 コマ）である。

これらの科目を担当する専任教員と兼任教員の割合は、全授業科目 993 コマ（100.0）のうち、専任教員（教授、准教授、講師、助教、特任教授、特定任用教員、外国語契約講師、特約講師）が 661.7 コマ（66.6%）、兼任教員（客員教授、非常勤講師）が 331.3 コマ（33.4%）を担当している。

各学部・専修（に属する教員）別にみると、以下のようになる。

	開講科目数	コマ数			コマ数の
		専任担当数	兼任担当数	合計	専任担当割合
英米語学科	130	151	153	304	49.7%
ドイツ語学科	86	72.7	33.3	106	68.6%
フランス語学科	76	67	36	103	65%
中国語学科	77	64	37	101	63.4%
ロシア語専修	55	56	2	58	96.6%
スペイン語専修	58	40	18	58	69%
インドネシア語専修	49	33	16	49	67.3%
イタリア語専修	50	44	8	52	84.6%
国際関係学科	102	134	22	156	85.9%
その他	3	0	6	6	0%
学部全体	686	661.7	331.3	993	66.6%

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

開講科目における兼任教員の担当割合は、学科・専修により異なる。また、兼任教員がどの科目群の科目を担当するかも、学科・専修により異なる。

さらに、兼任教員の、学科・専修が開く親睦を兼ねた会合も含めた各種の会議への参加も、学科・専修によりさまざまである。

しかし、学部全体としては、教育課程の多くの部分を兼任教員に頼っていると言えるであろうし、兼任教員の教育過程への関与は深いと言える。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

上述のように、外国語学部が開講する全科目は、66.6%を専任教員が、33.4%を兼任教員が担当している。

また、教員数においても、専任教員 65 名に対し、兼任教員は 67 名である。

さらに、外国語学部専任教員は、大学院において 14 科目 13 コマ、他学部において８科目 8.5 コマ、全学共通教育センターにおいて 80 科目 108.6 コマ、教職課程講座センター事務室において２科目２コマ、附属高校において１科目２コマを担当している。

上記の様々な状況をふまえると、専任教員の補充が必要であると考えられる。

とくに学部の性格上、教育効果をあげるためにも、ネイティブスピーカーのコンスタントな補充は大切である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

兼任教員への高い依存度は、ここ十数年に亘って大きな問題となっている。この問題は現在も根本的な解決には至っていないが、近年、学科専修によっては徐々に解決されてき

ている。今後も中・長期的視野に立って、専任教員の担当科目、科目数の再検討を行いつつ、適切に専任教員の補充を行う。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生に対しては、社会人向けカリキュラムを組んでいる。卒業生を科目等履修生として受け入れ、教職課程科目を開講している。

外国人留学生に対しては、学部留学生、提携大学からの交換留学生のそれぞれを対象にした科目を設け、カリキュラム上の配慮をしている。また、2007（平成 19）年度より、交換留学生アドバイザー制度が発足し、教学面のみならず日常生活面でも、留学生が日本社会に適応できるよう、きめ細かなケアの体制を敷いている。

〔点検・評価〕

社会人学生への対応は、とくに問題は起こっていない。その存在は、一般の学生にもよい影響を与えている。外国人留学生、帰国生徒の中には、学生生活への適応において、問題を抱えている学生も見られる。

〔改善方策〕

社会人学生の高い学修意欲を、本学部全体の学修活動のさらなる活性化につなげる。外国人留学生、帰国生徒への対応において、昨年度にでき上がった体制を生かし、教員、職員、アドバイザー、カウンセラー等の連携をさらに強化し、学生生活上の問題解決に向かって努力していく。

２）学部等における教育方法等

＜英米語学科＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

2004（平成 16）年度以降、受験料大学負担で、１年次４月に TOEFL-ITP-Level２（短縮版、満点 500 点）、１年次１月と２年次１月に TOEFL-ITP-Level 1（完全版、満点 677 点）を実施している。１年次４月に短縮版を利用している理由は、ほとんどの新入生の得点が 500 点に達しないことと、新学期開始直前の時間の余裕のない時期に実施しなければならないため、完全版に比べて短時間で実施できることにメリットがあるからである。この TOEFL の得点分布と得点の伸びを、１・２年次の「インテンシブ科目」の教育効果の重要な判断

材料としている。

「コミュニケーション論」(３年次以降受講可)、講義科目や演習等、「インテンシブ科目」以外の科目群の教育効果に関しては、授業担当者以外の者にも見える客観的な測定方法が存在しないのが現状である。

（１）－２　卒業生の進路状況

英米語学科の卒業生の進路状況を下の表に示す。

進路		2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度
就職	民間企業	120	100	91
	官公庁	1	1	0
	教員	0	0	1
	上記以外	0	0	0
進学	本学大学院	1	3	2
	他大学大学院	4	1	4
	その他	1	0	4
その他		25	25	22
計（人）		152	130	124
（就職者数＋進学者数）/卒業者数（%）		84	81	82

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

高い英語運用能力を育てることが本学科の教育目標の１つの柱であるので、それがどの程度達成されているのかを測るシステムの導入は不可欠である。TOEFL-ITP の利用は、現時点では最良の選択肢の１つであると思える。

厳しい経済状況が続く中で、80%以上の[（就職者数＋進学者数）/卒業者数]比を維持していることは評価できる。問題は、本学科で受けた専門教育を本当の意味で生かす職場を得られる卒業生が多くないことである。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

TOEFL の得点が英語運用能力のすべての側面を反映するものではないことを認識し、より良い教育効果測定法について研究･議論を続ける。TOEFL またはそれに代わる標準テストの定期的実施が本学科の教育プログラムの不可欠な一部であることを説明し、これからも受験料を大学に一律負担してもらえるよう働きかけ続ける。

講義科目や演習等の教育効果の測定ができない大きな原因は、３・４年次に必修科目がないことにある。英米語学科のすべての学生にとって３・４年次での英米語演習の履修と

４年次での卒業論文の執筆が必修であった 2004（平成 16）年度までの「旧カリキュラム」では、卒業論文によって卒業生の総合的学力が把握できた。英米語学科に所属する学生に対して、学科として責任をもって専門教育を行い、その効果を評価し、卒業生の質を保証できるカリキュラムを作ることは学科の任務であり、それが充分に実現されていない現状について真剣な議論が行われるべきである。今直ぐという訳ではないが、また学科単位では実現できないが、将来的には、各学科・専修の専任教員が担当する演習を所属学科の学生の３・４年次の必修化したり、英米語学科の学生には、卒業論文、またはそれに代わる課題研究報告書の執筆を義務づける方向でのカリキュラム改変の可能性も視野に入れた検討を行いたい。

また進路状況に関しては、学生がより早い時期から自分のキャリアを計画し、その実現のために履修すべき科目を適切な時期に履修し、留学、インターンシッププログラムへの参加や就職活動ができるよう、本学進路センター、国際交流センター、キャリアガイダンスセンターのスタッフによる講演を中心とした新入生への“Student-life Guidance”を 2008（平成 20）年春学期に新たに実施した。新入生のほぼ全員が参加し好評であったので、今後も継続して実施する予定である。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は、出席、授業参加状況と、各種課題、小テスト、学期末試験の得点を総合して行っている。各科目の成績評価方法は講義要項に明記している。必修科目に複数のクラスがある場合は、コーディネーターを中心として授業担当者が協議を行い、同一基準で全履修者の成績評価を行っている。

2007（平成 19）年度までは、学部全体の合意に基づき、１・２年次の専門必修科目は、出席回数不足や試験棄権者を除く全履修者の成績の平均点が 78±２点となるように点数調整を行っていた。しかしこの調整方法では、合格者の平均点が 80 点を大きく越える場合もあり、評価が高過ぎる感があった。学部カリキュラム委員会、教授会での協議を経て、2008（平成 20）年春学期からは、合格者の平均点を 77±２点に調整することが決定された。

2007（平成 19）年度春学期までは、１年生の「口頭でのコミュニケーション能力」の評価は、「インテンシブ英米語 Ⅰ・Ⅱ」の担当教員に任されていた。TOEFL や筆記試験では測れない、英語運用能力のこの重要な側面をより客観的、厳格に評価するため、2007（平成 19）年度秋学期末に「インテンシブ英米語ⅡＤＥ」の学期末試験の一部として Oral Interview Test を新たに導入した。2008（平成 20）年春学期には評価法に改良を加え、評価基準をそろえるために「予行演習」を行った上で、英語のネイティブスピーカーと日本人教員それぞれ４人がペアを組み、全受講者に５分間の英語のインタービューを行い、発音、文法、語彙、流暢さ、会話技能の各項目について評価した。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

全学共通の履修規程により、卒業要件とならない自由科目や、夏期・春期休暇中に開講される実習科目を除き、第１～７セメスターの履修登録上限単位数は 24、第８セメスターは 32 と定められている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

学生の質を確保するために最も重要な役割を果たしているのは入学試験である。

英米語学科に入学した学生の能力をできるだけ高めるため、学生の能力にあった範囲で、可能な限り内容があり、密度の濃い授業をし、厳格な成績評価を行っている。

卒業判定教授会前に、４年生１人ひとりについて在学中に履修したすべての科目の成績をチェックし、英米語学科としての卒業判定を行っている。[卒業判定合格者/卒業予定者]比は、2006（平成 17）年度 152/187＝81.3%、2006（平成 18）年度 130/159＝81.8%、2007（平成 19）年度 124/148＝83.8%であった。しかし上述したように、３・４年次に必修科目が無い現行のカリキュラムでは、３年終了時、そして卒業時における学生の質を検証することには難しさがある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

成績評価は、全体として厳正、適切に行われている。しかしその詳細について、これからも議論・検討を続ける必要がある。１・２年次の専門必修科目の点数調整方法について学部全体の新しい合意が得られたことは高く評価できるが、まだ学生の到達度に比べて評価平均点が高すぎる感があり、英米語学科としては合格者の平均点を 75 点±若干点とすることを希望している。

「インテンシブ英米語Ⅰ・Ⅱ」の学期末テストとして Oral Interview Test を導入したことは高く評価できる。このテストは可能なら２年生に対しても実施したい。しかし、常勤の教員だけではテスト担当者の人数が足りず現在でも非常勤教員の応援が必要であるにもかかわらず、長時間（90 分×３）を要するこのテストを担当する非常勤教員に大学から手当てが支給されないため、現在以上の頻度で実施しにくいのが実情である。

（２）－２に関しては、現行の制度で問題はないと考える。

従来から行われてきた一般入学試験や公募推薦入学試験は、本学科のカリキュラムが効果をあげるために必要な学生の質を確保することにある程度成功している。ただし、18 歳人口の減少に伴う大学間競争の激化の中で、本学入学試験受験者全体、本学科入学者の総合的学力が低下している事実は否めない。また入学試験の多様化の結果、実質上学力チェックを受けないで入学する学生が存在し、その中の一部の学生の学力の低さが問題になっている。

上述したように、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途をもつことは本学科が社会的な責任を果たすために不可欠であり、それが充分に実現されていない現状について

真剣な議論が行われるべきである。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

専門必修科目の成績評価に関して初めて学部全体の合意が得られた 2004（平成 16）年度以降、平均点を何点にするか、また平均点計算方法について２度の変更があった。この問題に関しては、今後も学部全体で議論を続ける。

各種入試による入学者の学修態度、成績の追跡調査を引き続き行い、入試制度の問題が特定できた場合は、その改善を検討する。

上述したように、各学科・専修の専任教員が担当する演習を所属学科の学生の３・４年次の必修科目とし、英米語学科の学生には卒業論文、またはそれに代わる課題研究報告書の執筆を義務づけるなどカリキュラム改変の可能性も視野に入れた検討をしたい。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

基本的、全般的な履修指導は、各学期開始直前のオリエンテーションで行っている。

１年次の必修科目である「英米学概説」では、言語学、英語教育学、文学、文化学の各分野を専門とする教員がリレー講義を行っている。これが、２年次以降に履修可能な専門講義科目の内容を紹介する役割を果たしている。

３年次以降履修可能な「コミュニケーション論科目」については、２年次の秋学期に授業内容の説明をし、学生の希望に応じたクラス数を開講できるよう、予備登録を行っている。

在学中の英語圏への留学を奨励するため、学科としての留学ガイダンスを行い、留学制度と、留学中に修得した単位の認定基準等について説明している。

2003（平成 15）年度以来、１・２年生各クラスの「アカデミックアドバイザー」を定め、学生生活の様々な相談に応じてきたが、2007（平成 19）年度まではアドバイザーがそのクラスの授業を担当していない場合が多く、学生が抱える問題を十分早く把握できないことがあった。この問題も考慮に入れ、2008（平成 20）年度からは「インテンシブ英米語 Ⅰ・ⅡＣ」を「英語講読」、「インテンシブ英米語Ⅲ・ⅣＣ」を「英文法」の授業とし、これらを日本人の専任教員が担当してそのクラスのいわば「担任」の役割を果たすこととした。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

学生の留年の原因は様々で、心身の健康上の問題や家庭の問題等、容易に解決できないものも多い。それぞれのケースに応じて、学科主任、授業担当者、上記「アカデミックアドバイザー／クラス担任」等が連絡を取り合い対処している。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

授業担当者が学科主任、カリキュラム委員等と連絡を取り合い個別のケースに対応している。仕事をもつ学生の場合には、課題を郵送する等の配慮をしている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

１・２年生が「クラス担任」をもつことで、履修指導のみならず学生生活の様々な側面に関する助言、問題の対処がよりすばやく行えるようになった。問題は、必修科目のない３・４年生に対して同じような指導ができないことである。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

各学科・専修の学生が、３年次と４年次にその学科・専修の専任教員が担当する演習の必修化など、大胆なカリキュラム改変の可能性を視野に入れた検討を行う。これが実現すれば、３年終了時、そして卒業時点における学生の質を検証する方策を講じることが可能となるばかりでなく、演習担当者が英米語学科の３・４年次生のアカデミックアドバイザーの役割を果たすことができる。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

英米語学科では、学生の学修意欲を高めるため以下の方策を採っている。

①「インテンシブ科目」では能力別にクラスを編成している。このクラス編成は、入学試験の英語の得点、入学後に実施されるプレースメントテストの得点、留学経験者への面接等の結果を総合して行っている。また「インテンシブＡＢＤＥ」では、上位クラスと下位クラスでは異なったテキストを採用し、クラス間の学力差に対応したきめ細かい指導を行っている。

②「インテンシブ科目」の授業外課題として、英語図書多読とコンピューターを利用した理解度テスト、さらにコンピューターを利用したリスニングテストを実施している。コンピューターテストの得点は即時に自動計算され、表示されるので、受験者は自分の理解度、成績をすぐに確認し、その情報を学修の次のステップに生かすことができる。

③本学科の教育プログラムの一環として、TOEFL-ITP を１年次４月と終了時、２年次終了時にそれぞれ実施し、その結果を受験者全員に通知している。これは、学生に世界的基準からみた自分の英語力を認識させ、明確な努力目標を与え、学修意欲を高めるという重要な役割を果たしている。

④上で述べたように、2007（平成 19）年度秋学期末から、「口頭でのコミュニケーション能力」を評価するために Oral Interview Test を導入した。この結果学生たちが、「授業中

に頑張って英語を話そう」という意識をより強くもつようになったと感じられる。

また、必修科目のより良い授業方法を検討するため、コーディネーターを中心に授業担当者が議論を重ね、学科会議に報告している。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

全科目について、講義目的、授業内容、履修上の注意、評価方法を含むシラバスを作成している。シラバスは冊子として全学生に配布され、ネットでも検索可能であるが、必要に応じて毎回の授業内容についてより詳しいシラバスを作成し、授業で配布している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価の結果は、業者による集計後、各教員に返却される。その活用方法は、各教員に任されている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムは存在しない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

いわゆる「英米語学科所属専任教員」16 名の中で、英米語学科のカリキュラムを計画・運営し、学生指導を担当する英米語学科の専任教員は９名である。16 名中４名は言語学や日本語、特別英語等、外国語学部全学生を対象とした科目群の担当教員であり、３名は学科運営の責任を負わない教員である。「専任教員」１人当たりの担当学生数は、定員ベースの計算では 46 名、在籍者数（488 名）ベースの計算では 54 名にもなる。この９名がまた、①全学共通英語科目のカリキュラム作成と運営（主任１名＋委員若干名）、②外国語学研究科英米語学専攻主任（１名）、③国際関係学科の「インテンシブⅠ～Ⅳ－ＡＢＤＥ」運営とコーディネーション（英語ネイティブスピーカー教員３名）、④本入試と推薦入試の英語問題作成（数名）も毎年兼任している。学生の学修意欲を高め、教育効果を上げるため上記のような方策を採ってはいるが、この目的を達成するために今最も必要な「組織的な取り組み」は英米語学科専任教員の増員であると言わなければならない。

また、能力別クラス編成は副作用を生む危険性もはらんでいる。すなわち、自分のクラスレベルを過剰に意識することにより、とくに下位クラスにおいては自己効力感の低下を招く可能性がある。このような可能性を指導教員が十分に意識し、全てのクラスの学生を励まし、努力を評価し、総合的な英語運用能力には TOEFL 等のテストだけでは測りえない部分があることを伝え続ける必要がある。

シラバスに関しては、適切に作成され活用されている。

学生による授業評価の活用についてであるが、各科目に対しての受講者の授業評価にあ

る程度の傾向は読み取れるとしても、全受講者の評価が一致することはほとんどない。学生による授業評価の方法論が確立されていない現時点で、「教育評価の結果を教育改善に直結させるシステム」を構築しようとするのは時期尚早である。今最も必要なのは、各教員が自分の専門知識を高める努力を常に行い、自分の知識が授業受講生に意図通りに伝わっているか、教育目的が達成されているかについて、教育効果の客観的評価と受講生による授業評価を総合して検証し続けることである。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

2004（平成 16）年度に 13 名であった英米語学科専任教員は 2008（平成 20）年度には９名、2009（平成 21）年度からの新規採用予定教員１名を加えてもわずか 10 名、しかもこの中に米文学／米文化の専門家が１人もいないという問題を抱えている。「純」英米語学科専任教員の採用を、強く要請したい。

能力別クラス編成の弊害を軽減するため、2010（平成 22）年度からは、２年次の英文法の授業である「インテンシブ英米語Ⅲ・ⅣＣ」に関して、「インテンシブ英米語Ⅲ・Ⅳ－ＡＢＤＥ」とは異なった基準（文法知識とその運用能力）によるクラス編成を行う予定である。このような複視的な能力別クラス編成により、英語力が多様な基礎的能力から構成されていることや、個々の学修者にはそれぞれ得意な分野と不得意な分野があることが学生に理解され、下位クラスの学生の自己効力感の低下を防ぐ効果があることが期待される。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

限られた授業時間で総合的な英語運用能力が最大限に高められるよう、次のような授業形態・方法を採っている。

①「インテンシブ科目」は、能力別、20 人前後のクラス編成を採っている。可動式の椅子と机のある教室を利用することで、グループワークや自由な動きのある授業が可能になっている。教科書付属のビデオの視聴、また英語図書多読と読後の理解度テスト受験を授業外課題とし、授業では課題の内容についての質疑応答や議論等、英語での口頭コミュニケーション訓練に多くの時間を割り当てている。

②１、２年次の必修科目の授業が互いに補い合い相乗効果を生むよう、教材や授業方法を選択している。2008（平成 20）年度から「インテンシブ英米語ＡＢ・ＤＥ」はネイティブスピーカーによる英語での内容中心・４技能訓練の授業、「インテンシブ英米語Ｃ」は日本人が担当する講読・文法の授業となったが、前者の授業群で得られる英語使用体験に後者の授業で得られるメタ言語的知識が加わることで教育効果が上がることが期待される。また「英米学概説」の担当者に英語教育学専門の教員が加わることで、１年生に「自分にとって最も効果的な英語学修法は何なのか」という問題意識を持たせられるようになった。

③「コミュニケーション論」でも、予備登録を行い受講希望者に応じた数の授業を開講することにより、１クラスの人数を25名以下に保っている。授業目的と内容に応じて、ビデオ撮影やウエブサイト作成、パワーポイントを使ったプレゼンテーション、ビデオやＣＤ、ＤＶＤを利用した聴き取り訓練等、多様なメディアを利用した特徴ある授業が行われている。

④「英米学概説」と「専攻語基幹科目」、「コース科目」は講義形式で行われ、受講者数が 100 人以上になるものもある。学生の受講態度が受動的にならないよう、授業中に「考え、学び、それを確認する」作業をさせられるような配布資料を準備し、授業終了時に短いレポートを書かせる等、各担当教員が様々な工夫をしている。

⑤演習の受講者は 25 名を限度に募集･選考している。授業方法は担当者の判断に任されている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

ほとんどの授業で、何らかの形でマルチメディアが利用されている。以下に、比較的特徴的なものを挙げる。

（ｉ）英米語学科の年来の要望が実現し、2007（平成 19）年度までは２年次履修科目であった「情報英米語」が、2008（平成20）年度から１年次履修となった。この変更の理由は、①英語が既習言語であるため、新入生でもこの科目の履修準備が十分できていること、そして、②１年次の「インテンシブ科目」でコンピューターやインターネットを利用する授業外課題を多く取り入れているので、これらの操作に関する基礎知識をできるだけ早く身につけさせる必要があること、の２点である。授業内容は、Microsoft XP と Vista、Micorsoft Word、Powerpoint、Excel の利用とインターネット検索を必要とするいくつかの「プロジェクト」に段階的に取り組み、完成させることである。

（ⅱ）「インテンシブ科目」の授業外課題として英語図書の多読を課し、その理解度確認テストをコンピューターで行っている。学生は多くの指定図書の中から自分のレベルに合った本を選び、読了後都合のよい時間にコンピューターで学内ネットワークにアクセスし、テストを受ける。2008（平成 20）年度からこのテストの実施と管理に学内ネットワーク上のデータ交換･管理用ソフトウエア moodle（Modular Object-oriented Dynamic Learning Environment）が利用できるようになった。これにより、理解度確認テストが学外でも受験可能となり、また、学生ごとに受験可能な図書のレベルと受験頻度をコントロールできるようになった。この結果、2008（平成 20）年度春学期に読まれた図書数は前年度に比べてほぼ倍増した。

（ⅲ）「インテンシブ科目」や「情報英米語」、「コミュニケーション論 Business Presentation」の授業では、学生が書いた英語レポートを moodle 上にアップロードし、受講生がお互いの作品を読む合うことができるようにしている。

（ⅳ）「インテンシブ科目」の授業外課題として、教科書付属のビデオの視聴とそれを題材

としたリスニングテストの受験を課している。このテストの実施、管理も moodle 上で行われている。

（ｖ）「コミュニケーション論 English in Daily Life」の授業では、日常生活の様々な場面を題材とした寸劇等をグループで創作し、その発表をビデオ撮影し、そのパーフォーマンスを分析しているが、受講者の意識を英語の内容だけでなく総合的表現力に向けさせることに効果を上げている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

「インテンシブ科目」の授業形態･方法が高い教育効果をあげていることは、TOEFL の得点の高い伸び率に反映されている。「インテンシブプログラム」という呼称が使われているものの、英語のネイティブスピーカーが担当する授業は「情報英米語」を含めても１年生は週５コマ、２年生は週４コマにとどまっている。この授業時間数の不足を、多様な授業外課題を課すことで補っている。これは、長期間試行錯誤を重ね、システムを開発・検証し、図書１冊あたり 100 問近い理解度テストを作成し、学生の moodle へのアクセス状況と成績をチェックし続けている英米語学科 TESL 専門教員３名の努力によって可能になったものである。この３名と１名の契約教員計４名が、英米語学科のみならず国際関係学科を合わせた９クラスの「インテンシブ科目」授業の計画と多くの非常勤教員とのコーディネーション、授業外課題の作成と管理を担っており、負担が大変大きくなっている。

「インテンシブ科目」と「コミュニケーション論」に関しては、今後とも小人数クラスを維持することが、教育効果をあげるために不可欠である。「コミュニケーション論」でも能力別のクラス編成をすることが望ましいが、同じ種類のクラスをすべて同じ時間帯に開講することができないため、クラスを指定すると時間割の都合で受講できない学生が出る等技術的な問題が多く、実現に至っていない。

メディアの導入については、コンピューターへの依存度が高まる中で、これまでにはなかったトラブルが生じる可能性が認識されつつある。過去に学内コンピューター上の成績管理ファイルが削除されてしまう事故があり、混乱が生じた。また、一部の教室について、スクリーンが学生から見えにくかったり、マルチメディア機器が使いにくいといった指摘がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

１、２年次の必修科目の授業が互いに補い合い相乗効果を生むよう、教材や授業方法にさらに工夫を加える。2009（平成 21）年度からは、「情報英米語」の授業でＩＰ電話ソフトと「インテンシブⅠ・ⅡＣＤ」テキストの付属教材を利用し、テーマが設定された対話練

習を行う予定である。また、「インテンシブ英米語Ⅰ・ⅡC」では英語学修技能をテーマにしたテキストを採用する。

英語のネイティブスピーカーのTESL専門専任教員または契約教員の採用を大学に望みたい。

これまで通り、本学情報センターとより密接な連絡を取りつつ、より安全で有効なコンピューター利用法についての研究と議論を続ける。また、教室環境やマルチメディア機器のさらなる整備を図る。

＜ドイツ語学科＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

ゲーテ･インスティトゥート（ドイツ文化センター）のドイツ語検定試験、およびドイツ語技能検定試験（以下独検と略記）を受けるよう指導している。とくにStart Deutsch（以下ＳＤと略記）はインテンシブの秋学期末試験（インテンシブⅡおよびインテンシブⅣ）の一環として義務化されている。

（１）－２　卒業生の進路状況

ドイツ語を生かした就職ということでいえば、たとえば2007（平成19）年度卒業生がドイツの大手家電メーカーであるボッシュに就職しているし、2003（平成 15）年度には本学科卒業生が、地元の京都ドイツ文化センターに就職している。また、これらの特別に行動力のある学生でなくても、たとえば日本企業のドイツ現地採用等で、ドイツで働くことは非常に困難というほどではない。しかし、大多数の学生は冒険を避けて国内で、とくにドイツ語と必ずしも関わらない仕事に就くケースが多い。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

ＳＤについては、これまで２年間実施した結果の累計でいえば４割程度が合格している。独検については、大部分の学生は３級を当面の努力目標にしている。インテンシブⅣや、留学経験のある学生には２級の検定への挑戦を勧めている。日本人対象の独検については、本学科の場合、ドイツ語圏で作られた教科書を使用しているために、学科生にとってあまりなじまない試験である。

ＳＤをはじめ、ドイツ語圏で実施されている検定試験のほうが、本学科の勉学システムで学ぶ学生には適しているので、学生にはどちらかといえばそちらの検定試験を勧めている。しかし、独検についても、インテンシブⅣや、留学経験のある学生には２級の検定への挑戦も勧めている。

ドイツ企業であっても、求められる外国語はなによりも英語である場合が多い。ドイツ語オンリーで外国語能力を生かした職業に就くことは至難の業である。また、実際に外国

語能力を生かした仕事に就く者は少数派で、大部分の卒業生が、一般企業に就職している。もっと多くの学生がドイツ語を生かそうとすれば、それなりの人数がその方向で仕事ができるはずであるが、ことは自分の夢を追求するか、安定を望むか等の価値観と関わっている。もっともドイツ語を学んだことは有形無形で役に立っていることは多く、たとえば企業から海外に派遣された場合、現地の言葉を修得するのに大学でドイツ語を学んだ経験は非常に役に立っている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

ドイツで働くこと、ドイツ語を生かす仕事をもとめる学生の希望に添うべく、とくにそうした学生を対象とする実用的な語学指導を主眼とする授業を実施しているが、そうした科目の内容をより強化していくことが必要である。また選択科目の場合、ネイティブスピーカーの授業や読み書きを地道に行う授業は敬遠する学生が多いが、授業の方法に工夫を加え、魅力をたかめることでより多くの学生を集めていかなければならない。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

授業への出席、提出物、(発話を重視する場合はとくに）授業への関わり方、授業時の小テスト、学期末試験等を綜合して厳正な成績評価を行っている。とくにインテンシブについては、担当者全員が学期末に集まって、それぞれの評価を突き合わせ、入念な議論を行い、厳正な評価を行っている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

学部全体で、卒業要件とならない自由科目や、夏期・春期休暇中に開講される実習科目を除き、第１～７セメスターの履修登録上限単位数は 24、第８セメスターは 32 と定められている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

現在のカリキュラムでは、３・４年次の学生の学修実態を把握するのは困難である。基本的にはコミュニケーション論、演習、基幹科目の担当者がそれぞれの学生を相手に個別に指導している。また、学科全体としては、国内外の検定試験やインターンシップへの参加を奨励している。

〔点検・評価・(上記３項目を含む)〕

成績評価については、平均点が設定された科目以外についても公正な評価が行われていることは、とりたてて学生からの苦情がないことでも確実である。

しかし、３・４年次生の学修状況の把握に、難しさがある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

担当者の単位認定権を侵さない範囲で常に評価の厳正さを求め、教員間の合意を形成していく。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

学年初めのオリエンテーションや学期開始の履修登録時その他に、学科科目の履修指導や、ドイツ語検定試験、在学留学、学科開講演習科目等に関する説明や指導を適宜行っている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

原則として担当者が個別に連絡をとり、対応しているが、繰り返し留年している学生に対しては、学科教員全体で連絡をとりあい、対策を講じるようにしている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

現在、本学科には科目等履修生、聴講生等は在籍していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

一般的な履修指導の他に、科目別の指導や個々の学生に応じたオリエンテーションが必要であり、特定の教員だけではきめ細かな対応は出来ない。現実には相談を受けた教員がこれに応じているし、今後も制度を整えていくことと並行して柔軟な対応を行っていく。

留年学生に対する指導は、学科レベルでも、担当教員個人の立場でも行われている。留年には家庭や友人関係、そして本人自身の精神状況等、種々の理由があり留年学生を画一的に扱うことはできない。事務室の協力もあって、長期留年者への対応はきめ細かいものになってきていて、実際に効果を挙げており、瀬戸際で立ち直り、卒業していくケースが増えている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

現在、本学科には科目等履修生、聴講生等は在籍していないが、将来、社会の多様化に伴い、受け入れ要請があれば、これに応じる用意がある。

留年者については最近の成果を踏まえて、親切な対応を心がけていく。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

基礎学力の向上を図り、学修の自主性を高めることは必要不可欠である。学生の自主学修を促し、かつ教員の教育指導方法の改善にも資する教材を選ぶよう配慮している。とくに、インテンシブ用の教材選択には細心の注意を払い、学科会議で十分検討している。学生の自発的学修の促進、および教員の教育指導方法の改善には、クラス運営の工夫が肝要である。すべての学生が落ち着いて勉強でき、活気があるクラスを実現するように努力している。

また、外国語学部は「大学コンソーシアム京都」が行っているＦＤフォーラムに毎年積極的に参加している。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

インテンシブ科目に関しては、基本的に担当する教員全員が目を通しているので、一定の適切性は保たれている。

その他の科目についても担当教員が責任をもってシラバスを作成し、学生が興味ある授業を選択できるように努めている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

数年前から全学の取り組みとして、授業相互評価アンケートを行っている。また、外国語学部では新カリキュラムに対するアンケート調査を 2003（平成 15）年度に行った。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

毎年、春学期と秋学期の終わりごろ実施される学生アンケートは、教員が自らの授業方法について反省する材料を与えてくれる。とくに、授業に熱心に取り組む学生の率直な意見は、授業の欠点を正すために非常に参考になる。また、教員間で授業を公開し、授業方法について意見交換をする機会が設けられている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

教育指導方法の改善は基本的には、教員個人の自覚にまつところが大きいとはいえ、学科会議等でも繰り返し議題にすることで、全体として意識をたかめている。また、最近、話題を呼んでいる欧州会議の言語政策、ヨーロッパ言語共通基準枠 Common European Framework of References for Languages （ＣＥＦ）には学科としても関心があり、研究し、実践に役立てている。

インテンシブ科目以外は、それぞれの授業の担当者がシラバスを作成し提出するだけで、

担当者以外がその適切性をチェックするシステムはない。協同して授業を組み上げていくインテンシブ科目は別として、それぞれの科目はその全体を担当者にすべて任されている。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

授業アンケートについては、まず学生に授業を評価する技術を持たせることが必要である。それなくしては意味のあるデータは収集できない。また、外国語学部に特化したアンケートを行う方が意味のあるデータが取れるであろう。大学全体の取り組みよりも、学部主導のより実効性のあるアンケートの実施を検討する。シラバスの記述については、学科の授業科目全体のシラバス原稿をカリキュラム委員か主任がチェックしていくかどうか、議論をしていきたい。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

インテンシブ科目については、授業形態・方法は全クラスほぼ同一で行われている。それ以外の授業では、その授業形態や方法は担当教員に委ねられており、それぞれの授業の趣旨に見合った指導が行われている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

授業でのマルチメディアの活用はいまだ十分とはいえない状況であるが、各教員は多忙ななかでその操作を学んでおり、漸次的に頻繁で有効な活用がなされるようになってきている。新任教員の採用に当っては、この分野での能力も審査の対象になっており、2009（平成 21）年度の新採用教員（専任１・非常勤３）の加入で学科のマルチメディア教育は非常に充実したものになる。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」による授業科目の単位認定は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

インテンシブ科目をより小人数で行う制度が確立されることを希望する。学生のレベルの面で格差が大きいことについては、クラス編成も視野に入れた検討を行っていきたい。

マルチメディアの活用は、語学教育には欠かせないものであり、教材の作成も容易になっている。学科全体としても十分な活用を目標としていく。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

現在のところ当学部においては「遠隔授業」を緊急に導入する必要性はないものと思われるが、教育内容の充実を図るひとつの方策として検討していきたい。

＜フランス語学科＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

本学科では、フランス語の的確な読解・運用能力の基礎を体系的に修得させることをめざして、とくにインテンシブ科目においては独自のテキストを編集して、教員間の連携を密にした授業運営を推進するとともに、授業外学修を奨励するために、自習用の音声教材の開発、授業開講期ならびに５月のゴールデンウィーク休暇、夏・冬・春の長期休暇用の自習ドリルや訳読教材の作成に意を用いているが、その具体的な教育上の効果測定の指標として、仏検（「実用フランス語技能検定試験」）を活用している。１年次秋に仏検４級合格、２年次春に仏検３級合格を標準的な到達基準の目安として、大学からの受験料補助で仏検の団体受験をし、その結果をインテンシブ科目の成績判定資料として生かしている。その際、意欲のある学生、学力的に余裕のある学生には、１年次の秋に３級以上を、２年次の春に準２級以上を併せて受験するように指導している。３・４年次生についてもひき続き上位レベルの仏検の受験を促している。

また、２年次以上の学修意欲の高い学生や留学経験者に対しては、フランス語運用力向上の動機づけを図り、学修成果の到達レベルを客観的に把握させる等の教育上の効果を期待して、フランス語コンクール、フランス語暗誦大会への応募を奨励している。

（１）－２　卒業生の進路状況

大学４年の課程を修了してすぐにフランス語を生かした進路選択ができるケースは極めて少ないのが本学に限らず昨今の４年制大学新卒者採用の実情で、卒業生の進路、就職は多岐、多分野にわたっている。在学中のフランス語学科での学修がどのように卒業後の進路や仕事の遂行に生かされているかの追跡調査は難しいのが実情ではあるが、学科ホームページや卒業生メーリングリスト等を通じて行っている地道な呼びかけやアンケートが徐々に実を結んで、学部ホームページの「国内外で活躍!! 外国語学部卒業生からのメッセージ」には、在学中に培ったフランス語学力や教養をスキルアップして活躍する卒業生の近況が寄せられている。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

仏検４級・３級の結果は実施時期の「インテンシブ・フランス語」における学力と概ね相呼応している。同時に、通常の授業における問題点、学生の学力傾向等の発見の契機と

なることも多く、教育上の効果測定の一定の目安として有効であるとみなされる。

仏検団体受験という共通目標の設定が、資格取得やスキルアップに敏感な昨今の学生に明確な到達目標として意識され、学修過程における動機づけに資しているという効果は大きいといえる。

一方で、学生間の学力差が顕著になっており、その差が短期間に増幅する傾向が目立つ近年の実情にあって、全員に一斉に同じ級を受験させるという方策だけでは全体像の把握が難しくなっているという現実も否みがたい。

本来「インテンシブ・フランス語」の最終的な到達目標を測定するべき２年次の秋学期に、学生間の学力差が大きくなりすぎていることと予算の制約があることから、補助金による学科一斉の検定受験は行っておらず、それ以降は、自主的に仏検を受験するように指導している。教育上の効果測定方法の有効性という見地から、2 年次秋学期における仏検の活用対策について今後検討していく必要があるといえる。

在学留学者には DELF A2 取得を留学の実績判定の目安として示しており、多くはそれを満たしている。DELF B1 を取得して帰国する者も少なくなく、これらの学生がより高度の成果を出すための方策の案出も今後の課題として挙げられる。

進路については、フランス語学力やフランス・フランス語圏関連の知見・経験を生かして活躍している卒業生の情報は一部入手できているものの、卒業後数年以上を経てからキャリアを開始するケースが多いため、実態の正確な把握は困難である。

卒業生のうちの希望者はメーリングリストに登録してつながりを保つようにする等の方策を講じている。しかし、このような卒業生の中から活躍する学生が出てくるにしても時間がかかるのが難点である。

将来、フランス語学科での学修を生かし、フランス語を駆使して活躍するための素地を確実に形成すべく、３、４年次生に選択科目であるフランス語学科キャリアプランの授業科目受講を極力促すとともに、「コミュニケーション論」、「演習Ａ」、「演習Ｂ」、講義科目の各科目内容の充実を図り、仏検上位級受験を奨励して、進路を見据えたフランス語教育の強化に努めている。

さらに、入学当初からの将来を見据えた明確な動機づけに基づいた学修こそが学力向上とミスマッチのない進路選択に繋がることに強く配慮して、入学直後に、フランス語の修得によって広がるキャリアの可能性について考えてレポートを提出させる等、早い段階から卒業後の進路についての意識づけを図るとともに、学科の全学生を対象に、外交官、フランス大手企業社員ほかの各界で活躍する卒業生の講演を企画する等してキャリア意識の啓発に努めている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

仏検の結果は、一定の客観性をもって教育の効果を測る上での貴重な目安となることから、検定偏重にならないように配慮しながらも、仏検結果のデータをさらに多角度から綿

密に分析して、本学科の学生の学修上の弱点と教材や教授法に残る問題点の把握に努め、明らかになった問題点を教材編集や授業の展開に取り込む作業は今後も続ける。

2008（平成 20）年度から仏検準２級以上の合格者に単位認定をすることになったことにより、学修意欲の高い学生の動機づけを促すことが見込まれ、上位級での成果が出てくることを期待している。

進路対策としては、進路選択意識、キャリア形成意識が明確になる３・４年次生のフランス語教育の一層の充実を図るとともに、３、４年次生に対して専門科目学修の意義とあるべき学びの姿勢について再認識させる方策を講じることが重要である。

また、キャリア形成意識を鼓舞する上で、①語学スペシャリストプログラム、②国際行政・国際ビジネスプログラム、③マネジメントプログラム、④教員養成プログラムの４つのキャリアプラン・プログラムの実効性を高め、各授業科目の趣旨と内容が有機的な繋がりをもつように構築することが最重要である。そのためには、「コミュニケーション論」（３年次生・４年次生)、「演習Ａ」・「演習Ｂ」（３年次生・４年次生)、講義科目（２年次生・３年次生・４年次生）の授業科目受講生の学年と授業内容の関係を有効に活用し、各授業担当者がキャリア･プランと授業の関わり、プログラムにおける授業の位置づけを明確にし、わかりやすく示す努力を続ける必要がある。

学科の卒業生の社会での活躍は、在学生にとって、進路を考える上での得がたい指針となり、学修の励みとなる。活躍している卒業生についての情報を入手すべくひき続き調査を続け、卒業生の講演等の企画を今後も鋭意行っていく。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

「インテンシブ・フランス語」においては、担当者間の協議により評価の客観性を保ち、期末試験・小テスト・平常点による評価基準に基づいて厳正に成績判定を行っている。

必修科目は学部取り決めの平均点枠に従って成績評価を行っている。

「インテンシブ・フランス語」以外の科目の成績評価は、担当者が独自に設定する基準によって行われているため適切性の検証は困難であるが、講義要項に評価基準の明記を求められていることにより、全学的に一定の適切性の担保が目論まれており、評価の適切性は保たれていると考えられる。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

学部で履修科目登録の上限が設定されている。

「インテンシブ・フランス語」においては、学科内のコンセンサスに基づいて、宿題、小テストなどを常時課すことによって授業時間外の学修を促している。また、インターネ

ットで教材にアクセスできるようにする等の授業時間外の学修の便宜を図っている。とくに、音声教材を電子化し、携帯プレーヤーで再生できるようにして、語学学修にとって非常に重要な音声学修を通学時間等にも容易に行えるようにした。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

「インテンシブ・フランス語」の各学期末の成績判定は、担当者会議で協議の上、厳正に行って学生の質の検証と確保に努めている。

「インテンシブ・フランス語」については、担当者間で連携を密にして授業内容、進度、教授法を確認しあい、協力して、問題があると判断される学生には早期に対策を講じ、優秀な学生には積極的に指導にあたっている。

仏検受験、在学留学を奨励して、学生の質の検証・確保の指標にしている。

入試の多様化の結果、質の確保に困難を覚える学生を時に受け入れていることがある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

個人情報保護のために成績情報の交換を伴う担当教員間の協議に制約が生じている。

学部で設定されている履修科目登録の上限でとくに問題はない。

授業時間外の学修を促すために情報技術を用いた教材提供を行っているが、学生たちの情報リテラシーが向上したお陰で、利用状況は良好である。

家庭学修の習慣が身についていない新入生が増えたため、授業時間外の学修が必ずしも十分行えていない学生が見られる。

入学時から、学修意欲、理解力等に顕著な差が見られるようになってきており、「インテンシブ・フランス語」の緊密な連携指導態勢下にあっても、一部ではあるが、質の確保に不安を覚える事態が生じている。

２年次までしか必修科目がない現行カリキュラムでは、その後の専攻語学に関して全学生の質を検証・確保することは困難である。同じ理由から、卒業時の学生の質の検証･確保についても難しいところがある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

学部で設定されている平均点基準に準拠した成績評価の妥当性、適切性についての点検をひき続き行うとともに、とくにインテンシブ科目の評価における厳正性、公正性とその教育上の効果については、今後とも情報の交換と共有に努め、合意を形成してゆく必要がある。

情報化に伴って派生する諸問題に照らして、学科教員間における安全で合理的な成績情報のやりとりの方法を鋭意構築する。

履修科目登録の上限については、今のところ現在のままでよいと思われるが、ひき続き、問題が生じていないか、観察を続けていく。

授業時間外の学修の質と量を確保するために、現在実施中の授業外学修の手法と効果に

ついての把握と分析を行い、その結果を教材等の開発・改訂に生かす。

家庭学修の習慣が身についていない学生たちに対して、十分に授業時間外の学修を確保するための方法を模索する。

授業時間外の学修を促すための情報技術を用いた教材提供について、なおいっそうの工夫・改善を図る。

とくに３年次生、４年次生については、「コミュニケーション論」、「演習Ａ」、「演習Ｂ」の授業運営方針、履修実態等に関する教員間の情報交換を密に行って、学力、知識、運用スキルの把握に努めて、質の確保、改善に向けた抜本的な方策を案出する。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

（ⅰ）新入生対象の学科オリエンテーションでは、フランス語検定、留学制度、キャリアプラン等にも詳しく触れて大学生としての自覚を促し、学修意欲を鼓舞することを心がけながら、授業内容、受講心得等、学修全般にわたる履修指導を行っている。

（ⅱ）新２年次生以上については、各学年を対象にした学科履修ガイダンスを学年初めに行っていたが、出席率が低いことに加え、多様な学生のニーズに応えて一律に指導しにくいこともあり、これを廃止した。基本的には教学センターによる履修指導に拠ることとし、学科固有の問題については、「キャリアプラン」の各プログラムの学科としての推奨科目を学科ホームページに提示する等、インターネットによる情報配信を活用しながら、個々に履修指導を行っている。また、演習募集、フランス語検定試験、在学留学、進路等の各事案については、個別に説明会や指導・支援の機会を設けて対応している。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

単位未修得の事情が多様化しており、全留年者の実態をつぶさに把握することは困難であるが、事情が把握できる留年者については、教学センターと連携しながら、機会を捉えてケースに応じた指導を行っている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

現在、該当する事例はない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

学生の多様化で個別に指導する必要があるケースが増えているのに対して、指導できる教員の数が限られているので、対応しきれないことがある。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

入学時に既に認められる基礎学力の二極化と学科志望動機、学修意欲、卒業後の進路志向等における多様化が進んでおり、個々の学生のニーズに合わせた個別指導の要請が高まっている。オフィスアワーの活用等による個別指導態勢の充実、既存の学科ホームページや学科メーリングリストによるインターネットを通じた情報の伝達と共有に一層の工夫を加えて、さらに履修指導、学修指導体制の整備、充実を図る。

適切な履修指導･学修指導体制を整えるために､指導に適した日本人教員の増員が望まれる。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４)－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ))およびその有効性

（ⅰ）学生の学修の活性化を促進するための組織的な取り組み

・インターネットによる教材へのアクセスを容易にして､授業時間外の学修を促している。

・携帯プレーヤーで手軽に、自由に、自発的に音声学修ができるように、音声教材の電子化を実現して自主学修の活性化を図っている。

・映画祭、音楽祭、展覧会その他テレビの放映情報に至るまで、フランスならびにフランス語圏に関わる文化イベント情報、キャリア形成に関わる情報はできるかぎり隈なくチェックして､【フランス関連ニュース】として学科の学生に配信し、フランス語と、フランスならびにフランス語圏の社会、文化、政治等に関する関心を高め、知識を深めるべく、意識の啓発に努めている。

（ⅱ）教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み

・教授法、教材の検討等、フランス語教育のあり方をめぐって学科教員間でできるだけ頻繁に話し合いの機会をもつようにしている。

・フランス語教育に関わる学会や、各種講演、シンポジウムに積極的に参加すること、学科内でそれらについての情報交換を活発に行うことを常時心がけている。

・毎年の「大学コンソーシアム京都」主催のＦＤフォーラムや学内のＦＤプログラムには努めて参加、参画し、その結果を教育指導方法の改善に反映させる努力をしている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

（ⅰ）インテンシブ科目に関しては、担当教員全員の学科の教育目標と指導方針を踏まえた合意に基づいて作成しており、適切性を保つべく提出前に全員が目を通している。

（ⅱ）インテンシブ科目以外の科目については、担当者が個別に作成しているが、シラバス作成時に、かなり仔細な記載要領が提示されることから、情報量と記載内容に関しての一定の均質性は保たれているといえる。

（ⅲ）シラバスを学生の科目内容理解の一助とし、シラバスの内容に沿った授業進行の実

行を旨として、履修に役立てている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

各教員が個々に授業評価を活用する状況であるが、授業評価の結果は、貴重な参考データとして受けとめ､受講する学生の授業理解度等の実態把握､授業進行の微調整等に活用している。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の結果を改善に直結させる工夫･配慮は個々の教員の裁量に委ねられているのが現状である。「インテンシブ・フランス語」については、問題がある場合は必要に応じて会議の議題として取り上げ、現状把握と改善に向けて前向きに対応している。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

（４）－１

インターネットを活用した学修の活性化、音声教材の電子化等の種々の試みは、積極的な自主学修の促進とフランス語学科への帰属意識の助長に確実に効果を上げている。

（４）－２

作成に労力と工夫が要請される分だけその利用価値は高くなってきているといえ、現に、学生の授業評価アンケートからも、一定の活用状況がうかがえる。

（４）－３

各教員が個々に活用している。授業評価の具体的な活用状況を検証する手だては現在のところまだない。

（４）－４

教育評価は、個々の教員評価の一面を強くもつことから、システム化することは至難のわざであるといえるが、各専任教員は、評価結果の問題点抽出、改善策の検討には努力している。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

（４）－１

2007 (平成 19) 年度には、音声教材を mp3 ファイルに変換して、授業支援システム moodle に掲載を始めた。インターネットや音声教材の電子化等の種々の試みによるこのような自主学修のさらなる促進を含めて、今後とも学生の学修の活性化の方途を鋭意探っていく。

（４）－２

（ｉ）各教員間、各科目間の掲載情報の質・量における等質性を確保すべく、本学のシラバスは年々改善、改良されているといえるが、教員、学生双方にとってシラバスの実効性を高めるために、さらに点検を加える。

（ⅱ）シラバスのもつ意味の認識とより積極的な活用を学生間にさらに浸透させる。

（４）－３

授業評価の趣旨が学生たちに十分に理解されているとはいえず、安易なアンケート回答が目立つ。その結果、評価データとしての信頼性がかなり低いものとなっている。有効な授業評価を得るためにも、アンケート実施の手法と時期の再検討が望まれる。

（４）－４

上述したように、教育評価は個々の教員評価の一面を強くもつことから、システム化には慎重を要するが、評価が改善を前提としてあることを考えれば、有効かつ公正なより適正なシステムを模索することが望ましいといえる。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（ⅰ）「インテンシブ・フランス語」の外国人実習では、可動式の椅子と机のある教室を使って活発なコミュニケーションの展開に配慮し、内容的にも学生の関心を引きやすく、語学運用力を養える話題の発掘に努めている。「インテンシブ・フランス語」の日本人クラスでは、本学科の学生の実態に適合した自作教材を開発して使用しており、パワーポイントの使用による効率化、音声教材の活用による教室外学修の促進にも力を入れている。

（ⅱ）「演習Ａ」、「演習Ｂ」は年度の応募状況によって受講者数に異同があるが、上限 20 人規模で運営し、担当教員の専門性を生かしつつ学生の自主性を重んじて、グループワーク、パワーポイントによるプレゼンテーション、レポート集の自主作成等、各演習で双方向性授業を骨子とした多様な試みを行っている。

（ⅲ）「フランス語コミュニケーション論」では、各授業の趣旨に応じて、インターネット、フランスの新聞・雑誌の時事問題記事、映画、漫画、IT 等を教材として活用して学修を活性化し、フランス語によるコミュニケーション能力の強化という主目的の充実を図るとともに、時事フランス語、ビジネスフランス語等の本格的なフランス語の読解力・聴解力を高め、フランスならびにフランス語圏の社会や文化に対する理解を深めることに配慮している。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「インテンシブ・フランス語」、「演習」、講義科目等、多くの授業でパワーポイントを活用している。インテンシブ・フランス語の外国人実習クラスでは、コミュニケーション力向上の手段としてビデオの自主撮影・編集を取り入れており、１年次配当の「フランス概説」、２年次配当の「情報フランス語」、２年次以上配当の各種講義科目、３年次以上配当の「フランス語コミュニケーション論」、「演習Ａ」、「演習Ｂ」ほかの多くの授業科目で、コミュニケーション能力を強化する、情報伝達と授業内容理解の効率化を図り知識を深める、フランス語による情報処理操作を修得する、最新のフランス・メディア情報を学修の

場に反映させて学修の活性化を図る等の目的で、インターネット、ＴＶ情報、新聞記事、ビデオ、ＤＶＤ等の各種メディアを導入している。とりわけ、「インテンシブ・フランス語」については、インターネットによる教材へのアクセスを可能にし、インターネットを用いた音声の自主学修教材を作成して、時間と場所に制約されず授業時間外学修ができる環境を実現した。課題の提出や自主学修における解答チェックもインターネットで行えるようにする等、学科として、教育の情報化を積極的に推し進めている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（ｉ）学科で提供している電子教材は授業時間外に積極的に活用されている様子が認められ、リスニング能力向上等の成果が上がることが期待できる。しかし、マルチメディアを活用した教材の作成には多大の時間と労力を要し、教員への負担が大きいことも事実である。

（ii）教育の情報化は今後ますます進むであろうし、その効果も期待できる。また、大半が入学前にすでにある程度のメディア・リテラシー教育を受けてきている学生を対象にする以上、多様なメディアを導入した多彩な授業を大学で展開するのは今や大前提といえる。ただ、マルチメディアを活用した質の高い授業を実行するには、陣容、設備ともまだ十分とはいえない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（５）－１

インテンシブ科目は、現在、原則的に１クラスあたり約 25 名規模で運営しているが、これに再履修を余儀なくされた上級学年の受講生が加わると、自ずと 30 名規模に膨らむ結果となる。受講生の学生気質の変化が著しく、また、基礎学力や学修意欲が多様化もしくは二極化するなかで、「インテンシブ」の名にふさわしい実効を上げるためにも、その適正規模に配慮した授業形態と、より有効な授業方法のあり方について、学部、学科をあげて鋭意検討を加え、改善に努めたい。

（５）－２

（ｉ）マルチメディアを十全に活用できるための教室環境や機器のさらなる整備を図る。

（ii）教育の情報化に教員が十分対応するための、陣容等の労力的配慮、教員のスキルアップに対する研修等の機会の充実が求められる。

（iii）外国語の円滑な運用力を身につけさせるためには対面双方向性を基調にした授業展開が望ましいという事実は揺るがないと考えられることから、ＩＴ活用方式と教師対学生、学生対学生の対面双方向方式の双方の方式のバランスに配慮した改善を追求する必要がある。

（５）－３

「遠隔授業」は行っていない。

＜中国語学科＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

中国語能力の測定方法として、日本で開発された中国語検定試験と、中国で開発されたＨＳＫ（漢語水平考試）は実績がある。2007（平成 19）年度より大学の経費負担で、１・２年次生全員にこれらの外部試験の団体受検を課している。この制度の導入によって、1 年次生の「インテンシブ中国語」の到達目標である語彙数 2,000 語、２年次生の「インテンシブ中国語」の到達目標 3,000 語が、厳格に測定されることになった。学内の統一試験結果との比較も簡単にでき、外部試験の導入効果は計り知れない。これと同時に、外国語検定試験合格者の単位認定制度も導入されて、受験する学生の動機付けに一役買っている。

（１）－２　卒業生の進路状況

2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の中国語学科卒業生の進路状況は以下の通り。

進路		2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度
就職	民間企業	55	39	41
	官公庁	1	1	1
	教員	0	0	0
	上記以外	0	0	0
進学	自大学院	1	0	0
	他大学院	2	0	1
	その他	1	1	1
その他		13	13	10
合計		73	54	54
（就職者＋進学者）／卒業者（%）		85.7%	75.9%	81.5%

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

（ｉ）単純な反復練習が多いインテンシブ授業が、外部試験の団体受験が導入されてから、語彙学修に本格的に取り組む学生が増えた。

（ii）これまで中国留学をする学生には、ＨＳＫを受験することで留学の成果が確認でき

るように、単位認定の上でも配慮してきたが、国内で受験した学生には、単位認定の道がなかった。留学経験者と未経験者の到達度比較も、これらの制度で正確に把握できる。

さらに上のレベルの到達度測定を促すために、専攻語科目として「中国語検定（上級)」が開講された。受験料は自己負担であるが、単位認定制度のお蔭で、受験者は増えている。

（ⅲ）これらの外部試験の成績分布から明らかになったのは、上位の成績に届かない中間者には「聞き取り」のスコアが低いタイプと、「文法」のスコアが低いタイプがあり、留学は「聞き取り」の改善には効果が大きいが、「文法」の改善には効果が小さいことである。国内での中国語教育では、日本人教員から日本語で「中国語文法」をきちんと教わることの重要性が再認識された。

（１）－２

（ⅰ）2005（平成 17）年度～2007（平成 19）年度の中国語学科卒業生の進路状況は、民間企業に就職する人が就職・進学者全体の 75～72%を占めている。官公庁への就職は１名ずついるが、教員はゼロである。中国語教員の市場は狭い。進学者がある年とない年が交互にある。その他の内訳が不明であるが、例年、公務員試験再受験者、専門学校進学者、海外留学者、アルバイト・パート、派遣登録等である。

（ⅱ）民間企業に就職する人の中には、中国語や英語の能力を買われて中国を始めとするアジア各地や欧米へも派遣される人が比較的多く含まれている。語学力には固執せずに上場企業や金融関係に就職する人もいる。専攻語学修で身につけた持続力やコミュニケーション能力が評価されて就職する人もいる。

（ⅲ）これまで語学力や専門的知識を生かし就職する人材を輩出してきた一方で、全員がそれを実現することは難しく、卒業生全員が語学力や専門的知識を生かし就職できる状況には至っていない。

（ⅳ）卒業から３年以内に職を変わる人の割合については、正確な数字を把握できていない。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（１）－１

学内の統一試験と合わせて、外部試験の団体受験を堅持する。これらの測定結果をもとに、中国語学科開設科目の授業内容・授業方法を改善する。 とくに、文法知識の学修を、実際のコミュニケーションと結びつけて教授する。

（１）－２

（ⅰ）３年次までに留学する学生に対して、現地企業の訪問見学などを積極的に勧め、帰国後の就職活動での優位性を育てる。

（ⅱ）卒業生の動向を把握できる連絡網を確立する。インターネットを利用したホームページの上で、卒業生からの情報収集を強化して、在学生の刺激材料としたい。

（ⅲ）特に優秀な女子卒業生に多い転職・再就職に向けた支援については、ゼミ担当教員が中心となって、推薦状の作成などに対応することで、積極的に自立を支援していく。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

学部統一の評価法と、中国語学科の実情に合わせた評価法を取り入れている。

（ｉ）必修科目の学部統一の評価法

インテンシブ科目を始めとする必修科目は、学部統一の評価法を導入している。学期末筆記試験の結果を主要なデータとし、それに平常点・出席点を加味して、合格者の平均点を 77±２に設定した点数で成績を評価する。

（ⅱ）在学留学の単位認定基準

在学留学者の単位認定は、学部共通の単位認定基準に基づき、学科で作成したガイドラインに沿って合格・不合格の成績評価を行っている。評価は「N」(nintei)。

（ⅲ）成績評価法

各授業科目の成績は、筆記試験・口述試験・聞き取りテスト・暗誦テスト、情報技術応用課題の完成度、レポート試験、論文の完成度等、教育効果の測定で得られた結果をもとに、授業での発表内容、討議への参加貢献度、宿題の提出と完成度、出席状況等も加味して、総合的に評価している。インテンシブ科目は１学年２クラスで統一試験を実施して、評価方法と評価基準の統一を図っている。

評価は 100 点満点の点数評価をした上で、成績は 60 点以上が合格、59 点以下は不合格と決められている。合格圏の評価は、さらに 10 点刻みで可・良・優・秀の４段階で成績を表示する。不合格圏の成績表示には、59 点以下を示す※印と、試験欠席・棄権を示す K と、出席日数不足による無効を示す／印が用いられている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

（ｉ）大学の規程で、学期あたり 24 単位を上限としている。第８セメスターは 32 単位を上限とする。

（ⅱ）各授業科目の授業外の学修時間を確保するために、２単位科目はもとより、１単位科目の語学実習科目においても、それに見合った内容と量の課題や小テストを授業毎に課している。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

（ｉ）ＧＰＡ制度が導入されている。学生に配布される成績表には、各年次の修得単位数と、各年次のＧＰＡが記載されている。卒業時には、全修得単位数とそのＧＰＡが算出される。

（ⅱ）これをもとに、学科独自に、各年次生の「低単位」指導を実施している。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

（２）－１

（ｉ）学部統一の成績評価法は、2004（平成 16）年度春学期から導入された。この時は、インテンシブ科目だけを対象にして、不合格者を除いた平均点を 75 点に設定したが、１年生の段階においては実質平均点が 80 点前後であるにもかかわらず、上位成績者の点数を無理やり下げることになり、問題が多かった。その後、平均点の設定と算出方法の妥当性を検証するために、数学上のシミュレーションを実施して再検討した結果、筆記試験受験者全員の平均点を 78±２に設定した点数を成績評価とした。この場合の合格者だけの平均点は 80 点を大きく超えることになり、再度改訂したのが、「合格者だけの平均点が 77±２」の評価法で、対象科目も必修科目すべてにまで拡大された。

（ⅱ）成績評価レンジは、2004（平成 16）年度以降入学者の成績表から、10 点刻みに変更になった。ＧＰＡ制度では、可・良・優・秀の４段階を、１点・２点・３点・４点に換算して算出される。60 点以上を 10 点刻みで４等分したことによって、ＧＰＡが均質な数値にもとづく平均値を表わすようになった。

（２）－２

（ｉ）履修登録の上限が設定されて、学生にどの科目を履修するか熟考させることができる。教職課程の科目等は、この上限設定の対象科目ではなく、基本的に問題なく運用されている。第８セメスターの 32 単位の縛りは、低単位学生には卒業までの年数が長引くことを意味する。

（ⅱ）課題や小テストの採点は、教員にとって大きな負担であるが、授業の理解度を検証できるメリットは大きい。学生にとっては、平常の小さな積み重ねで、確実に修得できるメリットがある。

（２）－３

従来の成績表でも、修得した単位数と、成績の秀・優・良・可・不可の数は知りえたが、各学期に修得した単位あたりの成績の平均値までは算出されていなかった。ＧＰＡスコアが記載されるようになって、学生の自分自身の成績に対する認識が精確になった。各学期の学修に傾けた時間と成績との相関関係が一目瞭然に示されて、学修姿勢にも積極性が加わった。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

（２）－１

（ｉ）外国語学部の必修科目について、平均点の設定と算出方法の妥当性を引き続き検証する。対象科目についても、講義科目と語学実習のインテンシブ科目が同じ平均点で適切なのか否かを検証する。

（ⅱ）シラバスの中に、総合評価に占める各評価項目の割合を明記することが求められている。評価項目の増減および各項目の割合について随時吟味する。

（２）－２

第１～７セメスターの履修登録上限単位数 24 は妥当であり、堅持する。一方、低単位学生や１・２年次配当必修科目不合格者に対しては、より細かい履修指導と柔軟な運用の両方が必要であるので、その充実を図りたい。

（２）－３

ＧＰＡ制度は履修する側には必要なデータである。他方、評価する側のＧＰＡ結果の活用法が曖昧である。選抜や選考の基礎データとして活用するには、その前提として、各授業科目の点数算出法の規格統一化が必要であるが、担当者の間で合意が形成されているとは言い難い。算出法の検討と同時に、ＧＰＡが学生のどの面の質を検証でき、どの面は検証できないのか、限界についても議論を重ねていく。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

学生に対する履修指導は、教学センターの外国語学部担当者による指導と学科の教員による指導を組み合わせて実施している。

（ｉ）履修指導資料として、履修に関わるすべての項目を１冊にまとめた『外国語学部履修要項』、専門教育の全授業科目のシラバスを記載した『講義要項』（外国語学部版）、教養教育の全授業科目のシラバスを記載した『講義要項』（全学共通）がある。これ以外に、外国語学部の「キャリアプラン」に基づき学科で作成した『履修モデル』（中国語学科版）がある。

（ⅱ）履修指導は１年次生から４年次生まで学年単位で実施している。「新入生オリエンテーション」が４月初旬にあり、「在学生履修ガイダンス」は春学期・秋学期の年２回（３月末と９月末）の実施である。

（ⅲ）履修登録は、各学期の初め 10 日間の授業見学期間内にＷｅｂ上で行う。その１週間後に登録確認表を配布し訂正する期間が設けてある。

（ⅳ）演習の募集に当たっては、『演習Ａ募集要項』・『演習Ｂ募集要項』（外国語学部版）を用意して、秋学期後半に２年次生と３年次生を対象に説明会を開いて募集している。

（ⅴ）教学センター（外国語学部担当）による指導が履修手続き説明を中心としてなされるのに対して、学科の履修指導は学生の中国語学修に対する動機付けをより強固なものにし、各学年に必要な情報を提供するために適時実施している。なかでも、入学式直後の「中国語学科新入生オリエンテーション」には新入生と専任教員の全員が参加して、教員紹介、専攻語の授業内容と学修方法、留学制度と履修計画、卒業生の就職状況とキャリアプラン、高校と大学とのシステムの違い、オフィスアワー制度、課外活動やアルバイト等全般にわたって方向付けを図り、新入生がすみやかに大学生活に慣れ、４年後の卒業と社会人としての自立に向けて十分な自覚が持てるように、とくに力を入れている。

（ⅵ）在学留学については、『留学案内』（外国語学部版）と『在学留学単位認定基準』・『在

学留学履修モデル』（ともに中国語学科版）を用意して、中国語学科の１年次生から４年次生までを対象にした説明会を春と秋の２回開いている。認定留学の手続きと在学留学単位認定の説明に加えて、留学から帰国した学生の留学体験談や質疑応答の機会を設けて、学生が主体的に認定留学手続きに着手できるように配慮している。この後、留学アドバイザーを配置して個別の相談に応じている。

（ⅶ）個々の学生に対する留学以外の履修指導は、教学センター（外国語学部担当）と学部事務室と学科が連携して指導に当たっている。

（ⅷ）外国語学部ではオフィスアワーの制度があり、教員は週の決まった時間をあてている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

留年者は毎年平均２～３名出ていたが、近年の傾向として、２単位から５単位の単位不足による留年者がさらに２～３名出ている。半年遅れの秋学期卒業者が増えている。

（ⅰ）カリキュラム改革により、１年次から２年次、２年次から３年次への留年者は制度上存在しなくなった。学則で規定された卒業所要期間の４年間を超えて在籍している８セメスター生の留年者だけである。留年とは別に、１・２年次生配当の必修科目の不合格者が、以前同様に存在する。その中には、「低単位指導」が必要な学生も混じっている。

（ⅱ）留年・不合格のいずれも、春・秋２回の学期末に開催される「中国語学科成績判定会議」で、該当者の当該期間の全必修科目の成績を基礎資料に、各授業担当者から提出された出席状況・授業での発表・平常点等の報告データを加味して、判定を下している。同時に、翌学期に向けての指導方針を協議した上で、個別に相談に応じて指導を行っている。とくに、心身の健康上の問題で出席しない学生に対しては、担当者の間で情報を共有して対応している。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

４年前までは聴講生が常時何らかの授業科目を履修していたが、近年は減少している。最初に学科主任が本人と面談した上で、希望履修科目を決定する。それ以後は、各授業科目の担当者が個別に対応している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（３）－１

（ⅰ）履修登録と履修者名簿について点検すると、登録確認や訂正期間を経て最終確定名簿を作成して配布するので、各授業科目の担当者に履修者名簿が届くのが、春学期の場合、５月の連休明け以降になる。出欠管理や小テストの成績管理に名簿は不可欠であるが、現状では名簿が出来上がるまで一時的な処理をして、名簿が出来上がってから転記する必要がある。

（ⅱ）全体指導と個別指導との関係について点検すると、履修ガイダンスに出席する学生は、日程通りに手続きし積極的に質問や相談にオフィスを訪問するが、低単位学生には履

修説明会に欠席し、相談に訪れる時期も遅い人が多い。とくに、学年配当必修科目の再履修学生で出席状況等に問題が見られる学生については、授業担当者から学科主任に随時報告するか、学科主任から授業担当者に確認する等して、教員間で情報を共有して対応することにしている。

（ⅲ）教学センターが開設されてから、父兄からの相談を受け付ける窓口がセンターに一本化された。休学・退学・転学等学籍管理もセンターで一括管理している。留年者への事務的対応もセンターに集中させて、学部事務室との役割分担が明確になった。

（ⅳ）留学する学生について点検すると、在学留学している学生については留学アドバイザーもついており全員の状況が把握できている。休学留学している学生については、事前の留学相談に応じた教員が個別の状況を知りえても、休学留学する学生の事務登録制度がないので、全員の留学先を確認するのに時間がかかる。

（３）－２

（ｉ）留年者の卒業に要する期間について点検すると、規定の４年間を超えた期間が長引くほど、留年にいたる理由や原因が複数存在することがみて取れる。半年後に卒業する学生の場合、卒業要件単位不足（通常１～５単位）が原因のこともあるが、就職活動のために本人の意思で卒業を半年遅らせる学生もいる。１年遅れで卒業する学生の場合、通年科目の単位不足が原因のこともあるが、ほとんどが１年間休学して留学をしたことが原因である。半年から１年遅れて卒業する学生は、成績も優秀な例が多く、社会人としての将来も開けている。１年半遅れて卒業する学生の場合は、単位修得に時間を要するが粘り強く最後までやりぬく持久力の持ち主である。２年遅れで卒業する学生は、在学留学制度が導入されてから激減している。２年以上超過して在籍する留年者はむしろ稀で、その時点で退学手続きをとり、学修成果に頼らずに社会人になる道を選ぶ傾向が強い。８年間在籍者は極めてまれなケースである。

（ⅱ）１・２年次生配当必修科目の不合格者について点検すると、再履修期間が長引くほど、基礎学力不足・中国語学修の意欲喪失・学費を含む経済基盤の不安定等、根本的な問題が原因となっていることが多い。大半が１年遅れて再履修し及第していくが、２年連続再履修者の中には心身の健康上の問題が原因で出席状況に改善が見られないケースが含まれている。この段階で４年間での卒業が見込めないことが判明した場合、大学での学修を断念する者もいる。

（３）－３

聴講生は学生よりも年長者であることが多く、講義科目の授業では、最前列に座りノートをとる等、成績も優秀である。授業後も毎回教員に質問をする等、授業に対する態度は積極的である。年上の聴講生が加わることで学修意欲の面で学生への波及効果もある。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

（３）－１

学科で実施する「新入生オリエンテーション」や「留学説明会」は、内容を入学してくる若い学生や中国社会の変化に対応した新しいものに随時変更させる。その他の３課題については、以下の改善策を講じる。

（ｉ）履修者の最終確定名簿の早期作成・配布に向けて、日程の再検討を希望する。

（ii）低単位学生の資料をもとに、中国語学科としての履修指導方針を立てる。

（iii）休学留学者にも、「休学留学登録書」を用意して、出発前に必要事項の記入を促し、学科でその情報を共有し、危機管理に備える。

（３）－２

カリキュラム改革の変わり目には、少人数の再履修クラスを編成して、留年者・成績不良者の学修支援を粘り強く実施してきたが、現時点では解消されている。

多様な入学制度によって、入学者の基礎学力のバラつきが大きくなっている。低学年配当の必修科目で息切れをおこす推薦入学者については、指定校訪問等を通じて高校との間で推薦者選抜基準について相互の意思疎通を図り、ミスマッチを防止する。

引き続き個別指導と、教員間あるいは教学センターとの連携を強化し、留年防止と成績不良者への学修支援をきめ細かく実施していく。

（３）－３

聴講生は学修歴も学修動機も様々である。若い学生と混じって首尾よく学修成果を挙げられるように、最初のオリエンテーションを強化する。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

学生の学修の活性化を図るために、全学、学部、学科で様々な取り組みをしている。

（ｉ）大学４年間の学修計画の立案と、クラス担任

「鉄は熱いうちに打て」の諺どおり、４月最初の中国語学科新入生に対するオリエンテーションで、大学４年間の中国語の学修計画と学修方法について指導を行っている。なかでも、専攻語の修得は学修の要であり、１・２年次生必修のインテンシブ科目の授業の受け方をはじめ、広く深く中国に関心をもって読書をすすめている。在学留学も視野に入れた学修計画をたて、留学要件を充足させるためにも、１年次生の段階から優秀な学業成績を修めるように注意を促している。クラス担任制度はしいていないが、１・２年次生必修のインテンシブ授業を週２回担当する教員が事実上、クラス担任の機能を果たしている。

（ii）暗誦大会の開催

１年次生の秋学期に、学科で暗誦大会を企画し開催している。中国語の総合力を底上げ

する目的のほかに、１年次生全体の中国語のレベルを一定の水準にまで到達させて、２年次生でのインテンシブ科目の円滑な授業展開につなげるために行っている。

（ⅲ）学修成績優秀者に対する奨学金制度

外国語学部の学修成績優秀者に対して、毎年各学年に３名ずつの枠があり、授与式を挙行している。

（ⅳ）在学留学制度の奨励

在学留学制度の要件を満たし国外の高等教育機関の入学許可証を取得できた学生に対して、留学奨励金が与えられる。中国語学科からは毎年、２年次生・３年次生・４年次生各学年の 20 数名が、１年間の交換留学（蘇州大学・台湾輔仁大学・香港中文大学）か派遣留学（蘇州大学・北京対外経済貿易大学)、１年から半年の認定留学（中国各地と台湾の大学）をしている。留学相談の段階から、１人ずつに留学アドバイザーをつけて、留学先の選定・留学中の学修指導・留学後の学修指導まで、きめ細かく対応している。

（ⅴ）「外国語学部講演会」

講演会の開催には、講演者に対する謝礼の一部が助成される。来日中の中国人研究者を招いて、不定期に講演会を催すことがある。

（ⅵ）学外のスピーチコンテストへの参加

入賞者に中国旅行の機会等が与えられる学外のスピーチコンテストがある。それらの募集ポスターを掲示して参加を促すとともに参加者の支援も行っている。

（ⅶ）ＦＤ活動

ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）は、学長直属の教育エクセレンス支援センターが中心となって展開されている。全教員参加型の取り組み（授業一斉公開・授業相互評価アンケート）と、個人参加型の研修会（先進事例の講演を聞く等）がある。「大学コンソーシアム京都」が行っているＦＤフォーラムには、個人で参加を申し込む。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

（ⅰ）シラバスの作成

どの授業科目のシラバスも、大学の教学センターが指定する体裁に則って、講義目的（要旨)、授業内容・授業計画、履修上の注意、授業の到達目標、評価方法、教材についてＷｅｂ上で入稿するシステムがある。授業計画は、セメスターを通して毎回の授業内容を列挙することになっている。それに馴染まない授業内容の科目（インテンシブ科目、演習）についても、学部として体裁の統一を図っている。

（ⅱ）シラバスの活用状況

選択必修科目や選択科目のシラバスは、学生に履修登録のために利用されている。必修科目については、最初の授業の中で、学生に要点を説明して目的に即した効率よい受講を促している。注意が要るのはリレー講義で、担当者の交替にあわせて中間試験を実施する場合は、日程表の付いた授業計画と評価方法を明記したプリントを配布して、周知を徹底

している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

（ｉ）全学的な取り組みとして、セメスターごとに実施する授業相互評価アンケートがある。全学的な集計作業の後、アンケートの回答が授業担当者に返却される。受講学生の理解度・満足度・好い所と改良点が授業全体として把握確認できる。次のセメスター・次年度では、この結果を踏まえて検討を加え、授業方法と授業内容に反映させ、学生の支持を得ている。

全学的な集計結果は、教育エクセレンス支援センターから『「授業の相互評価」アンケート調査　統計分析結果報告書』として配布されている。「満足度」と相関関係が高い項目として、「教えかたの工夫」、「授業に対する興味」、「教員の熱意」があげられている。

（ⅱ）外国語学部の取り組みとしては、自己点検・評価委員会の下で「新カリキュラムに対するアンケート調査」を 2003（平成 15）年度に行った。その集計・分析結果をもとに、「新カリキュラム」の一部を修正して編成したのが、2008（平成 20）年度から実施されている言語系カリキュラムである。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

（ｉ）授業アンケートの結果をもとにした教育改善は、教員個人の自覚と努力に委ねられている部分が多い。教員をサポートする組織として「教育エクセレンス支援センター」があり、授業アンケートとＦＤを結びつける活動をしている。『「授業の相互評価」アンケート調査　統計分析結果報告書』の配布は、その一例である。全学的にみて、教員個人が担当している授業の評価がどのあたりに位置しているのかが、客観的に把握できる。

（ⅱ）教員評価制度が導入されて、毎年３つの領域（教育領域、研究・専門領域、学内貢献度・社会貢献度領域）にわたり、教員自身が評価方法に則り評価した結果を報告している。教育領域の評価項目の中に、「学生による授業評価」があり、アンケート実施全科目の平均点が利用されている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

（４）－１

（ｉ）中国語劇を主催していた「中国語研究会」が、在学留学制度の導入とともに、語劇を指導する主力が留学するようになり、実質的に廃部状態に追い込まれた。語劇は学生の主体的な活動であり、他大学の外国語学部との交流にも一役買っていただけに、廃止は惜しまれる。語劇の上演にも何らかの資金的な援助があれば、復活する可能性はあるが、現状では暗誦大会の開催から再構築するしかない。

（ⅱ）ＦＤに関わる組織的な取り組みを展開するときに、各教員の意識の高さにバラつき

が見られるのは事実である。しかし、「教員評価」制度の導入とともに、自己点検・評価委員会が管轄していた「授業相互評価アンケート」を、学長直属の教育エクセレンス支援センターの管轄に移し、「教員評価」の基礎資料に組み込んだことには疑問が残る。一時的な措置ではなく恒久的に行われれば、「授業評価」は授業改善のために教員が「自己点検・評価」として行うアンケートから、「教員評価」のために管理者が勤務評定として行うアンケートへと変質する。授業に直接関与する教員と学生の間の相互評価の活動が、大学運営からの教員評価の一手段に過ぎなくなる。アンケート結果の使用目的が変われば、授業担当者の授業に対する姿勢もそれに応じて変わることに警戒をする必要がある。

（４）－２

シラバスのオンライン入稿が実現してから、省力化と同時に、学部の全授業科目の等質な情報が入手できるようになった。シラバスから教員相互に教育内容や方法の改善のヒントが得られることも少なくない。

（４）－３

授業相互評価アンケートに対して、学生の評価する技術が近年向上している。アンケートが客観的なデータとして耐えうるレベルに達してきたと言える。少人数クラスの場合も例外なく実施されている。設問項目内容については、教員個人用の自由設問が有用である。

（４）－４

（ｉ）教育エクセレンス支援センターが、ＦＤ推進委員に委託して編集出版した『授業改善のヒント』は、ユニークな企画で好評を得ている。

（ii）「教員評価」がどのように活用されるのか未知の部分が多い。評価結果を給与に反映させて、昇給や賞与の算定に利用すると言われている。このことが、果たして教育改善に直結させられるのかいささか疑問である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

（４）－１

（ｉ）「新入生オリエンテーション」の段階から学修計画の立案を促し、少人数クラスでのクラス担任や留学アドバイザーを配置し、学修指導をきめ細かく行うのが本学科の伝統である。行事として、１年次生の暗唱大会のほかに学生の学修の活性化のために、卒業生を招いて講演会を開く。

（ii）組織的なＦＤ活動には、教員組織が自己点検の観点から主体的に取り組むべき事柄と、大学運営の観点からトップダウン式で取り組むべき事柄があることを踏まえて、両者の住み分けを確立する。

（iii）それと併せて、外国語学部に特化したＦＤへの取り組み（たとえば語学教育のチーム・ティーチングに関する研究開発、公開研究授業、語学試験の開発等）を積極的に行う。

（４）－２

シラバスの体裁の規格化・統一化は、Ｗｅｂ入稿が実現してから劇的に改善された。学

生が読みやすい書き方を工夫して、授業アンケートの結果等を参考に内容の刷新に努める。また、入学者の基礎教育段階の学習形態や学習経験を尊重し、講義の流れと到達目標までの授業方法を工夫し、確実に修得できる道筋を示す。

（４）－３

授業評価アンケートの有効活用には、学生に授業を評価する技術を身につけさせ、さらに向上させることが必要である。それなくしては意味のあるデータは収集できない。また、外国語学部に特化したアンケートを行う方が意味のあるデータが取れるであろう。授業評価以外でも、学部主導のより実効性のあるアンケートを行う必要があり、個人レベルでは改善できない事柄に対応する。

（４）－４

（ⅰ）授業相互評価アンケート以外に、学生が教育を評価する機会は多いとは言えない。外国語学部が実施した卒業時における学生満足度の調査は１度しかない。卒業生に対する評価アンケートも寡聞にして知らない。全学規模での学生の満足度調査実施の有無は知らないが、今後は教育評価の機会を増やすことが望まれる。

（ⅱ）「教育評価」と「教員評価」の区別が曖昧に運用されている現状を改善する。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（ⅰ）語学実習

１・２年次生が２年間をかけて語学力を基礎から修得する週５回のインテンシブ科目と、２年次生に配当の「情報中国語」科目は、語学実習として開講されている。中国語学科は定員 50 名、１学年２クラスで、１クラス 25 名が基本サイズであるが、実際の授業では留年者・休学からの復学者等を加えて 30～35 名に達することがある。少人数の利点として、教員と学生、学生と学生の双方向授業を展開でき、学生一人一人の授業前の予習と授業後の課題遂行の状況が、毎回点検できる。教員１人が週２回担当する授業では、「聴く・話す・読む・書く」の四つの能力を筆記試験や暗誦試験等の小テストで定期的に測定できる。この結果を基に、授業内容や進度の調整・補習を行っている。

（ⅱ）演習と講義の複合授業

３年次生以上に配当の「中国語コミュニケーション論」は、１・２年次生のインテンシブ科目の上に選択必修する語学科目で、中国語を媒介とする８種類のテーマの下に、テーマに関する講義と受講者による演習を組み合わせた複合科目として開設されている。

ネイティブ教員の中国語による課題文の解説と参加者のディスカッションで進める現代中国文化事情の授業、ビジネス通訳・旅行通訳・司法通訳等通訳専門職の授業、伝統文化・古典文学の授業等があり、受講者の関心や中国語の習熟度および将来の進路に沿って、中国語の運用能力をさらに向上させることが可能である。

（iii）講義

中国語学科が開設している講義科目として「中国学概説」があり、１年次生全員（70～80 人）を対象に、中国文化・社会・歴史・文学・語学の専門領域への入門教育を、担当者がリレーで行っている。この上に、２年次生以上では「中国語学基幹科目」の科目群（23 科目）の中から、10 科目（20 単位）以上を選択必修する。１年次生にはインテンシブ科目の負担が大きいため、「概説」科目の課題は、グループ学修による発表やレジュメ作成を課すことも多い。受講者の関心に応じて選択必修できる「中国語学基幹科目」は、各々の授業科目の特性と受講者の数に応じて、学期末試験や課題レポートの提出を課している。

（iv）演習

演習は、１クラス 20 人、最多でも 25 人を限度に外国語学部全体で募集している。参加者による研究発表と全体討議、その後のレポートまたは論文の作成を課している。少人数制が確保されており、参加者が自分自身でテーマを選んだ後の指導が細やかに実施できる。参加者の間のコミュニケーションが深まり、学園祭で共同して企画をたてゼミ展や模擬店等を開いている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

（ｉ）マルチメディアを活用した授業

語学の実習・演習の授業科目において、教師の肉声による双方向授業と並行してＤＶＤやＣＤ・ＶＤ・ＣＴ等の映像や音声を利用している。最新の内容の中国語教材を提供する目的のほかに、語学運用能力の聞き取り能力の養成や発音矯正にも活用している。

（ii）２年次生が必修する「情報中国語」科目

情報処理室のコンピュータを利用して、中国語の文書作成・表計算・情報検索・Ｗｅｂ上でホームページの開設・Ｗｅｂ上の中国語ニュースの視聴等を実践している。この上に、生の最新中国情報に触れると同時に、中国語で情報発信する技能の修得と向上に取り組んでいる。

（iii）成績管理に活用している授業

専門教育のインテンシブ科目、共通言語教育の「たのしく学ぶ中国語」科目のように、１科目に複数の開設クラスがある授業科目の成績や、「中国学概説」科目等複数の教員が分担して１科目を担当する授業科目の成績は、統一試験結果や平常点にもとづき表計算ソフトで一括処理している。

（iv）その他

ＣＡＬＬ教室を利用した語学の授業や、ネット上の音声付中国語時事情報を教材に取り込み編集した授業が、担当教員の創意工夫により展開されている。ほかに、学内ＬＡＮ上の課題提出システムを利用した授業は、時間と場所の制約が緩和されることもあり、就職活動中の学生にも、授業以外に会議等の職務がある教員にも好評である。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

外国語学部では、厳格な意味での「遠隔授業」は実施されていない。ただし、通年４単位科目である「演習」の受講者が、在学留学制度を利用して半年留学をする場合にあっては、担当教員とネット上で繋ぐ等して研究指導を受けながら、課題レポートを作成提出することで、半年２単位を評価「N」として認定している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（５）－１

（ｉ）語学実習

語学必修科目のクラスのサイズについて点検すると、１年次に１クラスが 25 人前後の適正サイズであっても、２年次や３年次になって１クラスが 35 人を超えるような事態が発生した場合には１学年３クラスに編成しなおして、双方向授業の展開に支障が出ないように配慮している。授業の効果を、学外の能力測定試験の結果からみてみると、総じて聴き取り能力が閲読能力に比べて劣る傾向がある。２～３年間の日本国内での語学教育では、生の中国語を聞く量におのずと限界があることは認めざるを得ない。

（ⅱ）演習と講義の複合授業

専攻語の「コミュニケーション論」は、外国語学部全体の見直し作業を経て、2006（平成 18）年度から授業内容を改訂して開講している。「中国語コミュニケーション論」も従来の「話す・聴く・読む・書く」の技能開発型を中心にした授業内容から、分野別・キャリア別のテーマ型の授業内容に編成し直した。

（ⅲ）講義

「中国語学基幹科目」群は、受講生が２年次生から４年次生まで混在しており、中国語の知識が一様でないため、使用する一次資料が限定される。学生のアンケートの中には、日本語資料を紹介して欲しいという声もある。

（ⅳ）演習

演習の募集は、一次募集で定員を超える応募があった場合には、審査によって参加の合否を判定し、二次募集で全員がどれかの演習に参加できるように厳格に実施している。在学留学から帰国した学生に対しては、４月に別途募集している。しかし、学生からは１回の募集期間が短く、何度も募集があって煩雑であるとの不満が聞かれる。

（５）－２

（ｉ）マルチメディアを活用した授業

ＡＶ機器は、文字言語だけでは不十分なリズムや停頓、イントネーション等の修得に不可欠である。

（ⅱ）２年次生が必修する「情報中国語」科目

「情報中国語」は２年次生配当の必修科目であるが、１年次終了段階でのコンピュータ

操作能力は個人差が大きく、授業を進める中では、コンピュータ操作上の質問やトラブルへの対応に追われて、マルチメディアを十分に活用しきれないこともある。

（ⅲ）成績管理に活用している授業

同一科目の複数の担当者間で客観的な成績が共有でき、教育効果の測定がより多面的で客観的になった。

（ⅳ）その他

設備が整った特殊な教室が必要であるため、全学規模で、教室の割り振りが検討されている。希望の時間帯に希望教室が確保できないことも少なくない。また、中国語に特化したアプリケーションのバージョンアップも、学内教育経費の割り振りでタイムリーに実行できないこともマルチメディア授業の泣き所である。

（５）－３

外国語学部の専門教育の主眼が、専攻語およびその言語文化圏事情に通暁することにあり、そのための有効な手段である在学留学は推奨されるべきである。同時に、演習科目の受講も大学生として必要であるが、通年科目であることから、３・４年次で在学留学する場合には演習科目の履修が困難になる。春学期から秋学期にかけて１年間留学する学生には、帰国後の演習履修をすすめているが、春学期または秋学期の半年間留学者に限って、半年間の「遠隔研究指導」が適用される。留学先での実地調査や現地の学生を対象にしたアンケート調査等、日本にいては不可能な研究内容や研究方法が可能となり、提出されるレポートはテーマが多彩で、研究成果も優れ、自立した研究姿勢が高く評価できる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（５）－１

語学実習と講義については、現行の形態と方法を引き続き伸ばしていく。それ以外の２形態については、以下の改善策を講じる。

（ⅰ）「中国語コミュニケーション論」

2010（平成 22）年度の３年次生から、本格的な選択必修が始まり、受講者が増える。これに備えて、習熟度に配慮したクラス編成を行う。

（ⅱ）演習

演習の運営方法については、受講率を上げる事を中心に、学部全体で主任会議やカリキュラム委員会を中心に改善策を検討している。

（５）－２

入学してくる世代は、生まれた時からＴＶに触れて育っている。多様なメディアを活用した授業は、この世代の学生の学修意欲をかき立てるツールとして有効である。そこで以下の改善策を講じる。

（ⅰ）ＬＬ教室の確保

マイク付きヘッドフォンが使えるＬＬ教室は数に限りがあり、設備の更新が進んでいるＬ

ＬＬ教室は全学から利用希望が集中するために、使用可能な時間帯が限定されている。外国語学部がある建物のＬＬ施設は、設備が老朽化し更新が進んでおらず、使い勝手が悪い。ＬＬ施設の更新を含めて有効利用を早急に見直すことを提案していきたい。

（ⅱ）アプリケーションのバージョンアップ

外国語学部の教室に配備されているＡＶ機器が、2008（平成 20）年の夏季休業中に全面的に入れ替えられて、全教室でＤＶＤが標準配備され、最新の教材が利用可能になった。ただ、教室に防音装置がなく音量調節にも限界があり、隣接する教室で行う授業に悪影響を与えている。防音対策を検討する。情報教室のアプリケーションのバージョンアップについては、年次計画を立て漸次更新を図る。

（ⅲ）マルチメディア授業の支援

マルチメディアの活用には時間と労力と費用がかかる。そのうえ、専任教員数の減少や授業以外の職務も増加している現状では、教員が新しいスキルを修得することも十分な授業準備をすることもままならない。この点での抜本的改善が望まれる。

（５）－３

本学は一拠点総合大学であって、「遠隔研究指導」のほかに、「遠隔授業」の授業科目の必要性は低い。ただ、海外の提携校の学生とネット上で研究発表会をする等、学生間のミニ国際会議を授業に取り入れ、国際人としてのシミュレーションの機会を増やすのも一案であろう。

＜ロシア語専修＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

授業は文法と会話を車の両輪のように連動させて行っている。日本の多人数の語学教育が陥りやすい文法偏重を回避するために、京都産業大学ロシア語専修独自の文法項目と平行した会話教材を学生に配布している。教育上の効果を測定するために、日本人の教員もロシア語だけを使った授業を行っている。筆記試験だけでなく口答試験を毎回授業で行い、文法に裏打ちされた会話力を付けさせている。これらに加え、授業による教育効果については、小テスト、中間テスト、定期テストと、こまめに学生の語学向上をチェックしている。これらに加え、大学からの支援金を得て２年次ロシア語検定を受けさせ、さらに３年次からはロシア語検定の上級ロシア語を受検させるなどして、実践的な語学力についても定期的に専修教員が集まり確認し合っている。

（１）－２　卒業生の進路状況

過去４年間、ロシア経済が右肩上がりに成長を続けていることもあり、ロシア関連企業に就職する者が年々増えている。この４年間で 12 名が新卒としてロシア関連企業に就職し

ているが、再就職組を加えると 25 名に上る。これは４年間の卒業生の 20%にあたる。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

測定結果をもとに授業内容・教授法を改善する。とりわけ、ネイティブとの会話力をつけさせるためのあらゆる努力を図る。短期（１ヶ月)、中期（４ヶ月)、長期（10 ヶ月）の留学を積極的に奨励する。語学検定受験やロシア語スピーチコンテストなどのイベントを企画し、留学で身についた語学力を就職活動時まで持続させるチェックポイントにしている。現在、これらのシステムは順調に機能しつつある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

この４年間で、留学者数は短期・中期・長期を合わせると 100 人を超える。その成果もあって、この４年間毎年、ロシア関係の職業に複数名就職している。これは留学を柱とする教育方針が実を結びつつあることを示している。現在、ロシア連邦は経済的に非常に安定しており、これからの経済発展が大いに期待できる。３年次からロシア関係の企業の情報を集め、学生が就職するチャンスをより多く提供していることが、功を奏しつつある。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

確実な文法知識を伴う会話力を最大限に向上させるための成績評価システムを構築している。筆記試験ではなく口答試験に重点をおき、ロシアの歴史、地理、文化、経済をテーマにした小テスト、中間テスト、定期テスト、レポート提出、授業参加状況を細かく査定し、学期ごとにロシア語専修教員一同で協議して成績評価を行っている。インテンシブ授業では、会話３科目と文法２科目でそれぞれ統一した成績評価を行う。例えば、会話の１科目でも不合格点をとれば会話３科目とも不合格といった厳格な評価基準を設けている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

外国語学部の卒業要件は 124 単位である。履修登録については各学期（春秋）それぞれ 24 単位を上限としている（ただし、４年次の秋学期は 32 単位まで可能)。過去４年間での留年率がロシア語専修の場合非常に少ないことから現状で問題がないと思われる。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

ロシア語検定の受検を義務化しており、留学した場合はロシア連邦のロシア語検定を受検するよう指導している。またロシア語に限らず、各種の資格試験も積極的に取得させている。４年次ではゼミ論文を執筆させ、より論理的な能力を向上させている。こうしたこ

とにより学生の質を検証している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

学生に対する成績のばらつきを少なくするために、定期的に教員間で評価方法を確認し合っている。授業を受けて得た実質的な知識よりも修得した単位数に重きをおく学生気質を改めさせる目的で、シラバスと実際の授業内容との隔たりをなくすように教員間で持続的に点検し合う。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

この４年間で、学生のロシア語に対する教員間での成績評価のばらつきは確実に少なくなっている。これもロシア語専修の授業政策の弛まぬ努力の成果と思われる。しかし、一般的な高校生までの偏った教育の弊害で学生の学力の低下が進んでいるので、京都産業大学ロシア語専修が作成した独自の教材に、現在の社会状況を取り入れたテーマも盛り込み、教授法にさらに工夫を凝らし、学生たちの成績評価が大学内部だけでなく、驚異的な経済発展を遂げているロシアを舞台に活躍できる能力保証としてのレベルをキープし続けたい。また、教員間での授業情報の共有をいっそう強め、組織的に学生の成績管理を行う。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

ロシア関連企業の最先端で活躍している卒業生たちからの最新情報を学生に説明しながら、学生のロシア語学修意欲を常時高めている。学生各人がロシア関連の仕事に就くために必要な知識を把握して履修できるように指導している。履修指導については定期的に毎年在学生については３月下旬と９月下旬にまた新入生については４月上旬と９月下旬に行い、これと並行して各年次の教員が各学年における履修指導を随時行って、卒業に必要な単位を着実に取得できるように方向付けている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

過去４年間全体の留年者は非常に少ないが、心身の病気等で長期授業欠席を余儀なくされた学生については担当科目教員同士で対応策を協議し、必要に応じて個人相談を行っている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生は、ここ４年間はいない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

教員による定期的な履修指導から学生がもれないように、教員間で欠席数が増えてきて

いる学生がいないかどうかを互いに点検し合う。現在のところ、このシステムは順調に機能している。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

この４年間、留年者は非常に少ない。これはロシア語専修の履修指導がうまく機能している証拠である。しかし、現状に甘んじることなく、ロシア語を活かした職業に必ず就くという高い気持ちを学生たちに根付かせ、積極的な学修意欲を維持させるようにしたい。そのために、ロシア語専修独自の履修説明会を学期初めに開催し、上級生や卒業生たちを招いて、後輩たちにロシア語学修へのより高いモチベーションを持たせることに今まで以上に力を注ぎたい。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

ロシア語専修の特徴

１）インテンシブ・ロシア語の授業で、大学の援助を受けて教員がロシア語専修の学生向けに作成した教科書を使っている。学生のレベルに合わせた教科書を使うことにより、学生の学修が活性化している。

（４)－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ)）およびその有効性

１年生のインテンシブ・ロシア語の授業全部と２年生のインテンシブ・ロシア語の授業の一部で、大学の援助を受けて教員がロシア語専修の学生向けに作成した教科書を使っている。本学の学生のレベルに合わせた教科書を使うことにより学生の学修意欲がわく。１、２年生のインテンシブ・ロシア語の授業では文法と会話担当の教員が定期的に自らの授業内容についてチェックしあい、授業の改善を行っている。２年生の 10 月には、大学が費用を負担して、全員が「ロシア語能力検定試験」を受ける。これによって、学生はロシア語の客観的な力を知ることができる。

全学的な取り組みの中で、春学期と秋学期に１回、学生による「授業の相互評価」アンケートを実施し、その結果をもとに各教員は授業の改善に努めている。春学期と秋学期に１回行われる、教員相互による授業参観「公開授業」期間には、ロシア語専修の授業の１つを学部推薦の「公開授業」として提供している。また、「大学コンソーシアム京都」が行っているＦＤフォーラムに参加している教員もいる。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

シラバスは「講義目的（要旨)」「授業内容・授業計画」「履修上の注意」「授業の到達目標」「評価方法」「教材」の項目ごとに記入される。「授業計画」は原則として各回ごとに分

けて記入することが求められる。最初の授業でシラバスをコピーして学生に渡し、読み上げる教員もいる。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

全学的な取り組みの中で、春学期と秋学期に１回、学生による「授業の相互評価」アンケートを実施し、その結果をもとに各教員は授業の改善に努めている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

全学的に毎学期実施される「授業の相互評価」アンケートの結果が、アンケート用紙とともに教員に通知される。教員は、アンケートの結果の統計的資料と学生の書いた記述アンケートの内容を真摯に受け止め、授業の改善に生かしている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

学生の語学学修への意欲はロシア情勢に大きく影響される。また、年によってクラス全体が学修意欲の高い学年もあればそうでない学年もある。年々この傾向が顕著になってきている。

以前と比べシラバスの内容は充実してきたが、現実にはシラバスを読まないで授業を履修している学生が多い。「授業の相互評価」アンケートも、マンネリ化し、20 分の時間を当てても、ほとんどの学生は５分も経たないうちに記入して、記述欄も書くように言ってもあまり書かないのが現状である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

この４年間、教育改善に向かって継続的に努力してきたが、システムのマンネリ化は否定できない。各教員が個人的にシラバス内容を学生に徹底しても、語学学修には学び手の学修意欲が如実に反映される。政治情勢に加えて、年によりクラス全体の学生の学修意欲が高かったり、低かったりする問題への対策は、他の学科・専修とも協議して立てなければならない。

インテンシブ・ロシア語の授業で、教員がロシア語専修の学生向けに作成した教科書を使っていることは、学生の学修によい効果を与えている。今後も学生向けの教科書を作成することを続け、さらに他の科目でも大学の援助を受けてロシア語専修の学生向けの教科書を作成することが望まれる。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

ロシア語専修の特徴

１）ロシア語専修が開講している授業は、２科目を除き、すべて専任教員が担当している。

２）インテンシブ・ロシア語の授業は、１年生では２名の専任教員が、２年生では３名の専任教員が担当している。週５コマの授業を少人数の専任教員が担当することにより、教員間の連絡が密になり、効率的な授業が行われている。

３）情報ロシア語の授業で作成したホームページは、学生が希望すればロシア語専修のホームページからリンクを張り、より多くの人から見られるようにしている。

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

毎年 28 名前後の学生が入学する。文法の授業や講義ではこの人数でもなんとか効率よく授業を行うことが出来るが、会話の授業（ネイティヴによる授業）では個々の学生への十分な指導ができない。１、２年生対象のインテンシブ・ロシア語の授業は週５コマ実施されるが、それを１年生では２名の専任教員、２年生では３名の専任教員が担当している。週５コマの授業を少人数の専任教員が担当することにより、教員間の連絡が密になり、効率的な授業が行われている。１年生の授業を３コマ担当する日本人専任教員と２年生の授業を２コマ担当する日本人専任教員が実質担任の役割をし、学生の学修、生活などの面で相談にのっている。ロシア語専修が開講している授業は、ロシア文化論ＢⅠ、ロシア文化論ＢⅡの授業を除いてすべて専任教員が担当している。専任教員同士が綿密に連絡を取ることにより、学生の学修状況がよく把握でき、効果的な学修指導を行うことができる。インテンシブ・ロシア語の授業では共通の教科書を使って学生の理解力を上げているが、まだ十分とは言えない。また学生のレベルの差が大きく、教育指導上、教員に多くの負担がかかっている。３・４年生向けのロシア語コミュニケーション論の授業では留学から帰国した学生用の授業を１コマ開講している。こうすることにより学力の格差に伴う弊害を無くし、学修の効率を上げることが出来る。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

ロシア学概説、ロシア文学、ロシア文化論、ロシア語コミュニケーション論の授業でＤＶＤやビデオを使った授業を行っている。ロシアの現実の社会やロシア芸術を視覚的に理解できるという点で教育上有益である。また、発音の授業で、発音の練習をするときＬＬ教室を利用している。

２年生の必修科目の情報ロシア語の授業では、パソコンを利用して、ロシアに関する情報の収集、それをもとにしたレポートの作成、ロシア関係の図書検索、情報発信としてのホームページの作成等を行っている。学生の作成したホームページは、学生が希望する場合、ロシア語専修のホームページからリンクを張ることにより、より多くの人から見られるようにしている。学生の出席率はよく、学生は興味をもって授業に臨んでいる。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」制度を取り入れていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

ロシア語コミュニケーション論の授業は、現在は選択科目であるが、2010（平成 22）年度の３年生からは、選択必修科目（半期２単位×４＝８単位）になる。ロシア語の成績の悪い学生も受講することになり、それらの学生と留学帰りの学生の学力差は非常に大きいので、授業が効率的に行われなくなる可能性がある。

中学・高校で情報の授業が必修されたとはいえ、学生のパソコンを扱う能力の差は大きく、パソコンおよびよく使うソフトの基礎的な扱い方をほとんど知らない学生が多い。テキストを読んで理解する能力は以前と比べればはるかに落ちている。情報ロシア語の授業では、以前と同様、そのような学生の指導が大変である。

設備の点では、2008（平成 20）年度に、外国語学部の教室棟である３号館の多くの教室に新しいＤＶＤ、ビデオやパソコンなどの教育機器やプロジェクターが配備された。以前は教室の上にある小さなブラウン管に映像が映され、前の席の学生には見えにくい、字幕が見にくいなどの欠点があったが、プロジェクターが設置されたことにより、このような欠点は解消された。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

ロシア語専修の開講科目の専任教員担当率が高いことは、インテンシブ・ロシア語の授業を少人数の専任教員が担当することなど、教育指導上よい結果をもたらしている。今後も専任教員担当率の高さを維持し、専任教員同士の連絡を密にすることにより、学生に対し効果的な授業を提供し続けることが望まれる。

2010（平成 22）年度のロシア語コミュニケーション論の選択必修化に伴い、多様な学生のニーズや学生のレベルに合わせた授業を行うために、ロシア語コミュニケーション論の開講数を増やすことが必要である。

新しい教育機器の配備は教育上効果があるので今後も続けていく必要がある。より効率よい授業運営ができるように学部全体で考えるようにしたい。

＜スペイン語専修＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

客観的な語学力を計る手段として、スペイン政府主催のスペイン語検定試験（DELE）や文部科学省の後援で日本スペイン協会が主催するスペイン語検定があり、両方とも本学が

会場である。とくにDELEは、費用の点で問題があって、全員に義務化できないが、2007（平成19）年度よりスペイン語検定試験費用が補填されるようになり、３セメ生全員が６月に５級、４セメ生全員が10月に４級を受験することになった。５級の合格率はほぼ80%である。４級は今年初めての試みであるが、これまでは受験した者の約半数が合格している。

４セメスター期間終了までに2,000語の単語テストを３回に分けて実施し、その結果を全教員が共有し指導に生かしている。すなわち、スペイン語学修に関する客観的なレベルを考慮しながらカリキュラムの内容を調整している。この点は当専修の特徴となろう。

（１）－２　卒業生の進路状況

専攻のスペイン語を生かした就職に関しては、毎年２、３名が貿易関係や、旅行ホテル業界に就職している。その他は、銀行や小売業等とくに語学を必要としない業界に就職している。しかし、スペイン語専修で培った積極性を生かした就職率は例年90%を超えている。中にはスペイン、メキシコ等海外で仕事をしている卒業生も数多くいる。外務省の海外派遣研修員制度で在エクアドル大使館において研修後、現地採用の職員として勤務する卒業生もいる。海外青年協力隊員として、コスタリカに赴任している卒業生や、ＮＰＯ職員としてエルサルバドルに赴任している卒業生もいる。総じて留学制度ができて以来、留学経験者が海外で活躍することが多くなった。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

検定試験の結果については、教員間で情報を共有し、かつ派遣・認定留学の資格審査にも、2,000語テストの結果と共にこれを使っている。2008（平成20）年度からは上級検定試験対策の授業が設けられ、ここではDELEの中級用のクラスを実際の試験官でもあるネイティブの教員が受けもっている。

卒業生の進路状況に関しては、ゼミ単位で進路センターから就職内定状況や、最終的な進路状況の報告を受け、内定報告や就職活動報告がない学生を呼び出し、相談に応じている。

不定期ではあるが、国内外で活躍する卒業生を招いて体験談等の講演をお願いし、学生に将来に対するモチベーションを高めさせる試みをしている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

2004（平成16）年度の自己点検での改善方策の一部が実現し、2007（平成19）年度から日本スペイン協会が主催する検定試験の受験料が大学より一部支援されることになった。今後は、検定試験の結果をもっと教育に生かせるようにする。そのため試験の内容と学生がどこでつまずいたかをチェックし、その対応策を考えねばならない。そのひとつに、教材の工夫がある。市販のテキストをそのまま使用するのではなく、必要と思われるデータを追加したり、不要と判断される部分を除いたりして、当専修の学生の実力と関心に一層適した教材を用意していかなくてはならない。同時に、絶えず模試等もしながら学生のレ

ベルチェックをする必要がある。また、５セメ生以上の学生に自発的に上級の試験を受けさせるようには指導しなければならない。現状では留学帰りの学生たちの DELE 受験率が高くないので、彼らに留学時の能力を維持しさらに向上させるために、留学後のフォローをする。そのために検定試験に対応する授業も充実させていく。

進路に関しては、今までは専攻科目のスペイン語が必修でなかったため、専任の教員と接する機会のない学生もいて、３年次生の指導が困難であった。2007（平成 19）年度の入学生からは３年次配当のコミュニケーション論が選択必修となるのでもう少し指導しやすくなると期待される。留学制度を大いに利用して外務省の研修員試験に応募する等積極的に語学を生かす仕事にチャレンジするように指導していく。そのために、卒業生の経験を伝えるように工夫している。この特徴をさらに伸ばしていきたい。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績の評価は、各授業とも、出席、平常の授業での参加状況、小テスト、定期テスト等を総合的に厳正に評価している。とくにインテンシブに関しては、学部内で共通の平均点が定められており、成績評価基準の適切性は守られている。さらに当専修では、会話担当の３名の教員と文法担当の２名の教員が授業内容を互いに調整し合い、適切な評価を可能にしている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

外国語学部で定められた専攻科目の各学年の配当があり、その他の時間に共通教育科目等を各学生が自分の裁量で履修している。専門の語学科目は１単位が多く、１・２年次ではかなりつまった時間割になっている。しかし、１セメスターで 24 単位の履修登録上限単位数は適切だと思われる。コミュニケーション論等の２単位科目は、普通の語学実習とは異なり、専攻語での議論や授業時間外での特別な準備が必要な高度な授業がなされている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

現在のカリキュラムでは、２年生までの各年次の学生の質を検証することは可能であり、進級に際しては専修会議を開いて厳正に判断している。ただ、３・４年生に関しては学生の質を確保するための方途はないとも言える。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

成績評価に関して、インテンシブおよびスペイン学概説等の必修科目は適切に行われているが、その他の科目に関しては、個々の教員にまかされており、統一した平均点等の基

準はない。ただ、進級、卒業判定は、教員全員が集まり、学生の各科目の成績を点検し、厳正に判断している。

単位の実質化を図るための措置としては、シラバス執筆に際して実際の授業内容と厳密に一致するように、専修内部でチェックしている。とくに非常勤の教員に対して単位の実質化に関する説明を行っている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

コミュニケーション論等、同じ系列の科目が担当教員によってあまりの成績基準の違いが出ないように一応の目安をつくる。

履修登録科目の上限については問題がないが、単位の実質化に関しては、授業の内容チェックをして、適正に行われているかの検証をする。

卒業論文がない現在、それに代わるものとして「演習」の授業中にゼミ論文を書かせ、３・４年生が適正な水準を維持するように努める。そのため学部のカリキュラムにおける「演習」の位置付けを再検討し、同時に将来的にはその必修化を検討する必要があるかもしれない。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

４月の初めには新入生のために在学生も交えて専攻語だけではなく、すべての科目に対する履修相談を行っている。履修登録までに、選択科目の授業見学期間がある。履修登録のあとも、新入生と上級生との情報交換の機会をもうけ、新入生が早く学生生活を軌道に乗せられるような工夫を行っている。

小人数なので、教員は全ての学生の成績や受講態度等を把握しており、個別相談にもよくのれる。留学オリエンテーションと同様に、基幹科目やコミュニケーション論のオリエンテーションも前年度中に開催している。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

現カリキュラムでは必修科目は２年次までなので、実質４年次の卒業時までにほとんどの学生は単位を取り終えており、特別配慮を要する留年者はいない。とはいえ、出席が思わしくない留年者に対しては個別に連絡をとって指導にあたっている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生等は少人数ながら毎年いる。彼らは総じて学修意欲の高い学生で教育指導上問題はない。むしろ他の一般学生のモチベーションの向上に役に立ってくれている。とくに当専修の卒業生がさらに勉強したくて受講するケースでは、彼らから聞く話

が在学生の心得に有意義な刺激を与えている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

２年次生から履修する選択必修の専攻語基幹科目や、３年次生から選択科目であるコミュニケーション論については、シラバスで細かく説明し、前の学年のうちにオリエンテーションを開催しているが、学生は、履修登録までの短期間のうちに、科目によっては見学した後、履修科目を選択している。近年ドロップアウト制度ができたので、履修登録後に何らかの理由をつけてドロップアウトする学生が増える傾向にある。

インテンシブを落とした学生に対しては、呼び出し面談をしている。しかし、近年４年次になっても低単位の学生が数人見受けられ、呼び出して面談をして指導するものの、よい成果を得られないことが多い。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

新入生への対応では一応の効果が認められるが、現在の方法を一層充実させていく方針である。ドロップアウトを減らすためにもシラバスをよく読むという習慣をつけさせ、登録前の初回の授業でシラバスを確認しながら難易度が明確にわかる指導をする必要がある。

現在の留年者の問題は、学修面だけではなく、例えば「うつ」等の精神的、病的な要因によるものも多く、学生相談室等との連携を一層図る必要がある。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

インテンシブ授業では、各授業が有機的に連携をとれるように連絡を密にとっている。とくにインテンシブⅠⅡⅢⅣＣでは日本人の教員が担当することによってコーディネータとして２名のネイティブ教員と授業内容を確認しあい、ＡＢＣのクラスをとりまとめ、クラスの活性化を図っている。また文法の２科目についても担当者が内容や進度を相談の上で決定し、授業の活性化を図っている。ＦＤ 活動に関しては、教員評価、授業参観等を行っている。教員の指導方法の改善については個々の教員の裁量にまかされているが、アンケートや相互参観等の効果で、教員の授業改善の意識は高まっていると思われる。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

シラバスを授業時間ごとに細かく内容を明記することで、授業内容が明確になった。事前に教員が全体に眼を通すことによって、手薄になる分野や、項目がわかる。例えば、テキストの重複等も避けることができる。ただ、演習の場合は各週ごとの予定を明確に書くことは困難である。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価をいかに活用するかは個々の教員の裁量に任されている。結果のグラフや点数の見方が必ずしも明確ではないが、教員にとって授業をする上での緊張感という利点は認められる。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムは今はじまったばかりである。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

相互授業参観は確かに、双方にとって刺激的であり、有効なものであるが、現行のやり方では参観する授業時間の確保が難しい。モデル授業にもほとんど参観がないのが現状であり、何らかの対策を講じるべきである。

シラバスで授業の進め方の詳細を書くことによって、教員は各授業を明確にイメージすることができ、学生が履修科目を選択する際、系統だった選択が可能になった。ただし、語学の学修では、必ずしも予定通りには進めないし、原書講読の授業について各週毎の予定を書く意味がない場合もある。

授業評価については、教員の授業に対する真剣度が増すという利点はあるものの、学生が同時期にかなりの量の授業評価をしなければならないため、飽きてきたり、いい加減に評価したりするケースが往々にして見られる。そのため戻ってきたアンケートを見直すことがかなり苦痛な場合もある。評価を点数化したものも見にくい。学生の意見を授業改善に生かすためには、何らかの方策が必要である。　教員評価についてはこれから問題点が明らかになるであろう。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

ＦＤ活動に関しては、講演会等にもっと参加し、新しい教育方法を学修するように教員全員がすべきである。そのための広報・情宣活動を研究する。

シラバスをすべての学生が本当に読むように指導しなければならない。最初の授業にシラバスの内容をきちんと説明することも不可欠である。

学生による授業評価を本当に意味あるものにするためには、記名式にするという方法もあろう。いずれにせよ、その結果はやはり学生に公表することが望ましい。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

インテンシブⅠ～ⅣのＡ、Ｂ、Ｃはネイティブの教員による会話中心の授業である。と

くにＡ、Ｂでは、ネイティブの教員がスペイン語のみを使って指導している。Ｃでは日本人の教員が日本語で説明を補いつつ、スペイン語を主に使って指導しており、１年生からスペイン語での応答の機会が十分にあり、効果が上がっている。インテンシブＤ、Ｅでは日本人教員が組になって文法を教えている。１人が主に説明を担当、もう１人が練習問題や小テストの実施を行っている。小テストを毎回することによって学生たちの理解度をすぐさま読み取り、結果を知らせて次回の説明に役立たせている。コミュニケーション論の授業では、様々なテーマを扱うものの、高度なスペイン語を使った授業ということで徹底している。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

スペイン語概説では、パワーポイントを使用し、各授業ごとに適切なビデオ教材を見せることによって、生きたスペイン語圏の国々の諸問題を理解させている。情報スペイン語では、メールを使用してネイティブの教員にスペイン語作文を送り、添削して返すという双方向の授業を行っている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

インテンシブに関しては、ネイティブ教員によるオーラル中心という授業形態は適切で、効果が上がっている。

コミュニケーション論各科目については、内容、成績は担当教員にまかされているので、その教育効果を測ることは十分にはできていない。

会話の授業は基本的に生きた人間同士のコミュニケーションであるから、ネイティブの教員が教える限り、多様なメディアをそれほど必要とはしない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

１・２年生を対象にするインテンシブ授業では教員同士の連絡が十分に機能している。この方針を維持発展させていかなくてはならない。カリキュラムが改善され、コミュニケーション論が選択必修になった。これまで以上に各担当教員が連絡を密に取り、授業方法やその教育効果について話し合う。

自宅学修をさせる上で、もう少しインターネット等を利用し、学生各々の進度に合わせて練習問題ができるような指導を導入する。

＜言語学科インドネシア語専修＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

授業内において小テスト、中間試験、学期末統一試験を実施し、授業内容に関する到達度を測定している。また、授業内容に関する試験とは別に、全学年共通の基本単語統一試験を実施している。さらに 2006（平成 18）年度からは、大学の補助を得て、１・２年次生にはインドネシア語検定を授業の一環として受験させている。

様々な試験の形式、内容等について言えば、インドネシア語検定の問題形式が４択等の選択問題が多いのに対し、各授業で担当教員が作る試験は記述問題を中心に作られ、インドネシア語の文の構造を体系的に理解し、総合的に語学力を高めることができるように工夫されている。また、全学年共通の基本単語は、教員が議論を重ねながら独自に選出したものである。

そして、試験結果を検証し、学生へフィードバックすることにより、学生に現状を正しく認識させ、学修意欲を高めている。

（１）－２　卒業生の進路状況

2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の３年間において、卒業生数は合計 85 名である。その内、就職者は合計 75 名、就職率は 88.2%である。

全般的に、就職活動に早くから真剣に取り組み、自分の考えをまとめ的確に表現する力をつけた学生は、ほとんど第一希望に就職している。

当然のことながら、数は少ないとはいえ、インドネシア語学力、インドネシアに関する専門知識を生かして、就職し活躍する学生もいる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

小テスト、各種試験、検定の結果を、教員間で共有、検証しているが、それは本専修全体の教育活動に大いに役立っている。

（１）－２

一般企業への就職が多く、語学力、専門的知識を生かせる業種、職種への就職が少ない。

また大学入学後に新しい語学を学び始め、努力を積み重ねながら修得していき、インドネシアへも積極的に出かけ、自ら修得した語学力を学生生活の中で、例えばインドネシアから来日した学生との交流やボランティア活動等に生かしていこうとする経験は、卒業後の人生にも大いに役立っていると確信している。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（１）－１

語学力には、テスト、試験のみでは計れない要素も存在することもふまえ、より効果的なテスト、試験の実施方法、より精密な結果の検証方法を検討していく。

（１）－２

今までの就職実績に加え、さらに語学力、専門的知識を生かして就職できる就職先の開拓に力を入れ、学生にその情報を提供する。

また、卒業生の活躍状況をさらに積極的に伝え、学生に刺激を与え、進路選択、就職活動への動機付けをしていきたい。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

各種テスト、試験の結果に加え、授業そのものへの積極的参加、課題への取り組みと提出状況を考慮し、各学期末に総合的に成績評価をしている。

その総合的な成績評価は、非常勤も含めた本専修の授業を担当する全教員が参加する会議で、学生の学修状況に関する情報を交換し、現状認識を共有しながら行われる。

成績評価法、成績評価基準は履修要項に記載されたもの、学部での申し合わせ事項に従い、2007（平成 19）年度までは、１・２年次の専門必修科目は、出席回数不足や試験棄権者を除く全履修者の成績の平均点を 78± ２点とし、2008（平成 20）年春学期からは、合格者の平均点を 77± ２点としている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

学部全体で、卒業要件とならない自由科目や、夏期・春期休暇中に開講される実習科目を除き、第１～７セメスターの履修登録上限単位数は 24、第８セメスターは 32 としている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

１・２年次生については、各学期末の成績評価時に、当該学期での到達度が著しく低い学生に対し、次学期での再履修科目を課している。３・４年次生については、主に演習内で、学力等を検証・確保している。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

（２）－１

従来の、学期末に行われる成績評価に関する会議により、成績評価法、成績評価基準の適切性は十分に確保されている。

（２）－２

基本的に問題なく運用されている。

（２）－３

１・２年次生で必修科目を再履修する学生には、単位が習得できず再履修に至った過程を反省し、再履修時には授業態度によい変化が見られる場合が多い

３・４年次生については、語学力の一定水準が確保されているかどうかを、さらに詳細に把握する必要がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（２）－１

専修内で、学生の学修意欲を高め、なおかつ実力が正しく反映される成績評価のさらに適正なあり方を検討する。また、学期末の全教員による会議において、問題点等が提出された場合は、それを各種委員会等に報告していく。

（２）－２

より綿密な履修指導を行うと共に、運用面での柔軟性も確保する。

（２）－３

教員間において、学生の成績評価に関する情報をより綿密に共有し、学生個々の語学力を詳細に把握するようにする。そして、シラバスの改善、新たな教材の導入等により、授業をさらに活性化し、各年次における語学力のさらなる伸長と確保を図る。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

新入生のオリエンテーションや学期始めの履修登録時に、履修指導を行っている。

また、学修上の悩みを抱えて相談しに来る学生、留学を希望する学生には、臨機応変にその場で対処している。

各学年の学生数が 25～30 名という少人数の専修であるという特徴を生かし、きめ細かな履修指導を行っている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

１・２年次生のインテンシブ科目の内、到達度が著しく低い科目については、次学期での再履修を課している。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

履修に当たり、語学力、科目履修の動機等を把握し、授業に入ってもらうようにしている。また、授業時間外での質問等にも柔軟に対応している。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

（３）－１

全般的には、学生が履修指導を受けやすく、教員に相談しやすい環境が整っていると考えられる。そのような環境において、教員は、学生からの、どのように授業を選んでいくか、どのように学修を進めていったらよいか、どのように留学の手続きを進めていったらよいか等の具体的な相談には、かなり細かく指導ができている。

ただ、大学生活そのもの、私生活、心身の悩み等についての相談には、対応することが難しい。

（３）－２

再履修科目を課すことにより、学生に、再履修に至った過程への反省を促し、もう一度頑張ってみようという気持ちを起こさせることができる。また、学生の語学力に合わせ、わからない所を確認することから始め、それなりの達成感も得られるよう配慮している。再履修をきっかけに、授業を始め学生生活全般に積極的に取り組むようになる学生も多い。

しかし、再履修科目に通常のカリキュラムの授業と同じ単位数を与えるという点に問題もある。

（３）－３

履修を始めた授業が、学内的な事情により、学期途中で不開講になるという事例が起こったことがある。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

（３）－１

現在のきめ細かな履修指導を継続しながら教学センター、国際交流センター、学生相談室等の学内機関との協力関係をさらに強化する。

（３）－２

授業内で、さらに再履修科目学修への動機付けと意欲の向上を図る。

（３）－３

事務より履修申し込みを受け付けた段階で詳細な説明をする。それを受けて、教員が面接を行う。

また、授業時間外での柔軟な対応はこれまで通り継続していく。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４)－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ)）およびその有効性

全学的に、毎学期「授業の相互評価」アンケートが実施されている。また、教員相互による授業参観も毎学期実施され、インドネシア語専修も授業の１つを学部推薦の「公開授業」に指定している。

また、教員個々にも、授業や学修状況に対するアンケートを実施し、教育の改善に常に

取り組んでいる。さらに 2007（平成 19）年度からは、インドネシアから来日した学生との交流会を専修として組織的に企画、実施し、学生の学修の活性化につなげている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

全学的に統一された様式に従いシラバスを作成し、授業開始時に記載事項を確認している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

全学的に毎学期実施される「授業の相互評価」アンケートの結果、その他アンケートの結果等を授業改善に活用している。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

全学的に毎学期実施される「授業の相互評価」アンケートの結果が、アンケート用紙とともに、教員に通知される。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

（４）－１

全学的に毎学期「授業の相互評価」アンケートが実施されていることは評価されるべきであるが、その記載内容の信頼性については点検の余地がある。

教員独自のアンケートは確実に授業改善に生かされている。

また、専修が組織的に交流会に取り組むことは学生の学修意欲の向上に確実に役立っている。

（４）－２

学生がどれだけシラバスを読んで授業に臨んでいるかを点検する仕組みの導入を検討する。

（４）－３

教員個々が適切に活用し、授業の改善につながっている。

（４）－４

教員個々の判断にゆだねられている部分が多い。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

（４）－１

全学的に毎学期実施される「授業の相互評価」アンケートの記載内容の信頼性を上げる。

教員独自のアンケートも継続し、交流会についてはさらに内容の充実化を図っていく。

（４）－２

教員個々が授業開始時においてシラバスの記載項目を学生にさらに周知徹底させるようにする。

（４）－３

教員個々が教育改善に対してより高い問題意識をもって取り組む。

（４）－４

全学的に毎学期実施される「授業の相互評価」アンケートの信頼度をさらに上げるためのシステム改善がのぞまれる。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

授業内容により、講義、実習、演習の形態をとり、授業方法は担当教員に任されている。

全ての授業において、登録学生数が多くても 30 名程度という点は、特徴的と言え、その少人数であることは教育指導上生かされている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

授業内容に応じて、適切にマルチメディアを活用している。

一例として、インドネシアのＴＶ映像をリスニング教材として活用している授業もある。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」制度を取り入れていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（５）－１

教員個々の専門分野、教育研究業績が、授業に反映されるようになっている。教員個々が、ある授業を責任をもって担当することで、授業に対するノウハウが蓄積され、さらに効果的な授業の実施につながっている。

（５）－２

マルチメディアを活用することにより、よりダイレクトにインドネシア語のテレビ放送等の生の視聴覚教材を授業に取り入れ、より実践的な語学学修を行うことができる。しかし、その開発には、時間も費用もかかる。

（５）－３

特記事項なし。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（５）－１

現在の教員個々が自らの研究を直接授業に反映させる体制を維持したまま、教員個々が、

常に授業内容をアップデートなものにするよう心がける。

また、インドネシア語という外国語を学ぶ限り、教室内の学修のみでは足りない部分もあることを学生に意識させる。

（５）－２

学内外のマルチメディア教材開発に関するプロジェクト等に積極的に参加する。

（５）－３

特記事項なし。

＜イタリア語専修＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

大学の補助を得て、１、２年の全員に実用イタリア語検定受験（１年次５級、２年次４級）を義務づけている。また３・４年次の学生には２～３級を受験するように指導するとともに、大学の認可のもとにイタリアへ留学する学生には、単位互換の条件として３級を取得するよう指導､成果を収めている。３～４年次生にシエナ外国人大学が行っている CILS とペルージャ外国人大学が行っている CELI を受験し、ヨーロッパでの共通枠の中で国際的なレベルの成果を上げるように指導している。

（１）－２　卒業生の進路状況

イタリア語を生かせる仕事に就いたかどうかという判断は、就職後何年か置いてイタリア語に関係するようになったり、イタリア関係の会社に転職したりするケースが多いので難しい。しかし、新卒学生でいえば、旅行、アパレル、ホテル等でイタリア語の使用が予想される以外は、イタリア語を指定する会社に就職するケースは毎年、一部に限られる。その他は一般企業に就職している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

検定１級は高度の経験が要求されるので、現段階では目標とするのは困難である。２級は現役学生の手の届く範囲にあるが、残念ながら少数を除いて、この域に達していない。検定２級に挑戦できるような学生を育てなければならない。ただし、留学中に CILS や CELI を受験し合格する者も出始めており、国際的な基準での成果を上げ始めている点に注目しておきたい。ところで、イタリア語指定の求人は、むしろ、中小の企業からの、それも切実なものが多い。成績上位の学生は、安定した大企業を好む傾向があり、せっかくの求人にイタリア語の力をもつ学生が必ずしも対応していないというディレンマがある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

３・４年次の学生が実用イタリア語検定試験を受験する率を上げるとともに、留学する学生の増加と CILS や CELI での成果をさらに上げるような指導を図りたい。

イタリア語を活かした職業に就く学生を増加させるための方策を検討したい。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

インテンシブ科目については、毎時間小テストを、週ごとに一課のまとめとなる中テストを、月末に数課をまとめた中間テスト（学期で都合３回）を実施している。期末試験も筆記、口頭で３～４度に分けて行い、最後に、ネイティブを含めた関係の教員が全員立ち会って、成績を総合的に判断し、成績評価の厳密化を図っている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

卒業に必要な単位は 124 単位であるが、各学期で履修できる単位は 24 単位を上限とし、単位の乱獲によって教育上の弊害が起こるのを回避している。ただし４年生の最後の学期は 32 単位を上限としている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

イタリア語検定の義務化（１、２年次生、一部３年次生）によって、より客観的な学力の計測が可能となっている。卒業時まで、検定試験の受験を積極的に指導している。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

イタリア語専修では同一教科書を用いて日本人教員とイタリア人教員が緊密な連絡を取りながら完全なインテンシブ教育を１・２年次では行っている。そして非常に多くの試験を行っているので、成績評価は非常に精密なものとなっていることは、高く評価されるべきである。また、イタリア語専修ではとくに留学に対する指導を重視する教育に取り組んでおり、３年次生を中心に半数ほどの学生が留学するが、留学に行った学生と行かなかった学生とでは、当然、学力に差がある。コミュニケーション論では、帰国後の語学力維持とさらなる学力の向上を目指して留学組対応の授業も用意し、なるべく評価を公平なものとなるようにしている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

インテンシブ科目では、教員の綿密な連絡により、厳格な成績評価が可能となっているが、これを徹底して、さらによくしていきたい。コミュニケーション論等インテンシブ以

外の科目では、成績評価は担当教官の裁量に任されるが、これ以外の方法があるかについて検討しなければならない。

また 2008（平成 20）年度よりは、「検定イタリア語（上級）」という新科目が導入されることになり、これを３級以上の実用イタリア語検定の合格者の確保につなげていきたい。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

新入生については入学後の４月上旬に、他の学生については３月下旬と９月下旬に語学をはじめに、すべての科目の履修指導を行う。とくに＜イタリア語専修＞では、専任教員が新入生のクラスを隔年で担当し、インテンシブの２年間はそのクラスの責任をもつ体制をとっているので、現実にはこの担任が履修についての学生の相談にあたっている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

単位を取れず進級できない学生には、純粋に学業についていけないケース、クラブやアルバイトに忙しくて学業がおろそかになるケース、また近年多くなった精神的な理由で、多人数のクラスに入って行けず、学業が遅れて行くケース等がある。純粋に学業についていけない学生は、明らかに多様化した入試制度が原因しており、制度の見直しも必要かと思われる。第２のケースについては、未修語学の修得は簡単なことではないので、しばらくはクラブ活動を控えるように指導している。精神的理由から学業に打ち込めない学生は毎年数人いるが、学生が教師の話しかけそのものを忌避することも多く、適切な指導を行うのはなかなか困難である。このような学生は優れた資質をもっていることが多く、４年間のどこかで立ち直ってくれることもあるが、残念ながら退学していく場合も多い。留年した学生、あるいは不成績の学生には正規の授業以外の補習を実施することもしばしばある。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生に該当する学生は、ここ４年間はいない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

専任スタッフの少ないイタリア語専修では、１、２年次のクラスの担任制を採用している。１、２年次は非常に円滑な履修指導が可能となっているが、３年次以降の学生の履修指導に関しては、必修科目がなく、専修の学生と授業で顔を合わせる機会が限られるため指導の機会が十分に持てないのが現状である。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

３・４年次に学生に必ず顔をあわせることのできる必修科目の一部の復活と、３・４年

次の学生の教学指導の充実を図りたい。なお、2008（平成 20）年度以降の入学者は、コミュニケーション論が選択必修科目になるので、３年次以降も履修指導の機会が持てる環境は整備できていく見込みである。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

留学制度の積極的利用をよびかけ、高い留学率（１年間の留学が学生の約半数）を維持しているが、これが学生の学修意欲の増進につながっている。春、秋学期の終わりに、学生による授業評価アンケートを専任、非常勤教員全員に実施し、学生の授業に対する不満や要望をくみ上げ、以後の指導の参考としている。同様に教員相互の授業を参観する全学的取り組みの「公開授業」にも参加している。「大学コンソーシアム京都」主催のＦＤフォーラムに出席し、新しい教育指導方法の開発やあり方について学んでいる。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

インテンシブ科目については、インテンシブ授業の責任者がシラバスを作成し、担当の教員がそれに沿って授業を行う。それ以外の科目については、シラバスの作成は個々の科目の担当者に任されている。シラバスには「講義目的」「授業内容・授業計画」「到達目標」「評価方法」「教科書」等の詳細を記入し、とくに「授業計画」については、可能な限り各回に分けて記すことにしている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

「授業の相互評価」のアンケートは各々の教員によって、参照され、授業の参考とされている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

学生による教員評価の結果を教育改善に直結させる全体的なシステムは開発されていない。教員相互に授業を公開する「公開授業」は授業を参観したあと、アンケート形式で授業の感想、改善点等を指摘する。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

学生が、学期の前にシラバスを読んでいないことが多い。インテンシブ科目は必修のため、やむをえない点もあるが、選択科目、選択必修科目においても同様の傾向が顕著である。学生による「授業評価」アンケートは、たとえば、インテンシブ科目等２年間、同一

形式の授業にあわせて５回も行われるため、学生はやや嫌気がさしているのではなかろうかと思われる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

シラバスをよく読むよう学生を指導する。上述の通り、学生側に嫌気がさす等形骸化している傾向もここ数年見られているので、学生による「授業評価」アンケートは、インテンシブ科目等は、１年に１度でよいと思われる。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

インテンシブ科目のクラスは、入学定員が 25 名であるが、年度によってはそれを大きく上回ることがある。語学教育にはきわめて不都合だといわざるをえない。また、成績上位層の学生と成績下位層の学生の差が近年非常に大きくなって、授業の円滑な実施の妨げになっている。インテンシブの授業形態は悪くないが、この形態に即した教科書の選択では苦労させられる。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

情報イタリア語（２年次）では、パソコンを使用して、ネット上のニュース他さまざまなイタリア語に接しながら授業を進め、同時にパソコン操作の訓練もする。ネイティブ教員によるコミュニケーション論では、イタリア語の台本作りからはじめて、ビデオカメラを用いて簡単なビデオ映画作品の制作を試みさせる。また日本人教員による「演習」では、ＤＶＤを活用し、イタリアの映画やテレビドラマを通してイタリアの現代の社会や文化に触れさせたり、学生のプレゼンテーションに一部パワー・ポイントを導入したりしている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、こうした授業は導入していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

イタリア語専修の特別な取り組みとしての、多様なメディアを使用した授業は、学生の参加意欲を刺激しておおむね成功している。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

未習語学の授業には不可避の、学生間の学力差から来る授業運営の困難を是正するため、できれば再履修のクラスを設けたい。教室によってはまだ、プロジェクター設備やＤＶＤ

機器の整備されていないところがあり、その設置が望まれる。また、上記の通り、本専修におけるこの領域の教員は年々進歩しているが、ＣＤやＤＶＤをはじめとするソフトや機材の多くは個々の教員が私費でまかなっているという現状もあるので、ＬＬ教材等の予算の拡充は切に望まれている。

＜国際関係学科＞

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

本学科のカリキュラムは、語学科目として人文科学の英語と専門科目として社会科学の国際関係学を組み合わせた独自の構成をとっていることから、両者を区別する必要がある。また、本学科は、語学科目の英語については英米語学科の協力に基づき同学科とほぼ同じ内容の教育内容・方法を採用している。さらに、本学科は新設学科ではあるが、専門科目については昨年度までの教育内容・方法を大幅に強化・発展させたものであり、継続性が強いことから、昨年度の状況も考慮に入れる必要がある。

（ｉ）語学科目について、本学科にとっては初年度であるが、とくに「インテンシブ科目」に関しては、英米語学科とほぼ同じ方法を採用しており、１・２年次に TOEFL を実施して、その得点分布と得点の伸びを１・２年次の「インテンシブ科目」の教育効果の重要な判断材料とすることになっている。

（ii）その他の専門科目について、講義科目や演習等、「インテンシブ科目」以外の専門科目の教育効果に関しては、昨年度の状況になるが、「国際関係英語」の一部の科目も含めて、担当者以外にわかるような客観的で共通の測定方法は存在しなかった。ただし、外国語学部という人文系の学部における社会科学的志向をもった国際関係学科の成績評価の整合性を保つために、本来語学科目ではない１年時必修科目の「国際関係学概説」の成績評価についても、インテンシブの得点基準に合わせ標準化する努力をしている。

（１）－２　卒業生の進路状況

初年度のために、記載事項なし。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

（ｉ）語学科目については、英米語学科と同様に、高い英語運用能力を修得させることが学科の教育目標の１つであることから、その達成度を測るシステムの導入は不可欠であり、TOEFL は、現時点では最良の選択肢の１つである。

（ii）「国際関係英語」の一部の科目も含めて、「インテンシブ科目」以外の専門科目については、教育効果の客観的で共通の測定が難しいことは、TOEFL のような適当な標準テスト

が存在せず、各科目の授業内容の専門性・独自性・多様性を考慮すると、やむを得ないところがある。

（１）－２

初年度のために、記載事項なし。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

（ｉ）語学科目については、英米語学科が指摘するように、TOEFL やそれに代わる標準テストも含めて、よりよい教育効果の測定方法について、議論する必要がある。

（ii）５クラスある「国際関係学概説」の成績評価については、春学期・秋学期それぞれに担当者の成績評価に関する意見・評価を取りまとめるコーディネーターを置き、少人数制のメリットである個人指導を活かしつつも科目全体の統一性と外国語学部の教育との親和性を高めるようにする。教育効果測定の調整方法については、クラス編成が能力別ではなく、入試制度が偏らない形で編成しているため、今後は標準化した成績のクラス別の得点分布などの成績を集積しデータ化するとともに、クラス編成方法についても協議することが、語学クラスとのクラスの調整（３クラス）をも視野に入れた再検討と合わせて、中期的な目標となろう。

（iii）その他の専門科目については、教育効果の客観的で共通の測定が難しいとしても、全般的な教育効果を高めるために、将来も含めて、少なくとも国際関係学科の学生には、国際関係学では国際政治・国際法・国際経済の基礎知識をバランスよく修得することが必要であることから、選択必修科目４科目を履修する、社会科学系の科目では調査・報告・議論・論文作成等が学力測定に有益であることから、３・４年次に演習を履修する、学問的に整合性のある形で科目を履修する等、適切な履修指導を行うことが必要である。

（１）－２

初年度のために、記載事項なし。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

（ｉ）語学科目については、出席、授業への参加状況、各種課題、小テスト、学期末試験等を総合して行うことになっている。各科目の成績評価方法は、講義要項に明記されている。また、学部全体の合意に基づき、１・２年次の専門必修科目は、出席回数不足者や試験棄権者を除く全履修者の成績の平均点が 77±２点となるように点数調整を行うことになっている。

（ii）記述の通り、国際関係は必修科目に関して、語学以外の必修科目についても、学部内での成績評価の標準化の努力と協調するため、主に社会科学系のプレゼミ的な内容を持

つ１年時必修の「国際関係学概説」においても、インテンシブと同様の 77±２点の基準を採用している。本来異質の科目での点数の標準化には困難が伴うが、科目の担当者間の評価方法の協議により、より実態に即した評価ができるよう調整を行っている。
（iii）その他の専門科目については、各科目の授業内容の専門性・独自性・多様性を考慮して、各担当者の判断に委ねられている。各科目の成績評価方法は、講義要項に明記されている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

全学共通の履修規程により、第１～７セメスターの履修登録上限単位数は 24 単位、第８セメスターは 32 単位と定められている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

初年度のために、記載事項なし。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（２）－１

（ｉ）本学科にとっては初年度であるが、語学科目については、英米語学科とほぼ同じ仕組みと方法、基準がとられることから、成績評価は、全体として厳正・適切に行われることが期待されている。その詳細について、今後も議論・検討を続ける必要がある。
（ii）その他の専門科目については、昨年度の状況になるが、各担当者の判断に委ねられており、成績評価は、全体として厳正・適切に行われた。

（２）－２

初年度のために、記載事項なし。

（２）－３

本学科にとっては初年度であることから、１年生についてであるが、本学の入学試験制度は、本学科のカリキュラムが一定の効果をあげるために必要な学生の質を確保することにとりあえず成功している。ただし、18 歳人口の減少に伴う大学間の競争の激化から、本学受験者全体の総合的学力の低下が指摘されており、本学科入学者の一部にもそのような現象が見られる。また、本学科が外国語学部に設置されていることから、英語には関心があるが国際関係学には関心がないといった学生も入学しており、今後何らかの対応が必要になる可能性がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（２）－１

（ｉ）語学科目については、１・２年次の専門必修科目の点数調整方法に関して、学部全体で議論を続ける。

（ⅱ）教員間の成績評価に関する協議が行われているが、来年度からは「国際関係学概説」の担当者の中から学期ごとに１人のコーディネーターを置くことを制度化することで連絡・調整をより確実なものとし、その現状報告を学科会議で行うことにより、さらに学科全体の共通理解・問題意識とすることを目指す。また、春学期・秋学期ごとに、少人数制のメリットを生かし、クラス別に頻繁なミニッツペーパーの利用などにより、理解度の確認とともに、学生の成績の評価方法に対する納得度を把握するようにする。学生側の評価への納得度に関しては、あくまでも、教育上の効果との連関性に注目しながらも、評価方法に反映させる工夫をする。

（ⅲ）その他の専門科目については、「国際関係入門」のように必修科目に複数のクラスが存在する場合には、担当者が協議を行い同一基準で全履修者の成績評価を行うべきなのかを議論することが必要になる可能性がある。また、昨年度までは語学専攻の学生のみが対象だったことから、授業内容のレベル等に一定の配慮がなされる場合が考えられたが、今年度からは国際関係学科の学生も対象になることから、そのような配慮が難しくなる可能性もあり、議論する。

（２）－２

初年度のために、記載事項なし。

（２）－３

各種入学試験による入学者別の学修態度、成績の追跡調査等を行い、入学試験制度の改善に役立てる必要がある。また、人文科学の英語と社会科学の国際関係学を組み合わせた本学科の独自性を、英米語学科や文化学部とのとくに専門科目の違いも含めて、受験生・高校・予備校等の受験関係者に周知徹底させる。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

（ⅰ）基本的全般的な履修指導は、各学期開始直前のオリエンテーションで行うことになっている。オリエンテーションにおいては、外国語学部に存在する社会科学系の学科である本学科で学ぶことの意義、すなわち英語力・社会科学的発想力の鍛錬についての特徴を理解させ、それによって生じる必修科目修得の必要性を理解させるように指導している。しかし、現状では、他学科よりも多いと思われる必修科目の修得の不可欠性を認識していない学生も少数ながら見受けられる。

（ⅱ）１年次の必修科目である「国際関係学概説」では、日本人の専任教員が学生 15 名前後を１クラスとして担任制に近い形でプレゼミ的な授業を行っている。国際関係学の基礎知識や日本語の運用能力の教育のみならず履修指導や生活指導まで行い、他学科・専修の「・・・学概説」とは授業の目的・内容・性質が異なっている。また、１・２年次の必修科目である「インテンシブ英米語 C」を日本人の専任教員が担当し、その他の「インテンシ

ブ科目」の一部も外国人の専任教員が担当して、担任制を補完する役割を果たすことになっている。このような徹底した語学教育と社会科学の基礎的指導を通して、語学に強く、しかも実学的志向をもった学生を育成することが可能になるものと考える。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

初年度のために、記載事項なし。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生は在籍していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（３）－１

１年生が「国際関係学概説」を中心としてクラス担任をもつことで、履修指導のみならず生活指導に至るまで、アドバイスや問題に対する対応が迅速に行えることが期待されている。ただし、担任制に該当するクラスが複数存在することから、戸惑う学生も見られ、今後何らかの対応が必要になる可能性がある。また、将来的には、必修科目のない３・４年生に対して同じような指導ができるのかが問題になり得るが、演習にその役割を果たすことが期待されている。

（３）－２

初年度のために、記載事項なし。

（３）－３

科目等履修生、聴講生は在籍していないために、記載事項なし。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（３）－１

４月の早い時期に、改めて全体的な科目履修の意義や注意事項を徹底し、語学を手段としながらも、社会科学的学問を学ぶ国際関係学科の実学的要素を理解させ、初年度より将来の方向性についてのヒントや可能性を示唆し、学生の将来の方向性発見の手助けをするようなオリエンテーションを行う。また、２年時にはインテンシブＣのクラスなどを通して、英語教材を使いつつも、本学科の教育の柱の１つである社会科学的発想や実学的関心について、改めて意識をもたせるような指導を心掛ける。将来的に問題になり得る３・４年生に対する指導を確保するためには、少なくとも本学科の学生に関する限り、本学科の専任教員が担当する演習を履修するように指導することが必要である。

また、現段階では、未知数であるが、学生の将来の目標に関してかなりの刺激を与えると期待される海外フィールドリサーチでの成果を、２年、３年の教育に生かす工夫をする必要がある。とくに、新たな海外留学、インターンシップ受講、将来の志望にあった履修

指導（履修モデルの多元化）などに効果的につなげる方策が当面の課題となる。

（３）－２

初年度のために、記載事項なし。

（３）－３

科目等履修生、聴講生は在籍していないために、記載事項なし。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

（ｉ）必修語学科目「インテンシブ科目」については、学生の学修意欲を高めるために、能力別クラスの編成、英語図書多読とコンピューターを利用した理解度テストやコンピューターを利用したリスニングテストの実施、TOEFL の実施等を行うことになっている。

（ii）その他の専門科目については、昨年度の状況も含めて、学生の学修意欲を高めるために、各教員が、その裁量において授業形態や授業方法を工夫している。

（iii）昨年度の状況も含めて、必修科目等のよりよい授業方法を検討するために、学科会議等の機会に担当者が議論を重ねている。また、全学的に、毎学期毎に、学生による授業評価、教員相互による授業参観が行われている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

全科目について、講義目的、授業内容、履修上の注意、評価方法等を含むシラバスを作成している。シラバスは冊子として全学生に配布され、ネットでも閲覧可能であるが、科目のよっては、必要に応じて毎回の授業内容についてより詳しいシラバスを作成し、授業で配布している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

昨年度の状況では、学生による授業評価の結果は、業者による集計後、各教員に返却され、その活用方法は、各教員の裁量に委ねられている。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

学生による授業評価の結果が、業者による集計後、アンケート用紙と共に、各教員に返却されている。また、教員相互による授業参観の感想等が、各教員に配布されている。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

（４）－１

（ｉ）必修語学科目「インテンシブ科目」について、とくに下位クラスでは、学修意欲の低下等、能力別クラスの弊害が散見されており、担当教員の適切な対応が必要である。

（ⅱ）本学科設置に当たり、外国人２名を含む６名の新規の専任教員が採用され、専任教員数は７名から 13 名に増員されて､人数的にある程度は十分な態勢が整えられた｡ただし、既存の専任教員数と新規の教員数が拮抗していることもあり、学生の学修意欲を高め教育効果を上げるために必要な組織的な取り組みを強化していくためには、教員間の教育目標の共有と意思疎通の確保が不可欠である。また、将来的には、本学科の学生数が現在の２倍３倍４倍と急増していくことから、各教員と組織全体の教育指導上の能率向上が必要である。

（４）－２

シラバスは適切に作成されており、活用されているが、昨年度の状況では、シラバスの内容が十分に周知されていない学生も見られた。

（４）－３

学生による授業評価の活用方法は、各教員の裁量に委ねられており、授業の改善に役立てられている。

（４）－４

とくに語学科目以外の専門科目について、学生による授業評価については、昨年度の状況では、対象が語学専攻の学生でたまたま出席している学生のみだったこともあり、とくに学修意欲の高い学生と低い学生、基礎知識がある学生とない学生との間に、評価に大きな違いが見られる場合があった。また、教員相互による授業参観については、本学科に関する限り、授業内容の専門性・独自性・多様性を考慮すると、難しい面もある。したがって、これらの制度は、「教育評価の結果を教育改善に直結させるシステム」として、十分に確立していない状況にある。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

（４）－１

（ｉ）必修語学科目「インテンシブ科目」については、能力別クラス編成の弊害を軽減するために、学生の英語の基礎能力の多様性、得意な分野と不得意な分野の存在等を考慮に入れて、今後何らかの改善が必要になる可能性がある。

（ⅱ)「国際関係学概説Ⅰ・Ⅱ」で導入を予定している学科別のコーディネーターを中心に、同科目の教育の方向性・方策を議論することが望ましい。必修科目である同科目での教育上の問題意識の共有をとりあえず充実させることが目標となる。その実績や反省点を踏まえて、学科内のより専門性を持つ科目の教育効果を高める工夫に生かすことが望ましい。

（ⅲ）本学科の特徴である語学に強く、実学的志向を持つ学生を育成するためには、「インテンシブ科目」と「国際関係科目」のバランスのとれた履修が望ましい。他の学科に比し

て必修科目が多くなるため、この点は学生の履修状況をみながら拙速を避けながらも教育指導の現場における柔軟で迅速な対応（難易度や負担度の調整）が、学生の真の学修意欲向上や学力向上に資するものと考える。

（ⅳ）「インテンシブ科目」以外の専門科目については、今年度から、国際関係学科の学生と語学専攻の学生が混在して対象になることから、授業内容のレベル等、今後何らかの対応が必要になる可能性がある。

（４）－２

担当教員が、授業の開始時期に、シラバスの内容を学生に再確認・周知徹底する。

（４）－３

各教員の裁量の問題であるが、評価の信頼性にも問題があり、制度を再検討する。

（４）－４

学生による授業評価については、とくに評価の信頼性の問題を中心として、制度を改善する。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（ⅰ）本学科の学生を対象とした必修語学科目「インテンシブ科目」については、能力別、20 人前後のクラス編成をとっている。教科書付属のビデオの視聴、授業外課題として英語図書多読と読後の理解度テスト受験、授業における課題の内容についての質疑応答や議論等、英語での口頭コミュニケーション訓練に多くの時間を割り当てている。

（ⅱ）本学科の学生を対象とした専門科目の「国際関係学概説」については、担任制、15 名前後のクラス編成をとっている。報告者を決めた教科書の輪読と担当教員の説明、時事問題についてのコメント作成と討論、授業外課題として課題図書の要約と感想文作成等、プレゼミ的な授業を行っている。

（ⅲ）学部全体の必修科目の「国際関係入門」、選択必修または選択科目で国際関係科目・トランスナショナル科目・地域科目の各科目群からなる専門科目は、ほとんどが講義形式で行われ、受講者数が数百人規模になるものもある。

（ⅳ）本学部の学生を対象とした「国際関係英語」の受講者は、25 名を限度に募集･選考している。授業方法は各担当者の裁量に委ねられている。

（ⅴ）本学部の学生を対象とした演習の受講者は、25 名を限度に募集･選考している。授業方法は各担当者の裁量に委ねられている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「情報英語」「インテンシブ科目」等、ほとんどの語学科目の授業で、何らかの形でマルチメディアが導入され、コンピューターやインターネット、ＤＶＤやビデオ等が利用されている。また、一部の専門科目でも、マルチメディアが利用されている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」は行っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（５）－１

（ⅰ）「インテンシブ科目」については、英米語学科の協力を得ることにより、同等のレベルの教育効果をあげることが期待されている。

（ⅱ）「国際関係学概説」については、学生間の国際関係学に対する関心度の差、国際関係学に関する基礎知識の差等が、今後問題になる可能性がある。

（ⅲ）「国際関係英語」については、英米語と非英米語という専攻語学の違いを含め、学生間の英語力の差が、昨年度の状況も含めて、問題になっている。

（ⅳ）「演習」については、昨年度の状況も含めて、学生間の国際関係学に関する基礎知識の差等が問題になっている。さらに将来的には、本学科の学生と言語専攻の学生との間の国際関係学に関する基礎知識の差も問題になる可能性がある。

（５）－２

「インテンシブ科目」の授業形態･方法が高い教育効果をあげることが期待されている。ただし、英語のネイティブスピーカーが担当する授業時間数が少ないこと、担当教員数が少なく負担が重いことから何らかの対応が必要であること、少人数クラスの維持が不可欠であること、コンピューターに関連したトラブルが発生する可能性があること、等が問題点として指摘されている。

（５）－３

「遠隔授業」は行っていないために、記載事項なし。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（５）－１

学生間の国際関係学に関する基礎知識の差、英語力の差等を考慮して、能力別クラスの導入等が考えられるが、担当教員の負担、能力別クラスの弊害等から、難しい面がある。教育現場が抱える根本的な問題であり、本学科ばかりでなく、全学、学部全体で議論・対応すべき問題である。

少人数指導は、本学科の柱の１つである「国際関係学概説Ⅰ・Ⅱ」に関しては、今後の入学学生の基礎能力の低下（読解力・作文力・自己表現能力・基礎的知識の習得）が憂慮されている中で、個人指導の徹底を期す上で不可欠の事業形態である。ただしこの形態は、学生への負担が大きいため、興味深い国際関係上の最近の知見の紹介などによる負担感の軽減、短期的に学生が達成感を実感できる評価方法の考案などを工夫する必要もある。また、少人数制の授業に対応できる学生に対する学修効果は大きいが、授業に対応できない

学生にとっては、逆に心理的に負担が大きいところも見られる。一部の学生に関しては、特別の課題による代替措置やmoodleの利用による対応策などについて、検討する必要もある。

（５）－２

担当教員を増やす必要性が指摘されている。

（５）－３

「遠隔授業」は行っていないために、記載事項なし。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

外国語学部構成員全員が、国際化の推進が学部の存続と発展に必要不可欠であるという認識を共有している。具体的には、次のような方策で国際化を図っている。

①すべての学科・専修で、学生に在学中の留学を強く推奨し、学科主任と留学アドバイザーを中心に留学する学生への助言、サポートを行っている。

②2007（平成 19）年度までは、学部の留学生アドバイザー会議は不定期にしか開催されていなかった。しかし2008（平成20）年度以降は学部カリキュラム委員会が留学アドバイザー会議を兼ねることになり、国際交流や留学制度についての問題を定期的に協議できるようになった。

③語学や文化的観点に偏らない国際的視野を育むため、全学部生に国際関係科目の履修を義務づけている。2007（平成 19）年度までは「国際関係入門」が１年次必修、８単位以上の国際関係科目が２年次選択必修であった。2008（平成 20）年度に学部内に「国際関係学科」が新設されたことに伴い、2008（平成20）年度入学者からは、「国際関係入門」だけが必修科目となる。しかし、多くの国際関係科目が増設されることにより、国際関係専攻の学生以外にとっても国際関係学をより広く学ぶ機会が増えることになる。

④学部独自の海外研修プログラムを実施している。１つは国際関係学科の必修科目「海外フィールド・リサーチ」である。このプログラムでは、春期休暇中にアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの４カ国のいずれかに３週間滞在し、午前中は大学で語学研修、午後はビジネス、流通、人種問題、ボランティア等の市民活動について現地調査を行う。もう１つは、教職を希望する学生を対象とした英米語学科の選択科目「英語教育海外セミナー」である。このプログラムでは夏期休暇中にオーストラリアに３週間ホームステイし、ラ・トローブ大学で語学研修と英語教育、教授法に関する講義を受け、現地の外国語としての英語の授業を参観する。

⑤年２回の「外国人留学生入学試験」により、外国人留学生を受け入れており、現在 10 名の正規留学生が在籍している。2007（平成 19）年度までは正規留学生全員に本学日本人学生から募集した「チューター」を割り当て、学生生活に関する支援を行っていた。しか

し留学生がこのような支援を必要としないケースもあったため、2008（平成 20）年度からは、希望者のみに「チューター」をつけることになった。

⑥下記国際交流協定校から交換留学生を受け入れている。2007（平成 19）年度からは学部の国際交流推進委員が交換留学生と面談し、留学生の希望に応じてアカデミックアドバイザーを学部教員の中から選んでいる。

（1）－2　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

①大学全体で 17 カ国 34 大学と国際交流協定を締結しており、その中で外国語学部の学生が交換または派遣留学に応募できる大学は 30 校ある。協定校と協定内容を表 1 に示す。

表１　外国語学部の学生が留学可能な本学国際交流協定校

No.	国	協定校	協定内容				
			交換	派遣	短期	教員	職員
1	アイスランド	アイスランド大学	○	×	×	×	×
2	アメリカ合衆国	カリフォルニア大学 リバーサイド校	○	○	○	○	○
3		サンディエゴ州立大学	○	○	×	×	×
4		ニューヨーク州立大学 ストーニーブルック校	○	○	×	○	○
5		ノースカロライナ大学グリーンズボロー校（ディズニー）	ディズニー国際 インターンシッププログラム				
5		ノースカロライナ大学 グリーンズボロー校	○	×	×	×	×
6	イギリス	オックスフォード ブルックス大学	×	○	○	×	×
7	イギリス	ケント大学	○	×	×	×	×
8	オーストラリア	エディス・コーワン大学	○	○	○	×	×
9	カナダ	アルゴマ大学カレッジ	○	×	×	×	×
10		トンプソンリバーズ大学	○	○	×	×	×
11	ニュージーランド	マセイ大学	○	○	○	○	○
12	フィンランド	ユヴァスキュラ大学	○	×	×	○	○
13	フランス	ノルマンディー・ビジネス・スクール	○	×	×	×	×
14		リヨンカトリック大学（ILCF）	×	○	○	×	×
14		リヨンカトリック大学(ESDES)	○	×	×	○	×

15	ドイツ	ライプチヒ大学	×	○	○	×	×
16		パッサウ大学	○	×	×	×	×
17		ケルン大学	○	×	×	○	○
18	メキシコ	メキシコ国立自治大学	×	○	×	○	×
19	スペイン	アルカラ大学	×	○	○	○	○
20	イタリア	ペルージャ外国人大学	○	○	○	×	×
21		シエナ外国人大学	×	○	×	×	×
22		サレント大学	○	×	×	○	×
23	ロシア	プーシキン記念ロシア語大学	○	○	○	×	×
24	インドネシア	パジャジャラン大学	×	○	×	○	○
25		ガジャマダ大学	○	×	×	○	×
26	中国	蘇州大学	○	○	○	○	○
27		対外経済貿易大学	×	○	○	×	×
28		復旦大学	×	×	○	○	○
29		香港中文大学	○	×	×	×	×
30		ハルビン師範大学	○	×	×	○	○
31	台湾	輔仁大学	○	×	×	○	○
32	韓国	慶熙大学	○	×	×	○	○
33		梨花女子大学	○	○	○	○	×

さらに現在、アルゼンチン・国立ラプラタ大学、フランス・国立ツールーズ第一大学両校と交流協定締結のための交渉が進められている。

②国際交流協定校の少なさを補い、学生の留学を奨励するため、本学は協定校への交換・派遣留学以外に「認定留学」の制度をもっている。これは、学生が海外の学位授与権のある大学から自由に留学先を選び、所属学部の教授会の承認を得て留学する制度で、留学中に修得した単位の認定は交換・派遣留学の場合と同じ基準で行われる。

③本学は、留学期間を最高１年間まで在学期間に算入し、入学から４年間の在学で卒業を認める「在学留学制度」をもっている。「在学留学」をする学生はその間本学に学費を納めなければならないが、「外国留学支援金」として、交換・派遣留学の場合は１学期あたり 275,000 円（交換留学では留学先の授業料も免除)、認定留学では１学期あたり 225,000 円が支給される。

④本学は上記協定校のうち、「短期」の欄に丸印のある 13 大学と短期留学のみの契約校オーストラリア・タスマニア大学の計 14 校で、夏期・春期間休暇中に短期語学実習を実施している。実習で合格点が得られた場合は、授業時間に応じて２～４単位が共通教育科目

の「海外実習科目」として認定される。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

①2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度の間に交換、派遣、認定留学に出発した学生の数は表２のとおりである。

表２　交換・派遣・認定留学学生数

留学種別	学科/専修	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	計
交換	英米語学科	1	1		3	5
	ドイツ語学科	3	1	1	3	8
	中国語学科	3	6	5	6	20
	ロシア語専修				1	1
	インドネシア語専修				1	1
	イタリア語専修	2	2	2	2	8
交換・計		9	10	8	16	**43**
派遣	英米語学科	6	3	2	1	12
	ドイツ語学科	5	1	6		12
	フランス語学科	6	4	5	5	20
	中国語学科	3	1	4		8
	ロシア語専修	3	4	1	2	10
	スペイン語専修	6	5	4	2	17
	インドネシア語専修	2		1	2	5
	イタリア語専修	3	5	6	6	20
派遣・計		34	23	29	18	**104**
認定	英米語学科	7	4	12	10	33
	ドイツ語学科	7	13	4	3	27
	フランス語学科	4	1	8	5	18
	中国語学科	13	14	7	18	52
	ロシア語専修	2	3	8	2	15
	スペイン語専修	2	6	6	5	19
	インドネシア語専修	1	8	5	2	16
	イタリア語専修	2	3	2	11	18
認定・計		38	52	52	56	**198**
総計		**81**	**85**	**89**	**90**	**345**

この表から、認定留学をする学生の割合が多く、この制度が重要な役割を果たしていることがわかる。

②2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度の間に短期語学実習に参加した学生の数は表３のとおりである。

表３　短期語学実習参加学生数

実習時期	学科/専修	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	計
夏期	英米語学科	17	11	17	8	53
	ドイツ語学科	14	9	14	4	41
	フランス語学科	6	6	6	4	22
	中国語学科	10	1	3	4	18
	ロシア語学科	10	12	17	15	54
	スペイン語学科	2	1		5	8
	インドネシア語学科	1		2		3
	イタリア語学科	5	4	8	8	25
計		65	44	67	48	224
春期	英米語学科	3	1	7	5	16
総計		**68**	**45**	**74**	**53**	**240**

③外国語学部に入学した正規留学生の人数は、2004（平成 16）年度４名、2005（平成 17）年度４名、2006（平成 18）年度３名、2008（平成 20）年度１名、2008（平成 20）年度４名であり、現在の在籍者は 10 名である。

④国際交流協定校からの交換留学生受け入れは、2004（平成 16）年度１名、2005（平成 17）年度２名、2006（平成 18）年度なし、2007（平成 19）年度６名であった。また、2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の３年間に英米語学科に外国人聴講生を１名ずつ受け入れており、現在の在籍者は交換留学６名と外国人聴講生１名である。

⑤本学は上記国際交流協定校のうち、「教員」の欄に丸印のある 17 大学と研究者交流協定を締結している。2005（平成 17）年度と 2006（平成 18）年度に交流協定に基づく本学部の短期派遣者がそれぞれ１名あり、2005（平成 17）年度には交流校からの短期派遣者を１名受け入れている。

⑥本学は「大学コンソーシアム京都」に加盟しており、学生は他の加盟大学・短期大学が提供する科目を受講すれば本学での単位認定を受け、また「大学コンソーシアム京都」が主催するインターンシッププログラムに参加することができる。この制度を利用した本学部の学生数は 2004（平成 16）年度 64 名、2005（平成 17）年度 63 名、2006（平成 18）年度 51 名、2007（平成 19）年度 58 名であった。この期間中、外国語学部から「大学コン

ソーシアム京都」への科目提供はなかった。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

①国際化のための基本方針に問題はないが、本学部にとってさらに良い国際交流のあり方をし続ける必要がある。

②半年以上の海外留学、すなわち、交換、派遣、認定留学をする学生は学部総学生数の４分の１程度であり、外国語学部としては決して多くない。学生がこのカテゴリーの留学をしない選択をする原因は大きく分けて、（ⅰ）経済的負担の大きさ、（ⅱ）専攻言語運用能力の低さを含む学力不足、（ⅲ）専攻言語学修と異文化体験へのチャレンジ精神不足、にあると考えられる。これらのマイナス要因を少しでも減らす対策を講じる必要がある。

③国際関係学科の「海外フィールド・リサーチ」と英米語学科の「英語教育海外セミナー」の存在は高く評価できる。とくに必修科目である前者は、学科のカリキュラムを特徴づけその魅力を高める強力な要素である。後者も、教室内での系統的学修と教室外での体験的学修を融合させ、英語教育学という明確なテーマを通して学生に国際感覚を育てる機会を提供する貴重な科目と言える。

④国際交流を推進し、必要な危機管理を行うためには、国際交流センターの強力なサポートが不可欠である。しかし現在の国際交流センターの人員配置はこの目的のために十分であるとは言えない。とくに、必要な専門知識をもつ、部署移動の対象とならない常勤職員の採用が急務であると思える。

⑤上でも述べたように、認定留学の制度は国際交流協定校の少なさを補う重要な役割を果たしている。この制度をより利用しやすくするよう、認定留学を希望する学生へのより手厚い事務的支援と「外国留学支援金」の増額を検討すべきである。

⑥本学全体で年数十人の交換留学生を受け入れているにもかかわらず、日本人学生と留学生の出会いの場が少ない。留学生という貴重な「人的資源」を生かすためにも、両者が自然に、楽しく出会い交流できる拠点／ハードウエアの整備が望まれる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

①交換留学の必要条件になっている TOEFL の点数を底上げするための授業を充実する必要がある。現在、特別英語で TOEFL、TOEIC 対策の授業が開設されているが、これらをより充実し、英米語の学生のみならず、全学部の学生が受講できるように整備する必要がある。また、英語以外の言語の交換留学先を増やせるように、新たな大学との協定を結ぶ必要がある。また、英語以外の言語の交換留学生を増やせるように、新たな大学との協定を結ぶ必要がある。

②海外研修プログラムを含むカリキュラムを維持し、さらに充実させるために必要な専任・契約教員数の維持を大学に要請する。

③大学に「外国留学支援金」の増額、とくに「認定留学」に対する支援金の増額検討を

要請する。

④国際交流センターの人員増強、とくに専門知識をもつ、部署移動の対象とならない常勤職員の採用を要請する。

⑤キャンパス内に、多機能の「日本人学生と留学生の交流センター」が設置されることを要望する。

E　文化学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

国際化・情報化が進む現代社会のなかで、世界各地の地域・民族・国家それぞれが有する多様な「ものの見方・考え方」を知り、その普遍性・特殊性を理解し、多方面に応用できる豊かな知識と柔軟な判断力を身につけ、文化を軸に国際交流ができる人材を育てる。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

2000（平成 12）年開設の文化学部国際文化学科は、大学設置基準第 19 条第１項「大学は、当該大学、学部および学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。」に沿って、設立当初、基幹科目・発展科目・演習科目の３つの科目群をもって、学士課程のカリキュラムを体系的に編成した。開設からしばらくはこのカリキュラムを基本に教育を行っていたが、2005（平成 17）年度（以降）入学する学生を対象とするカリキュラム改革を行った。そのポイントをひとことでいえば、学生の多様な関心に応えられるよう，従来のカリキュラムの枠組を一部変更し，そのうえで科目の充実を図ったもので、関連科目という新たな科目群が加わった。現在のカリキュラムは、この 2005（平成 17）年のカリキュラムがベースとなっているが、全学共通教育の改編や全学のフレキシブルカリキュラムの新設のなかで、さらなる充実をめざしている。以下では、現在のカリキュラム＜2008（平成 20）年度入学生対象＞を中心に、学部のカリキュラムについて述べる。

文化学部国際文化学科の現在のカリキュラムは、基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目の４つの科目群から構成されている。

基幹科目としては、講義科目・外国語科目・情報処理科目がある。講義科目には、大学で文化を学ぶための導入科目として、文化学に有用な方法論、文化事象への問題意識の啓発、身近な地域や生活に係る文化論、異文化接触等を内容とする諸科目を設けた。2005（平成 17）年のカリキュラム改革等で、導入科目の充実（科目の増加・内容の充実）が図られた。外国語科目は、国際文化学科の学生として、文化を学ぶために必要かつ有効な手段と

して、８ヶ国語を設けた。そのうち１・２年次の英語科目 10 単位が必修、さらに英語科目８単位が選択必修となっている。学部設立当初は、英語の必修は 14 単位、選択必修が４単位であったが、2005（平成 17）年のカリキュラム改革で、必修の４単位分を選択必修にし、選択必修の科目の充実を図った。なお、選択必修科目の多くは、2004（平成 16）年度より、通年科目（学期連結科目）から、セメスター制に対応した、学期完結科目となった。その他、文化学部の２年次以降の授業と密接に関わる７ヶ国語（ドイツ語・フランス語・中国語・イタリア語・スペイン語・ヒンディー語・アラビア語）を選択科目とした（学部で不足する外国語等は、共通教育の科目を履修できるようにしている)。また、同じく文化を学ぶための重要なスキルとなる情報処理科目については、高校での「情報」必修化にともない、従来は１年間実習が必修であったが、現在は１年次春学期のみ必修となっている。

発展科目、演習科目は、日本文化、アジア文化、ヨーロッパ文化、アメリカ文化の４コースに分かれており、学生が各自の関心に応じて主要履修コースを定め、学ぶことになっている。発展科目としては、コースごとに、２年次配当の各地域の「事情科目」があり、２～４年次で、文化史、文化交流史、思想史、文学論等を講ずる科目を学んでいく。講義科目も当初は、通年４単位の授業であったが、2004（平成 16）年度入学生からは、セメスター制に対応し、２単位の学期完結科目となっている。また、演習科目としては、２年次選択必修の各地域文化の基礎演習と、３・４年次選択履修の演習がある（こちらは通年の学期連結科目である)。なお、文化学部国際文化学科のコースは、「ゆるやかなコース制」を特徴としている。すなわち、複数のコースの科目を履修することにより、「比較の目」を養うことを奨励している。

そして、2005（平成 17）年度入学生から、芸術文化・スポーツ文化等に関する関連科目を、選択科目として設置している。なお、関連科目には当初、経済学部・経営学部・法学部・外国語学部が開講している科目のうち、文化学部の学びと深く関わるいくつかの科目も指定していたが、2007（平成 19）年度入学生から、それらは学部の専門教育科目ではなく、テーマ別融合教育科目として扱うことになった。

このほか、資格と関わるものとして、教員養成課程の科目がある。文化学部は 2001（平成 13）年度に中学・高校の英語の教員養成課程の設置が認められた。教職科目の多くは、教職講座センター開講科目であり、教科に関する科目は文化学部の専門教育科目が多い。また、2007（平成 19）年度には、文化学部の教員・事務室が中心となって運営する、図書館司書課程・学芸員課程の設置が実現した。これらの課程の受講者（選考あり）は、文化学部の学生が多いが、他学部の学生にも開放している。ただし、中心となる科目は、文化学部の専門教育科目としてではなく、テーマ別融合教育科目として設置された（2009（平成 21）年度には、文化学部の関連科目となる予定である)。文化学と関わる科目も多い。さらに、2008（平成 20）年度からは、同じく文化学部が中心となって、教員として学校図書館の業務を行う資格が取得できる司書教諭課程およびその科目が設置された。これも、多くはテーマ別融合教育科目である（これも、2009（平成 21）年度には、文化学部の関連科

目となる予定)。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学部は、全学共通科目の教養科目と専門教育のための基幹科目をもって、教育課程の基礎教育を行っている。このうち、外国語と情報処理実習とは学部を中心に行うことにし、これらの科目を基幹科目内に設置した。

全学共通教育科目の教養科目のうち、人文的分野、社会的分野・総合的分野、自然的分野および保健体育分野については、各分野の最低修得単位数を定め、幅広く教養を身につけられるようにしている。また、学部教育で不足する外国語を補うため、全学共通教育として開講されている、いくつかの外国語を履修できるようにしている。

専門教育のカリキュラムとしては、とくに倫理性を培う教育のための科目を設けることはしていないが、学部の性格・扱う学問の対象から、思想や宗教の科目あるいは哲学の科目に、それらの要素は含まれるので、倫理性を培うには十分な科目が準備されていると考えられる。また、「文化学部入門リレー講義」では大学や社会のルールについての問題を、「情報処理実習（基礎)」では情報倫理の問題を扱っている。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

「専攻に係る専門の学芸」＝文化学を教授するための専門教育的授業科目として、文化学部では現在、基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目の４つの科目群を設けている。

基幹科目は、文化学への入門・基本となる科目で、英語等の外国語、情報処理実習、文化学入門的な講義からなる。「英語運用能力の強化」と「情報処理能力の育成、強化」は、文化学部が目指す「国際的に活躍できる人材の育成」の基礎となるもので、英語（ＥＬＴ）10 単位・基礎情報処理実習１単位を必修としている。このほか外国語の選択科目として、ドイツ語・フランス語・イタリア語・スペイン語・中国語・ヒンディー語・アラビア語を設け、各言語の基礎力を身につけ、さらに資料読解能力の育成を目指している。また、文化学は、新しい学問であり、高校までの授業で直接学ぶことは少ない。したがって、体系的に学ぶために、入門的な講義を１年次から受講できるようにした。とくに、日本文化の基礎となり、また本学が位置するところの京都の文化を学ぶ「京都文化論」と世界各地の文化を比較・対照する方法を具体例に即して学ぶ「比較文化概論」を必修としている。

２年次以降に設定された発展科目は、日本・アジア・ヨーロッパ・アメリカの４つの地域別コースに分類された講義科目であり、学生は自分の関心の強い地域を中心に、これらを学ぶことになる。ただし、文化は比較・対照が重要であるので、他の地域（コース）についても、十分学ぶことができるようになっている。

同じく２年次から始まる、日本・アジア・ヨーロッパ・アメリカという４つの地域を軸とする演習科目は、２年次の基礎演習（１クラスの上限は 15 人程度）を選択必修（４つの

地域のどれかの基礎演習を学ぶ）とし、文化を学ぶ方法（本を読む・調べる・まとめる・発表する）とその地域（コース）に関する基礎的な知識を身につけ、その後、３年次の文化演習Ⅰ、４年次の文化演習Ⅱ（ともに１クラスの上限は 10 人程度）で、各自の設定した課題について研究を進め、卒業研究（必修ではないが、履修率は 90%）をまとめることになっている。

また、芸術文化・スポーツ文化等に関する関連科目を、選択科目として設置している。

これらを通して、文化学部が目指す、グローバルな視野をもったインタラクティブな人材が育成される。学校教育法第 83 条の「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」との関連では、関連科目もふくめ、全体の開講授業科目数が多いこと、基幹科目から応用的な発展科目へという流れ、学生の主体性を伸ばす演習科目等、その主旨に適合的な授業科目・カリキュラムが設定されていると考えられる。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

大学設置基準第 19 条第２項の「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するという教育目標は、文化の多様性と普遍性という２つの視点を軸に、諸文化の「ものの見方・考え方」を見つめ直す力を養い、グローバルに洞察しローカルに行動するインタラクティブな人間を育成するという、文化学部の目指す教育理念と通底するものである。したがって、本学部の専門教育科目においても、「教養的授業科目」は多くあり、比較的専門性の強い「発展科目」においても、従来の専門科目的枠組みの旧弊を打破して、「日本・アジア・ヨーロッパ・アメリカ」の文化コースというゆるやかな区分のもとで、学生の自主的な探求を尊重する体制の確立を目指してきている。

そして本学部では、一般に多くの学部が「全学共通教育科目」としている英語科目・情報処理科目を、学部の基幹科目として編成している。また、「全学共通教育科目」として開講されている「一般教養的授業科目」については、「人間科学教育科目」の「人文的分野」、「社会的分野・総合的分野」、「自然的分野」および「体育教育科目」の４つから、各４単位以上の単位修得を課し、選択の語学教育科目の履修もふくめ、幅広い教養が身につけられるように指導している。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

文化学部国際文化学科にとって、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を行うことは、教育目標そのものであり、とくに「英語運用能力の強化」を教育方針のひとつに掲げてきた。

文化学部ではそこで開設当初から、英語および７ヶ国語（ドイツ語・フランス語・イタ

リア語・スペイン語・中国語・ヒンディー語・アラビア語）の外国語教育を、全学の共通教育の外国語科目から切り離し、文化学部内で行ってきた。文化学部の学生のみでクラス編成を行うことで、まとまりがあり、同一の受講者を２年次・３年次と持ち上がるため教育に継続性・関連性が期待でき、さらに文化学部ならではの「文化学的な」内容を盛りこむことができると考えたのである。

英語は、ＥＬＴ（English Language Training）10 単位が必修である。１年次のＥＬＴ４科目（I～Ⅳ）８単位と２年次の１科目（Ⅴ）が必修となっている。習熟度別のクラス編成で１クラス 25 人程度になっている。外国人（ネイティブ）の担当する割合が高く（ただし多くが兼任教員＝非常勤講師）、英語の総合能力（読む・聞く・書く・話す）向上をめざしているが、とくに話す力（コミュニケーション能力）の向上に力点がある。このほか、TOEFL 講座、TOEIC 講座、時事英語、英語文化講読等から、英語の選択必修として８単位修得することになっている。

英語以外の外国語としては、文化学部の２年次以降の発展科目との関係が深い、７ヶ国語（ドイツ語・フランス語・イタリア語・スペイン語・中国語・ヒンディー語・アラビア語）を設置した。１年次の「○○語Ⅰ１・２」２コマ、２年次の「○○語Ⅱ１・２」１コマ、３年次以降の「○○語文化講読」で、これらは選択科目である。

英語については、科目数・クラス数も多く開講されているが、他の外国語については、ここにあげたように少ないので、全学共通の語学教育科目（英語をふくむ外国語）のうち、文化学部で不足しているもの（会話やＬＬ、未開講のインドネシア語、ロシア語、韓国朝鮮語等）は履修できるようになっている。

なお、TOEFL・TOEIC 対応の授業の設置や、TOEFL・TOEIC・外国語検定試験等で一定の基準を満たした学生への単位認定、在学留学（短期・長期）における成績の単位認定等も行っている。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

文化学部の現在の開講科目数は、共通教育科目（人文的分野、社会的分野・総合的分野、自然的分野・体育教育科目、語学教育科目）が約 250 科目、専門教育科目（基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目）が約 220 科目、テーマ別融合教育科目（他学部開講の関連科目、図書館司書課程や学芸員課程等、テーマ別プログラムの主な科目）が約 375 科目ある。この他、関連科目となっていない他学部開講科目等は、履修が認められても、卒業要件に含まれない。以上の多くがセメスター（半期）科目であるが、開設授業科目数は大変多いといえよう。

卒業要件としての必要単位数は、全学共通教育科目のうち、人文的分野から４単位、社会的分野・総合的分野から４単位、自然的分野から４単位、体育教育科目から４単位、それぞれ選択必修とし、幅広い教養を身につけられるようにしている。専門教育科目は 84 単

位が卒業要件であり、外国語科目も基本的には専門教育の一部として学ぶようになっている。外国語のうち、英語の 10 単位が必修で、さらに選択必修として英語８単位を課している。英語以外の外国語は選択で７ヶ国語を用意している。

専門教育科目 84 単位は、外国語（英語を含む）教育・情報処理教育を学部として行うことにしたため、本学の他学部よりやや多くなっている。

卒業要件単位数に占める専門教育的授業科目・一般的授業科目・外国語科目等の割合は、卒業要件単位 124 のうち、専門教育科目が 108～84 単位（約 87%～68%）、共通教育科目（一般教養的科目・保健体育科目）が 16～32 単位（約 13%～26%）、となる（124 単位に、テーマ別融合教育科目が加わることもある）。また、専門教育科目として英語科目を 18 単位以上修得することになるので、卒業要件単位数 124 に占める外国語科目の割合は約 15%以上となる。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学の全学共通の教育科目は、８学部全体に共通する教養教育のための科目群であって、大きくは人間科学教育科目と言語教育科目の２つに分かれている。これらの科目担当は基本的に各学部の教員が兼担し、契約講師・非常勤講師の兼任で補完する。各科目群の科目設置・カリキュラム編成および科目担当人事等は、各学部等選出の教員を構成員とする委員会で行われている。

本学部では、語学教育・情報処理実習は、原則として専門の基礎教育として、基幹科目内に設置した諸科目をもって学部独自に行うことにした。ただし、専門教育で不足する部分（外国語では会話やＬＬ、未開講のインドネシア語、ロシア語、韓国朝鮮語等）については、全学共通教育の語学教育科目およびテーマ別融合教育科目のなかの情報処理教育科目を履修できるようにしている。

そして、全学共通教育科目のうち、人文的分野、社会的分野・総合的分野、自然的分野そして体育教育科目の５分野を包括して学部の共通教育科目の中心とし、語学教育科目・情報教育科目はその一部について受講できるようにし、これらをもって教養教育を行うことにしている。

学部の専門の教育科目は、基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目の４つの科目群から成り、基礎教育は基幹科目をもって行うようになっている。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

文化学部のカリキュラムにおける必修・選択必修・選択の概要・変遷をまず述べる。2000（平成 12）年の学部設立当初は、卒業要件単位 124 に対して、92 単位以上修得が必要な専門教育科目のうち、必修が 20 単位・選択必修が 42 単位・選択が 30 単位であり、共通教育科目の選択必修は最低 16 単位、残る 16 単位は専門教育科目・共通教育科目のいずれから修得してもよいことになっていた。その後 2005（平成 17）年のカリキュラム改革で、上記

の専門教育科目の部分で、必修が 20 単位から 15 単位に、選択必修が 42 単位から 46 単位に、選択が 30 単位から 31 単位に変わった。これは基幹科目の英語と情報処理の扱いを変えたためである。さらに、2007（平成 19）年度からは、全学的なカリキュラム改革（フレキシブルカリキュラムの導入）により、専門教育科目の最低修得単位数が 92 単位から 84 単位となり、共通教育科目の選択必修は 16 単位（変更なし）、残る 24 単位は専門教育科目・共通教育科目あるいはテーマ別融合教育科目のいずれから修得してもよいことになった。以下、現在のカリキュラム＜2008（平成 20）年度入学生対象＞を中心に、この問題について具体的に述べる。

専門教育科目は、基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目に分けられるが、必修 15 単位はすべて基幹科目である。すなわち、英語科目 10 単位（１年次配当のＥＬＴⅠ～Ⅳの４科目８単位、２年次配当の同Ｖ１科目２単位）、１年次春学期の情報処理実習（基礎）１単位、本学部の基礎的な講義と位置づけられる「京都文化論」・「比較文化概論」各２単位（ともに１年次配当）が必修である。このうち、英語は 2005（平成 17）年のカリキュラム改革以前は 14 単位を必修としていた（１年次配当のＥＬＴⅠ～Ⅳの４科目８単位、２年次配当の同Ⅴ～Ⅶ３科目６単位）が、２年次はＥＬＴⅤ２単位のみ必修とし、４単位分は学生の関心に応じて選べる選択必修とした。また、情報処理も以前は１年間（２単位）必修であったが、高校の「情報」必修化をふまえ、春学期・１単位のみ必修としている。

次に専門教育科目の選択必修は、基幹科目では、英語８単位（１～３年次配当）・講義科目８単位（１～３年次配当）を設定している。2005（平成 17）年のカリキュラム改革で英語の４単位分が必修から選択必修となったことを述べたが、Basic 科目、TOEFL・TOEIC 科目等英語科目の充実が図られた。続いて２年次から始まる日本・アジア・ヨーロッパ・アメリカの地域別コースに分けられている発展科目では、各自が自分の興味・関心にもとづき選んだ主要履修コースの事情科目４単位（日本文化コースなら日本事情Ａ・同Ｂ）とそのコースの２年次配当講義科目４単位、さらに３年次配当までふくめそのコースの講義科目８単位、そして他の地域文化コースをふくめ発展科目の講義科目 12 単位（したがって発展科目全体では 28 単位）が選択必修となっている。また演習科目では、２年次配当の日本文化基礎演習・アジア文化基礎演習・ヨーロッパ文化基礎演習・アメリカ文化基礎演習のうち１科目２単位が選択必修である。

このほか、専門教育科目の選択科目としては、基幹科目の英語以外の７ヶ国語、情報処理科目の中級・応用科目、３・４年次の演習、芸術文化・スポーツ文化等の関連科目があげられる。

そして、共通教育科目では、人文的分野から４単位、社会的分野・総合的分野から４単位、自然的分野から４単位、そして体育教育科目から４単位（合計 16 単位）が選択必修となっている。

このほか、履修規程通り、専門教育科目 84 単位以上、共通教育 16 単位以上を単位修得すれば、残り 24 単位は、専門教育科目、共通教育科目、テーマ別融合教育科目のいずれか

から修得することで、卒業できる。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

文化学は新しい学問で、その対象とする学問領域も広いが、本学部では国際文化学科ということから、４つの地域（日本・アジア・ヨーロッパ・アメリカ）を柱とし、カリキュラムを組んでいる。基幹科目・発展科目・演習科目・関連科目という体系的な大枠のもと、導入教育の充実も行われ、また学生のさまざまなニーズを意識し、非常に多くの授業科目が設置された。多くの科目があること自体はよいことだと考えるが、いわゆる「つまみぐい」的な履修も見られるので、学生たちが意識的に体系的な履修をするような工夫が必要であると思う。この点では、必修科目・選択必修科目等を多く配置し、半強制的に履修させることも考えられるが、今の自由度を活かし、彼らの自主性を尊重し、履修モデルを提示すること等で、現在対応を進めている。

また、カリキュラム委員会で毎年議論されるのが、英語教育と演習の問題である。現在の英語教育は、ネイティブの割合が高く、相対的にコミュニケーションに力点を置いた授業を展開しているが、読解能力等全体的な能力アップを求める声がある。演習については、２年次に基礎演習（選択必修）、３・４年次の演習Ⅰ・Ⅱ（選択）があるが、１年次の入門演習の設置や、３・４年次生合同クラスの設置等、色々な意見が出ているものの、十分な議論ができていないのが現状である。

さらに大きな可能性を述べれば、2000（平成 12）年設立の文化学部もまもなく創立 10 年を迎えることになる。４つの地域に軸足を置く「国際文化学科」１学科の体制から、新たな学科を構想することも大いに検討されるべきであろう。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

選択の可能性が開かれていてこそ文化学部の自由の気風が促進されるのだから、学生が自主的・体系的な学修を行いやすいよう、履修モデル等を提示し、具体的に指導することを検討する。

英語教育・演習のあり方について、学生の意見・教員の意見を集約し、検討する。

文化学のさまざまな方向性を意識し、中長期的な展望のうえに、新学科設立の可能性を構想する。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

文化学部では、次のような対応を行っている。

（ｉ）ＡＯ入試、指定校・連携校推薦の合格者に対する「入学前教育」として、分科学に関

するやさしい本(ブックレット等)のうち、自分の興味のあるものを選び、感想文を書かせ、教員がコメントをつけて返送している。
（ⅱ）入学時に教学ガイダンスを行う。
（ⅲ）入学時の教学ガイダンス後に、スターティング・セミナーとして、くじびきで少人数のクラス、グループに分かれ、在校生へのインタビュー等を通して、文化学部という新しい環境に慣れさせる。
（ⅳ）４月の履修登録時期の一週間ほど、昼休みおよび放課後に、履修相談会を開き、時間割の組み方をはじめ、さまざまな相談に、カリキュラム委員が応じる。
（ⅴ）カリキュラムとして、文化学への入門的な講義を、１年次に履修できるよう開講している（やや専門的な科目は２年次以降の配当としている）。とくに、月曜１時限開講の「文化学部入門リレー講義」は、１年次生対象の必修に準じる科目として、大学での勉学・生活等に関するガイダンス的要素と、文化学への入門的要素（４つの地域と、６つの分野の入門）をあわせもった専任教員 10 名ほどによるリレー科目で、導入科目の役割を果たしている。

〔点検・評価〕

（ⅰ)については、早く入学が決まった学生に対して、その後も勉強の習慣をもたせること、また文化学の入門的な部分にふれること等の点で効果があると考えられるが、いわゆる追跡調査は行われていない。また、こちらが思う以上に高校生活は忙しいという感じもある。とりあえず、実態把握が必要であろう。
（ⅱ）は全学的に行われているもので、現状で十分であると考えられる。
（ⅲ）は、合宿、体育館でのレクリエーションと立食パーティー、英語クラスでの交流等、形式を変え、現状に落ち着いた。在校生との交流の機会を提供しているという点でも効果があがっていると思う。
（ⅳ）は、カリキュラム委員が大変だが、十分に役割を果たしているといえる。
（ⅴ）「文化学部入門リレー講義」は大きな成果をあげているが、必修ではないため履修しない学生もいる。また、１年次には必修が多いので、時間割のバッティングで、文化学入門的な講義があまり履修できない学生もいる。

〔改善方策〕

「文化学部入門リレー講義」は大きな効果をあげているが、これは 200 人規模の授業であり、また他の１年次必修科目も、比較文化概論・京都文化論が 150 人規模、情報処理実習（基礎）が 50 人規模、英語（ＥＬＴ）が 25 人規模なので、１年次配当の少人数クラス（入門ゼミ等）が実施できれば、さらによいと思われる。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップは、全学共通教育の人間教育科目として実施されているものを、希望する学生が受講することになっている。学部の教員が、兼担でそれらの科目を担当することはあるが、基本的には関わらない。

ボランティアについては、学部の専門教育で「国際貢献とボランティア入門」という科目を開講している。ボランティアの実践については、大学のボランティア活動室や各自の自主性に任せている部分が多い。なお、セルフ・カルティベーションとして、ボランティアを中心とする課題設定・実践をふまえ、成果報告等をもとに単位認定する、全学共通教育科目も存在する。

〔点検・評価〕

学部のカリキュラムとしての位置づけがまだ希薄である。

〔改善方策〕

インターンシップ・ボランティアについて、大学全体として行っている現状でよいか、この方面との関わりにおいても文化学部の特長が生かされ得るのかどうか、学部としての新たな展開・必要性の有無等を考える余地があるだろう。学部のカリキュラム委員会で取り組んでみたい。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

文化学部の授業科目は、講義系、語学系、実習系（情報処理）、演習系に分けられるが、比率の上では講義系が多い。ただし、少人数の特長を活かし、学生とのコミュニケーション・双方向の授業を進めている教員や、文化を学ぶということから映像資料やコンピュータ等マルチメディアを授業に取り入れている教員も少なくない。また、出席を重視している授業が多い。

単位の計算は、90 分授業を週１コマで 15 回（1,350 分）を基準とし、講義系・演習系であれば２単位、語学系・実習系であれば１単位としている。現在は、必修の英語科目（ＥＬＴ）と演習科目は通年科目（学期連結科目）だが、それ以外はほとんど学期完結科目である。

〔点検・評価〕

少人数という特長、マルチメディア機器を積極的に活用している授業が多い点は評価してよい。その具体例を、ＦＤ等を通じて共有財産としていくことが求められよう。また、フィールドワーク等、もう少し実習的な授業があってもよいと思う（一部の演習では、そういう要素が取り入れられている）。また、現実との接点や理論的な面を深めることも、今後の課題であろう。

単位計算では、２年次の文化基礎演習が演習であるにもかかわらず、一年で２単位というのは問題がある。改善を検討したい。また、講義系の授業の単位数は、予習・復習を前提にしているはずなので、その充実も検討すべきであろう。

〔改善方策〕

少人数という特長・マルチメディア機器の活用等、具体的な授業の工夫について情報交換するような場（ＦＤ、メーリングリスト等をふくむ）を設けることを検討する。

単位計算については、基礎演習の扱いを、１年次の演習設置もふくめ検討する。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

文化学部では、2007（平成 19）年度、単位互換協定に基づく単位認定が実人数 31 人・74 単位、単位互換協定以外で独自に行った単位認定が実人数 41 人・243 単位あった。

本学は「大学コンソーシアム京都」に加盟しており、ここを通して京都の他大学がそれぞれ提供している科目を履修し単位認定できるシステムを作っている。具体的には、２年次以上の学生が、各年度４単位を上限とし履修希望を出し、許可が得られれば、受講できる。文化学部では、そこで修得した単位を、共通教育科目として認定している。

また海外の大学（学位授与機関）に、短期語学実習・長期の在学留学（提携大学への交換・派遣留学、学生が留学先を申請する、認定留学がある）を行った場合、そこで修得した科目を卒業単位として認定するシステムがある。基本的には、授業時間数 1,350 分を基準に、それが講義・演習系の内容なら２単位、語学・実習系の授業なら１単位というものである。そして、その科目の内容に応じて、本学で開講している専門教育科目または共通教育科目に読み替え、もしくは科目カテゴリーでの認定を行っている（休学留学の場合は、単位認定はない）。

このほか、TOEFL・TOEIC や外国語検定試験等で一定基準に達した学生には、それを単位に認定するシステムもある。ただし、英語以外の外国語検定試験の単位認定については、2008（平成 20）年度に始まったばかりである。

また、入学前の既修得単位認定も、件数は少ないが、行っている（2008（平成 20）年に

１名、他大学を中途退学して京都産業大学に入学し直してきた学生に対して、前の大学での修得単位を認めた例がある)。

〔点検・評価〕

本学は総合大学であり、開講している科目数はかなり多いが、学生の多様な関心を考えれば、京都にはさまざまな大学があり、「大学コンソーシアム京都」を通して他大学の特徴的な科目を受講できることは、意味があると思う。実際には、受講の希望をしても人数の制限で受講できないこともあること、１年の上限が４単位と少ないこと等が気になる点である。単位認定は、各授業担当者の評価に基づき、共通教育科目（総合的分野）として認定されている。

留学先で修得した科目の単位認定の基準については、上記で述べた通りである。短期（２～３週間)・長期ともに、留学する学生は増えてきている。本学の国際交流センターが窓口となる短期語学実習については、センターを通して合否・時間数がわかるので、ほぼ自動的に単位認定がなされる（学部教授会で承認)。長期については、学部の留学指導カリキュラム委員会で単位認定の審議が行われ、最終的に学部教授会の承認を得ることになるが、専任教員が留学アドバイザーとなっているので、比較的スムーズかつ適切な単位認定が可能になっている。ただし、留学はどうしても語学修得が中心であり、それを演習の単位とすることは難しいので、留学するとゼミ（必修ではない）が取れないという問題がでてきつつある。

TOEFL・TOEIC・外国語検定試験の単位認定については、文化学部が英語を重視し専門教育のなかで行っていることもあり、本学の他学部より基準を高くしている。他の外国語科目の検定試験については、文化学部で開講している外国語については専門教育科目の単位として、未開講の外国語については共通教育科目の単位として、他学部と同一基準で単位認定しているが、始まったばかりであり、今後事例を積み重ねていきたい。

入学前の既修得単位の認定についても、これから増えると思われるので、事例を重ね制度を整えていきたい。

以上の単位認定については、制度が整いほぼ自動的に単位認定できるものもあれば、留学指導カリキュラム委員会等できちんと審議して行うものもある。入学前既修得単位の認定のように、まだこれからというものもあるが、現時点では大きな問題はないと考えられる。

〔改善方策〕

国内では、「大学コンソーシアム京都」以外で、大学あるいは学部独自の提携校・学部・学科を作り、単位互換を行うこと等の検討を行いたい。

留学については、今後想定される英語圏以外への留学等、多様な事例に対して適切に対処することが望まれる。

その他の TOEFL や TOEIC・外国語検定試験等の単位認定や、入学前の既修得単位の認定に

ついても、現状をふまえ柔軟かつ適切に対処していきたい。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

2007（平成 19）年度の文化学部の授業科目のうち、専任教員（本学の他学部等の兼担教員をふくむ）が担当する比率は次の通りである。

専門教育科目（春学期）全体 81.7%（必修：62.9%、選択必修 86.3%）
専門教育科目（秋学期）全体 80.0%（必修：69.0%、選択必修 81.4%）
共通教育科目（春学期）全体 52.0%（秋学期）全体：64.6%
テーマ別融合教育科目（春学期）全体 67.3%（秋学期）全体：67.9%
教職課程科目（春学期）全体 71.4%（秋学期）全体 71.4%

文化学部の学問対象は幅広く、専任教員でまかなえない部分について兼任教員（非常勤講師）に依存するのはやむをえない。ただ、上の数字をみると、文化学部の必修の専門教育科目の専任教員担当率がやや低い（春学期 62.9%、秋学期 69.0%）。これは、必修の英語（ＥＬＴ）を外国人（ネイティブ）の非常勤講師に多く担当してもらっているからである。また、情報処理実習（必修の基礎、選択の中級・応用とも）の担当も、非常勤に多く依存している。

なお、2008（平成 20）年４月現在、文化学部の専任教員は 55 名である。性別は男性 42 名、女性 13 名。母語別に見れば、日本語を母語とする者 53 名、英語を母語とする者２名。職責別では、教授 39 名（内客員教授５名）、准教授７名、講師６名（内特約講師１名）、助教３名となっている。文化学部開講授業で兼担（他学部教員）の教員は８名、兼任教員（非常勤講師）は 36 名である。なお、文化学部の専任教員で、学部の専門教育科目を担当していない者も若干名いる。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

上に兼任教員の割合が高いとした、英語については、英語の連絡会議が定期的に開かれており、密な情報交換を行っている。また、情報処理の担当者も、専任教員と密接に連携を取りながら、情報教育の充実に尽力いただいている。

このほかの現在文化学部の専門教育科目を担当している兼任教員も、専任教員と交流がある者、本学の他学部や共通教育での教育経験がある者が多く、授業の情報交換や連絡等も円滑に行われていると思われる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

文化学部国際文化学科としては、外国人の専任教員が２名（ともにアメリカ）というのは少ないと思う。兼任をさがしたほうが、多様でよい人材を得やすい面もあるかもしれないが、もう少し増やす必要があるように思う。また兼任に頼る場合、密接な情報交換を行う必要があるが、ある程度それは実現できている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

上でも述べたように、文化学部の学問対象は幅広く、専任教員でまかなえない部分について、ある程度兼任教員に依存するのはやむをえないと考える。しかし、兼任教員に頼る場合はとくに、定期的な連絡会議や密な情報交換が必要であろう。

なお、文化学部にも徐々に世代交代の波が来ている。今後たとえば、現在比較的専任の多い地域（ヨーロッパ）・分野等を、さらに充実させ特長とするのか、それともより多様な地域・分野を担当できる人を求めるか、長期的かつ戦略的な人事を考える必要がある。その際、ネイティブの割合もふくめ、英語教育もひとつのポイントとなろう。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生は、まだあまり多くいない。入試で面接も行われるので、今のところ問題のある学生は入学してきておらず、一般の大学生と同様の対応で十分である。外国人留学生については、アジアからの留学生が多い。入試で基礎学力と日本語力の判定、面談等が行われるので、現在本学部には、問題のある学生はほとんどいないと思われる。

教育上の配慮としては、共通教育の留学生向けの「日本語」を、学部の専門教育科目として（選択科目）、単位認定していることがあげられる。学部の授業内容についていけないというケースはこれまでもいくらかあったが、これについては、授業担当教員が対応することになる。なお、留学生担当の専任教員のアドバイザーはいる。

また、半年あるいは１年間だけ本学に来る留学生については、名目的に文化学部を所属とすることが多いが、国際交流センターが中心に世話をしており、学部として十分な対応ができていないのが現実である（教員が個々に対応している場合はある）。

帰国生徒については、日本語能力が十分でないケースがあるので、その場合、早期の対応が必要であるが、それに対応するプログラムは今のところない。

〔点検・評価〕

社会人学生はより強い目的意識をもって入学してきていると考えられるし、外国人学生の欲求にも重要な特殊性があるだろう。それらがまだ十分理解されていないことが問題である。

〔改善方策〕

社会人学生への対応については、現在は人数も少なくとくに問題は起きていないが、今後人数が増えれば個人差はかなりあると思われるので、個々の目的意識・ニーズを聞く機会を設け、個々の能力をふまえきちんと対応する必要がある。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育効果を測定するための仕組みはいくつかある。

まずひとつめは教員が受講生を対象に行う定期試験・レポート・小テスト等であり、これは個々の教員に基本的に任されている。

ふたつめは、英語の TOEFL、TOEIC 等、外部試験の活用である。本学部ではＥＬＴの一部の科目に、TOEFL の成績（１年次春学期・秋学期に一斉受験）を組み込んで評価を行っている。また、TOEFL・TOEIC や外国語検定試験等で一定基準に達した学生には、それを単位に認定するシステムもある。

また、学期後半に全学一斉に行われる授業の相互評価アンケートでは、各授業について、学生自身が自己の取り組みを振り返りつつ、授業内容を数値（５段階）で評価し、記述式で意見を述べている。

（１）－２　卒業生の進路状況

2000（平成 12）年開設の文化学部国際文化学科は、2003（平成 15）年３月に最初の卒業生を送り出して以来、５期の卒業生を送り出している（９月に卒業する学生もいる)。学部としては、全学的な（進路センターによる）就職支援のもと、就職するのは学生自身ということを、学生が早くから意識するようにしている。

就職率については、新しい学部であること、女子が多いこと、「文化」という実学的でないイメージをもたれやすいこと、等の懸念はあったが、下に示すように、就職に強いといわれる本学の他学部と同じくらいの状況である。進路先は、民間企業が多いが、教職・大学院への進学をめざす学生も少なからずいる。

過去３年（2005（平成 17）－2007（平成 19））の進路データ　就職率・進路先

進路		2005（平成17）年度	2006（平成18）年度	2007（平成19）年度
就職	民間企業	137	149	197
	官公庁	1	3	6
	教員	2	4	1
	上記以外	0	0	0
進学	自大学院	3	0	1
	他大学院	2	2	2
	その他	5	0	3
その他		38	33	37
合計		188	191	247

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教育効果の測定のうち、個々の科目（授業）に関する部分は、基本的に担当教員に任されている。それぞれの工夫・結果等について、情報交換の機会をもつことが望まれる。外部試験の活用については、２回の TOEFL 受験におけるスコアの変化（上昇・下降）の分析や、前年度の学生との比較等が行われているが、受験回数を増やしさらに長い期間で変化をみること、また他大学との比較等も今後視野に入れてはどうかと思われる。

卒業生の進路については、学科名にある「国際」関係の進路があまり見られないのが、問題であろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

授業の相互評価アンケートについては、結果を各教員が個々に授業改善に生かしているとはいえ、さらに教員同士の議論する機会が必要であろう。

卒業生の進路については、本学部では５期生を出したところだが、実際に彼らが社会に出てどのような状況にあるか、情報収集や分析を進める予定である。また、文化学部の教育目標とより深く関わる進路への就職を増加させたい。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

個々の科目の成績評価については、平常点のウエイト、試験の方法、内容、難易度等をふくめ、原則的にはその科目の担当教員に任されている（ＥＬＴ等、複数のクラスで開講されているものについては、基準・調整が行われている）。文化学部の専門教育科目は、小規模・中規模クラスの授業が多いので（150 人を越える授業は少ない）、学生の顔が見え、平常点を重視するものが多い。評価方法は、基本的にはシラバスに書かれ、初回授業で説

明されるので、受講する学生にも、ある程度周知されているものと思う。

さらに、担当者間・科目間であまり合格率に差が出ないよう、教授会等で、科目ごとの合格率のデータを公開し、間接的に調整を図っている。

また、学生個人に対するトータルな成績評価としては、ＧＰＡ制度を取り入れ、90 点以上を４点、80～89 点を３点、70～79 点を２点、60～69 点を１点、59 点以下（不合格。欠席による棄権等をふくむ）を０点とし、それぞれ単位数をかけ全体の単位数で割り平均を出している。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

第１セメスターから第８セメスターの履修科目登録は各セメスター24 単位が上限である。通年科目と学期連結科目の単位数は２分の１として計算する。卒業要件単位とならない自由科目（随意科目）、インターンシップ、セルフ・カルティベーション、「大学コンソーシアム京都」の科目（単位互換科目）、海外語学実習、一部の教職課程科目等は、これには含まれない。なお、いったん履修登録した科目が、考えていた内容と違う場合、あるいは事前知識の不足、健康上の理由から、履修を中止する制度も設けられている。

なお、学生がまじめに履修すれば、３年間で十分、卒業単位（124 単位）に到達することができる。実際 2007（平成 19）年度の年次別の単位修得数の平均をみると、１年次末で 40 単位、２年次末で 79 単位、３年次末で 112 単位である。この点から、上限設定を下げることも考えられるが、教職講座課程（以前は、その多くの科目が、履修登録の計算単位数にふくまれた）や図書館司書・学芸員課程等の資格取得や、勉強でつまずいた（単位修得があまりできなかった）学生のリカバリーを考えると、現状が適切だと考えられる。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

文化学部では、学部の専門教育のうち、基幹科目の英語４科目８単位・情報処理実習１単位・講義２科目４単位が１年次の必修科目である。１年次でこれらの単位を修得できなくても進級できないというシステムではないが、未修得の必修科目は次年度再履修することになる。英語の必修科目については、単位修得が１科目以下の場合、２年次では１年次配当の必修の英語（再履修）の履修を優先し、２年次配当の選択必修の英語科目が履修できないようになっており、まず基礎力をきちんと身につけるようにしている。１年次生の平均修得単位数は 40 である。

２年次以降の必修科目は、英語１科目２単位だけである。

次に選択必修科目としては、１年次から履修できる基幹科目の講義科目（４科目８単位）、２年次以降の履修が中心となる英語（８単位）、自分の興味・関心のあるコース（地域別４コース：日本、アジア、ヨーロッパ、アメリカ）の発展科目 16 単位（それ以外のコースもふくめ 28 単位）、文化基礎演習２単位等がある。まず、文化基礎演習で、自分で調査・研

究するための基礎力を身につけることが重要となっており、これも未履修の場合、次年度以降の再履修科目となる。また、発展科目のうち、自分の興味･関心のあるコースの「事情科目」が、重要な科目となっている。これらの科目についても、単位修得できない場合に３年次に進級できないという制約はないが、いくつかの科目は再履修することになる。

３・４年次生については、在学留学等をする者もおり、必修科目は設定されていない。主に１・２年次に設定されている必修科目・選択必修科目の単位を修得し、124 単位以上修得すれば卒業が認められる。ただし、３、４年次の演習は必修ではないが、できるだけ演習（ゼミ）の履修を薦め、卒業研究を通して自分の文化論を構築できるようになってほしいと考えている。

なお、全学共通教育科目にも選択必修を設けており、幅広い教養を身につけられるようなカリキュラムになっている。

このほか、履修モデルの提示や在学生ガイダンスの実施、成績表配布・履修登録時を中心とする履修指導・履修相談等も適宜行われている。

2005（平成 17）～2007（平成 19）年度の卒業判定合格率は 90%前後である。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

成績評価について、担当者間・科目間であまり合格率に差が出ないよう、教授会等で、科目ごとの合格率のデータを公開し、調整を図っているのは、大切なことである。現状を肯定的にとらえ、教員間･担当者間の自立性を認めつつも、ＦＤ活動等を通して、意見交換･情報交換を行う機会をもつことも検討してみたい。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

履修科目の上限設定等については、現在の各セメスター24 単位という枠を基本に、いくつかの枠外科目の設定、履修中止制度等を導入し、改善してきた。今後は、学修意欲がありきちんと単位を修得できる学生への上限の引き上げ等が検討課題でる。

また各年次・卒業時の学生の質の問題については、とくに年次ごとにがんじがらめの制度を設けるよりは、学生の自主性を尊重したい。ただし、教員側が科目ごと・年次ごとの目標設定を行うことも重要である。

これらのことについて、広く情報交換等をしていくことが、改善のための一歩であると考える。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

文化学部における履修指導としては、新学期が始まる直前（３月・９月）に行われる履修ガイダンスの際に修得単位の低い学生を対象に行うものと、新年度が始まってしばらく

たった６月頃に必修科目等の出席状況が思わしくない学生を対象に行うものがある。これらは、学部のカリキュラム委員 10 名が中心となり、事務方の協力も得、マニュアル化（システム化）された質問事項を参考に、学生と話をし、問題点の発見と今後の対応についてアドバイスするものである。

また、学生の保護者と直接話す機会として、毎年６月から 10 月にかけて全学的な行事として行われる、本学および地方都市（10 箇所ほど）での教育懇談会がある。本学では、学生の成績表が保護者に送付されており、それ等もみて希望者が参加するものであり、学生の教育・就職等について情報・意見交換が行われる。そして、保護者に学生への叱咤・激励等を依頼する場合もある。

このほか、新年度の初め（４月上旬の１週間ほどの昼休み・放課後）には、履修の仕方（授業の選び方）等がわからない学生（１年次生が多い）を対象に、カリキュラム委員が交代で相談に応じている。

学部（一部全学的なものも記した）としての取り組みは以上であるが、文化学部は１学年の定員が 200 名であり、個々の授業・ゼミ等も少人数で行われていることから、比較的学生に目が届きやすいという特徴があり、個々の担当者が、学修や進路についてアドバイスを行っている場合もある。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

文化学部の 2005（平成 17）～2007（平成 19）年度の卒業判定合格率（卒業判定合格者／卒業予定者＜当該年度の５月１日の４年次生の数＞）は、85%前後である。

留年者については、学部のカリキュラム委員や教学センターの事務職員（文化学部担当）が、在学生ガイダンス・履修登録期間を中心に履修指導・履修相談等を行い、問題点の発見･確認や、卒業までの期間短縮や履修科目・クラスの選定等について、適切等バイスを行っている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

文化学部の専門教育科目の科目等履修生・聴講生はあまり多くない。専門教育科目は、受講者数が 150 人を超えるものは少ないので、科目等履修生・聴講生各自のニーズを認識し、ある程度の個別的な対応は可能だと考えられる。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

文化学部は１学年の定員が 200 名、専門教育科目の受講者数も 150 人以下のものが多いので、個々の学生に目が届きやすいという特徴がある。

履修指導は、学部のカリキュラム委員と事務職員が協力し全般的に対応している。とくに、成績表の配布される在学生ガイダンスや履修登録期間を中心に、修得単位が少ない学生を指導し、また履修相談にのっている。留年生への対応も、ここで行っている。

このほか、クラスの人数が多くない場合、個々の教員が、各自の担当授業内で、履修指導を行っている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

履修指導については、ある程度マニュアル化（システム化）されてきているが、より多くの教員にカリキュラム委員を経験してもらうことやＦＤ活動等を通して、情報を共有することが求められる。

科目等履修生や聴講生については、今後数が増えてくれば、共通の対応が必要となってくることも想定されるが、現状では十分対応できるものと思われる。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４)－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ)）およびその有効性

全学一斉公開授業では、ここ２年間で２名の文化学部教員の授業が「公開授業＆ワークショップ」の対象科目となり、他学部の教員・ＦＤ担当者もふくめ、意見交換の機会となっている。

また、文化学部では最近、専任教員を中心とするリレー講義科目をいくつか開講している。これらは学生にも好評で、教員も相互に授業を見、意見交換をする機会が増えてきている。まだ限定的なものではあるが、このような日常的なつながりから、ＦＤ活動がさらに活性化することを期待したい。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

現在のシラバスは、全学的に項目の統一がなされている。具体的には、次の事項が記されている。

ａ.講義目的（要旨)、ｂ.授業内容・授業計画、ｃ.履修上の注意、ｄ.評価方法、ｅ.授業の到達目標、ｆ.教材

もっとも、記載内容の詳しさは、授業担当者によって、いくらか差が見受けられる。

そしてシラバスは、各学部の専門教育科目、全学共通教育科目ごとの『講義要項』という冊子にまとめられ、年度初めに学生に配布される。これはまた、大学のＷｅｂ上にも公開されている。ただし、授業の相互評価アンケート等によれば、学生は必ずしもシラバスを熟読して、履修科目を決めているとはいえないようである。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価の機会としてはまず、教員が授業で個々に行うもの（授業中に書かせる感想文、アンケート等）がある。これらは、教員が個々に活用している。

次に全学的に行われる授業の相互評価アンケートがある。これは現在、春学期に１回、秋学期に１回、学生の匿名性が守られ、また成績には反映されない形で、学生が自身のその授業への取り組みもふくめ、それぞれの授業を評価するもので、数値化される部分と、記述部分とがある。数値化された部分は、統計処理がなされ、他の授業との比較等も可能である。記述部分もふくめ、各自の授業改善に活用できる。

また、学部として 2005（平成 17）年秋には学部学生を対象に、学修について多くの項目にわたる本格的なアンケートを行ったが、十分な分析ができておらず、活用できているとはいいがたい。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

現在のところ、学部として、教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムは、十分にできていない。個々の教員に任されているのが現状である。ＦＤ等を通して、ノウハウや情報等の交換することが重要だろう。

全学的には、全学ＦＤ委員会や教育エクセレンスセンター（2003（平成 15）年設立）を通して、これらの取り組みが考えられてきているところである。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

授業の相互評価アンケートについては、基本的にはその受容・活用とも個々の教員に任されていること（学生からのクレームが多く見られた場合には、学部長が当該教員に状況を確認している）、結果が届くまで数ヶ月かかるのでその学期中には改善ができないこと等の限界がある。

教育改善への組織的な取り組みについては、全学での取り組みと、学部独自の取り組みが考えられる。現在のところ、学部としての取り組みは、ＦＤ活動もそれほど活発とはいえないように思われる。ただ、上記の通りここ２年間で２名の文化学部教員の授業が「公開授業＆ワークショップ」の対象科目となった。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

授業の内容・方法等について、全体的にそれほど大きな問題があるわけではないと思われるので、ＦＤ活動を行うにしても、どのような内容のものを行うべきか、参加する教員のニーズの収集をまず行うか、あるいはとりあえず色々試してみるか、具体的な検討が必要であろう。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

文化学部の専門教育科目の授業形態としては、（ⅰ）講義・（ⅱ）演習・（ⅲ）語学・（ⅳ）情報処理の４つに区分できる。

（ⅰ）の講義科目については、多くは 100 人以下のクラスとなっている。近年、他学部学生の受講も認めるようになってきているが、希望者が非常に多いものについては、事前登録とし、50 人まで等受け入れの上限を設定している（文化学部の学生は、希望すれば全員受講できる)。なお、ほとんどの講義教室には、パソコン・ビデオ等の情報・視聴覚設備があり、それらを活用した授業も色々展開されている。

（ⅱ）演習科目については、２年次の文化基礎演習、３・４年次の文化演習Ⅰ・同Ⅱがある。文化基礎演習は上限 15 人を目安とするクラスで（毎年、約 220 名の履修予定者に対して約 22 クラス開講)、文化演習は上限 10 人を目安とするクラスで（同 200 名の履修予定者に対して約 24 クラス開講)、授業を行っている。学生の希望と人数の調整が難しい部分もあるが、学生数が多い年はクラスを増やす、希望状況を事前に調査する等により、少人数の双方向授業が実現している。なお、ゼミの教室のいくつかは、パソコン・ＤＶＤプレーヤー、プロジェクター等の設備があり、それらを活用した発表が行われているところもある。

（ⅲ）語学科目のうち、必修のイングリッシュ・ランゲージ・トレーニング（ＥＬＴ）は、１学年約 220 名を８クラスに分け、原則として１クラス 30 名以下にして、英語運用ならびに情報発信能力の強化を図っている。このクラスは、入学後に行われるプレイスメント・テストの結果による習熟度別編成であり、クラスによって使用する教科書も異なっており、実力にみあった授業が展開されている。なお、このＥＬＴの担当は、半分くらいがネイティブ（国籍はアメリカ・イギリス・オーストラリア等。非常勤が多い）である。定期的に会議を開き、担当者間で情報交換を行っている。

なお、選択の第２外国語（ドイツ語・フランス語・イタリア語･スペイン語・中国語・ヒンディー語･アラビア語）についても、同程度の人数のクラス編成を基本としている。第２外国語では、基礎力・読解力を重視するという方針もあり、担当者は現在ほとんどが日本人である。

（ⅳ）情報処理実習については、１学年約 220 名を５クラスに分け、原則として 50 人以下のクラス編成で行われている。１教室には約 60 台のパソコンが配備されているので、学生１人に１台のパソコンが提供されていることになり、情報処理能力の形成をめざしている。高校では「情報」が必修となっているが、パソコンの習熟度には大きな差があるので、それぞれが十分力を伸ばせるよう、習熟度別のクラス編成を行っている。

授業方法について述べると、2000（平成 12）年に建てられた文化学部棟（11 号館）は、ＣＡＬＬ教室（パソコン教室)、ＬＬ教室、ＡＶ教室、講義教室、演習室の多くにパソコンやＡＶ設備（ＤＶＤ再生装置等）があり、これらの設備を最大限に活用し、メディア時代

の要請に応えるとともに、学生が楽しみながら学修できるよう各教員が創意工夫している。
また、ひとつの授業科目を複数の担当者がリレー方式で行うものも近年いくつかできており、新たな試みとして前向きに位置づけられる。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアを活用した教育として、現在、次のようなことが行われている。

（ⅰ）ＤＶＤ、ＣＤ、ビデオ等の視聴覚教材を利用する。

（ⅱ）資料をＯＨＰ等で投影する。

（ⅲ）PowerPoint を使って授業を行う。

（ⅳ）外国のウェブページにアクセスして現地の映像・音声データに触れさせる。

（ⅴ）海外の人たちとメールを交換させたり、チャットで会話させたりする。

文化学部設立当初から、これらのことが、講義・語学等の授業において教室の機器を使って行われてきた。マルチメディアを活用した授業に対する学生の要望も強く、そのニーズに応えるため、ＡＶ機器やパソコンの活用に関するＦＤも数度行ってきた。なお、当初ＡＶ機器が設置されていなかったいくつかのゼミ教室にも近年パソコン（ＤＶＤ・ＣＤ再生機能あり）・プロジェクター等が設置され、さらに使用の機会・頻度が増えている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現時点では、本学部において「遠隔授業」はほとんど実施していない。もっとも、通常の授業において、moodle、メーリングリスト、メール等のシステムにより、課題提出・情報交換等を行っている（授業の補完的利用をふくむ）ケースもある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本学部が、様々な文化を扱うものであることから、少人数・マルチメディア・情報機器等を活用することは重要である。担当者の工夫、設備的ともに十分な状況にあると考えられるが、もう少しＦＤ等を通してノウハウや情報交換を行い、全体的なレベルアップを考える必要がある。

英語や情報教育では、習熟度別のクラス編成と、担当者間の密な連絡体制がある。ただ、英語力・情報処理能力とも、全体的なレベルアップの必要性も指摘されている。今後の課題であろう。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

「遠隔授業」については、授業のスタイルや専門性の違いもあり、全教員で取り組むことは難しいという意見もあるが、講習会等を通して、これらのシステムを学ぶことは意味があろう。また、留学や健康上の理由等で、あまり大学に来られない学生への対応として

も、「遠隔授業」について検討することは、意味があることだと思われる。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学部の国際化および国際交流の推進は、国際文化学科、１学科体制を維持している現状において、最重要課題のひとつであり、学部としてとくに力を入れている。2000（平成12）年の学部創設当初より、国際理解や国際貢献に関する講義を数多く開講し、2004（平成 16）年度からは、転籍による学部所属教員の増加にともない、さらに多面的なカリキュラム編成が可能となった。

学生の国際交流に関しては、送り出しを支援する留学指導委員会を設置し、専任教員による「留学アドバイザー」が留学前後の学生指導を徹底する等、留学サポートを強化している。2007（平成 19）年度には、学部独自の「留学アドバイザー申し合わせ事項」が作成された。また、受け入れ支援については、外国人留学生世話係を設けており、2007（平成19）年度からは、「交換留学生アドバイザー制度」も導入された。

過去４年間に本学部が受け入れた外国人留学生の数は、正規生としては、０、２、１、２名で、非正規生（交換留学生）としては、８、７、14、13 名と推移している。同期間、送り出した留学生の数は、交換留学では、１、０、２、３名で、派遣留学では、４、１、２、３名である。さらに、2006（平成 18）年度からは、認定留学という制度により、同年度、４名、次年度、３名が海外で単位を修得している。また、短期語学実習に参加した学部学生の数は、過去４年間で、15、29、29、30 名である。全体として、学生の国際交流は、活発になってきている。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

学部創設４年を経て、2004（平成 16）年度から、大学の在外研究員制度が本学部にも適用され、教員の長期にわたる海外での研究が可能となった。一方で、夏期等の講義がない期間を利用して、海外で研究をする教員も増加している。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

過去４年間、客員研究員として、４名（内１名は、２回）の研究者を受け入れてきた。そのうち２名は、海外からの招聘である。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

国際交流は、本学部の特性上その活発化が求められているが、学部の完成年度を迎えて以降、留学生数の漸増、送り出し学生への留学指導の充実、研究交流の拡大等、学部の基

本方針に基づく結果が徐々に見られるようになってきた。とくに、送り出し学生については、留学アドバイザーによる指導の徹底、なかでも、認定留学の学生指導を充実させてきたことにより、学生の学力向上に一定の効果をもたらしたといえる。

しかしながら、過去４年間、海外協定校数が飛躍的に増え、学生の留学機会が広がっているが、それを十分に活用できていないという現状もある。大学が提供する交換および派遣留学に参加する学生数が少ない原因は、本学部学生の語学力が不十分であるために、大学の留学制度を利用するに至らないという点にある。

受け入れ留学生数に関しては、交換留学生数は、協定校の増加に比例して増えているのに対して、正規生が非常に少ない。これは、選抜試験の厳格化によるものであるといえる。また、送り出し学生に対する指導に比べ、受け入れ学生への指導は十分とはいえず、「交換留学生アドバイザー制度」を適切に機能させる必要がある。

国際レベルでの研究交流の拡大は評価できるが、現状では、あくまでも個人レベルで行われており、学部に反映されるところまでにはなっていない。また、教育交流は、海外から招聘した学者の講演会を学部で主催し、学生への大きな刺激になったが、今後のより一層の活発化が望ましい。

客員研究員の活動は、学部の共同研究者との研究を中心に行われ、組織的な交流に至っているとは言い難い。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

文化学部は留学希望者が多くサポート体制も充実しつつあるが、送り出しの留学制度を充実させるためには、学生の語学力の向上が不可欠である。また、英語圏以外の留学を奨励するには、入学時から、英語以外の言語を修得するように指導しなければならない。留学を希望する学生に対する特別なクラスを設ける、あるいは、留学希望者のためのコースを設けるといった積極的な取り組みが必要である。

受け入れ留学生の指導については、交換留学生アドバイザー制度を実質化することが求められる。アドバイザーが担当する演習に交換留学生を参加させ、留学生が担当アドバイザーである教員のみならず本学学生とも密にコミュニケーションをとれる環境を作り、国際交流を促進させる努力が必要である。

学部所属の教員が海外で研究を行った場合、それを学部で紹介する等の機会を設けるのが望ましい。また、海外の研究者を受け入れた場合でも、同様である。組織的な研究交流が必要である。

Ｆ　理学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

単なる知識の集積ではなく、科学的な思考方法と実証的な態度を身につけ、柔軟で総合

的な判断力と旺盛な創造性をもった人材を養成することを目標とする。そのために、懇切な基礎教育、内容を十分配慮した専門教育、および情報化が進む社会に適応するための先進的な情報教育を行う。あわせて、教員とのセミナー形式の少人数教育により、科学の知識と思考の深化を目指す。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

＜数理科学科＞

数理科学科では、2008（平成 20）年度入学者より基礎数理科学コースと応用数理科学コースからなる緩やかな履修コース制を部分的先行実施し、2010（平成 22）年度入学者より完全実施することを目標とする新カリキュラムを検討・作成中である。これに伴い、2008（平成 20）年度は 2008（平成 20）年度入学者用と 2007（平成 19）年度以前入学者用の２つのカリキュラムが並立している。さらに、2002（平成 14）・2003（平成 15）年度入学者用もあるが、対象者はごく僅かである。

基礎数理科学コースは、代数系・幾何系・数学解析系・複素解析系からなり、応用数理科学コースは、自然と社会の数理系・プログラムの数理系からなる。コース制の導入に伴って，必修科目が４単位減り、各コースの選択必修科目（４単位）が課されることとなった。また，「数理科学特別研究Ⅱ」の受講条件に若干の変更が加わった。

2008（平成 20）年度入学者用のカリキュラムに関して、現状を説明する。数理科学科の開講科目は、受講者に要求される学修レベルと内容により、基礎科目群・基礎数理科目群・応用数理科目群に分けられる。基礎科目群は数理科学のすべての分野の基礎となるもので、高等学校の数学教育との連続性を考慮し、１・２年次生において学ぶ。線形代数および微分積分に関する科目には演習を配し、必修科目としている。さらに、基礎数理科目群は代数系・幾何系・数学解析系・複素解析系、応用数理科目群は自然と社会の数理系・プログラムの数理系に細分される。各系の科目は配当年次の順に履修することを前提としている。

基礎数理と応用数理の両コースそれぞれの基礎となる集合・写像に関する科目とプログラムに関する科目は選択必修に指定され、１・２年次に配当されている。３年次に「数理科学特別研 I」、４年次に「数理科学特別研究Ⅱ‐１・２」を設置し、必修科目に指定している。これらの科目は、少人数授業でセミナーまたは実習形式で行われ、担当教員の専攻分野より選ばれたテーマに関して学ぶ。「数理科学特別研究Ⅱ‐１・２」を履修するためには、１・２年次配当の必修科目を全て修得することと、担当教員の指定する必修選択科目を修得し、さらに、担当者の指定する科目を含み、選択科目を 12 単位以上修得することが必要である。学生は希望する特別研究と各自の興味により他の選択科目を履修する。「数理科学特別研究」は教員全員が担当し、毎年度定員を定めて配属を決定している。

理学部他学科の開講科目は、内容的に重複のない科目は卒業単位として認めている。このうち、「力学」と「数理ファイナンス」は推奨科目とし、受講を奨励している。また、経済学部開講の科目のうち、「数理経済学」と「ファイナンス論」を認定科目として学生の履修を奨励している。

＜物理科学科＞

物理科学科の教育課程の体系は次の図に示すとおりであり、段階的かつ系統的に無理なく学修できるカリキュラムの編成を行っている。１年次と２年次には数学と物理学の基礎科目を配し、語学とともに必修としている。これらは講義科目と物理学実験からなる。他に演習科目と情報処理の科目がある。また、高校から大学レベルの学修にスムーズに移行できるように入門科目を設けている。２年次後半以降にはさまざまな専門選択科目を配しているが、３年次の「物理学実験Ｃ」は必修である。これらの専門科目と３年次後半の「物理学特別実験」等をとおして、徐々に専攻分野を選定し研究に進んでいけるようにしている。４年次には、専任教員 16 名が担当する特別研究を配し選択必修としている。数学と物理学の必修科目のすべてを修得していることが特別研究履修の条件である。

この教育体系は以下の①～④の考え方で構成している。

①基礎学力の充実と系統的知識の修得：

１年次から物理学と数学の専門基礎科目と実験を課し、入門科目を設けることによって、大学での学びに早期に適合できるようにしている。物理学の基礎を身につけるにはそれなりの時間をかける必要がある。そこで、主な講義科目に対応する演習科目を設けて実習を行い、理解が深まるようにしている。また、演習と講義の複数の担当者が連携して授業内容や指導方法を改善することができる。さらに、重要科目は通年開講としているので、学生は腰を落ち着けて学修を行うことができ、教員は指導を緻密に行うことができる。必修科目に関しては、所定期間内に十分な理解に達しなかった学生が再履修を容易にできるように、時間割上の工夫を行っている。各科目の講義内容の配分や関連性についても十分な配慮を行い、必要最低限の学力が基礎科目全体をとおして効率的に身につくよう努力している。

②実験と観測に立脚した物理学的な考え方の育成：

物理学の特徴はそれが厳密に経験科学であるということである。したがって、実験や観測に基づいて自然認識の深化を促すため、実験科目を重視している。産学連携や多くの学生の卒業後の進路と密接に関係する実用的知識や技術を修得する上でも実験科目は重要である。必修科目として１年次配当の「物理学実験Ａ・演習」、「物理学実験Ｂ・演習」、３年次配当の「物理学実験Ｃ」を設けている。選択必修科目の「物理学特別実験」（物理、化学、天文学の８分野）ではより専門的な学修を行う。これらの実験科目では、行き届いた指導が行えるように小人数グループによって実施している。「物理学特別実験」は、理論系の「物理学特別演習」とともに、４年次に履修する物理学特別研究の準備的性格も兼ね備えている。

③幅広い分野：

素粒子物理学、物性物理学、環境科学、天文学、宇宙物理学等、広い分野を網羅した選

択科目を配し、物理学の体系を伝え、多様な学生の興味・志向に応えることができるようにしている。４年次の「物理学特別研究」では、それぞれの専門分野を深く学び創造性を身につけるようにしている。教員免許取得とも関係して、生物学、化学、情報処理の科目も充実している。

④柔軟な思考力と総合的判断力、物理学的感性の涵養：

４年間の一貫した物理教育により、単に専門的知識を得るための基本技術や思考方法の修得にとどまらず、物理学的感性、柔軟な思考力と総合的判断力の涵養を期している。また、本来の物理学の科目に加えて「計算機基礎Ａ、Ｂ」、「計算機応用Ａ、Ｂ」、「物理学英書講読Ａ、Ｂ」等、国際化する現代社会、科学技術・情報化社会にも対応できるように留意している。さらに、現代社会におけるいろいろな職業の実情と求められている人物像について、各界の第一線で活躍する卒業生を講師として招き、ホットな話題を紹介する科目「科学の機会」を開講し、学生の就職活動に目的意識を持たせるように努めている。物理学的感性の教育を外部にも広げるため、「大学コンソーシアム京都」に「宇宙観Ａ、Ｂ」、「相対論」、「宇宙物理学Ａ、Ｂ」を提供している。また、受講者数に制約がある一部の科目を除いて、開講科目の多くを他学科、他学部に開放している。

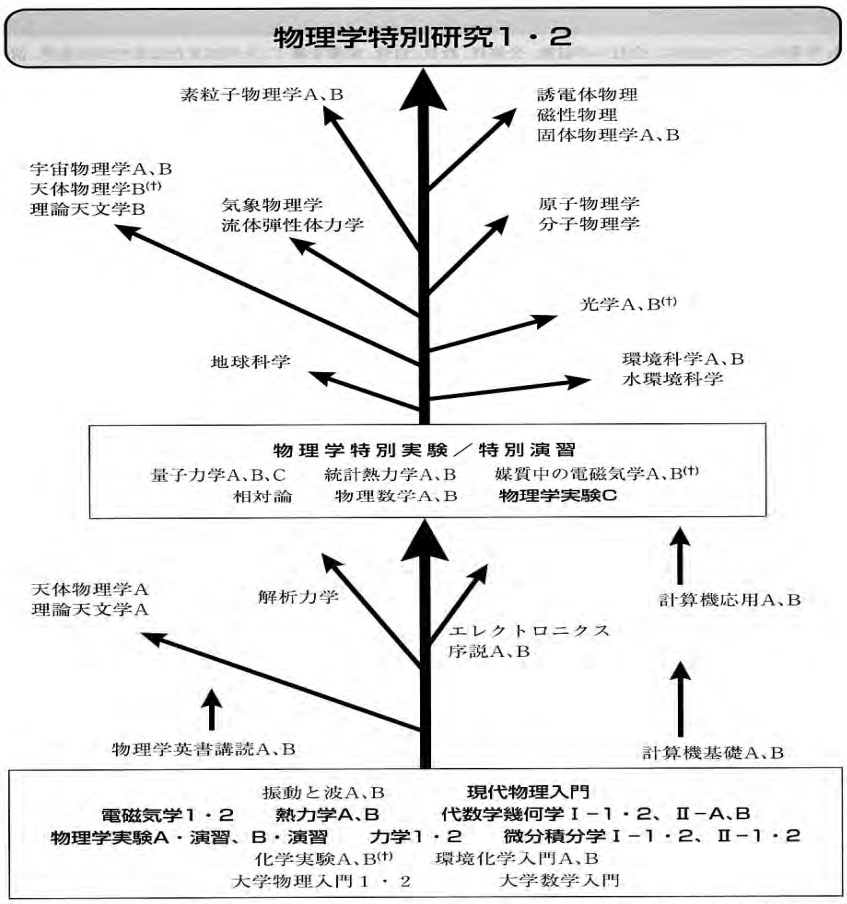

※太文字は必修科目である。ただし、物理学特別研究は選択必修、物理学特別実験／特別演習はいずれか一方を履修しなければならないこと（選択必修）を意味する。
(†)印は平成20年度休講

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

＜数理科学科＞

前項で述べた基礎科目群は数理科学専門教育においては、専門基礎教育科目として位置付けられる。実際、代数学・幾何学に関する科目と微分積分学に関する科目はかつて実施されていた教養課程の制度のもとでは、自然科学系の一般教育科目として行われたもので、自然科学系の学部では基礎となる科目である。これらの科目には演習を配し、内容の理解と応用能力の涵養を目指している。また、講義と演習に関してその実が上がるように担当者同士が有機的な連絡を取り合って教育に当たっている。また、高校における数学と大学における数学のギャップを埋めるためのリメディアル教育の一環として、「数学基礎」を開講している。

倫理性を培うための教育科目として、全学生を対象とするものは数理科学科においては開講されていない。関連する科目は教職科目として教職センターにて開講されている。１年次生の多くが履修する「情報と社会」においては、情報に関する倫理的問題が取り扱われている。

＜物理科学科＞

物理学の修得には何よりも継続した積み重ねの学修が必要である。また、新入生の学力や興味と大学での授業内容の間のギャップ、ミスマッチが少なからず存在している。そのため、１年次からの専門基礎教育は非常に重要である。物理科学科では、１年次から専門基礎科目と物理学実験を課し、少人数教育によって基礎学力を徹底して身につけることができるよう配慮している。物理学実験は２クラスに分けて行い、教員との緊密なコミュニケーションによる指導を実施している。さらに初年次において大学レベルの授業内容について行けない学生が多い現状を改善するため、「大学数学入門」、「大学物理入門１・２」を開講し、理解度に応じたクラス編成をして、高校と大学の授業をギャップなしにつなげるように配慮している。１年次での「計算機基礎Ａ、Ｂ」においては、情報発信の実習やｅラーニング、図書館利用ガイダンスを通して、著作権の考え方や情報倫理に関する教育を行っている。実験科目では、学生間の協調や教員との密接なコミニュケーション等で社会性、人間性を培う機会が多い。また、各種の物質を扱う実験や環境関連科目は地球環境問題への認識を深める場となっている。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

＜数理科学科＞

数理科学科専門教育の目標は以下のとおりである。高等学校までに習得した数理科学に関する知識を基礎として、現代数学の大きな特徴である一般化・抽象化の観点に立ちつつ、数理理論を学ぶとともに、その応用における基礎理論を学び、さらに基本的な応用技術を身につけることを目標としている。このような視点で教育を行うことにより、定理の証明

や計算技術を身につけるのだけでなく、物事を深く分析・洞察する能力を養うとともに、数理理論を応用する能力を有し、広く現代社会に資する人材の育成を目指す。

現代社会において、コンピュータによる情報処理とシミュレーションは産業の基本となっている。情報技術においては、数理理論が直接新しい技術の基礎となる例も多く、理論と応用にわたって幅広く人材が求められている。

専門教育課程において、「基礎数理科学コース」と「応用数理科学コース」の２コースからなる緩やかな履修コース制を採用し、学生が理論から応用理論まで幅広く学ぶことができることを目標としている。前述したように、2008（平成 20）年度入学者より部分的先行実施されている。現在、2010（平成 22）年度入学者より実施するカリキュラム体系の検討を行っている。開講科目は基礎科目群・基礎数理科目群・応用数理科目群に分けられる。講義科目は、それぞれの特徴・内容によって、講義・演習・セミナー等の履修形態に分かれている。

＜物理科学科＞

多様化した科学と技術が不可分に結びつき、専門知識を基礎にした広い視野をもつ研究者・技術者・教師が現代社会において必要とされている。物理学を基礎にした広い視野と深い専門性を獲得するために、有機的なカリキュラム体系が構築されている。１年次には、物理学を本格的に学ぶうえで必要な数学と基礎物理学、および物理学実験を学修する。高等学校と大学での数学と物理のギャップを埋めるために、「大学数学入門」、「大学物理入門１・２」の授業科目が設けられ、専門基礎数学として微分・積分学と代数・幾何学の授業が１年次から２年間行われている。２年次までに力学、電磁気学、熱力学、および現代物理の基礎が必修科目として修得できるようにカリキュラムが構成されている。３年次からは、多くの専門教育科目を学修するカリキュラムが組まれている。４年次では、卒業研究を兼ねた少人数グループの物理学特別研究があり、担当教員の指導のもとで学生が自ら選んだ研究テーマを専門的に学ぶ。その成果は発表会と卒業論文によって報告され、研究の準備から発表・著述までの過程を実際に体験する。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

＜数理科学科＞

一般教養的授業科目は全学共通教育センターで編成が行われている。６割以上の学生は数学・情報の教員免許のいずれか、あるいは、両者の取得を目指している。教職科目のうち、教科教育法を除く教職に関する科目は教職ベーシックプログラムとしてテーマ別融合教育科目に編成されているが、これらの科目は内容的に一般教育科目と位置付けられる。

テーマ別融合教育科目が 2007（平成 19）年度より発足した。これは一般教養的授業科目とは異なるが、数理科学科としては、高度の一般教養的授業科目、専門科目により近いものと考えられる。これらの科目の殆どのものは文系学部開講のもので、部分的に同じ内容

を扱っていても、数理科学科開講の科目とは視点が異なることが考えられる。

＜物理科学科＞

物理科学科においては、１年次向けの必修科目数が非常に多い。2008（平成 20）年度理学部履修要項によれば、数学関係では「微分積分学Ⅰ－１・２」、「代数学・幾何学Ⅰ－１・２」、物理学関係では、「力学１・２」、「物理学実験Ａ・演習」、「物理学実験Ｂ・演習」がある。その他に、必修科目ではないが、学生に対して履修を強く勧めている科目として、「数学演習Ａ、Ｂ」、「計算機基礎Ａ、Ｂ」、「力学演習Ａ、Ｂ」、「振動と波Ａ、Ｂ」、「大学数学入門」、「大学物理入門１・２」がある。一方で、半年間に履修できる単位数には上限（１年次～３年次では、教職に関する科目を除き半年間で 24 単位）があり、上記の科目を全て履修する計画を立てた場合、共通教育科目として、１年次生が幅広い内容の一般教養的授業科目を履修することは、事実上不可能となっている。また毎年度、１年次生向けの教職科目が履修できない事態も起きている。最近行った 2008（平成 20）年度２年次生向けアンケート調査結果によれば、このような状況のため、教職課程の履修をあきらめている学生が、学年全体の約２割程度存在する。また、語学クラスを決める過程で、上記の必修科目と、履修を強く勧めている科目とが、時間割上で重なる場合があり、毎年度、クラス分け以後に時間割調整（クラス変更、あるいは授業のリピート開講）を行っているのが現状である。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切

＜数理科学科＞

外国語科目についても全学共通教育センターにて編成が行われている。テーマ別融合教育プログラムの中に、外国語ステップアッププログラムが組み込まれ、グローバル化に対応し、語学力の向上が計られている。さらに数理科学に関する英文文献を読むための入門として「数学英書講読」を３年次配当科目として開講している。また、「数理科学特別研究」では英書を用いて行われているセミナーもある。

＜物理科学科＞

専門的な知識を得るためには、語学（とくに英語）教育が欠かせない。本学においては、１年次に合計８単位（春学期、秋学期合わせて８コマ分、全て英語、または英語４単位と第２外国語４単位）を語学の単位として必修にしている。そこではリーディングだけでなく、オーラルコミュニケーションを行うクラスもあり、学生の希望を調査した上で、学期開始前に試験を行って習熟度別クラス編成が行われる。一方、２年次生向けには、必修の語学科目は存在しない。その代わり、選択科目として「物理学英書講読Ａ、Ｂ」が２年次生向けに選択科目として開講されている。前項でも述べたとおり、１年次生に語学の必修単位が集中していることから、履修を強く勧めている専門選択科目、とくに入学後のリメディアル的な（入門的な）性格をもつ１年次生向けの専門選択科目との時間割上の衝突は、

毎年度起きている。2008（平成 20）年度に行った新１年次生向けのアンケート結果を参照すると、約 40%の学生が語学クラスと「数学演習Ａ、Ｂ」、「大学数学入門」とバッティングを起こしていることが分かった。これらの科目は、結局、曜日をずらした時間割（リピート開講）を新たに組むことになった。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

＜数理科学科＞

卒業要件単位数 124 単位のうち、専門教育科目の必要単位数は 80 単位、外国語科目の必要単位数は８単位である。これらと一般教育科目（総合的分野、人文的分野、社会的分野、自然的分野）を含めて、124 単位修得しなければならない。専門教育科目を 80 単位以上修得した場合、80 を超えた単位は卒業単位数に算入することができる。量的配分は適切かつ妥当といえる。

＜物理科学科＞

理学部の履修要項によれば、本学の卒業に必要な最低修得単位数は 124 単位である。そのうち、語学（英語または英語＋第二外国語）が８単位、専門教育科目が 80 単位その内訳は必修科目が 33 単位、選択必修科目が５単位、選択科目が 42 単位である。他学部に比べると、専門教育科目の占める割合が高いが、これは１～２年次で学ぶ必修の基礎的科目が一般教養的科目ではなく、専門科目として数えられているためだと思われる。１～２年次の必修専門科目の合計は 32 単位に上る。

現在の理学部物理科学科の履修規程では、４年次生が特別研究、いわゆる卒業研究を履修するためには、３年次までの必修科目をすべて履修していれば、その要件が満たされる。したがって、１～２年次までの必修単位 32 単位に３年次で履修する物理学実験Ｃの１単位を加えた 33 単位まで履修済なら、４年次で特別研究を履修することは可能となる。このため、実際には語学（計８単位）を未履修の学生や、専門選択科目、一般教育科目を数十単位以上未履修のままで特別研究を履修する学生が毎年数名出ており、問題となっている。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

＜数理科学科＞

教養科目に相当する科目は、本学では共通教育科目とし、人間教育科目・言語教育科目・体育教育科目からなり、全学共通教育センターが掌理し、実施・運営の責任を担っている。また、数理科学科の教員も一般教養教育に携わっている。基礎教育科目のうち数学に関する科目は数理科学科で開講され、専門教育科目として扱われており、その科目編成は主として学科教務委員が担当している。また、カリキュラム改善のためのワーキンググループが学科内に設置されることもあり、その答申は学科会議において審議されている。

＜物理科学科＞

理学部１～２年次の学生に対しては、ほぼ全ての専任教員が、必修科目、専門選択科目（講義、演習、実験）を通じて指導を行っている。学科全体のカリキュラムについては、ここ数年間にわたる、人員構成の変化（定年による専任教員の減少）も念頭に置きながら、検討組織を設けて、カリキュラムを改善するための議論を行っている。学科には学科教務委員がおかれ、秋学期に次年度カリキュラム作成に向けての具体的な作業を取りまとめている。理学部以外の基礎教育、教養教育に対しては、数名の専任教員による講義が開講されている。「生活の中の物理」、「宇宙観Ａ、Ｂ」、「気象の科学Ａ、Ｂ」、「近代科学史Ａ、Ｂ」、「現代科学の課題」である。また、理科教員の免許を取得するために、物理科学科の専門科目以外に講義・実験、たとえば「化学通論Ａ、Ｂ」、「地学通論Ａ、Ｂ」、「地学実験」、「生物学通論Ａ、Ｂ」、「生物学実験」も毎年度開講されている。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

＜数理科学科＞

外国語科目の必修単位数は８である。専門教育科目に関しては、2007（平成 19）年度以前の入学者に対しては、必修 34 単位、選択 46 単位である。2008（平成 20）年度入学者に対しては、必修 30 単位、選択必修４単位、選択 46 単位である。

数理科学を学ぶ者としての最低限のものを必修科目または選択必修科目として課している。残りは学生が自らの興味に従って選択できるようになっている。このため、いろいろな履修モデルプランを提示して、学生の選択の参考としている。数学および数学教育の特性より、学習の積み重ねが必須であることを考えれば、学生の選択の余地はかなりのレベルで考慮されているといえる。

＜物理科学科＞

一般教養的授業科目の編成の項でも述べたように、物理科学科では１～２年次向けの必修専門科目数は非常に多い。これらの科目は、１年次で修得できなかった場合を考慮して、時間割表の上で、互いに重ならない曜日、時限に配置されており、このことが、新年度のカリキュラムを組む際に大きな制限となっている（必修科目を修得できなかった翌年度に、同じ時間帯で開講されている専門選択科目が履修できなくなるという事が起きる)。また、２年次春学期に開講されている必修専門科目、「代数学・幾何学ⅡＡ」、「熱力学Ａ」、「現代物理学」は２年次、３年次に履修できないと、今の履修規程では、専門単位の取得状況に関わらずその時点で留年が決定する。

〔点検・評価（上記８項目を含む)〕

＜数理科学科＞

数理理論を応用できる人材は社会から広く求められている。その需要は、基礎理論に近い部分から応用方面にわたり多様になっている。したがって、基礎数理科学コースと応用

数理科学コースからなる緩やかなコース制の導入は妥当な選択と評価している。応用数理科学コースは「自然と社会の数理系」と「プログラムの数理系」の２つの系としている。今後、ファイナンスの数理系の分野を強化することが必要であろう。

必修科目としているのは、線形代数と微分積分に関する基本的科目であり、数理科学を学ぶ上で、必要最小限のものと位置付けられる。集合・写像に関する科目とプログラミングの初歩の科目が選択必修に指定されている。各コースでの基礎科目と位置付けられる。

教養教育科目・語学科目・体育科目は全学共通教育センターにて運営が行われている。各学部の負担が軽減されるとともに、学部単位では受講者数が少なく開講されないような科目も開講可能となることや、習熟度別の授業を行っていることは評価できる。さらにネイティブスピーカーからの授業を受けることもできるため、その運営は概ね妥当であると考える。理学部からも人間科学教育カリキュラム委員や語学教育カリキュラム委員が選任されており、 一般教養教育や語学教育の実施・運営に関わっているのは評価できる。

語学の必修８単位を修得すれば、専門教育科目の履修だけで卒業可能となることが指摘されている。いわゆる大綱化により一般教育科目の修得が義務付けられていない状況においては、制度的に不可避な現象であろうが、今後の課題である。とくに、教員免許を取得する者は「憲法」・「倫理」等の科目の修得が必要であり、教職科目と教科に関する科目および必修科目を合わせれば、ほぼ卒業単位となる。教科教育法を除く教職に関する科目の多くは、一般教育科目的内容であり、教職を目指す学生はかなりの一般教育科目を履修しているということができる。

2007（平成 19）年度よりテーマ別融合教育科目が開講された。資格修得・スキルアップ等を視野に入れ、複数の学部にまたがって系統的に受講できるような配慮がなされている。語学・教職を除く多くのプログラムは文系学生を対象としている印象を受けるが、数理科学科の学生がこれらを受講することは可能であり、高度な一般教養的授業科目として位置付けられる。

一部の学生の語学力不足は相当に深刻な状況である。「数学英書講読」を開講しているが、近年受講者が少なく十分に機能しているとは言い難い状況である。現代社会の現状を考えると、外国語科目や一般教育科目との融合性も考慮する必要があると考えられる。

入学生の中には、専門科目を学ぶための基礎学力が不足しているものも相当数いる。これらの学生のためのいわゆるリメディアル教育も課題となる。このための科目として、「数学基礎」を開講し、高等学校で学んだことの復習を行っている。この科目については、高等学校の内容の科目を大学の科目として扱うことが妥当かという指摘と、内容は高等学校で学ぶものであっても数学として教えることは意義があり現状の改良でよいとする意見があり、導入以来検討が行われてきたが、その評価には今後の学生の学力状況を見定める必要があるであろう。

数理科学科の専門教育については、社会において物事を深く分析・洞察する能力を有し、広く現代社会に資する人材を育成するという理念のもとに少人数教育を実施している。専

門教育を受講する際にも学生の学力不足は大きな問題となっている。これは高等学校における数学のカリキュラムが大幅に変更され、数学を体系的に学修する機会が減少したこと、センター試験に見られるように、マークシート試験の導入により、答えを求めることのみが重視され、記述式問題を考える能力が落ちたこと、学生数の減少による競争率の低下等が原因として考えられる。他大学と同様、本学でも全体的に入学者の数学に関する学力のレベルの低下が問題となっている。専門基礎教育では、専門教育を学ぶための基礎知識を学ぶことの他に、数学的思考方法を身につけることもその目標と考える。後者の目標は十分に達成しているとは言い難い状況である。

４年次配当の専門教育科目の受講者数が少ないことも問題になっている。「数理科学特別研究Ⅱ」を除き、卒業に必要な単位の殆どを３年次までに修得可能であり、４年次には「数理科学特別研究Ⅱ」に直接関連する科目の受講で十分となることが大きな原因と考えられる。

推奨・認定科目と受講者数は次表のとおりである（各欄の数字は「数理科学科学生の受講者数/全体の受講者数」を示す)。

科目名	2006	2007	2008	備考
力学	0 / 55	1 / 58	2 / 67	
数理ファイナンス	2 / 48	6 / 65		秋学期開講
数理経済学		5 / 93	2 / 46	2007 年度科目名変更
ファイナンス論Ａ			2 / 295	2008 年度開講
ファイナンス論Ｂ				2008 年度開講

表にみるように、現状では受講者数はそれほど多いとはいえないが、今後応用数理系への学生の興味は高まり、受講者数は増加することが期待される。

＜物理科学科＞

社会発展に即応できる実学の修得を目指して限られたスタッフ数のもとで様々な工夫を行い、充実したカリキュラム体系になっている。基礎教育と倫理性を養う教育についてもカリキュラム編成上十分な配慮が行われ、教員と学生の密接なコミュニケーションによってそれが強化されている。専門教育のカリキュラムは物理学の教育体制としては標準的であり、共通の基礎的科目から特殊な専門分野へ段階的に進んでいくことができるようになっている。その中で物理学のいろいろな分野を広く見渡すことができるような考慮も払われている。しかしながら、入学者の現状に対して教育目標を達成するための物理科学科の教育力は必ずしも十分とは言えず、学生の満足度もあまり高いとはいえない。現在は、社会性、勉学意欲、生活習慣に関する問題を抱える学生が非常に増加し、基礎教育の成果にもマイナスの影響を与えている。また、選択科目の履修者数の偏り等、教員側の努力と学生側の期待とのギャップがある。

一般教養的授業科目では、広い分野の科目を４年間かけて十分履修することが可能である。ただ、履修単位数制限があることと、必修専門科目の数と外国語科目の数が多いことから、綿密な履修計画の作成が必要である。教職科目の履修者が履修できる一般教養的授業科目がかなり制限されていることは問題である。

外国語科目は、学生の希望と能力によって最適なクラスで教育を受けることができるし、物理学に特化した英語科目もあって充実している。しかし、英語以外の言語の選択は、学科の専門教育との関連性がかなり薄いと言わざるを得ず、修得の容易さのみを基準にして選択を行っている傾向が見受けられる。実際、物理科学科に入学してくる学生の英語力は比較的低い。専門教育において必要な英語力がこの体制で十分に身につけられるのかどうか検討の余地がある。

理学部では専門科目の必要単位が占める割合が比較的高いが、これは学部の専門性を反映していて妥当である。外国語科目の必修単位数を大学全体で固定していることは社会的要請に答える上で妥当であるが、学部として専門教育を効果的に行うために必要とされる語学力の中身は明確になってはいない。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

＜数理科学科＞

数理科学科においては、コース制の導入に伴って、カリキュラムの見直しを行っているが、今後も社会の要請に応えるよう絶えず検討を行うことが望ましい。とくに応用数理系の科目の構成を考えることは急務である。また、将来的には、自然と社会の数理系を、自然の数理系と社会の数理系にわけることが考えられる。前者は理学・工学における応用理論を想定し、微分方程式の数値的解法が中心的になる。後者は数理ファイナンスに見られるように、社会科学における応用理論を取り扱い、確率過程による取り扱いや統計処理が中心的になり、経済学部・経営学部との連携が必要である。

また、最近の学生の学力が不揃いになっていることに対応して基礎教育・リメディアル教育の充実を検討することも急務である。

専門科目のうち基礎部門は現在かなり充実しているが、応用部門のさらなる充実を目指す。一般教養的授業科目を学生が受講しやすくする工夫も必要であろう。

学科独自の外国語科目「数学英書講読」については、最近受講者が減少していることをふまえて、より効率的に数学に有用な外国語を学べるよう検討するべきである。

現在の授業科目の配分はほぼ適切であると考えられるので、今後もこれを維持するよう努力する。

基礎教育については、今後もワーキンググループ等も随時立ち上げながら教務委員を中心とする責任体制をとっていく。

カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は現在ほぼ適正であるので、今後もこれを維持していく。

＜物理科学科＞

現在の初等・中等教育の状況では、大学で自然科学を実際に役に立つ学問として体系的に学ぶための準備はきわめて不足していると言わざるを得ない。このような状況を補い、基礎知識を身につけ応用力のある技術者や教員を世の中に送り出していかなければならない。教育力を高めるには学修指導体制の拡充、教材の工夫、成績評価基準の明確化、習熟度別クラス編成、リピート開講等、取るべき対策は多岐にわたるが、その際、大学の学びへの早期の適応という観点から、１年次生への対策が最優先されるべきである。 現在入学前教育を行いつつ、若手の教員を中心にして物理科学科のカリキュラムの見直し作業が進んでいる。その過程で、専門科目、とくに必修基礎科目の内容を現状の学生の能力に即した内容にすること、専門選択科目の軽減を含めた見直しが進んでいる。さらに、天文台建設に伴うカリキュラムの変更作業、物理学実験、演習科目等の体験的学習の充実向上を図るプロジェクトチームによる内容の見直しが進められている。これらの新しいカリキュラムは 2010（平成 22）年以降に実施に移される予定である。そのためには個々のケースに応じてきめ細かい指導ができる能力をもった人員の確保と余裕のある教員組織が必要である。

一般教養的授業科目を広く履修することができるようにするには、履修単位数制限の条件緩和を考えるべきである。

外国語科目の履修状況とその成果については、学部と学科の教育目標に合致しているかどうかを検証する必要がある。学部教育全体として必要性の薄い言語を必修科目の中に入れることが妥当かどうかを検討する必要がある。また、入学時の英語力によっては英語を強制的に課す等、外国語科目の履修の条件を再検討しなければならない。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

＜数理科学科＞

推薦入試等で早期に合格が決定した者に対しては、勉学期間のブランクをなくすために通信添削方式の入学前教育を行っている。入学後は数理科学科独自のガイダンスを開き、教員の紹介や、履修の方法等丁寧にガイドし、入学者と教員との距離をできるだけ早急になくし、勉学に取り組めるよう努めている。また、初年度には「数学基礎」を開講し、３名の担当教員による各クラス20名程度の少人数教育により、高校における数学と大学での数学の橋渡しを行っている。附属高校のＫＳＵコースに属する生徒（京都産業大学志望）に対して、2008（平成20）年度より「高大接続授業」を開講し、円滑な高等教育への移行を図っている。

＜物理科学科＞

推薦入試等で早期に合格が決定したものに対しては、「入学前教育」を行い、高校から大

学へかけての、英語、物理、数学の勉強が円滑に行われるように、添削による指導を行っている。入学後の１年次学生に対しては、「大学数学入門」、「大学物理入門１・２」の講義が用意されており、高校で物理、数学を十分に履修していない、あるいは十分に理解できていない学生への対処を行っている。また、附属高校のＫＳＵコースに属する生徒に対して、2008（平成 20）年度より「高大接続授業」を開講し、円滑な高等教育への移行を図っている。

〔点検・評価〕

＜数理科学科＞

初年度には必修科目が多いが、演習時間を十分確保し、またクラスを分割する等、きめ細かい環境を提供していることは評価できる。しかし、このような環境を用意するだけでなく、高等学校まで手取り足取り教えられてきた学生に対して、自立を促すようなプログラムを作るまでには至っていない。

＜物理科学科＞

入学前教育の実施は必要不可欠で当然のことである。これには過半数の教員が参加して行っている。学生の側からみても必要性の高いことであるため、回収率は高い。

〔改善方策〕

＜数理科学科＞

上述したきめ細かい学修環境のさらなる充実を図るとともに、入学後早い段階で数理科学の最先端での研究等を紹介し、学生自らの学ぶ意欲を刺激する授業等を考える必要がある。

＜物理科学科＞

入学前教育の充実を検討をする。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップはコーオプ教育の一環としてキャリア教育研究開発センターにて全学的に取り組まれている。この中には教職インターンシップも含まれている。また、京都市の小・中学校での課外活動や補習を補助する等、教職関係のボランティア活動を行っている学生も多く、地域社会から評価されている。また、休暇中に様々なボランティアを行っている学生もいる。企業でインターンシップを行っている学生は比較的少ない。

〔点検・評価〕

理学部においては、教職関連のインターンシップやボランティア等で学外での学修を行うことは意味をもつと思われる。さらに、レポートを書くことは体験を客観視できるので、

有効である。教員免許を取得するための必修科目としての教育実習は講義のインターンシップと位置付けられる。企業でインターンシップを行う学生の少なさは今後解決すべき問題であるが、概ね適切と考えられる。

〔改善方策〕

休暇中に教職インターシップやボランティアを行うことを学生に奨励する。また、企業でのインターンシップを推進するため、オリエンテーション等を検討することが望ましい。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

＜数理科学科＞

１セメスターにおいて、講義科目は２単位、演習科目は１単位が割り振られている。数理科学を学ぶための基礎的科目である線形代数および微分積分に関する科目に関しては、通年で講義科目４単位、演習科目２単位としている。

＜物理科学科＞

講義科目は週 90 分１セメスターあたり２単位、演習科目は週 90 分１セメスターあたり１単位、実験は週 150 分１セメスターあたり１単位、特別研究（４年次の卒業研究）は週 180 分１セメスターあたり２単位となっている。演習科目、実験科目の単位数が講義科目に比べて少ないことは、これらの科目に対する学生の履修意欲を下げている可能性がある。例えば、講義科目と演習科目は一対となって学生の教育に重要な役割を果たすものであるが、必修科目に対応する演習科目（例：「力学１・２」に対応して「力学演習Ａ、Ｂ」、「電磁気学１・２」に対応して「電磁気学演習Ａ、Ｂ」等）は必修科目ではなく選択科目であり、一部の学生はこれら演習科目を履修していない。そのため、カリキュラムの教育効果を十分に上げられていない状況にある。現状では、単位計算の妥当性についてはとくに評価委員会等は設置しておらず、学科構成員からなる学科会議において、適宜議論を行っている。

〔点検・評価〕

＜数理科学科＞

基礎的科目において、講義の理解を助ける演習はすべて必修であり、その単位数は十分確保されている。現状でとくに問題となることは無く、妥当と思われる。

＜物理科学科＞

演習科目および実験科目の一部が選択科目になっていることと、単位数が少ないことは今後の検討課題である。また、現在は科目の分類と単位数の積算で卒業要件を構成する方法をとっているが、それだけでは、教員の側が考えている教育カリキュラムの全体構成の

意義を活かすことができず、修得単位数をいかに増やすかという方向へ学生の目を向けることになっており、問題である。

〔改善方策〕

＜数理科学科＞

今後も単位を厳格に管理する。

＜物理科学科＞

科目間の連携、たとえば、選択科目である電磁気学演習の成績を必修の電磁気学の成績評価に連動させる等の対策を行うことが考えられる。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

＜数理科学科＞

学則の定めによる他大学の単位認定は、2007（平成 19）年度は３名６単位、そのうち本学での単位認定者は２名である。

＜物理科学科＞

「大学コンソーシアム京都」単位互換制度を通して他大学の講義から単位を得ることができる。他大学での既修得単位、国外留学先での修得単位は教授会で審査の上、本学の授業時間数に準じて卒業単位に認定される。

〔点検・評価〕

＜数理科学科＞

数学本来の科目については十分に確保され、他大学での単位修得の必要性はないと考えられる。多様な学生の要望に応えるには、現在のままでは応用関連の科目が十分とは言えない。しかしながら、理工系学部の改組により、応用数学を担当できる教員が本年度から増えたため応用数理を充実する計画があるのは評価できる。

＜物理科学科＞

物理学本来の科目については十分に確保されており、他大学での単位修得の必要性はとくに無い。

〔改善方策〕

＜数理科学科＞

応用数理系の科目の単位互換、単位認定については今後検討すべき課題である。応用数学の範囲は広いので、他大学での単位修得を許すことも検討すべきである。

＜物理科学科＞

国内外の大学で得た単位認定については従来の方法で行う。高大連携接続授業をふまえた入学前の既修得単位認定についての議論を今後継続する。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

＜数理科学科＞

2008（平成 20）年度では、数理科学科開講専門科目数は 72 科目（１科目は理学部共通科目）であり、そのうち４科目が非常勤教員、４科目が客員教員の担当である。したがって、ほぼ 90%近くの科目が専任教員によって行われている。

＜物理科学科＞

現在、物理科学科開講の専門教育科目は 92 科目であるが、そのうち６科目が 2008（平成 20）年度は休講となっている。現在開講中の物理科学科専門教育科目のうち、本学の専任教員が担当する科目は 87 科目であって、物理科学科の全専門教育科目の約 95%を占めている。教職科目では、物理科学科の専任教員が担当する科目は３科目である。とくに、１、２年次生が履修する専門必修科目等非常に重要な科目については必ず本学の専任教員が担当するよう配慮されており、一部の選択科目のみ、非常勤教員にお願いしている状況である。例えば、「大学物理入門１・２」の担当者２名のうち１名を非常勤教員に依頼している。非常勤、兼任教員による授業科目（とくに専門教育科目）の担当については、毎年度、学科構成員からなる学科会議において必ず評価、議論を行っている。基本的には専任教員が学部の教育に責任をもつという形を徹底している。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

＜数理科学科＞

兼任教員等は学科会議の構成員とされていないため、教育課程への直接の関与はないが、シラバスの内容等については、学科との連絡を保っている。

＜物理科学科＞

兼任教員や非常勤教員とはシラバスの執筆時等に授業内容について話し合い、本学科の方針や学生の希望に対する配慮を依頼している。受講生の状況等、必要な情報の交換は随時行っている。学科における会議等、時間の都合上、非常勤教員等は参加しにくい状況ではあるが、学科に設置されている教務委員等を通じて、適宜意見を聞くように配慮している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

ほとんどの授業が専任教員により行われていることは、学生に対して責任ある教育を行う

ことを可能にするという意味で大いに評価出来る。しかしながら、事務的業務の増加、模擬授業等のため専任教員への負担が増えており、もし、今後専任教員の退職の際、専任教員の補充のかわりに客員教員の雇用で肩代わりされることになれば問題点が生じる恐れがある。

＜物理科学科＞

専門教育科目と教職科目においては、ほとんどすべての部分を専任教員が責任をもって担当する体制になっており、現状で問題は無い。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

上記の長所をいかしながら問題点を解決するためには、大学における業務の見直し、人員の適切な配置等再検討する必要がある。また、退職等により欠員が生じた場合は、学科の将来像をふまえて専任教員の採用により対処するのが適切である。

＜物理科学科＞

教職科目等においては、「大学コンソーシアム京都」の専門家による単位互換制度を充実させて行く必要がある。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

過去に社会人学生、外国人留学生および帰国生徒の受け入れはなく、教育指導上の配慮等はまだ検討されていない。

〔点検・評価〕

自然科学の基礎的分野では今後とも社会人や留学生の希望者は少ないと予想される。帰国生徒に関しては、かつて数理科学科への問い合わせがあったが、数学に関する学修レベルには相当な問題が見られた。中学、高等学校の教員に対する教員免許更新制度が導入されたこともあり今後需要は見込まれるが、中学、高等学校の教員の受け入れは、学部よりは大学院での教育の方が適切と思われる。

〔改善方策〕

学科のレベルでは人数規模が小さいので個々の学生に対する教育指導上の配慮が主要な課題となる。中学、高等学校の教員に対する研修について、社会人として受け入れた場合の授業内容等を検討する必要がある。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

＜数理科学科＞

セメスターごとに定期試験が行われており、また講義によってはセメスター中に臨時試験や小テスト等が行われている。また、「数理科学特別研究Ⅱ」においては、年度末の研究成果の発表会または卒業レポートが課されている。チェック機能として受講学生による「授業の相互評価」アンケートが行われており、専門家によるアンケートの統計処理の後、各教員に結果が返却されている。また、学科独自の学生アンケートも毎年行われている。

＜物理科学科＞

通常の講義に関しては、セメスターごとに年２回の定期試験が主な測定方法である。それ以外にも、担当の教員ごとの工夫に応じて、それぞれ小テスト、セメスター半ばにおける中間試験を行い、セメスターを通して学生の勉学を促す努力を行っている。また比較的難易度の高い問題を解答する経験をつけることや授業内容をより深く修得することを目的に、レポート課題を出し、成績判定のための材料としている。演習の科目においては、講義内で毎回学生に問題を解かせ、その場で問題点を指摘し指導する等、教育上の効果を挙げる工夫がされている。実験科目では各実験テーマを終了する毎にテーマに関連した課題を出し、レポートを提出することを必須としている。４年次の卒業研究については、従来から実施している卒業研究発表に加え、2007（平成 19）年度より 11 月にポスター中間発表会を実施し、指導教員以外の教員や他の学生との研究上の議論を活発化して互いに批評しあう場を作った。さらに授業の相互評価アンケート結果で教育の効果を測ることもできる。

（１）－２　卒業生の進路状況

＜数理科学科＞

コンピュータ関連の企業を含む一般企業に進む学生が多い中、警察官、自衛官等の公務員として社会に出る学生も存在する。大学入学時に教職を志望する学生は多いにもかかわらず教員に採用される学生は少ないという状態であったが、最近採用者がかなり増えてきた。教職志望の学生には、大学院に進学して基礎知識を確実なものにするよう勧めていることもあり、大学院志望の学生も漸増している。

＜物理科学科＞

約６割から７割が民間企業に就職し、約２割が大学院に進学している。その他、中・高等学校教諭（理科・数学）を目指す学生や、数名ほど公務員試験を受ける学生もいる。民間企業については多様な職種があり、この傾向はおおむね変わらない。民間に就職する学生のうち、製造業が約３割、情報通信業も１割強を占め、技術系の職種への志向が強いことがうかがえる。大学院への進学率自体は実質的にはあまり変化がない。ただしこの２年間に、他大

学の大学院に進学する学生が急増し、逆に本大学の大学院への進学率が減少した。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

教育方法の測定に関しては、各講義ごとに行われる学生からの評価アンケートが有効である。統計処理後、データとアンケート本体が教員に渡されるので、全体の動向に加えて、学生の生の声を知ることができる。

学生の進路に関して数理科学科の教員が直接関与しているのは、大学院進学希望者と教員志望者である。それ以外の進路に対しては進路センターが主に行っている。教員志望者に対して、数理科学科が主催する教員免許試験対策セミナー、教職コンペティションを立ち上げている。教員採用者の増加に見られるように教育効果がある程度上がっており、評価できる。

＜物理科学科＞

講義においては、各教員の自主性に任されているため、その実施法や教育効果もそれぞれ異なる。演習に関しては、２クラス制でおおむね１クラスあたり 30 名以下の少人数のきめ細やかな対応を行っており、履修した学生の満足度も高い。しかし必修科目でないため、教育効果を挙げる上で重要な科目であるにもかかわらず年次があがるごとに受講する学生数が減少する傾向にあるのが主な問題点である。「物理学実験Ａ・演習」、「物理学実験Ｂ・演習」ではレポートに不備があれば、再提出を求めている。これにより、学生と教員が直接１対１で議論する場が設けられ、教育効果を上げる上でも測定する上でも有効である。卒業研究の中間発表会導入により、学生全体の意欲は高まり、また発表能力も向上しつつある。ただし、発表内容に対する評価の仕方については今後さらに改善の余地がある。

また、卒業生の進路については、物理学は汎用性の高い学問体系であり、その根底にある実証主義的な考え方が４年間の大学教育を通して学生に浸透し、学生の進路を問わず生かされている一方、具体的に学生の希望する職種につくことが出来ないケースも多い。これは学部教育が思考体系を鍛える基礎教育に重点をおいており、企業が求める工学的・技術的な専門性が低いためであると考えられる。ただし、就職後の訓練しだいで本人の能力を伸ばすことのできる応用力の高い学生を育成することが理学部としての目的であるため、人材育成という観点からの方向性は間違っていないと考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

学生には、今後も学生アンケート等を参考にして教育効果を確かめつつ、きめ細かな指導を続ける。入学してくる学生の学力低下が否めない中で、基礎的科目の講義内容についても検討をする必要がある。また、応用系の科目が増加しているが、数理科学科の学生にとってどのような教育効果があるのか、講義内容の検討も含めて考える必要がある。現在、

基礎的科目および応用系数学科目に関する２つのワーキンググループを数理科学科内で立ち上げているので、その場や学科全体で議論を続ける。

進路に関しては、進路センターが主催するセミナー等への積極的な参加を一層呼びかけていきたい。また、教職志望の学生への支援を継続するとともに、大学院への進学を促し続ける。

＜物理科学科＞

講義に関しては、授業内容を整理し、教員間で情報をある程度共有する方向を目指して改革が進められている。演習については、シラバスやガイダンスを利用して、受講の必要性を学生に理解してもらうための情報提供が必要である。物理学実験は、教員の構成に変化があっても今後とも充実した内容を保持する努力を行う。 卒業研究は、学生のより活発な学修と未知の課題への意欲的挑戦を促すよう、発表の方法や評価法を今後とも検討していきたい。

進路状況に関しては、本学全体では理系の学生数が少ないため、大学や進路センターが提供する情報も限られてくる。そこで、民間企業の卒業生の情報を学科単位でより細かく収集し、どのような職種につける可能性があるのかを系統的に学生に提示すると学生が就職活動に際して将来像をイメージしやすくなる。また教員免許取得を希望する学生をサポートする体制を作ることが改善策として考えられる。カリキュラムの編成を工夫し、修学環境改善委員を中心とした個人指導を行うことも有効である。カリキュラム上、就職にも役立つコンピュータ関連の講義を統廃合し、学生が履修しやすくことや、技術取得を具体的に行いやすい環境を整備することが方策として考えられる。

学内大学院進学率が減少しているのはある程度社会的な状況を考えるとやむをえない。ただしこれにある程度歯止めをかけ、学生の研究活動を活性化するために授業料を免除する等の制度上の奨励策も考慮すべきである。また他大学の大学院を受ける学生に対してもより積極的に支援を行う必要がある。これにより、大学内外の学生の交流も活性化されることが期待される。

入学時に教員を希望する学生が多いにもかかわらず、教職課程の履修と専門科目の履修との両立が困難であるために途中で断念する学生も多い。理系就職においてＩＴ関連の職種が多いにもかかわらず、コンピュータ技術を取得するための指導をとくに積極的には行っていない。理学部では「科学の機会」という学部独自の科目を開講し、卒業生を中心とする技術者や科学関係の職業についている方々を招き、彼らの体験をリレー形式で講義していただいてきた。この講義は、学生が、広く社会における科学技術者の役割を理解し、自身の将来設計を描く際に役立てることを目指しており、社会人との数少ない交流の機会を提供するものである。しかしこの２年間は、実務上の困難から、この科目を休講している。この科目のリニューアルを含めた検討も今後継続すべきである。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

＜数理科学科＞

評価方法は担当者の判断に任されているが、とくに卒業時には各学生の成績を詳しく分析している。チェック機能として、評価に不満のある学生は担当教員に調査を要求することが出来る。また、同一科目を複数の教員で担当する場合には、評価基準を適正にするため打ち合わせを行っている。また、「数理科学特別研究Ⅱ」において、研究成果を公開の発表会もしくは卒業レポートで報告する義務が課せられている。

＜物理科学科＞

成績評価は、定期試験やレポート試験の結果を基本として、各科目の担当教員の判断で行われている。教員や科目によっては、学生の出席状況や、講義時間中の発表内容等平常点を考慮した上で成績評価を行う場合もある。とくに、実験・演習科目については、実験毎のレポート内容や課題への取り組み状況等平常点を重視することが多い。成績評価は 100 点満点の点数で行われ、点数に応じて「秀」「優」「良」「可」「不可」の５段階に分けられる。「可」以上、すなわち 60 点以上の評価を得た学生は、その科目の単位を修得と見なす。また、成績評価の正確さを確保するために、各セメスター終了後の成績確定前に、各科目の担当教員自身によって成績評価の確認が行われている。さらに、評価に不満をもつ学生については、学生から教員に対して調査を要求することができる。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

＜数理科学科＞

本学の履修科目登録の上限は、３年次生以下は各セメスター24 単位、４年次生には各セメスター30 単位であり、適切な基準である。

＜物理科学科＞

上記設定は、履修意欲がそれほど高くない学生が履修登録を行うことを防ぐため、１年次生から３年次生まで、各セメスターが 24 単位、４年次生が 30 単位の履修科目登録の上限が設定されている。そのため、とくに最短年次で卒業を望む学生は、必然的に計画的な単位修得を促されることとなる。物理科学科で開講されている講義はこの上限に含まれる一方で、教職科目の一部等に、この上限に含まれない科目も存在する。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

＜数理科学科＞

「数理科学特別研究Ⅱ」を履修するためには、３年次までの全ての必修科目を修得しておく必要があるので、４年次の学生の質は、必修科目の履修状況によって、自動的に検証

されている。卒業時には、各学生について詳しく成績内容を分析している。教員採用試験や大学院入試に合格する為には相応の学力を必要とする。こういう「社会の検証システム」が機能している限り、大学の卒業レベルは保たれると考えている。

＜物理科学科＞

とくに重要な専門教育科目については、「必修科目（計 12 科目、33 単位)」という枠組みで、全ての学生に履修を義務付けている（１年次生および２年次生がそれぞれ 16 単位、３年次生が１単位)。物理科学の性質上、多くの科目について体系的に修得することが強く望まれることからも、多くの必修科目を設けることは各年次の学生の質、とくに卒業時の学生の質を確保するためには必須、かつ適切な方途である。また、卒業研究を履修するためには、３年次までの全ての必修科目を修得しておく必要がある。４年次の学生の質は、必修科目の履修状況によって、自動的に検証されていると言える。さらに４年次の卒業研究では、各教員が少人数の学生に対してきめ細かな指導を行うことで、卒業時の学生の質を確保するように努めている。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

＜数理科学科＞

成績や質の保証に関しては成績評価をより厳格にすることが望ましい。今後、学科内での検討を要する。

履修科目登録の上限設定については、この様な制限をおくことは止むを得ないものの、教員免許状取得を目指す学生にとっては、上限設定により低学年で単位を落とすことが教職科目登録不可能に繋がるのでこの点の考慮が必要であろう。

学生の質の検証・確保のために、「数理科学特別研究Ⅱ」の単位判定の厳格化を行ったのは評価できるが、３年次までの学生の質の検証についてはまだ十分とはいえない。

＜物理科学科＞

成績評価は、各科目の担当教員に一任されており、必ずしも一律というわけにはいかない。評価の高い学生については、教員毎に意見の相違が見受けられることもある。しかし、セメスター毎に学生の科目履修状況を確認し、学生の理解度等について情報交換を行う際、評価の低い学生については、教員毎に大きな違いはない。出席率の低い学生、テストを受けない学生、平常時の取り組みが悪い学生は恒常的に存在するが、結果として成績評価の低さと強い相関を示している。

上限設定は、履修意欲の低い学生に対しては、危機感をもって単位の修得に向かわせることで、確かに一定の効果がある。一方で、履修意欲の高い学生の一部や、教員免許の取得を希望する学生にとっては、履修科目登録の上限が足かせとなり、専門科目等の履修に影響を及ぼしている例もある。この点に関しては、全学的な視点からも徐々に改善されつつある。しかし物理科学科の学生にとっては、いまだに十分と言い難い状況にある。

また、履修意欲の非常に低い学生は、実質４年次に進級することが出来ず、卒業研究も

履修できないようになっており、４年次での学生の質はある程度確保されている。年度半ばで実施される卒業研究の中間発表会とその際の教員による指導、さらに、年度末に２日間にわたって開かれる卒業研究の発表会を通じて、卒業時の学生の質を検証・確保がなされている。しかし、４年次に進んだ段階で学生の質に大きなばらつきが見られる。３年次までの段階で、学生の質を確保するための方途が不十分ではないかと考えられる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

＜数理科学科＞

全学的に、厳格な成績評価を行うことが検討されているので、学科内でも、検討したい。

履修科目登録の上限設定に関して、教員免許状取得を目指す学生には、周到な準備と勉学を呼びかけていきたい。

現在は、希望するコースに無条件で行ける緩やかなコース制を敷いているが、３年次までの学生の質の検証･確保のために、より厳しい成績評価を伴うコース制への変更を検討する。

＜物理科学科＞

講義科目、演習科目それぞれの枠組みで、大まかに等しい評価法とその基準を設けることで、成績評価をある程度、均質なものにすることが可能と考えられる。また、物理科学の内包する分野の多様性と、多様な分野でそれぞれ高い能力をもつ学生の評価を一律で行わない、何らかの工夫をすることが望まれる。

現在、他学部や全学共通科目との兼ね合いを考慮しながらも、教員免許取得に関係する科目に対する登録の上限の緩和を進めている。学生の履修状況の多様性も鑑みながら、履修意欲の高い学生へ影響が出ないよう配慮し、履修科目登録の上限設定をより柔軟なものにする。

学生の質を確保するためには、卒業研究履修のための条件に加えて、最低でも２年次終了時、理想的には各年次終了時に、進級のための修得単位にある程度のハードルを設けるべきと考える。ただし、むやみに学生の危機感をあおることの無いよう、成績の芳しくない学生には演習科目を必修とする等、演習科目の実効性を高める工夫も必要となる。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

新入生に対しては、新入生ガイダンスとして、事務的な説明の後、必修科目を主とした内容紹介と教員紹介を行っている。在学生に対しては、各セメスターの初めに教学センターより履修ガイダンスが行われている。数理科学科では、３年次の春学期には「数理科学特別研究Ⅰ」ガイダンスが、同じ秋学期には「数理科学特別研究Ⅱ」ガイダンスが開かれている。これは「数理科学特別研究Ⅰ」 および 「同Ⅱ」の内容の紹介を行うもので、全ての教員が各セミナーの内容を説明している。物理科学科では、特別実験・演習や、卒業研究といった専門性の高い科目に関しては、各担当教員による説明会を開いている。

このような節目でのガイダンス以外にも、教務委員、修学環境改善委員や教学センターを中心とした日々の指導・相談が行われている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

留年生に対しては、年度初めに修学環境改善委員を中心に、学生生活全般に対する助言を含めた個別の修学指導を実施している。そして、年間を通して、修学環境改善委員に相談に行けるようになっている。修得単位数のとくに少ない学生に対しては、教員が分担して、履修指導にあたっている。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

数理科学科において、現在聴講生はいないが、若干名が科目等履修生となっている。その殆どのものは教員免許取得に必要な未修得科目を修得するための本学卒業生である。物理科学科においては、2005（平成 17）年度と 2007（平成 19）年度にそれぞれ、１名ずつ（１科目ずつ）の科目等履修生、聴講生があった。また 2005（平成 17）年度には、物理科学科教員が担当する教職課程開講科目に対して１名（計６科目）の科目等履修生があった。

聴講生が在籍するときは、講義を担当する教員が理解度を確かめるよう配慮するようにしている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

専門性の高い科目、とくに実験や特別研究については、事前の説明会や担当教員との直接の話し合いを通じて、概ね内容を理解した上で、本人の希望する内容のものを履修することが出来ている。ただし、受け入れ人数に制限があるものについては、必ずしも本人の希望通りとなるわけではない。この際の履修者の選択基準は担当教員に任されている。

低単位者の殆どのものは、長期欠席が続き、最終的には１・２年次生に配当されている必修科目を修得できない。このような事態が留年につながらないようにするために、１・２年次生に対しては、教員による生活・学修両面から学生の現状把握を行い、状況に応じた指導を行っている。その結果、履修状況が改善される学生もいるが、全く改善の見られない学生もいる。

科目等履修生や聴講生に対しては、他の学生同様に指導を行っており、学修意欲が高いこともあって、問題は生じていない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

大学入学後のできるだけ早い段階に、学修や単位修得に関してのより正しい認識をもつよう、十分な時間をかけて履修指導を行う必要がある。また高校までとの違いを学生がしっかりと認識するような指導が必要である。加えて、学生の目的意識を適切に判断し、とくに目的意識の低い学生に対してはしっかりとした指導をすべきである。卒業研究へのロ

ードマップをより明確に学生に示し、各年次で目的意識の再確認とそれに応じた指導も行うとより効果的であると考えられる。また、受け入れ人数の制限のある科目については、選考基準をより明確に示すことで、短期的な目標の達成を促すことに繋がるだろう。現在のところ、事務と協力しつつ懇切丁寧に履修指導を行っており、今後もその水準を落とすことなく続けていく。

留年者をださないための方策として、低単位者をきめ細かく把握し、その情報を教員が共有し、学科全体の問題として取り組むためのネットワーク作りが必要である。

今後、とくに社会人の科目等履修生や聴講生が増加することが予想される。優秀な学生が科目等履修生や聴講生の形で講義に参加することは、他の学生にとって少なからず刺激になると考えられる。アフターケア等の受け入れ体制を整備することが必要と思われる。理学部ではいくつもの個性ある講義を開講している。このことを外にアピールし、積極的に科目等履修生や聴講生を呼び込むことができれば、内外に対して非常に良い相乗効果が期待できるのではないかと考えられる。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

１年次のはじめに、新入生と上級生・教員が交流するための会を開催し、より緊密なコミュニケーションを持てるようにしている。また学生が学年次を超えてともに勉学に励む場を提供するために、理学部内にコミュニケーションルームを新たに設置した。また毎週ランチタイムトーク（学生と教員の交流の会）を設定し、2008（平成 20）年度より、各教員が学生の質問に答えたり、それぞれの研究内容の簡単なプレゼンテーションを行う等、学生を刺激する方策を導入している。学生の学修を活性化する１つの機会として、各学科では毎年数回の談話会を開催し、ときには低学年の学生にも理解できるような講演も行っている。

教育指導方法の改善に向けて、教員による授業参観や学生の授業アンケート等全学的なＦＤの取り組みに協力している。また、各学科において独自の学生に対するアンケートを行い、カリキュラムや授業内容に関して、学生の意見を直接聞いている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

全講義において、シラバスに教育効果や目標達成度の項目を明記している。シラバスは全学共通の書式で作成されている。これらは、学生に配布され、また、Ｗｅｂ上でもみることが可能となっている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

授業評価の結果は、Ｗｅｂ上で学生に公開されている。学生はその情報を活用して各自

がどの講義を受講するかの判断材料にすることが出来る。一方、教員は担当科目の講義内容を改善するために活用している。また、カリキュラムを改革する過程においても、各学科の議論の場で学生アンケートの調査結果を活用している。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

全学で行われる教育評価の結果は教員に返却され、各教員の教育方法改善のための材料とすることが出来るシステムが確立している。また、学科独自に実施する学生アンケートの調査結果は、学科会議等で回覧され、学生の修学における課題やカリキュラムの問題点等を認識するための一助としている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

理学部内での学生の交流を活性化する試みは、成功している。コミュニケーションルームの活用率は高く、学生の学修意欲向上にもつながっている。

学生に講義内容を事前に知らせることがシラバスの重要な意義であることは明白である。しかし、講義内容をより正確に記述するためにはいくつか専門用語を用いざるをえず、それらは講義を聞いてはじめて理解されるものであるため、シラバスをより平易な言葉で記述することが今後の課題の１つである。

各学科独自の学生アンケートは、これまでのカリキュラムの改革においても重要な役割を果たしており、評価すべきものである。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

学生・教員の交流を深めるのに役立っているランチタイム・トークを今後も継続するとともに、より効果が上がるように実施方法を検討する。

講義内容等の議論は個別に行われてきたが、講義方法の議論までには至っていない。多様な学生が入学する時代であることを認識し、きめの細かい対応ができるよう、さらにＦＤ活動に取り組んでいくことが必要である。

教育効果の測定やシラバスの活用については、カリキュラム改革を通して、各学科で情報を共有し、学生の学業修得度を上げる方向で議論を行う必要がある。とくに各授業内容や形態についてある程度、統一的な枠組み（指導要領）を作成し、学科全体で他の講義における指導内容との間の円滑な連携を図る必要がある。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

＜数理科学科＞

数理科学科の講義形態は、講義・演習（この２つは平均で 30 人ほど、多くて 50 人前後の集団授業）・セミナー（平均で５人ほどの授業）の３方式に大別される。数理科学科の授業は比較的少人数授業が実現されており、学生の修学状況を把握するうえで有効である。

＜物理科学科＞

授業形態には、講義、演習、実験がありそれぞれの指導方法は大きく異なる。必修科目には、演習時間を設け講義内容の理解を深める方法である。板書による講義が多いが、学生の理解度を確かめながら進められる利点がある。実験では物理科学現象を体験的に学んでいる。2008（平成 20）年度から１年次の「物理学実験Ａ・演習」、「物理学実験Ｂ・演習」において、プレゼンテーション能力を高めるために発表会が行われた。さらに、コンピュータの実習の授業、演習、物理学実験にコンピュータを使う工夫を行っている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

＜数理科学科＞

情報系の実習を伴う科目は、コンピュータ実習室で行われ、備え付けられたマルチメディア機器が利用されている。全学でほぼ同じ環境で学生が学修できるので、効果は高いといえる。この他にも、プロジェクターを用いた講義が行われている。

＜物理科学科＞

現在のようにコンピュータが広く利用されている環境のもとでは、多くの教員がコンピュータを何らかの形で活用した講義を行っている。教室にはプロジェクター等が備えられている。各教員の判断で講義に使用している。実験室にもコンピュータが備えられ教員の判断でデータ処理等に利用されている。また大学も情報処理教室に多様なマルチメディア機器を取り揃えている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」による授業形態は理学部には存在しない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜数理科学科＞

数理科学科の授業形態は少人数教育の色合いが濃いため、学生の修学状況を把握するうえで有効に働いており、評価すべきである。

情報系の科目においては、様々な実行例を示すこと等において、マルチメディア機器の

利用は有効であり、今後も利用が増えていくと思われる。一方で、数学系の科目のように、論理的思考を主な学修目的とする科目においては、マルチメディア機器を用いるよりも、板書形式の講義の方がより効果的と思われる。

＜物理科学科＞

知識の伝達には、みる、聞くだけでは不十分で、実際に習うことを行わなければならない。学士課程教育には「アクティブ・ラーニング」が必要であることを十分認識した授業形態を取っていることは評価できる。画像等スクリーンに映し出し視覚的に現象を捉えることも学生に新鮮さを与え教育効果があり評価できる。プロジェクター等視覚的な講義では、「みたことは覚える」の格言に基づくものであるが、「学修したことは分かる」のレベルに達するためには、さらに工夫が必要である。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

＜数理科学科＞

今後、学生の理解度の多様化がさらに進む時代となることを念頭におき、少人数教育を一段と推し進めることが重要である。

マルチメディアを活用した教育を行っていくことは、時代の趨勢でもあり、今後さらに推進されるべきであろう。１セメスターごとに用いる教材をそのつど開発することは容易なことではなく、一度使用した教材をリサイクルできるよう、蓄積しておくことが大切である。

＜物理科学科＞

学内にあるメディアを十分に活用した授業形態を、さらに進める。その教育効果を測ることも同時に必要である。学生の理解度を逐一確認しながら、きめ細かな授業を展開していくためには、ノートの取り方を指導し、授業で毎回小テストと理解度を確かめる等の工夫が必要である。さらに学生のプレゼンテーション能力をアップする必要がある。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内学との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学創立者の「建学の精神」に「その職域が国内であろうと海外であろうと、その如何を問わず、全世界の人々から尊敬される日本人として、全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもった 人間を育成することである。」と述べられており、そのためには「東西両洋の豊かな文化教養を身につけ」なければならないとされている。理学部においても、国際的な視野なくして教育研究を深く推進することは不可能である。

理学部の国際化への対応としては、研究レベルでは教員個人の必要性と努力に委ねられている。招聘研究者に対するサポートは、総合研究事務室によりなされている。教育レベルでの国際化への対応は、国際交流センターにより全学的に推進されているが、本学部で

の留学生の受け入れは今までのところない。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

理学部において国際レベルでの学生の交流としては、大学の在学留学制度としての交換留学、派遣留学、認定留学の３つがある。それ以外に夏休み等を利用する短期語学研修の留学がある。措置、制度の適切性に関しては、もう少し積極的に在学時に、海外における見聞ならびに経験をすることが好ましいと考えられるが、経済的な問題もあり、現状では妥当であると考えられる。

一方、研究交流としては、教員の長期派遣、国際会議・研究会への参加（短期滞在）があり、また外国研究者の招聘がある。長期派遣は、理学部の教員の平均年齢が上がり、ここ暫くはこの制度を利用した者は少ない。国際会議等の参加（短期出張）に関しては、認められる例が多い。措置・制度の適切性に関して、長期派遣に関しては外国における長期滞在の経験の少ない教員は、この制度を利用するのが望ましい。

また、複数の教員が日本学術振興会の招聘プログラム、科学研究費補助金等の援助により国外から研究者を招聘し共同研究を行ってきた。大学もこれらの研究者に客員研究員の身分を与え種々の便宜を図っている。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

現状では理学部として国内外の大学との組織的な教育研究交流はない。研究交流では、個人的なレベルに関しては国内外の大学の研究者との研究交流はなされている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

教育の交流に関しては、留学生の受け入れ等に力を注ぐべきである。理系の学生の受け入れに関しては、本学の努力だけでは不十分で国家全体の教育力のイメージを高める必要がある。国際交流センターによる留学生への対応はおおむね評価出来るが、学生の留学において単位の互換制度を生かしきれていないのが現状である。理学部では、派遣留学者が過去何名かいた。各学科では、各年度に履修すべき科目を設けているため、それに相当する科目を留学先で履修していないと進級できない。卒業までに５年以上かかる。単位互換を含めた在学留学制度を生かしきれていない。協定校と本学のカリキュラムの精査が必要であり、留学する学生の語学力をさらに向上させる方法を検討する必要がある。

研究の交流については、外国人研究者との共同研究を行っている教員の研究活動はおおむね活発である。しかし、国際的に評価されている教員、あるいは外国人研究者を招聘出来る教員の数は限られており、教員の一層の努力と層の拡大という意味で若い優秀な教員の採用が望まれる。また、総合研究事務室による招聘研究者に対するサポートはかなり評価出来るが、受け入れ研究者の負担は依然大きい。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

在学留学制度を利用する学生は少ない。この制度を活用するためには語学力の向上が必要である。そのためには短期の語学研修制度、海外インターンシップ制度等をまず充実することである。教育交流に関しては大学のイメージを高めるとともに、国家全体の教育力のイメージを高める必要がある。

国際的な基準での共同研究を行うためには、なによりも研究者個人の研究実績が重要である。研究実績に関しては研究者の個人的な努力が必要である。また外部の研究者を招聘する為には外部資金が必要である。ただし、外部資金による外国人研究者の招聘は容易というわけではない。大学独自の招聘プログラムも整備されつつあるが、一層の充実を図る必要がある。

教員の長期派遣制度は、今までのような海外長期滞在研究経験の少ない者だけではなく、サバティカルのような制度も加味して、教員が数年に１回ほど海外へ長期出張を許可すれば、研究力・教育力の向上に繋がるものと思われる。短期派遣、海外の研究者の招聘については、手続きの簡素化、旅費援助等を検討する必要がある。

Ｇ　工学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

生命科学・生物工学は、21 世紀の科学・産業界をリードする研究分野の１つである。本学科の教育目標は、この分野の急速な進歩に対応し得る知識と技術を持ち、さらに新しい研究・技術分野を切り開く創造力と指導力をもった人材を育成することである。この教育目標を達成するため、専門分野の根幹をなす基礎知識の修得、先端的知見・技術の発展に即応できる能力の養成、国際時代に対応できる知識と語学（とくに英語）能力の養成、社会・組織の中で指導力を発揮できる人格の養成、変貌する社会・時代の中にあって自己を見失わず豊かな生を全うできる人間性の涵養を、指導要点としたカリキュラム編成をとっている。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

専門教育と人間教育を学科の教育目標に沿って体系的にバランスよく教授すべきことを謳った 19 条第１項の趣旨に従い、カリキュラムを設定している。

学科専門教育科目（63 科目 115 単位、うち必修科目 20 科目 32 単位、選択科目 43 科目 83 単位）は基礎から専門へ段階的に進む体系的な教育を意図し、基礎科目、基礎専門科目、応用専門科目、特別研究に区分し、基礎科目は１年次、基礎専門科目は１・２年次、応用専門科目は２・３年次に重点的に配し、特別研究は３年次秋学期～４年次に履修させてい

る。なお、選択科目の中には、卒業要件単位外である教職課程の教科に関する科目（「地学通論Ａ」、「地学通論Ｂ」、「地学実験」、「物理学実験 I」、「物理学実験Ⅱ」５科目７単位）も含まれている。それぞれの科目の概要は次のようである。

（ｉ）基礎科目：高等学校レベルの生物学と化学の補習科目、自然科学の基本分野を教授する諸科目、生物学実験、化学実験、基礎的な情報科学科目とコンピュータ演習、等計 23 科目 37 単位、うち必修科目 8 科目 10 単位。

（ii）基礎専門科目：生物学の中の主要専門分野を教授する諸科目、専門分野紹介科目、「生物工学実験 I」、「生物工学演習 I」、科学英語等計 18 科目 35 単位、うち必修科目 8 科目 15 単位。

（iii）応用専門科目：生物工学の主要専門分野を教授する諸科目、「生物工学実験Ⅱ」・「生物工学演習Ⅱ」、等計 19 科目 38 単位、うち必修科目２科目３単位。

（iv）特別研究（必修）：３年次秋学期から各研究室に分属し、「基礎特別研究」（１科目１単位）としてその研究室の専門分野の勉学と研究を始める。これを踏まえて、４年次に通年、卒業研究である「応用特別研究１・２」（２科目４単位）を行う。

生物工学科開講の専門教育科目の選択科目 43 科目（83 単位）以外に、2007（平成 19）年度以前入学者に対しては、情報通信工学科開講の関連科目７科目（14 単位）、法学部開講「知的財産法」（４単位）、理学部開講「情報と社会」（２単位）および「確率・シミュレーション」（２単位）も，学科専門教育科目と同列の選択科目としている。2008（平成 20）年度入学者に対してはコンピュータ理工学部開講の「情報化社会論」（２単位）とコンピュータ概論（２単位）、理学部開講の「情報と社会」（２単位）および「確率・シミュレーション」（２単位）が同様の選択科目となっている。これ以外の他学部開講科目も履修できるが、卒業要件単位として認定されない。

４年次必修の「応用特別研究１・２」を履修するためには、１～３年次に配した必修科目（20 科目 32 単位）のうち 13 科目（「生物学通論Ａ」、「生物学通論Ｂ」、「生物工学のすすめ」、「物質生物化学」、「基礎コンピュータ演習」、「応用コンピュータ演習」、「生物学実験 I」、「化学実験 I」，「生物学実験Ⅱ」、「化学実験Ⅱ」、「生物工学実験 I」、「生物工学実験Ⅱ」、「基礎特別研究」）21 単位を含め、卒業要件単位数 92 以上を修得していなければならない。

一方、一般教育科目に相当する共通教育科目（329 科目 573 単位）については、言語教育科目以外は、学年に縛られず学生が自由に履修できるように設定している。言語教育科目は選択必修で、１年次に１言語または２言語を履修する。１言語９科目から同一言語４科目４単位計８単位の履修が課せられている。さらに、さまざまな学問分野の専門科目を組み合わせた 13 の特別プログラムからなるテーマ別融合教育科目（218 科目 325 単位）では、他学部専門教育科目も選択科目として履修できるようになっている。これら共通教育科目、テーマ別融合教育科目のうち、生物工学科生が履修できる科目数は、必修や選択必修の科目の時間割との関係から、共通教育科目 352.8 科目、テーマ別融合教育科目 92 科目である。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

生物工学を学ぶための基礎的科目を、基礎科目あるいは基礎専門科目として位置づけ、それぞれ１、２年次に配している。一方、倫理性や人間性を養うための授業科目については学科開講科目の中に設けていない。倫理性・人間性の涵養に関わる科目は、本学の共通教育科目の編成・運営を担う全学共通教育センターが設定した科目の中に含まれており（該当する科目は総合的分野（68 科目 136 単位）に属し、倫理性に直接関わる科目は「生命倫理」と「環境倫理」の２科目４単位)、学生は自分の判断でそれを選んで履修するシステムになっている。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

（１）－１で述べたように、専門教育科目としては、１～２年次に基礎的な科目を、学年が進むにつれて専門性のより高い科目を学べるように体系的にカリキュラムを組んでいる。１年次配当の必修科目および実験科目を含む卒業要件単位数（92 単位以上）を修得していない学生は、最終学年の「応用特別研究１・２」を履修することができない。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学の現行の制度では、共通教育科目の編成・運営（授業科目の改廃、新設、再編、当単位数、開講時間の設定等）は、全学共通教育センターが主体となって行っており、学部・学科は直接関与しない。共通教育関連科目に関しては、学科は全学共通教育センターからの問合せに学部代表の委員（１名）を介して応じる程度である。また、学科の学生が共通教育科目の中のどれを受講すべきかについても、言語教育科目を選択必修として課している以外は学科としての履修規程を定めていず、学生の自由判断に任せている。なお、生物工学科教員が共通教育科目とし開講しているのは，「遺伝と進化」，「生物と生命」，「化学と環境」および「日本語表現」の４科目である。前二者が生物工学関連の授業である。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

国際的にも活躍できる人材を育てることは学科の教育目標の１つであるので、可能なかぎり英語教育に時間数（コマ数）をさいている。上で述べたように、１年次に１言語の場合は英語教育科目４科目８単位、２言語の場合は英語教育科目２科目４単位と他言語教育科目９科目から同一言語教育科目４科目４単位計８単位の履修が課せられている。英語教育について具体的に述べると、まず事前のプレイスメントテストに基づきクラス分けし、共通教育科目中の英語のみを履修する場合には４科目８単位（春学期に「英語オーラルコミュニケーションＡ」と「英語リーデイングスキルＡ」、秋学期に「英語オーラルコミュニ

ケーションＢ」と「英語リーデイングスキルＢ」)、２言語の場合の英語は２科目４単位（春学期に「英語オーラルコミュニケーションＡ」あるいは「英語リーデイングスキルＡ」、秋学期に「英語オーラルコミュニケーションＢ」あるいは「英語リーデイングスキルＢ」）を履修する。専門教育科目中は、３科目３単位（「科学英語Ⅰ」、「科学英語Ⅱ」、「科学英語Ⅲ」、各１単位）をいずれも必修科目として組み込んでいる。また、希望者は、本学と提携する欧米の大学で開講される語学研修（単位認定可）に参加することができる。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

卒業に必要な総単位数は 124 単位以上、そのうち専門教育科目が 80 単位以上（うち 32 単位は必修）となっている。専門科目以外については、一般教養的授業科目に相当する共通教育科目あるいは他学部・学科の開講科目から自由に選ぶことができるが、他学部・学科の開講科目で卒業要件単位として認められるのは、2007（平成 19）年度以前入学者は 10 科目、2008（平成 20）年度入学者は４科目である。ただし、共通教育科目の中の英語（計８単位）あるいは英語と他の外国語教育科目（計８単位）は選択必修として受講を課している。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

学科としての基礎科目の教育については、学科主任を長とする学科会議が責任体となって協議・運営している。学科主任は教員の意見の取りまとめと他学部・学科との連絡調整を行う。また、学科が選出した学科教務委員（１名）は、学生・教員間の連絡調整と学生に対する科目履修上および学生生活上の助言と指導を行っている。共通教育科目の教育については、教育理念・目標の設定、授業科目の改廃、必修・選択の別、成績評価等、いずれに関しても、学科は直接関与していない。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

専門教育科目の配当学年別の必修・選択科目数（単位数）は下表に示すとおりである。選択科目の中には、卒業要件単位外である教職課程の教科に関する科目が５科目（７単位）も含まれていること、および生物工学科開講の選択科目 43 科目（83 単位）以外に、2007（平成 19）年度以前入学者に対しては他学科・他学部開講の 10 科目（22 単位)、2008（平成 20）年度入学者に対しては他学部開講の４科目（８単位）が選択科目となっている。卒業要件単位数は、124 単位以上であり、専門教育科目の選択科目を 48 単位以上修得することが義務付けられている。

配当学年	科目数（単位数）		
	必修	選択	計
1	8 (14)	12 (24)	20 (38)
2	7 (10)	17 (31)	24 (41)
3	3 (4)	14 (28)	17 (32)
4	2 (4)		2 (4)
計	20 (32)	43 (83)	63 (115)

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（１）－１

上記のように、専門教育科目、教養教育科目とも多くの授業科目を設定しており、専門教育科目は、学生が基礎的科目から専門性の高い科目へ段階的かつ体系的に勉学できるようカリキュラムを設定している。しかし、多様な開講科目の中から各学生が自分の進路設計に沿う科目を系統立てて選択・履修できるような指導体制は十分整っているとはいいがたい。

共通教育科目については、英語あるいは英語と英語以外の１言語（８単位）を選択必修として課しているほかは、学科としては科目選択上の指導を何ら行っていない。自分が履修すべき科目を主体的に決められない学生が近年増えつつあり、履修指導を一層強化する必要に迫られている。テーマ別融合プログラムは、生物工学科の学生に適したものはほとんどないようである。

（１）－２

専門分野を学ぶための基礎教育については、現在のカリキュラムでとくに緊急対策を要する問題点はないが、低学力学生への指導体制と実験・実習科目を現在より充実・拡充することが将来に向けての課題であると考える。倫理性や人間性に関わる科目については、卒業要件科目として学科の学生にその履修を義務づけていないので、多くの学生が履修していない可能性がある。

（１）－３

生物工学科の教育研究分野は、分子機能科学、細胞機能科学、植物遺伝・育種学、生物保全科学の４系列に緩くグループ分けされており、カリキュラムもこれらの系列に該当する科目を中心にして構成されている。しかし、個々の学生に対して、この系列の中の１つを低学年で選び、以後その系列に沿った科目を重点的に選択・履修するようには指導していない。各学生に自分の進路を早く定めさせ、それ中心とした勉学・研究に力を集中させるという意味では、低学年から上記の４つの分野に系列化した履修プログラムを提供するほうが効果的である。

生物工学・生命科学の進歩は実に目覚ましく、新しい研究課題・分野が次々に誕生している。学科としては、これらの新分野で開発された最新の技術・知見をいち早くカリキュラムの中に取り込むことを常に心懸けているが、カリキュラム編成上あるいは講師雇用上

の諸制約があるため、意に適う対策がなかなかとれずにいる。

（1）－4

現状では、多くの学生にとって教養教育（共通教育）科目は卒業に必要な単位数を確保するための増量剤的なものとしか受け止められておらず、したがって、単位が取りやすいかどうかが受講するかどうかの決め手になっているようにみえる。教養教育は人間教育上大学教育に欠かせない要素であるから、学部・学科の視点を踏まえつつ本腰でそのあり方を研究し、効果的な履修指導方式を構築しなければならない。なお，前述したように共通教育科目の中で生物工学科教員が提供しているバイオテクノロジーに関する授業は２科目にすぎず，一般の学生に「バイオテクノロジーとは何か」という基礎的な知識を教授するには，少ないように思える。

（1）－5

設定した科目の種類と授業内容については妥当なものと考えているが、一般に理系の学部・学科にあっては語学教育のための時間数を十分配することは困難で、生物工学科の場合もこの通弊から免れていない。時間数の不足以上に改善がまたれる問題点は、語学教育、とくに会話教育に欠かせない少人数教育が大部分の講義において実現されていない点である。いずれの問題点も学科内だけで解決できる問題ではないので、今後は、本学の全学共通教育センターおよび外国語学部と連携しつつ、漸次改善を図っていく必要がある。

（1）－6

バイオテクノロジーの急速な進歩に対応するため、授業科目の再編改廃を学科発足以来不断に心懸けて実施してきた。しかし、学科の専門教育の根幹を成す実験・実習科目については、担当人員（教員と補佐要員の数）あるいは実験室条件（面積と設備機能）上の制約のため、学科の教育方針に適った教育課程の改善が十分なされてきたとはいいがたい。

（1）－7

教養教育は大学生にふさわしい人格、知識を形成するために大学教育の欠かせない部分であるが、現状では、学生にその意義・重要性がよく理解されているようには思えない。

（1）－8

必修科目は、いずれも生物工学を学ぶために不可欠な基礎科目、実験科目および卒業研究であり、単位数 32 単位は妥当であると考えられる。一方、選択科目として開講されている 43 科目（83 単位）は、多過ぎるようにも受け取られる。しかし、生物学をミクロのレベル（分子・細胞）からマクロのレベル（個体・集団）まで学べることが、生物工学科の特徴であり、この点から考えると開講されている選択科目数は決して過多であるとはいえない。ただし、明瞭な目的・問題意識を持たない学生には、受講する科目が散漫になることも危惧される。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

専門教育科目については，設定した科目の種類や授業内容は妥当なものと考えている。しかし，現在のバイオテクノロジーの急速な発展に対応しうる知識と技術を教授するためには，一層のカリキュラムの充実が必要である。このため、現在の１学科を系列に細分する方向ではなく、別項で記した４系列を核にして総合生命科学部（仮称）を 2010（平成 22）年度に発足させ、３学科に拡大再編する方向で改革するとともに、それに伴う各学科のカリキュラムを策定中である。共通教育科目については，全学共通教育センターが中心になって同センターの運営組織を再編し，全学的な規模でカリキュラム改革等に取り組むことが検討されている。

（１）－２

生命科学・バイオテクノロジーに携わる人間に対しては、生命・技術倫理への高い意識をもつことがとくに求められるので、学部・学科の再編・新設計画のなかでは、倫理性・人間性に関わる科目を学科関連の選択科目としてカリキュラムに取り入れる計画である。

（１）－３

新しい分野を短期間で体系的に取り込むには、学科の再編・新設を行うことが最善の策である。幸い現在本学では、将来に向けての大学改革構想が学長主導で構築されつつあり、この改革事業の一環として上述したように、学部・学科の改組・新設を達成すべく、計画案を詰めている。

（１）－４

全学共通教育センター運営委員会が主体になって，教養教育の企画運営体制の見直しと改革を進めている。そして、教養教育のカリキュラムの充実を図るべく，各学部教員が主体的に携わり，全学的な取り組みをすることが盛り込まれている。現在、生物工学科教員が提供している、バイオテクノロジー関連の共通教育科目は２科目にすぎず、一般の学生がこの分野の基礎、重要性等を教養科目として学ぶためには，改善の余地があろう。

（１）－５

専門教育科目中に設定した英語の必修３科目（「科学英語Ⅰ」、「科学英語Ⅱ」、「科学英語Ⅲ」）は、専門英書の読解力を養うことを目指した科目であるが、学部・学科の改組・新設後も，このスタイルを踏襲する計画である。外国人と交流する機会が今後ますます増えることを視野に入れて、将来的には少人数のクラス編成、会話とプレゼンテーション能力を養うための科目（ネイティブスピーカーの講師が担当）の構築、さらには情報機器を活用して授業効率を高め、配当時間数や教員数の不足を補う方策も検討する。

（１）－６

既述のように、本学の将来構想に沿って、バイオテクノロジー関連の新学部・学科の改組・新設、それに伴う研究・実験施設の拡充計画を策定中である。構想実現後は、教員の増加や機能的にも面積的にも現規模のほぼ倍に相当する実験環境が確保できることが見込

まれる。また、その時点では、ＰＤ、ＴＡ、技能員等の実験補佐要員の大幅増加が見込まれる。このことを想定して、配当時間数に関しても内容の充実度に関しても現在より格段に優れた実験・実習授業方式を構築すべく、計画案を検討中である。

（１）－７

現在本学では、全学共通教育センター運営委員会が中心となって、教養教育システムの抜本的な改革を計りつつある。2010（平成 22）年度に発足予定の総合生命科学部（仮称）のカリキュラム編成でも、学部・学科レベルからの教養教育への関わり方について、改革案を検討している。

（１）－８

履修ガイダンスにおいて、希望する専門分野に応じた選択科目受講のモデルコースを提示し、知識が散漫にならないように指導する必要があろう。さらに、上述のように学部・学科組織の新設・再編により、より系統的で高度な専門教育を実施できる場が整備しつつある。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

生物工学科では化学と生物の両科目に関する基礎知識は、入学後の学修に不可欠である。しかし入学する学生の大半は、高等学校ではこれら２科目のうち１科目のみを受験科目としているため、教員からみると基礎知識に不足を感じることが多い。さらに入試制度の多様化に伴い、理科系科目を受験せずに入学する学生も多く、基礎学力の低下は深刻な問題になりつつある。基礎知識の不足は、学生の勉学意欲の低下につながり、入学後の早い段階でドロップアウトに近い状態に陥る学生も見うけられる。これらの問題を含めて、学科教務委員（１名）は、学生・教員間の連絡調整と学生に対する科目履修上および学生生活上の助言と指導を行っている。

上記の問題を踏まえて、生物工学科では入学前教育として、比較的早い時期に合格が決まるＡＯ入試や編・転入試による入学予定者、指定校・連携校からの入学予定者には、高校の化学と生物学の学科で指定した参考書を読ませ、入学までにそれに基づく演習問題を４回出題し、解答が正解に至るまで再提出させている。なお、これらの制度による入学者は例年５名以内である。

入学後は１年次春学期にリメディアル科目として「生物学演習」および「化学演習」の２科目を開講している。これらの科目の担当者は高等学校等で経験を積まれた先生であり、高等学校レベルの復習にとどまらず高等学校と大学の専門教育の橋渡しとなる科目として両科目を位置付けている。また、１年次に専門教育に興味を抱かせることを意図して、生物工学科全専任教員によるリレー科目「生物工学のすすめ」を必修科目として開講している。さらに、従来は２年次配当であった「生物学実験」および「化学実験」の２つの実験

科目を、2004（平成 16）年度より、１年次秋学期からの開講科目とし、１年次の勉学・研究意欲の向上を図っている。

〔点検・評価〕

入学前教育は、それを行う以前に比べ、基礎知識がしっかり身に付き、効果があることが認められている。リメディアル科目については、学科主任および教務委員が学期末に担当教員と面談し、教育効果や問題点等について確認する場を設けている。当初はほとんど基礎知識を持たなかった学生が、学期末には飛躍的な伸びを示した例もあり、一定の効果は上がっていると思われる。反面、大学入学後に再び高等学校の内容を復習させられることで、大学での勉学意欲の低下を招いている場合もあると思われることは見逃せない。「生物工学のすすめ」についても、勉学意識の向上に対して一定の役目を果たしていると思われる。とくに、全教員のリレー終了後に、興味を抱いた教員の研究室を訪問し、研究内容の説明を受け、研究室の雰囲気を味わえるように配慮していることは、一部の学生には専門教育への期待を抱かせる役目を果たしている。しかし、入学当初に目的意識をほとんど持たない学生の割合は相当に高いと思われ、このような学生の意欲向上に対しては、十分な効果を上げているとはいえないのが現状である。

〔改善方策〕

生物工学科では入学前教育、新規科目の開講、実験科目の低学年への移動等の策を講じてきたが、一部の学生にとっては大学教育への移行が必ずしも円滑に行われているとはいえないようである。今後は、総合生命科学部の設立（2010（平成 22）年予定)、学科の再編のなかで、多様化する入試制度に対応した入学前教育をはじめとする、生物や化学の基礎知識をより充実させる対策を検討している。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

生物工学科のインターンシップ受講生は、インターンシップ１～６が 2006（平成 18）年度は３名、2007（平成 19）年度は６名であり、そのうちインターンシップ３が計５名と最多である。オン／オフ・キャンパス・フュージョン１～４は 2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度とも１名である。このように、生物工学科からの受講生は毎年 10 名以下と少ない。また、バイオテクノロジーを対象とした現場では、専門的な知識と技術が要求されるためか、インターンシップ生を受入れてもよいという会社・団体は皆無に等しく、その職種は書店、電気設備会社、幼稚園等、専門を生かしたものでなく、事務的なものが多い。

〔点検・評価〕

生物工学科生の参加が少ないのは１つには、バイオテクノロジーを専門とする会社・団体からのインターンシップ生受入れの申込みがないことが影響しているものと思われる。しかし、専門とは異なる分野での体験ではあるが、生物工学科からの受講者にはインターンシップは貴重な体験として高く評価されている。

〔改善方策〕

インターンシップのカリキュラムは、企業や自治体等での実務経験を通して自己を高め、職業観、ひいては自分の適性、将来目標を明確にすることができるように、きめ細かい配慮がなされている。まず、インターンシップの意義を周知させ、より多くの学生を受講させるべきだろう。それとともに、生物工学は専門性が高いため、かなり困難を伴うが、生物工学に関係するインターンシップ生受入れ可能な会社・団体を開拓し拡大することも必要不可欠である。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

配当学年別の必修・選択科目数（単位数）は、上記（１）－８の表に示した。講義科目は週１コマ１セメスターで２単位、演習・実験科目、科学英語および特別研究は週１コマ１セメスターで１単位分を与えている。

〔点検・評価〕

卒業研究にあたる応用特別研究については、実験を希望する学生にとっては、長時間にわたって実験に拘束されるため、週２コマ分通年で４単位は過少に受け取られるかもしれない。それ以外の科目の単位数については妥当なものと考えられる。

〔改善方策〕

生物工学科の学生は、将来、研究職を希望する者と卒業後直ちに就職を希望する者にほぼ二分される。このような現状を踏まえて、応用特別研究の形態や認定単位数を改変する。４年生で実験を希望する学生には「応用特別研究１・２」を履修させ相当する単位数を与え、一方、就職後に役立つ知識の修得を希望する学生には、講義科目で卒業単位数を充足できるような形態を採用するのも一案と思われる。この場合、講義科目の新設や他学部、他大学で受講した科目の単位認定も必要になるであろう。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

単位互換について、2007（平成 19）年度は「大学コンソーシアム京都」への生物工学科提供科目は専門教育科目３科目であるが、受講生は他大学からはなく、2007（平成 19）年度には社会人１名が受講していた。一方、他大学提供の単位互換の教養教育科目は〈生物工学科〉生 10 名が受講し、計 30 単位履修している。

一方、生物工学関連の専門学校卒業生を年に数名受け入れているが、編入者に対しては、専門学校で履修した科目・単位を生物工学科の科目・単位に読み替え、編入者が不利益をこうむらないよう配慮している。

〔点検・評価〕

生物工学科提供の単位互換科目は専門教育科目であるため､受講生が少ないものと思われる。他大学提供の単位互換の教養教育科目で本学で開講していない興味のある科目は、より積極的に受講し、豊かな教養を培うべきであろう。編転入者に対する既修得単位の認定は適切であると思われる。

〔改善方策〕

単位互換制度のＰＲを強化し、他大学提供の単位互換科目を周知させるべきであろう。編転入者に対する既修得単位の認定は、現状通りでよいと思われる。編転入者の学力は平均的な生物工学科学生の学力と同等か､それ以上あり､既得単位の認定の妥当性を裏付けている。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

2008（平成 20）年度の専門教育科目については配当学年別の専任教員および非常勤教員が担当する科目数と専兼比率は下表に示すとおりである。

配当学年	科目数		専兼比率％
	専任教員（A）	非常勤教員（B）	A/（A+B）×100
1	9.3	10.7	46.5
2	20.8	3.2	86.7
3	15.0	2.0	88.2
4	2.0	0.0	100.0
計	47.1	15.9	74.8

１年次配当の科目では、専兼比率が 50%以下で非常勤教員が担当する科目数が、専任教員の担当する科目数を上回っているが、２年生以降配当の科目では、専兼比率は 85%以上である。全専門教育科目でみた場合、専兼比率は 74.8%である。

必修科目があるのは、専門教育科目のみであり、選択必修科目は共通教育科目にのみある。デーマ別融合教育科目、教職課程教育科目は、すべて選択である。専兼比率が一番高いのは専門教育科目であり、春・秋学期とも 70%以上である。一番低いのは共通教育科目である（春学期 51.7%、秋学期 64.3%）。また、専門教育科目の必修科目は春学期（73.0%）より秋学期が高く、83.0%である。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

専門教育科目のうち非常勤教員が担当する科目が占める割合は 25.2%である。この割合は低学年配当の科目で高くなっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

低学年配当で非常勤教員が担当する科目は、多くが基礎科目である。これらの科目は専門教育への移行に不可欠であるが、専任教員の授業負担数からみて非常勤教員に頼らざるを得ない。学生が専門教育に抵抗なく移行できるためには、専門教育でとくに必要とされる部分に重点を置いた基礎教育が要求されるが、非常勤教員に頼っている現状では、この点が徹底しているとはいいがたい。

３年次配当で非常勤教員が担当する２科目は「発酵学」および「バイオインフォマティクス」である。これらの科目を専門にする専任教員はいないが、バランスのとれたバイオテクノロジー教育に不可欠と思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

低学年の基礎科目の位置付けから考えて、非常勤担当の多くの基礎科目は専任教員が担当すべきと思われる。その実現のためには、専任教員数の増加が不可欠である。新学部構想では、この点が考慮されている。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

生物工学科では、社会人学生、帰国生徒は受け入れたことがない。外国人留学生は３名在学している（全員中国人）。留学生対応は、国際交流センターが主体となって行っており、１年次の春学期のみ、生物工学科の上級生をチューター（ボランティア）として、マンツーマンで生活や学業の相談にのっている。留学生は共通教育科目では,「日本語」８単位が

選択必修になっているが、生物工学科の専門教育は日本人学生と同じカリキュラムは行っており，特別な配慮はしていない。

〔点検・評価〕

チューター制度は留学生には好評であり、その後も個人的な接触があるようであるが、期間が短すぎるように思われる。外国人留学生は，英語，専門科目（生物学あるいは化学）の筆記試験と面接で合格点をとったものが入学しているので、入学時における学力は平均的な生物工学科生と遜色はない。

〔改善方策〕

せめて入学後１年間はチューターを続けるならば、日本人学生との交流も増え、相互理解が進み、学問分野での知識の向上にも益するであろう。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

基本的には学期末に行われる定期試験による判定が行われるが、レポート、平常点、出席点等が加味される場合がある。得点は各教員の評価に任される。各学期に各教科について１回、教育方法や理解度等についてのアンケート調査があり、学生側の評価ついて情報を得ることができる。

（１）－２　卒業生の進路状況

過去３年間の平均では、87%の学生が就職または進学している。その内 58%が民間企業に就職し、25%が大学院に進学している。進路センターの努力でフリーター等は減少傾向にあるが、昨年度も 12%の進路未定者がでた。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

各教科における評価については、各教員に委ねられるのは当然であるが、全教科の単位認定率等は教員に提示されることから、各教員の学生評価の現状を参考にすることができる。上記した学生アンケートについても各教員が内容を吟味すれば参考になる点も多い。教育効果全体をみる上で、４年次の応用特別研究はこれまでの教育の集大成であり、それぞれの指導教員によって３年次までの教育の総合評価ができる。進路については生物工学という領域からすれば、大学院進学を 40%近くに高めたい。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

教科の内容やレベルが異なる以上、統一的な判断基準を設定することはできない。４年次の応用特別研究における問題点を整理し、学部教育のあり方について修正するといった作業を今後も続ける。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は学生の学修達成度について正確にかつ学生が納得しうる方法で評価するものでなければならない。各教科は試験の評価に加えて、必要に応じて、平常点、レポート、出席点等も加味される。最終的な成績は、100 点満点でつけられ、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。90 点以上、80～89 点、70～79 点、60～69 点をそれぞれ秀、優、良、可としている。また、ＧＰＡ評価も導入されている。各教員は全体の生物工学の中で受け持ちの科目の占める内容を念頭において、客観的でかつ厳格に評価を行っている。ただし、学生実験のようなリレー科目については、一定の基準を設け適宜すり合わせを行っている。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修科目の登録の上限設定は、学生の学ぶ権利を保証しつつも、無責任な履修申告の防止や順序だったバランスのとれた履修を行うためのものである。また、４年次の応用特別研究の履修には、一定のハードル（１年次に配当されている必修科目と実験科目を含む 92 単位の単位修得）を設けており、本科目が一定の基礎学力の上に成り立っているものであることを学生に認知させている。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

各学年終了時に、配当された必修科目の単位を含む修了単位数を調べ、低単位修得学生に対し、勉学を中心に、課外活動、アルバイト、生活全般について個別の履修指導を行っている。卒業前には応用特別研究を行う過程で、さらに個々の教員のもとで総合的な指導による質の向上に努めている。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

成績評価については、講義目標等に違いがあり、基本的には教員の客観的な判断にゆだねられるべきである。単位数の上限設定についても、その数は物理的に決定せざるを得ない部分もあり、あまり検討の余地はない状況である。低単位修得者との個別面談は学生の背景を知る上で良い機会となっている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

評価方法には、あまり改善の余地は無い様に思われるが、応用特別研究での日常的実習を通じて、様々な反省点が見えてくるケースがある。問題点を整理して３年次までの指導に反映させる。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

新年度開始時に、教務担当より各学年別にガイダンスが行われる。また、４年次の応用特別研究（卒業研究）に繋がる３年次秋学期の基礎特別研究の前に、卒業研究を行う各研究室の研究内容について説明する。また、各学期終了時における修得単位数および必修科目の履修状況より、低単位修得者および必修科目未履修学生に対して個人面談を行い、問題点を指摘し、学修意欲の向上を図っている。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

上記したように、各研究室に入って、応用特別研究を履修するためには、一定のハードルが設けられているためにその単位数を修得していない留年者と、各研究室に配属されているが卒業要件を満たしていない留年者がいる。前者については、上記したように学期末に個人面談を行い指導している。後者については実質的に各研究室の指導教員が対処している。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

志望者はシラバスの内容を把握した上で、志望理由書を提出する。その上で適切な判断を下すが、原則として受け入れ、難易度が高い場合は参考書等を指定して、事前に勉強しておくように指導している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

学生に対する履修指導に関して、学生にとって必要な情報は適切に伝達されている。留年者に対する教育上の配慮は、学年末に定期的に行うものと必要に応じて保護者等からの申し入れに適宜対応している。また、心理的な内容を伴うケースには学生相談室のサポートのもとで解決するようにしており、ほぼ十分な対応をしていると言える。聴講生等の受け入れについても、現状では出来うる限りの配慮をしている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

留年生への対応が最大の問題であるが、大学全入時代になり留年生はますます増える傾向にあり、クラス担任制も含めてもう少しきめの細かい対応が必要であろう。学生の“や

る気”の喚起が大切で、とくに初年度教育が重要なウエイトを占めると考え、“生物工学のすすめ”という科目を設けた。本講義では、各教員の研究内容を平易にリレー形式で紹介し、バイオのおもしろさを伝えるようにしている。また、全学的にも教学センターにより、初年度の学生を対象にすべての科目の出席状況を把握するシステムを確立し、初年度の脱落者を出来るだけ減らす努力をしている。これらを今後も継続して行う。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

全学的な組織としてＦＤ委員会を設け、組織的な取り組みを行っている。ＦＤの一環として、各教員の授業の相互公開、推奨授業の公開と討論、学生による授業評価等を行っている。とくに、学生による授業評価はシラバスに記載された学修目標が効果的に達成されているかどうかの目安となるもので重要である。また、学内におけるＦＤ講演会や本学も加盟している「大学コンソーシアム京都」の主催で毎年１回全国レベルのＦＤを課題とする委員会が開催される。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

開講科目の講義目的（要旨）、講義内容、講義計画、履修上の注意、講義の到達目標、評価方法、教材について説明し、Ｗｅｂ上でも公開している。講義の順序に沿って、詳細な内容を記載し、理解し易いように工夫されている。また、目標に沿った評価基準が設定されていることを周知させるようにしている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価は適用しにくい一部の科目を除いて春学期と秋学期の２回行われる。内容は、受講の点検、授業の環境、授業の点検、各教員による自由質問等の項目からなっている。さらに、授業の良い点や改善すべき点等について自由に記述できる。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

授業評価の結果は、集計後点数表記で各教員に報告される。結果は全体には公開されないがＦＤ委員、学部長等には報告され、とくに問題となる場合は対応することになっている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

ＦＤ委員会により教育改善のための様々な企画がなされ、一定の成果をあげていると考えている。しかしながら、授業評価は評価を受けた授業担当の教員によって、その学修目

標が達成されるように、授業の構成、方法等を改善することで完結するが、その検証は個々の教員にゆだねられており、システムの運用には限界がある。また、ＦＤ委員会によってまとめられた教育のマニュアル本も技術的な問題に対しては、ある程度対応しうるが、教育する方もされる方もモチベーションを高めるということでは限界がある。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

大学における高等教育の特徴は教育・研究が表裏一体となっていることである。教育の技術もさることながら、このような角度から魅力ある講義のあり方を検討していく。シラバスについては、学生に十分に活用されているとは言い難く、ガイダンス等で徹底する。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

４年間で段階的に生物工学を修得するために、以下のような授業形態と授業方法を設定している。生物工学のような実験科学は、講義科目から得る知識と実験科目を通して得る技術が両輪であり、修得過程において両者が噛み合う必要がある。１年次に基礎科目と共に、将来の専門分野への展望を示すために“生物工学のすすめ”を開講している。２年次には、将来の英語論文の講読に重要な科学英語、基礎専門科目、基礎実験を配置している。３年次の秋学期からは、基礎特別研究として各研究室に分属して、指導教員より少人数で研究の背景や技術を学ぶ。最終学年では、これまでの生物工学・分子生物工学の講義より修得した知識と実験科目より修得した技術の集大成として応用特別研究１・２を履修する。分属した研究室で行われている未知のテーマに参加して、生物工学の面白さと難しさを体感すると共に、多くの院生やゼミの構成員との討論を通じて、生物工学の専門家となるべく多くの知識を学ぶ。最後にテーマについての研究成果を卒業論文としてまとめ、プレゼンテーションを行う。卒業に必要な単位は、専門教育科目 80 単位以上を含む 124 単位となっている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

本学には、メデイア教育を行う諸設備は整備されている。どのように活用するかは各教員の方針に委ねられている。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学部では実施していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

上述したように、講義内容に関連する内容について実験科目をとおして確認することにより、知識を確かなものにすることができる。実験科目を低学年で実施し、改善を試みたところ、少なくとも２年次秋学期からの生物工学実験、３年次秋学期からの基礎特別研究については、一定の効果をあげていると判断している。メデイア教育については、各教員に委ねられているが、その長所、短所については学部で共通認識をもつことが必要である。英語の講読は科学英語Ⅰ－Ⅲによって多くの時間を当てているが、必ずしも効果的であるとは言い難い。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

実験を通して、タイミングよく講義内容を再確認するようなシステムは重要であり、さらに講義と実習の連携を重視したカリキュラムを検討する必要がある。生物工学にとって英語論文の解釈は極めて重要であることから、より少人数教育にして、きめ細かい指導が必要と考え、検討中である。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内学との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[生物工学科の教育目標とカリキュラム]

生物工学科の教育目標の１つは、国際的に活躍できる人材を育てることである。世界の共通言語は英語であり、生物工学科の専門領域においても、最新の情報はほとんど英語によって収集されることから、英語の教育が重要である。この点を認識して、本学科のカリキュラムでは、１年次の英語必修科目（８単位）の他に、２年次、３年次にも科学英語の講読授業（３単位）を必修科目として、英語教育に力を注いでいる。さらに、３年時秋学期の基礎特別研究、４年時の応用特別研究において、専門領域の英語テキストの輪読、および専門研究論文の講読と発表を通して、学部学生の専門領域を読解する英語力は鍛えられている。また、希望者は本学と提携する欧米の大学で開講される休暇期間中（春季と夏季）の短期語学研修（単位認定）に参加できる。このようなカリキュラムの成果として、英語について低学年から高学年次まで継続して努力を行った学生については、卒業時にはかなりの専門英語読解力を修得していると言える。

[交流協定校と留学]

本学と海外との派遣プログラムで工学部からの交換・派遣・認定留学生への応募は未だにない。この理由として、本学におけるこれまでの交流校締結の方針が、主に文科系社会系の学部学生を主体にしたものであったため、現状のカリキュラム等では生物工学科の学

生が海外に留学することは難しいと考えられる。また、本学科への海外からの交換留学生の受け入れもほとんど行われていない。

[留学生の受け入れ]

私費外国人留学生（正規生）として、2004（平成 16）年度情報工学科１名、2005（平成17）年度生物工学科２名、2008（平成 20）年度生物工学科１名が入学した。その中の１名は、成績優秀で、奨学金も獲得した。しかし、２名は、低単位の指導を受け、そのうちの１名は留年が確定した。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

[留学生受け入れ]

生物工学科への海外からの交換留学生等の短期留学生は、1999（平成11）年にイギリスロンドンのキングスカレッジから学部４年生を外国人特別生として、授業料の免除を行い１年間特別研究に受け入れた。さらに、2003（平成15）年にはフランスの学生を短期間受け入れたが、2004（平成16）年度から現在までの留学生の受け入れ実績はない。

生物工学科における教育および研究成果を国際的に発信するためにも、また、交換留学生等を受け入れて教育するためにも、学生だけでなく教員の英語コミュニケーション能力が必須である。また、今後は英語で受講できる科目をカリキュラムに組み込むことが海外からの留学生を受け入れるために必須となる。

[送り出し]

本学は現在、世界17カ国34校と交流協定を結んでいる。しかし、未だに生物工学科から交換、派遣、認定留学制度を利用する学生はいない。理由の１つとして、交流協定校での専門授業を履修できるだけの英語力が不足している。すなわち、オーラルコミュニケーション力が必要となるTOEFL550点以上に到達する学生がほとんどいない。さらに、本学科における必修科目の厳しさ、すなわち実験科目（１年次秋学期と２年次春学期―化学実験、生物実験）、（２年次秋学期と３年次春学期―生物工学実験）と必修科目（３年秋学期―基礎特別研究、４年生通年―応用特別研究）の制限が厳しいため、実質上在学留学が不可能となっている。このシステムを早急に見直さない限り、生物工学科学生の１年単位での留学は難しい。また留学先で受講する科目を必修科目として認定することが必要となる。

教員レベルでは、大学独自の海外研修員制度を利用して、ほぼ２年に１人の割合で１年間の海外出張を経験し、大学・研究所・企業等海外の研究機関において研究活動を行ってきた。帰国後も滞在した研究機関と共同研究を継続する場合が多く、このシステムが学部および専攻科全体の国際化に一役買っている。また、一部ではあるが、文部省科研費および私立大学学術研究高度化推進事業等の研究経費を利用して海外共同研究者を大学に招聘し、共同研究を実施することも行われている。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

京都工芸繊維大学、京都府立大学、京都府立医科大学等との学術協定により、今後より活発に教育研究交流が行われることが期待される。

教員が海外研修員制度を利用して留学した大学から、教授や研究員を招待して学科において講演会を開催し、学部学生、大学院生を含めた学生を参加させて、教育・研究レベルにおける刺激を与えている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

国際的に活躍できる人材を育成するための重要な項目として、英語によるコミュニケーション能力の涵養が重要であると言える。本学科では、１年次で『英語オーラルコミュニケーションＡ』と『英語リーディングスキルＡ』４単位（選択必修科目）を履修する。希望者は引き続き同科目Ｂを４単位履修できる。クラスは、入学時に実施する英語プレイスメントテストの結果等により５段階のクラス編成を行っているが、３年生、４年生の時点で海外留学が可能な英語力をもっている学生は、数％であり、２年時以降も継続して英語に夜コミュニケーション能力を伸ばしてゆくカリキュラムを設置することが必要である。さらに２年次、３年次では必修科目として、『科学英語I』『科学英語Ⅱ』『科学英語Ⅲ』を履修する。これらは専門書講読力を伸ばすための科目である。いずれの科目の場合も、クラス毎の人数が多く、学生１人ひとりが授業中に発表する場が限られていること、オーラルコミュニケーションに時間を充分取ることが出来ない等の問題がある。

短期語学研修制度や交換・派遣・認定制度を利用して、在学中に海外の大学へ留学する学生がほとんどいないことが問題である。

生物工学科への留学生としては、私費外国人留学生（中国）３名を受け入れているが、その中には主に日本語の運用能力の問題から修学困難なものがいる。

教員については国際的な共同研究を実施しているのは、一部の教員に限られており、学科全体としては活発とは言いがたい。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

全学共通教育科目の中に、留学できるレベルの英語力を磨くための授業を増やし、生物工学科学生のTOEFL受験、TOEIC受験を奨励することが必要である。

２年次以降の学部学生の英語授業には、海外からの研究者やネイティブスピーカーの講師を招く機会を出来るだけ多くし、生の英語に触れる時間を増やす。また、生物工学科に留学する海外からの学生を増やせるように英語で授業が行えること、応用特別研究等の研究に海外からの留学生を受け入れる工夫をすること等を検討する。

英語のホームページを作成したり、交流協定校に出張して、生物工学科教員が生物工学科で行っている教育と研究を海外に広く紹介することとする。さらに、新たな交流協定校を選抜し協定を締結していく。

H　コンピュータ理工学部

１）学部等における教育課程等

〔到達目標〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の到達目標は以下の通りである。

激しく複雑に変化する現代社会にあっては、その基盤を支える高度な科学技術を理解し、諸問題を明確に設定し、根本的に解決することができる人材が求められている。それに応えられるように、創造力に富む個性的な人材の育成を目標とする。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の到達目標は以下の通りである。

コンピュータサイエンスの知識と技術を身につけ、情報科学の基礎と応用を修得し、指導的役割を果たし得る研究者・技術者の養成を目標とする。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記の理学部コンピュータ科学科および工学部情報通信工学科の教育課程を引き継ぎつつ、本学部としての独自の理念に基づいた到達目標の達成をめざす。その到達目標は以下の通りである。

情報科学の基礎知識と基礎技術をしっかり修得させ、実社会において有用な領域で将来にわたり活躍できるように、高度な専門知識と技術や応用力を備えた人材や、基礎知識を活かして情報科学の新しい分野を開拓できる人材の養成を目標とする。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の教育課程は専門教育と教養教育によって編成されていた。教養教育は、全学共通教育科目、主として人文・社会科学分野の科目を選択できるようにしており、社会人としての幅広い知識と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための一般教養教育と、国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成を目的とした外国語教育が、全学的に行われている。専門教育では工学部情報通信工学科の理念・目的に掲げるように、情報工学・通信工学の両分野の知識を幅広く身につけた技術者の養成を目指して教育を行っている。そのために、情報工学・通信工学に関連する基礎知識から、各種専門分野のより高度な学問知識へと、段階的に学修していけるような教育カリキュラムの構成を行っている。

工学部情報通信工学科の専門教育分野は４つのコースに緩くグループ化されている。どの分野の学修にも必要な基礎的な科目が低学年に配置され、必修または選択必修科目にな

っている。より専門的な科目は学問体系に沿って、基礎的な科目の上に専門性の高さにより学年順に配置され、各科目に関連するグループがわかるように配列されている。基礎的な技術と応用力を涵養するために、講義科目と並行して実験・実習科目が１年次生から３年次生に配置されている。これらの上に、応用力、創造力を育成するために特別研究（卒業研究）が３年次生秋学期から４年次生に配置され、工学部としての学士課程の『総仕上げ』という位置づけがなされている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、「学生便覧」に記載されている教育精神を反映し、情報関連学科としての特徴をもった教育目標を掲げている。まず、第一にコンピュータ・システムおよびソフトウエアを理解し応用に結びつけることによって、より高い開発能力を修得させることにある。第二にはコンピュータ・システムおよびソフトウエアの基礎にある科学的な考えの修得である。第三にはコンピュータを使って自然・数理科学に関する理解を深めることにより、ソフトウエア開発やコンピュータの応用に必要な能力を修得することである。高度なソフトウエアの開発には、理論的・科学的な思考に基づいたアイデアが要求される。そのため、コンピュータを扱う技術に加えて、自ら考え、システムのより有効な方式を生み出す能力を養うことを重視する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部については、その母体となった理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科双方のカリキュラムの長所を融合し、近年の情報関連分野の発展の流れに沿った科目を多数新設し、より広範かつ最新の専門分野をカバーするようにした。３学科構成で、各専門教育科目はそれぞれの学科ごとに開講しているが、ほとんど全ての科目で学科ごとの履修制限を設けておらず、視野の広い学修が可能なように配慮している。構成３学科の教育目標を実現するための教育課程の特徴は以下のとおりである。

・コンピュータサイエンス学科：ＩＴの先端技術の学修。

コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、システムに関する先端技術や基盤技術をバランスよく学び、実社会でコンピュータを問題解決に活かせる応用力や高度なシステム開発力を養う。

・ネットワークメディア学科：情報ネットワークを学修。

インターネットやＬＡＮ等コンピュータネットワークに関連した専門知識・スキルを学修。Ｗｅｂでの音楽配信やオンラインゲーム等、マルチメディアに関する技術もあわせて学ぶ。

・インテリジェントシステム学科：人中心のシステムを学修。

使いやすいインタフェース、人の思考の特性を探る脳科学、また機械工学と電気工学を融合したメカトロニクスの側面から、人間中心のコンピュータ・システムのあり方について学ぶ。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専門教育の基礎知識となるべき学問分野の教育をとくに重要視し、基礎となる数学・物理学等の基礎専門教育も教育課程の中に含め、専門教育と同様に情報通信工学科独自に実施している。また、情報通信工学の分野では、近年とくに情報倫理が社会問題化している事情を背景に、教育課程の中でも倫理性を培う教育を強化した。具体的には、１年次配当の「情報化社会論」等での講義に加え、１年次から３年次にかけての各プログラミング演習科目では、実践的な教育を行っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、基礎教育としては微分・積分、代数・幾何学等の数学関連科目とプログラミング関連科目を１年次と２年次全般に必修科目／選択必修科目として重点的に配置し、２年次以降に学ぶ専門科目や特別研究に対応できるようにしている。「コンピュータ・リテラシー」「情報と社会」において、コンピュータ社会における倫理、とくに著作権とプライバシーについて教育を行っている。また、パスワード等自分自身の情報を守るための方策についても、当授業で教育を行っている。その他、オリエンテーション、修学指導等の際にも、コンピュータおよび情報に関する倫理教育を行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科の基礎教育、倫理教育に対する考え方を継承していく。

（１）－３　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性ならびに学校教育法第 83 条との適合性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、講義主体の専門教育的授業科目は１年次から４年次までバランスよく配置され、基礎からより深い専門知識へと、段階的かつ体系的に修得できるよう配慮されている。演習・実験科目は１年次から３年次までに配置され、専門知識・技術の修得とそれに基づいた実践的な応用力の育成が目指されている。３年次の秋学期から４年次を通しての１年半にわたる特別研究では、各学生にテーマを与え、教員の個別指導により高い応用力、創造力の育成にあたっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、2005（平成 17）年度からは、コンピュータ・リテラシーおよびプログラミングの基礎の授業で使用するテキストおよび教材を、学科として規格化した物を作成し、それを用いることで、しっかりとした基礎教育が行えるように改善した。また、学生が特別研究を受講する前にその内容を熟知するために「プレ特研」をもうけた。現在のカリキュラムの概要を具体的に述べると次のようになる。（ⅰ）１年次生で基礎を徹底して勉強する体制になっている。（ⅱ）数学・自然科学系の講義では、数式処理言

語を使ったコンピュータ支援による授業を行っている。（ⅲ）１、２年次生で基本的なプログラミングが行えるように、演習も含めた授業を重点的に配置している。（ⅳ）アルゴリズム・データ構造等の教育をプログラミング教育とは別に、理論的側面からも行っている。（ⅴ）外部からの講師による「先端科学特論」によって、最先端の知識・技術が修得できる。2004（平成 16）年度からはアドバンスド・プログラミング（A、B）という科目を追加し、プログラミングコンテストに出場できるような学生を育てるという、より進んだ教育を行っている。また、卒業研究（特別研究）を学生が受講する前に、各特別研究の内容をよく理解できるよう、「プレ特研」という授業をもうけた。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部でも、これら２学科と基本的な理念・目的は同一である。ただし、４年次には専門教育科目の講義科目をほとんど配当しないこととした。これは、理工系の学士課程の総仕上げとしての特別研究を重視し、学生に集中的に取り組ませようという意図からである。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科では、一般教養的授業科目については学部独自の編成は取らず、１～８セメスター学生を対象とする全学共通の共通教育科目を充てている。また、どのような科目を選択すべきか、ということを熟慮することも教育の一環であるとの考えから、履修するセメスターおよび分野に制限を設けず、学生の自主性に委ねている。2008（平成 20）年度に発足したコンピュータ理工学部においても、一般教養科目に対する考え方は、基本的に前記２学科に同じである。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

情報通信関連分野の目覚しい発展に対応できる人材の養成には、外国語の能力の育成が重要である。工学部情報通信工学科では、外国語科目は学部独自の編成をとらず、全学共通の外国語科目を当てている。１年次で英語４単位必修と、英語を含む８ヵ国語から１ヶ国語４単位選択必修の、合計８単位を履修する。留学生については、日本語８単位を外国語科目に当てている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、コンピュータ科学の国際化に対応するため英語力が必須であることから、語学教育として英語４単位は必修科目としてその履修を義務づけている。その外に英語を含む８カ国語の中から１カ国語４単位を選択必修で履修しなければならない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においては、上記２学科の措置を継承している。

（１）－６　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、卒業要件単位数は 124 単位以上であり、このうち専門教育的授業科目として 80 単位（必修 30 単位、選択必修 10 単位を含む）以上を修得し、残りを外国語科目８単位と一般教養的授業科目を修得するように定めている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、卒業要件単位数は 124 単位である。そのうち専門教育科目の必要単位数は 80 単位、外国語科目の必要単位数は８単位である。これらと一般教育科目（総合的分野、人文的分野、社会的分野、自然的分野）を含めて 124 単位修得しなければならない。専門教育科目は必修 22 単位、選択必修 12 単位、選択 46 単位である。コンピュータ科学の専門性から、分野が多岐に渡ることを反映して選択必須の単位が多い。専門教育科目を 80 単位以上修得した場合､それらを卒業要件単位数に算入することができる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科の単位配分をほぼ継承し、卒業要件単位数は 124 単位以上であり、このうち専門教育的授業科目として 80 単位（必修 30 単位、選択必修 10 単位を含む）以上を修得し、残りを外国語科目８単位と一般教養的授業科目を修得するように定めている。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、基礎教育はすべて学部で実施しており、運営の責任も学部にある。教養教育については、全学共通教育センターが設置され、そこに人間科学教育科目と言語教育科目の運営委員会が設けられ、共通教育科目、体育教育科目、外国語科目の運営を行っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、教養教育に学部が主体的に取り組むために、一般教育センターが廃止された。また全学共通教育を担当する教員が各学部に分属しそれぞれが全学部の共通教育を担当している。当学科では１名の教員がこれを担当している。これらの教育の統一を保つために、学長および各学部により選出された委員からなる「カリキュラム委員会」が教養教育体系を調整、責任を負っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、基本的にはこれら２学科と同様である。しかし、数学分野

の基礎教育については、一部の科目を理学部の協力によって開講することとなった。

（１）－８　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の専門教育科目では、必修 30 単位と選択必修 10 単位を含み、選択分と合わせて合計 80 単位以上としている。すなわち、選択分の配分はちょうど半数（もしくはそれ以上）である。教養教育科目では外国語８単位のみ必修で、他はすべて選択である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科の学生が履修しなければならない科目には、共通教育科目と、専門教育科目がある。共通教育科目の必修科目は外国語科目４単位、専門教育科目の必修科目は 24 単位、選択必修科目は 12 単位である。共通教育科目の選択科目は、一般教育科目、外国語科目（４単位以上)、保健体育科目、で 40 単位以上、専門教育科目の選択科目は 44 単位以上、卒業には、124 単位以上が必要である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の専門教育科目では、上記２学科の必修・選択の量的配分をほぼ継承しているが、必修と選択必修の割合が若干上記２学科と異なり、所要 80 単位以上のうち、必修 28 単位、選択必修 16 単位を含んでいる。教養教育科目では外国語８単位のみ必修で、他はすべて選択としている。

〔点検・評価（上記８項目を含む)〕

（１）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専門教育は学科で担当し、教養教育は全学共通の教育科目を当てているが、１・２年次に教養教育を、３・４年次に専門教育を、それぞれ集中させるのではなく、４年間を通じて専門教育と教養教育をバランスよく履修できるように配慮されている。情報通信工学は関連する分野が広く、また、急激な進展に対応するため、学生が４つのコースの１つを選択するコース制は採用していない。これは、学生が関連分野の科目を主体的に選択履修できるようにとの配慮である。そのために、履修要項にカリキュラムの体系を『開講科目の系統樹』という形で具体的に示している。しかし、カリキュラムの体系を無視した履修も可能になってしまうという問題点もある。

専門教育は基礎分野・専門分野とも学科独自に実施しているので、教育的には優れているが、教員の負担が過重になっている。

教養教育は全学共通の教育科目を当てているので、多数の特徴ある科目を自由に履修できる。たとえば、外国語では８ヶ国語が開講されており、そのうちの１つを選択することも可能である。これは、他大学の理工系学部では例をみない特色である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の教育目標は「学生便覧」に記載されている教育精神を反映し、情報関連学科としての特徴をもった教育目標と言える。具体的には、技術のみを修得する教育ではなく、技術を支える理論を重視した教育である。

日進月歩のコンピュータ技術を追いかけるように、数年ごとにカリキュラムを変更している。カリキュラム変更過渡期の学生に、混乱を生じないような配慮が必要である。理論を重視した教育を理念としているが、しかしながら、社会にとって即戦力の学生を育てると教育も必要であり、そのかねあいが問題となっている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、学生の所属する学科によって履修科目に関する制約がほとんど無いようになっている。ただし、本学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、基礎教育については現状で概ね十分との判断である。しかし近年、入学時点での学生の学力に退潮傾向が見られてきたことから、高校での学習状況により見直しも必要であるとの認識である。基礎教育を情報通信工学科独自に実施しているため、専門教育に必要な内容を教育できてはいたものの、基礎教育を担当する専任教員が不足し、非常勤講師に頼っている点は好ましくない。また、情報倫理の教育に関しては、当該関連案件がとくに発生していない状況から、一定の効果を上げたと評価できる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、数学関連の基礎科目がどのような専門科目でどのように使われているのかが学生たちにあまり明確になっていないので、受講する必要性が感じられていないのが問題である。

インターネット上での犯罪を犯す生徒、およびそれに巻き込まれる当学科の生徒が近年増えてきている。それを撲滅するためにも、よりいっそうの徹底した倫理教育が必要である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－３

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、情報通信分野のめざましい発展に対応し、適宜講義、演習、実験内容を見直し、時代の要求に合致した体系的な教育が概ね実施できていたと評価している。設備面について言えば、これらの演習・実験では出来るだけ最新のＰＣ等の情報関

連機器が必要である。しかしながらこの数年間は、それらの設備更新が十分であるとは言い難い状況である。

専門教育的授業科目のうちの講義科目は、幅広い専門分野に亘ってはいたものの、履修要項等で学修のガイドラインを明示しており、それに沿って１つもしくは複数の分野を体系的に学修できるようにしていた。ただし、ほとんどが選択科目となっているため、学修のガイドラインに示された専門教育科目の体系性を無視して単位を修得する学生が散見された。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、現在、Ｃ言語や Java 言語を中心に、プログラミングの演習を含めた授業を行っている。その量および質を高めて、さらに高度なプログラミングの教育を行う必要がある。数学、自然系の授業と、コンピュータサイエンスの授業との間の有機的なつながりを、学生がより理解できるようなカリキュラムにする必要がある。

高度なプログラミング教育を取り入れた結果、各学年のプログラミング能力が上がり、プログラミングコンテストに毎年 10 テーム（１組３名）程度の国内予選参加が常態化するようになった。そして 2004（平成 16）年から 2007（平成 19）年まで４年連続で国内予選を勝ち抜きアジア大会に進出している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－４

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科では、共通教育科目を１・２年次に集中させるのでなく、１年次から３年間を通じて（場合によっては４年次まで)、専門科目とあわせて、バランス良く履修できるように配慮し、そのように指導している。本学の共通教育科目は、他大学には見られない個性的な科目名を取り入れたものもあり、京都という地域性等を取り入れた豊かな人間性形成に有効と考えられる。幅広い学際的な科目も多数開講され、人文・社会・自然科学等の履修分野にも制限を設けていない。しかし、最近広く問題視されている学力低下問題を考えるときに、単なる教養教育だけで済まされなくなりつつあることは今後十分に検討しなければならない点であろう。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、共通教育科目の履修についての考え方（認識）は上記２学科の考え方と同様である。

（１）－５

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、当該分野における英語の重要性から、英語のみ８単位を履修することができる。一方、大学院進学等に２ヵ国語必要な場合に備え、英語と他の外国

語を４単位ずつ履修することも可能になっている。このように英語のみ、または英語を含む２ヵ国語を学生の将来計画により選択履修できるように配慮されている。一方、全学共通の外国語科目では工学分野に必要な英語教育が必ずしも適切に行われていない、という指摘も常にある。しかし、学部・学科独自の英語教育について検討はしたものの、科目開講を実現するには至らなかった。

＜理学部コンピュータ科学科＞

全学共通教育を担当する教員の学部分属により、学部が直接共通科目に関わっているという自覚が高まった。

語学に関しては、プログラミング時のエラーメッセージへの対応、マニュアルの解読等実際的な英語の文章が読める程度の基本的な力がついていない学生が少なからずいる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－６

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、上記の量的配分にとくに大きな問題はないと考えられる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、専門教育科目の卒業要件単位数は妥当である。しかしコンピュータ科学の専門性から分野が多岐に渡ることを考えると、専門教育科目の授業科目数が十分でないことが上げられる。これは教員の人数による制約である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－７

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、基礎教育は学科独自で実施し、そのカリキュラム編成の実施や成果については毎年、学科の会議で議論・検討を行っている。これらは、専門科目に連動するものであり、学科独自の実施・運営ができたが、教員の担当科目数が増加し、負担が大きくなる傾向にあるという問題がある。教養教育は本学の方針により全学共通で実施している。共通教育科目の実施・運営に関しては、全学共通教育センターが全学的に運営する制度が導入されている。個々の教養教育は各学部の専任教員が行っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科については、理学部から人間科学教育カリキュラム委員や語学教育カリキュラム委員が選任されており、一般教養教育や語学教育の実施・運営に関わ

っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部については、数学分野の基礎教育の一部に理学部の協力を仰いでいる。これは、学生定員の増加により、複数クラスでの開講が必要になり、本学部の教員だけでは担当できないと判断したためである。なお、具体的な教育項目等、内容については本学部が責任をもって運営している。

（１）－８

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専門教育科目の必修には特別研究８単位、実験４単位、演習 10 単位が含まれており、講義科目の必修は４科目８単位である。この４科目は情報通信工学の基礎として必須のものである。選択必修は数学・物理関連科目で 14 単位中 10 単位以上を選択履修する。工学部の理念・目的と教育目標から特別研究・実験・演習を必修としたため、必修単位数は若干多いように見えるが、講義科目の必修を必要最小限にとどめ、選択科目を系統的に履修できるように配慮されている。したがって、必修・選択の量的配分にはとくに問題点はないと考えられる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、必修科目を増やすことは、学生の選択の可能性を低めることに繋がるので、できるだけ選択必修と選択科目を多くしている。現在の必修、選択の配分の量的配分は妥当である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

（１）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、コンピュータの発達とともに近年目覚しい発展を遂げている情報通信工学分野の変化に対応、即応できる能力の育成は重要であり、専門教育の中に広く取り入れるよう不断に努力する。また、カリキュラム体系そのものも、時代に対応して維持・発展させる必要があった。中でも、当該専門分野でのマルチメディア教育の充実や、いわゆるＩＴ技術革命への対応等、様々な取り組みを喫緊に行っていく。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学生のスキルをより高める教育も行うため、基礎的なプログラミングの授業等にも力を入れ、また、先端技術にもふれることができるよう、カリキュラムを再構成する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は、まさに上記のような要求を背景として 2008（平成 20）年度に開設したものである。現時点ではまだ実質的な成果を量りようがないが、所属教員・職員はもとより、全学を挙げてその成功に精力的に取り組んでいく。

（１）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、高等学校の新教育課程に対応した基礎教育のあり方や内容を検討してきた。また、情報化社会において情報倫理の重要性はさらに高くなってきている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、３Ｄグラフィクス、画像処理、シミュレーション等で必要とされる数学を数学関連科目の中で演習として取り入れてゆく。倫理の教育は、授業における教育だけでは不十分であり、教員との会話・コミュニケーションを通して培われるものである。そのため、ブレイクタイム等を活用して、より倫理教育を行いたい。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においても、入学学生の基礎学力状況をつぶさに観察しながら、しかるべき基礎教育の姿を常に模索していく必要がある。また、従前にも増して高い情報倫理性をもつ学生を養成する方策も、引き続き検討していく。

（１）－３

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

演習・実験用のパソコン等の情報関連機器の更新作業を早急に行う。これは、コンピュータ理工学部への移行と連携して行う。機動的な予算の立案と執行ができるような態勢を確立していく。さらに専門科目の体系的履修については履修ガイダンスで指導を続ける。

（１）－４

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

共通教育科目については、全学的な組織の改編により、全学共通教育センターが責任を持ち、開講科目の大幅な見直し・検討が行われた。これにより、すべての学部所属の教員が科目を担当するようになった。全学共通教育センターの賢明なる運営と指導によって、学生諸君がより幅広く深く学修できる特徴ある科目が開講されていくものと期待する。

（１）－５

＜工学部情報通信工学科＞

2005（平成 17）年度から全学共通教育の英語のクラスが５段階の能力別編成になり、学力に応じた教育が行われ始めた。その一方で、前項目で記したように、工学部情報通信工学科では、専門分野に特化した学科独自の外国語科目（とくに英語で、たとえば、テクニカルイングリッシュ）を開設する必要性が常に指摘されてきた。この問題はコンピュータ理工学部への移行と連携して解決していく。

＜理学部コンピュータ科学科＞

語学の習熟度別の授業は評価できるが、さらに内容を深めてもらい使える英語が学べる体制を構築すべく全学共通教育センターに理学部コンピュータ科学科として働きかけていく。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の開設にあたっては、学部独自の英語科目を実現するところまでは行かなかったが、引き続きそのような科目の有用性を検討する等、学生の英語能力の状況に応じて必要な対策を講じていかなければならない。

（1）－6

＜工学部情報通信工学科＞

本学の一般教養的授業科目は全学共通で、特色のある科目が多数開講されている。工学部情報通信工学科では、学生諸君が卒業要件単位を超えて、これらの科目を積極的に履修することを薦めていく。

＜理学部コンピュータ科学科＞

2008（平成 20）年度に理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科が母体となったコンピュータ理工学部が発足した。理学部コンピュータ科学科としては、ここでの問題は解消されていると理解している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では上記２学科の課題を解決していく。

（1）－7

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、物理や数学等の基礎教育を学科で実施していた。しかし、これらは必ずしも学部・学科単独で実施する必要はなく、他学部等と共同で実施する方策を検討し、そのための運営体制を整えていく。

＜理学部コンピュータ科学科＞

2004（平成 16）年度から組織された全学共通教育センターの運営に関して、現状は試行錯誤的な要素を含んでいる。スムーズな運営がなされるよう理学部コンピュータ科学科として全学共通教育センターに働きかける。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、数学分野の基礎教育に関して、理学部の協力を仰いでいる。完成年度までは現状の体制が維持されるものと期待されるが、将来的を見越した検討をしていく。

（1）－8

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、当該関連分野の急激な進歩に対応できるよう、修得しておくべき教育内容を常に検討する。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、今後も学生の利益にそったカリキュラムにしていく考

えである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の開設にあたっては、このような点に十分配慮して必修と選択の量的配分を決定した。完成年度に向けて、学生の修得状況をよく把握し、カリキュラム体系の評価を行っていく必要がある。

（２）カリキュラムにおける高・大の接続

〔現状説明〕

（２）－１　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、１年次には数学、物理系の科目と情報通信工学の基礎科目およびプログラミングの演習科目が配当されている。また、数学の学力が低い学生のために「数学基礎演習」を開講し、大学での数学の講義内容を理解できるよう学力の向上に配慮している。なお、この科目の単位は卒業単位外である。また、当学科における教育研究内容をより具体的に紹介するために、情報通信工学セミナーを開講し、各教員がリレーで担当している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、推薦入試とＡＯ入試合格者に対しては、入学前教育として数学Ⅲと数学Ｃのレジュメと問題を３回にわけて郵送し、返却された解答を採点して、模範解答とともに送り返している。高校で学んだ数学と大学で学ぶ数学では、内容だけでなく、取り扱い方にも大きな差がある。高校で学んだ事柄を新しい立場で見直すことにより、これまでの知識を整理・統合し、大学の数学を学ぶ基盤を強化するために、理学部共通科目として１年次生の春学期に「大学数学入門」を開講している。この科目では、受講者の理解程度を測るために、演習を行いつつ授業を進める。

教員と学生が自由に議論したり、授業について質問をしたりする昼食時のブレイクタイムに積極的に１年生を参加させるようにした。そして上級生との縦のつながりを持たせるように努力している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、数学科目を複数クラス編成とし、適正な人数規模による教育を行うことで、受講学生の学力を的確に把握できるように配慮している。また情報通信工学科と同様に、全教員がリレーで担当する基礎セミナーを１年次に開講し、幅広い専門分野にわたる本学部の教育研究内容が具体的に総覧できるようにしている。さらに、高等学校での教科：情報の新設により、同教科を履修した学生が入学して来ていることに鑑み、専門基礎科目のうちの情報リテラシーに関する教育内容を大幅に見直した。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、多様な入試形態から、さまざまな学力レベルの学生が入学してきたが、総じて学生の数学・物理学の学力はとくに近年低下傾向にあった。そこで、高等学校における学力（とくに数学の）不足を補うための科目と、大学において学修する専門的な内容を紹介する科目を設けることで、円滑に大学教育に移行できるように配慮した。とくに後者の情報通信工学セミナーは、低学年から目的意識をもって勉学させるために有効であった。しかし、入学時に学力不足の学生に十分な対応ができていたとは言い難い面もある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、現在行われているこれらの教育にもかかわらず、専門教育を受ける際に基礎学力が不足している学生が残っている。単位修得の少ない学生に対して修学指導を行っているが、その指導が十分に生かされていないようである。

ブレイクタイムの効果として、プログラミングコンテストに４年生と１年生が組んで出場できるようになり、プログラミングスキルが縦につながるようになった。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、とくに数学については、補習的な演習授業を行い高等学校における授業内容を補足する。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、修学指導の対象となった学生に対して出席状況やレポートの提出状況等を学科全体で情報交換を行い常時追跡するシステムを稼働させた。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においても、入試の形態は上記２学科とほぼ同様であり、同様の問題が発生する可能性は高い。大学教育に必要な一定水準の学力を獲得させるため、高等学校における授業内容の補習的な授業を含め、有効な指導方法を検討する必要がある。

（３）インターンシップ、ボランティア

〔現状説明〕

（３）－１　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

本学ではインターンシップを全学共通教育科目に位置づけて導入している。工学部情報通信工学科の履修者は、2006（平成 18）年度に２名、2007（平成 19）年度に３名と、ごく少数に留まっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科に関しても同様な位置づけである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部に関しても同様の位置づけである。なお、現時点で履修者はまだ居ない。（2008（平成 20）年度は、秋学期からの履修になるので、まだ存在しない。）

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

学科独自の運営を行っていたわけではなく、あくまでも教養教育的な位置づけにとどまっていた。一般に工学系の教育においては、大学内での座学や小規模な演習・実験だけにとどまらず、インターンシップ等を大いに活用することが大きな効果を上げる場合もあろう。その場合には、必然的に専門教育科目の一環として位置づけるべきであるが、一方で学外の各種企業・団体等とのコーディネーションをどのように図るか、という問題もあったであろう。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

インターンシップの実務経験を通して、自己を高め、職業観、自分の適性を明確にする等ができる。全学共通教育センターと協力して、さらに進めていく。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検･評価結果を参考にしていく。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の授業科目は、その内容と形態から、講義、演習、実験、特別研究に分類できる。講義科目はすべて１学期（半年）週２時間で２単位、演習科目は１学期週４時間で２単位となっており、学期毎に単位認定を行った。実験は受講学生を４つのグループに分け、複数のテーマを順次ローテーションし１年間ですべてのテーマを履修するという実施形態をとっている。したがって、学期連結（通年）週６時間で４単位である。特別研究Ⅰは３年次の秋学期に週４時間で２単位、特別研究Ⅱは４年次に学期連結（通年）で週４時間、６単位である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

本学は基本的にセメスター制であり、学期連結科目を除き、半期で授業は完結する。理学部コンピュータ科学科では、講義科目とプログラミング実習科目は週１コマ２単位。実験科目は週３コマ２単位。特別研究Ⅱは週２コマ通年で６単位である。

特別研究をはじめとする少人数教育に重点を置いている。３年次から研究室に配属になりプレ特研、特別研究Ⅰを４年次に特別研究Ⅱを履修する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は、情報通信工学科とほぼ同様であるが、３年次の春学期にプロジェクト演習という実験科目を設けている。これは２年次の実験よりも少し規模の大きいテーマに長期に亘って取り組むもので、週４時間で２単位である。ただし、発足して１ヶ月であり学年進行がまだそこに至っておらず、実施はしていない。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の講義科目は情報工学・通信工学の両分野を適切に取り混ぜ、出来るだけ両分野を広くカバーする内容となっている。したがって科目数が多く、全学的にセメスター制が導入される前から、実質的にセメスター形態の授業を行ってきた。セメスター制が導入され、ようやく大学全体と整合性がとれるようになったと言える。講義科目がすべて１学期（半年）週２時間で完結し、２単位になっているのは、情報通信工学の学問形態から適切であると評価できる。演習、実験の単位計算方法は概ね妥当であると考えられるが、特別研究の単位計算法については議論がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、講義と実習を伴う科目と実験科目とセミナーに分かれていてバランスよくなっており、単位の配分は概ね妥当である。学生は特別研究配属で自

分のテーマをもつことにより大きく成長するようである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、特別研究Ⅱ（いわゆる卒業研究）はその特徴と内容から、時間割上の時間数から単位数を計算するのは妥当ではないとの認識があり、卒論に対して独立して単位を付する等の対策を講じることを考える。

＜理学部コンピュータ科学科＞

学期完結科目とはいえ、理学部コンピュータ科学科では、講義内容が通年でひとまとまりになっている科目が若干ある。それらの扱いを学生に不利にならないようにする。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にしていく。

（５）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（５）－１　国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第２項、第 29 条）

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科については、この項目に関しては全学的な取り決めに準拠して運用を行っている。まず国内に関しては、本学は「大学コンソーシアム京都」に加盟しており、その加盟大学間での単位互換制度がある。国外については、留学先の大学で修得した単位のうちから適当と認められたものについて 30 単位を限度として認定できる。ただし、これについては情報通信工学科では実績はない。入学前の既修得単位認定については、24 単位を上限として認定できる。ただし、工学部では 2006（平成 18）年度より施行の内規（詳細は省略）により、専門教育科目の必修科目については単位付与の対象から外している。これについても、これまでに認定を行った学生は出ていない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科については、国内では「大学コンソーシアム京都」に加盟しており、加盟大学間では、相互に単位の互換を目的とした科目を開講している。それぞれの科目にたいする単位の計算方法は、建前として、個々の大学の基準に従っている。それ

ゆえに、理学部の教員が関与している科目に限れば、単位の計算の妥当性を主張できるが、他大学の提供科目を受講し、単位認定を受けた学生に対しては、それが妥当であるかどうかを判断する手立てはない。国外では、留学先の大学で修得した単位のうち、適当と認められたものは 30 単位を限度として、卒業に必要な単位として認定を受けることができる。夏季短期語学実習は、実習先の授業時間に応じて、共通教育科目の「海外語学実習」として２ないし４単位が認定される。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部についても同様に、全学的な取り決めを準用している。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科については、他大学等での修得単位を専門教育科目の単位に読み替えて認定する制度を設けていなかった。これには、専門教育カリキュラム全体の体系としての一貫性を図るという一種の必然と、具体的な学生からの要請がこれまで発生しなかったという偶然の要因がある。しかしその一方で、編入学者に対しては、既修得科目の内容によって専門教育科目への読替えを行っており、制度の整合性の観点からは改善が必要であったとも考えられる。入学前の既修得単位認定に関しては、概ね適正であると考えられる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、先に述べたような問題点は確かにあるが、それぞれの大学は、適切な講義を提供して、適切な評価をしている筈で、その限りでは、現行の単位互換の制度は、このまま継続していくのが望ましいと考えられる。

所属大学の教学上のスケジュールが、受講先の講義スケジュールの時間帯と重なるということも生じてくるであろう。そのような場合には、単位互換を目的とした修学の実が挙がりがたいことになる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においても、他大学等での修得単位をどのように認定するか、現状では未定のままである。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では特段の問題は発生しなかった。適切であると考える。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、加盟大学間で、補講実施の期間や時間帯を共通にする等の方策を講ずる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においては、情報通信工学科の点検のところで指摘した問題点に

ついて、編入学者に関する取り扱いとの整合がとれるよう、内規等の整備を早期に行う。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科で開設していた専門教育的授業科目は 58 科目であり、このうち 50 科目を専任教員が担当していた。

＜理学部コンピュータ科学科＞

2007（平成 19）年度は、理学部コンピュータ科学科専門教育科目は 55 科目あり、その中の 49 科目を専任教員が担当している。割合にして約 89％である。必修科目と選択必修科目に関しては 100％専任教員が担当している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、専門教育的授業科目はすべて専任教員（ただし、数学の５科目については、理学部所属の教員延べ９名）が担当している。

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専任教員以外の教員として非常勤講師５名が８科目を担当している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、情報関連の最先端の研究の成果や展開の中で、学生たちにとくに興味を引きそうなテーマを選び、それらを専門とする研究者を他大学や企業から非常勤講師として招き先端科学特論として開講している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、数学の４科目について理学部の教員に担当を依頼している。ただし、当該科目の教育項目等、内容に関する決定と責任の全ては本学部にある。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、線形代数、微分積分学等の数学科目の一部が専任教員で担当できていなかったが、専門的な科目はすべて専任教員が担当していた点は評価できる。このような状況下で専任教員全員が特別研究を担当しており、また、基礎科目を学科独自に開設していたため、専任教員の負担が著しく大きくなっていた。

また、情報通信工学科では学内の兼任教員はなく、専任教員以外は非常勤講師に頼らざるを得なかった。非常勤講師の場合、担当科目に適切な専門家を依頼することができる一

方、適任者を探すのが困難な場合や、毎年担当者が変わる等の問題があった。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、余人をもって代えられないような講義の場合、他大学および企業からの非常勤講師をお願いしているが、ほとんどの専門教育科目は専任の教員で担当されている。

毎年、兼任教員の講義は学生には非常に人気のある講義である。講義内容、成績評価については、非常勤教員の方に一任しているが、連絡をより密にとって、それ以降の教育に生かしていくべきである。ロボティクス、音声認識等の講義は学生たちに非常に好評である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科に所属していた教員に加え、学部開設時に 13 名の専任教員を新規採用したことで、すべての科目を学内の専任教員が担当することとした。これにより、専任教員の負担の重さは幾分改善されたと言えるものの、その程度は僅少であり、依然として根本的な解決にはほど遠い現状である。

また、開設時の計画では非常勤講師の雇用を予定していない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専任教員の科目担当の負担は大きかった。専任教員担当の授業科目の割合を増やすには、専任教員の増員が必須であった。増員できない場合、基礎科目の他学部との共通化、専門科目の見直し等を行った。

また、通常の科目は専任教員が担当し、特殊な科目についてのみ専門家を招いて集中講義等を実施することが望ましいとの認識である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、非常勤の教員との情報交換、教育連絡については、重要であるのでこれを強化していく。

先端技術の研究者およびＩＴ産業に携わっている方等に講師をお願いし、教育の活性化を図りたい。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、状況を注意深く見守って行く。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

＜工学部情報通信工学科＞

全学的に留学生には、日本語科目を開講し外国語科目としており、原則として１年次で履修するよう指導している。また、英語による講義科目も一部で開講されている。国際交流センターが中心になってチューター制度も発足している。工学部情報通信工学科としての独自の取り組みはとくになかったが、受講者に留学生の居る各科目担当者が個別に対応していた。また、社会人学生、帰国生徒は過去数年間在籍していない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、現在該当者なし。数年前には数名の外国人留学生がおり、日本語の理解力が少ないと思われるときには、教員が個別指導を行った。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部については、現時点では当該学生は在籍していない。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、各学年１～２名の留学生が在籍していたが、個別の対応では限界があった。留学生に対する全学的な対応は徐々に改善されているように見えるが、全学的にも工学部としても、まだまだ十分な対応ができているとは言い難い面がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

制度として、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程指導の配慮をするものが完成していない。理学部コンピュータ科学科として特定の教員に負担が集中しないよう、組織的な配慮が必要である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科としては、これらの学生に対する制度上の配慮がなかった。基礎学力の問題等に関して学科で対応する方策を模索してはいたが、レベルを下げてまで卒業させるような方策はとるべきでないとの共通認識であり講ずべき明確な改善方策がない。社会人学生、帰国生徒については将来の課題である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程指導についてとくに配慮したシステムの導入について考える。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部については発足して１ヶ月であり、当該学生が入学した場合に備え、サポートの体制を整える。

２）学部等における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、他学部同様セメスターごとに定期試験が行われている。教育効果をもっとも良く判断できるのは、個別に学生と接触できる実験・演習科目と特別研究である。実験・演習科目では授業態度とレポートにより教育効果を測定し、その状況により個別指導することで、一層教育効果を上げることができる。特別研究では研究の意義、内容の理解から目標達成までのプロセスを個別に指導し、研究成果を発表させているので教育効果をかなり正確に把握できる。講義科目では授業相互評価アンケートも実施されている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、教員それぞれが、授業内で小テストやレポート課題等の結果をみて、教育の効果を測っている。全体としては、「授業の相互評価」という授業相互評価アンケート結果をもとに、教育の効果を測ることが行われている。加えて卒業論文発表会等一連の学生のさまざまな能力の向上を測定する方法が取られている。

＜コンピュータ理工学部＞

上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科と同様。

（１）－２　卒業生の進路状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、卒業生の内、数名が内外の大学院に進学し、他の大半は就職を希望する。就職を希望する学生の就職率は概ね良好であり、就職先の主な業種は、情報サービス業、電気情報通信器具および機械製造業、機械器具卸販売業等である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、多くの学生が、コンピュータ関連の会社、またはコンピュータを用いた職種に就職している。しかし、近年の不況により、その他の業種にも少なからずの学生が就職している。公務員は、希望はあるものの、実際に就職している数は少ないようである。教職につく学生は、きわめて希である。大学院進学者は、毎年数人が

いる。ここ２・３年は、本学の大学院へ進学するものが多くなった。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、実験、演習、特別研究では、学生と教員の授業時間内のやりとりとレポート評価を通して教育上の効果を測定するが、具体的には教員の方針にまかされることが多い。しかし、院生のＴＡ制度があるため、学生の会話や質問はより頻繁になっていて、ＴＡ制度の効果が認められる。特別研究では、学生と教員との意見交換はもちろんであるが、院生や上級生から、下級生への知識や実験設備利用方法等の継承作業が重要であるが、スペースと授業時間の関連から実施困難な状況である。

現状ではレポートは教育効果の測定より成績評価のために使われている。レポートの説明を求めたり、添削して返却し再提出させると教育効果を上げるのに有効であり、教育効果を測定するためにもより適切であるが、教員の負担が著しく大きくなるため、現在の教育スタッフの余力では困難である。

就職先の多くが情報通信関連企業であり、情報通信工学科の教育理念・目的が反映されていると評価できる。就職率は比較的良好で、就職先の多くが情報通信関連企業であることは長所であり、就職については大きな問題はないが、大学院進学者が少ないことは問題である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、レポート課題によって生徒の習熟度をみることは、当学科においては多用されている。一部の学生にとっては負担となっているようであるが、それだけ勉学に集中できることでもあり、改める必要はないと思われる。本学科は３年次から特別研究（卒業研究）が始まる。学生は所属する研究室の教員に毎日接することによって啓発され、教員は各学生の長所を生かす方法を考えている。学力だけではなく、コミュニケーション能力、表現能力に劣っている生徒が見受けられる。そのような能力を測り、教育に生かすことを考えることも卒業研究での教育の１つとなっていて、各教員がそれぞれのやり方で問題に対処している。

長引く不況のため、コンピュータに関する能力を生かせる職種につけない学生が多くなっている。情報の教員免許も取得できるのであるが、採用数がきわめて少ないため、それを生かすことができていない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成

を待ってから行う。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、教育効果を測定するためには、つねに学生の反応を注視し、理解度に応じた内容の授業を行わなければならない。このためには講義科目でも授業中に演習課題を解かせたり、レポートを提出させる方法が有効であるが、授業時間の確保とアシスタントを含めた教育スタッフを充実させる。

また、大学院への進学率を向上させるため、学部学生に適切な進路指導を行い、一方、大学院の充実を目的とした経済的支援制度等の拡充が求められる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、就職について云えば全学的な進路指導を行っている、進路センターとの連携により、より効果的な進路指導を行いたい。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、成績の評価は試験、レポート、出席状況、実験実習科目では授業態度等によって行われている。評価法は各科目の担当教員に委ねられているが、シラバスに記されて学生に周知されている。評価基準は 2004（平成 16）年度入学生より、合格は、秀：100 点～90 点、優：89 点～80 点、良：79 点～70 点、可：69 点～60 点となっている。59 点以下および欠席等は不合格である。もう１つの評価として修得した科目を対象にＧＰＡによる成績評価が 2002（平成 14）年度以降に導入されている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、教科の内容に合わせて、レポート、小テスト、学期末テスト、出席点、等を組み合わせて評価を行っている。演習科目やセミナーでは授業に対する姿勢等も考慮している。どのように組み合わせるかは個々の教員の判断に委ねられている。成績は具体的な素点により評価しそれを適切に統計処理することによって、個々の学生に対する恣意的な評価の揺れを少なくするよう努めている。異なる教員が担当する同じ科目がある場合は評価基準についてあらかじめ打ち合わせを行っている。また評価に対して疑問のある学生には申し出る機会を設けている。

＜コンピュータ理工学部＞

成績評価法の基本は上記の工学部情報通信工学科と理学部コンピュータ科学科のそれを継承している。

（２）－２　履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、履修科目登録の上限は単位数で制限され、各セメスター毎に 24 単位に設定されている。ただし、卒業要件とならない科目等この制限には含まれない科目もある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、何回かのカリキュラムの改訂を経て科目や単位数の設定についてはかなり合理化されていると考えている。履修科目登録の上限は、３年次生以下は各セメスター24 単位、４年次生には各セメスター30 単位である。授業に出席し、演習を行い、レポートや試験で良い成績を収めて半年に 24 単位修得するのは容易ではない。然し３年次から特別研究（卒業研究）を行っているため、それに集中するために１、２年次に出来るだけ早く単位を修得してしまおうとする優秀な学生も存在する。そこでこの上限設定はまず妥当な物と考えられる。また履修登録の上限対象外の科目も存在する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科のそれをほぼ継承している。

（２）－３　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、３年次生の必修科目「特別研究Ⅰ」を履修するには、１年次生配当の必修科目すべてを修得し、かつ、１年次生配当の選択必修科目を５科目以上修得していなければならない。４年次生の必修科目「特別研究Ⅱ」を履修するには、２年次生配当の必修科目すべてを修得し、かつ、「特別研究Ⅰ」を修得していなければならない。「特別研究Ⅱ」は卒業研究であり、報告書の作成と発表会での発表が義務づけられ、その評価は同一分野の数名の教員によって行われる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、入学時に一定のレベルを確保するために、数理科学科と協力して、入学前の数学の課題添削および入学後の大学数学入門という導入講義（リメディアル教育）を行っている。単位修得数の少ない学生については各セメスター毎に個別面談を行うことにより勉学指導を行っている。さらに教育の質の向上のために卒業研究を２年間行っており、卒業研究を行うに当たっては一定単位数のボーダラインをおいている。また入学方式毎に単位の修得状況を調査することで、入試の問題点を洗い出すことも行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科を継承して、３年後半から４年にかけて行う特別研究で徹底した個別指導を行う計画である。さらに特別研究の成果については報告書の作成と発表会での発表が義務づけられている。その評価は同一分野の数名の教員によって行われる。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、2004（平成 16）年度より秀と優の基準が、秀：100 点～90 点、優：89 点～80 点と変更された。ＧＰＡのポイント計算には合理的な変更であると言える。

評価法および評点の厳しさにおいて、科目間・教員間の格差ができる可能性がある。現在、本学科では教員間の調整はしていないが、著しい格差が生じる科目はないようである。

４年間（８セメスター）上限の 24 単位履修すると 192 単位であり、これは卒業要件単位 124 単位の約 1.5 倍になり、妥当な上限である。６セメスターまでセメスター当たり 20 単位を修得すれば、７、８セメスターは卒業研究に専念できる。この上限の設定およびその運用にとくに問題はない。ただし、大学院と連携した一貫教育システムが考慮されていない。

卒業研究以外の科目ではグレード制を導入していないため、１、２年次生には科目履修上の制限はない。

特別研究の履修条件においては、３年次生配当の「特別研究Ⅰ」は１年次生の履修科目を満たすように、４年次生の「特別研究Ⅱ」は２年次生までの履修科目を満たすように（「特別研究Ⅰ」を除く）定められているため、どの科目（特別研究の履修条件科目）も２回履修の機会がある。これは留年学生を少なくするための配慮であり、現在のところ良好に機能している。一方、特別研究の履修条件科目以外の多くの未修得があるため、特別研究を履修できても卒業研究に十分取り組めない学生が相当数存在し、幾つかの研究室では問題となっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、上に述べたシステムはおおむね適切に機能していると見られる。成績評価の結果については学生のアンケート等の結果から判断すると、現状の範囲ではかなり適切な評価が出来ていると思われる。合格不合格の比率もおおむね妥当な範囲に収まっていると考えられる。年次毎のレベルや傾向の違いに柔軟かつ適切に教員の判断により対応できることは１つの長所である。余裕があれば小テスト等によりさらに精密な評価を行いたいが時間や手間の制約がある。点数の処理の方式は各教員に委ねられているので、そのノウハウが共有されない面はある。

就職活動の一段の長期化や早期化を考えると卒業研究を早くから始めることは長所が大きいと考えられる。単位の修得状況の調査をみると学生のレベルが２つに別れる傾向があ

り、問題となっている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、履修科目登録の上限設定等に関しては大学院と連携した一貫教育について議論を進めている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、従来不合格科目は成績評価に影響しなかったが、ＧＰＡによる成績評価の導入により、不合格科目はＧＰＡを下げることになる。このため学生が安易に履修を放棄する傾向に歯止めがかかると期待される。ＧＰＡによる評価をどのように活用するか今後の課題であり、大学全体として一貫した取り扱いを検討する。

また、学部・大学院一貫教育制度の整備により、より柔軟で高度な教育が行えるよう検討する。

科目の間にグレード制を導入すると、各年次で学生の質を検証し確保することはできるが、早い時点で留年が決まり、修学意欲をなくする学生が増加すると予想される。また、未履修単位が多く、特別研究に合格しても卒業できない学生もある。十分な教育的効果を担保しつつ、過度の留年生を生じさせないような調整を検討している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、第１項目の点検評価では特別の問題がないので改善方策は必要でない。第２項目においては、教員間の情報交換により各教員のノウハウが共有されるようにする。第３項目に関して、今後はＴＡ制度等を活用することでより精密な評価を行うシステムを検討していく。統計的評価を行うシステムを共有することを検討している。学生のレベルのばらつきや質の変化に対応した講義内容をより細かく検討してゆきたい。とくに下のグループに対応するためにはＷＢＴシステム等より工夫したシステムが必要とも考えており、それぞれのグループに合わせた教育を検討している。また入学方式についても問題点を大学に働きかけていく。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にし、今後に活かしていく。

（３）履修指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生に対する履修指導の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、学生に対する履修指導は各セメスターのはじめにすべての学生を対象に実施される。また、修得単位数の少ない学生に対しては、各セメスターの終わりに個別に実施されている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、各科目の教育内容、教育目標、評価方法は、シラバスに明記されている。クラス分けされた、同一内容科目については、教員間で綿密な連絡がなされている。非常勤の教員と専任教員との間の、教育連絡会というものを設けている。また、教員交互の授業参観のシステムがあり、活用している。学年の初めにガイダンスに時間を設け、必修科目・選択必修科目・特別研究の履修について年次毎に学生に対して説明を行っている。また履修登録の折には、前セメスターの成績不良の学生を個人的に呼び出して、個別指導を教員が行っている。特別研究は２年次生の後半に分属のためのきめ細かい指導を行う。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、その点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（３）－２　留年者に対する教育上の措置の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、留年者に対する教育上の特別の配慮はしていない。修得単位数の少ない学生に対する履修指導において、卒業要件を満たすようにとくに丁寧に指導している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、とくに留年生に対して配慮をしていない。ガイダンスの折に、また前セメスターの成績不良な学生の個別指導の折に、このままでは単位不足で４年で卒業できなくなることは伝達・注意した上で勉学指導を行っている。４年で卒業できない学生は 20%強存在する。単位不足の理由は様々であるが、１・２年次生の出席が十分でない学生が多い。出席については授業ごとに記録を残し、低単位者には指導の際の参考としている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を

待ってから行う。

（３）－３　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、科目等履修生、聴講生等の聴講申し出に対して、基本的に学則規程に従って受け入れを行っている。実際に聴講されている科目は、「教職免許」に関わる科目がほぼ全部である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、この４年間、科目等履修生、聴講生等が来ていない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、教学センターから履修手続きに関する指導が、教員からは履修内容に関する指導が丁寧に行われている。修得単位数の少ない学生に対しては、履修科目の選択についても指導しているが、学生の生活態度にまで及ぶ場合があり難しい問題となっている。

留年率は 20 数%であるが、その大半は１年の留年で卒業できている。また科目等履修生に関しては、聴講の申し出自体が極めて稀であり、また「教職免許」に限られた科目にほぼ限定されていることから、現時点で問題は生じていないと考える。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、年次の初めのガイダンスについては現状で問題はないと思われる。前セメスターの成績不良な学生の個別指導の際に、面接に来ない学生がいる。面接に来ない学生に対しては個別に連絡をして対応しているが、履修指導だけの問題ではなく、登校拒否の学生が含まれる。このような学生への対応は学生相談室を訪れる様に指導している。特別研究は現時点で、ほとんどの学生が第２希望までの特別研究に配属が決定している。

ガイダンス、前セメスターの成績不良な学生の個別指導、特別研究の履修指導の３点が行われ、学生への履修指導としてはほぼ十分である。

〔現状説明〕で記したように、留年になる学生は、統計的には、１・２年次の出席が十分でないことがある。そのような学生には自覚を促している。

今までは１、２年次の基礎の学修に意欲のわかない学生も３年に進み、特別研究を始めることにより、教員との個人的接触もふえ、また自分の興味ある主題と取り組むことによ

って意欲的な勉強を始める学生が多かった。然し近年、特別研究が始められる資格は獲得しても、それ以後大学に出てこないというような学生が出てきている。以前はクラブ活動やアルバイトで授業に出てこない学生があっても、教員の説得によって勉学に注意を向け始める場合が多かったが、最近の傾向としてクラブ活動もアルバイトもせず、親が注意しても単に大学に行きたくないという種類の学生が入学してくるようになり、そのような学生には自覚を促しているが効果がない状況にある。

聴講生等に関しては工学部情報通信工学科と同様に、現時点で問題は生じていないと考える。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、低学年から目的意識をもって勉学させるよう指導する必要がある。また、低単位の学生については、学生の意識と教員の指導がうまくかみ合わないことがあり、低単位の学生の意識調査を行い指導方法の再検討を行う。

数単位の不足で留年する学生に対しては本人の自覚を促すことをさらに徹底して行う（追試験等による救済は計画されていない)。一方、ほとんど単位を修得していないで留年する学生は、留年または留年が決まった頃から進路変更等を理由に退学する例が見受けられるので、これらの学生に対しては、低学年から履修指導を一層徹底させる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、個別指導で面接にも来ない（登校拒否も含む）学生に対しては相談室と連携をさらに密にして対処する。

１・２年次生の出席が十分でない学生に対して一層の自覚を促す。ただし、勉学意欲を損失した学生に対する有効な対処法はあまりない。敢えて書くならば、入学選考方式の改革しか対処策はあり得ないかも知れない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にし今後に活かす。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、学生の学修への態度、意欲は近年広く言われるように低下の傾向にあると言える。とくに、学生の物理、数学離れと言われる昨今、問題の顕在化とともに様々な理由が取りざたされている。教員それぞれが教育指導方法の改善を試みてはいるが、個々の教員の教育指導方法の改善という個人努力では対処しきれない状況が生じつつある。その有効な改善策を編み出すには至っていない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、全てのコンピュータ実習科目には自習補助員を付け、コンピュータのトラブル等で学生が授業に付いてゆけなくならないよう迅速に対処できるようにしている。また、高度な実習科目には、ＴＡを付け授業中の教員の補助、学生へのアドバイス等を行っている。またＴＡは授業に対する学生の評価（不満）等を聴取できる立場にあり、授業法改善に役立てることができる。

コンピュータ科学科の最も基礎的かつ重要な必修科目であるコンピュータ・リテラシーとプログラミングＡ、Ｂ、Ｃの授業のテキストを、若手の教員を中心としたワーキンググループにＴＡも参加して作成している。このテキストを使い全ての教員が数年に１回は必ず１年次生の必修を担当することになる。

また、大学単位で出場できるＡＣＭ国際大学対抗プログラミングコンテストに積極的に参加することを奨励している。Ｃ言語プログラミング技術とアルゴリズムを修得するため、2004（平成 16）年度より２年次授業科目にアドバンスドプログラミングを新規開講しコンテスト入賞のレベルまで実力を高めることを目指している。

（ホームページ http://www.cs.kyoto-su.ac.jp/shokai/news/news.html 参照）

コンピュータ科学科の最も力を注いでいる特別研究の３年次生の前半をプレ特研として卒業研究配属学生以外にも開放した。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は発足して１ヶ月であり、状況をみて学生の学修の活性化への組織的取り組みも行うつもりである。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、シラバスは担当教員が年度毎に書き改めているので学生がどのように履修したら良いのかが理解しやすく説明がなされている。また、内容についても、講義目的、内容、授業計画、評価のポイント、教科書や参考資料等に分けて説

明がなされ、講義内容と履修の仕方が学生にとって分かりやすいものとなっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、シラバスには「講義目的」、「授業内容・授業計画」、「履修上の注意」、「授業の到達目標」、「評価方法」「教材」について記述欄を設け、学生の履修登録、準備学修等に活用されている。これらは、学生に配布され、また、Ｗｅｂでは全学の講義のシラバスをみることが可能となっている。また特別研究配属のためのガイダンスにおいて、各特別研究の内容をプリントとして配布している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は、上記２学科のそれをほぼ継承している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

＜工学部情報通信工学科＞

大学全体として、ほとんどの科目において学生による授業アンケート調査が実施されている。その結果は教員に返却され、工学部情報通信工学科としては、各教員の教育方法の改善に役立っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

全学的には「授業の相互評価」として行ってきた。理学部コンピュータ科学科としては年度末に卒業生を対象として、カリキュラムや授業のアンケートを行ってきたが一応の成果が得られたので現在は実施していない。コンピュータ科学科のアンケートは学科の改革に向けて、学生の意見を聞くために始められた。2003（平成 15）年のカリキュラムの改訂に当たり、このアンケートは重要な役割を果たした。

＜コンピュータ理工学部＞

全学的「授業の相互評価」はセメスターの終わりに行われるが、コンピュータ理工学部としてはそれを活用していく。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科独自のこのようなシステムが導入されていない。2000（平成 12）年から全学的な授業の相互評価アンケートが導入された。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科独自のこのようなシステムは導入されていない。2000（平成 12）年から授業の相互評価アンケートが導入され、機能的有効性を検証する仕組みが整えられた。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部独自のこのようなシステムが導入されていない。2000（平成 12）年から全学的な授業の相互評価アンケートが導入された。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科として教育改善の取り組みはそれほど活発とはいえない。高等学校の授業内容に対する補習講義が一部開講される等の改善はされたが、問題の本質的な解決には至っていない。

シラバスは本学のホームページにも公開されており、これによって在学生のみならず本学に関心をもつ高校生にも教育内容を提示出来ている。シラバスは大変丁寧に書かれているが、全く読まずに履修登録する学生が散見される。

学生による授業評価に関しては、評価の記入内容、実施時期、評価結果の分析、利用等多くの点に問題があり、有効に活用されているとは言いがたい。

全学的な授業の相互評価アンケート結果については、個々の教員が独自に検討して各自に授業に役立てている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、入学までに殆どコンピュータに触れたこともなく、ただ就職が容易であるという理由から学科に進んで来る学生もいる。このため入門と基礎の学修を目的としたリテラシーとプログラミング授業のテキスト作り、どの担当教員になっても全ての学生が必要な知識とプログラミング技術を系統的に確実に修得できるようにした。これにより１年次生でのドロップアウトを少なくすることに成功した。

現状では学生はあまりシラバスをみていない様である。それよりも時間割で履修科目を決めている様に見うけられる。これは魅力的なシラバスを作成していない教員の責任かもしれないが、シラバスの意味を学生に理解させる努力も必要であろう。

学生による授業評価に関しては、評価の記入内容、実施時期、評価結果の分析、利用等多くの点に問題があり、有効に活用されているとは言いがたい。

相互評価アンケートにおいては、その検討結果をうけて、教育効果の有効性を検証する仕組みの必要性とあるべき姿が明確になってきた。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は発足１ヶ月であり組織的取り組みは今後へ向けた問題である。

シラバスについては上記の工学部情報通信工学科のそれをかなり継承したものとなっている。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、問題の本質的改革へ向けた慎重な取り組みが必要であるという点では、全ての教員が合意しているが、その解決方法、とくに組織的な取り組みについては十分に有効な施策を検討することが望ましい。

学生および教員にとって魅力のあるシラバスとは何かを検討する必要がある。シラバスに縛られて講義が魅力を失っては本末転倒である。また、画像や動画／音声を用いたリッ

チメディアの活用も検討に値するであろう。

授業評価については、成績の振るわない学生ほど辛辣な授業評価を下す傾向があるという報告事例もあり、記名式の導入等アンケート調査方法の再検討の余地がある。

全学的な授業の相互評価アンケートに対しては、それ自体のあり方と有効性について検討する。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、ＡＣＭプログラミングコンテスト出場者、入賞者に対する報奨金や、日本の企業に対してＡＣＭコンテストの世界的意義や各国で入賞実績がどのように評価されているかをアピールし、就職活動に有利になるよう働きかける。プレ特研は、学生が卒業研究（特別研究）の配属研究室選びに使用できるようにしたい。

よりよいシラバスを作成することは当然努力していくべきことである。さらに講義等において、科目間の関連連性、他科目の内容の紹介を行う様に努める。学科独自のアンケートを再開することも考えられる。

教育効果の有効性を検証する仕組みの必要性とあるべき姿を議論して、早急に新しい仕組みを導入して、相互評価アンケートを実りあるものにしてゆく。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にし今後に活かす。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、工学教育の特徴である実習、演習科目については小人数でのグループあるいは個人での学修が広く行われている。さらにこれらの科目には大学院生を中心とするアシスタントが教育指導の補助にあたっており、より学生に近い立場での教育指導を行っている。また、講義形態の科目においては、数十名程度の少人数教育が行われており、授業方法も各教員の工夫により教育指導上の効果を上げている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科の特質上、特別研究をのぞく 45％の授業が情報処理教室で行われている。また 35％の授業は、教師のコンピュータ情報がスクリーンに投影される教室で行われている。「課題提出システム」を利用し宿題やレポートを与え回収する教師も多い。またテキストを全て学生がダウンロードできるように設定している授業もある。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ

１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、1999（平成 11）年４月にマルチメディア教育を目指した情報処理、語学教育の可能な講義棟が建設され、本学科の一部教員もその施設を利用した講義、演習、実験等の授業科目の実施してきた。

＜理学部コンピュータ科学科＞

本学科の教育方針はあくまでも基礎が中心であるが、コンピュータサイエンスに於けるマルチメディアはとくに重要な教育分野であり、理学部コンピュータ科学科では、カリキュラムに取り込んで、授業、演習等を行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（５）－３　「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、現時点では、遠隔授業による授業科目を単位認定している科目がない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学生数も教員数に比較して少なく、マンツーマンの少人数クラスが主であり、遠隔授業等は採用していない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、教育指導上アシスタントを含めても十分な教育スタッフの数とは言い難く、その充実が必要である。

小人数教育、個別指導が情報通信工学科の大きな特徴であった。しかし、このことは、上記の教育スタッフの不足を招いている。

Ｗｅｂページによる教材配布等、とくにインターネットを活用した授業運営はかなり浸透してきている。しかし動画や音声を活用した教育については、ほとんど実施されていない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、多くの講義が情報処理教室で行われていることは評価できると考えられる。

幾つかの科目に関しては講義の内容とも関連して取り組みが遅れている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にし今後に活かしていく。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、小人数教育、個別指導をさら進めるための設備、教育スタッフの充実、あるいは、開講科目数の削減による合理的カリキュラム構築を行っていく。

授業風景の動画配信等インターネットやマルチメディアを活用した教育方法が、より充実するような設備整備を行う。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、情報処理教室の設備をさらに授業の実態に適合するように整備していく。

メディアを活用した授業の取り組みが遅れている科目については、その理由を明らかにして改善策を講じる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行うが、上記２学科の点検・評価結果を参考にし今後に活かしていく。

３）学部における国内外との教育研究交流

（１）国内学との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、国際化への対応は国際交流センターにより全学的に推進しており、留学生の受け入れについては本学科でも推進している。留学生入試による正規学生として６名、交換留学生による１年間の留学で２名、一般留学生として１名を受け入れたが、すでに離籍して現在在籍者はいない。また、本学科から交換留学生として派

遣された学生はない。在籍中の留学生対応は、主に国際交流推進委員が留学生の個別の事情を把握してケアを行っている。留学生の希望により、学業支援や日本での生活に慣れるための援助をする日本人学生チューター等をアレンジし、留学生の身近な相談相手となっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、本学科から海外の大学への留学を目指すとき語学障壁があり、本学科の学生は他学部の学生に較べても語学能力は劣るためこれを促進することは容易でない。然し行っている教育内容は世界的に普遍的な部分が多く、レベルもそれなりに高く、この点では語学障壁が取り除かれればさほど困難とは思われない。

一方留学生の受け入れに関して云えば、今まで主に中国からの学生が多かった。この場合の基礎学力の不足と、経済的な問題が大きな障壁となる。大学は奨学金も支給し、かつ国際交流会館のような宿舎も提供しているにもかかわらず、留学生は多くの時間をアルバイトにさいていて、勉強がおろそかになっている。あまつさえ数学的な基礎学力の不足は語学的な障壁もある授業の内容の理解を困難にし、多くの学生が今まで卒業に至っていない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

本学では、国際交流センターが中心になって、交換留学生および一般留学生の派遣と受け入れ、および、短期語学研修が実施されている。教員には学外研究員制度がある。また、長期および短期の外国人研究者の受け入れ制度がある。工学部情報通信工学科では、それに従っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

海外に出て行く留学生を増やすためには主に語学的な障壁を乗り越えなければならぬ。理学部コンピュータ科学科では、現在大学院入試を目指す学生等には語学能力を高めるような個人指導を行っているが、これはインセンティヴの問題であり、国内に適当な就職先が多くあるため敢えて国外留学を志す学生が極めて少ないのが現状である。外国人学生、とくに中国人学生の受け入れに関しては、経済的な問題が大きく留学生としてのあり方を歪めている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－３　国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

＜工学部情報通信工学科＞

大学全体では海外の 34 大学と交流協定を結び、留学生の交換と研究者の交流を実施しているが、現在、工学部情報通信工学科で対象となっている学生および研究者はない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

「教育研究」の交流という意味で述べると、教育を助ける国際的な資源を導入するという点においては、たとえば moodle の活用等理学部コンピュータ科学科では可成り活発に行われており、また教員は学生の教育に日々頭を痛めているので、このような情報は新しい教科書等を含めて割りと導入されやすい状況にある。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

全学的に国際化対応の施策があり、工学部情報通信工学科では留学生は受け入れたが、まだ派遣された学生はなく、海外留学する学生がないのは問題である。留学生受験者は減少傾向にあり、留学する目的や本人の学業意欲や学業成績を考慮して、厳しい選別をしているためと考えられる。個人的な短期留学については実情が把握できていない。教員は工学部からほぼ毎年１名学外研究員として派遣されており、研究者の受け入れも、少数ではあるが、実施されている。

海外からの留学生については、経済的な保障をより充実してアルバイトをしなくても学修を続けられるような環境をつくることが必要である。また、基礎学力の不足をリメディアル教育等によって補う方途をより充実させなければならない。

また、教育研究内容や目的に応じて組織的な教育研究交流が必要と考える。

＜コンピュータ理工学部＞

本学部は発足したばかりで、明確な方針を打ち出していない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、将来の改善・改革として、留学生の経済的な援助のさらなる拡大と、入学後の経済的状況の把握と調査を厳正化する。一方、留学を希望する学生を増やすには、語学力の向上、経済的支援、留学先で修得した単位を卒業単位に認定する制度等改善すべき問題が多い。従来、研修員として本学が受け入れていた研究者も、条件を満たせば、長期および短期の研究者の受け入れ制度により受け入れることができるように

なった。この制度の有効な活用を促す。

＜理学部コンピュータ科学科＞

大学の方針全体と関連しており、理学部コンピュータ科学科で何かを起案することは難しい。しかし留学生のリメディアル教育の充実等の支援体制は、このたび附属高校を敷設し、その高大連携接続授業等により、これまでよりも実施が容易になる可能性はあると期待している。

海外からの留学生についての経済的問題については、アルバイトをしなくともよい十分な奨学金制度の確立とその制度に基づいた留学生受け入れ制度を構築する。

教育研究内容や目的に応じた組織的な教育研究交流を行うことを積極的に推進する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

Ⅰ　全学共通教育センター・体育教育研究センター

１）学部等における教育課程等

※全学に共通する教育課程等について、ここに記載する。該当しない評価の視点については記載しない。

〔到達目標〕

＜人間科学教育科目＞

人間科学教育科目は、建学の精神に謳われた人間育成のために、以下の諸点の実現を目標としている。

①日本と東洋、西洋の文化的伝統や歴史を学び、自らの文化的アイデンティティを確立して、世界の人々と交わることができる。

②現代社会や世界の抱える政治、経済、民族、環境などの諸問題を理解し、それらの問題をどのように解決すべきかを考えられる。

③人文、社会、自然の諸学問の一般的な到達点や諸課題を理解し、自らの専門とする学問領域が学問全体の中でどのような位置にあるかを理解できる。

④自分がいかなる人間であるか、社会の中でどのような人間として活躍すべきかを考え、生涯設計を立てて信念を持って生きることができる。

⑤社会の中でぶつかる様々な問題に対して自ら考え、解決に立ち向かう素養を養う。

＜体育教育科目＞

本学の建学の精神を根本理念に心身の健康を管理できるよう。

また、大学生活や生涯にわたる健康や体力の基礎づくりを目指す。

＜英語教育科目＞

英語での手紙やビジネスレターを書くことや、日常の挨拶、時事問題などについて英語

で自己表現ができるよう「実用英語」の修得を目指す。

＜情報教育科目＞

高等学校における「教科：情報」の履修が徹底し、情報機器の操作や基礎知識については習熟してきているため、大学基礎情報教育では学部専門教育に必要な知識と理論の理解を目標とする。具体的にはインターネット、アプリケーションソフトウェア関連のレベル向上を目指す。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第１項）

本学の全学共通教育カリキュラムは、「人間科学教育」「体育教育」「英語教育」「外国語教育」から構成されている。以下では煩雑さを避けるため、それぞれの教育科目について記述する。

①人間科学教育科目

2004（平成 16）年４月、従来の一般教育科目を人間科学教育科目と名称変更し、教育目標をより明確に示した。そして、2009（平成 17）年４月、200 科目を超える科目群を 13 の区分に再編成し、学生によりわかりやすく、体系的に履修可能な形にした。その 13 の区分とは、「日本の歴史と文化」・「世界の歴史と文化」・「芸術と文学」・「思想と人間」・「人間の心と言語」・「グローバル社会の課題」・「現代社会と人権」・「環境と人間」・「科学と人間」・「導入教育」・「情報技術」・「キャリア支援」である。

「日本の歴史と文化」・「世界の歴史と文化」は、本学教育到達目標のひとつである「日本と東洋、西洋の文化的伝統や歴史を学び、自らの文化的アイデンティティを確立して、世界の人々と交わることができる」ために設けられた。「環境と人間」・「グローバル社会の課題」は、「現代社会や世界の抱える政治、経済、民族、環境等の諸問題を理解し、それらの問題をどのように解決すべきかを考えられる」ために設けられた。「人間の心と言語」・「科学と人間」は、「人文、社会、自然の諸学問の一般的な到達点や諸課題を理解し、自らの専門とする学問領域が学問全体の中でどのような位置にあるかを理解できる」ために設けられた。「芸術と文学」・「思想と人間」は、「自分がいかなる人間であるか、社会の中でどのような人間として活躍すべきかを考え、生涯設計を立てて信念をもって生きることができる」ために設けられた。「現代社会と人権」・「法と経済の世界」は、「社会の中でぶつかる様々な問題に対して自ら考え、解決に立ち向かう素養を養う」ために設けられた。

「導入教育」には、１年生を対象とした「日本語表現」科目を設けている。本科目は、１クラス 30 名を上限とした１セメスター完結であり、2007（平成 19）年度は春学期 22 コマ、秋学期 30 コマを開講している。また「キャリア支援」科目は、１年生より就職につい

ての理解を深めるために開講したものである。他にも社会的体験を経験する「インターンシップ」、「オン／オフ・キャンパス・フュージョン」等の科目を設けている。

②体育教育科目

本学の建学の精神を根本理念に心身の健康を管理できるよう、共通教育科目体育教育科目の健康科学科目として、「健康科学講義」「健康科学実習」「健康科学演習Ａ」「健康科学演習Ｂ」を開講し、スポーツ科学科目として、「スポーツ科学講義Ａ」「スポーツ科学講義Ｂ」「スポーツとサプリメント」「スポーツ科学実習Ａ」「スポーツ科学実習Ｂ」「スポーツ科学演習Ａ」「スポーツ科学演習Ｂ」を開講している。

③英語教育科目

本センターの英語教育科目では、学生を英語のスキル別に５つのレベルに分けている。このために独自のプレイスメントテストを行っている。レベル別に分けることによって各クラスでより適切な教科書を使用することができ、学修効果を向上させることができる。また、学修効果を学期毎に図るため、プレイスメントテストと同じ系統のものを継続的に行い、期末テストの一環として実施している。

５つのレベルのうち、下位２つのレベル学生は、ＣＡＬＬシステム（コンピューター支援語学学修）のクラスを受講する。これによって学生は、自分にあったペースで語彙力、文法、そしてリスニング力を向上させることができる。

（１）－２　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

①人間科学教育科目

基礎学力の養成については、「日本語表現」科目や外国語科目があり、学問の基礎を考えるには、科目区分の「思想と人間」に含まれる諸科目や「導入教育」の「大学の歴史と京都産業大学」が有効である。また社会的な自主性を養うため、「セルフ・カルティベーション」でボランティア活動を行う科目が設けられている。倫理性を培う教育については、特定の科目を設けて行う性格のものではなく、各教員、とりわけ人間科学教育科目の担当者が各々の科目で取り組んでいる。

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

①人間科学教育科目

開学以来、本学の一般教育科目（現在人間科学教育科目とよぶ）の名称は、〇〇学概論のような堅苦しいものは避け、学生に親しみやすく、分かりやすいものが選ばれてきた。そうした科目名称は伝統的な科目名称に比較すると、科目自体の学問分野および科目間のつながりがわかりにくい難点があるので、「日本の歴史と文化」といった 13 の科目区分を設けて分類し、学生の科目選択の一助としている。人間科学教育科目の多くは、本学の教員が担当する講義科目であるが、その他に毎回各界のスペシャリスト（卒業生を含む）を

ゲストスピーカーとして招聘する講義や京都の産業や文化、本学の位置する上賀茂地域の文化を取り扱うリレー講義等、実社会や現実に生活する人々の実像に触れることのできる科目もある。

②体育教育科目

体育教育科目は、健康科学科目とスポーツ科学科目に大別され、それぞれに講義と演習そして実習が設定されている。健康科学科目は１年次生を対象に、スポーツ科学科目は２年次生以上の学生を対象に開講している。また、身体にハンディキャップのある学生やそれらをヘルプしようとするボランティア学生を対象とした科目も、特別実習や演習という形で開講している。

健康科学実習は、かつての体育実技とは異なり、身体機能を向上させるために、実技をグレードアップし、科学的な裏付けをもって各自の身体機能計測値（例えば、各自の体力・運動能力をコンピュータにより処理・解析する等）に基づいて指導を行っている。また健康科学講義は、運動と健康との関連性や生活習慣に関する理論を教授している。そしてスポーツ科学実習は、そのスポーツ種目の運動学的な見地から競技力向上に至るまでを目標に指導をし、各自の到達目標を設定して自己努力と運動発達学との関連性等の教育論も教授している。スポーツ科学講義においては、運動生理学・スポーツ心理学・栄養学に至るまで、今後ともスポーツ競技を継続するうえにおいて必要な基礎学修を行っている。

スポーツ活動が一般化した今日、スポーツ体験は社会的・道徳的精神を涵養し、将来、社会人としてのリーダー性や指導的手腕が発揮できるので、スポーツ体験の重要性は広く認められ、スポーツ指導者への信頼度も高くなっている。こうした指導者を養成するために特別な科目を設け、高度な人材育成にも力を注いでいる。このスポーツ指導者養成科目は、日本体育協会の協力を得て、将来、スポーツ界あるいは地域社会において体育・スポーツ指導者として活躍できることを目的としている。それらは、運動生理学・心理学はもちろんのこと、スポーツ社会学・スポーツ指導論・科学的トレーニング論・スポーツ医学等、現場での長年のキャリアを生かした指導法を科学的に解明した教育である。

（１）－５　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

①外国語教育科目

英語以外の外国語科目である、ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・インドネシア語・イタリア語・韓国朝鮮語・ベトナム語の９外国語科目は、外国語教育カリキュラム委員会によって編成している。

英語以外の外国語科目は、全学部（文化学部および外国語学部の英米語以外の学科・専修を除く）の学生にとって選択必修科目であり、上述の９外国語から１言語を選択して、４単位（週 90 分の授業を春・秋学期通して２コマずつ）または、８単位（週 90 分の授業を春・秋学期通して４コマずつ）を履修する。

卒業に必要な選択必修科目としての履修にとどまらず、さらに英語以外の外国語の語学力を伸ばしたいと考える学生向けの中上級科目も開設している。そして、2007（平成 19）年度からは、全学的に推進されているフレキシブルカリキュラムのテーマ別融合プログラムの１つとして、外国語（英語以外）の初級科目、中上級科目、さらに学部専門教育科目も体系的に組み入れた「外国語ステップアッププログラム」を設けている。

国際化が進む現代社会において、英語以外の外国語が話されている社会にも目を向け、英語のみに偏らない広い語学的教養を養うことができる科目編成である、英語以外の外国語を初級から中上級レベルまで学ぶことができる科目が豊富に開講され、それらを体系的に学修するプログラムも設けられている。

（１）－７　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

①人間科学教育科目

2004（平成 16）年４月における、一般教育研究センターの廃止および一般教育科目の人間科学教育科目への名称変更に伴い、従来の一般教育科目（現在の人間科学教育科目）を実施する組織は本センターとなり、これらの科目のカリキュラム関連の審議は、一般教育研究センター教授会に代わって、人間科学教育科目カリキュラム委員会で行うことになった。人間科学教育科目カリキュラム委員会は、各学部からの１名ずつの委員および学長指名の若干名の委員計約 10 名の委員で構成されており、委員長は委員の互選で選出される。委員の任期は２年である。

②体育教育科目

体育教育科目の実施・運営方法については、体育教育研究センター教授会においてカリキュラム編成やカリキュラム実施等に関する素案を提示し、体育教育カリキュラム委員会において審議のうえ決定し、運用している。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

①人間科学教育科目

学生は卒業に必要な 124 単位のうち、平均して約 30 単位（学部により若干増減）を共通教育科目で修得している。制度上は学生が卒業必要単位のほぼ１／４を修得し、専門教育の基礎として幅広い視野と知識を与えることになっている。各学部における教養教育の位置づけが明確でない。

本センターの運営については、学部から出ている委員が任期終了のたびに毎回変わる委員会方式をとっているので、業務内容がわかり始めた頃に交代時期となり、長期的観点からの継続した教学政策が立てにくい欠点がある。

講義科目については、多人数講義の是正がいまだ解消されるに至らない。受講生が 600 名を超えると、次年度より履修者制限（600 名以内に制限）をするが、当年度の授業はそのままで行わなければならず、柔軟な対応が困難な状況にある。

「日本語表現」科目は、毎年 50 コマ程度開講しており、１クラス上限 30 名であるから、全体としては最大限 1,500 名履修可能であるが、開講の曜日・時間帯によっては数名の履修者のクラスもある一方、登録希望者が 30 名を超え、履修者制限を行っているクラスもある。全体の履修者は 1,500 名を下回っている。登録希望者の大半は履修できていると考えられるので、これ以上のクラス増は必要ないと判断する。現行の問題は、幾人かの専任教員が学生の日本語能力の低下に危機感を抱き、積極的に教授してくれてはいるものの、到達目標やテキスト、内容を統一せずに始めた最初の体制のままでクラス数が増加しているので、最低限の到達目標や教授内容がクラスによって異なる点にある。

②体育教育科目

健康科学実習では、受講生全員の身体や体力、そして運動能力を年度当初に計測している。これによって各自がこれまでのデータ（中・高校時代）と比較することができ、向上したあるいは低下した等、現状体力を把握することで今後の運動設計や到達目標を設定することが可能になる。これを通して将来も運動を継続していこうという姿勢を高めることができる。

③英語教育科目

「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」148 クラス、「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」120 クラス、テーマ科目 124 クラスを開講している。担当者別にみると、英語オーラルコミュニケーションは、ほぼ全員が英語ネイティブスピーカーであり、英語リーディングスキルは、ほぼ日本人が担当し、テーマ科目のほぼ半数をネイティブスピーカーが教えている。このように学生は日常的にネイティブ教員と接する機会が多いため、ネイティブの英語に実際にふれるという点では十分評価できるものとなっている。

プレイスメントテストにより５段階の能力別クラス編成を行い、各レベル、科目毎に、授業内容と到達目標を設定し、推奨教科書のリストも担当者に提供している。学生は、このようにレベルがある程度統一されたクラスで、そのレベルに見合った授業を受けることができるようになっている。また、下位２つのレベルに属する学生を対象に、ＣＡＬＬによる学修を導入し、学生自らが決めたペースで勉強を進めていくことが可能となっている。

問題点としては、動機付けの工夫、再履修の問題、英語の書き言葉・話し言葉にふれる量の絶対的な不足があげられる。まず、動機付けの点は、英語を専門としない学生を対象とした授業であるということから必然的に生じる問題である。年次が進めば、自分の専攻分野の資料を英語で読む必要を初年次の段階で実感させ、数年先の専攻に備えて英語力を身につけておこうと納得させるのは容易ではない。「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」・「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」の両授業ともに、学生が興味をもてるようなテーマを取り上げた教科書を選ぶ等の工夫をこらし、学生の興味に応じて選択ができるようにテーマ科目も豊富に用意しているが、全員の学修の動機付けの役割を十分に果たしているとは言えない。

「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」・「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」の両授業は、再履修者の問題も関わる。毎学期、両科目の不合格者が必修単位の修得のためにテ

ーマ科目を履修する。テーマ科目は一年次の秋学期から選択可能になるが、年次が高い者から履修が優先されるため、複数の科目を高年次の学生が登録し、実際には低年次の学生が希望通りに履修できないこともあり、学修意欲の維持・継続的な英語学修の障害となっている。

また、上記の両科目が 90 分の授業を週２回行うインテンシブ授業であるとはいっても、それ自体で英語に接する十分な時間が確保されているとは言い難い。授業の時間的な制約から、新しく学んだ語彙や表現を自分のものとして定着させるまでの反復練習を授業時間内に行うことは不可能である。確実に到達目標を達成するためには、授業外での学修でより多くの英語を聴き、読む機会を増やすところまでを授業評価の一部に組み込むことも必要である。

④外国語教育科目

英語以外の外国語科目の開設・運営について、外国語教育カリキュラム委員会では、定期的に委員会を開催し、現状を把握し、それに基づいて議論を重ねている。基本的には、担当教員と本センター事務室とが一体となって、授業は円滑に実施されている。

ただ、以下のような点は、問題点としてあげられる。

ⅰ）学生の履修希望を優先しているので、一部、受講者が少ないクラスがある。

ⅱ）選択必修科目の「たのしく学ぶ〇〇語」について、学生が選択を希望した外国語を履修できないという事態が毎学期起こる。原因として、英語以外の外国語科目と各学部の必修科目との時間帯上での重なり（いわゆるバッティング）、履修登録方法の煩雑さ、再履修者への対処方法等が指摘されている。

ⅲ）選択必修科目の「たのしく学ぶ〇〇語」では、一クラスの平均学生数が 30 名以上に達する言語と 20 名以下の言語がある。

ⅳ）選択必修科目の「たのしく学ぶ〇〇語」の中では、「たのしく学ぶ中国語」の履修を希望する学生数が突出して多く、クラス数は 50 におよぶ。しかし、専任教員が担当するクラス数が４クラスのみで、非常勤講師への依存度が極めて高く、運営上の問題の一因ともなっている。

ⅴ）学生の多くは、卒業要件の４単位もしくは８単位を修得して、英語以外の外国語の学修を終えることになる。このことは、大学教育における旧来の「第二語学」教育を引き継ぐものである。必要性という観点から、語学教育の希薄化をもたらしている。

ⅵ）外国語ステップアッププログラムでは登録科目数が多いので、学生が履修する場合に改善の余地がある。

〔改善方策（上記５項目を含む）〕

①体育教育科目

現状として、カリキュラムを継続・維持しているが、今後は社会のニーズと現状を調査・把握し、本学の体育教育科目カリキュラムのあり方を考え、提案していきたい。

健康科学・スポーツ科学科目も高等教育として高いレベルを目指しながら、そして学生の状況（学生の歩んできた過程や環境）も理解し、生活に密着した健康・体育・運動・スポ

ーツ教育を指導しなければならない。これまでの指導方法は、青年を対象とした指導内容が中心であったが、今日では生涯教育・生涯体育・生涯スポーツ・高齢化社会等を考慮に入れた指導が必要である。それには、学生が自らのレベルにあった体育・スポーツを選択することを前提にして、必修制にすることも視野に入れて検討していく。

②英語教育科目

英語オーラルコミュニケーションと英語リーディングスキルの不合格者が次の学期から再履修者としてテーマ別科目を再履修する場合に、年次の高い者の履修が優先されてしまい、低年次の学生がテーマ別科目を履修しにくくなるという点については、次のような措置が考えられる。ある程度の基本的なオーラルコミュニケーション・リーディングスキルが達成できていない高年次の学生に対しては再度「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」と「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」を履修させるという方針に変更し、より低年次の学生がテーマ科目を履修しやすくすることによって、低年次の学生に対しても英語学修意欲を喚起することができる。

英語の書き言葉や話し言葉に触れる機会が少ないという問題点に関しては、現在外国語学部英米語学科で実験的に行われている多読・多聴教授法を本センターにも応用し、全ての学部の学生がこのメソッドを受けることができるようにするという方法が考えられる。自分が理解しやすい英語の文章を大量に読み進めたり、ＣＤ－ＲＯＭバージョンがある場合は、学生は同じ教材を使って「多聴」を行ったりすることもできることから、学生にとって多読・多聴教授法は既習の文法や単語を記憶に収めるために非常に効果的な方法である。学生が自身の本来の水準よりやや易しい本を読んだり聴いたりするため、スピードを下げることなく素早く多くのテキストを理解することができるというのが多読・多聴教授法の基本にあるため、学生は自ら選んだ本やＣＤ－ＲＯＭを自分のペースで読み進めることができる。この結果として多くの書き言葉や話し言葉に触れることが可能になるため、このメソッドを早期に導入することを検討する。

③外国語教育科目

外国語教育カリキュラム委員会では、上記の点検・評価項目において述べた５つの問題点について、以下のような改善方策を考えている。

ⅰ）選択必修科目については、とくに１年次生にとってよりわかりやすく、丁寧なガイダンスを実施する。中上級科目については、選択必修科目からの継続性をさらに重視し、受講生の多様な、または専門的なニーズに細かく応える。

ⅱ）時間割の調整、履修登録方法のさらなる周知徹底を行い、初回の授業時における教室での柔軟な対応等を行う。

ⅲ）年ごとの履修者数の変動を考慮し、より合理的な開講クラス数の設定を検討する。

ⅳ）授業に各言語の最新の視聴覚資料を取り入れる。留学についての情報を提供する等、外国語への関心を喚起する。

ⅴ）プログラムのさらなる体系化、新しい科目の増設、受講者への認定書の発行等を盛り

込んだ新「外国語ステップアッププログラム」を編成する。

（４）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（４）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

①人間科学教育科目

人間科学教育科目は大部分が講義科目であり、一部に以前「アドヴァンスト・ゼミ」と称していた少人数の演習形式の科目があるが、ともに１セメスター２単位である。「日本語表現」は教室外での学修時間が多く必要とされる科目であり、「セルフ・カルティベーション」は学生の自主的な活動に基づく科目であり、科目の特性が異なるものの、１セメスター２単位としている。

②情報教育科目

情報教育では、パソコン教室使用による授業が多い。ソフトウェアの知識と理論を主体とした内容で、かつパソコンを使いながら説明する講義では１セメスター２単位であり、各学生がパソコン利用を目標とする実習科目（コンピュータ基礎実習）では１セメスター１単位である。

③体育教育科目

健康科学科目およびスポーツ科学科目の中の「健康科学実習」「スポーツ科学実習Ａ」「スポーツ科学実習Ｂ」はそれぞれ１単位、「健康科学講義」「エイズと社会」「健康科学演習Ａ」「健康科学演習Ｂ」「スポーツ科学講義Ａ」「スポーツ科学講義Ｂ」「スポーツとサプリメント」「スポーツ科学演習Ａ」「スポーツ科学演習Ｂ」は、講義・演習科目としてそれぞれ２単位である。それらは、健康管理・体力増進・人間関係・精神的ストレス解消等、身体活動のみならず精神教育にもウエイトを置き、人間形成・人材育成の目的にそって教授している。ただ、健康科学実習では、受講者数が減少している。

④英語教育科目

英語教育は、現在二本の柱から成り立っている。すなわち、一年次生向けに開講される英語のコア科目と、一年次の秋学期から受講できる英語のテーマ科目である。

コア科目には「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」と「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」の授業がある。前者の「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」は会話力やリスニング力の開発に重点を置き、後者の「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」の授業は読解力に重点を置いて、ライティング能力をもカバーする。英語のコア科目は週２回開講され、それぞれ２単位科目である。

テーマ科目は、文化や文学等の学修を通して英語力の発達ならびに知的蓄積を目指し、週１回開講され、１単位科目である。

学生は卒業までに英語科目で８単位以上修得する必要がある。１年次でコア科目の単位

が修得できなかった場合、テーマ科目で必要な単位数を修得する必要がある。

〔点検・評価〕

①人間科学教育科目

多数の科目があるが、いずれの科目についても、単位計算方法は基本的に１セメスター2単位として実施され、妥当である。

②情報教育科目

普通教室のプレゼンテーション設備の普及により、インターネット、パソコン、プロジェクターとスクリーンが教卓に設置されるようになった。また、ノートパソコン持参の学生も増加しつつある。このため、情報関連の講義科目をこれらの設備のある普通教室で可能となったことは評価できる。実習科目は「○○実習」と実習であることを明示し、各学生がパソコンを１台ずつ利用しているため、講義と実習の違いは明確であり、単位計算は妥当である。

③体育教育科目

2005（平成 17）年度から体育実習がセメスター制になって、１セメスター１単位科目となり、学生にとって履修しても修得単位が少ないという理由で、受講者数の減少に影響しているとも考えられる。

④英語教育科目

2005（平成 17）年度に一新されたカリキュラムにより、英語を外国語科目として選択した場合には、１年次春学期には、「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」と「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」の両方または片方のみ学修する。いずれも週あたり２回の 90 分授業を半年間通して行うインテンシブコースであるため学修効果が高い。１年次の秋学期からは様々なレベルの多様なテーマ科目を開講し、１学期目で学んだ「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」と「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」を引き続いて履修しても良いし、テーマ科目を履修しても良いというように、学生は各自の必要に応じて、選択することができる。春学期に不合格となった場合でも、同一科目を再度履修するのではなく、各自の興味で履修科目を選択することを可能にしている。このようなカリキュラムにより、学生が各自の興味で学修内容を選択できるようになり、学修の動機付けにもなっていると共に、学修意欲の維持にも役立っている。プレイスメントテストにより学生が自分の英語力の現状を把握し、１学期間に何を修得することが要求されているかが明確なので、他律的な学修ではなく、自ら主体的に英語学修に取り組む姿勢を涵養することができている。

〔改善方策〕

①体育教育科目

１年次生対象の「健康科学実習」は、授業内容を再検討して充実させ、２単位の演習科目として開講できないかを検討する。

②英語教育科目

英語を外国語科目として選択した場合、学生各自の興味分野・学修したい分野のテーマ別科目を選択することができる制度は今後も続けていくことにより、学生各自の英語能力の一層の改善が見られるのではないかと予測される。今後はさらに学生自身が英語教育に関して受動的ではなく能動的に取り組むことができるような制度の構築を検討する。

ある程度の基本的なオーラルコミュニケーションとリーディングスキルが達成できていない高年次の学生に対しては、再度、「英語オーラルコミュニケーションA／B」と「英語リーディングスキルA／B」を履修させるという方針に変更し、より低年次の学生がテーマ科目を履修しやすくすることによって、低年次の学生に対しても英語学修意欲を喚起することができるので、検討したい。

（６）開設授業科目における専・兼比率等

〔現状説明〕

（６）－１　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

全学共通教育センター開講科目総コマ数は、春学期が 869 コマであり、専任教員担当コマ数は、218 コマで約 25.1%である。秋学期が 844 コマであり、専任教員担当コマ数は、208 コマで約 24.6%内訳は以下の通りである。

【春学期】

（１）人間科学教育科目　総 169 コマ中　専任担当は　85 コマ（52 名）
（２）体育教育科目　　総　54 コマ中　専任担当は　48 コマ（11 名）
（３）情報教育科目　　総　19 コマ中　専任担当は　７コマ（４名）
（４）英語教育科目　　総 364 コマ中　専任担当は　21 コマ（12 名）
（５）外国語教育科目　総 263 コマ中　専任担当は　57 コマ（24 名）

【秋学期】

（１）人間科学教育科目　総 161 コマ中　専任担当は　87 コマ（58 名）
（２）体育教育科目　　総　51 コマ中　専任担当は　45 コマ（11 名）
（３）情報教育科目　　総　14 コマ中　専任担当は　３コマ（３名）
（４）英語教育科目　　総 352 コマ中　専任担当は　17 コマ（11 名）
（５）外国語教育科目　総 266 コマ中　専任担当は　56 コマ（24 名）

（６）－２　兼任教員等の教育課程への関与の状況

①人間科学教育科目

科目の担当者は専任教員であることが望ましいが、現在の状況では、全科目を専任教員で担当することは、科目数からみて困難である。非常勤教員を採用するケースは、既存の当該科目の担当者が退職等の理由で欠けた場合がほとんどであり、新規開講科目の担当者

を非常勤教員に依頼する場合はきわめて稀である。リレー講義科目のコーディネーターは、通常、専任教員が務めているが、今年度より開講した「現代マスコミ論（放送メディア）」というリレー講義科目だけ、非常勤教員がコーディネーターである。これはマスコミ関係の専任教員が本学にいないという理由である。

②体育教育科目

「スポーツ社会学」「スポーツの心理」「スポーツ医学Ⅰ」「スポーツ科学Ⅱ」「スポーツマネジメント」「スポーツと栄養」「スポーツのスキル」といったスポーツ指導者育成科目の担当者不足部分を兼任教員が補っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

①体育教育科目

多岐にわたる開講科目の種類に比して体育教育科目担当の専任教員が少ないため、どうしても兼任教員に不足部分を委ねざるをえない。

②英語教育科目

「英語オーラルコミュニケーションＡ／Ｂ」科目の多くは、外国語契約講師が担当するため、週２回の授業を同一教員で行うことがほぼ実現されている。しかし日本人教員が担当する「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」科目は、本センターには専属の専任教員がいないので、外国語学部と文化学部の日本人教員が担当しているが、共通教育科目での週２回の授業担当は実質的に不可能なため、結果として非常勤講師に頼ることになる。非常勤講師の中には週１日しか出校できない教員もいるため、週２回の授業の１回ずつを別々の教員が担当するという状況が生まれる。せっかくのインテンシブ授業の効果が十分に発揮できない場合がある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

①体育教育科目

学生の関心を高められるように、現在開講している科目を非常勤教員に委ねるのではなく、専任教員がリレー形式で担当できないかどうかを検討する。

②英語教育科目

「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」のペアティーチングの問題については、リーディングスキルを教える日本人の専任教員が全くいないという現状を打破するため、「英語リーディングスキルＡ／Ｂ」を担当する全学共通教育センター所属の日本人の契約講師を雇用する予定である。このことによって週２回のリーディング授業を同一教員で行うことがある程度は可能になると考えられ、インテンシブ授業の効果を上げることができる。

（７）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（７）－１　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

①人間科学教育科目

日本の文化や事情、文学、宗教、科学技術等についての、外国人留学生を対象とした英語講義を、今年度は、13 科目を開講している。

社会人学生と帰国生徒に対する特別のプログラムは、今のところは設けていない。

②体育教育科目

「健康科学実習」では、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に限らず、医師の指導により運動を制限されている学生およびそのサポートを中心とした、ボランティア学修のクラスを特別に開設し、希望する学生に対して開講している。

〔点検・評価〕

①人間科学教育科目

人間科学教育科目については、多彩で豊富な科目を選択できることもあり、社会人・帰国生徒に対して、とくに教育上の配慮はしなくても問題はないと判断する。

②体育教育科目

運動制限のある学生やボランティア学生を対象に特別クラスを１クラス開設し、受講者数も適切であって問題なく、授業は円滑に運営できている。

〔改善方策〕

①人間科学教育科目

外国人留学生を対象とした英語講義を、現在は 13 科目を開講しているが、今後、社会科学・人文科学・自然科学の各分野について、バランスよく開講することを検討する。

②体育教育科目

体育教育科目の特性上、他科目に比べて外国人留学生のことばの障壁は低く、外国人留学生からの要望に応じることができるよう配慮しているが、さらにコミュニケーションを図り、きめ細かな指導を行えるように検討する。

２）学部等における教育方法等

※全学に共通する教育方法等については、ここに記載する。該当しない評価項目については記載しない。

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育上の効果を測定するための方法の有効性

①人間科学教育科目

講義科目については学期末の定期試験および担当者が適宜行う小テストと、「日本語表現」科目におけるほぼ毎回受講生に課されるレポートによって、学生の理解度を測定している。授業の相互評価アンケートの中の授業の理解度に関する項目や自由記述欄のさまざまな意見・感想によって教育上の効果を測定している。

②体育教育科目

「健康科学実習」は、各自の身体機能計測（例えば各自の体力・運動能力をコンピュータにより処理・解析する等）をもとに指導を行い、実習をしている。

「健康科学講義」では、運動と健康との関連性もしくは生活習慣に関する理論と同時に、学生各自に到達目標を設定させて自己啓発と運動発達との関連性等を体験させている。

「スポーツ科学講義」においては、運動生理学・スポーツ心理学・栄養学に至るまで、スポーツ競技の継続するうえにおいて必要な基礎学修を指導している。

③英語教育科目

教育上の効果を測定する客観的なものとして、セメスターの始めに実施するプレイスメントテストと、セメスターの終わりに実施する統一テストがある。プレイスメントテストと統一テストの使用によって、教育効果を測定することができる。

また、英語教育の在り方や成果をより総括的に図るため、毎学期、学生による授業評価以外に、教員による教科書評価システムを導入している。ＣＡＬＬシステムに関しては、学生による授業評価も行っている。

〔点検・評価〕

①体育教育科目

本センターではスポーツ指導者育成のための特別なコースを設けて、フレキシブルカリキュラムの一環にくみ入れている。2007（平成19）年度は、34名がスポーツ指導者育成コースを希望し、16名が所定のコース科目を修得した。ただし、大学スポーツを担っている学生の受講および修得者は多いとはいえない。

②英語教育科目

学期末には、プレイスメントテストと同レベルの実力テストを行い、単位修得とは別に、客観的に到達度を測ることができる。ＣＡＬＬ授業では、毎学期学生アンケートを実施しているが、その満足度の高い結果から確認できるとおり、このプログラムの効果は上がっ

ている。ＣＡＬＬソフトの使用によって、自らの英語運用の能力水準に合った教材を完全に理解するまで繰り返し聴くことができることから、リスニング力も驚くほど向上したとの学生からの報告もある。

〔改善方策〕

①体育教育科目

大学スポーツを担っている学生がスポーツ指導者養成コースを受講しやすいように、受講可能な年次を１年次に引き下げたり、ガイダンス等で積極的に紹介することを検討している。

②英語教育科目

改善方法としては、まず、プレイスメントテストによってクラス分けを行うが、必ずしもプレイスメントテストの結果が学生の本来の英語能力を反映していない場合がある。その場合は、学生の要望を受け入れて自分のレベルに合ったと考えるクラスで受講することが必要となるが、その際にどのように本来のレベルアップを図るかについて、基準が未だ曖昧である点が多い。学期途中のクラス替えを希望する学生がいた場合のクラス替えの基準となる評定を、どのように行わなければならないかについて、マニュアル（もしくは代替となるテスト）の作成を検討する。

また、授業外でより多くの英語に自発的に接するようにするために、ＣＡＬＬプログラムのより積極的な活用が必要である。学生がＣＡＬＬプログラムにアクセスすることによって、リーディングならびにリスニングの能力を向上させることができるので、より多様なＣＡＬＬプログラムを編成することを検討する。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

①人間科学教育科目

講義科目については、学期末の定期試験および担当者が適宜行う小テストによって、日本語表現科目については、ほぼ毎回課すレポートによって、成績評価を行っている。全科目の受験者数と合格者数、およびその比率を人間科学教育科目カリキュラム委員会で公表し、成績評価基準の適正化を図っている。

②体育教育科目

実習科目は、授業毎に出欠を確認し、小テストを繰り返す等して成績の評価を行い、評価基準の適正化を図っている。

③英語教育科目

教員は担当クラスの学生の成績評価をするが、各担当教員が独自で評価するのは各学生の成績の 70%の部分であり､残りの 30%の部分は学期末の統一テストの結果が反映される。これによって学修効果が明確にされるだけではなく、成績配分の公正性も保証される。

〔点検・評価〕

①体育教育科目

毎回、出欠を取り、小テストを実施することにより、学生の学修意欲等の点まで測ることができている。

②英語教育科目

学生の成績の 70%の部分はクラス担当の教員が決定する。この部分がどのように評価されるのかは、シラバスや教員による説明によって、明らかにされている。担当教員は授業への出席・参加や小テスト、授業で使用したテキストの内容についての理解等を総合的に判断して、公正に評価している。残りの 30%の部分は、学期末の統一テストにより、学生の英語力を客観的に測定しているので、履修しているクラスのレベルによって生じうる相違もある程度調整され、全体としての公正性が確保されている。

〔改善方策〕

①体育教育科目

いわゆる試験では評価が困難な学生の学修意欲等を、評価測定する方法を検討していく。

②英語教育科目

成績評価の配分については、客観的な英語力の測定（教員による評価でない部分）が 30%組み込まれていることによって、教員の主観のみによる偏った成績評価にならないシステムは今後も続行していく。残りの 70%の部分についても、シラバスや教員の説明だけでなく、教員による成績評価についての基準を、より客観性をもたせた評価にすることを検討する。

テキストについては、これからも本センター所属の外国語契約講師のテキスト選択委員会による厳正なテキスト選定を行っていく。

（４）教育改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

①体育教育科目

体育教育研究センターからＦＤ推進委員会の委員を選出し、ＦＤ関連の講演会、ＦＤワークショップに参加し、体育教育研究センター教員にフィードバックしている。

②英語教育科目

専任教員とその他の教員の間の情報交換と協働を促進するために、ミーティングを頻繁に行っている。専任教員からなる英語教育科目カリキュラム委員会は、９つの小委員会を通して外国語契約講師と共同で教科書の評価と選定をしたり、テストの作成やＣＡＬＬ科目のシラバスの運営等に努めている。最良の教授法ならびに学修結果を達成するため、これらの授業評価方法や協議の結果を使用している。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

①人間科学教育科目

全開講科目のシラバスが作成され、提示されている。とくに人間科学教育科目は選択科目なので、シラバスは学生が科目を選択する際に有効に活用されている。

②体育教育科目

学生が体育教育科目を選択する上で、参考になるように学修内容・学修到達度を明確に記載するように作成にあたっている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

①人間科学教育科目

授業評価の活用は、個々の教員の自主性に任されているのが現状である。

②体育教育科目

毎年、学期毎に実施されている学生による授業評価アンケートの内容を検討し、授業を改善し、シラバスに反映している。

（４）－４　教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

①人間科学教育科目

教育評価の結果を教育改善に反映させることは、教員が自主的に行っている。まだ全体的なシステムとして確立されるには至っていない。

②体育教育科目

全学的に実施している学生による授業評価アンケートは、個々の教員に委ねられ、組織としての取り組みはできていない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

①体育教育科目

カリキュラム委員会とは別に、組織的に取り組めるように不定期ではあるが、体育担当教員全員（体育教育研究センターと文化学部に分属している）の参加する連絡会を開いている。

②英語教育科目

全学共通教育センターに所属する 11 名の英語ネイティブスピーカーの外国語契約講師とは定期的なミーティングを行っている。それにより、授業を進めていく上での問題点や教材等の情報交換も活発に行われ、問題が生じた際には迅速な対応が取れ、授業の円滑な運営に役立っている。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

①体育教育科目

体育担当教員全員が参加する連絡会を、不定期ではなく定期的に開催することを検討する。

②英語教育科目

専任教員は、全学共通教育センターに所属する英語のネイティブスピーカーの外国語契約講師との定期的なミーティングを、今後も継続的に行う。また、ネイティブスピーカー以外の外国語契約講師とも合同でミーティングを行うことによって、授業の際に生じた問題点に対する改善案をつくる。

（５）授業形態と授業方法の関係

〔現状説明〕

（５）－１　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

①人間科学教育科目

人間科学教育科目は、講義形式の科目が大部分を占めている。講義形式は、一般的に言って、多人数の学生に対して定型的で基本的な知識を伝達する方法としては効果的だが、学生からすれば、今日では教員の講義を聞くだけという受動的立場のままで終ってしまうという面をもつ。そこで「大学の歴史と京都産業大学」・「チャレンジ精神の源流」・「上賀茂の文化を学ぶ」・「現代マスコミ論（放送メディア)」等のリレー講義を開講して、外部の実務経験者や著名人を招き、学生の知的関心を呼び起こす工夫をしている。「日本語表現」科目は、履修生の上限を 30 名として少人数教育を行い、効果を上げている。

②情報教育科目

情報教育では、実習科目と講義科目がある。実習科目ではすべてパソコン教室を利用し、１人１台ずつパソコンを操作しながら授業を行う。講義科目ではパソコン教室を利用するものとプレゼンテーション設備のある教室を利用するものがある。コンピュータとそのソフトウェアの説明や理解には、コンピュータによる提示や操作が欠かせないため、これらの設備環境と授業方法は極めて重要である。

③体育教育科目

講義としての「健康科学講義」は、理論的に学生の健康についての理解を深めることができる。実習としての「健康科学実習」と「スポーツ科学実習」は、実技をとおして健康について実践的に学ぶことができる。

演習としての「健康科学演習」と「スポーツ科学演習」は、実技と講義を有機的に結びつけ、学生が主体的に取り組み、科学的な思考と実践ができるようにしている。

④英語教育科目

英語教育科目カリキュラム委員会では、プレイスメントテストを利用して学生を５つのレベルに分ける。そうした上で、学生は 35 人以下の少人数クラスに編成される。語学は実践を通じて身につけるものであるので、人数の少ない教室で参加型の授業を通して学生の

実力向上を図っている。

（５）－２　多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

①人間科学教育科目

現在は大部分の教室にパソコンが備え付けられており、パワーポイントやＤＶＤ等を利用できる環境が整ってきて、それらを活用した授業が多くなっている。

②情報教育科目

情報教育の講義科目の中には、インターネットを利用した学修支援システム（本学ではmoodleシステム）を利用している科目がある。このシステムは場所と時間を問わない先生と学生、学生同士のインタラクションシステムであり、これを活用することによって、課題や小テスト等授業時間外での指導が可能となっている。

③体育教育科目

メディアを活用した授業は、現在、基本的に導入していない。

④英語教育科目

各教室に教員用のパソコンと学生用のスクリーンが設置されており、授業では視聴覚教材が多く使われている。とくにＣＡＬＬシステムを利用した授業で学生は、パソコン・ソフトを自ら活用する。ＣＡＬＬシステムの場合、教室に限らず、自宅でも学修ソフトを使用することが可能である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

①体育教育科目

スポーツ関連番組を観賞させて教員が解説すれば、レベルの高いスポーツの世界を知的に意識させることになり、効果が期待できると思われる。とくに「健康科学実習」科目は、受講者数の減少傾向にあるので、受講生に関心を持たせるために、スポーツ関連番組の観賞は導入の余地があると考えられる。

②英語教育科目

プレイスメントテストによって実力に対応した５つのクラスに分けているが、下位２つのレベルに属する学生を対象にＣＡＬＬカリキュラムを導入し、学生全員が自らの能力水準に見合ったソフトで毎週２コマある授業をしている。そのうち、１コマ分は自学自習し、さらに授業外でも英語能力を向上させるために、いつでもアクセスできるようにしている。ＣＡＬＬシステムの１つの利点は、教員や教材によって決められたペースではなく、学生自らが決めたペースで勉強を進めていける点にある。この点は、とくにクラス内で英語能力に開きの大きい低レベルのクラスにおいて、教員による一斉授業よりも効果が高いと考えられる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

①体育教育科目

体育担当教員の連絡会において、「健康科学実習」科目等にスポーツ関連番組の観賞を導入できないかについて検討したい。

②英語教育科目

ＣＡＬＬカリキュラムは現在、下位２つのレベルのみに実施しているが、将来的には全てのレベルの学生に対して実施することを検討する。ＣＡＬＬカリキュラムに対する学生の高い評価から考えても、下位の学生に限らず、その導入によって全ての学生の個々人の英語能力の伸張が充分期待できる。

Ｊ　キャリア形成支援教育

１）学部等における教育課程等

※本学の特色的な教育プログラムであるキャリア教育の教育課程等については、ここに記載する。

〔到達目標〕

本学はこれまで「将来の社会を担って立つ人材の育成」を建学の精神に謳い、「人づくり」に専心してきた。キャリア形成支援教育は、全学部の学生を対象に、社会に人材を送り出す役割および学生個々人の自己実現を支援する役割を担い、時代の流れの中で普遍的かつ“根幹的な実力”の養成を目標としている。キャリア形成支援教育を、就職に繋げるための教育として捉えるだけではなく、大学教育の一環として、社会の根本的な動向をしっかり見据えて、大学内のすべての専門教育および教養教育との連携の中で、根幹的実力養成を推し進める教育としなければならない。そのため、キャリア形成支援教育を学士課程教育の中で位置づけることによって教育科目体系の整備を進め、計画・実践・評価・改善のＰＤＣＡサイクルを構築し質的な向上を常に図りつづけることが到達すべき目標となる。

（１）学部・学科等の教育課程

〔現状説明〕

（１）－４　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学では、単に卒業時点での就職を目指すものではなく、「生涯を通じた持続的な就業能力の育成を目指す」ことを目的に全学共通教育の中で、全学部の１年生から４年生までを対象にキャリア形成支援科目 18 科目（2008（平成 20）年度）を配置している。

キャリア形成支援科目は大きく実践系と Basic 系（基盤系）に分かれる。実践系の科目群は実践的な就業能力等の育成を目的に、企業や地域社会でのインターンシップやフィールドワークと事前・事後の学修を組み込んだ「インターンシップ（１～６）」、大学における学びをインターンシップやフィールドワークで実践し、そこで得た現場での気づきを大

学での学びにつなげる４年間一貫のプログラムとなる「Ｏ／ＯＣＦ（１～４）」、企業から提供された課題に対してフィールドワーク等を通じ解決する「課題解決力実践」を実践系として開講している。

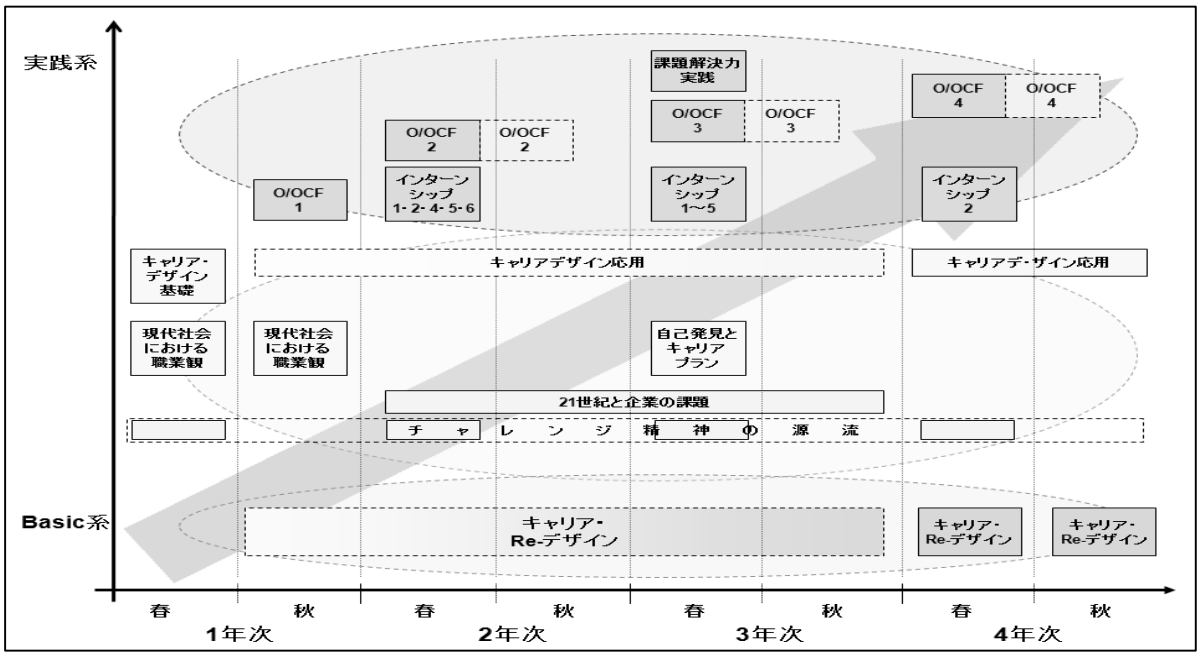

Basic 系の科目群として、職業観の醸成や自らのキャリアデザインを描くことを目的に「キャリアデザイン（基礎・応用)」、「現代社会における職業観」、「自己発見とキャリアプラン」、「21 世紀と企業の課題」、「チャレンジ精神の源流」を開講している。さらに大学における学修の価値が見出せず将来目標を見出せない学生を対象に、キャリアデザインを描くために自立的な支援を行う「キャリア Re デザイン」を開講している。実践系から Basic 系の科目を配置することで、キャリア意識の高い学生から低い学生までを対象にキャリア形成支援教育を展開している。

平成20年度　キャリア形成支援科目概要(担当者数・履修者数)　（2008年7月1日）

科目名	設置年度（平成）	担当教員	コーオプスタッフ	対象学年	学期	履修者数	
インターンシップ1（大学コンソーシアム京都）	11	1		2・3	通年集中	15	*
インターンシップ2（大学コンソーシアム京都）	11	1		2－4	通年集中	10	*
インターンシップ3（国内）	14	7		3	通年集中	153	
インターンシップ4（海外）	14	1		2・3	通年集中	16	
インターンシップ5（自己開発型）	16	1		2・3	通年集中	14	*
インターンシップ6（地域コーオプ）	17	1	1	2	通年集中	33	
O/OCF1	18	3		1	秋	116	*
O/OCF2	15	5	3	2	通年集中	103	
O/OCF3	16	5		3	通年集中	77	*
O/OCF4	17	5		4	通年集中	67	
21世紀と企業の課題	13	1		2・3	秋	160	*
現代社会における職業観	14	1		1	春	123	
		1			秋	239	*
自己発見とキャリアプラン	17	1		3	春	1398	
チャレンジ精神の源流	15	2		1－4	春	177	
キャリア・デザイン基礎	17	4	4	1	春	113	
キャリア・Re―デザインⅠ	17	5	16	2－4	春	103	
				1－4	秋	113	*
キャリア・デザイン応用	19	2	1	2－4	春	27	
				1－4	秋	47	*
課題解決力実践	20	1	6	3	秋	51	
合計		48	31			**3155**	

履修者数欄の＊マークは昨年度の人数

（1）－7　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

キャリア教育研究開発センターは、2005（平成 17）年に設立され、全学部生を対象にして、キャリア形成支援科目の実施・運営を行っている。キャリア形成支援科目（18 科目）の実施は、48 名（延べ数）の担当教員と事務職員および外部専門職による 31 名（延べ数）のコーオプスタッフが行い、運営はキャリア教育研究開発センター事務室（職員 11 名：嘱託・契約職員含む）が行う。センター長は、教学センター長が兼任し、キャリア形成支援科目と学部専門教育科目・教養教育との連携を図り、全学部を対象とする教育として組織的に取り組んでいる。また、センターには運営委員会（委員 10 名）が設置されており、全学的なキャリア形成支援教育の方向性を審議する機能を担っている。

本センターは、研究・開発、教育実践、運営管理の３つの機能を担って活動している。キャリア形成支援教育の計画・実践・評価・改善（ＰＤＣＡ）のサイクルを稼動させるために、全キャリア形成支援科目担当者を対象に報告会および研究会・フォーラムを開催しているほか、科目ごとに担当者が集まり教育方法等についての担当者会議・研修会を開催している。

■キャリア教育に関連するこれまでの研究会・フォーラム

＜研究会＞

2004（平成 16）年７月 22 日（木）17 時 30 分～18 時 30 分　10502 会議室

「北米におけるキャリア関連教育について」海外報告

経営学部教授　柴　孝夫

＜フォーラム＞

2004（平成 16）年 10 月 27 日（水）16 時 45 分～18 時 30 分　図書館ホール

「特色ある大学教育等支援プログラム採択記念フォーラム」

キャリア教育研究開発センター運営委員

＜研究会＞

2005（平成 17）年２月 23 日（水）14 時 30 分～16 時　10505 会議室

「自己への気付きとその改善について」

（株）適正科学研究センター　代表取締役　岡野一　央博氏

＜報告会・研究会＞

2005（平成 17）年３月 25 日（水）16 時～18 時　10506 会議室

「海外先進教育研究実践支援プログラム」調査研究報告

－先進的キャリア教育の実践展開－

「コーオプ教育の現状と展開」

ＮＰＯ法人　産学連携教育日本フォーラム　大門　麻子氏

＜フォーラム＞

2006（平成 18）年３月 21 日（水）13 時～16 時 30 分　京都キャンパスプラザ

「キャリア形成支援教育フォーラム

－2004 年度現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代ＧＰ）報告会－」

「大学生のキャリア選択とその意識」

―大学生のキャリア展望と就職活動に関する実態調査から―

労働政策研究・研修機構　人材育成部門副統括研究員　小杉　礼子氏

＜研究会＞

2006（平成 18）年５月 25 日（木）16 時 45 分～18 時 45 分　10 号館５階 10505 会議室

「海外調査報告」「海外インターンシップ報告」

キャリア教育研究開発センター運営委員

＜報告会＞

2007（平成 19）年３月 28 日（水）13 時 45 分～16 時 30 分　10 号館５階 10505 会議室

「キャリア形成支援教育の現状と課題」「大学におけるキャリア教育のあり方」

キャリア形成支援科目担当者、運営委員

＜報告会・フォーラム＞

2007（平成 19）年 12 月 13 日（木）17 時 30 分～21 時　京都ガーデンパレス

「問われる大学のキャリア教育～学部初年次教育との融合を求めて～」

各学部代表、キャリア教育研究開発センター運営委員

＜研究会＞

2008（平成 20）年２月 25 日（月）15 時～16 時 30 分　10 号館５階 10506 会議室

「初年次教育、キャリア教育の役割とその課題・評価」～学士課程教育との関連から～

国立教育政策研究所 総括研究官　川島　啓二氏

＜研究会＞

2008（平成 20）年７月 15 日（火）17 時～18 時 30 分　10 号館５階 10506 会議室

「今注目される学士課程教育構築の観点から」

～キャリア教育、初年次教育、教養教育を大学教育にいかに繋げるか～

神戸大学　大学教育推進機構　教授　川嶋　太津夫　氏

■研修会（ファシリテータ研修会）

【2006（平成 18）年度】

ファシリテータ養成研修会

2005（平成 17）年２月 18 日（土）・25 日（土）・３月４日（土）　９：00～17：00

講師：梶谷　康則　氏（学匠　代表取締役）

ファシリテータ養成研修会

2006（平成 18）年３月２日（金）　９：00～16：30

講師：梶谷　康則　氏（学匠　代表取締役）、鬼塚哲郎

【2007（平成 19）年度】

ファリシテータ養成研修会

2007（平成 19）年９月 13 日（木）　10：00～16：30

講師：梶谷　康則　氏（学匠　代表取締役）、鬼塚哲郎

ファリシテータ養成研修会

2008（平成 20）年３月７日（金）　10：00～16：00

講師：梶谷　康則　氏（学匠　代表取締役）、鬼塚哲郎

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

プログラム内容については、根幹的実力となる「生涯を通じた持続的な就業能力の育成」をめざして、各科目の教育目標との整合性を図りながら、全キャリア形成支援科目を対象に行われる報告会・研究会と、各科目の担当者会議において、点検と評価が行われる。

全キャリア形成支援科目担当者を対象とした報告会は年１回の頻度で行われ、科目ごとの現状・課題・方向を報告しながら意見交換によって教育実践の共通認識を得ている。また学外からの研究員を招いての研究会・フォーラムも開催しており、学外の知見を得るともにキャリア形成支援教育の方向性を検証する機会を得ている。キャリア形成支援科目には複数教員によるチームティーチングで運営されている科目も多く、科目ごとの担当者会議において、教育実践における方法や課題について積極的な意見交換がなされ、質的向上に繋がっている。

科目担当者のうち約８割は、学部に所属する専任教員が兼担しており、このことから担当者レベルにおける学部の専門教育への連携が可能となる体制をとっている。

当面の課題として、学士課程教育におけるキャリア形成支援教育の位置づけについては、議論の段階にあり、どのように関連させていくかは、今後の検討によって明らかにされる。また、キャリア形成支援教育の体系化を目指して、学生と教員の双方からの視点での検証については検討している段階にある。

組織的な課題は、専任教員の兼担である。兼担は学部専門教育との連携やＦＤにおける効果はあるが、担当教員の負担が多く、担当者の維持・増員が困難になっており、今後のキャリア形成支援教育に大きな影響を及ぼすものとなる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

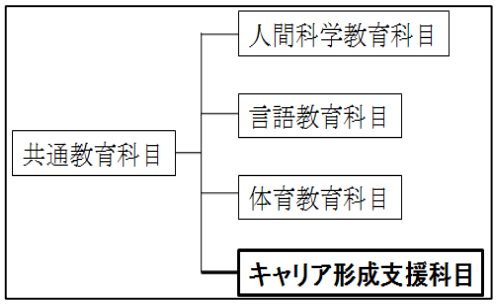

これまで全学共通教育科目の「人間科学教育科目」の中に置かれていたが、2009（平成 21）年度から全学共通教育科目の主要科目群の１つとして「キャリア形成支援科目」の枠組がつくられ、体系的に位置づけられる。このことにより、教養教育・専門教育科目との連携がより明確となり学士課程教育としての取り組みへの導入が可能となった。

キャリア形成支援教育における体系化については、2008（平成 20）年度中に全キャリア形成支援科目の担当教員と受講学生双方のアンケート調査を実施し、プログラム全体の検証と評価を行い、科目の再編を行う予定である。さらに、シラバス等を利用して「キャリア形成支援科目」以外のキャリア形成に関連する科目を調査し、科目連携を進める計画である。

担当教員の問題については、これまで一部の科目で行ってきた企業やＮＰＯ法人等で活動する外部専門家の教育実践スタッフ（コーオプスタッフ）の登用を、科目の特性に応じて拡張していく予定である。

２　修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

■　大学院全体

１）大学院における教育課程等

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項による理念や目的に沿って、専門教育の授業科目を体系的に編成している。大学院生は各自の研究領域に合わせた科目群を学修することが可能となっている。博士前期（修士）課程の大学院生は多様化しているため、基礎的な科目から先進的な科目まで多様なレベルで授業や演習を展開している。博士後期（博士）課程においては、大学院生が作成した研究計画に沿って、教員の助言や指導を行っている。研究活動の充実を図るために、きめ細やかな対応をしている。そして研究者として自立して研究活動を行える能力の育成という目的に合致した研究指導を行っている。学士課程教育から研究科での学修へとスムーズに接続するために、重要な科目を博士前期（修士）課程の春学期に開講している。また大学院生は学部教育におけるＴＡとして採用する制度が実施され、教えることを通して学ぶ機会がある。工学部生物工学科では博士後期（博士）課程の研究科生がＲＡとして採用され、修士課程の院生や学部学生等の指導を通じて、自らも学んでいる。

〔点検・評価〕

大学院生が少ないので、きめ細かな指導が可能となっている反面、大学院生の切磋琢磨の場が乏しく、相互に刺激しあうことが少ない。また他学部・他学科出身の大学院生には基礎科目の履修指導が行われている研究科もあるが、大学院生の負担となっている場合もある。

〔改善方策〕

大学院生数の増加策を検討する。増加策は現役学生を対象とするだけでなく、広く社会人や外国人留学生も対象とする。大学院生は単に増加させればよいというものではないが、収容定員を満たすことは、大学院生の間での相互の刺激をもたらすだけでなく、教員と大学院生との間においても、教育や研究において相乗効果をもたらすと考えられるからである。大学院生の研究レベルを維持するために、基礎的な研究能力に関わる科目の履修指導を徹底する。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

博士前期（修士）課程では、全体的にバランスのとれた研究能力が身に付くように科目履修の指導がされている。博士後期（博士）課程では、指導教授との間で高度の考察と分

析が積み上げられていくというマンツーマンの研究指導を中心に、科目履修が行われている。大学院生は研究の経過ならびに成果を中間報告会で報告し、参加した教員から質問を受け、研究意欲を促進する体制がとられている。科目は幅広く提供されているので、研究科生の選択の余地が広がっているものの、科目間の体系性の維持が問題となっている。さらに今後、多様な背景やキャリアをもつ大学院生の増加が予想され、これへの対応が迫られている。

〔点検・評価〕

多様な背景をもつ大学院生が増加することに対して、履修や単位計算の妥当性については問題がないものの、適宜見直しをする必要がある。

〔改善方策〕

現時点では履修や単位計算の妥当性について問題はないと考える。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

国内外の大学と単位互換制度は実施していないが、他大学の研究科で修得した単位について、指導教授が必要性を認めた場合、10 単位を限度にして、修了要件単位数に充当できる。マネジメント研究科ではアメリカの大学との間で「デュアルディグリー・プログラム」を実施し、最短２年で２つの学位を取得できる制度を実施している。

〔点検・評価〕

他大学の研究科で修得した単位は、10 単位を上限として、修了要件単位数に充当できる。これは大学院生の研究目的に合致する等、その適切性を考慮し、研究の促進を配慮したものとなっている。

〔改善方策〕

単位互換制度は大学院生に多くの選択肢を与えることができる望ましい制度であると考えるので、検討していく。すでに海外との大学で単位互換制度を実施している研究科においては語学力の強化策を検討する。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

外国人留学生数は本学の奨学金制度が充実していることもあって増加傾向にある。社会人学生や外国人留学生に対しては、専門領域の指導をはじめ、語学（日本語と英語）の指導、ＰＣの使用法に至るまで、きめ細かな指導を行っている。

〔点検・評価〕

社会人学生数や外国人留学生数は少ない状況にあるため、特別に制度的な対応はなく、教員によるマンツーマンの指導によって学修支援を行っている。

〔改善方策〕

今後は大学院生の多様化が進展すると考えられるので、英語や数学、およびコンピュータ等について、より一層のサポートが必要となるので、これに対応した修学支援の方法を整えていく。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

目下のところ連合大学院に加盟しているのは、教職課程のみである。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

大学院の教育効果の測定は困難であるが、定期的な研究報告会を開催することによって、教育や研究指導の効果に関する理解を研究科において共有している。修了者の進路状況は、理系学部では専門職に就く場合が多いが、文系学部では専門職に就くケースが少なく、民間企業への就職者が多くなっている。しかし文系学部の博士課程修了者のなかには大学の教職に就いている場合もある。

〔点検・評価〕

研究環境は全般的に整備されている。課程修了時には修士論文審査や口頭試問（あるいは研究科の発表会）等の適正な審査を行い、この審査によって教育や研究指導の効果を認識できるようになっている。進路状況に関しては、博士前期（修士）課程修了者の事前の進路希望と、修了時の進路とのギャップが広がりつつある。博士前期（修士）課程修了者を迎える社会環境の悪化とあいまって、厳しい状況にある。

〔改善方策〕

これまでの論文審査等の研究指導に基づく効果測定だけでなく、教育・研究指導の効果を確認する新たな手法の開発を検討する。進路については、修了予定者に対する進路相談の充実、課程への進学希望者に対する事前説明会の充実を図っていく。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

指導教授と科目担当教員が、大学院生の報告や発表、提出レポート等に基づき厳正に行っている。

〔点検・評価〕

成績評価は厳正に実施されており、評価法は適切であると考える。大学院生の資質向上をめざして、学会や研究会等への大学院生の参加や発表を積極的に勧め、成績評価に取り込んでいる。

〔改善方策〕

学会発表や研究会参加は成績評価の一部であると位置づけ、発表や参加への各種援助制度をさらに推進する。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

修士学位の修得要件は、指導教員担当科目 12 単位を含む 30 単位以上の単位修得と、修士論文の審査・合格である。修士論文と関わるのは指導教員担当科目のうちの演習科目である。大学院生が履修すべき科目については、指導教員と大学院生が緊密に話し合うことで適切な科目履修が行えるようにしている。博士後期課程では、とくに単位制度を設けず、指導教員による研究指導を受けて、専門領域の研究に集中することになる。博士前期・後期課程ともに、指導教員のマンツーマンでの研究指導が行われている。

〔点検・評価〕

大学院生数が少ないことによって、マンツーマンによるきめ細かな研究指導が実現している。大学院生数を増加させるとともに、多様な学生のニーズに合った研究指導体制を確立していかなければならない。

〔改善方策〕

多様な大学院生の研究指導にあたっては、文章作成能力やデータの収集分析能力等の基礎的な能力の向上から始めなければならない。こういった能力育成をめざす制度をつくることを検討する。大学院生に対して、きめ細かな研究指導を行うために、マンツーマンの研究指導の充実とともに、合同ゼミの開催等によって複数の教員による研究指導の充実もめざす。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

全体的には定期的に開催される大学院会議において、研究指導の改善に関する話し合いがもたれている。各研究科においては、月１回の割合で開催される研究科会議で議論されている。シラバスは各研究科すべてで作成されているが、大学院生はシラバスを参考にしているものの、それによって履修を確定することはない。履修科目の選択はガイダンス後の、各指導教員との相談や助言によって確定している。学生による授業評価については、制度上は実施していない。

〔点検・評価〕

研究科数が多くないので、教育・研究指導の改善を促進する取り組みや授業評価に関しては、組織的ないし制度的には実施していない。またシラバスについても、ガイダンスや指導教員の履修指導を補完する機能をもっているといえる。

〔改善方策〕

大学院生数が少ないという状況では、改善への組織的な取り組みについては、今のところ各研究科会議と全学的な大学院会議での議論によって十分に対応できると考える。大学院生の増加をめざして、わかりやすいシラバスを、学部学生を対象にＷｅｂ上で公開することを検討する。

※「医学系大学院の教育・研究指導」について、本学は、医系大学院を設置していない為、記載しない。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

世界から多くの優秀な留学生を博士課程前期・博士課程後期に受け入れ、本学大学院生の教育・研究における国際交流を推進するため、各研究科は、大学の方針や制度の範囲内で、留学生や研究者を受け入れる等によって徐々に拡大しているが、未だ少ないというのが現状である。

グローバル化の現在にあって、自然資源の限られた日本が経済的に豊かな国として生き残るためには、英語によるコミュニケーション力、コンピューター情報能力に加えて、最先端の科学技術や社会科学系の知識をもつ人材の育成が急務となっている。そのため社会科学系および理工系大学院における外国人大学院留学生の受け入れ促進と本学大学院生の海外派遣の促進を推進するため、大学院生への留学経費支援や、教員の在外研究および国際学会発表の支援の制度を設け、大学院生に刺激を与えるよう支援している。また大学院

生の学会への出席、とくに国際学会で発表する場合の旅費や参加費を援助する制度も設けている。

海外留学生の受け入れや、外国研究者の招聘についても積極的に取り組んでいる。国内外の大学院との交流については、プロジェクト方式の研究組織あるいは研究会を立ち上げて、積極的に推進している研究科もある。

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

大学院における留学生受け入れを拡充し、本学大学院生の海外派遣についても拡大する方針である。その具体的施策については、遅れているのが現状である。大学院正規留学生に対する授業料免除や成績優秀者に対する報奨金等の支援は、学部留学生と同等に実施している。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

①留学生受け入れ

本学大学院留学生（正規生）の在籍数は、23 名であり（表：国別在籍大学院生数：2008（平成 20）年５月１日現在)、中国からの留学生が最も多く 19 名で 82.6%を占めている。その他は、韓国１名、台湾２名、米国１名であった。これからもわかるように、本学大学院への留学はそのほとんどがアジア諸国からであった。

研究科別の受け入れ大学院留学生数は（表：研究科別在籍大学院留学生数　2008（平成 20）年５月１日現在）マネジメント研究科が 15 名と最も多く、次は経済学研究科３名、外国語学研究科３名、法学研究科２名であった。2004（平成 16）年から 2007（平成 19）年度の入学状況においても、マネジメント研究科が 24 名と最も多く、次は経済学研究科５名、法学研究科５名、外国語学研究科３名であった（表：2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度大学院生の入学状況)。工学研究科、理学研究科への受け入れはなかった。

研究科別に受け入れた外国人特別生や交換留学生は、大学規模からみると、非常に少ない。

実際に、大学院生のための独自の海外留学プログラムとしては、マネジメント研究科でのアメリカ・ミズーリー大学セントルイス校と本学が共同して作った学位共同プログラムだけしか存在していない。

大学院生を対象とした海外留学生制度については、学部の海外留学プログラムと比べると、未整備である。

国別在籍大学院生数（2008（平成 20）年５月１日）

	正規生（大学院留学生数）
中国	19
韓国	1
ドイツ	0
フランス	0
台湾	2
米国	1
モンゴル	0
アイスランド	0
イギリス	0
オーストラリア	0
ベトナム	0
マレーシア	0
ミャンマー	0
合計	23

研究科別在籍大学院留学生数（2008（平成 20）年５月１日）

	博士前期課程		博士後期課程			合　計
	１年次	２年次	１年次	２年次	３年次	
経済学研究科	2	1	0	0	0	3
マネジメント研究科	7	7	0	0	1	15
法学研究科	0	0	0	0	2	2
外国語学研究科	2	1	0	0	0	3
理学研究科	0	0	0	0	0	0
工学研究科	0	0	0	0	0	0
合　計	11	9	0	0	3	23

大学院留学生の入学状況

学生区分	学部	入学年度				総計
		2004	2005	2006	2007	
大学院生	マネジメント研究科	2	10	7	5	24
	経済学研究科	1	2	1	1	5
	法学研究科	3	0	2	0	5
	外国語学研究科	0	1	1	1	3
合　計		6	13	11	7	37

研究科別受け入れ外国人特別生と交換留学生（2008（平成 20）年５月１日現在）

	外国人特別生	交換留学生
経済学研究科	0	0
マネジメント研究科	0	1
法学研究科	0	0
外国語学研究科	0	0
理学研究科	0	0
工学研究科	0	1
合　計	0	2

②大学院生派遣

本学研究科からの大学院生の交換留学生としての派遣は、法学研究科の 2006（平成 18）年度１名、2007（平成 19）年度２名のみであった。過去４ヵ年の大学院生の派遣の推移をみると、１桁台の人数で、非常に厳しい状況となっており、適切とは言えない。

留学種別	研究科	専攻	派遣年度				総計
			2004	2005	2006	2007	
交換	法学研究科	法律学専攻	0	0	1	2	3
合　計			0	0	1	2	3

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

・共同学位

マネジメント研究科では、アメリカ ミズーリ大学セントルイス校と共同で、学位共同プログラムを実施している。現在までに、ミズーリー校から１名がこのプログラムに参加している。本学からの参加者はまだ出ていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

大学院生を対象とした海外留学生制度については、学部の海外留学プログラムと比べると、未整備で、適切とは言えない。現在、本学では、プロジェクト方式の研究組織によって外国から研究者を招聘し、さらに海外研究者とシンポジウムを開催して、教育研究交流を推進している。しかし未だ小規模なものにとどまり、今後の拡大が望まれる。

①留学生の受け入れ状況

学部への留学生数（2008（平成 20）年５月１日：152 名）と比較して、大学院への留学生数（23 名）は十分とは言いがたい。

②留学生の派遣状況

大学院生の協定大学への派遣は、法学研究科以外の研究科では今まで全く行われていないため、今後奨励策を検討する必要がある。

③交流協定校間でのセミナー、交換授業、研究交流の状況

ほとんど実施されていない。今後、国際交流を推進するためにも、海外の大学から大学院指導教授（研究者）受け入れ制度等を検討しなければならない。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

何よりもまず各研究科が、教育研究交流を促進するような共同研究テーマを提示することが必要であり、制度的資金的にバックアップする体制について学内的な議論を開始する。

例えば、留学生の受け入れについては、大学院では英語で履修できる科目を増やし、英語での学位取得を可能とすることや、生活経費支援、および教育研究の支援の充実、宿舎の整備や学内および地域における交流を促進し、海外からの留学生の受入れ促進策の検討の開始を行うことや、また、学部に在籍している優秀な私費外国人留学生（正規生）が本学大学院に多く進学するように、魅力的な教育・研究プログラムの開発と推進を支援する。そのために、留学生受け入れおよび本学大学院生募集に関しての海外における宣伝を強化すること等を検討する。具体的取り組みとして、

①大学院への留学生受け入れを増やすため、国費留学生の積極的な受け入れ。

②交流協定校に限らず、広く海外から優秀な大学院留学生（外国人特別生）を受け入れるため、外国人特別生給付等の制度実施に向けた検討。（月額 80,000 円の奨学金の給付、聴講料免除、国際交流会館舎費免除等)。

③理系大学院研究科への受け入れおよび派遣をとくに促進する施策の検討。

④英語の授業と学位取得の検討。

英語で履修できる科目や大学院研究について検討し、英語でも博士課程前期（修士）と博士課程後期の学位の取得可能な体制の模索。

⑤広報の強化

大学院カリキュラムを英語で記載したパンフレットを作成し、海外の協定校に配布し広く宣伝する。また、Ｗｅｂサイトにも掲載し、世界中の学生がアクセス可能にする。

⑥大学院留学生の就職支援

本学進路センターと協力して、大学院留学生のキャリアデザインのための各種プログラムの実施や日本企業におけるインターンシップ支援、日本企業の紹介、就職支援。

⑦大学院生の派遣を促進するため、海外の協定校や海外共同研究者が指導している大学院生との研究プロジェクトの開発支援。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

前期課程で必要単位数 30 単位数を充足した研究科生に、前期課程で修士論文を、後期課程で博士論文を課している。論文審査は指導教授が主査となり、他に２名（以上）の副査を含めた３名（以上）で厳正に行われている。審査結果は各研究科会議において修士論文は「基礎的な研究能力がある」もの、博士論文は「高度の研究能力がある」ものと認められた場合に合格の判断が下される。この判定は全学の大学院委員会の承認を経て、学長が学位授与を決定する。社会人学生の場合で、修士論文に代替できる「課題研究報告書」の作成を課している研究科もある。しかしこの場合も、審査および認定は修士論文に準ずる体制をとっている。

〔点検・評価〕

学位の授与は、単位の修得および論文の多段階の審査・承認を経て決定されている等、適正に処理されている。

〔改善方策〕

修士論文や博士論文は、研究情報の発信あるいは研究交流に寄与する方策を検討する。これは審査の透明性や客観性をさらに高めることに通ずると考えられるからである。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

大学院学則第 23 条によって、標準修業年限未満で修了することを、原則的に認めている。しかし、これまで標準修業年限未満で修了した研究科生はほとんどない。

〔点検・評価〕

標準修業年限を前提に教育・研究指導が実施され、問題は生じていない。しかし今後、研究科生の多様化に対応した措置を検討していく必要があると考えられる。

〔改善方策〕

研究科によって異なるが、学士課程において優秀であった学生を受け入れるためにも、早期の修了を考慮した体制を検討する。それと同時に研究科生の多様化に応じて修業年限の延長も考慮した体制も検討する。

※「専門職大学院の修了要件等」の「法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性」については、本学の法務研究科は他機関での認証評価を受けた為、記載しない。

５）通信制大学院

（１）通信制大学院

〔現状説明〕

本学では経済学研究科修士課程に通信制大学院を開設している。経済政策関連科目を配置して、講義（特論科目）と演習科目から授業が構成されている。院生は社会人あるいは他学部出身者が多いため、経済学基礎科目を配置して、導入教育支援を行っている。特論科目は各学期数回の課題提出によって、演習科目は課題提出に加えて各学期２日間合計６コマのスクーリングを修了することによって、単位認定される。学修の単位認定で重視される点は、受講生は社会人としての実務的な経験だけに頼ることなく、理論的基礎付けができるようになることである。修了要件は他研究科と同様、30 単位以上を履修することにしている。ただし、修士論文ではなく「研究課題レポート」を、最終演習の課題の集大成として提出する。このレポートは求められる教育研究水準を上回っていると審査会で確認された後、口頭試問を経て研究科会議で判定され、単位修得が認定される。

〔点検・評価〕

受講生は社会人としての時間的制約があるため、課題提出の期限が負担となる場合がある。また受講生間の情報交換の場として、各学期のスクーリング時に交流会が設定されて、相互の研究促進に役立っている。

〔改善方策〕

課題提出時期に関しては、受講生の事情を考慮して、各教員が柔軟な対応をする。インターネットによる通信教育という利点を生かして、社会人のニーズに合致した教育研究指導の方法をさらに充実させ、条件整備していく。

Ａ　経済学研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

本研究科の教育目標である「多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって、現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析・考察でき、かつ的確な解決策を提示できる、高度専門職業人や研究者の養成を目的」として、教育を行うことにある。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

博士前期（修士）課程においては、本研究科の教育目標である「多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって、現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析・考察でき、かつ的確な解決策を提示できる」能力を十分に養うことを意図して、以下の各分野において、それぞれ「特論」および「特論演習」（一部を除く）科目を開講している。

- 経済学の基礎をなす「経済数学」
- 経済理論分野にあたる「数理経済学」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済学史」
- 歴史分野にあたる「経済史」「西洋経済史」「日本経済史」
- 主に日本経済を対象に理論と実証から考察する「経済政策」「財政学」「日本租税論」「公共経済学」「地方財政論」「日本経済論」「産業政策」「企業経済論」「中小企業論」「農業政策」「経済体制論」「都市経済論」「金融論」「国際金融論」「ファイナンス論」「社会政策」「社会保障」「労働経済学」「環境経済学」
- 主に国際経済を対象に理論と実証から考察する「国際経済論」「開発経済学」「中国経済論」「国際投資論」
- 実際の統計処理の手法を取り扱う「統計学」「経済統計論」「計量経済学」「情報処理論」

また、博士後期（博士）課程においては、その自立的な研究者を養成するためのカリキュラムとして、以下の各分野において「特殊研究」という研究指導科目を開設している。

- 経済理論分野にあたる「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済学史」
- 歴史分野にあたる「経済史」
- 主に日本経済を対象に理論と実証から考察する「経済政策」「財政学」「産業政策」「中小企業論」「農業政策」「経済体制論」「都市経済論」「ファイナンス論」
- 主に国際経済を対象に理論と実証から考察する「国際経済論」「開発経済学」「中国経済論」「国際投資論」

・実際の統計処理の手法を取り扱う「統計学」「計量経済学」「情報処理論」

このように、経済学研究科は、博士前期・後期課程とも本研究科の教育目標および、高度専門職業人や研究者の養成を目的として学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項による理念・目的に沿って、専門教育的授業科目を体系的に編成している。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

博士前期（修士）課程においては、研究科生は指導を受ける教員の特論４単位と特論演習８単位を含む 30 単位以上を、在籍２年以上にわたって履修する。そしてそれら 30 単位以上の科目修得と、提出した修士論文について審査を受け、合格した者に修士の学位が与えられる。

その要件となる単位修得の対象となるカリキュラムとして、博士前期（修士）課程においては、上記のように、数学・経済理論・日本経済・国際経済・統計等の経済学の幅広い専攻分野にわたって専門科目を開講している。具体的には、特論科目 45 科目（Ａ・Ｂを１科目としてカウント）と特論演習 36 科目（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを 1 科目とカウント)、合計 81 科目に達している。研究科生は、各自の研究領域に合わせて最適の科目群を学修することが可能であり、経済学という「専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第３条第１項）ことができる。

なお、他大学から京都産業大学大学院経済学研究科に入学する学生、留学生、飛び入学の学生、社会人等、大学院生の背景や学修歴は多様化している。また、研究科生の目指す進路も、研究者、公務員、会計職、民間企業等多種多様である。こういった状況を踏まえて、ハイレベルでありながら基礎から学べる「ミクロ経済学基礎」「マクロ経済学基礎」という講義課目や、「経済学英語講義」「日本文献研究」といった語学の能力に配慮した科目から、経済学実験をともなう「マクロ経済学特論」「同演習」のような先進的な科目まで多様なレベルで授業や演習を展開している。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期（博士）課程においては、カリキュラムとして、上記のごとく、21 科目の「特殊研究」(「農業政策」「国際経済論」は２科目を開設）を開設している。研究科生は、カリキュラムに基づき指導教授の研究指導を受け、後期課程在学中に毎年１回の研究報告を行うとともに、在籍５年以上で 30 単位以上修得（博士前期課程の在学期間・修得単位を含む）し、かつ博士論文の審査に合格した場合、博士の学位が授与される。

博士課程後期に進学にあたっては、博士前期課程での専門分野に関する基礎訓練と研究能力の涵養実績をベースに、詳細な研究計画書を作成する。そして研究結果が所期の水準に達しているかを判断するとともに、研究計画に沿い特殊研究で指導できる内容が本研究科カリキュラムに合致するか慎重に検討する。研究に必要な知識が一部不足する場合は、博士前期課程の科目履修・本研究科他教員による助言や、必要に応じて他大学院の研究会に参加する等の指導を行い、研究活動の充実を図るために必要かつきめ細やかな対応を行っている。また研究科生には毎年 10 月に研究報告を課す等の指導・訓練を行っている。

経済学研究科博士課程後期の在籍者は３名と少なく、過去５年間に課程博士の学位も出ていない。しかし、博士課程に在籍していた研究科生の数が少ないとはいえ、海外の大学教員として活躍している者が複数おり、まさに「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行」える能力の育成という博士課程の目的に適合した研究指導が行われている。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

経済学部では、２年次秋学期から専門教育科目を３つのコースに分類し系統的に学びながら専門知識を深められるように、専門コース制を設けている。そして、いずれのコースも基礎的科目と応用・専門科目を各年次・セメスターごとに段階的に学修できるようにカリキュラム編成を行っている。この３コースとは、「公共政策コース」「産業経済コース」「国際経済コース」であり、次のように、基礎導入科目を学んだ後に、各コースの専門科目を積み上げて専門分野を深化できるように組まれている。

・基礎導入科目：経済数学入門または経済数学、ミクロ経済学入門、マクロ経済学入門、入門セミナー、日本経済リレー講義等
・公共政策コース専門科目：財政学、経済政策、労働経済学、公共経済学、社会保障論、地方財政論、環境経済学、都市経済学、家計の経済学等
・産業経済コース専門科目：企業経済論、金融論、ファイナンス論、産業組織論、産業政策、流通経済論、地域開発論、中小企業論等
・国際経済コース専門科目：国際経済学、開発経済学、国際金融論、アジア経済論、ヨーロッパ経済論、中国経済論、国際投資論、西洋経済史等

経済学研究科においても、これら３つの専門コースで関心をもった研究テーマについて研究科生として引き続き円滑に研究できるように、学部の講義課目と対応するような形で特論科目・特論演習科目が配置されている。

こうした学部教育から経済学研究科での学修へスムーズに導入する一環として、経済学研究科で重要な経済理論を前期課程春学期に開講している。すなわちハイレベルでかつ学修しやすい科目である「マクロ経済学基礎」「ミクロ経済学基礎」とデータ分析の基礎的な科目として「経済統計論特論」を、いずれも研究科入学直後に学び、その後の学修が効率的に進捗するよう配置している。

なお、そのうち「マクロ経済学基礎」「ミクロ経済学基礎」は、他学部出身の研究科生も学修しやすく工夫されているだけでなく、学部科目の「経済学アドバンストセミナー（マクロ)」「経済学アドバンストセミナー（ミクロ)」とリンクする科目でもある。したがって、学部在籍時にこれらの科目の履修を終わらせて大学院に入学した場合、大学院で同じ科目を履修することなくさらにレベルの高い特論科目の履修に進むことができるシステムとなっている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士後期課程の特殊研究については、研究科生がそこでの研究指導を十分に受けられるように、必ずそれに対応する形で博士前期課程に特論演習を配置している。しかし、研究科生が博士後期課程に進学する場合は、事実上研究者を目指すことになるため、安易に進学させるのではなく、本人の能力と将来性や、該当する適切な特殊研究科目の有無によって慎重に判断している。

具体的には、後期課程に研究科生が必要とする特殊研究が開講されていない場合や、博士前期課程における研究と修士論文のレベル、さらに本人の研究の方向性によって、事前に本学の博士後期課程に進むべきか他大学を勧めるか、あるいは高度職業人として就職させるべきか、本人と面談して決めるよう努力している。

現在のところ博士後期課程に進んだ研究科生は、博士前期課程での研究をより発展させる能力を有しており、研究者となることを目指して積極的な研究活動を行っている。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本人の意志および博士前期課程における研究と修士論文レベル、さらに研究の方向性によって、本学の博士後期課程に進むことが可能と判断され、かつ試験に合格して入学してきた場合、博士前期課程２年間で取り組んだテーマについて、引き続き博士後期課程において研究を重ねる。その研究の延長線上に設定されている特殊研究科目を専攻して研究指導教員の指導を受けるだけでなく、毎年 10 月にそれまでの研究成果を中間報告会で研究発表して研究指導教員以外の教員からもコメントを受ける等、研究者として自立するように促す適切な仕組みをとっている。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士前期課程では、専門分野を中心とした複数の特論科目と特論演習を 30 単位以上履修することにより、修士論文を作成するための基礎的能力をつけるよう指導教授している。博士後期課程では、修士論文で取り組んだ研究の延長線上に特殊研究科目を設定することにより、高度の専門研究能力を養うことに集中することができる。また、前期・後期の研

究指導教員だけでなく、関連科目の教員が主宰する研究会にも積極的に参加させる等、自立に向けて広い視野と多様な分析手法を身に付けさせるために、幅広く体験させている。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

学部・博士前期課程・博士後期課程の連携は、総じてうまく機能している。

博士前期課程では、今後も多様な背景とキャリアをもつ研究科生が増えることが予想されるものの、現在の定員 10 名の範囲においては、現行の教育指導体制で十分対応できると判断している。ただし前期課程では研究科生が定員に足りていず、研究科生同士の切磋琢磨の場が少ないことが課題といえよう。

博士後期課程では、マンツーマンもしくは研究指導教員に加えて他の教員による研究会等で手厚く指導する体制になっており、研究科生の研究能力を充分に向上させることができるよう適切な教育を行っており、恵まれた研究環境となっている。また、博士後期課程を休学して海外の大学で学ぶ研究科生もいるが、そのような場合、日本からの教育支援体制は維持されている。ただし、博士後期課程も研究科生が少ないために相互の刺激が乏しいことは大きな欠点である。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

経済学研究科、とくに博士前期課程における研究科生の増加策については現在、研究科会議・将来構想検討委員会の下部機構として「大学院活性化ワーキング・チーム」を編成し、具体的対応策を検討中である。前期研究科生の確保はただ現役学生からの入学者を増加させるだけでなく、相互に刺激を与え合う観点からも、社会人・主婦や外国人留学生等多様な背景・キャリアと問題意識を有する研究科生も入学させることも重要な方策であり、これらを含めて教育内容の充実を図っていく。

また、博士後期課程における研究科生については、ただ前期課程修了者をそのまま後期課程に入学させることにとどまらず、社会人・主婦や外国人留学生等をターゲットに研究生数増加を図ると同時に、同世代の大学院生といかに切磋琢磨させるかを考えていく方策も重要であり、国内的にも国際的にも他大学大学院との交流を深めることも１つの改善解決策となろう。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院経済学研究科博士前期課程の研究科生は、研究指導教員の担当する特論４単位・特論演習８単位を含む 30 単位以上を修得することになっており、幅広く提供される特論・特論演習科目の中から研究目的に関連の深い科目を選択して学ぶことが可能となっている。

ただし、研究指導教員以外の特論演習については、修得単位数４単位を上限としている。

特論は研究科生の研究分野に関連の深い科目の中から選択される。その教育内容は、講義目的に合わせて専門分野に絞るとはいえやや広い領域に関する複数の文献を購読・討議する形で展開され、最終的にレポート提出が課せられる。一方、特論演習では、修士論文作成を視野に専門性が深い分野に絞って具体的な分析・考察を行えるようになるだけでなく、その分析手法の修得も研究科生に求めている。

なお、本研究科は、研究科生が少ないため、ほとんどの特論演習をはじめ特論科目がマンツーマンもしくは教員１名に学生２名程度と、手厚い指導体制になっている。研究指導教員担当科目 12 単位のほかに、基礎科目や、研究テーマに強く関連する周辺の科目を 18 単位修得することで、バランスのとれた研究能力を身に付けることができるよう指導している。

特論および特論演習とも、春学期・秋学期それぞれ各 15 週開講、週時間数２時間で計 30 時間となっているが、特論・特論演習とも研究科生の予習・復習には各２時間以上、予習・復習合わせて計 60 時間以上必要とする内容となっている。これらの予習・復習時間を加算すると、１科目 90 時間以上の学修時間が必要であり、１科目セメスターで修得単位２単位の計算になっており、現在のところ授業科目の単位計算に問題はない。

博士後期課程の研究科生は、毎週２時間、研究指導教員が担当する特殊研究を３年間、受講することになっている。この特殊研究では、研究科生の研究者としての自立とそのための学位取得を目指して、その研究テーマに沿って毎回、研究科生の発表・相互討議、課題の明確化等を行い、研究指導教員との間で高度の考察・分析が積み上げられていくという、マンツーマンの研究指導が行われる。

なお、博士後期課程はその教育目標・研究指導の観点から単位制を採用していない。ただし、研究科生には、その研究の経過ならびに成果を毎年 10 月に開催される中間報告会で報告し、そこに参加した教員から質問に答えるという義務を課しており、研究科生の研究の意欲・努力を促進する体制をとっている。

〔点検・評価〕

大学院経済学研究科博士前期課程の学生は、研究指導教員の担当する科目 12 単位を含む 30 単位以上を修得することになっており、幅広く提供される演習科目・特論科目の中から研究目的に関連の深い科目を選択して学ぶことが可能となっていることは評価されよう。だが今後、ますます多様な背景やキャリアをもつ研究科生が増加することが予想され、そういった環境の変化が生じた時には適宜見直していくことになる。

〔改善方策〕

現時点では履修や単位計算の妥当性について問題はなく、改善すべき点はみあたらない。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

現時点では国内外の大学院と単位互換制度は実施していないが、研究指導教員が必要性を認めた場合、国内もしくは外国の大学院を含む他大学の研究科で修得した単位について 10 単位を上限として、あるいは教育上有益と認められた場合、研究科生が入学する前の他の大学院で修得した単位について 10 単位を上限にして、それぞれ修了要件単位数に充当することができることになっている。ただしこの場合、上記の国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定には、双方合わせて 10 単位を超えてはならないという制限がある。

〔点検・評価〕

経済学研究科で上記のように、国内他大学院の研究科もしくは外国の大学院を含む他大学の研究科で修得した単位 10 単位までの修了要件単位数への算入を認めているのは、本研究科を休学して国内外の大学で学ぶ研究科生や、入学する社会人等他の大学院修了生や中退生の、その研究上の促進を配慮したものである。

また、その単位認定を「研究指導教員が必要性を認めた場合」と「教育上有益と認められた場合」に限定しているのは、研究科生の研究目的に合致する等、その適切性を考慮したものとなっている。

さらにこれを充実した制度、単位互換制度が導入できれば、研究科生に多様な研究環境という選択肢を与えることができる。しかし、現時点では大学院在籍者が少ないことが制約となり、単位互換制度等様々な制度の導入の検討が行いにくい状況にある。

〔改善方策〕

単位互換制度は、研究科生に多くの選択肢を与えることができる望ましい制度である。現在、研究科生の増加をめざして大学院活性化ワーキング・チームで応募者・入学者の多様化等そのあり方を中心に大学院の将来構想を検討しているが、それと合わせて改善策を検討していく予定である。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人については、実績として海上自衛隊幹部を受け入れたケースがある。この場合、他の研究科生と同じ入学試験を経て入学し、同じカリキュラムを経て修了している。むしろ、この研究科生については、自衛隊から選抜・派遣されてきたこともあって、その研究

能力に優れているだけでなく、意欲・努力も格別のものがあり、教育・研究指導において特段の配慮をする必要がなかった。

これに対して、最近、増加しつつある外国人留学生については、英語等語学力の不足等もあって、研究指導教員や講義科目を担当する教員が中心となって、専門領域の指導はもちろん、英語文献の読み方の指導や、パソコンの使い方に至るまで協力してきめ細やかな指導を行っている。また、「外国語文献研究」に加えて、日本語にハンディがある場合には、「日本文献研究」といった科目が準備されており、就学効率性改善のための配慮がなされている。現状では留学生同士で切磋琢磨して研究するほどには留学生も多くないため、教員とのマンツーマンによるきめ細かな指導により学修支援を行っている。

〔点検・評価〕

外国人留学生に対する教育課程は他の研究科生とほぼ同様であるが、実際の教育・研究指導については、現在、研究科生が少ないこともあって、個々の教員により上記のような教育的配慮が可能であり、特別な制度的対応は行われていない。

〔改善方策〕

外国人留学生に対する教育・研究指導については、マンツーマンに近い指導体制で個別に細やかな対応が行われてきた。しかし、今後は、他学部出身者や定年退職者・主婦等の社会人の入学者が増加し、研究科生の多様化が進むことが予想され、環境変化に応じて科目設定や修学支援等の新たな対策が求められるであろう。すなわち、開設２年目の本学の経済学研究科（通信教育課程）の経験も参考にして、入門的な経済学だけでなく初歩的な英語・数学やコンピュータ等についてのサポートが必要となり、場合によっては学部提供科目を受講させる方策を検討することも考えられる。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

教職課程については、京都産業大学は 2008（平成 20）年度からはじまった、京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に加盟しているものの、経済学研究科についてはとくに連合大学院には加盟していない。

〔点検・評価〕

研究科生の教職受講ニーズが少ないため、連合大学院には加盟していない。このため、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途について、点検・評価はできない。

〔改善方策〕

今後さらに研究科生のニーズが多様化した場合には、将来構想検討委員会で連合大学院の活用策について議論することになるが、現状では具体的な問題が生じてから検討を始めることとしたい。

※「大学院研究科の教育課程」の「専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的ならびに専門職大学院固有の教育目標との適合性」については、本学の法務研究科は他機関での認証評価を受けたため、記載しない。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

直接的に測定する方法はとっていない。しかし、修士課程１・２年生に対しては考察力の向上および分析方法の修得をめざして手厚く指導し、特論および特論演習の科目充実と厳正な評価を行っている。

また、これ以外に修士論文提出予定者（修士課程２年生）および博士後期課程在籍者についてはその年度の 10 月初旬に研究活動の中間報告を義務づけている。参加者は、報告内容に関連する専門分野の教員、および研究科生全員である。報告・討論・コメントを通じて、教育・研究指導の効果に関する理解を研究科として共有することに役立っている。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

最近５年間 （2007（平成 19）年現在）の前期課程修了者（計 17 名）の進路状況を下表によって概観してみると、民間企業に就職したものが最も多く（５名）、次いで本学や他大学の博士課程に進学したもの（４名）、さらに公務員として就職しているもの（２名）もいる。しかし、一方で、各種資格試験の受験準備やその他のより専門的な仕事を求めて就職活動中のもの（４名）、さらに外国人留学生が前期課程修了とともに帰国し、その後の進路が不明のもの（２名）もいる。

この結果を 2004（平成 16）年度までの５年間と比較してみると、前期課程修了者が半減している中で、この間に本学でマネジメント研究科が開設されたこともあって、職業会計人等の専門職に就くものが皆無となっているだけでなく、これまでは比較的に多かった金融機関や海外市場調査、情報関連のソフト開発等の専門職に近い職種に就くケースも減少し、情報ソフト開発が１名あるだけである。

なお、博士後期課程に進学した者の比率は今回も前回に比べてほとんど変わっていないが、その実数では半減している。その内訳は、これまで会計職の資格をめざして経済学研

究科とは異なる商学や法学等の大学院（修士課程）に進んだものも多かったが、今回は博士後期課程進学４名のうち３名は本学で研究活動を続行しており、１名については他大学の大学院経済学研究科（博士後期課程）に在籍している。

表－過去５年間の博士前期課程の進路状況（2007（平成 19）年現在）

進　学	公務員	民間企業	就職等の活動中	帰国	計
4	2	5	4	2	17

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

経済学研究科前期・後期課程修了者のその後の進路について、正確な調査を実施し、その全体像を捉えているわけではない。しかし、過去 10 年間（2007（平成 19）年現在）に大学教員が約２名（中国・遼寧師範大学　助教授、マレーシア・University of Western Sydney 准教授）、その他高度専門職に２名（総合研究大学院大学数物科学研究科（後期）を経て東京大学特認研究員医科学研究所（ヒト・ゲノム解析センター）、社会人として元の職場・韓国監査院に復帰）が就いたことが確認されている。

なお、帰国した外国人留学生の進路については、その進路についての情報の収集に努力している。また、前期課程修了後に専門職を目指しつつ就職活動中のものに対しては、大学院進路支援プロジェクト担当委員を置き、全学的な進路センターと連携して就職希望者のためのコーチング開催等特別支援プログラムの強化も図っているところである。ただし、すぐにこの成果が期待できるような社会環境ではない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

修士論文提出予定者および後期課程在籍者は、例年 10 月初旬に中間報告を義務付けているので、ほとんどの研究科生は、この中間報告を目標に研究を進めるだけでなく、論文作成のための集中的な指導を受けている。このための研究環境は、たいへん良好である。

前期課程修了者の将来進路に関しては、なるべく入学時の希望を実現するべく努力しているが、それでも課程修了後、自らの進路希望に沿って就職活動中のもの、さらに病気療養とあいまって各種試験に挑むもの等、成果としてなかなか現れにくいケースもやや増えだした。研究科への入学試験は厳正に行われているが、同時に、本学出身者の場合は進学指導（事前の説明会開催や留学生については学部のクラス担当者との相談）、外部からの受験生の場合は入学試験面接等において、学生の能力以外に本人の将来設計や進路環境についても配慮している。このように研究者や高度専門職業人等専門家として社会進出できるように努力しているが、しかし結果的には、必ずしも目的を果たしていない者も近年若干見られるようになる等、前期課程修了者の事前の進路希望と修了時の現実とのギャップが広がりつつあり、前期課程修了者を迎え入れる社会環境の悪化とあいまって、進路状況が

厳しくなっているのが現状である。

なお、後期課程については、まだ在籍中、研究途上のものが大半のため、研究成果を期待して今後の進路を見守っている段階である。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕教育・研究指導上の効果を測定するための方法

これまでの学部学生だけでなく、社会人・主婦等研究科への入学を希望する者の多様なニーズに応じるには、受講者の研究の方向性にマッチすべく、カリキュラムの編成を一層充実させていく必要が有る。このためにも研究科将来構想検討委員会で議論を重ね、経済学研究科（通信教育課程）の経験・知見も参考にして、教育・研究指導の効果を確認する新たな手法を開発するとともに、新しい研究棟の中の教育環境（研究生の研究室と教員の研究室が隣接）の強みをさらに発揮させるための方策も検討し、研究科生を積極的に受け入れていくようにしなければならない。

進路についても先に述べたように、とくに前期課程修了者は時代を反映する不安定さの中にあるため、本学卒業（予定）者には、事前の進学相談・進路相談、本学以外からの進学希望者に対しても事前説明会等を開催する等、努力を行っている。今後とも一層の配慮を徹底することにより改善を図ることとしている。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

研究科生が少人数であるため、成績評価は研究指導教員と講義科目の担当教員によって普段の報告・発表や提出レポート等に基づき厳正に行われている。全体的な成績評価基準は、学部の成績評価に準じて実施されており、大きな問題はない。

〔点検・評価〕

研究科生は少人数であるため、成績評価は個々の教員において厳正に行われており、資質の向上を組織的に評価することは行われていない。ただし、前期課程では修士論文について、後期課程では１年間の研究成果についての中間報告の機会を設定するとともに、国内外の学会で報告する場合にはやや高額の旅費を援助する制度が整えられている。こうしたことは成績評価には直結しないものの、学外（海外も含めた）における学会あるいはそれに準ずる研究会等への参加も重要であるとの認識に立ち、学会発表・参加のための旅費等援助制度、論文投稿掲載の援助制度、海外学会発表のための旅費等援助制度等を立ち上げ、積極的に支援して、研究活動の積極的な取り組みを促進しているところである。これに基づいた国際学会での報告等、その実績が最近になって着実に出てきたところである。

〔改善方策〕

研究科生は、専門的な分野で研究しているので、その資質の向上は研究活動や研究発表によって示される。したがって、今後、さらにこれらの学会発表・研究会参加のための各種援助制度をもっと力強く推進すべきである。現在、研究活動の発表等は成績評価に明示的に反映はされていないが、研究科生の論文発表のための機関誌の重要性を鑑みれば、何らかの出版方法の実現を急ぐ必要は大きい。現状では経済研究科ホームページのディスカッション・ペーパー欄を活用するにとどまっているが、こうした改善がなされれば研究活動の活性化に弾みがつくものと期待される。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

前期課程において修士の学位を修得する要件は、２年以上の在籍、研究指導教員担当科目 12 単位を含む 30 単位以上の単位修得、修士論文の審査・合格である。修士論文を２年目の秋学期に集中してまとめ上げることを勘案すれば、前半の１年半で 30 単位（２単位科目 15 科目）修得は、各セメスターに換算して 10 単位・５科目修得となる。

この修得単位 30 単位のうち、修士論文の作成と直接関わるのは、前期課程の研究指導教員の担当科目 12 単位を修得する必要があることである。すなわち、2004（平成 16）年度入学生からは、研究指導教員の特論授業４単位と特論演習８単位が設定されている。とくに、２年間にわたって開講される特論演習を通じて研究指導教員は学生に対する研究指導を適切に、かつ徹底して行うことができる。

後期課程においては博士論文の作成に重点を置き、研究指導教員による特殊研究を通して研究指導を受けるようになっている。とくに単位制度は採用しておらず、研究科生は専門領域の研究に集中できるように配慮されている。すなわち、特殊研究における研究指導教員の研究指導を受ける以外は、毎年１回、中間報告会での研究発表を課すだけで、研究科生の研究者としての自立に向けた研鑽に最大限の便宜を与えている。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

前期課程、後期課程における論文作成のプロセスで、是非とも履修すべき科目等については、研究指導教員と研究科生が緊密に話し合うことによって適切な科目履修が決められるように考慮されている。また、担当教員は、研究科生の適切な科目履修が可能になるように、他に影響が及ばない範囲内で開講曜日・時限を変更している。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

本研究科前期課程においては、現在、多様な専門分野にまたがる研究科生のニーズに対

して、多数の特論・特論演習科目を配置し、マンツーマンで個別的に徹底した研究指導が行われる教育環境を提供している。

また、博士前期課程と後期課程において、研究科生は本研究科会議の設ける中間報告会で研究発表を行うが、これは研究科生に自分の研究の進捗状況を研究指導教員および副査が予定される教員を含む本研究科教員の多くの前で発表する機会を設けることにより、研究科生の研究へのさらなるインセンティブを喚起するだけでなく、研究科生に適切なアドバイスを与えることになり、修士論文または博士論文のレベルをアップすることができる。さらに、担当研究指導教員の指導方針の適切性についても、有効なチェック機能を果たす場になっている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

研究指導教員と研究科生の緊密な話し合いの中で、できるだけ研究科生の希望・計画に沿った科目履修が可能であり、主要科目の教育・研究指導はほぼマンツーマンで実施されている。こうした多様なニーズを有する研究科生を前提にして、徹底した個人的な教育・研究指導がなされる教育環境は、多人数の他大学院経済学研究科に比べて、本研究科の長所となっている。こうした環境は、入学定員が 10 人と少ないことから、実現できている側面もある。

ただし、近年、本研究科は、現実として残念ながら独立法人等の大学院大学経済学研究科のように定員以上の受験生を確保して定員の研究科生を選抜する状況にない。入学してくる研究科生のニーズは多様であり、意欲的ではあるが、必ずしも能力は高くなく、基礎的経済理論の研究や先端的金融技術の開発等の分野で競争力をもつことは少なくとも短期的には難しい状況であるといえよう。

本研究科の研究指導教員は、研究者あるいは高度専門職業人に養成するために、基礎知識の徹底的な学修に重きを置いた個人教育と、さらに専攻分野での初歩からの研究指導という２つ面で多大な労力を傾けている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

研究科生は多様なニーズを有しているが、学力レベルが必ずしも高くない者も見られる。また、学部でマークカード形式の試験に慣れてきた研究科生は、文章作成能力が乏しくなる傾向をもつことから、修士論文の作成に苦労している。

とくに学力面では、基礎知識が不十分であったり、データを収集・解析するスキルが不足している等、基礎面での能力育成が大きな課題となっている。こうした課題へのフォローアップのため、学部教育から経済学研究科での学修へスムーズに導入する一環として重要な経済理論を前期課程春学期に開講している。すなわちハイレベルでかつ研究上大学院への導入教育として重要な科目として「マクロ経済学基礎」「ミクロ経済学基礎」と、データ分析の基礎的な科目として「経済統計論特論」をいずれも研究科入学直後に学び、その後の学修が効率的に進捗するよう配置している。

また学位論文作成に当って学生の文章作成能力の向上のために、こうした基礎面でのスキルアップを目的に修得単位とは関係なく、研究指導教員が個々に指導・支援する形で対応している。

今後は、大学院入学時から研究科生に対して、研究指導教員を中心に担当教員間で意見交換を行い、データの収集方法やコンピュータでの分析、レポートの提出等の機会を通じて、文章力と基礎能力を鍛えるような、組織的なサポートを行う協力体制を形成することを検討する。

また、資金と経験が重要な領域で計画的に研究と教育を蓄積していけば、国際競争力をつけることもできよう。京都産業大学大学院経済学研究科は、2001（平成 13）年度からの実験経済学プロジェクトで、経済実験室の建設と実験経済学研究の継続により、設備と経験の両面で国内はもとより国際的にも有力な実験経済学研究の研究教育拠点を確立したが、今後も大学の支援のもとで外部資金の導入を進めれば、特色のある経済学研究科として研究教育の実績をあげ、所属する研究科生の将来と学術の進歩に貢献することができよう。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

現在、在籍する研究科生が少ないこともあって、教育・研究指導について相互に検討しあう研究会はとくに開催していない。だが、教育・研究指導について研究科生から問題提起があれば、月１回開催される研究科会議で議論することができる。また、常時必要に応じて、関係する担当教員が非公式に相談している。その結果、対応策として大学全体の施策と関連する場合は、大学全体の大学院会議で提案できる。この会議には、研究科長に加えて経済研究科から２名の委員が参加している。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

経済学研究科におけるシラバスは、ミクロ・マクロ経済学基礎や経済学英語講義、外国・日本文献研究等基礎学力を養成する科目と、特論および特論演習という専門分野における科目によって異なる。前者においては、標準的な内容が記載されているが、研究科生に公表されるものなのであまり詳しい記述はない。後者についても、少人数を対象とする教育であり、教員とマンツーマンで共同作業をする科目であることと、受講する研究科生の異なる意欲・能力に弾力的に対応する必要があることから、詳しい説明を避けている。いずれも、公表されるシラバスは、学部のシラバスと比較すれば、いまのところ比較的に簡素なものとなっている。

本研究科では、シラバスによって研究科生が科目を選択するものの、それで履修が確定することはあまりなく、研究科生がそれをベースに指導教員と相談し助言を得たあと、そ

のガイダンスによって履修が決定する傾向が強い。そして、研究科生は、履修希望の教員の承認を取ることになっているので、その際、担当教員から授業概要について説明を受けるとともに、受講者１名が予定される場合はその研究科生の研究内容に合わせながら詳しい授業内容が提示されることが多い。こうした手順により科目履修が行われることによって、各研究科生の実際の教育・研究指導を受ける場合はもちろんのこと、修士論文を効率的に仕上げる場合の便宜を与える。

ただし、大学院への進学を希望する多様な受験生が大学院・研究科を選び、指導教授を選択するためにもシラバスが利用されることがある。その意味ではシラバスも重要だが、この種の要請には、それに代わるもっと広範囲な情報提供が必要とされており、様々な手段を検討し、実施に移しているところでもある。この目的のために、本学では大学院全体として、パンフ形式の『大学院案内・研究科紹介編』を毎年発行するだけでなく、冊子形式の『大学院案内・教員・研究紹介編』も毎年刊行するとともに、経済学研究科としても受験希望者のために進学説明会・相談会を毎年２回程度実施している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

経済学研究科では、研究科への受験希望者数が外部からも含めてさほど多くなく、研究科生も少人数なので、教員の教育・研究指導方法の改善を促進する取り組みや授業評価等に関する「授業評価アンケート」について組織的には実施していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

定員数が少ないため、研究科生個々の授業評価は研究指導教員や事務室を通して、または研究科長に直接に進言しうる環境として、研究科生と教員との間で「信頼関係」の構築・維持が図られており、特別な問題はない。またシラバスについてもそれを補完する定期的な進学説明会や受験時の面接、さらに前述の『大学院案内・研究科紹介編』『大学院案内・教員・研究紹介編』や説明会等で、大学院の研究環境について説明している。したがって、いまのところこの方式で大きな問題は生じていない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

解決すべき課題が生じた場合は、直ちに研究科長がその問題を確認して対応する。具体的には、経済学研究科では研究生への個別対応が可能なので、研究科長から担当教員に具体的に相談ないし助言を行うとともに、組織的対応としては研究科会議にフィードバックして審議・改善する形で対応しており、現状で改善策を講じる状況にはないと判断している。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学の国際交流の基本方針については、「建学の精神」にその理念が謳われている。その理念に基づく基本方針は、交換・派遣留学等種々の施策を展開し、今後も協定校の拡充等、国際化策の充実に積極的に取り組むものである。当面その基本方針に大きな問題はなく、とくに学部教育に関しては、留学生の受入れ・派遣に積極的であり、全学的にも異文化理解を進めることを重要視している。

こうした中、経済学研究科の過去５年間（2007（平成 19）年現在）の入学者総数 17 名の中で、３名が留学生であった。また、研究者の国際化については、基本的に大学の方針や制度の範囲内で最大限の努力をしている。さらに、大学の総合研究事務室を通じた研究支援策（研究費の支援措置）も、少なからず研究者の国際化に貢献している。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

大学は、本研究科生も含め大学院生の外国留学や外国での研究発表を促進するために「海外留学支援金等制度」「海外学会発表のための旅費等援助制度」を設けている。もちろん、それには審査会等での採決等一定の要件が必要なことはいうまでもない。

経済学研究科では、外国留学にトライした者はいないが、海外での研究発表を行った者は最近５年間では延べ５名にのぼっている。

また、大学は、教員の国際的な共同研究をはじめ海外での独自研究等研究の国際化も推進している。その研究推進方針と制度に沿って、経済学研究科教員に対してもその外国での研究活動を奨励している。最近の事例では、2006（平成 18）年に長期の教員派遣１名の実績があり、さらに次年度においても長期派遣者が１名予定されている。長期・短期派遣の場合は、出発前と帰国後について授業担当において柔軟に対応する等配慮が行われている。

外国研究者の招聘については、教員から申請があれば、研究科会議においてほぼ自動的に承認されている。最近の事例では、2005（平成 17）年に短期１名の研究者の受け入れがあり、2007（平成 19）年度にも短期の研究者（１名）の受け入れがあった。招聘者について、滞在中は学内に研究室（個室）を用意し、情報機器、図書館利用等研究環境への配慮を可能な限り実施するとともに、期間中の宿泊拠点として学内施設である国際交流会館を利用することもできる。とくに、途上国からの招聘者については、国際交流会館利用の経費負担についても軽減等柔軟な措置をとっている。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

本研究科の特別研究プロジェクトして（ⅰ）「研究者養成型プロジェクト」である「実験経済学プロジェクト」（ⅱ）オープンリサーチセンター（ＯＲＣ）研究成果公開型プロジェ

クト（2001（平成 13）～2007（平成 19）年：①地域経済プロジェクト②中国経済プロジェクト③経済学説史プロジェクト）があり、この内、国内外の大学（および調査・研究・教育機関）との組織的な教育研究交流に直接・間接的に関わるものは大きくみて「実験経済学プロジェクト」と「ＯＲＣ中国経済プロジェクト」の２件である。

「実験経済学プロジェクト」に関しては、京都産業大学大学院経済実験室（ＫＥＥＬ）が日本の実験経済学教育の拠点として機能しており、ＯＲＣメンバーの協力と指導により、以下の学位論文のための経済実験を行った。各自が所属する大学院では経済実験の施設あるいは環境が整っておらず、京都産業大学大学院経済学研究科の施設と研究教育能力により可能になった研究である。ここで作成された博士論文は計６編であり、受理・審査合格した大学院は神戸大学大学院自然科学研究科２編、大阪大学大学院経済学研究科・東京大学大学院工学系研究科・京都大学大学院経済学研究科・筑波大学大学院ステム情報工学研究科各１編である。

また、2008（平成 20）年現在、４人（筑波大学大学院ステム情報工学研究科１人、京都大学大学院経済学研究科１人、京都産業大学大学院経済学研究科２人）が 2009（平成 21）年に博士学位取得を目指して、京都産業大学大学院経済実験室（ＫＥＥＬ）で経済実験をしている。なお、2003（平成 15）年から 2008（平成 20）年現在まで（今年度取得予定１編を含めて）、神戸大学自然科学研究科（２編）、東京大学大学院工学系研究科（２編）、筑波大学大学院ステム情報工学研究科（２編）、京都産業大学大学院経済学研究科（３編）の修士論文のための経済実験を実施している。

「ＯＲＣ中国経済プロジェクト」についても、中国・上海社会科学院（部門経済研究所）との間で、現地視察調査への協力、一般市民向けの「中国経済特別講座」等国内シンポジウムやワークショップ開催に伴う協力、共同執筆による研究論文集の公刊等の実績があり、学術交流を深めている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本学は、これまでも情報化とともに国際化の推進を大学の特色としてきており、基本方針の適切性に問題はない。その結果 2007（平成 19）年現在における本学の国際交流協定校は、16 カ国・地域 30 大学に達しており、これまでの様々な努力は一応の成果を挙げている。しかし、協定校を広げるだけの取り組みは、日本の多くの大学が同様の基本方針を掲げている。この上は、本学の特徴を出すためにさらに一歩踏み込んだ具体的な交流の深まりと同時に実際の成果が１つでも多く輩出されなければならない。これまで広げた協定校との国際交流の舞台を活用して、具体的な成果を出すことが大きな課題として残っている。

外国からの招聘研究者について、長期のものは近年見られないものの、短期の招聘者は最近５年間で２件ある。その際、研究室や宿泊施設を提供し、便宜を図っている。だが、受け入れた経済学研究科の教員は、学部の講義も担当しており、共同研究を行う時間的余裕をもてなくなっている。研究のための長期・短期滞在の環境として、京都は、魅力ある

ものであるが、海外からの招聘者を積極的に呼び込むためには、ソフト面での検討が必要かもしれない。

内外の大学や研究機関との組織的な研究交流に関して、近年では「ＯＲＣ中国経済プロジェクト」の実施事例、さらに実験経済教室の活動事例等がある。実験経済プロジェクトのように、本研究科の人員・設備・研究費を他大学院に所属する研究科生に利用させることは、京都産業大学の負担となっているものの、研究者養成という大学院の社会的使命を果たすとともに、本研究科の研究教育にも好影響を与えている。他大学院の研究科生および本研究科に常駐するＰＤ（日本学術振興会特別研究員とプロジェクトＰＤの合計で２−４名）との日常的接触は、本学研究科生の研究促進に多いに貢献している。小規模な本研究科、とりわけ博士後期課程が研究教育機関として機能するためには、本研究科の教員と研究科生だけではなく、他大学の研究者や研究科生を受け入れて、開放的な研究教育機関として特色のある存在となることが、本研究科にとっても他研究教育機関にとっても望ましい。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

経済学研究科だけでなく、大学全体として積極的な国際化へ一層の努力をしていく。具体的には長期・短期派遣の枠を増やすこと、受け入れのための研究室、宿舎、ソフト面での配慮をできる限り柔軟なものにしていく必要がある。途上国等からの招聘者に対しては、宿舎利用のコスト等は、軽減に向けて一層の努力が必要であると考えている。

内外の研究機関との組織的な研究交流については、まず研究科自体に大きな共同研究テーマを提出する機運を生み出す努力が必要であり、加えて制度的、資金的な改善と努力について踏み込んだ検討に取り組むことが必要である。

たとえば、交流協定校の数校とは、研究課題のターゲットを互いに絞込み、研究科生や教員を相互に継続的に派遣し合う等の、積極的な交流の展開が望まれる。こうしたことを実現させるためには、経費的問題とともに現時点でどのような制度的課題が存在するのか、また、どうすれば具体的な課題がクリアできるのか等々について、問題点の整理が必要になる。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）−１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

最近５年間の学位授与の状況は、前期課程については 2003（平成 15）年度１名、2004（平成 16）年度６名、2005（平成 17）年度４名、2006（平成 18）年度５名、2007（平成 19）年度２名であるが、後期課程では課程・論文博士ともに０名となっている。

基礎能力を強化することが必要な新入研究科生に対しては、経済学部の基礎的な科目（マクロ・ミクロ経済学基礎）を履修することを推奨している。これらの基礎的な科目は必須

科目ではないが、履修効率の観点から重視している。次に、前期課程で必要単位数 30 単位を充足した研究科生には、前期課程で修士論文を、後期課程では博士論文を課している。論文審査には、研究指導教員が主査となり、他に２名の副査を含めた３名で厳正に行われている。２名の副査は、10 月初めの中間報告会の前に研究科長からその研究課題を審査するに適任の者の中から委嘱され、中間報告の段階から論文の完成度を高めるために助言できるよう配慮されている。

提出された論文は経済学研究科会議に諮り、審議される。審議内容は、修士論文の場合、最新の経済理論と分析手法を駆使し、それぞれの専攻分野について「基礎的な研究能力がある」か、博士論文の場合は「高度の研究能力がある」かについて行われる。経済研究科会議による審査の結果、合格と判断された場合、大学の大学院委員会の承認を経て、学長が学位授与を決定することとなっている。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

論文審査には、研究指導教員が主査となり、他に２名の副査を含め、３名で一次審査にあたっている。研究科内に副査として適任者がいない場合には、他の研究科または学外から適任者を委嘱することもできる。

また、経済学研究科全教員は中間報告会および論文審査会に参加してコメントすることができる。論文審査の最終決定については、研究科会議において審議・評価される方式をとっており、学位審査の透明性・客観性を高く維持する仕組みとなっている。さらに、合格した修士論文および博士論文は本学図書館にて公開されている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

学位は論文によってのみ審査・認定され、それに代わる認定制度は現時点ではない。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

本学では、留学生が学部に入学する段階から、日本語能力について審査している。したがって、学内から大学院に進学するものについては、特段の日本語指導をする必要がない。学外から本学の大学院に進学するケースは今のところまだない。日本語で提出される論文については、研究指導教員が中心になって指導・助言し、厳正にチェックしている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

学位の授与は、単位の修得および論文の多段階の審査・承認を経て決定される等、適正に処理されている。

また、これらの修士論文および博士論文は本学図書館にて公開されている。

学位審査は、研究科内外から適任者副査２名を加えるとともに、研究科会議にて厳正に

審査・評価され、その論文は図書館にて公開される等、客観性・透明性は担保されている。

また、留学生の学位審査についても、日本人の研究科生と同じ基準と方式で行われており、その透明性・客観性は確保されている。

留学生の日本語能力については、学内から進学するのが一般的であり、現状にとくに問題はなく、指導教授を中心にしたマンツーマンの指導は適切に成果をあげている。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

小規模な本研究科の研究科生にとっては、研究情報を学外に発信するとともに、その成果を学会で報告し、さらに外部研究機関との意見交換を促進するためにも、修士論文および博士論文を印刷物として公刊することが望まれる。こうした改善努力が、本研究科の社会的評価の向上に寄与することになろう。

提出論文については、作成と修正に時間をとられて完成が期限直前になることがあるが、時間的余裕をもって指導し、研究科会議開催の一定期間前に教員室あるいは研究科事務室に完成論文を査読しやすい形で置いておけば、審査の透明性・客観性がさらに改善することになろう。また留学生の日本語能力については原則、日本語検定に準拠しており、この方式で今のところ支障は無いが、何か他大学で実施されている適切な事例等があれば検討したい。

今後、社会人や主婦の大学院での研究ニーズがこれまで以上に高まることが予想されるが、これら社会人等については、課題レポートを修士論文に代えて課すことも検討課題となる。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

標準修了年限（修士２年、博士３年）未満で修了することを現時点では認めていない。ただし、学部からの「飛び入学」進学は認めている。

〔点検・評価〕

現時点では、標準修業年限（修士２年、博士３年）をベースに修了することを前提に、教育・研究指導していて、とくに問題が生じていない。ただし、今後、研究科生の多様化に対応した措置の必要性が高まることは認識している。

〔改善方策〕

研究課題が明確でかつ理論・分析手法を熟知した社会人や、学部で特段に優秀であった学生を受け入れる条件を整えるためにも、早期の修了を認めるシステムを構築すると同時に、多様化する修学環境に対応して標準修業年限を延長する制度を導入していく。

現在、本学大学院委員会で検討が進められている標準修業年限延長制度を前提に、将来

構想検討委員会で研究科生の質的低下を防ぐためのシステムを構築した上で、標準修了期間の短縮あるいは延長を研究科会議に諮り検討していく予定である。

Ｂ　マネジメント研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

マネジメント研究科は、あらゆる組織を対象としたマネジメントについての諸科学を総合し、それに基づいて、マネジメントについての高次の教育を行うことで、マネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人を養成し、社会に輩出する。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

本研究科は、とくに出身学部を問わず、むしろあらゆる専門領域をバックグラウンドとする学生に対して、広く門戸を開き、マネジメント教育を行うことを特色としており、教育課程もそれを実現するために構築されている。入学時には、経営諸科学について必要な知識があるかどうかが指導教員によって考査され、不足する知識があると判定された場合は、博士前期課程にあっては基礎学部である経営学部で開講されている基礎科目をリメディアル科目として履修することが要求される。また、博士後期課程にあっては、同じく不足する知識がある領域については、博士前期課程に設置されている当該領域の特論科目を履修するよう指導教員から指導が行われる。これらの科目の履修は、博士前期課程にあっては特論科目の履修と並行して行われ、博士後期課程にあっては特殊研究科目の履修と並行して行われる。その履修結果は、指導教員によって改めて考査され、十分な知識を持ち得たことが認定された後に、初めて学位申請が行えるようになっている。このように、本研究科は、様々なバックグラウンドをもった人材がマネジメント能力を身に付けるための基盤的な知識の獲得を担保するための仕組みを教育課程の中に組み込んでいる。また、博士前期課程においては、社会人と外国人留学生に対して、それぞれの研究基盤をさらに担保するために必修科目を課している。すなわち、社会人には「マネジメント英語文献講読」、外国人留学生には「マネジメント日本文献講読」を第１セメスターに必修するようにしている。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という博士前期課程の目的への適合性

博士前期課程においては、経営学部での学部教育を踏まえ、企業のみならず、あらゆる組織を対象としたマネジメントについての教育を実施しており、マネジメント分野におけ

る研究能力はもちろん、高度なマネジメント感覚と能力をもつ高度専門職業人の養成を実施している。３つの領域と２つのパースペクティブに理論および応用を教授するための特論科目を配置し、それを履修させるようになっている。それと併せて、第１セメスターから第４セメスターまで順次演習に継続的に参加することで、特論で獲得した知識や考え方を精緻化しながら、論文もしくは課題研究報告書を作成するようになっている。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期課程はＤＢＡ（Doctor of Business Administration）を志向しており、博士前期課程よりもさらに専門性を進め、将来研究者となりうる人材の育成に力を注ぎ、また高度に専門的な職業に従事できるような高度なマネジメント能力をもつ人材の養成を目指している。博士後期課程にあっては、第１セメスターから第４セメスターにかけて特殊演習に参加しつつ、より高度な理論および応用を教授する特殊研究を選択必修とすることで、多様な知識や考え方を身につけるようにしてある。これらは第４セメスターまでに履修を終えるように指導されており、第５セメスター・第６セメスターでは論文作成に専念するようになっている。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

経営学部では従来教育の目標を、経営諸科学の知識を踏まえて、バランスのとれたものの見方・考え方のできる問題発見・問題解決型の人材養成に置いていた。しかし近年組織マネジメントについての高度な知識と判断力をもつ人材に対する要請が高まってきたことから、研究科を設置して、高度なマネジメント能力を有する高度専門職業人を養成することになった。研究科設置当初、経営学部ではマネジメントと健康マネジメント、マーケティング、経営情報、会計およびファイナンス＆エコノミクスの６つのメジャー（専門領域）に講義科目を配置し、学生は１つのメジャーを選択していた。そこで修士（博士前期）課程でもこれに応じてヒューマン・リソーシズ、マーケティング、プロダクション、アカウンティングおよびコーポレート・ファイナンス＆エコノミクスの６つの機能領域を設定し、学部の６つのメジャーと連携させていた。しかし、2007（平成19）年度に経営学部が経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科の３学科体制をとることになったことから、マネジメント研究科でもこれに対応して2008（平成20）年度に博士前期課程の領域設定を変更し、戦略組織、ソーシャル・マネジメント、会計ファイナンスの３つの領域に科目を再配置した。

このように、経営学部と大学院マネジメント研究科はその教育のあり方において一貫している。ただ、本研究科の大きな特徴は、そうした基盤学部の出身者だけを対象にしてい

るのではなく、いかなる専門領域の出身者にも広く門戸を開放している点であり、本研究科への進学に対しては、バックグラウンドを問うことはない。といっても、本研究科でマネジメントについて学んでいくためには、経営学に関わる基礎的な知識が全くなくて良いというわけではない。当然、博士前期課程で研究を進めていくためには、そうした知識は不可欠となる。したがって、もしそうした知識が不足している場合は、基礎学部である経営学部の科目を受講し、経営諸科学の基盤を身に付けられるようになっている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士前期課程においては高度に専門的な研究を行い、またマネジメント能力をもった人材を育成している。博士後期課程ではさらに高度な専門研究を実施し、またより高度なマネジメント能力を涵養することを目的とし、合計６セメスターで無理なく学位授与に到達できる研究指導を行っている。

領域は、博士前期課程では戦略組織、ソーシャル・マネジメント、会計ファイナンスの３領域を設定しているが、博士後期課程ではそうした領域設定は行っていない。しかし、特殊研究担当者は博士前期課程のそれぞれの領域で特論および特論演習を担当しており、その意味で博士前期課程を終えた院生が同じ指導教授を選択して後期課程でスムーズに研究に入れる体制となっている。博士後期課程では第１セメスターで研究計画書を提出し、第２セメスターで第１年次研究報告書、第４セメスターで第２年次研究報告書、第５セメスターで第３年次研究発表、そして第６セメスターで博士論文提出と、計画的な指導プロセスができている。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

博士後期課程は博士前期課程よりもさらに高度のマネジメント能力を培うことを目的としており、これを実現するために、指導教員のもとで、研究計画書に沿って研究や研究報告を行い、第３年次には博士論文を提出できるように指導が行われている。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士前期課程では、指導教員の指導により専門テーマを設定しながら、修士論文の作成から最終試験に合格するまで、特論演習を通して一貫した体制のもとで研究指導を受けることができる。入学から修士論文作成までの研究指導は、セメスター制のもとで、次のようなステップで進む。

１年次入学後、指導教員と相談の上、履修計画を作成し、特論科目の履修を開始する。これに先立ち、指導教員によって専門基礎知識のレベルがチェックされ、専門基礎知識が不足であると判断された分野については、経営学部で開講されている専門基礎科目の受講

か、もしくは自学による認定試験に合格するよう指導される。第１セメスターでは、これらの科目を履修しながら、研究テーマを指導教員と相談して決定する。第２セメスターでは、特論科目と必要であれば学部で開講されている専門基礎科目をさらに履修しつつ、研究テーマに関わる文献サーベイとデータの収集を行う。第３セメスターでは、研究テーマを深めると同時に、セメスター末にその成果を研究科が開催する中間報告会で報告し、指導教員以外の教員からアドバイスを受ける。そして、第４セメスターで修士論文を完成させ、提出する。

博士後期課程では、やはり、指導教員の指導により専門テーマを設定しながら、博士論文の作成から最終試験に合格するまで、一貫した体制のもとで研究指導を受けることができる。

１年次は、第１セメスターで、指導教授の「特殊演習Ⅰ」を受講し、履修計画の決定、研究計画の提出、研究計画進行状況の報告を行い、第２セメスターで、引き続き「特殊演習Ⅱ」を受講し、第１年次研究報告書を提出する。２年次は、第３セメスターで「特殊演習Ⅲ」を受講し、第２年次研究発表を行い、第４セメスターでは「特殊演習Ⅳ」を受講して、第２年次研究報告書を提出する。３年次においては、第５セメスターで、論文指導小会議が設置され、第３年次研究発表と論文予備調査が行われる。第６セメスターでは、博士論文を提出し、課程博士が授与される。この間、指導教授の「特殊研究」を履修するとともに、開講されている特殊研究の中から指導教授の指導にもとづいて２科目を選択し、履修する。また、不足している知識については前期課程の特論科目を履修するようになっている。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

博士前期課程を終えて就職した者に関しては、多くが優良な企業に就職先が決定しており、本研究科で身につけたマネジメント能力の高さが社会で評価された結果であると考えている。また仕事に復帰した社会人院生についても勤務先の評価は高い。このことからマネジメント分野の研究能力や高度専門職業人に要求される能力を養うという博士前期課程の目的はほぼ達成されていると考えている。ただし、いくつかの問題点も指摘できる。第一に、本学経営学部を経てきた院生はスムーズに研究に入れるが、他大学・他学部から入学した院生にはリメディアル教育が必要となり、院生によってはこれがかなりの負担となっているケースがある。リメディアル科目は第１年次配当の経営学部の基礎科目であり、多人数が履修しているものが多い。院生にはこの点で抵抗を感じる者もいるようであり、さらに経営・経済・商学分野以外のバックグラウンドの院生には合格点に達しないケースもある。第二に、博士後期課程は、次々と年次研究報告を課される一方、選択３科目計６単位の修得の必要があり、院生の負担がやや重いとも言える。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

マネジメント研究科における研究レベルを維持するため、さらなる積極的な取り組みが

必要である。博士前期課程に関しては、当初の研究指導計画では第１年次の第１セメスターの終了時に研究テーマの予備的決定を行い、夏期休暇中に研究テーマを決定し、第２セメスターで文献サーベイとデータ収集を行うとしていたが、全院生がこのスケジュール通りに進んでいるとは言い切れないので、さらに指導を徹底させる計画である。研究基盤が不十分な院生は履修していない科目の学修が必要となるが、とくに社会人院生で科目数が多い場合には土曜日だけでは学修が困難となる。他大学から入学した院生も学修科目数が多くなる傾向がある。この点については指導教員に研究基盤を確固としたものにする特別な指導を実施させることになっている。また、博士後期課程に在学の院生に対しては、最低年限で博士論文を提出できるように、指導教員が科目履修状況の把握を含めてきめ細かい指導を実施し、また研究報告書の提出に遅れがないか、研究科として留意する体制をとることになっている。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

マネジメント研究科では、１単位の授業時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を計算している。講義・演習科目は 15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって１単位とし、これらの科目は履修登録を行って、その授業科目を履修し、試験に合格（60 点以上）することにより、単位が与えられる。博士前期課程に関しては、一般入試によって入学する院生は、博士前期課程在学中に指導教員の担当する科目（主要科目の特論２単位と特論演習８単位）を含めて 30 単位以上を修得し、かつ修士論文もしくは課題研究報告書を提出することになっている。指導教員の指導により専門テーマを設定しながら、特論演習を通して一貫した体制のもとで研究指導を受けて修士論文を作成し、その修士論文の審査を受けて最終試験に合格しなければならないが、修士論文は単位として認定されない。院生は、研究科会議の承認を受けたとき、特論演習を通して一貫した体制のもとで指導教員の研究指導を受けて作成した課題研究報告を学内において報告するとともに、口頭試問を受けることをもって修士論文の審査および最終試験に代えることができる。ただし、課題研究報告書は単位としない。社会人入試入学者は、前期課程在学中に社会人向け特設科目（マネジメント英語文献講読２単位）と指導教員の担当する科目（主要科目の特論２単位と特論８単位）を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。また、留学生入試入学者は、博士前期課程在学中に、留学生向け特設科目（マネジメント日本語文献講読２単位）と指導教員の担当する科目（主要科目の特論２単位と特論８単位）を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。さらに、研究科において教育上必要と認めたときは、学生が入学する前に本学研究科または他の大学院（外国の大学院を含

む）において修得した単位を、10 単位を限度に修了要件単位数に充当することができる。また、研究科が必要と認めたときは、他の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修した単位を、10 単位を限度に修了要件単位数に充当することができる。

また、博士後期課程においては、在学中に必修科目（指導教授が担当する特殊演習８単位）および選択科目（指導教授が担当する特殊研究２単位を含めた３科目合計６単位以上）の合計 14 単位以上を修得しなければならない。博士前期課程における主要科目を履修していない場合には、指導教授の指導を受けて、原則として前期課程における主要科目を履修することとしている。

〔点検・評価〕

マネジメント研究科では、オムニバス形式の授業や外部から招聘した講師による授業は行っていない。したがって、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性に関して問題はない。

〔改善方策〕

特段改善の必要はないと考える。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

マネジメント研究科では、京都産業大学マネジメント研究科の修士（マネジメント）と同時に米国ミズーリ大学セントルイス校（College of Business Administration）のＭＢＡを２年間で取得できる「デュアル・ディグリー・プログラム」を実施している。このプログラムは京都産業大学のマネジメント研究科在籍中、米国ミズーリ大学のセントルイス校に１年間の留学（１年次秋学期から２年次春学期）を行うことで、両大学の単位互換制度を活かし、修了と同時に最短２年で２つの学位を取得しようとするものである。「デュアル・ディグリー・プログラム」の教育内容は通常のカリキュラムと同等であり、院生はそれぞれの大学の通常の開講科目を履修し、所定の単位を修得して修了条件を満たすことで、２つの学位が授与される。さらに、2009（平成 21）年度から、京都産業大学法学研究科と連携して、最速３年で２つの研究科の学位が取得できるジョイント・プログラム（税務エキスパート）をスタートさせる予定である。

〔点検・評価〕

京都産業大学ではすでに、2006（平成 18）年９月から、2007（平成 19）年７月までミズーリ大学の院生を受け入れた。この院生は、米国に帰国後にＭＢＡを取得し、また、2008

（平成 20）年９月には京都産業大学の修士（マネジメント）が授与された。当プログラムに参加するアメリカ人学生がおり、プログラムが実際に始動したことは評価できる。ただし、日本側からの参加者はまだおらず、今後、いかに日本人学生の参加を促し、プログラムを活性化させるかが課題として残る。また、京都産業大学マネジメント研究科に在籍したミズーリ大の院生の場合、日本語能力が十分でなく、日本語の授業が十分理解できなかったという問題も指摘される。

〔改善方策〕

日本人学生の参加がないのは、応募資格条件を満たすだけの英語能力がないからである。TOEFL のスコアが 550 点以上、ＧＭＡＴが 500 点以上であることとなっている。プログラム発足当初はＧＰＡ3.0 以上も条件であったが、厳しすぎるとの判断から応募資格条件ではなく参考とすることにしていた。英語能力の条件をさらに緩め、代替措置として留学前に英語を集中的に学修させる等の方策が必要である。また、ミズーリ大学からの学生の日本語能力が十分でないという問題については、ミズーリ大学の担当者と討議し、日本語の成績の優秀な学生に当プログラムへの参加を勧めると同時に、アメリカでの日本語学修を強化する方策を立てるように依頼する等が求められる。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

マネジメント研究科は、設置以来、積極的に外国人留学生や社会人を受け入れており、とくに留学生は本学の奨学金制度が充実していることもあって志願者が多い。留学生の場合は日本語のハンディキャップが存在し、また両者ともに英語能力に問題がある院生が見受けられるが、これに対処できる教育課程が整備され、また指導面でも配慮がなされている。

〔点検・評価〕

外国人留学生は「マネジメント日本語文献講読」が必修となっており、ほぼ全員が第１セメスターでこの科目を履修することで、日本語能力の向上を図っている。英語能力については指導教員が不十分と認めたときに、個別に英語指導を行うことで対処している。社会人の場合には「マネジメント英語文献講読」が必修となっており、英語能力向上に向けて取り組んでいる。この科目もほぼ全員が第１セメスターで履修している。また前期課程では社会人（社会人入試合格者）は課題研究報告書を作成することになっているが、英語認定試験に合格することで、修士論文を提出することが可能となっている。このように配慮がなされているが、２単位の必修科目で十分かという問題は残ると考えている。

〔改善方策〕

外国人留学生では日本語の会話は流暢にこなせても、文章を書くことに困難をおぼえるケースがある。とくに前期課程において学位論文を執筆する段階になって、作成している論文原稿の日本語に問題があると、指導教員が日本語の手直しに追われることになりかねない。留学生の日本語能力向上のための計画の具体化を急いでいる。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

京都産業大学は、2008（平成 20）年度から始まった京都の国公立・私立８大学で構成されている「連合教職大学院」に加入している。しかし、現在のところ、本研究科としての直接のかかわりはもっていない。

〔点検・評価〕

現時点で、上記「連合教職大学院」とのかかわりをもつべき問題は生じておらず、本項目には該当しないものと思われる。

〔改善方策〕

現時点で、上記「連合教職大学院」とのかかわりをもつべき問題は生じておらず、本項目には該当しないものと思われる。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

博士前期課程では、修士論文と課題研究報告書の内容により効果が測定され、履修科目の成績により補完される。博士後期課程では、年一度の論文指導会議での報告、研究科の機関誌『京都マネジメント・レビュー』への投稿、および院生が所属する学会・研究会での発表がそれにあたる。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程修了者は 2005（平成 17）年３月から 2008（平成 20）年３月までの４年間で 56 名であり、修了後進路先の内訳は

研究科博士後期課程進学者：１名

他大学院進学者：３名
一般企業就職者：27 名
入学以前の企業等への継続勤務者：６名
税理士・会計事務所等専門職従事者：11 名
税理士資格受験：２名
その他（就職活動中を含める）：６名
となっている。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

2007（平成 19）年度中に博士後期課程修了および満期単位取得退学した者は開設以来４名であり、その全員が大学の教育職に就いている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

博士前期課程では、入学時に指導教員のアドバイスにより研究課題の方向付けと決定がなされ、基本文献・資料の読み込みや調査が指示されている。研究成果の発表は、第３セメスターの９月の中間報告会で行われる。指導教員を始めアドバイザー教員２名と大学院担当教員全員により討論される。最後の論文審査は、事前に論文を精読した副査２名による指摘をも踏まえたものになる。この過程を経て修士論文あるいは課題研究報告書が作成されてきたので、妥当性のある方法であると認識している。多くが一般企業に専門性を生かして就職しているが、資格取得を目指して他大学院に進学する者、現在、税理士・会計事務所従事者であっても高度専門職資格取得の為の勉強を継続中の者もいる。また、一般企業への就職促進のために博士前期課程２年目の春に院生に個別の就職ガイダンスを新たに実施し、それなりの効果を上げている。

博士後期課程では、上記のように年に一度の論文指導会議で研究発表が義務づけられており、研究の独善性を防げるとともに博士論文完成への進展が期待できる。結果として、博士後期課程設置から４年にして博士号が３名に授与され、また、進路状況にみるようにそれなりの効果を上げたと考える。

以上にみたように、上記３項目については概ね適切な状況にあるといえる。ただ、博士前期課程では、出身学部や学科を問わないというマネジメント研究科の性格からリメディアル教育が必要なため、早い段階での研究報告をさせにくいという問題がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

博士前期課程では、出身学部や学科を問わないというマネジメント研究科の性格からリメディアル教育が必要なため、早い段階で研究報告をさせにくい。これは演習時間での報告回数の増加のみならず、科目担当教員も受講者に自主的に発表させることが望まれる。教員と学生との共同研究の実施や年に数回実施されている学会・実務界で活躍する人々の

講演会を増加させ、院生の研究を進展させることも必要である。

博士後期課程では、年に２回発行され、また、２名のレフェリーがつく『京都マネジメント・レビュー』への投稿をより積極的に学生に促すべきであり、そのために、指導教員のみならず関連科目担当教員も積極的に指導できる仕組みを検討する。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

授業科目の評価方法は、その指導方法と同様担当教員の考えに任されており統一されていない。ただ、博士前期課程第３セメスターの９月には中間発表が全員に課せられている。これは、アドバイザー教員２名による評価が行われ、多くの教員が加わった討議も行われる。一般学生と外国人留学生に課せられる修士論文については、第４セメスターの２月に実施される論文審査（主査１名、副査２名）により評価される。さらに、研究科会議において審査委員が提出した審査報告書に基づき、その評価の妥当性が検討される。

また、社会人学生に課せられる研究課題報告書の審査は全教員参加による「研究報告会」で審査される。ただし、社会人学生であっても、入学後に英語認定試験で一定の成績を収めた学生は修士論文を提出できるが、その評価は上記と同様である。

なお、研究科修了の為には、30 単位（指導教員の特論２単位と特論演習８単位を含む）以上を修得しなければならない。つまり、20 単位（科目数では 10 科目）の授業科目を修得しなければならないので、多くの教員が学生の評価に携わることになる。

博士後期課程の成績評価は、次のようである。第２セメスターの終わりに論文１編を提出し、第３セメスターに「論文指導会議」で報告し指導を受ける。同様に第４セメスターにも論文１編を提出しなければならない。第５セメスター以降も、指導教員を長とし、学生ごとに設置される「論文指導小会議」に逐次研究内容の進展を報告し指導を受けることになる。

〔点検・評価〕

以上のように、複数教員による審査をする等、成績評価は公正に行われており、妥当なものと判断される。

〔改善方策〕

成績評価は、複数教員による審査をする等公正に行われており、現在のところ、とくに改善すべき問題はない。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

まず、2004（平成 16）年度に実施された本学独自の自己点検・評価において、次の３点が検討課題としてあげられた。

①　一般入試の受験生にも研究計画書を提出させる。

②　修士論文に関する中間報告の時期

③　メジャーだけの院生とマイナーも履修している院生との研究の進行度の差

検討の結果、①については、一般入試の受験生にも研究計画書を提出させることになったが、②、③については、現状を維持することになり、現在も当時の制度を受け継いでいる。

つぎに、博士前期課程のマネジメントの知識について基礎学力が不足する学生に対しては、リメディアル科目の受講を促している。留学生に対してはマネジメント日本語文献講読を、社会人に対してはマネジメント英語文献講読を特設科目として設定している。また、英語認定試験に合格すれば修士論文を提出できる道も開いている。博士前期課程においては多くの科目を履修しなくてはならないので、多様な視点が得られるようになっている。

博士後期課程では、上述のように年１編の論文提出と報告が義務づけられている。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

入学時での履修指導には多数の教員も出席し相談に応じる体制をとっている。また、指導教員は、学生の研究課題を十分吟味した上で修士論文に繋がるように学生の履修指導をしている。これは、博士前期課程も博士後期課程も同様である。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

2004（平成 16）年度に実施された本学独自の自己点検・評価において、この項目に関連する事項として次の２点が検討課題にあげられた。

①　院生の研究発表を公開する

②　海外の大学院との交流

これが検討された結果、①については中間発表が公開されている上に、院生は、共同研究室をもっており、そこで研究交流がなされていること等に鑑みて現状を維持することになった。また、②については、米国ミズーリ大学セントルイス校 College of Business Administration との間でデュアル・ディグリー・プログラムが開設され、１名のデュアル・ディグリーを出した実績をもっている。

院生に対する個別的な研究指導は指導教員に任されており、学部とは異なり少人数での研究指導であり、充実している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

研究指導等に関しては、2004（平成 16）年度で提起された改善点もクリアされており、現時点では、特別な問題も発生しておらず、適切な状況で推移しているものと考えている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

根本的な改善方策は必要ないが、各教員の学生に対する教育･研究指導をより一層丁寧に、適切に行うという意識付けは重要である。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

学部教育ではＦＤの有効性は高く評価され組織的に取り組んでいるが、大学院レベルでは組織的・本格的には実施されていない。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

各科目の内容に関する詳細なシラバスは書かれておらず、概略のみである。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

アンケートを取るといった授業評価は、実施されていない。受講生は、少人数であるので担当教員との直接的なコミュニケーションが十分取れ、受講予定者は、開講前に各自の希望や考えを伝えて履修登録できるようになっている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

大学院では学部以上に各教員の専門性に基づいて授業科目が設定されているので、授業の方法は独自性がある。そのメリットは大いにあるが、お互いに授業科目の内容や方法について知っておくことは学生の履修指導においても必要になる。そういった意味で、ＦＤの取り組みが必要であろう。科目によると受講生が多くなる場合があり、現行のシラバスの有効性が問われる。少人数科目でアンケートを実施すれば学生が恣意的評価に陥りやすく、客観性が担保できない。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

マネジメント研究科においても、各教員が行っている授業の内容や方法に付いて「ＦＤについての意見交換会」をもつことが必要であろう。また、シラバスの内容を詳細に記述し学期を通した学修の見通しをもてるように改善すべきである。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本研究科は、グローバル化の実情と展望を念頭に置いて、国際的な視野からマネジメントを考える人材の養成を目指している。指導教員はすべて外国留学の経験があり、なお国際会議にも参加し、豊かな国際感覚の持ち主であり、それを教育指導に十分に反映させている。また、国際問題に関する研究も行われている。国際交流計画は、大学全体の枠組みのなかで実施されるが、大学院独自の取り組みとして（１）－２で述べるデュアル・ディグリー・プログラムがある。また個別の教員独自のネット･ワークとして、それぞれの教員の活動として国際交流が行われている。人材交流は現在外国人留学生の受け入れにとどまっているが、院生に占める留学生の高い比率は本研究科の国際的志向を証明している。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本研究科では本学の修士号（修士〈マネジメント〉）と米国のＭＢＡの２つの学位を同時に取得できるデュアル・ディグリー・プログラムを実施している。提携先は米国ミズーリ大学セントルイス校 College of Business Administration で、双方の院生はそれぞれが所属するコースでの科目の履修と相手方のコースの履修によってそれぞれの課程を修了することで、２つの学位を取得できるというものである。ミズーリ大学セントルイス校は経営学系の国際的教育に注力しており、国際ビジネス部門で全米でも高い評価を得ている。したがって、このプログラムは国際レベルでの教育交流を緊密化させるものであると言える。また、研究面での交流については、このプログラムが院生にとどまらず、教員の提携先派遣による研究面での交流をも視野に入れたものであることから、将来への進展が期待されている。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

この項目に関しては次の２点をあげることができる。

①　定期的に刊行される機関紙による交流

②　米国ミズーリ大学セントルイス校College of Business Administrationとの間で交わされているデュアル・ディグリー・プログラム

まず、①に関しては、マネジメント研究科と経営学部の教員を中心に形成される「京都産業大学マネジメント研究会」によって刊行される『京都マネジメント･レビュー』をあげることができる。これは、研究成果の外部発信のために貴重な役割を果たしている。このレビューに掲載される論文等には、邦語の場合には英語のabstract（要約）が付き、英語での論文も掲載できることで、海外への発信の役割を果たしている。

つぎに、②に関しては、既に１名のデュアル・ディグリー取得者を出している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

外国の研究家を招聘して講演会や研究会も行われてはいるが、国際的な研究交流は個人レベルで行れ、組織的な交流の枠組みがまだ出来ていない。また院生に占める外国人留学生の比率は高く、マネジメント研究科の環境が外国人留学生にとって好ましいものであることを示しているが、出身がアジア地域（とくに中国）に集中していることと、日本人院生数が減少傾向であることが問題である。

デュアル・ディグリー・プログラムについては、すでにミズーリ大からの院生を受け入れた実績もあり、プログラムとして機能している。しかしながら受入実績は現時点では１人にとどまり、また本研究科からの派遣はいまだ無いのが現状である。プログラムに入学する院生に対しては十二分な奨学制度も整備されているが、１年間のミズーリ派遣期間での所定の単位修得が高いハードルになっているものと考えられる。

『京都マネジメント･レビュー』は順調に発刊を重ねてきて、教員・院生の研究成果発表の場としての地位を確立したといえるが、号によっては論文数が少ないこともある。投稿数を増やして、さらに活発化させる必要を感じている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

これまで研究科に所属する教員数が限られていたが、経営学部が３学科制となったことで教員数が大幅に増加し、今後研究科に所属する教員数が飛躍的に増加する見込みである。これまで個人教員レベルにとどまることが多かった国際交流も、研究科としての組織的な国際交流に進化する環境が整いつつある。また、研究科の開講科目や演習の増加により、アジア地域以外の留学生を惹きつける要素が加わったといえる。

デュアル・ディグリー・プログラムについても奨学金制度の見直しや、単位修得方法の改善により、志望者数を増やす計画が進みつつある。スタートしたばかりのプログラムでもあり、より魅力的なものにすべく、抜本的な取り組みがなされる予定である。

『京都マネジメント･レビュー』はこれまで一定の成果をあげてきたが、国内外の大学院との組織的な教育研究交流を進めるために、他大学等の研究者や企業経営者を交えた研究会を開催する等、より積極的な外部発信の活動を展開する予定である。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

修士の学位は、原則として、博士前期課程に２年以上在籍し、授業科目を 30 単位以上修得し、かつ論文審査、最終試験に合格した者に授与される。ただし、優れた業績をあげた者については、１年以上の在学期間で足りるものとしている。

博士の学位（課程博士）は、原則として博士後期課程に３年以上在籍し、共通必修科目（マネジメント特殊研究２単位）および必修科目（指導教員が担当する特殊演習８単位）と、選択必修科目（指導教員が担当する特殊研究２単位を含めて、少なくとも２分野から３科目以上合計６単位以上）の合計 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格した者に授与される。

修士、博士の学位授与の可否は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。大学院委員会で決議する場合は、構成員の３分の２以上が出席し、出席委員の３分の２以上が同意しなければならない。

学位の授与にあたって、専門分野の名称として「マネジメント」を付記する。

本研究科は 2003（平成 15）年度に第１期の前期課程を修了し、23 名が修士の学位を修得した。以降、2004（平成 16）年度は、17 名、2005（平成 17）年度は、13 名、2006（平成 18）年度は、15 名、2007（平成 19）年度は、９名、が前期課程を修了し、修士の学位を取得している。

2006（平成 18）年度に博士論文提出条件を満たした者５名のうち、2007（平成 19）年度中に博士の学位を取得した者は３名である。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

研究科での授業科目の単位認定は各授業担当者によるが、修士論文の審査と最終試験は、研究科会議で研究科博士前期課程所属の教員から選ばれた３名以上の調査委員（うち１名が主査）によって行われる。修士論文の提出を計画している学生は、まず第３セメスターの夏休みの間に、前期課程担当教員によって開かれる論文中間発表会で自己の論文についての中間報告を行い、指導を受ける。その後、学生が定められた期限内に論文を提出すると、調査委員会は論文調査を行い、その上で、口頭試問を最終試験として実施し、調査委員会は論文の調査および最終試験の結果を研究科会議に文書でもって報告する。

博士後期課程においては、学生は、原則として第２セメスターに後期課程担当教員によって構成される論文指導会議に論文１編を提出し、第３セメスターに論文指導会議でその内容を踏まえて研究発表を行うことが必要とされている。その上で、さらに、学生は第４セメスターにも論文指導会議に論文１編を提出し、研究状況を論文指導会議で報告することが求められる。第５セメスター以降は、学生は、指導教授を長として学生ごとに設置される論文指導小会議に逐次研究内容の進展を報告し、その指導を受けることになる。

以上の過程を経て、学位を申請しようとする学生は、定められた期限内に論文を提出し、最終試験を受けなければならない。それを受けて、研究科では、研究科長を委員長とする論文予備調査委員会が設置され、提出された論文が本調査に値するかどうかが調査される。その結果、本調査に値すると評価されたら、学生は当該論文を添えて、本学学長に学位論文の審査を願い出ることになる。

学長はそれを受けて、研究科に対して本調査を命じ、それに基づいて、研究科では博士論

文の審査と最終試験を行うために３名以上の審査委員を任命する。この内１名が主査となるが、マネジメント研究科では、この審査委員に外部の研究者を必ず委託することにしている。

調査委員会は論文の調査および最終試験の結果を論文の内容の要旨、試験結果の要旨および試験の成績を添えて、文書をもって研究科会議に報告する。研究科会議はこの報告に基づいて審査を行い、議長はその結果を速やかに文書をもって大学院委員会に報告する。なお、博士学位の審査は、論文受理後１年以内に終了しなければならないことになっている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

社会人入試入学者の場合、学位を修得するにあたって、指導教授の指導のもとに「課題研究報告書」を作成し、学内に報告し、なおかつ口頭試問を受けることをもって、学位論文の審査および最終試験に替える。ただし、社会人入試による合格者であっても、英語認定試験と面接とに合格すれば、指導教授の指導のもと、学位論文を作成・提出して審査および最終試験を受けることができる。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

外国人留学生は、入学時に日本語能力を確認したうえ、合格とされ、さらにマネジメントの専門用語の教育のため、「マネジメント日本語文献講読」が必修科目とされている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

修士の学位、博士の学位の授与方針・基準は適切である。第１期の前期課程は 2003（平成 15）年度に修了したが、後期課程は、2004（平成 16）年度から始まり、2006（平成 18）年度に 2 名、2007（平成 19）年度に１名が学位を取得している。

学位審査は透明性・客観性の観点から適切である。修士論文の中間報告と、修士・博士学位の口頭試問による試験が公開されていることは、透明性と客観性を高めている。

課題研究の場合も、学生の「課題研究報告書」は学内に公開され、研究科会議が選ぶ３名の教授によって調査され、なお口頭試問も実施されている。したがって、学位認定の水準は適切である。

外国人留学生の学位授与にあたって、研究科として特別の配慮措置はないが、論文の作成時に、指導教員は日本語表現についても指導し、口頭試問のときに学生が正しく質問を理解するよう配慮しているので、外国人留学生は何の支障も無く学位を取得することができる。したがって、現在の体制は適切である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

修士課程および博士課程の学位授与については、まだ日は浅いが、順調に滑り出しており、改善を要する大きな問題はないと考える。

現時点で、学位審査の透明性・客観性を高める措置の改善・改革は必要とされていない。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準を高める措置についても、改善改革は必要とされていない。

また、外国人留学生の日本語指導についても、改善を検討する必要はないと考える。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本学の大学院学則は、前期課程または修士課程の在学期間に関して、優れた業績の者については、１年以上で足りるとされている。学生の申請があれば、研究科会議の判断により標準就業年限未満で前期課程または修士課程を修了できるようになっている。

本研究科では、博士前期課程で既に１年半で修了して学位を授与された学生が１名、１年で修了して学位を授与された学生が１名いるが、すべて所定の規程に則るとともに、厳正な審査を経ており、その修了認定は適切であったと考えている。

〔点検・評価〕

学生の業績の判断は指導教員にゆだねられているが、論文または課題研究報告書の審査や口頭試問は調査委員会によって行われているので、標準年限未満での学位授与については、適切かつ妥当な手続きを経て行われている。

〔改善方策〕

標準年限未満で修了させるには、科目の指導においても、また、単位認定および学位論文の質の確保についても、極めて厳正であることが要求される。本研究科では、それを十分に認識して、修了認定を行っており、現段階では改善の必要はないと考えている。

Ｃ　法学研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

第１章（１）理念･目的等－１で述べたように、本研究科は、本学建学の精神に基づき、法学および政治学の研究と教授を通じて日本および世界の文化の発展に寄与し、国家社会の貢献する人材を育成することを目的として設けられ、法学および政治学に関する理論と応用の研究と教授を通じた、研究者と高度専門職業人の養成を教育目標としている。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

法学研究科は、法学の理論および実務を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる法職または関連専門職を担うための深い学識および卓越した能力を培い、法文化の進展に寄与することを同研究科の理念・目的とする学校教育法第99条、法学の研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための能力を培うことを同じく目的とする大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に即して開設され、その目的実現のために今日まで鋭意改革し努力を重ねて今日に至り、修士（博士前期）課程設置以来36年の歴史を有している。その間、国際化の流れ、学生の増加、専門職志望者の増加等に対応するべく、カリキュラムが増強され、担当者も拡充されている。修了者には、実務家、教師、研究者等が輩出している。出身国に帰国した留学生の活躍も著しい。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本研究科には多様な年齢・出身学部・目的・志望等を伴った学生が在籍しており、留学生も含まれる。博士前期課程の開講科目（後掲資料「法学研究科法律学専攻開講科目」参照）は、「特論」「演習」「研究指導」に大別される。入学試験の出願時に受験者は希望する専攻を特定することとなっている。入学後は、指導教授の担当する科目（主要科目）12 単位（指導教授による研究指導８単位を含む）を含めて30単位以上を履修しなければならない（修士論文に代えて課題研究報告書（リサーチペーパー）の提出を選択する者は32単位）。「ジョイント・プログラム（税務エキスパート）」を履修し、本研究科とマネジメント研究科の両前期課程を３年間で修了することを希望する者には、短期間（１年半）で同等の単位修得が求められる。修士論文または課題研究報告書の指導は、指導教授だけでなく、最終提出まで２回（修士論文の場合）または１回（課題研究報告書の場合）の報告会において准教授・講師・助教を含む他分野の教員からの助言を受けうる体制を整えている。また、民法や政治学等一部の専門分野では、その分野の教員のみからなる論文指導の機会も設けられている。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

後期課程の在籍数は５名（うち留学生１名。収容定員充足率40.0％）であり、収容定員の１／３を満たしているとはいえ、なお不充足の状況は続いている。在籍者の多くは研究者を志望している。後期課程においては、前期課程と同様の指導教授と学生との１対１の

指導方法に加え、１人の学生に対して複数の教授が共同で博士論文の作成を指導する体制も導入されている。研究者志望の後期課程学生にはとりわけて就職の問題があるが、幸い、従来の博士学位取得者のほとんどは大学教員となっている。本学では、博士学位取得者について特約講師制度が設けられており、同制度の下で最長３年間の教職経験をえることができる。該当者への経済的支援の意味合いとともに、教育者としての修練の場を提供するという趣旨を有している。2005（平成17）年度から2007（平成19）年度まで、中国からの留学生がこの制度を利用し、その間とくに学部における留学生教育に貢献した。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

社会の多様化、国際化、専門化および実用化等の要請に応じて、法学部は学士課程における教育内容、とくにカリキュラムの充実――科目の増設、実用的な科目の創設――に力を入れてきた。さらに2009（平成21）年度には法律学科に加え法政策学科を増設することとしており、学生の需要はほぼ満たされている。研究科における教育内容はこのような学部カリキュラムに立脚して考案されており、両者の教育内容は、一貫性を維持している。また、前期課程科目の中に学部生が履修可能な科目（「英文契約書作成演習」（法学部科目名「英文契約書作成」）「国際租税法特論」（同「税法Ｃ（国際租税法）」）を設け、大学院生とともに受講させることによって高度な専門領域と大学院の学問的環境に触れることを可能にしている。他方、大学院生には法学部出身でない者もおり、そのような者の、とりわけ専門的知識におけるギャップを埋めるための配慮は、一義的には指導教員に対し求められるが、研究科が必要と認める場合には、指導教員の指導の下で法学部専門教育科目を履修させることによりギャップ解消の方策としている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

前期課程を修了し、後期課程に進学した者は、指導教授の指導の下で、修士論文を整理して発表し、博士論文を作成するための準備作業を行う。両者の関係は制度化されており、前期課程の教育内容は、後期課程進学後のための十分な準備となりうるものである。もっとも、後期課程進学者は厳選されており、その多くが研究者となっている一方、定員の恒常的不充足の状態は継続している。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本研究科は博士前期課程と博士後期課程を区分しており、博士課程（一貫制）の教育課程を採用していない。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

大学院生は、専門に必要な知識を前期課程で修得し、修士論文の作成を通じて研究方法を修得し研究能力を高める。後期課程では、研究テーマを選び、修得された研究方法を用いてこれを論文化する。論文の完成は、初歩的な研究能力を有する証しである。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

大学院生、とくに前期課程在籍者の年齢・出身学部・目的・志望等が多様であることは、各学生への個別的なきめ細かい対応が必要とされるということである。本研究科では、法科大学院設置に伴う減員という事態により、人的対応の弱体化が懸念されたが、2009（平成21）年度には法政策学科設置に伴う増員もあって、法学部は約40名の体制となり、法科大学院の分離以前を超える教員数が確保される予定である。それに伴って本研究科授業担当教員（准教授・講師を含む）および指導教授も増員されることになる。学生対指導教員の1対1の懇切な指導体制（研究テーマの選定への積極的関与、必要に応じ毎週複数回にわたり行われる研究の進行状況・調査内容等の確認・指導、学内外の研究会・学会等への参加の機会の設定等）により、学生の多様な要請に応えていくことは十分可能である。また、ジョイント・プログラム（税務エキスパート）の設置による専門職への対応等、制度的な取り組みも進みつつある。もっとも、制度的取り組みに伴う人員の面での補充・強化が求められる。それは今後学生数の増加、とりわけ後期課程の定員充足を図っていくとすればさらに喫緊の課題となってこよう。本研究科担当専任教員はすべて法学部との兼担であり、教員毎の学内行政・教学上の過度の負担が大学院での研究指導に及ぼす影響という視点からも、また大学院への社会的要請の変化の中で健全なアカデミズムと誠実な学問的姿勢という本研究科の伝統を維持していくためにもこのことは重要である。

後期課程においては、進学者の厳選によりこれまで学問的水準の維持を図り、修了者の多くは研究者として自立している。研究者養成機関としての目標はこれまでのところ達成されているといえる。その一方、（前期課程も含め）学生数が少ないこと（前期課程（13名（収容定員充足率65.0%））を合わせて19名）は、定員不充足という形式的な問題にとどまらず、学生間での知的刺激や切磋琢磨の機会が少ないという問題を伴う。もっとも学内においては、年間数回にわたり学内外から講師を招いて開催するスタッフセミナーあるいはそれ以外にも随時開かれる判例研究会等に本研究科および法務研究科教員とともに参加する機会があり、その積極的利用が促されているし、また指導教授の判断により学会等への入会を促進することにより、この問題は部分的には解決されている。

本研究科と法学部のカリキュラム上の連関に関しては、法学部生が受講できる本研究科科目は、未だ広く学部生の受講者を集めているという状況ではないが、学部生の優秀で意識の高い層の受講を促進することによって、優秀な学部生の、飛び入学制度の利用も含めた大学院進学を促す一方、大学院生に刺激を与え自覚を促すという効果が期待できる。他

方で大学院生が受講可能な法学部科目は、法学部出身でない大学院生による有効な活用が期待されるが、大学院生としての自覚と学問的意識を維持しつつそれを行うために、指導教員による適切な指導が不可欠である。

以上に述べてきた本研究科における教育体制がどのような成果を挙げているかは、究極的には学生が作成する論文ないし課題研究報告書の水準により測られるというほかない。学外からの評価を得ることを考えれば、学生の学術論文・判例評釈等の公表機会の拡大が求められる。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

前期課程における多様なニーズへの対応をさらに促進するためには、カリキュラム上、志望進路別のコース制ないしプログラム制（研究者コース・専門職実務コース等）の本格的導入や、さらに生涯教育の需要への対応をも検討する必要がある。

2009（平成21）年度より稼働する「ジョイント・プログラム（税務エキスパート）」の円滑な運用を確保するとともに、税務分野以外への拡充を視野に入れた検討を始める必要がある。法学部では、2008（平成20）年度より外国語学部との協力関係の下に「司法外国語プログラム」、経営学部との協力関係の下に「人事・労務プログラム」を、また理科系各学部との協力関係を想定した「知財エキスパートプログラム」を、本格的に立ち上げたところであるが、このような学部での履修プログラムの大学院への接続を図っていくところから着手することが考えられる。

このような取り組みは、前期課程の在籍者数が収容定員を下回っていることに鑑みれば、学生数の増加を図る上でも重要である。さらに、３年次からの飛び入学入学制度を積極的に活用することを併せて、学生の水準の質量両面での向上を目指していく必要がある。

定員を充足した上での研究指導体制の更なる充実を図るためには、非常勤講師の招聘・他大学大学院との提携といった方策を探るとともに、専任教員の人員および指導能力の一層の拡充が必要となるが、そのことと関連してサバティカル制度の積極的導入や大学院専任教員の設置といった、全学規模での抜本的な制度的見直しも求められるだろう。

後期課程における博士論文執筆に、３年以上を要する学生が多いが、現行制度では後期課程在籍中の博士論文提出が課程博士取得の要件となっているため、いきおい留年と授業料負担が必要となる。後期課程在籍を要件から外すことを検討すべきである。

学生の論文等の公表機会の拡大に関しては、従来より、修士論文および後期課程在籍者の執筆した論文のうち優れたものは、指導教授の推薦と編集委員会の審査を経て『産大法学』に掲載するという制度があるが、その利用も含めて学生による学内外誌への積極的な投稿の促進を図っていくことが必要である。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

前期課程の「特論」および「演習」は、春学期をＡ、秋学期をＢとして各２単位の合わせて４単位、「研究指導」は同じく各４単位の合わせて８単位を認定する。また在学中に海外留学を行う者の研究の進捗と成果を評価するために「在外研究指導」（Ⅰ・Ⅱ各集中・４単位）を設けている。学生は、「研究指導」を含む指導教授の担当科目（主要科目）12 単位を含めて 30 単位（修士論文に代えて課題研究報告書を提出する場合は 32 単位）を修得しなければならない（修士論文（または課題研究報告書）は単位に含めない)。

後期課程は単位制を取らず、指導教授の研究指導を受けることと、原則として年１回、論文（研究経過報告）を指導教授に提出することが義務づけられる。

〔点検・評価〕

授業科目の内容等と単位計算方法との関係は基本的に妥当であると考えられる。実質的には単位数に相当する時間以上に指導教授その他の教員が時間を割いていることが多い。課題研究報告書選択者に対し修了要件単位数を２単位多く課しているのは、修士論文と比較して一般に作成のための負担が軽いとみなされることによるものである。

〔改善方策〕

課題研究報告書の制度は 2008 (平成 20) 年度に導入したものである。今後の運用の中で、修了要件等について適切性を検証していく必要がある。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既取得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本研究科履修規程では、教育上有益と認められる場合には、本研究科入学前に本学研究科または国内外の他の大学院で修得した単位を 10 単位までの範囲で本研究科修得単位とみなすことができる。また必要と認められる場合には、他の研究科または国内外の他の大学院で修得した単位および本学法学部専門教育科目を履修し修得した単位を８単位までの範囲で修了要件単位数に充当する（ただし入学前修得単位と他研究科等修得単位を合わせて 10 単位を超えないものとする)。いずれも認定主体は本研究科である。

〔点検・評価〕

他研究科等での修得単位の本研究科における認定については、その単位数および認定の

手続の双方において基本的に適切であると考えられる。法学部専門教育科目の履修制度は、法学部出身でない学生を念頭に置いたものであるが、履修は指導教授の、当該学生への教育的効果を考えた指導の下に行われており、大学院での教育水準をいかなる形においても侵すものではない。

〔改善方策〕

当該制度については、現在のところ見直す必要性は認識されていない。今後とも、本研究科の教育水準に照らし適切な運用を行っていきたい。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人および留学生に対し、カリキュラム上の特別扱いはしていない。各々の事情を勘案した上での適切な配慮は基本的に指導教授に委ねられている。しかし、2008（平成 20）年度より導入された課題研究報告書（その提出をもって修士論文に代えることができる）は、その性質上、実務上の経験を研究成果に反映させることが容易であるということから、主として社会人たる学生を念頭に置いたものである。また、法学部出身でないことが多い社会人にとっては、法学部科目で大学院生が履修可能な科目を利用して基礎的な知識を補うことが可能である。

留学生に対する配慮は、主に日本語能力および法律用語の用法にかかわるものとなる。個別に行われている指導としては、母国語の法律文献の日本語訳作業を通じた日本語表現能力の増進等がある。

〔点検・評価〕

上記のうち、とくに留学生への指導に関しては、順調にその成果を挙げているということができる。それは本研究科において博士号を取得した後、2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度まで特約講師を務めた周喆氏の場合等において例証されている。社会人学生に関しては、個々人において配慮すべき事項が異なり、上記の制度上の配慮に関しても、その利用については指導教授の指導に委ねられている。

〔改善方策〕

現在のところ、１対１の懇切な指導体制により、社会人・留学生の指導に関してはまず問題なく推移してきているといえる。しかし、社会人および留学生の益々の増加により現在の指導のきめ細やかさの維持が困難となる事態を想定するならば、コース制の導入等による教育課程編成上の配慮を検討する必要がある。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本研究科は他研究科との連合体制をとっていない。

〔点検・評価〕

本研究科は他研究科との連合体制をとっていない。

〔改善方策〕

本研究科は他研究科との連合体制をとっていない。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

教育指導・研究指導の効果は、日常的には指導教授により、授業中の口頭発表および質疑応答あるいはレポート等によって不断に確認されている。長期的にみた場合には、効果は研究成果としての学会・研究会報告ないし論文等に表れることになるが、それは修士論文・課題研究報告書といった外部に公表されない成果の場合においても、中間報告会を通じて、若手教員を含めた指導教授以外の教員によって確認され、適切な指導が行われている。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

前期課程の学生の過半数は、税理士や司法書士等の資格取得を目指しており、修了前後にその試験を受けるか、試験免除を目的に経済学研究科等へ進学している。2009（平成21）年度からは税理士志望者を対象としたマネジメント研究科との「ジョイント・プログラム（税務エキスパート）」が稼働する予定である。研究者を目指して、後期課程に進学あるいは海外の大学院へ留学する者も少なくない。さらに、本報告期間における事例に限られないが、一般企業でも法務関係の事務や法学書出版社の編集や営業に就職する例もあり、専門学校や予備校・学習塾等の非常勤講師をしている者もいる。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

2004（平成16）年からの４年間に、国内の大学・研究機関へ専任として就職した者は現在のところなく、その前の４年間に３名の大学就職者があったことと比較すれば寂しい状況である。それは退職後の社会人学生で研究生活は継続しながらも就職は必ずしも希望し

ない者があったことも原因であるが、高水準の論文作成の督励等を行っていく必要がある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

成績評価は、各教員の見識と努力により誠実に行われるとともに、前期課程に関しては、秋と年末に行われ、専攻を問わず教員が参加する修士論文（2008（平成20）年度からは課題研究報告書を含む）の中間報告会等、指導教授以外の教員からの刺激ないし指導の機会も用意されている。

前期課程修了者の多くは、主として実務界を目指して各々の職域で活躍している。後期課程進学者の多くは学術研究を志望し厳選されて入学許可された者であり、時期的には多少のずれがあるものの、従来各人の所期の希望を適えている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

複数教員による指導の制度化ないし客観化のために、複数教員による合同ゼミの開催あるいは教員全体で成績評価を公表し相互批評する機会を中間報告会以外にもつことも必要である。

「ジョイント･プログラム（税務エキスパート）」を皮切りに、学生の進路志望に即したカリキュラム設計をさらに推し進めていく必要がある。またそのようにして修了後の進路に関する展望を学部生に示すことは、優秀な入学希望者の増加につながっていくことが期待される。

より高水準の研究成果を確保するために、前後期を含めて学生には学会等における学問的刺激を促進するとともに、海外留学を積極的に行うことを通じた学問的深化と視野の拡大を図るべきである。前期課程には留学期間中の研究成果を評価するための「在外研究指導」（４単位）を設けており、活用が奨励される。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

前期課程では、教員は指導教授に限らず、授業中に原書の訳読・注解や課題の口頭発表・質疑応答等の状況と指導内容を、毎時間ノート等に記録し、それが次第に向上しているかどうかの確認を繰り返している。その成果は、期末等に提出されるレポート等によって一旦評価するが、さらにそのレポート等を子細に添削して返却し、その再提出を求めて改善向上の実情を再確認の上、最終評価を変更することもある。

後期課程では、指導教授の指導をうけて決定した研究テーマに基づき学位論文の作成に向けて、その一部をなす個別研究を口頭発表・レポート報告等によって厳密に検討を加えながら、研究会や研究誌に発表できるレベル以上に完成度を高めたかを検証している。

〔点検・評価〕

各学生の資質向上に第一義的責任を有するのは指導教授である。また前期課程に関しては秋と年末に行われる中間報告会での各教員によるコメントおよび指導も、論文作成の指針を与え、また軌道修正を促す上で大きな役割をもつ。

〔改善方策〕

各学生に対する評価をできるだけ複数の教員の目を通して行うためには、現行の中間報告会だけでなく、授業形態として合同ゼミや合同研究会を開く機会を多くしていく必要がある。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

（２）成績評価法－１で述べたようなかたちで、個々の学生の研究の進捗は、基本的に指導教授との１対１の懇切な指導により図られつつも、できるだけ指導教授のみの評価によらず集団的な指導形態を取り入れる工夫を行ってきている。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

新入生に対しては入学時に履修に関するオリエンテーションを行っている。各授業の履修に当たっては、履修する授業は指導教授の指導により研究分野との関連で適切に決定されている。また各授業担当教員は各学生の履修の可否を判断する権限を有しており、履修希望者とは面談の上履修が適切かどうかを判断する機会が設定されている。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

上記（３）－１のように行われている指導は、従来適切に機能してきており、学生の一般に充実した研究成果に結びついている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

指導教授の学生指導に対する熱意は全体として高く、多くの教員が多忙な時間を割いて丁寧な指導を実行している。それなりに意識を高くもち、指導についていく能力を備えた学生は確実に伸びていく体制ができあがっている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

学生数の増加にも対応できるように、従来伝統的に行ってきた１対１の懇切な指導を維持した上で、できるだけ指導教授個人に掛かる負担を軽減し、その分集団的指導体制を取り入れていく工夫がさらになされる必要がある。先にも述べたように、複数の教員による

合同ゼミの開催等を積極的に行っていくことが考えられる。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

法学部に比べ、本研究科のＦＤの展開は遅れているといわざるを得ないが、それは各指導教員が責任を有する１対１の指導体制を伝統としてきたことと無縁ではない。ＦＤの必要性の認識度が従来低かったことは、この伝統的指導体制が全体としてうまく機能してきたことの反映であるとみることもできる。しかし、上記のように複数の教員の目を通じた指導の導入を図る等、学生数の増加に対応するための方策が検討されつつある。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

シラバスの内容は各教員に委ねられている。各授業は受講者１名から数名の少人数で行われること、および、各授業の履修に当たり学生は各教員から履修許可を得るために面談を行うこととなっており、その場で詳しい授業内容を知らされることから、詳細なシラバスが必要な状況は生じてこなかったといえる。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

本学の各学部や一部研究科で実施されている、学生を対象とした授業評価アンケートは従来実施されていない。本研究科が１対１の指導体制を基本とした、比較的小規模な研究科であるため、このようなアンケートを実施する必要性が認められてこなかったことによるものである。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

上記の現状に関し、学生ないし教員から改革にかかわる要請は出てきていないが、授業形態や指導方法の改善を不断に行っていくことが、各教員および研究科の本来負う義務であることは明らかである。現状では各指導教授・授業担当教員の責任に委ねられているが、（１）で触れたように制度的手当の必要な時期に来ている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

名称と形態の如何にかかわらず、本研究科においてもＦＤが必要なことは十分認識されているところである。指導方法にかかわるノウハウの教員間での共有や詳細な授業内容の公開について、制度的な改革が法学研究科運営委員会等適切なフォーラムにおいて検討されるべきである。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

欧米、アジアおよびオセアニアの国と地域に広く門戸を開放し、研究、教育の交流を拡大、推進することが研究科の基本方針である。教員や院生の研究内容も国際的視野に立って行われている。教員や学生の交換や留学も積極的に推進している。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

研究科が独自に進めてきた外国の大学との交流も大学全体の制度に吸収されているので、研究科独自の対応に特筆すべきものはない。大学の制度に則って外国人研究者や留学生の受け入れを積極的に行っている。外部の研究会に留学生を積極的に参加させ、研究報告も行わせている。一定の成果を上げており、措置は適切である。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

本研究科に独自の制度はない。院生の１学年の定員が少なく、古典的な大学院のスタイルを維持しているため、大規模な交流を行うことは必ずしも容易ではない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

基本的に少人数教育の徹底に意義を見いだしているが、１対１の懇切な研究指導体制は、院生がいわば過保護となり、競争的環境の中で揉まれることが少なくなるという側面を伴いがちである。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

大規模ではないにしても、各専攻ごとに教員の人脈を介する等の方法による他研究科院生との交流や研究会への参加を積極的に推し進めるべきである。またｅラーニングの活用を積極的に検討していくことも１つの方策であろう。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

大学院設置基準に示す博士・修士の学位授与の基準に従って学位を授与している。博士の学位授与は申請に基づき、法学研究科に予備審査委員会を設置し、予備審査の結果、本審査に適すると判断した場合は研究科会議の議を経て審査委員会を設置し、審査を行う。

審査の過程で口頭試問を行い、さらに公聴会を開催する。公聴会では関心のある者の参加を広く求め、学位申請者の学位申請論文の報告を公開し、その質疑応答を斟酌して審査委員会で是非を判断する。審査委員会で学位授与が適当であると判断した場合は、研究科会議にその旨の提案を行い、研究科会議の判断を仰ぐ。研究科会議で学位授与が適切であると判断した場合は、大学全体の大学院委員会で最終判断を行い、適切であると認めたときに博士の学位授与を決定する。

2007（平成 19）年度には、皇學館大学教授清水潔氏に博士の学位を授与した。博士論文のテーマは「平安朝『明法学』の基礎的研究ー惟宗家学の典籍を中心としてー」である。

修士の学位は、指導教授の個別指導の下で学生が論文作成作業を行う。２年次生の 10 月初旬と 12 月中旬の二度に亘り、教員および大学院生の出席を求めて中間報告会を行っている。そこでは、厳しい批判や質疑応答が繰り返される。第一回目の報告会は予備審査に相当し、この関門をクリアできずに論文の提出を次年度に繰り延べする者もある。第 2 回目は公聴会に相当し、最終仕上げに向かう関門である。学生が提出した論文は研究科会議で各論文毎に設置した審査委員会によって審査される。論文内容を精査した上で口頭試問を行い、審査委員会で学位授与の是非を判断する。修士の学位授与が相当であると認めたときは、その旨を研究科会議に提案し、その議を経て大学全体の大学院委員会で修士の学位授与を決定している。2004（平成 16）年度は９名、2005（平成 17）年度は 12 名、2006（平成 18）年度は６名、2007（平成 19）年度は８名に授与している。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

透明性、客観性を当然の前提として審査を行っており、情報をオープンにしている。博士の学位審査については公聴会も行い、修士の学位については二度に亘る報告会を実施し、様々な分野からの批判や評価も斟酌した上で最終審査を行っている。学位を授与された論文は図書館に保存され、部外者を含め、誰でも閲覧することができる。またそのいくつかは学術誌等に公開されている。

学位の授与は適切に行われており、問題はない。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

2008（平成 20）年度より、主に社会人を対象として課題研究報告書（リサーチペーパー）による修士学位授与の制度を導入した。社会人はその実務に資する広くて深い学識を求めて進学する場合がある。狭い特定のテーマに限定した修士論文の提出は必ずしもその目的に適合しないので、実務経験を生かした、かつ実務に資する課題研究によって修士の学位を授与する道を拓いた。

研究の手法や内容に相違はあっても、修士論文の基準に匹敵する高レベルの水準に達している場合にのみ学位を授与するものである。修士論文の中間報告会、最終報告会で課題研究の報告も併せ行い、複数教員の批判、助言、指導を受けるものとしている。研究科会

議における指導教員の審査報告が了承された後、さらに大学全体の大学院委員会の議を経て修士の学位が授与される。この制度は発足したばかりで、今後この制度による学位取得者が出る可能性がある。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

判例や法律の文章はやや古典的で理解しづらい部分があるので、流麗な文章として定評のある「たけくらべ」「不如帰」「舞姫」等明治以降の古典とされる文学作品にも接するよう指導している。また、日本語の文章を音読し、目と耳で確認するよう促している。留学生の母国語法律文献の日本語への翻訳作業を通じて日本語で表現する能力を養っている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

〔現状説明〕のところで述べたように、学位の審査はいくつかの段階を経て慎重に行われ、客観性も担保されており、適切に学位は授与されている。審査対象となった論文は図書館で閲覧することもでき、また学術誌に公開されてもいるから透明性は十分維持されている。また、修士論文に代わる課題研究についても同様の厳格な審査が制度上求められているので問題は生じないと考える。

留学生の日本語能力は必ずしも十分とはいえないが、一般に日本人研究者でも必ずしも適切な日本語を使用しているとは限らない側面もあり、留学生の指導としては及第点に達していると評価している。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

学生数が少なく、少人数教育を徹底しており、学位審査も入念に行われているので、とくに改善の必要はない。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準就業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

能力が高く、意欲もきわめて強い学生は論文作成能力も高いから例外的に年限を短縮することを認め、その例外措置により大学院生一般の意欲を刺激することが適切である。ただ、実際にはまさしく例外であり、過去４年間該当例はない。

〔点検・評価〕

過去４年間該当例はない。今後、学生の資質や能力を見極めながら慎重に実施していくことになろう。

〔改善方策〕

学生の意欲を引き出す上で効果があると思われるので、安易な濫用は避けながら資質や能力に優れた学生に対しては実施すべきである。

D　外国語学研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

本研究科の英米語学専攻、中国語学専攻と言語学専攻の教育課程は、３専攻それぞれの専門分野における学問領域の実践と理論、およびその応用を教授研究し、その学際領域も含めて専門分野の深奥を究めて、研究者、教育者および高度専門職業人養成を目指している。授業形態は教員と少人数の院生による徹底した個人教育的な実践教育であり、社会で通用する研究者、教育者、高度専門職業人の養成を目標としている。院生への単位認定は個々の授業履修の該当院生の成果の実践レベルを反映するものでなければならない。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

本研究科は学校教育法第 99 条および大学院設置基準第３条第１項・同第４条第１項の内容を踏まえ、英米語学専攻、中国語学専攻と言語学専攻のそれぞれの専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、研究者および高度専門職業人養成を目指すとともに、教育、研究指導の充実を通じて広く社会、文化の発展に寄与することを目指している。本研究科の授業履修における評価のみならず、他の大学院等での履修の評価を積極的に行うことによって、本研究科では履修できない分野における院生の研究能力を正確に把握することが可能となる。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

英米語学専攻、中国語学専攻、言語学専攻の３専攻をもつ修士課程では、理論と実践を教育研究に関するキーワードとして学問的な研究能力を養成するとともに、実際的な運用や外国語教育においても役立つ理論と実践方法・内容を考慮している。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

英米語学専攻は外国語学部に英米語学科、中国語学専攻は中国語学科があり、学部教育を柱とした基礎教育の上部に大学院修士課程の教育組織と教育内容がつくられている。言

語学専攻は学部に言語学科があるが、同学科はロシア語専修、スペイン語専修、インドネシア語専修、イタリア語専修の４専修に細区分され、各専修において専攻語学の実用的な教育が実践されているので、大学院の言語学専攻と学部の学科とは方向性が異なっている。かつては、言語学科には５つ目の専修として、言語学専修があった。同専修こそ大学院の言語学専攻に直結する基礎となる学部組織であったが、学生募集が停止されて以後は、いろいろな語学専攻の学生の中で、副専攻的な言語学分野を修得して言語学に興味を抱く学生の入学を希望している。

外国語学研究科では、2005（平成 17）年度より学部・大学院の一貫教育も視野に入れた入試制度（学内推薦入試の導入）がスタートしている。また、『京都産業大学の現状と課題 2004 ― 自己点検・評価報告 ― 』において、【将来の改善・改革に向けた方策】として「学部と大学院修士課程の連携授業の導入の早期の実現が望ましい」（578 ページ）という指摘があったが、2007（平成 19）年４月１日に、外国語学部および文化学部の７セメスターまたは８セメスターに在籍し、外国語学研究科に進学希望している学部生が、大学院授業科目を履修して合格した場合に、大学院入学後に 10 単位を限度に単位認定される制度が制定された。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

少人数教育による徹底した個人教授の体制によって、各院生の個人的な研究の興味を引き出すことが可能であり、現時点では非常に効率的に成果が発揮できる体制といえる。外国語学研究科の充実のために英米語学専攻が設置され、教育界への進出も大いに期待される。これによって既設の２専攻にも大きな刺激になり、相乗効果が期待できるが、今後、中国語学、言語学専攻でも、より社会のニーズに合致した人材養成を目指すような修士課程の在り方も検討される必要があろう。

学部との連携授業に関しては、いままでのところ、この制度を使った学生はいない。この制度については、学部の履修ガイダンスの折にも宣伝し、学部生の関心を掘り起こしている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

学部と大学院の一貫教育の導入を含めて、大学院の授業形態のみならず、大学等の一般的な授業形態は複数の学生とともに効率的に授業ができることが理想であるので、各専攻に在籍する院生の少なさは上記の観点からは大きな欠点であろう。その改善としては、充実した教育環境と個々の学生の教育研究のモティベーションの維持の点からも院生の入学者を増やす施策が必要である。

※外国語学研究科は、修士課程のみの研究科であるため、以下の科目は記載しない。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはそ

の他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

（１）―７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本研究科の授業形態は、講義、研究指導とフィールド・リサーチによる単位認定である。講義科目、研究指導とも教員と少人数の院生による演習形式の授業形態であり、各院生の実力判定は非常に妥当性のある評価である。また、英米語学専攻に開設されている英語教育海外フィールド・リサーチと英語教育国内フィールド・リサーチは集中講義形式の単位認定（２単位）であるが、担当教員による各院生のリサーチ報告等の成果の評価を反映させている。なお、英語教育海外フィールド・リサーチの授業により 2007（平成 19）年に２名、2008（平成 20）年に１名が単位の認定を受けた。

〔点検・評価〕

本研究科の教員と少人数の院生による徹底した実践教育の評価は多人数の院生間の相対的な評価ではなく、絶対的な客観的評価を実践することができる。このことは、院生の専門領域におけるより客観的なレベルを反映することになる。とはいえ、院生の評価は、相対的な評価と絶対的な評価のバランスの取れた評価基準が理想的であろう。その観点からすれば、より客観的な基準を反映することができるある程度の院生数は必須である。

〔改善方策〕

教員と院生の相互の授業評価が反映可能な程度の院生数の確保をしなければならない。大半の授業を少人数教育にシフトする傾向は慎むべきであり、他研究科の院生も含めた学際領域的な授業内容の充実も必要と思われる。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本研究科では研究指導教員が必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科、他の大学院における授業科目の履修とその修得単位は６単位を限度に修了要件単位数に充当可能である。また、入学前の単位認定に関しては、学生が入学前に本研究科および他の大学院で修得した単位は 10 単位を限度に修了要件単位数に充当することが可能である。なお、入学前の既修得単位認定の制度によって過去３年間で単位の認定を受けたのは１名で、認定単位数は４単位である。

〔点検・評価〕

本研究科の修士課程の修了要件単位数が 30 単位であることからも、同単位認定は妥当なものである。これ以上の認定は本研究科における教育の独自性の観点からも問題であろう。

〔改善方策〕

現時点においては、とくに問題はないと思われる。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

外国語学研究科では、社会人、外国人留学生のための特別な教育課程編成、教育研究指導への配慮は行っていない。

〔点検・評価〕

外国語学研究科において、社会人、外国人留学生のための特別な教育課程編成、教育研究指導への特段の配慮をしていないのは、今まで社会人、留学生入試で入学してきた学生が僅かであるためである。これまで、社会人が 2007（平成 19）年度に言語学専攻へ１名、留学生が 2005（平成 17）年度に英米語学専攻へ１名、2006（平成 18）年度に言語学専攻へ１名、2008（平成 20）年度に中国語学専攻へ２名入学しただけである。今後、より開かれた研究科を目指す意味でも、社会人、外国人留学生を積極的に迎える施策を提示する必要がある。

〔改善方策〕

現在、外国語学研究科では、社会人入試、外国人留学生入試を実施しているが、入学生は少ない。より開かれた研究科にするためには、奨学金制度、留学生宿舎等具体的項目に

ついて積極的な対応策を展開すると同時に、海外に向かって本学全体および外国語学研究科についての情報を発信していく必要がある。社会人学生への対応として、マネージメント研究科に倣って、将来的には足の便の良い京都駅前の大学コンソーシアム京都で、しかも土曜・日曜日の授業を行うことも可能性として考えられる。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

京都産業大学は、2008（平成 20）年から始まった京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に参加している。外国語学研究科としては、2009（平成 21）年度から実施される教員免許更新講習講座（英語）を、連合大学院の授業として本研究科で開講する準備を進めている。また外国語学部からは、2008（平成 20）年にこの連合大学院へ１名入学した。

〔点検・評価〕

連合大学院の制度は 2008（平成 20）年に始まったばかりなので、教育内容の体系性・一貫性を確保する方法について点検・評価するにはまだ早すぎる。

〔改善方策〕

特記すべきことなし。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

教育・研究指導上の効果を直接的に測定するための方法はないが、大学院生数が少ないので個人的な指導体制が維持されており、毎回の授業での発表、質疑応答、レポート等で教育効果が測られている。修士論文の作成に際しては、中間発表を課すとともに、指導教授と副査２名によって客観的に審査することにより、教育・研究指導上の効果を測定している。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

英米語学専攻の院生は中学高校の教員（英語科）希望者が大半であるので、同分野での活躍が期待されており、毎年、常勤・非常勤講師を含めて教職に就いている。中国語学専攻、言語学専攻の修了生は自己の専門語学を生かせる業種と業界へ進んでおり、また留学

生は修了後も日本に止まり、日本企業に勤務して海外企業との貿易業務等に従事するケースが増えている。なお、最近５年間 10 名の修了者の進路状況（英米語学専攻は 2006（平成 18）年度に初めて修了者を出したので、最近２年間５名のみ）は、高等学校教員１名、中学校非常勤講師１名、大学職員１名、民間企業５名、その他１名、不明１名である。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

本研究科は修士課程のみであるので、同課程修了と同時に、または修了後短期間で大学教員や研究機関の研究員、高度専門職等へ就職する者はない。ただし、本研究科修了後に他大学の大学院博士課程に進学した者の中に若干名、大学教員や研究機関の研究員、高度専門職等へ就職した者がいる。なお、本研究科終了後、大学教員となった者の就職先としては、京都産業大学（２名）、龍谷大、摂南大、法政大、東海女子短大等がある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

現時点では上記の体制が機能しているように思われる。個人的な指導体制の効率的な運用にはそれなりの実績を積んでいると自負しているが、より効率的な運用には、その実績をデータ分析できるような院生数が必要であり、多くの院生の入学が前提となろう。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

積極的な広報活動、魅力的なカリキュラムの提示を行い、より多くの院生を入学させることによって、現状の教育、研究指導体制のデータ分析上の長所や短所がさらに表出されて、より効果的な教育・研究指導体制が確立するものと思われる。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

中国語学専攻と言語学専攻の授業では履修する院生は１～３名程度なので、個人的な教育や研究指導から成績評価をしているのが現状である。

〔点検・評価〕

英米語学専攻（定員５名）の授業では授業内容と院生の授業履修目的の間にギャップがないので客観的な評価がしやすいが、中国語学専攻と言語学専攻ではほぼ個人指導の形態をとっているために、各教員が抱いている理想的な成績評価という、抽象的な資質評価基準によって成績を評価する傾向がみられる。院生数が少ないということは、複数の院生の中で、どのレベルに達しているかという相対的な成績評価を本研究科の所属院生間でできないという非常に大きな問題がある。現状で認識できる客観的な評価とは、他大学や学界のレベル等を推察して、修士学生としてのレベルを推測した上で評価しているとも言える。

〔改善方策〕

他大学の院生等との交流による共同研究会の開催等によって、自己の研究レベルを認知させ、更なる教育、研究への意欲を引き出し、より客観的な評価ができるようなデータを教員も共有する方法を探る必要があろう。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本研究科の各専攻では定員を充足していない状況が続いており、このため、院生各個人の興味に対応したカリキュラム体制を実施している。具体的には、英米語学専攻では教職希望者が多い関係で、英語教育関係の授業内容の充実と同分野における研究指導を、中国語学専攻では、中国語学を活かした語学文化、とくに日中語文交渉史、日中比較文学論等についての研究成果から得られる特色ある課題を設定し、言語学専攻では専攻語学の言語学的な研究を主要テーマにして、指導教授との個別指導の体制をとりつつ、修士論文作成を指導している。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

院生の数が少ないので、指導教員によるきめ細かな履修指導が行われている。授業でもできるだけ院生の希望に沿うような研究指導が実施されている。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

院生に対する個人教授的な研究指導体制をとっている関係で、研究指導面は非常に充実している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

個別指導体制の実践によって、院生に集中的に研究指導ができるメリットは大きい。

ただ、チュートリアルな指導体制であるので、客観的な学生評価の観点からは問題もなくはない。複数の院生同士で切磋琢磨して研究論文の作成に取り組むようなことは不可能な状況であるし、また、修士論文中間発表の開催も、多くの院生を集めて開催できるものではないので、指導教授、授業担当者を同席しての開催となっているのが現状である。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

１つの方策として、院生数の増加を考えたい。そのためには、学内だけでなく、国内外への広範な広報活動を行うことが必要である。より多くの院生が入学するような社会とより直結した魅力的なカリキュラムを、各専攻で検討し、提示することが望ましい。たとえば、英米専攻では、教員志望の院生が多いので、教育関係に焦点を当てたカリキュラムの

構築が必須である。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

大学院の授業担当教員は学部の授業も担っている。大学としての定期的な自己点検・評価の体制、本学の教員評価制度、全学をあげてＦＤ改革にも取り組んでいる現状から、各教員の教育や研究指導の方法の改善が促されている。ただし、本研究科独自の組織的な取り組みは行っていない。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

本学の学部とちがって、大学院は規模も小さく、学生数も少ないために、独自のシラバス冊子はなく、代わって毎年、「大学院履修要項」が作成されている。同要綱には、大学院学則、学位規程、教職課程、履修規程、授業科目および研究指導、講義要項がおさめられている。シラバスは同要綱において、各教員が春学期と秋学期に分けて、「講義目的」「授業内容」「評価方法」「教材」の項目で記載されている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

外国語学研究科は在籍院生が少ないので、アンケートをした場合、個人が特定されるのでプライバシーの問題が生じること、また個人指導的な授業形態の現状では決して授業改善に有効とは思われないことから、正式の研究科組織としての授業アンケートは実施していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本研究科独自の教育、研究指導方法の改善への対応は行っていないが、教員の改善方法等の意識改革は学部教育にも共通するものであり、学部と大学院との連携による取り組みとして認識しておくものであろう。院生数が増えれば、院生の教育、研究指導等の目的、要望も多様化して、研究科としての独自の対応が必要になろうが、現時点では院生が少ないのでそのような対応をとっていないし、とれないのが現状といえる。シラバスに関しては、英米語学専攻以外は、ほとんど 15 回の授業内容・授業計画が示されておらず、全体的に記述内容が少ないのは問題である。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

現在、外国語学研究科には１名の自己点検・評価委員がいるが、研究科内には学部にあるような独自のＦＤ組織は存在しない。研究科には３専攻あることからも、今後は大学院

研究科内にも独自の自己点検・評価委員会を設ける方向で検討したい。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

教員の教育交流や在外研究、外国人学者との共同研究等は、これまでのところ教員個人の努力に委ねられている。研究科として単独に外国の大学院と直接交流する計画はない。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

外国語学研究科として独自の教育研究交流は行っていない。教員の在外研究、外国人学者との共同研究等は、これまでのところ教員個人の努力に委ねられている。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

本研究科と国内外の大学院との組織的な教育研究交流は実現していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本研究科独自の国内外の教育研究交流は行っていないが、本研究科の教育面と研究面の活性化のためにも同取り組みの重要性は認識しておく必要がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

上記以外には、特記すべきことはないが、大学全体の国際交流計画の中に、大学院各研究科としても積極的に参加したい。現在の個人レベルでの交流の他に、国内での教育研究交流、在外研究や招聘研究者との共同研究等を検討し、実現する道を開きたい。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

英米語学専攻では 2006（平成 18）年度に２名、2007（平成 19）年度に３名、総計５名が修士の学位を授与されている。中国語学専攻と言語学専攻では最初の修士の学位が授与されたのは 1978（昭和 53）年度であるが、それ以来 2007（平成 19）年度までに、中国語学専攻では総計 15 名、言語学専攻では 27 名が修士の学位を取得している。最近５年間の学位の授与状況は以下のとおりである。

専攻	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
英米語学専攻	―	―	―	2	3
中国語学専攻	1	1	0	0	1
言語学専攻	0	1	0	0	1

修士の学位を得るには､まず修士課程に２年以上在籍し､授業科目を 30 単位以上修得し、かつ主査１名、副査２名からなる修士論文審査に合格しなければならない。その結果を、外国語学研究科会議、大学院委員会で審議し、適当であると認められれば修士の学位が与えられる。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

院生が少ないため、個人的で、主観的な評価になる傾向があり、他大学の評価、研究雑誌等から判断することで客観的な評価ができるように、研究レベルを認識しながら指導を行っている。指導面では、中間発表、論文発表を実施し、審査は指導教授と副査２名によって客観的な評価ができる体制をとっている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

現役の中学高校の英語教員を主たる対象に設けたものであり、執筆に際して詳細な先行研究のレビューや精緻なデータ収集・分析を要求しない。しかしながら、自らの教育実践に関わる課題をより深く掘り下げ解決するための方策を得ることができるように、指導教員の指導の下、教育現場での実践を交えて（事例研究）１年間に亘り計画的な課題研究を行うものである。提出された「課題研究」に対しては、修士論文と同様に主査および副査による口頭試験を行い最終試験としている。2008（平成 20）年度より導入した制度であるが、これまでのところ選択した学生はいない。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

入学時における日本語能力の判定以外に、特別の措置は設けていない。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

本研究科各専攻では主査１名、副査２名が論文審査を行っているが、審査基準は明文化されていない。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

今後、論文の構成、先行研究のレビュー、研究のオリジナリティー等、論文審査基準の内規を設けることを検討したい。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本研究科は修士課程のみの研究科であり、標準修行年限未満での修了を認めていない。

〔点検・評価〕

特記すべきことはない。

〔改善方策〕

特記すべきことはない。

Ｅ　理学研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

京都産業大学大学院理学研究科の教育目的は、数学と物理学という基礎的で、かつ応用に不可欠な学問をより深く学び、研究し、高度な専門知識を駆使できる研究者や専門家を養成するところにある（大学院学則第２条の２）。したがって、理学研究科博士前期課程（修士課程）、博士後期課程の教育内容・方法には、その目的を達成するために必要な内容・方法が盛り込まれている。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

学校教育法第 99 条では、「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」とある。京都産業大学院学則の第１章（総則）の第１条においても、ほぼ同じ文章でその目的が表現されている。すなわち、「専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することならびに高度で専門的な職業能力を有する人材の育成」を目的としている。

大学院設置基準第３条第１項では、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を目的とする。」とある。一方、京都産業大学院学則第３条２項には、「修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする」という目的が掲げられている。

大学院設置基準第４条１項には、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」とある。一方、京都産業大学大学院学則第３条３項には、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な、高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うこと」が目的として掲げられている。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

京都産業大学大学院理学研究科履修規程（第３条）によれば、修士課程に属する学生は、在学中に、指導教授の担当する主要科目（数学専攻 20 単位、物理学専攻 18 単位）を含めて、30 単位以上を修得しなければならない。したがって、自分の専門分野以外においても科目を履修する必要がある。また修士の学位を取得するためには、修士論文を執筆し、３名の審査（主査１名、副査２名）を受け、また修士論文発表を行わなければならない。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

京都産業大学大学院理学研究科履修規程（第３条）によれば、博士後期課程に在籍する学生は、指導教授の担当する研究指導を受ける必要があり、また随時、研究経過を指導教授に報告しなければならない。また博士の学位を取得するためには、博士論文を執筆し、３名の審査（主査１名、副査３名）を受け、また博士論文発表を行わなければならない。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

理学研究科における数学専攻および物理学専攻は、ぞれぞれ、理学部における数理科学科、物理科学科で基礎的な専門教育を受けた学生が、より精深な知識を学ぶことができるように、そのカリキュラムが構成されている。実際、各専攻における指導教授は、理学部に所属する専任教員であり、学部基礎教育でどのような事柄が教育されているか、その内容に関しては十分把握されている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士課程における教育は、修士課程において指導を受けた大学院生が、指導教授の下で自ら進んで研究活動に携わる形を取っている。したがってその教育内容は連続的であり、適切である。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

京都産業大学大学院理学研究科の博士前期課程（修士課程）では、指導教授による講義、演習（実験）ばかりでなく、他の教員による講義、演習等を通じて、精深な知識を広く学ぶことができる。一方、博士後期課程では、自らが進んで研究活動に携わり、指導教授はその研究活動を見守りつつ、適宜助言を与える、という教育が行われている。このように、前期課程と後期課程では、その教育内容には連続性があり、教育方法はそれぞれの課程に応じて異なった形式をとっている。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士前期課程（修士課程）では、その入り口の入学試験で、各専攻（数学専攻、物理学専攻）において教育を受けるにふさわしい、専門分野における基礎学力があるかどうかを問う。その課程では、所定の単位（指導教授の担当する科目を含めて 30 単位以上）を修得した後、修士論文を提出して審査に合格したものだけが、修士の学位を得ることができる。さらに博士後期課程への進学に際しても試験を行い、その適性が判断される。博士後期課程においては、自ら積極的に研究活動を行い、博士学位論文を提出して審査に合格することにより、博士の学位を得ることができる。このように、入学から学位授与までの各段階（博士前期課程（修士課程）への入学時、修了時、博士後期課程への入学時、修了時）において、審査が行われている。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

理学研究科の理念・目的は、その規程をみても分かるように、学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に述べられている精神に合致しており、したがって、そこに述べられている修士課程の目的、博士課程の目的と適合している。学部教育、博士前期課程（修士課程）における教育、博士後期課程における教育は、数学専攻、物理学専攻のいずれにおいても、理学部に所属する専任教員が一貫して教育に当たるシステムであり、また、博士前期課程（修士課程）で指導教授以外の講義・演習・実験を受講する必要があることから、精深な知識を広く学ぶことができる。

問題点としては、実際に各専攻に属する大学院生の在籍数が定員に対して少ない（定員割れを起こしている場合がある）ため、博士前期課程（修士課程）でさえも、講義・実験・演習を教員と１対１で行う、あるいは受講者数がなく、実質的な休講科目が増えていることがあげられる。さらに、博士後期課程に対しては、後期指導教授の平均年齢が高く、ここ数年で後期指導教授の数が減少することが既に分かっており、その後について早急に検討しなければならない。

〔改善方策（上記７項目を含む)〕

教員研究組織の項でも述べたように、大学院生の在籍数（とくに博士後期課程の学生数）を増加させるための対策をとる必要がある。また博士後期課程の指導教授に関しては、研究科内で人事検討委員会を設けて、研究科としての教育目標を十分議論した上で、必要な人材を研究科内（各専攻内）で計画的に獲得し、配置していく必要がある。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

京都産業大学大学院理学研究科履修規程には、大学院授業科目および履修指導の表があり、そこには専攻（数学専攻、物理学専攻）ごとに、博士前期課程（修士課程）については、授業科目（特論、演習、実験・演習）名と単位数、担当教員、博士後期課程については、研究指導名と担当教員の一覧が載っている。博士前期課程（修士課程）の各授業科目の単位計算方法は、週時間数におおむね比例している（物理学専攻の『実験・演習』科目だけは、週４時間に対して、３単位となっている)。これらの授業科目、単位数、担当教員については、毎年研究科会議で定めることとなっている。

〔点検・評価〕

物理学専攻の『実験・演習』科目だけが、時間数と単位数が合っていないが、この単位数の決め方には、とくに根拠はない。したがって、時間数と単位数を合わせるように変更することが望ましい。他の科目に関しては問題がない。

〔改善方策〕

物理学専攻の『実験・演習』科目について時間数と単位数とを合わせるよう、研究科会議で議論した後に、履修規程を変更するべきだと思われる。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３)－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

理学研究科には、これまでに国内外の大学院等での学修の単位認定や、入学前の既修得単位認定に関する実績はない。大学全体としては、国内外の大学院等での学修の単位認定に関しては 2003（平成 15）年度に大学院学則に定められており、入学前の既修得単位認定については、2006（平成 18）年度に大学院学則に定められ、2007（平成 19）年度の理学研究科履修規程に項目が挙げられている。

また、他研究機関との連携という意味では、京都産業大学大学院博士前期課程（修士課程）の科目として、ＡＰＲ（Advanced Photon Research Center：日本原子力研究所　関西研究所　光量子科学研究センター）との連携による（客員教員による）科目「光量子科学」が開講されている。また、2004（平成16）年度～2005（平成17）年度にかけて、ＲＩＴＥ（Research Institute of Innovative Technology for the Earth：地球環境技術研究機構）との連携による科目「環境科学」が開講されていた。

〔点検・評価〕

理学研究科の専攻分野を今後どうするか、を考える際、現在の数学専攻、物理学専攻にこだわらずに分野を考える必要があるのであれば、他大学院との単位互換や、連携大学院の形を取ることは有意義だと思われる。また、大学院の講義科目を、学部学生が科目等履修の制度を活用して聴講し、その単位を大学院進学後に認定できるような仕組みを導入すれば、内部進学生にとってメリットがあるので、内部進学者の増加につながる可能性がある。

〔改善方策〕

理学研究科の専攻分野の将来に関する議論を、研究科会議あるいは大学委員会、ＦＤ推進委員会の中で十分に行い、必要な単位認定制度（単位互換制度）を導入していけばよい。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人や留学生が理学研究科に入学することを考えた場合、基礎学力については大学院入学試験により判定できることから、特別に社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は行っていない。また、理学研究科としては、社会人入試や外国人留学生に関する入試だけを積極的に取り上げる、ということは行っていない。

〔点検・評価〕

留学生に対しては、日本語教育の必要性があるかもしれないが、理学研究科の専攻分野では、通常は英語で意思疎通を図ることが前提となるので、英語の能力があればとくに問題は発生しない。今のところ、社会人、留学生どちらの場合も、具体的な事例が発生していない。

〔改善方策〕

具体的な事例が発生してから、対策を考えれば良いと思われるが、大学院への内部進学生の割合がこれ以上減少し続けるなら、社会人や外国からの留学生を受け入れる施策を講じ、定員の維持と大学院教育・研究の質を保っていくことも検討すべきなのかもしれない。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

京都産業大学は、2008（平成 20）年度からはじまった、京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に参加している。理学研究科としては直接には関わっていないが、2008（平成 20）年度には、理学部からこの連合大学院へ、１名の学生推薦があった。

〔点検・評価〕

連合大学院の制度はまだ始まったばかりであり、具体的な問題があるかどうかは、１～２年経過しないと分からない。

〔改善方策〕

具体的な問題が起きてから検討を始めればよい、と思われる。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

前期課程では指導教員の担当する主要科目（数学専攻 20 単位、物理学専攻 18 単位）を含めて、30 単位以上の修得が必要である。講義は少人数のクラスで行き届いた指導の下で行われ、院生に与えた課題について、質疑、演習、口頭による発表、レポートによる報告等を絶えず課しており、それらは成績評価を行う際の十分な資料となっている。

後期課程では、随時担当指導教員に研究経過報告をさせて、研究指導の成果を測定している。

前期課程および後期課程における研究指導の最終的成果は、学位論文に関する内容および口頭発表や口頭試問によって測定される。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

2005（平成 17）年度以降に前期課程を修了した者は 27 名であり、その進路状況はデータが集計されている範囲では、本学研究科後期課程へ進学した者が３名、研究職１名、教育職２名、技術職 12 名（情報処理関連の企業のシステムエンジニア、電気機器製造メーカー等）、その他５名である。

2005（平成 17）年度以降、後期課程においては、2006（平成 18）年３月に満期退学した者が同年９月に論文博士を取得、１名は満期退学し他の研究所に移って研究を続けている。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

2005（平成 17）年度以降の前期課程修了者で、研究員になっている者が１名、高度の専門を必要とする技術職には 12 名が就職しており、教育職２名を含めて、それぞれ専門の知識を生かした高度な専門職に就いている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

研究指導の効果の測定は、おおむね適切に行われているものの、後期課程では３年という長い期間中、担当指導教員への研究経過報告と、学位論文に関する審査以外は、とくに指導効果の測定は行われていない。

前期課程を修了した院生の大半は、学んだ専門の知識を生かした形でそれぞれの進路へ進んでいると判断される。前期課程修了者より後期課程修了者の方が就職が難しいのは、全国どこの大学でも同様の状況にある。後期課程の修了者の就職については、いろいろな観点からの対策が必要である。当大学院卒業生を本学の講師に採用できる特約講師の制度を設けたことは評価できる。一方、後期課程３年を終えて博士号取得に至らない院生や、あるいは博士号を取得しても就職先が決まらない者（いわゆるポスドク）等のためのポジションがなく整備していく必要がある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

ここ３年では後期課程院生の数が少ないこともあり実現には至っていないが、指導の効果をより丁寧に測定するために、後期課程２年次の終わりに院生全員に対して中間発表会を設けることが望ましい。

博士課程へ進学希望の学生には、中・高等学校の教員免許、情報関連や英検等の資格の取得に加え、社会からの多様なニーズに対処できる幅広い知識を身につけるよう指導する。

学内での研究に留まらず、企業を含めていろいろな研究機関や他大学等の研究者との共同研究に参加する機会を与えたり、あるいはシンポジウムで成果を発表させる等なるべく学外で能力をアピールする場を与える。

大学進路センターにおいて三者面談、コーチングセミナーを行っているのでこれらを十分活用していく。

大学院博士課程のシステム整備の一環として、満期後の学生のための研究生制度を設ける等の検討を行う。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

成績評価は現在、素点による評価のみを採用している。どの講義科目も受講者は、少人数であるため、質疑を通して、また口頭発表やレポートによる報告を通して、受講者の成

績を種々の角度から細かく評価している。

〔点検・評価〕

講義・実験・演習のいずれにおいても、担当者１人あたりの受講者が１～数名程度であることから、十分にきめ細かな指導が可能となっている。評価方法としては、ゼミへの出席状況の評価、レポートによる評価、実験結果をもとにした議論を通じての評価など、個々の担当者により、様々な形態の評価が導入され、学生の資質向上に役立っている。

〔改善方策〕

評価方法の多様性は、今後とも継続していくことが望ましい。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

院生各個人の資質を見極めた上での判断、あるいは研究分野等にもよるが、博士前期課程の前半においては、一般的には大学院の高度な基礎教育に重点を置いている。その中で院生の興味と、研究分野における課題より適正なテーマを選択して、その分野の論文を集中的に批判的に読破する。実験系の研究分野の場合にはこれと並行して予備的な実験が進められる。そして、その課題を深める中で、アイデア等が具体化して修士論文へ発展していく場合が多いと推測される。研究指導も個々のケースに対して、課題の理解、捉え方、批判的な精神の育成、解決へ向けての方向性、論文作成への助言等、多岐にわたりなされている。博士後期課程においても、基本的には関連する分野の論文のより深い精読、問題点の批判的な議論を通じて、解明へ到り、かつ論文作成、投稿へと研究指導がなされている。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

カリキュラムの趣旨やその内容は、大学院案内や、大学院入学試験説明会等で学生に説明している。また、より具体的な事項は、個々の院生に説明し、かつ質問に答えている。適宜関連する論文を如何に見つけ出すかの方法を示すことも行い、問題点があれば、共に考察して議論を行っている。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

理学研究科においては、現在、指導教授の数に対する院生の数が少ないため、教員が個々の院生に個別指導を行う機会は、十分にある。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

研究指導の適切性は、修士学位論文また博士後期課程における論文で判断される。その

意味では、量、質とも客観的な判断は困難な面があるが、少なくとも博士前期課程においては、その修士論文の質は高いと推定される。ただし、院生と共に、もう少し研究テーマについて研究をさらに深く進めたいと思ったとしても、教員側は学部の講義・実験や会議、大学院生（とくに博士前期課程）側は、講義への出席（修士１年次）と就職活動（修士１年次後半から）へ時間を取られるため、実際には十分に時間が取れない状況にある。

博士後期課程については、院生の数が少ない上、進学者の多くが学位取得に到っているとは言い難い。半数の者が途中で退学し就職している。また学位取得者でも、それを生かせる職に就けているかは、判断が分かれるところである。教育職・研究職に就くものもいないではないが、必ずしも多くない。

研究科に進学してくる学生に対して、現在の研究分野の問題点を示し、かつ各問題に取り組む際は、必要な知識の程度を説明している。また研究テーマの変更に対しても、学生の意向を良く聞き取り、十分にそれに応えるように対応している。とくに問題点はないと考える。

研究指導の充実度という点に関していえば、研究する上での刺激的で充実した議論、そしてそれが創造的な成果につながるという意味で測るとすれば、果たして研究指導においてどの程度充実しているかどうかの評価は難しい。しかしある程度、指導しアドバイスした結果として成果を出し、学位を得て卒業していくときはそれなりの達成感はあると考えられる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

後進の指導をしているという充実感を得るためにも、個々の担当教員の一段の教育力・研究力の向上が望まれる。そのためには、学生に対する研究指導に集中できるように、サバティカル制度の導入や、教員負担の軽減が図られるべきである。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

学部教育に関しては、京都産業大学ではＦＤ推進委員会が組織され、教育方法の評価方法等について検討や他大学との情報交換（教育講演会等の開催）を行っている。その一方で、研究科の教育に関してＦＤを中心とした議論を行えるような組織は、全学的には存在しない。したがって、組織的な取り組みが行われているとは言い難い。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

「大学院履修要項」を学年の始めに院生に配布するが、この中に研究科の各講義科目および演習科目の内容が記載されている。これらの内容は、週時間数、単位数、担当者名、講義目的（要旨）、授業内容・授業計画、評価方法、教材からなっている。また、この授業内容・授業計画は春学期と秋学期の２つに分けて、それぞれ詳しく説明されている。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

理学部研究科のいずれの講義科目も現在は受講者が少人数のため、教員と院生達とのコミュニケーションは十分取れる状況にあるため、授業評価は導入していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

京都産業大学では、大学院への進学者の数がここ数年、減少傾向にある。その原因は主に２つと考えられる。国公立他大学への大学院進学者はコンスタントにいる事からわかるように、１つはネームバリュー、合わせて国公立他大学と比べ充実した大学院教育・研究指導が受けられるのか、ということである。もう１つは授業料の問題である。充実した大学院教育・研究指導をどのようにして具体的に行うのかは、少なくとも各研究科レベル、可能ならば全学的な組織として、取り組まなければならない課題であろう。

シラバスは院生が選択するに当たっての十分な情報を提供している。ただ、研究科の院生を増やすためにも、学内外の学生達にも広くシラバスを公開することが必要である。

授業評価の必要性はとくになく、現状のままで良い。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

学生をひきつける魅力ある大学院とするためには、指導教員の教育・研究活動のレベルアップからはじまり、大学院授業、施設、環境の充実に至るまで、１つ１つ向上努力改善しなければならない。２つ目の問題に対しては即効性のある対策となり得るので検討が必要である。Ｗｅｂ上で、学部学生のために、分かり易く書かれたシラバスの公開を行うことが望ましい。今後も学生とのコミュニケーションを十分取り、学生の意見を授業に生かしていくことが必要である。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

理学研究科においては、学問の性質上、国際化および国際交流が必要であるのは当然であり、あえて「推進に関する基本方針」を唱えてはいない。本学で国際会議を開催したり、研究者が海外で研究あるいは会議に参加するなどの活動がなされている。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置は、国際会議が本学で開催された際に開催資金を補助する等、いくつかの方策が講じられている。専任教員が、国内での国際会議に出席することは、講義に支障がなければ問題はない。院生において、学会への出席は奨励されており、国際会議で発表する際、旅費・参加費を補助する制度を新たに設けた。教

員が外国へ会議で出張する場合は、旅費の補助があり、また海外長期研修制度もある。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

とくに組織的な教育研究交流を、国内外の大学院間では行ってはいない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

学問の性質上当然とはいえ、国際化と国際交流を「基本方針」の一部として積極的に整備した方が、教育研究の向上には良い面がある。院生および一部の教員において、外国人研究者との直接的な意見交流という意味での、国際交流が十分とはいえない状況はある。

院生にとっては、本学または他大学で開催された外国人によるセミナーに出席するというのが、ほぼ唯一の国際交流になっているが研究分野の理解能力と語学がある面で障害になっている。

研究者が個人的に近くの大学、もしくは出身大学との交流を行い、その関係で院生が向こうの研究室に出入りするということはあっても、それが組織的にその大学との交流とまでは発展していない。京都大学には共同利用研究所もあり、そこを通じて交流を行っている研究者は相対的に多く、院生も利用している。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

「国際化と国際交流の推進」を整備していくことは引き続き検討すべきである。

例えば長期外国研究者の招聘を積極的に行うべきである。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

2005（平成 17）年度以降、修士課程において学位を授与された者は合計 27 名である。その内訳は、2005（平成 17）年度に 11 名、2006（平成 18）年度に５名、2007（平成 19）年度に 11 名である。修士に対する学位授与基準としては、２月初旬に行われる論文発表会において発表し、各質問に的確に答えられること、さらに主査・副査の審査を受け、その審査に合格、最終的に理学研究科会議、大学院委員会で修士論文として適当であると認められなければならない。

2005（平成 17）年度以降、博士課程において学位を授与された者はおらず、2006（平成 18）年度に１名、論文博士により学位が授与されている。課程博士の論文審査においては、既発表（印刷中を含む）の主たる論文を複数有することを最低の基準としている。また、予備審査において外部の専門家を副査として依頼している。

修士・博士学位の授与は年２回（９月、３月）行っている。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士論文の審査は主査１名、副査２名が担当し、博士論文の審査に対しては、予備審査において主査１名、副査３名（外部専門家１名を含む）が担当、本審査においては主査１名、副査２名があたることを原則としている。主査はいずれも指導教授または当該研究分野の専門教授が担当するが、博士論文においては、審査の客観性を高めるために、適切と考えられる主査・副査を選出している。なお、予備審査員に選出された主査・副査がそのまま本審査の主査・副査に選ばれている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

理学研究科では、修士論文に代替できる課題研究の制度は採用していない。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

研究上で日本語指導が必要と判断された場合は、学外での日本語指導を受ける配慮や学部学生対象の日本語科目の履修を可能としている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

修士課程においては既発表論文の有無は基準とならない。したがって、指導教授の適切な指導の下に論文を作成し、提出することにより、ほぼ 100％の院生が学位授与に至っている。博士課程においては、３年間で基準に達する院生が少ない。修士・博士学位の授与は年２回（９月、３月）行っており、院生にとって有益であると考えられる。

複数の研究分野から副査の選出が行われており、また、博士論文の予備審査においては外部の専門家の精査も受けており、学位審査の透明性・客観性は確保されていると判断される。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

（１）－１においてはおおむね適切であり、とくに改善の必要はない。

学位審査の透明性・客観性をさらに高めるため、ピアーレビューされた既発表（印刷中を含む）の論文を複数有することを基準とすること、および予備審査において外部の専門家を副査として招くことは今後も続ける方針である。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

大学院学則の第 23 条により、「前期課程または修士課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については１年以上在学すれば足りるものとする。」と定めている。修士課程では現在まで、通常の２年間の修業年限よりも早く卒業した者はいない。

また上記の条項により、「博士課程の在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、前期課程または修士課程の在学期間を含めて、３年以上在学すれば足りるものとする。」と定めている。2005（平成 17）年度以降において、これに該当する者はいない。

〔点検・評価〕

該当する院生がいなかったのは残念であるが、過去には例があったので、条件がそろえば輩出できると考えられる。

〔改善方策〕

優れた大学院生の能力をさらに伸ばせるようなシステム・環境づくりを行っていく。

Ｆ　工学研究科

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

＜情報通信工学専攻＞

修士課程においては、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という観点から、幅広く専門的な学識を授ける講義科目や最新の研究動向やトピックを紹介するセミナーと、専門知識を活用して新しい問題に取り組み解決法を見出す能力を養うための演習・実験や特別研究をバランス良く配置したカリキュラムを提供することが重要である。また、情報通信の分野は進歩が速いため、情報通信の新たな先端領域を教育内容に取り込むための改革も必要である。

博士後期課程においては、「専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊な学識を養う」という観点から、大学院生が指導教授の研究指導のもとに独立した研究者として研究を行える環境を設けることが重要である。また、博士後期課程在籍中に、着実に研究成果を積み上げて、しかるべき発表の場で公表する機会を与えることも重要であると考える。

＜生物工学専攻＞

前述の生物工学専攻の理念・目的に沿って、高度専門職業人や知識基盤社会を支える知的人材の養成（博士前期課程）、より高度な教育・研究活動を通じて、高度な専門知識と創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ人材の育成（博士後期課程）を教育課程の目標としている。そのために教員の専門性を活かした授業科目を設け、それぞれの内容に対応した単位を設定する。

また、産学共同研究や国際化の重要性が指摘される状況にあって、社会人学生や外国人留学生の教育を通じ、これらの方面で貢献できるような体制を構築する。

（１）大学院研究科の教育課程

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

１章で述べた情報通信工学専攻の理念・目的は、上記関連法案で述べられている修士課程および博士課程の目的にも適合したものである。この理念・目的を具現化するために、本専攻では以下のような教育課程をとっている。

博士前期課程においては、情報システム工学系、電波通信工学系、光通信工学系、数理情報工学系の４つの系列からなる半期講義科目（特論）を合計 16 科目設けている。また、各系列毎の演習・実験、および、特別研究を課し、修士論文の研究指導と合わせて、各専門分野の高度に専門的な知識と技能を実践的に修得させている。さらに、大学院担当教員の全員が担当する情報通信工学特別セミナーと名づけた科目も設け、それぞれの専門分野の最新の話題を講述することにより、急速に発展するこの分野の変化に対応し、将来の発展に柔軟に対応できるような人材の育成を図っている。

一方、博士後期課程においては、とくに講義形態の科目は設けずに、各指導教員の下での研究活動に専念させる体制をとっている。

修士の学位については、提出された修士論文を指導教員と２名の専攻科教員が審査し、修士論文発表会において学位論文の内容を公表した上で、最終試験に合格した者に授与される。博士の学位については、指導教員と３名の専攻科教員が学位論文の予備調査を行い、博士論文発表会における学位論文の内容公表を経た後、３名の専攻科担当教授による論文審査と最終試験に合格した者に授与される。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

修士（博士前期）課程では、修了に必要な 30 単位のうち、特論と特別セミナーを合わせて 16 単位を修得する必要がある。これは、６科目以上の特論を履修しなければならないこ

とを意味しており、自身の専門分野以外の科目も相当数受講する必要がある。また、指導教授が指定する演習・実験で６単位、さらに、指導教授のもとで行う特別研究に８単位が割り当てられており、自身の専門分野について高度な専門的能力を養う体制をとっている。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士課程では、その前期課程でこそ各種講義・演習・実験の単位修得が必要とされる（前項を参照のこと）ものの、後期課程においては、指導教授の担当する研究指導を受け、随時指導教授に研究経過の報告を行う義務があること以外には、自身の裁量による自由な研究遂行が可能となっている。ただし、課程修了による学位申請を速やかに行うためには、博士課程在籍中に一定数の論文発表を行うことが求められている。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本専攻の教育内容は、その基礎となる工学部の情報通信工学科の教育内容を基礎とし、それらを一定のレベル以上で修得していることを前提としている。また本専攻の教員は全員、その基礎となる情報通信工学科の教員を兼ねており、双方のカリキュラム編成に携わっている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

項目（１）－２および（１）－３を参照のこと。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

情報通信工学専攻は、博士前期課程と後期課程の一貫性ではないため、この項目は記載できない。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士課程は前期２年、後期３年の、計５年の課程である。前述したように、前期の２年間では、幅広い学問的知識の修得と合わせて、高度に専門的な研究遂行能力の基礎となる各種の演習・実験を行う。その上で、後期の３年間は、自身の裁量によるある程度自由な研究活動を行うことにより、自立した研究者としての実力を蓄える期間となっている。

〔点検・評価（上記７項目を含む)〕

（１）－１

博士前期課程においては、大学院生の希望に基づいて指導教員が選ばれており、実質的にはその教員の研究内容に沿った実験・演習と修士論文指導が行われている。成績評価および単位認定については、講義科目、実験・演習科目、特別研究では各担当教員が行い、情報通信工学特別セミナーでは、全教員からの評点を集計して評価を行っている。これらの科目は少人数教育で実施されているため、学生の反応をみて理解度を把握しながら教育内容・方法にフィードバックするという方法が可能であるが、大学院担当教員は学部の教育も兼ねており、そちらの教育負担や学内の各種業務負担が多いため、大学院講義科目の授業準備に十分な時間をかけることが困難な状況にある。特別研究では、大学院生に可能な限り各種の学会や研究会において自己の研究成果を発表させるようにしている。これにより、対外的評価に耐えうる研究を行ったという自信を持たせることができていると考えられる。

本専攻は、他の理工系大学院と比較して大学院生の絶対数が少ないという現状がある。このことは、短期的にみる限りでは、次のような利点がある。すなわち、教員にとっては、個々の学生の性格や長所を活かした研究指導が行えるという点、また学生にとっても、結果的に少人数教育となっており、学生個人の個性に応じた研究の進め方を選ぶことができるという点である。一方で、大学院生が少ないという現状は、長期的には大きな問題であると考える。すなわち、毎年一定数以上の新しい院生が入ってこない状況では、各年度間での研究成果・知見・経験の継承がスムーズにいかず、研究室全体の活動レベルを維持することが困難になるという問題が生じている。また、院生各個人の資質にもよるが、研究室内での単独活動の割合が多くなることにより、思考がある種の袋小路に陥ってしまい、研究が停滞する危険性も合わせもっている。

（１）－２

上記に示すとおり、本専攻における修士（博士前期）課程の履修規程は適切なバランスのとれたものと評価できる。しかしながら、大学院担当教員の教育負担を少しでも軽減するために、特論と特別セミナーの各科目は、それぞれ隔年開講となっている。そのために、修士（博士前期）課程の在籍中にそれぞれ１度ずつしか履修のチャンスが与えられないことになる。実際には、修士２年次のとくに後半は、学位論文の執筆や修了後の進路決定等、学生にとっては時間的に余裕の少ない時期となり、各特論科目の開講時期との関係で、本来受講すべき科目を受講できない状況も発生している。また、項目（１）－１で触れたように、ＩＴ関連の先端領域も積極的に取り込んでいく必要があると考える。

（１）－３

博士後期課程の在籍中から、研究者としてほぼ自立した研究活動を行える環境にある。その一方で、着実に研究成果を積み上げ、しかるべき発表の場で公表することも求められており、全体として博士課程の目的に適合したものであると言える。しかしながら、博士

後期課程の３ヶ年は、各年次毎の明確な区切りがないために、ともすると、院生の研究活動から緊張感が失われる危険性をはらんでいる。その結果、自らは主体的に研究を推進することをせず、指導教員の研究の支援だけに終わる者も生じかねない恐れがある。

（１）－４

上記のように、学部の学士課程とその上に位置する研究科の教育課程とは、同一の教員組織で運営しており、それぞれの課程において必要と考えられる教育項目を選択して、適切な内容の編成を行っており、現状に対して特段の問題点は無い。

（１）－５

両課程の目的に沿った適切な教育が行われている。具体的には、項目（１）－２および（１）－３を参照のこと。

（１）－６

情報通信工学専攻は、博士前期課程と後期課程の一貫性ではないため、この項目は記載しない。

（１）－７

入学から学位授与の各段階において適切な審査が行われている。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

（１）－１

教員の職務は教育・研究指導にあると考えるが、これに十分な時間をかけることが出来るようにするためには、学内の各種業務を見直して効率化することにより負担を軽減することが必要である。そのためには、教育研究支援のためのスタッフの充実を図ることも重要である。

大学院生の人数を増やすためには、学費、奨学金制度、入試制度、学部生へのプロモーション、教育課程等総合的な取り組みが必要であるが、ここでは、とくに、教育課程面での改善方策に触れる。

情報通信工学専攻は、1993（平成５）年に設置されて以来、大幅な教育分野の見直しは行われていない。しかしながら、この 15 年間の間にコンピュータや情報通信技術は大幅に進歩しており、コンピュータの利用技術、ネットワークの利用技術、ユーザーインタフェース技術等で新しい分野が急速に広がってきている。本専攻においても、このような新しい分野の教育を取り入れて、ＩＴ関連の先端領域で活躍できる高度な専門知識をもった技術者を育成することが必要である。これにより、ＩＴ関連の高度専門技術者に対する社会的ニーズに応えることが出来、また、大学院生の人数を増やすことにつながると考えられる。このように新しい分野を取り入れていくためには、大学院担当教員を増やすと共に、学部においてもこれらの分野の基礎を取り入れ、学部から大学院修士課程までの一貫的な教育体制を整える必要がある。本学では、このような点を考慮して、工学部情報通信工学科と理学部コンピュータ科学科をベースにして、ＩＴ関連の先端領域を取り入れた「コン

ピュータ理工学部」を 2008（平成 20）年度に発足させた。情報通信工学専攻についても、上記の点を考慮して改組を行い、ＩＴ関連の先端領域を扱う「コンピュータ理工学研究科（仮称)」を発足させる予定である。

（１）－２

特論と特別セミナーは、すべて原則毎年開講とすることが求められる。そのためにも、教員の授業担当以外の各種負担の軽減を図っていく必要がある。また、ＩＴ関連の先端領域の取り込みに関しては、情報通信工学専攻を改組し大学院担当教員を増やして「コンピュータ理工学研究科（仮称)」を発足することにより対応できると考える。

（１）－３

博士後期課程の在籍生には、その指導教員のみならず、専攻内の他の教員とも、研究活動上ではほぼ対等の立場に立つことが求められる。これを積極的に推進するために、教員相互の研究交流をさらに活発にすると共に、そのような「コミュニティ」に院生も巻き込むような、各種の方策を講じる必要があろう。また、入学後の適当な時期（各年度の終わり等）に研究進展状況をチェックするための中間発表会のような制度を導入することも考えられる。これは、学位論文発表会よりももっとインフォーマルなものであってよく、大学院生の若い柔軟な発想に基づく奇抜な着想の披瀝であってもよい。これにより、その後の研究活動の遂行に一層の意欲をもつようになることが期待される。

（１）－４

現在、学部と大学院の改革途中であるが、学部と大学院の教育内容の関係については特段の問題点は無いため、改革後も同様の関係になると考えるが、大学院生数を増やすという観点から、学部教育と大学院修士課程教育の連携をより高め、学部から大学院修士課程までの一貫教育の実現を行いたい。

（１）－５

項目（１）－２および（１）－３を参照のこと。

（１）－６

情報通信工学専攻は、博士前期課程と後期課程の一貫性ではないため、該当しない。

（１）－７

項目（１）－２、（１）－３、（１）－５を参照のこと。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

前述の工学研究科の理念・目的は、学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項で述べられている修士課程および博士課程の目的に適合したものであり、とくに改善すべき点は認めない。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

大学院の理念・目的を具現化するため、以下の教育・研究指導体制をとっている。生物工学専攻には、分子生化学工学系・分子細胞工学系・分子免疫工学系・育種工学系の４つの系列がある。授業科目としては、大きく分けて特論・演習・特別研究で構成されている。個々の大学院生の教育の主体は各研究室で行う研究活動に連動した形で行われる。修士課程の学生は、教員の指導や博士後期課程の学生のサポートにより、研究の進め方や実際の実験技術を学び、実践能力を養う。また、ゼミでの発表、討論、研究報告書の作成等を通して、プレゼンテーションやコミュニケーションスキルを養う。また、院生はＴＡとして採用され、週３コマの範囲内で学生実験の科目の補佐役をしている。教えることを通して学び、かつ経済的支援を受けることができる。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士課程の院生は、より高度の専門性を身に付けるとともに、創造性豊かで指導能力も備えて、自立できるように大半の時間を研究活動に費やしている。多くの院生はＲＡとして採用され、修士課程の院生や学部ゼミ生等の指導を通じて自らも学んでいる。専門領域の文献の講読は、上述した修士課程の院生と同様に行われている。学会等での発表は、少なくとも毎年１回は行っている。国際学会への参加も出来るだけ機会をつくるように指導している。学位取得に必要な論文は、英語論文２報（ファースト・オーサーの論文を含む）を原則としている。学位審査については、指導教員と３名の専攻科教員による論文の予備調査、博士論文発表会における学位論文の内容の公表を経た後、３名の専攻科担当教授による論文の審査と最終試験によって行われている。過去５年では４名の院生が学位を取得し、現在３名が在学中である。学位取得者の内３名は現在欧米の大学へ留学中で、研究者としての道を歩んでいる。また、２名は、現在、本学の特約講師として、１名が旧国立大の助教として活躍している。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本学工学部生物工学科学士課程では、生物学・化学・生化学・物理学・数学・統計学等の基礎的科目を受講した後、分子生物学・遺伝子工学・免疫学・微生物学・発生生物学・遺伝学・育種学等の専門領域を中心とした講義および実験科目を修得している。大学院は、分子生化学工学系・分子細胞工学系・分子免疫工学系・育種工学系の４系列となっている。学士課程における教育の延長線に４系列のいずれか、あるいは複数の系列が対応しうるようになっている。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

修士課程は、前述したように授業科目として特論・演習・特別研究で構成されている。一般的に、個々の研究内容に対応した科目あるいは周辺科目を選択する。博士課程では、研究内容に関連する学術論文の講読、ゼミでの発表、討論等が行われる。それぞれの課程の院生は、１人の指導教員のもとで共通の基盤の上で教育・研究活動を展開している。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

該当しない。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士課程への入学試験は、英語論文の読解と面接によって行われている。入学後の教育は、日常的な研究活動に加えて、定期的な英語論文の講読とゼミでの発表、個々の研究報告等を通して行われている。また、複数の学会への参加、発表、様々なセミナー、講演会等への参加を積極的に勧めている。研究成果の最終的な発表は、英文誌への投稿を原則としている。学位取得には少なくともファースト・オーサーの英語論文１報を含む２つの論文を必要としている。それらの内容をまとめたものを学位論文とし、前述した方法で審査している。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

修士課程在学２年間で少なくとも１回は専門領域の学会で研究成果を発表している。また、博士の学位取得には必須であるが、修士課程の院生も含めて外国英文誌への発表も見られ、一定の評価はできると思われる。演習では院生が専門分野の知識を吸収するだけでなく、自らの発表によりプレゼンテーションの技術の上達に努めている。残念ながら院生数が少なく、また大講座制であることから、教員も１人という環境でゼミの討論に広がりに欠けるという懸念は否定できない。ＴＡ、ＲＡ制度の導入は院生に対する経済的支援に加えて、教育的効果も大きく成果をあげている。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

大学院のシステムとしては、専攻分野の高度な知識、研究能力を修得する環境はほぼ整っていると考えているが、大学院への進学率が低いことが諸問題の根底にある。大学院入試制度の多様化（推薦入試等の導入）、経済的支援の充実、海外も含めた学会参加の支援等の対策をたててきたが、大きな成果とはなっていない。学部学生に対して、各教員が研究の魅力をより強く伝えるという地道な努力が必要と考えている。少人数によるゼミの長所もあるが、短所と言える閉鎖性を緩和するため、出来るだけ外部講師等を招聘して、合同

で講演会を開く等の試みも増やす必要がある。

（２）授業形態と単位の関係

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

博士前期課程（修士課程）においては、情報システム工学系、電波通信工学系、光通信工学系、数理情報工学系の４つの系列からなる半期講義科目（特論）を合計 16 科目設けている。また、各系列ごとの演習・実験、および、特別研究を課し、修士論文の研究指導と合わせて、各専門分野の高度に専門的な知識と技能を実践的に修得させている。さらに、大学院担当教員の全員が担当する情報通信工学特別セミナーと名づけた科目も設け、それぞれの専門分野の最新の話題を講述している。

特論は講義形式や輪読形式で行う半期科目であり、週時数は２で２単位を与えている。情報通信工学特別セミナーは、上記のようにオムニバス形式で行う学期連結（通年）科目であり、週時数は２で４単位を与えている。各系列の演習・実験は２年間に渡り必修科目として実施し、週時数は４で合計６単位を与えている。また、各系列の特別研究も２年間に渡り必修科目として実施し、週時数は６で合計８単位を与えている。これより、修士課程の修了に必要な 30 単位の内 16 単位は特論と特別セミナーで履修することになる。

博士後期課程においては、とくに講義形態の科目は設けずに、各指導教員の下での研究活動に専念させる体制をとっている。

〔点検・評価〕

各特論および情報通信工学特別セミナーは、15 時間／単位である。各系列の演習・実験は、40 時間／単位であり、特別研究は 45 時間／単位である。これらは、大学設置基準第 21 条に照らし合わせて妥当である。また、この法令では、各系列の演習・実験および特別研究の単位数を増やすことは可能であるが、修士課程の教育方針からみて、現状の単位数はバランスのとれたものと評価できる。

〔改善方策〕

現状でとくに問題は無いと考える。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

生物工学専攻には、分子生化学工学、分子細胞工学、分子免疫工学、育種工学系の４つの系列があり、授業科目としては、特論、演習、特別研究で構成される。特論は 12 科目あり、半期ごとに隔年で開講され、学生はその中で指導教員の行う特論を含む５科目以上（２単位／科目で合計 10 単位以上）を履修する必要がある。演習と特別研究は４科目あり、１・２年次通年で行われる。学生は指導教員の指定する演習１科目（４単位／年で合計８単位）と指導教員のもとで特別研究１科目（６単位／年で合計 12 単位）を履修しなければならない。したがって、修士課程における修了要件である必要単位数は 30 単位以上である。また、学則上では教育上有益と認められれば、入学前に本学または他大学大学院で修得した単位について 10 単位を越えない範囲で認めることができる。また、同様に入学後も他の専攻、他の研究科あるいは学部での単位も 10 単位まで認められる。演習では、各自の専門領域における最新の文献を講読し、ゼミでその内容を発表することにより、これらの分野で新たに得られた研究成果、研究動向や新しい研究手法等について学んでいる。修士課程の学生の研究は、それぞれの指導教員のもとで教員の研究活動の一環として行われることが多い。修士の学位は、修士論文発表会において論文の内容を発表し、指導教員と２名の専攻科教員による論文審査と最終試験に合格した者に授与される。

〔点検・評価〕

主たる大学院の教育は各研究室で行われている研究活動を背景とした内容に伴う。したがって、多くの単位が指導教員の指導する演習、特別研究に当てられていることは理にかなっている。また、指導教員によって行われる実験、研究発表会、英語論文の講読、討論等を通じて実質的な教育が行われていることも妥当であると考えられる。大学院生による学会発表や国際誌への発表論文も続いており、このような教育形態で実質的な成果を挙げていると判断している。

〔改善方策〕

大幅な改善、改革は必要がないと判断しているが、少ない指導教員で運営しているため、特論等の科目数が少なく、選択の余地はあまりない。今後、生物工学の発展に伴って、他大学研究科等との連携も視野に入れる必要がある。

（３）単位互換、単位認定等

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本専攻科においては、他大学大学院の開講科目の修得に対する単位認定は行っておらず、学生は、本専攻科の開講科目のみから卒業に必要な単位を修得する。工学部情報通信工学科の６セメまでに規定以上の優秀な成績を修めた学生に対しては、７セメ開始時に本専攻科の開講科目の履修を認めている。当該学生が本専攻科に進学した場合には、７、８セメに修得した専攻科開講科目から 10 単位を限度として大学院での既修得単位として認定している。これは、成績優秀な学生に対して大学院進学の意識を高めさせる目的と、大学院進学後に研究活動の時間を確保させる目的から実施している。

〔点検・評価〕

現在のところ、本専攻の大部分の学生は内部進学者であり、学部での卒業研究の指導教員の下で研究を継続する。このため、大学院進学時においてすでに研究分野が固まっており、各自の専門に近い講義科目を履修している。また、異なる研究分野の教員により情報通信工学に関する広範囲の講義科目が開講されている。卒業に要する修得単位数に対して十分な数の講義科目が開講されており、学生は各自の専門分野に応じて十分な余裕をもって履修科目を選択している。現状においては、他大学で開講される講義科目の履修を学生に奨励する積極的な理由は存在しないと考える。

成績績優秀な内部進学者に対しての大学院科目先行履修制度は、あまり活用されていないのが現状である。これは、学部学生がこの制度の存在を十分に認知していないことが原因と思われる。

〔改善方策〕

本専攻科の現状からは、他大学大学院開講科目の単位認定に対して積極的な理由は存在しないと思われる。他大学大学院を中退、卒業した進学者を受け入れる機会が増加するようであれば、検討を行う。

学部学生に対して、大学院科目先行履修制度の説明の機会を増やし、この制度の活用を増加させる。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本専攻科では、国内外の他大学院等との単位互換は行っていない。また、現在までに入学前あるいは入学後の他大学院等での単位修得の実施例はない。

〔点検・評価〕

上記の状況であり、点検、評価はできない。

〔改善方策〕

生物工学の進展はめざましいことから、カバーする領域も拡大している。本学における他学部の開講科目（生命倫理等）あるいは他大学との連携を視野に入れる必要がある。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

大学院入試の募集時においては、一般・社会人・外国人留学生をそれぞれ区別しているものの、入学後の教育課程においては、これらをとくに区別するような編成は行っていない。また、実際のところ、社会人・外国人留学生は、ともに一般枠での入学者数に比べて極めて数が少ないのが現状である。

〔点検・評価〕

本専攻科の博士前期課程の入学定員は８名であり、絶対数として非常に少ないと言える。したがって、学生個人の個性に合わせたきめ細かい指導が可能となっている。社会人や外国人留学生と一口にいっても、実際には個々の学生ごとに様々な背景をもっていると想定される。また、これまでのところ、社会人や外国人留学生の入学者数が僅少であったということもあり、実際にはそれぞれの学生に合わせた教育研究指導を各指導教員が行ってきている。これは、少人数教育であるからこそ実現可能なことと言える。今後、院生の絶対数が増加すると、社会人や外国人留学生の割合も大きくなることが予想される。とくに、リカレント教育のために入学してくる社会人等の割合が大きくなった場合、当然ながら、現在前提としている学部での専門教育を受けていない院生が増えることになり、それらの院生に配慮したカリキュラム編成が必要となろう。

〔改善方策〕

大学院の活性化のためにも、社会人、外国人留学生の受け入れは推進する方向が望ましい。そのためには、現在の教育課程編成を大幅に再編する必要があり、そのための検討を始める必要があろう。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

本専攻科では、外国人留学生が入学した実績はない。社会人としては、現在、後期博士課程に１名が在籍しているのみである。長時間の研究時間を必要とする研究領域であり、社会人として働きながら研究を続けることは、事実上不可能である。

〔点検・評価〕

本件について実質上実績があがっていない点については、十分に検討する必要がある。しかしながら、社会人が本務としての仕事を続行しつつ、本研究科の研究を両立させることは困難である。外国人留学生の受け入れに対しては、指導方法等を検討するとともに、諸外国の大学への広報活動が必要であると考えている。

〔改善方策〕

外国人留学生の受け入れは、大学院教育の国際化を図る点からも大きなメリットがある。現在、本学の学部レベルでの協定大学をはじめとして、諸大学に広く本研究科の研究内容を紹介する活動を計画している。また、国際交流センターと協力して、留学生の生活面でのサポートについて検討する必要がある。社会人の受け入れについても、現在、長期履修制度を検討中である。また、企業側の特別の配慮（国内留学制度等）がない場合は事実上困難であるが、産学共同研究の一環であれば、そのような条件を設定し易い可能性もある。

（５）連合大学院の教育課程

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

京都産業大学は、2008（平成 20）年度からはじまった、京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に参加している。情報通信工学専攻としては直接には関わっておらず、工学部情報工学科からこの大学院への学生推薦も未だない。

〔点検・評価／改善方策〕

連合大学院の制度はまだ始まったばかりであり、具体的な問題があるかどうかは、１～２年経過しないと分からない。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

京都産業大学は、2008（平成 20）年度からはじまった、京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に参加している。生物工学専攻としては直接には関わっていないが、2009（平成 21）年度には、工学部生物工学科からこの連合大学院へ、１名の学生推薦があった。

〔点検・評価／改善方策〕

連合大学院の制度はまだ始まったばかりであり、具体的な問題があるかどうかは、１～２年経過しないと分からない。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

大学院の教育・研究指導は、おのずから学部でのそれとは重点の置き方も方法論も異なるはずであり、また、専門分野によっても違ってくるものと考えられる。真の教育・研究指導はこれまでの経験を積んだ指導教員自身が判断するものであり、それらの評価は学会発表・論文等での成果発表時に自から現れてくる。

（１）－２　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

修士（博士前期課程）については、本専攻初の修了者を 1995（平成７）年３月に出して以来、2007 (平成 19) 年度までに 51 名の修了者がいる。このうち、ほぼ半数を越える者が、情報通信関連企業に就職している。引き続き博士後期課程へ進学した者が５名（うち１名は、その後途中退学)、大学（旧国立）に助手・技官として採用された者が各１名ずつ、本学の専任教員（助教）１名の他は各種多様な業種の企業に就職している。博士課程については、１名の修了者（サウジアラビアからの留学生）は自国で情報通信関連企業に就職した。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

大学の教育職に就任した者は、前期課程修了者 51 名中２名だけである。公的な研究機関の研究員に就任したものはいないが、企業の研究部門に配属された者は相当数いる。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（１）－１

上記から判断して、一元的な尺度で評価できるものではない。

（１）－２

大半の者は、修士論文に向けて行っていた研究活動を基本に、その関連分野に深く関係する業種の企業への進路を選択している。また、企業自体が情報関連分野の業種でなくとも、就職後の業務をより詳細に追跡すると、やはり大学院での専門性を活かした職種に就いている者が多い。その一方で、やはり博士後期課程への進学率が客観的にみても極度に低いと言わざるを得ない。その原因は、本来私立大学に入学する時点で、大学院進学を考えていた学生の絶対数が極めて少ない事である。すなわち国公立の大学へ入学しようと考えている学生には大学院への進学が視野にある。これは国民全体の既成概念による。

（１）－３

博士課程の修了者がまだ１名のみ（海外留学生）という現状では、大学教員、研究機関の研究員等への就職者が少ないのもやむを得ない状況である。大学や公的研究機関に限らず、企業等の高度に専門的な研究職に就く資質のある学生は確かに存在している。しかし、これまでの就職実績の蓄積が少ないこともあり、学生の周辺において、そのようなモデルとなる人物の数が少ないことも、学生の指向する職種の偏りに影響を与えているものと思われる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（１）－１

これまで行ってきている学生の研究発表等の機会を通じて教育・研究指導の達成レベルを逐一把握することが考えられ、問題は無い。

（１）－２

修士課程修了者のおもな就職先は民間企業であり、技術サービス営業等についている。博士後期課程への進学者はほとんどいない。後期課程終了後の展望が明確でないことが、そのひとつの原因であろう。本学内の研究活動等を外部に発信して、民間企業等への広報活動を進めて、博士課程修了者の進むべき道を作らねばならぬ。

（１）－３

これまでの博士後期課程の修了者が、留学生１名であり、本国に帰国している。その就職先は、不明である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

修士課程での教育内容は、特論、演習、特別研究からなるが、このうち授業科目である特論は、試験や提出されたレポートの成績結果が教育効果のよい指標となっている。演習では教員ごとにセミナー形式で最新の論文の紹介や特別研究の研究報告が行われる場合が多い。セミナーには担当教員の研究室のさまざまな構成員も参加し、厳しい質問や批判を受けながら発表や紹介が行われる。こうした経験を通して院生は成長していくが、その姿は教育効果のよい指標となっている。実験研究科目の特別研究では、各指導教員がマンツーマンで頻繁に研究指導と結果の検証を繰返しているので、この過程で的確な教育効果の測定ができていると考えられる。

博士課程は特別研究のみからなり、修士課程の特別研究と同様に教育効果の測定ができる。

両過程の特別研究の教育効果の測定には、指導教授以外の目を通した研究評価も重要である。セミナーでの研究報告、学会発表、さらには、学位論文の審査により得られた学内外の評価も研究指導上の効果の指標として利用している。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

修士課程の修了生の主な就職先は、製薬、食品、化粧品業界等の種々の民間企業であり、営業、技術、研究職等に就いている。官公庁に就職する者や教員となる者は少ない。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

博士課程の卒業生はまだ 10 名と少ないが、１名は旧国立大学の助教として、２名は本学の特別講師として活躍している。また３名は現在欧米の大学に留学中である。修士課程の修了生には該当者はいない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

少数の院生を対象とした授業である特論は、受講生の講義内容に対する関心や理解度を詳しくチェックしながら進めることができるため、学部授業のような授業に対するアンケート調査は実施していない。特別研究では指導教授が示す研究方針や研究方法に沿って研究が進められるため、指導者が意図した結果が得られ、学会等で発表できれば研究指導上の効果は大いにあったと評価される。しかしながら、思うような結果の得られなかった研究であっても、院生の研究者としての成長に大いに寄与しているものもあり、成果のみから研究指導を評価するのは一面的過ぎる。

就職率は年毎に上昇してきているが、大学院で学んだことを充分に生かすことのできる職についている者は多くない。しかしながら、民間企業の研究職についた者の中には就職

先の重責を担って活躍している者も現れてきている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

博士課程の研究指導の効果の測定には学会発表、ジャーナルへの投稿の有無や回数が最も基本的な指標となる。修士課程の場合は研究期間が短く、学会やジャーナルに発表できるような成果が得られないこともありうる。このような場合は修士論文を精査し、院生の研究者としての成長に有益な指導が行われていたかとの視点に立って、研究指導の効果を判断することも必要である。

まだ卒業生が少なく、社会における認知度が低いため、就職は必ずしも容易ではない。今後、社会に対して専攻科研究内容の紹介や研究成果の公開等様々な形でアピールを強め、専攻科、大学一体となって新たな就職先の開拓を進める必要がある。このためには、大学院へ進学する学生を増やし、社会から評価される院生を送り出せるよう教育・研究内容を強化していくことが必要不可欠である。現在、こうしたことを念頭に置いて、大学の全面的なバックアップのもと、学部と研究科の大幅な改革と拡充を進めているところである。

（２）成績評価法

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

本専攻科において、どの講義科目も受講者は、小人数であるため、質疑・討論を通して、また口頭発表やレポートによる報告等を通して、受講者の成績を種々の角度から細かく評価している。学位論文の評価には、その内容に関係したオリジナルな論文を学術雑誌に投稿し採択される事が一般的な評価方法であり、博士課程では、採択される論文が３編以上である事を原則としている。

〔点検・評価〕

成績評価は個々の担当者にまかされているが、おおむね適切な評価が行われている。

〔改善方策〕

現状のままで良く、とくに改善の必要性はない。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

授業科目である特論では、担当教員ごとに、試験、レポート、授業時間内での発表等を基に多面的に成績評価を行っている。演習では、担当教員または同じ研究領域の複数の教

員が共同で開催するセミナーおいて、論文紹介、研究報告を何回か行わせ、各々の院生のプレゼンテーションと質疑応答の技術が回を重ねるごとにどのように成長していくかをみることにより、資質向上の状況を検証している。特別研究においては、セミナーでの研究報告の結果に対する評価を通じて検証している。また、学位論文提出の際は、主査１名、副査２名による厳格な審査を行うとともに、全学公開の発表会を開催し、より多くの教員、研究者からの評価も受けるよう企画している。さらに、学会発表、論文投稿をさせることにより、外部からの評価をもとに、学生の資質向上を検証している。

〔点検・評価〕

大学院の成績評価は受講生が極めて少ないこと、成績評価の基準が担当教員により大幅に異なること等から、科目間で成績点数に大きな差が見られる。

〔改善方策〕

学部レベルではＧＰＡ制度が導入され、既に運用が始まっている。学部での運用結果を精査した上で、大学院への導入の可否を検討する。

（３）研究指導等

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

教育課程は、博士前期（修士）課程修了に必要な 30 単位のうち、特論・特別セミナー合わせて 16 単位を修得する必要があり、自身の専門分野以外の科目も相当数受講する必要がある。学位論文の作成に関するものでは、指導教授が指定する演習・実験で６単位、さらに、指導教授のもとで行う特別研究に８単位が割り当てられており、自身の専門分野について高度な専門的能力を養う体制をとっている。後期課程においては、指導教授の担当する研究指導を受け、随時指導教授に研究経過の報告を行う義務があること以外には、自身の裁量による自由な研究遂行が可能となっている。ただし、課程修了による学位申請を速やかに行うためには、博士課程在籍中に一定数の論文発表を行うことが求められている。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

大学院定員の充足率がそれほど高くない現状では、年度により変動があるものの、学生数が多い年でも数名程度にとどまっている。このため、全学生を対象とした履修指導は行わず、指導教員による個別指導が行われており、現状としては適切である。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

学生数が多い年でも教員一人あたりの配属大学院生数は４～５名程度にとどまっている。

これらの院生は、指導教員の実験研究スペースにおいて各種の実習・実験を行っており、教員とは密接な関係のもとに研究指導を受けている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（３）－１

博士前期課程では、広い視野に立った学識を授け、専攻分野における研究能力を養うという修士課程の観点から、現状はおおむね適切である。博士後期課程の院生は在籍中から研究者としてほぼ自立した研究活動を行える環境にある。その一方で、着実に研究成果を積み上げ、しかるべき発表の場で公表することも求められており、全体として博士課程の目的に適合したものであると言える。

入学後の適当な時期（各年度の終わり等）に研究進展状況をチェックするための中間発表会については、個々の研究室では行っている。

（３）－２

現状では指導教員による個別的な履修指導で問題はない。

（３）－３

少人数教育のメリットが発揮され、個別的な研究指導がしやすい状況にはある。その一方で、教員は年々、学部等専攻科以外の多くの教育・業務負担をかかえており、大学院学生の個別的な研究指導に充てる時間が減少傾向にある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（３）－１

特論・特別セミナーは、すべて原則毎年開講とすることが求められる。そのためにも、教員の授業担当以外の各種業務負担の軽減を図っていく必要がある。そのためには教員の増員が欠かせない。

また、専攻科全体で開催できる制度を導入することも考えられる。これにより、その後の研究活動の遂行に一層の意欲をもつようになることが期待される。

（３）－２

現状の大学院生の定員においては、指導教員による個別の履修指導は適切であり、問題はない。

（３）－３

現在行っている院生に対する研究指導を一層高いレベルに引き上げるためには、ひとりの教授の枠内での指導ではなく、それに関連した研究を行っている教員を採用し、これら研究者による討論の中に院生を参加させる機会を多くすることにより、研究活動をさらに強化できる。そのためにも研究体制を支援する専任職員の充実を図る必要がある。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

修士課程から博士課程に至る教育システムは、前者における特論・演習等の比較的広範な内容の教育から、順次、博士課程の専門領域に特化した内容に移っている。演習では修士・博士課程の学生に加え、指導教員の教室員全員が参加したセミナーもあり、さまざまな階層から知識の吸収ができるよう工夫されている。特別研究では、博士課程の学生は博士論文の、修士課程の学生は修士論文の作成を目指して研究が進められる。いずれの場合も研究は指導教授の密接な指導とお互いの討論の上で進められるが、その経過は教室員全員が参加したセミナーでも披露し評価を受ける。博士論文の提出には欧文紙に２報以上の論文が掲載される必要あり、博士課程の学生は英語論文の作成の指導も受ける。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

一般的な事項については大学委員が指導するが、特定の事柄については学生の求めに応じて指導教授が行う。必要な場合は教員側からも指導することもあるが、押し付けにならないよう注意している。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

１人の教員とのマンツーマンに近い形で、研究方針から具体的な実験方法に至るまで討論を重ねた上で研究が行われている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

大学院の教育課程では、学生は学位論文の作成を目指して、効率よく知識の修得と研究能力の開発ができるように工夫されている。この前提となるのが、学生が学部レベルの知識を十分に修得してきていること、指導教員が密着した指導ができることであるが、最近の大学の情勢は必ずしも満足できる状態にはない。学生の学力不足に加えて、教員も教育、研究以外の仕事にも手を取られ、十分な研究指導ができない状態に陥りつつある。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

学生の学力不足は大学院レベルだけで解決するのは困難である。現在入学してくる学生の学力不足は学部の段階でできる限り解消する必要があるとの考えから、工学部生物工学科にリメディアル科目を設けている。さらに、学部段階で新たな学力不足生を生むことがないよう、安易な卒業は認めない厳しい成績評価が必要である。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

工学部においては、各種のＦＤ活動等が全学的な取り組みとして行われているが、定員の少ない本専攻内では、このような組織的な取り組みは行っていない。しかし、各教員は日常的に教育・研究指導法の改善について努力を重ねている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

「大学院履修要項」として、全研究科のシラバスを納めた冊子体の印刷物が全担当教員・在籍学生に配布されている。内容は、講義目的（要旨）、授業内容・授業計画、評価方法、教材の項目毎に記載されて（学部のシラバスとほぼ同様の項目）おり、学生はその内容を判断し履修科目を決定している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

現状では授業評価制度の導入には至っていない。これは、いわゆる講義形式での授業よりも、学生の参加による輪講形式の授業が多いこともあり、学部で行われている授業評価制度をそのまま適用できない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（４）－１

大学院での教育・研究は、学部のそれとは質的に異なっており、研究の手法自体も、専門分野ごとに多様な形態を採っている。大学院の教育・研究指導は、各教員の専門分野に強く依存している。このような状況において、学部で行っているＦＤのような取り組みが、そのまま大学院においても有効であるか、また、それらの「指導方法」を一律に改善できるような万能の方策がそもそも存在するものなのか、懐疑的である。

（４）－２

各科目の担当教員は、当該年度の前年度に必ずシラバスの記載内容をチェックすることになっており、不適切な記載事項が極力排除されるようになっているが、記載内容の詳細さの度合いが教員ごとにまちまちである。また、科目の配列順に一貫性がなく、学生にとって活用しやすい編集がなされているとは言い難い。学生はシラバスの内容によるより、時間割の都合で受講科目を決める傾向がある。

（４）－３

大学院教育には学部教育とは異なる種々の側面があり、安直な授業評価制度の導入は表面的な評価に終わってしまう危険性がある。また、大学院教育の重点は、どちらかと言え

ば実験・演習を通じた修士論文・博士論文へ向けての研究指導にあり、これも授業評価制度となじみにくいと言わざるを得ない。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

（４）－１

（４）－１〔点検・評価〕を参照。

（４）－２

規模の小さい本専攻科では、大学院生は各教員の研究内容を十分把握しており、現状の方法で十分である。

（４）－３

大学院における授業評価の在り方については、まだ十分な議論もなされていない。どのような評価方法がよいか、検討する事も必要である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－1 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ)）およびその有効性

工学研究科ではファカルティ･ディベロップメントのような組織的な取り組みは行われていない。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

各講義、演習、研究科目について、シラバスを作成し、その内容を学生に提供している。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

現在、大学院生による授業評価の制度は導入されていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

現在、学生による授業評価の制度は導入されていないが、生物工学研究科ではマンツーマンに近い授業が行われており、学生とのコミュニケーションは充分とられているものと考えている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

学部レベルではファカルティ･ディベロップメントを実施しており研究科への導入を検討する。シラバスは毎年作成され、冊子体として学生に配布されるとともに、Ｗｅｂ上でも公開されている。生物工学研究科の特論、演習、特別研究は少人数で行われており、学生とのコミュニケーションも充分とられていると思われるので、学生による授業評価は導

入してこなかったが、学生側の考えを知るためアンケート調査をすることも考えている。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本専攻の教員は、全員がコンピュータ理工学部、および、理学部の教員で大学院専任教員はいない。そのため、国内外における教育・研究交流に対するスタンスは、基本的に学部のそれとほぼ同一である。

留学生の受け入れについては、本専攻でも推進しており、博士前期課程、同後期課程のいずれの入学試験においても、外国人留学生のための選抜試験を実施している。研究面でも、国際化ならびに国際交流については推進の方向での合意がある。共同研究についても、過去および現在において、米国、カナダ、ブラジル、中国等の大学との実績がある。また、海外研修員制度を利用して、ほぼ２年に１人の割合で、主として米国の大学に教員の派遣を行っている。

なお、本専攻では、国内外の大学院との組織的な研究交流は行っていない。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教員の研究内容によって、国際的交流の形態に大きな違いがある。このため本専攻科では教員が個人的な交流として、長期および短期の学外研究員制度を利用した国際交流の機会をもっている。また、外国人研究者の受け入れ制度を利用した方法をも採っている。これは現時点では、現実に則した方法と考えられる。

交換留学および一般留学生の派遣と受け入れに関しては、大学全体で国際交流センターが中心になって行っている。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

本専攻においては、教員の研究内容に応じて、国内外との大学院との間で交流は行われているが、組織的なものではない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（１）－１

情報関連分野に限らず、およそ理工系の教育・研究において、国際化への対応と国際交流の推進に関しては当然の事項であると考える。また、現時点では在籍留学生は皆無であるが、これは経済状況等の社会情勢の影響が強く出ているものと推測される。

教員により、国際化への対応状況や国際交流の緊密度に差があるのは事実である。各教

員による個人的な対応にとどまっており、専攻科としての国際化への対応と国際交流の推進への基本方針は明確化していない。

（１）－２

本専攻科では、教員はほぼ隔年毎に１名の割合にて学外研究員として派遣されている。研究者の受け入れは、少数ではあるが、実施されている。しかし、まだ大学院生の海外派遣はない。海外留学する学生がないのは問題である。

（１）－３

組織的交流が行われておらず、教員の個人的な関係による交流に留まっている。小規模な本専攻科としては、現状に則したものと考えられる。

〔改善方法（上記３項目を含む）〕

（１）－１

基本方針の明確化、という点に関しては、これ以上の改善や改革の必要性はとくにない。

（１）－２

本学では、条件を満たせば、長期および短期の研究者を受け入れられる制度が整備された。この制度の有効な活用が望まれる。一方、大学院生の海外留学に関しては、研究に対する意識を変えさせる必要がある。

（１）－３

国内外の大学院との組織的な教育研究交流が活発化する事は必要と思われるが、そのためには本専攻科の教員の研究に近い更なる教員の増員による研究討論の活発化が先決である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

大学院生の留学に関しては、１年間留学の場合は交換・派遣・認定留学等の制度が大学として制定されている。交換留学では 75 万円、派遣留学では 55 万円の支援金が大学から支給され、交換留学が出来る交流協定大学として世界 17 カ国 34 校との交流協定が結ばれている。しかしながら、現在までにこの制度を利用して工学研究科から留学した大学院生はいない。

教員の海外研修については、海外研修員制度により隔年毎に生物工学専攻と情報工学専攻に属する教員の間で実施されてきた。このため生物工学専攻のほとんどの教員が一度は海外研修を経験している。

海外の大学から教員、大学院生の受け入れは未だにない。今後、海外の大学や研究機関との実質的な共同研究や教育等具体的に進めていくことが望ましい。現在の工学部生物工学科は 2010（平成 22）年４月から、総合生命科学部として再編成される予定であり、新学部におけるカリキュラム、および研究体制の中で、海外からの留学生、研究者を受け入れ

ることが出来るようにすることが重要である。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教員が共同研究を実施している海外の大学との学術交流協定を締結する場合、国際交流センターに推薦理由書を提出して、専門委員会での検討を経て承認を得れば交流締結が認可され、大学間での教員と学生の交換留学が自由に行われる。この制度を利用して、多くの海外の大学と交流協定を締結することが可能になっている。生物工学専攻が主体となって、中華民国ハルビン師範大学との学術交流協定を 2007（平成 19）年５月に締結した。2008（平成 20）年４月から１名の大学院生を交換留学生として受け入れている。

生物工学専攻科へ留学生を積極的に受け入れるためには、大学院授業の英語での実施、特別研究の英語による指導が必要になる。

また、本専攻科の大学院生を海外留学させるためにも、海外での生活、研究指導を受けることが出来る基本的な英語コミュニケーション力を向上させる取り組みがなされなければならない。このために、専任または非常勤講師であっても、ネイティブスピーカーによる英語の講義やセミナー等を実施することが必要であるが、現在のところそのような取り組みはなされていない。海外の大学院または研究機構に留学して実施される研究について、修士または博士の学位を申請できるように規定を改正する必要がある。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

海外の大学との組織的な教育研究交流としては、今日までに中華民国ハルビン師範大学以外の大学大学院との教育研究交流の組織的な取り組みは行われていない。国内の大学との交流は、京都市という研究レベルの高い地域に位置する利点を生かして、京都大学大学院薬学研究科や京都府立医科大学大学院等の大学院と研究交流を行っている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

中華民国ハルビン師範大学との学術交流協定を 2007（平成 19）年５月に締結した。この締結のきっかけは、生物工学専攻の教員が、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業バイオベンチャー研究開発拠点整備事業の一環として、ハルビン師範大学の教員をポストドクトラルフェローとして採用したことに始まった。その共同研究で大きな成果が得られたことから、留学期間が終了した後も、引き続き両大学における研究交流を持続させる運びとなった。2007（平成 19）年 12 月には生物工学専攻の教職員と大学院生がハルビン師範大学に招待され、研究成果を発表した。両大学間の交流協定の締結により、大学院生の交換留学も 2008（平成 20）年度から開始され、現在、大学院生１名を受け入れている。今後、同様な交流を世界各国の協定校と実施していくことが本専攻科の教育研究レバルアップのために必要である。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

大学院生の海外留学を増やすために、まず外国人留学生の学部への入学を増やさなければならない。そのためには、広報活動の促進、入学後留学生が日本語の授業についていけるような日本語サポートシステムや卒業後の就職支援制度の確立等を急がなくてはならない。とくに受け入れ留学生が、日本語で行われる専門授業についていけるように、日本語による授業にも科学的な内容の理解を容易にする工夫が必要である。また、外国人が日本語を修得するのは大変難しいため、海外からの留学生を増やすためにも、生物工学専攻において英語による授業の実施が必要となる。とくに、特別研究等の研究指導においては、英語での指導が可能であることを広く宣伝することが重要である。また、新規教員採用の際は、英語による授業が可能な、海外経験のある教員を採用することが必要である。

国際的な教育研究の交流を活発化するために、大学院生の海外留学を促進する必要がある。このためには、大学院生の受け入れ先の大学または研究機関で実施する研究が、本学で研究を実施した場合と同等またはそれ以上の教育および研究成果を得られるかどうかの検証がされなければならない。まずは、教員が共同研究を実施している大学研究室、研究機関等に生物工学専攻大学院生の受け入れが可能であるかどうかを打診する。

大学院生が留学できるレベルの英語力をつけるため、理系文系を問わない大学院生のための英語コースを大学全体で設置する必要がある。また、大学院生が TOEFL や TOEIC 等の英語検定試験を受験することを支援する。これらの得点が高ければ、就職活動にも役立つ。

教員の海外研修については、今後、教育研究における教員の意欲や研究レベルの低下を防ぐためにも、二度目、三度目の海外研修が可能となるように制度の改定が必要であると考えられる。また、これを容易にするために研修期間中の教員の教育を担当する非常勤講師等の採用等についても制度化の必要があろう。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位授与方針・基準の適切性

修士・博士の学位授与については、工学研究科の定めた学位規程のとおりであり、本専攻科の修士の学位申請については、博士前期課程在学中に次の区分：

特論、特別セミナーから、合わせて 16 単位（８科目）以上

指導教員が指定する演習・実験を６単位

指導教員のもとで行う特別研究の８単位

から 30 単位以上を修得していることを条件とし、これらに加えて、修士論文の提出が必要である。提出された修士論文は、指導教員を主査、２名の専攻科教員を副査として審査し、

修士論文公聴会において学位論文の内容を公表させる。それら審査に合格した者に修士の学位を授与する。博士の学位申請については、課程修了による場合でも、論文の提出が必要である。提出された博士論文は、主査（指導教員）と副査（専攻科教員）３名によって学位論文としての予備調査を行い、博士論文公聴会において論文内容の発表を行わせる。論文内容には査読付き学術雑誌に投稿し受理された最低３篇の論文が含まれている必要がある。主査および副査による本審査を行い、合格した者に博士の学位を授与する。

2004（平成 16）年度以降の学位授与状況は以下のとおりである。

2004（平成 16）年度：修士９／博士０
2005（平成 17）年度：修士５／博士０
2006（平成 18）年度：修士３／博士１
2007（平成 19）年度：修士４／博士０
2008（平成 20）年度：修士４／博士１（予定）

また、本学でのセメスター制導入に歩調を合わせて、春秋各学期末に学位審査が行われるよう制度が整えられた。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

前項で記述したとおり、学位論文の審査は３人以上の複数の教員が行っている。また、学位論文発表は一般部外者にも公開されている公聴会の形式を採っている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

現時点で、修士論文の提出によらない修士学位認定に関わる諸規定は整備されていない。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

留学生に対しては、まず入学試験の段階で、英語の科目を課しており、その他の科目についても、日本語または英語で出題している。したがって、非英語圏の出身者であっても、日・英の両言語について一定の能力を有することが求められている。大学院における日常の研究指導や講義等は、ほとんどの場合、基本的には日本語を用いて行っており、とくに日本語指導のためだけの科目は設けていない。ただし、学位申請のための論文、および、学位論文発表会において、それぞれ英語の使用を認めている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

（１）－１

現状説明で述べたように、本研究科における学位の授与方針・基準は適切なもので、我

が国の他大学・大学院と比較しても遜色なく、妥当と考えられる。

（１）－２

上記の如く、審査の透明性・客観性は十分に確保されていると考える。

（１）－３

本専攻の場合、修士課程に入学した学生に対して、その学位認定において修士論文の提出を義務づけているが、それが支障となっている事例はこれまでに皆無である。

（１）－４

日本の大学院で学ぶ以上、ある程度の日本語能力が必要とされるのは当然である。また、学位論文を記述する言語として英語を認めており、留学生に対する配慮としては適切なものと考える。これまで在籍していた留学生も十分な日本語能力をもっていたため、現実的な問題はとくに発生していない。

〔改善方法（上記４項目を含む）〕

（１）－１

学位授与については、規程に則り、十分に透明性公正性の担保された学位審査が行われており、とくに改善を要するとは考えられない。

（１）－２

とくに博士の学位論文審査においては、さらに透明性・客観性を高めるために、論文審査にあたる者の中に、本専攻以外の者を必ず含めるようにする制度を導入することが考えられる。ただし、その実現のためには、外部審査委員の選定基準等について、さらに検討を行っていく必要がある。

（１）－３

今後、より柔軟な教育カリキュラムの整備に向けて、修士論文を別の研究成果にて代替出来る制度に関して検討を進める価値はあるが、その導入においては、研究成果の基準をどのように決めるかを慎重に議論する必要がある。

（１）－４

今後、非英語圏からの留学生が増加した場合、日・英 双方の言語ともに十分な習熟レベルに達していない学生が入学してくる可能性を否定できない。入学試験の際の基準をより厳密にする一方で、入学後の日本語指導についても、何らかの措置を講じるよう、検討しておく必要があろう。なお、これは日本人学生に対する英語指導と含めて、考慮すべき問題である。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

定員は、修士課程（大学院博士前期課程）８名、後期課程４名である。

修士の学位授与のためには、指導教授を主査とし、副査２名による修士論文の審査により、学位の授与が決定される。また、研究科生物工学専攻公開の修士論文発表会で発表し、全教員参加による質疑応答の結果の審査がなされる。

博士の学位は、レビュアーによる審査がある国際的な専門雑誌に英語論文が２報発表掲載されることが資格として定められている。博士論文は、主査、副査の審査により学位の授与が決定される。また、修士同様に公開の博士論文発表会で発表し、全教員参加による質疑応答の結果の審査がなされる。

2003（平成 15）年度以降の学位授与状況は以下のとおりである。

2003（平成 15）年度：修士８／博士１
2004（平成 16）年度：修士９／博士２
2005（平成 17）年度：修士９／博士０
2006（平成 18）年度：修士６／博士０
2007（平成 19）年度：修士 12／博士１
2008（平成 20）年度：修士 13／博士１（予定）

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位審査のために、公開の発表会を開き、学位審査の透明性、客観性の措置を導入している。また、主査だけでなく副査２名も提出論文の厳密な審査を行い、客観性を高めるように努力している。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

工学研究科においては、修士論文を提出しなければ学位を授与しないので、この項目は該当しない。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

現在までに、本専攻科に外国人の入学者はいなかったので、日本語指導等の配慮は行われていない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

修士および博士の学位審査においては、論文審査、論文発表会における発表と質疑応答により、学位申請者の研究の論理性、質疑の理解力、表現力、専門知識、文章力等が総合的に評価され、学位授与の可否が決定される。博士にはレビュアーによる審査がある国際的な専門雑誌に英語論文が２報以上掲載されることが博士授与の条件として定められており、これらのハードルをクリアした者を博士学位取得者として、世の中に送り出している。学位取得後の進路として、大学教員やアメリカ等生命科学先進国の研究所への博士取得後研究員として留学してさらに高レベルの研究を展開している者も多く、世界で通用する十分にレベルの高い研究能力の育成が本専攻では実施されていると評価される。

修士では、学位取得条件として専門雑誌への英語論文の掲載は必要とされていないが、それぞれの専門学会における口頭およびポスター発表等を積極的に行うように指導していることから、私立大学理系大学院の中でも、その研究レベルは非常に高く評価されている。

また、学位審査のために学内で公開の発表会を開き、透明性、客観性のある学位審査が実施されており、評価に値すると思われる。しかしながら、参加者はほとんど学内者のみである点が問題である。とくに博士号取得のための審査委員には、専門領域における高度な理解が要されるが、小さな専攻科内では教員 12 名で、全く同じ専門研究領域をもった教員がほとんどいないのが現状であり、発表会における質問のレベルも、より一般的な内容にとどまってしまう傾向が見られる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

2003（平成 15）年度以降に、大学院生の学会への発表や調査研究のための機会を増やすために国内および海外の学会出張旅費について援助する京都産業大学大学院生援助規程が設けられたことから、専門学会に出席して研究成果を発表する機会も増えている。その結果、筆頭研究者として発表する院生も増えていることから、学位申請時の修士論文や研究レベルも上昇している。しかし、学会への参加回数が限られていることから、更なる援助が効果的であると考えられる。さらに、大学院生のモチベーションおよび研究レベルの向上のため、学外から著名な研究者または若手研究者を招待し講演してもらうセミナーを増やす等の企画が必要となる。2008（平成 20）年度からは、生物工学科主催のバイオフォーラムを開始した。今後も継続的にこのようなセミナーを実施することが必要ではないかと考えられる。

また、学位審査のために学内で公開の発表会を開く際に、学外からもより多くの参加者を得るため、工学部事務室や広報課の協力を得て、広く学外に向けての広報活動を行うことが必要である。さらに、学位審査の透明性と客観性を高めるため、学外の専門性の高い研究者に審査委員を依頼することも（例えば副査一名は学外者とする等）検討が必要である。

（２）課程修了の認定

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

大学院規程として、「とくに優れた研究成果」に対して標準修業年限未満で修了する事は認められているが、情報通信工学専攻において、これに該当した事例は無い。

〔点検・評価〕

大学院規程上、既に標準修業年限未満で修了する事が可能であり、情報通信工学専攻においても、これに則った課程修了が可能であり、十分に適切な措置であると考える。

〔改善方法〕

「とくに優れた研究成果」に対する基準として、査読付き学術論文の数等の客観的基準を設ける事が考えられる。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

生物工学専攻では、標準修業年限未満で修了することを認めていない。

〔点検・評価〕

生物工学専攻では、標準修業年限未満で修了することを認めていないので、特記すべき点はない。

〔改善方策〕

生物工学専攻では、標準修業年限未満で修了することを認めていないので、特記すべき点はない。

Ｇ　経済学研究科（通信教育課程）

１）大学院における教育課程等

〔到達目標〕

本課程の目的である「社会人を対象に、通信教育を通して各自が関心をもつ経済政策領域を学ぶことによって、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析し政策立案できる、高度の判断力と実践力を備えた人材の養成」のために必要な教育

を行うことにある。

（１）大学院研究科の教育課程

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連

本課程では、経済社会で活躍しながら解決すべき課題を持ち、そのための研究を目指す社会人を対象としている。このため、開設にあたっては現在の経済社会における諸課題を解決するための教育課程を編成することに重点を置き、経済政策およびその関連分野の科目を中心とする構成とした。

研究科生は、各自の研究課題テーマに合致した分野の教員の演習科目を入学時に一つ選択し、２年間にわたって同一教員から一貫して体系的指導を受けるとともに、研究指導教員と相談の上で他の教員の関連する分野の講義科目を選択履修する。そして、これらを有機的に組み合わせて学修することにより、自己完結的に「経済政策」関連の研究目的を達成することができるように教育課程は編成されており、これは学校教育法第 99 条ならびに大学院設置基準第３条第１項に指定された修士課程の目的を達成するために編成されたものである。

（１）－２　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本課程においては、大学院設置基準第３条第１項の定める修士課程の目的を達成するため、研究科生は２年以上在学し、研究指導教員の担当科目（特論４単位とその研究指導教員のスクーリングを含めた特論演習８単位）12単位を含め合計30単位以上を修得し、かつ最終課題レポートを提出した上で口頭試問に合格することを修了要件としている。

そして、その単位修得対象となる開講科目は、社会人を対象とした通信教育課程の特性に配慮しつつ教育目的を達成するため、現実の経済を分析研究するのに適した経済政策関連科目を中心に横断的に採り上げ、理論展開と政策効果の実証分析についてさらに高度でかつ体系的に研究できるよう編成している。

具体的には、分野別に「経済政策」、「財政・金融」および「国際経済」の３つの学科目にグループ化し、それぞれ授業科目を配置している。すなわち「経済政策」関連テーマの下に中小企業論、農業政策、労働経済学、環境経済学とこれらを総合する意味での経済政策論を、「財政・金融」関連テーマの下に財政論、公共経済学、金融論と金融計量分析を、「国際経済」関連テーマの下に国際経済論、国際金融論、経済体制論をそれぞれ開講し、これら科目を中心とした講義と演習から授業は構成されている。さらに、大学で経済学を学んだ経験のない社会人や経済学部出身者であっても経済学の復習を必要とする受講生のために、「理論経済学」基礎共通科目として、ミクロ経済学基礎およびマクロ経済学基礎の２科目を開講して導入教育支援を行っている。

（１）－３　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士（後期）課程への進学は想定されていないので該当しない。

（１）－４　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本課程では上述の通り、大学で経済学を学んだ経験のない社会人や経済学部出身者であっても経済学の復習を必要とする研究科生のために、ミクロ経済学基礎とマクロ経済学基礎の２科目の「理論経済学」基礎共通科目を開講して導入教育支援を行っている。実際、研究科生の多くが経済学部出身ではないため、該当者には初年度春学期において両科目を必ず履修するように指導している。

（１）－５　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士（後期）課程への進学は想定されていないので該当しない。

（１）－６　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

博士（後期）課程への進学は想定されていないので該当しない。

（１）－７　博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士（後期）課程への進学は想定されていないので該当しない。

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

本課程の開設後２年目の現段階までで、上記の教育課程に大きな問題は見当たらない。ただし、研究科生の中には入学後になって研究希望内容がやや不明確になる者が一部に見受けられる。これは入学前に研究科生が想定していた課題や研究の方向性が大学院の本格的な教育と指導を受けたことによって、途中で修正する必要が出てくるような場合があるためである。このようなことは、いかなる教育機関にも発生するが、研究指導教員の適切な指導が求められる。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

まず受験段階の研究計画書と口頭試問によって、受験生の研究希望をできるだけ明確にこちらが把握するとともに、入学後は教育と研究の過程で研究指導教員が適切に指導する必要がある。

（２）授業形態と単位の関係

〔現状説明〕

（２）－１　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本課程においてはセメスター制を採用しており、各開講科目はすべてセメスター完結で、１科目あたり修得単位は２単位としている。

本課程に入学後、研究科生は各自の研究課題テーマと研究方針について研究指導教員と相談して研究スケジュールを組み、２年間で学修が達成されるよう準備する。

特論演習では課題レポートの研究作成を行う。研究課題の指導については最終試験に合格するまで、特論演習を通して担当教員の一貫した指導の下で専門テーマを設定し、スクーリングによる対面授業を含め原則１対１の研究指導を受ける。このため特論演習は経済政策に関連したテーマごとに開講されており、この演習については原則、入学時に希望して決定した研究指導教員の科目だけを履修することが出来る。

その他の講義科目は、特論Ａ（春セメスター）と特論Ｂ（秋セメスター）に分かれて経済政策全般に関連する科目が開講されており、研究科生は研究指導教員と相談して最も効果的な講義科目を選択履修する。

各講義科目においては、セメスター毎に修学および研究のための課題が段階的に設定され、担当教員はその課題に対するレポートの提出を受けて、内容が目標とする教育研究水準に達していることを評価・確認した上で、単位修得を認定している。

授業は原則、市販図書を基本教材として、インターネットを介して教員と研究科生の間で課題提出と質疑応答を繰り返すことにより進められる。

添削・指導については、担当教員からは参考文献と資料およびレポート課題に対する補足的指示等が e-mail を利用して送信されるが、研究科生は本通信教育課程研究科のホームページにアクセスすることにより、いつでもメールを教員に送信することができる。研究科生の本人確認は、ＩＤとパスワードにより行うが、これらの付与は本学「情報センター」で入学時に行っている。

科目別の指導方法のうち、特論演習Ⅰ～Ⅳ（各２単位）については、研究科生の研究テーマと合致した教材の中から、あらかじめ授業に先立ち研究指導教員と相談して決められたテキストが用いられる。そして研究科生の能力を勘案して研究指導教員はテキストの課題範囲と、ときには関連の研究課題を指示し、レポートの提出日を指定する。提出されたレポートについては、教員が添削しコメントを添付の上、研究科生に返送して、さらにメールによる質疑応答を行っている。研究指導教員が要求するレポートの回数は、テキストの課題範囲の長短や個別研究課題の軽重によって変動があるが、１セメスターでほぼ数回程度の提出を求めている。そしてこれらのレポートを積み重ねることで、セメスター末の課題レポートとし、これが研究指導教員の求める水準に達していれば、２単位の修得を認定している。また、通信での指導の不足箇所については、１年間のうち春と秋の２回（各

回２日間、６コマ）開催されるスクーリング時に対面指導がなされている。

このように、課題レポートは系統的・段階的に作成されており、これらセメスターごとの課題レポートをまとめて再構成して、最終の研究課題レポートが作成される。

講義科目についても、科目担当教員の専門分野に関連したテキストと単元ごとの授業範囲があらかじめ受講者に提示され、読解と通信によるレポート提出およびコメントと添削の返送を主体とした講義が展開されている。レポートの提出回数は科目によってバラツキがあるが、おおむねセメスター当たり数回程度となっている。セメスター末に科目担当教員によって、それまでの提出レポートが合格水準に達したと判断された場合、２単位の修得が認定される。

〔点検・評価〕

研究科生の研究態度はおおむね真摯であり、提出されるレポートの中には実社会での経験を織り込んだ鋭い指摘が含まれているものも、ときには見受けられる。現段階では、上記の科目内容、履修形態、そして単位認定の方法に大きな問題は見当たらない。ただし、社会人として仕事内容の変化や時間的制約があるため、レポート提出の期限が守られない場合や、まれにではあるが、提出がなされない場合も見受けられる。そのため、科目によっては、単位認定を認められない研究科生も出てきている。こうした事態が甚だしくなった場合は、その対応を検討する必要がある。

〔改善方策〕

基本的には、単位認定は厳格でなければならない。したがって、上記のように単位認定がなされないケースが発生することは避けられない。しかしながら、本課程があくまで社会人を対象とし、中にはまさに会社の第一線のビジネスマンも在学している大学院課程である以上、レポート提出の遅延については、各研究科生の事情を十分考慮して督促、指導を行うことが望ましい。

（３）単位互換、単位認定等

〔現状説明〕

（３）－１　国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

本課程入学前に修得した他大学院の単位については、研究テーマとの関連性を考察した上で、10 単位まで入学前単位修得を認定することになっている。入学後の単位互換については、本課程の提供する科目構成で教育課程は自己完結しているところから、当面の間は大学院間・研究科間の単位履修を認めていない。

〔点検・評価〕

本課程入学前に修得した他大学院の単位を一定程度認めることは、研究科生の研究の幅を広げ実社会における実践力をより向上させるために有益と考えられ、その認定単位数も妥当と判断される。同様の理由から、入学後の単位互換についても今後、検討する必要があろう。

〔改善方策〕

入学後における履修科目の単位互換については、研究科生の意向を踏まえるとともに当該分野の研究の発展と教育体制の広がりをも勘案し、研究科生に単位認定の方針およびその要件と手続きを明文化した上で、教育研究の目的と更なる活性化に資するものについて、将来的には単位互換を認めていく方向で検討する。

（４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

本課程は社会人を対象とする大学院であるため、本課程のすべての教育課程編成や教育研究指導は初めから社会人に対する配慮を前提に構築されている。

開設１年目に新たに加えた点のひとつとして、研究科生が日本各地に広範に在住している本課程の特徴から、研究科生間の情報交換の場をもっと設けて欲しいという研究科生からの要望があり、2008（平成 20）年度から入学時のオリエンテーション後および各学期のスクーリング時に交流会を設けている。

また、現在の在籍者は日本語を母国語とする研究科生に限られているが、今後、外国語を母国語とする社会人が入学を希望する状況が考えられる。しかしながら、まずは通信教育による経済学の教育研究大学院の立ち上げを優先したため、これまでのところは、通常の選考過程を経て十分な日本語能力が認められる者に入学を認めることを原則とし、日本語指導等の特段の配慮はとっていない。

〔点検・評価〕

教育課程編成、教育研究指導に関連する個別項目の評価は、それぞれの該当箇所に譲りたい。交流会に関しては研究科生から好評を得ている。また、日本語を母国語としない社会人については、通常の選考過程を経た受講生のみ入学を認めるという原則は、本課程が十分な経験を経て軌道に乗るまでは、適切であると考えられる。

〔改善方策〕

教育課程編成、教育研究指導に関連する個別項目の改善方策は、それぞれの該当箇所に譲りたい。現時点では、日本語を母国語としない社会人の入学選考に関する明確な規定がないため、これを明確化することが望ましい。

（５）連合大学院の教育課程

〔現状説明〕

（５）－１連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本学は 2008（平成 20）年から始まった京都の国立・私立８大学で構成される「連合教職大学院」に参加しているが、本課程ではまだこの連合大学院への参加について制度自体がつくられていない。

〔点検・評価〕

現職教員もすでに研究科生として本課程に在学している点からも、上述の入学後の単位互換の一環として、今後検討することが望ましい。

〔改善方策〕

当面は､立ち上がったばかりのこの｢連合教職大学院｣の進展を注視することが望ましい。

２）大学院における教育方法等

（１）教育効果の測定

〔現状説明〕

（１）－１　教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

通信教育という教育･研究手法を採用している本課程では、その指導の効果については、すべての科目において、期末試験は実施せず、提出されたレポートとそれに対するコメントをめぐる質疑応答等を総合評価することで測定している。また、年２回の研究指導教員によるスクーリング時には、対面で教育・研究効果を測定している。

さらに、特論演習Ⅳのレポートは、特論演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで研究指導教員の下で計画的に進めてきた研究の集大成であり、これらの提出されたレポートをまとめることにより最終の「研究課題レポート」となる。この提出に先立って、既設の通学制研究科修士論文と同様、第４セメスターの 10 月中に１日のスクーリングを実施し、それまでの課題レポートをまとめた中間報告会が開催される。事前に添付ファイルベースの中間報告書を作成し、通信教育課程の全研究科生とともに全教員にも配信される。中間報告会での議論・評価と問題点の指摘を受けて、課題レポートを追加修正するとともに、１月初めまでにすべてを総括した結論部分である最終の研究課題レポートを提出する。最終研究課題レポートについて研究指導教員の書面審査を受けた後、２月初めに１日のスクーリングを実施する。スクーリング時にあわせて、関連分野の３名の教員よりなる研究課題レポート審査会を開催し、そこで口頭試問を受けて研究水準を満たしていることを判断して、通信教育課程の研究科会議に諮られ審議を経て合格となる。

このように、修士論文に該当する研究課題レポートについては、複数回の口頭報告を経

て教育・研究効果が測定される仕組みになっている。

（１）－２　修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

まだ修了者は出ていない。

（１）－３　大学教員、研究機関の研究員等への就職状況と高度専門職への就職状況

まだ修了者は出ていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

在籍者の全員が有職者や定年退職者、主婦等の社会人であるため進路は問題とならず、現段階では適切と判断される。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

現段階では、改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（２）成績評価法

〔現状説明〕

（２）－１　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

成績評価のベースとなるレポート課題は、セメスターごとに特論演習で数回、特論講義科目で数回それぞれ課されるが、インターネットを通じて、提出されたレポートに関して教員がコメントしたり、研究科生とディスカッションすることで、学生資質の向上を図るとともに、研究科生の理解度をより的確に把握し適正な成績評価に努めている。

〔点検・評価〕

レポートの提出状況はおおむね順調であるが、研究科生が経済学部出身者に限定されないため、研究科生間でレポート内容の水準にかなりの開きがある科目や、勤務先の仕事の状況によって提出が遅れたり、未提出となる研究科生も見受けられる。担当教員は研究科生ごとに指導を行い、レベルアップや督促に努めているが、中には「不可」と評価せざるを得ない研究科生も出ている。たとえ研究科生が社会人であっても、成績評価は厳正にせざるを得ない。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき大きな問題点は見当たらないが、レポート提出の遅延については、社会人である各研究科生の事情を十分考慮して督促、指導を行っていく。

（３）研究指導等

〔現状説明〕

（３）－１　教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

入学希望者の研究分野は受験時の研究計画書と面接で確認され、そのテーマに最も合致した教員が関連する分野の特論演習を中心に一貫して指導に当たっている。このため入学時のオリエンテーション時から、研究指導教員と２年間の修学スケジュールを計画してセメスター毎の履修方針を詰める。同時に、特定の課題について研究テーマを話し合い、特論演習の研究の方向性とスケジュールを決め、段階的・継続的に効率よく修学できるよう指導している。

本課程においては、学生の社会における多忙な業務を考慮し、研究課題を細分化して計画的に特論演習Ⅰ～Ⅳの課題レポートを作成し、それを特論演習Ⅳで「最終課題レポート」にまとめることにより修士課程の研究成果としている。

研究成果の審査については、既設の通学制研究科修士論文と同様、第４セメスターの 10 月中に１日のスクーリングを実施し、それまでの課題レポートをまとめた中間報告会を行う。事前に添付ファイルベースの中間報告書を作成し、通信教育課程の全研究科生とともに全教員にも配信される。中間報告会での議論・評価と問題点の指摘を受けて、最終課題レポートを追加修正するとともに、１月初めまでにすべてを総括した結論部分である最終課題レポートを提出する。最終課題レポートについて研究指導教員の書面審査を受けた後、２月初めに１日のスクーリングを実施する。スクーリング時にあわせて、関連分野の３名の教員よりなる研究課題レポート審査会を開催し、そこで口頭試問を受けて研究水準を満たしていることを判断して、通信教育課程の研究科会議に諮られ審議を経て合格となる。

（３）－２　学生に対する履修指導の適切性

入学時のオリエンテーション時を手始めに、通常のインターネットでのやり取りやスクーリングの際に履修すべき科目を指導している。

（３）－３　指導教員による個別的な研究指導の充実度

通常のインターネットによるレポート提出とディスカッションを通じて個別的研究指導をしているが、それで不足する部分は入学時のオリエンテーションやスクーリングの際にカバーしている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

まだ修了者を出していないが、いずれも現段階では適切と判断される。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ））およびその有効性

本課程では、ＦＤのための組織や会議は特別には設置していない。しかしながら、本課程は開設されたばかりであるため、授業を推進する過程で、教員間の合意を必要とする指導方法や授業の改善点が頻繁に発生する。それらは、教員間のメールで議論したり、月１回開催される研究科会議で十分議論して解決を図っている。

（４）－２　シラバスの作成と活用状況

本課程では、通信課程単独のシラバスを毎年作成し、学生に配布している。それには授業目的、授業内容・授業計画、評価方法が記載されているが、学部の授業回数ごとの講義内容を掲載するような形式はとらずに、重要事項のみを記載する内容としている。これは、ひとつには、研究科生が多忙な社会人である上、研究科生間に経済学の基礎知識のバラツキがあり、教員は弾力的に対応することが求められるためである。

また、研究科生はこのシラバスによって各科目の授業内容を知り選択できるが、それだけで履修が確定することはない。研究科生はシラバスをもとに研究指導教員と相談し助言を得たあと、そのガイダンスによって履修希望科目を提出し、履修希望教員の承認を得ることになっている。その際、担当教員から授業概要について説明を受けるとともに、とくに受講者１名が予定される場合は、その研究科生の研究内容に合わせながら詳しい授業内容が提示されることが多い。このようなシラバスの活用方法と履修確定手続きは、通学制の経済学研究科で長年にわたって実施され、その有益性が確かめられており、極力研究科生の希望に沿う形で履修科目を決定しようとするものである。

（４）－３　学生による授業評価の活用状況

現在までのところ、研究科生による授業評価は実施していない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

ＦＤに関しては、現在は本課程を立ち上げた直後であり、全教員が一丸となって実際に機能する教育・研究方法を構築していこうとしている段階にあるため、毎回の研究科会議が一種のＦＤ会議ともなっている。したがって、あえてＦＤについて議論する場は設けていない。

シラバスとその活用状況についても、すでに実績のある通学制研究科の方法を踏襲しているため、現状でとくに問題は見当たらない。

授業評価については、受講者数が一人ないしごく少人数のため、実施方法によっては受講者と教員の間に不必要な摩擦、緊張が生じる恐れが多分にある。本課程が軌道に乗ってから、検討することが望ましい。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

他の少人数の大学院で実施している授業評価方法について、まずは調査することを検討している。

３）大学院における国内外との教育研究交流

（１）国内外との教育研究交流

〔現状説明〕

（１）－１　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本課程では、通信教育による経済学の教育研究大学院の立ち上げを優先したため、これまでのところは、日本語を母国語としない社会人については、通常の選考過程を経て十分な日本語能力が認められる者にのみ入学を認めることを原則としてきた。したがって、研究科生の転勤等による海外への移動については、「時間と空間を越えて、いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習」としての通信教育は柔軟に対応できるが、十分な日本語能力をもたない外国人の入学は、本課程が一定期間の経験を経て軌道に乗るまでは認めていない。

海外の大学院との国際交流についても、外国語に堪能な受講生が入学した場合には可能であっても、一時的な交流となる可能性が高く、交流の継続性を考えると時期尚早と考えられる。

（１）－２　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

外国語での経済学指導が可能な研究指導教員も数名存在するが、時期尚早と考えている。

（１）－３　国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

本課程の設立に当たっては、国内の複数の通信制による大学（学部）と大学院関係者に取材し、多くの貴重なアドバイスと資料をいただき参考にした。しかしながら、日本国内で経済学を教育研究する通信制大学院は現在のところ本学１校のみであるため、組織的に教育研究交流しているパートナー大学院は、いまのところ存在しない。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

教育研究の国際化や国際交流を時期尚早とみなしているのは、本課程の設立間もない現状から考えている。

今後、経済学を教育研究する同系統の通信制大学院が国内に開設される可能性は十分あり、その場合には当該校との教育研究交流を探ることが望ましいと考えている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

４）大学院における学位授与・課程修了の認定

（１）学位授与

〔現状説明〕

（１）－１　修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

本研究科では「修士（経済学）」のみを授与するが、2007（平成19）年度より発足した本課程においては、未だ学位取得者は出ていない。

学位の授与は、修得単位数の要件に加え、修士論文に代わる最終課題レポートについて、中間報告会およびレポート審査会（いずれもスクーリングによって実施）による口頭試問を経て厳正に審査される。

学位の授与に関しては、本経済学研究科（通信教育課程）に２年間以上在籍し、研究指導教員の研究テーマに合致した講義特論ＡおよびＢの合計４単位とその研究指導教員のスクーリングを含めた特論演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの合計８単位を修得することを必修条件としている。必要総単位数はこれら必修科目を含め、通信教育によるその他関連テーマの選択講義科目から１８単位以上を選択履修し、在学２年間以内に合計30単位以上を履修することを修了要件としている。

とくに、特論演習Ⅳの課題レポートは２年間の研究の集大成となる。この課題レポートに関しては、既設の通学生研究科修士論文と同様に、中間報告会（秋頃のスクーリングにおいて実施）を開催し、問題点を指摘し、再度修正の上、１月初めの研究課題レポートの提出、レポート審査会の口頭試問（２月初めのスクーリング）を経て、経済学研究科（通信教育課程）の研究科会議において合否が判定される制度になっている。

（１）－２　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位の授与に関しては、上記のとおり、在籍年数および履修単位数という客観的な要件に加えて、レポート審査会による口頭試問と、経済学研究科（通信教育課程）の研究科会議において判定されることとなっており、透明性と客観性はこれらによって確保されている。

（１）－３　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

修士論文に相当する特論演習Ⅳの最終課題レポートは、修士論文と同様、公開性の高い中間報告会と、レポート審査会の口頭試問を経て、経済学研究科（通信教育課程）の研究科会議において合否が判定される仕組みとなっており、修士論文に代替しうる水準を確保することとしている。

（１）－４　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

本課程では、通信教育による経済学の教育研究大学院の立ち上げを優先して、これまで

のところは、日本語を母国語としない社会人については、通常の選考過程を経て十分な日本語能力が認められる者にのみ入学を認めることを原則としてきたため、追加的な日本語指導等の特段の措置はとっていない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

上述の審査体制と基準は、研究科生が本課程の定める教育研究目的を達成するために最低限必要な研究成果と学位授与の水準を確保することを狙いに設けられており、妥当なものと判断される。

（１）－２の学位審査の透明性・客観性は、上記の措置によって確保されていると考えられる。

（１）－３の修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性は、修士論文と同様の手続きによって確保されていると考えられる。

（１）－４　日本語を母国語としない社会人について、本課程の経過年度から、通常の選考過程を経て入学を認めるという原則は適切であると考えられる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

当面、この体制と基準を改めるべき点は見出せない。

現時点では、日本語を母国語としない社会人の入学選考に関する明確な規定がないため、これを明確化することが望ましい。

（２）課程修了の認定

〔現状説明〕

（２）－１　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

研究科生が本課程の教育研究目的を達成するのに最低限必要な期間として２年間が設定されているため、標準修業年限未満で終了することを本研究科（通信教育課程）では認めていない。

〔点検・評価〕

大半が仕事を抱えた社会人という立場の研究科生が、本課程の課す修了要件をクリアーすることはそう容易ではなく、実際に単位修得に至らない科目をもつ研究科生が出てきている。こうした点から上記の措置は妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

５）通信制大学院

（１）通信制大学院

〔現状説明〕

（１）－１　通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

通信教育のベースとなる情報施設については、経済学部教室はもちろん経済学研究科の教室・研究棟は既に全室、情報機器が完備されており、セキュリティーを含め学内ＬＡＮはもちろんソフト面からもメール通信に問題はない。研究科生が自宅からインターネットを利用できる設備を備え、本学ホームページに接続できる環境にあれば、Ｗｅｂでの教育・指導に支障は全く無い。ただしこのためには、研究科生の使用ＯＳは Windows-XP 以降である必要がある。基本的には本学ホームページから経済学研究科（通信教育課程）のホームページに入り、掲示板の利用による情報伝達と Active mail を使ったメーリングリストにより研究指導教員との質疑応答を行っている。

スクーリング時の教室・施設等の利用についても、通学生の休日期間中に活用するところから、本学５号館経済学部の演習室等既存の施設活用が可能となり、スペース確保等に問題はない。演習室にはＬＡＮ接続のパソコンおよびプロジェクター等が全室完備されており、いつでもスクーリング授業に活用できる環境にある。また時間と交通の便の制約のある研究科生の場合は、京都駅前のキャンパスプラザ京都内にある本学サテライト教室でスクーリングを実施している。

添削作業および指導については、担当教員の研究室あるいは自宅から行われ、ファイルの送受信記録は各メーリングリストを介してＷｅｂ（本学サーバ）に記録される。このため添削に関連する場所を特別に整備・設置する必要はない。

〔点検・評価〕

本学では、通信教育を遂行するための施設・設備の条件はほぼ万全に整備されているが、研究科生サイドでは、中には本課程に入学した後、自宅の旧式パソコンを買い換えた研究科生も見受けられる。本課程の「入学試験要項」には、使用ＯＳは Windows-XP 以降と明記されている。

本学の側では、施設・設備面の条件の整備はおおむね整っていると判断される。また、研究科生サイドのパソコンの整備に関しては、通学制の研究科生には本学のパソコンを貸与する制度があるため、その制度の転用は容易と考えられる。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

第４章　学生の受け入れ

１　学部等における学生の受け入れ

〔到達目標〕

本学は、開学に際して、建学の精神に「将来の社会を担って立つ人材の育成にある」を掲げた。このような人材は、日本古来の美しい道徳的伝統を精神的基盤とし、東西両洋の豊かな文化教養を身につけ、絶えず変動する国内外情勢に関して十分な知識をもち、その科学的分析によって正しい情勢判断のできる能力を備え、如何なる時局に当面しても、常に独自の見解を堅持し自己の信念を貫き得る人間である。この建学の精神に共鳴し、入学後の勉学について、明確な志向と熱意をもつ者を受け入れることを目標としている。

具体的には、第一に、「建学の精神に沿い、アドミッションポリシーに合った多様な能力をもった学生の入学を図ること」、第二に、「将来を見据えた大学経営の視点に立ち、志願者・入学者の安定的確保を図ること」、第三に、「入学者の学力レベルの担保および向上を図る努力をすること」を目指し、選抜・募集活動を展開している。

（１）学生募集方法、入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学においては、質の高い学生とともに、多様な学生を確保するという観点から、次の入学者選抜方法により学生を受け入れている。選抜方法を大別すると、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試に分けられ、募集人員は、推薦入試が約 43%、一般入試が約 51%、センター試験利用入試が約６％としている。

（ｉ）推薦入試

（ｉ）－１　公募推薦入試

「本学の教学の理念に共鳴し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ者」を推薦要件とし、現役生のみを対象として、高等学校長の推薦を受けた者であれば受験が可能で、全国から受験生を受け入れている。選抜方法は、総合評価型と基礎評価型の２種類を設け、受験生が出願時に選択できるようになっている。総合評価型は、調査書と基礎学力の到達度を確認する基礎考査（２科目）との総合点で合否を判定、基礎評価型は、基礎考査（２科目）のみで合否を判定する。試験会場は、本学、金沢、名古屋、大阪、神戸、和歌山、岡山、広島、高松、福岡の 10 会場を設けている。

（ｉ）－２　専門学科等対象公募推薦入試

専門高校・専門学科・総合学科出身者に対して、受験機会を拡大するため、公募推薦入試とは別に実施している選抜方法である。学部が定める出願要件を満たしたものを対象に、小論文、面接および出願書類で合否を判定する。実施学部は、経済学部、経営学部、法学

部、外国語学部および文化学部である。

（ｉ）－３　指定校推薦入試

高等学校における学業成績を重視するとともに、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ生徒を、高等学校長の推薦に基づき、入学を許可する選抜方法である。高等学校での全教科の評定平均値の平均が、各学部・学科が示す基準以上とし、出願書類および面接により合否を判定する。

（ｉ）－４　京都産業大学附属高等学校　特別推薦入試

附属高等学校の生徒を対象にして、本学で学ぶのに必要な基礎学力を備え、入学後の勉学について明確な目的意識と熱意を持ち、かつ、意欲的な学生生活を送ろうとする生徒を、附属高等学校長の推薦に基づき、入学を許可する選抜方法である。出願書類および面接で合否を判定する。

（ｉ）－５　スポーツ推薦入試

スポーツ活動において優れた能力と実績がある者を受け入れることによって、本学の活性化を図ることを目的に実施している。したがって、入学後は、本学が指定した本学のスポーツ系クラブに所属し、競技を継続することを強く希望する者に門戸を開くべく設けられた制度である。各スポーツ系クラブが実施する技量認定と、小論文および面接と出願書類で合否を判定する。

（ⅱ）一般入試

（ⅱ）－１　一般入試［前期日程］

本学における入学試験の中心となる選抜方法である。一般入試［前期日程］は５日間実施しており、このうち４日間は３科目型入試を、残りの１日間で２科目型入試を実施している。試験会場は、本学の他、札幌、東京、長野、浜松、金沢、名古屋、大阪、神戸、和歌山、米子、岡山、広島、高松、松山、福岡の 16 会場を設けている。

一般入試［前期日程］においては、次のとおり、異なった選抜方法で行い、学力の担保と多様な学生の確保を行っている。

Ａ方式（スタンダード３科目型）は、３科目型入試で、２日間実施する。配点は各 100 点の均等配点とし、300 点満点で合否を判定する。試験科目は、経済学部、経営学部、法学部、外国語学部および文化学部は、「英語」、「国語」、「選択科目（日本史、世界史、政治経済・現代社会、数学から１科目を試験会場で選択）」、理学部、工学部およびコンピュータ理工学部は、「英語」、「数学」、「選択科目（物理、化学、生物から１科目を試験会場で選択。ただし、理学部は、生物を選択できない。）」である。

ＡＳ方式（配点セレクト３科目型）は、試験科目はＡ方式と同じであるが、各試験科目の配点パターンを受験生が出願時に選択する、いわゆる得意科目を重視して合否を判定する選抜方法である。配点パターンは、200 点、150 点、100 点の配点と各試験科目とを組み合わせた６つのパターンを用意している。文系の学部は２日間、理系の学部は１日間のみ実施している。

Ｂ方式（配点セレクト２科目型）は、２科目型入試で、ＡＳ方式と同様に、配点パターンを受験生が出願時に選択する方式で、得意科目重視と均等配点の３つのパターンを用意して、合否を判定する選抜方法である。試験科目は、経済学部、経営学部、法学部、外国語学部および文化学部は、「英語」、「選択科目（国語、数学から１科目を試験会場で選択）」、理学部、工学部およびコンピュータ理工学部は、「英語」、「選択科目（数学、物理から１科目を試験会場で選択。ただし、理学部数理科学科は、物理は選択できない。）」である。試験日は１日間のみ実施している。

ＡＣ方式（センター試験併用型）は、Ａ方式およびＡＳ方式と同日に実施している。Ａ方式またはＡＳ方式で受験した「英語」の得点と大学入試センター試験で受験した科目のうち、各学部・学科が指定した科目の得点（総合点）で合否を判定する選抜方法である。ＡＣ方式はＡ方式またはＡＳ方式の受験を必須としている。同選抜方法は、本学では設定していない試験科目（地理、簿記・会計、地学等）で受験することができる。

（ⅱ）－２　一般入試［後期日程］

一般入試［後期日程］は、２科目型入試で、各 100 点の均等配点で実施している。試験日は１日間のみであるが、学部・学科（専修）は２つまで出願可能としている。試験科目は、経済学部、経営学部、法学部、外国語学部および文化学部は、「英語」、「選択科目（国語、日本史、世界史、数学から１科目を試験会場で選択）」、理学部、工学部およびコンピュータ理工学部は、「英語」、「数学」である。試験会場は、本学のほか、東京、金沢、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡の８会場を設けている。

受験生の経済的な負担を軽減するため、一般入試［前期日程］のＡＣ方式および一般入試［後期日程］の２出願目の入学検定料は、Ａ方式、ＡＳ方式、一般入試[後期日程]の入学検定料（35,000 円）とは異なり、10,000 円で出願できる検定料優遇制度を導入している。

（ⅲ）センター試験利用入試［前期］・［後期］

学部別に、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち、各学部が利用する教科・科目の成績（得点）で合否を判定する選抜方法である。利用する科目数は、学部によって異なるが、経済学部、経営学部および法学部は、３科目型・４科目型、外国語学部と文化学部は、２科目型・３科目型、理学部、工学部およびコンピュータ理工学部は、４科目型・５科目型がある。なお、受験生の経済的負担を軽減するために、一般入試［前期日程］とセンター試験利用入試［前期］または、一般入試［後期日程］とセンター試験利用入試［後期］を同時出願する場合は、センター試験利用入試の入学検定料１出願分（15,000 円）を免除する検定料優遇制度を導入している。

（ⅳ）ＡＯ入試

本学のＡＯ入試は、従来のペーパーテストや偏差値では計ることのできない多様な可能性を秘めた者に門戸を開くべく設けられた選抜方法で、法学部を除く全学部（法学部は 2009（平成 21）年度入試から導入）で実施している。各学部の独自の選抜方法により審査する。なお、ＡＯ入試の詳細については、後述する。

（ｖ）その他入学者選抜方法

様々な能力と学修意欲のある学生を受け入れるために、①社会人入試、②帰国生徒入試、③外国人留学生入試（前期・後期）、④編・転入試（前期・後期）を実施している。各選抜方式について説明する。

（ｖ）－１　社会人入試

経済学部、経営学部、法学部、外国語学部および文化学部において、社会人に対して広く門戸を開くべく設けられた選抜方法で、小論文および面接で合否を判定する。

（ｖ）－２　帰国生徒入試

本学に、入学を希望する勉学意欲旺盛な帰国生徒を対象にして、海外で身につけた知識と経験を活かし、大学教育を受ける機会を与えることを目的に設けられた選抜方法で、筆記試験および面接と書類審査で合否を判定する。

（ｖ）－３　外国人留学生入試［前期・後期］

本学に、入学を希望する勉学意欲旺盛な留学生を対象にして、わが国と諸外国相互の教育水準の向上および相互の理解と友好の増進に寄与することを目的に設けられた選抜方法で、筆記試験および日本語留学試験の成績ならびに面接と書類審査で合否を判定する。

（ｖ）－４（ｱ）　編・転入試［前期・後期］

大学への入学は、本来１年次生であるが、本学では他の大学・短期大学（高等専門学校および一部の専門学校含む）の在籍者や卒業者で、本学入学を希望する者に対して、１年次生への入学とは異なった選抜方法によって、受け入れを行っている。

転入学および編入学は、４年制大学該当者を転入学、短期大学等の該当者を編入学と使い分けており、受け入れ年次は、学部・学科により異なるが、２年次生および３年次生である。試験科目は、「英語（外国語学部は、各学科・専修の専攻語学)」、各学部が指定する「専攻基礎科目（外国語学部は、小論文、理学部、工学部およびコンピュータ理工学部は、学科が指定する科目）」および「面接」である。

（ｖ）－４（ｲ）　編入学指定校推薦入試

経済学部、経営学部、法学部および外国語学部において、短期大学における学業成績が優秀であると同時に、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ学生を、出身短期大学長の推薦に基づき入学を許可する選抜方法である。

（ｖ）－４（ｳ）　北京科技大学（国立）中日経済技術学院対象編入学指定校推薦入試

経済学部、経営学部および法学部において、同大学での学業成績が優秀であると同時に、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ学生を、北京科技大学（国立）中日経済技術学院長の推薦に基づき入学を許可する選抜方法である。

〔点検・評価〕

本学の入学者選抜方法は、質の高い学生の確保という点に加えて、多様な学生を確保するという視点に立って、入学試験の多様化を図ってきた。各入学者選抜方法の点検・評価

の結果については、下記のとおりである。

（ｉ）推薦入試

（ｉ）－１　公募推薦入試

本学の公募推薦入試は、現役生のみを対象としており、開学以来、長年に亘って、改善を積み重ね、今日に至っている制度である。関西の大手私大で、公募推薦入試を実施している大学の中で、唯一、現役生のみを対象としていること、また、総合評価型では、調査書をはじめ、高等学校時代における資格の取得や文化活動等も評価の対象としていること等、高等学校側の評価も高い制度であり、基礎学力の担保を含め、現状において適切に機能していると評価している。

（ｉ）－２　専門学科等対象公募推薦入試

同入試では、公募推薦入試と同様に、現役生のみを対象としており、かつ、全体の評定平均値が 4.0 以上であることと、各学部が定める出願要件（英語検定、簿記検定等の資格取得）を満たしていることとしている。これにより、学習習慣が身についた志願者の出願が多く見受けられ、入学後も学習習慣が継続する傾向が見受けられることから、適切に機能していると評価している。

（ｉ）－３　指定校推薦入試

同入試では、出願資格・推薦要件の中で、調査書の成績基準については、全体の評定平均値を 3.8 以上としていることから、この基準に該当する生徒は、高等学校等在学中に、継続して学習を積み重ねてきていることと、かつ、学校長から、入学後の勉学意欲、明確な志向と熱意、能力等を確認の上、生徒を選抜し、推薦してきていること等から、基礎学力の担保、入学後の勉学意欲も十分確認できており、高等学校等との相互信頼関係の上で成り立っていることからも、適切に機能していると評価している。

（ｉ）－４　京都産業大学附属高等学校　特別推薦入試

2007（平成 19）年４月に、前身である京都成安高等学校を附属高等学校として開校したことから、現段階では前身の京都成安高等学校として入学した生徒を経過措置的に同入試で少人数に限定し入学を許可している。このことから、現段階での評価は行わないこととし、2010（平成 22）年度以降に評価・点検を行うこととする。

（ｉ）－５　スポーツ推薦入試

同入試は、スポーツ活動において優れた能力と実績がある者を受け入れることによって、本学の活性化を図ることを目的に実施している。この目的に沿った入学者の受け入れが実現しており、入学後も各所属クラブで、中心的な存在として活躍し、本学の活性化の一翼を担っていることから、適切に機能していると評価している。

（ⅱ）一般入試

（ⅱ）－１　一般入試［前期日程］

同入試では、スタンダード３科目型入試をベースに、学力試験により判定を行っているが、得意科目の配点ウェイトを変更できる選抜方法も導入する等、基礎学力を担保しつつ、

学力面における個性を尊重した学生の確保にも努めている。

しかしながら、多様な能力をもった学生を確保するため、選抜方法の多様化を図ってきたが、各選抜方法の検証が十分とは言い難いところがある。また、選抜方法の多様化により、受験生が選抜方法の設置趣旨を十分に理解した上で、出願をしてきているのかを検証する必要がある。その上で、受験生にとって、理解しやすい選抜方法であるかについても、一考の余地があるのではないかと考えている。

（ⅱ）－２　一般入試［後期日程］

同入試は、２科目の学力試験により判定を行っている。後期日程という位置づけから募集人員も少人数であり、比較的学力層の高い入学者の確保ができていることから、適切に機能していると評価している。

（ⅲ）センター試験利用入試［前期］・［後期］

同入試では、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち、各学部が利用する教科・科目の成績（得点）で合否を判定する選抜方法であることから、受験生が個別大学の試験対策を行わずしても出願が可能であることと、本学の入試科目にはない幅広い科目を利用することが可能であるといった受験生側のメリット、センター試験を受験する者が多いことから、本学が必要とする基礎学力を全国平均等の指標を用いながら判定を行うことが可能であること等、大学側のメリットも有しているので、適切に機能していると評価している。

（ⅳ）ＡＯ入試

同入試では、各学部が求める人材像、この人材を選抜するための方法を各学部が独自に設定し、これらを志願者に明示し、募集している。このことから、各学部が求める入学者の確保ができていること、新設学科を除き、全学部・学科（専修）で実施し、広く門戸を開放していることからも、適切に機能していると評価している。

（ⅴ）－１　社会人入試

同入試では、毎年志願者数が５名程度にとどまっている。これには高学歴化が進行してきたことで、学部よりも大学院へのニーズが高まってきていることも一因として考えられる。しかしながら、入学後、仕事を続けながら修学できる環境が、十分に整備できていないことも阻害要因となっているため、社会人の受け入れにあっては、環境整備が課題である。

（ⅴ）－２　帰国生徒入試

高等学校在学中に留学を経験する生徒が増加してきていることから、同入試への出願は、毎年一定数確保できている。日本とは異なったカリキュラムで学習してきた生徒ではあるが、入学後は海外での経験も活かしながら学修を進めている等、適切に機能していると評価している。

（ⅴ）－３　外国人留学生入試［前期・後期］

外国人留学生の志願・入学者は、毎年一定数確保しており、日本で学びたいと考えている外国人留学生に、ある程度認知されてきたと評価できる。しかしながら、国による教育事情が異なるため、入学後の学修が、個人によっては芳しくない者も出てきているのも事

実で、本学で学ぶために必要な基礎学力を、どのように担保していくかが課題である。
（ｖ）－４（ア） 編・転入試［前期・後期］
（ｖ）－４（イ） 編入学指定校推薦入試
（ｖ）－４（ウ） 北京科技大学（国立）中日経済技術学院対象編入学指定校推薦入試
編入学については、経済学部、経営学部、法学部、外国語学部（英米語学科）に、定員を各 15 名設定し、募集を行っている。編・転入試、指定校推薦入試等、多様な選抜方法によって、定員の確保を図っているが、経営学部を除き、定員を満たしていないのが現状である。選抜方法、受け入れ体制等含めて、検証が十分に行われているとは言い難い。

〔改善方策〕

2009（平成 21）年度一般入試［前期日程］から、受験生にとって理解しやすい選抜方法という視点から、名称の変更と選抜方法についても、３科目型入試を中心にバランスよく得点のできる学生の確保と多様な学生を受け入れるため、従来の得意科目を活かした選抜方法とセンター試験を併用した選抜方法を組み合わせて、選抜方法の見直しを行った。今後、これらの選抜方法ごとの入学者の追跡調査、検証を行った上で、各選抜方法の微調整が必要であると考える。また、入学定員と各選抜方法の募集人員について、現在の配分が適切であるのかどうかを検証し、再配分することも視野に入れて検討・改善を図っていきたいと考えている。

なお、社会人入試、外国人留学生入試、編･転入試についても、選抜方法、募集広報等について、検証を行った上で、検討・改善を図っていきたいと考えている。

（２）入学者受け入れ方針等

〔現状説明〕

（２）－１　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学では、建学の精神および教学の理念に共鳴し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ者を受け入れることをその基本方針として、入学者選抜を行っている。

この方針に基づき、基礎学力を有する質の高い学生、多様な能力をもった学生の確保に努力している。具体的には、基礎学力を有する質の高い学生を確保するために、学力検査で選抜を行う一般入試等においては、全学部共通で外国語を必須とした上で、学部で必要となる科目を試験科目として設定している。また、推薦入試、ＡＯ 入試をはじめとする各種選抜方法において、学部の独自性を出しながら入学者を受け入れている。

（２）－２　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

建学の精神および教学の理念に沿って、多様な能力をもった学生の入学を図ることを入学者受け入れ方針の基本としている。このことから、前述のとおり、制度ごとに目的をもった選抜方法を設けている。これらの選抜方法においては、学部の教育目標を達成するた

めに必要な試験科目を設定し、一定の基礎学力を担保している。また、一般入試、センター試験利用入試、公募推薦入試以外の各種選抜方法においては、志望理由書や調査書といった出願書類と小論文を中心とした筆記試験に加え、面接を実施し、本学の建学の精神および教学の理念に共感する学生の確保を図っている。

このような学生を受け入れることから、各学部において、これらを考慮した入学後のカリキュラムが準備されている。学部によっては、中学校や高等学校において、いわゆる、ゆとり教育の環境下で学んできた入学者が大学教育にスムーズに入っていくことができるように、リメディアル教育を実施している。また、語学科目については、事前にプレースメントテストを実施した上で、学習習熟度別にクラス編成し、習熟度に応じた授業を行うといった工夫がなされている。なお、学生数の多い社会科学系の学部については、１年次生から少人数による導入教育を行う等、その後の修学に支障をきたさないようにカリキュラムの工夫がなされている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

入学者受け入れ方針に基づいて、全学的に、一般入試、センター試験利用入試、公募推薦入試を実施し、一定の基礎学力を備えた学生を確保していることは評価できる。また、面接等を採り入れ、受験生の基礎的知識や学問分野への興味・関心、高等学校での活動、入学後の希望や将来に対する考え方等も確認した上で、合否を判定しているＡＯ入試等、各種選抜方法においては、比較的小規模な入学試験ではあるが、学部の独自性を担保していることも評価できる。

しかしながら、入学定員の規模から、学部が入学を求める学生をきめ細やかに選抜することは、物理的・時間的な視点からも制約があるため、募集人員としては少ないというところが課題である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

入学者の一定数を確保する、一般入試、センター試験利用入試、公募推薦入試の入学者選抜方法を縮小することは現在のところ考えられない。したがって、本学の入学者受け入れ方針でもある建学の精神および教学の理念を周知するためには、高等学校、生徒、保護者に対して、さらに、きめ細かく広報する方策を検討していかなければならないと考えている。

また、多様な選抜方法で入学した学生の追跡調査を行い、本学の受け入れ方針に沿って、学部の教育目標を達成できたのかについても、分析・検証の上、選抜方法の見直しも視野に入れて検討していく必要があると考えている。

（３）入学者選抜の仕組み

〔現状説明〕

（３）－１　入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜試験の実施体制については、入学試験委員会の規程に基づき、入学試験委員会の下に学長を本部長として、副学長および入学センター長を副本部長とする試験実施本部を置き、ここで試験実施の準備や実施に当たっている。

入学試験の実施に際しては、試験実施本部の下で、出題関係、採点関係、試験監督、警備、交通整理・受験生案内、急病者への対応等に当たっている。

（ⅰ）出題関係者

入学試験当日は、当該科目の開始１時間前に集合し、出題内容と模範解答のチェックを行う。試験開始後は、受験生からの質問への対応を行っている。

（ⅱ）採点関係者

記述式問題の採点については、採点基準に基づき採点を行う。なお、ミスの起こらないように複数の採点者による相互チェックを行っている。

（ⅲ）試験監督者

試験監督要領に基づき、問題冊子および解答用紙の配布、受験生への説明、写真票と本人との照合、欠席者調査、試験終了後の解答用紙回収等を行っている。

（ⅳ）警備担当者

管財部が担当し、構内警備（不審者の進入の防止等）および構内諸設備の維持保全を行う。

（ⅴ）交通整理・受験生の案内担当者

総務部が担当し、受験生の誘導および交通車両の整理を行う。

（ⅵ）急病者の対応担当者

保健管理センターに、医師、看護師が待機し、急病者が出た場合の処置を行う。

（ⅶ）その他

入学センターは、試験場の設定および設置、関係機関との協議、連絡および対応、監督者等の配置、問題冊子・解答用紙等の保管・管理・輸送、答案等の整理・発送、その他入学試験の具体的な実施準備・処理、入試問題・解答用紙の印刷、願書受付から入学手続処理を請け負う業務委託業者の指導・監督等の業務を行う。

入学者選抜試験実施体制については、上記のとおりであり、適切な体制の下で入学試験を実施できていると考えている。

（３）－２　入学者選抜基準の透明性

入学試験問題の作成に際しては、本学を受験する子弟がいないこと、予備校等の受験産業との関わりがないことを作成担当予定の教員に確認の上、問題作成を委嘱する。問題作成過程における原稿や資料等の管理も厳重に行っている。

採点については、答案から受験生を類推できないように、氏名等の個人情報を伏せて行

うことによって公平性を担保することに加えて、必ず複数の採点担当者により採点を行うようにしており、適正な採点が行えるよう体制を整備している。

また、合否判定に際しては、受験者の個人情報が見えない仕組みのなかで、合格最低点を決定していることから、ここに恣意的な要素が入り込む余地は一切ない。

受験生に対しては、合否判定の方法を入学試験要項に記載して公表しており、公表した判定方法に基づき合否を判定し、合格発表を行っている。

（３）－３　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公正性については、前述のとおり、その機能を十分担保できていると考えている。また、入学者選抜の結果と妥当性については、各入学者選抜試験が終了した後にデータや統計を検証し、次年度に向けた改善策を協議し、最終的には年度初めに行う入学試験委員会において全学部で審議の上、次年度の選抜方法を決定するシステムになっている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況共に、現段階で考え得る体制は可能な限り採っており、適切であると考えている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

前述のとおり、入学者選抜試験実施体制は整備できていると考えている。しかしながら、入学者選抜方法の多様化に伴い、選抜試験の結果の分析に注力してきたことから、今後は多様な選抜方法による入学者について、入学から卒業までの学生生活全般、そして卒業後の進路までを含めた追跡調査を行い、これを入学者選抜方法の改善につなげていく方策を検討する必要があると考える。

（４）入学者選抜方法の検証

〔現状説明〕

（４）－１　各年の入試問題作成担当者の選任方法について

本学の入試問題の作成は、学部個々で作成するのではなく、全学的な組織によって行っている。問題作成者の選出に際しては、前年度の問題作成主任から問題作成の候補者と当該問題作成の主任および副主任の候補者が推薦され、その推薦に基づき、入学試験問題特別委員会（委員長は学長）において審議し、問題作成者を決定している。

（ｉ）問題作成方針

問題作成者による全体会議を行い、入学試験問題を作成するに際して、共通の認識で取り組めるよう、主に次の点を確認している。

公募推薦入試の出題に当たっては、教科書の範囲内から、基礎的かつ基本的な問題で、

受験者の平均点が 60 点程度になり、しかも、学習到達度が検出できるような問題を作成することを基本方針としている。また、一般入試の問題作成に当たっては、入学志願者の学習能力をできる限り適切かつ合理的に検出できるように、高等学校で使用されている教科書に、できるだけ広く目を通し、その内容の程度ならびに範囲等について教育課程に即して十分に比較検討し、受験者の能力を可能な限り公平に見いだすことができるよう、標準的な出題を行うように心掛けている。

以上のように、本学の入学試験問題は、高等学校での学習における知識と応用力を問う問題をバランスよく配して出題している。

（ⅱ）セミナーおよび意見交換会の開催

各科目の問題作成者に対しては、前年度の入試問題について、第三者機関に本学が意図した適切な入試問題であったのかどうかについて、分析・検証を依頼すると共に、第三者機関と問題作成者間で意見交換会を開催することで、入試問題の作成に当たって、より適切で精度の高い問題作成が行えるよう、工夫している。

（ⅲ）問題作成者間会議、校正等

出題に当たって、問題作成者はそれぞれ問題の原案を提出し、問題作成者間で提出された原案について協議を行い、入試問題原稿を作成する。問題作成者会議では、高等学校学習指導要領の範囲、難易度、文章表現の適切性、誤字・脱字等について協議を行っている。また、入試問題原稿作成後に、選択科目間（文系学部の「日本史、世界史、政治経済・現代社会等」、理系学部の「物理、化学、生物」）において、出題の重複がないかについて主任、副主任による確認作業も行っているほか、校正時には、再度適切な出題内容であるか、改めてチェックを行っている。

（ⅳ）問題作成者以外による入試問題の点検

校正の段階で、問題作成に携わっていない学内の教員による第三者チェックを行い、設問の意味が正しく理解できるか、誤字、脱字がないか（リード文を含む）、解答不能や複数の正答がないか、模範解答が適切かといった視点で入試問題をチェックし、そのチェック結果を問題作成者にフィードバックし、必要に応じて入試問題を修正している。

（ⅴ）入学試験当日の点検

入学試験当日は、問題作成担当者が、当該科目の開始１時間前に集合し、出題内容と模範解答のチェックを行う。

（ⅵ）入学試験終了後のチェック

入学試験終了後、問題作成者による最終チェックとして、問題内容の確認と模範解答の内容を確認する作業を行うと共に、入試問題講評の原稿（学生募集用の入試問題集に掲載）の作成を依頼している。同時に、マークセンス方式の科目について、各設問の正答率のデータから入試問題の適切性等についての分析および確認を行っている。

なお、第三者機関に対して、入試問題の最終チェックを合格発表前までに完了するよう依頼している。

〔点検・評価〕

入試問題の作成を学部の枠にとらわれず全学的に作成していることは、出題者の固定化を防ぐと共に、出題者を全学部から求めることができること、また、出題内容の偏りについても防ぐことが可能であると考えている。入試問題の作成は、原案の作成から校正まで、長期間に及ぶこと、校正も複数回行うことから、慎重にチェックを行っているものの、何度も同じ問題をみているため、思い込みや慣れが生じ、自らチェックすることでどうしても誤りに気づかないケースが出てくる。このことから、問題作成者以外の教員による第三者チェックを校正前に採り入れることによって、問題作成者が陥りやすいミスの防止から単純な誤字・脱字まで一定のレベルで防止できていると考えており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えている。

また、選抜試験実施後に、第三者機関による問題チェックを行うことで、さらに、客観的なチェックが実現できているので、この点についても、有効に機能していると考えている。

しかしながら、十分な校正、第三者によるチェックを行っていても、出題ミスが完全に防止できていないことは事実であるため、今後も継続して防止手段を講じていく必要があると考えている。

〔改善方策〕

前述のとおり、入試問題の作成については、十分な体制を整えてその作業にあたっているが、いかに万全と思われる体制であっても、人の手を経る以上、過誤の発生を完全になくすことは難しいと考えられる。しかしながら、入試過誤の発生は、受験生本人はもとより、社会的にも重大な影響を及ぼすものとの認識のもと、今後は、問題作成者以外の第三者機関による複眼的なチェック体制の強化を図るべく、改善に努めたいと考えている。

（５）ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

本学のＡＯ入試は、学部が求める理念や教育目標に沿って、本学で学びたいという強い希望をもつ人材の確保を目指して実施している選抜方法である。入学後は、本学の教育環境の下で、１人ひとりの学生の可能性を最大限に引き出し、「次世代リーダー」として活躍できる人材を育成していくことを目標にしている。

学部が求めている人材については、ＡＯ入試ガイドおよびＡＯ入試要項を作成して、広く広報するとともに、オープンキャンパスをはじめ、入学センターが開催する各種のイベントおよび各地で開催されるＡＯ入試説明会において、詳細に説明を行っている。

ＡＯ入試では、各学部が個々に定める選考方法に則り、実施している。提出された書類の審査、面接、小論文、プレゼンテーション等を行い、受験生のさまざまな可能性ならび

に期待値を多面的に評価している。具体的には、本学への志望動機、志望理由、目的意識、勉学意欲に加え、とくに各学部・学科が強く求める学生像、基礎学力、将来の期待値、人物等を選考および評価することになる。

また、合格から入学までの約５ヵ月間は、スムースに学生生活に入ることができるよう、入学前教育として、高校教育に支障を及ぼさない範囲で、それぞれの合格者に適合した学習支援を次のように行っている。

①現在までの学習をさらに継続発展させるために教員からアドバイスを行う。

②興味のあるテーマについて、メール等により教員とのディスカッションを図る。

③課題図書や与えられた課題について、レポートを提出させ教員が添削を行う。

④高校までの履修科目や基礎学力を考慮して、入学後必要となる科目について、課題を与え、提出させたレポートを添削する。

以上に記したとおり、高等学校ならびに生徒に対する本学のＡＯ入試についての趣旨および選考内容の説明、選考時の評価方法、合格後の入学前教育のいずれについても、現状において適切に実施されていると評価している。

〔点検・評価〕

本学のＡＯ入試は、2008（平成 20）年までに、法学部を除くすべての学部･学科（専修）で実施している。本学の公募推薦入試の出願には、出身学校長の推薦を要するが、ＡＯ入試では、出願資格を満たしていれば、出身学校長の推薦を必要とせず、自分の意志で出願できる。

ＡＯ入試で求める学生像は、その学部・学科（専修）で学ぶことを強く志望する者としているので、２つ以上の学部・学科（専修）に出願することは認めていない。ＡＯ入試で出願できるのは、１学部・学科（専修）のみである。ただし、本学の他の選抜方法、他大学との併願については、制限していない。現在のところ、より求める人材を確保するため、各学部ごとに、選抜方法にプレゼンテーション等を取り入れる等改善を加え、適正に機能している選抜方法であると考えている。ＡＯ入試の大半の志願者は、本学への強い入学希望をもつ受験生であるが、受験生の中には、ＡＯ入試を単に早期に合格が決まる選抜方法の１つとして、本来のＡＯ入試の趣旨を理解していない受験生もいる。本学のＡＯ入試の趣旨を正しく理解させる努力を今後共図っていく必要がある。また、受験生が提出した志望理由書等において、参考文献等の曖昧なものや高校教員の手直しを経たと思われるものもあり、面接において丁寧に、かつ詳細に見極める必要がある。

〔改善方策〕

本学のＡＯ入試は、2002（平成 14）年度から導入しているが、入学後の成績についても、他の選抜方法で入学した学生と差が無く、とくに、理系の学部では、専門教育科目において優れた成績を修得している者がいる。ＡＯ入試での各学部の募集人員は、最多の学部でも約

20 名と少なく、厳正な選考が行われている。ＡＯ入試の入学後の育成が軌道に乗れば、募集人員を増やすことも検討したい。また、ＡＯ入試では、各学部の掲げるアドミッションポリシーに沿って学生を募集していることから、選考方法については、学部ごとに検討できるため、本学においては、特別な選抜方法の１つとして位置づけられ、大学の活性化の一助となることを期待している。しかし、選考までの期間が長く、教育・研究に多忙な教員が、時間を取られているということも現状としてある。今後の課題としては、教員の負担軽減を図りつつ、きめ細かに実施できる体制にする必要がある。なお、ＡＯ入試については、現在、各学部から選出されたＡＯ担当者の会議において、全学的に情報交換を行い、あり方等を検討しているところである。今後、さらに改善を加えていく必要があり、その上で、高等学校および受験生に対して、本学のＡＯ入試が求める学生像や選考方法等について、理解を得るために、より正確な情報をきめ細かく発信していきたいと考えている。

Ａ　経済学部

〔到達目標〕

本学の「建学の精神」「教学の理念」および経済学部の「教育目標」を中心に多彩な広報活動・募集活動をおこない、それらの趣旨に共鳴する応募者から多種の入試制度で選抜することにより、本経済学部での学修の意欲と能力を備え切磋琢磨できる多様な入学生として、常に定員を下回らない形で安定的に確保する。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

経済学部では「教育目標」を達成する一環として、「経済社会への明確な問題意識をもち、表現力・行動力に優れ、リーダーシップにあふれた」学生を確保するために、ＡＯ入試を実施している。経済学部におけるＡＯ入試の実施方法は、過去の成果をもとに改善を重ねてきており、2007（平成 19）年度からは１次選考として、調査書と志望理由書による書類審査および模擬授業を受けた上での小論文により選考し、２次選考では自由なテーマでプレゼンテーションをさせた上での質疑応答を試験内容としている。調査書・志望理由書等事前に提出させる書類のみでは必ずしも本人の志望意欲・学修能力をはかれないことがあるが、この問題を十分に解消するために、２次選考を一般的な面接からプレゼンテーションに基づく質疑応答に変更した。

また、合格者には、入学まで英語、数学等の課題を継続的に与えて提出させ、添削指導を行い、大学での履修に耐えるだけの基礎学力の醸成を図っている。

〔点検・評価〕

現行の京都産業大学経済学部をめざす受験生に対するＡＯ入試は、受験生の経済現象に

対する興味と経済的な思考能力を測る適切な方法である。その適切性は選考方法の不断の改善によって確保されてきている。

その結果、多彩で積極的な学生が集まり、総じてねらい通りの学生を受け入れることができている。一般的な入試を経ていないことから学力面の懸念も考えられたが、これまでのＡＯ入試による入学者の成績（ＧＰＡ）は、バラツキは見られるものの、平均としては学部全体のＧＰＡ平均に極めて近く、大きな問題とはなっていない。

〔改善方策〕

ＡＯ入試に関しては、選抜方法を改善してきた経緯があるが、従来の入試では見出せない素質をもつ学生を迎えるという当初の目的は達せられつつあると考えられる。今後も質の高い学生を確保するべく、入学後の学生の修学状況に注意を払い、選考方法に改善の余地がないか、検証し続ける必要がある。また、ＡＯ入試を経て入学した学生が学修・研究、課外活動等でその素質を生かし、他の学生の刺激となるように、学部の活性化のためのＡＯ入試制度の活用策も探ってゆく必要があると考えている。

Ｂ　経営学部

〔到達目標〕

全学のアドミッションポリシーを踏まえて、「マネジメント能力を有した人材を育成する」という経営学部の教育目標に共感し、かつ学部の教育水準を担保し得る学力を持った学生によって、学部に設定されている定員を確保する。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

経営学部ＡＯ入試は、「多様な価値観を有する入学者の受け入れ」の一環として、2001（平成 13）年度に導入が決定され、2002（平成 14）年度から実施された。このＡＯ入試の実施プロセスは以下の通りである。

８月初旬：「オープン・キャンパス」において、任意参加の説明会を実施（2003（平成 15）年度より、ＡＯ入試による入学者（以下：ＡＯ学生）による説明会を実施している）。

９月中旬：「オープン・キャンパス」において「One Day セミナー」を実施。受験生は、専任教員による模擬授業を受講した後、その内容にしたがったミニテストとレポートを課せられる。このミニテストとレポートをＡＯ入試担当教員（６名）が評価し、ＡＯ入試出願資格認定を行う。

10 月上旬：出願認定者を受験者とする「グループ・ディスカッション」による選考が行われ、ＡＯ入試担当教員と面接担当者（つまりグループ・ディスカッション評価担当教員）の合議により、最終的な合否判定素案が作成され、教授会でその妥当性が検討される。

「グループ・ディスカッション」による選考は、８名前後の受験生のグループが構成され、ディスカッション・テーマが与えられた後、１時間のディスカッションを行う。この選考では、発言参加度、発言内容・発言態度を中心に、面接担当者（各グループ３～４名）が各受験生を評価する。本学部が行っている方式は、高校側からも評価されているが、これが万全であるというわけでもない。本学部の方式は、事前の対応が困難であると考えられて採用されたものであるが、開始から６年を経た現在では、この方式についての情報が行き渡っているようで、ディスカッションの訓練を行ってくる学生も目立つようになってきている。

11 月以降：「入学前教育」として、月に一度、ＡＯ入試合格者に対して、大学生としての基礎学力養成そして、学生としての基本に関する課題を提供し、レポート提出を課し、添削等の評価・指導を行っている。

ＡＯ入試合格者は、入学後「ジュニア・マネジメント研究会」に所属し、専任の担当教員の指導のもとに、さまざまな活動を行っていくことが約束されている。

ＡＯ入試を開始して以後 2007（平成 19）年度にいたるまでの応募者と合格者の推移は以下の通りである。

入試年度	エントリー者数	志願者数	合格者数
2003（平成 15）	95	31	17
2004（平成 16）	69	33	19
2005（平成 17）	84	34	16
2006（平成 18）	110	33	16
2007（平成 19）	133	31	17
2008（平成 20）	137	36	17

注：試験は「入試年度」の前年に行われている。

これからも読みとれるように、一時的には「One Day セミナー」へのエントリー数は落ちているが、その後は増加に転じており、2008（平成 20）年度入試では 137 名のエントリー数を記録している。これは、本学部の行っているＡＯ入試の方式が高校生に受け入れられていることを示しており、その意味で本学部の方式は適切であるということが出来る。

また、月一度行う合格後の事前教育も、単に課題を与えるだけでなく、細部に亘って添削により指導しており、この面でも適切に運用がなされているといえる。さらに入学後の「ジュニア・マネジメント研究会」での活動も、担当教員が日常的に細やかな指導を行っている。

〔点検・評価〕

受験者の表現能力・思考能力・人物評価を的確に捉え得るという点で、グループ・ディ

スカッションは有効な選抜方法と考えられている。

本学部のＡＯ入試は、高校における「調査書」の内容や「受験テクニック」に関係なく、受験生自身の表現能力や思考能力および人物の評価を行うことを特徴としている。そのユニークさが高校側に認知されているようで、年々、受験者の増加が認められている。その意味では、本学部の制度は成果を上げていると言えるが、しかし、こうした方式を行っていくには、常に困難がつきまとっている。そのひとつが、「ディスカッション・テーマ」の選定である。ちなみに2008（平成20）年度入試では、「エコをテーマにした学園祭（あるいは文化祭）を企画すること」をテーマに行った。当然これはすべての受験生に共通して参加可能なものが用意されなければならず、その内容の妥当性が絶えず問われることになる。さらには、「ディスカッション・テーマ」の伝播（先にディスカッションに参加した受験生が他の受験生にテーマをもらす）を阻止する目的で、複数のグループが同時にディスカッションをしているため、面接担当者が全ての受験者を評価出来ず、したがって、その評価には、グループ間での「ばらつき」が出る可能性が否定出来ないという点も問題といえる。さらに、一度限りの「ディスカッション」による評価は、受験生の評価の範囲を限定することにもつながりかねない状況を生む可能性も指摘されている。

〔改善方策〕

「ディスカッション・テーマ」の選定にあたっては、高校生にも親しみやすいもので、なおかつ議論が行いやすいものを取り上げなければならない。ＡＯ委員会では、そうしたテーマの選定を行うために常に高校生の意識について関心を向けておく必要がある。現在は、その点が必ずしも十分ではあるとは言えない面があるので、年度初めからの組織的な取り組みが必要である。

さらに、より幅広い視野で表現能力・思考能力・人物評価を実現出来る方策を模索する必要がある。

Ｃ　法学部

〔到達目標〕

法学部の「学生の受け入れ」における到達目標は、法学部での教育に適合的な学生を受け入れることに尽きる。具体的には、ＡＯ入試に関する法学部広報において記したように、「社会意識が高く、柔軟な思考力を有し、平衡感覚に長じ、日本語能力に秀でた学生」を受け入れることが到達目標である。法学部の教育を受けることを通じて、「説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促していくために、法の知識と実践的な平衡感覚に基づいて公益あるものを生み出していく人材」となるような学生を受け入れるのが到達目標である。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

法学部は、充分な準備を重ねた上、ＡＯ入試を 2009（平成 21）年度入試より導入することになった。

学部の特色と受験生とを直接に結びつけやすいのがＡＯ入試である。逆に言えば大学と学部がしっかりとしたアドミッション・ポリシーを立て、従来の入試方法では測れなかった学生の資質や能力を的確に見極めるのでなければ、ＡＯ入試の意義は薄い。法学部では 2009（平成 21）年度入試から、まず法律学科でＡＯ入試を実施することとなった。アドミッション・ポリシーについてはとくに日本語能力を重視することとし、一次試験では論説を読み、それについて論述することを求めている。

〔点検・評価〕

これまでは実施してこなかったが、安易な学生獲得手段としてではなく、意欲があり大学と学部のアドミッション・ポリシーに適う学生を発掘して、学部の活性化につなげていくことが目的であるならば、ＡＯ入試導入の意義は大きいと思われる。

〔改善方策〕

法学部のＡＯ入試において、日本語能力を重視するのは、法学部は他学部に比して定期試験でも記述問題が多く、また放送や公務員をはじめ、法学部の送り出す人材に求められている資質としても、文章化能力があげられるからである。これに二次試験のプレゼンテーションや面接を組み合わせた入試方法を構築したが、今後そして、入学者の追跡調査等を通じて、選抜方法には工夫を重ねていく予定である。

Ｄ　外国語学部

〔到達目標〕

本学部の「優れた語学力を基盤に高い教養を身につけ、将来、国の内外で活躍できる人材を育成する」という教育目標を実現するために、外国語に興味があり、外国語を学びたい、身につけたいという強い思いを抱き、入学後、外国語を能動的、持続的に学ぶ意志があり、将来は言葉・国家の壁を越え、社会に貢献したいと考えている生徒を、多様な選抜制度を通じて受け入れたい。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

外国語学部ではＡＯ入試を 2003（平成 15）年度から、以下のように適切に実施している。

まず、外国語学部では、教育目標を基に次のような「外国語学部が強く求める具体的な学生像」を定めている。

（ⅰ）志望学科（専修）で専攻する言語、およびその言語が使われている国・地域の政治・経済・歴史・文化・社会に関心があり、その言語を学ぶことによって自分の関心を発展させ、より深く学ぼうという意志のある者。

（ⅱ）志望学科（専修）で専攻する言語の高い運用能力を身につけ、それを活かして日本と外国との交流に関わりたいと思っている者、また、海外で働きたいという希望をもっている者。

（ⅲ）異文化コミュニケーションに適した状況判断能力や行動力をもち、自己表現に積極的な者。

以上のような要件を兼ね備え、将来学科専修をリードしてくれる積極性のある学生を、学力試験による一般入試とは違う枠組みで、面接等を中心にして選抜しようとしている。中長期的に、個性豊かな彼らが外国語学部の理念であるグローバルな視野をもった人材として世界に雄飛してくれることを願っている。

外国語学部がとくに定めている出願要件はおよそ次のようなものである。

（ⅰ）志望学科（専修）で専攻する言語、およびその言語が使われている国・地域の政治・経済・歴史・文化・社会に関心をもって勉強しているテーマがある者。

（ⅱ）海外に半年以上継続して滞在したことがある者。

（ⅲ）TOEFL、TOEIC、実用英語技能検定で一定の成績をおさめた者。

（ⅳ）ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、インドネシア語の検定試験で一定の成績をおさめた者。

（ⅴ）一定の文化活動、社会活動または生徒会活動を行ってきた者。

それぞれ、自分の成果、体験、活動等を外国語学部に入学してどのように活かし、発展させられるかを「志望理由書」に書き、「面接」で発表しなければならない。

なお、過去３回の外国語学部のＡＯ入試の志願者数と合格者数は以下の通りである。

	志願者数	１次選考合格者数	最終合格者数
2006（平成 18）年度	43（28）	27（19）	24（17）
2007（平成 19）年度	48（43）	30（27）	26（24）
2008（平成 20）年度	34（48）	26（30）	18（26）

（　）内は 2006（平成 18）年度は女子、2007（平成 19）・2008（平成 20）年度は前年度

	志願者数	合格者数
2008（平成 20）年度 ※国際関係学科	19	9

※2008（平成 20）年度は国際関係学科が新設され、１段階で選考を行った。

また、外国語学部のＡＯ入試では 10 月末に合否が決定するので、入学手続きを済ませた生徒が４月の入学まで無為に過ごさないよう、いわゆる入学前教育を実施している。具体的には、各学科専修で課題を与えて提出させ、それを基に郵便やＥメール等で質疑応答しながら指導している。

〔点検・評価〕

ＡＯ入試によって求められる学生像、出願要件については、学部内で十分に共通理解がなされており、とくに問題はない。

志願者、合格者が必ずしも増加傾向にないのは、他大学でもＡＯ入試がされ始めたので、受験生がより高いレベルの大学を選ぶ傾向があることと、ＡＯ入試の定着とともに安易な気持ちで志願する学生に対して厳しい選考が行われるということが志願者にも知られるようになったことも原因であろう。

外国語学部でＡＯ入試が始まってからすでに６年が経過し、卒業生も出ている。在学生はおおむね積極的な学生で、クラスのリーダー的存在となり授業内外で活躍している。例えば、インドネシア語ではインドネシアの野球チームのコーチに出かけ、ホームページで紹介された学生もいる。また、スペイン語専修では留学をする学生も多く、卒業後は海外で仕事をする学生もいる。他の学科・専修でも学生のレベルは高い。

ただし問題点も明らかになってきた。例えば、中国語学科では、中国からの帰国生徒や、受験資格の１つである中国語検定の準４級に合格していた学生を合格させても、必ずしも期待した成績をあげてくれなかったり、他学生にいい影響を与えなかったりするケースが増えてきている。他の学科でも、ＡＯ入試の学生の意欲が必ずしも持続しないことや、意欲がありながらも基礎学力の不足のため、授業についていけないケースが指摘されている。

その原因の１つが、10 月末に合否が決定してから４月の入学までの期間が長いので、各学科・専修で課題を与えて提出させ、指導しているものの、効果が上がっているとは言えず、学習意欲、学習習慣をなくして入学してくる学生もいることである。もう１つの原因が、各学科・専修が合格の基準として参考にしている高校の調査書の評定平均のレベルが高校によって著しい差があることである。また、ＡＯ入試が定着して、面接や小論文の書き方等の指導が高校で徹底的に行われることによって、小論文や面接で受験生を判断することが時に困難なケースもある。

〔改善方策〕

ＡＯ入試は志願者の人物を的確に判断しなくてはならない。とくに本人の将来性・可能性を見抜かなくてはならない。それによって、入学後にクラスをリードしてくれるような学生が選抜されれば、この制度は大いに効果があるものとなる。そのための充分な対策（例えば面接担当者の研修など）が立てられ、実施されるべきである。入学後の意欲を持続させるためには何より入学前教育を徹底することである。各学科・専修で個別に行っている

入学前教育を統一し、多くの他大学ですでに実行しているように、例えば外部に委託して英語の通信講座を開いて、徹底的な添削指導をすることや、ｅラーニングシステムの導入を検討し、合格者が学習習慣をつけられるようにすることが望まれる。

Ｅ　文化学部

〔到達目標〕

文化学部は、文化の多様性と普遍性という２つの視点を軸に、諸文化の「ものの見方・考え方」を見つめる力を養い、地球規模でものを考え、行動できる人材の育成を教育目標に掲げている。そのために、（１）世界の或る地域の人々の生活や文化に興味を持っている人、（２）英語でのコミュニケーション能力を身につけて、国際的な場で活躍したい人、（３）世界の諸文化の「ものの見方・考え方」の基盤にある思想や宗教に興味を持っている人の入学を求めるというアドミッション・ポリシーを持っている。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

本学におけるＡＯ入試は、学部がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて独自に行う入試といった位置づけとなっている。文化学部では、他学部に先駆けて 2002（平成 14）年度からＡＯ入試を実施している。募集定員は、当初、約５名であったが、2007（平成 19）年度から約 10 名としている。文化学部のアドミッション・ポリシーにふさわしい学生を広く募り、１次選考（書類審査）と２次選考（個人面接）によって、審査をしている。合格者には、課題図書と英文を与えた上で、それぞれ読書感想文と英文和訳を提出させ、添削指導を行う入学前教育を行っている。ＡＯ入試の実際的な運営は、ＡＯ入試委員を含めた４名の担当者に委任されている。

〔点検・評価〕

ＡＯ入試過去３年の志願者・合格者数は以下の通りである。

（　）内は女子

	志願者数	１次選考合格者数	最終合格者数
2006（平成 18）年度	36（23）	15（11）	９（８）
2007（平成 19）年度	26（19）	14（11）	10（８）
2008（平成 20）年度	44（31）	13（10）	８（６）

各年度とも選考には十分な時間と論議を費やし、適正な選考を行っている。ＡＯ入試の趣旨通り、学力試験では計ることのできない、文化学部の教育理念を体現する学生、入学後も積極的にリーダーシップを発揮する学生を選考することのできる有意義な選抜方法と

して機能している。ＡＯ入試によって、文化学部で学ぶ非常に明確な動機と目的意識をもった学生を受け入れることができ、他の学生にとってもよい刺激を与えるという長所があるが、一方で、学力検査が主要な選考基準ではないため、入学後、一般入試で入学した学生と比べて、学力差が生じる場合がある。ＡＯ入試が、学部の活性化に寄与する制度であり、そこにおいて、学部の裁量が全面的に認められている現状に鑑みると、担当者は募集・選考にあたり、学部の運営委員会、教授会と密接な連携を図り、常に制度の点検・評価を行っていく必要がある。

〔改善方策〕

学力差が生じないようにするための改善策として、2004（平成 16）年度以降、１次選考の合格者に対して、課題図書を指定し、２次選考の面接時に、その内容について質問するという方式を採っている。また、入学前教育としては、課題として、読書感想文と英文和訳を与え添削指導を行い、入学前の学習を促している。これらの方策により、一定の改善をみておりさらに充実させて行きたいが、低単位生や留年・退学者が出ているのも事実である。今後は、ＡＯ入試により入学した学生の追跡調査や必要に応じて面談を行う等、入学後の指導も適切に行う必要があると考えられる。

今後、受験生の減少も予測される状況において、ＡＯ入試は、学部運営の重要な戦略のひとつとして機能する可能性を秘めた制度である。文化学部では、2008（平成 20）年度よりＡＯ入試委員を新たに設置しているが、この制度の運用については、今後さらに真剣に討議していく必要がある。

Ｆ　理学部

〔到達目標〕

理学部では、自分の力で謎の解明と課題の解決にチャレンジしようとする意欲的な若者を求め、豊かな個性を秘めた個性派の若者を発掘するために、学力選抜とは別にＡＯ入試の門戸を開いている。各学科が強く求める学生像を具体的に提示し、該当する学生の資質を課題レポートや個人面接によって審査することにより、型にはまらない優秀な学生を選考することを目標としている。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

2002（平成14）年度より、理学部は既存の筆記試験とは異なるこの制度の試験を実施している。定員は各学科約２名である。書類審査による１次選考では、出願書類「志望理由書」、課題レポート、「成果報告書」、および高等学校の履修状況を把握するために「高等学校の調査書」の提出を求めている。課題レポートの内容はそれぞれ学科により異なる。

コンピュータ科学科では、コンピュータプログラムを使った作品の提出を求めている。１次選考を通過した受験生に２次選考を課している。２次選考は面接で、口頭試問を約30分間行い、志望理由書および課題レポートに関する質問および基礎的な学力を調べている。

１次、２次選考の結果は教授会で審議され承認後、入学試験委員会で合否が決まる。

過去５年間の志願者、合格者の数を表に示す。

	2004		2005		2006		2007		2008	
学科	志願者数	合格者	志願者数	合格者	志願者数	合格者	志願者数	合格者	志願者数	合格者
数理	4	2	6	3	3	1	8	2	2	1
物理	5	2	1	1	3	3	2	2	0	0
コンピュータ	6	3	7	2	4	1	5	2	－	－

筆記試験は行っていないが、上記のように志願者の学力を測るためにレポート提出、口頭試問等厳格な審査を行っており、適切に実施されている。

〔点検・評価〕

＜数理科学科および物理科学科＞

ＡＯ入試では、通常の入試では測ることのできない能力を評価基準に据えているため、通常の形式の入試では、合格できない学生がいても不思議ではない。その意味では、新たなる才能のある学生の確保および教育の場の活性化が期待でき、ＡＯ入試の実施は適切と考えられる。問題はこの制度を運用して行く過程で、入学してきた学生をいかにして育てていくか、彼らの心に「希望のともし火」を燃やし続け得るかということである。 「高等学校の調査書」から判断してその学力も平均レベルの志願者が多い。このことは入学後の教育により、合格者が大きく飛躍できる可能性を示している。

＜コンピュータ科学科＞

コンピュータ科学科では、次の（ｉ）～（iii）のいずれかに該当する受験生に対してＡＯ入試を実施している。

（ｉ）コンピュータに強い関心をもっている人。

（ii）コンピュータ利用について基礎的な能力を備えている人。

（iii）ある程度のプログラム作成等の経験をすでに積んでいる人。

入学者の一部に大学の数学の学修に困難を感じる者がいるが、ＡＯ入試で入学した在籍中の学生の平均ＧＰＡが高いことから、本学科には合った形態の入試であると思われる。１次選考で作品審査にじっくり時間をかけることにより志願者の能力を十分に測ることができている。情報系に適性があっても一般入試では不利になるような商業系・工業系高校の生徒にとっては良い制度であり、実際にそのような受験生も合格している。

〔改善方策〕

＜数理科学科および物理科学科＞

現在、ＡＯ入学者に対する入学前の通信添削を行い、入学にそなえているが、この制度による合格者に適応した教育システムの構築および入学後に修学に困難をきたした学生への教員の対応法を研究していく必要がある。

＜コンピュータ科学科＞

ＡＯで入学した学生の能力がその後伸びているかどうか、数学系の科目を中心に今後も観察して行く必要がある。情報系には向いた形態の入試であり、ほぼ同じ形態でコンピュータ理工学部でも導入されたので、審査のノウハウ等の情報をコンピュータ理工学部に引きついで行くことが重要である。

Ｇ　工学部

〔到達目標〕

生命科学は、21 世紀の科学・産業界をリードする研究分野の１つとして位置づけられる。この分野の急速な発展に対応し得る知識・技術および指導力を持った人材を育成することが本学部の目指すところである。この目標を達成するための学部教育に要求される基礎学力を身につけた学生を選考することが、本学部の学生の受け入れに際しての基本的な姿勢である。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

工学部独自に以下のような学生を求めて、毎年２名を定員としてＡＯ入試を実施している。

（ｉ）生命現象あるいはその応用に興味があり、高等学校等で関連する研究活動に取り組んできた人

（ii）勉学に情熱を持ち、探究心の旺盛な人

（iii）実験や観察にねばり強く取り組むことができる人

（iv）生物や化学に関する基礎知識を備えている人

出願に際して、高等学校の生物（化学も可）の課題研究や探究活動等の成果をまとめた「成果報告書」の提出を義務付けている。また、１次選考（書類選考）に合格した受験生には、２次選考（個人面接）において「成果報告書」の内容について 15 分程度の発表を義務付けている。

入学の実績は以下のとおりである。

2004（平成 16）年度　２名合格

2005（平成 17）年度　１名合格（入学辞退）

2008（平成 20）年度　１名合格

１次および２次選考ともに３名の専任教員が担当し、各選考過程で合否案を作成した後、学部の全専任教員で合否を審議しており、制度上適切に実施されている。

〔点検・評価〕

2004（平成 16）年度に合格した２名のうち、１名は２年次において退学（他大学へ再入学)。在学中の１名は、修得単位数が極めて少なく、就学意欲を喪失している。選考過程で基礎学力を審査する体制が、十分に整っていなかったためと考えられる。2006（平成 18）年度以降は、基礎学力を重視する目的で、高校における生物、化学および数学の科目において、評定５が２つ以上あることを出願要件に加えた。この変更後に入学した学生１名は、現在１年生として在籍している。

現行の選考制度で本学部が望むような学生が選考できるのか、学生の追跡調査等必要である。

〔改善方策〕

受験生の基礎学力、学習意欲等を的確に書類選考、面接で審査できるためには、担当教員の経験を必要とする。この制度の運用については、今後さらに議論していく。

基礎学力を重視するのなら、他の入学試験との違いはなく、ＡＯ入試を存続することの意義も薄れる。本試験制度による入学実績等を踏まえて、廃止も視野に入れた抜本的な制度の変更を行う時期に来ていると思われる。

Ｈ　コンピュータ理工学部

〔到達目標〕

理学部コンピュータ科学科および工学部情報通信工学科の到達目標を継承し、本学の建学の精神「将来の社会を担って立つ人材の育成にある」を、コンピュータサイエンス、ネットワークメディア、インテリジェントシステムという科学技術分野での技術者の育成を通じて具現化していくことが本コンピュータ理工学部の根本目標である。この目標に沿った教育が実を結ぶためには上記分野に対する適性と目的意識をもった学生の確保が不可欠である。そのために、本学部として独自の目標を本学の入試制度に十分反映させて本学部の教育目標を達成するに値する資質を備えた学生の確保に努める。

〔現状説明〕

（５）－１　ＡＯ入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度から発足した。2008（平成 20）年度の募集人員は３学科（コンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科、インテリジェントシステム学科）合わせて６名である。出願要件は以下の通りである、「自らのアイデア

に基づいて、自身で作成した作品（ハードウエアやソフトウエア等）とその説明書を提出し、面接で発表できる者。ただし、上記提出作品に加えてコンピュータに関わる自らの成果や実績を証明できる資料がある場合には、それらを添付してもよい」。

2008（平成 20）年度は、書類審査と個人面接を合わせて１回の選考で合否判定を行う方法を採った。この募集条件に対し、2008（平成 20）年度は 13 名の応募があり、審査の結果８名を合格とした（下記の表を参照）。ちなみに女子の応募はなかった。合格者のうち１名が辞退し入学者数は７名であった。

本年度のＡＯ入試の志願者・合格者数は以下の通りである。

（　）内は女子

	志願者数	１次選考合格者数	最終合格者数
2008（平成 20）年度	13（０）	－	８（０）

〔点検・評価〕

学部発足初年度におけるＡＯがどの程度受験生に注目されるかどうかに注意を払っていたが、募集人数の２倍強の応募があったことは評価に値する。ただし、新学部に非常に魅力を感じて応募したかどうかについては少々疑問であろう。今回の募集では、高校での評点に対する条件を課していないうえ、１回の選考のみであった。この選考方法のシンプルさが受験生に注目された可能性も考えられる。したがって、ＡＯの適切性について判断するには、ＡＯ入学者の入学後の勉学態度を注意深く見守っていく必要がある。

〔改善方策〕

まずは、ＡＯ入学者の勉学態度を注意深く評価していく。そのうえで、将来は、高校での評点に条件を課すことも考慮していく。

（６）入学者選抜における高・大の連携

〔現状説明〕

（６）－１　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

本学で行っている推薦入試の内、募集人員を多く設定している公募制の推薦入試は、現役の高校生を対象としている点を特徴としているが、公募制であるため、調査書・推薦書の提出以外の手続きにおいて、高等学校側の関与が少ない制度であり、高等学校と特段の連携は取っていない。ただし、推薦入試の中で、指定校推薦入試については、本学への入学者数の実績に基づいた指定校選定基準によって選定された各高等学校に対して、生徒の推薦を依頼している。したがって、被選定校に対しては、出願要件および推薦人数を示した個別文書によって、生徒の推薦依頼を行っているため、高等学校とは、推薦に際しての齟齬を生じないように連携をもつようにしている。なお、推薦入試における本学の高等学

校との連携については、公募推薦入試では、大学の教育目標、教育内容および公募推薦入試に関する情報提供を行うことが中心となっており、他方、指定校推薦入試については、推薦条件の相互確認を主とした連携を行っている。

（６）－２　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

高校生に対する大学の情報提供に当たっては、大学の沿革、学部紹介、教育内容、選抜方法等、本学を知る上で必要な情報について、理解に齟齬が生じないよう、内容を吟味し行っている。情報伝達の手段としては、オープンキャンパスを始めとする入学センター主催の各種イベントや高等学校からの依頼を受けて参加する進学説明会および模擬授業、全国各地で展開される進学相談会等を通じて、きめ細かく情報提供するように努めている。

なお、個々の情報伝達手段については次のとおりである。

①オープンキャンパス

大学のキャンパスを会場に、８月初旬に２日間、８月中旬に１日、９月中旬に１日の合計４日間開催して、教育・研究施設の見学、学部・学科（専修）における教育内容・カリキュラムの説明・模擬授業、入試説明会および入試・学生生活全般に関する個別相談対応等を行っている。開催の都度、参加者に対して行うアンケートにおいても、同伴する保護者を含めて、満足度は高い。

②本学主催入試説明会

本学および各都市（10 会場）で、進路担当の高校教員および高校生対象の入試説明会を実施。高校教員に対しては、本学の沿革ならびに大学全体および学部・学科（専修）に関する直近情報、前年度からの入試の変更点とＡＯ入試を含めた入試概要の説明、高校生に対しては、受験セミナーと称して、入試概要の説明、英語対策講座、個別相談を実施している。

③公募推薦対策講座および一般入試対策講座

本学および各都市で、高校生を対象にして、９月・10 月に公募推薦対策講座（10 会場）を、12 月には一般入試対策講座（５会場）を実施している。公募推薦対策講座では、英語・国語・数学（理系）を、一般入試対策講座では、英語・国語・日本史・世界史の勉強方法および出題の傾向や対策の講座を実施している。本学の試験対策に加えて、入試概要の説明、個別相談等、きめ細かい情報伝達を行っている。

④高等学校における進学説明会・模擬授業

高等学校からの要望により、直接、高等学校に出向き、進学説明会および模擬授業（分野別説明会を含む）を行っている。進学説明会では、大学の基本的な情報や本学の魅力について、生徒に対して、直接説明できることから、情報伝達の有効な手段として活用している。また、模擬授業では、大学での教育内容や学部・学科の学びについて理解を深めるために、直接的なアプローチを取っている。

⑤進学相談会への参加

入学センター以外の所属の若手職員に、入試アドバイザーを担当させ、全国各地（北海道から沖縄まで）で展開される進学相談会において、この入試アドバイザーから高校生に正確で、きめ細かい情報伝達を行うように努めている。

⑥広報印刷物および入試サイトの活用

現在、入学センターで発行している印刷物は、大学全般を紹介する「大学案内」、年４回発行し、イベント時期に合わせた広報展開を図る「京都産大スタイル」がある。また、理系の学生には、本学教員の研究内容を伝える「サイエンス＆テクノロジー」を発行している。さらに、入試概要、各種イベント等、全般的な入試情報発信の場として、ホームページを利用している。これらの紙誌類およびホームページについては、発行時期、内容ともに精査し、必要な情報伝達ができている。

⑦受験雑誌・新聞広告等への掲載

受験雑誌・新聞等の媒体を使った情報伝達では、伝達内容、時期、費用対効果等を検討し、掲載している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

オープンキャンパスを除き、進学相談会をはじめ、個々のイベントの中には、近年参加人数が減少傾向にあるものもある。今後は、さらにイベントの内容、開催時期・地域を精査し、見直しを図っていく必要があると考えている。また、イベントの開催と併行して、生徒個人や高校現場に対して、直接的なアプローチを含めて、情報提供を強化する必要があると考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

高校生に対して、本学の教育方針や、何が学べるかについて、正確に伝達することに重きを置くことが重要である。また、将来の進路についても、就職に関わる情報や大学院への進学等をきめ細かに分かりやすく伝達する必要がある。高等学校に出向いて行う模擬授業や進学説明会もさらに活性化させ、本学の教育・研究の成果や本学の学びの特徴を高校生に直接伝えることで、高等学校と良好な関係を築き、適切な情報伝達を図っていく。

（７）科目等履修生・聴講生等

〔現状説明〕

（７）－１　科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学では、高度な専門性を要する科目や段階的・継続的な科目等、単発的な学修が望ましくない科目を除き、高校生から社会人まで、広く科目等履修生および聴講生として、学修の場を提供している。

現在、学部授業科目における科目等履修生および聴講生の出願資格は、正規学生の入学

資格に準じており、外国人については、授業科目を履修するに際して必要な語学力および在留資格を有する者としている。

また、演習科目等の少人数科目、語学科目等、受講に際してある程度の知識が必要な場合は、授業担当者による事前面談等履修条件を設け、当該科目の学修に支障がないかを確認することで、円滑な授業運営ができるよう配慮している。

この出願資格を満たした出願者について、受講希望理由や目的等の書類選考を行い、教授会の議を経て学長が決定した者に対して受講を許可している。

さらに、受講可能な科目数を１学期につき５科目以内と限定することで、学修の充実度を高め、学修効果の向上を期待している。

なお、高校生への授業科目提供については、出願料・科目等履修料等を免除し、高校生が受講し易いよう配慮している。また、修得した単位は、本学入学後、受講生の希望により卒業に必要な単位数に充当できることとしている。

〔点検・評価〕

科目等履修生・聴講生については、各々、例年 20～30 名を受け入れている。このうち、毎年数名のリピーターによる受講が見受けられ、とくに聴講生においてその傾向は顕著である。これは、生涯学習の有効な場として、一般社会人から本学授業科目の特色・魅力が認知されていることの証であると言える。

反面、全体的な受講生数は、上述のとおり例年ほぼ同数で推移しており、他の私立大学と比較すると少ないと言わざるを得ない。また、高校生の科目等履修生についても、毎年１～２名の希望者しかいない。

受講生増加のためには、アクセスに便利なサテライト教室の利用をはじめ、提供科目の増加や制度の積極的な広報等について検討する必要がある。

〔改善方策〕

キャンパスプラザ京都（京都駅横）を利用して開講している科目については、利便性の良さにより受講し易い環境となっている。本学キャンパスで開講している科目をキャンパスプラザ京都にてリピート開講する等、サテライト教室の活用を検討する。

さらに、指定校や連携校への働きかけを行うと同時に、近隣高等学校への広報活動の強化、本学ホームページにおける広報内容の充実等を図る。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性

2008（平成 20）年５月１日現在の学生収容定員と在籍学生数の比率は、以下のとおりで

ある。学部毎に多少のばらつきはあるものの、学部および大学全体における収容定員に対する在籍学生数の比率は 1.30 倍（学部等申請時あるいは経常費補助金等における適正とされる超過率の目安）を下回っており、適切であると考えている。

定員等 / 学部	入学定員 ［人］	編入学定員 ［人］	収容定員 （a）［人］	在籍学生数 （b）［人］	在籍編入学生数 ［人］	b／a ［%］	過去４年間の超過率 ［%］
経済学部	570	15	2,310	2,851	28	1.23	1.19
経営学部	610	15	2,410	3,039	50	1.26	1.21
法学部	570	15	2,310	2,899	26	1.25	1.20
外国語学部	430	15	1,510	1,768	8	1.17	1.17
文化学部	200	0	800	973	0	1.22	1.18
理学部	90	0	525	614	0	1.17	1.19
工学部	57	0	402	502	0	1.25	1.20
ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ理工学部	135	0	135	149	0	1.10	1.10
合　　計	2,662	60	10,402	12,795	112	1.23	1.19

※経営学部は、2007（平成 19）年度から２学科増設。
外国語学部は、2008（平成 20）年度から１学科増設。
理学部は、2008（平成 20）年度から１学科募集停止し、２学科となっている。
工学部は、2008（平成 20）年度から１学科募集停止し、１学科となっている。
コンピュータ理工学部は、2008（平成 20）年度開設。

また、過去４年間の超過率（収容定員に対する在籍者数の割合）をみても、概ね、1.20 倍を下回っており、定員管理は適正であるといえる。

なお、単年度での学科単位における比率をみた場合、1.30 倍を超えるケースがあるが、あくまでも単年度でのケースであり、それが継続的な比率となるものではない。

編入学定員と編入学者数の比率について、経済学部：0.93 倍、経営学部：1.67 倍、法学部：0.87 倍、外国語学部（英米語学科）：0.27 倍と、学部によってばらつきがある。なお、編入学定員だけをみると、超過率の高さと低さが目立つ学部があるが、学部全体の収容定員に対する比率をみた場合、問題はないと考えている。

〔点検・評価〕

収容定員と在籍学生数との比率の適正を確保するためには、入学者数の決定、学業成績による留年率等がその重要な要素となる。

入学者数の決定に際しては、過去の歩留率のデータ分析、他大学の手続き日程との関係、受験生の志望動向等参考にしながら、入学定員により近似する学生数を確保するよう努力

している。本学では、補欠合格制度を採用しておらず、入学手続の動向を見ながらの入学者数の決定は行っていない。そのため、入学定員との誤差が生じることになり、多少の超過が生じることになる。しかしながら、超過率 1.30 倍を上回らないよう細心の注意を払っており、この点においては、入学者数決定に至るシステムは評価に値すると考えている。

また、学業成績と留年率については、安易に卒業させることは許されるものではなく、一定の学士力を学生に身につけさせて社会へ送り出せるよう、厳格な成績評価を行っている。その結果、本学における留年率は、2007（平成 19）年度の場合 17.2%であり、ここ７～８年この数値で推移している。これは他大学と比して比較的高い率であり、これが収容定員と在籍学生数の比率を高めている一要因となっていることは否定できない。

このような状況下で、収容定員の超過率を抑えるべく努力を重ね、安定した定員超過率で推移していることは評価できるであろう。

〔改善方策〕

収容定員と在籍学生数の比率の適正を担保するために、今後も継続した努力を続けていく。入学定員の管理については、引き続き、合格者数決定時の厳正な判定を行う必要があり、過去のデータ分析、受験生動向の情報収集、他大学の動向調査等、今以上により正確さと的確さを追究する努力を重ねていきたい。なお、入学定員の実質化を図るために、2009（平成 21）年度から一部の入学試験方式を除き、追加合格制度を導入することが決定している。なお、これについては、これから開始するものであることから、運用しながら適正さを高めていくこととする。

また、学業成績と留年率については、導入教育、大人数科目の抑制と少人数教育の充実、学生のポートフォリオシステムの構築、履修相談体制の強化等入学直後につまずくことで、低単位修得状態に陥り、そのことに起因して留年するというパターンからの脱却を目指し、よりきめ細やかな支援ができるようにする。これらは既に実行に着手しているが、まだ途上であることから、その充実を図っていく。

編入学定員と編入学生の比率については、編入学の取り組みのあり方について、検証を行う必要があろう。今後は、この検証を通じて、編入学定員について、適正な定員管理ができるような仕組みを構築したい。

以上のような取り組みを通じて、収容定員と在籍学生数の比率の適正化を図る。

※「（８）－２著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性」について、本学では、著しく欠員や定員超過が恒常的に生じている学部がないため、記載しない。

（９）編入学者、退学者

〔現状説明〕

（９）－１　退学者の状況と退学理由の把握状況

学生からの退学相談には、各学部の修学支援担当者が窓口となり対応している。この初期段階で時間をかけて面談を行い、退学に至った理由と経緯等について、聴取、確認を行っている。退学願受理後には、保証人（保護者）に退学意思を再確認し、学部教授会の議を経て、学長が許可する。

過去３年間（2005（平成 17）年～2007（平成 19）年）の退学者の状況は次のとおりである。

＜退学者理由別統計＞

	2005（平成 17）		2006（平成 18）		2007（平成 19）	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
経済的理由	72	24.2%	66	26.5%	55	17.3%
修学意欲の喪失	64	21.5%	44	17.7%	54	17.0%
就職	29	9.8%	30	12.0%	41	12.9%
他大学入学	41	13.8%	33	13.3%	59	18.6%
専門学校入学	29	9.8%	11	4.4%	20	6.3%
その他の進路変更	25	8.4%	35	14.1%	33	10.4%
病気	8	2.7%	9	3.6%	13	4.1%
海外留学	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%
海外渡航	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
進路の再考	10	3.4%	2	0.8%	6	1.9%
在学年数超過	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
一身上の都合	17	5.7%	19	7.6%	35	11.0%
計	297	100.0%	249	100.0%	318	100.0%

（９）－２　編入学生および転科・転部学生の状況

【編入学生】

編入学生については、①編・転入学試験（前期・後期）、②編入学指定校推薦入学試験により受け入れている。

①編・転入学試験（前期・後期）は、４年制大学からの転入学希望者とあわせ、学部・学科により異なるが、２年次生または３年次生で若干名を受け入れている。外国語（英語）をはじめ、各学部が指定する選考基礎科目等を受験科目としている。

②編入学指定校推薦入学試験は、編入学定員をもつ学部・学科において、短期大学における学業成績が優秀であると同時に、本学への入学を強く希望し、入学後の勉学について明確な志向と熱意をもつ学生を、短期大学長の推薦に基づき、３年次入学を許可する制度

である。短期大学長の推薦を尊重し、出願書類（推薦書、成績証明書、志望理由書）および面接にて判定を行う。この制度には、北京科技大学中日経済技術学院（中国）を含む。当学院に対しては、小論文も課している。

過去３年間（2006（平成 18）年～2008（平成 20）年）の編入学者の状況は次のとおりである。

＜編入学者数・充足率統計（編入学定員を設定する学部のみ）＞

	2006（H18）					2007（H19）					2008（H20）				
	経済	経営	法	外国語	平均	経済	経営	法	外国語	平均	経済	経営	法	外国語	平均
定員〔A〕	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
編入学者数〔B〕	8	25	11	9	13.3	14	17	8	3	10.5	7	21	9	5	10.5
充足率〔B〕/〔A〕	53.3%	166.7%	73.3%	60.0%	88.3%	93.3%	113.3%	53.3%	20.0%	70.0%	46.7%	140.0%	60.0%	33.3%	70.0%

【転学部・転学科生】

転学部・転学科生については、学部・学科により異なるが、１年次生終了時または２年次生終了時を出願資格としている。

過去３年間（2006（平成 18）年～2008（平成 20）年）の転学部者の状況は次のとおりである。

＜転学部者統計＞

志望先学部	2006（H18）		2007（H19）		2008（H20）	
	志願者数	合格者数	志願者数	合格者数	志願者数	合格者数
経済	3	2	7	7	5	2
経営	2	2	5	5	6	5
法	2	2	0	－	2	2
外国語	0	－	0	－	0	－
文化	1	1	0	－	0	－
理	0	－	0	－	0	－
工	0	－	0	－	0	－
計	8	7	12	12	13	9

転学科者の状況は、過去３年間（2006（平成 18）年～2008（平成 20）年）で、全学部合計で１名（理学部 数理科学科→物理科学科 合格）である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

【編入学生】

上記①については、若干名の募集であることにより、広報活動を行っておらず、問合せへの対応のみに止まっていることから、志願者は例年数名である。②については、制度開設時における短期大学との協定締結以降、指定校の見直しや志望学部のニーズ調査を行っていないことから、短期大学設置学科とのミスマッチ等の原因により、志願者人数が割当人数を下回っている状況である。

合格後は、各学部とも、入学時に編入学生対象ガイダンスを実施し、本学での学修へのスムースな導入支援と、２年間（２年次編入は３年間）の在学年数での卒業を見据えた指導体制を整えている。

【転学部・転学科生】

転学部出願者は、例年若干名という状況である。相対的に、理工系学部から社会科学系学部への転学部希望者が多い。

合格後は、各学部とも、転学時に転学部生対象ガイダンスを実施し、残り在学年数での卒業を見据えた指導体制を整えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

【編入学生】

編入学定員の充足を目指し、主に編入学指定校制度の見直しに着手する。

具体的には、制度導入以降、指定校として選定している短期大学との連携強化に加え、新たな指定校選定の検討を進めていく。検討にあたっては、入学後のミスマッチ等を招くことがないよう、各学部のカリキュラム委員が中心となって行うこととする。

【転学部・転学科生】

転学部・転学科は、大学として学生に推奨する性格ではないため、制度に係る改善の必要性は特別にはないものと思われる。

ただし、転学部・転学科を希望したものの、不合格となった学生に対するケアについては、支援体制を充実する。

２　大学院における学生の受け入れ

■　大学院全体

〔到達目標〕

各研究科において、幅広く門戸を開いて、学修意欲があり学力の優れた質の高い学生で定員を充足することが目標である。とりわけ、恒常的に欠員が生じている研究科において、より多くの入学者を確保することが最重要課題である。一方、受け入れた大学院生に対して満足度の高い、高水準の教育や研究指導を行うことも、達成すべき重要な目標となる。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

博士前期・修士課程（通信含む）は、秋季および春季の年２回の募集を行っている。さらには、学内推薦、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試と、対象者により細かな入試制度で対応している。博士後期課程は、春季の１回のみ募集しているが、前期と同様に一般、社会人、外国人留学生の入試制度を採用している。また、法務研究科（法科大学院）は、一般入試のみであるが、年２回の募集を行っている。

一般入試は、「博士前期・修士課程：外国語科目、専門科目および面接」「博士後期課程：外国語科目および面接」というオーソドックスな入試方法であるが、博士前期・修士課程入試成績優秀者は、2006（平成 18）年度から導入した学費減免制度（２年間学費の 15%減免）を受けられる。

社会人入試は、一般入試と違い、筆記試験をすべて免除（マネジメント研究科)、外国語科目を免除（法学研究科）する等の措置をとっている。さらには、在職のまま大学院に入学し、修了後はその成果を職場に活かすという主旨で、企業等推薦、自己推薦（自営業、税理士・会計士事務所等）制度を 2006（平成 18）年度入試から導入した。これらの推薦は、出願書類と面接により合否判定を行っている。

外国人留学生入試は、ほぼ一般入試と同様であるが、外国語科目については、日本語を課すことを基本としている。学費減免制度は適用されないが、別途、「私費外国人留学生授業料減免制度」により、入学年度は 60%、２年次は約 50%の減免が受けられる。

以上、学生募集および入学試験・判定等については適切に処理している。

〔点検・評価〕

学内推薦の導入により、少数ではあるが、学部成績優秀者を継続的に確保できるようになった。また、社会人に関しては、経済学研究科（通信教育課程）で 10 名前後が入学しているのをはじめ、企業等推薦や自己推薦制度を活用して数名の社会人が入学している。外国人留学生についても、マネジメント研究科を中心に、コンスタントに 10 名前後の入学者を確保できている。

他大学の出身者や理系の社会人・外国人留学生の確保は、依然として難しい状況にある。

〔改善方策〕

前述したように、選抜方法としては、それぞれの対象ごとに選抜方法を制度化し、募集を行っている。募集広報としては、ホームページ、資料請求者に冊子の配布、他大学への冊子の送付等を行っているが、外国人留学生や社会人向けに特化した冊子の作成やＷｅｂの活用、特定の大学等を訪問する等、広報戦略について検討をする必要がある。さらに、社会人を対象にした長期履修制度の導入により受験生を増やしたい。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学部から大学院への接続をスムーズに行うための施策として、2004（平成 16）年度から学内推薦を実施している。選抜方法は、学部４年次生（研究科によっては３年次からの飛び入学も可）の成績優秀者を対象に、出願書類と面接（筆記試験免除）により合否を判定する。2006（平成 18）年度からは、合格者に対して、入学金を除く学費の 25%を減免する「博士前期・修士課程入学時成績優秀者学費減免制度」を導入した。

〔点検・評価〕

各研究科毎に一定の条件のもと、選考されており優秀な学生の確保および学内進学者の負担軽減に繋がっている。また、４年次の春学期中に合格を決定することにより、４年次の秋学期を有効に活用し、大学院に入学する諸準備が無理なくできる。また、学費減免による経済的負担が軽減されたことにより、大学院生にとって、より研究に専念できる環境が整った。

現状は、対象の研究科あわせて 10 名前後に留まっており、一般入試等他の募集枠を圧迫する事なく適切な人数である。

〔改善方策〕

今後は、合格した４年次生での大学院授業の履修しやすい環境を整え、入学前既修得単位として入学後に単位認定できるよう学内体制を整備する等、学部・大学院の接続をさらに促進する施策を検討する。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

学内推薦は、募集人員を若干名としているが、それ以外の選抜に関しては、すべて他大学等に門戸を開放している。法務研究科（専門職学位課程）や経済学研究科（通信教育課程）では、圧倒的に他大学からの出身者が多くなっている。

〔点検・評価〕

一般入試をはじめ社会人・外国人留学生入試においても門戸を開放しているおり、制度上の問題はない。また、博士前期（修士）・後期課程では、2006（平成 18）年度入試から、社会人を対象に、企業等推薦や自己推薦による入試制度を導入し、社会人の受け入れ強化を図った結果、社会人が徐々に増加傾向にある。しかしながら、一般入試の場合、現状で

は、本学出身者が多数を占めている。

〔改善方策〕

社会人の受け入れ施策をすすめる一方で、一般入試への対策が必要である。大学院は、学部時のゼミや演習の延長上に位置づけられており、他大学からの本学大学院へ進学することは、やはりリスクが大きい。

したがって、短期大学や当該分野の研究科を設置していない大学に対して案内冊子の送付や訪問を行う等、積極的・効果的な広報展開を検討する。

（４）飛び入学

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

一般入試等において、大学に３年以上在籍し、所定の成績要件を満たす者に出願資格を与え、受験を認めている。さらに、経済学研究科で 2004（平成 16）年度入試から、法学研究科で 2006（平成 18）年度入試から、成績要件を満たせば、出願書類と面接（筆記試験免除）により合否を判定する学内推薦制度を導入し、これまでに４人を受け入れてきた。

受験資格・条件を研究科毎に設定に、選考についても学内推薦より高い基準を設定し、厳正に行っている。

〔点検・評価〕

修士の学位を取得するのに、大学入学後５年（１年短縮）で可能となること、また学費負担面でもメリットがあるが、現状では、早期学部卒業制度はなく、大学院へ入学するためには大学を退学する必要があり、本人にとってはリスクがある。

〔改善方策〕

大学を退学せざるを得ないことについて、成績優秀者で大学院に進学することを条件に大学の早期卒業を認める等の制度を検討する必要がある。あるいは、2007（平成 19）年度に大学院全体として制度化した入学前の既修得単位の認定制度をさらに推し進め、学内推薦の合格者や一定の成績基準を満たす４年次生（または３年次生）に対して、大学院の授業を先取り履修することを促し、大学院における在学期間の短縮に繋げることも検討材料の１つである。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

博士前期（修士）・後期課程では、2006（平成 18）年度入試から、社会人を対象に、企業等推薦や自己推薦による入試制度を導入し、年２回の募集（秋季および春季）を行い社会人の受け入れ強化を図った。また、2007（平成 19）年度から開設した経済学研究科（通信教育課程）は、すべて社会人対象である。

設備面においても、2003（平成 15）年度から、ＪＲ京都駅から徒歩５分圏内の場所にサテライト教室を設置し、大学院授業に優先的に利用している。

〔点検・評価〕

入学試験制度は充実してきており、企業等からの推薦や自己推薦による入学者が少しずつ増えている。また、サテライト教室を利用した授業も行われ、社会人受け入れのための環境は整ってきている。

〔改善方策〕

2009（平成 21）年度から開設するマネジメント研究科および法学研究科によるジョイント・プログラム（税務エキスパート）、引き続き 2010（平成 21）年度から開設予定のマネジメント研究科のコーポレート・コミュニケーションコース等社会科学系の研究科による社会人受け入れ方策により、社会人の受け入れ増加が期待できる。

しかしながら、経済学研究科（通信教育課程）以外は、通学制の課程であり、昼夜開講を行っていない本学では、在職の社会人を受け入れることは極めて難しい。したがって、在職の社会人や出産・育児等の理由による場合には、計画的に履修延長を認める、いわゆる「長期履修制度」の検討に着手している。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針。要件の適切性と明確性

大学院の受験資格を有する者に対して、当該研究科において認めた場合は、科目等履修生、聴講生の受け入れを行っているが、研究生の制度はない。

〔点検・評価〕

すべての科目についてではなく、在学生に開講している講義科目であることが原則となっているため、希望どおり受講できるとは限らない。

2007（平成 19）年度に入学前単位認定を制度化して以降は、社会人が科目等履修生とし

て数科目を履修し、大学院へ入学するケースが出てきている。

〔改善方策〕

研究生制度がなく、大学院を活性化させるために多様な身分を設けるべく制度導入の検討が必要であろう。また、社会人向けとしてもこの科目等履修制度をもう少し広報していくことが必要である。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

11 月および１月の年２回募集を行っている。マネジメント研究科で最も多く受け入れている。経済的支援として、外国人留学生授業料減免制度により、入学年度は、授業料の 40%減免、さらに特別減免の 20%を含めると合計 60%の減免となる。２年次についても、特別減免はないが、それに代わる奨学金により合計約 50%の減免が可能である。

〔点検・評価〕

大学院研究科の外国人留学生に対する経済支援は、上述のとおり充実しており、経済的サポートは充実していると言える。

文系の研究科では、毎年、継続的に受け入れているが、理系の研究科ではほとんど実績は無い。また、本学の学部留学生が多く、外部からの受験生獲得も必要である。

〔改善方策〕

広報としては、一般入試と同様に、ホームページに掲載しているほか、パンフレット等の冊子類を作成し、全国の主要大学に送付している。今後は、外国人向けとして特定し、英語による広報あるいは現地への訪問、現地での入試等検討の余地はある。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

博士前期・修士課程の在籍学生数については、経済学研究科、外国語学研究科（中国語学専攻・言語学専攻）、理学研究科（数学専攻）、工学研究科（情報通信工学専攻）で問題となっている。また、博士後期課程については、ほとんどの研究科において収容定員を大きく下回っている。定員管理については適切な対応が結果としてできていない。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

経済学研究科の博士前期課程、外国語学研究科（中国語学専攻・言語学専攻）修士課程については、恒常的に欠員が生じている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院活性化施策として、2006（平成 18）年度から、様々な観点から施策に取り組み運用段階に入っている。

第一には、入学試験制度である。学部・大学院の接続をスムーズにするために、学内推薦制度を設けると共に、入学前既修得単位認定についての制度化を図った。学部成績優秀者は、ほぼ卒業要件単位を修得済みであるため、４年次のうちに大学院の授業を履修し、入学後は申請により大学院の単位として認定できるよう、学内制度として規定化を図った。現在のところ、学内推薦は、全研究科で導入済みであり、恒常的に入学者を確保できるようになってきたが、大学院授業の履修は、一部の研究科において制度化されただけで、なお検討段階にある。しかし、入学前単位の認定は、科目等履修または他大学院において履修した科目を、これまで実際に２件３科目を認定しており、今後さらに一般化していくと思われる。

第二は、経済的支援である。大学院への進学を決定する大きな要因として、やはり経済的負担は外せない。博士前期・修士課程における学費減免制度として、学内推薦合格者には全員に、入学金を除く学費（授業料、事件実習費等）の 25%を減免する、一般入試（秋季募集）合格者の成績上位者（最大２分の１）に入学金を除く学費（授業料、事件実習費等）の 15%を減免する制度を 2007（平成 19）年度から導入した。減免期間は２年間（１年次終了時に継続審査)。また、入試成績優秀者に漏れても、１年次の学業成績等優秀者には、同様に学費の 15%が減免される制度も同時に導入した。減免期間は２年次の１年間のみ。この制度の導入により、２年次生等低年次の学部生から問合わせが徐々に増える傾向にあり、関心の高さが伺える。

第三は、教育研究支援である。博士後期課程におけるＲＡ制度は、これまで指導教員の外部資金が確保されている場合のみＲＡとして雇用できる制度であった。これを、外部資金を獲得していなくても、共同研究として学内で認められ研究資金を援助される研究プロジェクトに対しても、ＲＡの雇用を認めることとした。さらには、それら以外の研究に対してもＲＡを雇用できるよう拡充した。人件費として、外部資金を確保している場合は年間 120 万円、学内で認められた共同研究が年間理系 55 万、文系 45 万、それ以外の研究が年間理系 25 万、文系 15 万が確保されることになり、研究プロジェクトの遂行に役立てると同時に、院生の経済的支援にも繋がる。なお、この制度により、実際に後期課程進学を決めた学生が出てきており、今後も期待が持てる。

第四は、進路支援である。大学院への進学を考えるとき、修了後の進路は最も大きな要

員といっても過言ではない。2007（平成 19）年度から本格的にスタートしたプログラム概要は以下のとおりである。年度始めには、コーチング手法に基づき、大学院へ入学した目的をはっきりさせるとともに、将来の目標を明確化させていくための導入セミナー、目標が明確になれば、業界情報の研究、エントリーの手法、模擬面接、という具合に、就職活動スケジュールに合わせて、次第に実践的な内容となるコース設定になっている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

これまで、多角的に大学院の活性化を行ってきた。これらの施策を導入してから、２年～３年が経過するところである。直接、志願者増に繋がった場合もあるが、全体的にみれば、はっきりと効果が現れているとは言い難い。

これらの施策は、環境を整備したと言えるが、大学生の大学院への進学に際しては、やはりゼミ教員（指導教員）の影響が大きいことは確実である。今後は、これらの施策を検証するとともに、指導教員がこれまで以上に学部生に働きかける、院生を指導する教員へのインセンティブを検討する等、次なる検討が必要である。

また、学生募集・選抜方法だけでなく、カリキュラムを含めた総合的な検討が必要である。

Ａ　経済学研究科

〔到達目標〕

経済学研究科は、「多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって、現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析・考察でき、かつ的確な解決策を提示できる高度専門職業人や研究者を育成する」ことを目的に設置されており、そのための体制を整え、定員 10 名を受け入れ目標としている。

近年の経済学研究科への志願者・入学者は、マネジメント研究科設置以降大きく減少してきた。これに対応すべく経済学研究科では、少人数授業で、密度の濃い経済学の学修ができ、研究意欲を十分に引き出す環境を整えるなど、これまで受け入れ体制の充実を図ってきた。授業科目についても、経済学部卒業者だけでなく、それ以外の卒業者にも研究しやすいように経済学基礎などの導入科目を配置するなどフォローアップ体制を整えており、選択試験においてもこれまでの入試方式に加えて飛び級入試や推薦入試を実施するなどして、社会人を含む多様な受験者に広く開放する努力を続けている。

このように本研究科の改革を模索する中で、勉学ニーズの多様化に対応するべく通信教育課程の構想が持ち上がり、2007（平成19）年度には、「経済学研究科（通信教育課程）」を設置した。社会人の「通信教育課程」での研究意欲は強く、現状で社会人を受け入れる体制は整った形となったが、今後さらに学部生・外国人留学生の「通学制」での受け入れを促進すべく引き続き努力を重ねていきたい。

＜経済学研究科（通信教育課程を含む）の志願者・入学者の推移＞

			04（平成16）年度	05（平成17）年度	06（平成18）年度	07（平成19）年度	08（平成20）年度
経済学研究科博士前期課程（通学制）	一般	志願者・入学者	７・４	６・２	５・０	２・１	２・０
	外国人	志願者・入学者	１・０	２・２	１・１	１・１	３・２
	社会人	志願者・入学者	０・０	１・０	０・０	０・０	０・０
	学内推薦	志願者・入学者	０・０	１・１	２・１	０・０	０・０
	計	志願者・入学者	８・４	10・５	８・２	３・２	５・２
経済学研究科博士後期課程		志願者・入学者	１・１	１・１	２・２	０・０	０・０
経済学研究科(通信教育課程)		志願者・入学者	－	－	－	13・４	15・10

注）通信教育課程は、全て社会人である。通信教育課程の「－」は未設置を示す。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

経済学研究科での博士前期課程（修士課程）の募集は、1999（平成11）年度から年２回となり、秋季入学試験は９月に、春季入学試験は２月に実施されている。後期課程の募集は年１回であり入学試験は２月に行われている。

修士課程の入学者選抜方法は、従来は外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語のうち１言語選択）、専門科目Ⅰ（経済学：理論・政策または経営学）、専門科目Ⅱ（経済史、経営史、会計学、統計学のうち１科目選択）および口述試験（面接）により総合的に行われていた。1999（平成11）年度から外国語科目は英語のみとなり、専門科目Ⅰ、Ⅱも2001（平成13）年度から１科目の専門科目（経済学または経営学）となったが、2002（平成14）年マネジメント研究科が開設されたため専門科目は経済学（ミクロ経済学とマクロ経済学の基礎的知識を問う）のみとなった。

従来は社会人および外国人留学生に対する特別な入学試験はなく、通常の入学試験を弾力的に運用することで対応してきたが、1999（平成11）年度から、外国人留学生および社会人にも入学試験制度が設けられ、入学者選抜方法はそれぞれ英語、専門科目（専攻についての一般的､基本的知識を問う）および面接を行っている。さらに、少しでも入学者を増やすべく学内推薦入学制度も設けられ、出願資格基準（①経済学部の７セメに在籍している者　②６セメまでに卒業要件単位を110単位以上修得し、修得した科目の50％以上が80点以上の評価である者）を満たす者で卒業研究担当教員、学部長または演習Ⅲ担当教員の推薦状を提出できる者であれば面接（年１回６月）のみで入学できることになった。

後期課程の入学者選抜方法は、外国語科目（英語に加えてドイツ語・フランス語のうち１言語選択）および修士論文の内容を中心とする口述試験により行われている。

以上、入学者選抜方法は、修士課程および後期課程ともに、語学と専門分野をカバーす

る筆記試験と口述・面接試験により総合的に行われている。

〔点検・評価〕

上記のように募集方法および入学者選抜方法は適宜改革されており、またカリキュラム充実のために大学院担当の教員の人数が多く開講科目が多岐の専門分野にわたるよう受け入れの改善施策は引き続きとられているが、研究科生への応募人数増に直接結びついていない。

〔改善方策〕

受験者数を増加させるために現在、経済学研究科の少人数の若手教員で構成されるワーキング・チームで対策を検討中である。ワーキング・チームで集中的に論議された結果は、将来構想検討員会を経て、研究科会議で審議される。現在、ワーキング・チームでは、現役学生の大学院修了後の進路のあり方や、社会人対象の入試制度の見直しや標準修了年限の延長等について、他大学の事例を参考に検討中である。

なお、今後は、大学院をめぐる著しい環境変化が想定されることから、ワーキング・チームの常設化も必要となろう。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

研究職志願者および高度専門職志願者の学生に対して、2004（平成16）年度から学部４年生の成績優秀者を対象に「学内推薦入試」が、また、３回生を対象に「飛び級入試」制度が導入された。

学内推薦入試の出願資格基準は、①経済学部の７セメに在籍している者、②６セメまでに卒業要件単位を110単位以上修得し、修得した科目の50%以上が80点（優）以上の評価である者、③演習Ⅲの担当者または学部長から推薦状が受けられる者、となっている。学部成績でみると上位９%前後に該当する学業成績優秀な学生を対象としていることとなっている。

〔点検・評価〕

「学内推薦入試」を利用して、2005（平成17）年度と2006（平成18）年度に各々１名入学している。また、「飛び級入試」制度を利用して、2004（平成16）年度に学内推薦で１名入学している。入学者のその後の優れた学業成績・修士論文の内容をみても、この制度の効果は大きい。

〔改善方策〕

学生推薦制度は効果をあげており、さらに制度を有効利用するため今後とも、学部ゼミ担当教員等を通して、学部学生に情報を積極的に提供し、志願者数を増加・維持することが必要である。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

経済学研究科博士前期および後期課程への他大学等からの入学者数は、1999（平成11）年度の５名が最大であり、最近は１名か０名である。2004（平成16）年度からの志願者数（うち他大学出身者数）、入学者数（うち他大学出身者数）の内訳は次のとおりである。

＜経済学研究科博士課程への志願者数の推移＞

年　度	志願者数（人）	入学者数（人）
2004（平成 16）年度	９（３）	５（１）
2005（平成 17）年度	11（０）	６（０）
2006（平成 18）年度	10（１）	４（０）
2007（平成 19）年度	３（０）	２（０）
2008（平成 20）年度	５（２）	２（０）

注）外数が総数であり、（　）内が他大学出身者数である。

〔点検・評価〕

大学院間の競争が激しくなってきている中で、魅力ある研究科ということを発信するとともに、カリキュラムの整備およびスタッフの充実等を推進することにより、前期課程・後期課程に対する研究者志望の志願者・入学者の増加を実現していくよう努力していくことが望ましい。受け入れ体制は充分であるが、積極的な情報活動により他大学からの入学者を増加させる努力が必要である。

〔改善方策〕

他大学からの受験者数も含めて志願者数を増加させるために、現在、大学院活性化ワーキング・チームで可能な対策を検討中である。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

成績優秀な学生が本研究科に入学できるプログラムとして、2002（平成14）年度より「飛び級入試」制度を導入した。「飛び級入試」制度への出願資格基準は、①４年制大学の３年次以上に在学中の者、②受験年度３月末現在においては、110単位以上を修得見込みである者、③２月（春季）入試の場合①当該大学の卒業要件単位80%（60%）以上修得し、その70%（90%）以上が80点（優）以上の評価である者（９月（秋季）入試の場合①当該大学の卒業要件単位60%以上修得し、②その90%以上が80点（優）以上の評価である者）と、なっており、本学の場合、学部成績でみると上位２～３%に該当する成績優秀者に該当する基準である。

〔点検・評価〕

「飛び級入試」制度を利用して、2003（平成 15）年度に一般入試で１名、2004（平成 16）年度に学内推薦で１名入学している。２名の入学後の学業成績・提出修士論文を勘案しても飛び入学制度は有効であると評価できる。さらにこの制度を発展・活用するため今後とも、学部学生に情報を積極的に提供し、受験者数を増加させる努力が必要である。

〔改善方策〕

飛び級入試による受験者数を増加させるために、今後、本学内だけでなく、他大学に情報を積極的に発信することも検討する必要があろう。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会人学生とは、本大学院において「個別の入学資格審査により、大学を卒業した者あるいはそれと同等以上の学力があると認められた者で２年以上の勤務・社会活動経験を有する者」と定義されている。社会人入学試験を経て入学した学生の在籍者はこれまで実績がない。ただし、通常の入試を経て入学した海上自衛隊幹部は過去に在籍していた。

なお、経済学部が別途開設した通信制の経済学研究科では社会人を受け入れており、現役の社会人の研究ニーズに対応する体制を確立しているものの、本研究科でも若干名の受け入れに向けた柔軟な制度・施策が求められているといえる。

〔点検・評価〕

社会人の受け入れは、ゼロの状態が続いている。その背景には、経済環境の変化から、

仕事を離れて２年間通学する負担は経済的にも精神的にも重いことが最重要課題であり、それへの対応策が必要であろう。

〔改善方策〕

今後は社会人や主婦、退職者を含め生涯教育の一環として通学による研究科での学修意欲の高まりも予想され、これら社会人研究科生の受け入れ増加策については、大学院活性化ワーキング・チームで検討中である。具体的には、大学院委員会で検討中の前期課程を３年ないし４年で修了する長期履修制度（２年の場合と学費等経済的負担を公平にすること等）や、通信教育課程で実施中の修士論文に代える課題レポート制の導入等、多方面にわたる積極的支援策が必要とされよう。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

経済学研究科への科目等履修生・研究生・聴講生の実績はない。

〔点検・評価〕

科目等履修生・研究生・聴講生の実績はないが、受け入れ体制は充分であり、積極的な広報活動により周知徹底させる努力が必要である。

〔改善方策〕

受け入れ体制について問題があれば、将来構想検討委員会で検討の上、研究科会議で審議される。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

2004（平成16）年度以前において本研究科には８名の外国人留学生が在籍していた。2004（平成16）年度以降の志願者数と入学者数は次のとおりである。

2004	博士後期	志願者１名	（入学者１名）
	前期	〃　１名	（入学者０名）
2005	前期	〃　２名	（入学者２名）
2006	前期	〃　１名	（入学者１名）
2007	前期	〃　１名	（入学者１名）
2008	前期	〃　３名	（入学者２名）

2004（平成16）年度以降はすべて中国人留学生である。外国人留学生に対する履修指導は、研究指導教員が中心となり対応がなされている。

〔点検・評価〕

現在の研究生についてはすべて本学の卒業生であり、すでに研究内容についても日本語で質疑・応答できる外国人留学生ばかりである。入学後の履修状況も良好で、また論文指導についても十分な指導がなされており、とくに問題点はない。

また、私費外国人留学生には経済学研究科も含めて全研究科で授業料減免・授業料特別減免・学業成績優秀者奨励金が行われる等、経済的支援は手厚くなっている。

〔改善方策〕

英文Ｗｅｂページの充実を含め、外国人留学生の人数を増加させるために、その広報等には、さらに努力する必要があろう。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

博士課程への志願者数、合格者数および入学者数を 2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度入試までの５年間について整理したのが『大学基礎データ（表 18－３）』である。博士前期課程は定員 10 名に対して、入学者は４名，５名，２名，２名，２名で、博士後期課程は定員５名に対して、入学者は１名，１名，２名，０名，０名であり、いずれも低迷している。これまで入学者増加の手だてを各種講じ、学生確保のための措置を適切に行うべく努力してきたが、経済学研究科通学制の充足率は高まっていない状況にある。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

これまで、パンフレット『大学院案内・研究科紹介編』および冊子『大学院案内・教員・研究紹介編』を作成・配布するとともに、学内において経済学研究科募集説明会を開催して、学生募集に有効な対応策を講じるべく努力を続けてきた。説明会の参加者数にも増加の兆しが見られている。

また既に記したように、少しでも入学者を増やすべく学内推薦入試制度や飛び級入試制度も設け、特段の学業成績優秀者に限定されるものの、早い時期での大学院入学を可能にする等、努力してきた。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

志願者および入学者増加の手だてを講じてきたが、経済学研究科通学制の充足率は未だ高まりを見せていない。しかし、社会人入学についてみれば、本学経済学研究科・通信教育課程の方の定員は充足されており、改革の努力は異なった面で満たされたことになる。今後は、本研究科でも主婦や退職者を含め生涯教育の一環として学修意欲の高まりも予想され、これら社会人学生の受け入れを含めて、増加策の検討が必要である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

これまでも入学者増加の手だてが講じてきたが現在まで効果はみられていない。今後は、学生だけでなく、社会人のキャリア・アップや主婦・退職者を含め生涯教育の一環として学修意欲の高まりも予想されるところから、発想を転換し、これら社会人等受け入れ増加策について検討していきたい。経済学研究科会議のもとに、中堅・若手教員を中心としたワーキング・チームを設置し、社会人対象の長期履修制度の導入および外国人留学生・社会人入試制度の見直し等が、2008（平成20）年度中に検討されつつある。

併せて、経済学研究科の広報も新たな策を講じる必要があろう。

Ｂ　マネジメント研究科

〔到達目標〕

マネジメント研究科における基本方針は、組織を運営しうる能力（マネジメント能力）を基盤とする高度専門職業人の養成である。そして、そのような学生を養成するための受け入れの基本方針は「出身学部を問わない」ことであり、人文科学系・社会科学系・自然科学系学部の出身者の受け入れを実施・実現することにある。このことは、一般学生・社会人・外国人留学生すべてに共通した基本方針であり、この基本方針を遂行することが到達目標である。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

＜大学院研究科の学生募集の方法＞

（前期課程の募集方法）

前期課程では、秋季試験と春季試験を区分して、受験対象者に応じて入学試験を実施している。ここでは各募集方法の概略的特徴のみをあげる。

①一般入学試験

・学部学生（あるいは他大学院）から前期課程入学を志願する者を対象

＊秋季試験：概ね９月上旬実施

＊春季試験：概ね２月中旬実施

②社会人入学試験

・社会人一般：継続的実務経験２年以上で、入学時 22 歳以上の者が対象

・社会人自己推薦：継続的実務経験を有する入学時 22 歳以上の者が対象

・社会人企業等推薦：継続的実務経験２年以上で、入学時 24 歳以上の者が対象

＊秋季試験：概ね９月上旬実施

＊春季試験：概ね２月中旬実施

注：社会人自己推薦試験・社会人企業推薦試験は 2005（平成 17）年度創設。また、出願資格等の審査は別途実施している。

③外国人留学生試験：外国人留学生対象（海外の大学を卒業・卒業見込み学生を含む）

＊秋季試験：概ね 11 月上旬実施

＊春季試験：概ね１月中旬実施

注：海外の大学を卒業・卒業見込みの外国人留学生の受験については、出願資格等の審査を別途実施している。

④マネジメント研究科「特進制度」試験：2006（平成 18）年度創設

・７セメスターに在籍する本学学部４年次生で、出願資格要件を満たす者。ただし、前期課程入学時には学部卒業要件を満たす者とする。

＊試験：2007（平成 19）年度以降は４月上旬に語学試験と面接を実施

注：創設年度は６月上旬実施、面接のみ実施

⑤マネジメント研究科「飛び入学」試験：2005（平成 17）年度創設

ⅰ）３年次生で、５セメスター修了までに出願資格要件を満たす本学学部生。

＊一般学生：９月上旬の「秋季試験」を受験すること

＊外国人留学生：11 月上旬の「秋季試験」を受験すること

ⅱ）３年次生で、出願時に６セメスターまでに出願資格要件を満たす見込みのある本学学部生。ただし、前期課程入学時には出願資格要件を満たしている者とする。

＊一般学生：２月中旬の「春季試験」を受験すること

＊外国人留学生：１月中旬の「春季試験」を受験すること

その他に、米国ミズーリ大学ビジネス・スクールとの共同プログラムである「デュアル・ディグリー・プログラム」入学試験があるが、この試験も大学院入学試験と同様に実施される。ただし、ミズーリ大学からの受け入れ学生（９月入学）については、当該入学年度 7 月中にマネジメント研究科会議によって、厳正に審査される。

（後期課程の募集方法）

①一般入学試験：一般学生・社会人対象

＊２月中旬

注：社会人は一般（継続的実務経験２年以上で、入学時 24 歳以上）・自己推薦（入学時 24 歳以上）・企業等推薦（継続的実務経験２年以上で、入学時 26 歳以上）を含む。

②外国人留学生

＊１月中旬

＜入学者選抜方法の適切性＞

（前期課程における選抜方法）

前期課程では、一般入学試験・社会人入学試験・外国人入学試験で選抜方法は異なる。しかしながら、語学試験・小論文（筆記）試験共に、経営学（マネジメント）分野の専門的知識を問う試験内容ではないことは共通している。ただし、2009（平成 21）年度から創設の、本学法学研究科との「ジョイントプログラム＜税務エキスパート＞」は、税理士資格取得を支援する制度であり、一般学生・社会人志願者全員に、会計学の専門知識を問う入学試験と法学研究科の教員との合同面接を別途実施する予定である。

また、米国ミズーリ大学との共同プログラムである「デュアル・ディグリー・プログラム」においては、出願資格には、TOEFL スコア 550 点以上、GMAT スコア 500 点以上の要件を満たした上で、専門の試験を受けるようになっている。

①一般入学試験

＊英語（60 分、辞書持込可・電子辞書不可）

＊小論文（60 分）

＊面接（「研究計画書」の質疑応答を含む）

②社会人入学試験

＊面接（「研究計画書」の質疑応答を含む）

③外国人留学生入学試験

＊日本語（60 分）

＊面接（「研究計画書」の質疑応答を含む）

その他、「特進制度」「飛び入学」両入学試験では、経営学部における成績評価等により、マネジメント研究科での出願資格審査の上、「特進制度」試験では英語と面接、「飛び入学」試験では、一般入学試験・外国人留学生入学試験と同じ試験（一般学生は英語と小論文、外国人留学生は日本語）および面接が実施される。

（後期課程における選抜方法）

＊英語（60 分、辞書持込可・電子辞書不可）

＊面接（修士論文を代表とする研究業績等と「研究計画書」の質疑応答を含む）

ただし、一般入学・社会人・外国人留学生の各試験の区分は無い。

〔点検・評価〕

「出身学部を問わない」というマネジメント研究科の基本方針に沿って言えば、募集方法・選抜方法に特段の改善が必要であることを認めない。本研究科は、志願者と入試の結果である入学者の増加という量的充足（定員充足）のみを志向していては、研究科自体の衰退に直結すると考える。試験によるハードルを低くするのではなく、カリキュラム内容

と研究指導体制の充実を以って、学生の質的充足と定員充足を図るべきであるということが本位であると考えるため、適切性は十分に確保できている。

ただ、「デュアル・ディグリー・プログラム」における受験資格のうち、学部成績のＧＰＡが 3.0 以上であるという要件については、ミズーリ大学を始めとする米国大学における成績評価基準と本学経営学部における成績評価基準に乖離が見られることが、ミズーリ大学との協議で判明したため、この点については、今後の課題である。

〔改善方策〕

上述した「デュアル・ディグリー・プログラム」における改善点（ＧＰＡ値）については、ミズーリ大学との協議の積み重ねを検討する。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

マネジメント研究科では、無試験での「学内推薦制度」を採用していない。ただ、学部における成績優秀者で大学院進学希望者に対して、「特進制度」を創設した。創設年度である 2006（平成 18）年度は面接のみ６月上旬実施し、2007（平成 19）年度から、学部４年次の４月上旬に語学試験・面接を実施し、合格者には前期課程における科目等履修生として大学院での受講を認め、翌年度４月の大学院前期課程入学に際して、入学前（すなわち学部４年次）に修得した単位を、10 単位を限度に、これを前期課程修了必要単位（30 単位）に算入し、入学後１年間で前期課程を修了することを目標とする。しかし、この制度による志願者は、2008（平成 20）年度現在でまだ出ていない。

この制度は、「飛び入学」制度の改善・補完をなす制度でもある。「飛び入学」制度で前期課程に入学した場合、何らかの事情で修了できなかった場合、学士の学位をも修得できないということを懸念する学生のために導入したものである。

〔点検・評価〕

上記の「特進制度」においては、学部を卒業後の前期課程入学となり、「飛び入学」における学士の学位をも修得できないという懸念を解消する制度であるがため、その適切性は、現在のところ疑いの余地は無い。しかしながら、この制度による志願者はこれまで甚少であるのが現状である。その理由としてあげられるのは、企業における「採用活動時期の前倒し」傾向にあると考えている。周知のごとく、企業の採用活動は学部３年次の秋から開始されている。しかも、採用における「内々定」が学部４年次の４月をピークになされていることもまた周知のことである。

このような状況から、学部学生にとって、４年次の４月上旬の試験の準備は、就職活動

と相俟って、困難なことであることは容易に察知され、しかも、希望する就職先と大学院入学との比較において、大学院進学が魅力的に映らないことが、志願者が無い理由であると考えられる。このことから考えて、「特進制度」における入試を４年次４月以降に実施することにしても、学生の視点に立てば、状況にはまったく変化が無い。就職希望企業と大学院進学との優先順位の選択・決定の問題であるからである。前期課程１年次の秋から翌春にかけて（この時期は「特進制度」の目標から考えて、修士論文の執筆時期と重なる)、就職活動を行わなければならない大学院生にとって、この優先順位の選択・決定は、非常に困難なものとなっている。

〔改善方策〕

学部における初年次からの５年計画による学士・修士の学位取得の長所・意義等の情宣活動が必要とされる。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

マネジメント研究科では、入学志願者に対して「出身学部を問わない」ことを前提としており、したがって、他大学・他大学院からの受け入れは当然のこととして、とくに前期課程における入学試験は実施されている。また、試験の出題内容においても、経営学（マネジメント）各領域における専門的知識を要求するものは出題されていない。ただし、2009（平成 21）年度に創設される、本学法学研究科との「ジョイントプログラム＜税務エキスパート＞」の入試においては、税理士資格取得を支援する制度であり、会計学の専門知識を問う試験内容が出題される。

以下に示す数値は、「門戸開放率（＝他大学・他大学院出身者÷入学者総数×100)」の状況である。本学他学部・本学他大学院出身者を他大学・他大学院の数値には含めていない。

（前期課程）

年度	門戸開放率（%）	（入学者総数）
2005	40.0	15
2006	30.7	13
2007	33.3	9
2008	33.3	12

注：2006（平成 18）年度の数値では、ミズーリ大学からの受け入れ学生１名を含む。

この期間の平均「門戸開放率」は、34.6%となっている。

また、マネジメント研究科では、米国ミズーリ大学ビジネス・スクールとともに「デュ

アル・ディグリー・プログラム」を、2006（平成 18）年９月に創設した。このプログラムでは、マネジメント研究科とミズーリ大学ビジネス・スクールに、それぞれ１年間在籍中に所定の単位を修得すれば、修士（マネジメント）とＭＢＡが修得可能というプログラムであり、2006（平成 18）年９月には、ミズーリ大学より１名の学生を受け入れたが、その後、日本語能力の不足を理由として、受け入れ学生はいない。

（後期課程）

年度	門戸開放率（%）	（入学者総数）
2005	0.0	1
2006	0.0	0
2007	100.0	1
2008	66.6	3

〔点検・評価〕

「出身学部を問わない」基本方針からいって、「門戸開放」は達成できているが、マネジメント研究科におけるカリキュラム内容からか、「一般学生」は他大学の出身者であっても経済学部・経営学部といった社会科学分野出身の学生が多い。研究科としては、人文科学系・自然科学系学部出身の学生数の増加が必要であると考えている。

〔改善方策〕

他大学、とくに女子大との連携の必要性を考慮している。女子大においては人文科学系学部が多く、女子大の学生においてもマネジメント教育・研究は必要性はあると考えられるからである。このためには、「リメディアル教育」の更なる改善の必要性がある。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

マネジメント研究科では、前期課程において 2005（平成 17）年度から、いわゆる「飛び入学」を実施している。ただし、マネジメント研究科における「飛び入学」は、前期課程における一般入試と外国人留学生入試の出願資格を３年次生に付与するものであって、両入学試験において何らかの特典を付与するものではない。したがって、「飛び入学」という名称は使用していない。2005（平成 17）年度から 2008（平成 20）年度までの間、この制度によって合格した学生は、2005（平成 17）年度の２名である（内１名は進路変更（就職）のため入学辞退、他の１名は前期課程を２年で修了した）。

「飛び入学」を希望する学生に対しては、学部における成績評価等、入学試験結果、「研

究計画書」、および学生本人の研究意欲等と前期課程における演習担当教員の指導力を厳格精査した上で入学を許可している。よって、運用の適切性は十分であると考える。

〔点検・評価〕

「飛び入学」による入学者は甚少である。このことは、上述した「特進制度」と同様、就職と大学院進学の選択・決定の理由による。とくに、「飛び入学」では、前期課程を修了しなければ、学士の学位をも修得できないことになるがゆえに、入学許可に際しては厳格に精査する。このために、「飛び入学」による志願者・入学者が少ないと考えられる。

〔改善方策〕

マネジメント研究科では、「飛び入学」における制度自体を改善する意思は無い。学生にとって、いわゆる「リスク」が非常に高い制度であるからである。その改善方策として、上述した「特進制度」が創設されたのである。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

（前期課程）

前期課程における社会人学生の受け入れ状況は以下のとおりである。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2005	5	5	5
2006	2	2	2
2007	5	3	3
2008	3	3	3

（後期課程）

後期課程における社会人学生の受け入れ状況は以下のとおりである。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2005	0	0	0
2006	0	0	0
2007	1	0	0
2008	3	3	3

〔点検・評価〕

前期課程・後期課程共に、社会人学生の受け入れ人数は少ないと考えている。マネジメント研究科の基本方針としては、積極的に社会人学生を受け入れることとしているが、社

会人学生向けに特化した授業日を原則土曜日に設定しているために、学生にとっては非常にタイトな履修スケジュールになっていることと、高額な授業料の納付も、社会人学生が少ないことの要因となっていることは否めない。このため、夜間開講をサテライト教室（ＪＲ京都駅前）に開設しているが、社会人学生の受講につながってはいない。

前期課程においては、優秀な学生に対して、授業料納付を軽減するため、１年で修了可能な制度も導入しているが、履修スケジュールがさらにタイトとなるため、効果を発揮していないのが現状である。

〔改善方策〕

以上の点を鑑み、2009（平成 21）年度から、「長期履修制度」の導入を予定している。この制度は、前期課程において、標準的な２年修了にかかる授業料等の納付額と同額の納付額を、入学時に３年修了・４年修了を認めた学生に対して、３年・４年の長期の分散・納付を認め、社会人学生の経済的負担の軽減を図るものである。また、あわせて、2009（平成 21）年度から、前期課程に、新たに設置される「コーポレート・コミュニケーション・コース」においては、土・日両日開講を行い、履修スケジュールの時間的軽減を図ることを予定している。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生・研究生・聴講生等に対する受け入れは、「京都産業大学大学院学則」第８章第 21・22 条に規定されているように、その受け入れ態勢は整っているが、マネジメント研究科設立以来、この制度を利用して受講する学生の在籍はない。

〔点検・評価〕

マネジメント研究科としては、とくに、社会人に対して科目等履修生の受け入れを、積極的に図るべきと考えている。思うに、大学院入学前の修得単位を、10 単位を限度として、前期課程入学後の修得単位に算入することができるからである。この制度を履修することによって、前期課程の修了必要修得単位（30 単位）を軽減することで、研究時間のゆとりを持たせることが可能となり、社会人学生における入学後の経済的環境、および学業環境を、より良好なものにすることに努める。

〔改善方策〕

マネジメント研究科では、2008（平成 20）年度から、研究の機能領域を「戦略・組織分野」「ソーシャル・マネジメント分野」「会計ファイナンス分野」の３領域に再編している。

科目等履修生等の受け入れを積極的に行うためには、上記３分野それぞれに、系統だった科目で構成される「パッケージ科目群」を選定し、これを周知・実施することで、大学院入学後の研究活動の支援を行うことも検討に値する。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生の受け入れ状況は以下のとおりである。

（前期課程）

年度	志願者数	合格者数	入学者数	（入学者総数）
2005	18	10	9	15
2006	16	8	7	13
2007	15	8	5	9
2008	10	8	7	12

注①：志願者数・合格者数・入学者数はいずれも外国人留学生の値。全入学者数は、一般学生・社会人学生を含んだ値である。

注②：2006（平成 18）年度の値には、ミズーリ大学からの受け入れ学生を含んでいる。

（後期課程）

年度	志願者数	合格者数	入学者数	（入学者総数）
2005	1	1	1	1
2006	0	0	0	0
2007	0	0	0	1
2008	0	0	0	3

注：上記前期課程の注①に同じ。

〔点検・評価〕

外国人留学生を積極的に受け入れる体制にあるが、就職採用環境の改善とあいまって、志願者数は減少傾向にある。しかも、前期課程においては、合格者数に対して、入学者数がさらに減少するという傾向にある。志願者数の減少は、日本語能力の水準を検証するため実施する試験（日本語）と「研究計画書」の厳格なチェックを行っていることがあると考えられる。とはいうものの、前期課程の全入学者の占める外国人留学生の割合は 50%を超えており、受け入れ状況は良好であると考えている。また、外国人留学生の学業面での満足度は高いと評価されているものの、このことが大学院進学希望者に浸透していないことが課題である。

後期課程においては、外国人留学生の受け入れ状況は良いと言えない。これは、後期課程においては、日本語能力と他の言語として主に英語能力が要求されることが要因となっている。外国人留学生にとって、日本語以外に他の言語能力が要求されることは、入学を非常に困難なものにしていると思われる。

〔改善方策〕

外国人留学生は、学部在籍当時から、大学院進学を希望する傾向が強い。とくに本学経営学部中国人留学生においては顕著である。しかし、彼らが、大学院進学を意思表示する時期が、４年次生となってからであるという事実も否定できない状況にある。したがって、マネジメント研究科の入試における準備期間が甚少であることが、入試（日本語）や「研究計画書」の厳格なチェックに耐えられないものとなっているのではないかと考えられる。よって、早期の段階から、大学院入学を希望する学部学生への情宣と入学準備支援を図ることが必要であると考えられる。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

＜収容定員に対する在籍学生数の比率＞

2005（平成 17）年度から 2008（平成 20）年度における収容定員に対する在籍学生数の比率は以下のとおりである。

（前期課程：収容定員 30 名）

年度	比率（%）	Ｍ２在籍学生数	Ｍ１在籍学生数
2005	103.3	16	15
2006	93.3	15	13
2007	70.0	11	10
2008	76.6	11	12

注①：2006（平成 18）・2007（平成 19）年度において、ミズーリ大学からの受け入れ学生１名をＭ１在籍学生数に含めている。

注②：休学者を在籍学生数に含めている。

（後期課程：収容定員９名）

年度	比率（%）	在籍学生数
2005	88.8	8
2006	88.8	8
2007	75.0	6
2008	100.0	9

注：休学者を在籍学生数に含めている。

＜学生確保のための措置の適切性＞

学生確保のための措置としては、まず、学生の科目履修選択の自由度を上げるために、授業科目数の増加を行っている。このことは、すなわち、マネジメント研究科の担当教員の増強を意味する。あわせて、2008（平成 20）年度から、経営学部の学科再編にともない、研究科の機能領域を、戦略・組織分野、ソーシャル・マネジメント分野、会計ファイナンス分野に、また、コア・パースペクティブ（国際志向・システム志向・歴史志向）をシステム志向、歴史志向に再編した。2005（平成 17）年度以降における担当教員の推移（実数）は以下のとおりである。

しかしながら、後期課程においては、担当教員の退職が相次ぎ、逆に、授業科目が減少する等の状況が続いている。

（前期課程）

年度	科目担当教員数	演習担当教員数
2005	26（内、非常勤講師：２）	14（内、非常勤講師：０）
2006	26（内、非常勤講師：２）	14（内、非常勤講師：０）
2007	29（内、非常勤講師：２）	13（内、非常勤講師：０）
2008	39（内、非常勤講師：２）	19（内、非常勤講師：０）

（後期課程）

年度	科目担当教員数	演習担当教員数
2005	15（内、非常勤講師：２）	12（内、非常勤講師：０）
2006	15（内、非常勤講師：２）	12（内、非常勤講師：０）
2007	13（内、非常勤講師：１）	10（内、非常勤講師：０）
2008	13（内、非常勤講師：１）	10（内、非常勤講師：０）

また、情宣活動においては、説明会、案内冊子（研究科紹介編、担当教員編）等は、原則、大学院全体で実施されているため、マネジメント研究科独自の案内冊子、ポスター等の配布を実施しているが、その効果が志願者数に反映されているかどうか検証できずに終

わっている。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

著しい欠員が恒常的に生じているとは言えないものの、定員を充足しえない状況が続いている。マネジメント研究科においては、上述のとおり、カリキュラムの再編と情宣活動を主とする対応策を採っているものの、その有効性は、外部環境（就職採用状況等）によって影響を受けざるを得ず、十分に発揮されていない状況である。とくに、カリキュラムにおいては、会計関係の後期課程担当教員の退職が相次ぎ、その補充に際して、担当教員の資格の問題もあり、有効な手立てを打つまでにいたっていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

前期課程・後期課程共に、昨今の就職採用状況の好転を契機として、定員充足に至らない状況が続いていることは否めない。マネジメント研究科として、この対応策としてできうることは、カリキュラムの再編と情宣活動である。

カリキュラム編成に際しては、担当教員の量的充実のみを志向することは許されることではない。このことはとくに、後期課程における担当教員不足の要因となっている。

情宣活動においては、大学院全体で一括実施されているため、マネジメント研究科独自で実施するには、実施時期や予算等の制約を受けている。したがって、情宣活動は教員の個人的負担を強いる結果となっている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

定員充足を図るために、マネジメント研究科では、２つの改善策を 2009（平成 21）年度から導入する。

本学法学研究科（博士前期課程）とともに「ジョイントプログラム＜税務エキスパート＞」を実施する。このプログラムは、税理士志望の学生で、とくに両研究科の入学試験において優秀な成績を収めた学生を対象に、両研究科を最短３年間での修了を可能とするものである。

また、マネジメント研究科博士前期課程において、「コーポレート・コミュニケーション・コース」を新たに 2009（平成 21）年度から創設する。このコースは、企業における広報担当者を高度専門職業人として育成することを目的とするものである。

C　法学研究科

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

法学研究科の入学定員は、博士前期課程 10 名、博士後期課程５名であり、それぞれの入学試験は以下のように実施されている。まず博士前期課程について、一般入試は９月と２月、社会人一般入試は９月、社会人企業等推薦入学選考は９月と２月、社会人自己推薦入学選考は９月と２月、外国人留学生入試は 11 月と１月に実施されている。また博士後期課程については、一般入試が２月、社会人企業等推薦入学選考が２月、社会人自己推薦入学選考が２月に実施されている。

博士前期課程の試験科目については、一般入試は外国語科目と専門科目と口述試験、社会人一般入試は専門科目と口述試験、社会人企業等推薦入学選考、社会人自己推薦入学選考は面接のみ、外国人留学生入試は日本語と専門科目と口述試験である。博士後期課程の試験科目については、一般入試は外国語科目と口述試験、社会人企業等推薦入学選考、社会人自己推薦入学選考は面接のみである。

合格者の決定は、法学研究科会議における審議を経て、全学の大学院委員会の承認を得なければならない。

いずれも面接での評価は点数化され、選考の客観性が確保されている。また、とりわけ社会人の需要に応えるかたちで選考方法を整備してきている。

〔点検・評価〕

多様な入試・入学選考が基本的に整備され、それぞれ厳密に運営されている。『京都産業大学の現状と課題 2004』にあげられた改善方策である「外国人留学生の入試科目から外国語をはずす」こと、面接評価を点数にして客観化すること、「社会人については、企業からの推薦も含め、筆記試験を課さず面接試験のみで合否を判定する制度を導入する」ことについて、それぞれ実現されている。制度の運営も円滑かつ厳密に行われている。

〔改善方策〕

基本的な入試・入学選考が整備されたことを踏まえて、一方では入学者選抜の厳密な運営と、学生の質の確保に引き続き努力していく。他方では、特殊な必要性に基く特殊な募集の具体的検討に着手し、新しい学生募集方法を実施することとなった。すなわち、2008（平成 20）年９月実施の博士前期課程一般入試、社会人一般入試、社会人企業等推薦入学選考、社会人自己推薦入学選考から、ジョイント・プログラム（税務エキスパート）履修希望者を募集することとなった。このプログラムは、マネジメント研究科と法学研究科との連携により税理士資格取得を支援するものであり、入学試験の出願時に志願票の所定欄に希望を記入することになっている。この新しい仕組みの改善に鋭意努力していくことが、

今後の課題である。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

この制度は採用していない。

〔点検・評価〕

実施していない。

〔改善方策〕

実施する予定はない。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

法学研究科は、すべての入学者選抜方法において、他大学・大学院の学生に対し、「門戸開放」を行っている。2004（平成 16）年度は３名、2005（平成 17）年度は１名、2006（平成 18）年度は２名が他大学・大学院出身者であった。

〔点検・評価〕

門戸開放は完全である。

〔改善方策〕

引き続き他大学・大学院の学生の挑戦を歓迎する。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

法学研究科は「飛び入学」を実施している。本学在籍の３年次生で、５セメ終了時に必修を含む卒業要件単位の 100 単位以上を修得し、６セメ終了時までに 124 単位以上修得見込みがあり、５セメ終了時の成績が学年で上位７％以内であると推定される者が、出願資格を有すると定められている。選考方法は、書類審査と面接であり、選考結果は、法学研究科会議における審議を経て、全学の大学院委員会の承認を得なければならない。

〔点検・評価〕

「飛び入学」による入学者は、2006（平成 18）年度に２名、2007（平成 19）年度に２名である。当該学生の学修意欲は高く、この制度は大学院の活性化にとって非常に有益であると評価している。

真に能力と研究意欲を有するものをとくに選抜するという当該制度の趣旨に照らし、この基準および選考方法は適切であると考えられる。

〔改善方策〕

今後も現在の質の高さを維持していくように努力する。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会人の入学者は、2004（平成 16）年度に５名、2005（平成 17）年度に１名、2006（平成 18）年度に３名、2007（平成 19）年度に１名である。

〔点検・評価〕

社会人学生は一般に学問的意欲が旺盛であり、他の大学院生にとって、良い刺激を与えている。

〔改善方策〕

2008（平成 20）年９月より実施する新しい学生募集方法、ジョイント・プログラム（税務エキスパート）は、出願時に希望した者につき、博士前期課程一般入試、社会人一般入試、社会人企業等推薦入学選考、社会人自己推薦入学選考の合格者の中から成績優秀者を選抜し、プログラム合格者を決定するものである。プログラム合格者はそれによって第二の研究科入学試験（特別推薦）の出願資格を得ることができることとなり、最短３年間で税務の専門家としての素養を身につけ、法学研究科とマネジメント研究科両方の学位を順番に取得することが可能となる。これは、社会人にとっても魅力的なプログラムとして設計されており、社会人の受け入れを促進することを目指している。なお、最短１年半で各研究科を修了できる仕組みであり、逆に言えば、この新プログラムの円滑かつ綿密な運営が今後の課題である。

また、修士論文の提出に代わるリサーチ・ペーパーの提出による研究科前期課程修了の制度を 2008（平成 20）年度に導入した。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生は受け入れていない。

〔点検・評価〕

とくになし。

〔改善方策〕

とくになし。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生の入学者は、2004（平成 16）年度に前期課程１名、後期課程２名。2005（平成 17）年度はいずれも０名。2006（平成 18）年度は前期課程１名、後期課程１名。2007（平成 19）年度、2008（平成 20）年度はいずれも０名である。

〔点検・評価〕

博士前期課程の外国人留学生入試の語学試験科目を日本語としたことは、法学研究科における履修にとって好適な結果をもたらすものであった。

〔改善方策〕

外国人留学生入試を通じた受け入れの推進に当たって、大学院で学ぶに足る学力の重視も怠らないようにしていく。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

法学研究科の入学定員は、博士前期課程 10 名、博士後期課程５名である。これに対して、2004（平成 16）年度の入学者数は、前期課程 13 名、後期課程３名である。2005（平成 17）年度は前期課程９名、後期課程１名。2006（平成 18）年度は前期課程７名、後期課程２名。2007（平成 19）年度は前期課程５名、後期課程０名。2008（平成 20）年度は前期課程５名、後期課程０名である。入学定員に対する入学者数の比率は、2004（平成 16）年度から 2008

（平成 20）年度の平均で 78%である。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

定員を充足してはいないものの、学力を重視しており、厳選という方針を優先させたい。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

上記（学生募集方法・入学者選抜方法）で言及した入試制度の多様化や冊子、ホームページ等を通じた大学院広報の充実を通じて学生確保を図る一方、大学院で学ぶに足る学力の重視に基づく厳選をも心がけている。この方針は適切であると考えられる。

厳選という方針を堅持しつつも、他方では、優秀な大学院進学希望者の発掘に努力している。入試制度の多様化に加えて、法学研究科ホームページの充実を行うとともに、大学院説明会を開催している。また全学的には、大学院修了予定者への就職活動支援がさまざまに行われるようになった。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

飛び入学制度の積極的活用等を通じた優秀な大学院進学希望者の発掘に、引き続き努力していく。

D　外国語学研究科

〔到達目標〕

学生の多様なニーズに対応できる募集、選抜方法を実践することで、各専攻の収容定員を満たすことである。そのためには、本学の学部生（外国語学部生と文化学部生が中心）を対象とする学内推薦入試、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試のみならず、飛び入学制度や科目等履修生等の受け入れを積極的に行うことで、大学院自体の教育研究面の活性化を図らなければならない。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

学生の受け入れ（収容定員と入学者の選抜等）については、外国語学研究科（修士課程）は、英米語学専攻が５名、中国語学専攻と言語学専攻がともに３名の収容定員で、従来、選抜は年に一度の選抜試験によって行ってきたが、1998（平成 10）年度から年２回（秋季、春季）の選抜試験を行うようになった。また、1999（平成 11）年度からは、社会人入試と外国人留学生入試も導入し、それぞれ年２回行うようになった。また、2005（平成 17）年度からは学内推薦入試（年１回）も導入している。

選抜の方法は学内推薦入試が口頭（面接）試験と書類審査による総合判定、その他の入学選抜はいずれも筆記試験（外国語科目、専攻科目の合計２科目）と口頭（面接）試験による総合判定で行われている。したがって、本研究科の入学者選抜方法は、おおむね適切であると言える。

〔点検・評価〕

収容人員と入学定員については、これまで定員を満たせないことが多く、新たに、外国人留学生入試と社会人入試、学内推薦入試を導入したが、現在のところ、この新制度入試の導入によってもなお定員を満たさない状況である。

外国語学研究科の大学院生にとっての緊急の問題は、修士課程のみの設置であるため、卒業後の進路が限定されてしまいやすいことである。このため、とくに研究者を志望する学生の場合、最初から５年の博士後期課程のある大学院への進学が有利と思われ、入学希望者を入口で阻むことにもなっている。さらに、大学院生の絶対数が少ないため、院生相互の研究上の交流が活発とは言えず、研究上の知的刺激に欠ける嫌いがある。

〔改善方策〕

英米語学専攻の設置により、英語を活かした就職先（教職中心）の確保の見通しもあり、教員養成機関といった観点から修士課程の存在意義が社会で一層認知されつつある。今後、学生の研究と生活上の多様な要望、進路の希望等に応え、また社会的に大学院のもつ役割と期待に応えるためには、３専攻の博士課程の開設や、３つの分野も含めた、より広範な分野を対象とする教育研究機関としての新たな取り組みも検討する。また、授業料のさらなる減免措置等により、経済的に進学困難な学生や社会人を含めて多くの学生を集めたい。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

すでに本研究科は 2005（平成 17）年度より学内推薦入試を導入している。学生は入学前から本研究科への強い志望動機を有し、学部成績が優秀であるということから、他の入試制度で入学した院生にとっても教育研究上非常に良い刺激となり、研究科全体の活性化にも結びついている。

〔点検・評価〕

本研究科の 2005（平成 17）年度より導入した学内推薦入試での入学生は英米語専攻だけで、2006（平成 18）年度３名、2007（平成 19）年度１名、2008（平成 20）年度１名で、同入試制度による入学生は多くはない。同入試による受験は本研究科の専願者に限られてお

り、また、同入試の実施日が毎年６月という早期に実施されるために、将来の進路（つまり、進学か就職か、本研究科か他大学の大学院受験か等）を決定する時間的な余裕がないところに問題があろう。

〔改善方策〕

学部に在籍中の学生に、本研究科のいろいろな情報を提供して早期に進路が決定できるような学生サポート体制を検討する。つまり、学生には早期に本研究科への入学の動機付けができるような施策が必要である。また、本研究科の長所と短所、他大学の大学院進学上の長所と短所を率直に熟知できるような、個々の学生のニーズに合った進路指導を行う。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学からの受験者に対しては常に門戸開放をしている。

〔点検・評価〕

他大学からの受験者に対しては常に門戸開放をしているので問題ないが、本研究科は定員割れ状態であり、他大学学生の確保が必要となる。

〔改善方策〕

他大学からの受験者に対しては常に門戸開放をしているので特記することはない。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

「飛び入学」導入の是非は今後の課題である。

〔点検・評価〕

「飛び入学」を導入するかどうかを決めるために、「飛び入学」の長所と短所を精査する必要がある。

〔改善方策〕

「飛び入学」導入の是非は今後の課題である。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

社会人入試を年２回実施しているが、現在のところ 2007（平成 19）年度に言語学専攻に１名入学しただけである。

〔点検・評価〕

入学生の増加は各専攻の教育面と研究面における活性化が図れる点で非常に有効である。そのためにはより多くの社会人学生を受け入れなければならない。とくに今後は、現役教員を英米語学専攻に積極的に受け入れることが可能な授業時間割の編成、長期履修制度の導入等を検討する必要がある。

〔改善方策〕

英語教員専修免許状という社会に有用な資格の取得等のメリットが本研究科の英米語学専攻にはあるので、現役教員の受験しやすい入学試験制度と容易な授業履修体制の構築が必要である。また、中国語学専攻、言語学専攻においても、決してカルチャーセンター的な浅い知識を教授する機関ではないので、社会に有用な人材の養成機関としての教育プログラムを備えたフレキシブルカリキュラムの導入も考える。

社会人入試の在り方に関しては、外国語学研究科では現在、社会人入試でも専門の学科試験が課されているが、現役の英語教師を５年以上勤めたなどの社会人経験のある受験者に対し専門の学科試験を免除するなどの方向で検討していきたい。また、旧制度では社会人学生に対する学費減免など支援制度は皆無であったが、上で述べた全員に一律授業料 20%に相当する奨学金が支給される制度は社会人学生にも適用されるので、社会人入試の受験生の増加につながると考えられる。もちろん、一般入試の入学生に比べ社会人学生に対する支援はいまだに手薄の感は否めないので、本研究科としては今後も社会人学生に対する経済支援の一層の拡充を当局に働きかけていきたい。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本研究科では、「京都産業大学大学院学則」に基づき科目等履修生と聴講生の受け入れを行っている。科目履修あるいは聴講希望者は出願書類に希望科目名を書いて出願する。希望科目の担当者による事前審査と研究科会議の審議により、受け入れを決定する。

〔点検・評価〕

本研究科の科目等履修生・聴講生の受け入れ制度には適切で、明確であると思われる。今後も本研究科への科目等履修生・聴講生の希望者には事前審査をして、今までどおりの受け入れ態勢を維持する。

〔改善方策〕

本研究科の科目等履修生・聴講生の受け入れ制度に問題はないと思われるので、特記すべきことはない。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

2005（平成 17）年度に英米語学専攻に１名、2006（平成 18）年度に言語学専攻に１名、2008（平成 20）年に中国語学専攻に２名、外国人留学生が入学した。

〔点検・評価〕

定員（英米語学専攻５名、中国語学専攻と言語学専攻各３名）に対して外国人留学生の適正な人数は決められるものではないが、外国人留学生受け入れによって大学院の活性化が図れるものと思われる。

〔改善方策〕

本研究科の教育面と研究面の充実等をよりもっと広く知ってもらえるような施策を講じる必要があろう。殊に奨学金制度の一層の充実を図る等の施策を実現することによって、留学生の入学者数のみならず、一般学生の本研究科への入学者数も増やすことが可能になる。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

外国語学研究科は英米語学専攻（定員５名）、中国語学専攻（定員３名）、言語学専攻（定員３名）をもつ修士課程だけの研究科である。各専攻の収容定員に対する在籍学生数の比率は、以下のとおりである。

専攻	収容定員	在籍学生数	在籍学生数の比率
英語学専攻	10	5	0.50
中国語学専攻	6	3	0.50
言語学専攻	6	2	0.33
計	22	10	0.45

学生確保のために、入試制度の多様化、広報活動の強化等で対応している。

（ｉ）入試制度の多様化

本研究科は年１回の学内推薦入試、年２回（秋季、春季）の一般選抜試験、社会人入試と外国人留学生入試を実施している。

（ⅱ）広報活動の強化

大学院の入試広報は、本学のＷｅｂサイトおよび冊子媒体によって実施している。冊子は、窓口および電話、Ｗｅｂサイトからの資料請求に応じて配布している。（大学院の概要を記した冊子および教員の研究を紹介した冊子を作成している。過去問題集および学生募集要項についても同様に配布している。）また、学内において進学・入試説明会を６月頃と 11 月頃に開催し、学内における大学院進学者の募集・広報に努めている。さらに、学部学生を対象とした在学生ガイダンスにおいて、大学院の募集・広報を実施している。

学内推薦入試については学部では、①６月に外国語学研究科主催の説明会を開く、②日頃から興味のありそうな学生に教員から個別に説明する、③学部履修ガイダンスで説明するなどの広報を行っている。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

定員の欠員に対しては、上で述べた入試制度、広報活動の面だけでなく、経済支援、進路支援の面からも対応している。

（ｉ）経済支援の充実

本学では、学費減免制度や奨学金制度のみならず、ＴＡ（Teaching Assistant）制度や大学院生援助制度を設け、大学院生に経済支援を行っている。ＴＡ制度の場合、１名が受けもつ講義は週３コマ以内であるが、週１コマにつき月額 10,600 円が１年間支給される。大学院生援助制度は、学会発表や参加に要した旅費・宿泊費等と専門雑誌への論文投稿掲載費の２項目に対して援助する制度であり、年間３万円を上限としている。

（ⅱ）進路支援の整備

大学全体の取り組みとして、大学院生向けに、マスターキャリアセミナーや就職支援ワークショップ等の就職支援行事を実施している。マスターキャリアセミナーは１年次に計２回実施され、指導教員が大学院生との面談で、大学院生活や就職活動についてさまざまな面からサポートする。就職支援ワークショップは１年次生を対象に５回実施され、希望

業種の選択から自己ＰＲ、エントリーシート、面接の仕方等、より実践的な就職支援を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院進学の動向はその時期の社会動向、とくに就職状況を強く反映している。このために、直接的に資格取得を目指して、就職の即戦力としても有用な人材を養成している機関としての認知を確立することが必要である。英米語学専攻の入学生の大半は教員志望であるので、教育職に就く者を多く輩出する教育機関としての位置づけが必要であろう。

本研究科には博士課程がないので、研究者を目指す学生には、本研究科より博士課程のある大学の大学院受験を勧めることが多い。また、言語学科４専修（ロシア語、スペイン語、インドネシア語、イタリア語）の学生が専攻語を大学院で学ぶことを希望する場合も、本研究科の大学院でそれぞれの専攻語を学べるのは言語学専攻であり、専攻語の科目数も少ないので、それぞれの専攻語の授業が充実している他大学の大学院を薦めることも多い。これらのことも本研究科への入学者が少ない原因でもある。

外国語学研究科は、入学試験の多様化を目指し、一般入試の他に、社会人入試、留学生入試、学内推薦入試を導入してきた。最近５年間の各入学試験の専攻別の入学者は以下の通りである。

入試の種類	英米語専攻	中国語専攻	言語学専攻	入学者合計
一般入試	4	2	1	7
社会人入試	0	0	1	1
留学生入試	1	2	1	4
学内推薦入試	5	0	0	5

表から、一般入試で入学した大学院生（７人）より、その他の入試（社会人入試、留学生入試、学内推薦入試）で入学した大学院生（10 人）の方が多いことが分かる。したがって、新たに導入した入試制度それぞれの入学者は多くないが、それらを合わせれば外国語学研究科の入学者の半数以上を占めているので、入学試験の多様化を目指したことは入学者確保に大きな意味を持っていると言える。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

本学の学生のみならず、学外の学生に対する本研究科の広報活動の強化によって一人でも多くの学生の確保を目指すとともに、社会とより直結した授業を行う等学生が入学したくなるような魅力的なカリキュラムを提示することが必要であろう。研究者を目指す学生がもっと多く入学するようにするように、本研究科に博士課程を設置することを検討する。

点検・評価のところで述べたように、入学試験を多様化し、多様な入学者確保を目指し

たことは有意義な結果をもたらしたので、今後も多様な入学者を確保するために、飛び入学制度や長期履修制度などの導入を検討する必要がある。

E　理学研究科

〔到達目標〕

本研究科は、基本的で応用に不可欠な学問である数学や物理学をより深く学び、研究し、高度な専門知識を駆使できる人材の養成を目的としている。この目的に沿って、基本的知識と論理的思考力を身につけ熱意にあふれた学生を受け入れるために、カリキュラムの充実とともに、様々な入試制度や入学してからの援助制度を充実させることを目標とする。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

数学専攻、物理学専攻ともに、博士前期課程の一般入試は９月と２月の２回行われている。両専攻ともに、専門科目と英語の筆記試験、面接試験により入学者の選抜を行っている。また、２月の試験の面接では、両専攻ともに事前に提出された「指定課題」の内容について試問が行われる。専門科目の筆記試験では基礎が十分に身についているかどうかが試される。また、数学専攻では 2004（平成 16）年度から、物理学専攻では 2007（平成 19）年度から学部４年生の成績優秀者を対象にした学内推薦選考を導入しており、６月に入試が行われる。

博士後期課程の一般入試は、２月に行われており、英語の筆記試験、面接試験、修士論文内容および修士論文提出の際に行われる口頭試問、前期課程での成績により合否の判定を行っている。

〔点検・評価〕

前期課程の９月・２月試験、および後期課程では共に学力試験と面接を重視している。また、学内推薦選考では事前の審査を行い、面接によって選抜を行っている。入学者選抜方法としては、おおむね適切であると判断される。

〔改善方策〕

今後もこのままで問題ないと考えられる。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学内推薦選考では、出願にあたって、各専攻で定めた成績に関する出願資格基準を満たすことと、卒業研究担当教員等の推薦を必要とする。選考は面接によって行われている。合格者の定着率は高く、優秀な大学院生を確保するのに役立っており、学内推薦制度はおおむね適切と考えられる。

〔点検・評価〕

数学専攻については、学内推薦選考による入学者の追跡調査をふまえて出願資格基準の見直しを行う等、学内推薦選考による入学者の質を維持する努力を行っている。物理学専攻では学内推薦選考が 2007（平成 19）年度から始まったばかりである上、志願者がこれまでのところいないので、点検・評価については今後の問題である。また、両専攻とも、以前は学内推薦選考の後に行われていた大学院入試説明会を、2008（平成 20）年からは学内推薦選考の前に行う等、学生に対する広報に努めている。現状はおおむね適切と思われる。

〔改善方策〕

学内推薦選考は面接試験のみなので、学生の質を慎重にみきわめるために面接の工夫が必要である。また、大学院入試説明会によって、学内推薦選考の制度の存在は、大学院進学を志す学生に知られるようになってきているが、学部低学年の学生に対するより活発な広報活動を行う。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・大学院の学生に対して門戸は開放されている。現在までに他大学から博士課程に入学した者は２名であるが、ここ５年間は受験者がいない。

〔点検・評価〕

当研究科でどのような研究ができるのかを広く他大学・大学院の学生達に知らせる必要がある。カリキュラムや過去の卒業学生の論文テーマ等をＷｅｂ上で閲覧することができるようになった点は改善されているが、より積極的な広報活動が必要である。

〔改善方策〕

Ｗｅｂ上で、大学院担当教員の教育研究活動やメッセージについてよりくわしく知るこ

とができるようにすることが必要である。現在、入試説明会は学内の学生対象であるが、学外に公開すること、また研究室公開を学外の学生に行うことを検討する。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

成績優秀な学生が本研究科に入学できるプログラムとして、両専攻とも 2000（平成 12）年度から「飛び入学」制度が導入された。

〔点検・評価〕

現在までにこの制度による入学者がないため、現時点では、制度としての具体的な長所や問題点は指摘できない。この制度による入学者がない理由としては、「飛び入学」に該当する可能性のありそうな学生が、他大学大学院を受験する傾向にあることも、原因の１つとして考えられる。

〔改善方策〕

問題が発生した時点で、方策を検討する。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

少子化現象により、今後社会人の受け入れは重要な課題である。入試制度面では、「社会人一般入試」（博士前期課程のみ）、「社会人企業等推薦入学選考」（博士前期および博士後期課程）、「社会人自己推薦入学選考」（博士前期および博士後期課程、物理学専攻のみ）がある。現時点では、当研究科には社会人学生は在学していない。

〔点検・評価〕

当研究科の立地の面で、社会人にとって通学が不便であることは否めない。反面、大学院担当の教員数を考慮すると、マンツーマンの教育が期待できる。教員の工夫次第で、学生に高い満足感を与えることが可能である。

〔改善方策〕〕

教育面のより一層の充実を行うことは当然であるが、立地面の不便さを解消するため大学へのアクセス方法のより一層の改善を図ることが重要である。また、マンツーマン教育等本研究科の優れた点を、積極的な広報活動を検討する。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生、聴講生は現在在籍していない。また、研究生の制度は本研究科にはない。

〔点検・評価〕

現在の研究者志望の博士後期課程の院生の就職状況を考えると、卒業後の受け皿として研究生等の制度がないことは問題である。今後、中・高等学校教諭の研修の需要や地域社会の要望に応えるためにも、科目等履修生や聴講生の受け入れ体制を整備することが必要である。

〔改善方策〕

日本における研究の活性化を図る上からも、科目等履修生、聴講生等を積極的に受け入れ、また研究生等の制度化を検討する。また、 他大学や地域社会への一層の広報活動の充実を検討する。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生向けの入試は２月に設けられているが、ここ５年間は受験者がいない。

〔点検・評価〕

研究科活性化のためにも、外国人留学生が増加することが望ましいが、広報活動が十分でないこと、および受け入れ体制が十分整っていないことが問題点である。

〔改善方策〕

本学が「交換留学制度」等の協定を結んでいる外国の大学に対する広報活動を活発化させることが、現状打破のための第一歩になるであろう。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

本研究科の数学専攻、物理学専攻ともに、前期課程の入学定員は５名、後期課程の入学定員は３名である。これに対して、2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度の各専攻

の入学者数は下表のとおりである。

	2004（平成 16）	2005（平成 17）	2006（平成 18）	2007（平成 19）	2008（平成 20）
数学・前期課程	4	2	7	2	4
物理・前期課程	7	5	5	6	3
数学・後期課程	0	0	0	0	1
物理・後期課程	1	1	2	0	0

本研究科の２専攻とも本学理学部の学生の進学が多い。外部の大学の学生が当研究科に進学することは少ないが、唯一天文学に興味がある学生が本研究科物理学専攻を志望することがあった。上表でみるとおり、数学専攻では、本学理学部の優秀な学生の多くが外部の大学院に進学する関係上、博士前期課程、博士後期課程ともに、受験者数が少なく定員を割ることが多かった。2005（平成 17）年度博士前期課程の入試から、数学専攻の問題の中に情報関係の問題を取り入れることにより、コンピュータ科学科の学生で当研究科数学専攻に進学する者が出てきた。物理学専攻では博士前期課程は概ね定員どおりの学生が集まることが多かったが、近年やや減少の傾向が見られる。また、博士後期課程は定員を割っている。

学生確保の措置としては、両専攻とも「推薦入学制度」を採用しており、質の高い学生を確保するのに一定の効果はあった。しかし、博士後期課程への入学者は依然として極めて少ない。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

博士前期課程での推薦入学選考と大学院生への経済的援助制度の導入により、ある程度入学者を確保できていることは評価できる。しかし、依然として優秀な学生が外部の大学院へ流出することへの方策は十分でない。とくに学費が国公立の大学院に比べて高いことがネックとなっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

最近、若手教員の大学院教育への参画に伴って、学内からの受験者が増加する傾向がみられることは評価できる。また、教員志望の学生が、教員になる前に大学院でより深く学びたいという理由で受験する事例も増えており、歓迎すべき傾向である。一方で、依然として外部からの受験者がほとんどないのは、残念である。また、博士後期課程の入学者が少ないのも問題である。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

以下のような改善方策が考えられる。

（ｉ)外部への広報活動を強化する。とくにマンツーマン教育が実現可能な利点を強調する。

（ii）経済的援助制度を強化し、学費を国公立の大学院以下に下げる。(2010（平成 22）年度から大幅に改善される予定である。)

（iii）専門職教育により、就職状況を改善する努力を行う。とくに、数学専攻では教職志望の学生向けの体制を整え、教職志望の学生への魅力をふやす。

Ｆ　工学研究科

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　情報通信工学専攻の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

博士前期課程については、現行の入学試験の中心は、他研究科と同様９月上旬に行われる秋季一般入学試験である。一般入試枠の募集定員は８名とし、試験科目は英語、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱ、および口述試験である。これらの試験により、大学院での研究に必須である英語力と、学部教育３ヶ年半で学んだ専門科目に対する理解度、および、研究遂行能力について判定している。1999（平成 11）年度からは、社会人入試と外国人留学生入試も実施している。前者は一般入試と同一時期に、後者はそれより約２ヶ月後の 11 月中旬にそれぞれ実施しており、若干名ずつ募集している。社会人入試の試験科目は英語と口述試験であり、とくに後者では、これまでの社会での業績と大学院進学後の研究計画について 20 分程度のプレゼンテーションを課している。また、外国人留学生入試については英語、専門科目、および口述試験を課している。同じく 1999（平成 11）年度からは、春季試験も実施している。こちらは一般、社会人、外国人留学生の各試験を２月中旬の同一時期に実施している。これらは、本来は秋季入試での入学定員に欠員があった場合の補充が目的であり、それぞれ若干名の募集となっている。試験科目は、一般と社会人枠については、英語および口述試験である。ここでは、一般入試における口述試験においても、社会人入試と同様、20 分程度のプレゼンテーションを課しており、これまでの研究内容と大学院における研究計画を発表させ、適性を判定している。外国人留学生入試については、秋季（11 月実施）と同様である。また、2006（平成 18）年度からは、６月に学内推薦入学試験を実施し、若干名を募集している。口述試験のみで、20 分のプレゼンテーションを含む面接による適性判定を重視している。

博士後期課程については、春季のみの一般入学試験、および２月中旬に外国人留学試験を実施している。募集定員は前者が４名、後者が若干名である。一般入試の試験科目は英語と口述試験であり、やはり 20 分程度のプレゼンテーションで修士論文またはそれに相当する研究の内容について発表させている。また、外国人留学生入試については、英語、専

門科目、および口述試験を課している。

〔点検・評価〕

それぞれの入学試験枠において、ほぼ適切な選抜方法が実施されていると考えるが、下記に示す問題点もある。博士前期課程の秋季試験における専門科目の出題傾向が、本専攻の基礎となっている工学部情報通信工学科の講義内容に密着し過ぎる傾向が見られる。また、選択問題数がそれほど多くないことから、学部科目の理解度の判定が限定的になっている可能性がある。

〔改善方策〕

各問題の作成時にそれぞれ複数人で検討する等して、客観的な評価に耐えうる出題を目指す。また、適正な入学者選抜が行えたかどうかを検証し、必要ならば試験問題の編成等、入試方法の不断の改善を行う必要がある。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　生物工学専攻の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

博士前期課程については、一般入試（秋季、春季)、社会人一般入試（秋季、春季)、社会人企業等推薦入試（秋季、春季)、外国人留学生入試（秋季、春季）の４つの入試制度、および学内推薦入学選考（４年次生対象)、学内推薦入学選考（飛び入学、３年次生対象）を実施している。本専攻は 12 の分属可能研究室を有し、一研究室への分属は３名を限度としている。博士後期課程については、一般入試、社会人企業等推薦入試、外国人留学生を春季に実施している。

〔点検・評価〕

入試制度、実施回数については、制度上問題はないと思われる。ただし、試験問題の作成とチェック、面接等教員の業務が過多となっている。

〔改善方策〕

試験問題の過誤を防ぐためには、入試業務に関わる教員を増やす等根本的な対策が必要と思われる。

（２）学内推薦制度

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

2006（平成 18）年度から、学内推薦入学試験を導入した。これに合格した学生に対しては、学費の 25%の授業料免除が受けられる制度である。

大学院進学への説明会は５月に開催し、そこで、大学院入試の種類と時期を明示し、あわせて、進学を奨励している。大学院学内推薦入試は６月に実施し、若干名を募集している。出願基準として、３学年終了までの単位数（具体的には 100 単位以上）と成績（具体的には専門科目 50%以上が 80 点以上)、および、卒業研究担当者等の推薦状の提出である。この出願基準を満たす受験生に対して面接時での口述試験で適性判定を行っている。本制度では、専願制を採っており、これで入学が認められれば、他への進路は禁止されている。

〔点検・評価〕

実施後、３年たち、例年２、３人の応募であり、これまでに本制度による６人の入学者があった。この出願基準を満たす学生は概ね在学生の１／４であり、もし多くの学生が大学院進学を望むならば、推薦制度は適切であるとみなすことができる。しかし、成績の良い学生は、就職も希望することが多く、大学院進学応募者増加には繋がっていない。また、専願制でありながら、それに合格したにもかかわらず、他大学の大学院に入学した学生がこれまでに２名いた。これは、制度規則違反であるが、これを止める方策はない。

〔改善方策〕

学内推薦制度による合格者が他大学に進学することは学内推薦制度としては望ましいことではないが、出願条件で縛るのではなく、より魅力ある大学院にするために、独創的な研究内容のすばらしさを周知させる事や、授業料や環境の整備で改善する。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

次の条件をすべて満たす学生について学内推薦制度を適用している。（ⅰ）工学部生物工学科の７セメスターに在籍している者。（ⅱ）６セメスターまでに卒業要件単位 120 単位以上を修得し、修得した専門科目の 70%以上が 80 点以上の評価であり、かつ、科学英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの平均点が 80 点以上である者。（ⅲ）受講している４年次配当の応用特別研究の担当者、学部または学科主任から推薦状が受けられる者。（ⅳ）入学後の勉学について明確な

志向と意欲をもつ専願者。

〔点検・評価〕

本制度により、2005（平成 17）年度に１名、2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度に各年度２名の入学者があった。いずれの入学者も入学後の勉学・研究活動は良好であった。制度には、問題はないと思われる。早期に進学が決定するため、試験勉強等に追われることなく研究活動に十分な時間を充当できる本制度は、優秀な人材を大学院に確保する上で有効である。

〔改善方策〕

とくに改善すべき問題点はない。

（３）門戸開放

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・他大学院へ広報活動は続けていて、広く門戸開放を行っている。過去の入試問題も公開しており、他大学・大学院の学生が本大学院の出題内容とその傾向について知ることもできる。

〔点検・評価〕

学内の他学部（具体的には理学部）・他学科（具体的には生物工学科）からの博士前期課程への入学実績は数名ある。また、他大学から博士前期課程への入学実績は１名である。他大学院からの入学者はこれまでにはいない。

門戸は開放されているが、実際には利用されることが少ないことが課題である。

〔改善方策〕

研究内容の進展等について、学会・研究会で出来る限り多くの発表を行い、研究の独創性・優秀性をアピールし、他大学、大学院研究室との交流を促進する。また、積極的な広報活動を展開する。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・大学院の学生に対して門戸を開放しているが、現時点までに他大学からの受験生はない。

〔点検・評価〕

他大学への広報活動は行われているが、近隣の複数の大学が生命系の研究科をもつ現状で、他大学からの受験生を期待するのは一層困難な状況にある。関連の大学間で連携を強化し、大学間での単位の互換を含めた大学院生の交流を強化する体制を整える必要がある。

〔改善方策〕

学生募集に関して他大学への広報活動を強化するとともに、本専攻科の研究成果等を積極的に外部に発信する努力が必要である。また、大学間での連携も一層強化する。

（４）「飛び入学」

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

大学院全体の規程として、秋季および春季の一般入学試験において、３年次在学生の受験が可能になっている。本専攻では、所定の内規により成績優秀者の判定を行い、出願資格を認めている。ただし、これまでにこの制度を利用した学生はいない。

〔点検・評価〕

相当の成績を修めた者には大学院進学の資格があるとするべきであるが、特別研究（卒業研究）を経ないで大学院に進学することから、成績優秀の基準はかなり高く設定されている。　特別研究（卒業研究）を経ることなく大学院において直ちに研究活動を開始することになるため、学生本人のみならず、指導教員の方にも、相当のリスクが存在する。また、何らかの事由により大学院の課程を修了せずに退学した場合、学士の資格も得られないこととなる。

〔改善方策〕

上記の問題点の後半で指摘した事項はとくに深刻であり、大学院での修得単位をもって学部での卒業単位に読み替える等の救済措置を検討する。あるいは、これらの問題を発展的に解消するような、学部・大学院の一貫教育体制への抜本的な改変を検討する。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

受験年度の３月末現在における修得単位数が 120 単位を超え、かつ修得した専門科目の

80%以上が 80 点以上の評価である者は、大学院への飛び入学が認められる。

〔点検・評価〕

この制度により、2005（平成 17）年度に１名の学生が大学院に進学した。入学後の勉学・研究活動は良好であり、本制度が有効に機能していることを物語っている。しかしながら、この制度では、大学院過程で何らかの理由により退学した場合、学士号の資格も得られない場合が起こりえる。このような問題に対する対処が、今後に残された課題である。

〔改善方策〕

飛び入学制度を有効に活用するためには、大学院中途退学の場合であっても、大学院で一定以上の単位を修得している者は、これを学部での４年次卒業に必要な単位に読み替えることができる等の処置の導入を検討する。

（５）社会人の受け入れ

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　情報通信工学専攻における社会人学生の受け入れ状況

これまでに、本専攻科博士前期課程において１名の入学者があった。

〔点検・評価〕

現時点では、社会人に対する特別の教育体制を用意できていない。現在の教員組織のままでこれらの教育体制を実施するのは不可能である。リカレント教育制度は、研究科で単独で実施できるものではない。これはむしろ大学全体の体制が必要である。

今後の高齢化においては、知的欲求を満たす事を望む社会人は増加すると考えられるので、これについて検討する価値がある。

〔改善方策〕

まず、大学が将来に向けての社会情勢の動向と、社会人の知的欲求の傾向と大学院教育に求めるニーズを的確に分析し、大学として、エクステンション制度を設ける事を提案する。それに応えられる陣容として、定年退職した教員の採用も含めた教員組織を構築し、スタッフ、施設、設備等を整える事を検討する。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　生物工学専攻における社会人学生の受け入れ状況

次のいずれかに該当する者は、本専攻の社会人一般入学選考の対象者として認められる。

（ｉ）大学卒業後、企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き２年以上の勤務経験を有する者。（ⅱ）外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した後、企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き２年以上の勤務経験を有する者。（ⅲ）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き２年以上の勤務経験を有する者で、受験年度の３月までに 24 歳に達する者。

また、次の（ｉ）、（ⅱ）のいずれかに該当し、かつ（ⅲ）および（ⅳ）に該当する者で、事前に資格審査を受け、資格を認められた者は、社会人企業等推薦入学選考の対象者として認められる。（ｉ）大学卒業後、企業、官公庁、教育、研究機関等において、継続して２年以上の勤務を有し、引き続き在職する者。（ⅱ）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、企業、官公庁、教育、研究機関等において、継続して２年以上の勤務を有し、引き続き在職する者。（ⅲ）入学後の勉学について明確な志向と意欲を持ち、実社会で活躍を目指す者。（ⅳ）勤務先の責任者から推薦書を提出できる者。

〔点検・評価〕

2008（平成 20）年度に社会人企業等推薦入学選考により、１名の入学者があった。この入学者は、本学が勤務先という特殊なケースであった。一般企業に籍を置く学生の場合、実験等に十分な時間が取れるかどうかが問題である。

〔改善方策〕

社会人受け入れに関する一層の宣伝活動が必要である。また、受け入れに際しては、実験等に要する時間を十分に確保できることを確認することを検討する。

（６）科目等履修生、研究生等

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（６）－１　情報通信工学専攻における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

方法および要件は京都産業大学大学院学則第 21 条および同条が参照する同学則第 14 条に明記されている。

〔点検・評価〕

前記の方法・要件は十分に明確でありかつ適当であると考えられる。

〔改善方策〕

今後も継続して方法・要件の適切性および明確性を確保する。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（６）－１　生物工学専攻における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

開講する授業科目の一部について科目等履修生または聴講生として願い出た者は、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考試験の上、許可されることがある。

〔点検・評価〕

この制度が適用された例はないが、制度上に問題はないと考えられる。

〔改善方策〕

とくに改善すべき点はない。

（７）外国人留学生の受け入れ

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（７）－１　情報通信工学専攻科における外国人留学生の受け入れ状況

2001（平成 13）年度に１名の入学があり、2007（平成 19）年３月に博士後期課程を修了した。それ以降、2008（平成 20）年度現在、外国人留学生は在籍していない。

〔点検・評価〕

人数は１名と少ないが上記の学生は博士の学位を取得しており、適切に研究指導が行われたと考えられる。学生実績数が少ない理由は、受け入れの門戸が狭いわけではなく、入学志願者数が少ないためである。

〔改善方策〕

今後も適正な選考に基づいて外国人留学生を受け入れ、研究・教育の指導に努める。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（７）－１　生物工学専攻における外国人留学生の受け入れ状況

日本国籍を有しない者で、修学に必要な日本語能力があり、次の各号のいずれかに該当する者は、外国人留学生入試選考の対象となる。（ｉ）外国において、学校教育における 16

年の課程を修了した者または当該年度の３月までに修了見込みの者。（ⅱ）日本において、外国人留学生として大学を卒業した者または当該年度の３月までに卒業見込みの者。（ⅲ）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

〔点検・評価〕

数件の問い合わせはあったものの、受験に至った者はいない。

〔改善方策〕

ホームページの英語版等を通じて、本制度を紹介するとともに、本専攻科の研究活動を発信する。

（８）定員管理

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（８）－１　情報通信工学専攻における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

博士前期課程については、収容定員 16 名に対して、2008（平成 20）年度現在の在籍学生数は６名（１年生２名、２年生４名）であり、その比は 37.5%である。一方、博士後期課程については、収容定員 12 名に対して、同現在の在籍学生数は２名（２年生１名、３年生１名）であり、その比は 16.7%である。

学生確保に向けた措置としては、学費の問題が大学院進学者数増加に対する大きな壁の１つとなっていることから、学費減免や奨学金による支援を訴え、それらの措置が講じられてきた。

（８）－２　著しい欠員が恒常的に生じている情報通信工学専攻における対応策とその有効性

実際に専攻科に進学した学生からのヒアリングによれば、学費減免をはじめとする前記の対応策が一定の効果をあげていることが確認されている

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（８）－１

大学院進学希望者数の増加をねらいとして、工学部学生に対して、学費減免や奨学金による支援措置がある事の周知徹底のため、セミナーや、研究室配属後の研究指導等を通じて勧誘しており、それは適切である事は判明している。

進路選択は個人的な問題でもあり、社会的な状況によっても大きく左右される。学生の

経済的状況や昨今の社会的状況を鑑みれば、確実な学生確保のための方策は非常に困難な課題と考えられる。

（８）－２

支援措置がある事の周知徹底は１つの有効な手段である事は一部確認されているが、根本的解決には至っていない。その大きな理由は２つ有る。

１つは、工学部情報通信工学科を卒業した段階での就職率が良く、学生にとっては、「大学院に進学する必要が無い」との意識のためである。

今１つは、学部学生の教員の研究に対する必要性意識の低さである。これは本学の入学時点の問題に起因している。本学の社会に対する広報で、「本学教員は極めて独創的な研究を行っている」との情報発信がなされていないためで、本学志望学生は、「研究は国公立大学で行っており、自分は大学卒業資格を得る事で十分」との意識で入学している。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（８）－１

工学部学生に対して勧誘以外の対策を考える必要がある。これは大学自身の問題でもある。

（８）－２

高校生を含めた社会全体に対して、本学広報室は通常の入学案内とは別に、本学教員の研究内容が極めて独創的であり、一般市民の関心を引き付けるような広報・宣伝の手段を講じるべきである。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（８）－１　生物工学専攻における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

博士前期課程の年度別入学者数は以下のとおりである。

2004（平成 16）年度：９名、2005（平成 17）年度：６名、2006（平成 18）年度：12 名、2007（平成 19）年度：13 名、2008（平成 20）年度：７名

年度によりばらつきがあるが、概ね定員８名に近いあるいは定員を超える学生が確保できている。

博士後期課程への年度別進学者数は以下のとおりである。

2004（平成 16）年度：２名、2005（平成 17）年度：０名、2006（平成 18）年度：２名、2007（平成 19）年度：１名、2008（平成 20）年度：０名

いずれの年度も定員４名を充足できていない。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

大学院への入学（博士後期課程への進学を含む）への障害となる第一の要因は、卒業後（修了後）の就職の問題と思われる。問題解決に向けて、進路センターの協力により、大学院生、指導教員、進路センタースタッフによる３者面談が開催される等、一定の努力はなされている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

とくに博士後期課程修了者の就職の問題は深刻であり、この問題が本課程の恒常的な定員割れの最大の原因と思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

大学院生の就職について、進路センターと今後一層の連携を深めることを検討する。

Ｇ　法務研究科（法科大学院）

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

前期と後期の２回にわたって入学試験を実施しており、入学定員は 60 名で、未修者（３年間履修）50 名、既修者（２年間履修）10 名で募集を行っているが、本研究科設置以来、既修者として入学している学生は６名である。

従来、既修者にも未修者の試験科目である小論文を課しており、既修入学者試験の点数が高くても、小論文の点数が低いために不合格とした受験生がいたことも既修者の入学を妨げる一因になっていた。少数であるが、概して既修生は入学後の成績が良く、未修入学者に良い影響を与えているので、既修入学者の確保のため 2009（平成 21）年度の学生募集から、既修者入学試験の専願も認めることとした。

なお、2009（平成 21）年度の学生募集から、未修者試験においても配点を変更し、適性試験の比率を従来の 30%から 50%に引上げた。これにより、より質の高い未修生の入学が期待できる。

また、採点の公平性・公正性の確保について、小論文に関しては、出題者が事前に採点基準を明示し、他の採点者との協議を経て、共通の基準をもって採点している。また、答案ごとに２名の採点者（しかも同じ２名であるとは限らない）が採点に当たり、偏りがないようにしている。

面接は、それぞれ２名１組（毎回の入試のペアは同じではない）で教員が担当し、最終的な評価は２名の協議のうえで行っている。また、予め評価において着眼すべき項目を示したシートを配布し、評価の根拠を確認できるようなチェックおよびメモを求めている。

〔点検・評価〕

今年度の入試改革により、従前より既修者の入学が期待できる環境になったと思われる。実際に、2009（平成 21）年度前期入学試験において既修専願者から２名の合格者を出した。

〔改善方策〕

上記の入学試験制度改革を行ったばかりであるため、改善方策に記載する事項はない。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

法科大学院は、学内推薦入試は行ってはならないとされている。

〔点検・評価〕

とくにない。

〔改善方策〕

とくにない。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

（単位：人）

		志願者	受験者	合格者	入学者
2004（平成 16）年度	合計	577	434	98	60
	（本学卒内数）	（71）	（62）	（８）	（７）
2005（平成 17）年度	合計	338	304	112	47
	（本学卒内数）	（28）	（27）	（６）	（４）
2006（平成 18）年度	合計	239	218	132	54
	（本学卒内数）	（34）	（32）	（16）	（14）
2007（平成 19）年度	合計	253	238	134	64
	（本学卒内数）	（35）	（35）	（21）	（15）
2008（平成 20）年度	合計	130	122	77	44
	（本学卒内数）	（12）	（12）	（７）	（５）

〔点検・評価〕

上表のとおり、他大学・大学院からの進学者が多く、門戸開放についてはとくに問題はない。

〔改善方策〕

とくにない。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

入試制度として「飛び入学」は行っていないが、大学の在学期間が３年以上になる者に出願資格を与えており、門戸を閉ざしているわけではない。

〔点検・評価〕

とくにない。

〔改善方策〕

とくにない。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

（単位：人）

		志願者	受験者	合格者	入学者
2004（平成 16）年度	合計	577	434	98	60
	（社会人内数）	(262)	(182)	(54)	(34)
2005（平成 17）年度	合計	338	304	112	47
	（社会人内数）	(117)	(108)	(49)	(19)
2006（平成 18）年度	合計	239	218	132	54
	（社会人内数）	(59)	(55)	(34)	(12)
2007（平成 19）年度	合計	195	185	111	44
	（社会人内数）	(65)	(61)	(41)	(20)
2008（平成 20）年度	合計	106	99	63	34
	（社会人内数）	(44)	(41)	(27)	(16)

法科大学院は、法学部以外の学部出身者または実務経験のある者が、入学者全体の３割以上となるよう努力することが求められている。本法務研究科の社会人受け入れはこの基準をクリアしている。

〔点検・評価〕

基準となる値を大幅に上回っているので問題はない。

〔改善方策〕

とくにない。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

制度を持たない。

〔点検・評価〕

とくにない。

〔改善方策〕

とくにない。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生を対象とした入学試験は行っていない。

〔点検・評価〕

とくにない。

〔改善方策〕

とくにない。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）―１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

法務研究科の定員の確保は実現できていない。しかし、全国における法科大学院に入学するための関門のひとつである適性試験受験者数は、この制度の発足以来激減してきている現実からすれば、この結果はやむをえない部分もあると考えている。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

2008（平成 20）年度までは、著しく欠員が生じている状況にはない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

入学者選抜試験における合格者は、定員を上回る人数を出しているので、現状では健闘していると考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

入学試験合格者を本学に定着させるための方策を検討中である。

合格者が定着しない原因の究明は必ずしも進んでおらず、現時点において明らかではないが、今後、本学における法曹養成教育の堅実な実績を示すことが必要である。

また、文部科学省高等局長名（20 文科高第 666 号）で全法科大学院通知のあった「法科大学院教育の質の改善について」を踏まえ、本学は 2010（平成 22）年度からの入学定員について検討中である。

Ｈ　経済学研究科（通信教育課程）

〔到達目標〕

社会の第一線で働きながら解決すべき課題を持ち、そのための研究を目指す職業人や、たまたま現状で就業していない場合であっても、これまでの社会での経験を生かして問題意識を深めてスキルアップを図り、生涯学習の一環として生きがいを見出し、学習効果を再び社会に還元しようとする意欲の高い社会人を受け入れることが目標である。

（１）学生募集方法・入学者選抜方法

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

開設以来の受験者数等は以下のとおりである。

	受験者	合格者	入学者	
2007（平成 19）年	13	4	4	（名）
2008（平成 20）年	15	10	10	

学生の募集にあたっては、まず大学および大学院ガイド、本学ホームページ、本学を紹介するマスメディアにおいて通信教育課程の存在自体をアピールしている。その上で、通信教育を実施するに当たっての特殊事情であるパソコンＯＳとインターネット接続等の注意事項や、出願期間・出願先・出願書類・試験場・入学検定料・試験日時等を公示するため、本研究科の入学試験要項を作成して、インターネット（研究科ホームページ）および冊子で公表するとともに、さまざまなマスメディアを通じた入試情報の提供を行っている。

選考方法については、社会人は問題意識を明確に持ちながらも日々の業務に忙殺され、ペーパー試験のための受験対策を行う時間的余裕がない実情を考慮し、入学希望者には学力筆記ペーパー試験は課さず、出願書類と口頭試問により選抜している。

１次選考では、提出された出願書類に基づいて、受験生が希望する指導教員が中心となって書類審査を行う。２次選考では１次選考合格者を対象に、受験生が希望する指導教員に加えて本研究科人事委員１名と研究科長の合計３名で面接を行った上で、その結果を通信課程研究科会議に諮り、総合的に合否を判定している。

選抜基準は研究テーマとの関連性に十分留意し、受験者が社会で培った問題意識とその問題に対する勉学意欲および取り組み・解決策の方法と研究成果に関する将来の活用の方向性等について口頭試問を行い、適性等を含めて多面的に判断している。そして経済社会で活躍している第一線の人材を再教育して社会に還元する観点から、出身学部を問わず広く選抜している。

〔点検・評価〕

上記のとおり、通信課程の開設以来、かなりの受験生が応募している実情をみると、学生募集方法については、妥当と判断できる。入学者選抜方法については、まだ修了者を出していない現状では教育途上段階での評価にならざるを得ないが、学生の学修・研究姿勢は真摯であり、現在の選抜方法は妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（２）学内推薦制度

〔現状説明〕

（２）－１　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

通信教育課程では社会人であることを出願の必須要件としているため、このような制度は設けていない。

〔点検・評価〕

通信課程の設置の趣旨からみても、現状は妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（３）門戸開放

〔現状説明〕

（３）－１　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

上記の出願要件を満たせば、本課程への入学は他大学ならびに大学院出身者に対して完全に開放されている。

現在の在籍学生 14 名のうち、本学出身者２名（14%）、他大学・大学院出身者 12 名（86%）となっている。

〔点検・評価〕

十分な門戸開放がなされていると判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（４）「飛び入学」

〔現状説明〕

（４）－１　「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

通信教育課程では社会人であることを出願の必須要件としているため、このような制度は設けていない。

〔点検・評価〕

通信課程の設置の趣旨からみても、現状は妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（５）社会人の受け入れ

〔現状説明〕

（５）－１　大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

通信課程の設置の趣旨から、全学生が社会人である。

〔点検・評価〕

現状は妥当と判断される。

〔改善方策〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

（６）科目等履修生、研究生等

〔現状説明〕

（６）－１　大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本課程の教育課程は上述のとおり、自己完結するように、さまざまな要素を勘案して構築されていることから、現在のところこのような制度は設けていない。

〔点検・評価〕

社会人を対象とする通信教育課程という教育形態には、研究生や聴講生の受け入れはなじまないと判断されるが、科目等履修生については、検討の余地があるとみられる。

〔改善方策〕

本課程が軌道に乗った段階で、科目等履修生の受け入れについて検討することが望ましい。

（７）外国人留学生の受け入れ

〔現状説明〕

（７）－１　大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

本課程では、通信教育による経済学の教育研究大学院の立ち上げを優先して、これまでのところは、日本語を母国語としない社会人については、通常の選考過程を経て十分な日本語能力が認められる受講生にのみ入学を認めることを原則としてきた。これを満たせば、たとえ外国籍の社会人であっても受け入れ可能であるが、現在のところ外国人学生は在籍していない。

〔点検・評価〕

外国人留学生の受け入れについては、日本語能力の審査方法等、受け入れ条件について、検討しておく必要がある。

〔改善方策〕

現時点では、日本語を母語としない社会人の入学選考に関する明確な規定がないため、これを明確化することが望ましい。

（８）定員管理

〔現状説明〕

（８）－１　大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

１学年 10 名の定員に対して、在籍者数は１年生４名、２年生 10 名であり、設置２年目で定員を充足している。

学生確保のために、本課程についての紹介が電子媒体としては本学の経済学研究科通信教育課程のホームページに掲載されているほか、冊子形態の『京都産業大学ガイド』、『京都産業大学大学院案内』、また本課程独自の紹介パンフレットにも掲載されて一般に公開されている。上記の在籍数はこうした広報の結果と考えられる。

（８）－２　著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

本課程はこれに該当しない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

上記の学生確保の措置は適切と判断される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現段階では改善を加えるべき問題点は見当たらない。

第５章　学生生活

〔到達目標〕

経済的支援、精神的な悩みに対する相談、健康管理、就職支援等により、学生が安心して充実した学生生活を送れるような環境作りを目指す。また、課外活動を活性化させ、学生生活をより活気あるものにする。

＜学生への経済支援＞

本学独自の奨学金制度により、学生が安心し、かつ充実した学生生活を送れる体制を整え、経済的負担を軽減するとともに学生各個人の目標達成をも支援することとしている。

＜生活相談等＞

学生からの就職活動に関する疑問や質問に対応するだけでなく、低学年次から学生自ら卒業後のキャリアデザインを行い、その実現に向け大学生活の充実に取り組む動機づけを強化する。さらに、学生を社会へ繋ぐための自己概念形成にかかわり、将来のために変化・成長をしようとする自律（自立）を気づかせるとともに主体的な行動を促す。

＜就職相談＞

大学・短大進学率が 50%を超える全入時代を背景に、新たな就職難時代（厳選採用等）を迎えており、学生動向の二極化・分離化に拍車がかかる中、企業の採用意欲・人数に左右されない実力を備えた学生をより多く輩出し、大学経営と学生気質の視点に立って、教学との連携を図りながら「就職に強い」という実績を上げることを目指す。

＜課外活動＞

本学では、課外活動規程を制定し、その規程の中で建学の精神に基いて課外活動の目的を、「大学の課外活動は、正課における人間形成の効果を高め、これを補充するものであり、教養の向上、自律性の涵養、社会性の陶冶を期する重要な大学教育の一環であることをかんがみ、学生はよくその目的を体し、大学の指導に従い、諸規程を守るとともに、自主的、積極的に活動すべきである」と定め、課外活動の重要性を位置付けている。

この目的にあるよう、自主的・積極的な活動を通して、本学卒業後、社会の期待に応える人材を輩出すべく学生を育成・支援することを目標としている。

（１）学生への経済的支援

（１）－１　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

（ｉ）成績優秀者を対象とした制度

〔現状説明〕

成績優秀者を対象とした制度には、入学試験成績優秀者学費減免制度、学業成績優秀者奨励金制度（各学部別に制度を制定している。）がある。

入学試験成績優秀者学費減免制度は、入学試験[前期日程]スタンダード３科目型合格者のうち、入試成績上位３％の者に対して、入学年から２年間当該学部の半期学費を減免す

る制度である。

成績が優秀な学生の入学を促進し、優秀な人材を確保するとともに、本学在学中に大きく飛躍することを期待するため2000（平成12）年度に制定した制度であるが、この制度の対象となり入学した者は、毎年度10名以下と決して多くないのが現状である。

学業成績優秀者奨励金制度は、各学部別に学業成績優秀者や資格取得者を対象として、奨励金を給付している。

〔点検・評価〕

学業成績優秀者奨励金制度は、2003（平成15）年度に制定した制度で、採用者数を各学部９名としていたが、学業成績だけを基準とすることや各学部一律の採用者数等の課題を解決するため、2005（平成17）年度に各学部が採用者数、採用基準、奨励金額等の制度内容を定め、学部の特色を活かした制度に改正した。これにより、学部の教育目標や教育内容とマッチした制度となり、学部教育の向上の一翼を担える制度になったと言える。

（ⅱ）経済的困窮者への支援

〔現状説明〕

経済的困窮者を対象とした制度には、経済的負担を軽減し学業に専念できることを目的として、①育英給付奨学金制度、②貸与奨学金制度、③特別貸与奨学金制度、④教育ローン援助奨学金制度、⑤短期貸付金制度がある。

①育英給付奨学金制度は、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により、就学の継続が困難な学生に対して年額30万円を給付している。②貸与奨学金制度は、日本学生支援機構第二種奨学金に出願したものの不採用になった学生を救済（採用）している。③特別貸与奨学金制度は、学費支弁者の災害罹災や失業等により家計が急変し、学費の納入が困難な学生に対し、半期学費相当額を貸与している。④教育ローン援助奨学金制度は、民間金融機関の教育ローンを利用し学費を納入している学生を対象として、教育ローンにかかる利子を奨学金として給付している。⑤短期貸付金制度は、一時的に修学や学生生活が困難になった学生に対し、３万円を上限として即日貸し付けしている。

〔点検・評価〕

① 育英給付奨学金制度は、経済的困窮者に30万円を給付する特別給付奨学金制度として1999（平成11）年度に制定し、2001（平成13）年度に改正し、現在に至っている。旧制度は、学業成績より家計状況を重視した採用基準とし、その結果日本学生支援機構第二種奨学金のそれに近似していた。改正により、学業成績をより厳しい基準として、学業が優秀でかつ経済的に困窮している学生を支援する給付奨学金となり、毎年採用人数枠を超える出願があって効果をあげている。

② 貸与奨学金制度は、採用人数枠の関係から日本学生支援機構第二種奨学金に採用されな

かった学生を対象として、当年度限り無利子貸与（自宅４万円／月、自宅外５万円／月）する制度である。

なお、近年、日本学生支援機構第二種奨学金で全員が採用される状況が続いており、本制度による採用者は皆無であるものの、日本学生支援機構奨学金の採用動向が毎年変化していることもあり、当面制度を継続する必要がある。

③　特別貸与奨学金制度は、1983（昭和58）年度に制定し、家計急変者を対象として半期学費相当額を貸与する制度である。経済状況が長期に渡り低迷を続け、好転が期待できない現状においては、学費納入を担保できる制度として、学生に安心感を与える制度となっており、2007（平成19）年度には10名の学生に貸与した。

また、留年生には日本学生支援機構等他に貸与される奨学金がないことからも重要な制度と言える。

④　教育ローン援助奨学金制度は、金融機関の教育ローンを利用して学費を納入している学生を対象として、そのローンにかかる利子（上限５万円）を奨学金として給付する制度である。本制度の利用者は、2006（平成18）年度15名（法務研究科５名含む）、2007（平成19）年度５名であり、学生に加え、学費支弁者への周知方法に工夫が必要である。

⑤　短期貸付金制度は、学生生活の経済面において一時的に困難になった学生を対象として、即日無利子で貸し付ける制度であるため、利用する学生が急増し、学生にとっては必要不可欠な制度であると考えられる。

しかし、その反面、返済期日どおりに返済しない滞納者も増加したため、2006（平成18）年度秋学期から借用証書の写しを保護者宛て送付することとする制度改正を実施し、無用な貸し付けや滞納が減少した。

2005（平成17）年度の利用者は709名、2006（平成18）年度の利用者は680名、2007（平成19）年度の利用者は319名となっている。

なお、この制度改正では、就職活動費用に関しては貸付上限額を10万円に引き上げ、就職活動も経済的に支援できる体制としている。

（iii）課外活動参加者への支援

〔現状説明〕

課外活動参加者（クラブ部員）を対象とする制度は、課外活動への参画促進と活動の活性化推進を目的として、課外活動優秀者学費減免制度と課外活動奨励貸与奨学金制度を設けている。

課外活動優秀者学費減免制度は、全日本学生選手権大会での優勝や国際競技大会（日本代表）で優秀な成績を収めた学生を対象として、半期学費相当額を減免し、当該学生の更なる飛躍を期待するとともに、その努力を称え、学長が目録授与を行っている。

また、課外活動奨励貸与奨学金制度は、課外活動で要する費用を奨学金として貸与し、経済的負担を軽減し学業とクラブ活動に専念できるよう、毎年度100名を上限として採用している。

〔点検・評価〕

課外活動優秀者学費減免制度は、2001（平成13）年度に制定し毎年度約10名を採用している。本制度では、採用人数に制限を設けておらず、基準に達した学生全てを採用している点は評価できる。

また、課外活動奨励貸与奨学金制度は、2001（平成13）年度に制定し、毎年度100名に体育系クラブ30万円（とくに必要と認めた場合は50万円）、文化系クラブ15万円を上限に奨学金を貸与している。募集期間は、クラブ活動が活発になる時期に合わせ、５月と10月の年２回行っており、毎年度出願可能としている。

〔改善方策（ⅰ・ⅱ・ⅲの項目を含む）〕

少子化を端緒とする大学改革の進行により、大学本来の教育機能のより一層の充実が求められる中、日本私立大学連盟の報告書にも取り上げられているとおり、奨学金制度の機能は、単に経済的支援を目的とすることから、建学の精神に基づく学生育成を経済的に支援する制度、すなわち教育支援制度への移行が必要であると考えている。

これまで、奨学金制度は経常的収入および貸与奨学金返還金を原資としていたが、第３号基本金で保持している奨学基金の組入れが完了し、その果実を運用することが可能となるため、制度内容を大幅に見直すとともに、制度規模の拡大も視野に入れた改革を予定している。

具体的には、奨学金制度を教育支援制度として位置付け、さらに①人材育成・目的達成支援のため、給付奨学金・学費減免を基本としたａ．成績優秀者を対象とした制度、ｂ．学業が優秀かつ経済的困窮者を対象とした制度、ｃ．インターンシップ、留学等の学外活動を対象とした制度、ｄ．課外活動参加者を対象とした制度、ｅ．私費外国人留学生を対象とした制度、ｆ．大学院生を対象とした制度、②修学支援のため、貸与奨学金を基本としたａ．日本学生支援機構奨学金不採用者を対象とした制度、ｂ．学費納入困難者を対象とした制度、を考察している。

これらを実現することにより、本学が進める教育充実施策の一翼を担うと確信している。

（ⅳ）海外でのインターンシップ参加者への支援

〔現状説明〕

海外でのインターンシップは、全国でも先駆的に取り組んでいる制度で、軌道に乗るまでの数年間を目途に、参加者への経済的負担の軽減を目的に支援している。初年度となった 2002（平成 14）年度は 10 名（４ヵ国８事業所）に総費用（渡航費用・保険費用）の 50%、2003（平成 15）年度は 21 名（６ヵ国 17 事業所）に 38%、2004（平成 16）年度は 20 名（７ヵ国 18 事業所）に 35%、2005（平成 17）年度以降は 30%を支援金とし、2005（平成 17）年度 25 名（５ヵ国 22 事業所)、2006（平成 18）年度 18 名（５ヵ国 18 事業所)、2007（平成 19）年度 18 名（７ヵ国 16 事業所）に支給した。

〔点検・評価〕

海外でインターンシップを行うことによる意義は、インターンシップの教育効果と本学の見学の精神に謳われる国際化を受けたものであるが、特色ある教育の１つとして戦略的に展開している。テレビ、新聞等のメディアでも取り上げられたことがあり、本学の社会的なイメージアップに繋がっている。参加学生の満足度も高く、教育的取り組みとしての成果が出ているが、受け入れ先の維持開拓、リスク管理においては相当な労力と経費を必要とする。この制度を維持発展させるには、支援金制度のほか、本学における海外インターンシップの位置づけの明確化と大学全体における国際化に向けた取り組みの推進が必要である。

〔改善方策〕

この取り組みは、海外でのインターンシップを先駆的な取り組みとして軌道に乗せることから支援制度が始まったが、６年が経過した現在まで恒常的に実施しており制度的には軌道にのっている。この間、社会における実践的教育の重要性は飛躍的に高まり、海外インターンシップの教育的有効性も高まってきている。受講学生に求められる能力は、語学力をはじめ主体的行動力・職業理解力等相当高く、教育プログラムとして継続実施する上では、経済負担を軽減する支援制度を検討する。

（ｖ）海外留学者への支援

〔現状説明〕

本学から海外へ留学する学生についても、留学支援金制度がある（表１：外国留学支援金制度)。留学希望者が留学先での学費および生活費等を捻出できないため、留学を断念することのないよう、充分な経済的支援制度を確立し、多くの学生に留学実現の機会を与えることができるようにすることが重要である。

表１：外国留学支援金制度

種類	留学先	留学支援金（1 年間の場合）
交換留学	国際交流協定校	経済・経営・法・外国語・文化学部…55 万円 理・工学部…75 万円 留学先での授業料免除
派遣留学	国際交流協定校	経済・経営・法・外国語・文化学部…55 万円 理・工学部…75 万円
認定留学	学生自身が選択する	経済・経営・法・外国語・文化学部…45 万円 理・工学部…55 万円

〔点検・評価〕

大学財政のバランスを考え、留学支援金の内容・金額・運用について、より学生の満足感のある制度に検討を加え改善に努める必要がある。また、近年の海外事情に対応するため、危機管理会社との契約により、事故、疾病等に応じて現地で迅速な対応を行える環境整備をしているが、危機管理会社は、留学先の正確な情報収集、被害者、加害者、病院への適切な折衝、家族等への現地ホテル手配、保険会社との折衝の実施等実際の有事の際の検証を十分に行う必要がある。これについは、2008（平成 20）年度から危機管理の業務契約を締結しているため、問題点等の洗い直しを行い、検証に向けて準備をしている段階である。

〔改善方策〕

派遣留学生の奨学金となっている留学支援金について、留学希望者をサポートするため、金額面を含む内容についても、大学財政のバランスも考慮しながら検証を重ねていく。

また、危機管理について、派遣留学生の留学中の安全維持に 2008（平成 20）年度から締結した危機管理の業務委託契約が細かなメンタル面を含めたサポートとして有効に機能しているかどうか、留学生の帰国後アンケートを回収する等して検証を重ね、問題点が判明すれば改善していく。

（vi）私費外国人留学生への支援

〔現状説明〕

①留学生受け入れ支援

海外から日本に留学するためには、旅費、学費、生活費等多額の費用が必要であり、外国人留学生にとってその経済的負担は大きい。とくに、アジア諸国は日本との経済格差が大きいため、経済的支援なくしては、日本への留学は困難と言える。本学では、私費外国人留学生（正規生）の経済的負担を軽減するため、授業料減免（40%）、授業料特別減免（新入生のみ 20%）、給付奨学金、入学試験成績優秀者奨励金、学業成績優秀者奨励金の奨学金制度および学費減免制度により、留学生を支援している。（表２：外国人留学生に関する奨学金）

受け入れ留学生への支援制度は、国際交流委員会で審議し決定している。交換留学生は、協定校相互の授業料を全額免除し、国際交流会館の入寮費を免除する等の経済的援助を行っている。

学外奨学金として、日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」（学部生月額５万円、大学院生月額７万円）、京都府名誉友好大使、日本語能力試験１級成績優秀者奨学金（月額５万円）、財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金（学部生月額 10 万円、大学院生月額 14 万円）等、地方公共団体および民間団体から毎年募集があり、留学生に対して学外奨学金に応募するよう積極的に情宣を行っている。

表２：私費外国人留学生に関する奨学金（学部生および大学院生）

新入年生のみ			
名称	京都産業大学 私費外国人留学生 入学試験成績優秀者奨励金	京都産業大学 私費外国人留学生 授業料減免	京都産業大学 私費外国人留学生 授業料特別減免
対象	入学試験成績上位者	私費外国人留学生	私費外国人留学生
採用人数	各学部 1～２名	減免出願資格を満たす者全員	減免出願資格を満たす者全員
給付額	年額 20 万円	授業料の 40%相当額	授業料の 20%相当額
２年次～４年次			
名称	京都産業大学 私費外国人留学生 学業成績優秀者奨励金	京都産業大学 私費外国人留学生 授業料減免	京都産業大学 私費外国人留学生 給付奨学金
対象	学業成績上位者	私費外国人留学生	私費外国人留学生
採用人数	各学部１～２名	所定の単位を修得している者全員	所定の単位を修得している者全員
給付額	各学期 10 万円	授業料の 40%相当額	各学期６万円

②留学生の宿舎

留学生には、寮として国際交流会館を設置しているが、定員は約 60 名程度であり、近年の交換留学生の増加により、私費外国人留学生の入寮が圧迫されている。

国際交流会館の舎費

居室タイプ	入寮費	舎費預金	月額舎費	電気･水道料金
S（シングル）	30,000円	66,000円	33,000円	舎費に含む
S（ツイン）	１人につき 20,000円	32,000円	１人につき 16,000円	
L（ファミリー）	40,000円	100,000円	50,000円	電気料金のみ

これらの募集については、国際交流センターが実施する留学生説明会において説明し、パンフレットの配布、および大学のＷｅｂサイトに奨学金の情報を掲載している。また、成績優秀者については、本学入学センターおよび教学センターと連携を行い、申請漏れのないように該当学生には個人別に連絡を取っている。大学以外の団体からの奨学金募集についても、学内ポスターの掲示、Ｗｅｂサイトに掲載して、情宣に努めている。各種奨学金へ応募希望者は、国際交流センター事務室で受付け、申請を行う。学内での選考が必要な場合は、国際交流センター長をはじめとする国際交流推進委員の先生方により面接およ

び書類審査を行い、推薦する。また、学外奨学金の採否結果についても、学内の掲示板にて速やかに発表する等他の留学生に刺激になるよう努めている。

〔点検・評価〕

・私費外国人留学生に関する奨学金

私費外国人留学生の授業料免除や学業成績優秀者に対する奨励金給付および入学試験の成績優秀者に給付する入学試験成績優秀者奨励金等、本学においては手厚く支援していると言える。問題は、その支援にふさわしい学業成績優秀者であるかどうかの検証が必要であり、学業に専念せずアルバイトに集中している留学生が散見される。とくに入学試験成績優秀者奨励金について、受給した留学生の追跡調査を行ったところ、入学後の成績優秀者との関連はあまりなく、逆に入学後低単位に陥ることが多いことが判明する等問題点が発生しており、現在検討を行っている。

学内外の各種奨学金の学生への情報提供については、ガイダンスでの説明、学内掲示板やＷｅｂサイトでの掲載等できる限りの伝達手段を活用して、留学生に情報を提供しているが、昨今は情報を取りこぼす学生が散見される。

・宿舎

現在、国際交流会館は交換留学生（39 名）、私費外国人留学生（19 名）および日本人チューター（６人）の合計 64 人が入寮しており、現段階では手狭で収容定員が限界に近づいている状況である。今後、さらに交換留学生数が増加すると、私費外国人留学生の入寮が圧迫される可能性が出てくる。現状では、専用の宿舎を建設することは財政的に非常に難しいので、留学生専用宿舎として民間アパート等の借り上げについても調査・検討を行う。

〔改善方策〕

本学への私費外国人留学生はほとんど中国からの留学生に限られているため、欧米やその他のアジア等の国々からも優秀な交換留学生や外国人特別生を受け入れるためには、交換留学生および外国人特別生用の本学独自の奨学金制度を検討し実施する必要性がある。具体的には、日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）の月額８万円の奨学金に準じた条件で、交流協定校以外の大学から高度な研究をしている留学生（外国人特別生）を募集するような奨学金制度を構築する。

留学生専用宿舎については、将来的に、交換留学生（非正規生）の受入数の増加と私費留学生の入寮のニーズに対応するため、民間アパート等を留学生専用宿舎として、大学が借り上げる形態を調査・検討する。

（vii）法科大学院生への支援

〔現状説明〕

法務研究科独自の奨学金制度としては、①入学時学修奨励金支給制度、②成績優秀者授

業料減免制度、③給付奨学金制度がある。また、奨学金ではないが、④特別学業激励金支援制度がある。

①入学時学修奨励金支給制度

法務研究科入学者に対して学修奨励金を支給し、入学時の生活基盤の安定を図り、学業に専念させ、もって優秀な人材育成に資することを目的とし、未修者入学生には初年度の春学期と秋学期に、既修者入学者には春学期に 17 万円を支給する。

②成績優秀者授業料減免制度

入学試験または学業成績がとくに優秀な者の授業料を減免することにより、学業に専念させるとともに優秀な人材育成に資することを目的とし、支給対象学期の前学期の成績（ＧＰＡ）により支給対象者を決定する。

100%授業料減免は、２年次および３年次の各学期において成績上位者 10%以内の者。また入学時の成績がとくに優れている既修者入学者４名以内の者。

50%授業料減免は、２年次および３年次の各学期において成績上位者 30%以内の者。

25%授業料減免は、２年次および３年次の各学期において成績上位者 40%以内の者。

③給付奨学金制度

学業成績がとくに優秀であるものの家計急変等の経済的理由により、学費納入または就学の継続が困難な学生に対し奨学金を給付することで、経済的負担を軽減し学業に専念できるようにすることを目的とし、給付が決まった月から当該年度中は月額 10 万円を給付する。

④特別学業激励金制度

修了延期（留年）した者が、経済的な理由により学修を断念することのないよう特別学業激励金として一定金額を給付し、修了に向けて意欲を持たせ、修学を継続させることを目的とし、修了に必要な残り単位数が６単位以内の者で、次の２学期以内に修了の可能性がある者に対して１学期について（最大２学期間）35 万円を給付する。

〔点検・評価〕

①入学時学修奨励金支給制度、②成績優秀者授業料減免制度については、2008（平成 20）年度にそれまでの支給基準を見直し、法務研究科設立当初の規程を廃止し、新たに規程を制定した。

また、④特別学業激励金支援制度については 2008（平成 20）年度に新たに制定したものである。

〔改善方策〕

現在、経済環境が悪化しており、学業継続のために奨学金を必要とする学生が増えることが予想されるため、限られた資金を効率よく配分するために、運用については頻繁に見直す。

（viii）本学貸与奨学金の返還

〔現状説明〕

本学貸与奨学金の債務残高は、2008（平成20）年８月末日現在、592名・約２億7,100 万円となっている。本学では、奨学金の原資は経常費から捻出しており、返還滞納が本学財政に影響を与える可能性がある。

貸与奨学金の返還は、離籍後、貸与を受けた年数の４倍の年数での年賦もしくは48倍の月数での月賦とし、返還者の預貯金口座からの自動振替による返還方法を採用している。

返還滞納者に対しては、規程に基づき文書による返還者本人への督促、連帯保証人、保証人への督促、と滞納期間に応じて督促対象者や督促文書の内容を変更して行っている。

なお、滞納期間が１年以上となる滞納者には、本学顧問弁護士名で内容証明郵便による督促や、その督促にも拘らず返還がない場合には、少額訴訟を提起し強制的な返還が実行できる体制を整えるとともに、時効中断も法的に有効となっている。

〔点検・評価〕

貸与奨学金の返還については、大学が債権者となることから、法的手段を講じる強制的な返還手段の実行に踏み切れない大学が多く、本学のように法的手段を講じる大学は多くないと思われる。

本学では、2001（平成13）年度までは文書による督促に留めていたが、2002（平成14）年度以降、内容証明郵便による督促や裁判を行う等、滞納者に対して厳しい姿勢で対応している。2002（平成14）年度に、滞納額が3,000万円を超え、中には時効となる債権も発生する可能性があったことから、内容証明郵便による督促、少額訴訟の提起を行っている。この督促により滞納額は減少したものの、抜本的な解決には至っていない。

貸与奨学金の採用者減少により、返還者・貸与残高ともに大きく減少している中、滞納状況が悪化（滞納率　返還者24.7%・残高11.3%）しており、滞納発生や長期化を抑制する方策を講じる必要があると考える。

〔改善方策〕

日本学生支援機構奨学金の採用規模拡大や本学奨学金制度業務の遂行等、これまでの業務が輻輳し、個人情報保護法の施行による情報収集の制限、さらには返還滞納者の割合増加と長期化と、返還滞納を解消するには厳しい環境となっている。

法的手段の実行もさることながら、返還業務の一部を債権回収会社に業務委託し、業務の効率化を図りつつ、返還業務の充実を図る方策を検討する。

（ix）学生健康保険互助会

〔現状説明〕

学生健康保険互助会発足の趣旨を踏襲し、単年度収支の均衡を図りつつ継続して互助会

運営ができる体制作りが必要である。

また、学生への周知活動等の運営母体となる「学生健康保険部会」は、近年部員数が増加傾向にあり、活発な活動が期待できる。しかしながら、部員増員に伴い、これまでの運営方法に軋轢が生じ、運営方法の見直しが必要となっている。大学側の適切な指導のもと、学生主体となって改善を進められるような組織作りを目指している。

学生健康保険互助会は、相互扶助の精神に基づき学生の医療費負担を軽減し、健康の保持・増進を図ることを目的として、1981（昭和56）年度に発足した。現在、全国で約20大学、関西では本学を含め６大学、京都では唯一本学だけの制度であり、大学基準協会大学評価においても、本制度は評価されている。

保険診療に要した自己負担分を給付する医療費給付制度（給付上限額・年額15万円）と協定を締結した宿泊施設を利用した場合に一定額を補助する厚生宿泊施設利用補助金給付制度（給付上限額・年額６千円）が互助会の根幹をなし、学生組織である学生健康保険部会が、学生健康保険に関する情宣活動や体力測定、講演会等、学生の健康保持・増進に関する活動を行っている。とくに、献血活動については日本赤十字社に協力し、1996（平成８）年度には厚生大臣賞を受賞している。

〔点検・評価〕

制度利用者が比較的少なく、また、金利が高かったことを受けて、余剰資金が２億円を超えたことから、学生への還元策として1989（平成元）年度から歯科診療も医療費給付の対象とした。

しかし、その後制度利用者が増加し、また、金利の低迷を受けて、2001（平成13）年度から、単年度収支が支出超過となった。制度利用者が増加したことは、制度が学生に広く周知されたことを示しており評価すべきであるが、財政的に再検討する必要が生じた。

〔改善方策〕

支出超過による財政悪化を改善するため、2006（平成18）年度から学生側理事（学生自治会役員および学生健康保険部会役員）が主となって改善策を検討し、2008（平成20）年度から歯科診療および眼鏡・コンタクトレンズ検診を医療費給付対象から除外することとし、学生が被る不利益を最小限に抑えた改正を施した。これにより、支出超過が大幅に減少し、会費を値上げすることなく財政状況の改善が図れることになった。

また、金利低迷による資産運用収入の減少については、従来の定期預金による運用に加え、元本割れリスクが低い国債による運用も開始しており、財政状況改善が見込まれる。

（１）－２　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

〔現状説明〕

奨学金にかかる各種伝達事項については、①掲示板への掲示、②電子掲示板「ＰＯＳＴ」への掲載、③対象者への印刷物の配布、④郵送等、で行っている。

〔点検・評価〕

これらの方法は、従前から行っている方法であり、方法そのものに問題はなく、適切であると思われる。

しかし、近年では学生本人の意識・自覚が低下し、また保護者からの問い合わせも増加して、これまで不要と思われていた対応に時間を割かれる状況にある。

〔改善方策〕

学生や保護者の気質変化に伴う教育方法については、別に検討することとして、現状の方法では、期待する効果が低いことを認識しなければならない。

不特定多数を対象にしたこれまでの掲示のみならず、郵送やメール発信により特定個人を対象とした方法を検討する。

なお、これにより状況が改善されない場合は、情報提供の方法の問題ではないと考える。

（２）生活相談等

（２）－１　学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

〔現状説明〕

（ａ）健康管理

①健康診断

学生定期健康診断 2007（平成 19）年度は、３月末から４月初めの７日間で、１年次生身体計測・尿定性検査・胸部Ｘ線撮影・問診・診察・心電図、２年次生健康調査、３年次生身体計測・生活習慣調査・血圧測定、４年次生・院生は１年次項目に視力測定加えた項目を実施している。事後措置は、４月中旬から学内医療機関で対応するが、精密検査が必要な場合は適宜専門医療機関を紹介している。受診率は 84.9%（１年次生 97.1%、２年次生 88.3%、３年次生 79.6%、４年次生 73.1%、院生 75.1%）。2006（平成 18）年学生健康管理システムの再構築による関連帳票の集約化で、管理運営が一元化され事後措置対応全般が迅速化された。健康診断証明書は、４月中旬の初回発行が可能になった。2007（平成 19）年にはＷｅｂ版結果通知システムを構築、総合的健康管理システムとしての運用を開始した。結果通知システムの利用者は受診者の 50%台に留まる。

教職員の定期健康診断は、毎年６月に集団健診で実施している。2007（平成 19）年度受診率は 75.2%（事務職員 93.7%・教育職員 63.3%）。がん検診を中心とした秋期検診では、

腹部超音波検査・便潜血検査に加え 2004（平成 16）年ペプシノゲン検査（胃部Ｘ線検査と隔年実施)、2005（平成 17）年からは乳房超音波検査とＰＳＡ検査を採用している。各健診後には２週間の事後措置対応期間を設け、医師・看護師による個別対応をしている。

その他雇入時・深夜業務従事者・電離放射線業務従事者・病原体汚染業務従事者の各健康診断、海外派遣渡航前健康診断、交換派遣留学前健康診断、体育会系クラブ心電図検診、クラブ健康診断等の実施および個人申請の各種健康診断にも対応している。

②学内衛生環境

保健管理センターは、適時学内の衛生環境の整備に努め感染症対策にも留意している。ノロウィルス蔓延時の汚物処理用具セットの配備、Ｏ－157 発症者学内立ち入り先の消毒指導、2007（平成 19）年４月の全国的な若年成人麻疹の流行時には、学内患者情報の取りまとめと具体的対応の策定、抗体検査の実施、麻疹に関する情報提供等、実際の場面に即応する対応をとっている。2008（平成 20）年には、全学生の麻疹予防接種勧奨および予防接種歴調査を実施、40 才未満の教職員に対し麻疹抗体検査を実施、麻疹感受性者には予防接種勧奨を進めている。

③健康づくりのための啓発活動

各健康診断に対応した健診会場の企画展示、ホームページ上の健康啓発情報を適宜更新している。とくに禁煙に関する啓発活動では、2008（平成 20）年現在建物内禁煙・指定場所以外の喫煙禁止という学内状況にあって、禁煙支援（禁煙相談・禁煙外来）を中心に据えた保健管理センターによる啓発活動とホームページ上での情報掲載および喫煙所および学内各所の禁煙ポスターの掲示をしている。

④健康相談・救急対応等

保健管理センターの 2007（平成 19）年度応急等対応件数は 1,700 件余りで、対応内容は一過性の軽症者応急処置、禁煙支援、その他さまざまな健康相談に応じている。最近では精神的諸問題をもつ学生の利用が増えている。

保健管理センターは３台のベッドを有し、一時的静養室として 2007（平成 19）年度 276 件の使用があり、救急・救護のための移送件数は 71 件であった。救急蘇生のためのＡＥＤは学内 17 ヶ所と各寮に配置されているもの合わせて 23 ヶ所に設置されている。

（ｂ）診療

保健管理センターに併設される保健診療所において、週５日、内科・外科・放射線科と学生相談室の精神科医による保険診療を行っている。Ｘ線撮影、心電図検査、血液・尿・便検査（業務委託)、呼吸機能検査等に対応し、投薬は一部院外処方を実施しているが概ね院内処方で対応している。一年間の診療件数は 4,300～4,500 件で経過しており、大学の地理的環境と時間的制約をもった学生教職員の需要に応えている。

（ｃ）職員構成（2007（平成 19）年度保健管理センター・保健診療所）

センター長（兼務)、診療所所長（嘱託医師)、事務長（兼務)、内科医師（嘱託常勤１名)、外科医（嘱託常勤１名)、放射線技師（非常勤１名)、看護師（常勤１名、嘱託常勤２名、

非常勤１名)、事務職員（常勤２名、嘱託常勤１名、契約職員１名）で構成され、健康管理業務、診療所業務、医療事務に携わっている。

〔点検・評価〕

（ａ）健康管理

健全な学修研究を推進するためには、学生・教職員の集団として、またそれを構成する個々の健康の保持増進は重要である。そのための各種健康診断と事後指導、健康相談を実施しているが、昨今の社会情勢からみて現状は学生教職員ともに精神面の状況が把握されておらず、メンタルヘルスに対する対策に遅れがある。

学生健診事後措置を学生の対応率でみると、１・４年次生 90%以上、３年次生は 70%であるが、２年次生は 30%で結果通知システム利用率（全体で 50%）も 10%台と低い。２年次生は学生生活が落ち着き、また就職活動開始前という健康づくりの点からも重要な時期であり、健診項目内容を含めた健診のあり方について検討が必要である。

教職員については、定期健康診断項目に生活習慣病検診の検診項目を加えると内容は充実しているが、結果が放置されている場合があり、健診結果の適切な利用という点で個々の意識を高めていく必要がある。また全員一律の健診項目を実施しているため、個人レベルでみると不要な検査もある。個別の対応ができるような健診のあり方を検討すべきである。

感染症対策として、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や麻疹流行時には、学内関係各所が連携しながら予防や感染拡大に努めていることは評価できる。学内の安全管理のための情報はいち早く取り入れ、その対策を準備しておかなければならない。「新型インフルエンザ」等の感染症についても早急な対応が必要である。

各健康診断や診療の場面、ホームページ利用等で、積極的に啓発活動を実施していることは評価できる。ただし実際に情報が伝達されているのか検証されていない。

健診事後の相談をはじめ、日常的に相談業務を実施し、医師や看護師が対応している。生活習慣病への指導、禁煙、不眠や不定愁訴等の相談は適宜実施され評価はできるが、最近では精神的な問題を抱える学生が多く対応に苦慮することもあり課題である。

（ｂ）診療

保健管理センターに診療所を併設、学内で保険診療をしていることにより、健康管理と連携、総合的継続的なケアを実施することができる。学生は健康保険互助会に加入し、学内診療所に限っては保険申請も診療所事務室が代替しており、医療費支払いの不安がなく、早期治療を受け重症化を防ぐ事が出来るという点で有益である。また教職員にとっては、急病時や慢性疾患の治療を就業時間内に受けることができる。

救急処置は診療所で対応可能な場合と公用車や救急車で病院へ搬送が必要な場合もあり、救急時の初期手当ての重要な任務を負っている。

（ｃ）職員構成

明確な業務目標にそった業務体制を推進していくためには、センター長を中心に事務職・

医師・看護師・検査技師それぞれが円滑に仕事をしていける安定した配置が必要である。

〔改善方策〕

・学生、教職員とも健康調査票による精神衛生状況把握と事後対策を検討する。発達障害や精神的不安症状を呈する学生への対応について、職員のスキルアップが求められ、また学部や学生相談室との連携について検討する。

・学生定期健康診断の２年次生の健診内容を見直し、「学生健診結果通知システム」の有効な周知方法をとり、確実な事後指導につながるように検討する。

・教職員定期健診・生活習慣病検診が受診者にとって有益な結果を示し、事後の精査や生活改善につながるようにする。とくに 2008（平成 20）年に始まった特定健診との関連を見直し、無駄を省き、健診目的にかなった検診項目の実施と事後指導が出来るよう、今後健康管理システム化等を含め検討する。

・留学や海外派遣の機会等国際交流が頻繁に行われる大学として、感染予防、被害拡大を最小限に抑える対策を構築する必要性がある。大学としての「新型インフルエンザ」対策マニュアルを作成し、保健管理センターは具体的対応の準備を図る。

・タバコに対する啓発は、敷地内禁煙を最終目標に全学的な取り組みを検討する。

・大学の安全と健康管理業務は多岐にわたる。時代に応じその業務も変化するが、学生サービス・健康な環境整備を推進し、健康管理や診療に熱心に取り組む職員の確保は不可欠である。

（２）－２　ハラスメント防止のための措置の適切性

〔現状説明〕

セクシュアル・ハラスメント相談に対応するために、人権センターに専門相談員を配置し、各学部にも窓口相談員を置いている。また、専門相談員は、セクシュアル・ハラスメントのみならずパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等の相談にも対応している。

組織体制としては、人権委員会、人権センター運営委員会を設置し、人権講演会による教職員・学生等への啓発や防止の手引き等の教職員への配付を行っている。また、インターンシップや教育実習に行く学生に対しても、セクシュアル・ハラスメントの研修を行っている。

ハラスメントに対する処置の規則については、「セクシュアル・ハラスメントの防止および対応ガイドラインの施行に関する規程」に定めている。教職員・学生向けには、「セクシュアル・ハラスメント防止および対応ガイドライン」や「教職員のための防止の手引き」、リーフレット、ホームページにより周知している。

〔点検・評価〕

セクシュアル・ハラスメントの防止、相談の解決については、十分に機能しているものと考える。2007（平成 19）年４月の男女雇用機会均等法の改正に伴い、具体的な処置の内容も盛り込み、教職員等に周知した。これに満足せず、今後においても、ハラスメント全般に対する対応方法をさらに明確にし、防止、相談の解決等が図れるようにする必要があると考えている。

〔改善方策〕

ハラスメント全般に対応した規程や防止の手引き等の作成にあたっては、人権センター運営委員会にハラスメント作業部会を設け、2008（平成 20）年度中の作成を目標として検討を進めているところである。なお、大学だけでなく、本法人の設置する学校をすべて対象として検討している。

（２）－３　生活相談担当部署の活動の有効性

〔現状説明〕

学生相談室の構成員は、室長、カウンセラー５名（内常勤カウンセラー２名）および事務職員３名の合計９名と、本学の保健管理センター所属の非常勤医師（精神科医で一週間に１回）１名である。

相談活動は、月曜日から土曜日（土曜日は 12 時）まで行っており、２名の常勤カウンセラーを月曜日から金曜日までと、非常勤カウンセラー各１名を水曜日から金曜日まで配置している。施設・設備は、面談室３室、グループ面談室（定員８名）１室、リラクゼーション・ルーム１室および事務室を配している。

相談については、個人的な問題や悩み等の「よろず相談」、精神保健を中心とした心理的な問題に関する「心理相談」等全て専門カウンセラー（臨床心理士）が行っている。受付業務は事務職員が主に実施しており、受付終了後、常勤カウンセラーの判断により担当となるカウンセラーを決めている。各担当カウンセラーが初回面接を行い、必要な場合には継続相談を行っている。医師の診察が必要と認めた学生については、医師または病院等学外専門機関につないでいる。

相談活動等の具体的な進め方については、定期的に相談室内会議を実施しており、特異、または緊急を要する事項については、室長が必要と認めた場合、その都度速やかに室長から学生部長および当該部署に報告を行っている。利用者の月別統計（月報）については、報告・供覧により必要部署に回覧している。年報は隔年ごとに発刊しており相談状況の推移、相談内容の変化、取巻く環境の変化等をみることができる。

学生に対する情宣は、年２回の学生対象セミナー実施や、各建物、学生寮、バス停、学生ラウンジ等に、ポスター掲示と学生相談室案内リーフレットを設置している。また、学内連携と学生相談室の情報提供のために、常勤カウンセラーを講師として 2006（平成 18）

年度から学長室共催の教員対象研修会が、2008（平成 20）年度からは総務部共催の事務職員対象研修会を実施している。今後、これらのセミナー・研修会は、さらに内容を充実して継続する予定である。

〔点検・評価〕

近年、相談件数が増加し、また相談内容も多種多様に複雑化してきていることから、さまざまな問題を抱えた学生が在籍していることが窺える。

このことにより、本学においては、2002（平成 14）年度から常勤カウンセラーを置き、相談業務の全体の流れを把握する役割を担ってきた。非常勤カウンセラーだけの相談体制より、各カウンセラーおよび医師間の業務がスムーズになり、学内各部署との連携も順調に行われるようになった。

2006（平成 18）年度からの活発な情宣活動により学生相談室の存在が周知され、学生の利用者数が増えた。2005（平成 17）年度に 341 件であった相談室利用件数が、2006（平成 18）年度には 766 件、2007（平成 19）年度には 960 件と大幅な増加が見られた。また、教員研修会を 2006（平成 18）年度から年１回実施しており、参加した教員からの相談が従前より倍増した。2007（平成 19）年度には教学センターが設置され、学生の窓口対応に係る職員の間から、学生対応についての職員研修会を望む声が高まり、2008（平成 20）年度総務部と共催の職員対象研修会を実施した。利用件数の急増に対応するため、2008（平成 20）年度には新たに１名の常勤カウンセラーを増員し、合計２名体制とした。

2006（平成 18）年度から、学内における相談室の存在の周知という基本的なことから、相談室の環境整備、相談業務・相談体制の変更等、大幅な改革を行った。今後取り組むべき点は、相談室の中心業務となる学生相談の専門性向上と、相談において起こりえる多種多様な状況への介入システム構築、学内における相談室の具体的な役割確立である。

〔改善方策〕

今後も、現在実施されている広報活動を継続しながら、他の様々な方法で学内における学生相談室の周知を図っていく。そのひとつとして、2008（平成 20）年度に実施されたファシリテーター対象研修会（キャリア教育開発センター主催）のように、相談室カウンセラーの専門的知識を提供して欲しいという学内各部署からの依頼（研修会講師やアドバイザー等）には積極的に協力し、広報効果のみならず学内連携の土台を築いていくことを実践する。また、教職員対象研修会を通して確認された学生支援に関わる教職員のニーズに応えるために、「教職員のための学生支援ハンドブック」の作成開始を 2009（平成 21）年度に予定している。このハンドブックの配付により、相談室の役割が学内の広い範囲で認識されることとなる。

その他の改善点としては、学生相談室カウンセラー・職員の資質向上が挙げられる。より質の高い支援を学生に提供するために、相談業務にあたるカウンセラーの専門知識・能

力向上と、学生相談に関する情報・知識の修得を図る。そのために、2009（平成 21）年度から学外研修会、学会へのより積極的な参加を予定している。

また、緊急性を要する相談が増加している現状において、危機回避、緩和を目的としたより具体的で積極的な学内における危機介入システムの構築を考える必要がある。今後、保健管理センター・人権センター・ボランティア活動室・教学センター等、関連の深い部署と協議する機会を設け、危機介入・危機管理に掛かるネットワークの構築を目指す。

（２）－４　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況

〔現状説明〕

専門のカウンセラー（有資格者）として、①キャリア・コンサルタント３名、②ＣＤＡ（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）３名の計６名を配置している。キャリア・コンサルタントやＣＤＡは、進路センターでの相談業務以外にキャリア形成支援科目（正課授業）の担当やファシリテーターとして関わり、その後、同科目を補完する「進路アドバイジング・ルーム」のスタッフとして、低学年次生の進路相談にも対応している。その他、企業での人事・採用担当の経歴をもつ経験豊かなスタッフを２名配置し、上記と同様の業務にあたっている。

専門のカウンセラー（有資格者）以外においても、進路センターやキャリア教育研究開発センター内での研修会や自己啓発による能力開発を行い、併せて会社訪問等で得た社会のニーズを基にしながら、学生気質の多様化に対応できる経験豊富で話しやすい人柄のスタッフを配置している。

また、生活全般にわたる相談は、学生部のアドバイザーが担当している。

〔点検・評価〕

専門のカウンセラー（有資格者）は、2004（平成 16）年度の２名から現在は６名に増員している。担当業務も単なる窓口での相談に留まらず、キャリア形成支援科目の授業をはじめ、「進路アドバイジング・ルーム」においては、低学年次生や就職意欲の低い学生等、幅広く学生に対応し、きめ細やかな進路相談を実施している。また、キャリア教育研究開発センター主催の「ファシリテーター研修会」への参加に加え、キャリア形成支援教育プログラムのファシリテーターとして実践の場も与えており、スタッフの意欲高揚と能力開発に役立っている。窓口相談件数は横ばいとなっているものの、キャリア形成支援科目の教育スタッフやファシリテーターとして関わることによって、授業終了後、その場で相談に応じる機会が新たに増えることとなった。

生活全般に関しては、学生部で対応しており問題はない。とくに、メンタル面の相談については学生相談室の専門カウンセラーが対応しており問題はない。

〔改善方策〕

専門のカウンセラー（有資格者）を充実させることは当然であるが、とくに専任職員は定期的な人事異動があるためＣＤＡの有資格者を固定することが難しい。そこで、2008（平成 20）年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援ＧＰ）」に採択された「京産大発ファシリテーターマインドの風～ファシリテーションの定着による学生支援改革～」の全学的な取り組みを活かして、スタッフのベーシックな相談スキルの向上と専門的な知識を修得し、相談しやすく的確な支援ができるスタッフの育成を目指している。

（２）－５　不登校の学生への対応状況

〔現状説明〕

2008（平成 20）年度入学生より、ＩＣ化した学生証を活用した出席確認システムを導入した。出席確認システムを活用することにより、授業出席状況が芳しくない新入生を早期にピックアップし、教学関連業務および学生対応の経験が豊富なシニアアドバイザーを中心とした修学支援担当スタッフが面談等を実施し、状況を確認することで、不登校学生の減少に向けて取り組んでいる。

なお、現状において、2007（平成 19）年度以前入学生については、学生証のＩＣ化に対応していないため、不登校学生の実態把握および指導は徹底できていない。しかしながら、新入生を対象とした出席状況把握による不登校学生への対応が、修学意欲向上に効果的であるとの検証結果を得たことから、2009（平成 21）年度には、全在学生の学生証をＩＣ化し、不登校学生の減少に向けた取り組みを拡充する予定である。

〔点検・評価〕

これまでは、不登校学生への対応をはじめ、修学支援に係るさまざまな取り組みは、各学部の判断に委ねるところが大きかった。グランドデザインにおいて、修学支援の充実を目的のひとつに掲げ、2007（平成 19）年９月に発足した教学センターを中心に、関連部署とも連携を図り、大学全体として組織的・体系的な修学支援体制の構築を現在進めている。しかしながら、現時点では全学的な体制としてシステマティックに稼動するまでには至っていない。

〔改善方策〕

教学センター修学支援担当を中心に、全学的な支援体制の構築を進める。不登校の原因は、学生個々人によりさまざまであり、その原因に沿った支援の充実が不可欠である。このことから、構築に際しては、教員はもとより、関連部署と連携を強化し、修学支援のみならず、学生生活支援や進路支援をも含めた全学的な修学支援体制の確立を目指す。

（３）就職指導

〔現状説明〕

（３）－１　学生の進路選択に関わる指導の適切性

低年次生から仕事に役立つスキルだけでなく、学生各自の個性に根差した人間力を育むことに力を入れ、根幹的実力を養成することを目指している。

１年次生からインターンシップをはじめ、人生や仕事をデザインする『キャリア形成支援教育プログラム』を 17 科目開講している。

３年次生から「企業選択」を軸に「自己理解」、「情報収集」、「筆記試験対策」を３本柱と位置づけ、就職ガイダンスを中心に体系的な支援を行っている。就職のみならず、卒業後のキャリアプラン･ライフプランを意識しながら、充実した学生生活を送ることを促し、その後、就職活動に繋げて「知る」、「みる」、「確かめる」支援・指導等は適切性あるものと判断している。

（３）－２　就職担当部署の活動の有効性

低年次生からキャリア形成支援教育のさらなる充実を目指し、2005（平成 17）年に「キャリア教育研究開発センター」を教学部門の部署として新設した。これまで教務部（現、教学センター）が主管部署であった「インターンシップ」、進路センターが主管部署であった「キャリア形成支援教育」や「資格取得講座」をすべて移管した。「キャリア教育研究開発センター」では、キャリア形成支援教育における研究・開発を行うとともに、教育を含めたそれらの活動において「教職協働」を目指した取り組みを行っている。

進路センターにおいては、３年次生からの就職支援を中心に支援体制の強化や充実を図ることに加え、新たに「キャリア教育研究開発センター」との連携を図り、社会の負託に応えるべく人材を培い、就職に強いという実績を上げることを目標としている。

キャリア教育研究開発センター、進路アドバイジング・ルーム、進路センター事務室が隣接していることによって、学生は学年次に関係なく活用しやすく、また各スタッフは多様化する学生気質、変動する社会ニーズ等の情報共有ができることから、有効性は高いものと判断している。

（３）－３　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

３年次生には年５回の就職ガイダンスを支援行事の柱と位置づけ、就職希望者は必須として出席を促し、就職（登録）の重要性と本学学生の行動規範の意義を徹底している。さらに、学生にミスマッチのない進路（企業）選択ができるテーマ（趣旨・目的）と、それに沿った本学の独自性あるプログラムを実施していることから適切性あるものと考える。

2007（平成 19）年度就職ガイダンスの実施状況は次のとおりである。

	日程	テーマ
プレ就職ガイダンス	５月９日（水）・10 日（木）	就職活動を迎えるにあたって
第１回就職ガイダンス	７月４日（水）・５日（木）	就職活動～自己理解の重要性と夏期の充実～
第２回就職ガイダンス	10 月３日（水）・４日（木）	自己理解（分析）からエントリーシート対策へ
第３回就職ガイダンス	11 月７日（水）・８日（木）	業界研究・企業研究
第４回就職ガイダンス	１月９日（水）・10 日（木）	総仕上げ！！面接対策

その他に、ゼミ単位のミニガイダンスを実施している。

（３）－４　就職統計データの整備と活用の状況

進路センターが運用する就職情報システム（Ａｃｅ）は、統計データ、学生基本情報、就職登録情報、内定情報、相談情報、会社基本情報、求人情報、在社情報、訪問来訪情報等のデータを管理している。

就職活動準備前にあたる２年次生の３月には「進路調査」を実施し、当該年度の学生意識を把握したうえで、次年度就職支援の方向性を検討している。

就職ガイダンスをはじめ各種支援行事においては、参加学生へのアンケート調査を行い、参加学生の満足度・理解度、要望等を踏まえ、業務の充実・改善に役立てている。

４年次生の９月には「就職意識調査」を実施して、その結果を進路センターでの就職支援、キャリア教育研究開発センターでのキャリア形成支援教育の検討材料としている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

低年次生からの指導は、学生に“気づき”の意識を持たせることができ、学生の進路選択において有効に機能している。１年次生からスタートするキャリア形成支援教育プログラムと３年次生から本格稼動する進路支援プログラムの融合を図りながら、学生一人ひとりのキャリア形成を進めてきた。2007（平成 19）年度に自ら将来像を描けない学生を対象としたキャリア意識再生プログラムを充実させ、これまでの「キャリア・デザイン」（科目名）を発展させた「キャリア・デザイン応用」（科目名）を開講した。これによりキャリア形成支援科目は１年次生から４年次生の全学部生を対象に 17 科目（総受講者数 2,197 名）の編成となり、学生のより多様なニーズに対応している。さらに就職支援においては、学内企業研究フォーラム等を通じて「知る・みる・確かめる」機会を体系的に提供し、学生にとって満足度の高い就職の実現を目指している。具体的には、卒業者に対する就職率が 2003（平成 15）年度が 66.6％で、2007（平成 19）年度が 81.0％と 14.4 ポイント増加している。一方、卒業者に対するフリーター率（内閣府定義に準拠）は 2003（平成 15）年度が 20.0％で、2007（平成 19）年度が 9.3％と 10.7 ポイント減少している。また、学生の就職

活動満足度の自己採点においては、2005（平成 17）年度（平均 60.2 点：100 点満点）の調査開始以来、上昇傾向となっており、2007（平成 19）年度は平均 64.7 点であった。

３年次生の春学期から就職活動時期に即した就職ガイダンスを行い、就職希望者約 2,500 名に対してほぼ 80%以上の参加となっている。参加学生の理解度も高く、満足度も十分ある。その結果、就職登録率（卒業生に対する就職希望者）は 2003（平成 15）年度が 71.3%で、2007（平成 19）年度が 83.9%と 12.6 ポイント増加している。

本学独自の就職情報システム（Ａｃｅ）を活用することで、最新の就職（求人・内定）情報を迅速に把握することができ、学生の就職支援の大きな力となっている。そこで得られる就職統計データや各種調査データは学生の進路（就職）指導・進路（就職）支援の重要なツールとなっている。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

全入時代を背景とした学生気質の変化や進路支援を取り巻く環境の変化に対応する体制を認識し、学生の層に合わせた段階的なキャリア形成支援教育との連携を図り、進路（就職）支援の充実・改善を行うことを検討する。また、進路センターは学生・企業・大学経営面からの期待に対し、その役割を担うべく視点に立った進路（就職）支援企画を行い、その満足度向上を図るために、進路（就職）支援調査および各種行事の検証（アンケート評価）を今後もさらに充実・改善していくことを検討する。そのためには、進路（就職）支援企画の有効性についてのＰＤＣＡサイクルをレビューするための評価システムの構築を検討する。

初等・中等教育における「ゆとり教育」の弊害のひとつである「低学力化」に対応した筆記試験対策（ＳＰＩⅡ等）への取り組みについても検討をする。

個人情報の管理の視点に立ちながら、きめ細やかな学生の就職支援を行うために、教学部門、学生部門等との相互に情報活用を行えるよう学生情報を共有化できる学生情報トータルシステムの運用を検討する。

（４）課外活動

（４）－１　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

〔現状説明〕

上記目標を達成するため、顧問、指導員等の配置による人的支援、活動にかかる費用を援助する経済的支援、研修会、セミナー開催による講習の他、クラブ設立支援指導等、学生部窓口での指導を行っている。

（ａ）顧問制度

学生の自主活動を基本とする課外活動を、学生のみならず広く社会に認知される活動・団体であるものとするため、公認団体には専任教職員の顧問（部長）の配置を義務付けている。また、学生や顧問の要請に応じて、監督･コーチ等の指導員の配置も推奨し、各団体

の専門的な技術指導のみならず、組織維持や人格形成にかかる指導・助言を行うとともに、学生の自主性を阻害しないよう配慮した支援体制を構築している。

なお、顧問を含めた指導員は、2008（平成20）年度現在、教職員は196名、本学卒業生が大半を占める学外者は175名となっている。

（ｂ）クラブ研修会

毎年、新年度の活動が始まる２月中旬に、学生による自主運営・自治意識の高揚を図ることに加え、活動中の事故防止を目的として、学生自治会と協力し、課外活動団体の幹部や次期幹部候補者の参加を募り、研修会を実施している。

研修会は、人権問題、著作権や事故防止をテーマとした全体研修や分科会として主将、会計等の役職別研修、交通マナーの向上を図る交通安全研修等を実施し、活動運営の健全化を促進・支援している。

また、各団体には、Ｗｅｂシステムにより活動予定やその結果の提出を義務付けており、活動状況をリアルタイムで把握することにより、年間を通して適切な指導を行える体制を整えている。

（ｃ）クラブ設立支援

本学では、前述のとおり課外活動の目的を明確に定めており、その目的から逸脱する団体の設立は承認していない。

しかしながら、近年の課外活動への参加状況から、自らの生活を優先するため、時間的制約等を受けやすい公認団体には参加せず、未公認団体やサークルに参加する傾向が見られる。

これは、学生気質の変化のみに起因するものではなく、長期に渡る経済状況の低迷による遠距離自宅通学者の増加や、アルバイトに費やす時間の増加等も考えられる。

（ｄ）特別援助金支援

公認団体の活動に対し、公式戦出場あるいは代表派遣等によって不定期に発生する費用の負担を軽減するため、特別援助金制度を設けている。それまでは、学生自治会と大学がそれぞれ援助金を交付していたが、申請処理が煩雑でかつ処理に時間がかかり過ぎる問題が生じていた。このため、2008（平成20）年度、会計帳簿の処理方法の変更と併せて制度を改正し、大学からの支給に一本化するとともに援助対象とする活動範囲を広げ、援助限度額を引き上げることにより制度をより充実させている。

〔点検・評価〕

（ａ）顧問制度

顧問と指導員が協力し、団体の活動・運営の健全化を図るとともに、専門的技術指導を行うことにより、学生の自主性を尊重した支援活動が構築できている。

また、顧問および学内指導員に対しては、合宿・遠征の随行経費および懇親会会費についての費用弁済制度や特別休暇制度により、経済的負担等の軽減を図っているが、全ての

必要経費を賄えている。

一方、学外指導員は、原則無報酬としているが、2006（平成18）年度からは、概ね週１回以上指導を行っている体育系公認団体の学外指導者を対象として、顧問および学内指導員に準じた合宿・遠征の随行経費の費用弁済制度の運用を開始した。

（ｂ）クラブ研修会

この研修会では、事故発生の事例に基づいて発生原因やその状況を検証することにより、練習計画や実際の練習で配慮すべき事項、活動に付随する懇親会等での未成年者の飲酒禁止やイッキ飲みの防止等の実例を挙げ、他人事ではなく身近な問題として認識できるようにしている。また、各団体で悪しき伝統が継承されないようテーマ設定や研修内容に工夫している。

（ｃ）クラブ設立支援

クラブ設立支援については、自分たちの活動しやすい形態で運営されるいわゆるサークルへのニーズが高まっているなか、2001（平成13）年度から未公認団体（届出団体、任意団体）の設立基準を緩和すると共に、Ｗｅｂ課外活動サイトで仲間集めを行えるように設立準備団体の紹介や行事、メッセージを公開できる「設立を目指すサークル情報」「お知らせ掲示板」を2002（平成14）年度に開設した。その結果、2004（平成16）年度30団体であった未公認団体が現在67団体まで増加し、今後も増加傾向にある。また、任意団体には、従来メールＢＯＸがなく大学等からの情報がクラブに行き届きにくかったが、現在、メールＢＯＸを設置したことである程度解消されている。

活動場所については、例えば最も多いテニスサークルに大学のテニスコートを提供する等可能な限り対応しているが、やはり公認団体が優先使用するため、学外施設の利用が活動の中心となっている。そのため、学内に部室もないことから、学生たちの居場所・荷物等を置いておく場所を求める声がある。限られた施設を最大限有効に利用するために、使用施設（教室含む）に関しては優先使用教室等を定め、学期ごとに利用を許可し、それ以外に利用する場合は、学生部へ空き状況の確認、予約のため来室しなければならない状況にある。

また、体育施設に関しては、学生部ではなく体育教育研究センターでの受付となるため、学生には手間をかけることとなっている。

（ｄ）特別援助金支援

特別援助金制度については、2008（平成20）年度の制度改正により、援助を受ける団体（学生）にとっては、手続きの簡素化、援助対象の拡大、援助額の引き上げにより、経済的負担の軽減のみならず、事務処理の煩雑さも省くことができるものとなった。

また、この改正により、合宿や遠征にかかる会計処理を統一し、活動（行事）毎の決算報告書を作成することにしたため、事務処理も簡素化された。さらに、金銭的な面から活動（行事）規模を把握することが可能になった。

〔改善方策〕

（ａ）顧問制度

顧問や指導員が安心して指導できる環境づくりは、永続的な活動を基礎として、各団体の活動成果の向上を目指すための１つの方策として重要な位置付けにある。指導に伴う各種経費の補填制度、災害補償制度の充実や後継指導員の育成は、団体や顧問・指導員の意見を反映させ、その方針や方策を講じなければならないと考える。

（ｂ）クラブ研修会

毎年同様の活動サイクルを繰り返し、それが永年続いて形成された「伝統」は、学生の気質変化も相まって、活動に支障をきたす問題を検証・認識する能力の低下を招いている。

本研修会の形骸化を回避するためにも、日頃の活動の健全化は重要なテーマであり、これを解消するには、指導員と大学とのより一層の協力関係の構築が不可欠である。

（ｃ）クラブ設立支援

現在、教室予約システムは、職員しか利用できず学生は学内施設の空き状況を確認できないため、学生が予約、使用できるシステムを構築し施設利用の一元化を図ることで、活動しやすい環境を提供できると考える。また、設立された未公認団体が活発に適正に活動できるように、教職員によるアドバイザー制度の構築を検討している。

（ｄ）課外活動特別援助金支援

2008（平成20）年の改正により、体育系団体への援助制度は大幅な改善ができたと評価できる。しかし、文化系団体では活動（行事）形態が多様で、一定基準による援助額の算出が困難になっている。公平な援助が行えるような基準作りを検討する。

（４）－２　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

〔現状説明〕

難関資格の国家資格、様々な業種に関する検定試験の資格取得講座、進路支援に関する資格講座等を学内で開講している。

2008（平成 20）年度開講講座

①司法書士講座	⑦ＦＰ技能士（ファイナンシャル・プランナー養成）講座	⑬Microsoft Certified Application Specialist 講座（Word、Excel）
②社会保険労務士講座	⑧初級システムアドミニストレーター講座	⑭簿記検定講座（２級、３級）
③行政書士講座	⑨TOEIC®講座	⑮公務員講座
④通関士講座	⑩貿易実務検定®講座（初級Ｃ級）	⑯エアライン講座
⑤不動産（宅建）講座	⑪色彩検定（カラーコーディネーター養成）講座	⑰ソリューション・ロジカル・シンキング講座
⑥旅行業講座	⑫秘書技能検定講座（準１級、２級）	

〔点検・評価〕

講座の質の維持・向上を図るため、講座開講期間中、中間、最終と受講生からアンケートを実施。結果、各講座内容、講師の教え方について、学生からの評価は高く、約８割の講座で検定試験の合格率が全国平均の合格率を上回っている。

学業成績上位者には特典受講生制度（受講料の 50%軽減）、国家試験のうち、通関士講座、不動産（宅建）講座、旅行業講座、社会保険労務士講座、行政書士講座、司法書士講座については、受験したが不合格になり、次年度同一講座を受講する場合、リトライ受講制度（受講料の 20%軽減）を実施している。

＜長所と問題点＞

長所：学外の同等内容の講座を専門学校に委託し、学内で開講することにより、受講料が安価で学生に提供できる。学内で受講できることから、授業終了後の時間を有効利用できる。

問題点：課外として受益者負担で受講料を徴収して講座を運営しているので、一定の受講者数が集まらなければ開講ができない。難関資格講座への受講希望者は少なく、熱心な受講希望者がいても人数が少ないと開講できないことがある。

〔改善方策〕

進路支援に関する公務員講座やキャリア支援に関する資格講座については、進路センターと情報交換や講座説明会を共同開催し連携を進めているが、国家資格に関連した正課科目や教育プログラム（テーマ別融合プログラム）との連携も進め、難関試験で一人でも多くの現役合格者を出すための仕組みを作っていく。

（４）－３　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

〔現状説明〕

学生自治会（志学会執行委員会）が、学生への直接回答（インタビュー）や無記名方式のアンケート等により要望事項を収集し、それを基として大学に対する要望を教学、施設、交通等に区分してまとめて要望書とし、年に１度大学に提出する。

学生部では提出された要望書の内容を確認のうえ、要望内容について担当する各部署へ回答を依頼し、その回答をまとめて学生自治会に回答している。

なお、要望書の内容および回答は、学内者専用の電子掲示板に掲載し、全学生に広く情報提供している。

〔点検・評価〕

この要望書は、学生にとっては唯一、公式に大学へ意見・要望を伝え、その実現を求められるシステムで、学生自治会を通して、個々の学生が本学発展に寄与していることを自覚できる方策として評価できる。

また、学生自治会にとっては、①学生に誇りを持たせ、責任ある行動を促す、②学生ニーズを把握することができる、③大学の方向性や施策等の情報の公開により、学生自治活動の本質の理解を求めやすくなる等、活動の本質を全学生に周知できるメリットがある。

さらには、大学との協力・信頼関係がより一層強固なものとなり、自治意識の向上・活性化が、大学の発展に繋がると評価できる。

〔改善方策〕

ここ数年来、学生自治会役員の減少や、アンケートに協力する学生の減少により、要望書の提出時期が遅れがちになっており、要望書の本来機能が低下している。提出時期を年１回から複数回にする等、学生自治会の活動状況に応じた対応策の検討と実行が必要である。

第６章　研究環境

■　大学全体

〔到達目標〕

本学の建学の精神には、「いかなる国家社会においても、大学は最高の研究・教育の機関である」と謳われている。この建学の精神を具現化するために、本学は開学当初から国際化社会さらには情報化社会の到来を予期し、国際舞台で活躍することのできる人材を育成しようとしてきた。本学がこの建学の精神に謳われる使命を果たし、今後も成長発展していくためには、研究機関としてのゆるぎない地位を確立する必要がある。教育の原動力になる研究活動が盛んに行われ、本学が卓越した研究拠点として社会から高い評価を得るためには、まず教員の日々の研究活動を支援するための研究環境の整備、若手研究者を育成するための機動的で組織的な研究体制の確立、本学の研究活動を特徴づけるようなユニークな研究の促進、産業界との連携、等を考える必要がある。

〔現状説明〕

こうした目的を達成するために、いくつかの学部では学会組織が置かれている。法学部は産大法学会を基盤に『産大法学』を定期的に刊行している。経営学部は京都マネジメント研究会を母体に『京都マネジメントレビュー』を刊行している。

全学的な研究組織としては、本学における研究活動をさらに活性化するために研究機構を置き、本学専任教員が行う学内外の研究者との共同研究を推進し、支援するとともに、四つの研究所（先端科学技術研究所内に「鳥インフルエンザ研究センター」も設置）の総合的な運営および調整を行っている。

日本文化研究所は、日本の文化、経済・産業、社会等を重点とする学際的、総合的な共同研究調査を推進し、地域活性化に貢献するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。

世界問題研究所は、世界が直面する政治、経済の対立と調和の問題に関する学際的、総合的な共同研究調査を推進し、日本の国際的な貢献に資するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。

先端科学技術研所は、先端科学分野の研究プロジェクトを推進し、学術の進歩発展に寄与するとともに、産学連携を推進し、わが国の科学技術向上に資することを目的としている。その中に鳥インフルエンザ撲滅を目指した対策の確立を当面の目標とした鳥インフルエンザ研究センターが 2006（平成 18）年に設立されている。

また、各専門領域および学際領域におけるプロジェクト方式による研究を推進し、本学の研究活動の強化および教育研究分野への展開に資するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的とした総合学術研究所が組織されている。そして各研究所では、学際的、総合的な共同研究調査、研究調査に必要な資料、参考文献等の収集および管理、国内外の

大学および研究機関との学術・研究交流、学術誌の刊行、研究発表会、講演会およびシンポジウムの開催等の事業を行っている。

さらに、各学部および各研究所機関等の研究成果を世に知らしめ、また各分野の学術の発展に貢献するため、以下のような学術機関誌を刊行している。

・『京都産業大学論集　人文科学系列』
・『京都産業大学論集　社会科学系列』
・『京都産業大学論集　自然科学系列』
・『日本文化研究所紀要』
・『日本文化研究所所報』
・『世界問題研究所紀要』
・『世界問題研究所所報』
・『先端科学技術研究所所報』
・『総合学術研究所所報』

なお、本学では、専任教員に対する学会年会費および学会出張旅費が年間 16 万円、消耗品に利用可能な基礎費が 20 万円、個人用図書費が 15 万円程度（各学部により異なる）となっている。2007（平成 19）年の実績では、教員一人当たりの研究費は全学平均で 41 万円であり、国外留学は総額 1000 万円、学会等出張旅費は 2600 万円である。また科学研究費補助金の採択は、2005（平成 17）年度が 20 件、2006（平成 18）年度が 23 件、2007（平成 19）年が 33 件であり、採択率は 2005（平成 17）年度が 18.7%、2006（平成 18）年度が 23%、2007（平成 19）年度が 28.7%と微増している。

教員の研究活動をさらに飛躍させるために、本学では 2007（平成 19）年度から新しい研究支援制度が動いている。これは 2007（平成 19）年からグランドデザインの完成時期である 2015（平成 27）年までの９年間を３つの期間に分け、それぞれを中期計画として想定する。まず 2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度までの第一次総合研究支援中期計画は、科学研究費補助金をはじめ外部研究資金への申請件数を増加させ、不採択になった場合でも研究を育成し進展させるような支援を行うことを目的にした計画である。本学の研究風土を抜本的に改善し、研究する風土と土壌づくりを行うことを第一に考えた制度である。具体的には科研費に採択された計画については、申請額と採択額の差額を限度に研究計画を評価し予算総額の範囲内で支援する。また科研費に採択されなかった計画についても、研究グループについては申請額の２分の１を限度に、個人研究については申請額の４分の１を限度に研究計画を評価し、予算の範囲内で支援を行う。

教員研究室の整備状況については、2008（平成 20）年５月１日現在、専任教員 305 名（教授 197 名、准教授 73 名、講師 28 名、助教７名）、特任教授４名、客員教員（常勤）12 名、特定任用教員 16 名、外国語契約講師 17 名、以上 354 名の教員については、全員教員研究室を１室ずつ貸与している。この他、特約講師５名については、一部、１室２名の使用となっている。１室あたりの研究室の広さは、建物により若干異なり、最も広い研究室が 34.56

㎡、最小で 17.48 ㎡で大半が 20 ㎡を上回っている。

〔点検・評価〕

本学が創立 50 周年にむけて個性輝く大学でありつづけるためには、長期的視点に立った研究戦略を考えながら研究拠点の形成を計画的に行っていく必要がある。このことがＣＯＥをはじめとする競争的資金の獲得につながることになる。研究拠点を形成する研究として 2008（平成 20）年度の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に募集していた３件の提案がすべて採択されたが、こうした支援事業を実際に遂行する過程やＣＯＥをめざした研究体制には多くの問題が山積している。まずグランドデザインにおける研究改革の１つとして学内共同研究の活性化が挙げられているが、教員間の横の連携はまだ十分ではなく、共通のテーマで学部横断的に複数の教員が共同研究する環境にはないのが現状である。またこれまでも指摘され続けてきたが、教員の教育活動や学内貢献活動が本来の研究活動を潜在的に阻害する危険性もしておきたい。アクティブな研究活動を行っている教員と研究成果が見えない教員とのギャップも存在している。研究支援体制については、研究費、学会出張旅費、図書費、等を含めて年間 50 万程度が使用できる制度があり、ある程度の支援が可能な体制である。教員１人あたりの研究室についても平均 23.6 ㎡であり、狭隘とはいえない。

現状のところ、各研究所の活動内容および研究成果については、公募時の研究計画書と年次研究計画書、また、研究成果報告としての紀要や所報等の発行により、研究活動そのものの評価・検証を行えるシステムも整備されている。また、研究成果の学部等との共有化についは、研究所の所員のほとんどが学部所属の教員であることから、十分に共有化が図られている。

また、研究所の活動成果を学部等の教育活動や一般社会に広く還元する試みは、既に始まっている。その特長的なものとして、日本文化研究所では京都商工会議所との連携により、京都に関する知識を豊富にもった人材を特別客員研究員として受入れると同時に、受入れた特別客員研究員が講師となり、京都に関する講座の開設等が行われている。また、鳥インフルエンザ研究センターでは、企業等の委託研究等を積極的に受入れ、その成果は企業活動を通じ広く社会に還元されている。このように、研究所の活動は本学内にとどまらず、本学以外の組織との連携にも取り組んでいる。

教員研究室については、研究室専用棟として 1981（昭和 56）年に第一研究室棟を建設して以来、順次、整備し、現在第二、第三、第四研究室棟を保持するに至っており、「一教員研究室一室」の基本理念で運用している。

〔改善方策〕

今年度 10 月に競争的プログラムの申請や採択に向けて活動する学長補佐を新設した。外部資金の獲得だけでなく、さまざまなＧＰの獲得を目指す職務である。また研究改革の実

現に向けた第一次総合研究支援中期計画（2007 年度～2009 年度）の成果を評価しながら、次の中期計画ではこの制度を見直すことになっている。

現在のところ、研究所全体としては、研究活動を基盤とした情報公開のためのセミナー等の開催が活発とはいえず、今後は積極的に研究成果の情報発信を行っていくことを検討している。また同時に、研究者に対しても、本学が発行する論集、紀要、所報だけでなく、専門雑誌等への論文投稿等も積極的に支援し、研究所における研究成果の情報発信力を整備していくことが必要である。

また、学部等への成果の還元についても、研究所での研究成果の一部を授業に反映させる等、大学であるがゆえに可能となる最新研究成果の提供機会を作っていくことが重要である。今後、その意味では、学部等との連携をより強くしていくための方策を検討していく。

教員研究室の整備については、今後の学部学科新設・再編に伴う新規採用の教員用として、2009（平成 21）年には、新研究室棟（研究室 40 室収容）の竣工を予定しており、継続して「一教員研究室一室」の運用を図ることとしている。

学部等における研究環境

Ａ　経済学部（研究科を含む）

〔到達目標〕

大学および学部・研究科の施設・制度などの研究環境の下で、経済学部教員が単独、または他の研究者や研究機関などと連携して学生・院生や広く社会などに還元できる有益な研究に積極的に取り組む。経済学部教員各自が自由かつ効率的に研究活動が行えるように、大学および学部・研究科の施設・制度などの環境を整える。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

研究業績についての自己点検を促すシステムとして、全教員が毎年、前年度の業績を自己申告している。教育・研究業績書の申告内容は、発表形態に応じたものである。具体的には、業績種別として、論文・著書（著書、学会誌論文、紀要論文）、国内学会報告、国際学会報告、研究会報告、その他（書評、研究ノート、調査報告書等）に分かれ、タイトルと単緒・共著の別、著書であれば、発行所、論文であれば掲載雑誌名、学会・研究会報告であれば、その報告会名、さらに、その概要を申告するものとしている。これによって、前年度の研究業績についての総括が行われる。

これによれば、論文・著書およびその他として毎年 40～60 件が研究成果として発表されている。なお、こうした研究推進のために、専任教員 1 人上限 20 万円までの基礎研究費が認められており、これ以外に約 10 万円の図書の購入が可能である。

2004（平成 16）年度～2007（平成 19）年度における
経済学部専任教員の業績報告内容の集計表

	2004（平成 16）年度					2005（平成 17）年度				
	論著	国内学会	国際学会	研究会	その他	論著	国内学会	国際学会	研究会	その他
計	26	10	5	5	20	20	8	8	7	25

	2006（平成 18）年度					2007（平成 19）年度				
	論著	国内学会	国際学会	研究会	その他	論著	国内学会	国際学会	研究会	その他
計	22	8	5	5	24	36	6	2	11	23

（１）－２　国内外の学会での活動状況

国内外での学会発表は、毎年 10～15 件ある。そのうち国際学会での研究発表は２～８件となっている。京都産業大学では、各教員が国内学会に参加する経費として年間上限 16 万円が補助され、それを超えた場合には、上限 20 万円までの基礎費から支出することが認められている。

また、経済学部は、日本経済学会 2005（平成 17）年度春季大会の会場校として２日間、多くの学会員の発表の場を提供した。

なお、2010（平成 22）年度の日本経済政策学会全国大会を京都産業大学で開催することが決定された。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

経済学部・経済学研究科として、以下の研究活動が特筆される。

それは、経済学部・大学院経済学研究科として「オープン・リサーチ・センター（ＯＲＣ）整備事業（私立大学学術研究高度化推進事業)」として取り組んできた「実験経済学（１期目のテーマ）プロジェクト」（２期目のテーマは「経済実験による研究と教育」）や「中国経済プロジェクト」「地域経済プロジェクト」「経済学説史プロジェクト」の先進的な研究である。

まず「研究者養成型プロジェクト」である「実験経済学（経済実験による研究と教育）プロジェクト」(2001（平成 13）年度～2008（平成 20）年度）は、経済学に実験手法を導入し実際に人間を被験者として実験室の中で経済理論を検証する新しい学問分野であり、国際会議「New Approaches to Solving Real-world」を京都産業大学で開催し、『Development on Experimental Economics』を刊行している。

また、「研究成果等公開型プロジェクト」である「中国経済プロジェクト」(2001（平成 13）年度～2007（平成 19）年度）は、「中国経済の市場化・グローバル化」をキーワードに中国の社会科学院等との情報交換を交えながら最近の中国経済を研究し、『中国経済の市場

化・グローバル化』を出版するとともに、「オープン・リサーチ・センター」として広く社会に還元する目的で一般市民向けに「中国経済特別講座」を開催した。

このほか、「研究成果等公開型プロジェクト」として 2001（平成 13）年度～2005（平成 17）年度において「地域経済プロジェクト」「経済学説史プロジェクト」も推進され、多大の研究成果をシンポジウム開催やインターネット公開等を通して学外に発信している。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

経済学部・大学院経済学研究科は、オープンリサーチセンター事業として 2001（平成 13）年度以降、前述のように研究活動を行ってきた。オープンリサーチセンターのプロジェクトとしては、学外の優秀な若手研究者を受け入れて研究をする研究者養成型と各研究分野の成果を広く公開する研究成果等公開型とがある。前者には「実験経済学」の１プロジェクトが、後者には「地域経済」「中国経済」「学説史」の３プロジェクトが実施された。各プロジェクトの研究課題は次の通りであった。実験経済学（経済実験による研究と教育）：「経済学教育の新しい方法と、それによる経済学教育の社会的効果の研究」「実験から誰が何を学ぶか」、地域経済：「地域経済活性化と地域間均衡」、中国経済：「中国経済の市場化・グローバル化」、学説史：「市場経済論関連資料のデジタル化による管理と公開」である。これらのプロジェクトは、毎年、報告書を作成し、その成果を公開した。これらのプロジェクトのうち、「実験経済学」は 2008（平成 20）年度まで、「中国経済」は 2007（平成 19）年度まで延長を認められた。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

（１）－１

論著・その他は、年々増加傾向にあり、着実に研究成果があがっている。また、その数では、教員間でのばらつきが小さい。過去数年において、全く研究業績申告のなかった教員は例外的であり、ほぼすべての教員が何らかの形で研究業績をあげている。

論文等の研究業績の質的な評価は困難である。しかし、もし研究業績を比較可能な形で評価するならば、単著・共著の区別、レフェリー誌であるかどうか、等によって、何らかの基準を設ける必要がある。

（１）－２

学会参加費・旅費等の資金は準備されている。それによって、経済学部の教員は、学会に参加し、発表をはじめ研究交流を積極的に行っている。一部の研究者に集中しがちとはいえ、国際学会での発表が比較的に多いといえる。

また、京都産業大学および経済学部は、学会参加ならびに学会開催という面でも積極的である。日本経済学会 2005（平成 17）年度春季大会の開催にあたって、経済学部教員は、学会員に限らず、69 セッションにおよぶ会場設営や、当日の会場案内等のためにほぼ全員が協力した。大学も学会開催を積極的に応援、補助金 50 万円を提供し、それによって、十

分なアルバイトを動員することが可能となり、768 名におよぶ参加者総数にも混乱することなく対応でき、充実した大会を実現することができた。

また、事務および設備の点においても、協力体制が構築されている。

（1）－3

ＯＲＣ「実験経済学プロジェクト」や「中国経済プロジェクト」「地域経済プロジェクト」「経済学説史プロジェクト」については、14 名の経済学部教員が中心的メンバーとして企画・運営しており、かつ一連の研究成果は、社会一般に還元されるとともに、大学内においても経済学研究科だけでなく、経済学部の教育・研究に多大に活用されている。

（1）－4

これまでの研究プロジェクトは期待通りの成果をあげることができた。共同研究の成果をあげるためには、プロジェクトの期間中、持続的で強力なリーダーシップを発揮するリーダーの存在が不可欠である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

（1）－1

今後とも研究活動は専門化がますます進展していくことから、それぞれの研究者が共同研究会に参加し、他の研究機関との交流を維持することが重要である。そのためにも、専任教員１人上限 20 万円の基礎費としての個人研究費に加えて、科学研究費に応募する等他の研究費の獲得を奨励している。

また、個人研究とともに、プロジェクトによる共同研究を多様化することが望ましい。そのための制度も大学にはあるので、それを積極的に活用することが必要である。

（1）－2

国内外の学会での活動状況について、今後もこれまで以上に積極的に取り組む必要がある。とくに、研究の専門化が進んでおり、それぞれの研究者が学会で発表する等積極的に参加し、他の研究者との意見交換を盛んにすることが重要である。

また、学会やシンポジウム等を開催するには、学内にその核となる研究拠点（研究センター）が設置されていることがふさわしく、その方向に進むように働きかける。

（1）－3

ＯＲＣのような期間限定の研究プロジェクトにこれからも積極的にチャレンジし続けるとともに、今後、こうした独自研究を継続させていくことが課題である。

（1）－4

今後とも研究プロジェクトには積極的に応募していきたい。

ただし、プロジェクト単位で資金に申請する場合、経済学部の教員ができるだけ多く参加し、積極的に協力することが不可欠である。大学としても、当然、サポート体制を今後とも維持する必要がある。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

実験経済学プロジェクトは、研究者の相互滞在、大学院生の海外研修等の形で海外の研究機関と連携を試みている。中国経済プロジェクトはアドホックな形で連携した。また、海外研究者の本学部での短期研究者の受け入れに積極的である。

しかし、経済学部として恒常的な国際連携は今のところ行っていない。

〔点検・評価〕

経済学の研究活動は専門化が進んでいることから、国際的な共同研究活動は、研究者個人あるいはプロジェクトによって実現されており、その方向は妥当である。

〔改善方策〕

経済学部・経済学研究科として、研究者個人あるいはプロジェクトによる国際連携を出来る限り支援する体制を維持・強化することが望まれる。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費として、①基礎費 20 万円②学会研究旅費 16 万円（基礎費で補填補可)、専門雑誌投稿掲載料助成 20 万円（基礎費で補填可)、文献複写費（２万円）国外出張旅費補助（50 万円）がある。また、国内旅費としては、原則、１日宿泊費 12,000 円が支払われ、国外旅費としては、原則、欧米では、16,000 円、その他地域では 12,000 円が支払われることになっている。

さらに、図書館予算があり、経済学部教員は、１人当たり 10 万円前後の図書購入費が割り当てられる。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室は、現在のところ、全員１人部屋で冷暖房が完備され、パソコンが配備されている。研究室の１人当たりの面積の平均は 21.8 ㎡となっている。ただし、長期休暇中や夜半に冷暖房を使用する場合、申請が必要である。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

研究時間は、基本的には授業等の教育や各種委員会等会議参加など学内業務にあてる時間を勘案して確保している。昨今のきめの細かい教育ニーズの高まり等から教員の教育に費やす時間は急増している。また、各教員には原則として一律の授業コマ数が割り当てら

れているが、研究科の授業や論文指導をもった場合、それらに加算され、授業時間数が増加することになる。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

全般的な教育時間数の増加や昨今の休日開講の影響があり、学会や学外研究に参加することにも支障がある場合もある。まとまった研究時間をとるために、国内、国外における長期に研究に専念する制度が現在、整備されている。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

これまで経済学部でＯＲＣ共同研究は４件行われ、2007（平成 19）年度においても、787 万 4,854 円の研究経費が使用され、活発に活動を行ってきた。

また、本学に設置されている日本文化研究所・世界問題研究所の共同研究プロジェクトに応募または参加できることになっている。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

（３）－１

経済学部の教員が専ら個人の研究のために使用する研究費は 2007（平成 19）年において１人あたり平均 17 万 2,780 円となっており、個人研究費額は妥当と考えられる。

しかし、国外旅費に関しては、国によっては、治安や安全面等を考慮すると、宿泊費（日当）が十分でないとの意見もある。

図書館予算については、雑誌等の共通図書への割当が増える結果、教員１人当たりの割り当てが、年々減少する傾向が見られる。

（３）－２

現在、教員研究室は、全員１人部屋になっているが、各研究棟とも満室の状況となっている。学外からの短期、長期の研究者を招聘した場合のために、一定の空室の確保が必要であると思われる。

（３）－３

研究時間の確保に関して、教育や学内業務の増加にともない状況はむしろ厳しくなっている。

また、研究職においても出産育児等家庭と教育研究とのバランスが求められているが、その両立が難しくなっている。現在、出産・育児休暇制度はあるが、勤務中の教員に対する育児施設はない。

（３）－４

国内、国外における長期に研究に専念する制度については、必ず数年ごとに研究に専念できる義務免除の期間を設定する有給休暇制度（サバティカル）はないが、国内外における長期研究制度がある。

ただし、経済学部では多くの業務を何年にわたり担当し、業務に拘束されていることにも関連しているためか、この研究制度を利用する者は必ずしも多くない。

（３）－５

ＯＲＣ共同研究が本年度で全てのプロジェクトが終了する。今後とも、共同研究を重視して推進する。

〔改善方策（上記５項目を含む）〕

（３）－１

国外旅費に関しては、出張する国の状況等を考慮し、とくに宿泊については安全面が保証されるように柔軟に対応できるようにする必要がある。図書費に関しては、一律額を基礎費の中に含める等の新たな措置を考える必要があるだろう。

（３）－２

今後の専任教員数、大学院生の数の増加にともない新たな研究室確保を大学に要請すべきである。また、学外の研究者の利用できる施設等も新たに要望すべきである。

（３）－３

研究時間確保に向けて、委員会等の組織を簡素化するとともに、効率的な会議運営を行うための検討をしていくことが学部でも必要であろう。また、出産・育児に係わる研究者については育児支援サービスの低価格での提供を実現することが望まれる。

（３）－４

経済学部の教員が国内外における長期研究制度が利用しやすくするための措置を検討する必要がある。また、教員の研究時間の確保を実現する必要上、研究に専念できる「有給休暇制度」については、早期導入を要望するよう検討する。

（３）－５

今後、新たな共同研究プロジェクトに対して、これまで以上に競争的な外部資金を積極的に導入する必要があるが、同時に本学の日本文化研究所・世界問題研究所の共同研究プロジェクトへの応募を積極的に行い、共同研究費の増額も求めていく。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度までの科学研究費補助金の申請件数と採択件数は以下のとおりとなっている。

	科　学　研　究　費								
	2005年度			2006年度			2007年度		
	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100
経済学部	14	5	35.7	7	2	28.6	11	5	45.5

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

2007（平成 19）年度に科学研究費の申請を条件として支給される総合研究支援制度が学内に創設され、科学研究費に採択されなかった場合の研究費の支援、採択された場合の補填が行われている。競争的研究資金への申請件数を増加させるインセンティブになっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教員数 37 人に対し、科学研究費の申請件数が少ないが、2007（平成 19）年度に創設された総合研究支援制度においては、今後、申請件数を増加する方向に進む可能性は高い。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

科学研究費申請に関する説明等については、総合研究事務室が行っているが、学部内の教員間で科学研究費等研究助成金についての情報交換を盛んにし、積極的に申請するという気運を高めていく必要がある。総合研究支援制度については、さらに周知徹底をすべきである。また、科学研究費が採択された場合の事務処理のサポートを充実させていくことも不可欠である。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

個人研究費、研究旅費の項で述べたとおり、金銭的な面での支援としては、専門雑誌投稿掲載料の助成や旅費の補助がある。研究論文・研究成果の公表に関しては、経済学部の場合には、「京都産業大学論集社会科学系列」が年１回発行されており、これに投稿することができる。レフェリー機関誌である。

また、経済学部内において研究会が半年に１回行われている。

〔点検・評価〕

「京都産業大学論集」は現状では刊行頻度が少なく、その結果、投稿から公表までの時間が長い。また、レフェリー雑誌であるため、完成度の高い論文でないと投稿しにくい。

ただし、経済学部にはディスカッション・ペーパーがあり、研究途上の成果を公表する

機会がある。

なお、年２回の研究会での発表者はいるものの、参加者が少ない。それは、経済学の専門化・細分化が加速していることが背景にある。

〔改善方策〕

「京都産業大学論集社会科学系列」を年２回に増やすための予算措置を大学に要請していきたい。新しい発信媒体であるインターネット上での公表については個人に委ねられているが、今後、大学として、あるいは学部として組織的に活用することを検討する必要がある。

また、学部内における研究会の回数を増やし、研究活動を活発にする必要がある。同時に、参加者を増やす工夫が必要である。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

経済学は社会科学であり、人倫問題は常に学問の根本にある。それはまず、個人の道徳に基礎を置く。システムとしての整備とは、人倫にもとるような言動を組織として抑制するものであるが、研究面については、経済学特有のシステムを現状では存在しない。

実験経済学において、学生を実験のためにその行動を分析の対象とする。しかし、それは特定の行動を誘導するものではない。

なお、経済学研究科の実験では、ニューロエコノミクス（神経経済学）が進められているが、その倫理的規程は書面によって明示されている。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

本学には、「京都産業大学研究倫理規程」があるが、本学、および経済学部に研究倫理審議機関は開設されていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（６）－１

経済学部としては、研究倫理の確立は個々の研究者に委ねられ、現時点では研究倫理を支えるためのシステムとしては「京都産業大学研究倫理規程」以外は当面、必要としないと考えている。

（６）－２

経済学部としては、個々の研究者との研究倫理の重要性は認識しているが、現時点では研究倫理に係る審議機関は必要でないと考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

とくに改善すべき点はないと考える。

B　経営学部（研究科を含む）

※経営学部とマネジメント研究科は構成教員がほぼ同じであるので、マネジメント研究科については以下をもって代える。

〔到達目標〕

経営学部およびマネジメント研究科は、企業や様々な組織における実際のあり方を踏まえて、マネジメントに関わる多様な事象の解明とそれに通底する論理の追求を行い、そこから得られた知見や考え方を講じることによって、マネジメント能力を有した人材を養成する場である。それゆえ、経営学部およびマネジメント研究科に所属する教員が研究者として十分にその目的を達成できるような環境を構築していく。

（１）研究活動

〔現状説明〕

経営学部の教員は一部の教員を除いて、大学院マネジメント研究科と学部（2007（平成19）年から３学科制の導入：経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科）の教育を担当している。したがって、本学部の教員が教育に対して振り向けなければならない時間はかなり大きい。しかし、そういった状況の中でも、多くの教員が研究成果を着実に積み上げている。また、学会関係の役職（学会会長、理事、幹事）等について学会運営活動にも積極的に関わっている教員も少なからずいる。

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

各教員の所属学会での研究成果は多岐に亘るので、ここでは『京都マネジメント・レビュー』誌における本学部教員の発表状況を掲げる。

第１号（2002 年６月）	論文 10 編、研究ノート２編、書評１編
第２号（2002 年 12 月）	論文６編、
第３号（2003 年７月）	論文６編、研究ノート２編
第４号（2003 年 12 月）	論文７編、資料１編、
第５号（2004 年８月）	論文４編、研究ノート１編
第６号（2004 年 12 月）	論文４編、研究ノート２編、書評１編
第７号（2005 年６月）	論文３編、研究ノート１編、資料１編
第８号（2005 年 12 月）	論文６編、研究ノート１編、書評１編
第９号（2006 年６月）	論文３編
第 10 号（2006 年 12 月）	論文３編、研究ノート１編

第 11 号（2007 年６月）	論文３編、研究ノート１編
第 12 号（2007 年 12 月）	論文６編、研究ノート２編、資料１編、インタビュー１編
第 13 号（2008 年６月）	論文４編、研究ノート２編、資料２編、

（１）－２　国内外の学会での活動状況

専任教員は自分の研究成果を国内はもちろん、海外においても発表している。2004（平成 16） 年から 2007（平成 19）年において、以下の専任教員が海外で学会発表を行った。

2004 年（平成 16）	岡部曜子教授	大韓民国	Asia-pacific Decision science Institute Conference
	大木裕子助教授	カナダ	第８回 International Conference on Arts & Cultural Management
2005 年（平成 17）	山田昌孝教授	アメリカ	2005 INFORMS Marketing Science Conference
2006 年（平成 18）	山下麻衣講師	フィンランド	2006 International Economic History Association
	井村直恵助教授	ドイツ	IFSAM（経営学会世界大会）
2007 年（平成 19）	大木裕子助教授 川又啓子助教授	スペイン	国際アートマネジメント学会（AIMAC2007）
	井村直恵助教授	フランス・デンマーク	シンポジウム（UNESCO）
	井村直恵助教授	中国	ICMES（The 2007 International Conference on Management Science and Engineering）

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

ここ数年、新学科増設に伴い、研究意欲旺盛な若手教員を積極的に採用したこともあり（2007（平成 19）年度現在、年代別教員の割合：30 代 14.2%、40 代 42.9%、50 代 28.6%、60 代 14.2%）、他大学よりも研究レベルが一段と向上した。教員個々の研究がシナジー（synergy）効果を生み出している。その結果、日本経営学会、組織学会、経営史学会、日本会計研究学会、国際ビジネス研究学会、商業学会、経営情報学会等経営学関連の主要学会で報告、司会、コメンテーターをする教員の数も増加しつつある。また海外の学会で報告する教員も多くなりつつある。報告内容はレフリー付きジャーナルに投稿することから、査読論文の数も増えてきている。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

現在、本学部で受託研究を行っている教員は多くない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

まだ個々の教員の研究活動が特定の研究分野のセンターになるまでには至っていない。学部・研究科としてどの研究分野に特化していくかについては、十分なコンセンサスが得られているわけではない。ただここ数年、複数の教員による研究プロジェクト的色彩の強いグループが形成されつつある。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

学部・研究科所属の教員個々の研究活動をサポートする体制の整備はもちろん、教員も組織として特筆すべき研究分野を絞り込んでいく作業が必要である。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

本学では開学当時から「日本だけではなく、国際舞台で活躍できる人材」の育成を推進するという基本方針に基づいて教育研究面での交流が行われている。教員の研究面においては、若手教員を中心に、海外留学における調査、研修、学会参加、ジャーナルへの投稿等、積極的に行っている。

〔点検・評価〕

若手教員を中心として、国際学会での報告やジャーナルへの投稿を通じて、外部発信が行われているが、学部全体として、外部発信は十分に議論されてこなかった。いずれにしても、限られた教員に集中している傾向がある。

〔改善方策〕

教員個々人が、積極的に研究成果を海外に発表していく必要性を認識していくことが重要である。そのために国際協定校を活用した海外研究者との共同研究を積極的に進めていく方法を、検討することも必要であろう。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費（基礎費）は、日常の研究活動のなかで発生する経費の支出のうち、研究に直接関係するものについて、申請者全員に支給される。年額 20 万円が補填される。また事

前に大学に登録している所属学会の発表等に対して、学会研究旅費名目で年間支給限度額として、年額16万円支給される。また研究成果等を専門雑誌に投稿・掲載された場合に専門雑誌投稿掲載料として、年間20万円を限度として助成される。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

研究室棟は、キャンパス内に五棟あるが、専任教員（45 名）は、その中の何れかの研究室棟の一室に研究室があり、研究室として必要な設備（パソコン、洗面用の水道、電話等）が備わっている。教員１人当たりの研究室の平均面積は、23.2 ㎡である。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

研究者（＝教員）としての活動を考えるとき、教育・研究・社会貢献・学務についてどのような時間配分が適当であるかについては十分な議論がなされているわけではない。ただ、本学部では、2005（平成 17）年に所属教員に対して１ヶ月間に研究時間をどれくらい確保したいのかについて調査を行ったところ、全教員平均で約 150 時間は必要という結果がでた。多様な学生に対処するために、教育負担が増加してきている現状では、この研究時間をどのようにして確保するかは非常に重要な課題となっている。本学部では、カリキュラム編成において、出来るだけ学生が体系的に授業を履修できるように工夫しているが、それは教員にとって、まとまった研究時間の確保を困難にさせる要因ともなっている。出来るだけ、このバランスが取れるように学部教務委員会では配慮しているが、十分に満足できる結果が出ているわけではない。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究者（＝教員）として上記の150時間を研究時間として確保するためには、他の教育、社会貢献、学務の時間を短縮するべく、その効率を高める方策をとる必要があることになる。研究の仕事は、創造的な仕事である。一方、教育、社会貢献、学務のいずれをとっても大変重要な職務である。教育にかかる時間は、現在教員が負担しているコマ数とその授業の準備時間を想定するとほぼ妥当で、これ以上負担を増やすことは困難であり、逆に減らすと学部のカリキュラム編成が困難になると予測される。また学務にかかる時間も確保しておかねばならず、現段階では教員各自が、社会貢献に対する時間を工夫して、研究時間を確保していかなければならない。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学部の共同研究に係わる予算は、学部教授会で検討し、学部長名で申請、協議され、予算配分と執行を受ける。

〔点検・評価（上記５項目を含む)〕

ほとんどの教員は、大学が支給する個人研究費を超える研究費を支出している。学会の参加費、宿泊費等は高額化しており、学会に参加するほど、自己負担額が大きくなっている。また、本学部の専任教員は上記のように個別の研究室が割り当てられているが、神山一帯に広がるキャンパスで講義の移動があり、研究室のないキャンパスでは講義準備等の面で支障がある。また研究室自体が手狭になっている。

学部運営（教育・研究等）がスムーズにいくために、学部内に 10 委員会が設置されている。その委員会委員の割り当てを調整したり、委員会運営時間を短縮する等、教員の負担を軽減する配慮をしている。また、教員個人個人の研究分野は異なるが、共同研究の一つとして、入学直後の基礎教育充実のために、京都産業大学経営学部編で『マネジメントを学ぶ』（ミネルヴァ書房）を出版した。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

個人研究費の増額が必要であるが、成果の公表等、実績についても考慮する等、研究費の配分を検討する。また、共同利用の研究室において教員が講義準備のために集中できる場を確保する。そのほか、大学院講義を手狭ではあるが、個人研究室で行う場合もあり（受講者が少人数の場合)、移動可能な備品等（液晶プロジェクター）の設置・手配が必要である。

大学全体の改革が進む中、委員会等の業務が氾濫している。また、水曜日の午後は大学全体の会議に、また学部の会議に時間が当てられているが、教員の研究時間の確保のためにも、他曜日の委員会の開催等は全学的に考慮する必要がある。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

本学部に係わる 2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度までの科研費申請および採択状況は以下の通りである。

年度	申請件数	採択件数	補助金額（円）	採択率
2005（平成 17）	10	3	11,000,000	30.0%
2006（平成 18）	8	3	8,300,000	37.5%
2007（平成 19）	17	6	14,970,000	35.3%

また、科研費以外の研究助成財団からの研究助成金は、2005（平成 17）年度は 1,200,000 円、2006（平成 18）年度は 1,200,000 円、2007（平成 19）年度は 1,823,000 円となっている。

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

競争的研究資金で行う研究課題に対し、基盤的研究資金を活用することに対して、規制はしていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2005（平成 17）年度、2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度の科学研究費の申請数を所属教員数で割ると、申請率は以下のようになる。とくに 2006（平成 18）年度が低いが、通常では概ね 30%前後である。これは必ずしも高いとは言えないので、申請件数を増加させる必要があろう。

年度	教員数	申請件数	申請率	採択率
2005（平成 17）	33	10	30.3	30.0%
2006（平成 18）	33	8	24.2	37.5%
2007（平成 19）	45	17	37.7	35.3%

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員の研究の質と量を確保するためには、当然教員の意識、取り組む姿勢が重要であるが、そのためには、研究に対しての時間確保、研究活動への支援体制の充実が必要である。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学部の教員はもちろん、所属学会でその研究成果を発表しているが、本学部でもより多くの研究業績の発表が行えるような仕組みを作り上げている。それは、2002（平成 14）年に経営学部教員および学内の関係分野の教員等で立ち上げた「マネジメント研究会」で、同研究会ではメンバーの会費と大学側からの資金援助を基に、年２回、『京都マネジメント・レビュー』誌を発刊し、メンバーに発表の場を提供している。また、学部内では原則として毎月１回、研究例会を開催し、順次所属教員が研究成果を発表するようにしている。

〔点検・評価〕

『京都マネジメント・レビュー』誌は発刊以来、年２回の刊行を維持しており、教員はそれに合わせて論文作成を行っている。その意味では、同誌の存在は本学部教員にとっては重要な意味をもっている。また、研究例会は定期的に開催されており、問題はない。

〔改善方策〕

研究発表の体制を今後一層整備充実する必要がある。財政上および時間上の制約がある

が、具体的な課題および改善策は、下記のことが考えられる。
①研究会の報告者の順番のルール化：(2008（平成 20）年）４月の研究会から実施（毎月１回実施)、これは教員全体の研究を活性化するために必要である。
②『京都マネジメント・レビュー』誌への投稿者には偏りが見られるため、執筆のルール作りも必要である。
③教員の著書出版を容易化していくため、大学に学術出版を助成する体制の促進を働きかける。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

2007（平成 19）年 10 月「京都産業大学研究倫理規程」を制定・整備した。ただ、学部内に常設的に研究倫理に関る審議機関は設置していない。しかし、本学部は、社会科学系の学部なので、経営学・マネジメント学系の研究が倫理的に問題を起こす可能性は低いと思われるが、それが全くないということはない。また、剽窃・盗用等が発生しないようにすることが不可欠であることはいうまでもない。こうした研究に対する倫理的自制は研究者自身の判断に委ねられると思われるが、学部でも常に研修者としてのあり方について、議論している。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

現段階では学内審議機関は設置しておらず、教員の自発性と相互啓発に委ねているが、今のところ、それによって問題が生じているわけではない。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

現段階では本学部には研究に関わる倫理を検討する審議機関はなく、教員の自発性・相互啓発に委ねられている点は検討の余地がある。今後は、外的な規制も含めて、各教員にさらに内発的な動機付けを与えるべく、研修会も開催して教員の倫理的自制を高める必要があるだろう。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

今後は、外的な規制も含めて、各教員にさらに内発的な動機付けを与えるべく、研修会も開催して教員の倫理的自制を高める必要があろう。そして、研究に関して倫理面等の事項が出てくれば、学外組織に依頼し、審査を受ける必要がある。また、この問題は、単に一学部だけの問題ではなく、全学的に検討していかねばならない問題であろう。つまり、全学的な「京都産業大学研究倫理規程」に基づく、倫理委員会を設立する必要があり、それを土台として学部でも、そうした機関を設置するのが、適切であると思われる。

C　法学部（研究科を含む）

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

法学部の機関誌である『産大法学』は、主に法学部教員の研究業績を中心に、原則として年４回の刊行を創刊以来継続している。2004（平成 16）年度には第 38 巻１号、２号、３・４合併号、2005（平成 17）年度には第 39 巻１号、２号、３・４合併号、2006（平成 18）年度には第 40 巻１号、２号、３・４合併号、2007（平成 19）年度には第 41 巻１号、２号、３号、４号を公刊した。2008（平成 20）年もすでに１号を公刊している。本学部教員は、この『産大法学』を最も身近な発表の場として、研究成果を積極的に公表するとともに、『京都産業大学論集』や『京都産業大学世界問題研究所紀要』、『京都産業大学日本文化研究所紀要』のような学内紀要、および学外の専門誌や論文集、単行本においても活発に研究成果を公表している。

（１）－２　国内外の学会での活動状況

本学部教員は国内外学会に積極的に参加し、研究報告等を行うとともに、国外学会に参加する教員も存在している。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

学部内で毎年複数回、学外から講師を招いてスタッフ・セミナーを行っている。また、専攻分野ごとに継続して行われている研究会として、民法・刑法の判例研究会を挙げることができる。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

法学部としてはとくになし。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

とくに『産大法学』第 40 巻第３・４合併号（2007（平成 19）年３月刊行）は、法学会 40 周年を記念する論集として、29 本の研究論文等により 1,200 ページを超える浩瀚なものとなっている。法学部教員による研究論文等は、そのうち 21 本を占めている。これに限らず、研究成果の発表状況は、研究時間のますますの減少にもかかわらず良好である。今後もこの状況を継続するため、『産大法学』の刊行に努力すべきであろう。また、学会への参加も活発であるものの、国外での学会への参加には、そのための時間的余裕がないことが深刻な障害となっている。他方、一部ではあるが、研究を継続していても成果の発表が不活発である教員も存在しており、懸案である。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

全学的な教員評価制度に加えて、法学部ではとくに人事（採用・昇進等）において研究業績を重視している。今後とも、研究業績を挙げなければ教員としてふさわしくないという自覚と義務感を、強く涵養していくようにしていきたい。そしてそのためにも、法学部が全体として、研究成果の発表に熱心な気風を維持し、互いの研究意欲の持続と向上を今後も積み重ねていくことが、最も重要であろう。研究成果の発表が不活発な一部教員については、この気風の中にあって、最も身近な発表の場である『産大法学』への寄稿を促進し、研究業績への自覚と義務感の改善に取り組んでいくようにしたい。なお、学会への参加に関しては、国外の学会はもとより、国内の学会についてさえ、もはや参加のための時間の捻出に苦労している状況であり、法学部として、研究時間の確保の項目において改善方策を検討することにしたい。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

法学部としての国際共同研究の組織や運営、参加は行っていないが、教員の参加例は少なくない。本報告期間において特筆すべき例としては、法学部教員が多数参加している本学世界問題研究所による国際共同研究事業として 2006（平成 18）年３月 11 日（土）に国際シンポジウム「アメリカニズムとヨーロッパ～西洋文明の岐路と東アジアの将来～」が独・伊から研究者を招いて開催されたことが挙げられる。その他にも個別の教員による、とりわけ社会保障法や税法の分野における国際共同研究への参加も行われている。

〔点検・評価〕

法学・政治学は他の研究分野に比べて国際共同研究の機会が多いとはいえないが、その中で法学部教員は各分野ごとに参加の機会を積極的に利用してきている。

〔改善方策〕

海外で開催される研究会等への参加には週単位の出張が必要となるが、それを授業や公務にできるだけ支障をきたすことなく円滑に行えることが望ましい。基本的には個々の教員が日程をいかに調整するかの問題であるとしても、例えば学期ごとに一定の補講期間を設ける等の措置をとることも検討に値する。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費として年額 20 万円、研究旅費は年額 16 万円の予算措置がなされており、各

教員において執行されている。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

全教員に個室が提供されており、その個室では大学支給のコンピュータによる電子メール・インターネットの利用が可能な状況になっている。基本的な研究環境は保障されている。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間を確保することは、現在、教員各人の個人的努力に委ねられている。しかし、業務はますます繁忙化し、国内学会への参加でさえ支障が多々出ているのが実情である。本学には自由研究員制度があり、半年間の研究時間の確保が制度的に可能であり、この制度自体は非常に有効であろう。ただし、この制度を活用するために学内業務を調整することがきわめて難しく、2004（平成 16）年度以降、実際に利用できたのは２名に止まっている。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学には学外研究員制度があり、2004（平成 16）年度以降、延べ５名の教員が、それぞれ約１年間の国外での研修機会を提供されている。この方策は非常に効果的であり、当該教員の研究意欲の向上と研究成果発表への顕著な刺激となるのみならず、学生への教育指導の内容、学生の留学への助言、研究者間の国際交流の促進や、時には大学間の交流協定締結の促進に至るまで、幅広い効果を発揮している。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費は、制度化されていない。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

研究時間のますますの低減は、教員の個人的努力によって補われ、法学部全体としては、それにもかかわらず研究成果の公表に積極的な雰囲気を維持している。ただし、この過酷な状況も既に 10 年以上におよび、全体として、疲弊も顕著である。早急に改善しなければならない限界点に到達している。

〔改善方策（上記５項目を含む）〕

老朽化している研究室については、建て替え等の措置が必要な場合も出てきており、早急な改善が望まれる。

教員の研究時間の現状においては、もはや確保に失敗すれば研究活動を断念せざるをえない瀬戸際に到達している。研究活動の断念は高度な教育内容の断念につながり、社会の負託にこたえるべき大学の責任を自ら放棄することとなる。本学の学外研究員制度をさら

に活用していくとともに、法学研究科内部において、とくに自由研究員制度の有効な活用のための方策を検討すべきであろう。『京都産業大学の現状と課題 2004』に挙げられた改善方策である「年度を限って特別に負担を軽減する『研究科内研究員』的な制度」は、業務のますますの繁忙化の中で、実証の可能性は低くなっているので、他の方策を模索したい。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金への申請は、大学によって積極的に奨励されており、法学部の教員も総じて活発に応募するようになってきている。すなわち、2005（平成 17）年度は６件の申請があり、２件が採択。2006（平成 18）年度は８件の申請があり、３件採択。2007（平成 19）年度は 12 件の申請があり、４件採択である。なお、この採択件数は新規採択の初年度の件数であり、実際には、当該課題は複数年度にわたって継続している。またこれ以外にも、研究分担者としての科学研究費による共同研究への参加も多数存在する。ちなみに法学部の教員数は、35 名である。

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

おおむね３分の２の教員については、基盤的研究資金が研究活動において重要な資源となり、３分の１の教員については、科研費等競争的研究資金が重要な資源となっている。いずれも大学によって運用の適切性が厳重に監視されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

競争的な研究環境創出の必要性については、法学部教員において広く認識されており、研究資金獲得への意欲も総じて高い。しかし、何度応募しても不採択になる教員もあり、その結果が徐々に意欲を減退させつつあるように見受けられる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

大学による競争的資金獲得のための説明会への参加を呼びかける等して、繰り返される不採択による意欲の減退を食い止めるとともに、研究意欲の維持に努めていきたい。また全学的には、科研費への申請と採択を促進するための本学独自の制度として、2006（平成 18）年度に「総合研究支援制度」が導入された。これは、科研費に申請して不採択となった教員に、次年度の科研費申請への準備のために、教員の申請と大学による審査を経て、研究助成金を交付するものである。今後、この制度のさらなる周知と活用を呼びかけるようにしたい。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

教員個人の研究活動については、その一覧の簡易版を法学部ホームページに公開するとともに、詳細版を作成して、京都産業大学研究者データベースに登録し、さらに毎年度個人調書を作成して法学部系事務室に提出し、それによって研究論文・研究成果の公表を促進している。また、法学部の機関誌である『産大法学』は、主に法学部教員の研究論文を中心に、原則として年４回刊行を創刊以来継続し、研究論文・研究成果の公表を最も直接的に支援するものとなっている。

〔点検・評価〕

教員の研究業績の閲覧については、４号館教員室にこれを常備し、他学部教員も含めて教員相互の閲覧に供するようにしている。また、ホームページ、データベース、個人調書の内容の更新についても、毎年度呼びかけを行っている。研究業績を教員相互の閲覧に供することは、共同研究の可能性や教育研究上の情報交換等において非常に便利であり、積極的な研究成果公表への良い刺激となっている。

〔改善方策〕

引き続き研究業績の公開を行うとともに、『産大法学』の定期的刊行による研究意欲の喚起に留意して、法学部全体としての研究論文・研究成果の公表促進を行っていく。また、学生が『産大法学』に強い関心を持ち、これを十分に読みこなすよう積極的に誘導し、その学生の関心の高まりを研究論文・研究成果の公表意欲の高まりへと転化させていくようにしたい。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

法学部における自己点検・自己評価活動に加えて、『産大法学』に関しては、とくに編集委員会を設けて各号毎に編集作業を行い、研究倫理上の緊張感を確保している。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

『産大法学』に関しては、法学部教員と法務研究科教員全員による法学会評議員会を設けて、最終的な審議決定機関としている。この評議員会は法学部長を会長とし、運営委員長を別において厳格に運営している。また、法学部教授会、法学研究科会議においても、構成員に関する研究倫理上の問題は当然に審議される。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

『産大法学』に関しては、編集委員会が産大法学編集要綱に基づいて編集実務を担当している。その第１条第８項には、「編集委員会の権限により提出された作品を適宜チェックしうること」と規定し、研究倫理を確保するための明文の根拠としている。法学会評議員会、法学部教授会、法学研究科会議については、それぞれに関する重要事項の審議決定を厳密に行っている。総じて研究倫理についての緊張感は強い。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

研究倫理の確保に関しては、緊張感の確保が重要であり、その弛緩が予期せぬ破綻を招く危険性は常にある。これまで同様に、この緊張感の確保を第一の課題としていきたい。そしてそのためには、『産大法学』については学術的な水準の高さの確保に留意して、水準の低い作品の不掲載や修正要求を行い、それ以外の研究活動については、法学会評議員会、法学部教授会、法学研究科会議の場を活用して、学問的緊張感の確保を呼びかけていくべきである。

Ｄ　外国語学部（研究科を含む）

〔到達目標〕

本学部は、2008（平成 20）年度より、英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科、言語学科（ロシア語専修、スペイン語専修、インドネシア語専修、イタリア語専修）、国際関係学科の６学科４専修体制を取り、８専攻語に関する語学とその関連分野を専門とする教員、国際関係分野を専門とする教員に加え、言語学、日本語学を専門とする教員を有して、教育研究に取り組んでいる。

個々の教員が専門分野において積極的に研究を行うと同時に、多様な専門分野を持つ教員が協力して共同研究に取り組むことができる環境を整備していきたい。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

外国語学部の専任教員は、それぞれが所属する学会において、また、本学の『京都産業大学論集（人文系列）』、『日本文化研究所紀要・所報』、『世界問題研究所紀要』等で研究成果を発表している。

当然ながら、研究成果の報告は教員による自主申告であるため、報告漏れもあると考えられるが、2005（平成 17）～2007（平成 19）年における論文等研究成果の発表状況は、以下の通りである。

		2005（平成 17）年度	2006（平成 18）年度	2007（平成 19）年度	計	合計
著書	単著	6	7	6	19	44
	共著	11	8	6	25	
学術論文	単著	30	36	38	104	107
	共著	1	0	2	3	
評論・その他		6	14	17	37	37
学会報告	国外	9	7	13	29	102
	国内	21	19	33	73	

（１）－２　国内外の学会での活動状況

国内外の学会活動を含めた研究活動は、本学ホームページの「研究者データベース」で公表している。なお、教員評価制度が導入されて以降、教員は定期的に研究活動を報告することが義務付けられている。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

外国語学部教員が所長を務める日本文化研究所が、いわゆる「京都検定」（「京都・観光文化検定試験」）１級合格者を本学へ招聘し研究をサポートしてきたが、2007（平成 19）年４月にその成果を「京都産業大学特別客員研究員研究成果発表会」で紹介し、大いに注目を集めた。また 2007（平成 19）年９月には、元国連事務次長・明石康氏を招いて異文化理解・国際協力をテーマに「国際関係学科創設記念シンポジウム」を開催し、好評を博した。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況に関しては、本学の「研究者データベース」において公表されている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

次々に論文等研究成果を発表する教員がいる反面、研究面で不活発な教員も散見される。教育面での熱心さを評価するとしても、大学における教育と研究は車の両輪であり、研究面での成果が教育面にもフィードバックされるべきであろう。この意味では、今後も学部における研究活性化へ向けて取り組まれるべき課題は多い。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

2006（平成 18）年度に導入された教員評価制度によって、今年度（2008（平成 20）年度）は 2005（平成 17）～2007（平成 19）年度の過去３年の研究面での業績評価がなされる予定であり、教員、とりわけ研究業績の不十分な教員に自覚を促す契機になるものと考えている。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

本学部独自の国際的な共同研究はない。

〔点検・評価〕

本学独自の国際的な共同研究はなく、評価できるものはない。

〔改善方策〕

本学部には外国人教員が多く、日常的に接触しているため、逆に国際連携の必要性をあまり感じないという側面がある。しかし今後は、これらネイティブ教員を核として国際的な学術・研究交流を推進することを真剣に検討していきたい。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学専任教員の研究活動を支援する制度として、日常の研究活動に要した費用の多様な支出項目に対応する「基礎費」と、支出目的を限定した「学会研究旅費」、「専門雑誌投稿掲載料」、「文献複写費」等がある。支給額は、「基礎費」が 20 万円、「学会研究旅費」16 万円、「専門雑誌投稿掲載料」20 万円、「文献複写費」２万円である。このうち「基礎費」に限定すると、2005（平成 17）年度における支給総額は 10,313,141 円で、教員 1 人あたり 169,067 円、2006（平成 18）年度は支給総額 10,316,323 円、教員１人あたり 163,751 円、2007（平成 19）年度は支給総額 10,010,519 円、教員 1 人あたり 158,897 円となっている。なお、個人研究費制度として、上記のもの以外に計算機使用料およびネットワーク利用料、海外出張旅費補助等が設けられている。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

2008（平成 20）年５月１日現在の教員研究室の整備状況に関しては、『大学基礎データ』に示されているが、外国語学部の専任教員 65 名に対して個人研究室は 65 室あり、個室率は 100％である。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間を確保させるための特別な方途は採っていないが、委員等学内行政職を委嘱する場合には、当該教員の学部・大学院担当コマ数が過重にならないように配慮している。ただ９学科専修から構成される外国語学部に固有な問題であるが、専任教員の少ない専修、例えばイタリア語（３名、ただし外国語契約講師を除けば実質２名）、インドネシ

ア語（３名）では１人の教員が数多くの委員を兼任している。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な研修機会として、本学には学外研究員制度がある。具体的には、在外研究員Ⅰ（１年間)、在外研究員Ⅱ（６ヵ月未満）および自由研究員Ａ（１年間)、自由研究員Ｂ（６ヵ月未満）である。2005（平成 17）～2007（平成 19）年度における外国語学部教員の実績は、下記の通りである。

	在外研究員Ⅰ	在外研究員Ⅱ	自由研究員Ａ	自由研究員Ｂ
2005（平成 17）年度	0	0	0	1
2006（平成 18）年度	0	0	0	2
2007（平成 19）年度	0	0	0	1

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学における「学内共同研究費」は申請に基づき審査を経て交付される競争的な研究費（いわゆる学内科研費）であり、2007（平成 19）年度における外国語学部・外国語学研究科に交付された「学内共同研究費」の支給総額は３件で、5,677,115 円である。

〔点検・評価（上記５項目を含む)〕

各年度の基礎費の執行状況をみると、金額的にはおおむね妥当な支給額ではないかと考える。

なお、学会研究旅費、文献複写費が上記の支給上限額を超過した場合、基礎費で補填することが可能である。ただ、教員からは基礎費の次年度繰越ができないかとの希望や国内に限定されている学会研究旅費の海外出張への充当を可能にしてほしいとの要望があり、今後はこれらへの対応が課題となろう。

また、2007（平成 19）年度における共同研究費は、全学ベースでは 121,820,739 円に達するが、研究の性格上理学・工学系への配分が大きく、外国語学部・外国語学研究科を含めた文系への配分額が小さなものとなっている。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

研究活動の活性化のため、現在一律に配分されている研究費に競争的要素を導入することも今後の検討課題となろう。具体的には、研究の成果と研究費配分を連動させ、より活発な研究活動により多くの研究費を配分し、研究活動にインセンティブを与えるような施策である。ただ、研究費の傾斜配分を行う場合には、明確で、公正な研究成果の評価方法の確立が前提となろう。

また、受験人口の減少、入試制度の多様化等を背景に、学内における行政的職務（例え

ば、高校での模擬授業、各種入試への対応等）が急増し、研究時間の確保が年々困難となっているが、今後は職務の一層の効率化が重要である。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

2005（平成 17）～2007（平成 19）年年度における本学部の科学研究費の採択状況は、以下の通りである。

2005（平成 17）年度　申請件数：16、採択件数：２
2006（平成 18）年度　申請件数：12、採択件数：２
2007（平成 19）年度　申請件数：11、採択件数：３

また学内資金を利用した研究助成である総合研究支援制度による 2007（平成 19）年度における本学部の実績は、全体で 13 件、予算額 4,611,000 円、執行額 3,871,502 円であった。なお学科・専修ごとの内訳は、以下の通りである。

（単位：円）

学科	予算額	執行額
英米語学科	2,168,000	1,822,304
フランス語学科	500,000	431,648
ドイツ語学科	800,000	800,000
中国語学科	617,000	617,000
インドネシア語専修	526,000	200,550

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

個人研究費および経常費から成る基盤的研究資金と科学研究費補助金等競争的研究資金とのバランスに関しては、もう少し後者の採択金額が増えてもよいかもしれない。また運用については、上述したように現行では一律な個人研究費の配分になっており、研究成果と連動はなされていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現状では、科学研究費補助金への申請件数および採択件数はいまだに充分ではなく、これを今後は増加させることが必要であろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

上述した科学研究費補助金への申請と学内の総合研究支援制度は連動しているので、今

後ともこの点を教員に周知し、申請を促していきたい。また個人研究費の配分に関しては、一律の配分ではなく、研究成果と連動させる競争的配分の導入の可能性を検討する。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

京都産業大学の出版助成制度に加えて、全学レベルでの研究成果の発表の場として『京都産業大学論集』が人文系、社会科学系、自然科学系の３系列ある。また日本文化研究所が『日本文化研究所紀要』および『日本文化研究所所報』、世界問題研究所が『世界問題研究所紀要』を刊行している。

また、本学では、国内の学会での発表の旅費や宿泊費等に使える学会研究旅費が年間 16 万円を上限として支給される。限度額を超えた場合は、基礎費で補填可能である。国際的な学会での発表のために国外出張旅費補助制度（上限 50 万円）がある。専門雑誌掲載料が年間 20 万円を上限として支給される。これは学術論文等の研究成果を専門雑誌に掲載する際の、掲載料、抜刷料、納品送料および送金手数料の助成するものである。

〔点検・評価〕

研究論文・研究成果の公表を支援する措置は、おおむね妥当であると考える。ただし、外国語学部国際関係学科のスタッフから、独自の論集『京都産業大学論集（国際関係系列）』を発刊できないかとの申し出が寄せられており、今後その可能性を探ることになろう。

〔改善方策〕

学部単位では限界があるが、上述した『京都産業大学論集』が現行の３系列で妥当なのか、また『世界問題研究所紀要』との関連で同論集の国際関係系列刊行の可能性を検討したい。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

本学の総合研究事務室が、科学研究費補助金や各種研究費の使用の倫理的適正化を図る上で主要な役割を担っており、当該研究担当者に対し研究費の適正な使用への指導等を行っている。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

現在のところ、外国語学部には研究倫理に係る審議機関は存在しないが、その開設は今後の課題であろう。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現在までのところ、研究倫理面での問題は生じておらず、この分野での学内機関も開設されていない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現在のところ、外国語学部には研究倫理に係る審議機関は存在しないが、今後はその開設へ向けて何が必要か、見定めたい。

Ｅ　文化学部

〔到達目標〕

文化学部でも、流動化している社会や大学の影響をうけている。その人的環境においても、さまざまな文化面の秀でた人材の採用をふくめて、学部の理念・目的等を念頭におきながら、学部全体ないしは個々の教員による良識的かつ積極的な研究活動が望まれている。2008（平成 20）年４月１日現在の文化学部における人員構成は教授 34 名（うち女性４名、外国人１名）、准教授７名（女性５名）、講師５名（女性３名）、助教３名（女性１名、外国人１名）、客員教授５名、特約講師１名、総計 55 名である。2004（平成 16）年度に配置転換による 18 名の増員があった。また、それ以降、退職者や採用者があり、今後 10 年間でもかなりの変動が見込まれている。以下、研究活動、研究における国際連携、経常的な研究条件の整備、競争的な研究環境創出のための措置、研究上の成果の公表、発信、受信等、倫理面からの研究条件の整備について言及する。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

文化学部の教員の資質や研究意欲は高い。しかしながら、それが各種成果として結実しているやについては、にわかに首肯しがたいところがある。各教員の業績欄をそのまま信用するなら、それがたまたま記入されていない事例を考慮したとしても、2004（平成 16）年度以降において、顕著に活動が認めうる教員は一定数いるが、業績が顕在化していない教員も一二にとどまらない。

（１）－２　国内外の学会での活動状況

各種助成制度を利用する等して国内外への研究や役員活動が盛んなケースと、「聴き手」としての出席参加者も多い。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

文化学部においては、図書館司書や司書教諭、学芸員、あるいは従来からの教員養成等

の教育プログラムが稼動しはじめているので、これに沿った教育研究活動が活発化しはじめている。ただ、他の方面ではこれといった独自の研究活動はない。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

科学研究費補助金については過去４年間で、基盤研究（Ｃ）で６名（延べ 15 名)、若手研究で３名（延べ５名)、特別研究員１名（延べ１名）となっている。研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況について、申請の研究期間が長くなっているし、大型のプロジェクト参加のデータもあって、俯瞰できない。したがって、数値のみを利用しては客観的には点検・評価しにくい。他に、学外からの支援を利用する教員もいる。2007（平成19）年度からは本学独自の支援金制度が創設され、支援する正当な理由と研究の能力や意欲があれば支援する画期的な制度がつくられた。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

科学研究費補助金について指摘できる点は２点ある。まず、補助金獲得者数が比較的少ないということは、第三者からみて公的な審査員からの評価が低いという意味である。本学における研究にかかわる監査は当然のことながら厳密的確に運用されており、堅い。同時に、非常に柔軟であって、支援体制は金銭面でかなり強化されている。従来からの基礎費、出張費、図書予算、出版助成等に加えて、2007（平成 19）年度から本学独自の支援金制度が制定された。努力すれば報われるというこの新たな支援体制の強化は画期的であり、評価できる。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

改革は着実に進んでいるので当面の改善策はないが、支援金を総合してはどうかという意見もあるので、検討したい。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

何をもって国際連携といえるのかいささか不明な点もあるにせよ、参加に主眼をおくならば、文化学部では国際共同研究への参加は、研究活動一般におけるのと同じく、個人によるといえる。積極的な者も消極的な者もいる。同時に、学部や大学の研究・教育活動への連携をお願いする事例もあると聞いている。

〔点検・評価〕

教員個々に対する支援額は異なるものの、大学の支援金制度ができた。これが意味するところは大きい。研究所以外でも、国内外にいる外国人研究者と個人的に連携するのでは

なく、国際会議での発表以外の調査研究が可能になった。また、外国人研究者を「大学を通して招聘する」ことが可能になった。せっかく来日していたりしている人材に対しての国際連携への支援も望ましいところである。

〔改善方策〕

一部の教員は積極的な国際連携をやっているが、さらにより多くの教員を積極的に鼓舞すべきだろう。ただ、研究内容によって準備や期間や成果の出し方にばらつきがあることを言い添えておく。学部の理念・目的等を念頭におきながら、文化学部が「英語」を通しての「国際文化」をうたう以上、学部を通しての国際連携の方策をも具体的に明文化して活発化させてもよいと思われる。改善方策は研究環境の項目でも指摘したとおりである。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

2007（平成 19）年度の文化学部の研究費・研究旅費については、研究費については使用実績では教員１人あたり 164,145 円であった。当学部は各分野の専攻に属する多様な教員の集合体であり、一概にはなかなか“現状”を検討しがたい。また研究旅費は 2007（平成 19）年度では教員１人当たり上限 16 万円で、使用総額は「学会等出張旅費」が 4,045,940 円であった（他に「国外留学＜短期＞」が 354,080 円）。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

文化学部では教員１人あたりの研究室面積は、2007 年度（平成 19）では 19.7 平方メートル（２人が１室使用する共同研究室は 26.0 平方メートル）であった。また個室数は 54 室で、教員数は 55 人、特約教員が１人共同使用なので、個室率は 100 パーセントとなる。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

研究時間についてはおおむね他大学なみで、問題はないように思われる。ただ日本全体の大学教員の現状がそうであるように思えるが、かなり学務にともなう事務作業が増加し、それが教員に、それも特定の教員にゆだねられるようになっているのは慮られている。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

文化学部教員の参加する研究活動上の研修機会は、①学内での研修機会、②学外での研修機会、の２つに分かれるが、②の学外で開催される研修機会については海外においても行われることも多く、グローバルな研修機会の提供が必要となる。その機会の確保については、各教員の専攻分野の内容にもよるがおおむね適切であるかと判断される。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

「学内共同研究費」は、2007（平成 19）年度では文化学部全体で 12,680,264 円、利用件数は３件であった（件数については制度の利用件数とした)。理系学部は別として、他の文系他学部より若干多いが、おおむね適切に運用はできている。

〔点検・評価（上記５項目を含む)〕

個人研究費についての額は多くはなく、適切とはいえない。また研究旅費については上限 16 万円で、たとえば東京への調査を２泊３日で行えば２度を限度とするので、これも額は少ないといってよいだろう。また上述したように海外での研究・調査には当該研究旅費は充当できず、国際化時代の、しかも国際文化学部を標榜する当学部にとっては適切な処置とはいえず、大きく改善の余地がある。文化学部の研究旅費の 2007（平成 19）年度の使用総額は 4,045,940 円で、教員１人あたりにすると７万円強である。上限の約半分であり、適切で有効な利用が図られるべきであろう。なお当該旅費は一部を学会会費に充当してもよいことになっており、その額は公表されていないので 2007（平成 19）年度使用額のうちに学会会費がどれだけ含まれているかは不明である。

教員の研究時間の確保においての適切性には、ほぼ問題はないように思われる。ただ全国的に大学教員の置かれている位置ともかかわるが、全体として研究に割ける時間は縮小されてきており、本学部においても完全に適切かというとそうは言えないと思われる。研修機会の確保についても同様のことが言えるが、学内・学外、国内・海外の研修機会への参加が研究のみならず教育の推進において重要であり、文化学部全体でのサポートが必要であろうと思われる。学内の共同研究費はその利用が３件と少なく、十分に機能しているとはいいがたい。ただ他学部においてもおおむね同様の件数であるので全体としては本学部のみが少ないとはいえないが、研究・教育の推進ということではより以上の活性化が図られるべきであろう。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

文部科学省および日本学術振興会の科学研究費のみならず、幅広く学外の官庁・民間にかかわらない研究経費の取得努力が望まれる。なお研究旅費については、これを海外への調査にも使用できるよう改善されるべきである。研究のための教員個室の整備状況については、問題を認めない。

研究時間および研修機会の確保については、基本的には教員各自の自助努力によらざるを得ず、したがって教員各員の裁量に属するが、文化学部の体制としても検討されるべき段階に達していると判断される。具体的には教員のスキルをあげるために、その事務負担を減殺する方策を講じてよい時期にきていると思われる。国際文化学部を単科とする文化学部教員にとって、国際的で多様な“教養”の修得は最重要課題の１つでもあり、よりよい研究環境の建設が望まれる。また共同研究費については 2007（平成 19）年度はたしかに

３件と申請・採用件数は少ないが、これとあわせて文部科学省・日本学術振興会の科学研究費、また民間の研究費の取得に努力することが必要であろう。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

2007（平成 19）年度の科学研究費補助金申請件数は 14 件（内採択３件）で、2005（平成 17）年度の申請８件（内採択１件）にくらべると年々増加している。その他の学外研究費 240 万円を加えた 2007（平成 19）年度学外研究費総額は 994 万円となっている。この他文化学部教員のうち４名が日本文化研究所、一名が世界問題研究所に所属し、科学研究費補助金の申請を行うプロジェクトに関わっている。

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

2007（平成 19）年年度の基盤的研究資金と競争的研究資金は、研究費総額に対して、それぞれ 72.5％と 20.8％となっており、前年の競争的研究資金 25.8％をやや下回っているが、これは科学研究費補助金申請へ向けた学内研究支援金の獲得が増加しているためで、競争的研究資金獲得への準備的段階と考えられる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

科学研究費補助金その他の学外研究費の申請数、獲得数は増加の方向にあるとはいえ、現段階ではまだまだ少なく、今後積極的な取り組みが必要とされている。また採用件数の増加を図るための工夫も必要であろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

個人的な研究計画の充実ももちろん重要な課題ではあるが、今後は文化学部独自の共同研究等、文化学の可能性を開拓するような研究プロジェクトの立ち上げ等が必要であろう。文化学部にはアジア・ヨーロッパ・アメリカ等異なる地域研究や、学問分野にわたる多彩な研究者が集まっており、地域横断的、学際的なプロジェクトの可能性がある。その特色を最大限に生かすことが期待される。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文・研究成果の公表については、学内の支援以外に、文化学部としての独自の取り組みは、今のところない。予算措置を伴うような公表機会の創出等は困難な現状なので、

学内および学外の公表機関を通じて各自が努力するよう奨励するにとどまっている。

〔点検・評価〕

研究論文や研究成果の公表そのものについての支援は、学部としては間接的なものにとどまっているが、それはやむを得ない。ただ公表された論文や研究成果については、ホームページ等で広く紹介する等の支援が必要であろう。

〔改善方策〕

論文や研究成果の公表・出版等を奨励するためにも、文化学部ホームページ上に、各教員の研究成果を紹介、または公表する頁を設ける等の工夫が必要である。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

文化学部独自の研究倫理を支えるシステムは存在しない。基本的には各自の倫理的判断にゆだねられているが、インターネット等新しいメディアの出現に伴い、著作権、個人情報問題等、懸念される新たな問題等についてはＦＤ等を通じて学修する機会が設けられている。しかし研究・出版をめぐる状況が変化する中で、研究倫理をめぐる問題はさらに論議し周知する必要があると考える。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

本学には、「京都産業大学研究倫理規程」があるが、大学および文化学部内には、研究倫理に係る審議機関は存在しない。この点については大学全体の審議機関を設置し、統一的な見解のもとに学部での審議が運営されるべきであると考える。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

情報倫理の問題が大きな社会問題となるなかで、研究倫理の問題も改めて見直すことが要求されているが、現段階では共通の問題意識が薄い。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

定期的に学修と論議の機会を設けることが何よりも必要である。その後、問題点の認識の上に審議機関の設置が議論されるべきであろう。

Ｆ　理学部（研究科を含む）

〔到達目標〕

大学における高等教育の源は研究にある。その活性化，とくに質の保証は，大学改革の

最重要課題の１つといえる。京都産業大学らしい特色を示す研究を推進し，かつその成果を社会へ還元するシステムを構築するために，より一層充実した研究環境の整備を進めることが第１の目標である。また、社会全体の国際化・情報化が進む中で，大学における研究活動もその国際化・情報化が要請されている。研究成果の公開，社会還元のさらなる進展を目指し，理学部で行われている研究内容ならびに実績に関する情報をあまねく発信して、理学部および理学研究科の研究活動をさらに活性化することを第２の目標とする。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

本学部教員の 2003（平成 15）年～2007（平成 19）年における著書・論文の発表数は、各年度１人あたり１本程度である。発表状況にはかなりばらつきがあり、毎年一定して数多く発表している教員もあれば、数年間ほとんど著書・論文のない教員もいる。

（１）－２　国内外の学会での活動状況

すべての教員は、自分の専門分野に関連する複数の国内外の学会に所属している。また、所属学会の役員や国際会議の委員長やプログラム委員長、学会誌の編集委員を務める教員もいる。これらに加えて、多くの教員が国内、国外の国際的な雑誌のレフェリーとして研究活動を支えている。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

数理科学科においては、形式言語理論、整数論、位相幾何、関数論、微分方程式、コンピュータサイエンス、確率論等の分野で活発に研究している研究者がいる。

物理科学科においては、本学は開学者の荒木俊馬氏が天文学を専攻していた事から、初期から天文学および天体物理学の優秀な研究者が多く在籍していた。この良い伝統は今に伝わっており、天体物理学については我が国をリードする研究者が在籍しており、その分野の専攻を希望して入学する学生は大変多い。さらにそれに関連の深い理論物理学の素粒子理論についても、ノーベル物理学賞を受賞した著名な研究者が在籍していて学科に活力を与えている。さらに、本学の特色をより一層際立たせるべく教育・研究天文台の「神山天文台」を建設することになった。2009（平成 21）年度内に竣工することになっており、今後この望遠鏡を用いた教育・研究の活性化が期待されている。最近では、物質科学の分野も若手の研究者により強化されてきている。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

理学部では、2007（平成 19）年度には科学研究費補助金を約 2,009 万円、科学研究費補助金以外の学外からの研究助成を約 2,874 万円得て、先端的研究が展開されている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

各教員は概ね毎年１本以上の論文等の発表に努めており、国際学会での発表や海外論文誌への投稿も活発に行われている。厳しい条件の下で健闘していると評価できるが、論文数について同規模の他大学の報告と比べてみたとき、成果の発表という点では平均的な水準と思われる。

学内での共同研究は存在するがまだ不十分であり、さらに推進すれば、研究活動の活性化につながるであろう。科学研究費補助金は金額としては多くないものの、有効に使われている。

研究の推進に妨げになっている最大の要因は、授業負担や入試等業務の多さに起因する時間的制約であると思われる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

研究活動が活発な教員が時間的余裕を得られるような（たとえば研修の機会を与える等）環境作りが今後の課題である。また、研究活動の停滞している教員を共同研究に参加させることによって理学部全体の研究活動の活性化を図ることが望ましい。これは、科学研究費補助金のさらなる獲得につながるであろう。加えて理学部の研究活動として特筆できるような分野への特化・重点化を今後も推進することが必要である。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

数理科学科、物理科学科共に多くの教員が活発に国際的な共同研究を行っている。また、本学においての国際研究集会もしばしば行われており、大学の援助も得やすい状態にある。一方で、国際的な研究プロジェクトにメンバーとしてのみならず、組織者、責任者として参加している者も理学部に数名いる。国外の相手としては大学が多いが、物理学専攻においては CERN（欧州共同原子核研究所）等における国際実験プロジェクトに参加し研究を行っている者もある。資金的には、短期の国外出張については科学研究費補助金や大学からの海外出張旅費補助が役立っている。また、外国の研究者を招聘することもかなり頻繁に行われており、科学研究費補助金ならびに学術振興会の援助によっているものが多い。その際、大学の運営する国際交流会館が宿泊施設として非常に役立っている。

〔点検・評価〕

科学研究費補助金や大学の学内研究助成等資金面での制度が整備されたこともあり、研究における国際連携は活発になりつつある。外国人研究者との共同研究を行っている教員の研究活動はおおむね活発である。１、２週間程度の短期海外出張は比較的容易であるが、中期ないし長期の共同研究のための海外出張は、授業等の負担が大きいこともあり一

般に困難である。海外から招聘した研究者の宿泊等の問題が国際交流会館の建設によりかなり軽減されたことは評価できる。しかし、招聘した研究者のための研究個室の確保がしばしば難しいのは今後解決すべき問題である。外国人研究者を招聘出来る教員は限られており、層の拡大が望まれる。

〔改善方策〕

海外の研究機関への滞在や海外研究者の招聘により、国際連携を図るのは研究活動の活性化に極めて役に立つ。学外研究員や自由研究員の制度を活用して教員の研修の機会を増やすことは、国際連携を推進することにもつながり、今後の重要な課題である。この際、大学および同僚の理解と協力が必要となるであろう。また、海外から招聘した研究者用の研究個室を常時確保できるよう改善すべきである。

国際的な基準での共同研究を行うためには、なによりも研究者個人の研究実績が重要である。研究実績に関しては研究者の個人的な努力が必要である。また、外部資金による外国人研究者の招聘は必ずしも容易ではないので、現在整備されつつある大学独自の招聘プログラムの一層の充実が望まれる。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

専任教員の個人で行う研究活動を、大学が経常的に支援する制度として基本的に次の５つがある。

① 基礎費（20 万円）
② 学会研究旅費（16 万円；基礎費で補填可）
③ 専門雑誌投稿掲載料（20 万円；基礎費で補填可）
④ 文献複写費（２万円；基礎費で補填可）
⑤ 海外出張旅費補助（50 万円；出張目的に応じて旅費の一部補助）

このうち、基礎費は研究活動に必要な出費を限度額の範囲内で大学が負担するものである。これらに加えて、科学研究費補助金等に応募した研究計画に対して、研究経費の一部を補助する「総合研究支援制度」がある。図書費としては図書館予算があり、雑誌・図書を購入、閲覧している。現状ではその予算の大部分は雑誌購入費にあてられている。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

研究個室は１人につき１室が提供されている。これは面積的にもおおむね満足すべき状態にある。その上、冷暖房についても設備・運用とも整っており、研究に適した環境が整っている。その一方で研究のための実験室のスペースは限られており、原則的に学部教育用の部屋として以外は実験室を確保することは不可能である。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

＜数理科学科＞

数理科学科の教員は学部開講の講義科目、演習科目、実験科目、特別研究等、非常に多くの授業を担当している。加えて大学院担当の場合は大学院生向けの講義を担当し、さらに修士論文、博士論文の作成指導もある。また、近年、入試業務および大学改革・大学運営にかかわる会議等が著しく増えている。したがって多くの教員は時間に全く余裕がなく、教員自身の研究時間の確保には非常に苦労しているのが現状である。

＜物理科学科＞

時間の確保は研究の推進を左右する重要な要素の１つである。私学はどこも似たような状況かもしれないが、授業負担は正規の授業以外にも非常に大きい。このため研究のためのまとまった時間を作ることは難しく、学外の研究集会や、学外共同利用施設の利用等の為の出張は困難である。外部資金導入のためや海外研究者招聘のための書類作成は、研究活動の一環としてやむを得ないが、最近大学の改革が叫ばれていることと、大学の生き残り競争が激しくなってきていることによる、アドミニストラティブな作業に費やす時間が大幅に増えてきている。また各種委員会・会議も非常に多い。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

国内・国外研究機関への長期滞在の目的では、学外研究員の制度がある。また、出張先等について全く制限のない自由研究員（期間は１年以下）の枠も設けられている。しかし、学外研究員や自由研究員に応募し採用されると、出張中に研究科の同僚に授業や学内委員等について負担をかけることになり、応募するに際して心理的障壁となっている。理学部で実際に応募する事例も多くない。研修機会を確保するためには、とくに授業との両立が要求されることからかなり難しい状況にある。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究に関して、理学部に一番関連するものに「総合学術研究所」がある。これは各専門領域および学際領域におけるプロジェクト方式による研究を推進し、本学の研究活動の強化および教育研究分野への展開に資するとともに、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。科学研究費補助金の申請額からの削減分を補填したり、連続した研究を行っている教員がたまたま科学研究費補助金を得られなかった年度について緊急の補助が行われていて、研究者にとっては大きな助けとなっている。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

個人研究費・研究旅費については、十分とは言えないまでも、基盤的研究資金として各教員の研究活動を支えるのに足る適切な額にほぼ達しているものと思われる。「海外出張旅費補助」については、最近制度が整備され使い勝手が改善されたことは評価できる。図書

館予算については、年々理系の雑誌の購読費用が増加する為に、教員が投稿している雑誌も購読できない状況になってきている。しかし図書館予算は全学的なものであり、雑誌費に占める理系の雑誌の割合が他に比べて大きいため、難しい立場に立たされている。

研究個室についてはほぼ満足すべき状態にあると思われるが、理論研究者に取って、文献等の保管やセミナー等が研究室で行われる為にやや狭いことは否めない。実験研究者にとっては、研究室はともかく、実験室のスペースは圧倒的に不足しており、設備も良くない。

また、現在の研究条件に関する最大の問題点は、研究時間を確保することである。現状は大変厳しいと言わざるを得ない。

研修機会の確保も、制度としてはあるが、様々な負担の多さから十分活用されていない。理学部と関係の深い総合学術研究所は、研究者にとって研究環境の向上へ一定の役割を果たしている。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

個人研究費・研究旅費については、現状でほぼ満足できるものだが、今後の物価の状況に対応していくことが望ましい。

理学研究科の大部分の教員の研究個室がある２号館は老朽化しており、今後の改修が望まれる。

また、研究時間の確保については、できる限り無駄な会議等を減らすことが考えられる。各種委員会・会議等で非生産的なものはやめるべきである。入学試験業務の負担はとりわけ大きく、短いながらも研究にあてられる時間が、これによりなお一層削られることになる。簡素化等の方法により負担を減らす方策を講じる必要がある。

研修機会の確保については、定期的に研修の機会が与えられるサバティカル制度が整備されることが望ましい。

総合学術研究所の存在は研究環境向上に役立っており、今後も継続されることが望ましい。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

2005（平成 17）年度より 2007（平成 19）年度までの３年間の理学部教員の科学研究費補助金の申請数、採択数、および採択された金額を表として掲げる。

	2005 年度	2006 年度	2007 年度
申請件数	28	28	27
採択件数	3	5	7
採択率（%）	10.7	17.9	25.9

新規の採択率はここ数年上昇傾向にあり、2007(平成 19)年度では全国平均採択率の 24 %を上回っている。採択された金額については毎年 10%ほど上昇している。

また、科学研究費補助金以外の学外研究費は、2005（平成 17）年度と 2006（平成 18）年度では科学研究費に比べて少なかったが、2007（平成 19）年度は科学研究費を総額でしのいでいる。

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

基盤的研究資金については、経常的な研究条件の整備の項で述べたとおり、各種の支援がなされている。一方、競争的研究資金としては 20 万円以上の教育研究設備の購入については「教育研究設備計画」があり、計画が採用されれば備品を導入することができる（金額の上限はない)。またこれと並行して 20 万円以下の雑備品および消耗品を購入するための経常費支援があり、さらに研究用の電話代等についても支援する制度がある。

競争的研究資金の主要な部分である外部資金の導入については、大学からのほぼ完全に近い支援体制がある。これは事務的な点だけではなく、たとえば、日本私立学校振興・共済事業団の「学術研究振興資金」のように、採択された場合大学が半額負担しなければならない種類の外部資金についても、導入が積極的に奨励されている。科学研究費補助金の応募をサポートする「総合研究支援制度」もある。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

科学研究費補助金の採択率が近年上昇していることは評価できる。基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスは比較的良好であり、大学のサポート体制も整っている。

大型の実験装置については、研究者は大学の教育設備計画によって導入しており、申請者の研究業績は考慮されないため、実際研究に役立つかどうかといった観点からの評価は行われていないといった問題がある。また、研究設備計画については、事前に計画した設備を導入することのみが可能で、研究の進捗状況に応じた予算の使い方ができないといった問題もある。これらの改善策を講じることが望まれる。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

科学研究費補助金の採択率をさらに上げることが今後の課題である。一策として、学部・研究科の枠を越えた学内共同研究を積極的に推進することが考えられる。また、今後も外部研究資金の申請への大学からのサポートが維持されることが望ましい。

新たに研究を立ち上げるときには、相当額の研究費用が必要であり、これに対応できるように、大学としては、研究資金の制度と運用について、研究者は、機器・装置の最適な使用・管理システムについて、さらに構築、改善を進めなければならない。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

論文の投稿料、発表の為の国内外の学会に出席するための旅費等の補助があり、ほぼ適正に運用されている。

〔点検・評価〕

現状は、ほぼ満足すべき状態である。

〔改善方策〕

研究論文・研究成果の公表の支援制度について、今後も過不足ないレベルを維持することを目指す。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

理学部の理念に沿い、社会と学問に対する責任に関わる研究倫理に積極的に取り組む必要がある。研究倫理を支えるための恒常的なシステムは現在のところないが、「京都産業大学研究倫理規程」があり、問題が発生したときは、この規程を基に教授会で議論される。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

現在のところ、研究倫理に係る学内審議機関はない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

研究倫理を支えるための恒常的なシステムおよび研究倫理に係る学部内の審議機関はないが、学部が比較的小規模であるため、問題が生じたときに、教授会等で徹底的な議論をすることは十分可能である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現在のところ、あまり深刻な研究倫理上の問題は発生していないが、今後研究者の置かれる状況が複雑化するのに対応して、研究倫理を支えるためのシステムや学部内の審議機関の設置を検討することが望ましい。

Ｇ　工学部（研究科を含む）

〔到達目標〕

工学部生物工学科では、分子機能科学、細胞機能科学、生物保全科学、植物遺伝・育種

学の４分野を柱に、生化学、分子生物学、細胞情報学、糖鎖工学、免疫学、発生学、動植物遺伝学、育種学、土壌学の範疇に含まれる基礎研究、またそれぞれの学問の相互協力によってはじめて可能となる高度な応用研究（バイオテクノロジー）を実施することを目標としている。そのため、最新鋭の施設・設備のもとで、教員、大学院生、学部生が一丸となって、常に最先端のバイオテクノロジーに関連した独創的な研究と教育を展開することをめざしている。大学の「研究無くして教育無し」という大きな方針に基づき、上記の各分野において、世界の第一線の研究を恒常的に行う努力を続けている。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

国際誌への投稿

教員が少ないので数は多くないが、大部分の教員は、Cancer Research, Journal of Biological Chemistry, Biochemistry, Biochemical Journal, Nucleic Acids Research, Genetics, Evolution, Crop Science, Plant Breeding 等、上記分野の国際的専門誌へ、毎年コンスタントに論文を投稿し、それらの論文が掲載されている。

（１）－２　国内外の学会での活動状況

教員の学会における活動はおおむね良好であり、所属する日本生化学会、日本癌学会、日本分子生物学会、日本育種学会等において、毎年、大学院生等とともに積極的に発表がなされている。また最近では、博士課程の大学院生が国際学会で発表する機会も増えている。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

当学部の教員は、主に生化学を専門とする薬学系の出身者と、遺伝・育種学を専門とする農学系の出身者により構成されている。前者には獣医および基礎研究主体の実験系の教員が、後者には実験系と理論系の教員が混在している。生物工学科が設立されて 20 年あまりが経過し、一部ではあるが異なるディシプリンをもつ教員間での共同研究も実施され、共著論文等の形で成果があがっている。また当学部は伝統的に、糖鎖生物学、細胞生物学、免疫学、遺伝育種学、統計遺伝学等の研究に特筆すべき成果があり、それぞれの分野のエキスパートを擁している。とりわけ当学部の教員が兼任する生物工学研究科は、2000（平成 12）年度に初めて、文科省私立大学学術研究高度化推進事業の中のバイオ・ベンチャー研究開発拠点整備事業（以下バイオ・ベンチャープロジェクト）の実施機関に選定され、「糖鎖シグナルと生体防御」および「高等植物のオルガネラゲノム工学」の２つのプロジェクトを５年間にわたって実施した。またそのプロジェクトの研究業績が一定の評価を受け、2004（平成 16）年度より３年間、文科省学術フロンティア推進事業として、プロジェクト研究の継続が認められた。この２つのプロジェクトには当学部の多数の教員が参画してお

り、このプロジェクトの補助金で当研究科の卒業生や大学院生が、ポストドクター（ＰＤ）やリサーチアシスタント（ＲＡ）として雇用されていたことから、これらプロジェクトの実施は当学部における研究の推進に少なからぬ役割を担ったと考えられる。また他に特筆すべきものとして、当学部の教員２名が科学技術振興機構から戦略的創造研究推進事業を、また１名が同機構のシーズ発掘試験研究をそれぞれ受託しており、教員１名がＮＥＤＯ技術開発機構からの受託研究を実施している。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

前述の私立大学学術研究高度化推進事業からの補助金、科学技術振興機構からの受託研究資金の他、後述する文科省科学研究費補助金、企業からの研究助成寄附金、企業との共同研究資金等により、いくつもの研究プログラムが恒常的に展開されている。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

教員により大学院生等を含めた研究室構成員の発表状況に違いが認められるものの、大部分の教員にとって論文の投稿状況や学会発表数等は、おおむね妥当であると考えている。なお、研究活動状況を相互に把握・奨励するため、当学部では 10 年以上も前から、各教員の発表論文の別刷りを工学部事務室に保管している。これらの資料は誰でも閲覧可能であり、必要に応じて各教員の発表論文を点検し評価することが可能となっている。また数年前より、公のデータベース（ReaD）に連携した、京都産業大学独自のデータベース（京都産業大学研究者データベース）が構築されている。このデータベースは随時更新可能となっていて、ここへアクセスすることで教員（ならびに大学院生）の最新の研究活動の状況を簡単に知ることができる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

当学部（大学院）の教員の論文や学会発表等の研究成果をより一層改善させるためには、下記、「教員の研究時間を確保させる方途の適切性」にも述べられているように、教員が研究にさくことのできる時間を確保する必要がある。またとくに実験系では、優秀な学部生が大学院へコンスタントに進学してくる環境を整える必要もある。そのため前回の点検時には、授業料等、大学院進学時に新たに発生する経済的負担を、少なくとも旧国立大学並みに軽減するとともに、進路センターに大学院生専門の担当を置く等して、就職時の当大学院修了者の優位性を確立し、それを学部生へ周知徹底させる必要があることが指摘されていた。この点に関しては、ここ数年、大学院成績優秀者に対する授業料減免措置や進路センターにおける個別相談等が行われるようになり、大学院への進学率向上に向けた努力がなされるようになった。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

過去 10 年以上にわたり、当学部の教員の約半数は、大学独自の海外研修制度を利用して、ほぼ２年に１人の割合で約１年間の海外出張を経験し、企業・研究所・大学等海外の研究機関において研究活動を行ってきた。帰国後も滞在した研究機関と共同研究を継続する場合が多く、このシステムが専攻全体の国際化に一役かっている。また一部ではあるが、文科省科研費、学術フロンティアの経費等を利用して、海外共同研究者を大学に招聘して共同研究を実施したり、大学間の協定（例、中国ハルピン師範大学）により教員、学生の交流を図ったりする動きもある。しかしこのような国際的な共同研究へ参加している教員は全体の約半数程度に留まっており、これまで国際連携を推進してきた教員も、校務の多忙化に伴い国際共同研究がしにくい状況が生まれつつあるのが問題である。

〔点検・評価〕

上記のように、国際的な共同研究を実施しているのは約半数の教員に限られるので、学部全体としては国際連携が活発に行われているとは言いがたい。海外研修制度は学部教員の国際化に良好に機能してきたが、最近は各教員とも大学内部の業務が非常に増え、長期間の留守を余儀なくされる海外研修制度が利用しづらくなっているのは大きな問題である。海外から招聘した研究者の長期滞在等に利用可能な国際交流会館が大学に整備されている一方、海外から研究者を招聘するための大学独自のシステムは、「国際シンポジウム」の企画をのぞいて整備されておらず、日常的な国際共同研究に関わる招聘費用は科研費等個人の努力に頼らざるを得ない。「国際シンポジウム」の支援は数年前に制定された大学独自の制度で、３カ国以上から 100 名以上の参加等、一定の要件をクリアした場合には、シンポジウム開催の援助として 150 万円までの支援がうけられるものである。まだ当学部で活用された例は無いが、今後この制度による国際連携活動が予想大いに期待される。

〔改善方策〕

長期海外出張中の非常勤講師の手当等をはじめ、海外研修制度の実効性を担保する必要がある。また大学独自で海外の研究者を招聘できるシステムをさらに整備する。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

学部独自のものではないが、大学から支給される個人研究費の枠組みの中には、基礎費（20 万円）、学会研究旅費（16 万円）、専門雑誌投稿料（20 万円）、文献複写費（２万円）、海外出張旅費補助（規定による）がある。なお、学会研究旅費、専門雑誌投稿料、文献複

写費については限度額超過分を基礎費によって補填可能である。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

当学部の教員全員に研究個室（平均 21 平方メートル）が整備されている。また実験系の教員には、実験室（実験研究室、合計約 55 平方メートル）が整備されている。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

当学部の教員は、学部開講の講義科目、演習科目、実験科目、特別研究等、非常に多くの授業を担当している。加えて大学院向けの特論、演習、特別研究を担当し、修士論文、博士論文の作成指導にもあたる。また、近年、入試業務、大学改革や大学運営にかかわる会議、高大連携・地域連携に関わる業務等が著しく増えている。したがって多くの教員は時間に全く余裕がなく、教員自身の研究時間の確保には、皆とても苦労しているのが現状である。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

学部独自の制度ではないが、当大学には在外研究員Ⅰ（Ａ種、Ｂ種）,在外研究員Ⅱ（Ａ種、Ｂ種)、国内研究員（Ｂ種)、自由研究員（Ａ種、Ｂ種）という、教員のための多様な研修制度がある。いずれの研究員も、個人からの応募と、それをうけた学部からの推薦に基いて学内の審査委員会で決定される。研究員として採択されるのは、全学を通じて若干名であり、研究員の種類によっては希望者全員が採択されるわけではない。しかし、これらのうちＡ種では１年間、Ｂ種では半年間の長期にわたり、研究活動に集中する時間をえられることから、個人の研鑽にはとても有益な制度である。なお、学会参加等を目的とした短期の海外出張は、大学の所定の手続きを経ることにより、問題なく行われている。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学部と研究科に共通の運用であるが、大学の教育研究設備整備計画に沿って、毎年必要な設備を購入している。これについては学部の会議で、授業で多人数の学生が使うもの、共通性の高いものから順位をつけ、それに従い設備を購入している。なお、大学院生用の研究設備は各教員が別途申請する。

〔点検・評価（上記５項目を含む)〕

上記個人研究費を 100%執行していない教員が毎年複数存在している状況からすると、支給されている個人研究費の額はおおむね妥当と思われる。一方近年、専門雑誌投稿料が高騰し 20 万円の枠を超える場合がしばしば見受けられるのに対して、専門雑誌投稿料の上限は長い間据え置かれており不足する場合が生じている。基礎費は、細かな文房具の購入をはじめとして、いろんな目的に使用可能であることから、利便性が高く有用である。反面、

領収書を含む申請書類を教員自ら作成しなければならず、事務処理が煩雑である。基礎費で購入した物品の修理は基礎費でまかなわなければならず、修理費が高額の場合には不都合を生じている。

研究個室について広さは妥当であるが、教員、大学院生、学部生が同時に実験・研究に利用する実験室のスペースは非常に狭く、学部生が特別研究に使用する実験用ベンチ等は絶対的に不足している。

設備については金額にもよるが、数年のうちにはだいたい申請設備が整備され、とくに問題はない。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

基礎費で購入した物品も通常の物品と同じように大学で維持管理をする方策が必要である（科研費で購入した物品と同じように寄附扱いでもよいと思われる)。また専門雑誌投稿料の上限枠を撤廃する、もしくは引き上げる必要がある。実験室のスペースについては、恒常的に大きな問題となっているが、新学部設置による新校舎建設まで、当面改善の方策はない。

教員の研究時間確保については、無駄な会議を減らす、講義科目を減らす、もしくは非常勤講師を増やす等の方策が考えられるが、新学部設置準備等の過渡期にあっては、一時的にこれに関する業務が増えることはやむを得ないかもしれない。新学部設置後、業務が軌道にのった段階では、何年かに一度、学内委員等教育研究以外の仕事が完全に免除され研究に集中できる、学内研究員制度（たとえばＢ種）を皆が利用する等、教員の時間的余裕を確保する方策が有効と思われる。そのため、長期の留守中にも講義等に支障がでないような、スタッフの充実が必要であり、そのための具体的な戦略を引き続き検討していく。共同研究費に関しては、とくに問題はない。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４)－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

当学部の教員は、毎年ほぼ全員、文科省科研費を申請している。下記表に過去５年間の文科省科学研究費補助金の採択状況を示す。なおこの表には、当学部の教員が研究代表者を務めるもののみが挙げられてあり、他に分担者として関わっているものがある。なお、一部の教員は積極的に各種研究助成財団に応募しているものの、採択率は高くない。

	2004（平成 16）	2005（平成 17）	2006（平成 18）	2007（平成 19）	2008（平成 20）
基盤（B）	1	1	1	2	2
基盤（C）	5	4	3	3	2
特定領域	1	0	0	0	0
萌芽	0	0	1	1	1
特別研究員	1	1	0	0	0
計	8	6	5	6	5

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

前述の個人研究費、ならびに学部生、大学院生が行う特別研究用の消耗品予算と教員の研究用消耗品予算が大学の基盤的研究資金である。一方、新しく設定された総合研究支援経費が大学からの競争的研究資金に相当する。総合研究支援経費は、主として文科省科研費の採択者への減額分の補填や科研費申請準備のために支出されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

文科省科研費への申請状況・採択状況は学内広報、科学研究費補助金申請の手引き、科研費申請の説明会等で、広く学内に公表されており、申請数を増やすために有効に機能している。当学部では活発に科研費申請がなされており、教員数・学部の規模から考えて、種別・採択数はおおむね妥当と思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

情報提供はすでに適切になされており、競争的資金への申請数もこれ以上の飛躍的な増加は望めない。競争的資金の確保が年々難しくなるなか、採択数をさらにあげるためには、教員個々の努力の他に、専門学術分野の異なる教員間の有機的な連携により、ユニークでより魅力的な研究課題を見つけて申請につなげていく。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

財政的な支援としては、前述の専門雑誌投稿料（20 万円）がある。また国際会議で研究を発表する際には、規定により海外出張旅費が支給される。

〔点検・評価〕

近年、学術雑誌のオンライン化、別刷りのオープンアクセス制度の導入等により、専門雑誌への投稿料が高騰している。投稿論文数にもよるが、上限 20 万円では不足する場合がある。海外出張旅費は、おおむね適切に支給されている。

〔改善方策〕

専門雑誌投稿料の上限の引き上げを行う。あるいは、論文の投稿は教員により、あるいは１人の教員でみても多寡があることを鑑み、投稿料の教員間の配分や年度間の持ち越し等、制度運用をフレキシブルに行う。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

当学部では研究倫理に関する講義は開催されておらず、個々の学生への研究倫理面の全体的な教育は、もっぱら分属先の教員の指導に依っている。しかし、放射線の取り扱い等個別の項目に関しては、下記の委員会が組織されており、必要に応じて教育訓練や関連セミナー等で学生の研究倫理の涵養を図っている。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

学部独自のものではないが、2007（平成 19）年 10 月、本学に、京都産業大学研究倫理規程ならびに研究費執行における不正防止規程が制定され、大学における研究はすべてこの両規程にのっとって行われるようになった。とくに前者は、研究に取り組む姿勢、研究データの収集および取り扱い、説明責任、個人情報の保護、材料の安全管理、ならびに研究費の適正執行を規定している。当学部（研究科）で行われている研究に密接に関連したものとして、以下の委員会がある。放射性同位元素を用いた実験の安全を担保するため、京都産業大学放射線安全委員会（委員 15 名、幹事１名）が設置されている。この委員会では、委員長を含め９名の当学部教員が構成委員となっている。また組換えＤＮＡ実験に関わる事柄は、京都産業大学組換えＤＮＡ実験安全委員会（委員 11 名、幹事１名）で審議されるが、ここでも委員長を含め当学部の教員８名が委員を務めている。また実験動物の適切な使用を審議する動物実験委員会（委員 10 名、幹事１名）では、委員長を含め当学部の教員８名が構成委員となっている。これらの委員会は特別な事案が無いかぎり、原則年一回の開催であるが、おおむね適切な運営がなされている。現在のところ、当学部では直接医療行為に関わる研究や危険な病原微生物を扱う研究を行っていないので、生命倫理に関する委員会や病原微生物に関わる安全委員会等は設置されていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

研究倫理規程違反や研究費の不正使用等の事案は発生していない。また、放射線使用、組換えＤＮＡ実験、動物実験等にとくに問題はなく、いずれの委員会も適切に運営されている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

現在まではとくになし。将来的に、教員の研究内容が多様化し、医療や病原微生物に関連する実験がなされる場合は、相応の委員会を設置して、これらを正しく運営する。

H　コンピュータ理工学部

〔到達目標〕

学術雑誌での論文発表、学会発表等を通して研究によって得られた成果を公開する。それにより情報通信技術、ネットワークメディア技術、インテリジェント・システムなどの発展に貢献していく。また、活発な研究活動の推進のために研究環境の整備を進める。ここで、研究活動においては、常に研究倫理を遵守する。

なお、本学部の教員の約１／３は大学院工学研究科情報通信工学科の研究指導教員を兼ねており、また約１／８の教員は大学院理学研究科数学専攻または物理学専攻の指導教員を兼ねている。したがって、本学部の研究活動の到達目標は、これら専攻科の到達目標と概ね同じである。

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

（１）－２　国内外の学会での活動状況

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

各教員は概ね過去３年間に複数件の論文・著書等を発表している。詳細は「大学院案内2009(教員･研究紹介編)」や「研究者データベース」(http://post.kyoto-su.ac.jp/s/w020/)を参照されたい。なお、コンピュータ理工学部の教員の２／３は、理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科から異動したものであり、コンピュータ理工学部への移行期間中は、それら２学科を兼任する。したがって本点検項目は、それら２学科と本コンピュータ理工学部まとめて点検・評価を行う。コンピュータ理工学部発足時の新任教員の研究活動は基本的に前任の機関における研究活動であるので、今回の点検・評価報告からは除外する。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

上記の現状から、各教員は活発に研究およびその成果の学術的な発表を進めている。

〔改善方策（上記４項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

各教員がひき続き、研究成果の学術的共有、研究助成の獲得および助成の有効活用による研究促進を進める。

また、新学部の発足に伴ない各分野における教員数の増加とともに、隣接領域間の情報共有、相互の学問的問題意識の交換を通じて、より有機的な共同研究の機運が醸成されよう。このような方向を進めるためには、学部内における特定分野のみならず、分野をまたがるセミナー･コロキウム等の立上げが必要である。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

過去および現在において、カナダのマックマスター大学、レディーマー大学、ブラジルのサンパウロ大学、中国の科学研究院長春研究所、福建結晶物理学研究所、天津大学、台湾の中央研究院化学研究所、ドイツのレーゲンスブルグ大学、ポーランドのグダンスク大学、スチチェン大学、韓国の釜慶国立大学、公州国立大学、慶熙大学、イタリアのベローナ大学、国立先端技術エネルギー環境科学研究所、ルーマニアの国立材料物理学研究所等の海外研究機関との共同研究が行われており、その成果は国際的科学技術専門雑誌に論文掲載されている。2006（平成 18）年から２年間日本学術振興会二国間交流事業共同研究（日韓共同研究）事業のもとで韓国の大学との共同研究が行われている。

また、本学の海外研修員制度を利用して、ほぼ２年に１人の割合で、米国や英国やドイツやイタリアの大学に教員の派遣を行っている。

〔点検・評価〕

教員は各分野において、概ね活発に研究およびその成果の学術的な発表を進めていると評価できる。

〔改善方策〕

各教員がひき続き、研究成果の学術的共有、研究助成の獲得および助成の有効活用による研究促進を進める。

国際化は本学の方針でもあり、本学部でも積極的に行っている。広い視野に立った海外の研究者との共同研究は、研究計画遂行に極めて有意義である。インターネットの普及により、以前に比べて共同研究がはるかに行いやすくなった。しかし、やはりお互いに相手の研究機関を訪問して直接議論をすることに勝るものはない。さらに推し進めるために、海外研究者の招聘費、渡航費の確保を容易にする方策が必要である。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

各教員の個人研究費は、学内においては経常費のうち、大学院用消耗品予算・大学院用ソフトウエア関係予算・大学院用視聴覚資料予算の３区分、および、研究用設備整備計画に基づく予算により賄われている。これらについては、いずれも定まった額は存在しない。この他、研究用消耗品等は基礎費で、また、研究用の図書は個人図書費で賄うことができる。基礎費の上限は年額 20 万円（定額）である。個人図書費の方は、工学部情報通信工学科と本専攻科全体で購入している専門雑誌の時価が影響し、年度によって著しく変動するが、概ね１人あたり５～10 万円程度が個人用の単行本購入にあてられている。しかし近年雑誌費の高騰により、その額は縮小傾向にある。

一方、研究旅費については、基本的には学会研究旅費によって賄う。学会研究旅費は所属学会の年会費にも支出でき、総額の上限は年額 16 万円（定額）となっている。ただし、不足が出た場合には、基礎費によって一部（６万円まで）補填が可能である。

この他、科学研究費補助金（以下、科研費と記す）をはじめ、各種の外部資金を獲得している教員においては、それぞれの予算計画に従って支出額の配分を行っている。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の 2008（平成 20）年度発足に伴い、教員の総数は母体学科であった工学部・情報通信工学科、理学部コンピュータ･サイエンス学科の合計より倍増したが、学部の新建物は種々の事情により遅延している。実験設備をふくめ新規教員の実験室が未整備となっている。研究室についても、面積的には十分ではあるが、現教員の研究室の建物とは離れているため、学部内の教員間コミュニケーションおよび、新教員の実験設備という両面において、これは非常に大きな不利益になっている。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

教員は基本的に学部担当のみならず、大学院の講義・演習、および学生指導を担当している。同時に、学内の各種委員会委員を兼ねており、その業務負担がある。この他、入試関連業務（問題の作成と採点、面接試験や試験監督等）や大学の各種広報活動への協力も要請される。この他、各種の行政書類の作成に忙殺されることが多く、研究時間を確保するのは非常に困難な状況にある。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

研究活動に必要な研修機会として、外部講師を招き情報通信工学関係の最近のトピックスについて講演会を開催している。個々の教員は、それぞれの所属する学会や研究会に出席し、研修の機会としている。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

研究用設備整備計画について、共同で申請することができる。これについては、全学共通の制度でもあり、詳細については省略する。この他、先端科学技術研究所（以下、先端研と記す）の研究プロジェクトでは、３年ごとのサイクルで２件程度が採択され、実施が行われている。それぞれ４名程度の研究組織を構成し、３年間で最大合計９百万円の予算が与えられている。プロジェクト申請に対し研究機構審議会で審査が行われ採択不採択および配分経費が決定されている。本専攻科の構成員もこのプロジェクトに参加し、本学理学研究科の構成員との共同研究に携わっている。なお、いずれも研究計画についての審査がある。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

（３）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

経常費については当該年度の予算計画を前年度の 10 月下旬頃に確定しておく必要があり、前年度の予算獲得実績に強く依存した予算額となることが多い。なお、この額については、教員ごとに相当の多寡があるようである。研究用設備整備計画についても、経常費と同一時期に翌年の研究および予算計画書を提出する必要がある。こちらは、一式 20 万円以上の設備購入に限られているが、上限については明確な基準が示されていない。計画の採択／不採択は、事務方のヒアリングを経た後、競争的に決定される。その際の採択基準等の詳細は不明であるが、一応大学の研究用設備整備予算、研究目的・計画、研究実績、等が基準となっているのでその意味では妥当である。

（３）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

現状（すなわち、旧建物）での問題点を挙げる。

①教員研究室と実験室が離れている状況が多く、時間と労力を費やす。

②特殊性の研究（とくに、先端科学技術実験：例えばロボット作製実験、脳科学実験）の場合、材料準備室や測定装置のための特別仕様の実験室、および共用工作室、エレクトロニクス関係の共用準備室等が必要であるが、それらの確保が現状では困難である。

③学外（海外）からの長･短期の来訪者、共同研究者受け入れる場合、研究室等受け

入れのスペースが不足している。

（３）－３

＜工学部情報通信工学科＞　＜理学部コンピュータ科学科＞ ＜コンピュータ理工学部＞

理工学の分野はとくに、研究の駆動力としてマンパワーが重要な比重を占めることが多い。本学部では、教授・准教授の研究を支える人的資源が皆無といってよく、研究計画の立案や予算の確保から、詳細な備品管理やわずかな消耗品購入の手続きに至るまで、ほとんどすべての研究にまつわる雑事を１人で処理せざるを得ない状況にある。

（３）－４

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

学内での講演会やセミナーの機会が少ないように思われる。これは、授業や研究活動や学内役職のため、研修会を恒常的に開くことができる共通した時間を取りにくいことによる。

（３）－５

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

他学部教員間での協議の下に、現在までほぼ目的に沿った運用ができていると思われる。しかし、共同研究は、個々の教員のネットワークにより成り立っている。このため、一部の教員に偏りがちである。

〔改善方策（上記５項目を含む)〕

（３）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

経常費の枠組みの中には、学部研究用消耗品予算・学部研究用ソフトウェア予算・学部研究用視聴覚資料予算という区分があり、これらは大学院用各予算とは別個に予算計画を立て、申請する必要がある。学部用としては、この他に学部教育用の消耗品／ソフトウェア／視聴覚資料の各予算区分がある。逆に言えば、大学院用の予算は教育と研究との共用予算となっている、ということになる。また、科研費等では消耗品扱いとなっているソフトウェアについても、本学では別個に申請する必要がある等、いたずらに申請区分を細分化するのは事務処理上も生産的ではないし、教員にとっても非常に負担が重いと言える。さらに、予算の執行時においては、これらの区分を跨って剰余分を移動することが原則として認められていない。

情報関連分野においては、各種設備・消耗品の製品サイクルがとくに短く、このような硬直化したシステムでは機動的な運用が全くできず、研究遂行上に多大な支障をきたしている。経常費予算における無用とも思われる区分を速やかに撤廃するとともに、予算執行時には（一定の条件のもとに）予算計画からの使途変更を適宜可能とする。場合によっては、予算計画そのものを執行年度途中に補正し、専攻全体での機動的な予算運用が可能なようにする。

学会研究旅費については、複数の所属学会の年会費を支払うと、２回の東京出張は不可

能になる恐れがある。増額が必要である。

（３）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

以上の問題点は、現在新築中の学部新建物が完成した時点において、研究室、実験室は２つの建物に集約されるため、かなりの程度に改善が見込まれるであろう。例えば、上記①、③項については、ほぼ充足される。また、②について、マシンショップ、エレクトロニクスショップ等の共用の実験準備室、あるいはメディアスタディオ、視聴覚心理実験スペース、脳波実験スペース、ＢＭＩ共同実験スペース等の特殊共用実験スペースが確保される。しかしながら、上記の特殊研究のための共用の実験準備室等について、非常勤の技師および、運営費等の予算処置がともなわない限り機能しないことに注意が必要であり、特別の配慮が必要である。

（３）－３

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

教授の研究をサポートする人的資源として、助教ポストの拡充とその速やかな補充は焦眉の急である。また、各種実験機器の作成・維持・管理等に専任のテクニカルスタッフも相当数必要である。

入試問作委員に任命された教員は、年間を通してその業務に多大の時間を費やすことになる。その教員に対し研究時間を確保するために、全学的な制度が必要である。

（３）－４

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

研修会の回数を増やすために、授業担当コマ数や役職負担数を減らすことが必要である。

（３）－５

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

共同研究プロジェクトの活性化のために、異なる研究分野の教員がプロジェクトに参加することで新しい研究成果が期待される。これを促進する為には、学内で、どのような研究者がいるかを知らしめる機会が必要である。これは大学全体の問題であり、学内でセミナーや講演会を多くする制度をつくる必要がある。その場合、採択プロジェクト数を現在より増やすように検討することが必要である。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

科学研究費補助金（以下、科研費）については、毎年度本学部所属のほぼ全教員が何らかの研究種目で申請を行っている。過去３年間のコンピュータ理工学部（旧・工学部情報

通信工学科、理学部コンピュータサイエンス学科）での科研費申請件数、新規採択件数および科研費補助金総額は、以下の通りである。

科学研究費補助金申請採択状況(2005年度～2007年度)
＜コンピュータ理工学部＞

		申請件数			採択件数			採択率（採択件数／申請件数）			補助金額(千円)			（参考）	
年度		新規	継続	合計	新規	継続	合計	新規	継続	合計	新規 a	継続	合計	新規採択分の申請金額（千円）b	充足率 a/b
2005	IC	5	2	7	2	2	4	40%	100%	57%	2,800	4,700	7,500	3,730	75%
	IN	4	1	5	0	1	1	0%	100%	20%	0	600	600	0	0%
	II	7	3	10	0	3	3	0%	100%	30%	0	4,100	4,100	0	0%
	小計	16	6	22	2	6	8	13%	100%	36%	2,800	9,400	12,200	3,780	75%
2006	IC	3	2	5	0	2	2	0%	100%	40%	0	1,600	1,600	0	0%
	IN	5	0	5	1	0	1	20%	0%	20%	1,500	0	1,500	2,065	73%
	II	7	2	9	2	2	4	29%	100%	44%	3,600	2,600	6,200	4,970	72%
	小計	15	4	19	3	4	7	20%	100%	37%	5,100	4,200	9,300	7,035	72%
2007	IC	3	2	5	2	2	4	67%	100%	80%	4,000	1,700	5,700	5,370	74%
	IN	3	0	3	0	0	0	0%	0%	0%	0	0	0	0	0%
	II	2	0	2	0	0	0	0%	0%	0%	0	0	0	0	0%
	小計	8	2	10	2	2	4	25%	100%	40%	4,000	1,700	5,700	5,370	74%

科研費以外に、過去３年間のコンピュータ理工学部（旧・工学部情報通信工学科、理学部コンピュータサイエンス学科）での学外資金（政府もしくは政府関連法人（独立行政法人科学技術振興機構を含む）からの研究助成金Ｅ、奨学寄附金Ｆ、受託研究費Ｇ、共同研究費Ｈは以下の通りである。ただし単位は万円である。

2005（平成 17）年度：Ｅ＝3950、Ｆ＝520、Ｇ＝562、Ｈ＝808
2006（平成 18）年度：Ｅ＝1477、Ｆ＝180、Ｇ＝322、Ｈ＝1083
2007（平成 19）年度：Ｅ＝2131、Ｆ＝580、Ｇ＝315、Ｈ＝543
（旧理学部所属の現コンピュータ理工学部教員のデータが含まれていない。）

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性
＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

経常的な研究資金は、毎年 10 月下旬までに翌年の計画に基づく予算申請を行う必要がある。また、競争的研究資金としては、先に述べた研究用設備整備計画や研究プロジェクトによる予算申請がある。外部資金についても、後者に含めることができる。教員１人が提出する申請研究課題名は、重複しないように相補的になるように工夫して、多様な研究資金提供機関に申請を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

教員１人あたりの科研費申請件数割合の値は、他学部・他大学院と比較して、常に高い水準にある。また今年度の採択率も、科研費全般での値と比較しても非常に良い値を示している。上記では、科研費研究代表者になっているプロジェクトだけを記載しており、研究分担者等の共同研究のプロジェクトは除いている。それらを含ませると、科研費採択率は高くなる。

（４）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

各教員は、自身の研究計画に基づいて、双方のサポートシステムを適宜利用し分けている。その意味では、相互に補完的なシステムとして、一定の機能を果たしている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（４）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

補助金規模の大きい科研費基盤研究（Ｂ）やその他の研究種目で採択件数を増やすように、構成員の意気込みを促す機会や環境作りを大学事務局と協力して作り上げる。

（４）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

研究基盤を支える経常的な研究資金であるにも関わらず、毎年度の予算計画書を作成するための事務処理量が多すぎ、10 月から 12 月にかけて研究活動に支障がある。申請書類の軽減化が必要である。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

専任教員には、学会研究旅費が毎年度 16 万円を上限として支給されており、所属学会の学会費をはじめ、学会参加のための旅費、論文投稿費等に支弁できる。また、院生についても、１名あたり年間３万円を上限として、論文投稿および学会発表のための援助制度がある。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

学会参加費、出張旅費等の支払については様々な支弁経費があるが、大学独自の措置としては上記の学会研究旅費のみであり、昨今の経済情勢により、現在の援助額では不十分

と考える向きもある。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

学会研究旅費、基礎費、個人図書費、そして経常費等教育研究用助成資金は様々に細分化されているため、その利用に当たって面倒な手続きが多く、不便である。包括的な予算の申請、多岐に亘る使途への利用を可能にすることが利用する立場にとって便利であり、より予算を有効に使える。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

2007（平成 19）年 10 月に本学の「京都産業大学研究倫理規程」が制定された。本学は、この規程を研究倫理の基本とし、以下の倫理規程を設けている。

①情報倫理に関する活動

情報倫理に関しては従来から、「情報倫理委員会」（2006（平成 18）年３月 31 日解散、「ネットワークセキュリティ委員会」へ業務を移管）を設け啓発・監視活動を実施してきたが、2007（平成 19）年 10 月、上記の本学全学部・研究科を対象とする「京都産業大学研究倫理規程」を設けると同時に、「学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会規程」も設置し、積極的な取り組みを行っている。

②脳研究に伴う動物実験に関する倫理

上記の「京都産業大学研究倫理規程」に基づき「動物実験委員会」を設置し、これにより、実施されるすべての動物実験は、あらかじめ実験計画書を本学の動物実験倫理委員会に提出し、委員会の承認を得ることが義務づけられている。

本学部、および工学研究科での研究、および大学院学生の研究指導において実験動物を用いた脳科学研究を行っている教員および動物実験に関与する大学院生は動物実験倫理委員会が主催する研修会への参加が義務付けられており、動物実験に関する法令等を十分に理解した上で、実験を行っている。年度末には、実験報告書を動物実験倫理委員会に提出し、実際の実験が計画書に準拠して行われたどうかを審査するシステムとなっている。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

既に説明したように、「京都産業大学研究倫理規程」が制定し、これを大学の研究倫理の基本として、各倫理規程を必要に応じて設け、運営している。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

（６）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

①情報倫理

「学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会規程」を基に、啓発・監視活動を行っているが、コンピュータの不正使用、インターネットに関する不正引用等（著作権の問題)、ソフトウェアの不正使用の問題が発生しないとは言い切れない。学生に対しては、学期初めのガイダンスにおいて、以上の問題についてより周知徹底させるとともに、強力に指導している。また、将来の情報通信技術者、研究者として、この問題への十分な認識の啓発に努め、各研究室レベルでも十分な認識が継続して持てるような取り組みが必要である。なお、過去３年間にわたって、コンピュータ理工学部（旧・工学部情報通信工学科、理学部コンピュータサイエンス学科）の教員、学生について、この問題に抵触した事実は報告されていない。

②動物実験に関する倫理

現在のところ動物実験倫理委員会の開催は年度始め（各研究者からの年間実験計画書の審査）と年度末（各研究者からの年間実験報告書の審査）にほぼ限定されている。年度末には、実験報告書を動物実験倫理委員会に提出し、実際の実験が計画書に準拠して行われたどうかの審査をうけており、今までは問題が発生していない。この運営は適切に行われている。

（６）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

現在、設けている規程、および本学情報センターを中心となり、学内の情報に関する倫理面での運営は適切な状態を担保している。また、動物実験に関与する教員および大学院生は動物実験倫理委員会が主催する研修会へ参加しており、動物実験に関する法令等を十分に理解し、実験を行っている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（６）－１

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

研究倫理規程の情報通信工学に関わる細目について制定の検討が必要である。

現状では十分に機能していると考えられる。コンピュータ理工学部において、新建物の完成とともに動物実験を行う教員が増加する。したがって、現状に甘んじることなく自らを律する姿勢をもつ。

（６）－２

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞＜コンピュータ理工学部＞

本学の「京都産業大学研究倫理規程」により、新任教員への指導も継続して実施しており、適切に運営している。

Ⅰ　体育教育研究センター

（１）研究活動

〔現状説明〕

（１）－１　論文等研究成果の発表状況

2005（平成 17）．9〔日本体力医学会〕
職場開催スポーツイベントの検討・京都府職員組合健康増進セミナー
―参加者の体力調査より―

2005（平成 17）．9〔日本体育学会〕
バスケットボール競技における長身選手育成に関する－考察－実業団における
活躍度を中心に－

2005（平成 17）．12〔日本生涯スポーツ学会〕
高齢者の身体組成、血液性状、歩行数、食生活、体力の関係

2006（平成 18）．9〔日本体力医学会
京都府職員を対象とした健康増進セミナーに関する報告

2007（平成 19）．9〔日本体力医学会〕
学生の体力と精神的健康

（１）－２　国内外の学会での活動状況

体育教育研究センターの教員は、おもに日本体育学会・日本体力医学会等に所属し、それぞれの専門性を生かして、各種の学会で発表および学会雑誌等に投稿し、研究結果を公表している。また、健康科学、スポーツ科学、つまり保健体育学の領域は学際的な分野で幅広い領域にもまたがっているため、医学・自然・社会・人文関係の学会にも所属し、研究活動はもちろんのこと、学会組織の運営や管理部門の役員として活動している教員もいる。

（１）－３　当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

体力は加齢と共に低下するものである。学外の団体職員を対象に約 20 年間にわたり、体力テストと反応時間や体脂肪・血圧測定等を実施し、生活行動と体力の関係について検討している。検討課題は日常の生活行動（通勤時間と方法、スポーツ実施、運動部経験、喫煙や飲酒等）と体力テストの関係について因子分析を試み、その信頼性と妥当性についても検討している。

（１）－４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

体育教育研究センターでは、今のところ研究助成を得て行われている研究プログラムはない。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

研究の内容は、授業に関する研究から社会的なフィールド調査、体力医学、保健・衛生学、スポーツの競技力向上等に関する幅広い分野のもので、これらの研究報告は数多い。保健体育関係等の学会で、体育教育研究センターの教員が研究結果を発表していることは各関係機関より評価されている。また、地域社会や各種のセミナーでもそれぞれの教員が専門の立場から、あるいは学際的な立場から講師として招かれ活躍している。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

研究対象をさらに拡大し、研究活動の充実を図っていく。

（２）研究における国際連携

〔現状説明〕

（２）－１　国際的な共同研究への参加状況

今のところ国際的な共同研究には参加していないので、該当しない。

〔点検・評価〕

該当しない。

〔改善方策〕

該当しない。

（３）経常的な研究条件の整備

〔現状説明〕

（３）－１　個人研究費、研究旅費の額の適切性

大学の個人研究費および学会等研究旅費の支給額で、現在は不足という状況ではなく、研究活動に支障はなく適切である。

（３）－２　教員個室等の教員研究室の整備状況

１人１室の研究室が体育施設の近い場所に設置され、活動スペースが十分に確保され、研究活動に支障はなく適切である。

（３）－３　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

現状で研究活動に支障はなく適切である。

（３）－４　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

現状で研究活動に支障はなく適切である。

（３）－５　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

制度化については、とくに必要はない。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

研究設備は整備されているため、問題はない。

〔改善方策（上記５項目を含む）〕

研究設備は整備されているので、今のところ改善の必要は認めない。

（４）競争的な研究環境創出のための措置

〔現状説明〕

（４）－１　科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の状況

体育教育研究センターでは、科学研究費および研究財団等の外部資金を受入れていない。

（４）－２　基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

体育教育研究センターでは、個人研究費および経常費からなる基盤的研究資金に大きく依存している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現状では、科学研究費補助金への申請がなく、研究促進のために今後は申請することが必要であろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

科学研究費補助金への申請と学内の総合研究支援制度は連動しているので、この点を教員に周知し、申請を促していきたい。

（５）研究上の成果の公表、発信・受信等

〔現状説明〕

（５）－１　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

体育教育研究センターでは、研究成果を公表する場として、『紀要』や『所報』を刊行していない。全学的な公表の場として、『京都産業大学論集』が刊行されている

〔点検・評価〕

『京都産業大学論集』は刊行頻度が少なく、投稿から公表までの時間が長い。さらに論果は３系統に分かれているが、体育やスポーツに関する論文は３系統になじまないため、

投稿しづらい面をもつ。

〔改善方策〕

体育教育研究センターが研究成果を発表できる場をつくっていくことを検討したい。

（６）倫理面からの研究条件の整備

〔現状説明〕

（６）－１　研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

現状では教員個々に委ねているため、センター内で制度化されたものはない。

（６）－２　研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

とくになく教員個々に委ねているが、これまで研究倫理面で問題が起こったことはない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

体育教育研究センターには、研究倫理を検討する審議機関はなく、教員の自発性に委ねられている点は検討の余地がある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

今後は、各教員にさらに内発的な動機付けを与えるべく、研修会等も開催して教員の倫理的自制を高める必要がある。

第７章　社会貢献

（１）社会への貢献

〔到達目標〕

現在本学では、創立 50 周年（2015（平成 27）年）に向けた中･長期ビジョンである「グランドデザイン」を策定し、躍動感溢れる個性的な大学へと第二の創生を果たすことを目的として、改革に取り組んでいるところである。そのアクションプランの１つとして、「社会貢献の推進（地域連携)」を目標として掲げている。

創立以来、蓄積してきた研究成果・教育機能が高い評価を受けるに至った今日、その成果と機能を学校教育はもちろん、社会教育の分野にも及ぼしていくことが、公共教育の一翼を担う本学にとって重要なことと考えている。

また、大学と地域が共生していくには、交流を強化し、地域の活性化に共に協力しあう必要がある。

このような認識の下、これまで長年、市民講座や各種生涯学習講座の開催をはじめ、地域との共同で行う防災訓練や交通安全運動等、教員、学生による地域活性化事業への参画を推進してきた。また、教育機関での学校ボランティア、スポーツ指導等による、地域の教育・文化・スポーツを振興するとともに、図書館・神山ホール等学内施設の地域への開放や、教職員による公的機関での委員等の委嘱等を通じて、社会的責任および社会貢献を果たしてきた。

今後も、これら「充実した生涯学習教育の機会の提供」「地域との共同研究・共同活動への参加」「地域教育機関との連携」「大学の開放」「教職員による社会活動への参加」をより一層積極的に推進していくこととし、また、本学が保有する知的財産を地域等に還元させていくためにも、より積極的に活動を行う教職員、学生を支援する制度等、地域との共同活動を支援していくこととする。

〔現状説明〕

（１）－１　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【生涯学習講座】

本学では、一般社会人への生涯教育の場を提供するため各種生涯学習講座を開講している。生涯学習講座プログラムは、市民講座、教養講座、スポーツ教室（馬術コース、弓道コース、ジョギングコース)、異文化交流プログラムを開講している。

各講座のテーマは地域、社会のニーズに応えるテーマや、受講者の知的探究心を向上させるべく多様な学部を有する本学の利点を活かしたテーマで開講している。また、スポーツ教室は受講者の心身を鍛錬するための講座として開講しているが、指導補助を行うクラブ学生にとっても、社会性、自律性を養う有効な場となっている。

【シンポジウム・講演会等】

2006（平成 18）年からは、大学が全国で在学生保護者対象の教育懇談会等を行う「京都産業大学ＤＡＹ」の開催に合わせて、開催各地での講演会を実施している。2006（平成 18）年度は５会場、2007（平成 19）年度は９会場にて実施し、2008（平成 20）年度には 12 会場に開催地を増やして、開催地域の課題に沿ったテーマでの講演を企画する等多様なものとなっている。

また、新学部、学科の開設記念シンポジウムや、特別講演会の他、連携協定を締結する教育委員会と共催する「教育フォーラム」等を実施し、各分野の研究成果の発信を社会に積極的に行っている。

【地域交流】

2001（平成 13）年度から実施している「サタデージャンボリー」は、本学のキャンパスを地域に開放し、大学の施設、知的財産を用いた様々な学習や体験活動をとおして、地域のスポーツ、文化の高揚と、地域との交流を目的で実施している。

イベント内容は幼児から楽しんでもらえる「遊び」としてのイベントだけでなく、小・中学生を中心に教学機関である大学らしい「学び」「体験」「スポーツ」を通して、児童、生徒の好奇心や探究心を高揚させるプログラムを提供している。また、学生、教職員が地域住民との触れ合いを通じて地域との交流を一層深めるものとなっている。本学のクラブ学生にとっても、自主的に企画・運営を行ったり、学生達の活動発表の場としても有意義な場となっている。学生が運営スタッフとして協力し、今年度、１回目の開催では学生クラブ発表者と学生スタッフ合わせて 280 名を越え、学生の協力が欠かせないイベントとなっている。実施は本学だけでなく地域の商店街役員と本学のゼミ学生が企画・運営を行うイベントや、関連企業が主催する「科学実験」、自衛隊、市営バス、消防署等の協力で実施する催し等も取り入れ、地域、社会との交流、連携を推進している。

開催は初夏と秋の年２回開催し、毎回 2,000 人から 3,000 人が来場し地域の恒例イベントとなっている。

【教育機関との連携】

2005（平成 17）年４月に地域社会との連携を強化し地域社会、教育の発展に寄与することを目的に「連携推進室」を開設した。連携推進室では京都府教育委員会、京都市教育委員会をはじめ、11 府県の教育委員会と連携協定を締結し学校ボランティアの派遣、講師派遣、委託研究事業、教員研修等を行ってきている。

本学の学生が小・中学校の学校ボランティアとして教育現場を体験したり、学生のクラブ団体が地域の小・中・高校に出向いて、成果の発表と生徒等に指導を行う活動を実施している。これらの活動を通して、学生自身の社会性を育むとともに、児童、生徒との触れあいを通して自律性を養う教育の場となっている。

【学外実習における社会との交流】

全学共通教育科目で日本の歴史、文化を学ぶ科目として開講している授業や、文化学部

の専門教育科目において、歴史、文化に触れ、実体験し、知識を身につける授業として、京都の三大祭りの１つである「葵祭り」への参加や、歴史文化財の発掘を行っている現場でのフィールドリサーチ等を行っている。その他の学部においても、専門分野のおける、より深い知識の修得や学生の自発性の涵養を目的とし、学外でのフィールドリサーチ等の活動を実施している。

（１）－２　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

本学が一般社会人を対象とし実施している生涯学習プログラムは、市民講座、教養講座、スポーツ教室（弓道コース、ジョギングコース、馬術コース）、異文化交流プログラムの大きく分けて４講座を開講している。（2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の生涯学習講座の参加者数は「大学基礎データの『表 10』」を参照。）

市民講座は、1980（昭和 55）年度から 2007（平成 19）年度までは、春と秋の２回。2008（平成 20）年度からは春学期２回、秋学期２回に開講数を増やし 2008（平成 20）年度秋学期で 60 回目の開講となる。講義テーマは、その時々のタイムリーな話題を中心に、多彩な分野について、分かりやすく講義を行い毎回多くの市民の参加を得ている。とくに、理工学部の教員による自然科学分野の講義は、受講者にできるだけ分かりやすく講義するために、画像、映像を多く取り入れて行い、受講者からは「非常に興味深い。」「苦手な分野だが分かりやすかった。」等の感想が寄せられ好評を博している。

教養講座についても、多分野の学部学科を有する本学の利点を活かし、歴史、法律、国際関係、政治、社会、生物等、地域住民の生活に密接したテーマや、参加者の興味・関心の向上を促すテーマで開講している。講座では一方的な講義形式のものだけではなく、フィールドワークを取り入れた内容で参加者の興味の伸長に努めており、中には参加者からの要望で継続して実施している講座もある。

スポーツ教室は、弓道コース、ジョギングコース、馬術コースの３コースを 15 年以上連続で毎年実施しており、ジョギングコースの受講者の中には開講初期からの継続受講者もおり、人気のある教室となっている。また、スポーツを通して受講者間、受講者と指導者、指導補助を行うクラブ学生との活発なコミュニケーションが図られ双方での交流が行われている。

本学に留学する大学院生が講師となっての、自国の紹介や参加者との互いの国について意見交換を行う「異文化交流プログラム」では、大学院生と地域の方との交流を図り、互いの国の理解を深めるために有効なものとなっている。

（１）－３　教育研究の成果の社会への還元状況

既述で述べたとおり各種生涯学習講座の開講と、各学部、研究科等が主催するシンポジウムやフォーラム等の他、京都市以外の全国各地で講演会を実施する等、社会の教育の高揚、地域社会の課題の解決に貢献するため、積極的に教育・研究の成果を社会に発信している。

また、京都府教育委員会が行う、理科、数学分野について確かな学力を育成するための授業実践力の向上を目的とした教員研修事業の教員研修や、2006（平成 18）年度には、本学が連携協定を締結している東大阪市教育委員会と、小・中・高校教育における、学習効果、教育効果を考えた教員の専門的資質と指導力の向上を図るための「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」事業を行った。2007（平成 19）年度には、同様の連携協定を締結している摂津市教育委員会とも連携し、同プログラム事業を行った。

文部科学省が「次世代を担う若者への理数教育の拡充」の施策の一環として、児童生徒の理科・数学（算数）に関する興味・関心と知的探究心等の育成を目的に実施しているＳＰＰ（Science Partnership Project）事業において、学校と大学等が連携して行う事業を支援する取り組みに対し、近隣の府立・市立の高校と連携し「講座型学習活動」および「理数系教員指導力向上研修事業」の高大連携講座を実施している。

2007（平成 19）年度からは、関西の国立・私立の諸大学が結集し、連合経済団体および地元自治体との連携協力により、社会人へ一層の教育機会の提供を行い、その取り組みを通じて、地域における人材育成能力の強化、関西経済の活性化を促進することを目的に発足した「関西社会人大学院連合」に参画し、社会人対象の専門セミナーへの講座を提供するとともに講師の派遣を行っている。

（１）－４　国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

経営学部の市川貢教授のゼミ学生が、地域の商店街活性化、地域文化の発展を図るために、地域団体と協力して、学生中心の地域行事を開催するプロジェクトを立ち上げ、企画、運営を行っている。プロジェクト活動は後輩のゼミ生が引き継いで実施し、地域の恒例行事となりつつある。その他、地域と連携して行っている清掃活動や交通安全運動等の活動は、学生団体が積極的に行っている。

また、文部科学省が「次世代を担う若者への理数教育の拡充」の施策として、行っているＳＰＰ（Science Partnership Project）事業において、独立行政法人科学技術振興機構が実施している取り組みに対し、地域の教育機関と連携し高大連携講座を実施している。本学は 2003（平成 15）年度から毎年採択を受け、講座数、内容ともに充実を図っている。

また、国、地方自治体等の政策に関する各種委員会等において、多くの教員が委員等を務めている点も行政官庁に貢献していると言える。

（１）－５　大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

①文化施設等の開放

大学は地域の知的拠点であるとともに、地域活性化の役割も担っていると言える。このことからも、大学が保有する施設は、学生・教職員だけの施設として存在するのではなく、公益財産管理機関としての役割と地域社会に貢献する社会的使命を有している。

本学では、地域社会に開かれた大学を目指して、教室・会議室・神山ホール・体育施設

等を地域住民・幼稚園・小中高等学校等や各種団体に行事開催場所として開放している。また、図書館についても普段から地域に開放し、夏休み等の長期休暇中には近隣の地域住民等に気軽に何時でも利用できる図書館として提供している。

とくに神山ホールについては音響効果が良く、最大1,598名収容できることから借用の要望が非常に多く、地域の幼稚園・小中高等学校の音楽・文化発表会等、また地域のコーラスサークルの発表会に開放している。これら主だった施設以外の他の各施設についても、国内外の優れた研究者が多数参集する学会会場、各種団体および各種国家試験・資格試験の会場等として開放している。神山自然散策路は、地元の幼稚園児の遠足や地域の歩こう会の散策路として地域の人々に親しまれ、学内においても春の桜、秋の紅葉時には散策に訪れる姿が見かけられる。また、学園祭・春秋開催のサタデージャンボリーでは、多くの一般市民、地域住民の方や子供たちが参加している。

②体育施設の開放

体育施設については、グラウンド・総合体育館・テニスコート等、地域からの借用依頼は少なくない。しかし、平日は正課授業と課外活動（公認団体）による使用、土・日・祝日および長期休暇中は、クラブ活動（公認団体）の練習やクラブ加盟団体の公式試合会場・他大学、高等学校との合同練習会等への貸与で年間使用スケジュールは殆ど埋められている。このため、本学学生のスポーツ系同好会や一般学生の利用も儘ならない状況にあり、地域住民や一般市民への貸与には余裕のないのが現状である。この状況にあって、限られた機会ではあるが、バスケットボール部・バレーボール部では地域の小中学生を対象としたスポーツクリニックの開催、あるいは馬術部は市内の不登校生を対象としたアニマルセラピーを実施している。

③大規模災害発生時における地域協力

2008（平成20）年４月１日付で、本学の地元である柊野町内会連合会と「大規模災害発生時における地域協力に関する協定」を締結した。これは、地域とともに災害に強いまちづくり、安全・安心が共有できる地域づくりの推進を図り、大規模災害発生時には双方が連携協力して円滑な救援活動行い、地域住民の安全に寄与することを目的としたものである。

具体的には、本学の教育事業に支障を及ぼさない範囲内とし、次の項目について本学が支援することとしている。

ⅰ）避難場所、避難施設の提供

ⅱ）備蓄食糧、備蓄飲料水の提供

ⅲ）救援活動を遂行するための情報収集および提供

ⅳ）その他救援活動に必要とするもので、とくに要請のあった事項

1997（平成９）年に竣工した総合体育館は、当初から大規模災害発生時における地域住民の避難場所として行政機関に届け出ている。加えて、同体育館の地下倉庫には飲料水として２ℓペットボトルを6,000本備蓄している。この飲料水は入替えの必要があるため、消費期限内に地域の防災訓練時等に必要数を無料で提供している。

〔点検・評価（上記５項目を含む）〕

（１）－１

地域教育の向上には、一般社会人を対象に様々な分野での講座の開講や、大学の施設、設備を用いた「学び」「体験」「スポーツ」を提供するとともに、学生に対してクラブ活動の発表の場や、地域の方々との交流の場を提供してきた。また、地域教育機関との連携の充実を図り、学生の教育活動の支援、地域教育への貢献を行ってきているが、社会人教育システムとしての形成には、更なる充実を図る必要がある。

（１）－２

連携推進室が企画、運営し開講している「生涯学習講座」は、長年連続して実施している講座が多く、スポーツ教室では開講初期から受講されている方もおられる。他に市民講座でもリピーターが多く、恒例のものとなっている。しかしながら、毎年、同様のコースを開講している一部スポーツ教室は、受講の応募者件数が低迷しておりマンネリ感は否めない。

（１）－３

シンポジウム、フォーラム等の開催については、各学部、研究科等が教育、研究の成果を積極的に地域に発信し、近年、充実したものとなっているが、各学部等が単独で行っているものが多く、他学部等で実施するものに活かされていない面も見受けられる。

（１）－４

大学が地域の商店街や団体と協力して行っている地域活性化に対する取り組みや、地域と連携し行う清掃活動・交通安全運動等の活動に、より積極的な取り組みと学生の参加が求められているが、大学が、これらの活動を推進させるための施策を充分に行っているとは言いがたい。

（１）－５

施設の開放に関しては2004（平成16）年から「大学施設の利用案内」を作成し、施設利用に関する手続きやＱ＆Ａを掲載して借用希望者がスムーズに手続きできるようにしている。また、使用料に関しても、自然散策路や学内の散策は無料であるが、教室・会議室・神山ホール等は時間単価、空調・電気関係のメンテナンス費用を定めている。それぞれの使用料金は、「受益者負担」の考えから徴収しているものであり、民間施設はもとより公共施設等に比べ低額に設定している。そのため、とくに神山ホールの借用要望が増加している一因とも考えられる。しかし、同ホールは法的に興業的貸しホールとしての位置付けになっていないため、積極的に使用料等を徴収して施設を貸与することはできない。また、収益を見込んだ興行等にも貸与はしていない。

なお、教室・会議室等は、学生・教員にとって教育研究上有益と認められるものについては使用料を徴収していない。

地域との「大規模災害発生時における地域協力に関する協定」の締結は、京都市内における大学では初めてのことであり、行政機関からも高い評価を得ている。従来から、防災に関しては、地域の自衛消防団の一員として消防訓練等にも参加している。

以上のように、大学施設の社会・地域への開放、また貢献について着実に進展しているものと考える。

しかしながら、施設の開放について、とくに要望の多い神山ホールは文化的活動で利用されることが多く、春季・秋季に集中する。この時期は、学内行事や学生の課外活動での利用も集中するため、利用希望日が輻輳することから要望に対する貸与件数は少ないのが現状である。また、体育施設は既述のとおり、授業とクラブ活動が過密状態にあり、とくに要望の多い土・日・祝日等は物理的に学外に開放する余裕がない状態である。

したがって、全体的な利用件数だけを見ればまだまだ地域に広く開かれているとは言い難い。

〔改善方策（上記５項目を含む）〕

（１）－１

生涯学習講座の実施において、一般社会人の教育効果の向上を図るための社会人教育システムを充実させるため、講座の開講形態、内容について精査するとともに、これまで行ってきた開講講座に対する調査を再検証し、ニーズが多様化している団塊の世代にも対応した講座の構築を図る。また、学生がより積極的に社会との交流を行うための支援として、地域機関との連携を強化する。

（１）－２

（１）－１と同様、これまで行ってきた調査等を再検証し、継続的な開講の可否、指導内容の充実、新規コースの開講等を視野に入れた検討を行い、開講形態、内容等を精査する。ニーズ把握のための調査活動を充実させ、継続的に受講者の学習への興味を促す講座を提供していく。

（１）－３

シンポジウム、フォーラム等は、今後、さらに充実させるため、それぞれの学部、研究科等が行った実施に関しての調査や実施内容等の整理を行い、今後に活かすための検証を行っていく。また、それらを全学的に周知させることで充実した形で推進させていく。

（１）－４

これまで以上に教育活動の中で、学生が主体的に地域の発展に貢献していける仕組みを構築するため、地域との連携について学生の支援制度を充実させ、活動への積極的な参加を促していく。

また、それらの活動を積極的に実施している団体等への奨励制度を導入し、更なる活動の推進を行う。

（１）－５

現在、大学は地域に広く開かれることが求められる時代になっている。本学では既述のとおり、2004（平成16）年からそれまで明文化していなかった「利用案内」を整備し、教学上支障のない範囲で大学施設を開放している。今後も学生・教職員をはじめ学内関係者の理解と協力を得ながら大学施設としての使用用途を逸脱しない範囲で、一般市民等から

の借用要望等に柔軟に対応していかなければならないと考えている。

しかし、施設開放について大学が学校行事・学生行事を優先させることは止むを得ないことと考えている。とくに体育施設では学期単位（春・秋の半年スパン）で授業・クラブ活動の練習スケジュールを決定し、使用しない場合は都度報告するシステムであることから、「空き状況」が直前にならないと判明しないこともある。したがって、今後はネットワークシステムを活かし、半年のスケジュールとともに１カ月単位でのスケジュール更新を可能とするシステムを構築し、「空き状況」をタイムリーに把握する必要がある。

同様に、借用要望の多い神山ホールについても、問合せがあってから状況を伝えるのではなく、既に学内では稼動させているネットワーク上での使用状況表を「大学施設の利用案内」とともにホームページ上に掲載すること等、広く有効に活用できるシステムを考察したい。

社会への貢献、地域との連携は、本学のみならず大学にとって重要な課題の１つである。しかしながら、「地域は大学に何を望み、大学は地域に如何に貢献できるか」が双方にとっての課題と考える。大学施設の開放も含め、とくに地域とはインタラクティブな関係構築が不可欠であると認識している。

社会のニーズは時代とともに変化するものであり、社会的要請を的確に捉え教学的・社会的見地に立ち、時代の要請に沿った本学独自の施設、設備の開放に取り組み、今後も継続的に検討していく考えである。

（２）企業等との連携

Ａ　経済学部

〔到達目標〕

過去の実績を踏まえ、今後とも企業・市民などを対象とするオープンな講座・講演会・シンポジウムなどをこれまで以上に開催するとともに、本学部の先進的な分野・得意な分野を中心に、受託研究・共同研究など地方公共団体も含めた研究連携にも積極的に取り組む。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

経済学部での寄附講座の実績としては、野村證券による「現代証券市場論」や大阪銀行協会による「関西経済と企業金融」、国際協力銀行による「経済協力論」が挙げられる。また、一企業・団体からの寄附という形ではないものの、「経済人特別講義」では、毎回の講義で異なる企業から講師を招聘し、実際の企業の事業内容等について講義を行ってもらっている。ただ日本政策投資銀行による「現代日本産業論」は、政策投資銀行側の事情により休講となっている。

寄附研究部門の開設はないものの、教員の個人的活動として京都府・民間企業からの委託調査・共同研究のほかに、国や京都市等地方自治体、商工会議所等の経済団体への政策

委員としての参画が行われている。また、昨年度まで研究活動が展開されていたＯＲＣ中国経済研究では、中国経済に関心をもつ企業等への学術的な情報的提供が行われていた。

〔点検・評価〕

教育・研究の両面において、企業等の連携は一朝一夕に進められるものではないが、教員数・学生数が同規模の他大学の状況と比較すると、研究面での連携は決して多いとはいえない状況である。寄附講座を含む外部講師の授業数は、本学経済学部の特色を表すものとなっている。しかしながら、他大学でも拡充が図られていることから、現状に甘んじることなく、新たな連携を模索する必要がある。

〔改善方策〕

短期的には現在休講となっている「現代日本産業論」の再開を画策すると供に、地域産業との新たな連携を模索する。研究上の連携に関しては、目標で述べたとおり、教員個々人の活動に頼るだけでなく、同分野の教員間による組織的な研究を進め、地域産業や自治体および地域コミュニティ等との連携を進めていく。

Ｂ　経営学部

〔到達目標〕

企業の管理問題の解決を出発点として展開してきた経営諸科学は、常に実学的性格を持つことが要求されてきた。今日では、そうした管理の科学から組織の科学へと変わってきているが、経営諸科学が実学的であらねばならないことには変化がない。企業はもちろんのこと、様々な組織で生じている経営現象を的確に捉え、それに理論的な解明を加えていくことが経営諸科学の基本的な役割であり、そのためには企業や様々な組織から情報を得る必要があるし、それによって構築された理論を経営現場にフィードバックし、その有効性を確認することが不可欠なのである。そのためには、企業や様々な組織との連携は欠くことの出来ない条件である。したがって、経営諸科学を研究・教育する組織としての経営学部およびマネジメント研究科がそうした企業等との連携を図って行かねばならないことはいうまでもない。そのために、経営学部およびマネジメント研究科としては、出来るだけ多くの企業や様々な組織との連携を確立していくことをめざす。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

現在、経営学部においては、寄附講座や寄附研究部門は開設していない。しかし、教育面では、寄附講座ではないものの、日本経済新聞社の協力の下で 2003（平成 15）年から 2006（平成 18）年の間、同社の産業担当記者によるオムニバス講義「日本の産業」を開講した。また、2004（平成 16）年にはみずほ銀行総合研究所の協力の下、同研究所所員によるオム

ニバス講義「日本の金融Ａ」および滋賀銀行と京都中央信用金庫の協力の下で両行の行員によるオムニバス講義「日本の金融Ｂ」を開講した。

〔点検・評価〕

実学を標榜している経営学部としては、企業等と連携した講義の開設が少ないのは問題であろう。企業やその他の組織の実際の動きを知る上では、そうした連携授業が大きな効果を発揮するからである。もちろん、そのような実務家による授業がまったく無いわけではない。本学部で開講されている講義の中には、企業等からゲストスピーカーを単発的に招聘して講義してもらうことはかなり行われている。しかし、企業等と全面的に提携した講義は上記のような状態にとどまっている。

〔改善方策〕

本学部の教員の中には、ケース研究をめぐって企業とある程度のコネクションを有している教員が少なからずいる。そうした教員の個人的なつながりを有効に活用することで、連携講義の開拓を行っていく必要がある。ただ、それにとどまらず、学部として組織的に寄附講座の獲得のための行動をとることも今後なさねばならないと認識する。また、企業や様々な組織との共同研究を視野に入れた研究組織の構築も考えていかねばならない。

Ｃ　法学部

〔到達目標〕

法学部の社会貢献分野での到達目標は、社会諸分野（政財界・官公庁・地方自治体・産業界など）との連携を深めることにより、本学法学部の社会的有用性を高め、広く認知度を高めていくことにある。この連携を通じて、法学部教育の実践面を強化し、質の向上を図ることも、あわせて到達目標とする。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

法学部では、2002（平成 14）年以来、大阪土地家屋調査士会の提供による寄附講座「土地家屋の調査と表示の登記」を開講している。授業は大阪土地家屋調査士会会員の土地家屋調査士によるリレー講義のかたちで行われている。最近は毎年度 300 名内外の受講者を集め、人気科目の１つとなっている。

〔点検・評価〕

民法の物権にかかわる授業の中ではなかなか触れることのできない表示登記の問題を取り上げる講義として、本科目は有意義である。また、大阪土地家屋調査士会は本学のインターンシップ生の受入先ともなっており、本科目の履修が受入の要件となっている。大学と寄

附団体との関係だけでなく、学生と寄附団体との関係の構築にも本科目は寄与している。

〔改善方策〕

法学部でこれまで開講された寄附講座は「土地家屋の調査と表示の登記」のみである。今後、寄附講座の拡大を目指すべきであるとすれば、京都社会保険労務士会等がその候補となる。人事・労務インターンシップの受講生受入先として、大阪土地家屋調査士会との関係と類似の友好関係が構築されているからである。法学部は、理工系学部や経済・経営学部とは異なり、特定の企業の強力な支援は必ずしも期待できないが、寄附講座開設の可否はともかくとして、とくに京阪神地域の関係公共機関および各種法律系専門職団体との関係をさらに構築していくことは、教育上非常に有意義であると思われる。

D　外国語学部

〔到達目標〕

これまで語学中心の学部の性質上、企業や公共団体との接触は比較的少なかったが、2008（平成 20）年より国際関係学科が設立されたこともあり、今後は学外との関係をより深めていく必要性を感じている。

従来、本学部の教員は、企業の語学研修、地方自治体主催の語学研修、中学校・高等学校の各種講座等に講師として出講してきた。また、企業の海外視察に同行するなどの活動を行ってきた教員もいる。また、2004（平成 16）年～2005（平成 17）年には大手銀行による寄附講座を開設した実績もある。

今後は、従来の活動にとどまらず、８外国語・日本語に関する人文科学と社会科学の専門家を擁する学科として、社会、企業等との、適切な連携関係をさらに強化し、諸活動を積極的に推進したい。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

2004（平成 16）～2005（平成 17）年にＵＦＪ銀行グループ（現三菱東京ＵＦＪ銀行）より金融エキスパートを派遣してもらい、リレー形式で講義を行う寄附講座「やさしい金融・経済Ａ」、「やさしい金融・経済Ｂ」を開設したが、その後は、企業や地方自治体と連携する寄附講座や研究依頼はない。

〔点検・評価〕

上記の寄附講座は言語を中心とする人文科学の学修に偏りがちな外国語学部学生のキャリア形成にとって有効であった。

〔改善方策〕

本学部生に社会科学的な視点からの思考力を養う機会も継続的に持ち、さらに今後は、リエゾンオフィス等の部署との協力関係に基づき、本学部の教員の専門分野等を社会により広く告知し、外部機関との協力の新たな可能性を探る。

E　文化学部

〔到達目標〕

文化学部ではその学部教育・研究目標の特徴から、連携する対象を企業に限定せず、博物館等の文化施設やブリティッシュカウンシルのような在日外国文化組織にも対象を広げ、文化的連携交流を進めることを目標としたい。そのためには、文化学部の教育･研究目標を関係機関・施設に周知するための専任教職員による日常的な働きかけが重要となる。短期の到達目標としては、教員による上記のような文化施設との共同研究を立ち上げ、相互理解･研鑽を進めたい。その後、関係機関からの寄附講座等の開設につなげることを中･長期的な到達目標としたい。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

現状では、寄附講座、寄附研究部門は学部レベルでは開設されていない。個々の教員レベルでは、民間企業や文化団体･施設等との共同研究も行われているが、学部全体としての取り組みになっていないのが現状である。

〔点検・評価〕

全学部的な連携･協力の実態が不足しているため、取り組みに対する点検･評価は行えない。しかし、個々の教員レベルでの取り組みはいくつかみられ、その必要性も学部専任教員に認識されつつある。個々の取り組みを学部レベルでの取り組みに発展させる可能性と方法を見出す観点からの評価活動を行うべきである。

〔改善方策〕

大学の第三の使命としての社会貢献の重要性を学部構成員が認識する事が必要である。意識の変革は制度の変革から始めねばならない。学内の産学官連携推進に協力し、具体的な方策を策定する事が望ましいと考える。そこには事務職員も参画し、現在行われている個人レベルでの連携･共同研究をベースに、組織と組織の連携･共同研究へと発展させるための具体策が策定される事が肝要である。

Ｆ　理学部

〔到達目標〕

大学の社会貢献は重要性を増しており理学部も例外ではない。基礎科学の教育・研究を通じて社会に貢献するほか、外部の機関との共同研究を推進するなど様々な可能性を模索して実行していかなければならない。企業、公的機関、各種団体等と連携を積極的に進めて相互の発展につなげ、社会に貢献していくことを目標とする。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

現在、寄附講座、寄附研究部門の開設は行っていないが、企業等との連携等による社会貢献という点では、一部教員が外部機関との共同研究等を実施している。

〔点検・評価〕

寄附講座、寄附研究部門の開設がないのは今後の課題である。また、外部機関との共同研究等をさらに推進するべきである。

〔改善方策〕

受託・共同研究の実施、あるいはもっと日常レベルでの研究交流、ディスカッション、また研究活動・情報の外部への発信等、比較的容易に取り組みを開始できることは様々考えられるので、着手できることから積極的に行っていくことが重要と考える。現在、産官学連携に関する様々な催しに理学部教員が参加・発表する機会が増えているが、このような場で積極的に研究成果をアピールすることによって、寄附講座、寄附研究部門の開設へつなげていくことが重要である。

Ｇ　工学部

〔到達目標〕

工学部における研究成果を広く社会に還元し、医療、医薬品開発、植物育種などの実用化技術開発の道を拓く。また、生命科学への社会的関心をとくに高校生を中心として高める。これによって将来にわたる生命科学技術分野での人材の育成ならびに研究成果の実用化に貢献する。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

工学部では産学官の連携を強く意識し、種々の規模での産学連携事業に積極的に参加してきた。2005（平成 17）年度の例で具体的にあげると、「第４回産学官連携推進会議」、「イノベーションジャパン 2005」、「近畿地域アグリビジネス創出フェア」、「京都産学公連携フ

ォーラム」、「京野菜サイエンスカフェ」等がある。こうした催しへの参加は、その後現在まで活発かつ継続的に行われている。これに対して、寄附講座、寄附研究部門は現在までのところ開設されていない。

一方、近隣の高校等への研究成果の普及についてみると、最近の４年間においては、毎年高校生を対象とした連携授業を開催してきた。具体的には、サイエンスパートナーシッププログラムにより紫野高校と連携授業を行い、またスーパーサイエンススクールに選定された洛北高校とも連携講座をもった。これらを含めて、研究成果を近隣の学校の生徒、教員、一般社会人に普及する努力を続けている。

〔点検・評価〕

産業界、社会人、高校生を対象とした研究成果還元の取り組みは、好評である。教員数を考えれば、十分な貢献をしていると考えられる。また、最近は担当部署である学長室やリエゾンオフィス等との連携も比較的スムーズに行われるようになってきた。問題点としては、このような取り組みが特定の教員に集中していることが挙げられる。

〔改善方策〕

研究成果の社会への還元は、今までは個人的な活動を主体として行ってきた。そのため特定の教員に活動依頼が集中し、負担が大きくなるという弊害が生じている。今後は、研究成果の還元を学部全体の問題としてとらえる必要がある。また担当事務部署の間の調整により、この分野での業務の効率化と教員の負担の軽減化を図る。さらに、寄附講座等の申し入れには積極的に対応する必要がある。

Ｈ　コンピュータ理工学部

〔到達目標〕

＜工学部情報通信工学科＞

学外のいろいろな機関との連携は、工学部情報通信工学科にとって必要である。それは、１つには大学での研究成果の社会への還元となり、社会における大学の大きな貢献であるからである。もう１つには、社会からの刺激による大学での研究レベルの向上が期待されるからである。その機関として、企業のほかに、社会団体、高校を含めた教育機関、民間の団体や都道府県市町村などがある。大学もこの連携を勧めており、それに沿って、工学部情報通信工学科も同じ方向にある。とくに企業との連携は、企業からの寄附金や受託金や共同研究開発費などの資金提供が期待でき、研究資金が潤うことになり、研究レベルの向上に密接につながる。工学部情報通信工学科各教員の段階で、企業を含めた社会団体機関から提供される資金の研究費全体における割合が現状より２倍程度増加するのが望ましいと思われる。資金提供がない場合でも、連携は研究の活性化と研究分野の幅広い開拓にもつながり、結果において本学科にとってメリットが大きい。そのような連携を積極的に

進めるのも本学科の目標である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

本大学は学外の様々な機関との連携を勧めており、その連携活動支援のための事務組織としてリエゾン・オフィスなるものを置いている。その本学の基本方針に沿って、本学科も基本的には学外機関との連携の活発化を計っている。コンピュータ科学の分野では、とくにＩＴ関連企業との連携において寄附金、受託金、共同研究開発費など、大きな資金提供が期待でき、そのような研究資金は本学科の研究活動の活性化にとって重要であると考える。また、仮に研究資金提供に繋がらなくても学外の企業や研究機関との連携は理学部コンピュータ科学科の研究のレベルアップにとって必要である。

本学科では、この数年間、とくに企業からの寄附金、受託金、共同研究開発費などの資金提供が殆ど得られなかったのが実情である。今後、学外の機関との連携を一層推進し、それが結果として研究資金の提供に繋がっていくよう連携研究活動を推進していく。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は発足して１ヶ月でありこれから実績を作っていく段階に入ったところである。学部の設立理念目的からして学外の研究機関との連携は極めて自然で当然なことであり、今後、一層学外機関との連携を推進していく。

〔現状説明〕

（２）－１　寄附講座、寄附研究部門の開設状況

＜工学部情報通信工学科＞

2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の過去３年間に工学部情報通信工学科において、寄附講座や寄附研究部門の開設はなされていない。しかし、過去３年間の情報通信工学科での企業を含めた外部機関からの奨学寄附金Ａ、受託研究費Ｂ、共同研究費Ｃ（単位：万円）は、以下の通りである。

2005（平成 17）年度：Ａ＝20、Ｂ＝262、Ｃ＝80
2006（平成 18）年度：Ａ＝120、Ｂ＝157、Ｃ＝０
2007（平成 19）年度：Ａ＝220、Ｂ＝367、Ｃ＝０

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科において、過去３年間に寄附講座や寄附研究部門の開設はなされていない。2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度の過去３年間の理学部コンピュータ科学科での企業を含めた外部機関からの奨学寄附金Ａ、受託研究費Ｂ、共同研究費Ｃ（単位：万円）は、以下の通りである。

2005（平成 17）年度：Ａ＝０、Ｂ＝０、Ｃ＝105
2006（平成 18）年度：Ａ＝０、Ｂ＝０、Ｃ＝０
2007（平成 19）年度：Ａ＝０、Ｂ＝０、Ｃ＝０

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。したがって、これから実績を作っていく段階に入ったところにあるが徐々に、企業等との各教員の連携が進んでいる。上記２学科の実績を継承して一層実績を積んでいく。

〔点検・評価〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、政府系法人（独立行政法人科学技術振興機構を含む）からの共同研究等、高額のものを含んで、いくつかの共同研究契約を締結しており、民間企業との連携としても契約はあるものの、契約数や金額においてやや低調であると思われる。契約数として公にされていなくても、資金の提供のない機関との連携は、教員個人の段階で行われており、各教員は何らかの形で連携に関与していることは評価される。

＜理学部コンピュータ科学科＞

前記項目〔現状説明〕で記したように理学部コンピュータ科学科では過去３年間の奨学寄附金、受託研究費はゼロである。また、共同研究費についても過去２年間でゼロである。しかし、2005（平成 17）年度に共同研究費の提供を受けた大阪ガスとは良好な協力関係が続いており、その後も何度か数万円から数十万円相当の研究機材の提供を受けている。

地方自治体の情報化への協力という形で 2007（平成 19）年度に工学部情報通信工学科教員１名と理学部コンピュータ科学科教員１名が兵庫県佐用町の情報化委員会の委員をつとめたことは両学科からの社会貢献として評価できるものである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は、企業等との各教員の連携が進んでいるが、本学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、本点検・評価は学部の完成を待ってから行う。

〔改善方策〕

＜工学部情報通信工学科＞

企業や外部機関との連携が教員個人の私的な行為ではなく、大学の社会的責任であるとの意識を周知する啓発活動を学科内で進める。そのために例えば、契約締結のニュースを学科全体に周知し、金額の多寡よりも契約数や共同研究件数が増える雰囲気や環境を整える。

工学部情報通信工学科では、現在リエゾン・オフィスが企業との連携を進める政策を行っているが、教員の隠れた能力を見つけ企業との連携の橋渡しを強力に進めるためには、教員側からは研究業績や研究進行状況や可能な産学協同開発研究項目を同オフィスに提供

し、教員全員とオフィスとの密接な連携が先ずなされなければならない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学外連携機関からの研究費提供等にこだわらず、まず連携研究自体の活性化を目指す。方策としては、本学のリエゾン・オフィスと連携して連携研究機関の発掘作業から始めていく。

＜コンピュータ理工学部＞

ＩＴ分野の研究は多種多様であり日々猛烈な勢いで進化しつつある。大学では大学ならではの基礎研究が基本であるのはいうまでもないことであるが、ＩＴ分野では学外の研究機関や企業との連携なくして最先端の研究を維持するのは難しい。コンピュータ理工学部では上記２学科の連携研究を継承しつつ、現在本学部で始まっている連携研究をベースに一層の連携研究を推進していく。

〔現状説明〕

（２）－２　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

2003（平成 15）年３月にリエゾンオフィスを設置して以来、学外共同研究、受託研究をはじめとする企業等との連携研究活動は、着実に増加しており、公的機関からの公募研究等への応募・採択件数も近年、増加傾向にある。

この傾向については、社会的情勢の変化とともに、本学内での規程等の整備や、産学連携による研究活動への支援体制を整え、研究成果の情報を収集・発信する等の地道な活動を行うことにより、学内外に産学連携推進の意識付けが少なからず出来たことに起因すると思われる。

産学連携実績としては、受託研究・学外共同研究・研究助成寄附金等の受け入れ件数と受け入れ研究費において、2004（平成 16）年度には 19 件・59,236 千円であったが、2007（平成 19）年度については、38 件・84,708 千円となっている。

（２）－３　特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

リエゾンオフィス設置後、職務発明規程を制定するとともに発明審査委員会を設置、その後、在学生の発明に関する取り扱いを定める等の整備を行い、知的財産権を取り扱う最低限の環境は整えてきた。これにより、研究活動から得られる発明に関する取り扱いがスムーズに行えるようになっている。

しかし、学外共同研究等、産学連携活動における共同発明等については、知財ポリシーの制定が遅れているために、件数は着実に増加してはいるものの、その取り扱いについては共同出願先との協議により決定しており、早急に規定化に向けての作業が必要である。

特許出願件数については、2007 年度（平成 19 年度）末現在で 17 件であり、この点からすれば、現在の体制であっても対応可能な範疇であると考えているが、今後、共同発明等による特許の実用利用に関する業務やライセンス業務等の増加が予想されることから、人

的・制度的な充実が必要となる。

（２）－４　「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況

現在、受託研究取扱規程、学外共同研究取扱規程、研究助成寄附金取扱基準、学外共同研究・受託研究参加誓約書等を整備し、産学連携の執行に関連する基本的なルールの整備を終えている。また、産学連携活動を実施するに当たり、リエゾンオフィス運営委員会での審議を行い、研究者の本務への影響を考慮しつつ、契約締結を行っている。しかしながら、教職員の兼業に関する規程整備が大学全体として取り組めておらず、産学連携における利益相反等の取り決めも着手できていない状況である。

（２）－５　発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況

前述のとおり、職務発明規程は既に制定しており、職務における産業財産権、すなわち発明および考案により受けることのできる権利についての明文化は行われている。しかしながら、著作権については、大学教員については、本来、著書、論文等、著作物を創作することも本業の一部であり、著作権の帰属を法人と個人に明確に分けることが難しく、明文化に着手できていない状況である。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

（２）－２

本学の学部構成上、産学連携に対応できる学部としては、主に工学部および理学部となる。この中で、年間 38 件の産学連携実績があることは、本学の規模から考えれば、十分な実績であると思われる。また、獲得した研究費実績についても、１件あたり 2,229 千円となっており、決して少額ではないと考えている。

（２）－３

研究成果の特許化等に関する体制整備は、本学の規模や研究分野からすればある程度の体制整備はできている。しかしながら、特許化の目利き機能や特許を民間企業等に移転するための体制整備が整っておらず、また、外部ＴＬＯの活用も十分にできていない。現状では、本学研究者単独の発明について特許化は可能であるが、実用化に向けた民間企業等への技術移転が難しく、この点については、学外共同研究による共同発明・共同出願の場合に限り、本学教員による研究成果の実用化開発への転用が期待される。

（２）－４

産学連携推進に伴う利益相反や兼業規制等のルール化が未整備である。ルールが未整備であるために、教員においても、どの程度の範囲であれば学外組織における活動が許されるかの指針がなく、ルール化が未整備であるが故の制約がかかっている可能性も否定できない。現在までは、利益相反や兼業における問題が顕在化したケースは認められないが、

潜在的問題は確実にあると思われることから、早期に着手したいと考えている。

（２）－５

先の現状説明でも行っているが、発明等、産業財産権に係る規程や運用ルール等は一定の範囲で整備されている。また、発明件数等から考えれば、知的財産本部等の専門部署を設置するまでもなく、産学連携担当部署で取り扱うことについても大きな問題はないと判断している。

一方、著作権については、その取り扱い部署も明確でなく、規程等も未整備のままである。大学教員については、著作権を有する著作物を日常的に創作している可能性があり、これらの権利を法人帰属させることも著作権法上難しい。その上、学生等が共同著作者となる可能性も高く、著作権の取り扱いの規定化は今後の大きな課題となる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

営利組織の産業界と非営利組織の大学とが協力して製品・商品を作りだす産学連携活動を推進するためには、上記４項目の充実に加えて、双方の目的と利害関係を整理し、双方に不利益が生じないように契約内容等を十分にすり合わせることが出来る人材の有無が大きなポイントとなる。その点では、産学連携を支援する部署では、単なる事務処理を担当するのではなく、産学連携を実施することによる不利益およびリスクを最小限に抑えるための施策を講じる必要がある。このことにより、結果的に産学連携を安心して実施できる環境整備につながり、教員が安心して積極的に学外共同研究等を通じて、自らの研究活動を推進していくことが可能となる。

産学連携を推進するためには、諸規程の制定も必要ではあるが、これだけでは対応できるものではない。学外共同研究等における運営管理の問題点を整理し、必要なガイドラインや柔軟に対応できる契約書様式等を作成・明示していくことがより重要である。

第８章　教員組織

■　大学全体

〔到達目標〕

本学の教員組織は、各学部の教育理念に基づいた教育内容や、その方法に応じて、充実を図っている。各分野の変化に応じて、分野ごとの偏りのない教員の増強を行い、対面双方向性を基調とする少人数教育の達成をめざした教員組織の充実を行っていく。

（１）教員組織

〔現状説明〕

教育内容等に関する協議はすべて学部教授会において総合的に行われる。学部の教育課程は基本的に専門科目と演習科目から構成され、主に専任教員が担当している。全学の専任教員数は約 350 名、学生数は約 12,000 名であり、学部によってバラツキがあるものの、教員１人当たりの学生数は約 35 名である。専任教員は学外兼職として非常勤講師を務めている教員が約２割いるものの、基本的に本学の教育研究に従事している。主要な授業科目は、ごく一部が非常勤講師に委ねられているものの、基本的に専任教員が担当している。2008（平成 20）年４月１日現在の専任教員の年齢構成を職位別にみると、次のとおりの構成である。

	職位	71歳 以上	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
大学合計	教授	3	38	58	50	31	30	16	1	0	0	227
		1.3%	16.7%	25.6%	22.0%	13.7%	13.2%	7.0%	0.4%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	2	2	3	13	15	23	15	1	74
		0.0%	0.0%	2.7%	2.7%	4.1%	17.6%	20.3%	31.1%	20.3%	1.4%	100.0%
	講師	0	0	0	4	1	2	10	15	16	4	52
		0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	1.9%	3.8%	19.2%	28.8%	30.8%	7.7%	100.0%
	助教	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	7
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	85.7%	0.0%	100.0%
	全体	3	38	60	56	35	45	41	40	37	5	360
		0.8%	10.6%	16.7%	15.6%	9.7%	12.5%	11.4%	11.1%	10.3%	1.4%	100%

教育課程の編成は、全学的な組織として「全学カリキュラム委員会」があり、各学部には「カリキュラム委員会」がある。各学部のカリキュラム委員会において教育課程編成の議論がなされ、その原案が教授会に提示され、カリキュラムの改善が図られる。全学的なカリキュラムの調整は全学カリキュラム委員会において行われる。教員組織には、社会人や外国人が少数ではあるが含まれている。女性教員の割合は約１～３割である。

〔点検・評価〕

必修科目に関しては、すべて専任教員が担当している。その他の主要な科目もおおむね専任教員が担当しているので、この点は問題がないと考えられる。教員１人当たりの学生数は学部によってバラツキがあるが、各学部とも少人数教育をめざしている点は共通であ

る。教員の年齢構成は基本的に問題がないと考えるが、41～50 歳層がやや少ないといえる。外国籍の教員は少なく、今後、教育の国際化のために増やす必要がある。女性教員も社会的動向から増員が望まれる。

〔改善方策〕

教育効果を高めるために少人数教育をできるだけ増やしていく。具体的には教員数（非常勤講師を含める）を増やしていくだけでなく、講義科目の整理統合等も検討していく。教員採用にあたっては 50 歳以下の年齢層の教員を優先して採用していく。優れた教育・研究者であれば、外国人や女性を積極的に採用していく。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

情報処理関連授業では情報センターから教員の要請に応じて補助員が派遣されている。外国語教育については外国語学部の教室棟にＬＬセンターがあり、さらに中央図書館にも視聴覚教材があり、それぞれ職員が常駐している。2007（平成 19）年９月から事務組織の改革により全学的な教学センターが発足して、各学部の事務組織はなくなった。各学部事務室には、教学センターのスタッフと学長室所属の学部長補佐が常駐し、学生の修学支援や教員の教育支援を行っている。学部長補佐はオブザーバーとして各学部教授会に出席し、教育研究に関わる議論に参加して、教員との連携・協力関係を円滑に進めている。2003（平成 15）年度に開始されたＴＡ制度は、各学部とも大学院生を採用して授業補助にあたっている。研究支援については、総合研究室職員が外部研究支援制度等の情報を教員に提供し、研究費の獲得を支援している。

〔点検・評価〕

教育研究支援職員は、授業内容に関係して配置されているわけではないので、教育研究に応じて直接的に補助することはない。教学センターの発足によって学生サービスの大半が教学センターに移行した結果、教員に対する教育研究の支援体制は強化された。また学部長補佐の設置によって、各学部の改革プロジェクトに教員とともに学部長補佐が参画して検討にあたっている。ＴＡの採用は授業の教育効果をあげるとともに、ＴＡとして採用された大学院生が教育指導の経験を積んでいる。

〔改善方策〕

情報センターによる教員へのＦＤ指導を積極的に行い、インターネット情報環境をより一層活用していく。また教育研究支援体制を促進するために、学部長補佐の役割をさらに明確にしていく。教学センター体制については、学生による評価や改善の要請を受け取るチャンネルをつくる。ＴＡの採用は大学院生のキャリア形成に通じる点があるので、さら

に拡大する方向で検討していく。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

教員の募集・任免・昇格に関わる人事委員会は各学部に置かれている。教員の募集は公募で行い、選考は各学部で実施される。選考基準については、教育能力は教育歴と模擬授業等、研究能力は研究業績等に基づいて評価している。昇格は年齢・勤続年数と、教育・研究業績に基づいて行われる。採用人事における任期制は、2008（平成 20）年度から助教（任期は５年）が新設されることによって始まった。助教は再任不可であるが、任期中の准教授への昇任によって任期のない雇用となる。また学部によって異なるが、任期制に代わる措置として特約講師の制度を設けて、本学の卒業生であることを前提に、期間を限定して採用するという方式をとっている。

〔点検・評価〕

公募制の採用によって、有能な人材を広く募ることができる。昇格についても内規にしたがって厳正に行われている。しかし社会人教員や外国人教員については、従来までの昇格基準でよいかどうかという意見があがっている。任期制教員の採用については、各学部で受け取り方が異なっており、各専門分野の特徴との整合性を考えていかなければならない。

〔改善方策〕

基本的には採用人事や昇格人事等は学部内規にしたがって学部人事委員会と教授会において決定している。しかし基準を明文化していないために透明性に欠ける学部もあり、全学部が明文化した基準を作成することが課題であり、その検討を行っている。任期制については、今後の具体的な方策やその影響に関する検討が必要である。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

2007（平成 17）年度から「京都産業大学教員評価制度」が実施されている。この教員評価は、法務研究科を除く学部・大学院配属の全専任教員が対象となっており、各教員の自己申告により「教員評価個人調査票」を提出している。対象となる領域は、教育、研究、学内貢献・社会貢献の３つであり、各教員の教育研究活動の状況を的確に把握できるように設定されている。評価項目は教育領域では、授業の担当状況、授業内容、シラバス、成績評価、学生指導、教科書・資料の作成、教育の質的向上のための工夫等がある。研究領域では、学術論文や編著書、その他の学術的発表、公募型研究助成の取得状況、学会活動、特許等の取得状況、学術的な受賞等がある。これらはすべて点数化して教員自身が調査票に書き込むという方法をとっている。授業担当については、各学部において教員の担当コマ

数の基準があり、学部長が中心となって教員間で授業負担の偏りがないように調整している。授業内容についてはセメスター毎に実施される学生による「相互評価アンケート」を実施して、その結果は統計処理され、教員が授業の評価と改善点について把握できるようになっている。また、学部の教育目標・方針・カリキュラム等をホームページ上で公開することで、社会からの評価を受けることができるようにしている。

研究活動については毎年ホームページ上で公開されている「研究者データベース」の更新が求められ、研究活動調査書の提出が義務付けられている学部もある。これらの研究活動と関連付けた研究費の配分を指向している。教育研究活動の評価は主に昇任人事に反映されている。

〔点検・評価〕

「相互評価アンケート」は教員自身が学生の評価を把握できるということで、アンケート結果は教員評価の基準として一部採用している。研究活動については専門化が進んでいるため、学内よりも学外の評価が重視される傾向にある。教育研究活動の活性化のために取り入れられている教員による点数化は、活性化へと結びつく方法を模索している段階にある。

また、本学の場合、法務研究科以外の研究科は、専任教員は、原則、基礎となる学部に所属する教員である。したがって、大学院研究科における教員の教育研究活動の評価は、学部として行う評価に含めて行っている。

大学院研究科に特化した教育研究活動の評価については、これをどのようにするべきかという議論からはじめる必要がある。

〔改善方策〕

教員の自己申告による教育研究活動全般にわたる評価制度は、有効性をもたせるために充実させていく。またアンケートの質的向上を前提にして、授業に関して優れた業績をあげている教員を評価する制度をつくっていく。

研究業績については、論文の質を重視するために外部評価を取り入れることを検討しなければならない。

大学院研究科においては、学部で行っている学生による授業評価アンケートや教員相互による公開授業等について、１～２年以内には、制度を構築することとしたい。

※本学は、短期大学部を設置していない為、「大学と併設短期大学（部）との関係」について、記載しない。

１　学部等における教員組織

Ａ　経済学部

〔到達目標〕

現代経済社会の急速なグローバル化・情報化・複雑化の中で、学部・研究科が目指す、“優れた経済人”“高度専門職業人・研究者”の育成に対応しうるような教員組織としての充実を図る。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

経済学部は創設以来、複数の学科に分かれることなく経済学科のみによって構成されてきた。したがって、経済学部の学生に対する教育内容等についての協議はすべて、学部教授会において総合的に行われている。

2008（平成 20）年５月１日現在における経済学部の在学生総数は 2,851 名である。2008（平成 20）年度は新入生の入学定員 570 名に対し、最終的な入学者数は 647 名となった。これに対して、専任教員は 37 名、非常勤講師は 14 名である。学部専門の必修科目・選択必修科目と少人数の入門セミナー・演習は専任教員が担当することを原則とするが、一部の選択科目については学外非常勤講師に依頼している。

また、本学部では 2007（平成 19）年度より専門コース制を採用している。それによって、学生はその目的に応じ体系だった段階的な学修が行えるよう、第４セメスター開始時点に３つの専門コースの中から１つを選択し、専門教育科目から必修科目（各コース共通）４単位・選択必修科目（コースにより異なる）40 単位を含めて 68 単位を履修するよう定めている。

下記の表は、各コースとその専門科目数と専任教員担当科目数をまとめたものである。各コースとも専門教育科目は一部を除き専任教員によって担当されている。

	公共政策コース	産業経済コース	国際経済コース
専門・必修科目数	2	2	2
専門・選択必修科目数	42	43	42
専門・選択科目数	79	75	79
本学部合計専門科目数	123	120	123
うち、経済学部教員担当科目	101	100	101
非常勤講師担当科目	18	16	16
休講科目	12	12	12
テーマ別融合教育科目	63	63	63

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

経済学部専任教員 37 名のうち、学外兼職として非常勤講師を務めている者は教授３名、准教授３名の計６名、学外の委員等の委嘱を受けている者は４名（教授２名、准教授１名、講師１名）である。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学経済学部のカリキュラムでは、1・2年次において共通教育科目（人間科学教育科目、言語教育科目、体育教育科目）を履修するほか、経済学の基礎的科目（ミクロ経済学入門・マクロ経済学入門）４単位を必修し、２～４年次にかけて各専門コースにおいてそれぞれ重要と考えられる基礎科目と応用科目として選択必修科目 40 単位を含めて 68 単位（必修４単位も含む）を学修することになっている。

これらの専門教育科目のうち、基礎的科目や演習を含めた少人数科目、各コースの選択必修科目については、原則として専任教員が担当するようになっている。

また、「経済データ処理実習」にも春・秋学期にそれぞれ 11 名、４名の教員を配し、情報教育の充実を図っている。

なお、一部の講義科目・少人数科目は、非常勤講師への担当を依頼しているが、最小限の範囲にとどめている。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

2008（平成 20）年４月１日現在における経済学部専任教員の年齢構成をみると、以下の通りである。

教授では 71 歳以上が１名、66～70 歳６名、61～65 歳７名、56～60 歳２名、51～55 歳６名、46～50 歳１名、41～45 歳２名となっている。また、准教授は 46～50 歳１名、41～45 歳２名、36～40 歳３名、31～35 歳４名という構成である。さらに講師は 36～40 歳１名、31～35 歳１名である。

全体では、71 歳以上が１名、66～70 歳６名、61～65 歳７名、56～60 歳２名、51～55 歳６名、46～50 歳２名、41～45 歳４名、36～40 歳４名、31～35 歳５名となっている。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

全学的な組織として（全学）カリキュラム委員会や人間科学教育科目運営委員会、言語教育科目運営委員会があり、これら全学的なカリキュラム上の問題については経済学部長または学部の専任教員が委員として参加して検討・調整が行われている。

経済学部には学部内の組織として（学部）カリキュラム委員会が設けられ、学部レベルでの問題についての学部長ほか学部長委嘱の６名の委員により検討がなされている。具体

的な問題については同委員会で論議の上、原案が教授会に提示され、カリキュラムの改善や運営が行われている。

また、同一の講義科目を複数の教員が担当している場合も、その内容については学部長または（学部）カリキュラム委員長を軸に相互に連絡・調整がなされている。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

2008（平成 20）年度は２つの選択科目が民間企業と公的機関からの寄附講座として開講され、社会人による講義が行われているほか、「経済人特別講義」では企業等から毎回異なる特別講師を招聘している。

また、専任教員の中にも大学以外の民間企業や研究所、官公庁等での実務経験をもつ教員が 11 名（教授６名、准教授４名、講師１名）いる。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

経済社会のグローバル化が進展する中で、経済学部でも外国人の専任教員を重視しているが、現在、教員組織には１名の中国籍の准教授のみである。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

本学経済学部の専任教員数 37 名のうち、女性教員は３名である。また、専門教育科目担当の非常勤講師として１名の女性教員が含まれている。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（１）－１

各専門コースとも専門教育科目の 82～83%が専任教員によって担当されていることに象徴されているように、学部の教育目的“優れた経済人”を目指して、学生が４年間学修して成長できる教育課程に相応しい教員組織として十分適切に機能している。

具体的には、経済学部の専任教員は少人数科目（入門セミナー、３セメ基礎セミナー、外国語経済書講読、経済データ処理実習）を 1.5 コマ、講義科目を２コマ、そして専門的な演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを２コマ、の合計 5.5 コマを年間担当するのが標準となっており、専任教員から学生が十分な専門教育を受けられる教員組織となっている。

本学部は「徹底した基礎導入教育」を旨としており、その実現のため基礎的科目があり、かつ全てのコースで必修科目となっている「ミクロ経済学入門」と「マクロ経済学入門」にはそれぞれ５名の専任教員が当たり、１クラスあたりの受講者数を少なくする体制が採られている。加えて、「入門セミナー」もこれらの講義科目を補完する少人数科目として専任教員が担当している。さらに、「経済データ処理実習」にも春･秋学期にそれぞれ 11 名、４名の教員を配し、情報教育の充実を図っている。

また、通常の講義においてもとくに受講者が多い科目は２名の教員が担当し、複数開講

することによって、極端に多人数の講義にならないよう配慮している。

なお、一部の講義科目については他学部専任教員や学外非常勤講師に担当を委ね、また「３セメ基礎セミナー」や「外国語経済書講読」、「経済データ処理実習」といった少人数科目でも、充実を図るため非常勤講師の協力を得ているが、最小限の範囲にとどめている。

（１）－２

大多数の教員が専ら本学での教育・研究に専念しており、学外兼職者も経済学部の教育研究に支障のない範囲で携わっており、問題ないと考えられる。

（１）－３

各専門コースにおける主要講義科目（必修科目･選択必修科目）および、入門セミナー・演習等少人数科目は、ごく一部が非常勤講師や他学部専任教員に委ねられているほかは、基本的には専任教員が担当している。

しかし、非常勤講師担当の選択必修科目は、将来的には専任教員が担当できるようにすべきであろう。

なお、本学独自の 2004（平成 16）年自己点検・評価報告において、「今後の経済学部の科目体系の見直しと合わせて、担当教員の補充をする」とした点については、おおむね実現している。退職教員の補充として新規採用者の分野を決めずに、カリキュラムに応じて採用分野を選択してきた。学部の人事委員会はその採用方針を尊重してきた。

（１）－４

経済学部専任教員の年齢構成については、全体として 31～40 歳が 24.3%、41～50 歳が 16.2%、51～60 歳が 21.6%、61 歳以上が 37.8%であり、高年齢層が比較的に高いものの、ほぼバランスのとれた年齢構成となっている。

（１）－５

教育課程編成のための教員間の連絡調整は現行組織内で十分行われており、妥当であると考えられる。

（１）－６

教員組織における社会人の受け入れ状況については、実務経験が大学での教育・研究に生かされるためには、それが専門的・体系的知識と結びついていることが必要であり、またその意義は専門分野によっても異なると考えられ、実務経験の有無だけで論じることは適切ではないと判断する。

しかし、専任教員の新規採用にあたっては、公募を基本としており、大学以外の民間企業や研究所、官公庁等からの応募者についても公正に審査している。

（１）－７

外国籍の専任教員は現在１名であり、不十分と判断される。教育研究の国際化・グローバル化を考慮すれば、さらに増やす必要がある。

（１）－８

女性の専任教員も現在３名にとどまっており、社会的動向からみると、一層の増員が望まれる。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

毎年、定年退職者を上回る専任教員の新規採用、それも補充人事ではなく、適切な専門教育科目について公募する等、教員組織の適切性が維持されており、今後も教育課程との関連を重視して専任教員の公募採用を継続していきたい。

（１）－２

とくに問題もなく、改善すべき点も見当たらない。

（１）－３

選択必修科目は全て専任教員が担当することが望ましく、その新任採用を優先する方針である。

（１）－４

今後は、若年齢・中年齢層の教員を優先的に採用し、若返りを図る方針である。

（１）－５

教育課程編成のための教員間の連絡調整については、現時点では妥当であるが、今後とも教育課程の充実に向けた、十全の連絡調整のあり方を追求していきたい。

（１）－６

現時点では新規採用は、大学や民間企業、研究所、官公庁も含めて公募を基本としており、今後もその方針を強めていきたい。

（１）－７

優れた教育・研究者であれば、外国人の専任教員を積極的に採用していく方針である。

（１）－８

優れた教育・研究者であれば、女性の専任教員を積極的に採用していく方針である。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

全学的なＬＭＳ（Learning Management System）ツールである moodle（通称、ムードル）は、インターネット環境のもとで、講義資料の配付、課題の提出、提出課題の評価、教員への学生からの連絡、学生間の討論や意見交換、小テスト、成績管理ができるシステムであり、情報センターによって管理されている。

経済学部では、パソコン操作が必要な「経済データ処理実習」の受講希望者が多いので、数名の教員が担当している。さらに、３セメ基礎セミナーや演習の小クラスでも、情報処理の学修あるいは情報機器を利用した授業がある。情報処理教育の教室では、情報センターから、教員の要請に応じて、補助員が派遣され、情報機器に関する管理をしている。基本的な人的補助は提供されている。

外国語教育については、外国語教育の実習のために、外国語学部の教室棟にＬＬ（Language

Laboratory）資料室がある。経済学部の学生も個人学修に必要なＣＤ・ＤＶＤ等が視聴できる。経済学部生も語学担当教員を介して希望のＣＤ・ＤＶＤ等の購入も可能である。また、中央図書館にも、ＤＶＤ等の視聴覚教材が豊富にあり、図書館のなかにある視聴覚教室や少人数の視聴覚室でそれらを利用できる。それぞれの部署には学生に対応する職員が常駐している。

経済学部の授業として、従来の外書購読に加えて、英語による経済学講義がある。これは本学への留学生、本学から海外への留学予定者のみならず、すべての学生が科目登録できる。これらの授業では、補助員は必要とみなされていない。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

2007（平成 19）年９月から事務組織の改革により、全学的な教学センター体制となり、事務の集中化と合理化が進められた。その結果、経済学部事務室という事務組織は無くなった。したがって、教室棟にある「経済学部事務室」には、その教学センターのスタッフと学長室の職員（学部長補佐）が常駐し、経済学部学生の指導・対応および経済学部教員との協力作業等を行っている。教学センターへの学生事務の集中によって、学生は全学的な教学センターを利用することが多くなった。

教室棟にある「経済学部事務室」に配置されている職員数は、専任職員３名、契約職員１名の合計４名である。そのほか、教学センター（10 号館）には、経済学部担当職員１名、経済・経営学部兼任のゼネラルキャリア（職名）が１名配置されている。したがって、経済学部事務関連の職員は、教学センター所属が 3.5 名、学長室所属（学部長補佐）が１名、契約職員が１名の合計 5.5 名となる。

学部長補佐（学長室所属）は、オブザーバーとして、教授会に出席し、学部の教育研究に係る議論に参加する。学長、学部長、教授会の間の連携・協力関係を円滑にすすめるためである。ただし、学部長補佐には教授会での議決権はない。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

2008（平成 20）年７月末現在、４人の大学院生をＴＡ採用し、10 コマの講義補助を依頼している。ＴＡの主な業務は、授業準備、授業補助、学生からの質問対応である。ＴＡは基礎科目、受講生の多い科目に割り当てられている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（２）－１

moodle システムはインターネット環境であるので、学外でも海外からでも利用できる。しかし、経済学部では、学内ネートワークでしか利用できない従来のシステムも、同時に活用されている。全学的なインターネット環境は、まだ活用の余地がある。

また、情報教育の学生補助員は、機器利用の手助け、あるいは機器のトラブルの解決に

あたっており、授業が円滑に進む等、効果が上がっている。

語学教育については、補助員はいないし、その予定もない。外国語学修は全学的なカリキュラム改革の課題であるが、経済学部の教育との連携が不可欠である。

（２）－２

経済学部学生数は 2,851 名（５月１日現在）であり、職員学生比としては経済学部事務室の職員数４名は表面的には少ない。しかし、教学センター体制による事務処理の効率化に伴い、職員が今まで以上に「学部教育・研究の支援」を行う環境を整えつつある。つまり、学生サービスの大半が教学センターに移動した結果、教員に対する補助サービスはむしろ強化された。

ただ、学生対応・指導に関する教学センター体制は、発足後まだ１年を経ておらず、現在の状況をもって、その体制に関する全般的な評価を行うのは難しい。

また、学長室所属の学部長補佐の設置は、学長室との連携を強めるとともに、教職協働体制のための環境作りの一環である。学部・研究科の改革プロジェクトの立ち上げにあたって、教員とともに学部長補佐が参画して検討を行っている。

（２）－３

ＴＡの補助は授業の教育効果をあげるとともに、ＴＡ自身も教育指導の経験をしている。ただ、経済学部の授業科目数に比して、ＴＡの採用人数が絶対的に少ないことも課題である。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（２）－１

情報実習の補助員については、機器だけではなく、ソフトウェアの活用まで理解できる人材が望ましい。そのため、経済学部の情報教育にふさわしい補助員を採用するための予算措置が必要である。インターネット情報環境の一層の活用を図るためには、情報センターによる教員へのＦＤ指導を積極的に行う必要がある。

（２）－２

教職協働体制で学部運営を行うためには、情報の共通化と透明化を図り、不断の改善が必要である。学長室所属の学部長補佐の役割をさらに明確化していく必要がある。

教学センター体制については、学生の立場からのサービスに関する評価・改善を忘れてはならない。「管理・情報の集中化」と「指導・ケアの連携」をとることが望ましい。教職員は学生と日常的に接する者としてその連携の強化を図っていかなければならない。

（２）－３

大学院生のＴＡの採用に十分な予算を割り当てるべきである。このＴＡ制度については、大学院生の数が少ないことは事実であるが、予算措置も問題を抱えていることも事実である。ＴＡサービス向上を目指してＴＡ予算の増額を要請していくことを検討したい。

また、大学院生の研究活動を阻害しないように注意する必要があるが、ＴＡの経験は将来のキャリアに寄与することが大きいので、むしろ、その経験を院生に勧めて、教育の補

助体制を強化すべきである。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

人事委員会は学部長と教授４名の計５名によって構成される。教授４名は毎年、４月の教授会において選出される。内規によって教授の人事委員就任は連続再任３年を限度としている。人事委員会は必要に応じて、学部長によって招集される。

教員の採用人事は、募集を公募で行い、人事委員会において書類選考を行ったのち、最終選考では応募者に面接（プレゼンテーション）を行う。それら一連の選考を経て最終的に候補者として１名が人事委員会で絞られたのち、学長・理事長の面接を経て、最終的に教授会に提案され、審議・決定される。

昇任人事については「人事委員会内規」に基づき人事委員会において現行の職位における経験年数と教育・研究業績を基準に候補者を絞り、主査・副査による業績審査結果を経て、改めて人事委員会で審議・決定される。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

採用人事における助教５年を任期とする任期制は、大学として導入されている。しかし、経済学部ではこの任期制にもとづく採用はこれまでない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１

採用人事では公募制の採用によって、広く有能な人材を募ることができている。昇格に関しても内規に厳格に従って審査・決定されており、公平な扱いが確保されている。

（３）－２

任期制については、経済学部においては一部の教員から慎重に運用すべきであるという意見が出ている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（３）－１

採用人事や昇格人事等については、人事委員会や教授会で学部内規にもとづいて決定されている。ただし、人事委員は選挙で選ばれるものの、特定のベテランの専任教員が人事委員を続ける等、問題とはいえないまでも、改めて検討が必要である。

（３）－２

任期制については、経済学部として今後、社会の動向を見据えながら前向きに取り組んでいきたい。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学の専任教員に対する評価制度は、現在、①学生による「授業の相互評価」アンケート、②教員評価制度、③暫定教員評価制度の３つである。

①学生による「授業の相互評価」アンケートは、春学期と秋学期のＦＤ週間に実施されるものである。記入は無記名で、配布は教員が行うが、回収には原則的に教員は関与しない。アンケートは統計処理され、教務センターに結果が保存される。後日、集計結果はＷｅｂで、原票も授業担当者にそれぞれ送られ、学生の個々のコメントも知ることができる。

②本年度から実質的にスタートした教員評価制度は、各専任教員が毎年、教育、研究、学内貢献・社会貢献については基準にしたがって自己記入し、３年に１度、過去３年間の活動について各種の評価を点数として算出し、評価するものである。とくに、評価のきわめて良くないケースについて指導助言し、改善計画書の提出を求めるものである。このうち、教育に関しては、学生による「授業の相互評価」アンケートの「授業の点検」を中心に６つの調査項目が利用されている。

③暫定教員業績評価制度は、教育、研究、学内貢献、学外貢献の４分野にとくに優れた業績を上げた者に関して自己申告または所属長推薦により提出された自己申告書・推薦書を大学が審査して、評価対象となった者には特別賞与が支給されるものである。

なお、教員評価制度では、授業担当コマ数や学内委員についても評価される。経済学部では専任教員の授業担当平均コマ数は週 5.5 コマ前後であり、学部および大学の各種の委員としてすべての専任教員が携わっているが、大学あるいは他学部から、学部長を経ずに授業担当や委員就任の依頼があり、一部の教員に負担が集中することがある。その場合は、事後的に学部長がその調整を行っている。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教育研究活動の評価は主に、昇任人事において反映される。経済学部には「人事委員会内規」があり、内規にそって昇任人事が審査される。

人事委員は毎年、学部内の選挙によって選ばれ、長期の就任は防止されている。その昇任審査は教歴年数と教育・研究業績に基づいて行われている。研究業績は主に刊行論文の数・内容・掲載雑誌が基準となる。教育実績は実質的に教歴年数によって評価されている。

研究活動については、毎年、研究活動調査書の提出が義務づけられており、大学としてそれと関連づけた研究費の配分を指向すべきとの意見がある。

なお、研究のための条件は学内では専任教員間の公平性は確保されてきた。

採用人事については、研究者として教育者としての資質を評価する。まず、教授会メンバーからの意見を聞いた上、学部長および人事委員会が、主に、授業科目のカリキュラムから、新規採用が必要な分野を選択する。その原案を学長に提出して、承認を得た後、募

集要項を公表する。応募者からは履歴書、研究論文の提出を求める。推薦状は要求していない。人事委員会の協議の結果、選ばれた候補者は本学に来校してプレゼンテーションを行う。研究論文の報告ではなく、授業の講義のつもりで話をしていただく。このプレゼンには、経済学部の教員はだれでも参加でき、人事委員を通じてその意見を反映することができる。人事委員会が結論を出して、教授会で説明して教授会の承認を得ることになっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

「授業の相互評価」アンケートは、経済学部のほぼ全ての専任教員が実施しており、各教員はその結果を真摯に受け止めており、授業改善に役立てる等効果がある。ただし、現状では「授業の相互評価」アンケートの結果は、教員評価の基準として全面的に採用されていない。

教員評価制度については、経済学部ではほぼ全員の専任教員が参加しているが、評価のきわめて良くないケースはなかった。

ただし、この制度は、今年度スタートしたばかりであり、その点検・評価は難しい。なお、一部にこの「授業の相互評価」アンケート結果が利用されているが、当該授業の出席者によって記入されている。学生の評価に対する教員の立場からのコメントは聴取されていない点は課題となろう。

暫定教員業績評価制については、経済学部では自己申告・所属長推薦が多数あり、評価された件数も多数に上った。

（４）－２

専任教員の昇任については、「経済学部人事委員会内規」にしたがい、人事委員が本人の教育研究能力・実績を十分に考慮して客観的かつ公平に審査しており、適切に行われている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（４）－１

「授業の相互評価」アンケートについては、信頼できるデータが確保されれば、授業に関して優秀な教員を評価する等が行われて良い。そのためにも、アンケートの質的向上が望まれる。

また、教員評価制度・暫定教員業績評価制は、今後、さらに改善される必要があるが、何よりも客観性や公平性の確保と、その活用方法に対する教員の一層の理解が必要となろう。

（４）－２

研究活動に関する評価は今後、論文数だけでなく内容にも重点を置くべきで、このためには外部評価を取り入れる、査読雑誌掲載論文をより重視すべきであるという、意見がある。客観性や公平性の担保も含めて評価方法の検討が必要である。

また、科研申請等外部資金獲得については、研究活動の活性化に望ましいだけでなく、

学外評価にもつながることから、教員の教育研究能力評価の基準として導入することも一案である。

B　経営学部

〔到達目標〕

企業や様々な組織におけるマネジメントのあり方を論理的・実証的に追求し、その知見を講ずることでマネジメント能力を有した人材を育成することを目的とする経営学部およびマネジメント研究科は、それゆえに幅広い分野を包摂している経営諸科学の基盤的な分野と先端的な分野が過不足無く教えられるような教員配置を実現することが不可欠である。それと同時に、とりわけ学部では、出来るだけ少人数での教育が可能となるように教員を配置する必要がある。そうした人的資源を確保しつつ、経営諸科学の多様な分野を可能な限り教育できるような教員組織の構築をめざす。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

経営学部の教育理念は、経営諸科学を学ぶ中で獲得した知識や考え方を基盤にして、組織運営の様々な局面で発生する問題を多面的な視角から捉えて、それに対する解決の方策を見出し、それを実行するという意思決定が出来る能力をもった人材を育成することにある。この能力を本学部は「マネジメント能力」と位置づけているが、本学部が養成しようとしているのはそうした「マネジメント能力」をもった人材である。多様化する社会の中で十分に「マネジメント能力」を発揮するには専門的な知識や考え方を身につける必要がある。そのために経営学部では、経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科を設け、多様な分野で活躍出来る人材の育成に臨んでいる。2008 年度４月末現在経営学部に在籍する学生数は 3,039 名であり、教員数は専任教員 45 名（特定任用教員、客員教員を含む)、非常勤講師 19 名、客員教員（非常勤タイプ）１名の計 65 名である。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

経営学部の専任教員のうち、本学大学院との兼職を除き他大学の兼任をしているのは 10 名である。担当科目の合計は春学期 11 科目、秋学期８科目、通年４科目であり、いずれも週１日から２日の間に兼職が行われている。また、経営学部では本学大学院のマネジメント研究科に経営学部教員の全てが関わっていくという方針をもっており、とくに修士課程、博士課程に学生をもつ演習担当の教員の負担が重くなっている。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

2008（平成 20）年度現在、本学部におけるコア科目については、ほとんどを専任教員が担当している。その内訳は、「経営学部入門リレー講義」（１講義を 12 名で分担)、「基礎セミナー」(26 名)、「外書セミナー」(26 名)、「演習１・２」(39 名)、「演習３・４」(36 名)、「卒業研究１・２」(28 名）の計６科目である。また１年次配当の経営学部の基礎科目であるイントロダクトリー科目は 11 科目あるが、この内、受講生が多い会計の基礎科目である「簿記Ｉ」（専任教員２名、非常勤教員４名)、アカウンティングＩ（専任教員１名、非常勤教員１名）には非常勤教員も加えているが、その他のイントロダクトリー科目はすべて専任教員が担当している。

２年次以上の科目についても主要なものは概ね専任教員によって担当されている。例えば、ソーシャル・マネジメント学科では２年次で「経営と社会」、「ソーシャル・マネジメント概論」、「公共経営概論」の３科目を選択必修科目（２科目必修）としているが、これらはすべて専任教員が担当している。その他、同学科の３つの領域の中心科目にはすべて専任教員を配置している。経営学科でも、３つの領域を設定しているが、それらの中心科目、すなわち、「戦略・組織分析領域」における経営戦略・経営組織関連科目、「マーケティング領域」におけるマーケティング関連科目、「コミュニケーション・マネジメント領域」における経営情報関連科目には専任教員を配置している。「会計ファイナンス学科」では、設定されている領域は「会計領域」と「ファイナンス領域」であるが、前者においては中心である簿記および財務・管理・税務会計を講ずる科目はすべて専任教員が担っており、後者でも、中心となるファイナンスおよび証券・金融市場関連科目にすべて専任教員が配置されている。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

専任教員の年齢構成は、30 代８名、40 代 18 名、50 代９名、60 代 10 名であり、平均年齢は 49 歳である。兼任講師の年齢構成は、30 代３名、40 代８名、50 代３名、60 代４名で平均年齢は 48 歳である。この年齢構成は、専任についていえば、20 代の教員がいないことと 30 代の教員が相対的に少ない傾向にある。

（１)－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

近年、自己点検・評価の必要性、さらに具体的改善・改革の必要性が認識され、専門教科ごとの話し合いが今まで以上に求められるようになり、学科ごとの会議、そして関連科目担当者会議が増えている。関連科目以外の教員とも話し合いが持たれることもあり、好ましい方向に向かっている。たとえば、経営学部の入門リレー講義については、リレー講義の一貫性や成績評価等についての調整のため、関連科目以外の教員との連絡調整が行われている。毎年、年度初めには教員オリエンテーションを設け、基礎セミナー、外書セミ

ナー、演習指導における講義内容および成績評価の調整等を討議し、担当教員間での連絡調整が行われている。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

経営学部では、現在、社会人出身の専任教員（社会人としての勤続年数が５年以上）が20 名（特定任用教員を含む）在職している（2008（平成 20）年４月末現在)。このような社会人経験のある教員が教育指導に当たることによって、専門科目、演習指導等の科目において幅広い実務経験が反映されている。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

本学部の教員組織における外国人研究者の受け入れについて、現在、外国人の専任教員が３名在籍している。また、本学部では外国人の客員研究員を受け入れた実績がこれまでない（2008（平成 20）年現在)。さらに本学部では、ＦＤ研究会の場において年１回程度外国人研究者を招き、定期的に講演活動が企画・実施されている。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

女性教員数は８名、全専任教員に占める割合は 17.7％（2008（平成 20）年４月末現在）となり、女性教員の拡充が図られている。

〔点検・評価（上記８項目を含む)〕

経営学部では、演習１・２・３・４、卒業研究１・２、基礎セミナー、外書セミナー、担当講義科目等を合わせ、通年４コマ以上を学部教育における標準講義負担としている。演習１・２・３・４、卒業研究１・２、基礎セミナー、外書セミナーという少人数クラスの教育に加え、１年次生を対象に、経営学部入門リレー講義という授業を設け、３つの学科の概論授業を配当する等専任教員の負担は多い。

専任教員の数は 2002（平成 14）年度 27 名、2004（平成 16）年度 35 名であったが、昨年度学科新設にあたり大幅に採用したことから、2008（平成 20）年度 45 名と増えつつある。これは専任教員１人当たりの学生数や学生との綿密なコミュニケーション機会の観点からも望ましいことである。専任教員１人当たりの学生数は 67.5 人（2008（平成 20）年４月末現在）であり、改善されつつある。演習科目において教員１人当たり 20 名以上の学生を指導することが要請されるため、教員の教育負担は大きく、今後も専任教員の増員が望まれる。一方、受講生 300 名以上の大教室授業の数は 30 科目であり、この種の多人数の授業については、本学部の教育理念・目標の観点からみて残された課題となっている。

教員の年齢構成は 40 代の社会人経験をもつ実務家教員を多数採用したことから、中堅層の准教授が増強されたが、これに対して教授の数および 20 代の教員がいないこと、30 代の若手教員が相対的に不足していることは今後の人事計画で考えて行かなければならないこ

とであろう。

一般に経営学が主に研究対象としているものは、企業やその他の組織、そしてそれら組織活動の分析、組織経営の環境適応化と内部調整過程の究明である。したがって経営学は企業やその他の経営に関する様々な問題の解明を行うと同時に、それらの諸問題の中から普遍的法則を構築するための理論的展開がなされなければならない。このような、いわば経営学の二面性ともいえる理論的体系化の解明と、実践的科学としての現実への適応化を出来るだけ可能とするために、教員組織に社会人出身者をうけいれることが重要となる。その点については、本学部では上記のようにかなりの数の社会人出身者を採用しており、適切に対応しているといえる。それと同時に、本学部では本学独自に 2004（平成 16）年に実施された自己点検において実務家による実践的な知識を学ぶ科目の必要性も認識しており、そうした科目の開講を図ってきた。その結果、2008（平成 20）年度には経営学科において６科目（「営業力Ⅰ～Ⅵ」）、ソーシャル・マネジメント学科において２科目（「医療関連産業論」、「医療現場のマネジメント」）、会計ファイナンス学科において２科目（「ファイナンシャル・プランニング基礎・応用」）を開講するにいたっている。

また全国的に教員組織における男女比率の格差が問題視されている中で、本学部では女性教員を積極的に採用し、多様なニーズをもつ学生に対してそれぞれの個性に見合った特色のある教育を提供出来るように工夫してきた。その結果、女性教員の占める比率は 17.7%に達している。この点で、本学部の女性教員採用への取り組みは評価されてよいであろう。さらに、経営にグローバルな視点が必要とされ、学生にも海外からの留学生が増える中で、本学部では外国人の専任教員を増やしていく方向にある。

新学科設立にあたり学科内の科目の体系づけを中心として、再度学部内の科目の体系づけについて検討することになり、授業内容および成績評価の質的向上が重要であると考える教員が増えるようになった。そのための点検が、学部運営委員会、教務委員会、自己点検・自己評価委員会によって行われている。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

教員１人当たりの学生数を少なくし、教育効果を高めるために、改善・改革の方策が検討されなければならない。教員数を増加させ、科目の効率的な配置を検討して整理統合を行うことは、経営学部の教育理念に沿って教育効果を高める上で欠かすことの出来ない方策である。学部改革を検討する一連の委員会（学部運営委員会、学部教務委員会）では、講義科目の整理統合の検討、つまり、講義科目の有機的な結びつきを確認し、科目の必要性や整理出来る科目等の検討に取り組んでいる。

学部の理念達成のために、専任教員を増やして、きめ細かい教育サービスを提供するように努める必要がある。さらに、時代のニーズに応じた実践的な知識を学ぶ科目の開講を適宜増やしていくことが不可欠であり、適宜、実務家出身の兼任教員の登用を同時に検討していくことが望まれる。とくに、３年次以上の配当科目である特別講義に実務家による

新たな科目をさらに開講していく必要がある。

20 代の教員がおらず 30 代教員も８名（17.7%）と若手教員が少ないため、若手教員を採用し、長期にわたって本学部に勤続するための工夫がなされなければならない。専任講師、准教授には研究時間の確保を配慮しつつ、専任教員として定着する具体的なビジョンと計画立案が必要とされている。

本学部の各教員は、学会やシンポジウム等を通して、外国人研究者との人的ネットワークを構築することが必要である。外国人の専任教員を積極的に採用していくことにより、教員一人ひとりが多様かつグローバルな見解を広げる機会を多くもち、教員組織のさらなる活性化が期待される。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

現在、経営学部では、外国語教育・情報処理についての専門的能力をもったスタッフは採用していない。外国語教育としては１年次配当科目として「外書セミナー」で英語教材を用いた演習、情報処理教育に関しては「基礎セミナー」でワード、エクセル、パワーポイントの使用方法と情報倫理教育を必須としている。研究活動の実習ともいうべきゼミ活動においては　39 名の教員が担当している。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教育研究支援職員は、経営学部事務室に配置されている職員や教学センターの職員はもちろんのこと、研究費に関する研究機構の職員、図書・資料に関する図書館の職員、コンピュータの技術関連と教材開発で支援する情報センターの職員、機材・資料に関する管財部の職員等であるが、経営学部教員もこれらの教育研究支援職員から適宜アドバイスや支援を受けつつ教育・研究業務を円滑に行っており、適切な協力関係を構築している。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントの制度は 2003（平成 15）年度から導入され、2008（平成 20 ね）年４月現在８名のＴＡが採用され教員の教育活動を支援している。本学部では、ＴＡの採用に当たっては、まず学部全体に共通する科目を優先し、次いでイントロダクトリー科目、専門講義科目のそれぞれを前年度の受講生数の多いものから順に優先していく形で申請しており、適切に運用が行われている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

経営学部では「外書セミナー」を独自に開講している。また経営学部専門科目の英語講義

を開講している。情報処理教育に関しては授業を補佐するアシスタントを置く制度がない。

研究機構は教員の科学研究費申請に関して様々な情報提供と助言をしている。この結果、教員の申請に関する困難度は相当軽減されている。図書館職員も資料の検索、他大学所有の資料等の閲覧に関する助言等教員の教育研究活動に便宜を図っている。情報センター職員もパソコンのトラブルの解決やソフトに関する技術・情報を提供する役割を担っている。ティーチング・アシスタントの制度により、多人数教育の現場で教員の負担が多少改善され、また学生に対する教育サービスも多少向上したと評価出来る。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

外国語教育については全学共通教育センターが全学的に担当している。情報処理教育については基本的に学部での教育に委ねられているが、ソフトのバージョンアップ等もあって各教員の負担が増加している。専門化されたスタッフを配置することにより、さらに高度な教育を実施することが必要である。

大人数教育の場合は、出席確認や小テストの実施等で、教員の時間とエネルギーが取られることが多い。ティーチング・アシスタントの数を増やし、一層の教育支援体制を構築することが望ましい。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

2000（平成８）年度から、経営学部では公募制を取っている。それ以降教員の選考は概ね公募により行われてきたが、公募が必ずしも適切かつ優秀な教員を採用するために最適な手段かどうかについては議論があり、特定分野について公募によらない教員の採用も検討されるようになった。

昇格については講師・助教歴３年、准教授歴７年を基準として教授全員で組織されている人事委員会で検討され、当該教員に昇格申請の勧奨が行われる。それに応じて、昇格を希望する教員は研究業績を人事委員会に提出する。それを受けて、人事委員会では関連領域の教授に研究業績の審査を委託し、その審査結果を教育・学務・人格等を総合的に評価して、最終的には投票によって昇格の適否を決定する。従来は昇格に当たって必要とされる研究業績の数は慣例的に判断されてきたが、2008（平成 20）年よりそれを「京都産業大学経営学部専任教員の採用・昇任に関する基準」として、明示した。それによって明示された基準は、教授への昇格に当たって必要とされる研究業績は原則として７編以上、准教授への昇格には３編以上となっている。この「基準」には研究業績についての付随規定も含まれている。このように基準を明確化したことによって、本学部の採用・昇格の運用はより適切なものとなっている。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

経営学部では 2008（平成 20）年４月末現在、２名を特定任用教員として、実務家あるいは専門家教員を任期制により採用している。実務家として活躍する教員に関しては、学内委員等の業務を免除する任期制での雇用が望ましい措置となっている。

なお、本学では任期制の「助教」や「特約講師」の制度が導入されているが、本学部では、2008（平成 20）年度現在ではそれらのタイプの教員の採用はない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

公募制が教員選考において、公明・公正な選考方法であるという信念に基づき採用を実施してきたが、募集の時期等によっては応募者数や資質の面で変動があり、期待するような成果が得られない場合も生じた。また、公募による採用教員が着任後すぐに退職するという事態も生じたことから、推薦による優秀な人材の確保という方法も残しておくほうが現実的な対処であるという判断が下されるようになった。このため、現在では公募および推薦の二方面から採用が検討されている。

昇格基準については、アカデミックなキャリアを積んできた研究者に対して明確な基準を作成すると共に、実務経験をもつ社会人教員に関しては、その基準を軽減する処置が望まれる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員募集に関しては、募集の時期、募集の科目設定、公示の方法等技術的な面で、一層の改善が必要であると共に、任期制教員を積極的に採用していくことで、終身雇用の教員への刺激となり、教育・研究の活性化へとつながる。また、明確な昇格基準の設定と、社会人経験者への昇格基準の軽減および例外措置の実施は、経営学部として必要な優秀な実務家教員を採用し、さらに長期的に本学に貢献してもらうために不可欠であると考えられる。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学は既に教員評価制度を導入しているが、それによれば、評価項目は教育領域に関するものとして（ⅰ）授業担当の状況、（ⅱ）授業の内容、（ⅲ）シラバス、（ⅳ）成績評価、（ⅴ）教育面での学生指導、（ⅵ）教科書・資料の作成状況、（ⅶ）その他の教育の質的向上のための工夫が挙げられている。

研究領域に関するものとしては、（ⅰ）学術論文、（ⅱ）編著書、（ⅲ）学会誌における解説記事および書評、（ⅳ）その他雑誌・新聞等への学術的発表、（ⅴ）科学研究補助金、公募型研究助成に関する事項、（ⅵ）学会活動、（ⅶ）ＰＤ、ＤＣの受け入れ、（ⅷ）特許および実用新案の取得状況、（ⅸ）その他学術的な受賞等が挙げられる。

経営学部教員もこれらの項目について評価を受けている。

また、教員の教育の内容については、本学部では早くから「学生からの授業評価」を実施していたが、現在は全学的な制度の下で、各セメスターですべての講義科目について「学生からの授業評価」が実施されている。

教員の研究活動の状況は、公開されている「研究者データベース」によって知ることが出来る。そこでは次のような形で示されている。

（ｉ）研究テーマと研究内容:教員の現在の研究テーマとその内容が具体的に示されている。

（ii）研究業績：著書や論文等最近の研究成果が一般に参照可能な形で掲載されている。

（iii）学会等の活動：所属学会、学会発表、学会の役職、学内・外における活動について記載されている。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員選考における教育能力は、教育歴と模擬授業によって評価される。研究能力は専門分野を担当する専任教員が、論文を中心に業績内容を詳細に検討して評価する。とくに査読論文の有無を重視している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本学が教員評価制度の導入に踏み切ったことは評価出来るが、評価項目の適切性については議論の余地が残されている。「研究者データベース」によって教員の研究活動の状況を知ることが出来るが、それだけでは研究活動を活性化する要因にはならない。そうであるからといって、企業のように、点数化することで教員の質の良し悪しを問い、それを報酬に反映させることには問題がある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

客観的な評価を真摯に受け止め改善する必要はあるが、研究者は長期的なスタンスで研究に臨み、大きな研究業績を残すことも重要である。学生からの授業評価も、点数を上げるためだけに努力する方向を目指す危険性をはらんでいる。大学教育に点数制の評価が本当にふさわしいかどうか、再度検討する必要がある。

Ｃ　法学部

〔到達目標〕

法学部の教育目標は、法的思考力と公共心とを兼ね備えた教養ある専門職業人の育成であり、良き市民の育成である。そのためには学生が法と政治の諸相を幅広く効果的に学修できるようなカリキュラムを構成する必要がある。それを可能にすべく、実定法、基礎法、政治学の各分野の優秀な教員がバランス良く、かつ充分に配置されること、それが法学部の教員組織上の到達目標である。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

法学部の専任教員は、34 名であり、内訳は次の通りである。実定法領域を専門とする教員は 20 名、基礎法領域を専門とする教員は６名、政治学領域を専門とする教員は８名である。

法学部法律学科の理念・目的にとって、実定法領域を中心に、基礎法領域と政治学領域を補佐する人的体制は、やや実定法領域に偏重しているが、均衡の取れた適正範囲内の状態であると評価できる。しかし、学生数に比して専任教員の数は少なく、均衡は取れているものの、全体の規模が小さいという問題点は否めない。専任教員１人あたりの学生数は、85.3 人となり、２・３年次生の演習においても、25 名を限度に編成せざるを得ない状況が続いている。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

法学部は、専任教員を自大学の教育研究に専念させるために、原則として、他大学における非常勤の限度を通年２コマとして許容している。また、原則として、自大学での授業コマ数を助教４コマ、准教授４・５コマ、教授５コマとして課している。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

主要な授業科目として、法学部の必修科目として指定されている民法Ⅰ（４単位）および刑法Ⅰ（４単位）が挙げられる。これらの科目は、いずれも２クラスずつ開講され、２名の教員によるリピート科目として編成されている。担当教員の専任比率は、民法Ⅰが２名中２名（100%）、刑法Ⅰが２名中１名（50%）である。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

法学部専任教員 34 名中、2008（平成 20）年５月現在、60 歳代８名、50 歳代８名、40 歳代５名、30 歳代 13 名となっている。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教員間の連絡調整の場は、現行の教育課程についてはカリキュラム委員会、将来の教育課程については企画委員会である。これらの委員会において決定された事案は、法学部教授会において意見交換、審議され、最終的に決定される。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員 34 名中、社会人教員は２名である（5.9%）。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

専任教員 34 名中、外国人教員は２名である（5.9%）。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

専任教員 34 名中、女性教員は８名である（23.5%）。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

法学部専任教員の人的体制は、実定法領域が中心であるとはいえ、もう少し実定法と基礎法・政治学のバランスを見直す必要があろう。また、専任教員１人あたりの学生数を改善する必要が痛感される。

専任教員の自大学での研究教育に専念するための学外での非常勤の枠組みおよび学内での授業コマ数の枠組みを適切に設定していると思われる。

主要な授業科目への専任教員の配置状況に関して、民法Ⅰは適切であるが、刑法Ⅰは改善するよう留意する必要がある。

教員の年齢構成に関して、学生と年齢的に近い教員が多い反面、経験豊富な年齢層の教員が相対的に少ないと言える。

教員間の連絡調整を図るカリキュラム委員会、企画委員会は、可能な限り、憲法、刑法、民法、商法、基礎法、政治学といった諸領域から多様な専門分野の教員から構成されるよう配慮されている。各委員は、委員会と当該領域の他の教員との連絡調整も期待されており、これらは効果的な制度であると考えられるし、長らく有効に機能してきたといえる。

社会人教員は、法科大学院への配置換えに伴い、激減した。法曹、行政、産業その他の実務経験を有する教員の存在は、研究者教員への刺激となり、学生の視野を広げる意味において貴重であり、昨今の産・学・官連携の趣旨からいっても更なる社会人教員の受け入れは望ましい。ただし、研究者・教育者としての適性や能力も勘案する必要があり、適格者を見つけることは必ずしも容易ではない。

外国人教員に関して、ボーダレスの今日、異文化との接触が一般化したとはいえ、多様な価値観や学風を身に付けた外国人教員が、長期間、研究・教育に取り組むことにより、他の大学構成員への刺激の質と量は、相当なものと考えられる。その意味から、外国人教員の人数は少ないといえるかもしれない。しかしながら、学部の性格から、担当科目、使用言語、滞日可能期間等の諸点から、受け入れの適否を考えざるを得ない場合もあろう。

女性教員に関して、法学部の共通認識は、男女共同参画が取沙汰される以前より、「教育者・研究者としての資質に関する限り、性差は問題にならない」ということであった。ゆえに、女性教員の占めるべき比率が議論の的になったこともない。現在の割合は、全国レ

ベル、本学全体からしても、妥当なレベルにあると評価できる。したがって、これからも、性別を問わず、適材適所の基本原則を変更する必要はないように思える。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

法学部は、2009（平成 21）年度に開設する法政策学科に関連して、新規教員の増員人事が行われることを機会として、実定法・基礎法・政治学（政策学を含む）のバランスの見直し、主要な授業科目である刑法Ⅰの専任教員の配置状況の改善、学生数と専任教員との比率の改善、社会人教員（実務家教員）の増員が図られる予定である。

それに伴って、教員の年齢構成（60 歳代、50 歳代、40 歳代、30 歳代）も大幅に改善され、各年代の教員数がバランスよく構成される予定でもある。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

実験・実習を伴う教育として、プレップセミナー、２・３年次演習または自由演習において、裁判所傍聴、刑務所訪問、自衛隊見学等行われることがある。また、法学部の外国語教育として、英文契約書作成、日本語と英語による日本の法律および外書講読（英、仏、独、中、露、伊）がある。これらの授業科目では、人的補助体制は存在しない。情報処理関連教育は、法学部の授業科目として行われていない。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教育支援職員として、教学センター職員および情報処理センター職員が担当している。前者は、教員に対して、授業および試験実施に関連する事務的な支援を行い、後者は、授業で使用する教材のデジタル化により教員を支援している。また、研究支援職員として、総合研究事務室職員が、科学研究費その他の外部研究支援および本学独自の総合研究支援制度について小冊子、ホームページや説明会といった形で情報を教員に提供し、研究費の獲得を支援している。研究支援職員である総合研究事務室職員との連携関係から、2007（平成 19）年度の科学研究費は、31 名中 12 名（約 39%）が申請し、４名（約 13%）が獲得した。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント（以下、ＴＡ）について、今年度は、延べ 36 科目で延べ 36 名のＴＡが採用されている。実数としては、13 名の教員が 17 名のＴＡを採用している状況である。現在のＴＡは、大学院生に限定されており、法学研究科院生が少数のため、法務研究科院生も含まれる。教員側からのＴＡの申請科目数とＴＡの採用科目数は、ほぼ同数である。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

法学部の授業形式に関して、実習および見学等の学外研修が、教育効果を高めるために重要な方策の１つとして評価されているが、訪問先との調整等を含む煩雑な事務処理は、教員の個人的努力により行われているのが現状である。法学部における外国語教育は、外国人教員を含む専任教員で行われている。とくに外書講読は、読むことを中心として行われるために、外国語教育に関する人的補助体制の必要性はあまり感じられない。

教育支援職員、とくに教学センター職員との連携・協力関係に関して、とくに大きな支障もなく、授業を実施してきた。しかしながら、法学部の最近の授業傾向として、外部実務家によるリレー講義（地方自治未来論、総合安全保障論、人事労務の実務等）が増えつつある。教育支援職員は、それらに対して労力を振り分ける状況になく、授業担当の教員は、講師の選定はもちろんのこと、授業実施に関する事務的調整までも行わざるを得ず、過重負担となっているのが現状である。新たな授業傾向に対処し、魅力のある授業科目を実施するためにも、教員と教育支援職員との間の連携・協力関係の更なる強化が必要である。

情報処理センター職員との連携関係は、教材のデジタル化がそれほど活用されていない状況から、あまり密接であるとはいえない。

研究支援職員との連携強化の効果として、科学研究費の申請数が 2005（平成 17）年６件、2006（平成 18）年８件、2007（平成 19）年 12 件と増加している。これは、評価できる傾向である。

2004（平成 16 年）年の時点で、演習室運用補助員の増員および活動範囲の拡大、ならびにプレゼンテーション設備の授業での補助員の配置を改善策として考え提言していた。それは、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）という形で実現されている。もっとも、ＴＡの採用人数（予算）に制限があるため、申請の後に科目に優先順位が付けられ、原則１科目１人の制限が設けられ、また、ＴＡを行う者の学業への影響も勘案して、１人につき１週３コマと制限していることから、有効に活用しようとする意図がうかがえる。もっとも、受講生が多数の場合の教員負担を考慮して、１科目に複数のＴＡがつくことは、合理的範囲内と考えられる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

実験・実習を伴う教育を実施するための人的補助体制の整備および教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は、密接に関連した事項である。実習教育にしても、実務家によるリレー講義科目にしても、外部との事務的調整を如何に適切に処理するかが大きな課題となっている。今後、これらを担当する支援制度なり教育支援職員を抜本的に整備することが必要であり、そのための議論を進めなければならない。

現在、ＴＡ制度をまったく活用しない教員も半数以上いて、学部全体としてＴＡ制度が適切に活用されているか見直す必要がある。また、新学科での実習科目その他教育内容を

充実させるために、ＴＡを活用する必要性が一層増加するものと思われる。そのために、ＴＡの採用人数（予算）の見直しやＴＡの人的確保が図られなければならない。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きについて、法学部の内規を新たなものにするとともに、より精緻化するために、「京都産業大学法学部専任教員採用・承認に関する基準」が 2006（平成 18）年４月１日に制定された（最近改正は 2007（平成 19）年４月１日）。人事に関する審議手続きは、教授のみによる教授会の承認を得て開始される。資格審査委員会が特別に設置され、その審査結果が教授会に報告される。人事の基準ならびに手続きに関する規程は、上記の制定した基準に明記されている。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

開設科目の改変および新設科目の設置に伴い、専任教員が担当することが困難な場合や最適な人材が外部にいる場合に、特定任用教員および客員教員を３年任期で採用して、それらに対応することができる。現在、専任の特任教授１名、客員教授２名を採用している。

また、任期制として特約講師（３年任期で再任なし）および助教（５年任期で再任なし）の制度があり、2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度まで特約講師として１名採用した。また、新学科の設立に伴い、2009（平成 21）年度から助教として１名を採用する予定である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

上記の教員の募集・昇格に関する基準および手続きは、厳格に遵守されており、運営上問題がない。

教員の適切な流動化を促進するための制度が整っており、状況に合わせて、適切に活用されている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員募集等に関する基準および手続きは、引き続き遵守していくことが重要である。

客員教員および特定任用教員の制度は、今後とも時代の要請にあった教員構成を目指すために、適切に活用することが重要である。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

2006（平成 18）年度から、「京都産業大学教員評価制度」が全学レベルで実施されている。法学部も法学部教員評価項目に従って、各教員の自己申告により、教員評価個人調査票を毎年提出している。教員評価項目は、教育領域、研究領域、社会貢献領域と広範囲にわたり、各教員の教育研究活動の状況を的確に把握できるように設定されている。学部教員評価委員会が、専任教員の諸活動に関する個人調査票を毎年点検するとともに、３年ごとに各教員の諸活動を評価する。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

人事に関する審議に関して、個別の人事案件に応じて特別に設置される資格審査委員会の審査結果報告に基づいて実施される。当該委員会は、「京都産業大学法学部教員採用・承認に関する基準」に従って、候補者の研究業績、研究歴および教育歴等を包括的に審査する。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2008（平成 20）年は、過去３年間分の教員評価個人調査票を集計し個人評価を判断する時期となっている。したがって、その判断はまだ行われていない。その場合に、教員評価個人調査票の提出が各教員を評価する上で最も重要な要件となってくるが、３年間でまったく提出していない教員は、提出対象教員 31 人中４人（約 13%）であった。

資格審査委員会は、関連分野の複数の専任教員によって構成され、専門的見地からの評価報告が適切に行われている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員選考基準における教育研究能力・実績が今後とも適切に考慮されるよう留意することが重要である。

法学部が、教員評価制度に従って、教員の教育研究活動を適切に判断するためには、法学部全教員が個人調査票を提出することが必要である。今後、教授会その他の機会で当該提出を強く呼びかけることとする。

Ｄ　外国語学部

〔到達目標〕

学部の主要科目については、原則として専任教員を配置する。また外国語教育に携わるという学部の性格から一定数の外国人教員を確保する必要があろうし、昨今要請されている社会人教員受けいれとの関連で今後も実務経験者の登用を継続してゆきたい。もちろん、今後とも教員採用に当たっては、長期的視点に立ち、年齢、性別等にも充分配慮したい。

大学院研究科の教員組織については、将来的には学部教員との併任ではなく、研究科専任の教員を配置し、加えて大学院の教育研究を支援する専属スタッフを充てる体制を構築したい。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

上述の本学部の教育目標に鑑み、編成されたカリキュラムを実施する教員組織の適切性の如何を、専任教員と非常勤教員の比率、日本人教員と外国人教員の比率、教員の年齢構成、教育しようとする内容と教員の専攻分野の整合性等の観点から、学科専修のそれぞれについての点検を試みる。

本学部に所属する専任教員は 65 名であり、その構成は、教授、准教授、講師、助教を合わせて 57 名、特任教授２名、特定任用教員１名、外国語契約講師３名、特約講師２名となっている。

そして、兼任教員（客員教授、非常勤講師）は 67 名となっている。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

本学部の専任教員は本学における教育研究に従事している。他大学で非常勤講師としてその大学の教育に助力している専任教員もいるが、それは本学の教育研究に支障をきたさない限りにおいて実行され、また許可されている。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

外国語学部全体に主要な科目のほとんどを専任教員が担当するように努めている。この数年の間に退職した専任教員の補充が困難である現状では、非常勤講師に頼らなければ開講できない科目もあるが、重要な科目においてはできるだけ専任教員が受けもつように最大の努力を払っている。

例えば、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、インドネシア語、イタリア語のような初習外国語では、１・２年次に配当されたインテンシブと呼ばれる科目によって語学的基礎を修得することが定められている。これは最も重要な科目であるがゆえに、各語学科の専任教員が責任をもって教育するのが原則となっている。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

本学部の教員の年齢構成は以下の通りである。大学教員を１人育てるには、修士、博士課程における専門知識修得が要求する多大の時間と労力に加えて、多少の教職経験も必要

であるため、普通の企業のように 20 代で常勤として就職するということは稀である。さらに教授に昇進するまでには、講師、准教授の段階でその役職に相応しい教育研究業績を示さねばならない。このような事情から、社会の通例とは異なり、大学教員、とくに教授陣の平均年齢が高くなることはやむをえないことである。

英米語学科：	60 代：３名	50 代：５名	40 代：５名	30 代：３名
ドイツ語学科：	60 代：２名	50 代：３名	40 代：１名	30 代：１名
フランス語学科：	60 代：２名	50 代：４名	40 代：１名	
中国語学科：	60 代：１名	50 代：２名	40 代：２名	30 代：２名
言語学科：	60 代：４名	50 代：４名	40 代：４名	30 代：２名
国際関係学科：	60 代：３名	50 代：３名	40 代：２名	30 代：５名

2008（平成 20）年度４月に国際関係学科が設立されたことにより、30 代の教員が増加したこと、また若手特約講師の採用によって、平均年齢はかなり若返った。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部全体で、教員間の連絡調整はほぼ問題なく行われている。

インテンシブ科目のように、全体の授業進度が一定に進むことが求められるような科目、共通試験問題の作成、成績の集計、学生への対応、担当教員間の意見調整等、学科会議を頻繁に開催して適切な対応を実施している。また、各学科間の意思の疎通、合意を図るための会議、意見交換も行われている。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

2004（平成 16）年度自己点検・評価報告書の「教員組織における社会人の受け入れ状況」項目に、「多様な人事採用制度の中で、社会人の教員受け入れも考慮すべきであろう。」との記載があったが、2006（平成 18）年度から、企業からの出向という形で、航空業界での豊かな経験をもつ人材を、国際ツーリズム・エアラインビジネス関係の科目を担当する特定任用教員として受け入れている。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

この質問における「外国人」という言葉の定義はなかなか難しい。語学教育・国際人養成が中心となっている本学部が必要とする外国人教員を、大学がその人物に対して求める外国語を母国としているか、否かという点から定義するとすれば、専任教員 65 人中、そのような教員は 15 人であり、比率は 23%である。本学部のもつ特性により、その比率はかなり高い。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

専任教員 65 人中、女性教員は 20 人であり、比率は約 30%である。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

教員の構成はそれぞれの学科専修で異なるが、点検すべき問題は総じて共通している。多様な人事制度の導入によって専任教員を中心とする教育・研究組織の構築を目指すべきではあろうが、その実現は現状では困難である。外国語の習得には、地道な指導に基づいた少人数クラスでの教育が必要であるが、専任教員の数に限りがあるため、多くの科目を非常勤講師の助力に頼らざるを得ない。これは何も本学に限ったことではなく、現在日本の大学教育、とくに語学教育は、非常勤講師の存在なくしては成り立たないというのが現実である。

ヨーロッパの大学ではそれぞれの専任教授には事務を行う専属秘書がつくが、日本では専任教員は研究・教育のあいまに、問題ある個々の学生への対処から始まって、諸会議、果ては大学組織運営に必要な事柄に至るまで、膨大な事務作業を同時に遂行することが要求される。しかし、本学部では特任教授、特定任用教員、外国語契約講師、特約講師などはこの仕事に関わることはないし、日本語が得意ではない外国人専任教員もこの煩雑な事務作業から除外されるのが普通であるため、実際の事務的作業はほとんど日本語を母語とする教授、准教授、専任講師、助教が担うことになる。このような日本の大学を取り巻く諸事情を考慮すると、研究・教育機関たる大学の掲げる理想と現実のあいだに横たわる深い溝が見えてくる。

教員の人的構成について考える場合、上記のような理由からしても、全体に占める社会人、外国人の比率改善というような数値では割り切れない事情が存在するのである。

また、本学部に女子学生が多いからといって、女性教員の比率をそれに合わせれば学修成果が上がるという説得力のある証明は存在しない。確かに同性であれば、何かと相談しやすいという意見もあるだろうが、現実は必ずしもそうなっているわけではない。異性の先生に学びたい、あるいは助言を求めたいという生徒もいる。学問以外の学生の悩み、例えば環境不適応や異性関係、セクシャルハラスメント等の問題については、教員ではなく、資格をもつ機関・専門家が個別に対処すべきであろうし、本学にはそのための制度も存在している。

年齢構成についても同様である。先に述べたように、本学部では国際関係学科の設立によって全体の平均年齢がかなり若返ったことは事実である。しかし、教員の平均年齢が高いということを、教育・研究の非能率化と結びつけるのはあまりに短絡的である。事実、高齢でありながら、優れた教育・研究業績を挙げている人は多い。長年にわたって教育研究分野で研鑽を積んできた教員は、本学部にとって貴重な存在である。また、このような経験豊富な教員は、大学運営にとっても不可欠である。結局は性別・年齢というより、個々の教員の資質の問題である。

本学科では、外国人教員が若干手薄である。外国語学部という性質上、外国人教員は非常に重要な存在であって、彼ら抜きの語学教育は考えられない。また、日本人教員にとっても、語学的疑問を解決する際の大切な助言者となっているが、例えば任期３年の外国語契約講師の場合、人事の活性化をもたらす一方で、教育上大きな問題を生んでいる。この点については、別項の「教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き」のなかで改めて論じる。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

ほとんどの学科専修で専任教員の補充を訴えている。しかし、外国語学部の専任教員数がここ数年、定年・早期退職で減りつつあるなか、大学の方針として、新学科としてスタートした国際関係学科以外での専任教員の採用は困難となっている。その結果、契約講師や特約講師を除く数少ない専任教員が、教育研究の傍ら、大学運営上の様々な職務を果たしていかねばならない状況となっている。本学部の将来構想のなかで、各学科専修の専任教員数を何人とすべきか、またその定員枠内でいかに効率的教育研究、また大学運営を実現するのか、さらに詰めた議論が必要である。

現在行われている多様な人事制度導入によって生じる利点、問題点を明確にし、大学教育とはどうあるべきかという視点に立って、この困難な時代のなかで本学部の教育研究をさらに飛躍させていくために最善の方法を見出していかねばならない。そのためには単に数値のみに頼った分析ではなく、各学科専修の忌憚のない意見を聞き、それができるだけ人的体制にも反映されるよう努めるべきである。また、外国語学部であっても、単に外国語を話す能力に留まらず、国際的に通用する人間的平衡感覚と巾広い教養を身につける教育ができるような人的体制を構築すべきであろう。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

外国語教育における情報処理教室での授業では、本学学生・院生による大学の情報教育支援体制の１つとしてＭｉＣＳというサポート体制が存在する。同サポートは、授業でのサポート、教員の授業支援のためのパソコン等のメンテナンス、学生の情報教育の相談支援体制が組まれている。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

外国語学部には両スタッフの連携等の制度はない。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

外国語学研究科の中国語専攻と言語学専攻に在籍する院生（修士課程）による学部教育科目（外国語学の専攻教育科目に限定）へのティーチング・アシスタント制度がある。院生の専門領域を考慮して、学部教育の教育支援体制を取っている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（２）－１

ＭｉＣＳの支援体制は、情報教育には非常に効率よく実施されている。ＭｉＣＳメンバーの働きは外国語教育、とくにネイティブ教員にとっては非常に評価が高いが、ＭｉＣＳの学生メンバーの情報処理に関する能力に差があるので、担当のＭｉＣＳ学生によっては評価に差が生じる場合もある。

（２）－２

両スタッフの間のいかなる連携・協力体制が構築可能かどうかの検証が必要である。

１つの例を挙げてみる。日進月歩のテクノロジーが大学教育にも多大な影響を与えつつある今日、教育に携わる者は、望むと望まざるとにかかわらず、何とかそれに遅れないようについていかねばならない。皆が現在のハイテク教育機器の操作に熟達しているわけではない。コンピュータを使用した授業、あるいはＷｅｂ上で語学教材等を作成する場合、コンピュータ技術に関して専門的知識をもった支援職員の常時サポートがあれば非常に助かるであろう。

（２）－３

院生の専門領域の知識を活用して、学部生の専門領域の能力向上に有効である。学部生からの評価も高い。院生の専門領域を考慮してその領域科目授業に参加するかたちで行っているので、学部生にとっての学修上の効果は評価できるが、現在のところ、外国語学研究科に在籍する院生が僅少であるので、いろいろな分野の授業サポート体制が実施できない状況である。８言語の専攻分野にそれぞれティーチング・アシスタントが活躍できるような体制の構築が待たれる。国際関係学科については、今春開講したばかりなので、今後の結果が待たれる。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（２）－１

ＭｉＣＳ学生の情報教育能力の日頃のレベルアップの支援体制の構築が必要である。現体制における支援体制は有効に機能しているので、更なる即応可能な体制が望まれる。

（２）－２

本学部の教育研究を活性化するために、教育研究支援職員の必要性、有効性を検証していかねばならない。これについては、教員支援が非常に進んでいるヨーロッパの大学の例を参考にするのもよいであろう。

（２）－３

現在のところ、外国語学研究科に在籍する院生が僅少であるため、いろいろな分野の授業サポート体制が実施できない状況である。外国語学部の８言語の専攻分野、国際関係学科、日本語・言語学領域においても、それぞれ、ティーチング・アシスタントが活用できるような体制の構築が待たれる。そのためにも、外国語学研究科の充実、在籍院生の増加に向けて、さらなる努力が求められる。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の採用・昇任の決定は次のような手順で行われる。

（ｉ）新任教員の採用に関しては公募を原則としている。公募は学部人事委員会のもとで行われ、書類審査、面接、模擬授業等が人事委員会のもとで開催されて最終的な候補者が選出され、教授会で了承される。人事委員会は合計７名（任期１年）の構成となるが、学部メンバーによる選挙で４名を選出し、それに学部長を含めた５名で、学問分野等を考慮した残りの２名を選出することになっている。

（ⅱ）昇任に関しては、人事委員会昇任規程に基づいて、学科専修主任の推薦、本人による委員会への自己推薦で昇任委員会が開催されて審議されて、昇任の可否が決定される。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本学では主として以下のような講師採用方式によってこれを実践している。

特約講師は、本学の卒業生であることを前提に、卒業後一定の期間以内であれば、本学の講師として採用する。授業担当科目は３コマに限定し、専門研究に十分時間が取れるように配慮する。任期は３年である。

外国語契約講師は１年ごとの更新で、その更新は２回まで（最長３年の勤務）である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１

人事委員会は、現在まったく問題なく実施されており、うまく機能している。

（３）－２

任期制は学部単位というよりも、大学全体の教員構成体制としての認識が必要である。

特約講師採用は、若い時期に母校で教歴を身につけ、非常に恵まれた条件のもとで研究に十分な時間が持てるという優れた制度である。また、母校で教壇に立つ先輩の姿をみるのは、在学生にとっても大きな励みになる。若手教員が教歴を身につける場を見つけるのは決してたやすいことではない。この制度によって、できるだけ多くの優秀な卒業生が公平に母校の教壇に立つ機会を持てるようにすべきである。流動化はこうした優れた面をも

つ一方で、外国人教員が言語教育にとって欠くべからざる存在である本学部にとって大きな問題を提起している。

本学部の外国語教育は、日本人教員とその外国語を母語とする教員との密な連携で成り立っている。任期制限なしの専任外国人教員でまかなえないクラスは、外国語契約講師と外国人非常勤講師で何とか対処している。非常勤は原則１年ごとの契約だが、実際には継続勤務が可能である。ところが、外国語契約講師は１年ごとの３年契約であるため、その年数が過ぎたのちには、また新たな採用を行わねばならない。必ずしも日本に居住しているわけではない外国人を３年ごとに公募するためには、多大な時間と労力が必要である。しかも、せっかく培った人間的関係、教育上のノウハウを、その度にまた一から作り上げていかねばならない。大学側が期待していた人材ではないと判明した場合には、３年という期限付き任期は利点となる。しかし、新たな人材が、常に前の人材を凌ぐとは限らない。また、３年後に解雇が待っているという事実が、とくに教育熱心な教員にとって、在職中の職務遂行にどのような心理的影響を及ぼすのかについても、分析する必要があろう。

最近顕著になっている大学における人的体制の流動化は、以上で検討したように、利点と欠点をもっている。今後の流動化促進が教育研究の活性化に繋がるのか、それともそれを妨げる結果となっているのかについては、大いに議論があるところである。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（３）－１

効率的かつ真に公正な採用人事が継続されるよう、さらなる努力が必要である。人が人を選抜することがいかに困難であるかを常に忘れてはなるまい。

（３）－２

人材の流動化が現在の日本全体に見られる現象であることを鑑みれば、本学部のみで解決できることではない。この制度が現在までにもたらした結果、将来生じうる問題について詳細に分析し、大学にとって果たしてこの制度が本当に利益をもたらしているのかどうかについて、広汎かつ真剣な議論が必要である。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教育研究の成果に関しては、毎年実施される「教員評価制度」によって数値化された結果を報告している。

教育については、週ごとの勤務時間、受けもつ学生数、オフィスアワーの実施、留学アドバイザーとしての仕事、学生アンケートの平均点等、様々な項目を設けて点数として評価結果が出るようにしている。また、教員間の教育力向上のため、授業公開によって教員相互の授業評価を行っている。

研究成果についても同様で、過去５年以内に発表された論文、著作等によって、それぞれ点数化される。本学の教員のための主要な研究発表手段として大学は論集を刊行している。当学部の教員の論文は主に『京都産業大学論集－人文科学』、『京都産業大学論集－社会科学』のいずれかに記載される。記載の可否を審査、決定するのは編集委員会である。これ以外に、学外の雑誌への研究成果の投稿も強く奨励している。とくに外国系の学問研究指向が強い学部の特殊事情ゆえに、海外で発行されているレフリージャーナルへの投稿を奨励している。また、各教員への外部資金取得の奨励、将来的には学部教員グループによる外部資金取得の可能性も探っている現状である。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員選考における研究能力は研究業績一覧表、別刷り研究成果の提出、人事委員会委員による面接において、候補者の研究レベルを判断している。また、教育能力については、選考過程で、面接と同時に、人事委員会構成メンバーの委員を学生に見立てて、授業プレゼン（模擬授業）を課している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

「教員評価制度」導入によって、各教員の教育研究を数値として把握できるようになった半面、そこからは見えてこない大切な部分が抜け落ちてしまうことも否定できない。研究上の業績、あるいは教育の技術的側面に関しては、ある程度納得できる評価が可能かもしれないが、教育者としての教員の資質を評価することはそれほど容易なことではない。例えば、学生アンケートについてであるが、学生に対する成績評価、大学の設置基準等がまったく異なるアメリカのシステムを日本に応用した点で、このような無記名の学生アンケート結果を教員評価に利用することが適切であるかは議論のあるところである。確かに大多数の学生は真面目な教員評価をしているが、文面をちゃんと読むことなくいい加減な評価をしている学生も少なくないからである。また、学生時代の教員に対する評価が、年月を経たあとの評価と一致するものでもない。学生当時反発を覚えた教員が、実際は自分の成長にとって大切であったということもある。教育はサービス産業と同列に論じられないという視点を忘れてはなるまい。

授業公開による教員相互の授業評価は総じてポジティブな効果をもたらしている。他の教員の授業を見学することで、自分の教育法を反省するためのいい刺激を受ける。

また、研究業績を点数化することも教員全体によい刺激を与えている。ただ、業績数を増やすことが目的化し、長い時間と要する地味な研究に不利な結果を招くことがあってはならない。

残念ながら、本学部全体に研究会や講演会の開催が少ないが、昨今の教員の多忙を考慮するとしかたがないことかもしれない。

（４）－２

面接と授業プレゼンテーションの実施によって、候補者を判断できるので、同制度の評価は高い。書類のみでは判断できない候補者の人物像を審査するために、面接とプレゼンテーションの実施は不可欠であるというのが学部構成メンバーの認識である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（４）－１

本学部の専任教員は現在教育者として最善を尽くしており、日々の授業はもちろん、学生に対して、いろいろな面で非常に親身な対処を行っている。これからも教育者としての自覚を持ち、日々精進していくことが大切である。

研究面では、学内論集のみならず、学外の雑誌、研究書の一層公平なレフェリー制度を整え、専門分野に沿った十分な評価ができるようにする。また、学部主催、所属教員主催による研究会、ワークショップ、国内外の学識者の講演会等の活発な活動を展開していく。今後さらに本学部の学問研究を発展させていくために、教育・事務面の仕事とのバランスを取りながら、資料収集や文献講読、思考のための精神的・物質的余裕が持てる環境が保証されるような体制を構築していく必要がある。

（４）－２

今までの審査過程をより効率的に実施できる体制の維持、常に人事委員会か公正な判断で教員の教育研究評価をしていくよう留意すべきである。

Ｅ　文化学部

〔到達目標〕

文化学部の教育研究の目指すところは、まず文化学の確立であり、その教育法の構築である。そして、そのための教員組織の充実でなければならない。しかし、適材適所的に人材を活用できなければ、その充実も無用の長物になりかねない。第二に目指すところは、文化学の社会的認知を達成することである。それはとりもなおさず文化学部を社会に認知させることでもあろう。たとえば、社会人や外国研究者を受け入れれば、教員組織を活性化させるばかりでなく、文化学を社会に還元することも、研究体制のグローバル化も可能となるはずである。文化学部の掲げる教育目標は、このような教育研究の実現の上にその真価を発揮するものでなければならない。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

現在、文化学部の専任教員は 55 名であり、これを職制別に分ければ教授 34 名、准教授

７名、講師５名、助教３名、特約講師１名、客員教授５名となる。さらに非常勤講師は 34 名、兼担教員は９名である。在籍学生数は、１年次生 226 名、２年次生は 261 名、３年次生 220 名、４年次生は 263 名で、合計 970 名となっている。もしこれを単純に計算すれば、専任教員１人当たりの在籍学生数はおよそ 18 名となり、本学の既設学部と比べれば、かなり小さい数値である。

学部の理念としては、学生たちが「文化」をまず最も身近な家族、地域社会、本学の位置する京都、さらには日本、アジア、そしてついには世界全体へと関心を広げて「比較の目」を獲得していくことを願っている。アジアを専門とする専任教員数がまだ十分とはいえず、演習の開講数も少ないので、結果的に「アジア文化コース」を選択する学生が少ない。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

大多数の教員は専ら自大学の教育研究に従事している。文化学部の専任教員で他大学へ出講する学外兼職を届け出ている者は 10 名で、担当コマ数別に分ければ、３コマ担当は２名、２コマ担当は４名、１コマ担当は３名であり、このほかに集中講義担当が１名である。ただし、コマ数はすべて通年に換算してある。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

必修または選択必修である基幹科目の講義科目は、全 30 科目のうち 18 科目を専任教員が担当している。同じく基幹科目で必修の英語科目ＥＬＴ（イングリッシュ・ランゲージ・トレーニング）５科目を担当する専任教員の延べ人数は 18 名で、非常勤講師の担当者の延べ人数は 13 名である。選択必修の英語科目になると、両者の人数が逆転して、非常勤講師の延べ人数が専任教員の延べ人数を圧倒しているのが現状である。発展科目は、本年度の開講科目数 78 のうち 71 科目に専任教員が配置されている。情報処理科目は、専任教員１名、非常勤講師２名が担当しているが、全科目の８割を非常勤講師が担当している。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

文化学部の専任教員の年齢構成は、35 歳未満４名、36 歳～40 歳５名、41 歳～45 歳２名、46 歳～50 歳７名、51 歳～55 歳４名、56 歳～60 歳８名、61 歳～65 歳 11 名、66 歳～70 歳８名、70 歳以上１名となっていて、ややバランスを欠いている。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的および学部運営のために、文化学部では教授会を中心に、各種委員会、連絡会を適宜開催している。とくに教育課程編成のためにカリキュラム委員会を中核にして、ＥＬＴ担当者会議、英語担当者会議、演習担当者の会合、ＦＤに向けての勉強会

等、きめ細かに教員間の連絡・調整が行われている。また、学部の中・長期的展望の検討のために、大学各種委員と学部内各種委員によって運営委員会が随時開かれる。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

現在、文化学部において、教員組織に社会人を受け入れることは、いまだに実現していない。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

現在、文化学部において、教員組織に外国人２人を受け入れている。これは、2004（平成 16）年に実施した「京都産業大学の現状と課題」（自己点検・評価報告）では「教員組織に外国人を受け入れることは実現していない」となっていることからすれば、明らかに前進である。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

文化学部の専任の女性教員は 13 名であり、学部全体のおよそ 24%を占めている。職制別に見れば、教授４名、准教授５名、講師３名、助教１名である。また、非常勤講師は６名、兼担教員は３名で、それぞれの全体に対する比率は、およそ 18%と 33%となっている。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

少人数教育の実現とその維持は、数字の上ではほぼ達成されている。しかし、学生数が漸増するのが近年の傾向で、全学的な事情でやむをえないが、カリキュラム編成上容易ならぬ問題を惹き起している。非常勤講師の増加傾向は、これと相関性があり、「困った時の非常勤だのみ」は、相変わらず英語科目にとくに顕著である。その一方で、若手教員の増加は、大いに評価されよう。教員組織に清新な気を吹き込むことになった。また、女性教員もこの４年間で４名増加し、いずれも若手であるため、年齢構成の上からの偏りはかなり解消された。ただ、職制別から見ればやや偏りのあることは否定できない。このような変革の中にもかかわらず、教員間の意思の疎通が必ずしも十全ではない。原因はさまざまであるだけに、教員ひとりひとりの息の長い意識改革が求められる。大きな問題点として最後の残るのは、社会人を教員組織に受け入れる態勢がまったくできていないことである。学部の創設後、かなりの時を経ているのにもかかわらず、なお文化学部の社会的認知は遅れていると考えられる。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

文化学部の特長である少人数教育をさらに効率よく実現するために、豊富な人材をよりよく効率的に活用するべきであろう。そのためには、適材適所をいかに実現するか、いかなる人材を補充するか、このような基本的な検討が必須の前提となる。そのためにできる

だけ早急に中長期的展望を明らかにしたい。また、同時に文化学部は社会に向っていっそう開放されねばならない。また、諸外国の研究者との交流をさらに密にし、共同研究等で成果をあげねばならない。そのためにも、社会人や外国人を教員組織に受け入れる準備に取り掛かるべきであろう。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

文化学部では英語および第２外国語科目（ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、アラビア語、ヒンディー語)、情報処理科目は共通教育科目ではなく、専門科目として開講されている。これらの科目のうち、基礎情報処理実習・応用情報処理実習において、ＣＡＢＳ（キャブス）と呼ばれている授業補助員を、学生より毎年 10 名程度公募している。授業補助員ＣＡＢＳ（キャブス）は教員の授業準備や授業自体の補助ではなく、学生のコンピュータ操作を援助することを目的としている。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

文化学部事務室では学部長補佐（事務長）を含む５名の事務職員による教育研究支援体制が取られている。学内の個人研究費のうち、基礎費、学会研究旅費等の申請は学部事務室で対応している。科研費の申請、説明会等は、総合研究事務室が担当している。2007（平成 19）年９月よりの教学センターの発足に伴い、学生の各種手続き等は教学センターで一括して取り扱うことになり、事務職員１名が教学センターに常駐している。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

文化学部ではティーチング・アシスタント（ＴＡ）はまだ制度化するには至っていない。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

教学センターの設置により、集中管理の積極面と並んで、教員と職員の連携にずれが生じたり、学生の手続きがかえって煩雑になったということ等の否定面もあるかもしれない。

文化学部の専門教育科目によっては、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の導入が望ましい。しかし、ＴＡとして採用すべき大学院生が、文化学部にはいない。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

改善を目的に設置された教学センターとの連携を、より有機的なものへと改善していくべきである。

ティーチング・アシスタントについては、外国語学部との連携が望まれる。大学院のな

い学部は、新設学部を除くと、文化学部のみであるが、外国語学部大学院に進学する学生が増えている状況からして、両学部の連携が必要である。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

教員人事については文化学部教授会で定められた「京都産業大学文化学部人事手続細則」、「京都産業大学文化学部専任教職員選考基準」、「京都産業大学文化学部専任教職員選考基準運用細則」に基づいて、文化学部長を議長とし、教授会で選ばれた委員の教授３名で構成する人事委員会での審議をへて、教授会に諮られる。教員の新規採用は、現有教員の専攻分野・担当科目と学部学科として開講すべき専門教育科目等を勘案して、人事委員会および教授会で審議して、学部長が学長の了承を得た後、案件として決定してから、公募を行う。人事委員会で応募者の書類審査・面接を行い、候補者を内定し、教授会の承認を得て、理事長名で任命が行われる。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

2008（平成 20）年度の新規採用から、従来の講師に相当する職階として、任期制教員である助教が新設された。任期は５年で、再任不可であるが、任期内の准教授への昇任によって、任期のない雇用となる。講師の職階が廃止されたわけではなく、従来の任期のない講師の新規採用も原則としては可能であるが、事実上、若年研究者の初職としては任期制の助教での採用が主流となる見込みである。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

人事委員会および教授会での審議・承認によって、教員人事の透明性は確保されている。

教育研究活動の活発化につながる教員の適切な流動化は容易に実現できるものではない。流動化に伴うマイナス面（採用時期が１年ちがうだけで、任期制の有無が生じてしまう等）も考慮する必要がある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

任期制教員の採用は今年度より開始されたばかりであり、どのような結果もしくは影響をもたらすかについては、今後とも見守る必要がある。また、任期制教員の制度の積極的な利用法を模索することも大事であり、期間を区切った教育研究のプロジェクトの可能性を探る必要もある。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

前年度を対象とした教員評価は、教員自身がその年度の次の春学期末に作成して、大学に提出している。教育・研究・社会的貢献の３領域に分かれており、点数化されている。各セメスターごとに実施する授業の相互評価アンケートによる学生の授業評価は、教育領域の一部に組み込まれている。また、教員評価とは別に、Ｗｅｂ上の「研究者データベース」では、教員の研究業績が公開されている。

学部として行う教員の教育研究活動の評価は、今のところ、昇進の際の人事委員会による評価のみである。

（４）－２　教員の選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員を新規採用する際の教育能力の評価は教育歴、面接によって、また研究能力の評価は研究業績表と主要業績の査読によって、行っている。研究業績に現われない教育能力も当然、考慮に入れなければならないが、それは面接によって判断している。面接は人事委員および採用候補者と専門領域を同じくする、ないし近接する領域の教員の参加を得て、実施している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教育研究能力・実績は教員選考基準に適切に配慮されていると評価できる。

文化学部の 2000（平成 12）年度創設以来の教員昇任人事は、適切に行われてきたと判断できる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員評価を他律的なものとして忌避するのではなく、むしろ自律的な鼓舞として受けとめていく必要があるだろう。

新規採用に当たっては模擬授業を取り入れることも考えている。

Ｆ　理学部

〔到達目標〕

理学部の専任教員は 30 名であり、そのほかに客員教授１名、特任教授１名、特約講師１名および非常勤講師７名からなる。このうち専任教員の多数が同時に理学研究科に属し、大学院の講義や演習を担当している。学則に明記されている本学部の教育・研究目標に向けて各学科で妥当な教員組織についての議論がなされて来ているが、学科によりその教員構成、人事要望案は異なる。学部の教育・研究目標を達成するためには多くの人材（教員）を必要とするが、学生の定員（数理科学科、物理科学科ともに 45 名）等を考慮した教員組

織のあり方も議論しなければならない。世代交代が進みつつある中で、各学科の基本的な教育到達目標を実現させるべき教員組織、さらに飛躍させる教育を施し、教育・研究の活性化を推し進める教員組織を構築することが重要である。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

＜数理科学科＞

コンピュータ理工学部の創設に伴い2008（平成20）年度より４名の教員が当学科に異動してきた。その結果、数理科学科の教員構成は、教授12名・准教授３名合わせて15名の専任教員と、客員教授１名、非常勤講師３名からなっている。異動してきた４人の教員は元の学部・学科の２年以上の学生に対しての講義・演習を担当しているため、今年度は１名増加程度の効果しか得られていない。また、大半の教員は、学部の教育に携わりつつ、併せて、大学院の教育にも従事している。ここ数年で、若手の教員が２名採用されたため、専任教員の年齢構成のアンバランスは、少しずつ是正されてきているが、まだ不十分である。

＜物理科学科＞

物理科学科の教員構成は、教授12名・准教授１名・講師２名合わせて15名の専任教員と、特任教授１名、特約講師１名、非常勤講師４名からなっている。物理科学科は、「物理科学」の学位を授与する研究教育組織で、それに対応する分野に必要な教員を配置した学科であり、収容定員に応じた教員数でなくてはならない。本学の設立当初の物理学科に比べて学科の理念・目的が変わってきている。学科の現状の開講科目から判断すれば、物理学を基礎に教育課程が構成されているが、教育課程の種類・性格はそれぞれの教員が改善・拡張したい科目を学科で承認して行っている。また、１つの開講科目に対して多くの教員を担当させる科目が存在する。ここ数年で、若手の教員が３名採用されたため、専任教員の年齢構成のアンバランスは、少しずつ是正されてきているが、まだ不十分である。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

大学設置基準第 12 条に「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする」 とある点に関し、理学部において学外兼職をしている専任教員はごくわずかであり、またそれらの教員についても、本務に差し支えないよう十分の配慮をしている。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

＜数理科学科＞

主要な授業科目として、基礎教育科目（線形代数、微分積分、集合・写像）、基礎数理

科学コース（代数、幾何、数学解析、複素解析学の４分野）、応用数理科学コース（自然と社会の数理系、プログラムの数理系の２分野）に属する科目群がある。ほとんどの科目は専任教員でカバーできている。代数分野は３名、幾何分野３名、数学解析分野１名（客員教授）、複素解析分野３名、自然と社会の数理系分野４名、プログラムの数理系分野２名である。また、演習の補助が必要な科目（とくに必修科目）やコンピュータ実習に対してはティーチング・アシスタントや学部学生からなる補助員を配置している。

＜物理科学科＞

大学設置基準第 10 条では、「大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という）については原則として専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させるものとする」となっている。物理科学科では、基本法則と厳密な数理の体系を駆使して自然現象を解明する教育を基礎に、観測・実験による実証を通して理解を深めている。数学や基礎物理学を土台としているので、物理科学科の主要な科目は必修科目として１年次に「力学１・２」、「代数学・幾何学Ｉ１・２」、「微分積分学Ｉ１・２」、「物理学実験Ａ・演習、Ｂ・演習」、２年次の「電磁気学１・２」、「熱力学Ａ、Ｂ」、「現代物理学」、「代数学・幾何学Ⅱ」、３年次に「物理学実験Ｃ」を開講し専任教員が担当している。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

2008（平成 20）年４月現在の理学部の専任教員の年齢構成表を以下に示す。

理学部の専任教員の年齢構成表

年齢	65以上	64-60	59-55	54-50	49-45	44-40	39-35	34以下
数理科学	3	6	0	2	3	0	1	1
物理科学	6	3	0	1	2	1	2	2

＜数理科学科＞

表に示すように、数理科学科専任教員は30代２名、40代３名、50代２名、60代９名（客員教授１名を含む）である。高齢化が進んでおり、若手教員の新規採用により、若干緩和されているものの、偏った年齢構成であることは否定できない。

＜物理科学科＞

物理科学科の教員の年齢構成は、上の表でまとめることができる。大学設置基準第７条第３項で、「大学は、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」と教員組織の年齢に対する規定がある。学科の運営や意志決定の観点から、年齢構成はなるべく偏りがなく、すべての年齢階層で均一に教員が配置されるのが理想である。さらに、教育研究活動の活性化策としては、研究業績のある年齢の若い教員の配置が一般的に好ましい。2006

（平成 18）年度に行われた人事では、研究業績および教育経験のある若い専任教員を２名採用した。これにより、年齢構成は若干改善された。しかしながら、上記の表からわかるように、60 歳台の教員の占める割合が全体の半分以上を占め、とくに、65 歳以上の教員が約１／４を占める偏った教員の年齢構造に現在もなっている。大学設置基準第７条第３項に対応しない教員組織の年齢構成がしばらく解消されない。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

＜数理科学科＞

数理科学科においてリメディアル科目（数学基礎）は３名で担当しているが、授業内容や進度は担当者間で細かく連絡調整している。また、必修科目である基礎授業科目（線形代数、微分積分とその演習、集合の基礎理論）は必要に応じて連絡調整をメール等により行っており、学科内に関しては妥当である。

＜物理科学科＞

教育課程編成に関しては、大学設置基準第 19 条に規定されている。教育課程編成にあたり、物理科学科の教育上の目的を達成するために必要な科目を十分に選定して、学科の教育課程を編成するべきである。教育課程編成の目的を具体的に実現するために、60 歳以下を中心としたワーキンググループを作って教員間における連絡調整を行っている。それぞれの分野ごとに編成されたワーキンググループでは、物理科学科の体系的な教育課程編成を考えているよりは、個々の教員の専門科目を編成する傾向がある。また、教育課程編成のワーキンググループでまとめた最終案は学科会議に諮られる。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

＜数理科学科＞

現在、社会人を受け入れてない。

＜物理科学科＞

物理科学科の人事公募では社会人を受け入れないような制限しているわけではないが、社会人出身の教員は在籍していない。物理科学科で准教授以上の資格で受け入れる場合には、大学設置基準第 14 条、第 15 条の資格規定において、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする」とあるので、物理学の基礎科目を教授できる十分な能力があるかを評価する必要がある。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

＜数理科学科＞

外国人教員は現在在籍していない。

＜物理科学科＞

物理科学科では外国人を教員組織に外国人を受け入れないような人事制限をしていないが、外国人の教員は在籍していない。社会人と同様に、大学設置基準第 14 条、15 条の資格規定から、物理学の基礎科目を教授できることと、科目担当において日本語による通常の授業ができる能力があることがのぞましい。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

＜数理科学科＞

数理科学教員（客員教員を含む）16 名の中で、女性教員は１名である。

＜物理科学科＞

物理科学科の人事では、男女問わずに学科の教育課程における専門科目を担当できる、著しい教育研究業績を有する方を人選している。その中でも、2008（平成 19）年４月から新任採用により、１名の女性教員が物理科学科に在職している。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（１）－１

数理科学科の１学年の定員数は 45 名である。在籍する学生数に照らす時、現有の教員組織は、人数の面からは、おおむね適切と思われるが、数理科学科の目指すべき教育目標を考えると、数学解析系の教員が不足している。学部および学科の教育理念の実現に向けて開講されている科目の殆どを、専任教員が責任をもって担当している状況は望ましいものと言える。年齢構成の面からみてみると、ここ数年で、代数分野と微分方程式の分野で若手の教員を採用したこともあって、60 歳代への偏りは幾分緩和されてきている。しかしながら、代数および微分方程式の分野以外では、40 歳以下の教員の数が極めて少ないといった偏りが見られる。

（１）－２

問題点はない。

（１）－３

数理科学教育の特質から、少人数教育や双方向の教育は重要である。また、演習の補助が必要な科目やコンピュータ実習に対してはティーチング・アシスタントや学部学生からなる補助員を配置しているが、その不足は否めない。

（１）－４

年齢構成の面からみてみると、60歳代への偏りが以前に比べて緩和されているのは評価できる。

（１）－５

数理科学科においてリメディアル科目の連絡調整、また、必修科目である基礎授業科目

（線形代数、微分積分とその演習、集合の基礎理論）間の連絡調整はある程度評価できる。

（１）－６

数理科学教育の特質上、必要と思わない。

（１）－７

数理科学教育の特質上、学部段階では必要とは思われない。

（１）－８

数理科学教育・研究の特質上、特段の問題点は見られない。また、採用・昇任人事にあたり、性別に関する制約は設けていない。

＜物理科学科＞

大学設置基準に立ち返って、「物理科学」の学位を授与する研究教育組織であることを認識して、それにふさわしい分野に必要な教員を配置した学科を構成するように点検していく必要がある。まず、教員の年齢構成は大学設置基準第７条第３項の観点から是正されてきているがまだ不十分である。2009（平成 21）年度に４名の専任教員が定年で退職となる予定であるがそれ以降であっても、55 歳から 65 歳までの年齢の教員が在籍しない状況になる。

〔改善方策（上記８項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（１）－１

年長の教員が、次第に定年を迎えて退職して行くことから、上で述べた偏りは、消極的ながら徐々に改善されていく。教育・研究の継続性といった観点や時代のニーズにあう教育を行うという観点から、年齢の分布をも考慮した、教育および研究に携わる人物を補充して行く必要がある。

（１）－２

とくに改善点はない。

（１）－３

基準教員数はみたされているが、それは最低基準を示す数字である。教育理念・目的に沿った教育をしっかり行うためには現在の教員数でも足りないのが実情である。したがって、より高い教育効果を目指して、教員が教育と研究に専念できるような体制作りが望まれる。とくに数学解析分野の教員の補充が当面の課題である。ティーチング・アシスタントや学部学生からなる補助員の拡充も必要である。

（１）－４

早急に改善しなければならない。教育・研究の継続性といった観点から、年長者が退職して行く前に年齢の分布をも考慮した、教育および研究に携わる若手を補充して行く必要がある。

（１）－５

数理科学科においてリメディアル科目の連絡調整、また、必修科目である基礎授業科目

（線形代数、微分積分とその演習、集合の基礎理論）間の連絡調整はある程度評価できる。さらに連絡調整を密に行い、実をあげていきたい。

（１）－６

数理科学教育の特質上、必要と思われない。

（１）－７

数理科学教育の特質上、学部段階では必要と思わない。

（１）－８

現在のところ、とくに問題点は見られない。

＜物理科学科＞

物理科学科では、専任教員で主要な授業科目を継続的に担当してもらうためには、物理学を基礎に研究教育活動をしてきた教員の採用が欠かせない。年齢構成と研究活性化のためには、若い教員の採用人事を行いながらも、大学運営や教育研究に指導的な役割を果たしてきた教員の採用も視野に入れながら、教員年齢構成の改善を行うことが必要である。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

＜数理科学科＞

演習の補助が必要な科目やコンピュータ実習に対してはティーチング・アシスタントや学部学生や大学院学生からなる補助員を配置している。

＜物理科学科＞

「物理学実験Ａ・演習、Ｂ・演習」、「計算機基礎Ａ，Ｂ」、「計算機応用Ａ，Ｂ」の授業科目に学部学生、大学院学生からなる補助員を配置している。さらに「化学実験Ａ，Ｂ」にはパートタイムで実験準備・補助をする補助員がいる。実験装置の修理、補修、工作の指導を担当する技能員が、週３日間働いている。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

＜数理科学科＞

当大学では、専任の教育研究支援職員はいないが、事務の各部署で、教員の教育研究の支援をしている。 研究面においては、研究費助成において、総合研究事務室が大きな役割を担っている。 とくに、科研費の応募や申請等の情報の講習会を開催して、教員の便宜を図っている。また、科研費の応募や申請時の書類のチェックを行い、科研費採択後も、物品購入の代行や出張の旅費計算を行っており、教員にとっては大いに助かるサービスである。教育面では教学センターをたちあげ、学生の修学を支援している。学生の落ちこぼれを防止するために、修学指導の企画を行っている。また、総務部庶務課では、教員の教材

のコピーサービス等を行っている。

＜物理科学科＞

本学で、教育支援に携わる人は、学部学生、大学院生、学外から本学に来て１日または数日間働く人からなる。いずれも雇用形態はパートタイムである。研究支援の職員としては、総合研究事務室、リエゾンオフィスのスタッフが、主に外部資金調達の事務手続きの代行、アドバイスを行っている。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

＜数理科学科＞

ティーチング・アシスタント制度は 2003（平成 15）年度に導入され、本学部の教育業務の遂行を補助し、かつ本学部大学院の修学支援ならびに教育経験の修得に資することを目的としている。2008（平成 20）年度は「集合・写像Ａ、Ｂ」、「微分積分学演習Ⅰ－１・２」、「微分積分学演習Ⅱ－１・２」、「代数学・幾何学演習Ⅰ－１・２」、「代数学・幾何学演習Ⅱ－１・２」で採用されており、教育の補助的業務に従事している。

＜物理科学科＞

大学院の学生の学費援助と教育現場に参加させることによる大学院生の教育上の効果を考えて、2003（平成 15）年度からティーチング・アシスタント（ＴＡ）が制度化された。教えるためには、教える内容を理解するだけではなく、わかりやすく表現することが必要であり、ＴＡの活用は大学院生の教育上有効である。実験科目では、実験装置の操作、実験レポートの書き方の指導、講義では演習問題の解き方等講義で行き届かない点を補っている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（２）－１

演習の補助が必要な科目に対してはティーチング・アシスタントを配置しており、授業時間の前に十分な打ち合わせを行っている。しかし、ティーチング・アシスタントの不足は否めない。また、コンピュータ実習に対しては学部学生や大学院学生からなる補助員を配置しており、十分とはいえないが、かなりの成果をあげている。

（２）－２

研究面においては、総合研究事務室は教員にとって、非常に有用である。教育面では、教学センターの設立は１年目ということもあり、評価は定まっていない。また、教員の講義の補助に関しても、模索状態である。

（２）－３

ティーチング・アシスタント制度は大学院生、教員双方にとってもメリットが大きく、有効に活用されている。一方で、大学院生自身の研究に支障を来すことも考えられ、補助

業務の範囲を明確にする必要がある。

＜物理科学科＞

教育支援の体制と研究支援の職員の体制とは分けて考えなければならない。教育を実施するための人的補助体制としては十分に配慮されているとは言い難いが、この制度の第一歩としては適切である。ティーチング・アシスタントの制度は、大学院生に対しても教育効果がある。学部学生に接し彼らの考えを学ぶことになる。この教育支援体制がうまく機能するために、補助員の能力と努力にも依存する。研究支援の体制は主に外部資金調達のための支援となるが、それは適切に働いている。しかし、大学運営に係わる各種委員会が非常に多く、教員には大きな負担となっている。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

＜数理科学科＞

（２）－１

ティーチング・アシスタントや学部学生や大学院学生からなる補助員の制度の更なる拡充が必要である。

（２）－２

研究面においては、今後も、総合研究事務室が行っているサービスを継続することが望まれる。教育面においては、教学センターが一元的に行うべきである。

教学センターは 教員と緊密に連絡をとり、学生の修学促進の方法や教員の講義の補助法を研究する必要がある。

（２）－３

ティーチング・アシスタント制度が発足して６年経過した。講義を受ける学生に対するアンケートや担当教員の評価等を行って、制度を再検討し、今後の方策を検討することが必要である。

＜物理科学科＞

教育を実施するための人的補助体制としては、「物理学実験Ｃ」、および他の教職科目の実験を支える体制が不十分である。実験の難度、種類にもよるがマニュアル化できない部分の補助体制は難しい。この制度が機能的に働くためには、支援する補助員と教員との意思の疎通がなければならない。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

＜数理科学科＞

教員の募集・任免・昇格については、学部の人事委員会で業績等を厳正に審査した上で、教授会で審議・承認が行われている。なお、教員の新規採用については、原則として公募

により行われている。

＜物理科学科＞

大学設置基準第 14 条では教授の資格、第 15 条では准教授の資格、第 16 条では講師、および第 17 では助教の資格が規定されている。上記の内容を含む教員資格の内規が理学部の各学科では明文化されていない。教員資格の内規がないため教員の昇格基準に関しては、審査する教員の主観的な判断が入る環境にあることは否定できない。しかし、理学部の制度としては学科で議論された教員の募集、昇格等は学部の人事委員会で審査されている。その意味では適切性、公平性を保っている。

教員の新規募集の手続きは、物理科学科の教育課程における専門科目の担当を考慮した専門分野の選定のもとで、公募で行われている。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

教員の雇用形態で、特任教授、客員教員、助教、特定任用教員、特約講師、非常勤講師、特別研究員が任期制のある形態であるが、それ以外の専任教員については任期制は導入されていない。本学部では、特任教授、客員教授、特約講師、非常勤講師の方がいる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（３）－１

教員の募集・任免・昇格については、前述のとおり概ね適切に行われている。特約講師等の公募による採用が適切ではない場合には、公募にはよっていないが、その場合にも学科の人事委員会で厳格に審査をしたうえで、学部人事委員会に諮られ、教授会で決定している。

（３）－２

理学の研究は長期的展望に基づいて行われることから、任期制の導入には慎重な検討が必要である。一方で、若手研究者のための任期のついた臨時的なポストを増やすことは、教育研究の活性化に資することが考えられ、検討すべきである。

＜物理科学科＞

（３）－１

教員資格の内規を制定しないために、教員の募集・任免・昇格基準に関しては、審査する教員の主観的な判断が入る可能性があることは否定できないが、学部の人事委員会で審査され、教授会で決定しており、公平性が保たれている。

（３）－２

特約講師に関しては、明確な規程があるため適切な流動化を促進させるための措置が図られている。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

＜数理科学科＞

（３）－１

教員の新規採用については、基本的には公募制を遵守すべきであるが、今後は優秀な人材の確保の意味で、弾力的な運用も考慮する必要があると思われる。また、臨時的なポストについては、任期付きポスト等の導入も考えられる。

（３）－２

上述のように、若手研究者や短期的プロジェクトの遂行のために任期制の臨時的ポストを増やすことの検討をすることが必要である。

＜物理科学科＞

大学設置基準第 14 条では教授の資格、第 15 条では准教授の資格、第 16 条では講師、および助教の資格が規定されているが、任期制、教員の流動化等を含め学科内での議論がさらに望まれる。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

＜数理科学科＞

本学科では、各学年の学生に対して、アンケートを行って、教育評価の一助となるようしている。大学全体では、学生への授業アンケートを実施しており、Ｗｅｂにおいて、研究者データベース等によって、各教員の研究業績を公開している。また、「教員評価制度」が導入されている。

＜物理科学科＞

教員の教育研究活動について、学科として客観的な評価を行う方法は存在しない。教育活動の評価が曖昧なので、各教員の判断により妥当と思われる教育活動を行っている。研究活動においても、研究活動が活発でない教員に対して実質的な指導行為や改善行為が行われたという事実はない。大学としては、教員評価制度を 2005（平成 17）年より導入し、より適切で有効な方法の導入を図っている。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

＜数理科学科＞

教員の選考基準としては、研究教育歴・発表論文・口頭発表等が十分考慮されている。

＜物理科学科＞

大学設置基準を満たすように、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るような客観的な教育研究能力と実績を適切に審査する明確な教員選考基準のもとに運用する必要がある。新任の教員選考の場合は公募であり、候補者の相対的な比較により教育研

究能力・実績への配慮が担保されている。しかしながら、応募者全体の研究教育能力・実績が低い場合は判断が難しい。その場合、選考において教育研究能力・実績への配慮が適切でない場合が生じ得る。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（４）－１

上述のように、各教員の教育研究活動が互いに公開されており、透明性が確立している。

（４）－２

教員の選考においては、研究教育歴・発表論文・口頭発表等が十分考慮されているが、明文化された規定はない。

＜物理科学科＞

教育研究活動の評価方法が学科として確立していないのが現状である。もちろん、その教育研究活動結果を常識的な範囲で判断がされ、教員の昇進等が行われてきていると言える。物理科学科として、カバーする教育研究範囲が広すぎて教育研究活動の評価基準も明確でないことにも起因している。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

＜数理科学科＞

（４）－１

学生に対するアンケートについて、学生の主張には、慎重に配慮する必要があるので、評価法を検討する必要がある。「教員評価制度」については、試行の上で慎重に評価法を吟味することが必要である。

（４）－２

論文数等は、研究分野によってかなり差異があり、教育研究能力・実績の数値化や明文化は難しいが、今後検討を行う必要がある。

＜物理科学科＞

物理科学科として教員相互に評価・研究できる体制を今後形成することが望まれる。

Ｇ　工学部

〔到達目標〕

生物工学分野では、教育の経験を重ね、かつ絶えず研究活動を実施している教員によって、最新の学問の発展と将来への展望、過去の優れた業績がなされた経緯などを、学部学生に講義や実習を通じて伝授することが肝要である。したがって、教員と学生との距離が可能な限り近い状況が望まれる。現在、１学年あたりの学生に対する教員の比は５程度であるが、教員 1 名が担当する学生数が少なければ少ないほど丁寧な教育が施されると同時

に教員の時間的な余裕が生じ、研究活動に裂く時間が多くなる。特別研究で各教員が担う学生数は４名程度以下であれば、充分な指導が可能であり、各教員自身の研究に専念できる時間も確保できるものと考える。１学年の定員数が 65 名程度であれば、准教授以上の教員数は 16 名程度が目標となる。一方で、社会が求める新たな学問教育分野を常に追加することも重要であり、単に教員の目標数を掲げることは適切ではない。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

学科の各教員が行っている教育研究の内容は、前述の通り、４つの系列、すなわち分子機能科学、細胞機能科学、植物遺伝・育種学、生物保全科学を専門分野とする教員が、それぞれに関連した科目に緩くグループ分けされる。しかしながら、教員が各グループに対応して組織化あるいは系列化されているわけではなく、個々の教員はそれぞれが独立して研究活動をしている。教員間で共同研究等を行う場合の無いわけではないが、、共同研究に加わるかどうかは個々の教員の判断に任されている。また、学生（１学年あたり定員として 65 名程度）への授業その他の指導方式に関しても、３年次までは系列化・クラス分け等の方式は導入せず全員を同列に扱っている。３年次後半からは学生はそれぞれ１人の教員の研究室に分属して（教員１名に対して５名程度)、その教員の専門分野に特化した研究指導を受ける。教員の専門は分子機能科学、細胞機能科学、植物遺伝・育種学、生物保全科学の学問分野にほぼ均等に分けられているので、４年生の特別研究の学生数が教員１名に対して５名程度となり、均等に分散することになる。しかし、学生の要望が必ずしも各グループに均等とは限らず第二志望の研究グループに分属する場合も生じている。また、１人の教員に配属される特別研究の学生数は、上記に目標として掲げたものに比べると若干多い。現状では教員の努力によって、何とか教育活動と最低限の研究活動を平行して行える状況となっている。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

生物工学科の教員（教授 13 名、講師２名、計 15 名）はすべて専任教員であり、それぞれの専門とする研究分野について教育研究活動に従事している。したがって、専任教員の位置づけは適切なもとと考える。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

主要な大部分の専門授業科目は専任教員が担当しているが、主要な講義科目のうち「発酵学」、「生物物理学」、「バイオインフォマティクス」は外部の教員に担当を依頼している。

また、実験科目の「生物学実験」と「化学実験」の一部も複数の非常勤講師が担当している。専任教員は、専門教育と人間教育を学科の教育目標に沿って体系的にバランスよく教授できるように配置されている。必修科目 18 科目で 15 科目は専任の教員が配置され、基礎コンピューター演習と生物学実験、化学実験の３科目のみを非常勤に頼っている状況である。化学実験では３名の教員が配置されているが、その１名は専任の教員である。したがって、ほとんどの主要科目は専任の教員が担当していることになる。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

年齢構成は 60 代が５名、50 代が６名、40 代が２名、30 代が２名である。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための状況とその妥当性

授業科目の体系は基本的に創設時からのものが維持されているが、定期的に開かれる学科会議で授業科目の微調整を行っている。授業内容については基本的には各教員の自主性に任せられているが、講義内容（シラバス）の作成時に授業内容の重複や欠如の調整が行われている。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

生物工学科の教員には専任、兼任を含めて社会人出身者はいない。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

生物工学科の教員には専任、兼任を含めて外国出身者はいない。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

生物工学科の専任教員中、女性教員は２名であり、兼任教員には女性教員はいない。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（１）－１

教育を受ける側の学生の変化、大学および社会が大学教員に要求する内容が大きく増大しているにもかかわらず、これに応える教員数には変化はなく、生物工学科設立当時のままである。時代の変化に対応した教員組織の強化を図らなければ、本学科が教育面でも研究面でも後退を余儀なくされることも予想される。

（１）－２

生物工学科の教員（教授 13 名、講師２名、計 15 名）はすべて専任教員であり、それぞれの専門とする研究分野について教育研究活動に従事している。したがって、専任教員の位置づけは適切で、現状のままでよい。

（1）－3

専任、兼任の比率よりも、生物工学科の主要科目を専任教員がどれだけ担当できているかが重要である。前項で述べたように非常勤講師に依頼している科目の中には専任教員が担当すべきものがあり、これを実現するためには専任教員の増員が必要となる。少なくとも実験科目は専任教員が担当するような体制の構築を目指したい。「発酵学」、「生物物理学」、「バイオインフォマティクス」は生物工学にとって不可欠な授業科目であり、専任教員が担当することが望ましいことは論を待たないが、専任教員は本学科および工学研究科で多くの授業科目を担当しており、上記の授業科目に時間が割けないのが実情である。しかしながら、非常勤講師を勤める学外の教員はいずれも授業担当領域を自らの専門領域としており、専門領域をやや異にする専任教員よりも質の高い授業が展開されているものと考えられる。「生物学実験」と「化学実験」一部を非常勤講師に委ねざるを得ないのも、専任教員の負担が多すぎることに原因がある。実験科目は低学年の学生と教員がコミュニケーションを計る上で貴重な機会でもあり、専任教員が担当する方策を考える必要がある。

（1）－4

大学は単に知識を得る場だけではなく、人格形成の場でもある。したがって、学生の相手となる教員はさまざまな年代層からなることが望ましい。また、工学部生物学科の理念と目的に則し、かつ、時代の変化にも対応可能な教員組織が常に維持されるよう、教員の年令構成は幅広く分布するよう配慮する必要がある。発足当時は幅広い年齢構成であった生物工学科も現在では若い年代の教員がいなくなっている。

（1）－5

教育課程編成の目的の実現に当たって、これまでは教員間のみで調整を行ってきたが、2005（平成 17）年度に教育課程編成方針とその内容の実施方法について学生側の希望を聞いた。その中でとくに要望の強かった実験科目の早期開始を 2006（平成 16）年度以降のカリキュラムの中に反映させることにした。教育課程編成の目的の実現に当たっては、今後も学生の考えを取り入れつつ、教員間で綿密な連絡調整を続けていくことが求められよう。これまで教員間の調整作業は定期的に行われてきた。しかしながら、バイオ分野では今も急速な発展が続き、教授すべき内容も増加の一途をたどっている。一方で、高校以下の教育課程の変化等に伴い、大学入学生の教育水準が大きく変りつつある。こうした変化にも柔軟に対処できるよう、これまで以上の教育課程編成方針と実施方法の点検、調整が必要とされよう。

（1）－6

生物工学科の教員組織に社会人出身者がいないのは、社会人研究者の受け入れを意図的に排除していたためではない。生物工学の実際の応用に関しての知識は、学生にとって将来への展望を諮る上で有用な情報を与えてくれることが考えられる。教員組織への社会人研究者の参加は生物工学科にとって大きな力になるものと思われるが、むしろ、大学院授業への導入が効果的であると考えられる

（１）－７

教育課程編成の目的の実現に当たって、昨今、我国の大学でも国際化が進行しつつあり、外国人学生の受け入れとともに、教員組織への外国人研究者の受け入れも要請されている。生物工学科の教員組織に外国出身者がいないのは、現在の生物工学科の教員組織が大学の国際化が叫ばれる以前に決まったものであり、外国人研究者の受け入れを意図的に排除していたためではない。生物工学科には専門分野の外国語購読の授業があり、また本学科の教員や研究者は国際舞台での活躍が期待されているので、教員組織への外国人研究者の参加は生物工学科にとって大きな力になるものと思われる。外国人による国際語での専門科目授業も考えられるが、現在の学部学生の語学力を考えると必ずしも適当ではない。むしろ、大学院授業への導入が効果的であると考えられる。

（１）－８

生物学関係の学問領域では女性教育者・研究者を差別する気風はない。生物工学科の教員にもそうした気風は全く見られない。生物工学科の女性教員は２名であり、割合として少ないが、最近では生物工学関係を専門とする女性研究者が増加しているので、それにつれて今後女性教員の割合は増えていくものと思われる。生物工学科では女子学生の数も多く、女性教員の増加は歓迎されよう。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

現在教員が負っている過重の負担を軽減することが緊急の課題である。その解決のため、最も効果的と思われる実験をサポートする専任スタッフ（例えば研究助手、実験助手等）の採用が望まれる。本学では 2004（平成 16）年度から特約講師の制度（任期３年）が制定され、現在まで、生物工学科として４名が採用された。この制度は規定上、研究を深め将来への展望を図り、大学や研究所の研究者を養成することが目的されている。その目的達成のために、特約講師の教育への時間的な負担は極力抑え、彼らの研究に専念できるように充分な時間が与えられている。また、「生物工学演習」に参加し学生に対して指導を行うことで専任教員の負担の軽減にもなっている。しかしながら、本学科教員が抱えているさまざまな問題を根本的に解決するためには、特約講師に頼るのではなく専任教員の増強が欠かせない。

（１）－２

現時点における専任教員の位置づけ年齢構成は適切なものと考え、強いて改善すべき問題ではない。

（１）－３

本学科の専任教員数は実験系学部としては必要最小限の人員であり、時間的な制約が原因になっている。これを解決するため、助手等の若手の専任教員の採用が望まれる。評価の項で説明した通り、専任、兼任の比率よりも、生物工学科の主要科目を専任教員がどれ

だけ担当できているかが重要である。そして、非常勤講師に依頼している科目の中には専任教員が担当すべきものがあるのも事実である。これを実現するためには専任教員の増員が当然必要となる。少なくとも必修科目である実験科目は専任教員が担当するような体制の構築を目指す。

（1）－4

生物工学科では助手、講師等の若い教員の採用が必要である。今後、任期制のポジションであるが、研究活動の活発な助教や特約講師を採用することにより、若い世代の教員数の増加、教員の年齢構成の偏りを改善するのみならず、研究・教育の活性化に大いに役立たせる。

（1）－5

これまで教員間の講義内容や教育方針にかんして調整作業は定期的に行われてきた。しかしながら、バイオ分野では今も急速な発展が続き、教授すべき内容も量も増加の一途をたどっている。一方で、高校以下の教育課程の変化等に伴い、大学入学生の教育水準が大きく変りつつある。こうした変化にも柔軟に対処できるように教員間の対話の場を増やすことと共に、各教育科目に含める内容として教員の連携による基礎教育課程の網羅と充実、専門教育科目の編成の仕組み、実験科目の時間数の増大への検討が必要とされよう。

（1）－6

教員組織への社会人研究者の参加は生物工学科にとって大きな力になるものと思われるが、むしろ、それは専門性の高い大学院授業科目への導入がより効果的であると考えられる。学部教育へは基礎を充実すべきであり、社会人研究者の参加は今後の検討課題である。

（1）－7

教員組織への外国からの研究者の受け入れは、適切な教育研究科目があり、かつ外国からの受け入れが望まれる状況であれば、積極的に推進すべきものと考えられる。今後、定年退職等で教員の入れ換えがある場合には、外国人研究者の受け入れも常に視野に入れて公平に教員選考を進めたい。現在、生物工学科では外国語教育を充実すべく研究発表や研究論文の作成に関して理系ネイティブスピーカーの採用計画を立案しつつある。本学の教員は全員工学部の教員であり工学研究科も兼任しているので、工学研究科で外国人の研究者を採用できれば、工学部の授業への参加も期待できる。

（1）－8

現在の生物工学科の構成員の認識からすれば、女性教員数は２名で比率も低い。しかし、女性研究者の増大によって自然と解消する問題である。必要な科目を担当できる適任者を採用することが重要であり、とくに女性教員を積極的に採用するような手立てを講じる必要があるとは思われない。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

生物学実験は非常勤講師２名が、化学実験は専任教員１名と非常勤講師２名が、生物工学実験は専任教員 11 名が担当している。これら実験では 2002（平成 14）年度まではアルバイト学生（本学および他大学の大学院生、合計６名）が実験補助をしていたが、2003（平成 15）年度からは本学にティーチング・アシスタント制度が導入されたのに伴い、ティーチング・アシスタント（全員が本学工学研究科の大学院生、延べ 50 名）がこれに代わった。１年間を通して行う実験研究科目である応用特別研究は全専任教員が担当しているが、実験補助者はわずか５名である。人的な補助が望まれるコンピューター演習では専任教員１名と非常勤講師１名が行い、少人数でないと教育が不十分となる科学英語（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）は専任教員４名が担当しているが、とくに科学英語（Ⅰ、Ⅱ）では１名の教員が約 65 名を一同に授業することになっている。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

受験者獲得活動、大学の広報宣伝活動、外部資金導入活動等においては職員の積極的な支援活動が見られ、活発化する一方で、教育、研究に関して教育研究支援職員との関係は、逆に希薄になっていると評価せざるを得ない。

（２）－３　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント制度は 2003（平成 15）年度に開始された。本学工学研究科の修士および博士課程の学生がティーチング・アシスタントとして採用され、毎年延べ 50 名が「生物学実験」「化学実験」「生物工学実験」「応用特別研究」の実験補助に携わっている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（２）－１

生物工学はいうまでもなく実験科学であり、実験指導は極めて大きな比重を占める。生物工学の実験は生物または生物由来の材料を使った多彩で複雑な技術が多く、一度に多数の学生を相手することは難しい。このため生物学実験、化学実験、生物工学実験では実験補助者の助けを借りて、授業を進めてきた。現在、この実験補助は本学大学院生のティーチング・アシスタントが勤めているが、全員が学生時代にこの実験を経験しているため、以前に比べ格段に授業を円滑に進められるようになった。これに対し、４年次学生を対象とした応用特別研究は、長時間にわたるより高度な実験指導を必要するにもかかわらず、人的補助体制極めて貧弱である。生物工学の実験ではさまざまな精密機器が使われるが、その使用法をマスターし、学生に教え、さらに最適の状態に保守･管理していく補助員もい

ない。このため生物工学科の教員はこの特別研究の指導に極めて多くの時間を割かなければならず、大学での勤務時間も異常に長くなるという問題が生じている。

（２）－２

大学にとって、教員の日常の教育、研究活動は最も基本となる事柄であるが、これには事務職員の協力体制が欠かせない。しかしながら、最近、授業が行われる教育棟から教育支援職員常駐をなくす等の処置がとられた。教育研究支援職員の姿勢が教員の活動に制限を加えることは避けねばならぬ。

（２）－３

実験科目では 2003（平成 15）年度ティーチング・アシスタント制度の導入に伴い、実験補助をティーチング・アシスタントが担当することになった。本制度は工学研究科大学院生の経済的支援と授業の充実を図ることを目的として設立された制度であるが、大学院生はかつて学部生のときに学んだ実験を下級生に教えるという行為を通して、自らの知識をより確実なものにすることができるというメリットもある。また、実験担当教員にとっても、一度これらの実験を経験した大学院生を実験補助として活用できるメリットは大きい。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（２）－１

生物工学科・生物工学専攻においては、現在教員が負っている過重の負担を軽減することが緊急の課題であり、その解決のため最も効果的と思われるのは実験をサポートするスタッフ（研究助手、実験助手等）の導入である。これは単に現教員の負担を減らすだけではなく、学生に対する教育効果の向上のためにも大いに役立つものと考えられる。現在、数名の実験補助要員を採用され教員の負担軽減がなされているが充分なところまでは至っていない。

（２）－２

教員の日常的な教育、研究活動に対する支援体制、支援姿勢の変化は事務機構の改革と密接に関係しているように思われる。教員の日常的な教育、研究活動の重要性に鑑み、さらなる教育研究支援職員からのサポートを望む。

（２）－３

この制度は 2003（平成 15）年度に導入されたが、その有用性、教員の負担の軽減程度の評価が一度もなされていない。再評価作業を行い、改良すべき点があれば、その方策を考えたい。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

生物工学科教員の募集・任免・昇格に関する実質的な選考作業は生物工学科の教授会で

行われる。それらの選考基準と手続きはいずれもが教授会の内規の中に定められている。すなわち、学部教員人事は、採用に関しては、理事会に内諾を得たのち、候補者について専門分野、研究業績、教育経験、人物等について慎重に審議し、その後工学部人事委員会により審議され、学科会議（専攻科会議）の承認、教授会による発議を経て行われる。任免・昇格に関しては、昇格人事については、研究業績が一定の基準を超えた者が発議の対象となる。研究業績に加え、教育経験、大学の諸活動に対する貢献、年齢等も考慮される。昇格対象者の有無は年度ごとに１回開かれる会議で審議され、工学部教授会、学長の承認を経て発令される。

（３）－２　任期制を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

現在、任期制の職種として、助教（任期５年）ならびに本学の卒業生を対象とする特約講師(任期３年)、が認められている。また早期定年退職制度が導入されている(65 歳定年)。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

（３）－１

工学部教員人事の規定上の審査機関は工学部人事委員会であるが、工学部は生物工学科と情報工学科という専門を全く異にする学科からなるため、両学科の実質的な教員人事は各々の学科の教授会によって行われている。実質的な教員人事が関連領域の教員に委ねられていること自体、何ら問題はないが、この件に関する公式な文書による規定はない。

（３）－２

これまでに延べ５名の特約講師を採用し、この制度を活発に運用してきた。いっぽう、助教に関しては、これまで採用実績はないため、今後有効な運用を図る必要がある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（３）－１

生物工学科では、設立時の教員が大半を占め、その後に退職する教員数が比較的少なかったために新規に採用された教員の数が少ない。現時点で 61 歳以上の教員の比率がたかいために、近い将来において定年退職等で教員の入れ換えが考えられる。その機に、工学部生物工学科の理念と目的に則し、かつ、時代の変化にも対応可能な教員組織が常に維持されるよう、専門分野、教員の年令構成、外国人研究者の受け入れ等について十分配慮していく必要がある。採用人事については、これまでに１度だけ公募を実施したが、今後の採用方法について、真剣に検討しなければならない問題である。

（３）－２

特約講師の運用は今後も継続して行うとともに、助教の採用も今後は新学部の発足にあわせて活発化していく。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員評価制度は 2005（平成 17）年度から毎年１回の調査が開始された。調査では、研究業績に加え、教育経験、大学の諸活動に対する貢献度等の項目が設定され、点数で評価される仕組みとなっている。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

工学部では教員選考に際しても、研究業績に加え、教育経験、大学の諸活動に対する貢献度等教育経験、研究歴、研究業績について調査し、面接・模擬授業等を実施し、一定のレベル以上の水準にあるものを採用することにしている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

実施されている教員評価は大学全体の教育力・研究力の向上と教職員の能力開発を目的としている一方で、数値に基づく評価結果を教員の「能力」や「実績」として固定化して扱う方向性は避けなければならぬ。

本学科の教員は、他の大学で講座単位として研究に取り組むのではなく、小規模であっても独自性を有した研究活動に力を入れている。研究機構におけるプロジェクト研究支援は支援策として大いに役立っている。とくに、経常研究費が毎年削減されている状況下ではその役割は大きい。また、特約講師、特定研究員制度の導入は本学出身の教員や研究者の育成策として導入されたものであるが、育成の過程を通して教員自身の研究活動にも大きな恩恵をもたらすものと思われる。

（４）－２

生物工学科の教員選考基準として明記されたものは無いが、提出された研究業績に加え、教育経験、大学の諸活動に対する貢献度を基に一次選考を行い、一定水準以上の能力を備えた研究者に対して、面接と模擬授業等を生物工学科専任教員全員参加の下で行い、全員で総合的に判断している。教員選考基準は専任、兼任の別なく適用される。ただし非常勤職員の中で特殊な授業を受けもつ教員（例えば、リメディアル科目担当教員）の選考の際には選考基準の一部が適用されない場合もある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（４）－１

実施されている教員評価は教育・研究・社会的貢献度等を単に数値化しているだけで、その点数を自覚することで教育力・研究力の向上と教職員の能力開発が図られるものとは考えにくい。したがって、教員を「能力」や「実績」の点数化のみで評価するのでなく、

真に教育・研究活動の向上を目指す方策を講じるべきである。生物工学の研究活動には、理論のみならず実際に実験が重要な要素となっている。それを活性化するためには、学部学生・院生・実験補助者による手足を動かして実験する人、科研費等による外部資金の導入、それに研究活動に費やせる時間が必要である。また、教員自身の努力による外部資金も獲得の必要性と同時に、経常研究費の実質的な削減が毎年行われて教員全体の研究活動を低下させるのではないかと危惧される。したがって、教育力・研究力の向上と教職員の能力開発を図る教員評価の方法としては、教育・研究活動を単に数値化し合計して評価するものではなく、教育・研究活動の中身を吟味し、活性化につなげられるものではならない。

（４）－２

研究業績に加え、教育経験、大学での諸活動に対する貢献度等を基に選考を行い、一定水準以上の能力を備えた研究者を採用してきた。この方法に関しては問題がないと考える。ただ、これまでは教員候補者はほとんどが大学関係者であった。現在、社会人として経験をつんだ人材として企業等からも広く求めていく時代であることを認識し、大学関係者以外の場合、どのような採用基準を設けて選考すべきか検討していく。

Ｈ　コンピュータ理工学部

〔到達目標〕

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、情報工学、通信工学および両分野に深く関連した分野の専門教員から構成されている（年齢構成等の教員組織の詳細は後の項目を参照)。この教員組織を核にして、教員研究支援組織を整備し、下記の工学部情報通信工学科の理念と目的、および教育目標を実現する教員組織を構築するのが到達目標である。

工学部情報通信工学科の理念と目的、および教育目標：

・情報工学、通信工学両分野の体系付けられた基礎および専門知識・技術の修得

・基礎知識・技術にもとづいた応用力、創造力の育成

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の教育理念を実現するために、質の高い教育および研究を行うことのできる教員組織およびその支援組織を構築するのが到達目標である。

＜コンピュータ理工学部＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の実績を踏まえ、下記の３学科の教育理念を実現するために、高いレベルの教育および研究を行うことのできる教員組織およびその支援組織を構築するのが到達目標である。

・コンピュータサイエンス（ＣＳ）学科の教育理念・目的：

急速に発展する情報処理技術分野において、その進化のスピードをさらに加速させるイノベーター（改革者）の育成をめざす。コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークやシステムに関する先端技術や基盤技術に関連した基礎知識をし

っかりと育むカリキュラムで、最先端の研究テーマにチャレンジしていける環境を用意する。実用性の高いプログラミングの能力の育成も重視。確かな基礎知識と柔軟な発想をベースに、多様な問題の解決に取り組める応用力を養う。

・ネットワークメディア（NM）学科の教育理念・目的：

インターネットによる音楽配信やオンラインゲームなどが気軽に楽しまれる現在、ネットワークの発展はエンタテインメントのあり方を変え、産業構造にも大きな影響を与えている。本学科はインターネットや企業内ＬＡＮなどのコンピュータネットワークに関連した基礎知識を身につけ、目的にあわせてネットワークを構築できる力の育成を目標とする。画像や映像の処理などマルチメディア周辺技術も身につけられる実習を重視する。

・インテリジェントシステム（ＩＳ）学科の教育理念・目的：

コンピュータのスピードや機能だけを競う時代は終焉し、現在は真に人間が使いやすいコンピュータ環境の構築が求められている。本学科は情報処理の技術と、人間工学、脳科学、メカトロニクスなどを通じて、老若男女だれもが快適に利用できるシステムの開発やデザインを目指す。実践のなかで試行錯誤する実習や実験など体験型の学修を重視し、フレッシュな感性と思考力を活かして、まったく新しいコンピュータの形や利用法を考えられる人材の育成を目標とする。

なお、本学部の教員の約１／３は大学院工学研究科情報通信工学科の研究指導教員を兼ねており、また約１／８の教員は大学院理学研究科数学専攻または物理学専攻の指導教員を兼ねている。したがって、本学部の研究活動の到達目標は、これら専攻科の到達目標と概ね同じである。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科が目指す分野は変化が速い、とくに、実験・演習科目は適切な教員構成と設備が重要である。専任教員数は 13 名（教授 12 名、准教授１名）である。実験、演習担当の専任教員はいない。本学科の中心的な科目であるプログラミング演習および学生実験では、個々の学生のレベルを配慮したきめ細かい指導が望ましいが、対応可能なスタッフの絶対数不足から実現に至ってはいない。基本的に教員一名に大学院生のＴＡを２名ほど割り当てている。学生実験は各テーマごとに 10 名程度のグループに分けられるため、比較的細かい指導が可能であるが、プログラミング演習では 80 名近い学生数に対して教員、ＴＡの計３、４名で対応することには無理がある。一方、特別研究（卒業研究）では、各教員が６名程度以下の学生の卒業研究指導を行っているため、他の私学等に比べると学生

個々への対応が可能となっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科は新規学生の募集を停止しており、現在は２、３、４年生が在学している。また、専任教員はすべて、理学部数理科学科あるいはコンピュータ理工学部に所属し、兼任の形で理学部コンピュータ科学科の教育にあたっている。これは、理学部コンピュータ科学科廃止に向けた移行措置である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、教員組織は上記２学科から移籍した教員が全体の約半数を占めているが、学生は現時点ではまだ１年次生しか在籍していない。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の教員は新設のコンピュータ理工学部の教員を兼ねており、専ら本学における教育研究に従事している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の専任教員は他大学との兼職もなく、専ら京都産業大学における教育研究に従事している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の専任教員は専ら本学における教育研究に従事している。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科で開設している専門教育的授業科目は別表のとおり 55 科目であり、このうち 43 科目を専任教員が担当している。ただし、基礎数学科目８科目は理学部の専任教員が兼坦して担当している。なお、一年次配当の数学基礎科目は、コンピュータ理工学部の開講科目となる。学科関連科目としては、１年次生では、プログラミング演習、情報関連科目等の主要科目はすべて専任教員で行っている。数学科目は昨年まで専任教員の理学への移動に伴い、学内非常勤であるが、約８割は専任教員である。２、３年次生と進むに従い、ほぼすべての専門科目は専任教員で行っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科のすべての専任教員は、理学部数理科学科あるいはコンピュータ理工学部に所属し、各々の学科あるいは学部における授業を担当しているが、理学部コンピュータ科学科の講義も担当しており、当学科の主要な授業科目はすべて当学科の専

任教員が行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は本年度４月より学部開設のため、今回の点検ポイントである５月１日においては、１年次配当の科目が開講されたばかりである。１－４年次までの専門科目は、上記の工学部情報通信工学科に関して記載した通り、数学科目を除いてはほぼ専任教員が担当している。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の専任教員 13 名であり、その内訳は、教授 12 名、准教授１名である。年代構成は 60 歳代６名、50 歳代４名、40 歳代２名、30 歳代１名である。非常勤講師は５名であり、３名は学外、２名は理学部を主たる学部とする。学科内の教育分野として、物理・光工学、数理・知能工学、情報工学、通信工学の４コースに緩くグループ化され、授業編成、科目の配分、非常勤講師への連絡等を分担している。教育研究体制としては、大学の方針として、講座制でなく、分野ごとに専任を採用している。現在では、広く情報通信分野に関連した研究に散開しているが、各人がそれぞれの分野で精力的に研究している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の専任教員の年齢構成は、34 歳、37 歳、42 歳、45 歳、48 歳、49 歳、63 歳、63 歳、67 歳であり、50 歳代にギャップがあるものの、幅広い年齢層に渡っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部の専任教員 32 名であり[コンピュータサイエンス（ＣＳ）学科 10 名、ネットワークメディア（NM）学科 10 名、インテリジェントシステム（ＩＳ）学科 12 名]、その内訳は、教授 19 名[ＣＳ学科８名、NM学科６名、ＩＳ学科５名]、准教授６名[ＣＳ学科０名、NM学科２名、ＩＳ学科４名]、講師４名[ＣＳ学科０名、NM学科２名、ＩＳ学科２名]、助教３名[ＣＳ学科２名、NM学科０名、ＩＳ学科１名]である。年代構成は 60 歳８名[ＣＳ学科４名、NM学科１名、ＩＳ学科３名]、50 歳代６名[ＣＳ学科３名、NM学科３名、ＩＳ学科０名]、40 歳代６名[ＣＳ学科１名、NM学科３名、ＩＳ学科２名]、30 歳代 12 名である[ＣＳ学科２名、NM学科３名、ＩＳ学科７名]。学内兼任教員は４名であり、理学部を主たる学部とする。なお、上記２学科の項目で記したように、コンピュータ理工学部の教員の約半数は、工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の教員を兼ねている。３年後のこれら２学科の廃止まで現状が維持される。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、シラバスに各科目の到達目標が示されており、各教員が目標達成度を測定している。シラバスは公開されているが、とくに、教員間で互いにチェックし合意する状況ではない。必要に応じて随時開催される学科会議や電子メールで教員間の連絡調整を行っている。また、検討課題によっては、適宜、通信系、情報系、数理系のグループに分かれて検討を行っている。また、学科のワーキンググループの場合、各系から１教員ずつ集まって検討を行っている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の専任教員は、２つの学部に別れて所属しているが、学科会議を定期的にあるいは臨時に開き、教員間の連絡調整を行っている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであるが、上記２学科を継承する形で教員間の連絡調整を密に行っている。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専門分野の関係から企業において研究活動に従事した経験をもつ教員は３割程度存在し、学生の進路指導において有効な情報の提供につながっている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、過去５年間において、社会人から２名の教員を受け入れている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部には、学部新設にあたり増員した教員には企業において研究活動に従事した経験をもつ教員が４割ほど含まれており、学部の教員全体での比率は増加している。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では外国人教員は現在１人である。外国人研究者として、１年以上滞在者もいない。しかし、２、３ヶ月の短期共同研究者は年１、２人である。教育を担当するよりも、受け入れ教員との共同研究が主たる目的である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、この４年間において、外国人を受け入れた実績はない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、外国人教員は現在１人である。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では女性教員は現在０人である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科の専任教員には、現在１名の女性教員が所属している。学科の規模からして、適正な人数であると考える。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部には、インテリジェントシステム学科に女性教員を１名が所属している。専門分野の関係から、男性教員数が多くなることはある程度仕方の無いところである。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

（１）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、１学科学生定員 58 名であり、実質１学年で 70 名近い学生数である。専任教員 13 名と若干名の非常勤講師で運営し、これまでの実績をあげていることは評価に値することであろう。しかし、やはり理想的な教育と研究のバランスを考慮すると大きな問題点でもある。情報通信分野の変化は激しく、その応用範囲も急速に拡大している。専門科目の内容の一新も念頭におかねばならない。また、基礎科目の補習、教職課程に対応した専門科目の見直し等を実施しており、さらに、一部の一般教育科目や教職科目、大学院の担当もこのメンバーで担当している。１、２、３年次生での演習、実験科目の重視、３、４年次生での少人数の特別研究が学科目標の根幹であり、これを遵守することが学科の長所といえる。

卒業研究、大学院研究指導を含む多くの科目を限られた教員で分担しているため、教員は常に担当科目の過重負担の状況である。過重負担の具体的な問題点として、たとえば、時間割の編成が難しくなり、さらに補講の時間の確保が困難である。

とりわけ、実験・演習科目については、実験助手や演習担当の専任教員が必要であるが、現状では、０人であり、不十分と言わざるを得ない。学科設立時には５名の助手を計画したが、今日に至るまで全く実現しておらず、専門の教員スタッフではない大学院生によるＴＡで対応している。

専任の助教等の補充が望ましいが、人件費、任期後の赴任先や研究環境等の問題から実現には解決されるべき問題がある。採用可能なＴＡの延べ人数は、大学の財政から制限されており、少ないスタッフでやりくりしている状態が継続している。また、近年は大学院生の減少から、ＴＡの確保にも支障をきたしており、理学部の院生等に依頼することで最低限の人員を確保している状態である。また、学部４年生に研究補助員として、演習中のコンピュータのトラブルへの対応等を依頼している。今後は、より安定したＴＡの確保のための対策が早急に取られる必要がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おおむね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、専任教員は専ら本学における教育研究に従事している。おおむね適性である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おおむね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、専任教員は専ら本学における教育研究に従事している。おおむね適性である。

（１）－３

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、線形代数、微分積分学等の数学科目の一部が専任教員で担当できていないが、専門的な科目はすべて専任教員が担当している点は評価できる。専任教員全員が特別研究を担当しているため、また、基礎科目を学科独自に開設しているため、専任教員の負担が著しく大きくなっている。

学科教育での柱となるプログラム演習と実験科目はすべて専任担当で、実験演習の装置購入、保守も専任が担当している。この長所を維持するために、教員の講義担当負担が超過するという問題点が慢性的に生じている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おおむね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、教員の増員に伴い、工学部情報通信工学科以上に専門科目の専任教員担当の比率は上昇した。ただし、１年次配当科目が開講されたばかりの現時点では、すべての学年の専門科目および卒業研究指導等がフルに開講された状況でどの程度の負担が教員に来るのかは全く未知であり、予断を許さない。また、教員数の増加と比例して学生数も増加しており、プログラム演習と実験科目の講義担当教員も増員する必要がある。このため、上記の工学部情報通信工学科と同様に学生個々への対応が十分に行える

ほどの教員およびＴＡ数は確保できない。

（１）－４

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科は、学科の開設以来 20 年であり、年代構成は 50 代、60 代に集中している。４年前に退職時の補充として 30 代の専任教員１名の補充を行ったが、開設時のメンバーによる老齢化が進みつつある。ただし、３年後の学科廃止までの移行措置の状況を鑑みると、おおむね適性と評価できる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おおむね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、旧学部（理学部、工学部）の教員の移行のため、工学部情報通信工学科で問題であった教員の老齢化の問題は引き継がれている。しかし、新規採用の教員には意識的に 30～40 歳台の若手研究者を採用したため、学部全体としての平均年齢は低下した。しかし、学科によるばらつきが存在し、今後の計画的な世代交代を行っていく必要がある。これは、しかし本学の定年制と連動した問題でもあり、一定の時間経過を必要とする。

（１）－５

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、シラバスはＷｅｂと印刷物で公開され、教育効果や目標達成の目途は明らかである。シラバスの内容については、毎年、更新時に各自が互いに参照するチャンスはある。また、カリキュラム編成会議等で、科目の変更、新設、廃止は議論している。授業内容については、学生からの意見やアンケートにより、内容が難しい、説明がわからないという意見が事務室窓口等に寄せられる。この場合、学科主任や教務担当教員が科目担当の先生にその旨をつたえ、改善を促すことがある。このようなことは教員間の合意よりも学生からの情報が適切と思われる。

学科の教員構成としてはコンパクトであり、互いの意思疎通は十分であると評価している。学科会議の開催も学科の合意が必要なとき、また、要請があれば開かれている。また、電子メールによる広報も頻繁に行われていて、連絡調整や意見の交換も電子メールによることが多い。

学科専任教員のほとんどが同一建物に居室があり、電子メールを利用しており、また、概ね毎日出勤しているため教員間の連絡に関して大きな問題は無い。しかし、各教員の担当コマ数が非常に多いため、週一回の会議予定時間以外に全員集合は困難であるが、電子メールによる連絡で対処している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おお

むね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりであり、点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、本点検・評価は学年進行による学部の完成を待ってから行う。

（１）－６

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、学科の専門分野により、専門知識のある社会人の協力なしには教育研究がなりたたない。とくに、情報システムの応用等では、実際にメーカの経験者を必要としている。このため、当初から、社会人を教員組織に取り入れている。非常勤講師にも社会人を採用している。社会人を教員組織に採用する長所は応用分野の経験があり、専門教育に役立つこと、共同研究の分野を拡大できること等であり、本学科では当初から広く進めている。問題点としては、専任教員として昇格時の学位の有無が問われることであり、採用時にこれを問題視することが多い。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、学科廃止までの移行措置という状況を鑑みると、おおむね適正であると評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、新規採用者に専門知識のある社会人を多く採用したため、教員全体に対して比率が上昇した。とくにネットワークメディア学科では、実務経験者による実践的な教育を目指すため、社会人の受け入れが重要である。

（１）－７

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、学科開設以来、外国人教員は１名在職していたが現在はいない。専任教員あたりの授業負担が非常に多いのが現実であり、専任教員の枠を割いてまで、外国人教員を採用する余裕がないことが原因であろう。現在の専任教員も外国に１年以上の滞在経験者は２／３以上であり、外国事情の取り入れに問題があるとは認識していない。本学科で外国人研究者に正規の授業を担当してもらうためには、学生とのコミュニケーションから、英語と日本語両方が必要と思われる。英語のみでは主要な専門科目では学生の理解が困難であるとの意見が多い。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、10 年ほど前までには、１名の外国人教員が在職していた。学科の規模からして、この 10 年間の不在については問題はないと考える。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、新任教員の公募へ外国人からの応募が無かったため、外国人教員を受け入れることは不可能であった。外国人教員を積極的に受け入れるのであれば、

学部での教育・研究環境の柔軟性を整備することが前提となる。

（１）－８

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科としては、専門分野の関係から、男性教員数が多くなることはある程度仕方の無いところである。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科の規模からして、適正な人数であると考える。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、上記２学科と同様に、専門分野の関係から、男性教員数が多くなることはある程度仕方の無いところである。また、実際、コンピュータ理工学部の教員の約半数は理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科からの移籍の教員であり、コンピュータ理工学部の新設にあたっての教員公募において女性教員の応募は殆どなかった。したがって全体として、上記２学科の状況を引き継いだものとなっている。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

（１）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科は本年４月より学生の新規募集は停止しており、今回の自己点検・自己評価の結果を踏まえた改善は、緊急を要するもの意外は基本的には、コンピュータ理工学部において実施して行く。

工学部における実験・演習科目の重要性と私学の財政面の問題等を総合的に検討して、実験・演習科目の充実を計るための教員組織について検討する必要がある。この問題は雇用問題に関連するため、学科、学部の問題のみでなく、大学としてどのように取り組んでいくかを検討することが重要である。専任教員の負担の問題は根本的に増員か科目整理のいずれかで改善できる。理想的には増員または機構改革であろう。

本年４月に理学部コンピュータ科学科と工学部情報通信工学科が母体となりコンピュータ理工学部が新設されたことは、重複する科目の統合につながり改善された。しかし、学生数の倍増により、基礎科目、専門科目の受講者の倍増が生じており、教育効果に関しては今後の検討が必要である。また、プログラミング演習および学生実験に対しては、複数クラスの実施等で教育効果の低下を防いでいるため、担当教員数も倍増している。旧学部での状況と比べて、教員の講義負担は数字の上ではわずかに緩和されているが、全学年配当科目がフルに開講された時点でないと実体は把握できない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。コンピュータ理工学部では、したがって、今後の学年進行において理学部コンピュータ科学科および工学部情報通信工学科の改善策を継承して必要な改善策を講じていく。

（１）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、専任教員は専ら本学における教育研究に従事しており、改善すべき問題は無い。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において必要な改善策を講じていく。

（１）－３

＜工学部情報通信工学科＞

コンピュータ理工学部の移行期間では、具体的な改善策を議論することは工学部情報通信工学科においては適切でないが、プログラミング演習および学生実験において学生個々に対してのきめ細かい指導を行う必要があり、そのためには、現在の教員数では明らかに不足であり、助教等の専任の補助スタッフの雇用が強く望まれる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において上記の工学部情報通信工学科の改善策を取り込む形でコンピュータ理工学部としての改善策を講じていく。

（１）－４

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、今後、定年教員に対しての若年専任教員の交代補充を続けるならば、数年以内には、大きく変わることは予想できる。また、コンピュータ理工学部で新規増員した若手教員により年齢構成のバランスは改善した。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の課題を取り込む形でコンピュータ理工学部としての課題を解決していく。

（１）－５

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、現状では教員間における連絡調整は概ね妥当である。改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の課題を取り込む形でコンピュータ理工学部としての改善策を講じていく。

（１）－６

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科の分野においては、教員募集を行えば、社会人からの応募は多い。学科の方針も社会人受け入れに積極的であり、とくに、今後にむけて、改善の方策は必要ない。コンピュータ理工学部においても現行の方針を継続する予定である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の課題を取り込む形でコンピュータ理工学部としての改善策を講じていく。

（１）－７

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、英語による主要な専門科目の授業を設置することに

意義がある。このとき、外国人の講義担当ができない制度上の問題点等は存在しないので、外国人研究者であることが望ましい。現状では、英語、日本語に精通する外国人研究者を受け入れることが理想であろう。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の課題を取り込む形でコンピュータ理工学部としての改善策を講じていく。

（１）－８

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、専門分野の関係から、男性教員数が多くなることはある程度仕方の無いところであるが、コンピュータ理工学部で対応する専門分野を拡張していく中で、適切かつ自然な女性教員の増員が望ましいので今後採用目的に合った適切な採用基準の再検討を行う。ただし、必要な方策は、コンピュータ理工学部において実施する。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、学科廃止が目前の現状では、改善の方策をとる必要はないと思われる。必要な改善方策は、コンピュータ理工学部において実施する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科の課題を取り込む形でコンピュータ理工学部としての改善策を講じていく。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、実験・演習科目については、専任教員が担当している。また、学科のプログラミング演習等の情報処理関連教育も専任教員の担当である。これらの授業には大学院生のＴＡや実験補助員の人的補助がある。外国語教育に関しては、すべて、英語／外国語教育センターが計画し、英語とその他の外国語を教育している。学科教育での柱となるプログラム演習と実験科目はすべて専任担当で、実験演習の装置購入、

保守も専任が担当している。この長所を維持するために、教員の講義担当負担が超過するという問題点が慢性的に生じている。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科としては、情報センターが教育のためのコンピュータルームを管理しており、それは学科の情報教育に対して大いに貢献している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、本点検・評価を行っていく。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、教育研究支援として、教学センターの職員による受講案内や成績管理、情報処理センター付の教育コンテンツ作成室によるコンピュータ教材の作成等を積極的に実施している。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、おおむね適切である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたばかりである。したがって、今後の学年進行において、本点検・評価を行っていく。

（２）－３　ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科においては、本学大学院生を対象としたＴＡ制度がある。学部学科が認めた授業科目について、院生が年間３コマまでをＴＡとして行うことができる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、大学院生をＴＡとして、主にプログラミング等の基礎科目で活用している。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、本点検・評価を行っていく。現時点で予想されるのは大学院生の減少である。したがって、ＴＡ担当者の確保に関しては抜本的な問題の解決が必要である。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

（２）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、実験、演習については、専任教員が計画し、授業も担当している。ＴＡ制度により、実際の指導時には、実験、演習の補助を院生に依頼している。採用可能なＴＡの延べ人数は、大学の財政から制限されており、少ないスタッフでやりくりしている状態が継続している。また、近年は大学院生の減少から、ＴＡの確保にも支障をきたしており、理学部の院生等に依頼することで最低限の人員を確保している状態である。また、学部４年生に実験補助員として、演習中のコンピュータのトラブルへの対応等を依頼している。今後は、より安定したＴＡの確保のための対策が早急に取られる必要がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、おおむね適切である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこで上記の工学部情報通信工学科の課題の解決を目指す。

（２）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、コンピュータ利用による各種教育形式が普及している。利用方法を学修するには、情報センターの機材で体験できる。しかし、実際のコンピュータ教材の作成には多くの時間と努力が必要で、講習による基本的な指導のほか、経済的な支援が必要な段階に来ている。

コンピュータ教材による教育は学生にとっては人気ある教育方法である。しかし、教材作成と教育実践時には多くのコンピュータ設備を使用する必要があり、実際に利用するとき担当の教員１人では不可能なことが多い。設備の充実と支援職員の双方が必要なことが大きな問題点である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においても、上記の工学部情報通信工学科と同様な状況にある。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の２学科の課題の解決を目指す。

（２）－３

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科ではプログラミング演習、学生実験のＴＡが実現している。これらの科目は専任教員が担当し、設備計画から保守、指導までのすべてを実施している。このため、講義科目に比べて負担増が著しく、ＴＡによる補助でしのいでいる。理想的には助教による共同作業が望ましい。ＴＡによる演習や実験の指導では、ＴＡの教育と経験に役立つほかに、学生とＴＡ間のコミュニケーションが盛んであり、教員との年齢の差による障害を克服できる長所がある。しかし、大学院生修士の学生が多く、２年でメンバーが変わり、指導内容の引継ぎに苦慮することになる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、ＴＡ制度が発足して６年を経過し、学部生の教育のみでなく、大学院生の教育という点でも、大いに実績を上げている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の工学部情報通信工学科の課題の解決を目指す。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

（２）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、工学部における実験・演習科目の重要性と私学の財政面の問題等を総合的に検討して、実験・演習科目の充実を計るための教員組織について検討する必要がある。とくに、実験補助要員を確保する方策を探ることが重要と考える。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、コンピュータ理工学部への移行期間としておおむね満足な状況である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の工学部情報通信工学科の課題の解決を目指す。

（２）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、コンピュータ利用のための教育研究支援職員は全学的にますます必要となろう。教材作成のみならず、Ｗｅｂによる授業の公開支援等も視野に入れると、

教育研究支援はますます必要となる。全学的に長期にわたる支援制度の確立が急務である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においても、上記の工学部情報通信工学科に同様。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の２学科の課題の解決を目指す。

（２）－３

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、演習や実験のほかに、卒業研究もＴＡによる指導が役立つ。現在では、予算不足のために実現していないが、３、４年次生の卒業研究担当で、常時、院生による教育補助ができるように改善したい。また、ＴＡ制度を効果的にするためには、教員、院生、学生とのコミュニケーションを大切し、これらの部屋の配置を考慮する必要がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においても、大学院生数が不足するという状況が続いているので、大学院生の数を増やす方策が必要である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の２学科の課題の解決を目指す。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、教員人事においては、まず、新任人事では資料を回覧し、全員の学部教授会で審議、決定し、昇任人事では全員の学部教授会で関係者を除くことの了解を得て、教授会で審議、決定する。教授会の構成員は学部教員全員である。原則として、月に１回の割で開催する。事務手続きとしては「学科会議→工学部人事委員会→工学部教授会→学長・理事長」である。現実には、学長・理事長から希望分野の内諾を得たのちに公募することが原則である。教員の昇格では、学科会議と工学部教授会の議を経る。その構成はより上級の教員で構成する。退職者の補充では、その分野の必要性等を説明し、学長・理事長から教員採用の承諾を得る。公募制が原則であり、研究分野、担当授業、年齢、学位、セミナー（面接）等の募集要項を学科会議で検討し、決定する。教員の募集機

関、学会の公告、Ｗｅｂ等で公募する。募集期間終了後、学科のメンバーで、若干名を選ぶ。セミナーによる最終面接後、学科で選考し、学長に報告する。

４年前に後任人事としてヒューマンインタフェース系の教員の採用を計画し、公募を行った。この新任人事により研究・教育に関して積極的な若手研究者の採用を行うことが出来、学科全体の活性化につながったことは大きな成功であった。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、教員の募集は公募によって行われている。昇格については学科人事委員会において審議の上、推薦者がある場合には、学部教授会に推薦を行う。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に発足したばかりであるが、教員の人事については上記２学科のやり方をおおむね継承していく方針である。今回新学部の設置に伴い、多くの教員を公募により採用した。各分野で活発な研究実績を上げている優秀な若手研究者を採用することが出来たことは有意義であった。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、全教員がコンピュータ理工学部に移動しているため、次項のコンピュータ理工学部を参照。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、現在、当学科には助教はいない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に発足したのであるが、新規雇用の助教は５年の任期制を採用している。この間での研究・教育実績を教授会で判断して、准教授への昇任の判断を行う。一方、４年の任期制の特定任用教員（本学の特定任用教員の任期は３年であるが、コンピュータ理工学部の開設にあたっては完成年度までの教員組織を確定する必要があるため、特例として４年の任期制で採用）の雇用も行っており、この身分に関しては再雇用な無く、若手教員の更新により流動化を計っている。なお、専任の教授、准教授に関しては、任期制は適用されない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、全教員がコンピュータ理工学部に移動しているため、次項のコンピュータ理工学部を参照。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科においては、概ね適正に行われてきた。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に発足したのであるが、新学部設立にあたり多くの新任教員の採用を公募で行った。本年４月に開設のため、新任人事や後任人事は行われていない

学部の昇任人事に関連する審議、決定は当然、学部で行うべきで、事実、行っているので、このことは評価できるであろう。本学では、学部教員数に確定した定員はない。学部以外に共通科目、語学、体育等の科目担当者も学部に所属するため、定員がないことは問題点であるが、逆に、長所とも考えられる。

昇格については、年１回教授の学科会議で検討し、候補者が挙がった場合に手続きがとられる。昇格の判断については、候補者の教育活動、学会活動、研究成果等に関して、その候補者の研究テーマに近い教員の意見を参考にして総合的に判断を行う。教員採用は、学長・理事長の承認後に公募を行う。このため、教育研究の充実と財政面等の問題を総合的に検討した上での中期的な採用計画が示されない。

本学科の分野は範囲が広いため論文数等を基準にして学科全体で統一的な基準を作ることは困難であり、無理やり基準を作成すると、研究テーマにより不公平が生じる危険性が高い。このため、公募後の最終面接では、候補者の研究分野に近い教員の意見を参考にすることにより、その分野の公正な判断を努めている。

現状では、欠員補充による公募制が基本であり、学科会議による公募条件の検討等学科の合意による選考を行っている。公募条件は詳細を事前に決めておくことも可能であるが、学部の分野が広いために、欠員補充と言いながらも、同一分野に限定できない問題がある。

全国的に募集ができることは長所である。公募制では、かなりな募集期間が必要であり、不意の欠員に対応できるかどうかが問題である。また、募集条件と応募人数の多寡におおきな関心があり、期間の延長は可能であろうが、事後に、募集条件の変更ができるか等疑問も多い。

（３）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、おおむね適正と評価する。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、おおむね適正と評価する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年４月に開設されたところであり、任期制教員の雇用更新や講師の入れ替え人事等を行っていないため、具体的な問題点について評価議論できない。完成年度を待って評価を行う。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（３）－１

＜工学部情報通信工学科＞

大学の財政状況の問題もあるので、補充以外の新任の採用に関しては学長・理事長の内諾が必要である。そこで、工学部情報通信工学科としては、教育研究の充実と財政面等の問題を総合的に検討し中期的な採用計画を作成し、大学に上申する体制を作る必要があると考える。

公募制においても、公募条件をどのように決めるかによって、選考基準はかなり変わる。将来は公募条件を事前に決めておくことが求められるが、公募制の経験を十分に経て、検討していきたい。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科でも上記工学部情報通信工学科と同様な考えである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の２学科の課題の解決を目指す。

（３）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、任期制に該当する教員の昇任、再雇用、入れ替え人事等は未だ行われていないため、具体的な問題点について検討できない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、改善の必要はない。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記の工学部情報通信工学科の課題の解決を目指す。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、教育活動の点検・評価については、授業に関する学生のアンケートを実施している。教員間の授業の相互参観を本年度から始めていて、参観した授業の感想、評価を互いに知らせる試みを行っている。また、研究活動については、学会活

動のアクティビティ、論文発表、科研費等の外部資金獲得等様々な基準が考えられる。

本学独自の基準による教員評価が行われているが、学部の評価委員による総合評価は未だ行われていない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科として教員の教育研究活動を評価する制度は確立していない。ただ、全学的な「教員評価制度」が2005（平成17）年度からの本格的な運用が始っている。年１回ではあるが、教員による談話会（研究発表）が行われている。昇任人事として人事委員会が必要とする時には、独自に調査を行うことがある。また、学生に対する学科独自のアンケートも行っている。研究活動においては、毎年、研究結果の事務室への報告が義務づけられている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、本コンピュータ理工学部の教員の約半数が工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科から異動してきたものであるので、それら教員の教育活動の点検・評価の状況は前記２学科と同様である。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、教員採用を公募制にしているため、募集条件に選考基準を明示する。教育研究能力・実績についての条件は指定分野における教育研究業績、学位である。実績としては、研究論文と職歴である。これらの具体的な量と質については明示していない。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科では、上記の工学部情報通信工学科とほぼ同様な状況。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部においては、新設に伴う新任教員の採用では、研究業績の評価（書類審査）および各分野複数名の候補者によるセミナーの実施、全教員による評価を行い、本学部教員としての研究・教育適性を適正に判断した。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、授業に関する学生のアンケートはすでに数年行っている。ただし、全学的な相互評価アンケート期間よりもむしろ学期ごとの最終授業時に行うことが多い。アンケート回収後に全部をまとめ、統計資料として全学的に公表している。また、

各担当者に戻され、授業の参考資料に利用できるようになっている。学生のアンケートでは、熱心に厳しく教育する教員の評価が低く、いい加減に授業を行って殆どの学生を合格させる教員の評価が高くなることが懸念される。また、研究に関する様々な評価基準も研究分野によって大幅に異なるため、公正な評価を行うことは極めて困難であると思われる。

本学独自の基準による教員評価が行われているが、学部の評価委員による総合評価は未だ行われていないため、評価基準の適切性や評価結果の活用等に関しては議論することが出来ない。教員側に教員評価の意義に対しての認識が生じていないことが問題である。また、何でもかんでも点数化して評価しようとする教員評価制度自体にも本質的な疑問の余地がある。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科でも、上記工学部情報通信工学科と同様な状況である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、本コンピュータ理工学部の教員の２／３が工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科から異動したものであるので、前記２学科と同様な状況でありまた同様な問題を有している。

（４）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、公募制にして、これまでに採用した人数は１名であり、十分な実績と経験はない。指定分野における教育研究業績としては、研究論文としているので、学会論文や英文論文に制限していない。また、学位も既得ではなく、取得予定も含んでいるため、広く解釈できるように努めている。

公募制では全国的に広報できる長所がある。しかし、募集条件により、応募人数が左右されるので、条件の明示方法が大問題である。書類選抜の段階で、若干名の該当者が応募していなければ、失敗であり、応募者が多すぎても困難である。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科でも、上記工学部情報通信工学科と同様である。ただし、公募で採用した教員数は２名である。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部では、新設に伴う新任教員の公募は多くの応募者があり、その中から優秀な人材を採用することが出来た。この公募作業を踏襲することで問題はないと考える。しかし、新任人事の公募においては、応募者の数および質に大きく左右されるため、一般論を議論することは難しい。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（４）－１

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科では、教員の教育研究活動の評価は、見方や切り口によって異なるため、公正な評価は極めて困難であると考える。まず、何の為に評価を行うのか、その結果をどのように使用するのか、等について明確な指針を検討し明らかにすることが重要である。このような指針を持たないまま評価を行うことは全く無意味であると考える。

まずは、最初の教員評価がどのように実施され、とくにその結果がどのように利用されるのかを慎重に見守り、対応していくことが大切であると考える。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科も上記の工学部情報通信工学科と同様な考えである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記２学科の改善策を検討していく。

（４）－２

＜工学部情報通信工学科＞

工学部情報通信工学科としては以下のように考える。多数の中からの選考では教育研究能力・実績を重視することは明らかである。しかし、応募者が少ないときが問題であり、募集条件の適正化が今後の課題となる。

＜理学部コンピュータ科学科＞

理学部コンピュータ科学科も上記の工学部情報通信工学科と同様な考えである。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008（平成 20）年度に開設したばかりである。点検ポイントの５月１日においては１年次配当の科目のみが開講されたところである。したがって、今後の学年進行において、コンピュータ理工学部の点検を行って行くが、そこにおいて上記２学科の課題を解決していく。

Ⅰ　全学共通教育センター

※該当しない評価項目については記載しない。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本センターは、特定任用教員・外国語契約講師・客員教員・非常勤講師が担当する以外

に、学部の専任教員が兼担している。その担当数は、以下の通りである。

＜春学期＞

学部専任教員	：総	96 名	担当コマ総数	218 コマ	担当学生総数	18,618 名
特定任用教員	：総	２名	担当コマ総数	９コマ	担当学生総数	1,801 名
外国語契約講師	：総	15 名	担当コマ総数	159 コマ	担当学生総数	3,136 名
客員教員	：総	４名	担当コマ総数	９コマ	担当学生総数	755 名
非常勤講師	：総	173 名	担当コマ総数	468 コマ	担当学生総数	21,467 名
大学院教員	：総	１名	担当コマ総数	１コマ	担当学生総数	33 名
特任教授	：総	３名	担当コマ総数	３コマ	担当学生総数	159 名
特約講師	：総	１名	担当コマ総数	１コマ	担当学生総数	26 名

開講コマ数中、専任教員のコマ担当数は 25.1%、担当学生数は 40.5%であり、非常勤講師はそれぞれ 53.9%、46.7%であるから、非常勤講師への依存率が高い。

＜秋学期＞

学部専任教員	：総	95 名	担当コマ総数	201 コマ	担当学生総数	17,323 名
特定任用教員	：総	３名	担当コマ総数	７コマ	担当学生総数	485 名
外国語契約講師	：総	15 名	担当コマ総数	159 コマ	担当学生総数	3,013 名
客員教員	：総	３名	担当コマ総数	７コマ	担当学生総数	1,223 名
非常勤講師	：総	168 名	担当コマ総数	457 コマ	担当学生総数	20,382 名
大学院教員	：総	３名	担当コマ総数	４コマ	担当学生総数	1,191 名
特任教授	：総	３名	担当コマ総数	３コマ	担当学生総数	128 名
特約講師	：総	１名	担当コマ総数	１コマ	担当学生総数	31 名

開講コマ数中、専任教員のコマ担当数は 24.0%、担当学生数は 39.6%であり、非常勤講師はそれぞれ 54.5%、46.6%であるから、非常勤講師への依存率が高い。

非常勤講師への依存率は高いものの、学部専任教員の兼担割合（とくに担当学生総数）も高く、この点では全学的な教員組織となっているといえる。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

共通教育科目の専任教員の担当コマ数の比率は、約 25%程度で、非常勤講師に委ねる科目が多い。

共通教育科目の担当者を選定する場合、専任教員は、専門教育科目や各種委員の担当等で時間的余裕がなく、やむをえず非常勤講師に依存しなければならない場合がある。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

共通教育科目の担当教員は、非常勤講師が概ね約５割程度占めることもあり、年齢構成について、適切であるかどうかまで、とくに精査していない。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

共通教育科目のカリキュラムは、各学部からの選出委員が構成する各カリキュラム委員会で編成し、そこで審議された共通教育科目のカリキュラムを、人間科学教育科目運営委員会および言語教育科目運営委員会に提案して、共通教育と各学部専門教育カリキュラムとの関わり等を議論することになっている。

「英語教育」では、科目担当の専任教員が外国語契約講師や非常勤講師と授業の進度や内容・テキスト・試験等について、会議やメールを通して随時連絡をとり調整している。「外国語教育」でも同様であり、語学ごとに授業の進度や内容・テキスト・試験等について調整している。ことに学生の学期末評価については、専任教員が開講する全クラスの評価を、責任をもって担当して公正にチェックし、評価が不公平にならないよう配慮している。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

共通教育科目の担当者をについては、該当の共通教育科目を担当するのに相応しい教員であるか、優れた教育が担える教員であるかを主たる基準にして、選考している。科目の性質上、社会人が担当することが望ましいと判断した場合は、受け入れており、現在 16 科目を担当している。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況（2008（平成 20）年度）

外国語契約講師：外国人 85.7%（在籍 14 名中、外国人 12 名）
特定任用教員：外国人０％（在籍２名中、外国人０名）
客員教員：外国人０％（在籍３名中、外国人０名）
非常勤講師：外国人 24.2%（在籍 186 名中、外国人 45 名）

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合（2008（平成 20）年度）

外国語契約講師：男性 78.6%　女性 21.4%（在籍 14 名中、女性３名）
特定任用教員：男性 100%　女性０％（在籍２名中、女性０名）
客員教員：男性 100%　女性０％（在籍３名中、女性０名）
非常勤講師：男性 60.8%　女性 39.2%（在籍 186 名中、女性 73 名）

〔点検・評価（上記７項目を含む）〕

各カリキュラム委員会は、各学部等から選ばれた委員で構成されているが、教員は専門

教育科目や各種委員を多く担当していることから、もっぱら共通教育科目カリキュラムの運営に携わっているわけではない。カリキュラム委員会によっては、学修到達目標を明確に定め、新たなカリキュラムの構築をしているが、その場合でも一部のカリキュラム委員に負担が多く、円滑に運営することが難しい状況にある。

また、各カリキュラム委員会の委員の任期は２年であるため、長期にわたるカリキュラム構想や人事構成等について、検討することが難しい状況にある。

〔改善方策（上記７項目を含む）〕

全学共通カリキュラムの充実やカリキュラム改革の取り組み等を推進することを目的に、必要に応じて、専任教員を本センターに期限を設けて移籍し、継続的に充実したカリキュラムの編成と運営に従事してもらうことができるように検討している。その場合、移籍した教員には、各種委員会の職務軽減等、配慮することも考えている。新たな任期制教員を本センターに設けることも、今後検討していく。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

外国語教育については、外国語の授業補助員として学生アルバイトを雇い、ＣＡＬＬ教室での機器操作等の補助を行っている。また、中央図書館にも、ビデオ等の視聴覚教材が豊富にあり、図書館のなかにある視聴覚教室や少人数のビデオ室でそれらを利用できる。それぞれの部署には学生の質問等に対応する職員が常駐している。

情報教育科目では、本学学生・院生による大学の情報教育支援体制の１つとしてＭｉＣＳというサポート体制が存在する。同サポートは、授業でのサポート、教員の授業支援のためのパソコン等のメンテナンス、学生の情報教育の相談支援等を行っている。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

全学共通教育センター事務室ではセンター長補佐を含む８名の事務職員（うち２名兼務）による教育研究支援体制が取られている。事務的支援としては、学内の個人研究費のうち、基礎費、学会研究旅費等の申請は全学共通教育センター事務室で対応し、科研費申請等の情報処理は、総合研究事務室が担当している。2007（平成 19）年９月から教学センターが発足したのに伴い、学生の各種手続き等は教学センターで一括して取り扱いを始めた。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

各授業の支援をより効果的にするための連携・協力体制を強化する必要がある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

教職員間の連携が一層スムーズにできるよう、支援体制を教員・学生に分かりやすくし、教員・職員・学生のコミュニケーションを図り、強化していく。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集は、原則、公募とし、各カリキュラム委員会で厳正に選考し、人間科学教育科目運営委員会および言語教育科目運営委員会の審議を経て、全学共通教育センター運営委員会で承認している。

ただし、非常勤講師については、現担当者の辞退の補充が主であるため、現状は、学内の教員からの推薦者を採用候補者として、各カリキュラム委員会で上程し、人間科学教育科目運営委員会および言語教育科目運営委員会の審議を経て、全学共通教育センター運営委員会で承認している。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本センターでは、任期制教員（３年任期）として、「外国語契約講師（14 名)」「特定任用教員（２名)」が在籍している。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

全学共通教育センターにおける教員採用は、現担当者の辞退の補充が主である。現有の専任教員で担当できないか、新たな教員が必要かどうかについて、各カリキュラム委員会および各運営委員会で精査する必要がある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

共通教育科目の担当を非常勤講師に委ねる前に、共通教育と専門教育との連続および体系性等も考えて、専任教員が担当できないかどうかを検討する必要がある。そのための仕組み、ルール作りを共通教育カリキュラム改革の一環にあげ、検討していく。

Ｊ　体育教育研究センター

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　学部・学科等の理念・目的ならびに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学生活における健康の維持増進と生涯にわたる健康の基礎づくりを目指すため、体育教育に力をいれているものの、全学生 13,000 名の在籍に対して、体育教育科目担当教員は

体育研究センター６名、文化学部４名と脆弱である。

（１）－２　大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

文化学部所属の体育教育科目担当者と連携をとりながら、大学における教育研究に従事している。

国際大会でのコーチ等に従事しているが、他大学での非常勤講師という学外兼職はなく、専任教員は本学の教育研究に専念しているといえる。

（１）－３　主要な授業科目への専任教員の配置状況

体育教育科目 22 科目（100 コマ）を開講している。

専任担当教員は、10 名でうち４名は文化学部所属の教員である。

また、100 コマのうち、専任教員は 92 コマ（うち体育教育研究センター所属専任教員の担当コマ数は 61 コマ、文化学部所属専任教員の担当コマ数が 31 コマ）の授業科目を担当している。

（１）－４　教員組織の年齢構成の適切性

体育教育研究センター所属教員の平均年齢は 61.5 歳で、年齢構成に偏りがある。

（１）－５　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

体育教育研究センター内のカリキュラム委員会において提案し、教授会で審議する。その審議内容を体育教員連絡会および体育教育科目カリキュラム委員会で、審議・承認する。

（１）－６　教員組織における社会人の受け入れ状況

社会人出身の教員は受入れていない。

（１）－７　教員組織における外国人の受け入れ状況

外国人の教員は受入れていない。

（１）－８　教員組織における女性教員の占める割合

女性教員はゼロである。

〔点検・評価（上記８項目を含む）〕

現状では、社会人出身の教員の必要性は認めない。ただし、国際化の進展や女性の社会進出等の社会状況の変化に応じて、カリキュラム編成上の必要から、外国人および女性の

教員の必要性が高まると考える。

〔改善方策（上記８項目を含む)〕

外国人および女性教員の採用を検討していく。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

体育実習科目について、補助員の制度は設けていない。授業の一環である身体機能計測の形態・循環機能・体力・運動能力についての計測補助として、学生アルバイトを雇用している。

（２）－２　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

体育教育研究センター事務室ではセンター長補佐を含む５名の事務職員による教育研究支援体制が取られている。学内の個人研究費のうち、基礎費、学会研究旅費等の申請は体育教育研究センター事務室で対応している。科研費の申請、説明会等は、総合研究事務室が担当している。2007（平成 19）年９月から教学センターが発足したのに伴い、学生の各種手続き等は教学センターで一括して取り扱うことになり、担当の事務職員２名（兼務）が教学センターに常駐している。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

教学センターの設置による、集中管理の積極面について、教員窓口である、体育教育研究センター事務室は、教員研究室のある総合体育館内に置かれている為、教員と職員の連携に問題は今のところ生じていない。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

教職員間の連携がより一層スムーズにできるよう、コミュニケーションを図っていくことが重要である。

（３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

現状において、教員の任免・昇格について、規程は制定されているが、現教員はすべて教授であるため、適用対象者はいない。

（３）－２　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

今のところ任期制教員は採用していない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教員の年齢構成に偏りがあることから、教員募集に工夫を必要とする。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員の募集方法について、検討していきたい。

（４）教育研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育研究活動についての評価方法には、とくにセンター内に組織はなく、制度化することについては、検討中である。

大学全体で行われている「教員評価制度」や「学生による授業評価」については他学部と同様に評価を受けている。

（４）－２　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

体育教育研究センターの教員選考は、全学共通教育センターに委ねている。したがって選考基準の運用は全学共通教育センターのカリキュラム委員会および運営委員会が行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

全学的な評価は受けているものの、本センター内での評価方法が不明確である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

本センター内での評価方法を確立するため、組織づくりを検討していく。

２　大学院における教員組織

Ａ　経済学研究科

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

経済学研究科の専任教員数は，博士前期課程 36 名（特任教授１名を含む），博士後期課

程 20 名（特任教授１名を含む）である。専任教員の内訳をみると，博士前期課程における研究指導教員数が 34 名（うち教授が 24 名），研究指導補助教員が２名であり，大学設置基準で必要とされる研究指導教員数６名（うち教授が４名），研究指導補助教員３名という基準を大幅に上回る体制で教育が行われている。博士後期課程も同様に，研究指導教員数が 20 名（うち教授が 19 名）であり，大学設置基準で必要とされる研究指導教員数７名（うち教授が５名），研究指導補助教員２名という基準よりも充実した体制で臨んでいる。

専任教員の年齢についてみると、30 歳代が 24%、40 歳代が 16%、50 歳代が 22%、60 歳代が 38%となっている。60 歳代の比率がやや高いものの、ほぼバランスの取れた年齢構成になっている。

一方で、経済学研究科博士前期課程・博士後期課程とも研究科生数が低迷しており、2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度入学者は、博士前期課程で定員の 20～50%、博士後期課程では０～40%で推移しており、大学院担当のマンパワーが十分に生かせていない状況にある。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

大学院経済学研究科博士前期課程における研究の計画は、研究科生と研究指導教員の話し合いを基本として立てられる。修了に必要な 30 単位のうち 18 単位は研究指導教員以外の教員の指導のもとで修得することになっていることからわかるように、大学院での教育は複数の教員による役割分担によって行われ、標準的には、マクロ経済学・ミクロ経済学・計量経済学に関する特論や演習で基礎的な研究能力を高めながら、研究指導教員の下で専門分野の研究を行っている。また、教育課程や授業科目の内容の妥当性・有効性については、定期的に開かれる研科会議で点検している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

経済学研究科の専任教員数は，大学設置基準で必要とされる研究指導教員数を大幅に上回る体制で教育が行われている。豊富に提供される演習や特論科目が、経済学研究科の長所である。しかし、研究科生が少なく充実した専任教員数や提供科目が生かされていない状況にある。

教育課程や授業科目の内容の妥当性・有効性については、定期的に開かれる研究科会議で点検しており、個々の大学院生に十分目配りができる現状では問題は生じていない。今後、大学院生が増加するような場合は、研究指導状況を一括管理し点検しあうような協議機関が必要になるだろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

今後は、学部学生だけでなく、社会人・外国人留学生・生涯教育を求める退職者といっ

た多様な研究科生を受け入れていくことが予想される。専任教員数や提供科目数という点では十分に見える現状ではあるが、多様な研究科生のニーズを満たすためには、さらに実務に詳しい教員を増やしたり、科目を見直したりする改善が今後とも欠かせない。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院のみを担当する専任教員の募集は行っておらず、学部担当者として公募を行い、厳正な採用選考によって教員の採用を行う。研究科における教員の昇格の基準は明文化されており、研究論文および教育実績に基づき研究科人事委員会で昇格リスト案を作成し、研究科会議による資格審査のうえ、新規採用した専任教員は研究科兼任で１年後に講義担当者として、同様に２年後には博士課程前期指導教授として昇格させている。これにより、大学院担当教員が充実し、幅広い大学院生のニーズに対応できる。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

大学全体では助教について任期制が導入されている。しかし、本研究科では自然な形の世代交代（定年退職と新規採用）や他大学への転出・他大学からの転入等により、ある程度の流動性があるので、流動化を促進させるための措置は実施していない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現時点では大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する手続きについては、研究科人事委員会で案を作成して適任者からなる主査１名・副査２名（研究科内に適任者がいない場合は、大学内外から適任者に委嘱）による審査を経て、研究科会議で審議承認を受けて、適切に運用されており、とくに問題になる点はない。また、教員の流動化に関しても、年齢構成からみて今後も自然に世代交代が進むことが予想されており、今のところ問題になる点はない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現時点でとくに改善の必要は感じられないものの、人員の硬直化がないか、適切な流動性があるかといった点について、将来構想検討委員会・研究科人事委員会を中心として、問題が生じていないか定期的に点検を行う。そして問題点が生じる可能性がある場合には

研究科会議に諮り、速やかに対応していく。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

経済学研究科と学内外の大学院・学部や研究所等の教育研究組織間で人的な交流はほとんど行われておらず、各教員レベルでの研究会を通じた交流が行われている状況である。

〔点検・評価〕

研究活動における人的交流の重要性はもちろんであるが、大学院生の就職は教育活動の延長にある重要な問題であり、研究生にとっての高度な専門知識を生かす適切な場所を見つけるという観点からも、人的交流をより積極的に進めて行く必要がある。

〔改善方策〕

各教員レベルで行われている他大学大学院・学部との交流や研究所等の教育研究組織との交流を広げていくという地道な方法しかないと思われる。この点については、大学院の将来構想検討委員会で本学の国際交流協定校等を視野に入れて議論していく予定である。

Ｂ　マネジメント研究科

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

まず、博士前期課程は、「あらゆる組織を対象としたマネジメントについての科学を総合し、それに基づいて、マネジメントについての高次の教育を行うことで、高度なマネジメント感覚と能力をもった高度専門職業人を養成すること」を目的に、学部の学科との連続性に配慮しつつ、３つの分野と２つのコア・パースペクティブとから構成されている。本研究科は、マネジメント能力を戦略マネジメント能力、ナレッジ・情報マネジメント能力、協働マネジメント能力の融合であると考え、それらに関わる専門科目（特論）を戦略・組織、ソーシャル・マネジメント、会計ファイナンスの３つの分野に配置するとともに、３つの能力と相互に関わらしめた教育を展開している。さらに、歴史志向、システム志向という２つのコア・パースペクティブを用意し、多面的視点からマネジメントを考えること

ができるよう工夫している。

博士前期課程の教育課程や教員組織、院生数の関係は以下の通りである。

	教員組織（名）					院生数（名）		
	教授	准教授	講師	客員教授	非常勤講師	１年次	２年次	DDP*
戦略・組織分野	８	９	１			７	８	
ソーシャル・マネジメント分野	２	４		１	１			
会計ファイナンス分野	７	２			１	３	２	１
歴史志向	２					２	１	
システム志向	１**							

*ＤＤＰ：京都産業大学大学院マネジメント研究科と米国ミズーリ大学セントルイス校 College of Business Administration との間で実施されているデュアル・ディグリー・プログラム

**この１名は、戦略・組織分野の教授が兼ねている。

また、指導教授１名あたりの院生は各年次４名を上限にしている。

なお、博士前期課程担当の専任教員（客員を含む）の年齢構成は以下の通りとなっており、50 代の教員が若干少ないが、ほぼ妥当な構成となっている。

年代	人数	構成比
60 代	11	29.7
50 代	7	18.9
40 代	13	35.1
30 代	6	16.2
計	37	100.0

つぎに、博士後期課程（教授：13 名　非常勤講師：１名）は、上に述べた博士前期課程を基盤にし、「より高度なマネジメント能力をもった高度専門職業人を養成」することを目的として、戦略マネジメント能力、ナレッジ・情報マネジメント能力、協働マネジメント能力に関わるより高度な専門科目（特殊研究）を配置し、それらの履修を通してさらに高次のマネジメント能力が身に付くように教育を行っている。教員および院生の構成は次のようになっている。

教員数（名）		院生数（名）		
教授	非常勤講師	１年次	２年次	３年次
12	1	3	1	5

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

組織的な教育を実施するために、教員の役割分担および連携は次のように行われている。

まず、教育も含め、本研究科を組織的に運営するために、研究科長のもと以下の各種委員が置かれ、役割を分担している。

・大学院委員会委員：研究科長を含め３名
・大学院全学自己点検・評価運営委員会委員：１名
・大学院マネジメント研究科教務委員：２名
・大学院マネジメント研究科入試委員：２名
・大学院マネジメント研究科広報委員：１名

つぎに、院生の科目履修・研究指導は指導教授を中心に行われ、論文審査については以下のような役割分担がなされている。博士前期課程にあっては、２年次秋学期初頭に実施される中間報告に際して院生１名につき２名のアドバイザーが指名され、論文作成に対するアドバイスが受けられるようになっている。また、修士論文審査は、指導教授が主査となり、２名の副査とともに３名で実施される。さらに、博士後期課程にあっては、論文審査に先立って予備調査委員会（研究科長と教授３名）による予備調査が行われる。予備調査をパスすれば、調査委員３名（うち１名が主査になり、予備調査委員を含めることができる。）が選定される。なお、調査委員の人数は、必要があれば増加し、研究科所属以外の教授に委嘱することができる。

本研究科に属する教員の研究室は、原則として、１棟にまとめられ、教員間の連携促進に役立っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本研究科は、その教育目標を達成するために必要な内容と規模の教員組織をもっているものと思われる。また、教員配置については、ソーシャル・マネジメント分野の教授がやや少ないように思えるが、この分野の先端性と院生数とを考慮すれば、いまのところ妥当であろうと考えられる。本研究科には大学院専任教員は存在せず、学部の講義負担が固定的に設定されていることもあって、院生を抱えた教員の負担が多くなるのは否めない。また、教員の年齢構成にやや問題がある分野もみられる。

教員の役割分担・連携体制の構造自体は適切に設定されているものと思われる。しかし、基本的に、（職員も含めた）すべてが同一人材のもとでの学部との二重の体制が採られているために、機能不全に陥る危険性を秘めている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

人材問題を改善するには工夫を必要とする。たとえば、中・短期的には人材を遣り繰りしながら、長期的な人材育成を考えることをあげることができる。また、学部と研究科との間にある二重構造の一元化を考えるのも一策である。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本研究科にかかわるものは本研究科授業科目担当教員・指導教授への昇任のみである。この昇任は、博士前期課程にあっては「京都産業大学大学院マネジメント研究科博士前期課程人事委員会内規」、また、博士後期課程においては「京都産業大学大学院マネジメント研究科博士後期課程人事委員会内規」に基づいてなされる。

内規は、本学経営学部全教員に開示されており、かつ、現在までのところ、内規が問題なく適用されている。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

特任教授や客員教授等の制度が全学的に実施されており、マネジメント研究科にもその制度が適用されている。現在、マネジメント研究科博士前期課程に１名の特任教授が採用されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

学部をベースにして、そことの整合性を保ちながら合理的に実施されており、適切に運営されているものと評価される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

学部をベースにした現状から、とくに記すことは見当たらない。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本研究科に固有のものとして特記すべきものは見当たらない。

〔点検・評価〕

学部をベースにした本研究科のあり方を考えれば、現状は問題ないと判断できる。

〔改善方策〕

学部をベースにした本研究科のあり方を考えればとくに記すべきことは見当たらない。

Ｃ　法学研究科

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科では、国内外で活躍できる優秀な研究者および法社会化の要請に応えうる専門職業人の養成のために、高度な専門知識および法実務上の素養を修得させることを目標として授業が展開されている。教育課程には、博士前期課程と同後期課程がある。前期課程の入学定員は 10 名、後期課程のそれは５名とされ、2008（平成 20）年度の在籍者数は、前期課程 13 名、後期課程５名である。以下に過去５年の在籍者数の推移を表で示す。

区　分	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度	2007(H19)年度	2008(H20)年度
前期１年	13	9	7	5	5
前期２年	12	16	11	11	8
後期１年	3	1	2	0	0
後期２年	1	3	1	2	0
後期３年	2	2	5	5	5
計	31	31	26	23	18

研究科の意思決定機関として法学研究科会議があり、議長は研究科長（学部長を兼務）である。そこでの議案のうち、規程やカリキュラムの改正に関わる事案等多くのものは、事前に法学研究科運営委員会で検討される。同委員会は、委員長以下６名の委員から成り、学部との連携も意識して人選されている。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

既述のように、法学研究科運営委員会を設置し、研究科の理念・目標に支えられたカリキュラムが一貫性を伴って実施されるよう、教員間・科目間・研究科間の連携の維持・発展に配意しつつ、関係する問題を細部にわたり技術的観点から検討している。このような検討は、研究科会議での審議の実質化にも貢献している。

各年度に『大学院履修要項』を作成しており、そこに具体的に記述された各講義の内容を通じ、各講義担当者が他の科目の講義目標、内容、教材等について手近に知ることができる。また、在籍者が少数であるため、各院生に関する研究状況を教員は具体的に把握しやすく、その状況について、教員間で非公式に情報共有し、適切な助言につなげている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教員組織については、公式のものとしては、最も基本的で不可欠の法学研究科会議と、そこでの審議の実質性を担保する法学研究科運営委員会があるのみであるが、本研究科は定員・在籍数とも少数であり、その意味で公式な組織・制度のみならず、非公式な通信または情報共有を重視した組織運営の方がむしろ有効に機能する前提がある。

法学研究科運営委員会では活発な議論が行われているが、具体的な問題の解決を目標とするものが多く、中長期的目標を見据えた検討と提言が恒常的に行われる仕組みとしては、未だ改善の余地を残している。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

少人数の院生という前提があり、現在の組織運営に大きな問題はない。今後、在籍者が増加していくことがあれば、きめ細かな教育と研究指導を維持するために、教員組織の再構築、とくに法学研究科運営委員会が取り扱う範囲の拡大または細分化についても検討が必要となろう。そうすることで、組織としての主体的な発案や、教育・研究のあり方に関する調査研究等を恒常的に行うための具体的な場が設けられよう。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本研究科の教員は学部教員の兼務であるため、本研究科専属の専任教員はいない。よって、大学院担当のみを目的とする専任教員の募集は行われていない。総勢 34 名の法学部の

教授、准教授および講師が大学院での講義を担当している。研究科教員は、学部教員のうち、その者の教育・研究の実績に照らし大学院での講義担当が適切であるとして研究科会議が承認した者を当てる仕組みになっており、新規採用学部教員にあっては、採用後１年を経てから、研究科教員の適格性を慎重に判断している。研究指導については、大学院設置基準９条を厳正に適用して適格性があると判断された教授または准教授が当たっている。

懲戒については、本学就業規則 40 条・41 条が適用される。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制教員には、客員教員、特定任用教員、特約講師、特任教授、外国語契約講師、非常勤講師が含まれ、これらの教員の本研究科での授業または研究指導担当について、これをとくに制限する準則はない。よって、第一次的には、専任教員の場合と同等の基準で、その者の授業担当または研究指導担当の適格性が判断されている。これら任期制教員の講義担当または研究指導を通じ、本研究科での教育研究活動が時宜に適ったものとして維持・発展していくことが期待でき、現にそのような運用がなされている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

いわゆる講座制を採用せず、任免・昇格は、被審査者の研究・教育業績に照らし、厳正かつ民主的に法学研究科会議で決定されている。

任期制教員についても、適格性がある限り、講義担当または研究指導を行っている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

法学部教員の本研究科講義担当、前期指導教授および後期指導教授への任用については、上述のように恣意的な運用が排除される仕組みが用意されており、現時点で特段の改善の必要は認められていない。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本研究科の教員は、法学部の専任教員および一部本学法科大学院の専任教員から構成されている。他方、本研究科の教員の一部は、兼担教員として、本学法科大学院の講義を担当している。

2009（平成 21）年度から開講される、マネジメント研究科との「ジョイント・プログラム（税務エキスパート）」は、同研究科教員と協力して制度設計されている。入試制度やプログラムの見直しに際しても、両研究科の関係教員で協力することが合意されている。

学外の機関と本研究科との組織的な交流はないが、研究者間の交流は、学会・研究会等への参加を通じ、各教員レベルで自発的に行われている。

〔点検・評価〕

法科大学院との上記の交流により、より実務的で事案に即した講義のあり方につき吟味する機会が提供されており、とりわけ高度専門職業人を目指す本研究科院生に適合的な講義の提供に繋がっている。ジョイント・プログラムに係るマネジメント研究科教員との協力は始まったばかりであるが、これまでとくに問題はなく、能動的かつ円滑に行われている。

〔改善方策〕

現時点で、とくに改善すべき問題があるとは認められないが、ジョイント・プログラムの今後の拡充に伴い、本学の他の研究科との協働と人的交流は一層活発化する。ジョイント・プログラムのそのような副次的利点はもっと意識されても良いであろう。

D　外国語学研究科

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科専任の教員はおらず、全員が外国語学部または文化学部との兼任である。大学院担当の指導教授は、2008（平成 20）年度が英米語学専攻６名、中国語学専攻４名、言語学専攻４名である。授業担当教員は英米語学専攻９名、中国語学専攻６名、言語学専攻 10 名であり、そのうち教授が 21 名、准教授が４名である。以上のことから、本研究科は大学院設置基準で定める必要教員数を満たしている。教員の年齢構成は 40 代が５名、50 代が 10 名、60 代が 10 名である。

本研究科の教育研究に関わる事項については、研究科会議で審議決定される。この会議は大学院担当の指導教授によって組織され、科長は外国語学部長が兼任している。また、全学の研究科における教育研究に関わる事項については、各研究科から選ばれた委員による大学院委員会で審議決定される。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

本研究科の入学、カリキュラム、修士論文審査、修了の判定、教育研究における自己点

検自己評価、教員評価等の教育研究等に関わる事項については、指導教授の構成員で組織される研究科会議（研究科長は外国語学部長が兼務）で審議決定される。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現状は、研究科担当教員は全員、学部との兼任である。これには長所もあるが、問題もないわけではない。現在は大学院生の定員が規定されている定員に満たない状況が続いているので、現在の教員数で少数の院生のいわば個別指導的な教授が可能である。しかし学生の研究目的や対象、修了後の進路等が多様化する傾向もあり、将来、十分にきめ細かな対応が困難になることが予想される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

大学院生の多様な研究希望、修了後の進路等を考慮し、授業担当教員を増員すべきではあるが、将来的には、現存の３専攻以外の専攻の増設をも視野に入れて、外国語学研究科の教育研究の組織の充実を図ること、また大学院を主として担当する研究科専任教員も必要になろう。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院の授業担当の教員の決定、指導教授への昇任は、本研究科の指導教授で組織される研究科会議（研究科長は外国語学部長が兼務）で審議決定される。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科は教員の任期制等の制度の導入はない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院の授業担当の教員の決定、指導教授への昇任は、研究科会議で適切に審議決定されるが、明確な基準があるわけではなく、その基準・手続きが明文化されているわけでもない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

明確な基準を作成し、その基準・手続きを明文化することが必要である。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本大学院は現在のところ学内外の大学院、学部研究所等の教育研究組織との間の人的交流は実施していない。大学院の授業担当教員は学部所属教員であるので、人的交流ではなく兼務の体制をとっている。

〔点検・評価〕

大学院の活性化の観点からは学内外の教育研究機関との連繋は非常に重要であるが、３専攻のみで入学定員も総計 11 名という少人数であるので、大規模な人的交流が実施しにくい面がある。現時点では、人的交流がないために、教員の教育研究上の支障があるとは思われない。

〔改善方策〕

現時点では、人的交流がないために、教員の教育研究上の支障があるとは思われないので、特記すべきことはない。

Ｅ　理学研究科

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

理学研究科担当の教員はおおむね理学部との兼任である。研究科長（理学部長が兼任）のもと、前期課程および後期課程の研究科会議が組織され、教育研究上の諸事項を決定および遂行している。2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度までの本研究科の教員数は第２章、教育研究組織を参照していただきたい。大学院学生数から考察すると教員数はおおむね適切であるように見えるが、理学部との兼任であり、学部における職務に忙殺されるあまり、大学院学生に対する教育に支障が出る可能性もある。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

研究科長のもと、研究科会議にて必要な連携を行っている。また、各教員がそれぞれの

責任のもとに、自由な教育、研究活動を行っているため、教員間に上下の関係が少なく、自由な発言が行える環境にあると言える。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本研究科は学部の上に設置されており、教育上の観点からすると、学部からのカリキュラムの一貫性および連続性が保たれている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

教員数を増やして大学院生に対する教育の量および選択肢の数を増やすことが大切である。また、各教員の研究の質を上げてそれをさらに教育の質の向上に結びつけることも大切である。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　大学院研究科における研究支援職員の充実度

（ⅰ）総合研究事務室の職員は、本学教員が科研費等の外部資金を申請する時の事務的支援や本学教員が科研費等の外部資金が採択された場合の資金の遂行にあたっての事務的支援を行っている。

（ⅱ）研究する者にとって、新しい情報知識を得るためには、論文を読むことは不可欠である。研究に必要な論文が当大学にない場合は、図書館の職員に依頼すれば、多少時間はかかるが、当該論文を所蔵している大学や研究機関を検索して取り寄せてくれるサービスを行っている。

（ⅲ）物理学専攻の実験系の教員は 金工場（工作室）の補助員から部品の製作支援を受けている。

（ⅳ）理学研究科の教員は 研究面でコンピュータを用いることが多いが、ネットワークの管理を情報センターの職員が行っている。

（２）－２　大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

（ⅰ）科研費等の外部資金の申請時の事務的支援や本学教員が科研費等の外部資金が採択された場合の資金の遂行にあたっての事務的支援は、教員の事務的手続きの煩わしさを緩和する面で評価できる。

（ⅱ）図書館職員による研究資料の入手支援は、研究の資料収集に非常に役立っている。

（ⅲ）金工場（工作室）補助員による部品製作支援は、物理専攻の実験系教員に役立っている。

（ⅳ）情報センターの職員によるネットワークの管理は教員の研究面の支援の観点から大いに評価できる。

（２）－３　大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

大学院学生が学部生の教育に関わるティーチング・アシスタントの制度、および後期課程の学生が教員の実験補助をするリサーチ・アシスタントの制度は導入されて、毎年数名の学生がその業務を行っている。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

職員による教育研究支援はおおむね適切であると評価される。大学院学生数が少ないことから、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）による支援はまだ不十分であると言える。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

大学院学生数を増やすことが教育研究支援にもつながるので、積極的な学生数増への方策をする必要がある。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員は学部教員が兼任しており、新たな前期博士課程（後期博士課程）の担当者の決定は 研究科会議（後期研究科会議）において、各専攻の委員の推薦により、主査（１名）および副査（２名）からなる調査委員会を発足させ、調査を行い、推薦された教員が前期博士課程（後期博士課程）の担当者として適任かどうかの判定を行い、研究科会議（後期研究科会議）はその報告を審議・承認する。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

任期制である助教は、現状では大学院研究科教員となることは実質的にないので、任期制の制度は導入されていないとみなすことができる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１については、適切であると判断する。

（３）－２については、研究の連続性という観点からすると、任期制を導入していない点には問題がないと判断する。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

任期制の導入については検討をする必要があるかも知れないが、現状でおおむね良好な制度であると判断する。

（４）教育・研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

教員の研究活動や大学院教育の活性度を検証するためのシステムの一環として、本学では 1995（平成７）年を初年度として「京都産業大学研究者要覧」を隔年発行してきた。その内容は

（ⅰ）個人研究活動

（ⅱ）研究体制および諸機関等の研究活動

（ⅲ）大学院学生の研究活動

の３部構成よりなっている。（ⅰ）では専任教員１人につき１ページを割いて、研究テーマ、研究業績（著書または論文、学会・研究会等での発表)、さらには研究内容の要約等が記載されている。（ⅱ）では各研究所における研究活動、各機関での出版・刊行物、学内研究における支援体制、および学外からの研究助成制度について、最近２年間の活動状況が詳細に記載されている。理学部独自のものとしては、1996（平成８）年度から理学部各専任教員の研究活動の進捗状況を記した「研究経過報告書」を毎年編纂し、理学部の専任教員全員、学長、教務部長、各学部長、各研究所長に配布してきた。2004（平成 16）年度からこうした「研究者要覧」や「研究経過報告書」の配布は廃止され、Ｗｅｂページ上に、「研究者データベース」が公開されることになった。

（４）－２　大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

研究活動は、教員各自が研究活動報告を行うことを義務づけている。それを教員評価委員が適宜閲覧し、評価を行っている。

大学により 1995（平成７）年を初年度として本学教員全員についての「研究者要覧」が 2000（平成 12）年度まで、３回刊行されてきた。その個人研究活動の章で、全学の専任教員１人に１ページを割いて、研究テーマ、過去５ヵ年の研究業績（著書または論文、学会・研究会等での発表)、さらには研究内容の要約等が記載されている。 理学部独自のものとしては、1996（平成８）年度から理学部各専任教員の過去３ヵ年の研究活動の進捗状況を記した「研究経過報告書」を毎年編纂し、理学部の専任教員全員、学長、教務部長、各学部長、各研究所長に配布している。

大学が発行している京都産業大学論集（自然科学系列）に、当該年度に公刊された研究論文のリストが、1999（平成 11）年から記載されるようになった。その意味において、理

学部教員の研究活動の活性度を相互検証するためのシステムとして機能している。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

教育と研究は一体であり、したがって研究活動は大学の教員として当然の義務の一つとして認識されている。また、京都産業大学論集（自然科学系列）に、当該年度に公刊された研究論文のリストが、1999（平成 11）年から記載されるようになった。さらに 2004（平成 16）年度からＷｅｂページ上に、「研究者データベース」が公開されることになった。これらの刊行物やＷｅｂページ上の情報は、理学部教員の研究活動の活性度を相互検証するためのシステムとして機能している。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

Ｗｅｂページ上に、「研究者データベース」を公開するだけでなく、配布の廃止された「研究活動報告書」を理学部における研究活動の年次報告書のようなものとして出版し、広く我々の研究活動の詳細を専門外の人々にも知ってもらう形にすることを検討する。さらに、現在、教員評価の基準を作成しつつあるが、その中に「外部評価」を取り入れるべきである。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

理学研究科物理学専攻では、研究交流ならびに大学院生に対する教育・研究を目的にと「地球環境産業技術研究機構（ＲＩＴＥ)」と「光量子科学研究センター（ＡＰＲ)」より各２名の客員教授を招き、「光量子科学特論」の科目を開設している。

ＲＩＴＥの研究所は地球環境の保全に資する産業技術に関する研究開発、調査研究および情報の収集・提供等を行うことにより、地球環境の保全および世界経済の発展に寄与することを目的として設立された。

2000（平成 12）年度より、大学院での講義を担当し、翌年度から大学院の学生の指導を担当している。現今の学生の関心事の１つである環境問題を、当大学院でも担うとする意図から始められたものである。

ＡＰＲの研究所は、現今注目を集めているレーザーを中心とした光量子科学の基礎研究を行っており、より具体的には、極短パルス・超高ピーク出力レーザー（Ｔキューブレーザー）の開発し、そのＸ線レーザー等のＸ線光源やレーザー加速技術を実現し、Ｘ線レーザー顕微鏡、極微細加工、医学診断・治療等多方面に利用するための基礎研究を進めている。そのような先端的な研究所での実験・研究は、院生への良い学問的な刺激ともなり、また本学の教員との研究交流も図られている。2001（平成 13）年度から開講している。

〔点検・評価〕

研究交流は始まってまだ十分年月は経過していないため、点検・評価は困難であるが、講義科目が始まってより学生の関心は高く、毎年多くの大学院生が各講義を受講し、またＲＩＴＥやＡＰＲへも講義の一環として出掛けている。過去数年、各講座で修士の研究を行う院生は継続して存在し、また研究分野の重なる本学の教員との共同研究が模索され具体的なテーマでの話し合いが継続されている。

〔改善方策〕

今後とも多様な研究施設との連携を模索し、より高い研究・教育を目指す事が望まれるが、それらを理学研究科のみならず、大学全体が理解し協力する体制の確立が必要である。

Ｆ　工学研究科

（１）教員組織

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

2008（平成 20）年度現在、在籍学生数は博士前期課程６名（１年次：２名、２年次：４名）、同後期課程２名（１年次：１名、２年次：１名）の、合計８名である。これに対して、専任教員数は 14 名（教授 13 名、准教授１名）である。なお、教員には前期授業担当、前期課程指導教授、後期課程指導教授の区別があり、それぞれ後者は前者の役割をも担っている。現在の専任教員 14 名のうち、後期指導教授は 11 名であり、２名が前期課程指導教授、１名が前期授業担当である。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

情報通信工学専攻における組織的な教育の実施ために本専攻科では主に情報通信分野における学際的な分野をできるだけ含めるべく教員組織を構築し、各教員が必要と思われる内容を教育することにより情報通信分野の組織的教育がなされると考え、これまで学科設立当初から実施されてきた。また、一部の学際分野では教員同士で教育を含めた連携を実施するために教育においても、その内容を検討することで連携体制が確保されてきたと考えている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

現在の学生在籍数は、前期課程については収容定員：８×２＝16 名に対して約 38%、後期

課程については収容定員：４×３＝12 名に対して約 17%という状況にある。現在のところ、研究および論文指導のための教員数としては、充足していると言える。また、授業担当についても、特論（講義科目）については、教員あたり平均毎年 0.5 コマの負担となっている。

（１）－２

情報通信工学専攻としての理工系教育内容としては一部偏りが見られ、幅広い学問を教育できる人材は不足している。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

大学院での教育内容の幅は広い方が、学生にとっては魅力的であるが、そのためには教員を増員させる必要がある。

（１）－２

情報通信工学の研究分野は極めて広く、それらがどの程度カバーできており、専攻科としてどのように進展させていくかについての議論を、常に続け行く必要がある。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本専攻は急速な発展を示している生命科学を担いうる高度専門職業人ならびに研究者育成を目的として、12 名の教員により分子生化学、分子細胞工学、分子免疫工学および育種工学からなるユニークな４分野で教育・研究指導が行われている。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

12 名の教育・研究教員に対し５名の職員からなる事務体制が確立されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

研究指導可能な大学院学生数は平均して１学年２名程度であるが、研究室間では差異が認められ、最大３名を指導する研究室もある。また、指導教授は学部学生の指導も行っている。したがって、学生数と教員数の比において、学部の応用特別研究（１名の教員当たり、それぞれ約５名の学生）の指導が加わるため労働過重になっている。上記の学部学生の特別研究の研究指導と大学院学生の研究指導を１人で行うことには無理がある。教員の年齢構成には大きな問題はない。

（１）－２

事務的支援は良好である。現在のところ問題はない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

研究指導体制は、２人体制あるいはグループ制でないと無理である。

（１）－２

現在のままでよい。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

研究科で定められている規程に従って審査を行い任免・昇格の手続きを適切に行っている。

（３）－２　任期制等を含む、情報通信工学専攻の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

現在のところ任期制等のような流動化はない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１

欠員発生した段階で、時代の変化に則した研究・教育の進展で期待できる教員の採用についての意見を大学は聞き入れずに、大学の意向にのみ沿った教員採用となった事がある。

（３）－２

研究の進展状況に応じて教員の増減を行う事が出来るようにすべきである。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（３）－１

大学理事会は専攻科の研究・教育内容をもっと理解する努力が必要であり、大学の発展に繋がる事に関して教員と十分に議論する必要がある。

（３）－２

人事に関しては常に大学と専攻科の教員との意見交換を行うべきである。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

専攻科教員の募集・任免・昇格は研究科人事委員会での審議、研究科会議、学長の承認を経て発令される。実質的な選考作業は教授のみによる専攻科会議に委ねられており、募集に関して選考基準、手続きは内規として定められている。選考基準には、教育経験および研究業績に関して一定の条件を定めているが、年齢、性別に関して差別するような規定はない。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

現在は教員の流動化を目的とした任期制は導入していない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（３）－１

現在のところ上記内規に添った形で行われており、問題はない。

（３）－２

本大学には流動化を目的とした任期制度はなく、任期制についてとくに議論されたこともない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（３）－１

教員が教育・研究に対して一定の熱意とポテンシャルを持ち続ける限り、本件の客観性は維持されるものと考えられる。

（３）－２

今後の課題である。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

＜情報通信工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本学の理系組織は工学部と理学部から成っており、教員数も少ないため、基本的には学部所属の教員が大学院所属の教員を兼ねている。過去においては両学部の一部の教員が組織した計算機科学研究所があり、両学部大学院間の交流はあったが、現在はその研究所も消滅し、両大学院間の交流はない。

学外の教育研究組織との組織間の交流はない。教員の個人的交流に依存している。

2008（平成 20）年４月からは、理学部・工学部の再編によってコンピュータ理工学部が新たに開設され、これにより本専攻所属の教員は現在（理学部へ異動した１名を除き）同学部の３学科に分散所属することとなった。

〔点検・評価〕

コンピュータ理工学部が新設になったばかりで、残された本専攻科と他の教育組織との関係については未知な部分が多い。

〔改善方策〕

研究機関は必要に応じて交流するのが本来あるべき姿であり、現状でとくに改善するべき問題点はない。

＜生物工学専攻＞

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本専攻における学内外の大学院や学部、研究所との交流がすでに行われ、国外では中国の大学、学外では、京都府立大学、京都府立医科大学の研究室間での人的な交流が行われている。しかしながら、それらは教員の個人的レベルで発案され、リエゾンオフィスを媒体として実現したもので限られた研究室間の交流となっている。専攻科組織全体としての制度としての取り組みはない。

〔点検・評価〕

全体として人的な交流が乏しい。個人的レベルでの学内外の教育、研究組織との連携は続くと思うが、専攻組織としての制度の確立を期待する。

〔改善方策〕

リエゾンオフィスの指導力に期待したい。

G　法務研究科（法科大学院）

〔到達目標〕

法科大学院として最低必要な専任教員および実務家教員を有すること。

具体的には、司法試験の基本科目については、複数の教員を置くこととし、来年度に憲法と行政法の教員を採用することを決定している。ただ本学の定員規模では、全部の選択科目に担当教員を配置することは困難であるが、本学の教育の特徴を実現できるような重点的採用を考えたい。

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

	憲　　法	行 政 法	民　　法	商　　法	民事訴訟法	刑　　法	刑事訴訟法
必要専任教員数	１名	１名	１名	１名	１名	１名	１名
専任教員実員数	１名	１名	７名	３名	５名	３名	２名

法務研究科の収容定員数は 180 名であり、専任教員総数は現在 22 名である。その内、18 名が教授である。また、法科大学院に必要な専任の実務家教員は５名以上であるが、実数は７名であり、いずれも５年以上の法曹実務経験を有しており、設置基準および告示等の法令に定められた条件を満たしている。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

法学部とはお互いの科目を兼担する連携を図っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

憲法と行政法の専任教員が１名であることと、女性教員が１名であることが問題である。ジェンダーに関して、女性教員を増やようさらに努力する。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

2009（平成 21）年４月１日付で、憲法および行政法の担当教員を各１名採用することを

決めた。

（２）教育研究支援職員

〔現状説明〕

（２）－１　大学院研究科における研究支援職員の充実度

法務研究科の事務職員は、科長補佐、専任職員４名（内、１名は兼務)、契約職員１名、派遣職員１名の計７名である。また、法学部の事務職員と同一の場所で執務しているので、繁忙時には法学部事務職員の協力を得ることも可能である。

（２）－２　大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教材・資料のコピーに関しては、事前に提出されたときは事務室で行っている。教員控室にはコピー機が３台配備されているので、授業の直前にコピーをするときは教員自身で行っている。ＴＫＣのアップの作業についても、教員自身が担当する場合と事務室が担当する場合がある。

（２）－３　大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（ＴＡ)、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

教育的補助業務を行う者として、情報システムに関して、派遣の職員１名（設備面のサポート)、運用補助員 13 名（講義自動収録システムの運用補助・13 号館の情報機器・設備の運用補助およびトラブル対応・13 号館各教室の美化、各種消耗品の交換・各種マニュアルの作成・教材作成補助。その他、法学系事務室および委託業者の指示による 13 号館の運用管理補助）を配置している。

〔点検・評価（上記３項目を含む)〕

現時点において、法科大学院における教員の授業およびその準備に、どれだけの時間と労力が必要とされるか、また、実際に個々の教員において必要性を感じている授業等の準備に要する水準と内容については様々なものがあり、その検証が必要であるが、事務職員が増員されたことは評価できる。しかし、事務職員のＳＤはまだ不十分で、事務組織としての一体的運営には大きな課題があり、早急な改善を必要とする。

〔改善方策（上記３項目を含む)〕

本学のような中規模校において、教員の教育活動を支援する仕組みとして、事務体制の整備や、ＴＡの有効活用をさらに推進するために、事務体制のガバナンスを確立し、強力なＳＤを推進する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

採用・昇任に関しては、「京都産業大学大学院法務研究科教員採用昇任基準」にのっとり適正に実施している。

教員の採用および昇任に関する手続は、運営委員会に諮った上で、研究科長が研究科会議（本条にいう「研究科会議」は教授のみで構成する）に発議を行う。研究科会議の承認が得られた場合は、研究科長を含む教授３名で構成される資格審査委員会を設置し採用・昇任候補者の審査を行い、その結果を研究科会議に報告し、承認された場合はその結果を学長に報告し内定する。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

現在のところ、専門職大学院には馴染まない事項であると考えている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

とくにない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

とくにない。

（４）教育の研究活動の評価

〔現状説明〕

（４）－１　大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

専任教員の適格性の継続的な審査については、法務研究科教員評価委員会を設置し、2008（平成 20）年度から専任教員の教育領域、研究・専門領域、学内貢献度・社会貢献度の各領域における活動を点検し、評価を行うことにしたので、本制度を利用し、継続性を担保していきたいと考えている。また、定期的に実施している授業評価アンケートをチェックし、授業を進めるうえで問題がある場合は当該教員・学生の双方から事情を聴取する等して改善を図っている。

（４）－２　大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

本学の教員評価制度に従って「大学院法務研究科教員評価項目」を定めたので、2008（平成 20）年度から試行的に、2009（平成 21）年度からは本格的に専任教員に自己評価をさせ、

法務研究科教員評価委員会で判定する。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

法科大学院設置時に文部科学省の評価を受けたので、問題ないと考えている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

今年度に更なる改革を図ったのでとくにない。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

法務研究科は、「法科大学院への裁判官および検察官その他一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）に基づいて、検察官１名を専任教員として、裁判官１名を非常勤教員として有期限で派遣を受けている。

〔点検・評価〕

検察庁、最高裁判所との間で、とくに問題は生じていない。

〔改善方策〕

とくにない。

H　経済学研究科（通信教育課程）

（１）教員組織

〔現状説明〕

（１）－１　大学院研究科の理念・目的ならびに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本通信教育課程の教員組織は、15名の専任教員で構成され、このうち13名の教員が受講生10名の研究指導を担当し、２名が経済学基礎共通科目を講義担当する。教員構成は専門分野別および年齢別でみてもほぼバランスのとれたものとなっており、教育目的の達成に効果的なカリキュラムを編成し、活力ある充実した教育を実施しうる体制となっている。

（１）－２　大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

前述の13名の専任教員は、研究の社会的ニーズと社会への成果還元の観点に基づいて、10名の受け入れ学生の教育研究対象分野として、広い意味の経済政策科目である中小企業

論・農業政策・労働経済学・環境経済学・経済政策論・財政論・公共経済学・金融論・金融計量分析・国際経済論・国際金融論・経済体制論・財政論を研究指導する。また経済学基礎共通科目担当の２名は、ミクロ経済学基礎およびマクロ経済学基礎の理論経済２科目を講義担当する。このように設置の趣旨との整合性・一貫性を保ちながら教育目標を達成するようにバランスをとって配置された専攻分野を選択履修することで、受講生は修業年限２年間で充分な経済政策の研究成果をあげることを実現可能な目標として設定できるようになっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

マンツーマン方式の研究指導は教員による受講生のニーズの的確な把握にきわめて効果的である。

（１）－２

受講生が求められる研究成果の作成には社会人としての経験論のみでなく理論的考察が不可欠であるが、ミクロ・マクロ経済学基礎は、大学教育から長期間のブランクがある多くの社会人受講生に理論的考察の訓練を提供するという意味でも適切な講義と判断される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

マンツーマン方式の継続には、現在の教員／受講生の比を維持する必要があり、将来的に受講生数の増加が見込まれるならば、本課程の教員数の増加は不可避である。

（１）－２

一部の受講生にはミクロ・マクロ経済学基礎は難易度が高い。しかしながら、この科目は経済学理解には不可欠であるので、将来必修科目とすることも検討することが望ましい。

（２）教育研究支援職員

学部にまとめて記載のため割愛する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

〔現状説明〕

（３）－１　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本課程のみを担当する専任教員の募集は行っておらず、学部担当者として公募を行い、厳正な採用選考によって教員の採用を行っている。採用した専任教員は通学制研究科も兼任の上、本課程人事委員会および本課程の研究科会議による資格審査を経て特論講義担当者への採用や特論演習担当者に昇格させている。

（３）－２　任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

京都産業大学では助教について任期制が導入されている。自然な形の世代交代（定年退職と新規採用）や他大学への転出・他大学からの転入等により、ある程度の流動性があるので、流動化を促進させるための措置は導入していない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

とくに解決すべき問題は生じていない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現段階では改善すべき問題点は見当たらない。

（４）教育・研究活動の評価

学部にまとめて記載のため割愛する。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

〔現状説明〕

（５）－１　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本課程は学外の大学院・学部や研究所等の教育研究組織との間で組織としての人的交流はほとんど行われておらず、各教員レベルでの研究会等を通じた交流が行われている。

〔点検・評価〕

研究活動における人的交流の重要性はもちろんであるが、本課程の教育面での運営が軌道に乗るまでは外部機関との組織的な交流には慎重なスタンスをとることは適切と判断される。

〔改善方策〕

現段階で改善すべき問題点は見当たらない。

第９章　事務組織

〔到達目標〕

大学が最上位の高等教育機関、研究機関であることはいうまでもないが、本学の標榜する建学の精神を日々の教育・研究活動を通じていかに具現化していくかが、重要であり、この具現化にあたり、これらの活動を支援する事務組織が整備されていることが肝要である。

本学では、従来から事務組織を硬直化させず、教育、研究の活性化支援、学生生活支援、社会貢献、産官学連携、情報化、国際化への対応、管理運営等の必要性から、柔軟に事務組織の改編を重ねて今日に至っている。教育研究活動を側面からサポートする事務組織のあり方は、教育研究活動の成否に大きく関わっており、今後とも必要に応じ事務組織を見直し、各組織のミッションを明確にし、教育、研究、学生支援、社会貢献等を支援できる組織造りを目指す。

また、事務職員の職能開発にあたっては、大学の管理運営の改善や教育研究の質の保証、向上の観点等から、不断の取り組みを行い、事務職員の資質向上、専門性向上を目指すことが必要である。

本学では、2003（平成 15）年 10 月に職員の人事制度改革に着手した。改革の目的は、①法人・大学の方針の迅速な具現化を図る組織を構築すること、②専任職員の役割を明確にし、職務遂行力の底上げを図るとともに、方針に基づく戦略的な企画・立案と実行ができる大学経営管理職としての実力を備えた職員の育成を図ること、③専任職員と特定職員（有期雇用者）との協働による大学業務の効率的な運営を図ること、④成果を適正に評価するとともに、その成果に応じた処遇を図ること、⑤少数精鋭体制の実現によりもたらされる人件費の削減額を教育・研究の充実のために充て、魅力ある大学を目指すことである。その実現のため、職員の育成を重視したトータル人事システムを導入した。

このトータル人事システムを基本に、職員の能力開発を図り、人事制度改革の当初の目的、とくに②に記した目的の達成を目指す。

（１）事務組織の構成

〔現状説明〕

（１）－１　事務組織の構成と人員配置

本法人が設置している学校は、大学（大学院含む）、附属中学校・高等学校、幼稚園である。この組織を円滑に運営するために、事務組織を置き、「学校法人京都産業大学組織および職制規程」ならびに「学校法人京都産業大学事務分掌規程」により、それぞれの所属における業務内容等を規定している。

事務組織については、教育、研究、学生支援、社会貢献等の目的が達成できるよう柔軟に改編しながら今日に至っている。現在の事務組織の構成は、[図１]のとおりである。

また、教学組織を支援する学部事務室と教務部の機能を見直し、教務事務の総括を行っ

ていた教務部と学部ごとに配置していた学部事務室とを統合し、2007（平成 19）年 10 月に教学センターを立ち上げた。また同時に、学部運営を支援してきた学部事務長の役割を学部長のリーダーシップを支える者として特化させ、役職名を学部長補佐として、各学部・研究科に配置している。

事務組織への人員配置においては、事務職員を課（室を除く）の下に所属させるのではなく、部に所属させている。また、事務組織の方針としている「専任職員少数精鋭体制の実現」にもとづき、各部・室ともに専任職員は絞られた人員となっている。また、専任職員の業務内容が高度化・専門化した業務へとシフトしていることから、定型業務を担う職員として特定職員（嘱託・契約・人材派遣等）の採用が増えている。現在の人員配置数は、[表Ａ]のとおりである。

専任職員の年齢構成は、[表Ｂ]のとおりである。なお、平均年齢は、男性 45.51 歳、女性 40.51 歳、全体 44.06 歳となっている。

【組織構成図】

（平成20年10月1日 現在）

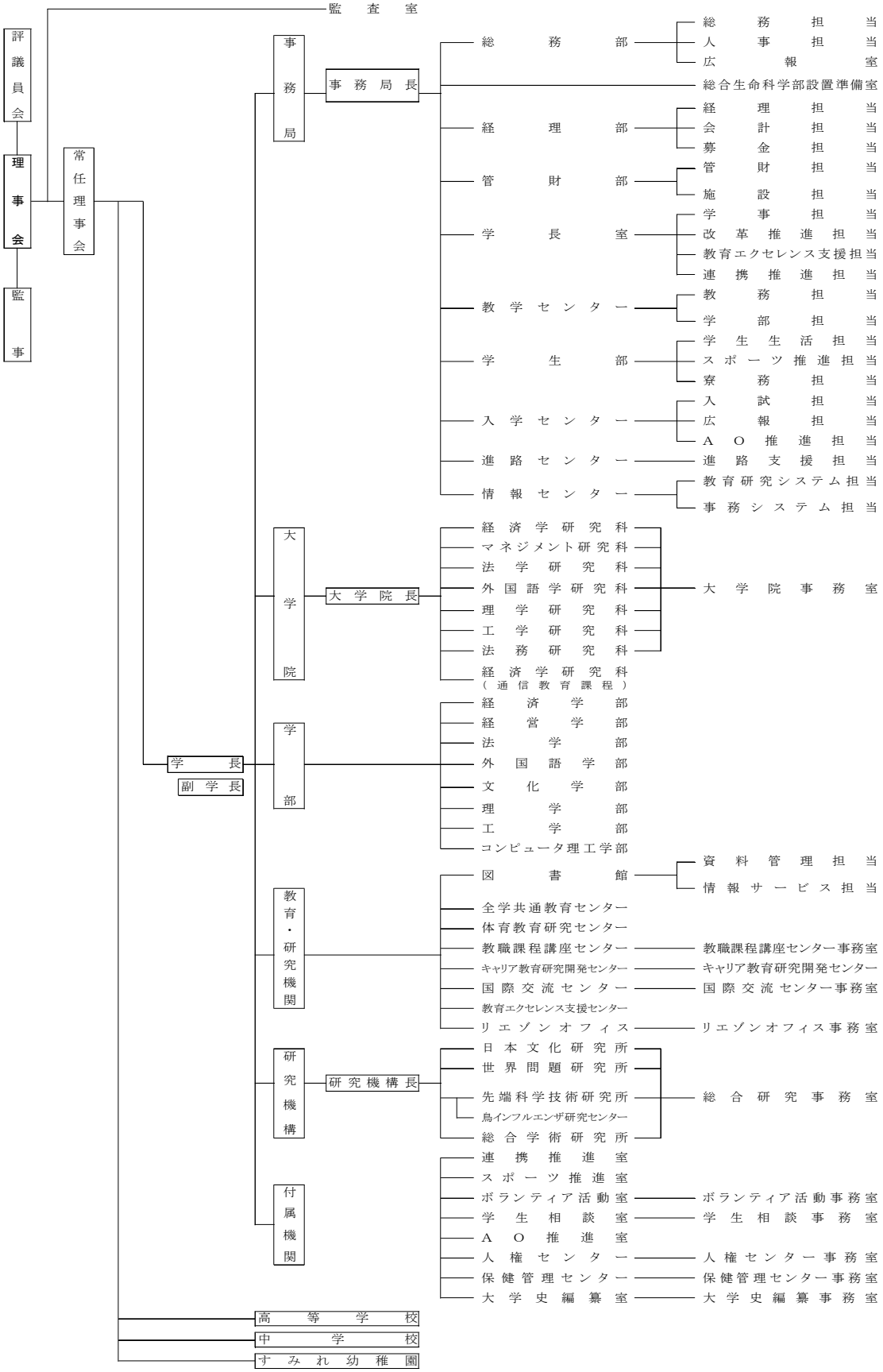

［表Ａ］　**【所属別人員配置数一覧表】**

所属名	専任職員		常勤嘱託職員		兼務職員		派遣職員	その他	総計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	女性	男性	
事務局	1								1
監査室	3								3
総務部	18	6	2	12	1		5		44
広報室	1	2		4					7
経理部	2	3		4					9
管財部	6	1	2	5					14
学長室	17	3		3			2		25
教学センター	28	19	1	25	1	6	9		89
学生部	17	2	15	8		1	7	1	51
入学センター	7	3		4	4				18
進路センター	6	1	1	4	1		3		16
情報センター	9		2	5					16
大学院事務室	2	1					2		5
図書館	6	8	2	14			1		31
教職課程講座センター事務室	5		1				1		7
キャリア教育研究開発センター事務室	3	2	1	5			1		12
国際交流センター事務室	1	2	2	4	1				10
リエゾンオフィス事務室	1			1					2
総合研究事務室	4	1		6	1	1	1		14
ボランティア活動事務室	1			3					4
学生相談事務室				3		3			6
人権センター事務室		1		1		1			3
保健管理センター事務室	1	2	1	4	5	2			15
大学史編纂事務室	1			1	1				3
総計	140	57	30	116	15	14	32	1	405

［表Ｂ］　**【専任職員年齢構成表】**

年　齢	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
人　数	9	25	20	18	21	28	30	17	29

〔点検・評価〕

教学センターの設置は、大学の教務業務に関し、業務の集約と人的資源の再配分が可能となったこと、きめ細やかな学生対応や新たな教育研究支援が行える環境となったこと、学生に対する相談窓口時間が延長できたことにより相談体制が充実したこと、等の効果が生じた。

学部長補佐は、学部改革等を教育職員と事務職員とがそれぞれの役割を尊重し、教職協働で進められる点において効果が期待できると考えている。

しかしながら、１年を経過した現時点で学部長補佐の職務内容が確立できたとまでは言えないため、今後、改革の旗手としての機能がしっかりと定着するよう努めることが必要である。

課を置かず部に職員を配置する体制については、人員配置を固定することによる業務運営の硬直化が排除でき、業務内容や繁忙期等に応じた柔軟な業務運営を実現させている。また、課ごとのセクショナリズムが排除できること、事務部長の裁量が高まること、等においても有効である。

少数精鋭体制の実現に際しては、専任職員が高度化・専門化した業務に対応できる力量を身に付けることが前提となるため、今後も引き続き組織として人材育成が図れる仕組みが必要である。

その他、以前より大学広報と入試広報との統合が必要であるとの認識を持ちつつも、結論が出せていない状態である。大学広報と入試広報をそれぞれ単独で検証した場合には、その役割を両部署が十分に発揮しているといえる。しかし、このことが逆に統合を先送りしているともいえる。大学全体としては、両部署の機能を集約することによって、今以上に機能を高められると考えていることから、広報機能を統合するかどうかについて、結論を出すことが必要である。

〔改善方策〕

教学センターに関しては、１年の運用が経過したが、業務の集約による事務の効率化、学生への支援体制の充実がさらに図れるよう、各所属職員から問題点等の洗い出し等を行い、今後、課題等を１つひとつ解決しながら進める。

学部長補佐の役割に関しては、他大学にない体制であり教学施策の推進が図れるため、成功事例や有益な情報等を他の学部にも連鎖させ、事例等を積み重ねることにより定着を図る。

課を置かず部に職員を配置する体制に関しては、運営が定着し、機能していることは認められるものの、複雑化・多様化する業務に対応する必要性から、今後さらに、部署間の連携、プロジェクト方式による組織横断的な対応により業務運営を補完していく。

広報業務の統合に関しては、課題を先延ばしせず、統合するかどうかの結論を 2009（平成 21）年度中に固める。

（２）事務組織と教学組織との関係

〔現状説明〕

（２）－１　事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

大学の教学組織としては、[図１]のとおり８学部、７研究科、１専門職大学院のほか、全学共通教育センター、体育教育研究センター、研究所等を設置している。

この教学組織の運営に際しては、事務組織として教学センターや事務室等を置き、改革・

改善を支援する体制を構築している。なお、前述したとおり、従前は学部運営を支援する事務組織として学部事務室を各学部に置いていたが、その機能を教学センターに集約し、教学センターの所属職員が臨機応変に支援できる体制となっている。この結果、学生に対する教学事務の窓口は、原則として教学センターに集約した。また、各学部等の運営支援に関する事務は、学部担当の教学センター職員が行っている。

また、教学施策等を審議する体制としては、部局長会、各種委員会、教授会等が設けられている。

部局長会は、学長が議長となり、全学的に係わる教学施策について審議している。この部局長会に挙がる議題は、まずもって各委員会で審議することが多いが、その施策の立案に際しては、教学組織を支援する事務組織が大きく関与している。

教授会は、学部長が議長となり、学部の運営に係わる事項について審議している。この教授会に挙がる議題のうち、改革・改善施策は、学部長補佐が教授会にオブザーバーとして出席することにより、事務職員としての観点からも学部運営に関与できる体制となっている。

（２）－２　大学運営における、事務組織と教学組識との有機的一体性を確保させる方途の適切性

教学組織には、研究科長、学部長、センター長、研究所長等を置いているが、教学組織を支援する事務体制として、事務部長、学部長補佐、事務長等を置き、教学施策において有機的一体性を持たせることとしている。

また、教学センター、学生部、入学センター、進路センター、図書館には、教員部長と事務部長を置くことにより、教学組織と事務組織の双方が有機的一体性を持ちながら施策等を立案できる運営体制としている。さらに、学部運営に関しては、事務組織構成員である学部長補佐が教学組織と事務組織をつなぐとともに、学部長のブレーンとなり、大学組織として事務組織と教学組織とが一体となって改革・推進できる体制としている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教学組織の運営に際しては、以前のような、施策を立案するのは教学組織、その事務処理をするのが事務組織ということはなく、事務組織との連携協力体制が構築できている。とくに、教学施策を支援する事務組織に事務部長を配置していることや各学部・研究科に学部長補佐を置いていることにより、事務組織と教学組織とがお互いを尊重した教職協働体制が構築できている。

今後の課題としては、教学施策に対して関与できる人材として事務職員を育成することであり、教学関係の課題に対する課題解決能力や合意形成能力等の修得に努めることが求められる。また、これまで教育職員の聖域であったカリキュラム等についても、事務職員が教学関係の知識等を身に付け、より一層、事務組織と教学組識とが一体性をもつものにすることが必要である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

事務組織と教学組織との連携・協力関係については、事務部長や学部長補佐の配置により、より充実した体制となっている。今後においては、この機能を十分に活かし、事務組織と教学組識との有機的一体性を確保した大学運営を推進する。

なお、新たに新設された学部長補佐は、事務組織に所属する職員であるが、学部長のブレーンとして補佐する役割から、これまでの事務組織としての関わりよりもより教学組織に密接に関わることになる。今までにない役割であることから、組織上の環境整備や役割の見直しも継続して必要となる。今後学部長補佐が教学施策において活躍するうえにおいても、課題は組織全体で解決を図る。

（３）事務組織の役割

〔現状説明〕

（３）－１　教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

教学に関わる企画・立案は、教学センターをはじめ、管理運営部署を除くすべての部署が担っている。全学的な教学改革に関わる取り組みについては、学長室と教学センターが中心となって行っている。カリキュラム改革を例にとると、全学的カリキュラムにかかる諸課題を審議・検討する場としてのカリキュラム委員会の運営にあたっての事務局は学長室が務めている。またグランドデザインの推進には、学長室改革推進担当があたっており、2005（平成 17）年以降、各施策であるアクションプランの推進を支援している。また、教学施策を企画・立案するために、各種委員会が設けられているが、この委員会の運営を推進しているのは事務組織である。

これら事務組織のほか、学部等における教学に係る改革案の企画・立案の担い手として、各学部に学部長補佐のポストを新設した。その職には事務職員が就くということで、異色的な存在として注目を浴びているが、この学部長補佐は学部長が推し進める各種改革を全面的にバックアップし、学部長の政策秘書的な役割として位置付けている。

（３）－２　学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

事務組織の役割としては、大学経営を踏まえた教学施策、学生支援、社会貢献、管理運営等への運営支援である。

教学組織の意思決定機関である部局長会で審議する事項の多くは、事務組織が係わり、大学経営面においても実現可能な施策となるよう調整している。

部局長会で決定した事項については、各学部長より教授会において教育職員に伝達されるほか、事務職員に対しては事務部長会およびＰＯＳＴ（イントラネット上の電子掲示板）によって伝達される。

また、学内の意思決定に係わる機関としては、事務部長会がある。

事務部長会は、事務局長が議長となり、総務部長、経理部長、管財部長、学長室長、教

学センター事務部長、学生部事務部長、進路センター事務部長、入学センター事務部長、情報センター事務部長、図書館事務部長で構成されている。

開催は、部局長会の審議・決定事項の報告も兼ね、開催日の翌日を基本に毎月１回（８月を除く）とし、案件によって随時開催している。

審議事項は、規程に定められた、（ｉ）理事会から委任された業務に関する事項、（ⅱ）理事会への提言に関する事項、（ⅲ）中長期計画および年度計画のうち事務局の運営に関する事項、（ⅳ）事務組織全般の業務計画および執行方策に関する事項、（ｖ）事務にかかわる基本諸規程の制定・改廃に関する事項、（ⅵ）職員の人事に関する事項、（ⅶ）その他事務局長が協議を必要と認める事項である。なお、この事務部長会は教学施策についての審議機関として位置づけてはいない。

（３）－３　国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

国際交流等の専門業務に対しては、国際交流センター事務室をはじめとして、情報センター、図書館、教職課程講座センター、キャリア教育研究開発センター事務室等の事務組織を置いている。それぞれの部署には、委員会が設けられており、施策等が審議されている。この施策等についての提案や資料の提供、情報の分析等においては、専門知識を有する教員とともに事務組織が関与している。したがって、事務職員においても専門知識を身に付ける必要があり、外部機関での研修参加や他大学・機関からの情報収集等により知識を得ている。なお、専任の事務職員には定期的な異動があり、一部署に長期間専属するという体制ではないため、不足する専門知識については、外部人材の活用により補っている。

（３）－４　大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

大学運営を経営面から支える事務組織としては、管理部門として総務部、経理部、管財部を置いている。これらの管理部門は、法人全体の運営を担っている。

経営上の意思決定は、理事会および学内理事で構成される常任理事会で行っている。

大学運営上において必要となる経費は、業務計画・予算編成として措置している。この計画の適否については、各担当の事務組織が教学組織および管理部門の意向を踏まえ、業務計画としてまとめ、この提案された各業務計画を事務部長会で審議のうえ、大学全体の業務計画としてまとめる仕組みとしている。なお、事務部長会から提案された業務計画採否案は、常任理事会の承認を得て、最終的に理事会で決定される。

〔点検・評価（上記４項目を含む）〕

学部長補佐の職務遂行状況を点検・評価すると、現在９名いる学部長補佐が有益な情報や取り組み等について情報共有し、機能を高めあっているとまでは言えない。今後、各学部ともに活性化を図るうえにおいては、学部長補佐間および学長室との相互の連携が必要である。

現在、大学運営上においては、教学施策を経営面から支えられていると考える。これは財政基盤が安定していることが大きな要因であり、通常は、教学と経営はおのずと相反するものであることから、そのバランスを保つことが事務組織の役割であり、求められることである。この点において、完璧にバランスがとれるとは考え難いが、事務組織の基本的な姿勢をグランドデザインの実現に向けた教学施策の推進に置き、管理運営面の経費の削減、事務組織の少数精鋭体制の実現による人件費の削減等により、教学施策に充てられる予算の維持・拡大に努めている点は、評価できるものと考える。

教学施策を進めるうえにおいては、事務職員の力量を高めることが今以上に必要であり、事務職員一人ひとりが経営的な視点とプロフェッショナルとしての知識・技術を持てるようにすることが課題である。

事務部長会については、事務職員の人事制度・人材育成面においては機能しているものの、教学施策への関与という点においては未整理であるため、事務組織として教学面に何ができるか、何をしなければならないかをさらに検討する必要がある。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

当初の目的どおり学部長補佐を機能させるべく、各学部長補佐には、所属学部に係るグランドデザインアクションプランの進捗状況がいかほどかを掌握するため、個々のプランの現況調査を行った。改革にあたり、まずは現状認識からとの観点からグランドデザインに対しての現状把握・認識にあたることとし、学部長補佐と学長室とが連携しながら改革を進める。また、未着手のプランがあれば、阻害する要因を分析し、速やかに着手できるよう、全学的に支援し、改革を活性化させる。

大学運営上における経営面の主体は、事務組織であり、この経営のできるまたは経営の視点をもった事務職員となるよう、自己研鑽を促がす。また、教学施策に対し関与できることを１つずつ積み重ね、大学運営における教学組織と事務組織との教職協働体制の実現を目指す。その１つとして現在、教職協働によるプロジェクトの推進があり、この形態による組織運営をさらに進めていく。

（４）大学院の事務組織

〔現状説明〕

（４）－１　大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

社会の複雑化や産業構造の変化に伴い大学院生の社会的ニーズはさらに高まることが予想される中、2005（平成17）年４月に掲げたグランドデザインの下、大学院事務室を中心に大学院活性化に繋がる各諸施策の企画・立案を行っている。大学院委員会の幹事所属として、各研究科間の調整や大学および大学院全体の視点に立って企画・立案するよう努めている。

（４）－２　大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

大学院事務室は、大学院生数の増加に伴い次第に増員され現在は４名の専任職員が、大学委員会の運営、教育研究支援、入学試験全般、学位授与、経済支援、進路支援等の業務を研究科と連携しながら行っている。また、大学院に関する規程関係、カリキュラム、入学試験等の主要事項は、各研究科会議の議を経て大学院委員会で決定される。

研究科事務室はないが、各学部事務室には事務職として学部長補佐（研究科長補佐を兼ねる）を置いている。研究科長補佐は、学長室に所属し、研究科長を補佐するとともに、研究科運営の改革を担っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院の活性化として、経済支援（博士前期・修士課程の学費減免制度）の立ち上げ、ならびに進路支援（入学前セミナーから就職活動に対するセミナーまで）を立ち上げた。現在のところ、概ね好評であるが大学院進学率の向上に繋がるかどうかは継続的な点検が必要である。将来発展への基盤となる企画として実行に移されたことは評価できる。

大学院の充実に関して、改善・改革がスムーズに実施されていないことも散見されるが、改革を実施する研究科の事務組織はなく、研究科長補佐を中心に推進しているところであるが、2007（平成19）年の10月からの新体制であり、軌道に乗るまでに少し時間が必要である。

大学院事務室は、大学院に関する改善・改革を含め、企画・立案を担う部署であるが、学生募集を含む入学試験全般、ＴＡ等の学生経済支援業務が移管され、進路支援や成績管理を含め幅広い役割を担っており、このままでは消化し切れない事態が予測される。

また、大学院生の受入れから進路にいたるまで広範な領域にいたる業務については、それぞれの主管部署において学部生と大学院生は業務の区分上、切り離されている傾向が強いため、新規業務や業務改善に伴う関連部署との調整は大学院事務室が中心に行うこととなる。このことは、企画業務も含め予算的にも負担増となり、改善・改革の実施に機動性を欠くこととなる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

事務組織としての企画・立案機能と同様に、有機的・体系的な組織体制で取り組むことが肝要であるが、とくに予算化・折衝においては実現の可否に大きく影響することから、より説得力のある折衝を行うための根拠が求められる。そのためには、予算での定量的根拠に加え、各研究科からの要望や大学院委員会での議論を経て、学長に提言できるよう積極的に働きかけていきたい。

また、各事務組織の職員は教育研究を円滑に行うための深い知識が必要であり、部署の業務が他の関連部署にどういう影響を及ぼすかを理解していることが重要である。

そのためには、お互いに関連する部署間で常に連携を図りながら業務の二重構造を排除し、計画的あるいは定期的に研修を実施する等の環境整備を進め、合理的・有機的な事務

組織群によって対応していくことが不可欠である。各研究科長補佐、学長室、教学センターおよび大学院事務室が定期的に集まり、必要に応じて他部署を含め、大学院活性化のために活用していきたい。

（５）スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）

〔現状説明〕

（５）－１　事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

2003（平成 15）年 10 月に職員の自発的な研修意欲の醸成、資質の向上、業務遂行に必要かつ高度な知識および技能等を身につけた人材を育成することを目的として事務職員研修規程を制定。学内研修（階層別、テーマ別、新規採用時、職場内での研修)、学外研修（日本私立大学連盟、私立大学情報教育協会等が実施する研修会への参加)、学外出向研修（「大学コンソーシアム京都」や独立行政法人等団体等に１年または２年間出向し研修)、職員海外研修（海外の教育機関等において教育環境の体験や語学実習による研修)、大学院研究科職員派遣研修（本学大学院マネジメント研究科において高度専門職業人としての資質をもった人材を養成)、職務遂行能力や資質の向上を目的とした自己啓発研修（関連するセミナー・講座・研究会への参加、大学院等での学修に対しその経費を大学が助成）等を通して、職員の職務能力の向上に努めている。

なお、学外研修参加者の選定においては、職員教育を含めて施策的に個人を指名する場合と研修内容を公表し公募する場合とを併用することにより、自己啓発意欲を醸成しつつ職員全体の能力を向上させるべく取り組みを行っている。

（５）－２　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

本学では、2003（平成 15）年 10 月より職員の育成を重視したトータル人事システム（職員人事制度）を立ち上げた。

このトータル人事システムは、①役割・責任を明確にするための役責等級制度、②掲げた目標を確実に達成するための目標チャレンジ制度、③働き（貢献度）を適正に評価するための人事考課制度、④役職者の役割・責任を明確にするための役職任免制度、⑤適性を活かすためのキャリア制度、⑥職務遂行力の向上を図るためのキャリアアップ研修制度、⑦働きに応じた処遇とするための給与制度から構成されている。

事務組織の専門性の向上のためには、事務の各組織に属する職員の専門性を含めて能力向上が欠かせず、そのためトータル人事システムを使いながら職員の能力向上を図っている。それが事務組織の専門性の向上に繋がるものと考えている。

この効果を最大限に発揮すべく、本学では事務局長を委員長とし事務部長が構成員となっている人材育成委員会において、職員人事諸制度の適正な運用や人事考課等の結果を審議し、職員の能力開発や育成、昇格・役職任免等について審議・検証を行っている。

また、業務の効率化の方策としては、業務（課業）の洗い出し、業務（課業）内容の分析、

役割の明確化に取り組んできた。そして、業務の洗い出しやマニュアル整備により、定型業務化を推進し、定型業務については専任職員以外の職員（有期雇用者）を中心に行うことにより、業務の効率化や専任職員が政策の企画立案や提案に注力できるような方策を採っている。

職員の資質向上と業務の効率化は全く無関係なものでなく、相乗効果が得られるものと考える。本学の職員人事制度は目標管理をベースに行っているが、制度をしっかり運用することにより、業務の効率化が図れ、業務が整理でき、その業務を行った職員の資質が向上し、学生へのサービスや管理運営機能が向上し、大学の教育力が高められることとなる。

さらに、次年度に向けた予算計画においては、まず業務の洗い出しを行ったうえで、必要な業務のみを継続・充実し、新規施策等立ち上げるよう、効率的な業務推進に向けた仕組みづくりを行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

本学の職員人事制度は立ち上げて５年になるが、業務分析ツールの修正や業績評価方法の見直し等、毎年見直しを行いながら運用している。

学外研修や学外出向研修については、毎年、計画的かつ継続的に職員の送り出しができており、研修を受けた職員の意識改革、能力向上が図れている。

しかしながら、研修に参加した職員の意識改革、能力向上に留まっている感があり、周囲の職員への波及効果には至っていない。また、参加者は研修参加後報告書を作成しており、その中で本学と他大学を比較し、本学が立ち遅れていると感じた事項について、提言を報告書に記載している場合があるが、その提言に応えきれていない。このことにより、職員のモチベーションが低下することが懸念される。

また、学内研修においては、研修に関する主管部署は総務部であるが、業務量と人員の関係から、学内研修を企画立案できず、2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度において階層別、テーマ別研修ができなかった。

自己啓発助成制度においては、職員自らが個々の能力やスキルを確認（自己分析）し、強みの向上と弱みの克服に向けた取り組みを行っており、集団研修等では得られない個々の状態に合わせた研修が補完できている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

職員人事制度は一旦策定すれば済むものではなく、大学がおかれている環境や本学の今後の方向性、事務組織体制、職員の育成状況等により改善・改革が必要であり、その点において今後も現行制度の見直しを人材育成委員会において不断に行っていく。

また、職員の能力向上のための研修の重要性を再認識し、計画的かつ継続的に研修を実施する。

さらに、教職協働を意識した大学改革に向けた観点は必要であり、研修においてもＦＤ、ＳＤを峻別することなく柔軟な取り組みを行い、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化していく中で、職員個々の資質向上に向けてトータル的な人事制度構築を図りたい。

（６）事務組織と学校法人理事会との関係

〔現状説明〕

（６）－１　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

理事会の構成は、理事長を含む７名が学内理事、３名が学外理事である。７名の学内理事のうち、４名が教育職員、３名が事務職員である。

理事会は、８月を除く毎月１回開催している。学内理事で構成される常任理事会は、基本的に週１回開催している。

理事会に上程される事案は、寄附行為、理事会運営規程に定めた事項のほか、重要案件については常任理事会の議を経て上程される。

常任理事会に上程される事案は、事務組織の各部署に割り当てられた担当理事により提案される。上程に際しては、各部長（部署）と担当理事との間で事前に協議がなされ、概ね問題点等が整理されたうえで常任理事会に諮られている。

これら以外の事案の意思決定は、起案決裁という手続きにより承認を得ることとしている。この起案の決裁者は、理事長または学長が基本であり、担当理事、部長等に対する権限委譲はなされていない。

〔点検・評価〕

学内理事構成員７名のうち３名が事務職員であることにより、事務組織と理事会との関係においては、適切な状態が維持できている。

常任理事会は、週１回開催されることから、教学上および事務組織上における経営的な承認について、法人としての意思決定が迅速に行われている。

事務組織の各部署には、担当理事が指定されていることから、事務組織と理事会との手続きは、円滑に行われている。ただし、事務部長が担当理事と上程議案について事前協議する場合と事務部長が事務局長と事前協議する場合の切り分けが組織構成上、明確であるとは言えず、担当理事制における事務局長の位置づけを明確にすることが課題である。

起案決裁については、理事長または学長が最終決裁者になっているが、決裁権限が集中していること、意思決定の重要度に関係なく決裁が多くなっていること、決裁に時間がかかること等から、改善が必要である。

〔改善方策〕

担当理事制における事務局長の位置づけについては、担当理事、事務局長、事務部長等の役割と権限を明確にする必要があることから、2009（平成 21）年４月に権限委譲規程を制定することにしている。なお、この権限委譲規程が制定された後、学内の意思決定システムとして定着するまでには数年かかるものと予測しているが、定着した段階においては、起案決裁の課題についても解決がなされるものと考えている。

第１０章　施設・設備

〔到達目標〕

■施　設

1965（昭和 40）年の開学初期は、本館を始めとする本山地区を中心にキャンパス整備を行い、その後、第２期、第３期、第４期にわたり、本山地区から神山地区へと敷地を拡大してきた。この間、自然の美しさに手を加え、そこに人々が住まい、自然に対する解釈を深化させ、もとあった以上に美的な空間を創出するといった日本庭園の精神を背景とした「学園庭園化構想」により、校舎、実験室棟、研究室棟の教育研究施設を始めとして、総合体育館、第１・第２課外活動棟、神山球技場および屋内野球練習場等の課外活動施設も充実させ、現在に至っている。

しかしながら７年後の 2015（平成 27）年には、本学は創立 50 周年を迎え、開学初期に建設された校舎等もリニューアルが必要な時期を迎えることになる。

こうした時期に合わせて、これまで徐々に拡大してきた敷地を一体化した敷地として捉え、キャンパス全体の配置や機能の充実を図るため、新たなキャンパスの整備方針「神山自然学園構想」を策定した。

本構想では、鞍馬街道を挟んだ“本山地区と神山地区が一帯となった”広大で豊かな自然環境にあるキャンパスを、次の時代を担う学生が、将来の希望と世界的雄飛に向かって駆けめぐることができる整備を目指している。

構想の柱は、次の３点である。

（ⅰ）機能の集約と高機能化（エリア・ゾーン計画）

“大学機能の一拠点化”のメリットを最大限に活かしたキャンパス整備を行うために、“まちづくり”のコンセプトを導入し、機能の集約と高機能化を図る。

具体的には、キャンパス全体を３つの“エリア”①教学エリア②文化・スポーツエリア③国際交流エリアに区分し、さらに機能面から“ゾーン”化を図る。今後の校舎の建て替えに合わせて、学生サービス等の観点から事務室等の配置も再検討し、機能面での向上を目指す。

（ⅱ）景観に配慮したキャンパス整備

今後の建て替えに合わせて、本学独自の統一感のある校舎外観形成を行うと同時に、和風と洋風を調和させ、建物と建物の空間に多くの自然を取り入れ、授業と授業の合間のくつろぎの空間の役割を併せもつものとする。また、校舎壁面を高木等で包み込むようにして、自然環境や眺望景観に配慮したキャンパスを目指す。

（ⅲ）京都市民や地域住民との連携を強化

“地域社会に開かれた大学”として、地域社会と共存できるキャンパスを目指す。生涯学習講座や各種セミナーの開催、キャンパス内の庭園や“神山自然散策路”等の一般開放、“サタデージャンボリー”等地域参画型の施策を毎年実施する等、地域社会に対して垣根

を低くし、広く社会と共存できるキャンパスとして整備する。現在、すでに始まっている第５期施設整備計画は、神山自然学園構想具現化のスタートと考えており、当面の目標は本構想の成就である。

■設　備

限られた財源の中、本学における質の高い教育・研究活動を推進するために、真に必要となる設備等を導入し、社会の付託に応える成果を生み出し、その成果を社会に還元できる教育研究環境を整えることが理想であり、本学における到達目標である。

将来的には教育および学部全体としての基盤となる教育・研究設備等については、大学の自己財源の積極的投下により整備することを目指したい。

（ｉ）情報処理教室の整備

本学は１つのキャンパスに全ての学部が存在しており、校舎や教室をはじめとして多くの教育資源の「共同利用」が可能である。情報処理資源についても基本的にすべての学部で共同利用することが可能であり、それを前提に整備する。情報教育資源、すなわち情報処理教室やパーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」という。）を、各校舎に情報処理教室を設置しながら、学生10名にパソコン１台の割合で整備する。本学の学生数は約13,000名であり、キャンパス全体で1,300台以上のパソコンを配備・維持する。

本学は1999（平成11）年より、WindowsとLinuxが起動できるパソコンを情報処理教室に配備した。これはいわゆる文系・理系いずれの授業でも共同利用できる情報処理教室とするための施策である。総合大学では、文系にはWindows系の理系にはUNIX系の情報教育環境が求められるが、本学ではこの２種の基本ソフトウェアを全てのパソコンに導入することにより、情報処理教室をすべての学部・学科で利用できる全学共同利用設備として利用可能とした。設備の有効利用を前提としながら、量・質ともに高いレベルの情報処理教育環境を構築・維持する。

（ⅱ）部室・学生寮への情報機器配備

正課外の設備であるが、学生が学生生活レベルで情報機器に触れる機会を増やし、ＩＴスキルの向上に貢献できることから課外活動の部室や学生寮に情報機器を配備する。クラブ等の課外活動では公認団体の部室にパソコンを各１台配備する。学生寮には入寮生の人数規模と設置スペースに応じて３～５台を配備する。

（ⅲ）研究部門へのパソコン配備

専任教員の研究室に情報処理教室と同じ機能を持つパソコンを各１台設置する。これにより、情報処理教室で実施する授業の準備また、学生への課題提示や学生からのレポートの評価・採点を研究室で行うことができる環境とする。

（ⅳ）情報ネットワークの整備

情報ネットワークは、教育研究用途、事務用途、クラブ活動用途や学生寮用途、さらにそれ以外の用途向けに、それぞれが必要十分な性能を発揮できるよう整備する。其々の用途における高機能化、高性能化はもちろんのこと、機密保持性・安全性を高め、できる限

り保守時間を少なくし、安定したサービスを提供する。

（ｖ）教室プレゼンテーション設備の整備

教育の情報化を推進し、マルチメディアを取り入れ、教育環境を改善することにより、わかりやすく高度な授業を行える環境を提供する。

（１）施設・設備等の整備

（１）－１　大学・学部，大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備諸条件の整備状況の適切性

〔現状説明〕

（ｉ）校地・校舎

本学は、1965年（昭和40年）４月の開学当初以来、徐々に敷地等を拡大させ、現在では、敷地面積　607,517㎡、建物面積　149,818㎡までになり、今日まで建設および取得した建物は大小あわせて75棟を数えている。

第１期施設整備事業の1965（昭和40）年から1979（昭和50）年には、教学施設を中心に26棟を建設。第２期施設整備事業の1980（昭和55）年から1992（平成４）年では、主に研究施設を中心とした建物28棟を建設した。

続く第３期施設整備事業の1993（平成５）年から2000（平成12）年には、学生生活関連施設の整備・拡充に重点を置き、学生の課外活動施設を中心に建設し、1996（平成８）年に総合体育館・課外活動棟を、また年々進展する国際的な学術交流、文化交流等に対応するための中核施設として、1998（平成10）年に国際交流会館を完成させた。第３期施設整備事業の締めくくりとして、1999（平成11）年には新たに設置された文化学部に対応する11号館を建設、学内バリアフリー化の一環としてバスプール三叉路間にエスカレーターを設置するとともに、外部からの進入路２路線を確保するために、バスプールから４号館南側を経て８号館に至る緊急車両進入路を新設した。そして第４期施設整備事業では、琵琶湖畔の松の浦セミナーハウス（2001（平成13）年度）、総合グラウンド管理棟（2001（平成13）年度）、第４研究室棟（2001（平成13）年度）、12号館（2002（平成14）年度）、賀茂川寮（2002（平成14）年度）、法科大学院の専用校舎である13号館（2003（平成15）年度）、旧５号館の老朽化により建て替えた新５号館（2003（平成15）年度）の建設等に取り組んだ。

最近では2007（平成19）年３月に、第３グラウンド（神山球技場）および同管理棟、第２課外活動棟、屋内野球練習場を竣工させた。そして、現在は、第５期施設整備計画がスタートし、新たなキャンパス整備方針「神山自然学園構想」に基づき、新学部用校舎２棟と、研究室棟の建設に着手した。さらに、今年度中には、私立大学最大級の望遠鏡（主鏡1.3m）を設置する天文台の建設、キャンパス内の高低差に対応するため、８号館前にエスカレーターの建設に着工する。

【現状の校地，校舎面積一覧】

校　　地　・　校　　舎				講義室・演習室等	
校地面積 (㎡)	設置基準上必要校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	設置基準上必要校舎面積 (㎡)	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (㎡)
524,829 ㎡	107,680 ㎡	106,260 ㎡	53,898 ㎡	169	17,891.1

（ⅱ）教育施設

①教室

2008（平成20）年度の教室・演習室・情報処理教室等（理工系の実験室を除く。）は、収容人数50人以下の教室から500名を超える大教室を含め、12校舎で181教室となっている。

教室全体の平均稼働率は、月曜日から金曜日の１時限から５時限まで、土曜日を１・２時限までとして算出した場合、50%となっている。

各建物の教室の稼働率は下表のとおりであり、稼働率の最高値は６号館の63%、最低値は４号館の27%となっている。

【教室等　稼動状況】

	50名以下	51名～100名	101名～300名	301名～499名	500名以上	教室数	教室稼動率
本館		14	2			16	39%
１号館	2	4	5	2		13	46%
２号館	5	8	1			14	28%
３号館	15	10	3			28	48%
４号館	6	6	2		1	15	27%
５号館	20		2	4		26	70%
大教室棟				2	4	6	63%
10号館	6	6	1			13	
11号館	16	3	2			21	47%
12号館	23	2	4			29	62%
合計	93	53	22	8	5	181	
収容人数別教室稼動率	52%	41%	48%	73%	64%		50%

②語学実習等施設

2008（平成20）年度の語学実習等の教室数は、15教室となっている。

前回報告時の第１ＬＬ教室・第２ＬＬ教室（３号館）、第３ＬＬ教室・第４ＬＬ教室（１号館）、10401ＣＡＬＬ教室・10402ＬＬ教室・10403ＬＬ教室・10405マルチメディア教室、10406マルチメディア教室（10号館）、11205ＬＬ教室、11202ＣＡＬＬ教室、11201ＡＶ教室（11号館）の12教室に加えて、31ＣＡＬＬ、33ＣＡＬＬ、41メディア演習室の３教室が増加し、視聴覚教室全体で15教室となっている。

【語学実習教室等の状況】

用 途 別 室 名	室　数	総面積(㎡)	収 容 人 員（総数）	収容人員１人当たりの面積（㎡）
情報処理演習室	1	116.0	37	3.1
メディア演習室	1	69.1	35	2.0
常設模擬法廷・メディア演習室	2	196.0	82	2.4
ビデオルーム等	7	742.0	293	2.5
実験室	37	2,155.3	392	5.5
実験室	32	1,127.7	204	5.5
実験室	50	1,825.4	358	5.1
視聴覚室等	4	503.8	193	2.6
オープンパソコンルーム等	30	3,401.1	1,384	2.5
計	164	10,136.3	2,978	3.4

③体育・課外活動施設

本学の体育施設は、総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・練習室・トレーニングルーム）・パターゴルフ練習場・神山テニスコート・ソフトテニスコート・市原テニスコート・総合グラウンド（野球場、陸上競技場、トレーニングルーム、馬場、弓道場、自動車部車庫）・第２グラウンド・第２体育館（柔道場・剣道場）・射撃場・ヨット部艇庫（滋賀県大津市）等から構成しており、正課授業の他、課外活動等に広く利用している。

なお、総合体育館に併設して、課外活動棟、ストリートバスケット練習場等があり、多くの学生が利用している。

昨年度には、総合体育館に隣接して新たに第３グラウンド（神山球技場）、野球場に隣接して屋内野球練習場、課外活動棟に隣接して第２課外活動棟が完成し、課外活動施設を充実させている。

【体育・課外活動施設使用状況】

正課授業日数・年間授業使用者延人数	1,028 日	17,995 名
クラブ活動日数・年間使用者延人数	6,557 日	244,785 名
サークル活動日数・年間使用者延人数	459 日	14,637 名
その他活動日数・年間使用者延人数	447 日	22,238 名
附属高校使用日数・年間使用者延人数	125 日	5,474 名
合　　計	8,616 日	305,129 名

（ⅲ）研究施設

専任教員の研究室については、専任教員１名１研究室を基本として、各学部の校舎内および研究室棟（第１研究室棟、第２研究室棟、第３研究室棟、第４研究室棟）に計360室（総面積8,483㎡）設置している。

2008（平成20）年度の専任教員数305名、その他専任教員に準じている教員（客員教授・特任教授・外国語契約講師・特約講師）数55名を合わせて360名に対し、研究室数373室と余裕をもっている。教員１人当たりの平均面積は23.6㎡となっている。研究室内には、机、椅子、ロッカー等の什器類や書架以外に、コンピュータ等情報機器等を設置している。

【教員研究室の状況】

学　部 研究科	室　数			総面積 (㎡)	1室当たりの平均面積（㎡）		専任教員数	個室率（%）	教員1人当たりの平均面積（㎡）
	個室（A）	共 同	計		個 室	共 同	（B）	（A/B*100）	
経済学部	37	－	37	804.8	21.8	－	37	100	21.8
経営学部	45	－	45	1,042.9	23.2	－	45	100	23.2
法学部	33	－	33	699.2	21.2	－	33	100	21.2
外国語学部	63	1	64	1,409.8	22.0	26.0	64	100	22.0
理学部	33	－	33	972.9	29.5	－	33	100	29.5
工学部	14	－	14	390.7	27.9	－	14	100	27.9
コンピュータ理工学部	32	－	32	995.1	31.1	－	32	100	31.1
文化学部	54	1	55	1,084.7	19.6	26.0	55	100	19.7
法務研究科	22	－	22	510.2	23.2	－	22	100	23.2
世界問題研究所	1	－	1	17.5	17.5	－	1	100	17.5
日本文化研究所	1	－	1	17.5	17.5	－	1	100	17.5
先端科学技術研究所	1	－	1	26.4	26.4	－	1	100	26.4
全学共通教育センター	17	－	17	400.6	23.6	－	16	100	25.0
体育教育研究センター	6	－	6	111.0	18.5	－	6	100	18.5
計	359	2	361	8,483.3	23.6	26.0	360	100	23.6

〔点検・評価〕

（ⅰ）校地・校舎

校地・校舎の現有面積と設置基準上の面積を比較すると、大学全体の現有校地面積は524,829㎡で、学生1人当たり47.30㎡となる。文部科学省が規定する大学設置基準上に必要な校地面積は、「学生1人当たり10㎡」×学生数（次年度開設予定学部収容定員を含む。学部、大学院生総数　11,725名）＝117,250㎡で現状は充分に余裕のある校地面積を有している。このことから、校地に関しては立地条件的にも充分な校地面積を有しており、とくに問題はないものと考えている。

また、2008（平成 20）年度には、予てから京都市と協議を重ねていた「容積率緩和」の認可を得て、建築可能となる校舎面積も拡張している。

（ⅱ）教育施設

①教室

2008（平成20）年度の教室使用率をみると、1号館における大人数教室を一部研究室に改修し、大人数教室で行っていた授業が中人数教室に移動したため、中人数教室の稼働率が増加している。

大人数授業の是非は別にして、全教室の稼働率からみた場合、余裕があると考えられるが、中教室と大教室の稼働率は高くなっている。

②語学実習等施設

情報処理教室に関しては、10 号館を中心に各校舎に設置している。2006（平成 18）年度には、10 号館ＣＡＬＬ教室、３号館のＣＡＬＬ教室の設備の入替を行い、有効利用している。

③体育・課外活動施設

体育・課外活動施設については 2007（平成 19）年度に第３グラウンド（神山球技場）が完成し、ラグビーとサッカーを中心としたクラブ活動を充実させるための整備を行った。

2007（平成19）年度における体育施設の年間使用状況をみると、延べ使用者数は305,129名で、正課授業では17,995名、課外活動では244,785名が利用している。他は、その他の学生・教職員による神山テニスコート・ストリートバスケット練習場等の利用である。

総合体育館には体育施設の他に、体育教員研究室・演習室・実験室および実習室を設置したことで、「人間形成」の一環である「体力づくりの場」としても、健康科学およびスポーツ科学を有機的に学修する環境を整えている。

（ⅲ）研究施設

個人研究室の面積は、学部によって多少の相違があるものの、狭い研究室で17.5㎡、広い研究室では31.1㎡となっている。

研究室に関しては、現在の専任教員数に対する研究室の割当状況は100％、教員１人当たりの全体平均面積は23.6㎡となっており、とくに問題はないものと考えている。

なお、現在は新学部設置に伴う新規専任教員採用に対応するための新たな研究室棟（第５研究室棟　20 ㎡×40 室）の建設に着手しており、ある程度の余裕をもった状況にあると考えている。

〔改善方策〕

（ｉ）校地・校舎

校舎等の整備・充実については、2007（平成19）年度に策定した新たなキャンパス整備方針「神山自然学園構想」に基づき、今後もさらに充実したキャンパス整備を計画している。約10年間を１つの目途とする京都産業大学長期建設計画を基本に、毎年見直し・調整を行いながら、順次実施している。

７年後には創立50周年を迎え、開学初期に建設された校舎等には老朽化の進んだ建物もあり、建て替えも含めた改修計画を立案している。

現在、進行中の第５期施設整備計画で、2015（平成27）年度までの計画を以下に列挙する。

ア．８号館東エスカレーター新築工事

イ．屋根付歩道設置工事（バスプールエスカレーターから５号館まで）

本山地区内主要幹線である６号館（大教室棟）からバスプールエスカレーターまで屋根付歩道で結ぶことにより、雨天時等にはキャンパス玄関から第４研究室棟ま

で濡れずに移動することが可能となる。

ウ．新寮新築工事（現追分寮西側）

神山・津ノ国学生寮の全面移転を計画している。当該地は本山・神山地区に近接しており、寮生の快適性・利便性の向上を図るのみならず、学生寮の統廃合を行うことで大きな経済効果が期待できる。

エ．地下駐輪場新築工事（第１次、バスプール駐輪場）

現状のバスプール駐輪場は、大学の玄関口として景観上相応しくないため、バスプール総合整備の第１次事業として、駐輪場を地下に移設する。

オ．バスターミナル化工事（第２次）

バスプール総合整備の第２次工事として、路線バス・スクールバスの発着の効率化と学生の利便性向上を目的とし、バスレーン等車道部分と待合・歩道部分の歩車分離、歩行移動ルートを全面屋根付とする。

カ．ブリッジ架橋工事（第３次）

本山地区と神山地区の交通アクセスをスムーズにし、より安全性を確保するため鞍馬街道上に陸橋（ブリッジ）を設置する。

キ．総合インフォメーションセンター新設工事

現在の玄関（守衛所）がバスプールから離れたところにあるため、バスターミナル化、ブリッジ架橋等が実現すれば、キャンパス内へのアプローチが一本化される。その玄関部分に総合インフォメーションセンターを建設する。

ク．総合グラウンド厩舎建替え工事

1968（昭和43）年建設の厩舎は老朽化が著しいため、建替えを計画している。

ケ．１号館建替え工事（情報技術実験棟含む）

１号館は情報技術実験棟と併せて開学当初に建設された建物（一部増築）であるが、2013（平成25）年には建設後約50年を経ることから建替えを行う。

コ．本館建替え工事

開学時の建物であるが、2013（平成25）年には建設後約50年となることから開学50周年記念事業として建替えを行う予定である。建替え後は、仮称荒木記念館を併設し、本学の歴史・文化等の展示を行うメモリアルスペースも設置する計画である。

サ．大学院棟

大学院の再編に伴う新校舎および老朽化した校舎の建替え時の代替校舎として建設を計画している。

シ．図書館書庫棟

現在の中央図書館（書庫）が蔵書で飽和状態となるため、新たな書庫棟を建設する。

ス．建物入退出管理システム集中化工事

各建物の入口の施錠・開錠を守衛所で一括して行うことにより、効率化を図る。

（ⅱ）教育施設

①教室

2007（平成19）年４月にはコンピュータ理工学部および外国語学部に国際関係学科を、2009（平成21）年４月には法学部に法政策学科を新設し、さらに、2010（平成22）年４月には総合生命科学部（仮称）の設置を予定している。これに伴う新校舎２棟と研究室１棟を建設するものの、新校舎には普通教室が限られた数しか設置できない状況にある。

現有施設においても、各建物とも授業による使用が２時限目から４時限目に集中しており、曜日・時間帯によっては全く空き教室のない状況も生じている。こうしたことを踏まえ、使用の少ない１時限目（とくに月曜日）や５時限目に授業を配することを全学的に協力願い、その解消に向けて取り組んでいる。

今後の予測としては、今回新設のコンピュータ理工学部および総合生命科学部（仮称）は、既設の理学部の一部と工学部の改組によるもので、一時的には教室が窮屈な状況になるものの、３年後には落ち着き各建物の教室を有効利用できるものと考えている。

一方、教室設備に関しては、2006（平成18）年度にプレゼンテーション設備検討委員会を設置し、学内の教室に標準仕様のプレゼンテーション設備を順次設置してきており、2009（平成21）年度には、特別教室を除いてすべての教室に標準仕様のプレゼンテーション設備の設置が完了することになる。

②語学実習等施設

ＣＡＬＬ教室については、10号館の10401ＣＡＬＬ教室の装置が使いづらい等の声が教員の間から出されており、2007（平成19）年度に最新のＣＡＬＬ設備に入替えを行った。

これに伴い、３号館のＣＡＬＬ教室の機器の入替えを併せて行い、充実した環境になっている。

③体育・課外活動施設

新たに2007（平成19）年３月に第３グラウンド”神山球技場“（ラグビー・サッカー等練習場）と硬式および軟式野球部の雨天時の練習施設として、屋内野球練習場を完成させた。

現在使用中の２つのグラウンドは神山キャンパスから離れた場所にあるが、第３グラウンドの完成に伴い、正課授業および課外活動の一部を移行することができ、移動時間が大幅に減少し、より効率的な施設運用が図れている。

また、文化系クラブが利用する施設として、第２課外活動棟を同時期に完成させた。こうした状況から、体育系および文科系クラブ活動施設としては、より充実した環境にあると言える。

（ⅲ）研究施設

１人１室として充実を図ってきたが、2008（平成20）年度に開設したコンピュータ理工学部の新規採用教員のための研究室に不足が生じ、教室を改修して研究室を確保した。

現在、新たに研究室棟（第５研究室棟20㎡×40室）を建設し、2009（平成21）年度秋に完成することから、コンピュータ理工学部の新規教員は、新たな研究室に移転することができ、充実した研究環境が確保できる。

こうした新研究室棟の建設に伴い、新たな教員が採用された場合にも充分対応できる環境が整備できるものと考えている。

（１）－２　教育の用に供する情報処理機器等の配備状況

〔現状説明〕

（ｉ）情報処理教室の整備現状

本学は８学部からなる学生数 13,000 人を擁する大学であり、各専門分野から寄せられる情報教育システムへの要望は多様である。

これら多様な要望を１つの方針による情報処理教室では対応することは不可能であることから、1999（平成 11）年度より情報設備を三階層（図１）に分けて整備したことにより、コストパフォーマンスの高い設備の運用を図っている。

具体的に三階層とは、専門分野に高度に特化すべき設備を学部で独自に整備しているかたわら、可能なかぎり多くの専門分野で利用できる「全学共同利用の情報処理教室」を整備している。さらに、授業は行わず予習・復習のためにいつでも使用できる汎用性の高い「オープンパソコンルーム（自習専用情報処理教室)」を整備している。

現在、大学全体で 1,620 台のパソコン（サーバ装置を含む）を配備しており、パソコン１台あたりに学生約８名の配備率を達成している。

これら情報処理教室の整備には相当の経費が必要であるが、経費削減するために特徴ある運用を行っている。具体的には学部・学科専用の情報処理教室と全学共同利用の情報処理教室の機器（パソコン等）は３年毎に国の借入補助にて更新する。自習に利用できるオープンパソコンルームは、学部・学科専用の情報処理教室と全学共同利用の情報処理教室で３年間使用した機器を借入延長し３年毎に更新する。これにより低いコストにて多数の機器が運用できるようにしている。

図１ 情報教育設備の構成＜三階層図＞

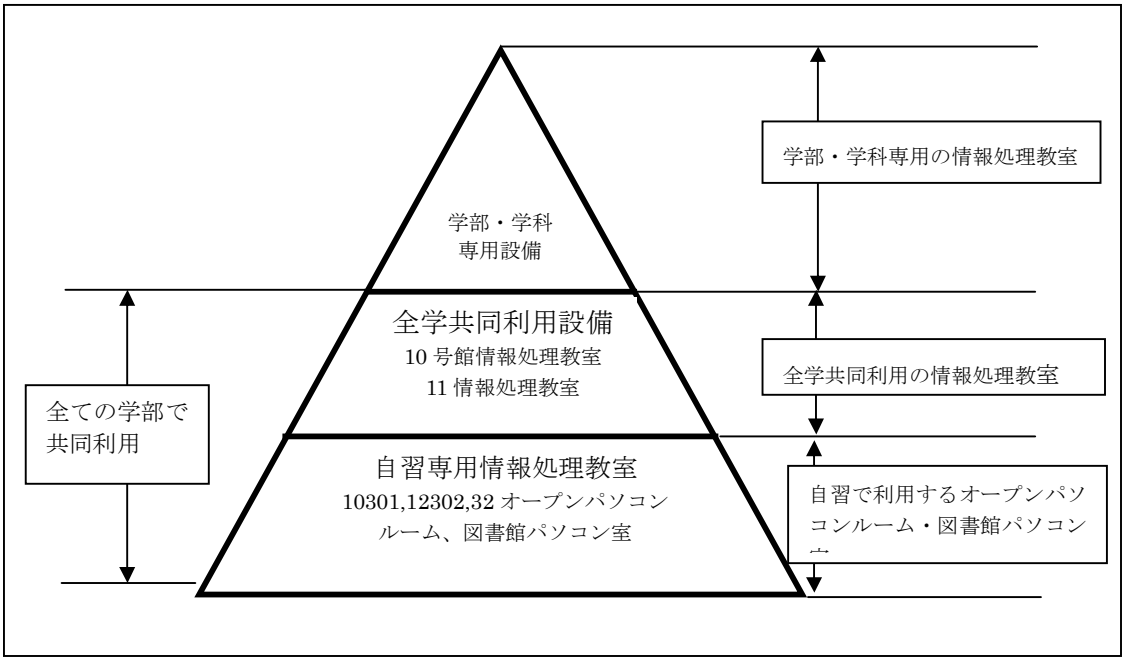

（ⅱ）クラブ部室、学生寮へのパソコン整備現状

2002（平成 14）年度から課外活動のクラブ部室、学生寮への配備を行い課外活動等学生生活上の情報環境整備を行っている。直近では 2008（平成 20）年度に 2005（平成 17）年度配備のパソコンを引き上げ、新たなパソコンを配備した。

この整備においても、前述したとおり情報処理教室で使用した機器を借入延長することによって、低い経費にて多数のパソコンを配備できている。

（ⅲ）教員研究室へのパソコン配備現状

2002（平成 14）年から教員研究室にネットワークを敷設しパソコンを配備している。これを「配備パソコン」と称し、2008（平成 20）年度は 2005（平成 17）年度に配備したパソコンを引き上げ、新たなパソコンの配備を行い、現在 275 台が教員研究室で稼動している。配備パソコンの特徴は情報処理教室と同機能を持ち、教員は研究用途に加え、教育用途においても研究室に居ながら情報処理教室の機能が活用できることにある。その機能には、教員の研究資料や成果が情報センターのサーバに安全に保管され、いつでも利用できるだけでなく、学生への資料提供やレポートの受付けが可能となる from Teacher folder、to Teacher folder が含まれている。

また、研究室において、先に述べた配備パソコン以外に、教員自ら持ち込むパソコンを情報センターに MAC アドレスを登録することによってネットワークに接続し利用できる。

表１ 全学共通の情報処理教室設備

教室名		機器名	OS名	台数	導入年月
１号館	106情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	91	2008. 4
10号館	10201情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	94	2008. 4
	10202情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	109	2008. 4
	10203情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	49	2008. 4
	10204情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	49	2008. 4
	10205情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	49	2008. 4
	10206情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	49	2008. 4
	10301情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	64	2008. 4
	10302情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	94	2008. 4
	10303情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	49	2008. 4

表２ 学部・学科の情報処理教室設備

教室名		機器名	OS名	台数	導入年月
４号館	41メディア演習室	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	35	2005.４
５号館	5202情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	41	2008.４
11号館	11202CALL教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	62	2008.４
	11203オープンパソコンルーム	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	32	2005.４
13号館	メディア演習室	IBM ThinkPad G40	WindowsXP	42	2004.４
	模擬裁判室	IBM ThinkPad G40	WindowsXP	3	2004.４
情報技術実験室棟	C1情報処理教室	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	35	2005.４
	C2情報処理教室	IBM XSeries206	VineLinux	55	2005.４
		SUN Ultra10等	Solaris 2.8等	5	2008.４
第４研究室棟	4KB10大学院情報処理教室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista	21	2008.４
	4K210情報処理教室	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	11	2005.４

表３ 主に自習に利用されるサテライト教室・パソコン室設備

教室名		機器名	OS名	台数	導入年月
３号館	32オープンパソコンルーム	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	91	2005.４
５号館	5201オープンパソコンルーム	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	41	2005.４
12号館	12302オープンパソコンルーム	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	41	2005.４
図書館	パソコン室	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	57	2005.４
10号館	ロビー	IBM Xserise206	WindowsVista	4	2005.４

表４ ＣＡＬＬ教室

教室名		機器名	OS名	台数	導入年月
３号館	31CALL教室	IBM XSeries206	WindowsXP,VineLinux	42	2006.４
	33CALL教室	IBM XSeries206	WindowsXP,VineLinux	42	2006.４
10号館	10401CALL教室	IBM XSeries206	WindowsXP,VineLinux	52	2005.４
	10403CALL教室	IBM XSeries206	WindowsXP,VineLinux	80	2005.４

表５ 教卓パソコン

教室名		機器名	OS名	台数	導入年月
１号館	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	２	2008.４
		Lenovo ThinkPad R60	WindowsXP	２	2007.８
３号館	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	19	2008.８
４号館	各部屋教卓台	Lenovo ThinkPad R60	WindowsXP	１	2007.８
		NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	２	2008.４
５号館	各部屋教卓台	IBM ThinkPad R40e	WindowsXP	26	2003.４
大教室棟	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	６	2008.４
10号館	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	３	2008.４
11号館	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	10	2008.４
	各部屋教卓台	Lenovo ThinkPad R60e	WindowsXP	６	2007.４
12号館	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	17	2008.４
第４研究室棟	各部屋教卓台	NEC Versa Pro VY16A/W-4	WindowsXP	３	2008.４

表６ その他

各建屋	教材準備室	IBM IntelliStation Mpro	WindowsVista,VineLinux	４	2008.４
各建屋	教員室・共同研究室	IBM XSeries206	WindowsVista,VineLinux	22	2008.４

表７ 教育研究用サーバ設備

場所	名称	OS 名	台	ｻｰﾋﾞｽ開始日
10 号館３階機械室	Active Directory	Windows2003 サーバ	4	2007. 7
〃	クライアント管理	Windows2003	2	2005. 4
〃	Windows セキュリティ	Windows2003	1	2006. 5
〃	Windows ライセンス管理	Windows2003	1	2005. 4
〃	ウイルス対策・ 定義ファイル配信	Windows2003	1	2006. 5
〃	プリント	Windows2003	1	2006. 4
〃	CALL システム	Windows2003	3	2006. 2
〃	Firewall	※セキュリティ上記載しない	1	2005. 4
〃	DNS, NIS, NTP, Radius	Debian/GNU Linux	1	2002. 3
〃	DNS, NIS	Debian/GNU Linux	1	2002. 3
〃	WWW	Debian/GNU Linux	2	2002. 3
〃	DHCP	Debian/GNU Linux	2	2002. 3
〃	NFS	専用 OS	2	2007. 9
〃	LDAP	Debian/GNU Linux	2	2007. 4
〃	Active!mail (Web, IMAP)	Debian/GNU Linux	6	2006. 4
〃	SMTP, POP3	Debian/GNU Linux	4	2002. 3
〃	PROXY	Debian/GNU Linux	2	2007. 7
〃	FTP-PROXY	Debian/GNU Linux	1	2008. 6
〃	FTPS, SSH	Vine Linux	2	2008. 2
〃	moodle	Debian/GNU Linux	7	2005. 4
〃	Remote-cc-Win	ESX	6	2008. 7
		Windows2003	2	2008. 7
〃	バックアップ	Redhat Linux	2	2005. 4
		Windows2003	1	2007. 7
〃	私情教コンテンツ	Debian/GNU Linux	1	2004.12
〃	コンテンツ NFS	専用 OS	3	2008. 4
〃	WMT 配信	Windows2003	3	2008. 4
〃	エンコーダ	Windows2003	2	2008. 4
〃	RMS	Windows2003	1	2008. 4

これらの情報処理教室とサーバは、高速なバックボーン（Gigabit スイッチ）を経由して接続されている。

表８ クラブボックス・学生寮

教室名	機器名	OS名	台数	導入年月
各建屋の教員研究室	IBM XSeries206	WindowsVista	275	2005. 4
各建屋クラブ部室	IBM XSeries206	WindowsVista	91	2005. 4
追分寮	IBM XSeries206	WindowsVista	10	2005. 4
国際交流会館	IBM XSeries206	WindowsVista	10	2005. 4
葵寮	IBM XSeries206	WindowsVista	10	2005. 4
津ノ国寮	IBM XSeries206	WindowsVista	3	2005. 4
神山寮	IBM XSeries206	WindowsVista	3	2005. 4
賀茂川寮	IBM XSeries206	WindowsVista	3	2005. 4
神山研修室棟	IBM XSeries206	WindowsVista	3	2005. 4

（ⅳ）情報ネットワークの整備現状

本学の情報ネットワークは、1987（昭和 62）年から整備を始めた。当時、DSLINK（富士通製汎用機にＬＡＮで接続する際の独自通信規格)、TCP/IP、DECnet、AppleTalk、IPX(Novell 社が提唱した NetWare の通信規格）等のマルチプロトコル環境を実現、ネットワークに接続されるコンピュータの双方向通信を実現し、有機的なコンピュータネットワークが可能であることを実証した。当時は 10BASE-5 ケーブルと光リピータを使用する 10Mbps ネットワークであったが、ここに本学のコンピュータネットワーキングの礎ともなる「ＫＩＮＧ（Kyoto sangyo university Information Network of General system)」を整備した。

図１　KING ネットワーク（1987 年（昭和 62）年～）

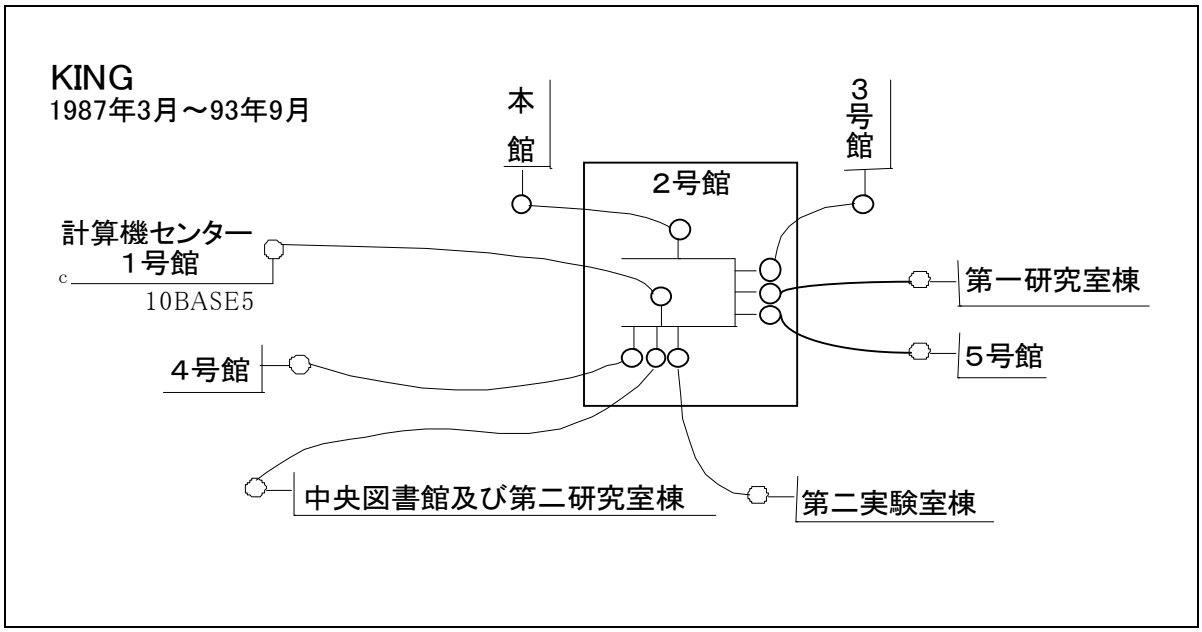

その後、1989（平成元）年に IPv4 アドレスのクラスＢを取得、1993（平成５）年 10 月には経路の一部に 100Mbps の通信が可能な FDDI を導入した。

図２ KING ネットワーク（1993（平成５）年～）

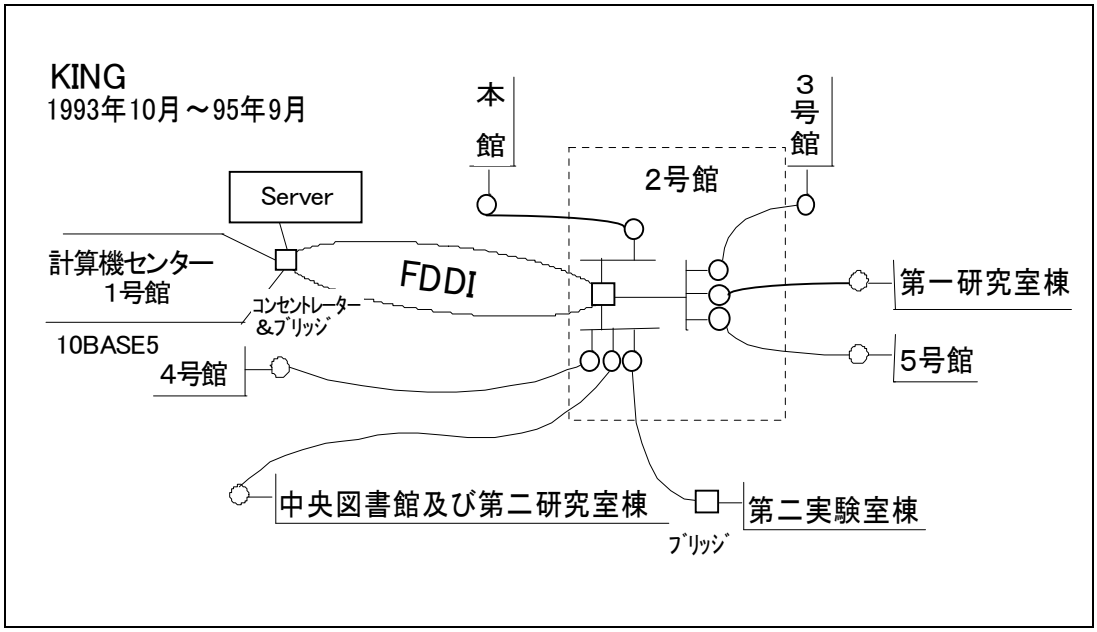

しかし、インターネットの急速な普及に伴い、サーバやワークステーション、パソコン等の情報機器端末数が増加し、ネットワークトラフィックの増加によるレスポンスの悪化が顕在となった。それを受け 1995（平成７）年に、スイッチ型ネットワークに更改した。

1996（平成８）年９月に建物内のネットワーク装置と各研究室および事務室を接続するネットワーク配線を 100Mbps の高速転送が可能なカテゴリ５ケーブルで敷設した。また、研究室や実験室を使用している教員に対して提供する情報コンセント接続サービスの名称を「ネットワークコンセント接続サービス」とし、運用を行った。

以下に 1997（平成９）年 12 月の概略図を示す。

図３ KING ネットワーク（1997（平成９）年～）

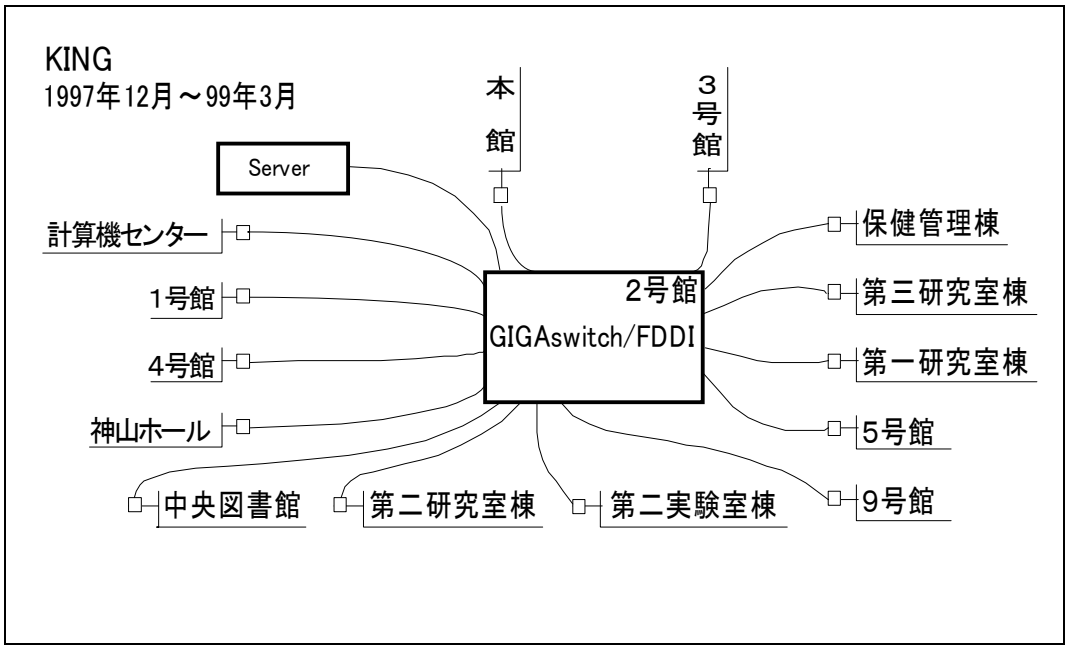

ネットワークの光ケーブルの敷設には、各建物間にエアブローンファイバ（ＡＢＦ）を敷設し、光ケーブルの再敷設が容易に行える構成とした。

1999（平成 11）年４月の 10 号館（新情報教育システム棟）の完成と同時に、ネットワーク構成は 10 号館を中心とするスター型構成に変更した。これは架空線埋設計画が実施されている中で、架空線埋設における費用と新規に 10 号館を中心とする光ファイバー網の敷設に掛かる費用が僅差であったため、将来的に 10 号館を中心としたネットワーク構成とすることが理想的であると判断し変更した。

これにより落雷や電柱倒壊等に左右されない理想的な経路が確保され、安定したネットワークを構築することができた。

エアブローンファイバは１建物当たり６チューブパイプケーブルまたは４チューブパイプケーブルを敷設し、２チューブまたは３チューブを利用している。１チューブに６芯（３対）の光ケーブルを挿入し、教育・研究・事務の３分野に分け、建物の需要にあった通信速度を供給している。

1999（平成 11）年４月の第四次計算機中期運用計画では、クラッカーによる不正侵入対策としてファイアウォール装置の導入を行った。また、増加するネットワークトラフィックやネットワークインフラそのものを実験材料とできる環境が必要となったため、レイヤ３ネットワーク装置を導入した。

このレイヤ３ネットワーク装置の導入により、サブネット化が可能となり、運用ポリシの異なったネットワークを作成できるようになった。さらに、マルチメディアの配信等のサブネット（ＶＬＡＮ）間通信を制御するための仕組み等を活用すると同時に、学生等個

人所有のパソコンから学内ＬＡＮに接続できるゲスト用の「インターネットコンセント接続サービス」を整備した。

以下に 1999（平成 11）年 12 月の概略図を示す。

図４ サブネット概略図（1999（平成 11）年９月～）

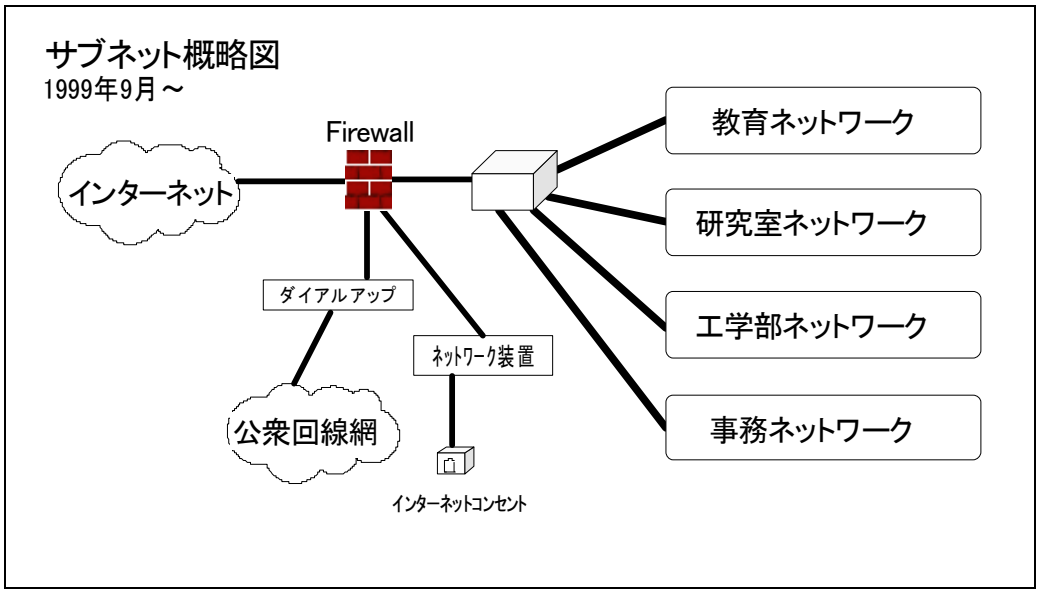

また、以下に 2000（平成 12）年 10 月の概略図を示す。

図５ KING ネットワーク（1999（平成 11）年～）

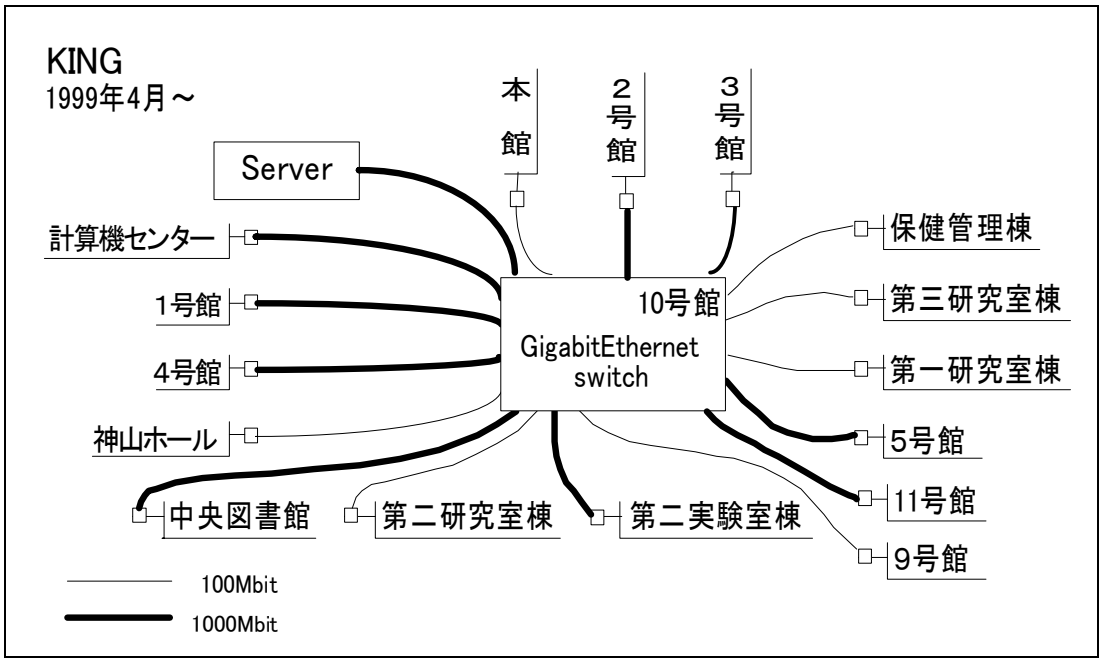

2001（平成 13）年９月、商用対外線の通信量が飽和状態になっている事を受け、1.5Mbps であった通信速度を６Mbps とし、４倍の性能向上を行った。

2002（平成 14）年に行った第五次計算機中期運用計画の実施により、情報処理教室のクライアントの数が増大し、既存のサブネットの構成では対応不能となった。これを受け、サブネットの構成の変更を行った。

以下に 2002（平成 14）年４月のサブネット概略図を示す。

図６　サブネット概略図（2002（平成 14）年４月～）

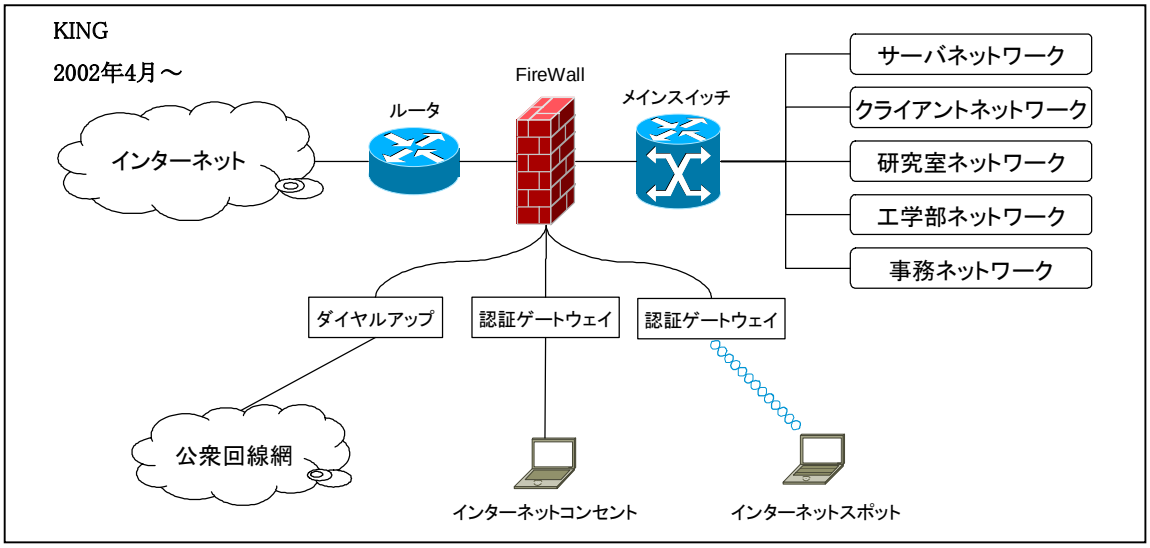

2003（平成 16）年から新たに建設する建物のネットワーク屋内配線にはカテゴリ６ケーブルを採用し、将来１Gbps の通信にも対応できるよう設計した。

それまで建物間の通信のために 100Mbps の通信速度に対応したＭＭＦ（マルチモード光ファイバ）と１Gbps 以上の通信速度に対応したＳＭＦ（シングルモード光ファイバ）を敷設してきたが、１Gbps に対応した機器の価格が低下し 100Mbps に対応した機器との価格差がほぼなくなった状況とエアブローンファイバシステムの有効利用を鑑み、ＳＭＦのみの敷設を行う方針を立てた。

以下に 2004（平成 16）年 10 月の概略図を示す。

図７　KING ネットワーク（2003（平成 15）年４月～）

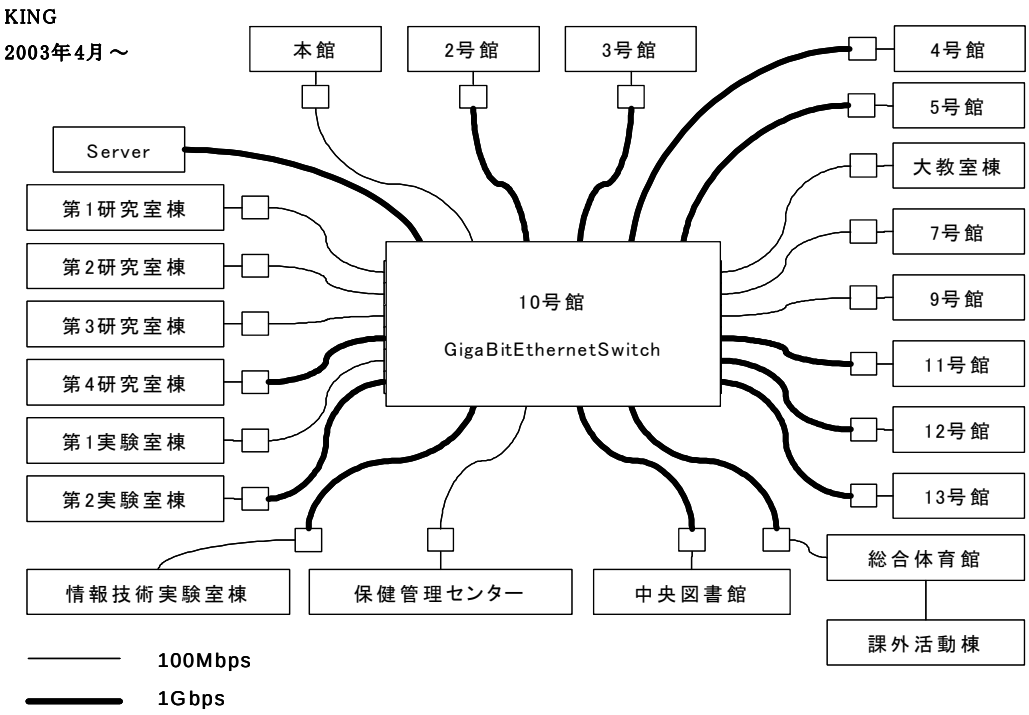

2004（平成 16）年４月時点において、1999（平成 11）年４月に導入した機器でメーカーのハードウェアサポート期間が終了し保守契約が更新できない機器が存在していた。また、故障率が高い機器も存在し、それら問題点を解消するため、2005（平成 17）年４月にはネットワーク装置の機器更改を行った。

現在の情報ネットワークは、教育研究用途、事務用途、クラブ活動用途や学生寮用途、さらにそれ以外の用途向けに整備している。それぞれの用途における高機能化、高性能化はもちろんのこと、機密保持性、安定性、安全性を高め、できる限り保守時間を少なくサービスを提供している。

●セキュリティ

1999（平成 11）年 11 月からファイアウォールの運用を開始した。運用設定に関しては、ネットワーク分科会（旧「ＫＩＮＧ分科会」）で審議し、研究用サーバ、全学的サーバが外部との通信に支障のない運用設定とし、それ以外のネットワーク機器は外部から直接通信ができない設定としている。

ネットワークの主装置の設置場所には入室管理システムを設置し、常時身分証明書にて開錠することにより部外者の進入を禁止している。その他のネットワーク装置の設置場所には鍵を取り付け、セキュリティ対策を施している。また、情報処理教室への入室に関しても、学生証による入室管理システムを導入している。

●利用者サービス

・ネットワークサービス

ネットワークサービスにおいては、ＤＮＳ（ドメインネームサービス）、メールサービス、Ｗｅｂ（ホームページ公開閲覧）サービス、ＦＴＰ（ファイル転送サービス）、ＳＳＨ（セキュア遠隔端末サービス）を提供している。

2002（平成 14）年７月よりＷｅｂサービスにおける認証情報の保護を目的としてＳＳＬアクセラレータ装置による通信暗号化を導入した。これによって、Ｗｅｂでのユーザ認証がより安全に行えるようになった。また、同月にはセキュリティ面を考慮し学外に対するTelnet（遠隔端末）サービスを停止し、代替手段として従来からサービスを提供していたＳＳＨの利用を促進し、より安全な通信環境を構築した。また、ＦＴＰよりセキュアなファイル転送の方法としてＳＳＨを促進し、認証情報の保護が行える環境を構築した。

2005（平成 17）年２月には、利用者の減少に伴いＮＮＴＰ（NetNews 閲覧投稿サービス）のサービス停止を行い、同年４月にはメール受信プロトコルのＰＯＰ３とＩＭＡＰの各プロトコルの暗号化を行った。

2008（平成 20 年）年７月には、本学の教員や学生が自宅等から大学の情報処理教室に設置している Windows パソコンと同じ機能を利用することができる「Remote cc-Win」サービスを開始した。

来る 2009（平成 21）年３月には、ＯＰ２５Ｂ（アウトバウンド・ポート 25 ブロッキング）を実施する計画である。

（ｖ）教室プレゼンテーション設備の整備現状

従来は教員からの要望に沿って大教室に液晶プロジェクタやパソコンを配備していた。

1999（平成 11）年、情報教育委員会においてマルチメディア設備の活用や情報機器の教育分野への採用による教育改善について審議があった。マルチメディアを活用する教育を実施する上で「対応できる教室がない」という意見があったため、業務計画に組入れ、適宜整備を行ってきた。

教室の所管は教学センター（当時は教務部）であったため、どちらが主導して教室のマルチメディア化を推進すべきか不明確であったが、2007（平成 19）年に情報センターが関係する事務部門を集めて検討会を設置し、調整の結果、教室のマルチメディア化については情報センターが担当し推進することになった。

2008（平成 20）年度の整備計画は、新規設備 28 教室、更改設備 13 教室として 2007（平成 19）年に計画した。しかし、同年、学部増および学科設置が行われた結果、教室不足が顕在化したため、急遽 14 教室へ追加配備となった。このため設置予定 180 教室に対し 165 室にマルチメディア設備の配備が完了し、残すところ 15 教室が未整備の状態となった。

〔点検・評価〕

（ｉ）情報処理教室の整備の点検・評価

大学全体で 1,620 台の教育用パソコンが配備されている。情報処理教室と全学共同利用のオープンパソコンルームも同一のＯＳ（基本ソフトウェア）を採用しており、キャンパスのどこの情報設備でも同じ手続きで利用可能となっている。保守対応の体制も整備しており、質量ともに充実していると判断している。

（ⅱ）部室・学生寮への情報機器配備の点検・評価

情報処理教室の教育補完設備としてクラブ部室（91 台）、国際交流会館と学生寮（41 台）へのパソコン配備を 2002（平成 14）年度から実施している。寮へのネットワークとパソコンの配備は寮生にＩＴ機器使用の機会を与え、ＩＴスキル向上の重要な教育的施策と考えている。寮への配備台数は寮からの要望に対応しており、充実していると考えている。

今後は経費上の問題があるものの、学生寮内の各部屋にネットワークを敷設し、寮生の持ち込みパソコンのネットワーク利用が可能とする整備が懸案である。

（ⅲ）研究部門へのパソコン配備の点検・評価

2008（平成 20）年現在、275 台のパソコンが研究室に配備されている。配備にあたっては教員からの要望に対応しており、研究室に関しては質量ともに充実していると考えている。

（ⅳ）情報ネットワーク整備の点検・評価

ネットワークにおいて重要なことは常に安定して利用ができることと考えている。そのためにはネットワーク経路の二重化等が必要であるが、それを実現するためにはより高い運用スキルが求められることや経費の増加が見込まれることから、対応していないことが弱点といえる。現状ではこの弱点を認めながら現行の体制でサービス維持に努め、少ない経費でできる限り安定したネットワークサービスを提供できるよう考えている。

また、現在建築中の建物があり、それへのネットワーク敷設計画を検討している。

一方、大学と外部インターネットの接続には、商用に 10Mbps、SINET に 100Mbps で接続している。商用が低速な回線であり、改善が必要と考えている。

（ⅴ）教室プレゼンテーション設備整備の点検・評価

2009（平成 21）年をもって、これまで計画してきたすべての教室 180 室にプレゼンテーション設備が配備できる予定である。今後は配備できた設備の更新制度の整備が必要であるが、それも計画を進めており、とくに問題はない。むしろ人的なサポート体制の強化が必要と考える。

また、現在建築中の建物があり、新築教室へのプレゼンテーション設備整備計画を検討している。

〔改善方策〕

（ｉ）情報処理教室の整備

教育用パソコンは質・量ともに充実していると判断しており、より有効活用がなされる

よう、サポート体制を中心に充実させる。

（ⅱ）部室・学生寮への情報機器配備

学生寮の寮室へのネットワーク敷設は、経費上さらに有効な方法がないかを検討する。

（ⅲ）研究部門へのパソコン配備

全体的には設備としてとくに問題はないと考えている。キャンパスから離れた第二体育館の研究室へのサポートに若干の課題があり、教員との連絡を密にしてサポートをすることがあげられる。

（ⅳ）情報ネットワークの整備

総合体育館に研究室をもつ教員からネットワークが不安定との申し入れがあり、調査した結果、ケーブルの規格が古いものであることが判明したため、改修計画を 2009（平成 21 年）年度の業務計画に組入れ、最新の規格であるカテゴリ 6 ケーブルを敷設する。

2009（平成 21）年度に竣工する建物では、新築のコンピュータ理工学部棟は１階の有線ＬＡＮを情報センターが整備し、他の階はコンピュータ理工学部が整備することとなった。同棟の無線ＬＡＮはコンピュータ理工学部が全て整備する。新築の第５研究室棟は有線・無線ＬＡＮ共に情報センターが整備する。

ネットワークの対外接続では、商用 10Mbps を一時休止させ、SINET への接続へと一本化し増速することで、より高速な通信が見込める。なお、コンピュータ理工学部教員から Super SINET との接続による研究実施の要望があり、SINET への接続を１Gbps に増速する計画としている。

（ⅴ）教室プレゼンテーション設備の整備

2009（平成 21）年で当初から計画している 180 教室への配備完了が見込める設備であり、その後は全体の更新計画を策定する必要がある。利用およびトラブル発生時のサポート体制には、人員も配置し強化する。

（２）先端的な設備・装置

〔現状説明〕

（２）－１　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

本学における「教育研究設備計画」制度は、大きく教育用と研究用に大別することができる。教育用設備等の整備については、学部毎の教授会にて教育カリキュラムの遂行上必要となる設備等の優先順位を協議・決定し、関係部署でその必要性を点検した上で、後述の判定会議にて決定している。教育用設備等の整備計画案については、教育目標に応じ、教育効果を高めるために必要な計画が教授会を通し作成されており、適切な時期に適切なものを整備するための努力を続けている。

一方、研究用設備等の整備については、共用と個人用の２種類から構成しており、各教員が個別要求できる形となっている。教員個人から提出された研究用設備等は、教員が所属する教授会に報告を求めているが、教育用設備等とは違い、教授会での審査は行われて

はいない。このため、要求内容については、担当部署のスタッフによる個別ヒアリングを行っているものの、教員間による審査等はなく、研究用設備等の整備計画案の作成および適切性については、要求者である教員個々の判断によるところが大きくなっている。

このようにして作成された教育用・研究用設備等の整備計画案は、事務局長、総務部長、経理部長、管財部長、学長室長、教学センター事務部長をメンバーとする判定会議にて審議のうえ、採否を決定し予算化を図っている。

なお、外部資金による研究設備・装置の導入については、採択された研究課題遂行のために必要とされるもので、かつ、委託機関の了解が得られているものについては、原則として、全て整備することとしている。

〔点検・評価〕

教育用設備等の整備計画については、教授会にて学部の教育方針と計画に沿って整備の優先順位を決定しており、学部内（教員）のコンセンサスが得られる環境下にある。また、研究用設備等については、教授会での審議は行われていないものの、研究用設備等の導入計画の情報公開は教授会内で行われており、当該装置・機器の共同利用を促進するための環境は整っていると考えられる。

その一方で、教授会で必要と認められた教育用設備等であっても財源の関係から、必ずしも全ての要求が実現する訳ではなく、学部間での調整を余儀なくされることもある。研究用設備等についても教育用設備等と同様に、財源の関係から全ての要求が実現する訳ではない。その上、研究用設備等については教授会での審議が行われないことから、その導入計画については実質的に事務職員だけによる判断によってその採否が決定されるという点で、研究用設備等の必要性に関する判断方法に問題点を含んでおり、改善が必要である。ただ、ここ数年、科学研究費補助金や公募事業による委託研究等、競争的研究資金等の外部資金の獲得額の拡大の影響もあり、教育用設備等に限らず、研究用設備等についても、大学の当初予算を大きく上回る要求はなく、結果的に整備計画は円滑に実施されている。このことからも、現在のところ、教育・研究環境の整備は適切に行われていると評価することができる。

〔改善方策〕

点検・評価のとおり、現時点で教育および研究に必要となる設備等は、適切に整備が進んでいると判断している。ただし、研究用設備等については前述のとおり導入計画策定の方法に問題点を含んでいることから、教授会での審議を行う必要がある。なお、個々の研究課題に必要となる研究用設備等については、原則として、科学研究費補助金をはじめとする外部資金にて調達することを強く求め、共同利用を前提とした研究設備と個人の研究課題であっても大型の研究設備等の整備については、教授会での審議を行い、大学として整備を行うことしていきたい。

（３）キャンパス・アメニティ等

〔現状説明〕

（３）－１　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本学では、約 10 年を１つの目途とした施設整備計画を策定している。その策定した計画を具現化するために、1994（平成６）年度から「学校法人京都産業大学建設協議会」を設置し、本学の建設等に関する事項を協議する体制を確立している。

建設協議会は常務理事を始めとする７名のメンバーで構成し、新校舎の建設をはじめ校舎のリニューアル等、キャンパス整備全般に関することを協議し、その協議結果を常任理事会、理事会に上程しキャンパス整備を遂行している。

近年、2007（平成 19）年度の１年間をかけて、本学のキャンパス整備の基本方針を審議・検討し、新たに「神山自然学園構想」を策定した。これに基づき、今後のキャンパス整備における基本的な方向性を定め、キャンパス・アメニティの充実と向上を図るものである。

第５期施設設備整備計画では、この方針に基づき建設等を進めている。

（３）－２　「学生のための生活の場」の整備状況

本学が整備している「学生のための生活の場」としては、学生寮、セミナーハウス、コンビニ・書店等の福利厚生施設棟等がある。

学生寮は、一般寮と体育寮とし、一般寮は追分寮・葵寮の２寮で、体育寮は、賀茂川寮・五常寮・津ノ国寮・神山寮の４寮がある。追分寮は大学から徒歩約７分の位置にあり、通学に便利である。女子寮の葵寮は、地下鉄北大路駅に近く交通至便の場所にあり、大学へのアクセスは、自転車とスクールバスで約20分の距離である。

また、国際的な文化または学術交流を目的とし、外国人留学生の住居を兼ねた国際交流会館が追分寮に隣接している。

学内には福利厚生施設として８号館内および周辺に食堂・書店・コンビニ・理髪店・旅行代理店、およびゆうちょ銀行・信用金庫等のＡＴＭを、３号館学生ラウンジには都市銀行のＡＴＭを設置している。

滋賀県志賀町の琵琶湖畔には、2001（平成13）年に松の浦セミナーハウスを新設し、神山研修室棟とともにゼミやクラブの合宿施設として広く使用している。

その他、10号館北側の池周囲にベンチ等を配置、２号館と３号館の間には人工芝を敷設し、ステージや噴水を備えた池を設置している。また、神山キャンパス周辺には、１周約１㎞の自然散策路があり、散策とともにオリエンテーリングコースにも利用している。

（３）－３　大学周辺の「環境」への配慮の情況

本学のキャンパス整備のコンセプトは、大学諸機能の充実・発展・拡大等の計画を単なる大学内部だけのテーマとしてではなく、教育機関の範囲の中で、広く地域社会と共存するキャンパス・施設として対応していくことを掲げている。具体的には、従来の教育研究

の場としての建物利用のみでなく、生涯学習（教育）、各種セミナーの開催、体育館、グラウンド等の運動施設の一般利活用、キャンパス内の庭園、遊歩道を利用した公共公園的空間としての活用、街づくりへの参画等諸施策を実行し、地域住民に対して垣根を持たない大学を創造し、広く社会に貢献することを基本としている。

この観点に立脚し本学の施設整備は、大学が地域社会に存在する公的な財産管理機関としての認識から、地域社会に貢献する視点をもって実行してきた。こうした考えは、新たなキャンパス整備方針における３つの柱の１つとして「景観に配慮したキャンパス整備」を掲げ、周辺環境との調和を図りながら整備している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

（３）－１

キャンパス整備に関しては、先に述べたとおり、「学校法人京都産業大学建設協議会」を設置し、新校舎の建設をはじめ校舎のリニューアル等、キャンパス全体の整備に関して協議する体制を確立している。

また、本学のキャンパス整備の基本方針として「神山自然学園構想」が策定されたことにより、この基本方針に基づき、今後のキャンパス整備を行うことになる。

（３）－２

学生寮は予ねてより男子寮のみ整備してきたが、2001（平成13）年に本学初の女子寮として個室タイプ（１人部屋・160 名収容）の葵寮を設置した。食堂、コミュニケーションの場である談話室、応接室、パソコン室、カウンセリングルーム等があり、浴室と24 時間使用可能なシャワー室を設置している。また交通のアクセスもよく、買い物や外出にも便利である。

賀茂川寮は、全学的な体育寮入寮者の絶対数不足を改善するため、2003（平成15）年３月に新築し、従来の五常寮は寮室仕様の旧式化や老朽化が著しいことから、同年に改修した。この２寮は個室タイプ（１人部屋）となっている他に、各部屋にはインターネットのコンセントを備え付けている。とくに、賀茂川寮の部屋は、バス、トイレ付でプライバシーを保護するよう配慮している。また追分寮と国際交流会館は同一敷地内にあり、外国人留学生と一般寮生との交流を図るとともに、管理面および食堂運営面等において施設管理にとっても効率的なものとなっている。

学生食堂は、10 号館・７号館および８号館に設置しているが、８号館には、ＡＴＭ、書店、コンビニ等の福利厚生施設を集中させ効率的に配置することにより、学生は大きく移動することなくこれらの施設を利用できる。

老朽化が目立ち、利用者が減少していた松の浦セミナーハウスは、2001（平成13）年に新築し、ログハウス５棟（各定員８名）、食堂・セミナー室・浴室等を備えたコアハウスからなる。琵琶湖畔に近いという好立地条件もあり、現在では、ゼミやクラブの合宿等で多数の利用者があり賑わっている。

その他、学生の憩いの場としてのスペースに重点をおき、８号館内やその周辺にベンチ・椅子・テーブル等を増設した。また、2004（平成16）年に新築した５号館１階の一部は楕円形でガラス張りの談話コーナーを設置し、大型プラズマテレビや円テーブル・椅子等を置き、学生の新たな憩いの場となっている。

本学は、校舎等の建物は自然との調和を図る設計を行い、学生は心豊かに自然の動植物を観察できる環境にある。学生寮についても通学に便利な場所に、あるいはクラブの練習場に近い場所に立地している。

大学では継続して学生食堂や学生の休憩スペースを増設し、学生の満足度向上に努めているが、食堂においては、利用が集中する昼食時間帯にすべての学生を収容することができない状況にあり、今後も改善の余地がある。

（３）－３

本学の施設整備は、京都の歴史的風土、環境、自然を大切にするという観点と、キャンパス建設という整備・開発の両視点を、常に融合させることを基本にしてきた。この結果開学以来約40年を経て、本山・神山一拠点のキャンパスは、あたかも自然公園の中にあるような他に例をみない特色あるものとすることができた点は評価できる。

近年の京都の里山は、保存が強調されるあまり、その大部分が放置森林に近い状態となり、結果的に保存できない自然林が多くなっているというのが現状である。神山キャンパスは、敷地の70％以上を森林（人工林含む）として残しながら、その中にネットワーク状の散策路を整備し、森林をメンテナンスできるようにすると同時に、動植物が観察出来る自然散策路としての機能を有し、地域にも解放し、大学のジョギングコースを含めた運動鍛錬コースとしても活用できるように計画、整備を行ってきた。

本学の施設整備計画は、このように単なる学内利用だけの整備にとどまらない幅広い視点で、また、大学は地域社会の財産でもあるとの視点をもって計画し実行している。その結果、本学の施設建設の実施にあたっては、地域住民からの反発はなく、良好な関係を保っている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

（３）－１

2007（平成19）年度に策定した「神山自然学園構想」の中では、機能の集約化と高機能化を図ることを構想の柱の１つにしており、さらにキャンパス全体の充実を図る計画である。とくに既存校舎のリニューアル時には、キャンパス全体の統一感を持たせ、各ゾーンでの機能が充分に発揮できる校舎を建設する計画である。併せて建物建設コストを節減すると同時に、本学が位置する京都洛北の環境にも配慮した建設を目指している。現在進行中の学部・学科再編成に伴う教室棟、研究室棟の建設については、これを具現化するものと考えている。

（３）－２

寮仕様については、従来１室複数名であったものを学生のニーズを考慮し、新設および改修により賀茂川寮・五常寮・葵寮では個室タイプ（１人部屋）とした。今後、新築を計画している新寮では、個室タイプ（１人部屋）の確保はもちろんであるが、従来の複数人部屋の良さを生かすことを勘案し、２人１室の部屋を併設することも考えている。さらに、学生寮の住環境向上策として、寮室内におけるエアコン、情報コンセント、ベッドおよび机等といった設備面の機能充実を図る。

また、憩いの場の充実策として、８号館裏に位置する菖蒲池周辺を整備する予定である。

（３）－３

本学キャンパスは、ほぼ全域が風致地区に指定されているため、周囲は緑豊かな自然環境に包まれている。このような背景のもと、本学では京都の歴史的風土、環境、自然を守るという観点と大学の施設整備という視点を常に融合させながら、その構想を遂行させてきた。

今後も、景観に配慮すると同時に、地域住民との連携をより強固なものにして、建設計画を進めていく。

（４）利用上の配慮

〔現状説明〕

（４）－１　施設・設備面における障がい者への配慮の状況

1995（平成７）年３月14日公布、同年10月１日施行（京都市の『京都市人にやさしいまちづくり要綱』は同年４月施行）された『京都府福祉のまちづくり条例』により、本学も条例の規定内容とほぼ同じバリアフリー施設の整備を行ってきた。新校舎建設に当たっては、障がい者や高齢者にとっても健常者にとっても使いやすいユニバーサルデザインを基本コンセプトとして設計しており、バリアフリー整備の新設建物と未整備の既存建物を屋内渡り廊下で接続させ利便性を向上させている。

（４）－２　各施設の利用時間に対する配慮の状況

「教室」「神山ホール」「体育施設」のそれぞれの利用時間は概ね、8：00から20：00（陸上競技場・野球場は7：00から）、「福利厚生施設」は8：30から18：00を原則としている。

教室と体育施設は、授業と課外活動の両面で使用しているが、時間延長については柔軟に対応している。とくに、理・工学部での実験室等では、教員の責任において22：00頃まで利用を延長している。

課外活動に関しては、教室の使用時間は昼休みと授業終了後以降20：00までとなっており、体育施設も同様である。しかし、文化系・体育系クラブとも公演前や大会前には事前に届け出ることによって、早朝練習および21：00までの延長を認めている。

神山ホールは学内での利用のみならず、学外への貸与もあることから、そのケースに応じて対応している。

福利厚生施設では、とくに食堂の時間延長の要望があるものの、利用者が激減することから採算が取れず、時間延長可能な業者が見つからない状態にあり、食品の自動販売機を設置する等の対応をしている。また、日用品販売店は18：30まで、コンビニエンスストアは、19:00まで営業している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（４）－１

学内バリアフリー施設設備について

① 建物のアプローチ部分（道路）から玄関まで規定幅以上の通路を確保している。

段差のある場合は、車椅子用スロープを設置している。旧校舎でスロープのなかった３号館１階玄関およびトイレ、１号館１階出入口、10号館２階出入口にも、2007（平成19）年に車椅子用としてスロープ等を設置できている。

② 建物玄関扉を規定幅以上設置（車椅子でも開閉可能な扉構造）。

③ 廊下を規定幅以上設置。段差がある場合は、車椅子用スロープを設置。

④ 障がい者用トイレ（車椅子対応）を主玄関のある階（主に１階）に１カ所設置。

⑤ 各階トイレのトイレブース・小便器の１カ所以上に障がい者用手すりを設置。

⑥ 玄関、階段、トイレ、道路等に点字ブロックを設置。

⑦ 階段手すり、エレベーター、案内板等に点字サイン表示。

⑧ エレベーター

条例では大学用途でのエレベーター設置義務（中央図書館・神山ホールは必要）はないが、2001（平成13）年度から整備を行った教室棟・研究室棟には、階数にかかわらずエレベーターを設置している。2001（平成13）年度以降に建設した研究室および校舎（第４研究室棟、12号館、新５号館、13号館）にはすべて設置している。

⑨ 教室・演習室に引戸設置

2003（平成15）年度以降に建設した建物（12号館、新５号館、13号館、神山球技場管理棟）については、原則として大きさにかかわらず教室・演習室に２カ所以上の出入り口扉を設置し、その内１カ所は車椅子や障がい者でも使い易い引戸（有効幅0.8m以上で自動閉鎖機構付）も設置している。

⑩ 大学のバスプールから上りエスカレーターを設置している。2009（平成21）年には、さらに８号館から12号館をつなぐエスカレーターの設置を計画している。

⑪ ５号館～第４研究室棟～第３研究室棟～11号館の渡り廊下（屋根付き）の設置を計画しており、雨天時でも傘なしで移動できるよう整備する。

⑫ 屋根付き広場（例：８号館南側テント）

新しい建物の建設および既存校舎の改修時には、随時バリアフリー設備の整備を行っているが、創立当初の建物である１号館については、出入り口のスロープを設置したのみで、教室棟であるにもかかわらず、建替えなければ建物の構造上有効な手立て

がない状態にある。

（４）－２

学内施設の利用時間については、教職員・学生の要望に応じ、施設の管理上支障のない範囲で柔軟に対応している。また、各施設20:00までとなっているものの、課外活動の関係からその時間を超えることが間々あるが、大きな問題には至っていない。

一定の時間制限を設けることは管理運営上必然であり、現在のところそれが教職員・学生にも周知されている。したがって、とくに夜間における警備上の問題はなく、ほぼスムーズに運営されている。しかし、これは20:00以降公共交通機関の便数が著しく減少することも要因と考えられ、必然として学生等がその時間までに退校していると推測できる。

課外活動に係る時間延長は書類による届出制としているため、管理者側からは状況把握が確実にできるものの、一方では学生はその意味を充分に理解しているとは言い難いところもある。また、法科大学院の開設に伴い、「24時間体制」について現在管理上一部未整備な部分もあるが、概ね、該当学生の要望には対応できている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（４）－１

本学はキャンパス敷地の高低差が大きいため、キャンパス全体のバリアフリー化は難しく、段階的に整備を進めている。

しかしながら、新学部・学科の開設に伴い新校舎等の建設、既存校舎等の老朽化に伴う改築を予定しており、近い将来、学内すべての設備においてバリアフリー設備が整うこととなる。

（４）－２

一部の教員、学生から24時間の施設使用要望があるが、時間外の学内の各施設管理および警備を外部に委託していること、また一部の教員、学生からの要望であるため、対応できずにいる。施設の利用時間の延長やその対応のみならず、学内での学生の滞留時間を長くさせることを考察し、将来的には一部の施設を「24時間体制」にすることも考えていく必要がある。

※「キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況」について、本学は、一拠点総合大学として運営しているため、キャンパス間の移動は生じないことから、記載しない。

（５）組織・管理体制

〔現状説明〕

（５）－１　施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学の施設・設備の維持・管理については、管財部（部長、専任職員５名、非専任職員７名）が管理部署として統括し、各建物および施設等の利用所属の所属長を管理者とした

責任体制により、管理業務を行っている。

施設・設備（電気・空調・給排水設備等）の日常管理、また軽微な補修や修理等については、管財部が管理する業務委託会社に初期対応等を一括委託しているが、その範囲を超えるものについては、管財部が専門業者に依頼する形式をとっている。

また、清掃・警備・造園業務についても、それぞれ業務委託契約を締結し管財部が統括のうえ、日常の業務を行っている。その他定期的なメンテナンスを要する機器等については、専門業者と保守契約を締結し、安全管理に務めている。

（５）－２　施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

（ｉ）電気設備について

①特別高圧受変電設備および高圧受変電設備

現在、本学の電力は関西電力の送電線、松ヶ崎変電所（宝ヶ池線）からの特別高圧線（常用・予備）２回線が入り、特高電気室へ送電された後、トランスで特高 22Kv から高圧 6.6Kv に変圧している。

本学の特高変電所からは系統別９系統（常用９系統・予備系 4 系統）へ 6,600V に変圧し各建物に送電している。

特高変電所から 6,600V で受電している本部電気室（2 系統）・本山電気室（５系統）・11 号館（５系統）からは 6,600V で各建物の屋内キュービクルへ送電後、各建物に設置の高圧キュービクル内のトランスで 6.6 Kv から 200／100V に変圧し、各階に設置している分電盤を経由し各部屋の照明・コンセントに送電している。

総合体育館においては特高受電ではなく、別系統の西賀茂変電所から 6.6Kv で受電し、キュービクル内のトランスで 6.6Kv から 200／100V に変圧し、各階に設置している分電盤を経由し、各部屋の照明・コンセントに送電している。

第２体育館および本館の高圧キュービクルは設置後約 40 年が経過しているため、安全性を考え、今後改修する必要がある。

学内各所にはカード式電気錠を設置し、安全性確保に努めている。この電気錠は、１台の制御盤で２台のリーダー部を制御し、現在学内にはこの制御盤を 130 台設置している。

②低圧電気設備

各建物の低圧設備の改修進捗状況は、分電盤の改修および照明器具（インバーター方式）の改修はすべて完了した。

2007（平成 19）年度から図書館の照明器具を３ヵ年ですべてＨＦの照明器具（初期照度補正付き）・ガラス側は、照明器具（初期照度補正付き）＋センサー付きに取替えた。

③弱電設備

中央監視盤・電話交換機・入退館管理システム・学内一般放送設備・学内非常放送設備・自動火災報知設備・学内ＣＡＴＶ設備・ＬＡＮ（情報配線）配線設備・授業用放送設備・授業用視聴覚設備・授業用チャイム放送設備・電気時計設備等については、設置年度、耐

用年数、使用状況等を勘案のうえ適宜改補修を行っている。

非常放送設備については、設置後 15 年以上が経過しているため、徐々に部品供給が困難になりつつあるため、今後設備そのものを取り替えていく必要がある。

また、2003（平成 15）年４月に本館・１号館・２号館・３号館・４号館・10 号館の一部教室および７号館クラブボックス・総合体育館・課外活動棟クラブボックスに 2002（平成 14）年度からの新情報教育システムに対応するため、情報通信配線カテゴリー５の敷設および電源工事を行った。

2003（平成 15）年度以降の新築建物については、情報通信配線カテゴリー６を導入している。現在カテゴリー６を配線している建物は、５号館・13 号館・10 号館である。なお、10 号館についてはすべての教室にパソコンを設置しているため、2007（平成 19）年度にカテゴリー５からカテゴリー６へ配線替えを行った。

電話に関しては、2005（平成 17）年８月に耐用年数を迎えた電話交換機設備一式の取替え工事を行った。また、2008（平成 20）年９月には電話契約会社をＮＴＴ西日本からソフトバンクテレコムに変更を行い、使用料金の削減を図っている。

④その他の電気設備

舞台装置、音響設備、舞台調光設備（以上神山ホール）、非常用発電機・エレベーター・エスカレーター・自動ドア・アクセスゲート・ブックディティクションシステム・マイクロリーダプリンタ・電動カーテンレール・放送局放送設備等があり、各設備の機能を良好に維持するために委託業者と保守管理契約を締結し、日常的に管理を徹底し教育研究に支障を来たさないようにしている。

（ⅱ）空調・上下水道・衛生設備について

本学の空調設備は、1989（平成元）年から３ヵ年かけてすべての建物に空調機（ＧＨＰ）を配備してきた。しかし、設置当初の機器は故障する箇所によっては部品供給できないものもあるため、順次取替える必要が生じてきたことから 2007（平成 19）年度には第２実験室棟２階・３階の情報通信工学実験室のＧＨＰの取替え工事を実施した。

各建物の資料室・会議室・実験室等の空調設備は、電気エネルギーによる空調機（ＥＨＰ）を導入している。これは、使用時間帯が教室等とは異なることから、集中制御が困難なため、区分しているものである。

学生寮（津ノ国・神山）については、事務室・自習室・ミーティング室等の共用部分のみ冷房設備を完備している。ただし、賀茂川寮・五常寮・葵寮については、2003（平成 15）年度の新築および改築により冷暖房設備を完備した。追分寮については、2006（平成 18）年度に冷暖房設備を完備した。

学内外の上水道受水管設備は、2004（平成 16）年度には第一受水槽を、2007（平成 19）年度には第二受水槽の取替えを実施した。また、2004（平成 16）年度に第一受水槽、2007（平成 19）年度には第二受水槽の取替えを実施した。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

（５）－１

管財部では施設・設備の維持・管理とともに、「土地・建物に関する業務」「物品の調達・管理」等の業務全般を担当している。施設・設備の維持・管理に携わる専任職員は事務職員であり、他に知識を有する嘱託職員が配置されているものの有資格者ではないため、専門知識や技術については限界がある。管財部では施設・設備の状況を把握し、委託会社や保守契約会社および業者との連携・指示により概ね適切に業務が遂行できているものと考えている。しかし、情報機器・実験機器等の保守契約料が毎年増加し、支出増への抑制は難しい状況にある。

従来、施設・設備の補修・修理はその必要に応じて対応し、耐用年数・修理状況によって新規に設置、購入していたが、老朽化の進んだ建物・設備のリニューアルを中短期の計画として構築したことにより、施設・設備についても計画的な維持管理に務めている。

他方、施設・設備の維持管理を行ううえで、その基本となる関係図面等や情報の蓄積等は未整備の部分が残存しており、長期に在籍する職員の経験値や委託会社との協議に委ねることが多く、これらの整備が今後の課題である。

一方、本学は 2006（平成 18）年７月に第一種エネルギー管理指定工場に指定され、毎年１％以上のエネルギーの削減および年１回の定期報告書・中長期計画書ならびにエネルギー管理士が参画した参画証明書の作成が義務付けられている。省エネルギーについては、エネルギーを抑制する機器等を導入する等、その対策に取り組んでいるが、充分とは言い難く、エネルギー削減に向けた省エネルギー対策の構築が課題である。

（５）－２

（ｉ）電気設備について

特別高圧予備線の引込みにより、特高受電設備の異常時やメンテナンスのための停電時に対応が可能となり、無停電作業が容易になったことから、コンピュータ設備等が安心して利用できるようになった。

また、特高変電所からは 6,600Ｖで各基点にキュービクル（変電設備）を設け重要負荷設備には非常用電源設備（予備）として低圧で２系統送電（自動切換え）し緊急停電時等に対応している。

キャンパス各所に点在するキュービクル（変電設備）は殆ど屋外にあり、箱体の劣化が著しく劣化部分からの雨水の侵入等による事故が発生する可能性があるため、新築建物については屋内キュービクルの設置を進めている。また、機器の入替え等が発生した場合でも大型扉を設置し容易に取替えができるよう配慮している。

特高電気室および本山電気室に設置されている監視盤がそれぞれ 23 年以上経過し、故障箇所によっては修理できない可能性があるため、早期の改修が必要となってきている。

架空配線の地中埋設化は、1997（平成９）年度に始まり、2001（平成 13）年度にすべての地中埋設化が完了した。しかし、昨今の情報化の進展が非常に早く、10 号館から 12 号館

までの弱電・強電地中埋設配管の予備が全くない状況にある。

カード式電気錠により、安全性を確保しているものの、現在使用している機器の制御盤は毎年、制御盤ごとに開閉制御のカレンダー（365 日分）を入力する必要があり、この作業に約１カ月を費やしている。したがって、今後この労力を回避するための改善が必要である。

なお、2002（平成 14）年 10 月１日からの電気料金の自由化に伴い、2000（平成 12）年 10 月に契約していた特別高圧 S の契約種別が 2002（平成 14）年９月 30 日廃止となった。それに伴い契約種別の協議を行った結果、特別高圧電力Ａ－ＨＢでの契約が安価であることが判明したため、2002（平成 14）年 10 月 24 日から特別高圧電力Ａ－ＨＰにより関西電力と契約を交わした（契約電力 3,000Kw）。その後、2003（平成 15）年 10 月１日から新メニューが登場したため、再度契約種別の変更を行った結果、特別高圧電力Ａ－ＨＢより、「えるプラン」での契約が安価であることが判明したため契約変更を行った。

また、2004（平成 16）年７月に契約電力 3,000Kw を６回上回ったため、関西電力から契約電力見直しの依頼（2004（平成 16）年８月初旬）を受け、2004（平成 16）年９月１日付で契約電力 3,200Kw に変更した。

2006（平成 18）年度には電力料金を検討し、関西電力と大阪ガス（エネット）の見積りを行った結果、大阪ガス（エネット）が安価であったため、大阪ガス（エネット）と電力の売買契約を締結した。

授業用設備である放送設備のワイヤレスマイクのチャンネル数は、現状 30 波しかない状況にあり、現在まで混信しないよう調整してきたが限界に近い状況にある。今後、赤外線ワイヤレスマイクも導入する等、検討する必要がある。

（ⅱ）空調・上下水道・衛生設備について

空調設備の耐用年数は一般的に 15 年といわれており、第一期設置分（1988（昭和 63）年度）については、今年度で 20 年が経過しており、順次取替えをする必要がある。

なお、学内の既存建物については、空調機器の劣化が進んでおり修理費が嵩んできている。

上下水道設備・衛生設備については、一般的な耐用年数に基づき更新工事を実施しており、今後約８年は十分使用に耐えるものと考えている。建物内の給水配管・排水配管についても、建設後 15 年から 20 年が経過した段階で順次改修工事を実施していく必要はあるが、耐用年数を加味して今後約５年は十分使用が可能である。

衛生設備は、その使用状況によって耐用年数に相違があるが、概ね約 10 年程度は使用できる。しかし、順次更新の時期が訪れるものであり、設備の正常な機能を維持させるためには、日常の点検とメンテナンスによって、機器そのものの寿命を伸ばすことが可能である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（５）－１

施設・設備の維持管理には相応の経費が必要であるが、大学の教育研究活動を推進するために、これらの維持管理は不可欠なものとなっている。2007（平成 19）年度から、老朽

化した建物・設備に係るリニューアル計画を施設整備のマスタープランに盛り込み、計画的に遂行していくこととしている。この中で、大中規模の施設・設備については単年度で完了するもの、年次計画で行うもの等区分をしているが、小規模のものについては、耐用年数、故障・修理回数のドキュメントを作成のうえ、有効な予算配分を構築する必要がある。この構築に当たっては、管財部のみならず他部署との連携・調整を欠くことができない。そのため、2009（平成 21）年度からは、所属長を管理者とする責任体制をより明確にした責任・運用体制を構築する準備をしている。

図面関係については、未だ施工当初の「設計図書等」の状態で保存しているものが殆どであるため、必要な箇所のデータベース化等を考察している。しかし、この作業については、アウトソーシングするにしても一定の人員が必要となるため、充分に検討したうえで取り組むこととしたい。

また、省エネルギー対策については喫緊の課題であり、早急に対策を講じる必要があると認識している。しかしながら、エネルギー削減に向けては学内の英知だけでは対応できないところもあり、またエネルギー管理士資格を有している事務職員も在職していない。したがって、専門のコンサルタントを活用することも視野に入れ、2009（平成 21）年度からは学内に検討委員会を立上げ、抜本的な省エネルギー対策を講じる予定である。

（５）－２

（ｉ）電気設備について

設置後40年を経過している第２体育館および本館の高圧キュービクルについては､2009(平成21）年度以降近々に改修する計画である。改修時には、省エネルギー対策として省エネルギー型トランスを導入する予定である。また、各建物に設置されている高圧キュービクル内にある機器の設置年数が15年以上経過したものについては、順次取替えを実施していく。

前述のとおり、地中埋設管に全く余裕のない状態になっているが、2008（平成20）年10月中頃からコンピュータ理工学部棟・研究室棟の建設に着工するため、強電・弱電線を新築建物に敷設する必要がある。したがって、特高電気室から三叉路、12 号館から８号館を経由し新築建物へ地中埋設配管工事を実施する予定である。

電気設備について、建物をリニューアルする際には安全面および経年劣化抑制の観点から、キュービクルを全て屋内に設置する計画である。

昨今、地球規模で環境問題が重要視されており、本学においても具体的な対策を講じる必要がある。省エネルギー対策の観点から電力問題をみるとき、コージェネレーションシステム（自家用発電機設備）の設置・太陽光発電・深夜電力による蓄熱等の利用が考えられる。中でも、コージェネレーションシステムは発電による電力利用とそれに伴う温水（蒸気）を利用しての冷暖房ならびに厨房等の温水が賄える利点がある。しかしながら、いずれの機器も設置場所の問題および設備投資に膨大な経費を伴うため、今後の検討課題としている。

また、新築建物については、省エネルギー対策を推進していく上で照明器具のＨＦ化・省エネルギートランスの設置およびトイレ、廊下の照明をセンサー付きに取り替えていく

予定である。既存建物についても照明器具を改修する場合は、インバーター方式からＨＦの照明器具・センサー制御へ変更していく予定である。

カード式電気錠の制御盤へのカレンダー入力作業については、各建物の制御盤をループ配線し、１回のカレンダー入力で１棟の建物の制御盤内のカレンダーがすべて変換する。あるいは、学内の光配線（ＬＡＮ配線）を利用することにより、特高電気室で一括して制御盤のカレンダーを変換できる改修を考察している。

（ⅱ）空調・上下水道・衛生設備について

それぞれの機器については、メンテナンス業者によって日常的に点検整備を実施しているが、本学は湿度が高いため機器の腐食が激しい。一部の冷暖房空調機器については架台および側面パネルの取替えを実施してきたが、定期的（２年ないし３年）に塗装することによって解決できる。

冷暖房空調機器については、エネルギーの削減が可能となるＥＨＰ方式か、現状のＧＨＰを導入すべきか、熟考のうえ決定していくことが今後の検討課題である。

また、給水に関しても地下水を利用してトイレ・実験室への給水に利用することも検討しているが、本学地域の地下水は鉄分の濃度が高いため、メンテナンスや器具への影響等課題も多く、充分な検討が必要と考えている。

第１１章　図書・電子媒体等

〔到達目標〕

本学は一拠点総合大学として教育・研究活動を展開しており、図書館（中央図書館・法科大学院図書室）はその活動を支援するための学修機能と研究機能を兼ね備えた中心的施設として、学内のすべての学術情報・資料を取り扱い、集中管理方式で運営している。その目的は、教育・研究に必要な資料・情報を収集・整理・保存し、迅速・的確に提供することにより、図書館のもつ機能を最大限に発揮し、教職員・学生を支援することにある。

到達目標としては、次の通りである。

①図書資料面では、図書以外に現在多くの電子ジャーナル・データベースを導入しているが、まだ十分とは言えず、今後も可能な限り電子資料の充実を図っていく。そのための図書資料費予算を確保することと、全学的に利用が見込まれる電子資料の予算枠を別枠にする配分方法等を次年度までの図書館委員会で検討する。

②教職員・学生対象の情報リテラシー教育（図書館利用教育）のプログラムを充実させ、年間を通して段階的に展開することにより、とくに学生の情報活用能力を育成する。

③本学刊行の論集・紀要や貴重資料の電子化等も含めて、今後、電子情報を発信・提供できる環境を整備し、機関リポジトリおよび電子図書館機能を立ち上げる。また。そのための予算措置、情報システムの整備、学内関連部署との連携を検討していく。

④建設後 20 年余を経た中央図書館施設・設備等の利用環境についても数か年計画で見直しを行い改修・改善を図る。具体的には、授業等で使用される視聴覚施設の教育効果をあげるため、プレゼンテーション設備を増設する。また、新たな書庫スペースの確保は喫緊の課題である。

（１）図書、図書館の整備

〔現状説明〕

（１）－１　図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

（ｉ）蔵書数

本学図書館は、2007（平成 19）年度末現在で約 101 万件を所蔵している。その内訳は図書資料約 93 万冊、学術雑誌（製本雑誌および逐次刊行物）約２万冊、視聴覚資料（マイクロ資料含む）約６万件である。そして、毎年約３万件の資料を新たに受け入れている。

受入雑誌タイトル数は約 4,100 誌あり、内約 1,400 誌が外国語である。新聞は 80 紙を継続受入れし、内 22 紙が外国語である（原紙での受入数）。外国語の新聞の多くは近年、電子ジャーナルでの提供に切り替えている。また、和洋の雑誌記事索引や辞典・事典、新聞記事等のデータベースを 40 種、電子ジャーナルを約 25,000 タイトル提供している。レファレンス用の電子ブックも近年努めて購入している。

（ⅱ）資料費予算

図書館資料費予算は、図書館委員会（図書館長、各学部・教育研究センター等から選出され学長が委嘱した教員、図書館事務部長、以上の委員で構成）で配分や使途を検討している。

資料費予算は、教育用資料費と研究用資料費、特別資料費から成り、教育用資料費には、学部学生、大学院学生、指定図書、法科大学院図書室、教職・司書教諭・学芸員課程、国際交流・人権関係等の資料費が含まれている。

研究用資料費は、各学部・教育研究センター等に、所属する専任教員数と購読雑誌費を勘案して配分している。

特別資料費予算には、全学図書費、電子資料費、参考図書費、マイクロ資料費等が含まれており、全学図書費では通常の配分された研究用資料費では購入できない高額図書や貴重なコレクション等を、各学部等の年度ごとのローテーションによる申請で受け入れている。また、文部科学省の「私立大学等研究設備整備費等補助金」（私大助成）にも毎年申請している。

電子資料費と参考図書費は、全学的に利用が見込まれる電子ジャーナル・データベースや図書館参考図書コーナーに設置する参考図書類の購入に充てている。

図書館資料費は図書館が一括管理し、受け入れた資料はすべてオンライン閲覧目録（ＯＰＡＣ）に登録し公開することや、同一資料の重複所蔵は行わないことを原則としている。

ただし、大学の財政状況の厳しい状態のなかで、予算の緊縮化は図書館資料費予算も例外ではなく、加えて研究用外国雑誌の高騰が続き、図書館資料費を年々圧迫している。対応策として、各学部等の協力を得て、購読雑誌の見直しや冊子から電子ジャーナルへの切替え等の工夫を毎年行っている。また、少しでも低価格で購読できるように、2006（平成18）年に公私立大学図書館コンソーシアム（ＰＵＬＣ）に参加した。

（ⅲ）資料の選択

本学は学部の構成上、ほぼ全分野を網羅する資料を必要とし、外国語学部や文化学部が必要とする諸外国語の資料も多数収集している。研究用資料の選択については図書館委員会委員を中心とする教員に選択を委嘱し、常時最新の学術情報を受け入れている。

学生用資料については、図書館長、図書館委員会委員から選出された人文・社会・自然科学の各分野の教員、教学関係部署の職員、図書館職員で構成する「学生用図書選択会議」を年３回以上定期的に開催し、「学生用資料収集方針」や「学生用資料選択指針」に基づき、選書についての報告や協議を行い、より教学に即した資料選択と体系的な蔵書構築に努めている。また、教員からの推薦図書や学生からの購入希望図書も受け付けている。

現在の中央図書館が開館してから 20 年余が経過し、蔵書は開館当時のほぼ２倍の 100 万冊を超過したが、８学部７研究科を擁する大学の蔵書としては決して必要十分な冊数とはいえないと認識している。しかし、書庫・書架の収容能力は飽和状態に達しており、毎年約３万冊の新規図書受入の書架スペース確保のため、ここ数年は重複図書や旧版の除籍や、専門分野ごとに教員の協力を得て、不用図書の選択・除籍を定期的に行っている。

以上、開設学部等に関連する分野の蔵書数は年々増加しており、教育用・研究用資料の

体系的整備と量的整備に関する選択体制については適切に行われているが、資料費予算の面では外国雑誌の高騰等も遠因となり、逼迫した状況となっている。

（１）－２　図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

（ｉ）図書館の規模、閲覧室の座席数

中央図書館の延床面積は 10,111 ㎡で、地上３階地下２階の建物のうち、２・３階の開架閲覧室は 4,355 ㎡である。地階は２層の書庫で占めている。閲覧座席数の合計は 1,369 席で、うち開架閲覧室には 977 席を整備している。また、別棟の法科大学院図書室は 793 ㎡あり、183 席の専用キャレルを設置している。総座席数は、学生数約 13,000 人の１割以上を確保しており、適切である。

（ⅱ）開館時間

年間 300 日以上の開館を目指し、夏期一斉休暇中や入学試験期間中も開館することで例年目標を若干上回る開館日数を確保している。また、開講期の開館時間は午前８時 30 分から、平日は午後８時まで、土曜日は午後６時までとしている。定期試験期間中は日曜・祝日も開館し、平日は午後９時までの開館延長を実施している。うち時間外開館中は、専任職員１名と業務委託の職員４名、大学院生１名、学生アルバイト２名で対応している。法科大学院図書室は 24 時間入室可能とし、職員１名が午前 10 時 25 分から午後６時 25 分まで８時間在室している。

入館手続きは、学生証または職員証、学外者用利用カードを入館ゲートに通すことで完了する。入館者情報は時間軸に沿って日報・月報としてデータ集計され、利用の傾向等の分析に役立てている。

【近年の開館日および利用状況】（学外利用者含む）

内訳	総日数	平日	土曜日	日･祝日	入館者数（人）	貸出冊数（冊）
2004（平成16）年度	300	236	48	16	464,662	125,521
2005（平成17）年度	301	237	47	17	440,331	128,843
2006（平成18）年度	301	236	45	20	413,488	125,320
2007（平成19）年度	303	235	48	20	396,963	120,781

（ⅲ）利用環境の整備状況

①情報環境の整備

利用者用パソコンは、蔵書検索専用（15 台）や情報検索専用（12 台）を閲覧室や書庫に配備している。また、パソコン室にはインターネットやアプリケーションソフト等を自由に使用可能にした 56 台を用意し、図書館ホール・視聴覚室等と合わせて計 85 台を配備した。すべてインターネットの利用が可能である。

大学の情報インフラ整備計画により、学内の全教職員の研究室・事務室や各建物に設置された情報処理教室等へのパソコン配備が完了しており、図書館内だけでなく、大学内であればいつでもどこからでも検索が可能である。

電子ジャーナル･データベースは、国内外の新聞・雑誌、辞典・事典、法律・経済情報、自然科学、文学系等 40 種類が、図書館ホームページ上から利用できる。さらに学外からもアクセス可能な契約データベースも用意しており、非来館者への情報収集を可能している。また新入生への利用教育や教職員・学生への検索説明会を定期的に実施している。

②視聴覚施設の整備

視聴覚機器の配備については、2007（平成 19）年度から 2008（平成 20）年度の２か年計画で、旧来の視聴覚施設を改装し、プレゼンテーション設備を備えた 20 名用の視聴覚室２室、５～６名用ミニ・シアター形式の視聴覚室３室、個人用視聴覚ブース 31 席の施設・機器を整備した。また、安全面に配慮するため、暗室状態の個室とならないよう視聴覚カウンターから職員が照明をコントロールできるようにした。図書館利用教育や映画上映会、講演会、学生の発表会等を実施することができる 180 名収容の図書館ホールにも、プレゼンテーション設備や書画カメラを設置している。視聴覚施設･設備の配備等は適切である。

マイクロ資料の閲覧用に、リーダープリンター２台に加え、リーダーがスキャナーを兼ね、パソコン上ですぐに閲覧・利用できる機器も用意した。保存資料としてのマイクロ資料の優位性を鑑み、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）も１機増設したことにより、収容能力が５万リールから 10 万リールへと倍増した。

③利用支援

本学では、所蔵資料の目録情報は中国語と韓国・朝鮮語の一部を除きすべてデータベース化され、インターネットで公開のオンライン閲覧目録（ＯＰＡＣ）で、いつでも、どこからでも検索できる。

貸出冊数は、利用者別に以下のように「京都産業大学図書館利用規程」で定めている。

利用者	貸出の種類	冊　数	期　間
学部学生	普通貸出	10 冊	２週間
	指定図書貸出	３冊	１週間
	資格試験貸出	３冊	２週間
	論文貸出（４年次生）	10 冊	１か月
大学院生	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	50 冊	６か月
教　　員	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	200 冊	６か月
職　　員	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	50 冊	６か月

授業支援として、講義担当教員の申請により、講義と直接関わる資料を複数部数提供する指定図書制度を設けている。

さらに、授業の一環として、１年次生全員へ図書館の利用方法、情報の探し方をレクチャーする利用教育を積極的に実施している。法学部１年次生へは判例や法令検索に特化したプログラムを用意し、ゼミ受講生へは教員からの要望を受けて課題に合わせたプログラムを授業の１コマで実施している。大学院生や教職員・留学生等へも要望に合わせて随時ガイダンスを実施している。

図書館の刊行物として、文献探索ガイド『文献・情報の探し方』（冊子）を刊行、毎年改訂し、図書館ホームページにも掲載している。また、図書館報を年３回（増刊号含む）発行し、利用情報や図書に関する情報を掲載している。

職員による利用支援として、レファレンスサービス体制を強化して各フロアに担当者を置き、館内・館外の研修によりスキルアップを図り、より的確な情報サービスを提供できるよう努めている。

しかし、研究領域の学際化で、より広範で深い知識をもつ専任職員が必要であるにもかかわらず、人員削減により十分な対応ができなくなっている。また、開かれた大学として、大学構成員のみならず学外からも多様な利用者を迎えるにあたり、館内の危機管理対策として、館員による館内巡回を常時実施しているが、この点でも人員が不足している。

④障害をもつ利用者のための設備

目の不自由な方のために対面朗読室を１室設け、閲覧室には拡大読書器と専用キャレルを備え付けている。車椅子利用者については、入退館ゲートとは別の、エレベーターに直結した入口へ誘導している。書架間は車椅子で移動できる間隔を一部を除き確保しており、優先的に利用できる閲覧机も用意した。

⑤地域への開放

地域貢献の一環として、本学では 2005（平成 17）年６月より一般市民への開放を開始し、恒常的図書館利用者である登録者はすでに 350 名以上に及んでいる。卒業生へは希望により随時卒業生カードを発行しており、よく利用されている。地域の生涯学習を支援する情報拠点として、一般市民に対して、定期的に開催している講演会・展示会等への積極的な参加を勧めている。また、2002（平成 14）年度より春期・夏期休業中には高校生へも開放している。

以上、利用環境の整備状況については、障害をもつ利用者への対応については十分とはいえないが、それ以外は適切である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

蔵書数については、年間約３万件の新規図書資料を受け入れていたが、近年は雑誌価格の高騰に圧迫され、徐々に受入件数は減ってきている。

同様に、雑誌については電子ジャーナルのパッケージ導入により総タイトル数は増加し

たが、一方で、これまで冊子で購読していた必要な雑誌まで厳選され、やむなく購読を中止することもあり、適切とはいえない状況となっている。

【年間整理冊数】　（単位：件）

年　度	2004（平成16）年度	2005（平成17）年度	2006（平成18）年度	2007（平成19）年度
和　書	26,310	24,280	23,259	21,826
洋　書	5,740	8,222	4,149	4,637
合　計	32,050	32,502	27,408	26,463

蔵書構成については、総合大学の図書館として、和・洋書、研究用・学生用共にほぼバランスの取れた資料収集ができている。しかし、蔵書を点検した結果、地下書庫、開架閲覧室書架ともに収容能力の限界を超えており、迅速・適切な資料提供に支障をきたす状態となっている。この状態は早急に改善する必要があるが、方策等については下記（２）情報インフラの項で述べる。

資料費予算については、教育用（学生用・大学院学生等)、研究用（各学部教員等)、特別購入（全学図書・電子資料費等）の３項目に区分され、それぞれ必要な費目に細分化され、年度ごとの予算執行も適切に行われている。また図書館が一括管理し、受入資料はすべて図書館資料として登録し利用に供され、重複資料も原則受け入れない方針を堅持していることから、いたずらな資料の重複が回避され、効率的な運用と有効活用が達成されており適切である。

しかし､長年据え置き状態のため､図書館委員会で毎年使用配分の検討を重ねてきており、またメディアの多様化にも対応しているが、ここ数年は外国雑誌（冊子体）や電子ジャーナルの価格高騰で、とくに理工系学部の資料費を圧迫しており、研究に支障が出てきている。

図書館資料の選択については、研究用は各所属教員に委嘱、学生用は図書館職員の選書メンバーが週刊版の出版情報で選択し、定期的に開催する選択会議で図書館委員会委員（教員）や教学関連部署職員の助言も受けて行っており、適切な資料選択体制が構築されている。

（１）－２

書庫の狭隘化問題を除けば、おおむね快適で良好な利用環境・学修環境が提供されており適切である。開放的で明るい閲覧室、研究個室やグループ学習室、キャレル等の学習施設、個人やグループの利用に対応した視聴覚施設・設備のほかに、パソコン室は閉館時間まで学生に熱心に利用されている。職員による毎日の定期的な巡回も、館内の静粛さや快適さを維持するために効果をあげている。

開館日数については、2001（平成13）年度の284日以降は300日を超える日数を確保できている。なお、開館時間についても、図書館の責務として最終授業終了時刻の後２時間を確保すべきであるが、本学では充足されており適切である。

しかしながら、通常の３倍に来館者が増加する定期試験期間には、図書館ホールや視聴

覚室を学習室として開放しても席数は十分とは言いがたい。

また、車椅子の利用者や身体が不自由な利用者用の設備への対応も十分とは言えない。入口のスロープや車椅子用リフト等が設置されておらず、書架の増設により一部書架間隔の狭いところがある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（１）－１

今後、図書館資料費予算は、価格高騰に伴う増額分の確保や、研究用資料費の各学部等への配分額、外国雑誌や電子ジャーナルの価格が年々予想以上に高騰していることから、少しでも安価に購入できる方策等を検討していく。また、全学的な利用が見込まれる電子資料費の確保については、これまでの配分方式にとらわれないシステムを図書館委員会で次年度中に検討する。

（１）－２

2003（平成 15）年から２年に１回実施している「京都産業大学図書館利用者アンケート」の集計結果を基にして、館内の利用環境の改善を行っている。今後も利用者のニーズや動向を踏まえ、より快適な学修・研究環境を確保できるように努める。20 年後を見据えて、100 万冊収納可能な書庫の増設はもとより、近くは 2011（平成 23）年に導入を予定している新図書館システムの検討を進め、よりユーザーフレンドリーな情報利用環境を整備する。また、利用状況や費用対効果等を考慮したうえで、開館日数、開館時間の拡張を目指す。バリアフリー化については、建物の構造上改装が困難な部分はあるが、車椅子対応のリフトや閲覧机、動線の工夫等可能な箇所の実現を図る。

（２）情報インフラ

〔現状説明〕

（２）－１　学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

（ｉ）学術情報の処理・提供システムの整備

学術情報利用の基本となるものは本学の所蔵資料であり、1998（平成 10）年以後はＷｅｂ上に目録を公開し、学内外のどこからでもいつでも蔵書検索が可能となっている。2005（平成 17）年には、携帯電話からの蔵書検索やＷｅｂ上から個人の図書貸出状況や貸出更新、さらに相互利用等の申込および申込状況の確認が可能となり、2006（平成 18）年には中国語等の多言語対応も実現した。また、本学刊行の論集の論題や本文等についても、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii に登録している。

国内外の雑誌・新聞記事や記事索引、判例等の各種データベースについては、図書館資料費予算の中に電子資料費枠を設け可能な限りＷｅｂ契約することにより、学内であればいつでも利用者自身によって検索可能な態勢となっている。一部のデータベースについては情報センターが提供するＶＰＮシステムを経由し学外からも利用できるようになってい

る。また、外国雑誌オンラインデータベース EBSCOhost に収録されている誌名を、蔵書検索の対象として本学蔵書検索システムにリンクさせ取り込んでいる。この他、図書館ホームページ上で、定評のある無料データベースにリンクを張ることで教育・研究に役立てている。

（ⅱ）国内外の他大学との協力

国内の他大学とは、私立大学図書館協会や国公私立大学図書館協力委員会、日本図書館協会大学図書館部会、「大学コンソーシアム京都」等を通じて、情報交換や共同事業、共同研修を実施している。さらに、本学は 1989（平成元）年から国立情報学研究所の目録システムに参加し、総合目録データベースに所蔵データを登録し、ＩＬＬ（図書館間相互利用）システムにも早期から参加して相互協力の態勢を組んでおり、文献複写だけでなく図書の貸出も積極的に行っている。相互に利用の多い京都地区の私立大学図書館間では、手続きが簡略化され、所蔵調査票の写しと職員証・学生証での閲覧が可能になった。「大学コンソーシアム京都」加盟大学間では一部をのぞき職員証・学生証のみで閲覧可能となっている。

国内で入手できない資料については、主にアメリカやヨーロッパの大学図書館や British Library（大英図書館）等に依頼して利用者に提供している。

（２）－２　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

（ⅰ）学術資料の記録・保管

大学で必要な研究用、教育用資料はすべて図書館資料として受け入れ、目録データも集中管理している。2005（平成 17）年度以前に受け入れた中国語と韓国・朝鮮語の一部を除く全資料をデータベース化している。とくに 1989（平成元）年以降に受け入れた資料は国立情報学研究所の総合目録にすべて登録し、そのデータを取り込んで本学の蔵書目録を作成・提供している。ロシア語については遡及入力済みであり、韓国・朝鮮語についてもおよそ半分の遡及入力が完了している。以上のことから所蔵している学術資料の記録状況については適切に行っている。

現在、主な所蔵資料は中央図書館、法科大学院図書室、理工系学部の資料室で保管しているが、大型コレクションや利用頻度の低い資料は館外の２か所の保存書庫に分散保存している。

理学部、工学部、コンピュータ理工学部の各号館資料室には、研究用雑誌の最近２～４年分を配架し、配架期間が過ぎたバックナンバーは中央図書館で製本・保存している。理学部、工学部、コンピュータ理工学部の各号館資料室には、教員・大学院学生は職員証・学生証により 24 時間入室可能となっている。

法科大学院図書室資料は、法務研究科教員・院生の専用資料として位置づけており、図書室内での利用のみを認め 24 時間利用が可能である。午前 10 時 25 分から午後６時 25 分まで専従の職員が１名勤務しており、この時間帯は著作権法を遵守した文献複写も可能とする等、利用者をサポートしている。

資料を適切に保管するため、書庫の湿度を一定に保つための除湿機を 2007（平成 19）年度から２か年計画で更新した。大型コレクションのマイクロ資料の受け入れに備えて、2008

（平成 20）年度から２か年計画で、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）の増設を行い、収容量の倍増（10 万リール）を図るとともに、温度・湿度を一定に保つよう適正な管理を行っている。2007（平成 19）年度には、早期に受け入れたマイクロ資料の劣化調査を業者により行った。

以上のことから、資料の保管についても、書庫・書架スペースが限られているなかで、利用頻度による配置の工夫や、利用時間の制限をなくす措置、保存環境の管理面からの配慮等を適切に行っている。

また、次に述べるごとく、資料配架スペースを確保するための継続的な対策や蔵書確認を適切に行っている。

（ⅱ）保管スペースの確保

資料を保管する書庫・書架スペースの狭隘化は深刻な問題となっている。本学図書館は 100 万冊収容可能であるが、実際には蔵書はすでに 101 万冊を超え、収容能力を超過し限界に達している。緊急の課題として書庫スペースを確保するために、2006（平成 18）年度から図書館委員会主導で、専門分野ごとに教員の協力を得て、不用図書を選択･除籍した。また、紙媒体から可能な限り電子ジャーナル・データベース、電子ブック、マイクロフィルム等に置き換えることにより原資料を除籍し蔵書量のスリム化を図っている。

2007（平成 19）年３月には、図書館委員会で書庫棟の建設について決議し、学長に要望書を提出した。同年４月には学長の諮問を受け、学内に「図書館書庫棟建設検討プロジェクト」が発足し、2008（平成 20）年４月に答申書を提出した。このような動きを経て、現在、書庫棟の建設について理事会で検討が始まっている。

（ⅲ）蔵書点検の実施

蔵書点検は 2002（平成 14）年度から 2004（平成 16）年度にかけて、全蔵書を対象に実施した。全書架に書架番号を割り振り、図書登録番号（資料ＩＤ番号）とともに採取し、図書原簿に書き込むことで、書架番号を持たない資料（不明資料）を抽出・特定し、誤って配架された資料を発見するとともに、再度のチェックで見つからなかった不明資料を除籍した。法科大学院図書室については 24 時間の館内利用であるため、毎年比較的利用が少ない夏期休業中に蔵書点検を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（２）－１

学術情報の処理・提供システムの整備状況については、本学は開学当初から図書館業務のコンピュータ化に積極的に取り組んできた結果、現在ではかなり効率のよい業務システムや検索システムが維持できている。また、国立情報学研究所の総合目録や相互利用システムに早くから積極的に参加しており、未所蔵資料の迅速な提供もさほど困難ではない。

所蔵資料の目録情報は殆どがデータベース化されＷｅｂで公開されており、契約データベースも可能な範囲でＷｅｂ契約していることは利用者にとって非常に便利である。また、

図書館ホームページから多くの有料・無料のデータベースの検索が可能であり、契約データベースについても自宅等から検索可能なものもあり利用者の利便性を高めている。ただし、図書館独自に作成し発信しているものは少ない。

新入生への蔵書検索実習や教員・大学院生へのデータベース検索説明会も積極的に行っている。大学全体の情報環境が整備され、研究室や情報処理教室のパソコンが増加・配備されたことから、今後はより多くの分野をカバーするデータベースの需要が見込まれる。

しかし、既述のとおり資料費予算の圧縮により、学術情報の提供という点で大きな困難を抱えている。本学の場合、人文・社会科学分野のデータベース導入に比べ、図書よりも雑誌が重視される自然科学分野の電子ジャーナルは、2007（平成 19）年から徐々に導入し始めているが、電子資料費の増額や研究用資料費からの捻出も困難であるため、学部によっては必要なタイトルを十分に契約できないのが現状である。

図書館配属専任職員の削減が続いているため、知識・技能が備わった経験豊かな職員が不足しており、本来であれば学術情報の処理・提供システムの整備は継続して計画的に行うことが必要であるが、有用な学術情報資源を調査・選択することや、館内で職員研修を実施し知識・技能を引き継いでいくことすら、年々困難な状況になっている。

学内で生産した学術情報を迅速に広範囲に発信・提供するため、機関リポジトリを導入する大学が増加しているが、本学ではまだ着手できていない。急務の課題は本学教員の論文等の研究成果や貴重資料を電子化することである。現在は、学内の研究所で図書館所蔵の貴重資料数点を画像化したことと、本学の論集を国立情報学研究所の CiNii（NII 論文情報ナビゲータ）に登録しているのみである。

国内外の他大学との協力については、資料費の削減により、図書や雑誌の受入が減少していることから、文献複写や図書の貸出を依頼することはこれまで以上に多くなると予想する。しかし、この点は他大学の状況も同様と推察されるため、今後も相互協力についての情報交換をし、他大学と相互に恩恵が享受できるよう努めなければならない。

私立大学図書館協会等との共同事業や共同研修を推進するために、各大学が当番制で役員校を務めているが、現在、本学は数名の役員や研修担当委員を派遣しており、人材育成の面でも効果を上げている。

（２）－２

すべての所蔵資料の目録情報を記録しているが、1989（平成元）年の国立情報学研究所の総合目録参加以前に受け入れた資料はデータが均質ではない。また、現在のシステムでは、シフトＪＩＳで表記できない文字は、文字コードをそのまま入力している。また、2005（平成 17）年度以前に受け入れた中国語資料はカード目録のままでデータ化できていない。ただし、小川環樹文庫の漢籍については、冊子目録を作成して他大学・研究者等に配布し広く利用に供している。同時に、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センターの協力を得て「全國漢籍データベース」にデータを提供し、Ｗｅｂ上で公開している。

資料の保管については、中央図書館、学部資料室、館外の２つの保存書庫に資料が分散さ

れているため、利用者への資料提供や資料の管理面で非常に不便な状態である。とくに理工系の雑誌は、刊行年度により学部資料室、中央図書館、館外書庫の３か所に分散保存されているため、今後の解決策として考えられるのは１か所に収蔵可能な書庫の増設以外にはない。

資料の保管環境の整備は順次行っているが、図書資料の劣化調査を今後も継続して行うことも必要である。

書庫・書架の保管スペースの確保については、開架閲覧室の書架の増設、重複図書の除籍や、一定期間一度も利用がなかった不用図書の選択・除籍、他大学紀要類の選択所蔵、冊子体から電子媒体への移行等をこれまで積極的に行ってきた。年間約３万冊の新規受入資料の増加により、部門によって書架が満杯となっている状況や、地下書庫資料の配置が複雑になり、迅速な資料提供ができない状況は、早急に改善する必要がある。

蔵書点検の実施については、会計監査の観点からも、定期的に毎年実施することが望ましいが現在はできていない。しかしながら、2004（平成 16）年度に実施した蔵書点検で不明の資料はほぼ一掃されており、今後、部分的な点検を積み重ねることにより、明朗な蔵書管理と資料提供が維持できると思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（２）－１

学術情報の処理・提供システムの整備について、資料の代替化のためにデータベースを導入する場合は、情報検索の効率化・簡便さと併せて、書庫スペースの確保を考慮して、積極的に検討する。

大学の社会貢献の一環としても、本学の研究成果である学術資料を広く公開しなければならないと認識している。著作権が大学に帰属し、国立情報学研究所の CiNii に登録が可能になった近年発行の本学論集・紀要については、早急に機関リポジトリを立ち上げ、本学からの情報発信に着手しなければならない。また、本学所蔵の貴重書や近年積極的に収集している賀茂関係資料、京都古地図等の特色ある所蔵資料を電子化し公開するための電子図書館システムの導入も近い将来実現させる。

国内外の他大学との協力については、共同事業や学術資料の相互利用という面だけでなく、合同研修やそのための担当委員の派遣等、人材育成の面でも恩恵を受けることが多いため、今後も積極的に委員等を派遣できるよう館内での職員育成に努め、相互交流を行う。

（２）－２

未入力の中国語と韓国・朝鮮語資料の一部の遡及入力を行い、すべての所蔵資料をデータベース化する。また、初期に受け入れた和書についてはカード目録情報からデータ入力したため一部検索項目に不備があり、データの均質化を図る。

緊急の課題である書庫・書架スペースの確保については、2008（平成 20）年度中に、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）の増設と、視聴覚書庫の電動集密書架化を実行することで、どちらも現在の２倍収容可能となる。また、今後も教員の協力を

得て、さらなる不用図書の選択・除籍や、重複資料の除籍、資料の電子化、他大学の論集・紀要の選択受入、寄贈雑誌の選択・廃棄、図書館間相互利用の積極的推進等、考えられるあらゆる方策を検討し継続して実行する。

蔵書点検については、計画的に数年をかけて地下書庫や開架閲覧室の資料を対象にフロアごとに実施する。近い将来に建設される書庫棟へまとまった資料群を収めるべく、資料を選定・抽出するため、蔵書の基礎データも整備する。

第１１章　図書・電子媒体等

〔到達目標〕

本学は一拠点総合大学として教育・研究活動を展開しており、図書館（中央図書館・法科大学院図書室）はその活動を支援するための学修機能と研究機能を兼ね備えた中心的施設として、学内のすべての学術情報・資料を取り扱い、集中管理方式で運営している。その目的は、教育・研究に必要な資料・情報を収集・整理・保存し、迅速・的確に提供することにより、図書館のもつ機能を最大限に発揮し、教職員・学生を支援することにある。

到達目標としては、次の通りである。

①図書資料面では、図書以外に現在多くの電子ジャーナル・データベースを導入しているが、まだ十分とは言えず、今後も可能な限り電子資料の充実を図っていく。そのための図書資料費予算を確保することと、全学的に利用が見込まれる電子資料の予算枠を別枠にする配分方法等を次年度までの図書館委員会で検討する。

②教職員・学生対象の情報リテラシー教育（図書館利用教育）のプログラムを充実させ、年間を通して段階的に展開することにより、とくに学生の情報活用能力を育成する。

③本学刊行の論集・紀要や貴重資料の電子化等も含めて、今後、電子情報を発信・提供できる環境を整備し、機関リポジトリおよび電子図書館機能を立ち上げる。また。そのための予算措置、情報システムの整備、学内関連部署との連携を検討していく。

④建設後 20 年余を経た中央図書館施設・設備等の利用環境についても数か年計画で見直しを行い改修・改善を図る。具体的には、授業等で使用される視聴覚施設の教育効果をあげるため、プレゼンテーション設備を増設する。また、新たな書庫スペースの確保は喫緊の課題である。

（１）図書、図書館の整備

〔現状説明〕

（１）－１　図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

（ｉ）蔵書数

本学図書館は、2007（平成 19）年度末現在で約 101 万件を所蔵している。その内訳は図書資料約 93 万冊、学術雑誌（製本雑誌および逐次刊行物）約２万冊、視聴覚資料（マイクロ資料含む）約６万件である。そして、毎年約３万件の資料を新たに受け入れている。

受入雑誌タイトル数は約 4,100 誌あり、内約 1,400 誌が外国語である。新聞は 80 紙を継続受入れし、内 22 紙が外国語である（原紙での受入数）。外国語の新聞の多くは近年、電子ジャーナルでの提供に切り替えている。また、和洋の雑誌記事索引や辞典・事典、新聞記事等のデータベースを 40 種、電子ジャーナルを約 25,000 タイトル提供している。レファレンス用の電子ブックも近年努めて購入している。

（ⅱ）資料費予算

図書館資料費予算は、図書館委員会（図書館長、各学部・教育研究センター等から選出され学長が委嘱した教員、図書館事務部長、以上の委員で構成）で配分や使途を検討している。

資料費予算は、教育用資料費と研究用資料費、特別資料費から成り、教育用資料費には、学部学生、大学院学生、指定図書、法科大学院図書室、教職・司書教諭・学芸員課程、国際交流・人権関係等の資料費が含まれている。

研究用資料費は、各学部・教育研究センター等に、所属する専任教員数と購読雑誌費を勘案して配分している。

特別資料費予算には、全学図書費、電子資料費、参考図書費、マイクロ資料費等が含まれており、全学図書費では通常の配分された研究用資料費では購入できない高額図書や貴重なコレクション等を、各学部等の年度ごとのローテーションによる申請で受け入れている。また、文部科学省の「私立大学等研究設備整備費等補助金」（私大助成）にも毎年申請している。

電子資料費と参考図書費は、全学的に利用が見込まれる電子ジャーナル・データベースや図書館参考図書コーナーに設置する参考図書類の購入に充てている。

図書館資料費は図書館が一括管理し、受け入れた資料はすべてオンライン閲覧目録（ＯＰＡＣ）に登録し公開することや、同一資料の重複所蔵は行わないことを原則としている。

ただし、大学の財政状況の厳しい状態のなかで、予算の緊縮化は図書館資料費予算も例外ではなく、加えて研究用外国雑誌の高騰が続き、図書館資料費を年々圧迫している。対応策として、各学部等の協力を得て、購読雑誌の見直しや冊子から電子ジャーナルへの切替え等の工夫を毎年行っている。また、少しでも低価格で購読できるように、2006（平成18）年に公私立大学図書館コンソーシアム（ＰＵＬＣ）に参加した。

（ⅲ）資料の選択

本学は学部の構成上、ほぼ全分野を網羅する資料を必要とし、外国語学部や文化学部が必要とする諸外国語の資料も多数収集している。研究用資料の選択については図書館委員会委員を中心とする教員に選択を委嘱し、常時最新の学術情報を受け入れている。

学生用資料については、図書館長、図書館委員会委員から選出された人文・社会・自然科学の各分野の教員、教学関係部署の職員、図書館職員で構成する「学生用図書選択会議」を年３回以上定期的に開催し、「学生用資料収集方針」や「学生用資料選択指針」に基づき、選書についての報告や協議を行い、より教学に即した資料選択と体系的な蔵書構築に努めている。また、教員からの推薦図書や学生からの購入希望図書も受け付けている。

現在の中央図書館が開館してから 20 年余が経過し、蔵書は開館当時のほぼ２倍の 100 万冊を超過したが、８学部７研究科を擁する大学の蔵書としては決して必要十分な冊数とはいえないと認識している。しかし、書庫・書架の収容能力は飽和状態に達しており、毎年約３万冊の新規図書受入の書架スペース確保のため、ここ数年は重複図書や旧版の除籍や、専門分野ごとに教員の協力を得て、不用図書の選択・除籍を定期的に行っている。

以上、開設学部等に関連する分野の蔵書数は年々増加しており、教育用・研究用資料の

体系的整備と量的整備に関する選択体制については適切に行われているが、資料費予算の面では外国雑誌の高騰等も遠因となり、逼迫した状況となっている。

（１）－２　図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

（ｉ）図書館の規模、閲覧室の座席数

中央図書館の延床面積は 10,111 ㎡で、地上３階地下２階の建物のうち、２・３階の開架閲覧室は 4,355 ㎡である。地階は２層の書庫で占めている。閲覧座席数の合計は 1,369 席で、うち開架閲覧室には 977 席を整備している。また、別棟の法科大学院図書室は 793 ㎡あり、183 席の専用キャレルを設置している。総座席数は、学生数約 13,000 人の１割以上を確保しており、適切である。

（ⅱ）開館時間

年間 300 日以上の開館を目指し、夏期一斉休暇中や入学試験期間中も開館することで例年目標を若干上回る開館日数を確保している。また、開講期の開館時間は午前８時 30 分から、平日は午後８時まで、土曜日は午後６時までとしている。定期試験期間中は日曜・祝日も開館し、平日は午後９時までの開館延長を実施している。うち時間外開館中は、専任職員１名と業務委託の職員４名、大学院生１名、学生アルバイト２名で対応している。法科大学院図書室は 24 時間入室可能とし、職員１名が午前 10 時 25 分から午後６時 25 分まで８時間在室している。

入館手続きは、学生証または職員証、学外者用利用カードを入館ゲートに通すことで完了する。入館者情報は時間軸に沿って日報・月報としてデータ集計され、利用の傾向等の分析に役立てている。

【近年の開館日および利用状況】（学外利用者含む）

内訳	総日数	平日	土曜日	日･祝日	入館者数（人）	貸出冊数（冊）
2004（平成16）年度	300	236	48	16	464,662	125,521
2005（平成17）年度	301	237	47	17	440,331	128,843
2006（平成18）年度	301	236	45	20	413,488	125,320
2007（平成19）年度	303	235	48	20	396,963	120,781

（ⅲ）利用環境の整備状況

①情報環境の整備

利用者用パソコンは、蔵書検索専用（15 台）や情報検索専用（12 台）を閲覧室や書庫に配備している。また、パソコン室にはインターネットやアプリケーションソフト等を自由に使用可能にした 56 台を用意し、図書館ホール・視聴覚室等と合わせて計 85 台を配備した。すべてインターネットの利用が可能である。

大学の情報インフラ整備計画により、学内の全教職員の研究室・事務室や各建物に設置された情報処理教室等へのパソコン配備が完了しており、図書館内だけでなく、大学内であればいつでもどこからでも検索が可能である。

電子ジャーナル･データベースは、国内外の新聞・雑誌、辞典・事典、法律・経済情報、自然科学、文学系等 40 種類が、図書館ホームページ上から利用できる。さらに学外からもアクセス可能な契約データベースも用意しており、非来館者への情報収集を可能している。また新入生への利用教育や教職員・学生への検索説明会を定期的に実施している。

②視聴覚施設の整備

視聴覚機器の配備については、2007（平成 19）年度から 2008（平成 20）年度の２か年計画で、旧来の視聴覚施設を改装し、プレゼンテーション設備を備えた 20 名用の視聴覚室２室、５～６名用ミニ・シアター形式の視聴覚室３室、個人用視聴覚ブース 31 席の施設・機器を整備した。また、安全面に配慮するため、暗室状態の個室とならないよう視聴覚カウンターから職員が照明をコントロールできるようにした。図書館利用教育や映画上映会、講演会、学生の発表会等を実施することができる 180 名収容の図書館ホールにも、プレゼンテーション設備や書画カメラを設置している。視聴覚施設･設備の配備等は適切である。

マイクロ資料の閲覧用に、リーダープリンター２台に加え、リーダーがスキャナーを兼ね、パソコン上ですぐに閲覧・利用できる機器も用意した。保存資料としてのマイクロ資料の優位性を鑑み、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）も１機増設したことにより、収容能力が５万リールから 10 万リールへと倍増した。

③利用支援

本学では、所蔵資料の目録情報は中国語と韓国・朝鮮語の一部を除きすべてデータベース化され、インターネットで公開のオンライン閲覧目録（ＯＰＡＣ）で、いつでも、どこからでも検索できる。

貸出冊数は、利用者別に以下のように「京都産業大学図書館利用規程」で定めている。

利用者	貸出の種類	冊　数	期　間
学部学生	普通貸出	10 冊	２週間
	指定図書貸出	３冊	１週間
	資格試験貸出	３冊	２週間
	論文貸出（４年次生）	10 冊	１か月
大学院生	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	50 冊	６か月
教　　員	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	200 冊	６か月
職　　員	普通貸出	10 冊	２週間
	長期貸出	50 冊	６か月

授業支援として、講義担当教員の申請により、講義と直接関わる資料を複数部数提供する指定図書制度を設けている。

さらに、授業の一環として、１年次生全員へ図書館の利用方法、情報の探し方をレクチャーする利用教育を積極的に実施している。法学部１年次生へは判例や法令検索に特化したプログラムを用意し、ゼミ受講生へは教員からの要望を受けて課題に合わせたプログラムを授業の１コマで実施している。大学院生や教職員・留学生等へも要望に合わせて随時ガイダンスを実施している。

図書館の刊行物として、文献探索ガイド『文献・情報の探し方』（冊子）を刊行、毎年改訂し、図書館ホームページにも掲載している。また、図書館報を年３回（増刊号含む）発行し、利用情報や図書に関する情報を掲載している。

職員による利用支援として、レファレンスサービス体制を強化して各フロアに担当者を置き、館内・館外の研修によりスキルアップを図り、より的確な情報サービスを提供できるよう努めている。

しかし、研究領域の学際化で、より広範で深い知識をもつ専任職員が必要であるにもかかわらず、人員削減により十分な対応ができなくなっている。また、開かれた大学として、大学構成員のみならず学外からも多様な利用者を迎えるにあたり、館内の危機管理対策として、館員による館内巡回を常時実施しているが、この点でも人員が不足している。

④障害をもつ利用者のための設備

目の不自由な方のために対面朗読室を１室設け、閲覧室には拡大読書器と専用キャレルを備え付けている。車椅子利用者については、入退館ゲートとは別の、エレベーターに直結した入口へ誘導している。書架間は車椅子で移動できる間隔を一部を除き確保しており、優先的に利用できる閲覧机も用意した。

⑤地域への開放

地域貢献の一環として、本学では 2005（平成 17）年６月より一般市民への開放を開始し、恒常的図書館利用者である登録者はすでに 350 名以上に及んでいる。卒業生へは希望により随時卒業生カードを発行しており、よく利用されている。地域の生涯学習を支援する情報拠点として、一般市民に対して、定期的に開催している講演会・展示会等への積極的な参加を勧めている。また、2002（平成 14）年度より春期・夏期休業中には高校生へも開放している。

以上、利用環境の整備状況については、障害をもつ利用者への対応については十分とはいえないが、それ以外は適切である。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

蔵書数については、年間約３万件の新規図書資料を受け入れていたが、近年は雑誌価格の高騰に圧迫され、徐々に受入件数は減ってきている。

同様に、雑誌については電子ジャーナルのパッケージ導入により総タイトル数は増加し

たが、一方で、これまで冊子で購読していた必要な雑誌まで厳選され、やむなく購読を中止することもあり、適切とはいえない状況となっている。

【年間整理冊数】　（単位：件）

年　度	2004（平成16）年度	2005（平成17）年度	2006（平成18）年度	2007（平成19）年度
和　書	26,310	24,280	23,259	21,826
洋　書	5,740	8,222	4,149	4,637
合　計	32,050	32,502	27,408	26,463

蔵書構成については、総合大学の図書館として、和・洋書、研究用・学生用共にほぼバランスの取れた資料収集ができている。しかし、蔵書を点検した結果、地下書庫、開架閲覧室書架ともに収容能力の限界を超えており、迅速・適切な資料提供に支障をきたす状態となっている。この状態は早急に改善する必要があるが、方策等については下記（２）情報インフラの項で述べる。

資料費予算については、教育用（学生用・大学院学生等)、研究用（各学部教員等)、特別購入（全学図書・電子資料費等）の３項目に区分され、それぞれ必要な費目に細分化され、年度ごとの予算執行も適切に行われている。また図書館が一括管理し、受入資料はすべて図書館資料として登録し利用に供され、重複資料も原則受け入れない方針を堅持していることから、いたずらな資料の重複が回避され、効率的な運用と有効活用が達成されており適切である。

しかし､長年据え置き状態のため､図書館委員会で毎年使用配分の検討を重ねてきており、またメディアの多様化にも対応しているが、ここ数年は外国雑誌（冊子体）や電子ジャーナルの価格高騰で、とくに理工系学部の資料費を圧迫しており、研究に支障が出てきている。

図書館資料の選択については、研究用は各所属教員に委嘱、学生用は図書館職員の選書メンバーが週刊版の出版情報で選択し、定期的に開催する選択会議で図書館委員会委員（教員）や教学関連部署職員の助言も受けて行っており、適切な資料選択体制が構築されている。

（１）－２

書庫の狭隘化問題を除けば、おおむね快適で良好な利用環境・学修環境が提供されており適切である。開放的で明るい閲覧室、研究個室やグループ学習室、キャレル等の学習施設、個人やグループの利用に対応した視聴覚施設・設備のほかに、パソコン室は閉館時間まで学生に熱心に利用されている。職員による毎日の定期的な巡回も、館内の静粛さや快適さを維持するために効果をあげている。

開館日数については、2001（平成13）年度の284日以降は300日を超える日数を確保できている。なお、開館時間についても、図書館の責務として最終授業終了時刻の後２時間を確保すべきであるが、本学では充足されており適切である。

しかしながら、通常の３倍に来館者が増加する定期試験期間には、図書館ホールや視聴

覚室を学習室として開放しても席数は十分とは言いがたい。

また、車椅子の利用者や身体が不自由な利用者用の設備への対応も十分とは言えない。入口のスロープや車椅子用リフト等が設置されておらず、書架の増設により一部書架間隔の狭いところがある。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（１）－１

今後、図書館資料費予算は、価格高騰に伴う増額分の確保や、研究用資料費の各学部等への配分額、外国雑誌や電子ジャーナルの価格が年々予想以上に高騰していることから、少しでも安価に購入できる方策等を検討していく。また、全学的な利用が見込まれる電子資料費の確保については、これまでの配分方式にとらわれないシステムを図書館委員会で次年度中に検討する。

（１）－２

2003（平成 15）年から２年に１回実施している「京都産業大学図書館利用者アンケート」の集計結果を基にして、館内の利用環境の改善を行っている。今後も利用者のニーズや動向を踏まえ、より快適な学修・研究環境を確保できるように努める。20 年後を見据えて、100 万冊収納可能な書庫の増設はもとより、近くは 2011（平成 23）年に導入を予定している新図書館システムの検討を進め、よりユーザーフレンドリーな情報利用環境を整備する。また、利用状況や費用対効果等を考慮したうえで、開館日数、開館時間の拡張を目指す。バリアフリー化については、建物の構造上改装が困難な部分はあるが、車椅子対応のリフトや閲覧机、動線の工夫等可能な箇所の実現を図る。

（２）情報インフラ

〔現状説明〕

（２）－１　学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

（ｉ）学術情報の処理・提供システムの整備

学術情報利用の基本となるものは本学の所蔵資料であり、1998（平成 10）年以後はＷｅｂ上に目録を公開し、学内外のどこからでもいつでも蔵書検索が可能となっている。2005（平成 17）年には、携帯電話からの蔵書検索やＷｅｂ上から個人の図書貸出状況や貸出更新、さらに相互利用等の申込および申込状況の確認が可能となり、2006（平成 18）年には中国語等の多言語対応も実現した。また、本学刊行の論集の論題や本文等についても、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii に登録している。

国内外の雑誌・新聞記事や記事索引、判例等の各種データベースについては、図書館資料費予算の中に電子資料費枠を設け可能な限りＷｅｂ契約することにより、学内であればいつでも利用者自身によって検索可能な態勢となっている。一部のデータベースについては情報センターが提供するＶＰＮシステムを経由し学外からも利用できるようになってい

る。また、外国雑誌オンラインデータベース EBSCOhost に収録されている誌名を、蔵書検索の対象として本学蔵書検索システムにリンクさせ取り込んでいる。この他、図書館ホームページ上で、定評のある無料データベースにリンクを張ることで教育・研究に役立てている。

（ⅱ）国内外の他大学との協力

国内の他大学とは、私立大学図書館協会や国公私立大学図書館協力委員会、日本図書館協会大学図書館部会、「大学コンソーシアム京都」等を通じて、情報交換や共同事業、共同研修を実施している。さらに、本学は 1989（平成元）年から国立情報学研究所の目録システムに参加し、総合目録データベースに所蔵データを登録し、ＩＬＬ（図書館間相互利用）システムにも早期から参加して相互協力の態勢を組んでおり、文献複写だけでなく図書の貸出も積極的に行っている。相互に利用の多い京都地区の私立大学図書館間では、手続きが簡略化され、所蔵調査票の写しと職員証・学生証での閲覧が可能になった。「大学コンソーシアム京都」加盟大学間では一部をのぞき職員証・学生証のみで閲覧可能となっている。

国内で入手できない資料については、主にアメリカやヨーロッパの大学図書館や British Library（大英図書館）等に依頼して利用者に提供している。

（２）－２　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

（ⅰ）学術資料の記録・保管

大学で必要な研究用、教育用資料はすべて図書館資料として受け入れ、目録データも集中管理している。2005（平成 17）年度以前に受け入れた中国語と韓国・朝鮮語の一部を除く全資料をデータベース化している。とくに 1989（平成元）年以降に受け入れた資料は国立情報学研究所の総合目録にすべて登録し、そのデータを取り込んで本学の蔵書目録を作成・提供している。ロシア語については遡及入力済みであり、韓国・朝鮮語についてもおよそ半分の遡及入力が完了している。以上のことから所蔵している学術資料の記録状況については適切に行っている。

現在、主な所蔵資料は中央図書館、法科大学院図書室、理工系学部の資料室で保管しているが、大型コレクションや利用頻度の低い資料は館外の２か所の保存書庫に分散保存している。

理学部、工学部、コンピュータ理工学部の各号館資料室には、研究用雑誌の最近２～４年分を配架し、配架期間が過ぎたバックナンバーは中央図書館で製本・保存している。理学部、工学部、コンピュータ理工学部の各号館資料室には、教員・大学院学生は職員証・学生証により 24 時間入室可能となっている。

法科大学院図書室資料は、法務研究科教員・院生の専用資料として位置づけており、図書室内での利用のみを認め 24 時間利用が可能である。午前 10 時 25 分から午後６時 25 分まで専従の職員が１名勤務しており、この時間帯は著作権法を遵守した文献複写も可能とする等、利用者をサポートしている。

資料を適切に保管するため、書庫の湿度を一定に保つための除湿機を 2007（平成 19）年度から２か年計画で更新した。大型コレクションのマイクロ資料の受け入れに備えて、2008

（平成 20）年度から２か年計画で、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）の増設を行い、収容量の倍増（10 万リール）を図るとともに、温度・湿度を一定に保つよう適正な管理を行っている。2007（平成 19）年度には、早期に受け入れたマイクロ資料の劣化調査を業者により行った。

以上のことから、資料の保管についても、書庫・書架スペースが限られているなかで、利用頻度による配置の工夫や、利用時間の制限をなくす措置、保存環境の管理面からの配慮等を適切に行っている。

また、次に述べるごとく、資料配架スペースを確保するための継続的な対策や蔵書確認を適切に行っている。

（ⅱ）保管スペースの確保

資料を保管する書庫・書架スペースの狭隘化は深刻な問題となっている。本学図書館は 100 万冊収容可能であるが、実際には蔵書はすでに 101 万冊を超え、収容能力を超過し限界に達している。緊急の課題として書庫スペースを確保するために、2006（平成 18）年度から図書館委員会主導で、専門分野ごとに教員の協力を得て、不用図書を選択･除籍した。また、紙媒体から可能な限り電子ジャーナル・データベース、電子ブック、マイクロフィルム等に置き換えることにより原資料を除籍し蔵書量のスリム化を図っている。

2007（平成 19）年３月には、図書館委員会で書庫棟の建設について決議し、学長に要望書を提出した。同年４月には学長の諮問を受け、学内に「図書館書庫棟建設検討プロジェクト」が発足し、2008（平成 20）年４月に答申書を提出した。このような動きを経て、現在、書庫棟の建設について理事会で検討が始まっている。

（ⅲ）蔵書点検の実施

蔵書点検は 2002（平成 14）年度から 2004（平成 16）年度にかけて、全蔵書を対象に実施した。全書架に書架番号を割り振り、図書登録番号（資料ＩＤ番号）とともに採取し、図書原簿に書き込むことで、書架番号を持たない資料（不明資料）を抽出・特定し、誤って配架された資料を発見するとともに、再度のチェックで見つからなかった不明資料を除籍した。法科大学院図書室については 24 時間の館内利用であるため、毎年比較的利用が少ない夏期休業中に蔵書点検を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（２）－１

学術情報の処理・提供システムの整備状況については、本学は開学当初から図書館業務のコンピュータ化に積極的に取り組んできた結果、現在ではかなり効率のよい業務システムや検索システムが維持できている。また、国立情報学研究所の総合目録や相互利用システムに早くから積極的に参加しており、未所蔵資料の迅速な提供もさほど困難ではない。

所蔵資料の目録情報は殆どがデータベース化されＷｅｂで公開されており、契約データベースも可能な範囲でＷｅｂ契約していることは利用者にとって非常に便利である。また、

図書館ホームページから多くの有料・無料のデータベースの検索が可能であり、契約データベースについても自宅等から検索可能なものもあり利用者の利便性を高めている。ただし、図書館独自に作成し発信しているものは少ない。

新入生への蔵書検索実習や教員・大学院生へのデータベース検索説明会も積極的に行っている。大学全体の情報環境が整備され、研究室や情報処理教室のパソコンが増加・配備されたことから、今後はより多くの分野をカバーするデータベースの需要が見込まれる。

しかし、既述のとおり資料費予算の圧縮により、学術情報の提供という点で大きな困難を抱えている。本学の場合、人文・社会科学分野のデータベース導入に比べ、図書よりも雑誌が重視される自然科学分野の電子ジャーナルは、2007（平成 19）年から徐々に導入し始めているが、電子資料費の増額や研究用資料費からの捻出も困難であるため、学部によっては必要なタイトルを十分に契約できないのが現状である。

図書館配属専任職員の削減が続いているため、知識・技能が備わった経験豊かな職員が不足しており、本来であれば学術情報の処理・提供システムの整備は継続して計画的に行うことが必要であるが、有用な学術情報資源を調査・選択することや、館内で職員研修を実施し知識・技能を引き継いでいくことすら、年々困難な状況になっている。

学内で生産した学術情報を迅速に広範囲に発信・提供するため、機関リポジトリを導入する大学が増加しているが、本学ではまだ着手できていない。急務の課題は本学教員の論文等の研究成果や貴重資料を電子化することである。現在は、学内の研究所で図書館所蔵の貴重資料数点を画像化したことと、本学の論集を国立情報学研究所の CiNii（NII 論文情報ナビゲータ）に登録しているのみである。

国内外の他大学との協力については、資料費の削減により、図書や雑誌の受入が減少していることから、文献複写や図書の貸出を依頼することはこれまで以上に多くなると予想する。しかし、この点は他大学の状況も同様と推察されるため、今後も相互協力についての情報交換をし、他大学と相互に恩恵が享受できるよう努めなければならない。

私立大学図書館協会等との共同事業や共同研修を推進するために、各大学が当番制で役員校を務めているが、現在、本学は数名の役員や研修担当委員を派遣しており、人材育成の面でも効果を上げている。

（２）－２

すべての所蔵資料の目録情報を記録しているが、1989（平成元）年の国立情報学研究所の総合目録参加以前に受け入れた資料はデータが均質ではない。また、現在のシステムでは、シフトＪＩＳで表記できない文字は、文字コードをそのまま入力している。また、2005（平成 17）年度以前に受け入れた中国語資料はカード目録のままでデータ化できていない。ただし、小川環樹文庫の漢籍については、冊子目録を作成して他大学・研究者等に配布し広く利用に供している。同時に、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センターの協力を得て「全國漢籍データベース」にデータを提供し、Ｗｅｂ上で公開している。

資料の保管については、中央図書館、学部資料室、館外の２つの保存書庫に資料が分散さ

れているため、利用者への資料提供や資料の管理面で非常に不便な状態である。とくに理工系の雑誌は、刊行年度により学部資料室、中央図書館、館外書庫の３か所に分散保存されているため、今後の解決策として考えられるのは１か所に収蔵可能な書庫の増設以外にはない。

資料の保管環境の整備は順次行っているが、図書資料の劣化調査を今後も継続して行うことも必要である。

書庫・書架の保管スペースの確保については、開架閲覧室の書架の増設、重複図書の除籍や、一定期間一度も利用がなかった不用図書の選択・除籍、他大学紀要類の選択所蔵、冊子体から電子媒体への移行等をこれまで積極的に行ってきた。年間約３万冊の新規受入資料の増加により、部門によって書架が満杯となっている状況や、地下書庫資料の配置が複雑になり、迅速な資料提供ができない状況は、早急に改善する必要がある。

蔵書点検の実施については、会計監査の観点からも、定期的に毎年実施することが望ましいが現在はできていない。しかしながら、2004（平成 16）年度に実施した蔵書点検で不明の資料はほぼ一掃されており、今後、部分的な点検を積み重ねることにより、明朗な蔵書管理と資料提供が維持できると思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（２）－１

学術情報の処理・提供システムの整備について、資料の代替化のためにデータベースを導入する場合は、情報検索の効率化・簡便さと併せて、書庫スペースの確保を考慮して、積極的に検討する。

大学の社会貢献の一環としても、本学の研究成果である学術資料を広く公開しなければならないと認識している。著作権が大学に帰属し、国立情報学研究所の CiNii に登録が可能になった近年発行の本学論集・紀要については、早急に機関リポジトリを立ち上げ、本学からの情報発信に着手しなければならない。また、本学所蔵の貴重書や近年積極的に収集している賀茂関係資料、京都古地図等の特色ある所蔵資料を電子化し公開するための電子図書館システムの導入も近い将来実現させる。

国内外の他大学との協力については、共同事業や学術資料の相互利用という面だけでなく、合同研修やそのための担当委員の派遣等、人材育成の面でも恩恵を受けることが多いため、今後も積極的に委員等を派遣できるよう館内での職員育成に努め、相互交流を行う。

（２）－２

未入力の中国語と韓国・朝鮮語資料の一部の遡及入力を行い、すべての所蔵資料をデータベース化する。また、初期に受け入れた和書についてはカード目録情報からデータ入力したため一部検索項目に不備があり、データの均質化を図る。

緊急の課題である書庫・書架スペースの確保については、2008（平成 20）年度中に、マイクロ資料保管・自動搬出装置（コンテナサーバー）の増設と、視聴覚書庫の電動集密書架化を実行することで、どちらも現在の２倍収容可能となる。また、今後も教員の協力を

得て、さらなる不用図書の選択・除籍や、重複資料の除籍、資料の電子化、他大学の論集・紀要の選択受入、寄贈雑誌の選択・廃棄、図書館間相互利用の積極的推進等、考えられるあらゆる方策を検討し継続して実行する。

蔵書点検については、計画的に数年をかけて地下書庫や開架閲覧室の資料を対象にフロアごとに実施する。近い将来に建設される書庫棟へまとまった資料群を収めるべく、資料を選定・抽出するため、蔵書の基礎データも整備する。

第１２章　管理運営

■　大学全体

〔到達目標〕

大学を取り巻く社会情勢の変化、入学動機・目的・ニーズの多様化など学生の変化に対応しつつ、より学長によるリーダーシップの発揮とスピーディーな意思決定ができる効率的な体制の整備を図ることを目的とする。

とくに、大学改革を実行し続けられるよう本学の教育・研究の充実発展および財政基盤の安定に関して、学校法人の経営主体である理事会が、教育・研究を担う現場からのニーズを調整し、双方の合意形成が、適切・公正かつ効率的に行える組織運営を目指すものである。

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

大学の管理運営組織としては、京都産業大学学則第 11 条および第 12 条の規定により、部局長会、教授会を置いている。部局長会、教授会の管理運営にあたっては、京都産業大学部局長会規程、京都産業大学教授会規程を制定している。また、各学部等では京都産業大学教授会規程に基づき、教授会の運営を適切に行うため、教授会内規を制定し教授会運営に関して必要な事項を定めている。

また、大学院の管理運営組織としては、京都産業大学大学院学則第８条の規定により、大学委員会と研究科会議を設置している。大学委員会および研究科会議の運営を適切に行うため、京都産業大学大学院委員会規程、京都産業大学研究科会議規程を制定し、運営に関して必要な事項を定めている。

教授会の役割は、京都産業大学学則第 12 条第２項に次のとおり定められている。

第 12 条第２項

教授会は、別に定める規程により、学部またはその他の部局に係る次の事項について審議をする。

（ⅰ）学則および教育、研究に係る諸規程に関する事項

（ⅱ）研究および教授に関する事項

（ⅲ）教育課程に関する事項

（ⅳ）教育職員の人事に関する事項

（ⅴ）学生の入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、転学、留学、再入学、卒業および試験に関する事項

（ⅵ）学生の指導および表彰に関する事項

（ⅶ）科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、外国人留学生、外国政府等派遣留学生および委託生に関する事項

（viii）その他学長の諮問および部局長会への提起に関する事項

各学部は、上記学則の定めに則り教授会を運営しているが、学部教授会内規、人事関係規程、学部長候補者選考規程等を別途定めて、適正な運営を図っている。

教授会は、学部長が招集し、原則月１回（毎月第３水曜日）開催され、上記事項についての審議が適正に行われている。構成メンバーは、専任の教授、准教授、講師および助教で、2007（平成 19）年 10 月から事務職員の学部長補佐がオブザーバーとして、教授会に出席し、必要に応じ発言をしている。

また、大学院研究科会議の役割は、京都産業大学大学院学則第８条第５項において、次のとおり定められている。

第８条第５項

研究科会議は、次の事項を審議する。

（ｉ）大学院教員の人事に関する事項

（ii）学生の入学、休学、復学、退学等身分に関する事項

（iii）研究課程に関する事項

（iv）研究指導に関する事項

（ｖ）最終試験に関する事項および学位論文の審査

（vi）その他研究科の運営に必要な事項

各研究科は、上記学則の定めに則り研究科会議を運営しているが、研究科会議規程、人事関係規程等を別途定めて、適正な運営を図っている。

研究科会議は、研究科長が招集し、原則月１回（毎月第３水曜日）開催され、上記事項について審議が適正に行われている。構成メンバーは、基本的には研究科専攻ごとの指導教授で、2007（平成 19）年 10 月から事務職員の研究科長補佐（基礎学部の学部長補佐が兼務）がオブザーバーとして、研究科会議に出席し、必要に応じ発言をしている。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

大学学則の規定を受けた京都産業大学教授会規程第３条第１項において、教授会は、当該部局の長が招集し、議長となる、旨定めており、学部長を最高責任者として自律した学部の運営を確保している。また、同規程第５条では、教授会は、特定の事項を審議するため、委員会を置くことができる、と定めており、特定事項についてあらかじめ委員会において掘り下げて審議した後、教授会で最終承認を得ることとなっている。これは何事についても比較的、大きな組織である教授会で審議することを避け、機動的に学部の意思決定を行えることにつながっている。

また、研究科会議については、京都産業大学大学院研究科会議規程第３条第１項において、会議は、当該研究科長が招集し、議長となる、旨定められている。研究科会議は、各大学院研究科での最高の意思決定機関であるとの位置づけで、研究科会議の適切な運営により、各研究科の自律性が担保されている。

（１）－３　学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

本学では全学的、横断的な教学面最高意思決定機関として、部局長会を編成し、基本的に毎月１回（毎月第２水曜日）の開催を通じ、運営している。構成員は、学長、副学長、大学院長、学長補佐、各研究科長、各学部長、全学共通教育センター長、図書館長、研究機構長、リエゾンオフィス長、教育エクセレンス支援センター長、教学センター長、学生部長、入学センター長、進路センター長、国際交流センター長および事務局長といった教学系部署のトップで編成されている。（※2008（平成 20）年 10 月より「学長補佐」が設けられ、部局長会メンバーとなった。）この部局長会での審議結果は、部局長会開催日の一週間後に開催される各学部教授会で報告されることにより、専任教員全員に周知されることとなる。

この部局長会での審議事項は、いわゆる部局長会からのトップダウンの事案もあるが、各学部から上程される議題もあり、学部教授会との連携も相互に適切になされていると言える。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

社会情勢がめまぐるしく変化する中で法人や大学の迅速な意思決定が求められることとなるが、本学では職務権限規程が未整備である。誰が、何を、どこで決定するのかが明確になっていない。

また、部局長会の開催、運営にあたり、近時は審議事項に加え、報告事項が多数にのぼり、所要時間が優に２時間にわたることが頻繁となり、また議題の審議より報告事項の伝達に比較的多くの時間を割いている状況は課題となりつつある。大学に求められる教育・研究の質が厳しく問われる現代、教学面の最高の意思決定機関として、教学に係る重要事項についての充分な審議が要請されているという観点からしてこの状況は止む負えない要素もあるが、長時間に渡る会議についてはなんらかの改善を要すると考える。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

上記のような状況を打開するため、まず、本学の課題の１つであった職務権限規程を整備し、2009（平成 21）年４月から制定し、実施する。

また、部局長会などの会議については、審議により多くの時間をかけ、実質的な審議を充実させるため、報告事項については、部局長会開催日前日中に部局長構成員に電子メールにより配信し、事前に了知してもらう形をとった。

部局長会は、教学面の最高の意思決定機関であり、構成員数は 24 名にのぼり、本学で最も多人数な会議体となっている。部局長会は各学部の学部長をはじめ、大学院各研究科の研究科長および教学センター、学生部、進路センター等の教育・研究に係る所属の部長から編成されている。いずれも教育・研究活動に密接に関連する所属のトップということでは全員共通しているものの、厳密に言えば学部、大学院研究科の運営責任者としての学部長、研究科長と学部、研究科以外の所属長とでは、やや性格が異なっている。このため、

部局長の置かれた立場、位置付けを検証し、同質な部長ごとの部局長のグループ分けを検討し始めている。学部運営に係る意思決定の迅速化を図るため、学部長のみの学部長会議（仮称）の設置はその具体例の１つである。

（２）学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

〔現状説明〕

（２）－１　学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選考については、「京都産業大学学長選考規程」および関連諸規程に基づき選考が行われている。現行規程は 1996（平成８）年６月に制定され、従前の選考方法を抜本的に見直し、専任教育職員および専任事務職員（限定）による選出方法（学長選挙候補者を選挙）へと改正された。その後、2002（平成 14）年４月にも大幅な見直しが行われた。

従前（1996（平成８）年以前）の選挙方法は、選考委員会が選考した候補者１名について、理事会が審議し、候補者として決定した後、部局長会の議を経て、理事会が学長を決定していた。現行の学長選考は、学長選挙候補者選考委員会が選出した学長選挙候補者５名について、選挙人（専任教育職員および勤続 15 年以上の専任事務職員または課長職以上の専任事務職員）が単記・無記名方式で学長候補者を選挙する。その後有効投票の過半数を得た候補者のうちから学長候補者１名が認定され、部局長会、評議員会の議を経て理事会が学長を決定する。

学部長の選考については、「京都産業大学各学部長選考規程」および各学部における学部長候補者の選考規程に基づき、選考が行われている。具体的な選考方法は、各学部に学部長候補者選考委員会が設置された後、同委員会で選挙により学部長候補者を若干名選考する。その後、選考された候補者について、学長に報告がなされ、学長はその候補者の中から１名を学部長として決定し、理事会の議を経て学部長に任命する。

なお、各学部の学部長候補者選考委員会は、教授会の中から選ばれた複数名の委員により構成されているケースや、教授会が選考委員会そのものになるケースがあり、学部により構成が異なる。

研究科長については、研究科の基礎となる学部の学部長が兼任することとなっている。（法務研究科は、学部と同様に研究科で選考する）。

（２）－２　学長権限の内容とその行使の適切性

学長が、教育研究機関としての大学運営の最高責任者であることはいうまでもないが、権限として学事、人事面について総攬している。学事面での権限行使の最たるものは本学教学上の最高意思決定機関である部局長会を主宰し、教学面の諸施策の審議手続きを推し進め、本学が展開する教育研究活動の方向性を定めることである。人事面では副学長、学部長、教学系所属の所属長の任命権を有する。このうち学部長については、学長は学部長候補者のうちから１名を決定し、理事会の議を経て任命することとなっている。これら人

事権をもつことで、大学トップとしてリーダーシップが発揮しやすい体制をとることが可能となっている。

また学長は、学校法人京都産業大学寄附行為第６条第１項第１号の定めにより、学校法人京都産業大学理事（第１号理事）となる。理事として加わることで法人運営の中での大学運営のあり方に携わることが可能となっている。

（２）－３　学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

学部長や研究科長は、学部あるいは研究科を代表する責任者として、学部・研究科の運営等に関わる事項についての権限を有している。具体的には、学部・研究科の中長期計画に関すること、人事その他学部教授会での審議事項に関すること、カリキュラム編成等学部教育に関すること、日常的な学部・研究科運営に関すること等があげられる。なお、採用等人事に関すること、予算に関すること等については、最終的な決定権は、学長ないしは理事会にあり、学部長はその権限を有してはいない。

権限の行使については、学部長が独断で権限を行使するのではなく、日常的な学部・研究科運営に関することを除けば、その大半が教授会で審議されており、学部・研究科としての合意に基づき、その権限を行使している。

また、学部長は、日常的に、学長と面談し、大学としての意向や判断を確認しながら、学部長としての権限を行使しており、独断的な権利行使は行われていない。

なお、本学では、現時点では、権限規定が明確化されておらず、学部長・研究科長の権限とその行使について、曖昧さが残るところではある。これについては、喫緊の課題として認識しており、既に、権限規定を定めるための作業に着手している。

（２）－４　学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長を補佐する教学の職として、副学長を置いている。目的は、大学の教育研究および管理運営の効率化を図るためで、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときは、その職務を代行することと定めている（学校法人京都産業大学組織および職制規程第 19 条第２項)。任期は２年とし、再任を妨げないものとしている（同規程同条第３項)。また、この副学長は、大学の専任教授のうちから学長が任命することを基本に、必要に応じ、大学の専任事務職員のうちから任命することもできることとしている（同規程同条第４項)。

これらの定めに基づき、現在、２名の副学長が就任しており、この２名の副学長のそれぞれの役割は、大きく教育面の担当と研究面の担当とに棲み分け、それぞれの分野の各種委員会の委員長を務める等、所期の目的を達成している。

〔点検・評価（上記４項目を含む)〕

新たな選考方法を採用し、1996（平成８）年６月に抜本的な見直しが行われた現行の学長

選考は、2002（平成 14）年４月のさらなる大幅な見直しを経て、現在の制度となっている。

学長選考は、他大学の多くが経験してきたように、ややもすると学内において本務とする教育研究活動以外の選挙運動等に精力を注がれるが、このことは決して好ましいことではないと認識している。本学の制度においては、教員を中心とする構成員の意思が反映されやすい仕組みとなっている。また同時に、選出される学長のリーダーシップが取りやすい選考方法とも言える。加えて、事務職員の多くにも選挙権が与えられていることは、他大学との比較の中で特徴的であるといえる。

現行の制度に至るに当っては、学長のリーダーシップをいかに発揮し易くするかという視点で議論がなされたすえに取り入れられた制度であり、この点は、本学の特徴でもあり長所であるといえる。この手続きは、教学トップの選出にあたり、民主性を担保している反面、学長に決定した者の意思に必ずしも沿ったものとはならない場合もあり得る。学長に就任した場合、教学系最高責任者としてビジョンを掲げ、リーダーシップを発揮してもらわなければならないが、本人の意思に反した場合、このことが極めて困難となることが想定される。

各学部での学部長候補者の選考方法は、学部により若干選考委員会の構成に違いはあるが、学部長の決定プロセスにおいて差異はなく統一された選考方法となっている。また、候補者若干名を学長に報告し、最終的には学長が決定し任命することで、学長のリーダーシップが取り易いしくみになっていると言える。

今後も学長がリーダーシップをいかに発揮し易い体制を整えることができるかということに視点を置いて、制度の検証を継続して行う必要はある。学部から報告のあった若干名の学部長候補者の中から、１名を決定するにあたっては、学部内のバランスや学内全体のバランス、学長のリーダーシップのとり方等にも影響を及ぼすことでもあり、客観性や納得性を高めることへの配慮も求められる。

〔改善方策（上記４項目を含む）〕

1996（平成８）年に制定した京都産業大学学長選考規程に則り、数度学長選考を実施し、〔点検・評価〕で記述したような本人の意思に沿わない学長就任はこれまで生起していないが、今後、学長候補者を選考する段において、何らかの形で本人の意思を確認する必要はあると考える。どのような意思確認の確認をとるかは、慎重に検討していきたい。

学長補佐体制については、現在副学長は２名就任しているが、学内の機構の多様化、大学を取り巻く外的環境のめまぐるしい変化、大学に求められる社会ニーズの多様化等により、副学長の任務、職務は過重なものとなっている。これまでは、副学長職に就いた教員本人の奮闘努力により何とか凌いできたものの、先々に目配りすると、それも限界があると言える。このことに対しては、更なる副学長就任等、学長を補佐する体制を検討する必要性がある。

（３）意思決定

〔現状説明〕

（３）－１　大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

①部局長会

部局長会の設置根拠は、京都産業大学学則第 11 条第１項の定めにあり、同条第２項により学部およびその他の部局の長をもって構成する、と定められている。現在の構成員は、学長の他、副学長（２名）、大学院長、法務研究科長、経済学部長（経済学研究科長兼務）、経営学部長（マネジメント研究科長兼務）、法学部長（法学研究科長兼務）、外国語学部長（外国語学研究科長兼務）、文化学部長、理学部長（理学研究科長兼務）、工学部長（工学研究科長兼務）、全学共通教育センター長、図書館長、研究機構長、リエゾンオフィス長、教育エクセレンス支援センター長（副学長が兼務）、教学センター長、学生部長、入学センター長、進路センター長、国際交流センター長、事務局長、以上 23 名の部局長により編成されている。

会の運営は、原則毎月第２水曜日に開催し、大学全般および学部またはその他の部局に共通する研究、教授に関する重要事項を中心に審議している。これら部局長会での審議事項については、その提案内容、審議経過および結果が部局長会の翌週の水曜日に開催される各学部教授会において報告され、本学専任教員全員に周知されている。

②大学院委員会

大学院委員会は、大学院長、研究科長および各研究科から選出された指導教授各２名をもって編成され、学長の諮問に応じ、（ａ）大学院学則その他の制規および企画に関する事項、（ｂ）大学院の組織および運営に関する事項、（ｃ）大学院教員の人事に関する事項、（ｄ）学位授与に関する事項、（ｅ）学生の入学、休学、復学、退学等身分に関する事項、（ｆ）その他大学院に関して学長が諮問する重要事項を審議する。大学院委員会は大学院長が議長となり、本学の全研究科を網羅した会議体で基本的に月例で開催されている。

③学部教授会・研究科会議

その他教授会では、各学部が抱える諸課題に対する施策を中心に議論されるが、部局長会での審議事項については、その提案内容、審議経過および結果が部局長会開催日の翌週の水曜日に開催される各学部教授会において報告され、本学専任教員全員に周知されている。

研究科会議も基本的には月例で開催され、各研究科が抱える諸課題の解決に向け審議されるほか大学院委員会からの審議議題の報告も併せてなされ、研究科会議メンバーに周知される。

〔点検・評価〕

本学教学面での意思決定ルートは、１つに部局長会決議事項を学部教授会に下ろすものと、学部教授会からの提案を部局長会で審議了承するものとがあり、それぞれ双方向の流れが確立しており、意思決定がきっちりとなされていると言える。

大学院についても学部と同様で大学院委員会と研究科会議との間で大学委員会からの下達と各大学院研究科会議からの提案という双方向の意思決定が、議題に応じて機能している。

〔改善方策〕

大学および大学院の意思決定の仕組みについては、問題がないが、部局長会の開催は月１回であり、迅速な意思決定という点においては、不都合な面もある。今後、権限委譲規程が制定され、部局長会としての意思決定も増えるものと予想されることから、開催回数については、見直しを行う。また、８月は大学が夏期休業ということで部局長会を開催していないが、このことについても、見直しを行う。

（４）評議会、大学協議会などの全学的審議機関

〔現状説明〕

（４）－１　評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

部局長会が教学系の最高の意思決定機関であることから、教授会や研究科会議、各種委員会から上程される議案について、部局長会で審議のうえ、決議された場合は、決定事項として確定することとなる。決議にあたっては、議長が出席者に広く意見、質問等求め、部局長による審議のうえ、慎重に諾否が求められており、極めて効率的に執り行われている。

〔点検・評価〕

最近は審議議題のほかに、各種委員会等からの報告事項が多数に上る傾向にある。この結果、部局長会の所要時間はおおむね２時間としているが、３時間に及ぶ時もままある。効率的な会議運営といった観点から言えば、長時間にわたる会議では、建設的な意見が出にくくなり、活発な議論、意見交換ともなりにくい。ただ、出席する部局長が疲弊するばかりである。

〔改善方策〕

多数にのぼる報告事項については、短時間で報告が終了するよう、前日に部局長に電子メールにて配信し、事前に了知願っているが、今後は報告事項をさらに厳選し、部局長会での席上、とくに説明を要する報告事項のみ取り扱い、報告に要する時間を短縮していくこととする。

（５）教学組織と学校法人理事会との関係

〔現状説明〕

（５）－１　教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

現在理事会には、教学組織の長である学長と副学長が理事として出席している。

理事会に諮る必要のある議題については、各種委員会、部局長会の合意形成のもと、理事会に提案される。しかしながら、理事会は原則月１回の開催であるため、教学組織と法人との連携が円滑に進むよう、学内理事で構成する常任理事会を置き、原則週１回開催している。このことにより、法人の支援等が必要な教学施策についても、迅速な意思決定のもと進められている。

教学組織と理事会の機能分担は、寄附行為、学則、各種委員会規程、組織規程等において適宜見直しを行いながら規定している。

教学組織と理事会の権限委譲については、教学上の決裁は学長、法人関連の決裁は理事長としているだけであり、明確な権限委譲を定めた規程を現在作成中である。

〔点検・評価〕

本学の理事会の構成は、理事長（教育職員）、教育職員３名、事務職員３名、学外理事３名であり、バランスの取れた構成であると言える。運用においても、意思決定を行う際には、教学組織の意向と理事会の意向が双方踏まえられており、適切な運用ができている。

また、本学においては、以前、理事長と学長が長い間両職を兼ねる期間があったが、現在は、理事長と学長が別である。理事長と学長が同一人の方が教学組織と理事会の連携協力関係は適切とも言えるが、教学目的の達成のための教学の推進と経営面からみた教学の推進とのバランスを図るうえにおいては、お互いが牽制機能をもつことも有効であり、お互いを尊重しながら牽制し合える現在の体制は、適切な連携協力体制であると言える。

権限委譲については、現在明確な規程がないことから、権限が学長および理事長に集中している。各種委員会においても、何を審議し、何を決定するのかが明確であるとは言えず、この点においては大きな課題である。

〔改善方策〕

学長および理事長の権限については、現在、学部長、事務部長、部局長会等に権限委譲することを検討しており、2009（平成 21）年４月の制定を目指して作業を進めている。

この権限委譲規程を制定した後においては、各部署において、各種委員会の見直しを行う。何を審議し、何を決定する委員会なのかを再点検し、目的を明確にする。

この点検作業が終了した時点で、本学における教学組織と理事会との役割・権限は、明確なものになると考えている。さらに、権限委譲規程が明確になることにより、意思形成と意思決定が明確になり、教学組織と学校法人との連携協力関係も図りやすいものになると考えている。

（６）管理運営への学外有識者の関与

〔現状説明〕

（６）－１　管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

本法人の理事定数は、寄附行為により８人以上 10 人以内と定めており、現在の実数は 10 人である。このうち、学外理事は３人で、２人は事業経営者であり、１人は他大学学長経験者が就任している。また、監事定数は２人以上３人以内と定めており、実数は２人である。監事には、公認会計士と弁護士が就任している。

また、評議員の定数は 21 人と定めており、実数も 21 人である。この内訳は、１号評議員として本学の教職員から４人、２号評議員として卒業生から７人、３号評議員として学識経験者から７人、４号評議員として本学の功労者から３人と定めている。

２号評議員の選任にあたっては、７人中３人は同窓会会長に推薦を依頼し、残り４人については、事務局長に推薦を依頼している。

また、３号評議員は理事会が学識経験者を選任している。

〔点検・評価〕

学外理事、監事とも８月を除き毎月開催している理事会に、ほぼ毎回出席し、理事会で提案される案件に対して、意見を述べ法人運営に寄与している。

評議員会は、本法人の寄附行為で意見を聞かなければならない事項が発生する都度開催され、学外評議員から質問や意見が活発に出され、法人運営に寄与している。

学外理事、監事、卒業生評議員等学外者については、より幅広い人材から、外部評価者としての役割を担って就任いただいており、現在、目的は達せられているといえる。

〔改善方策〕

学外からの評価は、大学運営の質の向上だけではなく、外部に対する信頼性の向上にも繋がるものと受け止め、今後も大学運営に活かす体制を堅持する。

また、監事については、現在は２人とも非常勤であるが、2005（平成 17）年４月１日の私立学校法の一部改正により、監事の監査機能の充実を図ることが盛り込まれたことを受け、常勤化も含め常任理事会で検討している。

（７）法令遵守等

〔現状説明〕

（７）－１　関連法令等および学内規定の遵守

学内運営に際しては、関係法令および学内諸規程に基づき行っている。法令の改正および文部科学省等からの通達等に対しては、主幹部署、関係部署への伝達に加え、常任理事に対しても伝達するような仕組みとしている。

学内規程に基づく運営が適切になされているかどうかについては、2003（平成 15）年４

月に監査室を設け、３年の期間をかけて全部署を監査した。実際の運営が規定に沿わない事項については、助言・勧告として通知し、改善を促がしている。また、改善計画どおりに対処がなされていない事項については、フォロー監査を施し、学内ルールを遵守した適切な運営ができるようにしている。

（７）－２　個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

個人情報の保護に関しては、2005（平成 17）年４月の「個人情報保護に関する法律」の全面施行に合わせ、「学校法人京都産業大学個人情報保護規程」として制定した。個人情報の適正な活用・保護に関しては、「学校法人京都産業大学個人情報運用細則」において具体的に定めている。個人情報の取り扱い指針については、「学校法人京都産業大学プライバシーポリシー」に定め、ホームページ上で宣言している。個人情報保護に関する運用体制については、委員会を設け、「学校法人京都産業大学個人情報保護委員会規程」に役割等を定めている。

さらに、学内ネットワーク上のサーバには、センシティブな個人情報を含む多くの情報が蓄積されていることから、2006（平成 18）年に「学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ規程」を制定した。ネットワークおよびネットワークに接続する機器の運用に関する基本的な事項は、「学校法人京都産業大学学内ネットワーク運用に関する対策基準」に定めている。

ネットワークセキュリティに関することについては、委員会を設け、「学校法人京都産業大学ネットワークセキュリティ委員会規程」に役割等を定めている。委員会における審議内容は、(ⅰ)本学ネットワークセキュリティポリシーの策定および評価に関する事項、(ⅱ)本学ネットワークセキュリティポリシーの違反者に関する事項、(ⅲ)本学コンピュータおよびネットワークの利用倫理に関する事項、(ⅳ)本学コンピュータおよびネットワークの利用において発生するネットワークセキュリティ事故に関する事項、(ⅴ)本学ネットワークセキュリティに関する学校法人京都産業大学個人情報保護委員会からの依頼事項、(ⅵ)本学ネットワークセキュリティポリシーに関連する事項としている。

なお、2007 年（平成 18）年に附属中学校・高等学校が開設したことから、個人情報の諸規程の見直しも図り、大学・幼稚園を含む法人全体を包括するよう、規程を改正している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2005（平成 17）年の「個人情報保護に関する法律」の全面施行以降、個人情報保護に関する研修会を毎年開催し、教職員に対して、個人情報の適正な取り扱い等を周知・徹底している。しかしながら、結果として軽微なものであったが数件の漏えい事案も発生しており、個人情報を扱う者の意識については、継続した取り組みが必要である。

また、各部署に対し業務におけるリスクの洗い出しを行ったところ、個人情報の漏えい

に係わる問題点・脆弱点が数多く挙げられたことから、漏えいを防止する運用方法の確立は、喫緊の課題である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

ＮＰＯ日本ネットワークセキュリティ協会の報告によると、個人情報漏えい原因の多くが内部者の過失・故意（内的要因）によるもとなっている。

大学では、多くのセンシティブ情報を扱うゆえ、教職員一人ひとりが認識・意識して取り扱う環境を涵養していくためにも、研修会を継続して実施する。

また、リスクの洗い出しで挙げられた問題点・脆弱点は、各部署において防止策を講じることとしているが、監査室においてもリスク監査を行い、早急に改善することとしている。

１　学部等における管理運営

※以下、学部の特徴的な運営についての評価の視点のみ記載する。

Ａ　経済学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

経済学部教授会は、「京都産業大学教授会規程」および「京都産業大学経済学部教授会内規」により運営され、学部学生のカリキュラム等の教学をはじめ、入学・卒業、休学・復学等の学籍および、学生の表彰、学部教員人事等の重要事案を審議し決定する学部最高の審議機関である。この教授会は、「内規」にもとづき特定任用教員・客員教員を除く全ての専任教員によって構成され、学部長が議長となり、月に１回定例に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。

学部教授会は、「経済学部教授会内規」にしたがい学部の教育課程の改革・運営や教員人事等の重要課題に関して、カリキュラム、留学、情報、自己点検・評価、人事等の学部独自の各種委員会で多角的に検討された原案をベースに、最終的に審議・意志決定する、という機能を果たしている。

学部教員人事については、「経済学部人事委員会内規」に沿い学部長および教授会で選出された委員からなる人事委員会が構成され、教員の昇進は個人情報保護・公平性確保の観点から「昇任基準」にしたがい教授会に代わって主査・副査による審査を経て人事委員会で決定されるが、必ず教授会に報告される。なお、新規採用は公募を基本方針とし、人事委員会で最終候補者１名が絞られた上、教授会に提案され審議・決定されている。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

経済学部長は、「学校法人京都産業大学組織および職制規程」および「経済学部長選考

規程」にしたがい教授会の互選で選ばれた候補者３名の中から学長によって指名された者が任命され、学部の最高審議機関である教授会を招集し議長を務めるとともに、議案を提出する。

ただし、学部には、教授会の下に、学部の重要事項について原案を作成する学部独自のカリキュラム委員会等各種委員会が置かれている。この各種委員会には、学部長が出席して学部としての基本方針や全学的視野をベースに意見を述べることができるが、あくまでもその運営の責任は委員長であり、最終原案の作成は委員会に委ねられている。

こうした委員会案は教授会において集中的に検討され、出席者の過半数の同意により決定される。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

学部教授会は、学部の教学・学籍・教育・人事等重要事項を審議・決定する最高機関として適切に機能している。

（１）－２

経済学部においては、教授会が検討・決定を効率的に行えるように、各種学部委員会が原案を作成するという形で、教授会と委員会の間に機能分担がなされているだけでなく、学部長の一定のリーダーシップを担保しながら、他方では各種委員会や教授会で学部教員が意思表示できる、合理的かつ効率的な運営体制がとられていると評価される。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

（１）－１

学部教授会は、学部内および全学組織との間において、十分な機能を果たしているが、今後もその点検・評価を継続し、教授会としての機能・活動の充実に向けて努力したい。

（１）－２

激しい時代の変化・増大する社会の要請にともない、学部独自の各種委員会や全学の各種委員会で検討・審議されるべき懸案事項が増えるなど、教員の負荷が大きくなりつつある。今後は、学部委員会組織の整理・統合を図るなど、組織の最適化も検討すべきであろう。

Ｂ　経営学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

経営学部教授会は、「京都産業大学教授会規程」に基づいて制定された「経営学部教授会内規」によって運営されている。同内規によって規定されている経営学部教授会の審議事項は、学則および諸規程、研究および教授、教育課程、教育職員人事、学生の入学・卒業

および身分と試験、学生の指導・表彰、等に関わる事項と学部長候補者の選考、各種委員会の設置および委員の選考、学長の諮問および部局長会への提起に関する事項とされており、これらに関して構成員の自主性を尊重しつつ審議を尽くしている。教授会は、夏期休暇時を除き、原則毎月１回開催されているが、卒業判定と入学判定に時には２回以上開催される。なお、本学部は３つの学科に分かれているが、各学科会議は設置せず、これらの事項はすべて経営学部教授会として審議されている。

教授会の構成員は、特定任用教員および客員教員を除く、経営学部所属の専任教員である。これらの構成員は、職位に関わらず、すべて同等の発言および議決権を有している。なお、2007（平成 19）年 10 月から、事務職員である学部長補佐がオブザーバーとして経営学部教授会に出席しているが、学部長補佐には議決権は与えられていない。

教授会で審議される議案の提出は、部局長会および全学・学部の各種委員会等の提起を受けて、学部長が行っている。学部には、他学部と同様に、人事委員会、自己点検・自己評価委員会、教員評価委員会、教務委員会が設置されているが、これら以外に、経営学部独自の組織としてＡＯ委員会と高大連携推進委員会が設置されている。また、経営学部では、この他、学部運営を支える業務担当者として、広報委員、学生支援委員、入試支援委員が置かれており、学部長はこれら各種委員会および委員と連携して教授会運営を行っているのである。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、「京都産業大学経営学部学部長候補者選考手続要領」に基づいて、経営学部教授会で選出された候補者２名の内から学長によって任命される。この候補者の選考は、従来は前任学部長の任期最終年度の１月に行われていたが、2007（平成 19）年からはその年度の 10 月に行うことになっている。

学部長は、学部の運営に当たって、学部教務委員長、学部広報委員、学生支援委員、入試支援委員および学部長補佐からなる「経営学部運営委員会」を設け、原則として同委員会を週１回開催して、学部業務の処理を行うと共に、重要な案件について検討を行っている。

これらの委員以外の学部の委員会については、学部長がオブザーバーもしくはメンバーとして参加しており、学部内の業務については、分担しつつ、学部長がほぼ掌握出来るようになっている。

なお、教授会構成員は、それぞれ全学の各種委員会の委員となるか学部の各種委員会委員および単独の委員の職についており、全員でもって学部運営に協力する体制を作り上げている。この分担については、経営学部では 2005（平成 17）年までは完全委員会制、すなわちすべての業務について委員会を設置し運営していく体制、をとっていたため、多くの教員が複数の委員を兼ねざるを得ず、業務負担の増大と業務運営の遅れをもたらしていた。そこで、2006（平成 18）年からは思い切って学部の委員会の数を削減し、いくつかの業務については１人の担当者がその業務を担うように改めた。その結果、各教員の業務負担は

相当程度軽減されることになり、業務運営もなめらかに行われるようになった。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2008（平成 20）年４月現在の経営学部教授会構成員は 42 名（オブザーバーを除く）である。2006（平成 18）年には構成員は 35 名であったので、かなり増加している。これは学科増設によるものであるが、現在のところこれによって教授会運営に支障が出るというような状況は生じていない。むしろ、構成員の増加が上述の委員会制度の改革と相まって、全学・学部の各種委員会や業務担当者の割り当てを円滑ならしめているという意味で、良好な効果を発揮しているとみてよいであろう。また、教授会では、職位に関わらず自由な発言が担保されており、その意味では極めて公正な運営が行われているといって良い。しかし、それは逆に言えば、議論が沸騰することが多いことも意味する。そのために、迅速な意思決定が阻害される面があることも否定し得ない。とくに、構成員数が増大すればするほど、多様な意識をもった構成員が増えてくるし、また、教員個々の情報認識度の違いも大きくなってくるから、共通理解を得るのに時間がかかることになる。当然議論が尽くされる必要があることはいうまでもないが、教育環境の変動が甚だしくなってきている現代においては、この問題をどう改善していくかは学部運営において重要な課題となっている。

それとともに、考えねばならないのは学科の運営の問題である。

既述のように、本学部は３学科体制をとっているが、各学科会議は常設していない。もちろん、各学科固有の処理案件が生じることはあるが、それについては、随時当該学科所属の教員が集まり、処理を行っている。本学部が学科会議を常設していないのは、学科毎のセクショナリズムが生じることを避けるためであり、それゆえに、各学科には学科主任もおいていない。また、学部の各種委員会や委員の割り当ても現在のところ、運営委員会の構成には配慮しているものの、原則として所属学科を考慮することなく、行っている。そうすることによって、学部一体となった運営が出来るようにしているのである。ただ、教務関係については、学科毎の個別対応が必要であるので、学部教務委員会の構成員は３つの学科から１人ずつ専任するようにしている。

このように現在は、教授会や各業務は一体運営を行っているが、こうした方式が学部長の負担を増していることは否めない。また、2008（平成 20）年段階では２つの新学科設置から２年目に入ったところであり、まだ専門課程がフルに稼働していないが、2009（平成 21）年から２つの新学科で３年次生が生まれ、さらに翌年には４年次生までの全学年がそろうことになる。そうなると、学科毎で処理しなければならない案件も増加してくると思われるから、現在の仕組みが完全な形で維持出来るとは必ずしも言えない。その時には、学科会議や学科主任の設置も視野に入れなければならなくなるかもしれない。とはいえ、本学部では、出来るだけそうした事態は避けたいと考えている。

なお、学部内では委員会を極力削減してきたが、こうした体制が本当の意味で良いのかどうかは考えねばならないかもしれない。確かに、これによって教授会構成員の業務負担

は軽減出来たし、業務処理のスピードも増したことは事実であるが、これは逆に、個別担当者の責任を増大させているし、委員会制の最大のメリットである複数人による議論を通したより客観的な結論への到達が十分に達成されないからである。それと同時に、複数の議論を通さず、教授会に議案が出るため、教授会での議論が輻輳する可能性も増してくる。現在ではそうした事態はあまり起こっていないが、今後そうした事態が起こらないようにするための仕組みを考えておく必要があるであろう。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

構成員の数が増大していることは、翻って言えば、教育の充実がそれだけ進んでいることを表しているし、また、構成員１人当たりの業務負担がそれだけ軽減されていることをも表している。その点では好ましいことと言えるが、それと同時に上述のように、意思決定の迅速性に問題が出てくることも否めないことである。といって、十分な議論を尽くさずに強引に議事を進めることは行われるべきではない。とすると、一方で議論を深めて共通認識を形成しつつ、他方で意思決定の迅速性を確保することが必要となるが、それを実現するためには、常日頃から教員間での情報の共有化と意思疎通を図りつつ、共通認識を形成する以外に方途はないように思われる。とかく、大学教員は個々の研究室にこもりがちで、研究テーマに関わること以外には、あまり議論の時間を割くことに積極的でないことが多い。とくに、学務について、その傾向が大きいが、現在のような大学を取り巻く環境が激しく動く時期には、それでは学部運営、ひいては大学全体の運営に大きな問題を生じさせることになりかねない。それゆえ、出来るだけ教員の意思が疎通出来るように、意見交換の機会と場を作り、教員にそこへの参加を強く慫慂していくことが必要であろう。

学科の運営については、現在の段階では支障は出ていない。しかし、上述のように今後学科での教育が本格的に稼働しだしてくると、それをどのようにコントロールしていくかが重要な課題となってくることは必至である。その際には、あるいは学科主任の設置や学科会議の設置を考慮しなければならなくなるかもしれないことは上述したが、少なくとも学科会議が学科教授会という形になることは避けるべきであろう。また、学科主任という形式的な職位を置くのではなく、学部運営委員会のメンバーもしくは教員学部長補佐を各学科から専任し、学科のとりまとめ役的な役割を担わすのもひとつの方策であろう。

委員会の削減が良好な結果をもたらしている反面、委員会制のもつメリットを減じさせている点については、今後検討していく必要があるであろう。むやみに委員会を増やし、業務の重任を増すことは問題であるが、上のような教員間の共通認識形成の必要性を考えた場合、ある程度の委員会を置いておくことは意味があるように思われる。

C　法学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

法学部教授会は、特定任用教授１名、客員教授２名を除くすべての教員（2008（平成 20）年５月１日現在 31 名）から構成され、教育課程の編成や教員人事等法学部の重要課題に関わる最終的な審議・決定機関である。

学部の管理運営を効率的に行うために、法学部では、教授会と各種委員会の分業体制を採用している。教授会で審議される事項の多くはその事項を所管する委員会において事前に審議され、教授会審議のための原案作成もそこで行われる。大学全体の運営に関わる 19 の委員会のほかに、法学部は、独自に、学部長代理のほかに、合計 12 の委員会を設けている。学部長の諮問に応じて学部運営全般について大所高所から答申する学部運営諮問委員会、制度の改革・立案を担当する企画委員会、授業科目担当者の決定や時間割の作成を担当するカリキュラム委員会、学生の履修相談に応じる履修指導委員会、学生の国際交流を支援する国際交流アドバイザー、留学生の指導を担当する留学生指導員、学部の対外的な広報活動および学生の情報管理問題を担当する広報・情報管理委員会、教員の研究・教育、社会活動に関する評価を担当する教員評価委員会、テーマ別融合プログラムの適切な履修を促進するプログラム主任、専門科目のファカルティーディベロップメント（ＦＤ）を推進するＦＤ委員会、法学部の教育体制支援強化のためのセンター構想を担当する先端教育センター準備委員会、ならびに新学科設立に関わる新学科設立準備委員会、である。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、教授会の互選で選ばれた候補者２名の中から学長によって１名が任命される。学部長は、教授会における議長を務めるほか、各種委員を指名する。各種委員会の運営は、学部長との緊密な連携の下に、委員長がこれに当たる。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

今日、学部の管理運営上の仕事量は、膨大であり、なお増加傾向にある。法学部における各種委員会による分業体制は、概ね効率よく機能している。また、各種委員会における十分な審議の末に作成された原案が教授会で審議され決定されるこのシステムは、管轄と責任の所在の明確性、審議の徹底性、意思決定過程の透明性、教授会運営の効率性等の点で優れている。しかしながら、他方で、大学と学部の上記 31 の委員会に加えて、法学会７委員会、さらに教員の懇親会組織としての産法会が存在しており、全体として、39 の委員会が存在することになる。その上、人事関連、学部の見直しや新学科設立等に関連して、臨時に委員会または作業部会を設置することもある。それらをわずか 34 名の専任教員で運営する場合、どうしても１人の教員が不可避的に複数の委員を兼務せざるを得なくなる。

教員の教育・研究と学部運営上の分担の関係を如何にすればいいのかが、最大の問題点であると指摘できる。

学部長と教授会が各種委員会を媒介として連携する体制は、教授会の総意を汲んだ学部運営を実施するために適切な仕組みである一方で、委員会数のあまりの多さから一部教員に負担が偏るという弊害も伴う。とはいえ、学部長と各種委員会委員長との連携に基づく学部運営は、概ね適切に機能していると言える。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

役職の多すぎる兼務は、過剰負担と責任意識の希薄化につながる。それゆえ、委員会の人員構成の公平さを保ちながら、委員会の人的規模の縮小や状況と課題の変化に応じた委員会制度の絶えざる再編成を図る必要がある。また、教授会の取り組むべき課題の重点化を促進するために、十分な審議が必要な事項と事務的な処理が可能な事項とを峻別することが必要である。教育と研究という本来の任務を基軸として、効率的でかつ実のある学部運営をより一層心がけなければならない。

また、学部長は、教授会の議長であると同時に、大学の教学上の最高意思決定機関である部局長会に出席する唯一の学部代表であることから、その選任は教授会の総意を最もよく反映する方法によって行わなければならず、常に最良の選考方式を検討しておかなければならない。

法学部は、このような改善策および留意点とともに、各教員一人ひとりが教育者および研究者としての初心に立ち返り、お互いに触発しながら、法学部全体の良識を育み士気を向上させる努力が必要である。そのような精神的土壌の上に、学部長、各種委員会委員長、各種委員、教授会の有効な連携関係が築かれるものと認識している。

Ｄ　外国語学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は学部教学面の諸議案を審議・決定する機関であり、学部の総意が形成される。教授会は月一回定期的に開催されるが、必要に応じて臨時的に開催される場合もある。2008（平成 20）年５月現在、本学部が６学科４専修から構成されることから、教授会の構成メンバーは 57 名という大所帯となっている。

このように多くの学科・専修と大きな教員集団から構成されることから、教授会を中心とする学部運営では、当然ながら審議・検討事項も多岐に亘る。このため、教学事項を専門的に取り扱う各種委員会　―　現時点では、主任会議、運営協議会、カリキュラム委員会、図書委員会、情報教育委員会、自己点検・自己評価委員会の６委員会　―　を設け、各委員会で事前に審議し、その結果を学部教授会に諮り、最終的に決定するという手順で

諸案件を処理している。なお、教員の昇任および採用等教員人事については、学部長を議長とする７名の委員から構成される人事委員会がその任にあたっている。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

現状では、学部長は各委員会の委員長、および６学科４専修の主任と連携しながら機能分担を図っており、スムーズな学部運営に努力している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

学部運営上の課題は、やはり学科・専修の多さに起因している。諸案件に対して、各学科・専修にそれぞれ利害があり、学部として１つの方向性を打ち出すのに苦労している。教授会の場合、決定は全会一致が原則であることから、他学部に較べ意見集約に手間取ることも少なくない。また学科・専修の規模（学生定員、教員数等）が大きく異なるため（例えば、専任の教員数では 16 名の英米語学科と各３名のスペイン語・イタリア語・インドネシア語等)、大きな学科と小さな学科・専修との利害対立も無視できない。

また本年４月より人文系の学部に国際関係学科という社会科学系の新たなディシプリンが加わったため、新たな課題も生まれた。もちろん、人文系の８つの専攻語と国際関係学という社会科学系による「学びの融合」が、学部教育のフィールドを全体として大きく広げたというプラスは特筆される。だが反面、人文系と社会科学系の複数分野にわたる教員による学部構成から、教育方法や評価をめぐって意識面で若干の齟齬やすれ違いが見受けられる。ただ、これは新たな組織を立ち上げた際に見られる過渡期の現象であると考えており、その氷解へ向けて今後も努力するつもりである。また、上述した学科・専修の規模の違いから、小さな学科・専修の教員はいくつもの委員会の委員を兼任せざるをえず、過重な負担となっている。なお学部の自己点検・自己評価委員会の各委員は６学科４専修から各１名が選出され、その任にあたっている。

全般的にみると、教授会は学部の最高議決機関として教員の意思が充分に反映されており、他方執行部の意向も遅滞なく伝えられている。また学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性については、現状ではうまく運営、連携が実施されている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

人文系の８専攻語の学科・専修に加えて、社会科学系の１学科が並立するというユニークな学部構成を維持しながら、いかにして学部としての一体性を確保するか、が学部運営にとって最大の課題である。やみくもに規制を強めれば、各学科の特色や独自性が失われ、さりとてこれを放置すれば、各学科がいわば「独立王国」になりかねないというディレンマである。

この２つの、ともすれば対立する要請を満たすには、やはり学部長を中心に、細心にして果敢な組織運営を図る以外にはない。具体的には、学科・専修間の意思疎通の円滑化、学科・専修の規模によらない平等原則の堅持、学科・専修間の競争的環境の醸成、学部全

体の将来を見据えた学部長の強いリーダーシップ等による組織運営である。こうした組織運営を通じて、いわば「多様性の中の統一」を実現することが、本学部のユニークさを維持し、また活性化させる道であろう。

Ｅ　文化学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、2008（平成 20）年度現在、50 名からなる。教授 34 名、准教授７名、講師５名、助教３名、および学部長補佐１名であり、「文化学部長候補者選考内規」によって選出された学部長を教授会議長としている。学部長補佐は、2007（平成 19）年度秋学期より学長室所属の事務職員が加わったものであるが、「京都産業大学文化学部教授会内規」（第３条第 11 項、最近改正 2007（平成 19）年 10 月１日、以下「内規」と略称）によれば、学部長補佐はオブザーバーとして出席して発言は出来るものの、議決権はもっていない。

教授会は、毎月１回開かれ（入試と卒業判定の月はさらに１回加わる）、部長と全学委員会委員を通して、大学全体の報告・審議事項が討議され、また学部の問題が検討される。教授会は、このように教育および研究、教育課程、教育職員の人事等（「内規」第４条）においてその役割を果たしている。例えば教育方面に関しては、教授会の下部組織としてカリキュラム委員会等を設け、関係セクションの専任教員が代表として加わって問題の解決を図り、また人事については、人事委員会を設けて新規採用人事・昇任人事を審議し、学長および理事会に推薦している。学部教授会は、教育や人事といった方面の合意形成の上で、基礎的な役割を果たしているのである。また、中・長期的問題については学部運営委員会で慎重に検討している。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、教授会議長以外に、学部教育の中長期的なあり方を検討する運営委員会、人事委員会、教員評価委員会の委員長をも兼任し、大学全体と学部とのパイプ役を果たしている。大学全体と学部とのパイプ役としては、他にも教務委員会、学生部委員会等、大学全体のことを管掌する諸委員会があり、委員が教授会から選出されて派遣され、大学全体との中で学部教育の充実を図っている。教授会と学部長との連携協力は、良好に行われている。

学部教育方面では、教務委員とカリキュラム委員会委員長がそれぞれ選出されてその任務にあたり、また留学指導委員会や英語担当者会議、教職課程検討委員会をはじめとする 14 の諸委員会も設置されて、専任教員が学部運営の機能をそれぞれ分担し、効率のよい運営を目指している。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

学部長候補者は、教授会に設置された学部長候補者選考委員会によって選出され、学長に推薦されるが、当委員会は教授会の全構成員をもって構成されるので（以上「文化学部長候補者選考内規」第２条)、学部長候補者は効率的な合意の下で選出されている点は、長所と言える。

教授会には、女性の専任教員が 49 名中 13 名（26.5%）いるが、何ら隔てなく大学委員会と学部委員会の委員に選出されていて、重要な役割を果たしている。委員会委員の構成では、49 名の専任教員全員が何らかの委員として任務にあたり、学部運営に参画している。学部運営への参画と主体的な合意形成という点で、このことは高く評価できる。ただし、その一方で、委員を複数兼任する教員もいて、研究時間が任務の重さや忙しさによって奪われるという難しい現実がある。

そして学部に関する重要事項の決定では、教授会や学部委員会で審議がなされているが、効率的な審議と主体的な合意形成には時間がかかり、十分に審議が尽くされたところまでは行っていない。また大学全体にわたる諸問題については、関係する全学委員会委員を通して教授会で審議し、そして全学委員会の場で再審議して決定される。大学の運営にも参加できるシステムになっている点は評価できるが、教授会では議事が増える傾向にあり、審議時間が制約されているのが、問題点と言える。

さらに教授会の効率的な組織運営と主体的な合意形成という点から評価できる事項として、学部長候補者の選考以外に、教授会提案の新学科構想がある。この構想は、2008（平成 20）年４月、教授会により提議され、身体文化学科検討小委員会が運営委員会の下に設置されたが、効率的審議と主体的な合意形成という点に沿ったものだと言える。ただし、新学科構想は、教育組織の改革と同時に財政問題にも密接に関わるので、教授会では処理しきれない困難さをもっている。

以上、教授会と学部長との連携協力関係、および教授会運営に関する機能分担は、問題点があるものの、おおむね良好であると評価している。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

効率的な組織運営と主体的な合意形成には、十分な審議時間と構成員の協力が不可欠であるが、十分な審議時間の確保のためには、会議時間を延長して頻繁に開催する必要がある。しかし、その一方で、教員に教育の充実と研究の推進が求められているから、教育の準備と研究に費やす時間を確保した上で、心理的なゆとりを生むことも必要となる。したがって、（ⅰ）議事が多くて審議が尽くせない問題では、会議を効率化するために、①教授会に提出される案件を委員会レベルで十分に検討し整理する、②メール等の手段を用いて、教授会における報告事項は可能な限り減らし、教授会では注意の喚起にとどめる、③教授会運営を円滑にするために、教授会の機能と委員の業務内容を見直す、といったことが必要であろう。そして（ⅱ）委員の選出と配当では、現在、教授会の選挙と学部長の推

薦という２つの方法を採用しているが、業務内容の複雑化と特定の教員に委員が集中するのを避けるためにはやむを得ない。しかし、委員を複数兼任する教員がいるのは事実であり、多数の授業をこなしながら委員の任務を果たしているのが現状である。それゆえ、教員にとって必要な研究時間を確保して教育の質を向上させ、担当する委員の任務を十分にこなすためにも、①当該委員の担当コマ数を減らす、②委員の必要な業務内容を見直す、③委員の兼任自体を可能な限り減らす工夫等が求められる。

Ｆ　理学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

理学部教授会では、理学部教授会内規第４条により、学則等運営に係わる諸規程について審議することになっている。また、教育課程や教員人事に関する事項は審議事項になっており、数理科学科と物理科学科の各学科で議論された教育カリキュラム、それに伴う理学部履修要項の変更は常に教授会で審議承認されている。タイムスケジュールについては、毎年 11 月の教授会で次年度のカリキュラム等が決まる。特別な事態が発生したときも、常に教授会の審議承認を得ている。さらに、理学部教授会内規第 11 条により、教員の採用および昇任手続きは別に定めており、理学部手続要領に従って教員の人事が行われる。手続要領に従い設けられた人事委員会で、各学科から推薦された候補者に係わる事項について審議され、その結果を教授会に報告して承認を得る。学部長が教授会で承認された候補者を学長に推薦報告している。 なお、2008（平成 20）年度より、コンピュータ理工学部が開設されコンピュータ学科の大部分の教員が移籍したことに伴って、現在の理学部教授会は数理科学科および物理科学科の専任教員により構成されている。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

理学部教授会内規に、学部長が教授会で行う職務について明示されており、教授会と学部長の連携協力関係および機能分担は適切なものである。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教育課程や教育カリキュラムに関する議論は、各学科で教務委員を中心にそれぞれ議論され、その後、教授会で審議される。各学科がそれぞれ異なる教育目標を持ち、独創性を出すことができるという観点からこの過程は尊重すべきであり、評価すべきである。教授会では各学科間の齟齬、不具合を正すことになる。各学科連携の科目等については、各学科の意見を持ち寄り、主任会議で検討され教授会にて審議承認を得ている。 教員の採用および昇任手続きについても、やはり教員の各専門分野が異なることを考慮して各学科から推薦することが妥当である。重要審議事項はあらかじめ各学科の主任を通して、学科で十

分議論されている。その結果、教授会と学部長との連携はスムーズなものとなっている。懸案事項に対してワーキンググループ・小委員会を設けるなどして、機能分担を図っている。この機能分担は適切で評価すべきである。

今後善処されるべき問題点として、各種入試や年度末に起きる各種承認事項等のため、教授会が毎週開催される事態が発生することが挙げられる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

上記の評価すべき事項については、教授会の適切な運営のために、今後も取り組んでいきたい。

一方、毎週の開催が発生するという点については、学部長と教授会との間の信頼関係に基づいた機能分担により、開催回数を削減するよう取り組んでいくのが望ましいと考える。

Ｇ　工学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

本学の教授会は、各学部の専任の教授、准教授、講師で構成され、定例の教授会は毎月１回開かれる。またその他、学生の入学、卒業判定等の審議事項に関しては、その都度必要に応じて開催される。 昨年度までは、工学部に情報通信工学科と生物工学科の２学科があったため、工学部教授会は両学科の教員から構成されていた。2008（平成 20）年度からは、情報通信工学科は新規学生の募集を取りやめ、同学科の教員は新設のコンピューター理工学部あるいは理学部の専任教員となり、工学部においては兼任教員となったため、本年４月から教授会は生物工学科の教員のみで構成されることになった。このように、今年度以降の工学部の全般的な運用に関しては、生物工学科の専任教員で審議するが、2007（平成19）年度以前に入学した工学部情報通信工学科の学生に係わる審議事項については、工学部教授会で審議した結果を、情報通信工学科の兼任教員に諮り、承認を得ることにしている。

教授会は、教学や教員人事等の事項について審議しているが、本学の方針により、これらの審議事項の中で完全に教授会により意志決定されているのは、専門および一部の共通教育等の学部教育についてである。その他の事項は、学内のそれぞれの専門部署で情報を収集・分析して作られた草案が教授会に提出され、それに基づき審議するという形式がとられる。たとえば、入学試験においては、その方式および入試合否判定のプランは、入学センターにて作成される。学部教育のカリキュラムについても、全学的な共通教育、あるいは語学教育については共通教育センターを中心として審議される。これらの事項については、その草案が教授会で審議されるが、概ね提案された案にしたがって決定することが多い。

それに対して、学部の専門教育、および教員人事についての決定は専ら教授会の主体的な判断に委ねられている。専門科目の開講・休講・廃講、学年配当、必修・選択の区別等

は教授会で決定される。また、新規教員の採用人事の可否については学内関連部署との事前交渉に委ねられるが、採用人事が認められた場合には、具体的な人選等は教授会主導で行われる。また、教員の昇任人事については、教授会の意向が通常尊重される。

学部教授会の役割として、本学の上位決議機関である「理事会」「部局長会」との連携がある。本学の最高決定機関である理事会の審議事項は、部局長会と教授会で議論される。教授会の議長を務める工学部長は、部局長会の構成員でもあるため、学部の意見・要望等は必要に応じて学部長を通じて、「理事会」や「部局長会」に伝えられるようになっている。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

工学部では構成教員数が少ないこともあり、教授会と学部長との情報交換も行き届いており、良好な連携協力関係を築いている。また、学部内において教員はそれぞれ、教学やその他大学運営に携わる各種委員を務めている。学部レベルでの様々な業務は、学部長の指揮の下で、それぞれの委員が実務をこなすような形で機能分担されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－１

上述のように教授会では、主に専門科目の教学および人事（採用の手続き、昇任）については、教授会において意思決定されている。審議の過程においても各教員の意向も良く反映されており問題はない。

また、入学、全学共通教育科目等に関しては関連部署により事前に審議された草案が教授会に提出される。これらの事項について、教授会が独自に情報を収集、整理し、さらに審議、決定するのは非能率的である。現状は関連部署で作成された案を、教授会で審議の後に承認することが多いが、通常は良く練られた案が提出されており問題となることはない。しかしながら、しばしば教員が提出された案を十分理解しないままに承認することもあり、決定事項を実際に運用するときに問題が生じる場合がある。

全学的な連携を図る機関として、部局長会、理事会があるが、現状では学部長を通じて円滑な連携がなされている。しかしながら、教員の新規採用の交渉等では、学内の審議・決定に時間がかかり、また審議結果が教授会に報告されるものの、その後の交渉の余地のないところなどは問題点として指摘しても良いだろう。

（１）－２

前述の通り学部教授会と学部長の協力関係と機能分担については良好である。学部運営を学部長を中心として各種委員の教員が協力しながら行うスタイルは、本学において長期間踏襲されてきたものであり、効率的に機能している。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（１） －１

学部特有の教学に対する教授会の取り組みは、適切であり問題点はない。

他部署からの提案を受ける審議事項については、教員が理解不十分なまま審議を進めることがある。したがって教授会への提案に際しては、その立案に至るまでの経緯等を含めて説明することなどが必要である。各部署には草案のより丁寧な提示を心がけてもらいたい。

教員人事については、学内関連部署との交渉時期を早めてはどうであろうか。従来は教授会が５月末に人事の要望を出し、７月頃に返答を受け取ってきた。このスケジュールでは年度内に人事を完了するにはぎりぎりのタイミングである。もう１～２ヶ月スケジュールを前倒しにすることを検討してみても良い。

（１）－２

学部教授会と学部長の協力、および機能分担の関係は概ね良好である。この状態を継続できるよう教授会構成員が努力している。

Ｈ　コンピュータ理工学部

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科では、教授会は学部の教学（入学、学部教育、卒業、研究）のすべてに亘り審議、決定している。しかし、本学の方針として、全学部共通の教学である入学、受講、成績、卒業に関連した事項はそれぞれの管理部署で一括管理し、情報を提供により、学部教授会で審議決定している。たとえば、入学試験については、入試そのものの事務運営は入学センターで行い、合格者の最終決定を学部教授会の承認という形で行う。学部教育のカリキュラムについては学部横断的な全体方針は全学の教務委員会で検討し、科目選定、時間割等は学科内の作業後に、学部教授会で審議、決定する。卒業については、卒業判定に関わる事務を教務が行いその資料に基づき学部教授会で審議、決定する。教員人事で新任人事ついては全員参加の学部教授会で審議し、昇任人事ついては関係者を除く全員参加の学部教授会で審議し、決定するが最終判断は大学本部および理事会において決定する。教授会の構成員は学部教員全員である。原則として、毎月１回開催されるが夏休み等で休会となる場合がある。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008 (平成 20) 年度に開設し、教授会が発足したばかりであるが、コンピュータ理工学部教授会の役割や学部長との連携協力関係および機能分担等は、殆ど全て上記の工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科のそれと同様である。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科では、教学と学部の昇任人事に関連する審議、決定は当然、学部で行うべきで、事実、行っている。このことは評価できるであろう。本学工学部および理学部教授会では、学部教員数に確定した定員はなく、新任人事や補充人事については、常に大学との交渉に委ねられている。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008 (平成 20) 年度に開設し、教授会が発足したばかりである。したがって、完成年度に点検・評価を行うのが妥当である。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

＜工学部情報通信工学科＞＜理学部コンピュータ科学科＞

工学部情報通信工学科および理学部コンピュータ科学科では、学部教授会が学部の作業すべてを計画、実施、審議、決定をしていない。教学の多くは全学管理部署で計画、実施を行っている。学部教授会は計画の合意、審議、決定に関与している。この作業分担によるタイムラグ、意見の違いと誤解は教授会で常に問題となり、これらを改善するための方策を検討する。

＜コンピュータ理工学部＞

コンピュータ理工学部は 2008 (平成 20) 年度に開設し、教授会が発足したばかりである。今後の学年進行において、上記２学科の教授会における問題点を検討しコンピュータ理工学部の教授会運営において改善策を講じていく。

Ⅰ　全学共通教育センター

（１）教授会、研究科委員会

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性（全学共通教育センター所管の委員会の役割とその活動の適切性）

全学共通教育センターでは、教授会は存在しないが、その役割をカリキュラム委員会がその役割を果たしている。このカリキュラム委員会は、各学部から教員の代表者を選出し、学部との連携をとりながら、全学的な教学カリキュラム編成を担っている。このカリキュラム委員会の下に、各種運営委員会（人間科学・情報・体育・英語・外国語教育科目等）が設置されており、これらの各種運営委員会からカリキュラム委員会に審議事項が上程され、全学的な意思決定している。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性（全学共通教育センター所管の委員会とセンター長との間の連携協力関係および機能分担の適切性）

全学共通教育センター長は、全学共通教育科目について特化して審議できるよう、上記のカリキュラム委員会とは別に、全学共通教育センター運営委員会を管理運営している。上記の各種運営委員会から、全学共通科目に限定した議題が全学共通教育センター運営委員会に上程、審議する仕組みを有している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現行の全学的な“２つの委員会方式”は、特定の組織や担当者に共通教育の運営を委ねるのではなく、全学的なカリキュラムを種別的に議論・運営することを目的としている。しかしながら、現実的には、一部の教員に、その運営等が委ねられたり、そのため、現行の共通教育のカリキュラムを維持する程度の議論にとどまっていることや、学部教育の中での共通教育の位置づけが希薄であり、124 単位という卒業要件単位全体を捉えての議論にまで至らず、共通教育と学部専門教育とが乖離した議論がなされるなどの傾向が見られることも否めない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

全学共通教育センターにおける現在の“委員会方式”による運営方法は堅持することを前提に全学共通教育センター所管する委員会について、現行の委員会組織の再編およびその構成員（委員および委員長の選出方法）等について、抜本的に見直す予定である。

Ｊ　体育教育研究センター

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－１　学部教授会の役割とその活動の適切性

原則として、毎月１回の教授会を開催し、教員人事に関する事項、各種委員会の設置ならびに全学委員会および各種委員会の委員の選考に関する事項、研究および教授に関する事項、研究に係る諸規程に関する事項、部局長会の議を経て学長から諮問された事項、部局長会に審議を求める事項等を審議する。

（１）－２　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

体育教育研究センター長は全学共通教育センター長が兼務している。このことから体育教育研究センターの審議事項は、全学的な教養教育を担っている全学共通教育センターに反映されている。この点で体育教育研究センターと全学共通教育センターとは連携関係を保ち、体育教育研究センター長と教授会とは協力関係にある。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

体育教育研究センター教授会と体育教育研究センター長（全学共通教育センター長）は、協力関係を築き、役割分担も適切であると思われる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

今後も体育教育研究センター教授会を適切に運営していくため、体育教育研究センター長と構成員がお互いに機能分担等に協力するとともに連携関係を強化していく。

２　大学院における管理運営

■　大学院全体

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学大学院の管理運営に関しては、大学院委員会および研究科会議を通じて行われている。具体的には、本学の大学院研究科会議規程第４条に定める審議事項の中で大学院学則第８条第５項第３号に定める「研究課程に関する事項」によるところである。また、その報告は大学院研究科会議規程第５条により研究科会議で決議した事項は、大学院長に報告することとなっている。

（１）－５　大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学大学院の審議機関として大学院委員会と研究科会議があり、大学院委員会は大学院長、研究科長および各研究科から選出された指導教員（法務研究科においては教授）各２名をもって組織している。また、研究科会議は、研究科長および研究科の指導教員（法務研究科においては教授）をもって組織されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院全体の運営に関して、著しく例外的な研究科の活動方針が出されない限り、事実上その運営は各研究科の裁量に任されており、柔軟な発想を妨げるものではない。

さらに、大学院の審議機関である大学院委員会および研究科会議と学部の審議機関との相互関係は形の上では別組織であるが、それぞれの構成員が重複していることにより、関連性のある諸問題が円滑に処理されていると考えている。

しかし、各研究科内の教学上の管理運営組織は適切であるが、大学院委員会では研究科を横断するような教学上の問題について討議するには至っておらず、検討の余地はある。

研究科会議と教授会の関係は、それぞれの会議の長（研究科長と学部長）が同じ教員であり、研究科と学部を総合的な見地から管理運営できるという長所となっている反面、硬

直化し相互に束縛されるという懸念もある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

近年、教学上において学際的な研究領域が注目されており、それに対応した管理運営組織も必要となる可能性がある。柔軟な発想を活かす、あるいは個性化を促す意味でも大学院全体の統一性という枠にとらわれない運営も必要となろう。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会等）と学部教授会との間の相互関係の適切性に関しては、上記に記載したとおりであり、硬直化や相互束縛を防ぐ対策として、自己点検評価を強化してゆく。

※以下、研究科の特徴的な運営についての評価の視点のみ記載する。

Ａ　経済学研究科

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

経済学研究科の研究科会議は、「京都産業大学研究科会議規程」および「京都産業大学経済学研究科会議内規」により運営されている。会議は客員教授を除く全ての専任教員によって構成される。研究科長は学部長が兼任し、研究科長を議長としてほぼ月に一回定例に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。研究科会議は、「経済学研究科会議内規」にしたがい研究科の教育研究課程の改革・運営の重要課題に関して、カリキュラム、留学、入学・卒業判定、自己点検・評価、人事等の全ての問題について審議・意志決定する。

会議における決定は多数決を原則としているが、充分議論を尽くして全構成教員の了解を得る努力を重要視しており、教育目標実現に向けて自由な議論と民主的な意思決定により、効率的かつ効果的な会の運営を図っている。

（１）－５　大学院研究科会議等と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科会議は研究科に関する全ての案件を審議決定する最高機関であり、学部教授会とは審議内容等が重複することはないが、研究科会議の構成教員は同時にほぼ全て学部教授会に属するところから、両組織の意思疎通は適切に図られており、相互に教育目標達成のため有機的連携を保ちつつ運営されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

教育目標達成のため研究科会議は有効に運営されており、今のところ特段問題は見当たらない。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

研究科会議は、教育・研究指導を効果的に行うための組織としては機能してきたが、昨今の研究科生数の減少に対しては、多様な対応策を講じてきたものの、決定的な解決策とはならなかった。このため今年度から研究科会議および将来構想検討委員会の下部組織として、研究科会議の若手・中堅の構成員からなる大学院活性化ワーキング・チームを組織化し、入学者確保に向けて経済学研究科・通信教育課程の経験・民間調査機関の助言を参考に、研究科へのニーズの多様化を見据えた志願者確保の方策や、入試制度・履修制度の見直しを検討しているところである。

Ｂ　マネジメント研究科

（１）教授会、研究科委員会

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

マネジメント研究科会議は、京都産業大学大学院学則第８条に基づいて制定された「マネジメント研究科会議規程」によって運営されている。同規程によって定められているマネジメント研究科会議の審議事項は、研究科教員の人事、学生の入学・休学・復学・退学等身分に関わる事項、研究課程に関する事項、研究指導に関する事項、最終試験に関する事項および学位論文の審査、その他マネジメント研究科の運営に必要な事項とされており、これらに関して構成員の自主性を尊重しつつ審議を尽くしている。マネジメント研究科会議は、夏期休暇時を除き、原則毎月１回開催されているが、入学判定と学位審査の時には月２回以上開催される。

マネジメント研究科会議の構成員は、特定任用教員および客員教員を除く、マネジメント研究科所属の専任教員である。これらの構成員は、職位に関わらず、すべて同等の発言および議決権を有している。なお、2007（平成 19）年 10 月から、事務職員である研究科長補佐がオブザーバーとしてマネジメント研究科会議に出席しているが、補佐には議決権は与えられていない。

（１）－５　大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

マネジメント研究科の基礎学部は経営学部であり、したがってマネジメント研究科会議と経営学部教授会の構成員はほぼ重なっている。ただ、研究科教員となるためには、他大学の大学院の教員であった者を除いては、まずは原則として学部所属教員となって一定の教育実績を積んだ後、審査を経て本研究科教員となるようになっているので、構成員全員が一致しているわけではない。2008（平成 20）年度のマネジメント研究科会議と経営学部教授会の構成員数は前者が教授 18 名、准教授 16 名、講師１名の計 35 名で、後者が教授 18 名、准教授 21 名、講師３名の計 42 名であるから、経営学部教授会構成員の７名がマネジメント研究科会議の構成員ではない。

とはいえ、教授については全員が両者の構成員となっており、准教授も大半が重なっていることを考慮すると両者の間で意思の疎通が阻害されるような状況になってはいないといえる。また、本学では基礎学部の学部長が研究科長を兼任することになっており、マネジメント研究科長と経営学部長も同一者が職務を行っている。その面からも、マネジメント研究科会議と経営学部教授会の相互関係は適切に維持されているといってよい。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

マネジメント研究科会議の運用は規程に従って行われており、また職位に関わらず自由な発言が行われるようになっており、その意味では適切に運営されているといってよい。ただ、学部教授会と比べると審議される事項が限定されており、また時間も制限されることがあり、そのために、議論が十分になされていると言えないところもあることは事実であろう。

本学では、研究科長は基礎学部の学部長が兼任することになっているので、本研究科でも研究科長は専任ではない。それは学部と研究科との相互関係を円滑ならしめる上では有効に作用するが、逆に言えば、研究科長が学部運営に大きな時間と労力を取られるがゆえに、研究科固有の問題や改革に力を注げないことでもある。昨今、大学院を取り巻く環境も大きく変化してきており、それに素早く対応しなければ、研究科の将来に禍根を残すようなことも起こりかねない状況になっている。そのため、この研究科長と学部長との兼任は見直していく必要があると考える。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

研究科会議固有の問題により大きな時間をかけられるような仕組みを導入する必要がある。そのためには、研究科長と学部長との兼任を無くし、専任の研究科長を置くことが不可欠であると考える。

Ｃ　法学研究科

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

研究科の意思決定機関として法学研究科会議があり、議長は研究科長（学部長兼務）である。法学研究科会議では、人事、学生、カリキュラム、学位論文審査、入試等に関わる事項について審議している。そこでの議案のうち、カリキュラムや入試制度の改正に関わる事案等多くのものは、事前に法学研究科運営委員会で子細に検討される。同委員会は、委員長以下６名の委員から成り、学部との連携も意識して人選されている。法学研究科会議および法学研究科運営委員会の両機関の役割分担および運営はおおむね円滑かつ適切に行われていると考えられる。

（１）－５　大学院研究科会議等と学部教授会との間の相互関係の適切性

法学部教員が本研究科教員を兼務し、法学部長が法学研究科長を兼務しているが、法学研究科会議と法学部教授会は制度上別の審議機関であり、互いに独立しながらも、矛盾のない意思決定が可能となっている。なお、法学研究科会議および法学部教授会の審議事項の中でもとくに重要な問題に関しては、学部長を中心に学部長経験者および関連分野の教員から成る委員会が適宜組織され、検討が行われている。両機関の構成員はほぼ共通しており、意思決定において齟齬をきたすことはなく円滑かつ適切に運営されている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

実際に、法学研究科会議と法学部教授会は独立性を維持しながら整合的な意思決定が図られている。法学研究科会議および法学研究科運営委員会では、公正な審議と活発な議論が行われているが、目下の具体的な問題の解決を目指すものが多く、中長期的な戦略を練る恒常的な下部組織までは用意されていない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現状の組織運営に特段問題があるとは言えない。しかし、本研究科を一層活性化し、開かれた大学院を求める社会の期待に応えるためには、全学的な動向に配意しつつ、中長期的な視野で本研究科の方向性を見定め、具体的な提案を行うべきプロジェクト等を必要に応じ設定していくことが有益である。

Ｄ　外国語学研究科

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

大学院の管理運営は、研究指導教員によって運営される研究科会議と、大学院長、研究科長および各研究科から選出された指導教員各２名からなる大学院委員会に委ねられている。研究科会議は、各研究科のカリキュラムの決定、修士論文の審査結果の承認、入学試験の合否の決定、大学院担当教員や指導教員の承認等各研究科の問題を扱う。大学院委員会は、各研究科で決定された問題の最終決定や研究科全体にわたる問題の審議を行う。両者の役割分担は明確であり、その活動も適切である。

（１）－５　大学院研究科会議等と学部教授会との間の相互関係の適切性

外国語学研究科の研究科会議と学部教授会の間の相互関係は制度上存在しない。しかし両組織間の連繋面での有効性は、大学院授業担当教員がすべて学部所属の教員で占められていることで維持されており、学部と大学院の間の連携の必要性が看取されるときは十分検討されているので相互関係は適切と言える。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院授業担当教員がすべて学部所属の教員で占められているので、両組織間の連携には問題がない。また、全学的な組織である大学院委員会と本研究科の研究科会議の間の連繋も問題なく維持されている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

本研究科は本学の他の研究科と比べると、本研究科のみ博士課程を設置していないために、全学の大学院委員会の審議事項に博士課程にのみ特化した事項がある場合は審議に加わることができないことがあり、修士課程と博士課程の連繋面の不利益が存在する。本研究科にも博士課程の設置を強く望むところである。

Ｅ　理学研究科

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

本学大学院の管理運営に関しては、大学院委員会および研究科会議を通じて行われている。具体的には、本学の大学院研究科会議規程第４条に定める審議事項の中で大学院学則第８条第５項第３号に定める「研究課程に関する事項」によるところである。また、その報告は大学院研究科会議規程第５条により研究科会議で決議した事項は、大学院長に報告することとなっている。

（１）－５　大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学大学院の審議機関として大学院委員会と研究科会議があり、大学院委員会は大学院長、研究科長および各研究科から選出された委員２名をもって組織している。また、研究科会議は、研究科長および研究科の専任教員をもって組織されている。

本研究科教員は、ほぼ全員が理学部に所属している。また理学研究科長は、理学部長が兼任している。すなわち、学部教授会と研究科会議の構成員はほぼ一致している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

大学院全体の運営に関して、著しく例外的な研究科の活動方針が出されない限り、事実上その運営は理学研究科の裁量に任されており、柔軟な発想を妨げるものではない。

理学研究科内の教学上の管理運営組織は適切であるが、他研究科を含むような教学上の問題について討議する適切な組織は、今のところ大学院委員会しかない。（例えばＦＤ等）専門的な問題を、個別に議論する委員会を作ることは、教員の負担が非常に重くならなければ、検討する価値はある。

大学院の審議機関である大学院委員会および研究科会議と学部の審議機関との相互関係

は形の上では別組織であるが、それぞれの構成員が重複していることにより、関連性のある諸問題が円滑に処理されていると考えている。

研究科会議と教授会の関係は先にも述べたが、理学研究科長と理学部長が同一の教員であることは、研究科と学部を総合的な見地から管理運営できるという長所となっている反面、硬直化し相互に束縛されるという懸念もある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

近年、教学上において学際的な研究領域が注目されており、それに対応した管理運営組織も必要となる可能性がある。柔軟な発想を活かす、あるいは個性化を促す意味でも大学院全体の統一性という枠にとらわれない運営も必要となろう。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会等）と学部教授会との間の相互関係の適切性に関しては、上記に記載したとおりであり、特別に改善・方策について記するところはない。研究科長と学部長が同一教員であるために、管理運営が硬直化し相互に束縛される懸念については、将来的にその懸念が問題となる可能性があるのであれば、その懸念を解消するような仕組みを研究科会議（および学部教授会）で議論して、考えていけば良い。

Ｆ　工学研究科

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

工学研究科前期課程指導教授は情報通信工学専攻 13 名、生物工学専攻 12 名の計 25 名からなる。また、工学研究科後期課程指導教授は、情報通信工学専攻 11 名、生物工学専攻 12 名の計 23 名からなる。工学部長を工学研究科長とし、研究科会議は研究科長および研究科の指導教授の 25 名から構成されている。研究科会議は定例毎月１回開かれる。またその他、学生の入学、学位論文の審査等に関しては、その都度必要に応じて開催される。教授会とは異なり大学院生の数も少ないこともあり、研究科会議においては学則に掲げられた６つの項目について研究科会議の主体的な判断によって決定されている。各専攻科には大学院委員各１名が指名されており、各専攻における庶務一切の取り纏めを行っている。

また、「大学院委員会」「部局長会」等の研究科会議よりもより上位の大学院関連の審議機関との連携においては、「大学院委員会」に研究科長と各専攻科の大学院委員が出席している。研究科レベルでの要求も、それが実現されるかどうかは別として、大学院委員会を通じて関係部局に伝えることが可能である。逆に、関係部局からの要望・決定事項も大学院委員会を通じて研究科に伝えられる。

学部に存在しているような各種の委員会については、そもそも全学的な組織が存在しないために、工学研究科においては特段のものは存在していない。

各専攻科においては、所属する専任教員だけからなる専攻会議も必要に応じて開催され、

専攻科内の諸事案の審議や意志決定を行っている。上記の大学院委員は、この専攻会議の招集を行い、議長の役も務める。

（１）－５　大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

2007（平成 19）年度までは、工学研究科会議の構成員と工学部教授会の構成員は完全に同一であったが、2008（平成 20）年４月のコンピュータ理工学部開設により、工学部の旧情報通信工学科に所属していた教員が工学部教授会からコンピュータ理工学部教授会と理学部教授会に分離異動することとなった。しかし、工学研究科の構成員自体にはほとんど変動はなく、また、研究科・学部ともにそれぞれの管掌する事案は明確に区分されてもいるので、本質的な問題はとくに発生していない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

（１）－４

工学研究科の研究科会議、研究科委員会は、その教育・研究の円滑な運営に資する諸機能を有し、そのために適切な機能を発揮するため、主体的に運営しており、現状ではとくに大きな問題点はない。また、大学院委員会等の上位組織との関係も、同委員会に研究科長、大学院委員の計３名が出席しているため、十分な連携が取れており、問題は認められない。ただし、学部に設けられている教務・学生部等の各種委員会に相当するものが大学院には存在せず、すべての事案が大学院委員会のみに集中しているため、将来、研究科の規模が大きくなれば破綻をきたす恐れもある。

（１）－５

工学研究科会議は、現在定められている規程に基づいて円滑に開催・運営されており、とくに問題は認められない。

〔改善対策（上記２項目を含む）〕

（１）－４

工学研究科では学則に定められた審議事項について主体的に判断しており、問題点はとくに認められないが、学部と違い大学院では大学院委員以外に委員がないため、ややもすると大学院委員に負担が偏りがちである。現在の良好な活動を継続するためには、教員レベルで大学院委員の仕事を補佐するポスト等が必要と言える。

（１）－５

現状では、特段の改善の必要性は認められない。限られた人数しか存在しない各研究科・専攻の教員組織の脆弱性に鑑み、屋上屋を重ねるがごとき諸委員会組織の乱造は厳に慎むべきであろう。

G　法務研究科（法科大学院）

（１）教授会、研究科委員会

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

法務研究科の最高意思決定機関は「法務研究科会議」であり、いわゆる学部で云うところの教授会である。この法務研究科会議で審議・報告に付す事項は、事前に運営委員会において調整する。なお、この運営委員会の構成員は、研究科長を委員長とし、教務・入試・ＦＤ・学生・学修支援の各委員会の責任者が委員であり、それぞれの委員会で討議・検討された内容について運営委員会の検討を経て、研究科会議で審議・決定するというシステムになっている。

（１）－５　大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

専門職大学院のため、基礎学部を持たない。よって学部教授会との関係はない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2008（平成 20）年４月１日に研究科長が交代したのを機に、法務研究科の各委員会組織の見直しを図り、活動を休止しているかもしくは不活発な委員会について廃止・統合を行った。休止または不活発な委員会が存在したことは、本研究科が設立して間もない時期に、事案に応じて委員会を組織したためで、当該事案が解決した時に解散または改組すべきであったものを放置したためである。そのこと自体が、管理体制が不十分であったことを示している。今回の組織改革により、（１）－４　に記した７委員会（教務、入試、ＦＤ、学生、学修支援、自己点検・評価委員会、教員評価委員会）とした。また、各委員会の上に運営委員会を設置することにより、研究科会議と各委員会との関係を明確に整理することができ、何よりも各委員会が活発に活動するようになった。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

改革を行ったところであり、現在のところ記述する改善策はない。

H　経済学研究科（通信教育課程）

（１）教授会、研究科会議

〔現状説明〕

（１）－４　大学院研究科会議等の役割とその活動の適切性

本研究科（通信教育課程）には、本研究科（通信教育課程）の担当教員全員が参加する「経済学研究科会議（通信教育課程）」が存在し、運営上の方針や問題点についての話し合いの他、入学者選抜、最終研究課題レポートの審査等を行っている。会議は月に一度であるが、メーリングリストによって日頃から意思疎通を図り、問題点の共有やノウハウの構

築に役立っている。

（１）－５　大学院研究科会議等と学部教授会との間の相互関係の適切性

経済学研究科会議（通信教育課程）の構成員は、学部教授会ならびに通学制研究科の構成員に包含されており、情報を共有している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

「経済学研究科会議（通信教育課程）」は、上記２項目に鑑みて、経済学部と研究科の教授会・研究科会議の活動や目的とも合致した、適切な方法で通信教育課程を運営する上で、適切かつ重要な活動を行っている。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

改善すべき明らかな問題点は存在しない。

第１３章　財務

〔到達目標〕

近年における少子化の影響から、私立大学をめぐる経営環境は非常に厳しい状況にあり、18 歳人口は、1992（平成４）年に 205 万人であったのが 2008（平成 20）年には 124 万人へと減少し、今後 10 年間は 120 万人前後で推移すると予想されている。

このような環境の中、2005（平成 17）年に本学は、創立 50 周年〔2015（平成 27）年〕に向けたグランドデザイン（中長期事業計画）を策定した。この中の財政部門では、「財政基盤の強化」を謳っている。その基本的な構想としては、学生の資質や能力の向上を実現することによって、本学に対する社会的評価を高め、その結果、一定数の志願者の確保、学生の質と量の確保、すなわち、一定の高水準での教育レベルの維持を可能とするものである。そうなれば、企業等からの評価も高まり、学生の卒業後の進路の確保や共同研究の増加、ひいては外部資金や寄附金の獲得が可能となる。このような好循環が繰り返されることで、「財政基盤の強化」が図られることとなる。

以上のことから、本学が掲げる「自由だが鍛えられる大学、厳しいが成長できる大学」を達成するために必要な教育・研究活動や人的・物的資源に対し、積極的かつ重点的に資金の投下を図る。

また、教育・研究活動の充実による資金獲得の他、支出構造の抜本的な見直しや収入の多様化等、これまで以上に積極的な展開を図ることにより、「長期的に安定した財政基盤」を確立する。

（１）中・長期的な財務計画

〔現状説明〕

（１）－１　中・長期的な財務計画の策定およびその内容

本学は、1965（昭和 40）年の開学以来、キャンパス一拠点化構想を基軸に学園整備計画を推進してきた。第１期施設整備事業〔1965（昭和 40）年から 1979（昭和 54）年〕では、主として教室棟、計算機センター棟（現：情報技術実験室棟）、体育施設等教学施設の整備、第２期施設整備事業〔1980（昭和 55）年から 1991（平成３）年〕では、研究室棟、実験室棟、中央図書館等、教育研究施設を整備してきた。第３期施設整備事業〔1992（平成４）年から 1999 年（平成 11）年〕では、神山ホール、９号館、第３研究室棟、神山研修室棟、総合体育館、課外活動棟、神山コロシアム、国際交流会館、10 号館、11 号館、８号館の増築、第４期施設整備事業〔2000（平成 12）年から 2007（平成 19）年〕では、松の浦セミナーハウス、第４研究室棟、12 号館、５号館建替え、13 号館（法科大学院棟）、神山球技場、第２課外活動棟、屋内野球練習場等の建設により順調に教育研究環境の充実に努めてきた。さらに、2007（平成 19）年には、附属中学校・高等学校を開設した。

これまでは、毎年度の消費収支の均衡を図りながら、上記の施設整備事業に合わせた第

２号基本金組入れや、研究制度、教育研究設備の整備、課外活動援助金および奨学金等の制度を整備するための第３号基本金組入れも行ってきた。

また、その裏づけとなる本学財政は現在まで良好な状況を維持し続けてきた。これは常に消費収支上、収入超過状態を堅持してきていること、基本金をはじめとした内部留保が充実していることなどが示しているところである。

今後は、グランドデザインに基づいて策定した中長期の財政計画を検証しつつ、更新していくことで、教育研究の質を低下することなく、今後の建設計画に伴う資金である第２号基本金や各種制度の構築のための第３号基本金を確保することが重要となる。

また、2006（平成 18）年から開始された、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標判定表によれば、本学は、2006（平成 18）年度・2007（平成 19）年度ともに正常状態との判定である「Ａ１」を受けた。

〔点検・評価〕

本学の財政状況について、過去５年間の〔貸借対照表（付表②）参照〕を分析すると、その概要は以下のとおりである。

資産の部では、既述のとおり、教育研究施設の整備・充実に伴い、2007（平成 19）年度は 2003（平成 15）年度に比べ、有形固定資産が 3.8%、将来の備えである引当特定資産（引当特定預金含む）を含むその他の固定資産も 12.8%の増加、流動資産を含めた資産の部全体では、9.4%の増加となり、着実に本学の資産規模が拡大していることを表わしている。

一方、負債の部では、固定負債、流動負債とも毎年減少し、2007（平成 19）年度は 2003（平成 15）年度に比べて 21.0%減少となったが、これは長期・短期の借入金が大幅に減少したことが大きな要因となっている。

資産の部から負債の部を差し引いた残額である、基本金と消費収支差額は、2007（平成 19）年度は 2003（平成 15）年度に比べて基本金が、11.1%、消費収支差額は 173.9%増加した。このことは、自己資金を充分に保有していることを示している。

また、過去５年の〔消費収支計算書（付表①）参照〕にも安定した財政基盤に基づいた大学運営が行われていることが表れている。2003（平成 15）年度から 2006（平成 18）年度までは、収支とも微増で推移しているが、2007（平成 19）年度には、収支がそれぞれ増加している。これは 2005（平成 17）年度に策定したグランドデザインによる教学改革の進捗による、各種計画（学生支援、進路支援、国際化、課外活動支援、情報化、教育研究活動の拡充等）への資金投下が、教育研究活動の充実に繋がっていることや、2007（平成 19）年度に附属中学校・高等学校を開設したことによるものである。

なお、中長期事業計画において、特定の年度に事業計画が集中していることが課題である。

〔改善方策〕

今後の予算編成にあたっては、限られた財源の中で、グランドデザインに基づく中長期事業計画に対応するために必要な資金を捻出するとともに、長期的に安定した財政基盤を確立する。また、大学本来の使命である教育研究の維持発展を図るため、グランドデザインの推進（情報化の推進、入学前教育の充実、受入学生の多様化に伴う教育内容の改善等教育環境の改善施策、キャリア教育の充実、進路支援の強化等ソフト面の充実等）を優先課題として、これらの施策を重点的に配分する予算編成を行うこととし、建設計画については、特定の年度に集中することなく、可能な限り分散化していくよう調整を図る。

（２）教育研究と財政

〔現状説明〕

（２）－１　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

2015（平成 27）年に創立 50 周年を迎える本学は、中長期事業計画としてグランドデザインを策定した。改革の基本項目としては、「教育改革」、「研究改革」、「学生支援・社会貢献・キャンパス整備計画」を掲げているが、それらの改革を推進するにあたって、確固たる財政基盤が必要であるのはいうまでもない。

現在の本学の財政状況は良好な状態を堅持しているといえる。それは、基本金をはじめとする内部留保が確実に増加している点、また、開学以来、消費収支上において収入超過の状態を維持している点である。

〔消費収支計算書（付表①）参照〕からみる財政状況については、以下のとおりである。

まず、収入面であるが、本学のように学生生徒等納付金への依存率が、帰属収入の 75.9%を占めている学校法人においては、収入に直結することとなる学費の設定と志願者と学生数の確保が、収入の安定性の大きな要素となっている。学費に関しては、質の高い教育研究水準を維持向上するために、値上げによって収入増加を図りたいところではあるが、近年の経済状況を鑑み、2002（平成 14）年度から据置き、値上げには踏み切れない状況が続いている。

手数料は、過去５年間の平均でみると、帰属収入の約５％となっている。入試制度の見直しによる複数受験対応によって、大幅な志願者減とはなっていないものの、18 歳人口の減少によって、入学志願者が実人数では減少傾向にあり、今後は大幅な手数料の増収は期待できない。

一方で、私立大学等経常費補助金をはじめとする国庫補助金については、近年、特別補助をはじめ、競争的な資金へと予算がシフトしており、特色ある教育や研究について、積極的に申請している。その結果、特別補助は増額傾向にあるが、一般補助は減少傾向となっている。帰属収入に占める補助金の構成比は７％台で推移しており、2007（平成 19）年度にはじめて８％台となった。

学生生徒等納付金、手数料そして補助金の増加が見込めない状況下において、ペイオフ解禁や低金利対策を課題とし、2002（平成 14）年４月に資金運用管理委員会を設置し、資金運用による収入増加の方策に着手することとなった。毎年度、資金の安全性を保ちながら、効率性を追及した運用方針を立て、現在では、資産運用収入は、補助金に次ぐ大きな収入源のひとつとなっている。

帰属収入全体をみると、2007（平成 19）年度は、2003（平成 15）年度に比べ、13.2%増加している。これは 2007（平成 19）年度の附属中学校・高等学校の開設に起因するところが大きい。

一方、支出面において「人件費」は、専任事務職員の削減、雇用形態の多様化により、2006（平成 18）年度までは微増で推移したが、2007（平成 19）年度は附属中学校・高等学校の開設により前年度対比で約 10%増加した。「教育研究経費」は、グランドデザインによる教学改革の進展に伴う経費や新設建物等の減価償却額およびその維持費（光熱水費、機器の保守管理費等）の増加、附属中学校・高等学校の開設により、2007（平成 19）年度は、2003（平成 15）年度に比べ 26.3%増加した。「管理経費」は、事務の効率化の推進によりその節減に努めてきたが、組織の改編（学部・学科等の開設）や広報戦略の拡充を行ってきたことなどにより、増加傾向にある。「借入金等利息」は、2006（平成 18）年度までは、借入元金の減少に伴い、利息負担額は減少しているが、2007（平成 19）年度は、附属中学校・高等学校の校舎改修資金を借入れたことにより前年度より増加している。

これらから、消費支出全体では、2007（平成 19）年度は、2003（平成 15）年度に比べ 21.1%増加した。

以上のとおり、支出面では組織の拡大に伴う人件費やグランドデザインによる教育・研究活動の充実を実施していくために必要な経常的経費が増加しているものの、外部資金の獲得や資金運用をはじめとする収入の多様化を図り、現状では、安定した財政基盤を確保できている。

（２）－２　教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

毎年次年度の事業計画の遂行にあたっては、「充分な教育研究プロジェクトが遂行できるか」、「それらの事業計画が財政に大きな影響を及ぼさないか」等を検証しながら予算編成段階において、収支のバランスを確認し、各所属の予算要求に基づいて予算編成を行っている。しかし、過去５年間では予算、決算ともに上昇傾向ではあるものの、教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）が 30%に届いていない状況である。教育研究のために充分に資金を投下してきたとは言い難い。

財政確保を図るための制度・仕組みの整備状況としては、安定的な収入増加の方策として、資産運用に着手し、資金運用管理委員会を設置し、関連諸規程を制定した。運用する資産は、目的に応じて、債券を中心とする中長期のものと銀行の定期預金や通知預金とい

った短期のものに区分し、資金計画に沿って効率よく運用している。

人件費に関しては、教育研究の十全な遂行のために、専任教員数については、2007（平成 19）年度は 2003（平成 15）年度と比較して、学生一人当たりの教員数が 0.04 人から 0.05 人へ 0.01 ポイント増加している。また、専任職員数については、総額人件費を抑制するために、特定職員に切り替えることで対応し、財政の確保に努めている。

基本金組入れ額については、過去５年平均で約 26 億円の組入れができている。

2007（平成 19）年度末で保有する基本金は、第１号基本金として、約 764 億円、第２号基本金として、校地取得資金、施設取替更新資金、施設・設備整備資金の総額で約 114 億円、第３号基本金として、研究基金、教育研究設備整備基金、課外活動援助基金、奨学基金の総額で約 80 億円となっている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度にかけて、過去５年間の財務状況〔消費収支計算書（付表①）参照〕を点検した結果、主な収入、支出状況については、以下のとおりである。

①学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／帰属収入）については、81.2%から 75.9%の間で安定的に推移している。学生生徒等納付金における 2003（平成 15）年度と 2007（平成 19）年度との対比では、新しい学部学科の増設等による増加要因はあるものの、2007（平成 19）年度までは臨時的定員増の段階的解消による影響を受けて、結果的には減少となっている。そのため、2007（平成 19）年度において法人全体では、附属中学校・高等学校の開設による学生生徒等納付金の増加要因はあるものの、大学では、学生定員の減少と 2002（平成 14）年度からの学費据置きが要因し、収入額ベースでは微減となっている。

②手数料については、帰属収入の 6.12%から 5.31%で推移している。実受験者数が増加していない状況ではあるが、多くの大学が志願者確保に苦慮し、定員割れを起こしている一方で、減少はしているものの、定員は確保できている。評価すべき点は、志願者の手続の利便性を考え、コンビニ収納や他大学に先駆けて、ネット出願を導入したことである。

③寄附金については、2007（平成 19）年度決算では、附属中学校・高等学校の設置者変更に伴って引き継いだ固定資産の現物寄附の計上分が特殊要因となって、大幅な増加となっているが、過去５年間でみると、年度によってばらつきがあり、安定的な収入となっているとは言い難い。

④補助金については、過去５年間では、36.5%増加している。2007（平成 19）年度の増加要因は、附属中学校・高等学校の開設によるものである。

⑤資産運用収入については、着実に増加し、金利上昇といった外的要因もあるが、保有資産（預金含む）の増加とともに、効率的に運用を行ったことにより、運用収益は増加している。

一方支出面では、人件費比率（人件費／帰属収入）は、50%を割って、減少傾向にある

ものの、人件費依存率（人件費／学生生徒等納付金）については、過去２年で、60％を超えている。今後新しい学部の創設等によって学生生徒等納付金の増加要因はあるものの、教員数も増加が見込まれるため、人件費比率は 50％を超え、人件費依存率はさらに増加することが予想される。

次に教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）であるが、30％を割っている状況が続いている。過去５年間では着実に増加傾向となっているが、更なる教育研究事業への資金投下が望まれる。一方、管理経費については増加傾向となっているため抑制が求められる。

第３号基本金については、課外活動援助基金が 2007（平成 19）年度に組入予定額に達し、また、奨学基金は 2010（平成 22）年度に組入予定額に達することから、これらの運用果実（利息額）を有効に活用し、更なる学生支援体制を築くことが可能となる。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

中長期事業計画が策定されたことによって、その計画を実行していくための資金を確保しなければならない。これまで内部留保した資金が事業計画の執行に伴い、減少することとなるため、収入増加を図るために、様々な策を講じなければならない。

主な収入源である学生生徒等納付金については、2002（平成 14）年以降、スライド制であるものの、値上げしていない状況であり、改定方法も含め、見直す必要がある。2008（平成 20）年度に学費小委員会が発足し、課題解決に向けて審議中であり方向性が固まりつつある。

補助金については、できるだけ積極的に申請し、補助金の増加による財政基盤の安定や採択という結果だけにとらわれず、プロジェクトを練り上げ、教育研究の質の向上を目指すプロセスが重要である。また、補助金に採択された場合は、受けた補助金分以上の教育研究の効果がでているかを検証し、ムリ・ムダがあれば改めなければならない。

資金運用、寄附金の増加策については、次の外部資金の記述を参照されたい。

（３）外部資金等

〔現状説明〕

（３）－１　文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

科学研究費補助金については、文部科学省および日本学術振興会からの公募通知を受けた後、部局長会、教授会を通じ、専任教員に対して公募情報の周知を徹底するとともに、学内説明会を開催し、当該年度の科学研究費補助金のルール改正点等の説明を行い、教員による積極的な申請を促している。また、2007（平成 19）年度からは本学独自の研究支援制度「総合研究支援制度」を導入し、科学研究費補助金に申請する教員を対象に研究費の支援を行う等、大学全体としても積極的な活動を行っている。総合研究支援制度を実施後、

着実に申請件数は増加し、2007（平成 19）年度科学研究費補助金への申請件数は 154 件となり、内採択件数は 74 件、直接経費 92,520 千円を受け入れることとなった。

【科学研究費補助金申請採択状況（2003 年度～2007 年度)】

	申請件数			採択件数			採択率（採択件数／申請件数）			補助金額(千円)			（参考）	
年度	新規	継続	合計	新規	継続	合計	新規	継続	合計	新規 a	継続	合計	新規採択分の申請金額（千円）b	充足率 a/b
2003	83	29	112	19	30	49	23%	103%	44%	37,900	38,800	76,700	51,362	74%
2004	94	36	130	17	36	53	18%	100%	41%	31,300	43,564	74,864	41,491	75%
2005	107	29	136	20	30	50	19%	103%	37%	39,000	36,035	75,035	51,953	75%
2006	100	29	129	23	32	55	23%	110%	43%	31,500	38,300	69,800	43,508	72%
2007	115	39	154	33	41	74	29%	105%	48%	48,120	44,400	92,520	67,897	71%

受託研究・学外共同研究・研究助成寄附金等の外部資金（以下、「受託研究等」という）については、2003（平成 15）年度に産学連携を担当する専門組織としてリエゾンオフィスを設置し、積極的に外部研究資金獲得を目指す教員の支援を行うとともに、本学の研究活動情報を積極的に公開している。また、特許申請等研究成果の知的財産化への支援も行うなど、産学連携を推進してきた。

これらの事務的支援を行いつつ、教員に対して産学連携への周知活動を継続的に実施した結果、2003（平成 15）年度中に実施していた受託研究等は 18 件、受入金額は 25,516 千円であったが、2007（平成 19）年度には実施件数 38 件、受入金額では 84,708 千円となった。

【受託研究等資金獲得状況（2003 年度～2007 年度)】

年　度	受託研究	共同研究	研究助成寄附金	その他	受入金額（千円）
2003(平成15)年度	6	7	3	2	25,516
2004(平成16)年度	6	7	4	1	26,176
2005(平成17)年度	9	10	6	2	32,352
2006(平成18)年度	11	8	7	2	46,357
2007(平成19)年度	18	9	7	4	84,708

【受託研究等資金獲得状況（2003 年度～2007 年度）（グラフ）】

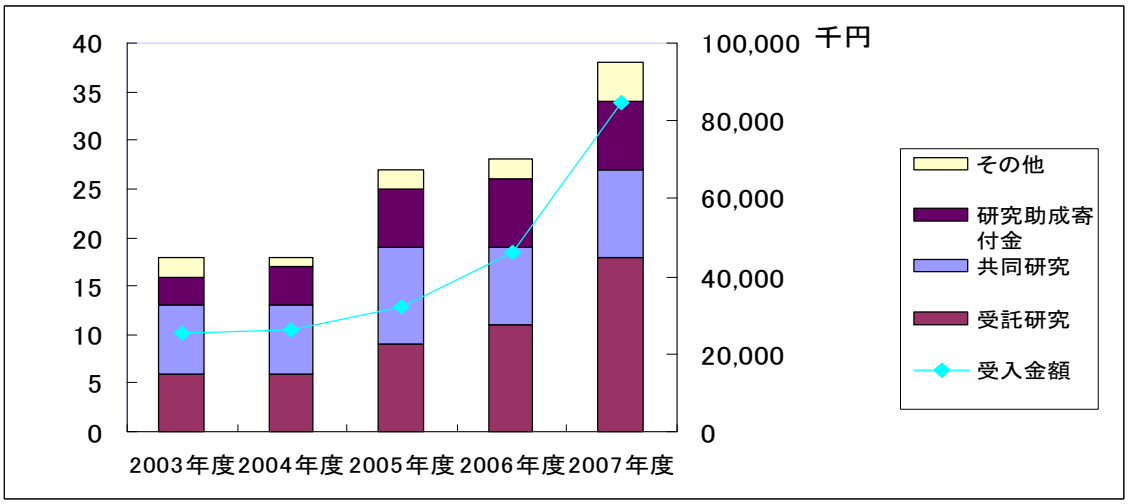

寄附金事業の中心となる教育振興資金は、第１次の募集期間として、2001（平成 13）年４月から３年計画で開始し、目標額３億円を達成した。次いで、第２次は、2005（平成 17）年１月から募集を開始し、募金目標額は単年度 3,000 万円、３年間で 9,000 万円であったが、達成率は 56.1%であった。そして、第３次は、2008（平成 20）年１月から５年計画で開始し、４月からは、附属中学校・高等学校の保護者を対象とした教育振興資金の募集も行っている。

また、第３次の開始にあたって、在学生保護者に対する寄附の金額を、一口１万円から５万円に引き上げた。一口の金額単位が小さければ、広く寄附を募るという目的は達成できるが、一方で、寄附総額が減少したためである。また、2008（平成 20）年４月から附属中学校・高等学校の保護者に対しても、一口５万円での募金事業を行うことから、同額に設定した。

次に募集回数であるが、現在、在学生保護者に対しては、年２回募集しているが、１回目と２回目を比較して１回目のほうが、件数が多く、２回目の費用対効果を考慮し、年１回のみとした。

【寄付金状況】

科目＼年度	2003年度 決算額	2004年度 決算額	2005年度 決算額	2006年度 決算額	2007年度 決算額
寄付金	164,106,439	61,154,389	86,632,347	46,163,462	134,036,994
特別寄付金	115,305,073	43,800,115	51,854,183	25,017,196	35,420,670
一般寄付金	14,000	0	0	0	0
現物寄付金	48,787,366	17,354,274	34,778,164	21,146,266	98,616,324
前年度対比		▲ 102,952,050	25,477,958	▲ 40,468,885	87,873,532
趨勢構造比率	100.00	37.27	52.79	28.13	81.68

資産運用は、過去５年間で大幅な増収となっている。2002（平成 14）年度に資金運用管理委員会を立ち上げたが、当時、資金運用に関する検討プロジェクトを経て委員会発足につながったものである。2001（平成 13）年度以前は、関連諸規程に基づき、会計課長が中心となり運用する体制をとっていた。しかし、2002（平成 14）年４月のペイオフ解禁、低金利対策といった外的要因に加え、内部統制を図るために、運用機関、運用対象商品の選択やリスク管理方針、年度ごとの運用方針を定め新たな資金運用体制を構築した。

【資産運用収入】

年度 / 科目	2003年度 決算額	2004年度 決算額	2005年度 決算額	2006年度 決算額	2007年度 決算額
資産運用収入	293,061,951	426,165,567	520,308,358	834,912,100	1,183,496,191
受取利息・配当金	275,373,106	416,543,299	509,017,842	813,835,582	1,159,054,573
第3号基本金受取利息	10,354,019	0	0	0	0
施設設備利用料	7,334,826	9,622,268	11,290,516	21,076,518	24,441,618
前年度対比		133,103,616	94,142,791	314,603,742	348,584,091
趨勢構造比率	100.00	145.42	177.54	284.89	403.84

〔点検・評価〕

科学研究費補助金への申請促進施策として、現在、個人研究費の申請においても科学研究費補助金と同様の研究計画書の提出を義務付けることにより、科学研究費補助金申請に向けた研究計画書作成作業への経験値を上げるとともに、申請を行うことへの心理的負担の軽減に努めている。これに加え、2007（平成 19）年度から総合研究支援制度を導入し、科学研究費補助金申請者に対して、採否結果に関わらず研究費の支援を行い、研究活動の意欲の増進に制度的に応えている。これらの制度の改革を行った結果、申請数の増加および研究費の獲得増加につながっている。

しかしながら、総合研究支援制度の実施においては 2007（平成 19）年度の教員への配分額は 61,662 千円、執行実績で 49,299 千円を費やしており、今後の取り組みについては、３年ごとの見直しが予定されているため、再検討を行う。

受託研究・研究助成寄附金等の獲得状況は、教員の努力もあり、2003（平成 15）年４月にリエゾンオフィスを設置以来、件数、金額ともに順調に推移している。しかし、本学の学部構成上、民間企業等からの要望が高い商品性（市場性）の高い研究成果は生まれにくく、そのため、工学部生物工学科や情報通信工学科に所属する教員のなかでも比較的応用研究分野にも通じる研究を行っている教員に依頼が集中する傾向が強くなっている。ただ、工学部の専任教員においても 20 数名での対応であり、今後、受託研究等の研究件数の著しい増加を望むことは困難であると思われる。

このような中、近年は、本学教員が自ら公的な競争的研究資金や外部組織が行う助成金

等に申請・採択されることも多くなってきており、比較的基礎研究領域にて、外部研究費を導入できることが可能となってきていることは、好ましい状況であると判断している。

教育振興資金は、2001（平成 13）年度に開始した寄附金事業である。教育振興資金は特別寄附金として計上しており、2003（平成 15）年度の額から比較すると大幅に減少している。（９ページ寄附金状況参照）第１次は目標額を達成したものの第２次で達成できなかった最大の要因は、第１次では専従の募金室で運用していた募金事業を、第２次では経理部のなかに募金担当として吸収し、事務担当体制を縮小し、積極的な募金事業が展開できなかったことによるものである。

資金運用に関しては、資金運用管理委員会発足時に「資産運用収入 10 億円」を目標としており、2007（平成 19）年度に達成したことは大いに評価すべきである。しかし、経済の低迷による世界的な金融不安を払拭できないため、今後も注視は必要である。また業務効率化を目的として、2005（平成 17）年から金融機関とコンサルタント契約を締結し、適宜情報を収集し、リスク回避に努めている。

〔改善方策〕

創立 50 周年を 2015（平成 27）年に控え、これからの時期は周年募金事業への展開が寄附金増収のキーポイントである。単に寄附を募るのではなく、ようやく 50 年の歴史を築けた慶びを卒業生とともに分かち合い、社会で活躍する卒業生たちに、後輩たちをすすんで応援してもらえるようなメッセージを発信する。具体的には、「(仮称）創立 50 周年事業募金委員会」を発足させ、委員会を中心とし、教職員、在学生保護者、卒業生に対して、それぞれが寄附に対する満足度を得られるような仕組みをつくる。例えば、顕彰のための銘板がその１つである。

資金運用については、今後、事業計画の執行に伴い内部留保が減少することとなり、一定の運用益をあげるためにはより難しい対応とならざるを得ない。保有する資産を預金から少しでも利率の高い債券に移行する方策等が考えられるが、高利率（高収益）を得るためにリスキーな商品で運用することは、むしろ避けなければならない。

（４）予算編成と執行

〔現状説明〕

（４）－１　予算編成の適切性と執行ルールの明確性

・予算編成フロー

①本学では、毎年、予算編成に先立って法人の基本方針を受けて、各部署が部目標を設定し、それに基づく業務計画の策定を行う。（９月初旬～11 月中旬）

②次年度の業務計画および予算申請の説明会を所属長に対して実施し、法人の基本方針や予算編成方針等について周知徹底している。(10 月中旬)

③各部署では、業務計画の策定に基づき、業務計画調査票（概要、目的、必要性、

効果、計画額等を記載）を作成し、総務部に提出している。(11 月下旬)

④提出された業務計画調査票に基づき、各部署の所属長に対して、「予算申請に際する事前打合せ」としてヒアリングを実施している。ここでは、「総務部課長（総務担当、人事担当)、経理部課長（経理担当、会計担当)、管財部課長（管財担当、施設担当)、学長室（改革推進担当)」が事務局となり、業務計画調査票の内容についてのヒアリング、前年度予算の執行状況等の確認を行っている。また、この段階において、事務局のレベルで判断のつかないものや部長級以上のレベルでの判断が必要なものについては、プレゼンテーションの対象業務とし、次のステップで審議する。(11 月下旬～12 月初旬)

⑤事務局の審議で、プレゼンテーションの対象となった業務計画については、当該所属の部長（教学関連部署については学部長、教員部長を含む)、課長が、常務理事（教学担当、財務担当、施設管財担当、事務局長）および各事務部長に対してプレゼンテーションを行い、その内容について審議のうえ、業務計画全体の採否についての事務局案を作成する。(12 月中旬～翌年１月上旬)

⑥上記④および⑤で審議し、作成された採否についての事務局案を事務部長会（総務部長、経理部長、管財部長、学長室長、教学センター事務部長、学生部事務部長、進路センター事務部長、情報センター長、図書館事務部長）が再度審議し、採否についての事務部長会案を作成し、常任理事会に提出する。（１月中旬)

⑦常任理事会において、業務計画の採否についての事務部長会案を審議し、最終の採否を決定する。これを受けて、総務部が各所属から提出された業務計画の採否結果通知を行う。（１月下旬)

⑧各部署では、採択通知を受けた業務計画に基づき、経理部に予算申請を行い、収入内訳表および支出内訳表に予算集計表を添付して提出する。（２月中旬)

⑨経理部では、各部署から提出された予算申請に基づき、法人全体の予算を編成し、常任理事会に予算案（資金収支予算案および消費収支予算案）を提出する。また、併せて、総務部では、採択された業務計画に基づき、事業計画書を作成し、常任理事会に提出する。（３月初旬)

⑩常任理事会において、提出された予算案および事業計画書を審議し、評議員会および理事会に提出する。（３月中旬)

⑪提出された予算案および事業計画書について、評議員会であらかじめ意見を聞き、理事会で審議したうえ、次年度予算および事業計画を承認する。（３月下旬)

本学における予算編成のフローについては、上記のとおりであるが、各部署から提出された業務計画の採択額が予算申請額であり、これに基づき、事務部長会が予算の編成を行い、これを受けて、経理部が法人全体の予算案を作成する仕組みとなっている。この仕組みの主体となるものは、学校法人京都産業大学寄附行為、学校法人京都産業大学経理規程、学校法人京都産業大学管財規程等に基づいて行われており、予算編成の適切

性は確保されている。

また、承認された予算に基づき、各部署では予算を執行している。経理部で作成している予算書（法人全体、設置学校別）は、形態科目別の予算体系となっているが、各部署では、業務ごとの勘定科目別に予算が編成され、執行においてもそれに基づいて行わなければならない。予算執行は、すべて業務ごとに行い、業務ごとの予算額を超えての執行は原則的に認めていない。業務を超えての予算外支出については、起案決裁により理事長の承認を得なければならないことになっている。この場合、予算の流用を行うか、予備費を使用するか、補正予算を編成するかは、学校法人京都産業大学経理規程や補正予算編成取扱要領に基づき、行うことになっており、執行ルールにおいて一定の明確性は保たれている。

（４）－２　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

上記（４）－１④の所属長との予算申請に際する事前打合せ（ヒアリング）の際に、前年度の業務計画に基づく予算の執行状況について口頭で確認しているが、執行に伴う効果等については、検証結果を求めていない。現状において前年度の新規業務計画の実施状況やその効果の検証は、次年度の業務計画策定の基礎となるものであるため、必要性は認識しているが、制度的に予算執行の効果の分析や検証する仕組みは導入できていない。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

業務計画と予算は表裏一体のものであることから、2002（平成 14）年度より総務部、経理部、管財部、学長室が事務局となり、現行のフローで予算を編成している。業務計画の策定および予算申請の作業は、９月から３月まで７ケ月という長期に及んでおり、新規業務計画から経常経費に至るまで審議の対象にし、「必要であるもの」と「必要でないもの」や「慣例的に行っているもの」等の洗い出し、とくに支出全般についての見直しを徹底的に行い、それで捻出した財源を新規業務計画（創立 50 周年を目指したグランドデザイン事業等）の支出に充当するというスクラップアンドビルドを基本とした予算を編成している。しかし、全所属長と予算申請に際する事前打合せ（ヒアリング）は、すべての業務計画を把握できるが、大きな事務負担となっていることも否めない。本学では、予算の執行権限の委譲に関する規程がないため、所属長の権限は明確でなく、すべての業務において審議し、承認を得なければ執行できないというシステムになっている。そのため、事務作業が非効率的になり、予算が承認されていても、執行の際には起案決裁を受けることが基本となっている。権限規程を早急に制定し、予算の執行権限を明確にして、所属長の責任のもと、事務作業を少しでも簡素化していくことが必要である。ただし、権限の委譲に併せて、予算執行の効果を分析し、検証していく仕組みも構築し、費用対効果も反映させたうえで、予算編成の適切性と執行のルールの明確化を確立することが重要である。

また、2005（平成 17）年度に本学では、創立 50 周年を迎える 2015（平成 27）年までの

グランドデザイン（中長期事業計画）を策定した。これまでは単年度で予算というものを考えがちであったが、これからは将来を見据えた予算編成を行っていく必要があり、そのためにも中長期事業計画に対応した財政計画を策定したうえで、本学の永続性を担保する予算を編成しなければならない。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

現状の業務計画策定から予算申請に至るまでの作業の簡素化を図るために、経常的経費の基礎となる継続的な業務計画については審議の対象外とし、所属長の責任の範囲内で予算計上し、新たな業務の掘り起こしとなる新規業務計画や業務の拡大に伴う充実業務計画は、これまでどおりの審議の対象とする。ただし、経常的経費に係る予算は、必要に応じてキャップ制（上限額）を設ける。また、今後の権限規程の制定に併せて、同規程に基づいた予算の執行管理に関する基準を明確にし、所属長の権限と責任に応じた予算編成を行う。

また、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを導入し、その検証結果に応じて次年度予算を配分する。まず、その第１段階として、前年度の業務計画（グランドデザイン事業等）の実施状況とその効果について検証する仕組みを構築する。

（５）財務監査

〔現状説明〕

（５）－１　監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

本学では、私立学校法第 37 条第３項に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第３項に基づく監査法人による会計監査、学内規程に基づく監査室による監査の３つの監査機能がある。

①監事による監査

監事による財務監査は、経理部による月次の会計報告に併せて行われ、月次試算表および各種会計書類の照査や予算の執行管理状況についてのヒアリング等により行われている。

また、毎会計年度終了後、経理部からの決算説明ののち、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の財務状況についての監査を行い、監査報告書を作成し、理事会・評議員会において監査結果を報告している。また、理事の業務執行の監査という視点では、理事会・評議員会に毎回出席し、理事会等の業務執行について監査している。

②監査法人による外部監査

監査法人による会計監査では、学校法人会計基準に準拠した処理の妥当性の確認を中心に、その基礎となる支出申請書、各種伝票、元帳、月次試算表と収支計算書との整合性の確認、現金・預金等の実査、予算執行状況等についてのチェック、決算期には、預金・債券、貸付金等における期末（３月 31 日）の残高確認や期末整理仕訳等を含めて、資金収

支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（注記事項含む）の監査を行っている。また、経理部による決算説明ののち、監査法人が監事と監査室に監査報告を行っている。また、外部監査は、2007（平成 19）年度を例にとると一会計年度につき 24 人（公認会計士および補助者）で行われ、10 月（４月～８月分）、12 月（９月～11 月分）、３月（12 月～１月分）、４月（２月分）、５月（３月分）に実施し、年間を通じての監査日数は、延べ 113 日であった。

③監査室による内部監査

本学は、2003（平成 15）年４月に監査室を設置し、管理運営に係る業務について、合法性、合目的性、効果および効率の観点から点検・評価を行い、管理運営の改善および業務効率の向上を図ることを目的として内部監査を実施している。監査は、法令、学校法人京都産業大学寄附行為および諸規程に基づき、適正に業務運営がなされているかの検証と当該業務の有効性と効率性についての検証を行い、監査終了後は、監査室が当該部署に監査結果を文書にて報告し、改善等が必要な場合は、当該部署が改善結果報告書を作成し、監査室に提出し、監査室が理事長に報告している。2006（平成 18）年度までに第１期の監査は一巡し、2008（平成 20）年４月から第２期の監査を開始した。第２期は、リスク・アプローチ監査を中心に実施し、各部署におけるリスクの洗い出しや評価を検証する手法に CSA（統制自己評価）を導入し、当該部署のメンバーが分け隔てなく自部署のリスクをブレーンストーミング（集団思考法）で深く掘り下げ、リスクの低減策を策定する方式を実施している。

上記の３つの監査については、有機的に機能し、お互いの監査が連携することにより、学校法人の管理運営の適正化が図れるものである。現状では、監事と監査法人と監査室は、情報の共有化を図り、それぞれの監査が円滑に行われるように「三様監査連絡会」を年２回から３回行っている。また、経理部においても決算報告を兼ねて、年１回程度の意見交換会等を実施している。

〔点検・評価〕

本学の管理運営の更なる適正化を図るために、内部監査機能を持たせた監査室では、まず、第１期〔2003（平成 15）年 12 月から 2007（平成 19）年３月〕は業務の管理運営という視点での監査を行い、2006（平成 18）年度に全部署の監査が一巡した。ここでは、法令や諸規程に準拠した業務運営が適正になされているか、また、業務マニュアル等の整備状況等についての監査を行い、問題点や課題等を整理し、改善に向けた取り組みがなされ、一定の成果を得た。また、改善や是正が立ち遅れている部署に対しては、フォロー監査を実施するなど、指摘事項の改善・是正の促進を図った。また、2008（平成 20）年度から実施しているリスク・アプローチ監査は、「リスクの回避・低減等の結果報告書」をもとにリスクを多く抱える部署から順次実施しているが、現段階においては第２期の監査を開始して間もないため、点検・評価までには至っていない。

監事監査においては、私立学校法の一部改正を受けて、監事の機能が強化され、監事の役割を明確化するために監査室との連携を強化した。本学では、監事の勤務形態が常勤タイプではないため、時間的な制約もあり、監事の役割を遂行してもらうには負担が大きいが、経理部の月次試算報告に併せて月々の財務状況を監査し、理事会や評議員会には毎回出席し、必要に応じて意見を述べるなど、理事会等の業務執行を監査し、所定の役割は果たしている。

財務監査においては、決算終了時に監査法人が監査報告書を作成し、学校法人の独立性、学校法人の財政状態、経営の状況、理事者およびガバナンスの状況、内部統制、資金調達、経営上の課題等を総合的に評価した内容を理事会と評議員会に報告している。また、併せて会計処理や事務処理における指摘事項等は意見書にまとめて、理事長に報告し、当該部署に対して処理の改善や是正を求め、会計処理も含めた組織の管理運営の適正化を図っている。

監査室は業務という視点で、監査法人は財務という視点で、監事は理事の業務執行と財務の視点で監査し、それぞれの監査が機能し、相互に連携することにより、学校法人の管理運営の適正化が図れるものである。しかし、現状では、相互の連携という点では、情報共有を目的とした報告会的なものが中心であるが、今後は情報の共有化に加えて、お互いの監査の特性を生かしながら、連携強化することにより、公正かつ有効な学校運営を維持していくことが大きな役割となる。

〔改善方策〕

監事、監査法人、監査室がお互いに連携強化していくためには、法人の基本方針や教学理念等を理解し、共通の認識を持つことが前提となることから、理事長、常務理事、学長、事務局長等との懇談会や意見交換会を実施する。また、私立大学を取り巻く環境が急速に変化し、学校法人の独自性と自己責任のもとで、文部科学省をはじめとする規制緩和や法令の改正等もあり、今後は、監事・監査法人、監査室の情報交換会や合同勉強会等も実施し、監査における専門性を高め、監査機能を充実する。

また、私立学校法の一部改正により財務情報の公開が義務化され、ステークホルダーをはじめとした学外者の大学財政に対する関心度は高く、財政の健全性が大学評価のひとつの指標となっている。今後は学外者への説明責任として、適正かつ良好な財務運営を示していくことが重要であることから、財務監査の視点においてもさらに連携強化を図る。

（６）私立大学財政の財務比率

〔現状説明〕

（６）－１　消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

財政状況を検証する指標としては、日本私立学校振興・共済事業団が毎年刊行している

『今日の私学財政』に使用されている財務比率が一般的である。本学でも、過年度からこれを利用して、『消費収支計算書関係比率』『貸借対照表関係比率』の分析を行っており、その比率については、2007（平成 19 年度）年度決算数値（表 46・47）のとおりであり、事業団が集計した財務比率と比べて、概ね良好な状況にあると言える。

〔点検・評価〕

・消費収支計算書関係比率（表 46 参照）

収入構成割合は、とくに、私立大学の収入の根幹をなす『学生生徒等納付金比率』（学生生徒等納付金／帰属収入）において、全国平均は過去５年間 75.1%から 72.9%で推移しているが、本学は 81.2%から 75.9%となっている。財務比率上は、安定的な収入があり、高い方が良いという考え方があるものの、一方では、学生納付金への依存体質が強すぎて、他に柱となる収入源がない硬直的な収入構造の表れでもある。この比率は、過去、80.0%を超えて推移していたが、近年 76.0%程度となっており、これは、2002（平成 14）年度から組織的に開始した資産運用が功を奏したものと言える。将来においても、経済動向の不透明さや学生数の減少等により、収入の減収要因を抱えており、資産運用収入を始めとする他の収入での増収策を図りつつ、学生生徒等納付金比率の上昇を抑える必要がある。

一方、支出構成割合は、最大の支出項目である『人件費比率』（人件費／帰属収入）において、全国平均では 52.0%程度で推移しているのに対して、本学は、これより低い 45.9%から 46.4%で推移している。これは、本学が給与体系の基礎（2006（平成 18）年度まで）としていた国家公務員の俸給表に基づく給与改定が、我が国の経済状況を反映し、低い改定率が続いていることが、とくに大きな要因となっている。将来においても、人件費は、学部・学科の増設や教育研究環境の充実等に伴って、教職員数の増加等により、大きく影響を受けるため、本学としての適正な人員や給与水準等を勘案した人事制度諸施策を講じて、現行水準で維持していく必要がある。

人件費に次いで重要な支出項目である『教育研究経費比率』（教育研究経費／帰属収入）において、全国平均では、27.0%から 30.0%で推移しているが、本学は、25.1%から 28.0%で推移している。財務比率上、同比率は消費収支の均衡を損なわない範囲で高い方が良いとされており、また他大学でも重視している状況が顕著に表れている。本学においては、今後ともグランドデザインの進捗において、教育研究活動の維持・発展のための諸施策が実施されることにより、所要の支出が発生することとなるが、他の支出を抑えつつ、少なくとも、全国平均数値を上回る水準を維持していくこと、さらに、今後の財政公開や説明責任の推進の観点からも、同比率を高めるように工夫することが必要である。

・貸借対照表関係比率（表 47 参照）

自己資金が充実しているかどうか、負債の割合は、『自己資金構成比率』（自己資金［基本金＋消費収支差額］／総資金［負債＋基本金＋消費収支差額］）において、全国平均では、過去５年間に、1.2 ポイントの増加にとどまっているのに対して、本学は、3.7 ポイント増

と自己資金の充実度が進んでいる。これに相関して、『総負債比率』（総負債／総資産）においては、全国平均では、過去５年間に、1.3ポイントの減少に対して、本学は、3.7ポイント減と他人資本が減少している。この大きな要因としては、金融機関等からの借入金の計画的返済や繰上げ返済等により、借入金が減少したことによるものである。

〔改善方策〕

財務分析を行う各種の比率は、他の比率とも密接に関連するため、個々の比率のみで財政状況を判断するだけではなく、複数の比率を詳細に分析する中で、傾向の把握や問題点の発見に活用していくことが必要である。

前述のとおり、本学の過年度の財政は、収支均衡の徹底により健全に推移してきたが、今後においては、大学を取り巻く社会、経済環境等の悪化や大学間競争の激化により、一段と厳しくなることが予測される。このような環境下にあっても、本学が今後も魅力ある大学として存在し続けるためには、長期的に安定した財政基盤の確立を維持して、財政運営にあたっていくことが重要である。

消費収支計算書(付表①)

（単位　千円）

科目＼年度	2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
	決算額	構成比率(%)	趨勢構造比率(%)	決算額	構成比率(%)	趨勢構造比率(%)	決算額	構成比率(%)	趨勢構造比率(%)	決算額	構成比率(%)	趨勢構造比率(%)	決算額	構成比率(%)	趨勢構造比率(%)
学生生徒等納付金	13,473,046	81.20	100	13,452,959	80.39	99.85	13,299,289	79.67	98.71	13,224,793	77.93	98.16	14,259,136	75.92	105.83
手数料	1,015,769	6.12	100	965,710	5.77	95.07	933,415	5.59	91.89	960,414	5.66	94.55	997,016	5.31	98.15
寄付金	164,106	0.99	100	61,154	0.37	37.26	86,632	0.52	52.79	46,163	0.27	28.13	134,037	0.71	81.68
補助金	1,168,680	7.04	100	1,308,372	7.82	111.95	1,323,065	7.93	113.21	1,318,376	7.77	112.81	1,594,936	8.49	136.47
資産運用収入	293,062	1.77	100	426,166	2.55	145.42	520,308	3.12	177.54	834,912	4.92	284.89	1,183,496	6.3	403.84
資産売却差額	5	0.00	100	5,649	0.03	112980	10,057	0.06	201140	16,877	0.1	337540	17,314	0.09	346280
事業収入	216,664	1.31	100	230,428	1.38	106.35	234,001	1.4	108	237,541	1.4	109.64	273,561	1.46	126.26
雑収入	261,597	1.58	100	283,986	1.70	108.56	286,881	1.72	109.67	331,587	1.95	126.75	321,940	1.71	123.07
帰属収入合計	16,592,929	100.00	100	16,734,424	100.00	100.85	16,693,647	100.00	100.61	16,970,663	100.00	102.28	18,781,435	100.00	113.19
基本金組入額	▲ 3,507,642		100	▲ 3,114,344		88.79	▲ 1,965,119		56.02	▲ 1,954,847		55.73	▲ 2,661,088		75.87
消費収入の部合計	13,085,287		100	13,620,080		104.09	14,728,528		112.56	15,015,817		114.75	16,120,347		123.19
人件費	7,609,398	58.55	100	7,937,896	58.55	104.32	7,848,175	58.41	103.14	7,953,116	56.66	104.52	8,721,979	55.43	114.62
人件費	7,242,813	55.73	100	7,513,602	55.42	103.74	7,492,635	55.76	103.45	7,619,310	54.29	105.2	8,321,725	52.88	114.9
退職給与繰入額	366,585	2.82	100	424,294	3.13	115.74	355,539	2.65	96.99	333,807	2.38	91.06	400,254	2.54	109.18
教育研究経費	4,166,514	32.06	100	4,300,426	31.72	103.21	4,267,773	31.76	102.43	4,495,259	32.03	107.89	5,262,221	33.44	126.3
教育研究経費	2,664,905	20.51	100	2,721,049	20.07	102.11	2,803,742	20.87	105.21	3,068,953	21.87	115.16	3,587,281	22.80	134.61
減価償却額	1,501,609	11.55	100	1,579,377	11.65	105.18	1,464,031	10.90	97.5	1,426,306	10.16	94.99	1,674,940	10.64	111.54
管理経費	931,676	7.17	100	1,053,131	7.77	113.04	1,088,649	8.10	116.85	1,378,861	9.82	148	1,455,626	9.25	156.24
管理経費	759,980	5.85	100	858,773	6.33	113	903,015	6.72	118.82	1,197,829	8.53	157.61	1,269,202	8.07	167
減価償却額	171,696	1.32	100	194,358	1.43	113.2	185,634	1.38	108.12	181,032	1.29	105.44	186,424	1.18	108.58
借入金等利息	59,571	0.46	100	44,591	0.33	74.85	32,384	0.24	54.36	9,067	0.06	15.22	15,472	0.10	25.97
資産処分差額	225,698	1.74	100	212,304	1.57	94.07	193,702	1.44	85.82	178,940	1.27	79.28	280,154	1.78	124.13
徴収不能額	3,271	0.02	100	8,209	0.06	250.96	6,756	0.05	206.54	20,129	0.14	615.38	165	0.00	5.04
消費支出の部合計	12,996,128	100.00	100	13,556,557	100.00	104.31	13,437,439	100.00	103.4	14,035,372	100.00	108	15,735,617	100.00	121.08
当年度消費収入超過額	89,159			63,524			1,291,089			980,445			384,729		

※構成比率の算出は、科目ごとに小数点第3位を四捨五入。

貸借対照表（付表②）

（単位　千円）

科目＼年度	2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）
固定資産	95,281,967	93.07	100.00	97,152,792	93.99	101.96	98,932,120	93.47	103.83	101,040,367	91.69	106.04	103,019,424	92.02	108.12
有形固定資産	49,591,091	48.44	100.00	49,191,808	47.59	99.19	49,279,410	46.56	99.37	49,367,082	44.80	99.55	51,462,088	45.97	103.77
土地	17,235,925	16.84	100.00	17,251,766	16.69	100.09	17,330,791	16.37	100.55	17,750,554	16.11	102.99	20,415,009	18.23	118.44
建物	22,910,923	22.38	100.00	21,871,351	21.16	95.46	20,973,730	19.82	91.54	20,838,135	18.91	90.95	20,742,344	18.53	90.53
構築物	2,100,576	2.05	100.00	1,956,311	1.89	93.13	1,738,312	1.64	82.75	3,189,130	2.89	151.82	3,000,075	2.68	142.82
教育研究用機器備品	1,493,628	1.46	100.00	1,225,149	1.19	82.03	1,050,219	0.99	70.31	921,556	0.84	61.70	855,655	0.76	57.29
その他の機器備品	287,617	0.28	100.00	270,303	0.26	93.98	309,387	0.29	107.57	299,076	0.27	103.98	288,944	0.26	100.46
図書	5,521,311	5.39	100.00	5,690,330	5.51	103.06	5,847,486	5.52	105.91	6,008,631	5.45	108.83	6,160,061	5.50	111.57
車両	156	0.00	100.00	78	0.00	50.00	39	0.00	25.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
建設仮勘定	40,955	0.04	100.00	926,520	0.90	2262.29	2,029,448	1.92	4955.31	360,000	0.33	879.01	0	0.00	0.00
その他の固定資産	45,690,876	44.63	100.00	47,960,984	46.40	104.97	49,652,710	46.91	108.67	51,673,285	46.89	113.09	51,557,336	46.05	112.84
著作権	0	0.00		11,550	0.01	100.00	10,500	0.01	90.91	9,450	0.01	81.82	8,400	0.01	72.73
有価証券	0	0.00		10,000	0.01	100.00	10,000	0.01	100.00	10,000	0.01	100.00	10,000	0.01	100.00
長期貸付金	62,857	0.06	100.00	47,097	0.05	74.93	42,134	0.04	67.03	34,297	0.03	54.56	28,073	0.03	44.66
貸与奨学金	343,719	0.34	100.00	299,333	0.29	87.09	243,837	0.23	70.94	217,124	0.20	63.17	195,119	0.17	56.77
退職給与引当特定資産（預金）	7,424,313	7.25	100.00	7,260,071	7.02	97.79	6,979,738	6.59	94.01	6,691,158	6.07	90.12	6,605,215	5.90	88.97
再構築引当特定資産（預金）	20,329,392	19.86	100.00	21,269,737	20.58	104.63	22,641,384	21.39	111.37	23,636,355	21.45	116.27	25,302,076	22.60	124.46
第2号基本金引当特定資産(預金)	12,636,335	12.34	100.00	13,529,016	13.09	107.06	13,535,939	12.79	107.12	14,098,973	12.79	111.57	11,395,293	10.18	90.18
第3号基本金引当特定資産(預金)	4,887,850	4.77	100.00	5,527,234	5.35	113.08	6,182,782	5.84	126.49	6,960,022	6.32	142.39	7,994,254	7.14	163.55
周年事業引当特定資産	0	0.00		0	0.00		0	0.00		9,000	0.01		12,000	0.01	
差入保証金	6,410	0.01	100.00	6,946	0.01	108.36	6,396	0.01	99.78	6,906	0.01	107.74	6,906	0.01	107.74
流動資産	7,092,285	6.93	100.00	6,213,103	6.01	87.60	6,907,075	6.53	97.39	9,155,081	8.31	129.09	8,938,160	7.98	126.03
現金預金	6,737,684	6.58	100.00	5,853,783	5.66	86.88	6,533,897	6.17	96.98	8,630,950	7.83	128.10	8,319,676	7.43	123.48
未収入金	207,905	0.20	100.00	229,462	0.22	110.37	252,510	0.24	121.45	441,118	0.40	212.17	564,402	0.50	271.47
短期貸付金	11,287	0.01	100.00	9,575	0.01	84.83	10,841	0.01	96.05	7,443	0.01	65.94	5,924	0.01	52.49
貸与奨学金	128,942	0.13	100.00	111,936	0.11	86.81	100,259	0.09	77.76	59,987	0.05	46.52	44,715	0.04	34.68
前払金	4,709	0.00	100.00	6,994	0.01	148.52	8,763	0.01	186.09	4,263	0.00	90.53	3,317	0.00	70.44
立替金	1,758	0.00	100.00	1,353	0.00	76.96	806	0.00	45.85	11,319	0.01	643.86	126	0.00	7.17
資産の部合計	102,374,252	100.00	100.00	103,365,895	100.00	100.97	105,839,195	100.00	103.38	110,195,448	100.00	107.64	111,957,584	100.00	109.36

※構成比率の算出は、科目ごとに小数点第3位を四捨五入。
※著作権と有価証券は、2004年度を基準値とした。

貸借対照表（付表②）

（単位　千円）

科目＼年度	2003年度			2004年度			2005年度			2006年度			2007年度		
	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）	決算額	構成比率（%）	趨勢構造比率（%）
固定負債	8,392,723	8.20	100.00	7,913,181	7.66	94.29	7,159,898	6.76	85.31	7,356,158	6.68	87.65	7,165,215	6.40	85.37
長期借入金	968,410	0.95	100.00	653,110	0.63	67.44	180,160	0.17	18.60	665,000	0.60	68.67	560,000	0.50	57.83
退職給与引当金	7,424,313	7.25	100.00	7,260,071	7.02	97.79	6,979,738	6.59	94.01	6,691,158	6.07	90.12	6,605,215	5.90	88.97
流動負債	5,102,913	4.98	100.00	3,396,230	3.29	66.55	3,366,606	3.18	65.97	4,591,307	4.17	89.97	3,498,567	3.12	68.56
短期借入金	315,300	0.31	100.00	315,300	0.31	100.00	195,200	0.18	61.91	215,160	0.20	68.24	105,000	0.09	33.30
未払金	269,764	0.26	100.00	286,064	0.28	106.04	359,267	0.34	133.18	1,473,089	1.34	546.07	476,921	0.43	176.79
前受金	4,337,989	4.24	100.00	2,630,589	2.54	60.64	2,629,788	2.48	60.62	2,770,815	2.51	63.87	2,724,692	2.43	62.81
預り金	179,860	0.18	100.00	164,276	0.16	91.34	182,351	0.17	101.38	132,242	0.12	73.52	191,954	0.17	106.72
負債の部合計	13,495,636	13.18	100.00	11,309,411	10.94	83.80	10,526,503	9.95	78.00	11,947,465	10.84	88.53	10,663,782	9.52	79.02
基本金															
第１号基本金	68,609,598	67.02	100.00	70,191,877	67.91	102.31	71,494,525	67.55	104.20	72,109,098	65.44	105.10	76,439,634	68.28	111.41
第２号基本金	12,636,335	12.34	100.00	13,529,016	13.09	107.06	13,535,939	12.79	107.12	14,098,973	12.79	111.57	11,395,293	10.18	90.18
第３号基本金	4,887,850	4.77	100.00	5,527,234	5.35	113.08	6,182,782	5.84	126.49	6,960,022	6.32	142.39	7,994,254	7.14	163.55
第４号基本金	1,181,000	1.15	100.00	1,181,000	1.14	100.00	1,181,000	1.12	100.00	1,181,000	1.07	100.00	1,181,000	1.05	100.00
基本金の部合計	87,314,783	85.29	100.00	90,429,127	87.48	103.57	92,394,246	87.30	105.82	94,349,093	85.62	108.06	97,010,181	86.65	111.10
消費収支差額															
翌年度繰越消費収入超過額	1,563,833	1.53	100.00	1,627,357	1.57	104.06	2,918,446	2.76	186.62	3,898,891	3.54	249.32	4,283,621	3.83	273.92
消費収支差額の部合計	1,563,833	1.53	100.00	1,627,357	1.57	104.06	2,918,446	2.76	186.62	3,898,891	3.54	249.32	4,283,621	3.83	273.92
基本金及び消費収支差額の部合計	88,878,616	86.82	100.00	92,056,484	89.06	103.58	95,312,692	90.05	107.24	98,247,984	89.16	110.54	101,293,802	90.48	113.97
負債の部，基本金の部及び消費収支差額の部合計	102,374,252	100.00	100.00	103,365,895	100.00	100.97	105,839,195	100.00	103.38	110,195,448	100.00	107.64	111,957,584	100.00	109.36
減価償却累計額の合計	20,329,392		100.00	21,268,687		104.62	22,639,284		111.36	23,633,205		116.25	25,297,876		124.44
建物	11,977,974		100.00	13,105,115		109.41	14,114,571		117.84	15,054,936		125.69	16,244,539		135.62
構築物	3,550,772		100.00	3,779,702		106.45	4,032,803		113.58	4,236,420		119.31	4,534,329		127.70
教育研究用機器備品	4,537,267		100.00	4,157,419		91.63	4,249,861		93.67	4,092,263		90.19	4,257,669		93.84
その他の機器備品	259,455		100.00	223,125		86.00	238,686		92.00	246,183		94.88	260,947		100.58
車両	3,924		100.00	3,325		84.73	3,364		85.73	3,403		86.72	391		9.96
基本金未組入額合計	1,310,885		100.00	985,371		75.17	424,169		32.36	891,190		67.98	320,330		24.44

※構成比率の算出は、科目ごとに小数点第3位を四捨五入。

第１４章　点検・評価

■　大学全体

〔到達目標〕

大学は社会の急激な変化に対応し、その負託に答え、恒常的に発信することが求められている。その内容は、優れた人材の輩出や研究成果等さまざまである。こうした社会的責任を果たすために、2004（平成 16）年度から第三者評価（認証評価）が法律上義務付けられた。

認証評価を求められる背景は、以下の５点である。

（ⅰ）人材育成機能の強化

（ⅱ）ユニバーサル・アクセスに伴う学生の多様化への対応

（ⅲ）高等教育の自由競争環境における学生保護

（ⅳ）アカウンタビリティの履行

（ⅴ）教育研究の国際的通用力の確保

認証評価の本来の目的は、「大学の自己改善力」の強化であり、①大学の改善・改革を行うための手段、②自らの教育研究活動を恒常的に検証し、改善していくメカニズムの構築、③自己点検・評価の自覚的、組織的、体系的実施、の３点がポイントである。

そこで、本学として、建学の精神を基とした学部・研究科の目的・理念と照らし合わせ、教育・研究活動の質を保証し、社会に恒常的に発信していく為に、機能的で効率的な自己点検・評価の体制を整え、いわゆるＰＤＣＡサイクル（Plan → Do → Check → Action を繰り返し、改善・向上を図る仕組み）を活性化させ、大学を改善・向上させていくことを目標とする。

本学の現状を客観的視点から適切に把握するため、社会的評価を活用し、教育・研究の向上に資するシステムを構築する。

本学の特色や「活力」は、「創立 50 周年〔2015（平成 27）年〕に向けた中・長期ビション：グランドデザイン」を策定し、本学が目指す将来像を誰に対してもわかりやすく端的に表現できる言葉として、スローガンを設けた。それが、「ＰＯＷＥＲ　ＵＮＩＶ.」である。これは、「自由だが鍛えられる大学、厳しいが成長できる大学」という意味合いをもつ。目指すべき将来像へ向け、未来に繋がる確かな　“力”をＰＯＷＥＲという言葉に集約し、様々なＰＯＷＥＲを培っていく大学でありたいと願いを込め「ＰＯＷＥＲ　ＵＮＩＶ.」とした。〔表記パターン 20 種を作成〕

本学は、2000（平成 12）年に策定した本学の自己点検・評価報告書に対して、大学基準協会から受けた勧告について、文部科学省からの指摘についても順次改善を行うことを目指している。

（１）自己点検・評価

〔現状説明〕

（１）－１　自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

1997（平成９）年６月に京都産業大学自己点検・評価運営委員会規程が制定された。その第１条には、「大学・学部等の教育理念・目標に沿って、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う」と記されている。この趣旨に基づき、学部および教育研究センター部門、研究機構部門、大学院研究科部門、大学運営部門、法人管理部門の５つの部門にわけ、各部門から委員をそれぞれ選出し運営委員会を構成している。運営委員の任期は２年として、再任を妨げていない。また、運営委員会のもとに上述した５部門からなる小委員会を設けて、そこで実質的な活動を行っている。運営委員会は数回/年開催し、小委員会は必要に応じて開催される。運営委員会で審議承認された事項は、運営委員の責任において各部局に伝えられて実施に移される。

2004（平成 16）年度から第三者評価（認証評価）が法律上義務付けられたことに伴い、第三者評価（認証評価）の実施に伴う学内組織として自己点検・評価運営委員会がその任に当たることになっている。

点検・評価項目は、第三者評価機関となる大学基準協会の「評価の視点」に準拠する形で評価点検項目としている。

自己点検・評価活動の成果として、1998（平成 10）年・2000（平成 12）年・2004（平成 16）年にそれぞれ、「京都産業大学の現状と課題〇〇（年）～自己点検・評価報告書～」を編集し、公開している。

また、春と秋の年２回に渡って、全学での取り組みとして「授業の相互評価アンケート」を実施し、結果を各教員に戻すことで、授業の質の向上を図っている。

（１）－２　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

各部局からの自己点検・評価の結果は小委員会で検討される。検討結果は運営委員会で審議承認され、各委員を通して、改善・改革点として各部局に伝えられる。このようなＰＤＣＡサイクルを動かすことのできる体制は、自己点検・評価運営委員会が発足して以来機能している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

毎年 11 月ごろに行われる各部局の次年度の業務計画を策定する際に年度の振り返りを行い、改善改革のためのＰＤＣＡを検討している。あわせて、自己点検・評価に関するシステムやＰＤＣＡサイクルの定着に向けての、組織的な対応としては、1998（平成 10）年・2000（平成 12）年・2004（平成 16）年にそれぞれ「京都産業大学の現状と課題〇〇（年）

～自己点検・評価報告書～」を編集していることからも、本学独自のシステムとして機能しつつあることが分かる。しかし、その編纂体制が年度によって違うことから、自己点検・評価運営委員会をサポートする具体的な体制について検討していく必要がある。また、ＰＤＣＡサイクルをさらに効率よく動かしていく為にも、自己点検・評価に関する学内のさらなる意識向上に努めていく必要がある。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

恒常的な自己点検としては、年度ごとの業務計画策定に向けて、質を向上できるよう、鋭意取り組む。あわせて、本学における全学的な自己点検・評価は４回目を迎え、その作成における自己点検・評価運営委員会をサポートする具体的な体制作りについては、検討を重ねているところである。遷り行く社会のニーズに答える事のできる大学作りを組織的に行うための自己点検として、ＰＤＣＡサイクルを機能させるべく活用していくことで、さらなる効率化を図る。

また、自己点検・評価の考え方を定着すべく、学内広報誌や各種会議等で啓蒙活動を定期的に行っていく。

とくにコンピュータ理工学部としては、教員、教育助手、研究助手等を含めた組織の成立を目指し、学部内で自己点検が行える環境づくりを検討していく。

（２）自己点検・評価に対する学外者による検証

〔現状説明〕

（２）－１　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

1998（平成 10）年・2000（平成 12）年・2004（平成 16）年に全学的に自己点検・評価を行い、その結果を「京都産業大学の現状と課題○○（年）－自己点検・評価報告－」として公表した。自己点検・評価の結果は、学外の識者により客観的に検証されることが最も望ましいが、本学の自己点検・評価は学外者による評価を受ける制度とはなっていない。しかしながら、本学は 1995（平成７）年に大学基準協会の加盟判定審査を受け、1996（平成８）年４月からは維持会員となり、2002（平成 14）年３月には、2000（平成 12）年に発行した自己点検・評価報告書をもとに同基準協会により相互評価の認定を受けた。2004（平成 16）年はその際にいただいた「助言・勧告」を基に、「改善報告書」を同基準協会に提出し、自己点検・評価報告書も同時に発行した。

また、本学が主催する「京都産業大学ＤＡＹ」などで卒業生や企業の方々などから生の声を聴取している。

（２）－２　外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性

本学の自己点検・評価のシステム自体には、外部評価者により、点検・評価結果を検証する制度はない。しかしながら、2001（平成 13）年度に点検・評価報告書をもとにして、

大学基準協会により相互評価の認定を受けた経験がある。さらに 2009（平成 21）年度には 2008（平成 20）年度発行の自己点検・評価報告書をもとに大学基準協会から第三者評価をうける予定である。

（２）－３　外部評価結果の活用状況

本学は、2001（平成 13）年度に大学基準協会が行った第６回大学評価において、「相互評価の認定」を受けた。2004（平成 16）年には、「京都産業大学の現状と課題○○（年）－自己点検・評価報告－」を作成し、2001（平成 13）年度の相互評価でいただいた「助言・勧告」に対する大学基準協会への改善報告書を 2005（平成 17）年７月に提出した。

今回、新たに「京都産業大学の現状と課題 2008（年）－自己点検・評価報告－」を編纂するにあたり、過去の自己点検・評価報告書からの流れを維持しつつ、新たな評価を加え、報告する予定である。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

本学は 1995（平成７）年に大学基準協会により加盟判定審査をうけ、翌年には維持会員となっている。大学基準協会は多くの加盟校を持ち、大学総合評価の十分な実績をもつ。したがって、今後の第三者評価機関としてふさわしい。しかしながら、大学基準協会はあくまでも文科省により義務づけされた第三者評価機関であり、本学の自己点検・評価を検証するための機関ではない。

加えて、本学が 2000（平成 12）年に発行した自己点検・評価報告書をもとにして、さらに実地検分も含めて綿密な相互評価をうけた。その結果２件の勧告、４件の助言、およびその他の参考となる意見を受けた。いずれの意見もデータに基づく、建設的なものであり、本学も指摘された問題点を解決すべく種々の改善策を遂行中である。このように、大学基準協会からの評価は確実に大学の質的向上に結びつくものであり適切なものであった。

また、外部評価結果の活用状況について、本学の自己点検・評価システムには、外部評価の制度のみならず、学内者による検証制度すらない。したがって、問題点を解決するための具体的な改善策については、課題を指摘された各部局に任せており、報告書を作成すること自体が目的となっている。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

自己点検の目的は報告書を発行することではなく、報告書に記載された問題点を改善することにある。点検・評価結果を客観的に判断するには大学基準協会を含めた学外者による評価が最もふさわしいと思われるが、学外者の人選、人数等、検討しなければならない点は多い。実施にあたっては学外者による評価が困難な場合でも「自己点検・評価運営委員会」が中心となり、自己点検・評価結果に対する内部調査と具体的な改善策を行うための組織作りに取り組む。報告書作成後のこの作業を行わない限り、自己点検・評価は報告

書作成自体が目的となり、学内全教職員の雑務を増やすだけの「全学をあげての徒労の作業」となりかねない。本学も重い腰をあげて自己点検・評価結果を検証する時期に来ている。

大学基準協会での認証評価は大学の質的向上に有効に機能しており、義務づけされた第三者評価機関として差し支えない。本学の自己点検・評価を実りあるものにするためには、認証評価とは異なるものとして学外者の人選、人数、立場等の検討が不可欠である。どの大学・機関に評価を依頼するか等、具体的な検討を進めていく。

（３）大学に対する社会的評価

〔現状説明〕

（３）－１　大学・学部・大学院研究科の社会的評価の活用状況

本学においては、1998（平成 10）年「京都産業大学の現状と課題」に最初の自己点険・評価をまとめた。また、その後、2000（平成 12）年に 2000 年版報告書を作成、（財）大学基準協会の「相互評価」を受けた。2004（平成 16）年には、「相互評価」の結果の受け、2004 年版報告書を作成してきている。（2004（平成 16）年版報告書は、独自に作成し、（財）大学基準協会の認証は受けていない。）これらの報告書は、すべてホームページで公開してきた。この報告書に対しての社会的評価としては、とくに受けていない。しかし、このように今後も積極的に情報公開し、社会的評価を受けることは重要なことであると認識している。

（３）－２　自大学の特色や「活力」の検証状況

作成した「ＰＯＷＥＲ　ＵＮＩＶ.」を共通ロゴをとしてあらゆる場面で活用し、本学の特色を共有し、かつ各種メディア媒体でも発信してきている。これにより、一拠点総合大学であることとも関連づけ、一丸となった様々な取り組みが実現できている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

現在、大学に対して、メディア・雑誌等で本学を論評・評価されることがある。これらを基に具体的に、各学部・研究科、および学長室において、検証を行っているが、それらを総合的に捉え、大学改革の一助とする必要がある。しかし、自己点検・評価を実施するプロセスに十分に活用するシステムとなっていない。

従来の建学の精神やグランドデザインだけでは、学生や地域住民等を含むすべてのステイクホルダーの方に訴える力が十分ではなかったが、この「ＰＯＷＥＲ　ＵＮＩＶ.」ロゴの策定により、本学の特色を凝縮させることが可能となり、このコミュニケーション・スローガンの活用という手法は、これまで成功してきていると言えるであろう。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

メディア・雑誌等において大学の評価がなされるが、とくに社会のニーズを敏感に捉え、広く世界各国の試みを参考とする視点・検査項目も検証したうえで、本学の全学自己点検・

評価委員会における活動を、単に認証評価のための申請に終わらせず、総合的な自己点検・評価プロセスとなるような検証システムを同委員会で検討・構築する。

今後もより一層、このスローガンの定着に力を注ぎ、学内が一丸となれるような活力を与え、学内にもその波及効果が及ぶような取り組みを検討する。

（４）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

〔現状説明〕

（４）－１　文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告等に対しては、真摯に受け止め、改善に努めている。

設置認可を受けた学部・研究科に対して、文部科学省から付される留意事項については、「履行状況報告書」により報告してきた。近年設置した学部・研究科では、法科大学院法務研究科に対し、完成年度以降、成績評価基準の適切な運用およびカリキュラムの見直しについて、留意事項が付されている。前者については、科目別の評価結果の分析等を行い、また、後者については、指摘を受けた当該授業科目の科目分野を是正し、あわせて、全科目について、より適切かつ体系的なカリキュラム編成となるよう、経年的に改善に努めている。（詳細は、後述[所属：法務研究科]の該当箇所を参照。）

大学基準協会からは、2001（平成 13）年本学が作成した「京都産業大学の現状と課題 2000」の自己点険・評価報告書に対して、2002（平成 14）年大学基準協会から勧告２点、助言４点を受けた。これについては、2005（平成 17）年７月に改善報告書をすでに提出した。勧告の①定員超過率については、入学センターを中心に是正が行われている。また勧告の②講義室・演習室・自習室の狭あいについてもすでに新校舎の設置等により改善を図った。

なお、2006（平成 18）年３月にいただいた改善報告書に関する検討結果において、改善努力が認められ、大学基準協会から再度報告を求める事項はなかった。

〔点検・評価〕

2005（平成 17）年に改善報告書を提出はしたが、助言４点の内「①（学生の受入れ：修士課程・博士課程の各専攻の定員充足状況）大学院外国語学研究科各専攻修士課程、経済学研究科経済学専攻博士課程、法学研究科法律学専攻博士課程、理学研究科数学専攻博士課程、同物理学専攻博士課程、工学研究科情報通信工学専攻博士課程において、収容定員に対する在籍学生比率が低くなっているので、その改善が望まれる。」については、今後も改善が必要であると考えている。

〔改善方策〕

大学院の入学定員の拡充については、大学院入学資格や受入れ方法について、柔軟な対応を行うと共に、経済支援制度を検討している。創立 50 周年〔2015（平成 27）年〕に達成

を目指した本学のグランドデザインを策定した。この施策実現の中で今後も取り組んでいく予定である。

参考：2001（平成 13）年本学が作成した「京都産業大学の現状と課題 2000」の自己点検・評価報告書に対して、2002（平成 14）年に大学基準協会から２点の勧告「①（学生の受け入れ）理学部物理学科、同計算機科、工学部情報通信工学科において収容定員に対する在籍学生数の比率が高くなっているので、その改善に努力されたい。②（施設・設備等）講義室・演習室・自習室の在籍学生１人当たり面積が、経済学部、経営学部、法学部、外国語学部においては狭あいであるので、その改善に努力されたい。」と、４点の助言「①（学生の受入れ：修士課程・博士課程の各専攻の定員充足状況）大学院外国語学研究科各専攻修士課程、経済学研究科経済学専攻博士課程、法学研究科法律学専攻博士課程、理学研究科数学専攻博士課程、同物理学専攻博士課程、工学研究科情報通信工学専攻博士課程において、収容定員に対する在籍学生比率が低くなっているので、その改善が望まれる。②（研究活動と研究体制の整備）専任教員の一部に研究業績の不活発なものが見受けられる。③（教育研究のための人的体制：専任教員数ならびに専任教員１人当たり学生について）専任教員１人当たり在籍学生数が、経営学部、法学部において多いので、その改善が望まれる。④（教育研究のための人的体制：専任教員の年齢構成について）理学部において、教員の年齢構成が高く、アンバランスが著しいのでその改善が望まれる。」

法務研究科（法科大学院）

（１）自己点検・評価

〔現状説明〕

（１）－１　自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

法務研究科においては、2008（平成 20）年度から本研究科に独自に自己点検・評価委員会を立ち上げ、恒常的に自己点検・評価を行うシステムを確立した。また、外部評価委員会からも、点検・評価の報告書を受けることにした。

（１）－２　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価委員会および外部評価委員会から提言のあった改善事項は、項目毎に該当する委員会（教務・入試・ＦＤ・学生・学生支援）において直ちに改善に向けた計画・実行・検証を行い、運営委員会を経て研究科会議で徹底している。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

これまで、自己点検・評価に関しては不充分であった反省から、2008（平成 20）年度に制度化して取り組んだ。また外部評価委員会については、法律家がメンバーになっていないことが問題である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

2009（平成 21）年度から、外部評価委員会に弁護士にメンバーとして加わってもらうこととした。

（２）自己点検・評価に対する学外者による検証

〔現状説明〕

（２）－１　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

専門職大学院は、学校教育法第 109 条第３項および学校教育施行令第 40 条によって５年度毎に外部機関の認証評価を受けることとなっており、本研究科は 2008（平成 20）年上期に日弁連法務研究財団による第一回目の認証評価を受けた。

また、法務研究科独自の取り組みとして外部評価委員会を設置しており、研究科長と数名の教員が参加し、年に数回の意見交換を行っている。外部評価委員会は、「京都産業大学法科大学院外部評価委員会規程」に基づき、本研究科が社会的使命を果たすことがで　きるよう、本研究科の教育の充実等に関する検証、提言、報告等を行う機関である。

（２）－２　外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性

法科大学院の認証機関は３機関ある。この内、財団法人日弁連法務研究財団を外部評価機関とすることの決定は、2006（平成 18）年９月 14 日開催の研究科会議において行った。

また、設立当初から外部評価委員会を設置している。

（２）－３　外部評価結果の活用状況

2008（平成 20）年度上半期に受けた財団法人日弁連法務研究財団の認証評価の結果は、不適格であった。不適格の評価を受けた点検項目については、現地調査の総括として視察委員から受けた指摘があった事項であり、直ちに対応策を講じて、改善に努めており、2009（平成 21）年度下半期に、改めて認証評価を受けることを 2008（平成 20）年 10 月 15 日開催の研究科会議で決定している。

〔点検・評価（上記３項目を含む）〕

法科大学院固有の課題については、認証評価機関の審査を受けるため、外部評価委員会はどちらかと言えば、一般社会人に社会通念上の視点からの評価を受けるにとどまり、法科大学院についての専門家の視点からの評価という点では不十分であった。

〔改善方策（上記３項目を含む）〕

今回、認証評価が不適格となった結果を反省し、外部評価委員の構成メンバーを改めて強化することにし、認証評価の経験のある弁護士に就任を依頼した。

（３）大学に対する社会的評価

〔現状説明〕

（３）－１　大学・学部・大学院研究科の社会的評価の活用状況

法務研究科の社会的評価は、５年に１度行うことが法令により義務づけられている認証評価や、本学独自の外部評価委員会による評価、マスコミによる評価等によって定まるものである。さらに、本学教員の社会的貢献－国や地方自治体の各種委員就任やマスコミへのコメント等も大きな一要素であろう。

さらに、本学教員には、社会的に相応の貢献をしている者も少なくない。

社会的評価の活用としては、ホームページや入試のパンフレットにおいて、積極的に社会的評価にかかわる情報を開示し、本学の存在価値を高める努力を重ねている。また、他方で、マイナスの評価が見られる場合には、その迅速な改善に努めているところである。

（３）－２　自大学の特色や「活力」の検証状況

法務研究科では、自己点検評価委員会を設置しており、毎年の評価をホームページ上に公開することとし、それをふまえたうえで、不断の検証を行っている。

〔点検・評価（上記２項目を含む）〕

今年度に入ってから、上記のような活動の整備を積極的に図っており、従来よりも飛躍的に改善したと考えている。しかし、組織としての活動が重要であり、その点では、まだ緒についたばかりであるので、今後の継続が重要である。

〔改善方策（上記２項目を含む）〕

組織的な活動を継続するための仕組みづくりを考えていきたい。委員会のメンバー構成や活動を無理なく行うための方策を検討中である。構成員の負担の平等化を図ると同時に効率を高めるためには、委員会の開催回数や場所、方法等について、まだまだ工夫を行う余地があるので、さらに検討を継続する予定である。

また、評価の基本となる諸活動の活性化が重要であることは論をまたないので、その点の改善も図りたい。

（４）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

〔現状説明〕

（４）－１　文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

文部科学省の「平成 19 年度設置計画履行状況調査」において、法務研究科には次の２点の留意事項が付されており、教務委員会を中心に改善策を検討しているところである。

１．成績評価については、基準の適切な運用に一層努めること。

２.「家族と法」を法律基本科目とすることに伴い、カリキュラムの整理に努めること。

〔点検・評価〕

設置履行状況調査の留意事項を確認し、解消のための手段を講じているので、今年度中に解決できるものと考えている。

〔改善方策〕

2008（平成 20）年度中には、設置履行状況調査による２点の留意事項を解消する予定である。

１．成績評価について

シラバスおよび第１回目授業時のガイダンスにおいて、担当教員が、より具体的な評価基準を明示する。その際には、法曹に必要な２つのマインド（「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」）と７つのスキル（「問題解決能力」、「法的知識」、「事実調査・事実認定能力」、「法的分析・推論能力」、「創造的・批判的検証能力」、「法的議論・表現・説得能力」、「コミュニケーション能力」）との関連性を明らかにし、当該科目でいかなるマインド、スキルの獲得を目的とするのか、そしてその到達度について明示・説明することとした。

成績評価の具体的基準

①成績評価（単位認定）は絶対評価であることの再確認。

②成績判定は、その定期試験と平常点を総合して行うが、具体的にはそれぞれの評点を合算する方法による。

③成績判定において、定期試験は 50～70％の範囲、平常点 30～50％の範囲の比重を与えるものとする（平常点は、小テスト、レポート等の評点をプラス評価とし、欠席をマイナス評価として評点をつける）。この前提として、出欠確認のために、授業毎に適切な方法をとるものとする。

④上記②③については、各科目のシラバスに記載する。

⑤再試験は廃止する。

⑥成績評価の根拠となる資料を組織として保管し、教務・ＦＤ合同委員会を中心に検証を行い、科長に報告し運営委員会に諮り、研究科会議に報告する。

⑦成績の（著しい）偏りがある科目については、是正を求める。

なお，授業出席確認に関する取り扱いについて，以下のことを機関決定した。

・遅刻・早退は不利益に扱う。

・授業開始後 30 分以上の遅刻・および 60 分経過前の早退は欠席扱いとする。

遅刻・早退は，不利益扱いとするが，具体的な評価（たとえば，「１回１点の減点対象にする」ないし「３回で１回の欠席扱いとする」など）は，授業の特性に応じて担当教員が決定する。ただし，その扱いはシラバスにおいて公表し，その妥当性についてはＦＤ委員会および教務委員会で検討する。

・出席回数が全授業回数の３分の２に満たないときは，定期試験の受験資格を喪失する。

２．成績評価の公表・点検

昨年度から開始した制度である「試験問題の解説および成績評価に関する講評」の充実と統一を図る。現在、全科目の講評をＴＫＣのサイト上に掲載して全学生および全教員に公表しているが、昨年度まで、講評のスタイルや内容についての点検が不十分であったので、今年度からは、教務委員会において、すべての講評を閲読し、問題がある講評については修正を教員に依頼することによって、本制度の趣旨の実現を確保している。

３．成績分布表の見直し

履修要項には、ＧＰＡによる成績評価の項に、標準的な成績分布の表を掲載しているが、数年前から、この表は「目安とする」こととしており、履修要項にも、「目安とする（履修者が少数の科目等、この方法を適用することが適当でないものを除く)。」と記載していたが、相対評価と誤解を与えるおそれのあることが判明したので、来年度の履修要項からは削除することとした。

４．カリキュラムの整備について

2008（平成 20）年上半期に実施された、日弁連法務研究財団による認証評価の現地調査の際に、現行カリキュラムの展開・先端科目分野に、実質的に法律基本科目に属すると評価されうる授業が９科目（企業法Ⅱ、民法演習Ⅱ、刑事法総合演習、民事手続法特論、民事法総合演習Ⅱ、民事法特論、公法演習Ⅰ、公法演習Ⅱ、公法実務演習）設置されているとの指摘を受けた。

これらの科目は、内容的に法律基本科目で扱う範囲を超えているとの認識に基づいて、本研究科では、展開・先端科目に位置づけてきたものであるが、内容的に基本科目と重なる部分があり、カリキュラム全体で本来要請される整合性を欠く状態となっている以上、適切な科目設置ではないと結論し、設立時の原点に立ち返り、これらの科目をいったん廃止することを決定した上で、法律基本科目に選択科目を設け、そこに企業法Ⅱを移すこととし。また、2009（平成 21）年度には公法演習、民事法総合演習をそれに加えることにした。

展開・先端科目への科目追加については、2009（平成 21）年度から消費者法演習を設置する。

第１５章　情報公開・説明責任

〔到達目標〕

社会経済の高度化・複雑化に伴い、高等教育機関における教育研究の質の向上や人材養成に対する社会からの多様な要請に適切に対応するため、私立大学は、開かれた大学運営や社会的責任を果たしていく必要がある。

このような要請に応えていくためには、大学の教育研究内容や学校法人の経営内容が一層透明性の高いものとなることが求められる。教学および経営面において情報公開を促進していくことが私立大学に課せられた社会的責務であるという認識に立ち、より一層の情報公開を進めていくことにより、社会に対する説明責任を果たす。

（１）財政公開

〔現状説明〕

（１）－１　財政公開の状況とその内容・方法の適切性

私立学校法の改正によって、2005（平成 17）年４月から財務情報の公開が義務付けられ、2004（平成 16）年度決算からが公開の対象となった。公開方法は、「閲覧」までで、あとは各法人に任せられている。私立学校法改正のＱ＆Ａが示すとおり、できるだけ積極的な公開が求められ、とくにインターネットを活用する等積極的な対応が望まれており、本学でも大学ホームページから財務のサイトに入ることができ、そこで公開をしている。

財務状況は、在学生はもちろん、保護者、受験生、教職員、卒業生を含める本学のステークホルダー、一般に向けて、説明責任を果たす義務があり、それぞれの公開対象者がより理解しやすいような見せ方の工夫が必要である。学校法人会計基準は、営利を求める企業会計とは違い、基本金の考え方等、独特の計算法があり、これらを理解してもらうために、用語の説明等を加える必要がある。

インターネットを通じての初めての公開時期は、2000（平成 12）年度の予算概要と決算の概要を掲載したときである。2004（平成 16）年度からは、私立学校法の改正にともない、予算概要、決算概要に加えて、事業報告書、計算書類、財産目録をＰＤＦファイルで公開している。

学生と保護者に配付している広報誌『サギタリウス（７月号)』の予算概要、決算概要の掲載は、インターネットを通じての公開と同時期である 2000（平成 12）年度から実施し、学生や保護者の視点に立ってわかりやすく説明している。

また、閲覧簿を備え付け、「財務情報書類の閲覧に関する処理手順」を作成し、閲覧申込みに対応できるように準備を整えているが、インターネットおよび広報誌上で公開しているためか、閲覧の申込みの実績はこれまで１件もない。

学内の教職員全員に毎年配布しているポケットサイズの『教職員手帳』には、従前は、当年度の予算だけを掲載していたが、2004（平成 16）年度から当年度予算に加え前年度の

決算書を掲載している。

毎年、予算書と決算書の内容について、理事会での承認後に、教員向けには学部長等を構成員とする部局長会と、職員向けには所属長で構成される所属長会で、説明を行っている。

学内の電子掲示板を通じて、上記の２つの会議で説明した「事業計画書、事業報告書、予算概要、決算概要」を公開している。

〔点検・評価〕

改正私立学校法の適用以前から財務情報の概要だけでも公開を開始していることについては、評価すべき点である。また、とくに広報誌『サギタリウス』で公開している予算概要、決算概要については、読者が理解し易いようフルカラーで、説明もできるだけ平易な表現を用いるようにしている。さらに他大学から表現方法や内容について問合せもあったことから、見せ方としては、判りやすいレベルに達している。

しかし、事業目的別予算管理に対応したシステムではないため、大きな事業については、経費をクローズアップして表記しているが、全体的に事業目的別の予算決算についての公開ができていない。

〔改善方策〕

５年以内に、財務システムの更改が必要であり、新システムへの更改時に「事業目的別予算管理」に対応したシステムを導入し、事業目的別の予算・決算を公開し、よりわかりやすい財務情報公開を目指す。また、事業報告書に掲載している「財務の概要」についても、2005（平成 17）年度の公開以来，掲載内容について大きな見直しは行っていないが、今後は他大学の財務情報の公開内容も参考にしながら、順次改善を行う。

（２）情報公開請求への対応

〔現状説明〕

（２）－１　情報公開請求への対応状況とその適切性

大学の帰属収入の大半は、学生生徒等納付金、国からの補助金、篤志家からの寄附金で構成されている。2005（平成 17）年４月１日改正施行された私立学校法により自ら、在学生その他の利害関係人からの請求に応じて一定の財務書類等を公開すべきことが第 47 条に規定された。

このことからこの規定（第 47 条）を遵守し、利害関係人からの情報公開請求に備え、2005（平成 17）年４月１日付けで「学校法人京都産業大学財務情報公開に関する取扱い要領」を制定し、閲覧に供する書類、閲覧対象者、閲覧場所、閲覧方法、閲覧を拒否する場合等を定め、2007（平成 19）年４月１日にこの取扱い要領を一部改正し、現在に至っている。

財務情報に関しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書)、事業報告書、監事による監査報告書を大学キャンパス内の総務部に備え付けし、

閲覧できるようにしている。

閲覧できる対象者としては、在学生、保護者、教職員、本法人に対する債権者および抵当権者、その他必要と認める者としている。

これらの閲覧できる書類については、在学生に対して内容をわかり易く伝えるために、学内情報誌により解説している。学外に対しては、閲覧で備え付けしているものと同じものをホームページにおいて公開している。

また、受験生を対象にした情報公開・提供として、京都の「衣・食・住」をテーマにして本学が立地する京都で生活することをイメージしやすいように京都の文化も盛り込み情報を提供している。具体的には、各種案内冊子・パンフレット等を作成し、各種教育機関・入学説明会等で配付している。また本学の入試情報については、受験雑誌、新聞広告、入試相談会、高校内ガイダンス、オープンキャンパス、各種イベント、本学ホームページなど各種の媒体を通じて発信している。

また、入学後の学生からの成績評価についての異議申し立てについては、各学部履修要項にて「学業成績について不明な点がある場合は、次学期の履修登録期間の前日までに申し出ること」を明記し、不明な点は、すべて教学センターを通じて担当教員に問い合わせし回答を得られるよう制度化している。

さらに、保護者に対しては、年２回　郵送にて成績評価を送付し、学習の進度を伝え、相談ごとがあれば、保護者と共同で該当学生の教育支援を行っている。とくにご子息を下宿させている遠方の保護者のため、年２回、「京都産業大学ＤＡＹ」と称して、希望する保護者には、成績表を本学から持参し、各都道府県にて個別懇談会を実施し、保護者の不安を除くなどを行い、連携して学生の教育支援を行っている。

〔点検・評価〕

財務情報に対する情報公開については、ホームページに公開していることもあり、これまで総務部の窓口に閲覧に来られた人はいない。

本学を受験する学生がどの情報を基にしているかの調査を行い、該当する媒体への注力をおこなっているが、受験生の多くは、ホームページも参考にしており、より分かりやすいホームページ作成の必要がある。また、今後は携帯電話での情報入手も視野に入れた検討を行う必要もあろう。

〔改善方策〕

現時点では、規程上の問題もないことから、財務状況や学費の使われ方等をわかり易くすることを中心に取り組み、説明責任を果たすこととしている。

今後、一般の方を含めた受験生などがよく利用する本学のホームページの改善を検討する。

（３）点検・評価結果の配信

〔現状説明〕

（３）－１　自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は、在学生、保護者、教職員に対して、パンフレット等により財政状況を公開しているだけでなく、全学的な自己点検・評価活動の集大成として『京都産業大学の現状と課題』を1998（平成10）年、2000年（平成12)、2004（平成16）年に作成し、ホームページで公開してきた。併せて1998（平成10）年および2000（平成12）年については、大学基準協会の認証を受けてきた。

（３）－２　外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

現在のところ、外部評価を受けていないが、コンサルタントやその他の業者のコメントを受け本学グランドデザインを基本とする制度設計の参考としている。また、第三者評価については、(財）大学基準協会に申請し1998（平成10）年および2000（平成12）年に認証を受けている。

〔点検・評価（上記２項目を含む)〕

（３）－１

上記のとおりの自己点検・評価結果を学内外へ発信をしているが、ホームページ上での発信に留まっている。

（３）－２

各種業者からの評価に関する情報を得て、カリキュラム改革や制度設計に役立てているが、その発信が十分にできていない。また、2004（平成16）年本学で作成した『自己点検・評価報告書』を本学ホームページで公開しているが、本学独自に鋭意作成したもので、(財）大学基準協会の第三者評価を受けたものではなく、また学外の関係部署に冊子等として送付するなどの発信はしていないため、十分適切性を有しているとは言いがたい。

〔改善方策（上記２項目を含む)〕

（３）－１

本学の情報公開・説明責任を果たすため、第三者評価、外部評価を採用し、より一層の透明性・信頼性のある公開に努める。また、自己点検・評価報告書およびその評価結果については、ホームページだけでなく、ＣＤ版報告書を作成して、学内外に配布、さらに広く公開する。

（３）－２

今後、(財）大学基準協会の第三者評価結果をホームページで公開するだけでなく、外部評価の実施を検討し、その結果の公開を視野にいれ検討し、適切な大学運営の一助とし、ＰＤＣＡサイクルを機能させるよう努める。